データエントリ電子化規準（XML）

Ｖｅｒ．５．４

２０２３年6月３０日

データエントリ電子化規準書（ＸＭＬ）

Ver. 5.4

2023年6月30日

（１／２）

株式会社ＮＴＴデータ

データエントリ電子化規準書（ＸＭＬ）

Ver. 5.4

2023年6月30日

（２／２）

株式会社ＮＴＴデータ

項番	修　正　内　容	ページ	修正種別	修正日付	修正者	備　考
4.0	第４．０版					
4.0-1	第３章　電子化データの納品 ３．２　出力ファイルフォーマット（レコードレイアウト） ３．２．３　管理情報早期ＤＥデータ仕様 ・受付日の電子化における対処に設定例を追記	3.2.3-7	C	2009.7.17	村上	誤記訂正
4.0-2	第３章　電子化データの納品 ３．３　納品リスト ３．３．１　バッチ申請データ （３）　電子化不能メモ ・伝票フォーマットの改ページを修正	3.3.1-11	C	2009.7.17	村上	誤記訂正
4.0-3	第５章　データエントリ仕様 ５．１　　全般的な事項 ５．１．１　全般的な事項 （１）　電子化対象書類に関する全般的事項 ・【審判番号】、【審判請求日】の記載を西暦から和暦に修正 （同一ページ内での記述統一）	5.1.1-1	C	2009.7.17	村上	誤記訂正
4.0-4	第５章　データエントリ仕様 ５．１　　全般的な事項 ５．１．１　全般的な事項 （１）　電子化対象書類に関する全般的事項 ・補正書の中間コードA521、A522の記載を削除	5.1.1-1	C	2009.7.17	村上	誤記訂正
4.0-5	第５章　データエントリ仕様 ５．１　　全般的な事項 ５．１．１　全般的な事項 （５）　使用文字に関する全般的な事項 ・“申請人が提出した書面に「■」が記載されている場合はそのまま電子化する。”を追記	5.1.1-6	C	2009.7.17	村上	誤記訂正
4.0-6	第５章　データエントリ仕様 ５．１　　全般的な事項 ５．１．１　全般的な事項 （８）　仕様の記述に関する全般的な事項 ・“「データエントリ管理班」の記述は「電子記録基準管理班」と読み替えること。”を追記	5.1.1-7	C	2009.7.17	村上	誤記訂正
4.0-7	第５章　データエントリ仕様 ５．２　　管理情報仕様 ５．２．１　管理情報仕様の見解方法 ・“「日本国特許庁電子文書交換標準仕様（ＸＭＬ編）」から再掲。最新は、「日本国特許庁電子文書交換標準仕様（ＸＭＬ編）」を確認のこと。”の記述を削除	5.2.1-1	C	2009.7.17	村上	誤記訂正

4.0-8	第５章　データエントリ仕様 ５．２　　管理情報仕様 ５．２．１　管理情報仕様の見解方法 管理情報仕様の記載方法 ・下記の通りに修正 （iii）　設定条件（◎：必須、●：条件つき必須、　△：任意） （iv）　タグ名称（英字）	5.2.1-2	C	2009.7.17	村上	誤記訂正
4.0-9	第５章　データエントリ仕様 ５．２　　管理情報仕様 ５．２．２　管理情報の見出し ・“「日本国特許庁電子文書交換標準仕様（ＸＭＬ編）」から再掲。最新は、「日本国特許庁電子文書交換標準仕様（ＸＭＬ編）」を確認のこと。”の記述を削除	5.2.2-1	C	2009.7.17	村上	誤記訂正
4.0-10	第５章　データエントリ仕様 ５．２　　管理情報仕様 ５．２．３　管理情報仕様 ・“「日本国特許庁電子文書交換標準仕様（ＸＭＬ編）」から再掲。最新は、「日本国特許庁電子文書交換標準仕様（ＸＭＬ編）」を確認のこと。”の記述を削除	5.2.3-1	C	2009.7.17	村上	誤記訂正
4.0-11	第５章　データエントリ仕様 ５．２　　管理情報仕様 ５．２．３　管理情報仕様 項番３　四法コード ・“『事件の表示』配下の属性『出願の区分』の内容を設定する。”から“『事件の表示』配下の属性『四法種別』の内容を設定する。”に修正	5.2.3-5	C	2009.7.17	村上	誤記訂正
4.0-12	第５章　データエントリ仕様 ５．２　　管理情報仕様 ５．２．３　管理情報仕様 項番５　国際出願番号 ・バイト数を「１２」から「9or１２」に修正	5.2.3-8	C	2009.7.17	村上	誤記訂正
4.0-13	第５章　データエントリ仕様 ５．２　　管理情報仕様 ５．２．３　管理情報仕様 項番６２　確認情報 ・補足説明にＩＤ確認方法、ＩＤ確認結果と管理情報設定項目のマトリクス図を追記	5.2.3-74	C	2009.7.17	村上	誤記訂正
4.0-14	第５章　データエントリ仕様 ５．２　　管理情報仕様 ５．２．３　管理情報仕様 項番６６　氏名又は名称 ・“「項番３７：氏名又は名称」と同様。”の記述を削除 ］	5.2.3-79	C	2009.7.17	村上	誤記訂正

4.0-15	第５章　データエントリ仕様 ５．２　　管理情報仕様 ５．２．３　管理情報仕様 項番７１　データエントリ日付 ・設定条件を“●（条件付必須）”から“◎（必須）”に修正	5.2.3-85	C	2009.7.17	村上	誤記訂正
4.0-16	第５章　データエントリ仕様 ５．２　　管理情報仕様 ５．２．３　管理情報仕様 項番７７－２　振替番号 ・項目設定方法に“出願審査請求手数料返還請求書の場合、タグの設定を行わない。”を追記	5.2.3-93-3	C	2009.7.17	村上	誤記訂正
4.0-17	第５章　データエントリ仕様 ５．２　　管理情報仕様 ５．２．３　管理情報仕様 項番８０　提出物件名 ・項目設定方法に「請求の範囲（翻訳文）」も設定対象外である旨を追記	5.2.3-96	C	2009.7.17	村上	誤記訂正
4.0-18	第５章　データエントリ仕様 ５．２　　管理情報仕様 ５．２．３　管理情報仕様 項番８５　更正申請フラグ ・項目設定方法の“更正の内容により”の記述を削除	5.2.3-101	C	2009.7.17	村上	誤記訂正
4.0-19	第５章　データエントリ仕様 ５．２　　管理情報仕様 ５．２．３　管理情報仕様 項番８９　国際出願番号 ・バイト数を「１２」から「9or１２」に修正	5.2.3-105	C	2009.7.17	村上	誤記訂正
4.0-20	第５章　データエントリ仕様 ５．３　　書誌情報仕様 ５．３．３　書類ごとの変換仕様 項番３８　刊行物等提出書 ・ページ「５．３．３－１３９」から「５．３．３－１３８」に修正	5.3.3-138	C	2009.7.17	村上	誤記訂正
4.0-21	第５章　データエントリ仕様 ５．３　　書誌情報仕様 ５．３．３　書類ごとの変換仕様 項番４５　実用新案技術評価請求書 ・ページ「５．３．３－１６４－１６５」からページ「５．３．３－１６４－１」に修正	5.3.3-164-1	C	2009.7.17	村上	誤記訂正
4.0-21	第５章　データエントリ仕様 ５．３　　書誌情報仕様 ５．３．３　書類ごとの変換仕様 項番４９　誤訳訂正書 ・項番９９「規定外の項目」に“※”を追記	5.3.3-179	C	2009.7.17	村上	誤記訂正

4.0-21	第５章　データエントリ仕様 ５．３　　書誌情報仕様 ５．３．４　書誌情報仕様共通項目 共１０　事件の表示 ・（３）（b）の表の記述「ケース２」「ケース６」から「ケース１」「ケース２」に修正	5.3.4-25	C	2009.7.17	村上	誤記訂正
4.0-21	第５章　データエントリ仕様 ５．３　　書誌情報仕様 ５．３．４　書誌情報仕様共通項目 共４６　代表者 ・代表者として記載される記載事例一覧に保全管理人を追記	5.3.4-84	C	2009.7.17	村上	誤記訂正
4.0-22	第５章　データエントリ仕様 ５．３　　書誌情報仕様 ５．３．４　書誌情報仕様共通項目 共５３　国名テーブル一覧表 ・項番６４「エチオピア」の職権訂正の範囲に「エチオピア連邦民主共和国」を追記	5.3.4-95	C	2009.7.17	村上	国県名テーブルの正式名変更対応 （H21.6 リリース）
4.0-23	第５章　データエントリ仕様 ５．３　　書誌情報仕様 ５．３．４　書誌情報仕様共通項目 共６６　対象項目 ・（２）内容の置換の電子化における対処の記述“デルミタ”から“デリミタ”に修正	5.3.4-122	C	2009.7.17	村上	誤記訂正
4.0-24	第５章　データエントリ仕様 ５．３　　書誌情報仕様 ５．３．５　書誌情報仕様個別項目 個別８４．０　書類識別 ・（２）タグ属性の設定の電子化における対処の記述“DESIGN”から“design”に修正	5.3.5-329	C	2009.7.17	村上	誤記訂正
4.0-25	第５章　データエントリ仕様 ５．３　　書誌情報仕様 ５．３．５　書誌情報仕様個別項目 個別９６．３　区分 ・補足の記述“文書例２”から“文書例１”に修正	5.3.5-393	C	2009.7.17	村上	誤記訂正
4.0-26	第５章　データエントリ仕様 ５．３　　書誌情報仕様 ５．３．６　手続補正書の電子化 ２）　職権訂正の範囲 ・（６）の記述“デルミタ”から“デリミタ”に修正	5.3.6-4	C	2009.7.17	村上	誤記訂正
4.0-27	第５章　データエントリ仕様 ５．３　　書誌情報仕様 ５．３．６　手続補正書の電子化 ５）　補正の内容の電子化 ・（iii）の（b）に出願番号の判定条件を追加	5.3.6-16-1	C	2009.7.17	村上	誤記訂正

4.0-28	第５章　データエントリ仕様 ５．３　　書誌情報仕様 ５．３．７　誤訳訂正書の電子化 ２）　職権訂正の範囲 ・（６）の記述“デルミタ”から“デリミタ”に修正	5.3.7-3	C	2009.7.17	村上	誤記訂正
4.0-29	第５章　データエントリ仕様 ５．３　　書誌情報仕様 ５．３．６　手続補正書の電子化 ５）　訂正の内容の電子化 ・（iii）の（b）に出願番号の判定条件を追加	5.3.7-14	C	2009.7.17	村上	誤記訂正
4.0-30	第５章　データエントリ仕様 ５．３　　書誌情報仕様 ５．３．８　【意見の内容】等の電子化 ４）　意見の内容の電子化方法 ・“対応範囲内の制御記号”の記述を“文字修飾”に修正	5.3.8-4	C	2009.7.17	村上	誤記訂正
4.0-31	第５章　データエントリ仕様 ５．４　　請求の範囲・明細書・図面・要約書・提出物件の電子化 ５．４．１　全般的な事項 ・“＊６　請求の範囲・明細書・図面のいずれかの添付があった場合、その物件のみ電子化する。”を削除	5.4.1-2	C	2009.7.17	村上	誤記訂正
4.0-32	第５章　データエントリ仕様 ５．４　　請求の範囲・明細書・図面・要約書・提出物件の電子化 ５．４．３　明細書の電子化 ３．１　明細書 ・（２）内容の置換の電子化における対処の記述“項番４と同じ”から“項番３と同じ”に修正	5.4.3-7	C	2009.7.17	村上	誤記訂正
4.0-33	第５章　データエントリ仕様 ５．４　　請求の範囲・明細書・図面・要約書・提出物件の電子化 ５．４．３　明細書の電子化 ３．４　段落 ・“【表ｎ】などの記載のみでイメージが存在せず、文章が存在する場合は、<tables>タグ、<maths>タグ、<chemistry>タグには変換せず、段落内の記載として【表ｎ】などの記載を[表ｎ]として設定する。”に修正	5.4.3-14	C	2009.7.17	村上	誤記訂正
4.0-34	第５章　データエントリ仕様 ５．４　　請求の範囲・明細書・図面・要約書・提出物件の電子化 ５．４．３　明細書の電子化 ３．５　イメージ ・※３“図番の記載がありイメージが存在しない場合は電子化不能とする”を削除 ・※３“【表ｎ】などの記載のみでイメージが存在せず、文章が存在する場合は、<tables>タグ、<maths>タグ、<chemistry>タグには変換せず、段落内の記載として【表ｎ】などの記載を[表ｎ]として設定する。”を追記	5.4.3-20	C	2009.7.17	村上	誤記訂正

4.0-35	第５章　データエントリ仕様 ５．４　　請求の範囲・明細書・図面・要約書・提出物件の電子化 ５．４．３　明細書の電子化 ３．１６　規定外項目 ・注意書きの記述“明細書お段落中に”から“明細書の段落中に”に修正	5.4.3-31	C	2009.7.17	村上	誤記訂正
4.0-36	第５章　データエントリ仕様 ５．４　　請求の範囲・明細書・図面・要約書・提出物件の電子化 ５．４．４　図面の電子化 ２－２）図面代用写真の電子化 ・図面代用写真の電子化に関する記述を追加	5.4.4-1	C	2009.7.17	村上	誤記訂正
4.0-37	第５章　データエントリ仕様 ５．４　　請求の範囲・明細書・図面・要約書・提出物件の電子化 ５．４．４　図面の電子化 ４．１　図面 ・（２）内容の置換の電子化における対処の記述“項番４と同じ”から“項番３と同じ”に修正	5.4.4-6	C	2009.7.17	村上	誤記訂正
4.0-38	第５章　データエントリ仕様 ５．４　　請求の範囲・明細書・図面・要約書・提出物件の電子化 ５．４．６　配列表の電子化 （３）　配列表の電子化 ・配列表ＸＭＬとイメージファイルの関係図を修正	5.4.6-3	C	2009.7.17	村上	誤記訂正
4.0-38	第５章　データエントリ仕様 ５．４　　請求の範囲・明細書・図面・要約書・提出物件の電子化 ５．４．６　配列表の電子化 ６．２　段落 ・段落内のテキストに引き続きイメージが記載される例を追加	5.4.6-6	C	2009.7.17	村上	誤記訂正
4.0-39	第５章　データエントリ仕様 ５．４　　請求の範囲・明細書・図面・要約書・提出物件の電子化 ５．４．６　配列表の電子化 （４）　例外処理 ・用紙を横長に用いて記載してきた場合の例を修正	5.4.6-8	C	2009.7.17	村上	誤記訂正
4.0-40	第５章　データエントリ仕様 ５．４　　請求の範囲・明細書・図面・要約書・提出物件の電子化 ５．４．７　添付物件の電子化 （１）前提条件 ・図面代用写真の電子化に関する記述を削除	5.4.7-2	C	2009.7.17	村上	誤記訂正
4.0-41	第５章　データエントリ仕様 ５．６　チェック内容とエラー時の対処 ５．６．１　全般的な事項 ・（５）の記述“当該ページを”から“該当案件の書誌の全ページを”に修正	5.6.1-1	C	2009.7.17	村上	誤記訂正

4.0-42	第５章　データエントリ仕様 ５．６　チェック内容とエラー時の対処 ５．６．２　チェック内容と対処 ・（３）の項番５の書類分類コードの欄の記述“手続補正書”から“中間書類”に修正	 5.6.2-1	C	2009.7.17	村上	誤記訂正
4.0-43	第５章　データエントリ仕様 ５．６　チェック内容とエラー時の対処 ５．６．２　チェック内容と対処 ・（９）の物件電子化フラグに記載された※を削除	 5.6.2-5-1	C	2009.7.17	村上	誤記訂正
4.0-44	第５章　データエントリ仕様 ５．６　チェック内容とエラー時の対処 エラー時の対処及びエラーコード 4.書誌情報のみに発生するエラー ・（４）に制限値の内容を追記	 5.6.2-11	C	2009.7.17	村上	誤記訂正
4.0-45	第７章　援用書類の電子化 ７．３　概要 ・原願がＸＭＬで電子化されている場合の図に⑤を追記	 7-3	C	2009.7.17	村上	誤記訂正
4.0-45	第７章　援用書類の電子化 ７．３　概要 ・原願がＸフォーマットで電子化されている場合の図に⑤を追記	 7-4	C	2009.7.17	村上	誤記訂正
	ー　以上　ー					

修正種別（Ｃ：更新　Ａ：追加　Ｄ：削除）　修正日付：2009.12.18

項番	修　正　内　容	ページ	修正種別	修正日付	修正者	備　考
4.01	第４．０１版					
4.01-1	第２章　申請書類の発注 ２．２　申請書類の発注 ２．２．２　発注に関する書類 ・発注番号の説明書きを「申請形態別年一連番号」から「発注単位の管理番号」に修正	2.2.2-7	C	2009.12.18	村上	平成21年度制度改正 登録情報処理機関複数化対応（H22.4リリース）
4.01-2	第５章　データエントリ仕様 ５．３　書誌情報仕様 ５．３．４　書誌情報仕様共通項目 共通１０２　書類別項目記載事例一覧表 項番４６　　出願公開請求書 ・その他の記載事例に「請求人、請求者、出願公開請求人、出願人、特許請求人、提出者」を追加	5.3.4-168	C	2009.12.18	村上	出願支援課殿からの修正要望
	－　以上　－					

修正種別（Ｃ：更新　Ａ：追加　Ｄ：削除）　修正日付：2010.7.30

項番	修　正　内　容	ページ	修正種別	修正日付	修正者	備　考
4.1	第４．１版					
4.1-1	第５章　データエントリ仕様 ５．２　管理情報仕様 ５．２．２　管理情報仕様の見出し ・列の桁数をバイト数に修正 ・項番６０　書留番号 バイト数をＶから１６に修正	 5.2.2-2～ 5.2.2-3	Ｃ	2010.07.30	村上	原課殿修正要望
4.1-2	第５章　データエントリ仕様 ５．２　管理情報仕様 ５．２．３　管理情報仕様 ・項番６０　書留番号 バイト数をＶから１６に修正 項目設定方法に２バイトの英数字（Ｘ、０～９）で設定する旨を追記 補足説明の書留番号の記載例が１１桁になっていたため、８桁の記載例に修正	 5.2.3-69	Ｃ	2010.07.30	村上	原課殿修正要望
	－　以上　－					

項番	修　正　内　容	ページ	修正種別	修正日付	修正者	備　考
4.11	第４．１１版					
4.11-1	第５章　データエントリ仕様 ５．４　請求の範囲・明細書・図面・要約書・提出物件の電子化 ５．４．２　請求の範囲の電子化 （３）　請求の範囲の電子化 請求の範囲の変換仕様見出し ・項番６及び項番８に下線（uタグ）を追加	5.4.2-3	C	2010.12.24	村上	原課殿修正要望
4.11-2	第５章　データエントリ仕様 ５．４　請求の範囲・明細書・図面・要約書・提出物件の電子化 ５．４．２　請求の範囲の電子化 （３）　請求の範囲の電子化 外国語請求の範囲の変換仕様見出し ・項番５及び項番７に下線（uタグ）を追加	5.4.2-4	C	2010.12.24	村上	原課殿修正要望
4.11-3	第５章　データエントリ仕様 ５．４　請求の範囲・明細書・図面・要約書・提出物件の電子化 ５．４．２　請求の範囲の電子化 （３）　請求の範囲の電子化 ２．３　請求項内段落（claim-text） ・内容の置換の補足にタグ<上付><下線>、タグ<下付><下線>も使用できる旨を追加	5.4.2-8	C	2010.12.24	村上	原課殿修正要望
4.11-4	第５章　データエントリ仕様 ５．４　請求の範囲・明細書・図面・要約書・提出物件の電子化 ５．４．２　請求の範囲の電子化 （３）　請求の範囲の電子化 ２．５　段落（p） ・内容の置換の補足にタグ<上付><下線>、タグ<下付><下線>も使用できる旨を追加	5.4.2-11	C	2010.12.24	村上	原課殿修正要望
4.11-5	第５章　データエントリ仕様 ５．４　請求の範囲・明細書・図面・要約書・提出物件の電子化 ５．４．３　明細書の電子化 （１）　前提条件 ・段落の文字修飾について、「上付」の配下に「下線」、「下付」の配下に「下線」も使用できる旨を追加	5.4.3-1-1	C	2010.12.24	村上	原課殿修正要望

修正種別（Ｃ：更新　Ａ：追加　Ｄ：削除）　修正日付：2010.12.24

項番	修　正　内　容	ページ	修正種別	修正日付	修正者	備　考
4.11-6	第５章　データエントリ仕様 ５．４　請求の範囲・明細書・図面・要約書・提出物件の電子化 ５．４．３　明細書の電子化 （３）　明細書の電子化 明細書（新様式（様式統一後））の変換仕様見出し ・段落の文字修飾について、「上付」の配下に「下線」、「下付」の配下に「下線」も使用できる旨を追加	5.4.3-5-3	C	2010.12.24	村上	原課殿修正要望
4.11-7	第５章　データエントリ仕様 ５．４　請求の範囲・明細書・図面・要約書・提出物件の電子化 ５．４．３　明細書の電子化 （３）　明細書の電子化 ３．２　発明の名称（invention-title） ・内容の置換の捕捉について、「字上げ」、「字下げ」の記載を「上付」、「下付」に修正	5.4.3-10	C	2010.12.24	村上	原課殿修正要望
4.11-8	第５章　データエントリ仕様 ５．４　請求の範囲・明細書・図面・要約書・提出物件の電子化 ５．４．３　明細書の電子化 （３）　明細書の電子化 ３．４　段落（p） ・段落の文字修飾について、「上付」の配下に「下線」、「下付」の配下に「下線」も使用できる旨を追加	5.4.3-14	C	2010.12.24	村上	原課殿修正要望
4.11-9	第５章　データエントリ仕様 ５．４　請求の範囲・明細書・図面・要約書・提出物件の電子化 ５．４．３　明細書の電子化 （３）　明細書の電子化 ３．１８　段落（p） ・内容の置換の補足にタグ<上付><下線>、タグ<下付><下線>も使用できる旨を追加	5.4.3-34	C	2010.12.24	村上	原課殿修正要望
	－　以上　－					

項番	修　正　内　容	ページ	修正種別	修正日付	修正者	備　考
4.2	第４．２版					
4.2-1	第５章　データエントリ仕様 ５．３　　書誌情報仕様 ５．３．５　書誌情報仕様個別項目 １．２　特記事項 特記事項の設定方法 ・前提条件④の記載に「又は平成２３」を追加し、下記の通り修正 ④　１項目で複数条文の記載の場合は、特許法が出現する単位とする。ただし、特許法の直前のキーワードが平成５又は平成２３である場合には、平成５又は平成２３からを一文と考える。	5.3.5-4	C	2011.07.29	長谷部	S-H23-0018 特許法第３０条（発明の新規性喪失の例外）の法改正に伴う対応 （H24.4リリース）
4.2-2	第５章　データエントリ仕様 ５．３　　書誌情報仕様 ５．３．５　書誌情報仕様個別項目 １．２　特記事項 条文設定マトリクス（特許出願） ・キーワード（行）に、「平成２３」の行を追加 ・ケース（列）に、項番１８～２３（条文コード５１５，５１６，５１７，５３３，５３４，５３５）の列を追加	5.3.5-5、 5.3.5-5-1	C	2011.07.29	長谷部	S-H23-0018 特許法第３０条（発明の新規性喪失の例外）の法改正に伴う対応 （H24.4リリース）
4.2-3	第５章　データエントリ仕様 ５．３　　書誌情報仕様 ５．３．５　書誌情報仕様個別項目 １．３　条文 下記の６パターンを追加 ・「平成２３年改正前特許法第３０条第１項の規定の適用を受けようとする特許出願」の場合 ・「平成２３年改正前特許法第３０条第３項の規定の適用を受けようとする特許出願」の場合 ・「特許法第３０条第２項の規定の適用を受けようとする特許出願」の場合 ・「特許法第１８４条の１４の規定により平成２３年改正前特許法第３０条第１項の規定の適用を受けようとする特許出願」の場合 ・「特許法第１８４条の１４の規定により平成２３年改正前特許法第３０条第３項の規定の適用を受けようとする特許出願」の場合 ・「特許法第１８４条の１４の規定により特許法第３０条第２項の規定の適用を受けようとする特許出願」の場合	5.3.5-22-3 5.3.5-22-4 5.3.5-22-5 5.3.5-22-6 5.3.5-22-7 5.3.5-22-8	C	2011.07.29	長谷部	S-H23-0018 特許法第３０条（発明の新規性喪失の例外）の法改正に伴う対応 （H24.4リリース）

項番	修　正　内　容	ページ	修正種別	修正日付	修正者	備　考
4.2-4	第５章　データエントリ仕様 ５．３　　書誌情報仕様 ５．３．５　書誌情報仕様個別項目 ２．２　特記事項 特記事項の設定方法 ・前提条件④の記載に「又は平成２３」を追加し、下記の通り修正 ④　１項目で複数条文の記載の場合は、特許法が出現する単位とする。ただし、特許法の直前のキーワードが平成５又は平成２３である場合には、平成５又は平成２３からを一文と考える。	5.3.5-47	C	2011.07.29	長谷部	S-H23-0018 特許法第３０条（発明の新規性喪失の例外）の法改正に伴う対応 （H24.4リリース）
4.2-5	第５章　データエントリ仕様 ５．３　　書誌情報仕様 ５．３．５　書誌情報仕様個別項目 ２．２　特記事項 条文設定マトリクス（実用新案登録出願） ・キーワード（行）に、「平成２３」の行を追加 ・ケース（列）に、項番２１～２６（条文コード５１５，５１６，５１７，５３３，５３４，５３５）の列を追加	5.3.5-48、 5.3.5-49、 5.3.5-49-1	C	2011.07.29	長谷部	S-H23-0018 特許法第３０条（発明の新規性喪失の例外）の法改正に伴う対応 （H24.4リリース）
4.2-6	第５章　データエントリ仕様 ５．３　　書誌情報仕様 ５．３．５　書誌情報仕様個別項目 ２．３　条文 下記の６パターンを追加 ・「実用新案法第１１条第１項において準用する平成２３年改正前特許法第３０条第１項の規定の適用を受けようとする実用新案登録出願」の場合 ・「実用新案法第１１条第１項において準用する平成２３年改正前特許法第３０条第３項の規定の適用を受けようとする実用新案登録出願」の場合 ・「実用新案法第１１条第１項において準用する特許法第３０条第２項の規定の適用を受けようとする実用新案登録出願」の場合 ・「実用新案法第４８条の１５第３項で準用する特許法第１８４条の１４の規定により実用新案法第１１条第１項で準用する平成２３年改正前特許法第３０条第１項の規定の適用を受けようとする実用新案登録出願」の場合 ・「実用新案法第４８条の１５第３項で準用する特許法第１８４条の１４の規定により実用新案法第１１条第１項で準用する平成２３年改正前特許法第３０条第３項の規定の適用を受けようとする実用新案登録出願」の場合 ・「実用新案法第４８条の１５第３項で準用する特許法第１８４条の１４の規定により実用新案法第１１条第１項で準用する特許法第３０条第２項の規定の適用を受けようとする実用新案登録出願」の場合	5.3.5-70-1 5.3.5-70-2 5.3.5-70-3 5.3.5-70-4 5.3.5-70-5 5.3.5-70-6	C	2011.07.29	長谷部	S-H23-0018 特許法第３０条（発明の新規性喪失の例外）の法改正に伴う対応 （H24.4リリース）
	－　以上　－					

修正種別（Ｃ：更新　Ａ：追加　Ｄ：削除）　修正日付：2011.12.22

項番	修　正　内　容	ページ	修正種別	修正日付	修正者	備　考
4.21	第４．２１版					
4.21 -1	第２章　申請書類の発注 ２．２　　申請書類の発注 ２．２．２　発注に関する書類 （３）　発注伝票（更正申請） ①　伝票フォーマット（注） ・発表伝票（更正申請）の媒体数に記載されている媒体名を「ＣＭＴ」から「ＤＡＴ」に修正 ②　伝票記載内容 ・伝票記載内容の表の項番５の内容欄に記載されている媒体名を「ＣＭＴ」から「ＤＡＴ」に変更し、下記の通り修正 内容：ＤＡＴの数及びボリューム名である。	 2.2.2-8 2.2.2-11	C	2011.12.22	篠崎	平成23年度 XML書類管理サーバ更改に伴う媒体種別変更対応
4.21 -2	第２章　申請書類の発注 ２．２　　申請書類の発注 ２．２．２　発注に関する書類 （４）　発注伝票（援用） ①　伝票フォーマット（注） ・発注伝票（援用図面）に記載されている媒体名を「ＣＭＴ」から「ＤＡＴ」に修正 ②伝票記載内容 ・伝票記載内容の表の項番５の項目欄、内容欄に記載されている媒体名を「ＣＭＴ」から「ＤＡＴ」に変更し、下記の通り修正 項目：ＤＡＴ本数 内容：ＤＡＴ本数及びＤＡＴのＶＳＮである。	 2.2.2-12 2.2.2-15	C	2011.12.22	篠崎	誤記訂正
4.21- 3	第２章　データエントリ仕様 ２．３　　申請書類の発注物及び確認事項 （２）　更正申請の発注物及び確認事項 ・項番２の発注物欄に記載されている媒体種別を「ＭＯ」から「ＤＡＴ」に修正 ・項番２の媒体に関する備考欄の記載について、電子データがＸＭＬの場合の媒体種別を「ＭＯ」から「ＤＡＴ」に修正	 2.3-2	C	2011.12.22	篠崎	平成23年度 XML書類管理サーバ更改に伴う媒体種別変更対応
4.21- 4	第２章　データエントリ仕様 ２．３　　申請書類の発注物及び確認事項 （３）　援用の発注物及び確認事項 ・項番２の発注物欄に記載されている媒体種別を「ＣＭＴ」から「ＤＡＴ」に修正 ・項番２の媒体に関する備考欄の記載について、電子データがＸＭＬの場合の媒体種別を「ＣＭＴ」から「ＤＡＴ」に修正	 2.3-3	C	2011.12.22	篠崎	誤記訂正

項番	修　正　内　容	ページ	修正種別	修正日付	修正者	備　考
4.21-5	第５章　データエントリ仕様 ５．３　　書誌情報仕様 ５．３．５　書誌情報仕様個別項目 １．２　特記事項 特記事項の設定方法 ・前提条件に下記の条件⑥を追加 ⑥　特許出願の特記事項に記載されている条文が、条文設定マトリクス（特許出願）の条文に対応しない場合はエラーとする。	5.3.5-4	C	2011.12.22	篠崎	原課殿からの修正要望
4.21-6	第５章　データエントリ仕様 ５．３　　書誌情報仕様 ５．３．５　書誌情報仕様個別項目 １．３　条文 下記のパターンを追加 ・当該要素に設定されている内容が、条文設定マトリクス（特許出願）に対応付けられる条文ではない場合	5.3.5-22-9	C	2011.12.22	篠崎	原課殿からの修正要望
4.21-7	第５章　データエントリ仕様 ５．３　　書誌情報仕様 ５．３．５　書誌情報仕様個別項目 ２．２　特記事項 ・前提条件に下記の条件⑦を追加 ⑦　実用新案登録出願の特記事項に記載されている条文が、条文設定マトリクス（実用新案登録出願）の条文に対応しない場合はエラーとする。	5.3.5-47	C	2011.12.22	篠崎	原課殿からの修正要望
4.21-8	第５章　データエントリ仕様 ５．３　　書誌情報仕様 ５．３．５　書誌情報仕様個別項目 ２．３　条文 下記のパターンを追加 ・当該要素に設定されている内容が、条文設定マトリクス（実用新案登録出願）に対応付けられる記載ではない場合	5.3.5-70-7	C	2011.12.22	篠崎	原課殿からの修正要望
4.21-9	第６章　更正申請の電子化 ６．１　前提条件 ・更正申請の電子化発注の際に使用する媒体に関する前提条件を以下の通り修正 （５）更正申請の発注の際の媒体は、更正対象案件がＸＭＬの場合ＤＡＴを使用し、更正対象案件がＸフォーマットの場合はＣＭＴを使用する。	6-1	C	2011.12.22	篠崎	平成23年度 XML書類管理サーバ更改に伴う媒体種別変更対応

修正種別（Ｃ：更新　Ａ：追加　Ｄ：削除）　修正日付：2011.12.22

項番	修　正　内　容	ページ	修正種別	修正日付	修正者	備　考
4.21-10	第６章　更正申請の電子化 ６．２　概要 ・更正対象案件の電子データを格納する媒体の種別を「ＣＭＴ」から「ＤＡＴ」に修正	6-2	C	2011.12.22	篠崎	平成23年度 XML書類管理サーバ更改に伴う媒体種別変更対応
4.21-11	第６章　更正申請の電子化 ６．３　更正申請の発注 （１）　発注の構成 ・更正対象案件の電子データを格納する媒体の種別を「ＣＭＴ」から「ＤＡＴ」に修正 （２）　発注方法 ・更正対象案件の電子データを格納する媒体の種別に関する記載を以下の通り修正 更正申請対象案件の電子データがＸＭＬの場合は、ＤＡＴに格納して発注される。また、Ｘフォーマットの場合は、ＣＭＴに格納して発注される。 （３） ・更正申請の発注の際に使用する媒体の格納構造について記載している項目（３）を「ＣＭＴ格納構造」から「ＤＡＴ格納構造」に修正 ・更正対象案件の電子データを格納する媒体の種別を「ＣＭＴ」から「ＤＡＴ」に修正	6-3 6-3、6-4	C	2011.12.22	篠崎	平成23年度 XML書類管理サーバ更改に伴う媒体種別変更対応
4.21-12	第７章　援用書類の電子化 ７．１　前提条件 ⑵援用書類の電子化 ・援用を主張する出願、及び援用の対象となる出願の電子データを格納する媒体の種別を「ＣＭＴ」から「ＤＡＴ」に修正	7-1	C	2011.12.22	篠崎	誤記訂正
4.21-13	第７章　援用書類の電子化 ７．４　業務フロー ・援用を主張する出願、及び援用の対象となる出願の電子データを格納する媒体の種別を「ＣＭＴ」から「ＤＡＴ」に修正	7-6～7-8	C	2011.12.22	篠崎	誤記訂正
4.21-14	第７章　援用書類の電子化 ７．５　発注 （１）発注の構成 ・援用を主張する出願、及び援用の対象となる出願の電子データを格納する媒体の種別を「ＣＭＴ」から「ＤＡＴ」に修正 （２） ・援用の発注の際に使用する媒体の格納構造について記載している項目（２）を「ＣＭＴ格納構造」から「ＤＡＴ格納構造」に修正 ・援用を主張する出願、及び援用の対象となる出願の電子データを格納する媒体の種別を「ＣＭＴ」から「ＤＡＴ」に修正	7-9 7-10	C	2011.12.22	篠崎	誤記訂正

修正種別（Ｃ：更新　Ａ：追加　Ｄ：削除）　修正日付：2011.12.22

項番	修　正　内　容	ページ	修正種別	修正日付	修正者	備　考
4.21-15	第７章　援用書類の電子化 ７．６　業務に関する条件 ・受付から借用した媒体の返却に関する記載を、以下の通り修正 受付から借用したＤＡＴは情報の追加・削除・変更は行わず返却する。	7-11	C	2011.12.22	篠崎	誤記訂正
	ー　以上　ー					

項番	修　正　内　容	ページ	修正種別	修正日付	修正者	備　考
4.22	第4.22版					
4.22-1	第２章　申請書類の発注 ２．２　　申請書類の発注 ２．２．２　　発注に関する書類 （２）　発注伝票（通常・ＰＣＴ） ②　伝票記載内容 「注１．発注番号及送付票番号の構成」 ・発注番号の構成については付録の「発注番号構成表」を参照する旨の記載を追加 ・発注番号の左から４桁目～７桁目に関する説明を、「発注番号（発注単位の管理番号）」から「発注単位の管理番号」に修正。 「注２．受付番号の構成」 ・受付番号の左から４桁目～７桁目に関する説明を、「発注番号（発注単位の管理番号）」から「発注単位の管理番号」に修正。	P. 2.2.2-7	C	2012.03.30	伊藤	記載の詳細化（出願支援課様の修正要望）
4.22-2	第２章　申請書類の発注 ２．２　　申請書類の発注 ２．２．２　　発注に関する書類 （３）　発注伝票（更正申請） （４）　発注伝票（援用） （５）　発注伝票（原願） （６）　発注伝票（再エントリ） ②　伝票記載内容 ・発注番号の構成については付録の「発注番号構成表」を参照する旨の記載を追加	P. 2.2.2-11 P. 2.2.2-15 P. 2.2.2-17 P. 2.2.2-19	C	2012.03.30	伊藤	記載の詳細化（出願支援課様の修正要望）
4.22-3	第３章　電子化データの納品 ３．２　出力ファイルフォーマット（レコードレイアウト） ３．２．１　バッチ申請データ （１）管理レコード ・表中の「発注番号」の記載が、「主番」と「枝番」に対応するようになっていたが、「申請形態」と「年」も合わせて「発注番号」とするよう、修正。 ・表項番４の「却下件数」の設定方法に関する説明を追加。 ・表項番５の「却下受付番号」の設定方法に関する説明を追加。	P. 3.2.1-2	C	2012.03.30	伊藤	記載の詳細化（出願支援課様の修正要望）
4.22-4	第３章　電子化データの納品 ３．３　出力ファイルフォーマット（レコードレイアウト） ３．２．２　管理情報早期ＤＥデータ （２）情報レコード 表１　１）管理レコード ・表中の「発注番号」の記載が、「主番」と「枝番」に対応するようになっていたが、「申請形態」、「年」、「主番」、「枝番」を合わせて「発注番号」とするよう、記載を修正。	P. 3.2.2-2	C	2012.03.30	伊藤	記載の詳細化（出願支援課様の修正要望）

項番	修　正　内　容	ページ	修正種別	修正日付	修正者	備　考
4.22-5	第３章　電子化データの納品 ３．３　納品リスト ３．３．１　バッチ申請データ （１）納品明細書 ②伝票記載内容 ・項番2の「発注番号」に、発注番号の構成については付録の「発注番号構成表」を参照する旨の記載を追加	P. 3.3.1-7	C	2012.03.30	伊藤	記載の詳細化（出願支援課様の修正要望）
4.22-6	第５章　データエントリ仕様 ５．２　管理情報仕様 ５．２．３　管理情報仕様 項番２１　受付形態 ・発注番号の記載に、発注番号の構成については付録の「発注番号構成表」を参照する旨の記載を追加	P. 5.2.3-29	C	2012.03.30	伊藤	記載の詳細化（出願支援課様の修正要望）
4.22-7	付録 発注番号構成表 ・発注番号構成表を、付録として追加。	付録	C	2012.03.30	伊藤	記載の詳細化（出願支援課様の修正要望）
	ー　以上　ー					

項番	修　正　内　容	ページ	修正種別	修正日付	修正者	備　考
4.3	第4.3版					
4.3-1	第０章　目次 ・「第２章　申請書類の発注」配下の「２．２．１　発注の更正」を「２．２．１　発注の構成」に修正	i	C	2012.06.22	伊藤	誤記修正
4.3-2	第３章　電子化データの納品 ３．１　　概要 ・バッチ申請データファイル及び管理情報早期ＤＥデータファイルの圧縮・暗号化に関する記載を、以下の記載に修正 バッチ申請データファイルは、暗号化して転送する。管理情報早期ＤＥデータファイルは圧縮・暗号化を行わずにＴＣＰ／ＩＰ上でＦＴＰ機能により転送する。納品明細書等の書面は、転送後、納品する。	P.3.1-1	C	2012.06.22	伊藤	記載の詳細化（出願支援課様の修正要望）
4.3-3	第３章　電子化データの納品 ３．２　出力ファイルフォーマット（レコードレイアウト） ３．２．１　バッチ申請データ （２）情報レコード ・インターフェースヘッダの注釈を「情報レコードごとび設定する。」から「情報レコード単位に１つ設定する。なお、レコード総情報長、フォーマット識別、ＺＩＰデータは書類ごとに繰り返して設定する。」に変更	P.3.2.1-3	C	2012.06.22	伊藤	記載の詳細化
4.3-4	第３章　電子化データの納品 ３．３　納品リスト ３．３．１　バッチ申請データ ・イメージ点数の説明を追記	P.3.3.1-1	C	2012.06.22	伊藤	記載の詳細化（出願支援課様の修正要望）
4.3-5	第５章　データエントリ仕様 ５．３　書誌情報仕様 ５．３．３　書類ごとの変換仕様 ・特許願に【出願の区分】、【アクセスコード】を追加	P.5.3.3-4	C	2012.06.22	伊藤	優先権書類デジタルアクセスサービス手続変更対応 (S-H24-0014)
4.3-6	第５章　データエントリ仕様 ５．３　書誌情報仕様 ５．３．３　書類ごとの変換仕様 ・実用新案登録願に【出願の区分】、【アクセスコード】を追加	P.5.3.3-9	C	2012.06.22	伊藤	優先権書類デジタルアクセスサービス手続変更対応 (S-H24-0014)
4.3-7	第５章　データエントリ仕様 ５．３　書誌情報仕様 ５．３．５　書誌情報仕様個別項目 １．２３　出願の区分を追加	P.5.3.5-43-5 P.5.3.5-43-6 P.5.3.5-43-7	A	2012.06.22	伊藤	優先権書類デジタルアクセスサービス手続変更対応 (S-H24-0014)

項番	修　正　内　容	ページ	修正種別	修正日付	修正者	備　考
4.3-8	第５章　データエントリ仕様 ５．３　書誌情報仕様 ５．３．５　書誌情報仕様個別項目 １．２４　アクセスコードを追加	 P.5.3.5-43-8 P.5.3.5-43-9 P.5.3.5-43-10	A	2012.06.22	伊藤	優先権書類デジタルアクセスサービス手続変更対応 (S-H24-0014)
4.3-9	第５章　データエントリ仕様 ５．３　書誌情報仕様 ５．３．６　手続補正書の電子化 ５）　補正の内容の電子化 ・項番４の「図面の簡単な説明」の「その他の項目名の記載事例」から(1)発明の簡単な説明を削除	 P.5.3.6-18	C	2012.06.22	伊藤	記載の詳細化（情報システム室様の修正要望）
4.3-10	第５章　データエントリ仕様 ５．４　請求の範囲・明細書・図面・要約書・提出物件の電子化 ５．４．３　明細書の電子化 （３）明細書の電子化 ３．７　図面の簡単な説明 ・項番２の「その他の項目名の記載事例」から(1)発明の簡単な説明を削除	 P.5.4.3-22	C	2012.06.22	伊藤	記載の詳細化（情報システム室様の修正要望）
4.3-11	第５章　データエントリ仕様 ５．６　チェック内容とエラー時の対処 ５．６．２　チェック内容と対処 ２）　エラー内容と対処 ・エラー時の対処及びエラーコードの「４．書誌情報のみに発生するエラー」の（９）として、不要な項目がある場合のエラーコード（５３４０）を追加	 P.5.6.2-11	C	2012.06.22	伊藤	優先権書類デジタルアクセスサービス手続変更対応 (S-H24-0014)
	ー　以上　ー					

項番	修　正　内　容	ページ	修正種別	修正日付	修正者	備　考
4.31	第4.31版					
4.31-1	第５章　データエントリ仕様 ５．３　書誌情報仕様 ５．３．５　書誌情報仕様個別項目 １．１０　国コード （２）内容の置換 ・【パリ条約による優先権等の主張】配下の【優先権証明書提供国（機関）】が「台湾」の場合と「台湾」以外の場合に条件を分割 ・【パリ条約による優先権等の主張】配下の【優先権証明書提供国（機関）】が「台湾」の場合の申請書の状態、電子化における対処、エラー識別ＩＤを追記	P.5.3.5-30	C	2012.10.26	伊藤	台湾特許庁との優先権書類交換対応 (S-H24-0020)
4.31-2	第５章　データエントリ仕様 ５．３　書誌情報仕様 ５．３．５　書誌情報仕様個別項目 １．２１　国コード （２）内容の置換 ・項番１の申請書の状態に「台湾」を追記	P.5.3.5-43-2	C	2012.10.26	伊藤	台湾特許庁との優先権書類交換対応 (S-H24-0020)
4.31-3	第５章　データエントリ仕様 ５．３　書誌情報仕様 ５．３．５　書誌情報仕様個別項目 １．２３　出願の区分 （２）内容の置換 ・項番１の申請書の状態を“【優先権証明書提供国（機関）】が「世界知的所有権機関」以外の場合”から“【優先権証明書提供国（機関）】が「世界知的所有権機関」、「台湾」以外の場合”に変更	P.5.3.5-43-6	C	2012.10.26	伊藤	台湾特許庁との優先権書類交換対応 (S-H24-0020)
4.31-4	第５章　データエントリ仕様 ５．４　書誌情報仕様 ５．３．５　書誌情報仕様個別項目 １．２３　出願の区分 （２）内容の置換 ・項番２の申請書の状態を“【優先権証明書提供国（機関）】が「世界知的所有権機関」の場合”から“【優先権証明書提供国（機関）】が「世界知的所有権機関」または「台湾」の場合”に変更	P.5.3.5-43-6	C	2012.10.26	伊藤	台湾特許庁との優先権書類交換対応 (S-H24-0020)

項番	修　正　内　容	ページ	修正種別	修正日付	修正者	備　考
4.31-5	第５章　データエントリ仕様 ５．５　書誌情報仕様 ５．３．５　書誌情報仕様個別項目 １．２３　出願の区分 ・例１）～例３）のタイトルを“【優先権証明書提供国（機関）】が「世界知的所有権機関」以外の場合”から“【優先権証明書提供国（機関）】が「世界知的所有権機関」、「台湾」以外の場合”に変更	P.5.3.5-43-7	C	2012.10.26	伊藤	台湾特許庁との優先権書類交換対応 (S-H24-0020)
4.31-6	第５章　データエントリ仕様 ５．６　書誌情報仕様 ５．３．５　書誌情報仕様個別項目 １．２４　アクセスコード （２）内容の置換 ・項番１の申請書の状態を“【優先権証明書提供国（機関）】が「世界知的所有権機関」以外の場合”から“【優先権証明書提供国（機関）】が「世界知的所有権機関」、「台湾」以外の場合”に変更	P.5.3.5-43-8	C	2012.10.26	伊藤	台湾特許庁との優先権書類交換対応 (S-H24-0020)
4.31-7	第５章　データエントリ仕様 ５．７　書誌情報仕様 ５．３．５　書誌情報仕様個別項目 １．２４　アクセスコード （２）内容の置換 ・項番２の申請書の状態を“【優先権証明書提供国（機関）】が「世界知的所有権機関」の場合”から“【優先権証明書提供国（機関）】が「世界知的所有権機関」または「台湾」の場合”に変更	P.5.3.5-43-8	C	2012.10.26	伊藤	台湾特許庁との優先権書類交換対応 (S-H24-0020)
4.31-8	第５章　データエントリ仕様 ５．８　書誌情報仕様 ５．３．６　手続補正書の電子化 ４）　【手続補正n】・【補正の内容】の電子化規準 （１）開始、終了の判断 ・補足の５番目として以下の内容を追記 「ただし、「特許協力条約１９条および３４条補正の翻訳文提出書」では、願書の書誌項目に対する補正は行えない。「補正の記事」の【補正対象書類名】に願書が記載されていた場合は、その「補正の記事」は規定外の項目となる。」	P.5.3.6-7	C	2012.10.26	伊藤	記載の詳細化

項番	修　正　内　容	ページ	修正種別	修正日付	修正者	備　考
4.31-9	第５章　データエントリ仕様 ５．３　書誌情報仕様 ５．３．７　誤訳訂正書の電子化 ５）　訂正内容の電子化 （３）訂正の訂正（「訂正の記事」の訂正、「補正の記事」の訂正）の場合 ・②として以下の文言を追加 「手続補正書の訂正において、訂正対象となる「補正の記事」の【補正対象書類名】に願書が記載されている場合は、その「補正の記事」は規定外の項目となる。」 ・②を追記したことにより項番②、③、④を項番③、④、⑤に変更	P.5.3.7-14	Ｃ	2012.10.26	伊藤	記載の詳細化
	ー　以上　ー					

項番	修　正　内　容	ページ	修正種別	修正日付	修正者	備　考
4.32	第4.32版					
4.32-1	第５章　データエントリ仕様 ５．３　書誌情報仕様 ５．３．５　書誌情報仕様個別項目 １．２３　出願の区分 （２）内容の置換 ・項番２の申請書の状態を“【優先権証明書提供国（機関）】が「世界知的所有権機関」または「台湾」の場合”から“【優先権証明書提供国（機関）】が「世界知的所有権機関」の場合”に変更	P.5.3.5-43-6	Ｃ	2012.12.21	篠崎	台湾特許庁との優先権書類交換対応 （S-H24-0020）
4.32-2	第６章　データエントリ仕様 ５．４　書誌情報仕様 ５．３．５　書誌情報仕様個別項目 １．２３　出願の区分 （２）内容の置換 ・項番３を追記	P.5.3.5-43-7	Ｃ	2012.12.21	篠崎	台湾特許庁との優先権書類交換対応 （S-H24-0020）
	－　以上　－					

項番	修　正　内　容	ページ	修正種別	修正日付	修正者	備　考
4.40	第4.40版					
4.40-1	第２章　申請書類の発注 ２．２．２　発注に関する書類 ・発注番号と受付番号の対応の例示を追加	 2.2.2-7	C	2013.6.28	伊藤	出願支援課様からの修正要望
4.40-2	第５章　データエントリ仕様 ５．４　請求の範囲・明細書・図面・要約書・提出物件の電子化 ５．４．２　請求の範囲の電子化 （３）請求の範囲のＸＭＬ化 ・請求の範囲において、上付文字・下付文字の下線を可能とする。 ・外国語請求の範囲において、上付文字・下付文字の下線を可能とする。	 5.4.2-3 5.4.2-4	C	2013.6.28	伊藤	出願支援課様からの修正要望
4.40-3	第５章　データエントリ仕様 ５．４　請求の範囲・明細書・図面・要約書・提出物件の電子化 ５．４．２　請求の範囲の電子化 ・「データエントリでは「下線」の配下に「字上げ」、「字下げ」を設定することはできない。」旨の注意書きを以下に追記。 ２．２　請求項 ２．３　請求項内段落 ２．５　段落	 5.4.2-6 5.4.2-8 5.4.2-11	C	2013.6.28	伊藤	出願支援課様からの修正要望
4.40-4	第５章　データエントリ仕様 ５．３　書誌情報仕様 ５．３．４　書誌情報仕様共通項目 国名テーブル一覧表 ・以下の項番を追加 4-1、11-1、24-1、38-1、46-1、66-1、66-2、72-1、73-1、90-1、95-1、107-1、129-1、144-1、153-1、167-1、177-1、183-1、200-1 ・以下の項番を修正 1、3、5、19、24、52、69、80、97、104、123、124、126、127、143、163、173、199、200	 P.5.3.4-94 ～ P.5.3.4-98	C	2013.6.28	伊藤	国県名テーブルの国コード追加等対応（H27.1リリース）
	－　以上　－					

修正種別（Ｃ：更新　Ａ：追加　Ｄ：削除）　修正日付：2013.12.27

項番	修　正　内　容	ページ	修正種別	修正日付	修正者	備　考
4.41	第4.41版					
4.41-1	第５章　データエントリ仕様 ５．２　管理情報仕様 ５．２．３　管理情報仕様 ・料金関係タグ設定規則 №2、3、4の料金の設定の記載内容を「料金は記載された金額を設定」から「料金はゴム印に記載された金額を設定」に変更 №8の料金の設定の記載内容を「納付方法は前納とし、料金は、領収金額と印紙の合計金額を設定する。」から「納付方法は前納とし、料金は、領収金額と印紙のゴム印に記載された合計金額を設定する。」に変更	5.2.3-87	Ｃ	2013.12.27	伊藤	出願課様からの修正要望
4.41-2	第５章　データエントリ仕様 ５．３　書誌情報仕様 ５．３．４　書誌情報仕様共通項目 共-85（物件名） ・(2)内容の置換の項番１の電子化における対処に、「見本・ひな形に該当する物件が提出された場合、および見本・ひな形以外でもイメージ化できない物件（頁数の多い冊子、カタログ、パンフレット等）が提出された場合は、「〇〇〇（見本あり）」と記載する。（例　カタログ（見本あり））」を追記	5.3.4-145	Ｃ	2013.12.27	伊藤	出願課様からの修正要望
4.41-3	付録 ・付録として「ＤＥ料に関連するデータ授受について」を追記	-	Ａ	2013.12.27	伊藤	出願課様からの修正要望
	－　以上　－					

項番	修　正　内　容	ページ	修正種別	修正日付	修正者	備　考
4.5	第4.5版					
4.5-1	第２章　申請書類の発注 ２．２　　申請書類の発注 ２．２．２　発注に関する書類 （３）　発注伝票（更正申請） ①　伝票フォーマット（注） ・発表伝票（更正申請）の媒体数に記載されている媒体名を「ＤＡＴ」から「ＤＶＤ－ＲＷ」に修正 ②　伝票記載内容 ・伝票記載内容の表の項番５の内容欄に記載されている媒体名を「ＤＡＴ」から「ＤＶＤ－ＲＷ」に変更し、下記の通り修正 内容：ＤＶＤ－ＲＷの数及びボリューム名である。	2.2.2-8 2.2.2-11	Ｃ	2014.12.26	吉川	平成27年度 XML書類管理サーバ更改に伴う媒体種別変更対応
4.5-2	第２章　データエントリ仕様 ２．３　　申請書類の発注物及び確認事項 （２）　更正申請の発注物及び確認事項 ・項番２の発注物欄に記載されている媒体種別を「ＤＡＴ」から「ＤＶＤ－ＲＷ」に修正 ・項番２の媒体に関する備考欄の記載について、電子データがＸＭＬの場合の媒体種別を「ＤＡＴ」から「ＤＶＤ－ＲＷ」に修正	2.3-2	Ｃ	2014.12.26	吉川	平成27年度 XML書類管理サーバ更改に伴う媒体種別変更対応
4.5-3	第５章　データエントリ仕様 ５．４　請求の範囲・明細書・図面・要約書・提出物件の電子化 ５．４．３　明細書の電子化 ・（２）　明細書の職権訂正の範囲 １）　明細書に関する職権訂正の範囲の方針の③に記載されている「【特許文献】、【非特許文献】」を「【特許文献ｎ】（様式統一前は【特許文献】）、【非特許文献ｎ】（様式統一前は【非特許文献】）」に修正	5.4.3-3	Ｃ	2014.12.26	吉川	出願課様からの修正要望
4.5-4	第５章　データエントリ仕様 ５．４　請求の範囲・明細書・図面・要約書・提出物件の電子化 ５．４．３　明細書の電子化 ３．１６　規定外項目 （２）内容の置換 ・欄外の注に記載されている「【特許文献】、【非特許文献】」を「【特許文献ｎ】（様式統一前は【特許文献】）、【非特許文献ｎ】（様式統一前は【非特許文献】）」に修正	5.4.3-31	Ｃ	2014.12.26	吉川	出願課様からの修正要望

項番	修　正　内　容	ページ	修正種別	修正日付	修正者	備　考
4.5-5	第６章　更正申請の電子化 ６．１　前提条件 ・更正申請の電子化発注の際に使用する媒体に関する前提条件を以下の通り修正 （５）更正申請の発注の際の媒体は、更正対象案件がＸＭＬの場合ＤＶＤ－ＲＷを使用し、更正対象案件がＸフォーマットの場合はＣＭＴを使用する。	6-1	Ｃ	2014.12.26	吉川	平成27年度 XML書類管理サーバ更改に伴う媒体種別変更対応
4.5-6	第６章　更正申請の電子化 ６．２　概要 ・更正対象案件の電子データを格納する媒体の種別を「ＤＡＴ」から「ＤＶＤ－ＲＷ」に修正	6-2	Ｃ	2014.12.26	吉川	平成27年度 XML書類管理サーバ更改に伴う媒体種別変更対応
4.5-7	第６章　更正申請の電子化 ６．３　更正申請の発注 （１）　発注の構成 ・更正対象案件の電子データを格納する媒体の種別を「ＤＡＴ」から「ＤＶＤ－ＲＷ」に修正 （２）　発注方法 ・更正対象案件の電子データを格納する媒体の種別に関する記載を以下の通り修正 更正申請対象案件の電子データがＸＭＬの場合は、ＤＶＤ－ＲＷに格納して発注される。また、Ｘフォーマットの場合は、ＣＭＴに格納して発注される。 （３） ・更正申請の発注の際に使用する媒体の格納構造について記載している項目（３）を「ＤＡＴ格納構造」から「ＤＶＤ－ＲＷ格納構造」に修正 ・更正対象案件の電子データを格納する媒体の種別を「ＤＡＴ」から「ＤＶＤ－ＲＷ」に修正	6-3 6-3、6-4	Ｃ	2014.12.26	吉川	平成27年度 XML書類管理サーバ更改に伴う媒体種別変更対応
	－　以上　－					

修正種別（Ｃ：更新　Ａ：追加　Ｄ：削除）　修正日付：2015.5.1

項番	修　正　内　容	ページ	修正種別	修正日付	修正者	備　考
4.6	第4.6版					
4.6-1	当該規準書に記載されている部署名を以下のとおり修正 ・「データエントリー管理班」、「ＤＥ管理班」を「電子記録基準管理班」に修正 ・「出願支援課」を「出願課」に修正 ・「データエントリー部署」を「データエントリ機関」に修正 ・「受理担当」を「出願課　受理担当」に修正 ・「審査業務部　方式審査課　　第九担当」を「審査業務部　審査業務課　方式審査室　第二担当」に修正 ・「審査第一部出願第一課」を「審査業務部　審査業務課」に修正 ・「受付係」を「出願課　受理担当」に修正 ・「ＰＡＰＣ殿」を「データエントリ機関」に修正 上記の修正に伴い、「データエントリ管理班」の記述を「電子記録基準管理班」に読み替える記載に取消線を追加	-		2015.5.1	吉川	出願課様からの修正要望
4.6-2	第２章　データエントリ仕様 ２．３　申請書類の発注物及び確認事項 旧様式に関する記載を削除 ・「（２）　更正申請の発注物及び確認事項」の項番２「①ＤＶＤ－ＲＷ」の備考「電子化データがＸＭＬの場合は」、「、Ｘﾌｫｰﾏｯﾄの場合はＣＭＴで」に取消線を追記 ・「（３）　援用の発注物及び確認事項」の項番２「①ＤＡＴ」の備考「ＸＭＬとＸフォーマットで媒体が分けられて発注される。」に取消線を追記	2.3-2 2.3-3	C C	2015.5.1	吉川	出願課様からの修正要望
4.6-3	第２章　データエントリ仕様 ２．４　電子化（ＤＥ）手数料 ・電子化（ＤＥ）手数料を徴収しないケースとして以下を追記 【特記事項】に引用置換出願であることを示す条文「特許法第３８条の３の規定による特許出願」が記載されている特許願（項番1-1）の場合 発注時に在外者からの直接手続であると指示があった書類の場合（PLT（救済等手続の充実）対応「代理権」による変更） ・項番11-2に「期間延長請求書（期間徒過）」を追記 ・項番17-1に「回復理由書」を追記	2.4-1 2.4-2 2.4-3	C C C	2015.5.1	吉川	PLT（救済等手続の充実）対応（S-H27-0003）

項番	修　正　内　容	ページ	修正種別	修正日付	修正者	備　考
4.6-4	第３章　電子化データの納品 ３．１　概　要 早期ＤＥ対象書類一覧表に以下の書類を追加 ・項番68　期間延長請求書（期間徒過） ・項番69　回復理由書	3.1-3	C	2015.5.1	吉川	PLT（救済等手続の充実）対応（S-H27-0003）
4.6-5	第３章　電子化データの納品 ３．２　出力ファイルフォーマット（レコードレイアウト） ３．２．１　バッチ申請データ 旧様式に関する記載を削除 ・「（２）　情報レコード」の＊６「Ｘフォーマットの場合、“０”(30)H」に取消線を追記	3.2.1-3	C	2015.5.1	吉川	出願課様からの修正要望
4.6-6	第３章　電子化データの納品 ３．３　納品リスト ３．３．１　バッチ申請データ 納品明細書の納品内訳に以下の書類を追加 ・項番92　期間延長請求書（期間徒過） ・項番93　回復理由書	3.3.1-5	C	2015.5.1	吉川	PLT（救済等手続の充実）対応（S-H27-0003）
4.6-7	第４章　電子出願申請書式 ４．１　電子出願申請書式 特許・実用　電子化対象書類一覧に以下の書類を追加 ・項番42-1　期間延長請求書（期間徒過） ・項番46-5　回復理由書	4-3～4-4	C	2015.5.1	吉川	PLT（救済等手続の充実）対応（S-H27-0003）
4.6-8	第４章　電子出願申請書式 ４．１　電子出願申請書式 以下の書類の書式例を追加 ・項番42-1　期間延長請求書（期間徒過） ・項番46-5　回復理由書	4-50-1 4-54-7	A A	2015.5.1	吉川	PLT（救済等手続の充実）対応（S-H27-0003）

項番	修　正　内　容	ページ	修正種別	修正日付	修正者	備　考
4.6-9	第５章　データエントリ仕様 ５．３　書誌情報仕様 ５．３．１　書誌情報仕様の見解方法 ・申請書類　（その他）の属性 「書類識別」タグに「jp:etcetera-a603」と「jp:etcetera-a917」を追加 ・申請書類　（補正書）の属性 「補正の内容」タグの属性「書類識別」に属性値「jp:etceter a-a603」と「jp:etcetera-a917」を追加	 5.3.1-14～ 5.3.1-15 5.3.1-18～ 5.3.1-19	 C C	2015.5.1	吉川	PLT（救済等手続の充実）対応 （S-H27-0003）
4.6-10	第５章　データエントリ仕様 ５．３　書誌情報仕様 ５．３．２　特許・実用・登録　電子化対象書類一覧 特許・実用　電子化対象書類一覧に以下の書類を追加 ・項番４２－１　期間延長請求書（期間徒過） ・項番４６－５　回復理由書 上記の追加に伴い、ページを追加し、記載内容を移動	 5.3.2-2～ 5.3.2-3 5.3.2-3-1	 C A	2015.5.1	吉川	PLT（救済等手続の充実）対応 （S-H27-0003）
4.6-11	第５章　データエントリ仕様 ５．３　書誌情報仕様 ５．３．３　書類毎の変換仕様見出し 以下の書類の変換仕様見出しを追加 ・項番４２－１　期間延長請求書（期間徒過） ・項番４６－５　回復理由書	 5.3.3-153-1～ 5.3.3-153-4 5.3.3-167-17～ 5.3.3-167-19	 A A	2015.5.1	吉川	PLT（救済等手続の充実）対応 （S-H27-0003）
4.6-12	第５章　データエントリ仕様 ５．３　書誌情報仕様 ５．３．４　書誌情報仕様共通項目 項番　共―１０２ 項目名　申請者 タグ名　jp:applicant 書類別項目記載事例一覧表に以下の書類を追加 ・項番４２－１　期間延長請求書（期間徒過） ・項番４６－５　回復理由書	 5.3.4-168～ 5.3.4-170	 C	2015.5.1	吉川	PLT（救済等手続の充実）対応 （S-H27-0003）

項番	修　正　内　容	ページ	修正種別	修正日付	修正者	備　考
4.6-13	第５章　データエントリ仕様 ５．３　書誌情報仕様 ５．３．５　書誌情報仕様個別項目 項番　１．２ 項目名　特記事項 タグ名　jp:special-mention-matter-article 条文設定マトリクス（特許出願）にケース２４を追加 項番　１．３ 項目名　条文 タグ名　jp:article 「特許法第３８条の３の規定による特許出願」の場合の変換仕様を追加	 5.3.5-5～ 5.3.5-5-1 5.3.5-22-8-1	 C A	2015.5.1	吉川	PLT（救済等手続の充実）対応（S-H27-0003）
4.6-14	第５章　データエントリ仕様 ５．３　書誌情報仕様 ５．３．５　書誌情報仕様個別項目 項番　３．２ 項目名　届出の内容 タグ名　jp:notice-contents-group (1)　項目の置換の項番２．に「期間延長請求書（期間徒過）」の場合の変換仕様を追加	 5.3.5-83	 C	2015.5.1	吉川	PLT（救済等手続の充実）対応（S-H27-0003）
4.6-15	第５章　データエントリ仕様 ５．３　書誌情報仕様 ５．３．５　書誌情報仕様個別項目 項番　２７．２ 項目名　意見の内容 タグ名　jp:opinion-contents-article (1)　項目の置換の項番２．に「回復理由書」の場合の変換仕様を追加 上記の追加に伴い、ページを追加し記載内容を移動 項番　２７．３ 項目名　段落 タグ名　p (1)　項目の置換の項番２．に「回復理由書」の場合の変換仕様を追加	 5.3.5-149 5.3.5-149-1 5.3.5-150	 C A C	2015.5.1	吉川	PLT（救済等手続の充実）対応（S-H27-0003）

項番	修　正　内　容	ページ	修正種別	修正日付	修正者	備　考
4.6-16	第５章　データエントリ仕様 ５．３　書誌情報仕様 ５．３．５　書誌情報仕様個別項目 「期間延長請求書（期間徒過）」の個別項目の変換仕様を追加 項番　４２―１．０ 項目名　書類識別 タグ名　jp:etcetera-a603 項番　４２―１．１ 項目名　書類識別コード タグ名　jp:document-code 項番　４２―１．２ 項目名　届出の内容 タグ名　jp:notice-contents-group	5.3.5-203-1～ 5.3.5-203-3	A	2015.5.1	吉川	PLT（救済等手続の充実）対応 （S-H27-0003）
4.6-17	第５章　データエントリ仕様 ５．３　書誌情報仕様 ５．３．５　書誌情報仕様個別項目 「回復理由書」の個別項目の変換仕様を追加 項番　４６―５．０ 項目名　書類識別 タグ名　jp:etcetera-a917 項番　４６―５．１ 項目名　書類識別コード タグ名　jp:document-code 項番　４６―５．２ 項目名　意見の内容 タグ名　jp:opinion-contents-article 項番　４６―５．３ 項目名　段落 タグ名　p 項番　４６―５．４ 項目名　イメージ タグ名　img	5.3.5-217-49～ 5.3.5-217-51	A	2015.5.1	吉川	PLT（救済等手続の充実）対応 （S-H27-0003）
4.6-18	第５章　データエントリ仕様 ５．３　書誌情報仕様 ５．３．８　【意見の内容】等の電子化 ・１）　前提条件の表に「回復理由書」を追記	5.3.8-1	C	2015.5.1	吉川	PLT（救済等手続の充実）対応 （S-H27-0003）

項番	修　正　内　容	ページ	修正種別	修正日付	修正者	備　考
4.6-19	第５章　データエントリ仕様 ５．４　請求の範囲・明細書・図面・要約書・提出物件の電子化 ５．４．１　全般的な事項 ・Ｎｏ１「特許願（外国語出願以外）」の備考に（注３）を追加し、欄外に以下を追記 また、【特記事項】に『特許法第３８条の３の規定による特許出願』の旨の記載がある願書に対し、引用置換出願として扱う。 ・Ｎｏ１「特許願（外国語出願以外）」の備考に＊７を追加し、欄外に以下を追記 ＊７　引用置換出願において、明細書の添付がない場合はタグ<段落>に「追って補充」を記載して電子化する。（電子化方法は、5.4.3明細書の電子化(4)例外処理⑥参照）また、図面の添付がない場合は「追って補充」と記載されたイメージを設定して電子化する。（電子化方法は、5.4.4図面の電子化(4)例外処理⑤参照） ・「（５）請・明・図・要ＸＭＬ」の「２）タグの設定順」に、案件に添付されない書類のタグを設定する例外として5.4.3明細書の電子化(4)例外処理⑥、5.4.4図面の電子化(4)例外処理⑤を参照する旨を追記	5.4.1-1 5.4.1-2 5.4.1-3	C C C	2015.5.1	吉川	PLT（救済等手続の充実）対応（S-H27-0003）
4.6-20	第５章　データエントリ仕様 ５．４　請求の範囲・明細書・図面・要約書・提出物件の電子化 ５．４．３　明細書の電子化 ・「（４）例外処理」に⑥を追記 ⑥　特許願（外国語出願以外）に「【特記事項】特許法第３８条の３の規定による特許出願」が記載され、【提出物件の目録】配下に「【物件名】明細書（追って補充）」と記載された場合の電子化方法を以下に示す。 ・段落番号のない「段落」を追加、段落の内容に「追って補充」を記載して電子化 ＸＭＬ例 <明細書> <段落 番号=""> 追って補充</段落> </明細書> ：	5.4.3-38	C	2015.5.1	吉川	PLT（救済等手続の充実）対応（S-H27-0003）

項番	修　正　内　容	ページ	修正種別	修正日付	修正者	備　考
4.6-21	第５章　データエントリ仕様 ５．４　請求の範囲・明細書・図面・要約書・提出物件の電子化 ５．４．４　図面の電子化 ・「（４）例外処理」⑤に「特許願に「【特記事項】特許法第３８条の３の規定による特許出願」が記載され、【提出物件の目録】配下に「【物件名】図面（追って補充）」と記載された場合」の図面の電子化方法を追加	5.4.4-15	C	2015.5.1	吉川	PLT（救済等手続の充実）対応（S-H27-0003）
4.6-22	第６章　更正申請の電子化 旧様式に関する記載を削除 ・「６．１　前提条件」の「（３）　ＸフォーマットからＸＭＬへの更正は行わない。（Ｘフォーマットは、更正後もＸフォーマットで電子化し、ＸＭＬは、更正後もＸＭＬで電子化する。）」、 （５）「更正対象案件がＸＭＬの場合」、「し、更正対象案件がＸフォーマットの場合はＣＭＴを使用」、 「※Ｘフォーマットで電子化された書類の場合、データエントリ電子化規準（Ｘフォーマット）２００３年７月版を参照。」に取消線を追記 ・「６．３　　更正申請の発注」の「（２）　発注方法」の「がＸＭＬの場合」、「また、Ｘフォーマットの場合は、ＣＭＴに格納して発注される。」に取消線を追記	6-1 6-3	C C	2015.5.1	吉川	出願課様からの修正要望
4.6-23	第６章　更正申請の電子化 ６．４　更正作業 ・「（４）　欠落補充の更正申請について」を追加	6-6-1	A	2015.5.1	吉川	PLT（救済等手続の充実）対応（S-H27-0003）
4.6-24	第７章　援用書類の電子化 旧様式に関する記載を削除 ・「７．３　　概　要」⑵の「②　原願がＸフォーマットで電子化されている場合」の記載内容に取消線を追記 ・「７．４　　業務フロー」⑴の「②　原願がＸフォーマット出願の場合」の記載内容に取消線を追記 ・「７．５　　発　注」の「（２）ＤＡＴの格納構造」の「１）援用の対象となる出願（原願）が新願の場合」に記載されている「⑤援用の対象となる出願（原願）がＸフォーマット出願の場合、ＸＭＬ出願のＤＡＴと分けて格納される。」に取消線を追記。また、「３）援用合体の案件が複数ある場合」に記載されている「（ＸＭＬで電子化した案件とＸフォーマットで電子化した案件は同一のＤＡＴには格納しない。）」および「※援用合体する案件がＸフォーマットで電子化されている場合の援用合体については、データエントリ電子化規準（Ｘフォーマット）２００３年７月版を参照。」に取消線を追記	7-4 7-7 7-10	C C C	2015.5.1	吉川	出願課様からの修正要望

項番	修　正　内　容	ページ	修正種別	修正日付	修正者	備　考
4.6-25	付録 共通コード仕様 ペーパレスシステムにおける中間コードの考え方 旧様式に関する記載を削除 ・「３．書類の識別」に記載されている「Ｘフォーマット」、「Ｙフォーマット」、「庁内書類データフォーマット」に取消線を追記	11	Ｃ	2015.5.1	吉川	出願課様からの修正要望
4.6-26	付録 ・付録の表紙に「申請人登録情報データに関連するデータ受領について」を追加 ・付録「申請人登録情報データに関連するデータ受領について」を追加	－ －	Ｃ Ａ	2015.5.1	吉川	出願課様からの修正要望
	－　以上　－					

修正種別（Ｃ：更新　Ａ：追加　Ｄ：削除）　修正日付：2015.6.26

項番	修　正　内　容	ページ	修正種別	修正日付	修正者	備　考
4.61	第4.61版					
4.61-1	第５章　データエントリ仕様 ５．３　書誌情報仕様 ５．３．３　書類毎の変換仕様見出し 「項番49　誤訳訂正書」の変換仕様見出しの項番19　「【特許出願人】」を「【特許出願人】または【審判請求人】」に修正し、タグ属性「出願形態」、タグ名「jp:kind-of-application」を追記。	5.3.3-176	C	2015.6.26	吉川	出願課様からの修正要望
4.61-2	第５章　データエントリ仕様 ５．３　書誌情報仕様 ５．３．４　書誌情報仕様共通項目 項番　共―１０２ 項目名　申請者 タグ名　jp:applicant 「【申請者】等グループ内タグ設定規則」を「【特許出願人】等グループ内タグ設定規則」に修正	5.3.4-160	C	2015.6.26	吉川	記載の明確化
	１．【識別番号】〔タグ名(jp:registered-number)〕，【住所又は居所】〔タグ名(jp:text)〕，【氏名又は名称】〔タグ名(jp:name)〕の設定規則 表（１．５）欄外の＊１ 「【申請者】」を「【特許出願人】等」に修正	5.3.4-160	C			
	「２．グループ内タグの他の項目の設定規則」のケース１～６の文書例の見出しを以下のように修正 修正前） （ｹｰｽ　１）　（文書例） 修正後） （ｹｰｽ１の文書例）	5.3.4-160～ 5.3.4-161	C			
	「４．　“発明者と同じ”記載時の対処について」の 「【申請者】（申請者の記事）」を 「【特許出願人】（申請者の記事）」に修正し、以下を追記 【特許出願人】は申請者の書類別項目記載事例一覧表の「項目名」欄の記載に必要に応じて読み替えること。	5.3.4-161	C			
	「タグ名<特許出願人>」を「タグ名<jp:applicant>」に修正	5.3.4-162	C			

修正種別（Ｃ：更新　Ａ：追加　Ｄ：削除）　修正日付：2015.6.26

項番	修　正　内　容	ページ	修正種別	修正日付	修正者	備　考
4.61-3	第５章　データエントリ仕様 ５．３　書誌情報仕様 ５．３．４　書誌情報仕様共通項目 項番　共―１０２ 項目名　申請者 タグ名　jp:applicant 「(2)　書類別のタグ属性」の「①「意見書」の場合」を 「①「意見書」、「誤訳訂正書」の場合」に修正 「書類別項目記載事例一覧表」の項番４９「誤訳訂正書」 「項目名」欄に「（審判の場合）審判請求人」を追記 上記の追記に伴い、記載内容を次ページ以降に移動	 5.3.4-165 5.3.4-168 5.3.4-169、 5.3.4-170	 C C C	2015.6.26	吉川	出願課様からの修正要望
4.61-4	第５章　データエントリ仕様 ５．３　書誌情報仕様 ５．３．４　書誌情報仕様共通項目 項番　共―１０５ 項目名　代理人の記事 タグ名　jp:agents (1)　項目の置換　項番３. 「電子化における対処」欄の「【申請者】」を 「【特許出願人】等」に修正 上記の修正に伴い、ページを追加し記載内容を移動	 5.3.4-176 5.3.4-176-1	 C A	2015.6.26	吉川	記載の明確化
4.61-5	第５章　データエントリ仕様 ５．３　書誌情報仕様 ５．３．４　書誌情報仕様共通項目 項番　共―１０６ 項目名　代理人 タグ名　jp:agent 【代理人】グループ内タグ設定規則 「【申請者】」を「【特許出願人】等」に修正 (1)　項目の置換　項番３. 「電子化における対処」欄の「【申請者】」を 「【特許出願人】等」に修正	 5.3.4-177 5.3.4-179	 C C	2015.6.26	吉川	記載の明確化
	―　以上　―					

修正種別（Ｃ：更新　Ａ：追加　Ｄ：削除）　修正日付：2015.9.18

項番	修　正　内　容	ページ	修正種別	修正日付	修正者	備　考
4.62	第4.62版					
4.62-1	第２章　申請書類の発注 ２．４　電子化（ＤＥ）手数料 但し書きの「引用置換出願」を「参照出願」に修正	2.4-1	C	2015.9.18	吉川	PLT（救済等手続の充実）対応（S-H27-0003）
4.62-2	第５章　データエントリ仕様 ５．４　請求の範囲・明細書・図面・要約書・提出物件の電子化 ５．４．１　全般的な事項 （１）の（注３）および＊７に記載されている「引用置換出願」を「参照出願」に修正	5.4.1-1～ 5.4.1-2	C	2015.9.18	吉川	PLT（救済等手続の充実）対応（S-H27-0003）
4.62-3	第５章　データエントリ仕様 ５．４　請求の範囲・明細書・図面・要約書・提出物件の電子化 ５．４．３　明細書の電子化 ①－２ 平成２１年１月１日（差出日）以降に提出された新様式（様式統一後）の明細書の記載項目に【符号の説明】を追記	5.4.3-1-1	C	2015.9.18	吉川	誤記修正

項番	修　正　内　容	ページ	修正種別	修正日付	修正者	備　考
4.62-4	付録 共通コード仕様 受付番号のコード付番方式 管理番号の付番方式を以下のとおり修正 修正前） コード　001　～　999 内容　発注番号の主番（上３桁） 修正後） コード　0001　～　9999 内容　発注単位の管理番号（上４桁） 修正前） コード　00001 ～ 99999 内容　発注番号内通番（下５桁） 修正後） コード　0001　～　9999 内容　一連番号（下４桁） 修正前） 条件　ＦＤ及び紙申請に使用する。 上３桁：３桁の数字で、使用範囲は‘００１’～‘９９９’とする。 下５桁：５桁の数字で、‘00001’～‘99999’とする。 修正後） 条件　ＦＤ及び紙申請に使用する。 上４桁：４桁の数字で、使用範囲は‘0001’～‘9999’とする。 下４桁：４桁の数字で、‘0001’～‘9999’とする。	8	Ｃ	2015.9.18	吉川	誤記修正
	ー　以上　ー					

項番	修　正　内　容	ページ	修正種別	修正日付	修正者	備　考
4.7	第4.7版					
4.7-1	第５章　データエントリ仕様 ５．２　管理情報仕様 ５．２．３　管理情報仕様 下記のタグの管理情報仕様に指定代理納付の場合の設定方法を追記 項番　43 項目名　料金関係 タグ名　jp:m-relation-charge-article 項番　44 項目名　納付方法 タグ名　jp:m-payment-way 項番　45 項目名　納付金額 タグ名　jp:m-kind-of-fee 項番　46 項目名　会計種別 タグ名　jp:m-kind-of-accounts 項番　72 項目名　料金関係 タグ名　jp:m-relation-charge-article 項番　73 項目名　納付方法 タグ名　jp:m-payment-way 項番　74 項目名　納付金額 タグ名　jp:m-kind-of-fee 項番　75 項目名　会計種別 タグ名　jp:m-kind-of-accounts	 5.2.3-52 5.2.3-53 5.2.3-54 5.2.3-55 5.2.3-88、 5.2.3-89、 5.2.3-89-1 5.2.3-90、 5.2.3-90-1 5.2.3-91、 5.2.3-91-1 5.2.3-92	 C C C C C A C A C A C	2016.7.1	吉川	クレジットカード決済対応 （S-H28-0010）
4.7-2	第５章　データエントリ仕様 ５．２　管理情報仕様 ５．２．３　管理情報仕様 下記のタグの管理情報仕様に銀行口座自動振替の場合の設定方法を追記 項番　72 項目名　料金関係 タグ名　jp:m-relation-charge-article	 5.2.3-89	 C	2016.7.1	吉川	誤記訂正

項番	修　正　内　容	ページ	修正種別	修正日付	修正者	備　考
4.7-3	第５章　データエントリ仕様 ５．３　書誌情報仕様 ５．３．１　書誌情報仕様の見解方法 (7) タグの属性一覧の以下の書類のタグ名：jp:accountに指定代理納付に関して追記 申請書類　（出願書類）の属性 申請書類　（出願人関係）の属性 申請書類　（その他）の属性 申請書類　（補正書）の属性 申請書類　（登録書類）の属性 上記の追記に伴い、ページを追加し記載内容を移動	 5.3.1-8 5.3.1-9 5.3.1-15 5.3.1-19 5.3.1-21 5.3.1-9-1	 C C C C C A	2016.7.1	吉川	クレジットカード決済対応 (S-H28-0010)
4.7-4	第５章　データエントリ仕様 ５．３　書誌情報仕様 ５．３．３　書類ごとの変換仕様 以下の書類のタグ<jp:account>に【指定代理納付】を追記し、注にオンライン案件の緊急避難、更正申請、再ＤＥの場合のみ記載可能である旨を追記 項番1　特許願 項番112 項番2　実用新案登録願 項番115 項番4　出願人名義変更届 項番128 項番42　期間延長請求書 項番72 項番42-1　期間延長請求書（期間徒過） 項番71 項番43　出願審査請求書 項番69 項番44　出願審査請求書（他人） 項番69 項番45　実用新案技術評価請求書 項番70 項番45-1　実用新案技術評価請求書（他人） 項番70 項番47　手続補正書（方式） 項番85、93 項番48　手続補正書 項番85、93	 5.3.3-5 5.3.3-9、 5.3.3-10 5.3.3-18、 5.3.3-18-1 5.3.3-152、 5.3.3-153 5.3.3-153-3、 5.3.3-153-4 5.3.3-156、 5.3.3-157 5.3.3-160、 5.3.3-161 5.3.3-164、 5.3.3-164-1 5.3.3-164-4、 5.3.3-164-5 5.3.3-171 5.3.3-175	 C C C C C C C C C C C	2016.7.1	吉川	クレジットカード決済対応 (S-H28-0010)

4.7-4 続き	項番49　誤訳訂正書 項番89	5.3.3-179	C			
	項番50　国内書面 項番105	5.3.3-183、 5.3.3-184	C			
	項番70　特許料納付書 項番98	5.3.3-231、 5.3.3-232	C			
	項番71　実用新案登録料納付書 項番98	5.3.3-236、 5.3.3-237	C			
	項番72　意匠登録料納付書 項番98	5.3.3-241、 5.3.3-242	C			
	項番73　商標登録納付書 項番99	5.3.3-246、 5.3.3-247	C			
	項番74　追加の特許の特許料納付書 項番98	5.3.3-251、 5.3.3-252	C			
	項番75　類似意匠登録料納付書 項番98	5.3.3-256、 5.3.3-257	C			
	項番76　防護標章登録料納付書 項番100	5.3.3-261、 5.3.3-262	C			
	項番77　商標更新登録料納付書 項番98	5.3.3-266、 5.3.3-267	C			
	項番78　防護標章更新登録料納付書 項番98	5.3.3-271、 5.3.3-272	C			
	項番79　特許料納付書（設定補充） 項番98	5.3.3-276 5.3.3-277	C			
	項番80　実用新案登録料納付書（設定補充） 項番98	5.3.3-281、 5.3.3-282	C			
	項番81　意匠登録料納付書（設定補充） 項番98	5.3.3-286、 5.3.3-287	C			
	項番82　商標登録料納付書（設定補充） 項番101	5.3.3-291、 5.3.3-292	C			
	項番83　追加の特許の特許料納付書（設定補充） 項番98	5.3.3-296、 5.3.3-297	C			
	項番84　類似意匠登録料納付書（設定補充） 項番97	5.3.3-301、 5.3.3-302	C			
	項番85　防護標章登録料納付書（設定補充） 項番98	5.3.3-306、 5.3.3-307	C			
	項番86　商標更新登録料納付書（設定補充） 項番98	5.3.3-311、 5.3.3-312	C			
	項番87　防護標章更新登録料納付書（設定補充） 項番100	5.3.3-316、 5.3.3-317	C			

4.7-4 続き	項番88　特許料納付書 項番101	5.3.3-321、 5.3.3-322	C			
	項番89　実用新案登録料納付書 項番99	5.3.3-326、 5.3.3-327	C			
	項番90　意匠登録料納付書 項番98	5.3.3-331、 5.3.3-332	C			
	項番91　商標登録料納付書 項番100	5.3.3-336、 5.3.3-337	C			
	項番92　特許料納付書（補充） 項番100	5.3.3-341、 5.3.3-342	C			
	項番93　実用新案登録料納付書（補充） 項番99	5.3.3-346、 5.3.3-347	C			
	項番94　意匠登録料納付書（補充） 項番98	5.3.3-351、 5.3.3-352	C			
	項番95　商標登録料納付書（分納補充） 項番100	5.3.3-356、 5.3.3-357	C			
	項番96　商標権存続期間更新登録申請書 項番79	5.3.3-360、 5.3.3-361	C			
	項番97　商標権存続期間更新登録申請書（補充） 項番79	5.3.3-365	C			
	以下のタグの日本語標準名およびタグ属性に「指定代理納付」を追記					
	項番46-1　出願審査請求手数料返還請求書 項番85	5.3.3-167-4	C			
4.7-5	第５章　データエントリ仕様 ５．３　書誌情報仕様 ５．３．３　書類ごとの変換仕様			2016.7.1	吉川	誤記訂正
	項番46-1　出願審査請求手数料返還請求書					
	以下の注に取消線を付与	5.3.3-167-4	C			
	注１：【振替番号】はオンライン案件の緊急避難、更正申請、再ＤＥ（オンライン出願された案件で四法等に誤りがあった場合に、ＤＥ機関において修正を行い新規エントリとしてデータエントリすること）の場合にのみ記載が可能である。上記の場合以外に【振替番号】が記載された場合は、規定外項目として扱う。					

項番	修　正　内　容	ページ	修正種別	修正日付	修正者	備　考
4.7-6	第５章　データエントリ仕様 ５．３　書誌情報仕様 ５．３．４　書誌情報仕様共通項目 以下のタグの変換仕様に指定代理納付に関して追記 共－６９ 項目名　手数料補正 タグ名　jp:amendment-charge-article 共－７１ 項目名　手数料の表示 タグ名　jp:charge-article 共－７３ 項目名　予納台帳番号・納付書番号・納付番号・振替番号・指定代理納付 タグ名　jp:account	 5.3.4-128 5.3.4-130、 5.3.4-130-1 5.3.4-133～ 5.3.4-134-4	 C C C	2016.7.1	吉川	クレジットカード決済対応 （S-H28-0010）
4.7-7	第５章　データエントリ仕様 ５．３　書誌情報仕様 ５．３．５　書誌情報仕様個別項目 タグ<jp:account>の日本語標準名および属性名が変更になったことに伴い、以下のタグの変換仕様に指定代理納付に関して追記 ４６－１．１７ 項目名　手数料の表示 タグ名　jp:charge-article ４６－１．２０ 項目名　予納台帳番号・納付書番号・納付番号・振替番号・指定代理納付 タグ名　jp:account	 5.3.5-217-19 5.3.5-217-22	 C C	2016.7.1	吉川	クレジットカード決済対応 （S-H28-0010）
4.7-8	第５章　データエントリ仕様 ５．３　書誌情報仕様 ５．３．６　手続補正書の電子化 以下のタグに【指定代理納付】を追記し、注にオンライン案件の緊急避難、更正申請、再ＤＥの場合のみ記載可能である旨を追記 審判系書類のタグ項目一覧 項番90　jp:account	 5.3.6-27、 5.3.6-28	 C	2016.7.1	吉川	クレジットカード決済対応 （S-H28-0010）

修正種別（Ｃ：更新　Ａ：追加　Ｄ：削除）　修正日付：2016.7.1

項番	修　正　内　容	ページ	修正種別	修正日付	修正者	備　考
4.7-9	第５章　データエントリ仕様 ５．６　チェック内容とエラー時の対処 ５．６．２　チェック内容と対処 (8)　管理情報と書誌情報の料金情報の整合性に項番4-5、4-6を追加 上記の追加に伴い、記載内容を次ページ以降に移動	 5.6.2-5 5.6.2-5-1、 5.6.2-5-2	 Ｃ Ｃ	2016.7.1	吉川	クレジットカード決済対応 (S-H28-0010)
	－　以上　－					

修正種別（Ｃ：更新　Ａ：追加　Ｄ：削除）　修正日付：2016.12.22

項番	修　正　内　容	ページ	修正種別	修正日付	修正者	備　考
4.71	第4.71版					
4.71-1	第５章　データエントリ仕様 ５．２　管理情報仕様 ５．２．３　管理情報仕様 下記のタグの更正申請の場合の項目設定条件を 「更新しない」から 「指示があった場合、項目設定方法に従い更新する」に訂正 項番　17 項目名　受付日 タグ名　jp:m-receipt-date 項番　19 項目名　提出日 タグ名　jp:m-submission-date 下記のタグの更正申請の場合の項目設定条件を 「設定しない」から 「タグが存在する場合削除する」に訂正 項番　92 項目名　原願電子化フラグ タグ名　jp:m-parent-application-elc-flag 項番　93 項目名　四法コード タグ名　jp:m-law 項番　94 項目名　出願番号 タグ名　jp:m-application-number	 5.2.3-24 5.2.3-26 5.2.3-108 5.2.3-109 5.2.3-110	 C C C C C	2016.12.22	吉川	誤記訂正
	ー　以上　ー					

修正種別（Ｃ：更新　Ａ：追加　Ｄ：削除）　修正日付：2017.6.30

項番	修　正　内　容	ページ	修正種別	修正日付	修正者	備　考
4.8	第4.8版					
4.8-1	第５章　データエントリ仕様 ５．３　書誌情報仕様 ５．３．４　書誌情報仕様共通項目 共―５３　国コード 国名テーブル一覧表を以下のとおり変更 項番60　EM 変更前） 域内市場における調和のための官庁（商標及び意匠） 変更後） 欧州連合知的財産庁 項番72 変更前） グルジア 変更後） ジョージア	5.3.4-93～ 5.3.4-100	C	2017.6.30	吉川	国県名テーブルメンテナンス作業（平成29年分）（S-H29-0012）
	－　以上　－					

修正履歴 ：［資料名：データエントリ電子化規準書（ＸＭＬ）］

修正種別（Ｃ：更新　Ａ：追加　Ｄ：削除）　修正日付：2017.12.28

項番	修　正　内　容	ページ	修正種別	修正日付	修正者	備　考
4.81	第4.81版					
4.81-1	第２章　申請書類の発注 媒体を「ＤＡＴ」から「ＤＶＤ－RW」に変更	2.2.2-12、 2.2.2-15、 2.3-3	Ｃ	2017.12.28	吉川	誤記訂正
4.81-2	第３章　電子化データの納品 媒体を「ＤＡＴ」から「ＤＶＤ－R」に変更	3.1-1	Ｃ	2017.12.28	吉川	誤記訂正
4.81-3	第７章　援用書類の電子化 媒体を「ＤＡＴ」から「ＤＶＤ－RW」に変更	7-1、7-6、 7-8～7-11	Ｃ	2017.12.28	吉川	誤記訂正
	－　以上　－					

修正種別（Ｃ：更新　Ａ：追加　Ｄ：削除）　修正日付：2018.3.30

項番	修　正　内　容	ページ	修正種別	修正日付	修正者	備　考
4.82	第4.82版					
4.82-1	仕様書内の「指定代理納付」の文言を「指定立替納付」に変更	5.2.3-52～ 5.2.3-55、 5.2.3-88～ 5.2.3-92 5.3.1-8、 5.3.1-9、 5.3.1-15、 5.3.1-19、 5.3.1-21 5.3.3-5、 5.3.3-10、 5.3.3-18、 5.3.3-18-1、 5.3.3-152、 5.3.3-153、 5.3.3-153-3、 5.3.3-153-4、 5.3.3-156、 5.3.3-157、 5.3.3-160、 5.3.3-161、 5.3.3-164、 5.3.3-164-1、 5.3.3-164-4、 5.3.3-164-5、 5.3.3-167-4、 5.3.3-171、 5.3.3-175、 5.3.3-179、 5.3.3-183、 5.3.3-184 5.3.3-231、 5.3.3-232 5.3.3-236、 5.3.3-237 5.3.3-241、 5.3.3-242 5.3.3-246、 5.3.3-247 5.3.3-251、 5.3.3-252 5.3.3-256、 5.3.3-257 5.3.3-261、 5.3.3-262 5.3.3-266、 5.3.3-267 5.3.3-271、 5.3.3-272 5.3.3-276 5.3.3-277 5.3.3-281、	C	2018.3.30	吉川	クレジットカード決済対応（文言変更対応）（S-H30-0027）
4.82-1続き						

		5.3.3-282 5.3.3-286、 5.3.3-287 5.3.3-291、 5.3.3-292 5.3.3-296、 5.3.3-297 5.3.3-301、 5.3.3-302 5.3.3-306、 5.3.3-307 5.3.3-311、 5.3.3-312 5.3.3-316、 5.3.3-317 5.3.3-321、 5.3.3-322 5.3.3-326、 5.3.3-327 5.3.3-331、 5.3.3-332 5.3.3-336、 5.3.3-337 5.3.3-341、 5.3.3-342 5.3.3-346、 5.3.3-347 5.3.3-351、 5.3.3-352 5.3.3-356、 5.3.3-357 5.3.3-361 5.3.3-365 5.3.4-128、 5.3.4-130、 5.3.4-130-1、 5.3.4-133～ 5.3.4-134-4 5.3.5-217-19、 5.3.5-217-22 5.3.6-27、 5.3.6-28 5.6.2-5、 5.6.2-5-1				
	－ 以上 －					

修正種別（Ｃ：更新　Ａ：追加　Ｄ：削除）　修正日付：2018.6.29

項番	修　正　内　容	ページ	修正種別	修正日付	修正者	備　考
4.9	第4.9版					
4.9-1	目次 目次最下部に以下の内容を追記 「元号変更対応(S-H29-0011)」により、 2019年5月1日に施行される新元号を本仕様書に記載する場合は、 「＝＝」と表記しています。 新元号の決定後は「＝＝」を決定後の元号に読み替えてください。	-	C	2018.6.29	猪飼	元号変更対応 (S-H29-0011)
4.9-2	第５章　データエントリ仕様 ５．３　書誌情報仕様 ５．３．３　書類毎の変換仕様見出し 早期審査に関する事情説明書に以下のタグを追加 項番　64-1 申請書類記載項目　【早期審査の種別】 日本語標準名　早期審査の種別 タグ名　jp:kind-of-accelerated-examination	5.3.3-146	C	2018.4.27	吉川	特実審査業務システム刷新に伴う既存システムの対応 (S-H30-0008) 第３段階移行
4.9-3	第５章　データエントリ仕様 ５．３　書誌情報仕様 ５．３．４　書誌情報仕様共通項目 項番：共―５　【出願番号】の電子化　（３）内容の置換 「電子化における対処」として和暦から西暦に変換する際の 「申請書の状態」の条件を変更 上記の追加に伴い、記載内容を次ページ以降に移動	5.3.4-10 5.3.4-11	C C	2018.6.29	猪飼	元号変更対応 (S-H29-0011)
4.9-4	第５章　データエントリ仕様 ５．３　書誌情報仕様 ５．３．４　書誌情報仕様共通項目 以下の項目のＩＰＣ第８版の設定方法を変更 項番　共－９ 項目名（日本語標準名）　分類 タグ名　jp:ipc	5.3.4-19-2、 5.3.4-19-3	C	2018.4.27	吉川	特実審査業務システム刷新に伴う既存システムの対応 (S-H30-0008) 初回移行
4.9-5	第５章　データエントリ仕様 ５．３　書誌情報仕様 ５．３．５　書誌情報仕様個別項目 以下の項目を追加 項番　４０．５ 項目名（日本語標準名）　早期審査の種別 タグ名　jp:kind-of-accelerated-examination	5.3.5-197-1	A	2018.4.27	吉川	特実審査業務システム刷新に伴う既存システムの対応 (S-H30-0008) 第３段階移行
	－　以上　－					

修正種別（Ｃ：更新　Ａ：追加　Ｄ：削除）　修正日付：2018.9.28

項番	修　正　内　容	ページ	修正種別	修正日付	修正者	備　考
4.91	第4.91版					
4.91-1	第５章　データエントリ仕様 ５．３　書誌情報仕様 ５．３．４　書誌情報仕様共通項目 項番　共－９ 項目名（日本語標準名）　分類 タグ名　jp:ipc 処理１の説明（「特実審査業務システム刷新に伴う既存システムの対応」初回移行　以降）に以下の内容を追加 ・項目内容に出現する文字を①～⑦に整形できない場合、記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤ（５０４０）を作成する。	5.3.4-19-2	C	2018.9.28	猪飼	誤記訂正
4.91-2	第５章　データエントリ仕様 ５．３　書誌情報仕様 ５．３．５　書誌情報仕様個別項目 項番　２７．２ 項目名（日本語標準名）　意見の内容 タグ名　jp:opinion-contents-article 項番　２７．３ 項目名（日本語標準名）　段落 タグ名　p 「出願審査請求書、出願審査請求書（他人）の場合」の「、出願審査請求書（他人）」を削除	5.3.5-149、 5.3.5-150	C	2018.9.28	猪飼	誤記訂正
	－　以上　－					

修正種別（Ｃ：更新　Ａ：追加　Ｄ：削除）　修正日付：2019.1.18

項番	修　正　内　容	ページ	修正種別	修正日付	修正者	備　考
4.92	第4.92版					
4.92-1	第４章　電子出願申請書式 ４．１　電子出願申請書式 項目名を以下のとおり変更 変更前） 【国籍】 変更後） 【国籍・地域】 変更前） 【国名】 変更後） 【国・地域名】	4-34、4-37、 4-54-6、4-60、4-62	C	2019.1.18	吉川	国名等の表示変更対応 （S-H30-0029）
4.92-2	第５章　データエントリ仕様 ５．３　書誌情報仕様 ５．３．３　書類ごとの変換仕様 項目名を以下のとおり変更 変更前） 【国籍】 変更後） 【国籍・地域】 変更前） 【国名】 変更後） 【国・地域名】	5.3.3-2、5.3.3-4、 5.3.3-7、5.3.3-9、 5.3.3-12、 5.3.3-15、 5.3.3-17、 5.3.3-20、 5.3.3-22、 5.3.3-25、 5.3.3-28、 5.3.3-31、 5.3.3-36、 5.3.3-39、 5.3.3-43、 5.3.3-46、 5.3.3-50、 5.3.3-54、 5.3.3-58、 5.3.3-62、 5.3.3-67、 5.3.3-71、 5.3.3-75、 5.3.3-79、 5.3.3-83、 5.3.3-87、 5.3.3-91、 5.3.3-94、 5.3.3-97、 5.3.3-100、 5.3.3-101、 5.3.3-103、 5.3.3-107、 5.3.3-111、 5.3.3-112、	C	2019.1.18	吉川	国名等の表示変更対応 （S-H30-0029）

4.92-2 続き		5.3.3-114、 5.3.3-118、 5.3.3-120、 5.3.3-123、 5.3.3-126、 5.3.3-129、 5.3.3-132、 5.3.3-136、 5.3.3-139、 5.3.3-142、 5.3.3-145、 5.3.3-148、 5.3.3-151、 5.3.3-153-2、 5.3.3-155、 5.3.3-159、 5.3.3-163、 5.3.3-164-3、 5.3.3-166、 5.3.3-167-2、 5.3.3-167-6、 5.3.3-167-10、 5.3.3-167-14、 5.3.3-167-15、 5.3.3-167-18、 5.3.3-169、 5.3.3-173、 5.3.3-177、 5.3.3-181、 5.3.3-186、 5.3.3-189、 5.3.3-192、 5.3.3-195、 5.3.3-198、 5.3.3-201、 5.3.3-205、 5.3.3-209、 5.3.3-212、 5.3.3-215、 5.3.3-219、 5.3.3-223、 5.3.3-226、 5.3.3-229、 5.3.3-230、 5.3.3-234、 5.3.3-235、 5.3.3-239、 5.3.3-240、 5.3.3-244、 5.3.3-245、 5.3.3-249、 5.3.3-250、 5.3.3-254、 5.3.3-255、 5.3.3-259、 5.3.3-260、 5.3.3-264、 5.3.3-265、 5.3.3-269、 5.3.3-270、 5.3.3-274、				

4.92-2 続き		5.3.3-275、 5.3.3-279、 5.3.3-280、 5.3.3-284、 5.3.3-285、 5.3.3-289、 5.3.3-290、 5.3.3-294、 5.3.3-295、 5.3.3-299、 5.3.3-300、 5.3.3-304、 5.3.3-305、 5.3.3-309、 5.3.3-310、 5.3.3-314、 5.3.3-315、 5.3.3-319、 5.3.3-320、 5.3.3-324、 5.3.3-325、 5.3.3-329、 5.3.3-330、 5.3.3-334、 5.3.3-335、 5.3.3-339、 5.3.3-340、 5.3.3-344、 5.3.3-345、 5.3.3-349、 5.3.3-350、 5.3.3-354、 5.3.3-355、 5.3.3-359、 5.3.3-363、 5.3.3-367				
4.92-3	第５章　データエントリ仕様 ５．３　書誌情報仕様 ５．３．４　書誌情報仕様共通項目 共－５２ 項目名（日本語標準名）　国籍 タグ名　jp:nationality 共－５３ 項目名（日本語標準名）　国コード タグ名　jp:country その他項目名の記載事例に「⑤国籍」を追加 項目名を以下のとおり変更 変更前） 【国籍】 変更後） 【国籍・地域】	 5.3.4-91 5.3.4-92 5.3.4-158、 5.3.4-159、 5.3.4-182	 C C C	2019.1.18	吉川	国名等の表示変更対応 （S-H30-0029）

項番	修　正　内　容	ページ	修正種別	修正日付	修正者	備　考
4.92-4	第５章　データエントリ仕様 ５．３　書誌情報仕様 ５．３．４　書誌情報仕様共通項目 共－５０ 国名テーブル一覧表を以下のとおり訂正 項番　104 国コード　ＫＮ 訂正前） 国名　セントクリストファー 職権訂正　セントクリストファー・ネーヴィス 訂正後） 国名　セントクリストファー・ネーヴィス 職権訂正セントクリストファー	5.3.4-96	Ｃ	2019.1.18	吉川	誤記訂正
4.92-5	第５章　データエントリ仕様 ５．３　書誌情報仕様 ５．３．５　書誌情報仕様個別項目 項目名を以下のとおり変更 変更前） 【国名】 変更後） 【国・地域名】 １．１０ 項目名（日本語標準名）　国コード タグ名　jp:country ４６－４．５ 項目名（日本語標準名）　国コード タグ名　jp:country その他項目名の記載事例に「⑤国名」を追加	5.3.5-28、 5.3.5-43-1、 5.3.5-43-7、 5.3.5-43-7-1、 5.3.5-43-9、 5.3.5-217-41 5.3.5-30 5.3.5-217-43	Ｃ Ｃ Ｃ	2019.1.18	吉川	国名等の表示変更対応（S-H30-0029）
4.92-6	第５章　データエントリ仕様 ５．３　書誌情報仕様 ５．３．６　手続補正書の電子化 項目名を以下のとおり変更 変更前） 【国籍】 変更後） 【国籍・地域】	5.3.6-25、 5.3.6-28	Ｃ	2019.1.18	吉川	国名等の表示変更対応（S-H30-0029）

修正種別（Ｃ：更新　Ａ：追加　Ｄ：削除）　修正日付：2019.1.18

項番	修　正　内　容	ページ	修正種別	修正日付	修正者	備　考
4.92-7	第５章　データエントリ仕様 ５．７　例外処理 ５．７．１　旧書式のデータエントリ 項目名が"(" ・ ")"によりくくられている場合の例示を修正 項目名を以下のとおり変更 変更前） 【国籍】 変更後） 【国籍・地域】	 5.7-2 5.7-5～5.5-7、 5.7-24、5.7-47、 5.7-49、5.7-51、 5.7-52、5.7-54、 5.7-55、5.7-61	 C C	2019.1.18	吉川	国名等の表示変更対応 （S-H30-0029）
4.92-8	第９章　ＰＣＴの電子化 ９．４　例外処理 項目名が"(" ・ ")"によりくくられている場合の例示を修正 項目名を以下のとおり変更 変更前） 【国籍】 変更後） 【国籍・地域】	 9.4-1 9.4-4	 C C	2019.1.18	吉川	国名等の表示変更対応 （S-H30-0029）
	－　以上　－					

修正種別（Ｃ：更新　Ａ：追加　Ｄ：削除）　修正日付：2019.3.29

項番	修　正　内　容	ページ	修正種別	修正日付	修正者	備　考
4.93	第4.93版					
4.93-1	第２章　申請書類の発注 ２．２　申請書類の発注 ２．２．２　発注に関する書類 伝票フォーマットを和暦表記から西暦表記に変更	2.2.2-4～6、 2.2.2-8、 2.2.2-12～14、 2.2.2-16、 2.2.2-18	C	2019.3.29	吉川	出願課様からの修正要望 データエントリ機関でのリリース時期：2019.4
4.93-2	第３章　電子化データの納品 ３．３　納品リスト ３．３．１　バッチ申請データ 伝票フォーマットを和暦表記から西暦表記に変更	3.3.1-2、 3.3.1-6、 3.3.1-9、 3.3.1-11	C	2019.3.29	吉川	出願課様からの修正要望 データエントリ機関でのリリース時期：2019.4
4.93-3	第５章　データエントリ仕様 ５．３　書誌情報仕様 ５．３．３　書類ごとの変換仕様 登録書類の「事件の出願人の記事」配下の「申請者」の項番に「＊」を追記	5.3.3-228、 5.3.3-233、 5.3.3-238、 5.3.3-243、 5.3.3-248、 5.3.3-253、 5.3.3-258、 5.3.3-263、 5.3.3-268、 5.3.3-273、 5.3.3-278、 5.3.3-283、 5.3.3-288、 5.3.3-293、 5.3.3-298、 5.3.3-303、 5.3.3-308、 5.3.3-313、 5.3.3-318、 5.3.3-323、 5.3.3-328、 5.3.3-333、 5.3.3-338、 5.3.3-343、 5.3.3-348、 5.3.3-353	C	2019.3.29	吉川	出願課様からの修正要望 データエントリ機関でのリリース時期：2019.4

項番	修　正　内　容	ページ	修正種別	修正日付	修正者	備　考
4.93-4	第５章　データエントリ仕様 ５．３　書誌情報仕様 ５．３．４　書誌情報仕様共通項目 登録書類に「事件の出願人の記事」の記載がない場合は書類を返却する旨を追記 共―１０７　事件の出願人の記事 （jp:applicant-of-case-article） 共―１０８　申請者（jp:applicant） 上記の追記に伴い、ページを追加	 5.3.4-181～ 5.3.4-185-1 5.3.4-181-1、 5.3.4-183-1、 5.3.4-185-1	 Ｃ Ａ	2019.3.29	吉川	出願課様からの修正要望 データエントリ機関でのリリース時期：2019.4
	－　以上　－					

修正種別（Ｃ：更新　Ａ：追加　Ｄ：削除）　修正日付：2019.6.28

項番	修　正　内　容	ページ	修正種別	修正日付	修正者	備　考
5.0	第5.0版					
5.0-1	目次 以下の記載を削除 「元号変更対応(S-H29-0011)」により、2019年5月1日に施行される新元号を本仕様書に記載する場合は、「＝＝」と表記しています。新元号の決定後は「＝＝」を決定後の元号に読み替えてください。	 iv	 C	2019.6.28	吉川	元号変更対応 (S-H29-0011)
5.0-2	第３章　電子化データの納品 ３．１　概要 早期ＤＥ対象書類一覧表に以下を追加 項番７０　特許料納付書 項番７１　意匠登録料納付書 項番７２　商標登録料納付書 項番７３　防護標章登録料納付書 項番７４　防護標章更新登録料納付書 項番７５　特許料納付書 項番７６　実用新案登録料納付書 項番７７　意匠登録料納付書 項番７８　商標登録料納付書 項番７９　商標権存続期間更新登録申請書	 3.1-3	 C	2019.6.28	吉川	設定登録等リアルタイム化対応 (S-H30-0004)
5.0-3	第３章　電子化データの納品 ３．２　出力ファイルフォーマット（レコードレイアウト） 管理情報早期ＤＥデータに登録番号を追加	 3.2.2-2、 3.2.2-3、 3.2.3-8	 C A	2019.6.28	吉川	設定登録等リアルタイム化対応 (S-H30-0004)
5.0-4	第５章　データエントリ仕様 ５．３　書誌情報仕様 ５．３．３　書類ごとの変換仕様 42-1　期間延長請求書（期間徒過） 申請書類記載項目に【持分の割合】を追加 上記の追加に伴い記載内容を移動	 5.3.3-153-3、 5.3.3-153-4	 C	2019.6.28	吉川	期間延長請求書（期間徒過）の様式変更対応 (2019-0708)
5.0-5	第５章　データエントリ仕様 ５．３　書誌情報仕様 ５．３．４　書誌情報仕様共通項目 共－５　文書番号 元号決定に伴い、「＝＝」を「令和」に変更	 5.3.4-10	 C	2019.6.28	吉川	元号変更対応 (S-H29-0011)

項番	修　正　内　容	ページ	修正種別	修正日付	修正者	備　考
5.0-6	第５章　データエントリ仕様 ５．３　書誌情報仕様 ５．３．４　書誌情報仕様共通項目 共－３２　代表出願人 「(2)　タグ属性の置換」を追加し、代表請求人の変換仕様を追加し、「(2)　内容の置換」を「(3)　内容の置換」に変更	5.3.4-69	C	2019.6.28	吉川	審判システム刷新に伴う既存システムの対応（S-H2020-0014）
5.0-7	第５章　データエントリ仕様 ５．３　書誌情報仕様 ５．３．６　手続補正書の電子化 審判系書類のタグ項目一覧を以下のとおり修正 ＳＧＭＬ規準書を参照している項目について、備考に注２を追加し、審判システム刷新に伴う既存システムの対応以降はデータエントリ電子化規準書　審判書類編(XML)を参照することを追記 代表出願人の申請書類記載項目に【代表請求人】を追加。また、備考に注３を追加し、【代表請求人】は審判書類（XMLスキーマ）を補正する場合にのみ記載が可能であることを追記	5.3.6-24～ 5.3.6-28	C	2019.6.28	吉川	審判システム刷新に伴う既存システムの対応（S-H2020-0014）
	－　以上　－					

修正種別（Ｃ：更新　Ａ：追加　Ｄ：削除）　修正日付：2020.6.30

項番	修　正　内　容	ページ	修正種別	修正日付	修正者	備　考
5.1	第5.1版					
5.1-1	第５章　データエントリ仕様 ５．３　書誌情報仕様 ５．３．４　書誌情報仕様共通項目 共－１０　事件の表示 四法の職権テーブルの出願日に意匠登録願（複数）を追加	5.3.4-22	Ｃ	2020.6.30	吉川	意匠法等改正対応（複数一括出願等） （2020-0016）
	－　以上　－					

修正種別（Ｃ：更新　Ａ：追加　Ｄ：削除）　修正日付：2020.7.31

項番	修　正　内　容	ページ	修正種別	修正日付	修正者	備　考
5.11	第5.11版					
5.11 -1	第５章　データエントリ仕様 ５．３　書誌情報仕様 ５．３．４　書誌情報仕様共通項目 共－３２　代表出願人 「(2)　タグ属性の置換」を削除し、「(3)　内容の置換」を「(2)　内容の置換」に変更	5.3.4-69	C	2020.7.31	吉川	審判システム刷新に伴う既存システムの対応（2020-0014）
5.11 -2	第５章　データエントリ仕様 ５．３　書誌情報仕様 ５．３．６　手続補正書の電子化 審判系書類のタグ項目一覧を以下のとおり修正 ＳＧＭＬ規準書を参照している項目について、備考の注２および審判システム刷新に伴う既存システムの対応以降はデータエントリ電子化規準書　審判書類編(XML)を参照する旨を削除 代表出願人の申請書類記載項目の【代表請求人】を削除。また、備考の注３および【代表請求人】は審判書類（XMLスキーマ）を補正する場合にのみ記載が可能である旨を削除	5.3.6-24～ 5.3.6-28	C	2020.7.31	吉川	審判システム刷新に伴う既存システムの対応（2020-0014）
	－　以上　－					

修正種別（Ｃ：更新　Ａ：追加　Ｄ：削除）　修正日付：2021.6.25

項番	修　正　内　容	ページ	修正種別	修正日付	修正者	備　考
5.2	第5.2版					
5.2 -1	第３章　電子化データの納品 ３．２　出力ファイルフォーマット（レコードレイアウト） ３．２．１　バッチ申請データ ⑵情報レコード 表に「ＳＴ．２６」の記述を追加、それに伴い項番10－1を追加 レコードレイアウト ⑶ファイル名 一覧と注に「ST.26」とそのファイル名の記述を追加	３．２．１－１ ３．２．１－４	Ｃ Ｃ	2021.6.25	吉川	WIPO　ST.26対応（2021-0001）
5.2 -2	第３章　電子化データの納品 ３．２　出力ファイルフォーマット（レコードレイアウト） ３．２．１　バッチ申請データ ⑵情報レコード 項番10 「（緊急避難案件に存在する場合がある）」の記述を 「（緊急避難案件・書類修正・援用合体に存在する場合がある）」に変更	３．２．１－１	Ｃ	2021.6.25	吉川	誤記訂正
5.2 -3	第　５　章　データエントリ仕様 ５．２　管理情報仕様 ５．２．３　管理情報仕様 項番　５６ 項 目 名　ＤＮＡ抽出識別 「ST.26」の記述を追加	５．２．３－６５	Ｃ	2021.6.25	吉川	WIPO　ST.26対応（2021-0001）
5.2 -4	第５章　データエントリ仕様 ５．３　書誌情報仕様 ５．３．５　書誌情報仕様個別項目 項番１．２３　出願の区分　jp:ip-type ⑵　内容の置換 【パリ条約による優先権等の主張】配下の【優先権証明書提供国（機関）】が「台湾」の場合、【出願の区分】に「意匠」が設定できるように変更	５．３．５－４３－７	Ｃ	2021.6.25	吉川	台湾との意匠優先権書類データの電子的交換（日台意匠PDXの導入）（2021-3301）
5.2 -5	第５章　データエントリ仕様 ５．５　ファイル一覧・原データの作成 ５．５．１　ファイル一覧ＸＭＬの作成 （１）　前提条件 「ST.26」の記述を追加 （２）　ファイル一覧の作成 jp:file-contentの表に「ST.26」の記述を追加	５．５．１－１ ５．５．１－４	Ｃ Ｃ	2021.6.25	吉川	WIPO　ST.26対応（2021-0001）

修正種別（Ｃ：更新　Ａ：追加　Ｄ：削除）　修正日付：2021.6.25

項番	修　正　内　容	ページ	修正種別	修正日付	修正者	備　考
5.2 -6	第５章　データエントリ仕様 ５．６　チェック内容とエラー時の対処 ５．６．２　チェック内容と対処 【パリ条約による優先権等の主張】配下の【優先権証明書提供国（機関）】に「台湾」を設定できるようになることに伴いエラーコード「5340」の説明を変更	５．６．２－１１	Ｃ	2021.6.25	吉川	台湾との意匠優先権書類データの電子的交換（日台意匠PDXの導入） （2021-3301）
5.2 -7	第６章　　更正申請の電子化 ６．３　更正申請の発注 （３）　ＤＶＤ－ＲＷ格納構造 ＤＶＤ－ＲＷ格納構造イメージと（※２）に「ＳＴ．２６」の記述を追加	６－４	Ｃ	2021.6.25	吉川	WIPO　ST.26対応（2021-0001）
5.2 -8	第６章　　更正申請の電子化 ６．５　　電子化データ 「ST.26」の記述を追加	６－７	Ｃ	2021.6.25	吉川	WIPO　ST.26対応（2021-0001）
5.2 -9	第７章　援用書類の電子化 ７．７　電子化データ 「ST.26」の記述を追加	７－１２	Ｃ	2021.6.25	吉川	WIPO　ST.26対応（2021-0001）
5.2 -10	第１０章　緊急避難案件の電子化 １０．３　緊急避難案件の電子化 「ST.26」の記述を追加	１０－３	Ｃ	2021.6.25	吉川	WIPO　ST.26対応（2021-0001）
5.2 -11	付　録 共通コード仕様 申請人コード 「特許業務法人」の記載を「弁理士法人」に変更	１～３	Ｃ	2021.6.25	吉川	「特許業務法人」の「弁理士法人」への名称変更 (2021-0011)
	－　以上　－					

項番	修　正　内　容	ページ	修正種別	修正日付	修正者	備　考
5.21	第5.21版					
5.21 -1	第５章　データエントリ仕様 ５．２　管理情報仕様 ５．２．２　管理情報仕様の見出し 項番5「国際出願番号」のバイト数欄を「12」から「9or12」に訂正 項番10「類似番号」のOL受付欄を「○：設定」から「－：設定なし、又は、非更新」に訂正 項番40「不備情報」のOL受付欄を「－：設定なし、又は、非更新」から「○：設定」に訂正 項番41「不備コード」のOL受付欄を「－：設定なし、又は、非更新」から「○：設定」に訂正 項番41-1「証明書情報」のOL請求PC欄を「○：設定」から「－：設定なし、又は、非更新」に訂正、OL請求SV欄を「－：設定なし、又は、非更新」から「●：更新」に訂正 項番41-2「発行局」のOL請求PC欄を「○：設定」から「－：設定なし、又は、非更新」に訂正、OL請求SV欄を「－：設定なし、又は、非更新」から「●：更新」に訂正 項番41-3「シリアルNO」のOL請求PC欄を「○：設定」から「－：設定なし、又は、非更新」に訂正、OL請求SV欄を「－：設定なし、又は、非更新」から「●：更新」に訂正 項番42「プルーフ識別」のOL受付欄を「○：設定」から「－：設定なし、又は、非更新」に訂正 項番48「納付書番号」のOL受付欄を「○：設定」から「－：設定なし、又は、非更新」に訂正 項番87「四法区分」の日本語標準名欄を「四法コード」に訂正 項番89「国際出願番号」の援用合体欄を「－：設定なし、又は、非更新」から「×：削除」に訂正 項番93「四法区分」の日本語標準名欄を「四法コード」に訂正 項番102「庁内付与情報」のバッチ受付欄を「●：更新」から「○：設定」に訂正 項番103「受付チェック結果」のバッチ受付欄を「●：更新」から「○：設定」に訂正 項番104「受付チェック結果メッセージ」のOL受付欄を「○：設定」から「－：設定なし、又は、非更新」に訂正、バッチ受付欄を「●：更新」から「－：設定なし、又は、非更新」に訂正	5. 2. 2 － 2～3	C	2021.10.1	吉川	誤記訂正

項番	修　正　内　容	ページ	修正種別	修正日付	修正者	備　考
	項番105「メッセージ」のOL受付欄を「○：設定」から「－：設定なし、又は、非更新」に訂正、バッチ受付欄を「●：更新」から「－：設定なし、又は、非更新」に訂正					
5.21 -2	第５章　データエントリ仕様 ５．２　管理情報仕様 ５．２．３　管理情報仕様			2021.10.1	吉川	誤記訂正
	項番3　項目名「四法コード」 項目設定方法の「四法区分コード」および「四法区分」の記載を「四法コード」に訂正	５．２．３－５	C			
	項番4　項目名「出願番号」 「バッチ受付」の記載を「設定する」から「更新する」に訂正	５．２．３－７	C			
	項番5　項目名「国際出願番号」 項目設定条件の「OL請求」の記載を「OL請求（出願ソフト）」に訂正	５．２．３－８	C			
	項番6　項目名「審判番号」 項目設定条件の「OL請求」の記載を「OL請求（出願ソフト）」に訂正	５．２．３－１０	C			
	項番9　項目名「登録番号」 項目設定条件の「OL請求」の記載を「OL請求（出願ソフト）」に訂正	５．２．３－１４	C			
	項番10　項目名「類似番号」 項目設定条件の「OL受付」の記載を「項目設定方法に従い設定する」から「設定しない」に訂正	５．２．３－１６	C			
	項番36　項目名「住所又は居所」 項目設定条件の「OL受付」の記載を「項目設定方法に従い設定する」から「設定しない」に訂正 あわせて「OL受付」の項目設定方法の記載を削除	５．２．３－４５	C			
	項番40　項目名「不備情報」 項目設定条件の「OL受付」の記載を「設定しない」から「項目設定方法に従い設定する」に訂正 あわせて項目設定方法の記載を訂正	５．２．３－４９	C			
	項番41　項目名「不備コード」 項目設定条件の「OL受付」の記載を「設定しない」から「項目設定方法に従い設定する」に訂正 あわせて項目設定方法の記載を訂正	５．２．３－５０	C			
	項番41-1　項目名「証明書情報」 項目設定条件に「OL請求（サーバ）」の記載を追加	５．２．３－５０－１	C			
	項番41-2　項目名「発行局」 項目設定条件に「OL請求（サーバ）」の記載を追加 あわせて「OL請求（出願ソフト）」の場合の項目設定方法の記載を「OL請求（サーバ）」の場合の項目設定方法の記載に修正	５．２．３－５０－２	C			

項番	修　正　内　容	ページ	修正種別	修正日付	修正者	備　考
	項番41-3　項目名「シリアルNO」 項目設定条件に「OL請求（サーバ）」の記載を追加 あわせて「OL請求（出願ソフト）」の場合の項目設定方法の記載を「OL請求（サーバ）」の場合の項目設定方法の記載に修正	５．２．３－５０－３	Ｃ			
	項番42　項目名「プルーフ識別」 項目設定条件の「OL受付」の記載を「項目設定方法に従い設定する」から「設定しない」に訂正	５．２．３－５１	Ｃ			
	項番48　項目名「納付書番号」 項目設定条件の「OL受付」の記載を「項目設定方法に従い設定する」から「設定しない」に訂正	５．２．３－５７	Ｃ			
	項番54　項目名「外国語出願の表示」 項目設定条件の「OL請求」の記載を「OL請求（出願ソフト）」に訂正	５．２．３－６３	Ｃ			
	項番56　項目名「ＤＮＡ抽出識別」 項目設定条件の「OL請求」の記載を「OL請求（出願ソフト）」に訂正	５．２．３－６５	Ｃ			
	項番92　項目名「原願電子化フラグ」 項目設定条件の「原願」の記載を「項目設定方法に従い更新する」から「項目設定方法に従い設定する」に訂正	５．２．３－１０８	Ｃ			
	項番102　項目名「庁内付与情報」 項目設定条件に「バッチ受付」の設定方法の記載を追加 項目設定条件の「OL請求（サーバ）」の記載を「設定する」から「更新する」に訂正	５．２．３－１１８	Ｃ			
	項番103　項目名「受付チェック結果」 項目設定条件に「バッチ受付」の設定方法の記載を追加 項目設定条件の「OL請求」の記載を「OL請求（サーバ）」に訂正	５．２．３－１１９	Ｃ			
	項番104　項目名「受付チェック結果メッセージ」 項目設定条件の「OL請求」の記載を「OL請求（サーバ）」に訂正し、項目設定条件の記載を「設定する」から「更新する」に訂正	５．２．３－１２０	Ｃ			
	項番105　項目名「メッセージ」 項目設定方法にPCソフトでは設定しないことを追記 項目設定条件の「OL請求」の記載を「OL請求（サーバ）」に訂正し、項目設定条件の記載を「設定する」から「更新する」に訂正	５．２．３－１２１	Ｃ			
5.21 -3	第５章　データエントリ仕様 ５．３　書誌情報仕様 ５．３．５　書誌情報仕様個別項目 項目名「出願の区分」 (2) 内容の置換 【優先権証明書提供国（機関）】が「台湾」でかつ、内容の記載が意匠、意願、意匠登録願もしくは意匠登録の場合について、「差出日」が2022年1月1日より前の場合はエラーコード「5040」を付与する旨を追記	５．３．５－４３－７	Ｃ	2021.10.1	吉川	台湾との意匠優先権書類データの電子的交換（日台意匠PDXの導入）（2021-3301）
	－ 以上 －					

修正種別（Ｃ：更新　Ａ：追加　Ｄ：削除）　修正日付：2021.12.24

項番	修　正　内　容	ページ	修正種別	修正日付	修正者	備　考
5.22	第5.22版					
5.22 -1	第３章　電子化データの納品 ３．２　出力ファイルフォーマット（レコードレイアウト） ３．２．１ バッチ申請データ (2)情報レコード MixedMode出願に対応して通常の紙出願においてもST.26XMLが添付できるようになったため、表の項番10-1　ST.26（配列表XML）の説明欄の「（緊急避難案件・書類修正・援用合体に存在する場合がある）」の記述を削除 レコードレイアウト (3)ファイル名 上述の理由により、注4から「ST.26」の記述を削除	 ３．２．１－１ ３．２．１－４	 C C	2021.12.24	吉川	WIPO　ST.26対応（2021-0001）
5.22 -2	第３章　電子化データの納品 ３．２　出力ファイルフォーマット（レコードレイアウト） ３．２．１ バッチ申請データ (2)情報レコード 表の項番8　PDFの説明欄の「（緊急避難案件に存在する場合がある）」の記述を「（緊急避難案件・書類修正・援用合体に存在する場合がある）」に訂正	 ３．２．１－１	 C	2021.12.24	吉川	誤記訂正
5.22 -3	第５章　データエントリ仕様 ５．３　書誌情報仕様 ５．３．６　手続補正書の電子化 ３）　手続補正書提出の範囲 「(20－２)ST.26XMLを補正する場合」を追記 ５）　補正の内容の電子化 (3)　配列表の補正の場合 ST.26XMLの補正方法を追記 ６）　具体的な説明 「(20－２)ST.26XMLを補正する場合」を追記 あわせて書類イメージとタグ付け例を新規追加	 ５．３．６－５ ５．３．６－２２ ５．３．６－２９、 ５．３．６－７３－１、 ５．３．６－７３－２	 C C C A A	2021.12.24	吉川	WIPO　ST.26対応（2021-0001）

項番	修　正　内　容	ページ	修正種別	修正日付	修正者	備　考
5.22 -4	第５章　データエントリ仕様 ５．４　請求の範囲・明細書・図面・要約書・提出物件の電子化 ５．４．６　配列表の電子化 （１）　前提条件 明細書内に【配列表】の見出しがあり、ST.26XMLが発注された場合、発注元に問い合わせを行うことを追記 （３）　配列表の電子化 「1-1）ST.26XMLについての留意事項」を追加し、ST.26XMLについて発注元問い合わせになる事項とST.26XMLのファイル名を修正することを追記 （４）　例外処理 ③以降が緊急避難案件の配列表の電子化の対応についてであることを追記し、③に配列表が配列表XMLであることを追記 ⑤を追加し、緊急避難案件のST.26XMLの電子化方法を追記	 ５．４．６－１ ５．４．６－３－1 ５．４．６－８ ５．４．６－９	 Ｃ Ａ Ｃ Ａ	2021.12.24	吉川	WIPO　ST.26対応（2021-0001）
5.22 -5	第５章　データエントリ仕様 ５．４　請求の範囲・明細書・図面・要約書・提出物件の電子化 ５．４．６　配列表の電子化 （４）　例外処理 ④を追加し、緊急避難案件のST.25ファイルの電子化方法を追記	 ５．４．６－９	 Ａ	2021.12.24	吉川	仕様の明確化
5.22 -6	第６章　更正申請の電子化 ６．２　概要 「ST.26」の記述を追記	 ６－２	 Ｃ	2021.12.24	吉川	誤記訂正
5.22 -7	第６章　更正申請の電子化 ６．３　更正申請の発注 （３）　ＤＶＤ－ＲＷ格納構造 「ST.25」、「ST.26」および「PDF」の記述を追記 ＤＶＤ－ＲＷ格納構造イメージにPDFファイルには「ST.26PDF」が含まれることを追記	 ６－３、 ６－４	 Ｃ	2021.12.24	吉川	誤記訂正
5.22 -8	第６章　更正申請の電子化 ６．４　更正作業 「(3)ST.26PDFに関する修正」を追加し、発注物にST.26PDFが含まれていた場合の対処を追記	 ６－５	 Ｃ	2021.12.24	吉川	誤記訂正
5.22 -9	第６章　更正申請の電子化 ６．５　電子化データ PDFファイルには「ST.26PDF」を含めないことを追記	 ６－７	 Ｃ	2021.12.24	吉川	誤記訂正

修正種別（Ｃ：更新　Ａ：追加　Ｄ：削除）　修正日付：2021.12.24

項番	修　正　内　容	ページ	修正種別	修正日付	修正者	備　考
5.22 -10	第７章　援用書類の電子化 ７．５　発注 （２）ＤＡＴＤＶＤ－ＲＷの格納構造 「ST.25」、「ST.26」および「PDF」の記述を追記	７－１０	Ｃ	2021.12.24	吉川	誤記訂正
5.22 -11	第７章　援用書類の電子化 ７．７　電子化データ PDFファイルには「ST.26PDF」を含めないことを追記	７－１２	Ｃ	2021.12.24	吉川	誤記訂正
5.22 -12	第７章　援用書類の電子化 ７．８　電子化方法 「(2-1) ST.26PDFファイルに関する修正」を追加し、発注物にST.26PDFが含まれていた場合の対処を追記 (3)援用合体済み電子化データの作成 「ST.25」、「ST.26」および「PDF」の記述を追記	７－１４	Ｃ	2021.12.24	吉川	誤記訂正
	－　以上　－					

修正種別（Ｃ：更新　Ａ：追加　Ｄ：削除）　修正日付：2022.3.31

項番	修　正　内　容	ページ	修正種別	修正日付	修正者	備　考
5.23	第5.23版					
5.23 -1	第５章　データエントリ仕様 ５．３　書誌情報仕様 ５．３．４　書誌情報仕様共通項目 共―50　国コード 一覧表を以下のとおり変更 項番70　GC 変更前） アラビアン湾岸協力理事会特許庁 変更後） 湾岸協力理事会特許庁 項番124　MK 変更前） マケドニア旧ユーゴスラビア共和国 変更後） 北マケドニア共和国 項番179　SZ 変更前） スワジランド 変更後） エスワティニ王国	 5.3.4-95 5.3.4-97 5.3.4-99	 C C C	2022.3.31	山田	国県名テーブル 修正対応 (2022-0012)
	― 以上 ―					

修正種別（Ｃ：更新　Ａ：追加　Ｄ：削除）　修正日付：2022.6.30

項番	修　正　内　容	ページ	修正種別	修正日付	修正者	備　考
5.3	第5.3版					
5.3 -1	第２章　申請書類の発注 ２．４　電子化(ＤＥ)手数料 データエントリ手数料徴収対象書類から「代理人解任届」および「復代理人解任届」を削除し、「受付日」が令和4年6月27日以降、新規エントリーされることはないことを注記	2.4-2	Ｃ	2022.6.30	山田	代理人解任届及び復代理人解任届の廃止対応 (2022-0008)
5.3 -2	第３章　電子化データの納品 ３．１　概　要 早期DE対象書類一覧表から「代理人解任届」および「復代理人解任届」を削除し、「受付日」が令和4年6月27日以降、新規エントリーされることはないことを注記	3.1-2	Ｃ	2022.6.30	山田	代理人解任届及び復代理人解任届の廃止対応 (2022-0008)
5.3 -3	第３章　電子化データの納品 ３．３　納品リスト ３．３．１　バッチ申請データ 伝票フォーマット例から「代理人解任届」および「復代理人解任届」を削除し、「受付日」が令和4年6月27日以降、新規エントリーされることはないことを注記	3.3.1-3、 3.3.1-4	Ｃ	2022.6.30	山田	代理人解任届及び復代理人解任届の廃止対応 (2022-0008)
5.3 -4	第４章　電子出願申請書式 ４．１　電子出願申請書式 特許・実用 電子化対象書類一覧の「代理人解任届」および「復代理人解任届」に注を付け、それらの書類およびそれらを補正する手続補正書は「受付日」が令和4年6月27日以降、新規エントリーされることはないことを注記 「代理人解任届」および「復代理人解任届」の書式例に、「受付日」が令和4年6月27日以降、新規エントリーされることはないことを注記	4-2 4-20、 4-28	Ｃ Ｃ	2022.6.30	山田	代理人解任届及び復代理人解任届の廃止対応 (2022-0008)
5.3 -5	第５章　データエントリ仕様 ５．２　管理情報仕様 ５．２．２　管理情報仕様の見出し 項番69「不備情報」の初期エントリ欄を「○：設定」から「－：設定なし、又は、非更新」に修正 項番70「不備コード」の初期エントリ欄を「○：設定」から「－：設定なし、又は、非更新」に修正	5.2.2-3	Ｃ	2022.6.30	山田	押印廃止に伴う対応

項番	修　正　内　容	ページ	修正種別	修正日付	修正者	備　考
5.3 -6	第５章　データエントリ仕様 ５．２　管理情報仕様 ５．２．３　管理情報仕様 項番21　項目名「受付形態」 特殊申請の場合の申請形態を追記	 5.2.3-29、 5.2.3-30	 C	2022.6.30	山田	書面手続きデジタル化 （2022-0011）
5.3 -7	第５章　データエントリ仕様 ５．２　管理情報仕様 ５．２．３　管理情報仕様 項番62　項目名「確認情報」 説明補足 2. 申請人確認情報の記事の設定 （1）基本概念 物件票の申請人の情報と書誌情報の出願人又は代理人の記事が一致している場合、『ID確認方法』、『ID確認結果』、『不備コード』によるチェックの記載を修正 （2）具体的な例 物件表に申請人が複数記載されている場合の管理情報の設定例を修正 「（3）設定順」を追加し、申請人が複数記載されている場合の設定順を追記 項番67　項目名「ID確認方法」 項目設定方法に設定値は印影“3” のみ設定するよう記載を修正 項番68　項目名「ID確認結果」 項目設定方法に設定値は物件票の申請人の識別番号と書誌情報の出願人又は代理人の記事の識別番号が一致する場合、“0”を、一致しない場合、“3”を設定するよう記載を修正 項番69　項目名「不備情報」 項目設定方法にタグが設定されないよう記載を修正 項目設定条件に初期エントリの場合設定しないよう記載を修正 項番70　項目名「不備コード」 項目設定方法にタグが設定されないよう記載を修正 項目設定条件に初期エントリの場合設定しないよう記載を修正 不備コード一覧表を削除	 5.2.3-73～ 5.2.3-75 5.2.3-80 5.2.3-81 5.2.3-82 5.2.3-83 5.2.3-84	 C C C C C C	2022.6.30	山田	押印廃止に伴う対応
5.3 -8	第５章　データエントリ仕様 ５．３　書誌情報仕様 ５．３．１　書誌情報仕様の見解方法 申請書類（補正書）の属性 「補正の内容」タグの属性「書類識別」の属性値 「jp:attorney-a7425」と「jp:attorney-a7435」の属性値の説明に「受付日」が令和4年6月27日以降、新規エントリーされることはないことを注記	 5.3.1-17～ 5.3.1-19	 C	2022.6.30	山田	代理人解任届及び復代理人解任届の廃止対応 (2022-0008)

項番	修　正　内　容	ページ	修正種別	修正日付	修正者	備　考
5.3 -9	第５章　データエントリ仕様 ５．３　書誌情報仕様 ５．３．２ 特許・実用・登録 電子化対象書類一覧 特許・実用 電子化対象書類一覧の「代理人解任届」および「復代理人解任届」に注を付け、それらの書類およびそれらを補正する手続補正書は「受付日」が令和4年6月27日以降、新規エントリーされることはないことを注記	5.3.2-1	C	2022.6.30	山田	代理人解任届及び復代理人解任届の廃止対応 (2022-0008)
5.3 -10	第５章　データエントリ仕様 ５．３　書誌情報仕様 ５．３．３　書類ごとの変換仕様 12　代理人解任届 欄外に「受付日」が令和4年6月27日以降、新規エントリーされることはないことを注記 20　復代理人解任届 欄外に「受付日」が令和4年6月27日以降、新規エントリーされることはないことを注記	5.3.3-45 5.3.3-78	C C	2022.6.30	山田	代理人解任届及び復代理人解任届の廃止対応 (2022-0008)
5.3 -11	第５章　データエントリ仕様 ５．３　書誌情報仕様 ５．３．３　書類ごとの変換仕様 46-5　回復理由書 【手数料の表示】およびその配下のタグを追加	5.3.3-167-19、 5.3.3-167-20	C	2022.6.30	山田	権利の回復の要件緩和対応 (2022-0009)
5.3 -12	第５章　データエントリ仕様 ５．３　書誌情報仕様 ５．３．６　手続補正書の電子化 ５）　補正の内容の電子化 (3)　配列表の補正の場合 ST.26XMLの補正方法について、【補正の内容】の配下に【配列表】の記載がある場合でも補正できるよう修正し、【補正の内容】の配下に【配列表】の記載があり【配列表】の内容の記載がある場合は発注元に問い合わせることを追記	5.3.6-22	C	2022.6.30	山田	WIPO　ST.26対応（2021-0001）
5.3 -13	第５章　データエントリ仕様 ５．４　請求の範囲・明細書・図面・要約書・提出物件の電子化 ５．４．６　配列表の電子化 （１）　前提条件 ST.26XMLが発注された場合、明細書内の【配列表】の見出しの有無にかかわらず、電子化するよう修正し、明細書内の【配列表】の内容の記載がある場合は発注元に問い合わせを行うことを追記	5.4.6-1	C	2022.6.30	山田	WIPO　ST.26対応（2021-0001）

修正種別（Ｃ：更新　Ａ：追加　Ｄ：削除）　修正日付：2022.6.30

項番	修　正　内　容	ページ	修正種別	修正日付	修正者	備　考
5.3 -14	第５章　データエントリ仕様 ５．６　チェック内容とエラー時の対処 ５．６．２　チェック内容と対処 １）　管理情報における相関チェック 「（6）管理情報のＩＤ確認方法と確認結果の整合性」 ＩＤ確認方法が「ＩＤラベル」および「未確認」の場合の整合性確認の記載を削除 「（7）管理情報における申請人確認情報の整合性」 ＩＤ確認結果が「確認待」および「未確認」の場合の整合性確認の記載を削除	 5.6.2-3 5.6.2-3	 C C	2022.6.30	山田	押印廃止に伴う対応
5.3 -15	第５章　データエントリ仕様 ５．７　例外処理 ５．７．１　旧書式のデータエントリ 7　代理人解任届 「受付日」が令和4年6月27日以降、新規エントリーされることはないことを注記 15　復代理人解任届 「受付日」が令和4年6月27日以降、新規エントリーされることはないことを注記	 5.7-12 5.7-20	 C C	2022.6.30	山田	代理人解任届及び復代理人解任届の廃止対応 (2022-0008)
5.3 -16	付録 発注番号構成表 発注番号構成表に特殊申請の場合の番号帯を追記	 -	 C	2022.6.30	山田	書面手続きデジタル化 (2022-0011)
	－　以上　－					

修正種別（Ｃ：更新　Ａ：追加　Ｄ：削除）　修正日付：2022.9.30

項番	修　正　内　容	ページ	修正種別	修正日付	修正者	備　考
5.31	第5.31版					
5.31 -1	第５章　データエントリ仕様 ５．４　請求の範囲・明細書・図面・要約書・提出物件の電子化 以下の書類の上付、下付配下に下線を追加。 また、化学式、数式、表配下にイメージを追加。 ５．４．２　請求の範囲の電子化 （３）　請求の範囲の電子化 １）請求の範囲のＸＭＬ化 請求の範囲の変換仕様見出し 項番：9-1 日本語標準名称：イメージ タグ名：img 項番：10-1 日本語標準名称：イメージ タグ名：img 項番：11-1 日本語標準名称：イメージ タグ名：img ５．４．５　要約書の電子化 （３）　要約書の電子化 １）要約書のＸＭＬの電子化 要約書　表に以下の内容を追記 項番：4-1 日本語標準名称：下線 タグ名：u 項番：5-1 日本語標準名称：下線 タグ名：u 項番：8-1 日本語標準名称：イメージ タグ名：img 項番：9-1 日本語標準名称：イメージ タグ名：img 項番：10-1 日本語標準名称：イメージ タグ名：img	 ５．４．２－３ ５．４．５－３	 Ｃ Ｃ	2022.9.30	吉川	出願課様からの修正要望

修正種別（Ｃ：更新　Ａ：追加　Ｄ：削除）　修正日付：2022.9.30

項番	修　正　内　容	ページ	修正種別	修正日付	修正者	備　考
5.31 -2	第５章　データエントリ仕様 ５．４　請求の範囲・明細書・図面・要約書・提出物件の電子化 ５．４．３　明細書の電子化 （１）　前提条件 ３）イメージの電子化 項目名と項目名の間にイメージの他にテキスト（表題など）が含まれる場合に、テキストとイメージを合わせてイメージ化する旨を追記。	５．４．３－２	Ｃ	2022.9.30	吉川	出願課様からの修正要望
	－　以上　－					

修正種別（Ｃ：更新　Ａ：追加　Ｄ：削除）　修正日付：2022.11.18

項番	修　正　内　容	ページ	修正種別	修正日付	修正者	備　考
5.32	第5.32版					
5.32 -1	第２章　データエントリ仕様 ２．４　電子化（ＤＥ）手数料 電子化手数料徴収対象に以下の書類を追加 項番18-1　保全審査に付することを求める申出書 項番18-2　不送付通知申出書	 2.4-3	 C	2022.11.18	吉川	特許出願の非公開化対応 （2023-0008）
5.32 -2	第３章　電子化データの納品 ３．１　概　要 早期ＤＥ対象書類一覧表に以下の書類を追加 項番69-1　保全審査に付することを求める申出書 項番69-2　不送付通知申出書	 3.1-3	 C	2022.11.18	吉川	特許出願の非公開化対応 （2023-0008）
5.32 -3	第３章　電子化データの納品 ３．３　納品リスト ３．３．１　バッチ申請データ 納品明細書の納品内訳に以下の書類を追加 項番94　保全審査に付することを求める申出書 項番95　不送付通知申出書 上記の追記に伴い記載内容を移動	 3.3.1-5-1 3.3.1-5	 A C	2022.11.18	吉川	特許出願の非公開化対応 （2023-0008）
5.32 -4	第４章　電子出願申請書式 ４．１　電子出願申請書式 特許・実用　電子化対象書類一覧に以下の書類を追加 保全審査に付することを求める申出書 不送付通知申出書 上記の追記に伴い記載内容を移動 追加した書類の書式例を追加	 4-3 4-4 4-54-8、4-54-9	 C C A	2022.11.18	吉川	特許出願の非公開化対応 （2023-0008）

項番	修　正　内　容	ページ	修正種別	修正日付	修正者	備　考
5.32 -5	第５章　データエントリ仕様 ５．３　書誌情報仕様 ５．３．１　書誌情報仕様の見解方法 申請書類　（その他）の属性 書類識別タグに以下を追加 jp:etcetera-a918 jp:etcetera-a919 上記の追記に伴い記載内容を移動 申請書類　（補正書）の属性 補正の内容タグの書類識別属性に「注５」を追加し、欄外に以下の書類が補正対象外であるため、対応する属性値が存在しないことを追記 保全審査に付することを求める申出書 不送付通知申出書 上記の追記に伴い記載内容を移動	 5.3.1-14 5.3.1-15 5.3.1-17、 5.3.1-19-1 5.3.1-19	 C C C A C	2022.11.18	吉川	特許出願の非公開化対応 （2023-0008）
5.32 -6	第５章　データエントリ仕様 ５．３　書誌情報仕様 ５．３．２　特許・実用・登録　電子化対象書類一覧 特許・実用　電子化対象書類一覧に以下の書類を追加 保全審査に付することを求める申出書 不送付通知申出書 上記の追記に伴い記載内容を移動	 5.3.2-2 5.3.2-3、 5.3.2-3-1	 C C	2022.11.18	吉川	特許出願の非公開化対応 （2023-0008）
5.32 -7	第５章　データエントリ仕様 ５．３　書誌情報仕様 ５．３．３　書類毎の変換仕様見出し 以下の書類の変換仕様見出しを追加 項番４６－６　保全審査に付することを求める申出書 項番４６－７　不送付通知申出書	 5.3.3-167-21～ 5.3.3-167-23 5.3.3-167-24～ 5.3.3-167-26	 A A	2022.11.18	吉川	特許出願の非公開化対応 （2023-0008）

項番	修　正　内　容	ページ	修正種別	修正日付	修正者	備　考
5.32 -8	第５章　データエントリ仕様 ５．３　書誌情報仕様 ５．３．４　書誌情報仕様共通項目 国名テーブル一覧表の項番179　SZの国名を略称名に訂正し、職権訂正の内容をあわせて訂正 訂正前 国名：エスワティニ王国 職権訂正：エスワティニ 訂正後 国名：エスワティニ 職権訂正：エスワティニ王国	5.3.4-99	C	2022.11.18	吉川	誤記訂正
5.32 -9	第５章　データエントリ仕様 ５．３　書誌情報仕様 ５．３．４　書誌情報仕様共通項目 項番　共―１０２ 項目名　申請者 タグ名　jp:applicant 書類別項目記載事例一覧表に以下の書類を追加 項番４６－６　保全審査に付することを求める申出書 項番４６－７　不送付通知申出書 上記の追記に伴い記載内容を移動	5.3.4-168 5.3.4-169、 5.3.4-170	C C	2022.11.18	吉川	特許出願の非公開化対応 （2023-0008）
5.32 -10	第５章　データエントリ仕様 ５．３　書誌情報仕様 ５．３．５　書誌情報仕様個別項目 項番　２７．２ 項目名　意見の内容 タグ名　jp:opinion-contents-article (1)　項目の置換の項番２．に「保全審査に付することを求める申出書」の変換仕様を追加 上記の追記に伴い記載内容を移動 項番　２７．３ 項目名　段落 タグ名　p (1)　項目の置換の項番２．に「保全審査に付することを求める申出書」の変換仕様を追加 上記の追記に伴い記載内容を移動 下記の書誌情報仕様を追加 項番　４６－６．０	5.3.5-149 5.3.5-149-1 5.3.5-150 5.3.5-150-1 5.3.5-217-52～ 5.3.5-217-58	C C C A A	2022.11.18	吉川	特許出願の非公開化対応 （2023-0008）

項番	修　正　内　容	ページ	修正種別	修正日付	修正者	備　考
	項目名　書類識別 タグ名　jp:etcetera-a918 項番　４６－６．１ 項目名　書類識別コード タグ名　jp:document-code 項番　４６－６．２ 項目名　申出に係る発明の内容 タグ名　jp:invention-contents-article 項番　４６－６．３ 項目名　段落 タグ名　p 項番　４６－６．４ 項目名　イメージ タグ名　img 項番　４６－６．５ 項目名　意見の内容 タグ名　jp:opinion-contents-article 項番　４６－６．６ 項目名　段落 タグ名　p 項番　４６－６．７ 項目名　イメージ タグ名　img 項番　４６－７．０ 項目名　書類識別 タグ名　jp:etcetera-a919 項番　４６－７．１ 項目名　書類識別コード タグ名　jp:document-code					
5.32 -11	第５章　データエントリ仕様 ５．３　書誌情報仕様 ５．３．８　【意見の内容】等の電子化 １）　前提条件の書類に保全審査に付することを求める申出書を追加し、申出に係る発明の内容（jp:invention-contents-article）に関する記載を追加	5.3.8-1、 5.3.8-1-1	Ｃ Ａ	2022.11.18	吉川	特許出願の非公開化対応 （2023-0008）
5.32 -12	第５章　データエントリ仕様 ５．４　請求の範囲・明細書・図面・要約書・提出物件の電子化 ５．４．１　全般的な事項 「特許願（外国語出願以外）」、「特許願（外国語出願）」の備考に「＊８」を追加し、欄外にパンドラ願書の電子化に関する注を追加	5.4.1-1、5.4.1-2	Ｃ	2022.11.18	吉川	特許出願の非公開化対応 （2023-0008）

修正種別(Ｃ：更新　Ａ：追加　Ｄ：削除)　修正日付：2022.11.18

項番	修　正　内　容	ページ	修正種別	修正日付	修正者	備　考
5.32 -13	第５章　データエントリ仕様 ５．４　請求の範囲・明細書・図面・要約書・提出物件の電子化 ５．４．２　請求の範囲の電子化 パンドラ願書の場合の電子化方法について追記	 5.4.2-1、5.4.2-5、 5.4.2-9、 5.4.2-14、 5.4.2-15	 Ｃ Ａ	2022.11.18	吉川	特許出願の非公開化対応 （2023-0008）
5.32 -14	第５章　データエントリ仕様 ５．４　請求の範囲・明細書・図面・要約書・提出物件の電子化 ５．４．３　明細書の電子化 パンドラ願書の場合の電子化方法について追記	 5.4.3-2、5.4.3-7、 5.4.3-32、 5.4.3-39	 Ｃ Ａ	2022.11.18	吉川	特許出願の非公開化対応 （2023-0008）
	－　以上　－					

項番	修　正　内　容	ページ	修正種別	修正日付	修正者	備　考
5.33	第5.33版					
5.33 -1	第２章　申請書類の発注 ２．１　概　要 図２－１－３　業務の流れ 申請書類に電子データを追加。※として「電子データは特殊申請のみ」と追加。	２．１－４	Ｃ	2022.12.23	河合	書面手続きデジタル化 （2022-0011）
5.33 -2	２．２　申請書類の発注 ２．２．１　発注の構造 発注伝票：通常（PCT含む）配下に、特殊申請を追加。 発注単位（申請形態）：新規特殊申請受付 事件単位：受付袋、・・ 手続単位：願書、中間書類、等 ２．２．２　発注に関する書類 （２）発注伝票（通常・ＰＣＴ） ①伝票フォーマット（電子記録基準管理班保管用） 1.発注番号を　２２４０００１０へ変更。 2.発注物件の（1）申請形態に、特殊申請を追加。 4.受付番号付与範囲　を、（自）22400010001（至）22400010314　へ変更。 5.納品指定日を　２０２４年へ変更。 ①伝票フォーマット（発注先保管用） 1.発注番号を　２２４０００１０へ変更。 2.発注物件の（1）申請形態に、特殊申請を追加。 4.受付番号付与範囲　を、（自）22400010001（至）22400010314　へ変更。 5.納品指定日を　２０２４年へ変更。 ①伝票フォーマット（発注先返却用） 1.発注番号を　２２４０００１０へ変更。 2.発注物件の（1）申請形態に、特殊申請を追加。 4.受付番号付与範囲　を、（自）22400010001（至）22400010314　へ変更。 5.納品指定日を　２０２４年へ変更。 ②伝票記載内容 項番３　申請形態に、特殊申請を追加。 項番４　申請数に、特殊申請を追加。	２．２．１－１ ２．２．２－４ ２．２．２－５ ２．２．２－６ ２．２．２－７	Ｃ Ｃ Ｃ Ｃ Ｃ	2022.12.23	河合	書面手続きデジタル化 （2022-0011）
5.33 -3	２．３　申請書類の発注物及び確認事項 （１）　新規の紙による申請（ＰＣＴ含む）の発注物及び確認事項 表の項番２②申請書類に、特殊申請および優先権証明書提出書の場合について追記。 1-1）特殊申請の発注についての留意事項を追加。	２．３－１ ２．３－１－１	Ｃ Ａ	2022.12.23	河合	書面手続きデジタル化 （2022-0011）

項番	修　正　内　容	ページ	修正種別	修正日付	修正者	備　考
5.33-4	２．４　電子化（ＤＥ）手数料 電子化（ＤＥ）手数料を徴収しない但し書きに、特殊申請を追加。	２．４－１	Ｃ	2022.12.23	河合	書面手続きデジタル化（2022-0011）
5.33-5	第３章　電子化データの納品 ３．３　納品リスト ３．３．１　バッチ申請データ （１）　納品明細書 ②伝票記載内容の項番３　申請形態に、特殊申請を追加。	３．３．１－７	Ｃ	2022.12.23	河合	書面手続きデジタル化（2022-0011）
5.33-6	３．４　納品物及び確認事項 ３．４．１　バッチ申請データ （１）　新規の紙による申請（ＰＣＴ含む）の納品物及び確認事項 表の項番５（２）申請書類に、特殊申請の場合の申請書類を追加。また優先権証明書提出書において、優先権証明書のデータを媒体に格納して発注される場合がある旨を追記。	３．４．１－２	Ｃ	2022.12.23	河合	書面手続きデジタル化（2022-0011）
5.33-7	第５章　データエントリ仕様 ５．１　全般的な事項 ５．１．１　全般的な事項 （８）④に、申請形態が特殊申請の場合の読みかえについて追加。	５．１．１－７	Ｃ	2022.12.23	河合	書面手続きデジタル化（2022-0011）
5.33-8	５．２　管理情報仕様 ５．２．１　管理情報仕様の記載方法 注意事項に特殊申請の場合、電子署名情報を設定した場合、配下の署名日時は必ず空で起こすことを追記	５．２．１－２	Ｃ	2022.12.23	河合	書面手続きデジタル化（2022-0011）
	５．２．２　管理情報仕様の見出し 「内容設定」に「ＯＬ 特殊申請」列を追加。	５．２．２－２	Ｃ			
	項目一覧に以下の項番を追加。 １０７　特殊申請提出物件情報 １０８　特殊申請物件名 １０９　電子署名情報 １０９－１　署名日時 １１０　署名検証結果 １１１　署名検証日時 １１２　失効日時 １１３　公開鍵 １１３－１　公開鍵ＣＡ名称 １１３－２　公開鍵シリアル番号 １１４　公開鍵氏名 １１５　公開鍵住所 １１６　公開鍵参考情報	５．２．２－４	Ｃ			
	※２　に口座振替と指定立替を設定するケースとして特殊申請を追加。	５．２．２－４	Ｃ			
	５．２．３　管理情報仕様 項番１７　受付日	５．２．３－２４	Ｃ			

項番	修　正　内　容	ページ	修正種別	修正日付	修正者	備　考
	［項目設定方法］に、特殊申請の場合を追加。 ［項目設定条件］のＤＥの入力元、入力方法に「提出物件」－「機械移送」を追加。					
	項番１９　提出日 ［項目設定方法］に、特殊申請の場合を追加。 ［項目設定条件］のＤＥの入力元、入力方法に「提出物件」－「機械移送」を追加。	５．２．３－２６	Ｃ			
	項番５９　消印不明フラグ ［項目設定方法］に、特殊申請の場合を追加。	５．２．３－６８	Ｃ			
	項番６０　書留番号 ［項目設定方法］に、特殊申請の場合を追加。	５．２．３－６９	Ｃ			
	項番７２　料金関係 料金関係タグ設定規則 １．注２として、特殊申請の場合の料金設定を追加。	５．２．３－８７	Ｃ			
	（５）特殊申請の場合の表を追加。	５．２．３－８９－１	Ｃ			
	補足 表注６に、振替番号と指定立替納付を記載するケースとして特殊申請を追加。	５．２．３－８９－１	Ｃ			
	項番７３　納付方法 ［項目設定方法］に、特殊申請の場合を追加。 ［補足説明］に、振替番号と指定立替納付を記載するケースとして特殊申請を追加。	５．２．３－９０ ５．２．３－９０－１	Ｃ Ｃ			
	項番７４　納付金額 ［項目設定方法］に、特殊申請の場合を追加。 ［補足説明］に、振替番号と指定立替納付を記載するケースとして特殊申請を追加。	５．２．３－９１ ５．２．３－９１－１	Ｃ			
	項番７５　会計種別 ［補足説明］に、銀行口座自動振替や指定立替納付に特定されるケースとして特殊申請を追加。	５．２．３－９２	Ｃ			
	項番７６　予納台帳番号 ［項目設定方法］に、特殊申請の場合を追加。	５．２．３－９３	Ｃ			
	項番７７－１　納付番号 ［項目設定方法］に、特殊申請の場合を追加。	５．２．３－９３－２	Ｃ			
	項番７７－２　振替番号 ［項目設定方法］に、特殊申請の場合を追加。 ［補足説明］に、振替番号と指定立替納付を記載するケースとして特殊申請を追加。	５．２．３－９３－３ ５．２．３－９３－３	Ｃ Ｃ			
	項番１０７～１１６　特殊申請関連のタグを追加。	５．２．３－１２３～ ５．２．３－１３５	Ａ			

項番	修　正　内　容	ページ	修正種別	修正日付	修正者	備　考
5.33-9	５．３　書誌情報仕様 ５．３．３　書類ごとの変換仕様 手続補正書 表注２に、振替番号と指定立替納付を記載するケースとして特殊申請を追加。	５．３．３－１７５	C	2022.12.23	河合	書面手続きデジタル化（2022-0011）
5.33-10	５．３　書誌情報仕様 ５．３．４　書誌情報仕様共通項目 手数料の表示 ※　に、振替番号と指定立替納付を記載するケースとして特殊申請を追加。	５．３．４－１３０－１	C	2022.12.23	河合	書面手続きデジタル化（2022-0011）
	予納台帳番号・納付書番号・納付番号・振替番号・指定立替納付 （２）タグ属性の設定 項番４【振替番号】の記載　備考に振替番号を記載するケースとして特殊申請を追加。 項番４－１【指定立替納付】の記載　備考に指定立替納付を記載するケースとして特殊申請を追加。	５．３．４－１３４	C			
	規定外の項目　タグ名設定規則 ４．電子化方法 補足に特殊申請で管理情報の電子署名情報が有の場合の設定項目を追加。	５．３．４－１５３	C			
	規定外の項目 （１）項目の置換 備考に、特殊申請において、管理情報の電子署名情報が設定されている場合もタグを設定する旨を追加	５．３．４－１５４	C			
	規定外の記事 （１）項目の置換 備考に、特殊申請において、管理情報の電子署名情報が設定されている場合もタグを設定する旨を追加	５．３．４－１５５	C			
	項目名 （２）内容の置換 表に以下を追加 項番：２． 申請書の状態：特殊申請において、管理情報の電子署名情報（jp:m-signature-group）が設定されている場合 電子化における対処：“電子署名あり”を設定し、グループを繰り返して “特殊申請受付番号”を設定する。（注） 表の下の（注）に設定例を追記	５．３．４－１５６	C			
	項目内容 （２）内容の置換 表に以下を追加 項番：２． 申請書の状態：特殊申請において、管理情報の電子署名情報（jp:m-signature-group）が設定されている場合 電子化における対処：項目名(jp:item-name)が“特殊申請受付	５．３．４－１５７	C			

項番	修　正　内　容	ページ	修正種別	修正日付	修正者	備　考
	番号”の場合、オンライン申請時の受付番号を設定する。（注） 備考：オンライン申請時の受付番号は送付票の管理情報の受付番号（jp:m-receipt-number）から取得する 表の下の（注）に設定例を追記					
5.33 -11	５．３　書誌情報仕様 ５．３．５　書誌情報仕様個別項目 ８８．１７　納付金額 （１）項目の置換 表の項番３の電子化における対処に以下を追加 ・併合納付の明細の記事が存在し、かつ納付金額の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班へ返却する。（エラー識別ID：３０００） ・併合納付の明細の記事が存在しない場合、タグの設定なし。	５．３．５－３５５	Ｃ	2022.12.23	河合	システムの仕様に合わせた修正
5.33 -12	５．３　書誌情報仕様 ５．３．６　手続補正書の電子化 審判系書類のタグ一覧 表注１に、振替番号と指定立替納付を記載するケースとして特殊申請を追加	５．３．６－２８	Ｃ	2022.12.23	河合	書面手続きデジタル化（2022-0011）
5.33 -13	５．４　請求の範囲・明細書・図面・要約書・提出物件の電子化 ５．４．７　添付物件の電子化 （１）前提条件 ５）優先権証明書提出書は媒体に格納されて発注された場合、必要に応じて変換すること、データが読み込めない場合、問い合わせる旨を追記。 ８）特殊申請の場合、媒体に格納されている添付物件のうち、ＸＭＬ化しないものについてはイメージファイルに変換する旨を追記。	５．４．７－２	Ｃ	2022.12.23	河合	書面手続きデジタル化（2022-0011）
5.33 -14	５．６　チェック内容とエラー時の対処 ５．６．２　チェック内容と対処 １）　管理情報における相関チェック （１）　管理情報の受付日と提出日の整合性 特殊申請の場合は整合性を確認しない旨を追記。 （３）表へ、以下の内容を追加。 項番：４ 申請形態：特殊申請 書類分類コード：願書 更生申請フラグ：更生でない 原願電子化フラグ：原願電子化でない 出願番号：ALL0 項番：５ 申請形態：特殊申請 書類分類コード：中間書類 更生申請フラグ：更生でない 原願電子化フラグ：原願電子化でない 出願番号：個別案件の【事件の表示】の【出願番号】に記	５．６．２－１ ５．６．２－１	Ｃ Ｃ	2022.12.23	河合	書面手続きデジタル化（2022-0011）

項番	修　正　内　容	ページ	修正種別	修正日付	修正者	備　考
	載されている内容と一致 項番：６ 申請形態：特殊申請 書類分類コード：登録系 更生申請フラグ：更生でない 原願電子化フラグ：原願電子化でない 出願番号：個別案件の【事件の表示】の【出願番号】に記載されている内容と一致					
	上記の追記に伴い、項番を振り直し。	５．６．２－１	Ｃ			
	（４）表へ、以下の内容を追加。 項番：４ 消印不明ﾌﾗｸﾞ：判明 書留番号：―――― 受付形態：特殊申請	５．６．２－２	Ｃ			
	（４）上記の追加に伴い、表を５．６．２－２ページへ移動。	５．６．２－２	Ｃ			
	（５）上記の追加に伴い、Ｂ③(ｲ)を、５．６．２－３ページへ移動	５．６．２－３	Ｃ			
	（８）表の注７に、振替番号と指定立替納付が記入されるケースとして特殊申請を追加。	５．６．２－５－１	Ｃ			
5.33 -13	付録 付録表紙 「特殊申請の受付番号対応表」を追加 付録：特殊申請の受付番号対応表について 別紙1_特殊申請受付番号対応表　を追加	 － －	 Ｃ Ａ	2022.12.23	河合	書面手続きデジタル化 （2022-0011）
	－　以上　－					

修正種別（Ｃ：更新　Ａ：追加　Ｄ：削除）　修正日付：2023.3.31

項番	修　正　内　容	ページ	修正種別	修正日付	修正者	備　考
5.34	第5.34版					
5.34 -1	２．２　申請書類の発注 ２．２．１　発注の構成 発注伝票：通常（PCT含む）配下に、窓口クレジットカード決済を追加。 発注単位（申請形態）：新規紙申請窓口受付（クレジットカード決済） 事件単位：受付袋、・・ 手続単位：願書（国内書面含む）、中間書類、等 ２．２．２　発注に関する書類 （２）発注伝票（通常・ＰＣＴ） ①伝票フォーマット（電子記録基準管理班保管用） 2.発注物件の（1）申請形態に窓口クレジットカード決済を追加。 ①伝票フォーマット（発注先保管用） 2.発注物件の（1）申請形態に窓口クレジットカード決済を追加。 ①伝票フォーマット（発注先返却用） 2.発注物件の（1）申請形態に窓口クレジットカード決済を追加。 ②伝票記載内容 項番３　申請形態に窓口クレジットカード決済を追加。 項番４　申請数に窓口クレジットカード決済を追加。 注２の※に、窓口クレジットカード決済の場合、発注番号と受付番号に対応関係がない旨を追記	 ２．２．１－１ ２．２．２－４ ２．２．２－５ ２．２．２－６ ２．２．２－７	 Ｃ Ｃ Ｃ Ｃ Ｃ	2023.3.31	河合	出願窓口クレジットカード決済対応 （2021-0013）
5.34 -2	２．４　電子化（ＤＥ）手数料 電子化手数料を徴収しないケースに以下を追加 補正対象書類が「特許願」「実用新案登録願」、補正対象項目名が「パリ条約による優先権等の主張」で【その他】に適用条文が記載されている手続補正書（項番6-2）の場合 上記の追加に伴い記載内容を移動 電子化手数料徴収対象書類から以下を削除 項番１８　保全審査 項番１８－１　保全審査に付することを求める申出書 項番１８－２　不送付通知申出書	 ２．４－１ ２．４－２ ２．４－３	 Ｃ Ｃ Ｃ	2023.3.31	河合	出願課様からの修正要望
5.34 -3	３．３　納品リスト ３．３．１　バッチ申請データ （１）　納品明細書 ②伝票記載内容の項番３　申請形態に、紙申請（窓口クレジットカード決済）を追加。	 ３．３．１－７	 Ｃ	2023.3.31	河合	出願窓口クレジットカード決済対応 （2021-0013）

項番	修　正　内　容	ページ	修正種別	修正日付	修正者	備　考
5.34 -4	５．１　全般的な事項 ５．１．１　全般的な事項 （２）項目・内容に関する全般的な事項 ③「５．５ チェック内容とエラー時の対処」の数字を５．６へ修正	５．１．１－２	Ｃ	2023.3.31	河合	誤記訂正
5.34 -5	５．２　管理情報仕様 ５．２．３　管理情報仕様 項番７２　料金関係 料金関係タグ設定規則 ２．（３）特許印紙の貼付、納付済証の添付が何れもない場合 ②の表の項番３－２、９の備考に注７を追加 ③の表の項番３－２、７－２、１１－２、１７の備考に注７を追加 補足 表注7に、指定立替納付を記載するケースとして窓口クレジットカード決済を追加。併せて、表注６の文言を修正。 項番７３　納付方法 [補足説明]に、指定立替納付を記載するケースとして窓口クレジットカード決済を追加。併せて、前文の文言を修正。 項番７４　納付金額 [補足説明]に、指定立替納付を記載するケースとして窓口クレジットカード決済を追加。併せて、前文の文言を修正。 項番７５　会計種別 [補足説明]に、指定立替納付を記載するケースとして窓口クレジットカード決済を追加。併せて、前文の文言を修正。	５．２．３－８９ ５．２．３－８９－１ ５．２．３－９０－１ ５．２．３－９１－１ ５．２．３－９２	Ｃ Ｃ Ｃ Ｃ Ｃ	2023.3.31	河合	出願窓口クレジットカード決済対応 （2021-0013）
5.34 -6	５．３　書誌情報仕様 ５．３．１　書類情報仕様の見解方法 （６）「5.3.4 書誌情報仕様共通項目」の見解方法 ⑤「5.5 チェック内容とエラー時の対処」の数字を5.6へ修正 ⑧「5.5 チェック内容とエラー時の対処」の数字を5.6へ修正	５．３．１－５	Ｃ	2023.3.31	河合	誤記訂正
5.34 -7	５．３　書誌情報仕様 ５．３．３　書類ごとの変換仕様 特許願 表注２に、指定立替納付を記載するケースとして窓口クレジットカード決済を追加。併せて、前文の文言を修正。 実用新案登録願 表注１に、指定立替納付を記載するケースとして窓口クレジットカード決済を追加。併せて、前文の文言を修正。 出願人名義変更届	５．３．３－５ ５．３．３－１０ ５．３．３－１８	Ｃ Ｃ Ｃ	2023.3.31	河合	出願窓口クレジットカード決済対応 （2021-0013）

項番	修　正　内　容	ページ	修正種別	修正日付	修正者	備　考
	表注１に、指定立替納付を記載するケースとして窓口クレジットカード決済を追加。併せて、前文の文言を修正。	－１				
	期間延長請求書 表注１に、指定立替納付を記載するケースとして窓口クレジットカード決済を追加。併せて、前文の文言を修正。	５．３．３－１５３	Ｃ			
	期間延長請求書（期間徒過） 表注１に、指定立替納付を記載するケースとして窓口クレジットカード決済を追加。併せて、前文の文言を修正。	５．３．３－１５３－４	Ｃ			
	出願審査請求書 表注１に、指定立替納付を記載するケースとして窓口クレジットカード決済を追加。併せて、前文の文言を修正。	５．３．３－１５７	Ｃ			
	出願審査請求書（他人） 表注１に、指定立替納付を記載するケースとして窓口クレジットカード決済を追加。併せて、前文の文言を修正。	５．３．３－１６１	Ｃ			
	実用新技術評価請求書 表注１に、指定立替納付を記載するケースとして窓口クレジットカード決済を追加。併せて、前文の文言を修正。	５．３．３－１６４－１	Ｃ			
	実用新技術評価請求書（他人） 表注１に、指定立替納付を記載するケースとして窓口クレジットカード決済を追加。併せて、前文の文言を修正。	５．３．３－１６４－５	Ｃ			
	回復理由書 表注１に、指定立替納付を記載するケースとして窓口クレジットカード決済を追加。併せて、前文の文言を修正。	５．３．３－１６７－２０	Ｃ			
	手続補正書（方式） 表注２に、指定立替納付を記載するケースとして窓口クレジットカード決済を追加。併せて、前文の文言を修正。	５．３．３－１７１	Ｃ			
	手続補正書 表注２に、指定立替納付を記載するケースとして窓口クレジットカード決済を追加。併せて、前文の文言を修正。	５．３．３－１７５	Ｃ			
	誤訳訂正書 表注２に、指定立替納付を記載するケースとして窓口クレジットカード決済を追加。併せて、前文の文言を修正。	５．３．３－１７９	Ｃ			
	国内書面 表注１に、指定立替納付を記載するケースとして窓口クレジットカード決済を追加。併せて、前文の文言を修正。	５．３．３－１８４	Ｃ			
	特許料納付書 表注１に、指定立替納付を記載するケースとして窓口クレジットカード決済を追加。併せて、前文の文言を修正。	５．３．３－２３２	Ｃ			
	実用新案登録料納付書 表注１に、指定立替納付を記載するケースとして窓口クレジットカード決済を追加。併せて、前文の文言を修正。	５．３．３－２３７	Ｃ			

項番	修　正　内　容	ページ	修正種別	修正日付	修正者	備　考
	意匠登録料納付書 表注１に、指定立替納付を記載するケースとして窓口クレジットカード決済を追加。併せて、前文の文言を修正。	５．３．３－２４２	Ｃ			
	商標登録料納付書 表注１に、指定立替納付を記載するケースとして窓口クレジットカード決済を追加。併せて、前文の文言を修正。	５．３．３－２４７	Ｃ			
	防護標章登録料納付書 表注１に、指定立替納付を記載するケースとして窓口クレジットカード決済を追加。併せて、前文の文言を修正。	５．３．３－２６２	Ｃ			
	防護標章更新登録料納付書 表注１に、指定立替納付を記載するケースとして窓口クレジットカード決済を追加。併せて、前文の文言を修正。	５．３．３－２７２	Ｃ			
	特許料納付書（設定補充） 表注１に、指定立替納付を記載するケースとして窓口クレジットカード決済を追加。併せて、前文の文言を修正。	５．３．３－２７７	Ｃ			
	実用新案登録料納付書（設定補充） 表注１に、指定立替納付を記載するケースとして窓口クレジットカード決済を追加。併せて、前文の文言を修正。	５．３．３－２８２	Ｃ			
	意匠登録料納付書（設定補充） 表注１に、指定立替納付を記載するケースとして窓口クレジットカード決済を追加。併せて、前文の文言を修正。	５．３．３－２８７	Ｃ			
	商標登録料納付書（設定補充） 表注１に、指定立替納付を記載するケースとして窓口クレジットカード決済を追加。併せて、前文の文言を修正。	５．３．３－２９２	Ｃ			
	防護標章登録料納付書（設定補充） 表注１に、指定立替納付を記載するケースとして窓口クレジットカード決済を追加。併せて、前文の文言を修正。	５．３．３－３０７	Ｃ			
	防護標章更新登録料納付書（設定補充） 表注１に、指定立替納付を記載するケースとして窓口クレジットカード決済を追加。併せて、前文の文言を修正。	５．３．３－３１７	Ｃ			
	特許料納付書 表注２に、指定立替納付を記載するケースとして窓口クレジットカード決済を追加。併せて、前文の文言を修正。	５．３．３－３２２	Ｃ			
	実用新案登録料納付書 表注２に、指定立替納付を記載するケースとして窓口クレジットカード決済を追加。併せて、前文の文言を修正。	５．３．３－３２７	Ｃ			
	意匠登録料納付書 表注２に、指定立替納付を記載するケースとして窓口クレジットカード決済を追加。併せて、前文の文言を修正。	５．３．３－３３２	Ｃ			
	商標登録料納付書 表注１に、指定立替納付を記載するケースとして窓口クレジットカード決済を追加。併せて、前文の文言を修正。	５．３．３－３３７	Ｃ			

項番	修　正　内　容	ページ	修正種別	修正日付	修正者	備　考
	特許料納付書（補充） 表注１に、指定立替納付を記載するケースとして窓口クレジットカード決済を追加。併せて、前文の文言を修正。	５．３．３－３４２	Ｃ			
	実用新案登録料納付書（補充） 表注１に、指定立替納付を記載するケースとして窓口クレジットカード決済を追加。併せて、前文の文言を修正。	５．３．３－３４７	Ｃ			
	意匠登録料納付書（補充） 表注１に、指定立替納付を記載するケースとして窓口クレジットカード決済を追加。併せて、前文の文言を修正。	５．３．３－３５２	Ｃ			
	商標登録料納付書（分納補充） 表注１に、指定立替納付を記載するケースとして窓口クレジットカード決済を追加。併せて、前文の文言を修正。	５．３．３－３５７	Ｃ			
	商標権存続期間更新登録申請書 表注１に、指定立替納付を記載するケースとして窓口クレジットカード決済を追加。併せて、前文の文言を修正。	５．３．３－３６１	Ｃ			
	商標権存続期間更新登録申請書（補充） 表注１に、指定立替納付を記載するケースとして窓口クレジットカード決済を追加。併せて、前文の文言を修正。	５．３．３－３６５	Ｃ			
5.34 -8	５．３　書誌情報仕様 ５．３．３　書類ごとの変換仕様 回復理由書 項番13　事件の表示配下の【登録番号】を削除	 ５．３．３－１６７－１７	 Ｃ	2023.3.31	河合	出願課様からの修正要望
5.34 -9	５．３　書誌情報仕様 ５．３．３　書類ごとの変換仕様 下記の書類について、【出願の表示】配下の【出願番号】、【出願日】、【整理番号】以外の項目を削除。 また、規定外の項目を削除し、欄外に規定外の項目として電子化を行う旨の記載があった場合は、電子化不能とする注を追加 保全審査に付することを求める申出書 不送付通知申出書	 ５．３．３－１６７－２１、 ５．３．３－１６７－２３、 ５．３．３－１６７－２３－１、 ５．３．３－１６７－２４、 ５．３．３－１６７－２６	 Ｃ Ａ Ｃ	2023.3.31	河合	特許出願の非公開化対応 （2023-0008）

項番	修　正　内　容	ページ	修正種別	修正日付	修正者	備　考
5.34 -10	５．３　書誌情報仕様 ５．３．４　書誌情報仕様共通項目 共－１０　事件の表示 「４．【事件の表示】タグ設定規則」に保全審査に付することを求める申出書、不送付通知申出書のケースを追加 共－１６　文書番号 「【出願番号】の電子化」に保全審査に付することを求める申出書、不送付通知申出書のケースを追加 共－１７　日付 「【出願日】の電子化」に保全審査に付することを求める申出書、不送付通知申出書のケースを追加	 ５．３．４－２３、 ５．３．４－２３－１、 ５．３．４－２４ ５．３．４－５０－１、 ５．３．４－５１ ５．３．４－５５－１、 ５．３．４－５６	 C A C A C A C	2023.3.31	河合	特許出願の非公開化対応 （2023-0008）
5.34 -11	５．３　書誌情報仕様 ５．３．４　書誌情報仕様共通項目 共－１６　文書番号 (1)　項目の置換について、回復理由書に登録番号の記載がある場合に電子化不能となったため、他書類とは別で記載。	 ５．３．４－３８－１、 ５．３．４－３９	 A C	2023.3.31	河合	出願課様からの修正要望
5.34 -12	５．３　書誌情報仕様 ５．３．４　書誌情報仕様共通項目 共－７１　手数料の表示 指定立替納付を記載するケースとして窓口クレジットカード決済を追加。併せて、前文の文言を修正。 共－７３　予納台帳番号・納付書番号・納付番号・振替番号・指定立替納付 項番４－１の備考に、指定立替納付を記載するケースとして窓口クレジットカード決済を追加。併せて、項番５を５．３．４－１３５へ移行。	 ５．３．４－１３０－１ ５．３．４－１３４、 ５．３．４－１３４－１	 C C A	2023.3.31	河合	出願窓口クレジットカード決済対応 （2021-0013）
5.34 -13	５．３　書誌情報仕様 ５．３．６　手続補正書の電子化 審判系書類のタグ一覧 表注１に、指定立替納付を記載するケースとして窓口クレジットカード決済を追加。併せて、前文の文言を修正。	 ５．３．６－２８	 C	2023.3.31	河合	出願窓口クレジットカード決済対応 （2021-0013）
5.34 -14	５．４　請求の範囲・明細書・図面・要約書・提出物件の電子化 ５．４．２　請求の範囲の電子化 (1)項目名の置換 電子化対応を行う項目名の記載事例に⑪請求ｎを追加 (1)項目名の置換 電子化対応を行う項目名の記載事例に⑪請求ｎを追加	 ５．４．２－７ ５．４．２－８	 C C	2023.3.31	河合	出願課様からの修正要望

項番	修　正　内　容	ページ	修正種別	修正日付	修正者	備　考
5.34 -15	５．４　請求の範囲・明細書・図面・要約書・提出物件の電子化 ５．４．３　明細書の電子化 （４）例外処理 明細書中に記載される【請求項ｎ】とみなすその他の項目名の記載事例に請求ｎを追加	５．４．３－３７	Ｃ	2023.3.31	河合	出願課様からの修正要望
5.34 -16	５．６　チェック内容とエラー時の対処 ５．６．２　チェック内容と対処 １）　管理情報における相関チェック （８）表の項番４－５、４－６の備考に注８を追加。 表の注８に、指定立替納付が記入されるケースとして窓口クレジットカード決済を追加。併せて、注７の文言を修正。	５．６．２－５ ５．６．２－５－１	Ｃ Ｃ	2023.3.31	河合	出願窓口クレジットカード決済対応 （2021-0013）
5.34 -17	付録　発注番号構成表 【表２】発注単位の管理番号 ・申請形態１又は２又は３ 申請形態に窓口クレジットカード決済は１のみである注意書きを追記 窓口クレジットカード決済追加に伴い、管理番号3001～を追加	－	Ｃ	2023.3.31	河合	出願窓口クレジットカード決済対応 （2021-0013）
	－　以上　－					

項番	修　正　内　容	ページ	修正種別	修正日付	修正者	備　考
5.4	第5.4版					
5.4 -1	２．３　申請書類の発注物及び確認事項 （１）新規の紙による申請（ＰＣＴ含む）の発注物及び確認事項 特殊申請の発注についての留意事項 （２）に、特殊申請の発注書類の構成を追記 それに伴い、優先権証明書提出書の発注についての留意事項を２．３－１－２へ移動。	 ２．３－１－１ ２．３－１－２	 Ｃ Ａ	2023.6.30	山田	書面手続きデジタル化 （2022-0011）
5.4 -2	３．２　出力ファイルフォーマット（レコードレイアウト） ３．２．１　バッチ申請データ 特殊申請において１書類の合計容量が圧縮前２００ＭＢを超える場合、イメージファイルがバッチ申請データに含まれないことを（＊２）として記載。	 ３．２．１－１ ３．２．１－１－１	 Ｃ Ａ	2023.6.30	山田	書面手続きデジタル化 （2022-0011）
5.4 -3	５．１　全般的な事項 ５．１．１　全般的な事項 (7)　制限値に関する全般的な事項 特殊申請において１書類の合計容量が圧縮前２００ＭＢを超える場合の対応として、以下を記載。 ただし特殊申請において制限値を超える場合は、添付物件ＰＤＦは電子化せず、添付物件ＰＤＦ以外のファイルは電子化を行う。またその際、書誌ＸＭＬの規定外の項目に物件あり及びオンライン申請時の受付番号を設定する。	 ５．１．１－７	 Ｃ	2023.6.30	山田	書面手続きデジタル化 （2022-0011）
5.4 -4	５．２　管理情報仕様 ５．２．３　管理情報仕様 項番４　出願番号 [項目設定方法]の「願書」を「願書・国内書面」に変更。 項番８８　出願番号 [項目設定方法]に以下を追記。 国内書面の場合は、管理情報の jp:m-mi-acc-doc/jp:m-application-numberの値を設定する。	 ５．２．３－７ ５．２．３－１０４	 Ｃ Ｃ	2023.6.30	大石	出願課様からの修正要望
5.4 -5	５．３　書誌情報仕様 ５．３．４　書誌情報仕様共通項目 規定外の項目　タグ名設定規則 ４．電子化方法 補足に特殊申請で１書類の合計容量が圧縮前２００ＭＢを超える場合の設定項目を追加。 規定外の項目 （１）項目の置換 備考に、特殊申請において、１書類の合計容量が圧縮前２００ＭＢを超える場合もタグを設定する旨を追加	 ５．３．４－１５３ ５．３．４－１５４	 Ｃ Ｃ	2023.6.30	山田	書面手続きデジタル化 （2022-0011）

項番	修　正　内　容	ページ	修正種別	修正日付	修正者	備　考
	規定外の記事 （１）項目の置換 備考に、特殊申請において、１書類の合計容量が圧縮前２００ＭＢを超える場合もタグを設定する旨を追加 項目名 （２）内容の置換 表に以下を追加 項番：２. 申請書の状態：特殊申請において、１書類の合計容量が圧縮前２００ＭＢを超える場合 電子化における対処：“物件あり”を設定し、グループを繰り返して“特殊申請受付番号”を設定する。 またこの場合の設定例も追加 項目内容 （２）内容の置換 項番２の申請書の状態に以下を追加 特殊申請において、１書類の合計容量が圧縮前２００ＭＢを超える場合	５．３．４－１５５ ５．３．４－１５６ ５．３．４－１５７	Ｃ Ｃ Ｃ			
5.4 -6	５．３　書誌情報仕様 ５．３．４　書誌情報仕様共通項目 特殊申請において、管理情報の電子署名情報（jp:m-signature-group）が設定されている場合の設定例の「オンライン申請時の受付番号」を下記の通り修正 【誤】<jp:item-content>3NNNNNNNNN</jp:item-content> 【正】<jp:item-content>5NNNNNNNNN</jp:item-content>	５．３．４－１５６ ５．３．４－１５７		2023.6.30	山田	誤記訂正
5.4 -7	６．４　更正作業 （３）　管理情報の設定 項目名　データエントリ付与情報／更正申請／出願番号 設定内容に以下を追記。 国内書面の場合は、管理情報のjp:m-mi-acc-doc/jp:m-application-numberの値を設定する。	６－６	Ｃ	2023.6.30	大石	出願課様からの修正要望
	－　以上　－					

―― 目 次 ――

第１章　前提条件 …… １．１－１

第２章　申請書類の発注

２．１　概　要 …… ２．１－１

２．２　申請書類の発注

２．２．１　発注の構成 …… ２．２．１－１

２．２．２　発注に関する書類 …… ２．２．２－１

２．３　申請書類の発注物及び確認事項 …… ２．３－１

２．４　電子化(ＤＥ)手数料 …… ２．４－１

第３章　電子化データの納品

３．１　概　要 …… ３．１－１

３．２　出力ファイルフォーマット（レコードレイアウト）

３．２．１　バッチ申請データ …… ３．２．１－１

３．２．２　管理情報早期ＤＥデータ …… ３．２．２－１

３．３　納品リスト

３．３．１　バッチ申請データ …… ３．３．１－１

３．３．２　管理情報早期ＤＥデータ …… ３．３．２－１

３．４　納品物及び確認事項

３．４．１　バッチ申請データ …… ３．４．１－１

３．４．２　管理情報早期ＤＥデータ …… ３．４．２－１

第４章　電子出願申請書式

４．１　電子出願申請書式 …… ４．１－１

第５章　データエントリ仕様

５．１　全般的な事項

５．１．１　全般的な事項 …… ５．１．１－１

５．１．２　職権訂正の範囲 …… ５．１．２－１

５．２　管理情報仕様

５．２．１　管理情報の見解方法 …… ５．２．１－１

５．２．２　管理情報仕様の見出し …… ５．２．２－１

５．２．３　管理情報仕様 …… ５．２．３－１

５．３　書誌情報仕様

５．３．１　書誌情報仕様の見解方法 …… ５．３．１－１

５．３．２　電子化対象書類一覧 …… ５．３．２－１

５．３．３　書類ごとの変換仕様 …… ５．３．３－１

５．３．４　書誌情報仕様共通項目 …… ５．３．４－１

５．３．５　書誌情報仕様個別項目 …… ５．３．５－１

５．３．６　手続補正書の電子化 …… ５．３．６－１

５．３．７　誤訳訂正書の電子化 …… ５．３．７－１

５．３．８　【意見の内容】等の電子化 …… ５．３．８－１

５．４　請求の範囲・明細書・図面・要約書・提出物件の電子化

５．４．１　全般的な事項 …… ５．４．１－１

５．４．２　請求の範囲の電子化 …… ５．４．２－１

５．４．３　明細書の電子化 …… ５．４．３－１

５．４．４　図面の電子化 …… ５．４．４－１

５．４．５　要約書の電子化 …… ５．４．５－１

５．４．６　配列表の電子化 ５．４．６－１

５．４．７　添付物件の電子化 …… ５．４．７－１

５．５　ファイル一覧・原データの作成

５．５．１　ファイル一覧ＸＭＬの作成 …… ５．５．１－１

５．５．２　原データＸＭＬの作成 …… ５．５．２－１

５．６　チェック内容とエラー時の対処

５．６．１　全般的な事項 ---------- ５．６．１－１

５．６．２　チェック内容と対処 ---------- ５．６．２－１

５．７　例外処理

５．７．１　旧書式のデータエントリ ---------- ５．７．１－１

第６章　更正申請の電子化

６．１　前提条件 ---------- ６－１

６．２　概　要 ---------- ６－２

６．３　更正申請の発注 ---------- ６－３

６．４　更正作業 ---------- ６－４

６．５　電子化データ ---------- ６－６

６．６　納　品 ---------- ６－７

第７章　援用書類の電子化

７．１　前提条件 ---------- ７－１

７．２　前処理 ---------- ７－１

７．３　概　要 ---------- ７－１

７．４　業務フロー ---------- ７－５

７．５　発　注 ---------- ７－８

７．６　業務に関する条件 ---------- ７－10

７．７　電子化データ ---------- ７－11

７．８　電子化方法 ---------- ７－12

７．９　納　品 ---------- ７－13

第８章　原願の電子化

８．１　前提条件 ---------- ８－１

８．２　概　要 ---------- ８－２

８．３　発　注 ---------- ８－３

８．４　電子化方法 ---------- ８－４

８．５　納　品 ---------- ８－７

第９章　ＰＣＴの電子化

９．１　前提条件 ---------- ９．１－１

９．２　概　要 ---------- ９．２－１

９．３　翻訳文の電子化方法 ---------- ９．３－１

９．４　例外処理 ---------- ９．４－１

９．５　ＸＭＬ編集方法 ---------- ９．５－１

第１０章　緊急避難案件の電子化

１０．１　前提条件 ---------- １０－１

１０．２　発　注 ---------- １０－２

１０．３　緊急避難案件の電子化 ---------- １０－３

１０．４　納　品 ---------- １０－６

付　録

共通コード仕様

第 1 章　前 提 条 件

１．１　　前提条件

① 電子化データの納品（出力）はオンラインで行う。データの編集形式は庁内統一フォーマットの書類フォーマットとする。

② 申請書類等の機密保護には、万全を期すこととし、システムの開発上でのセキュリティ対策及びシステム運用上でのセキュリティ対策を充分考慮する。

③ 申請書類（データ）等の加工は原則として行わない。（職権訂正を行う場合は、権限の委譲の範囲を明確に定める。）

④ 申請書類の電子化は誤り率を10-6程度とし、信頼性の向上を図る。

⑤ 旧願の書類フォーマットで申請された書類については、電子出願申請書式のフォーマットに準じて電子化を行う。

第 2 章　申 請 書 類 の 発 注

２．１　　概　要

電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~では、紙で申請された新規の申請書類，ＰＣＴ，原願,援用,データエントリのミスによる再エントリをする場合はデータエントリー機関へ依頼する。

磁気ディスクによる申請は平成11年１月より却下処分となる。但し、緊急非難時の場合は、データエントリー機関へ依頼する。

図２－１－１にデータエントリと係わるシステムとの関係さらにデータエントリー機関に発注される書類等の流れ図を、図２－１－２に受付システムとのインタフェースの概略を、図２－１－３にデータエントリの業務の流れを示す。

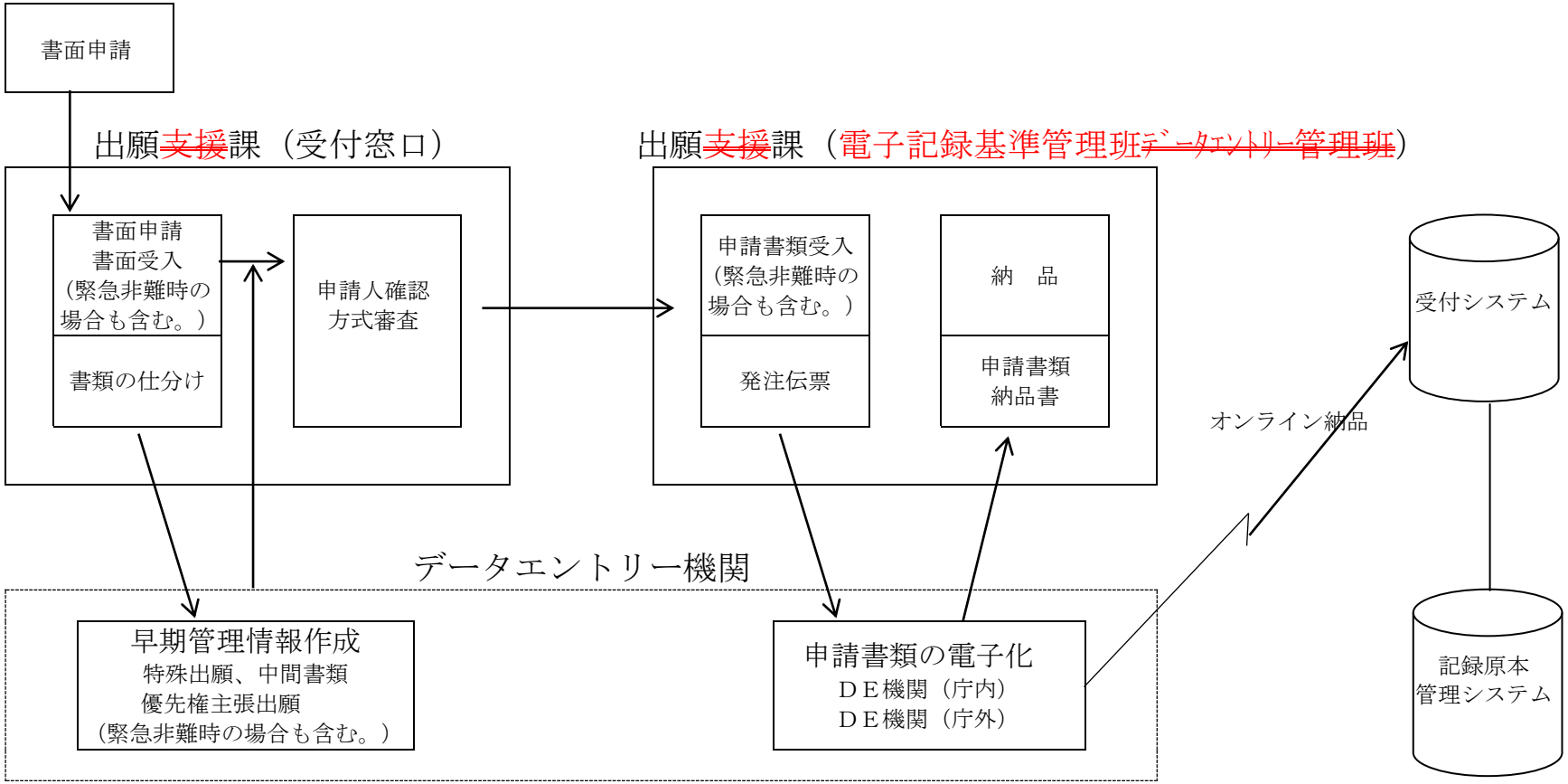

図２－１－１　関連システムとの流れ図

概　略　図

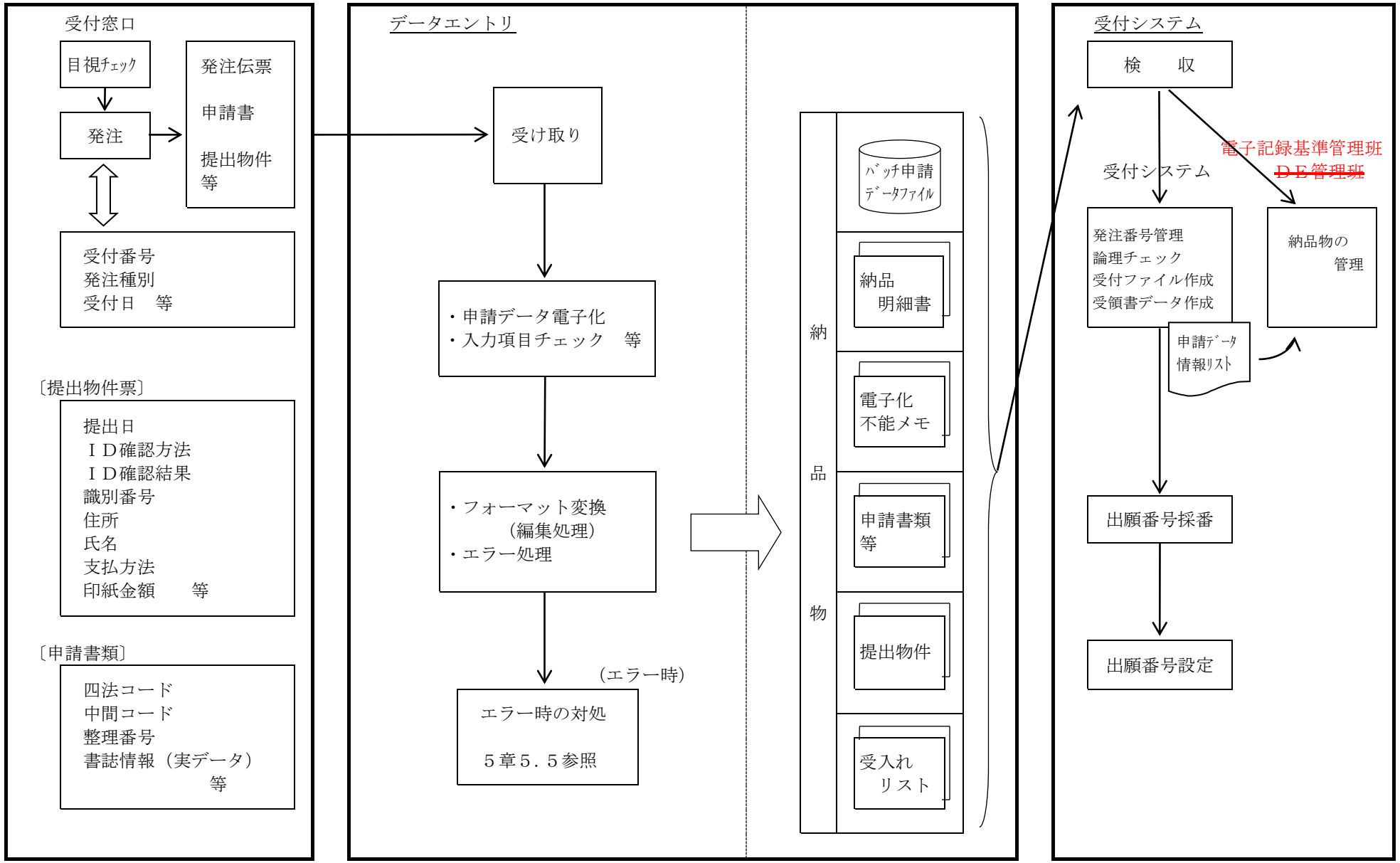

図２－１－２　受付システムとのインターフェース

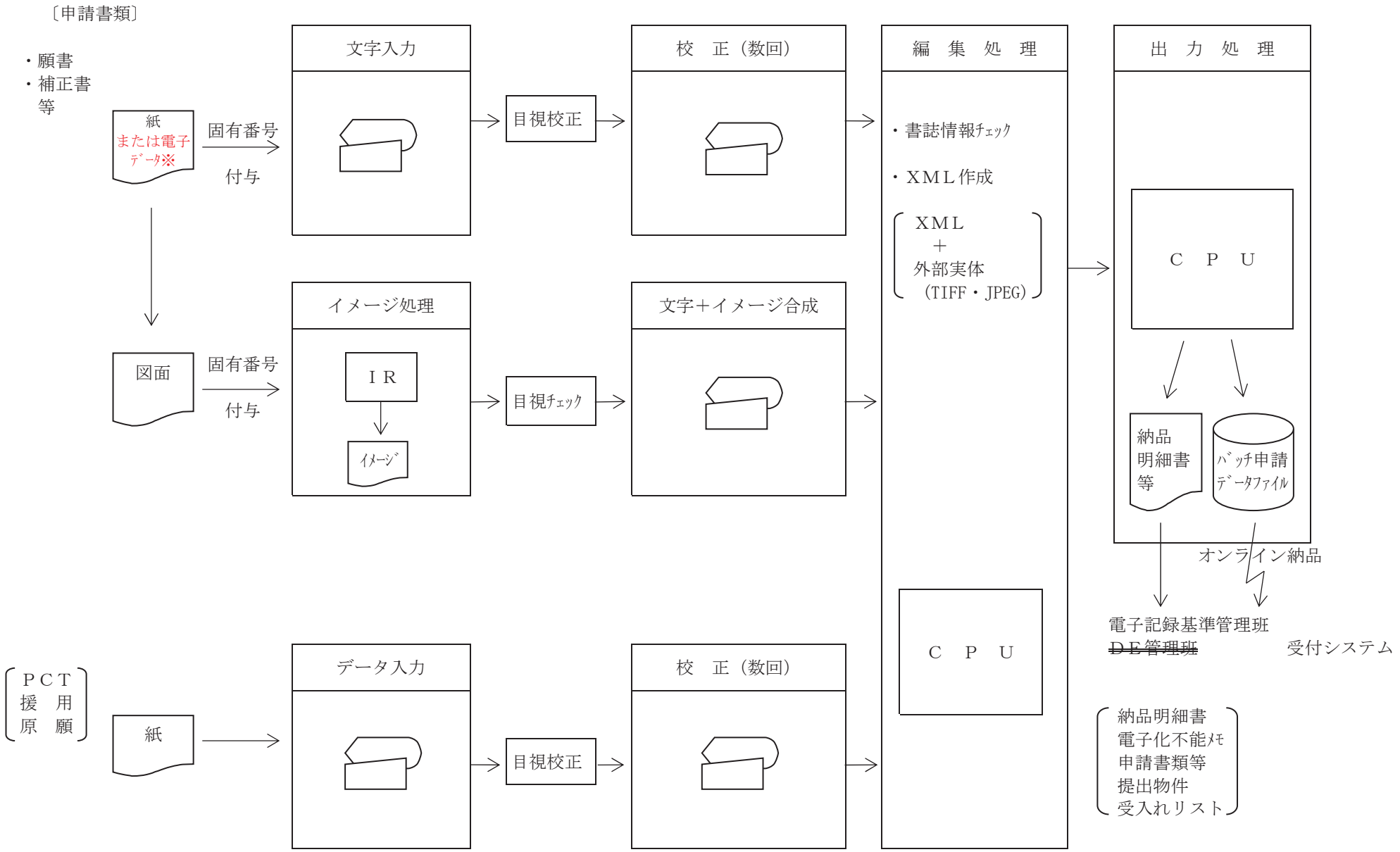

※電子データは特殊申請のみ

図２－１－３　業務の流れ

２．２　　申請書類の発注

２．２．１　発注の構成

データエントリー機関への発注は、電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~で日単位，申請形態別に発注伝票を作成し、発注伝票ごとに束ねて発注する。なお手続単位に１つに束ねられない物件等がある場合は、手続単位に特定できる番号を付与して発注する。

発注単位の構造を次に示す。

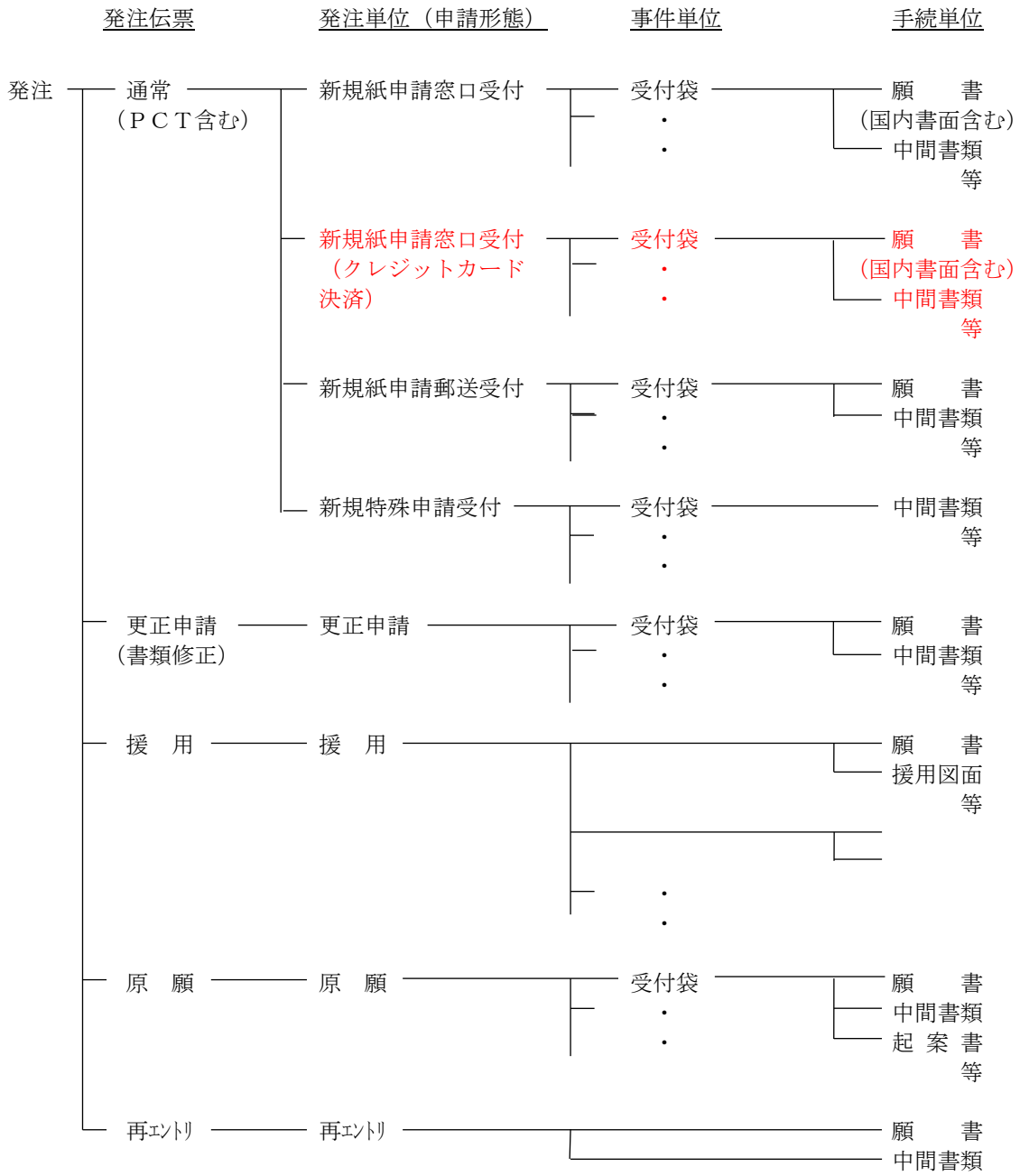

２．２．２　発注に関する書類

発注伝票は、発注伝票（通常・ＰＣＴ），発注伝票（更正申請），発注伝票（援用），発注伝票（原願），発注伝票（再エントリ）の５種類とし発注伝票（通常・ＰＣＴ）の場合は申請形態を記載する。又、発注伝票は電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~での保管用、発注先での控え、発注先からの返却用の３部を作成する。

これらの伝票のフォーマット及び記載内容について次に記述する。

（1） 受付袋

① 受付袋シールフォーマット

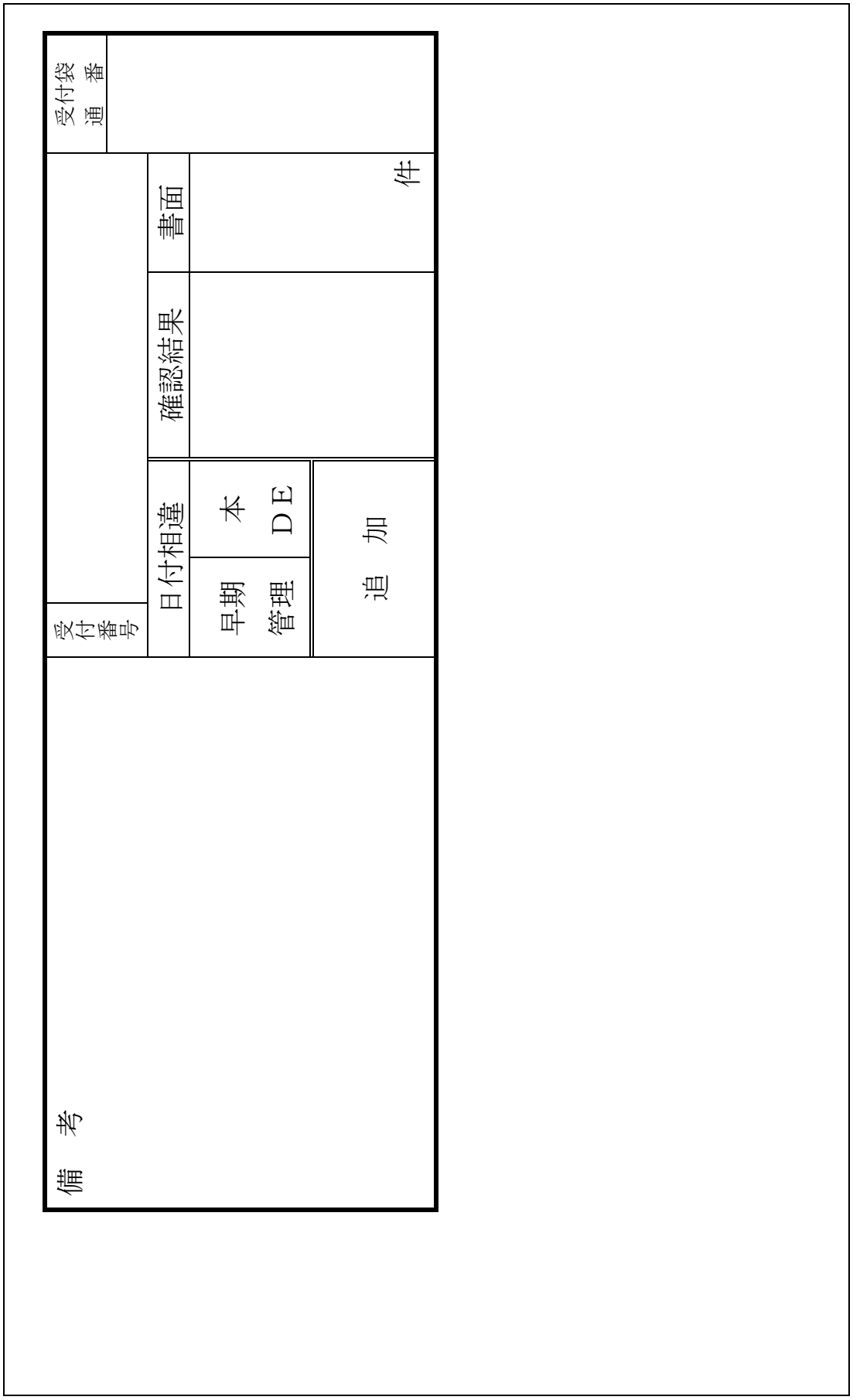

② 受付袋シール記載内容

項番	項　目	内　　容	備　　考
1	受付番号	データエントリ機関~~一部署~~において付与する受付袋内の手続の受付番号である。	
2	日付相違	早期管理：日付相違で早期管理情報の入力指示。 本ＤＥ　：通常、発注日以外の書類電子化指示。 追加　　：出願課　受理担当において新規受付袋を作成したもの。	
3	確認結果	受理、方式においての確認結果	
4	書面	受付袋内の在中手続数である。	
5	受付袋通番	発注単位に付与された受付袋の通番である。	

（2）　発注伝票（通常・ＰＣＴ）

①　伝票フォーマット（電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~保管用）

発　注　伝　票　（原　本）

特　許　庁
出　願　課

発注日　２０２４年　７月１８日

電子記録基準管理班

1. 発　注　番　号		２２４０００１０
2. 発注物件	(1) 申請形態	書　面　（窓　口　　窓口クレジットカード決済 郵　送　　特殊申請）
	(2) 申請数	１７０
	(3) 手続数	３１４
3. 受　付　日		２０２４年　７月１０日
4. 受付番号付与範囲		（自）　22400010001　（至）　22400010314
5. 納品指定日		２０２４年　８月　１日

備　考

ＤＥ機関受領印

① 伝票フォーマット（発注先保管用）

発　注　伝　票　（ 謄　本 ）

発注日　２０２４年　７月１８日

特　許　庁
出　願　課

電子記録基準管理班

1. 発注番号		２２４０００１０
2. 発注物件	(1) 申請形態	書　面　（窓　口　　窓口クレジットカード決済 郵　送　　特殊申請）
	(2) 申請数	１７０
	(3) 手続数	３１４
3. 受　付　日		２０２４年　７月１０日
4. 受付番号付与範囲		（自）　22400010001　（至）　22400010314
5. 納品指定日		２０２４年　８月　１日

備　考

ＤＥ機関受領印

① 伝票フォーマット（発注先返却用）

発　注　伝　票　（ 控 ）

特　許　庁
発注日　２０２４年　７月１８日　　出　願　課

電子記録基準管理班

1. 発注番号		２２４０００１０
2. 発注物件	(1) 申請形態	書　面　（窓　口　　窓口クレジットカード決済 郵　送　　特殊申請）
	(2) 申請数	１７０
	(3) 手続数	３１４
3. 受　付　日		２０２４年　７月１０日
4. 受付番号付与範囲		（自）　22400010001　（至）　22400010314
5. 納品指定日		２０２４年　８月　１日

備　考	ＤＥ機関受領印

② 伝票記載内容

項番	項　目	内　　容	備　　考
1	発注日	発注伝票を作成した日付である。	
2	発注番号	発注単位の管理番号である。	注１
3	申請形態	申請書類の申請形態である。 申請形態は書面（窓口）、書面（窓口クレジットカード決済）、書面（郵送）、特殊申請の~~2 3~~ 4 種類がある。	
4	申請数	当該発注の申請数である。 申請数とは、申請人が窓口又は窓口クレジットカード決済又は郵送又は特殊申請で申請する申請単位の数である。 （提出物件票の数と同じになる）	
5	手続数	当該発注の手続数である。 手続数とは、申請書類の数である。	
6	受付日	受け付けた日付である。	
7	受付番号 付与範囲	当該発注単位の受付番号の上限と下限（１１桁）の値である。	注２
8	納品指定日	納品予定日である。（送付票は不要）	

注１．発注番号及び送付票番号の構成

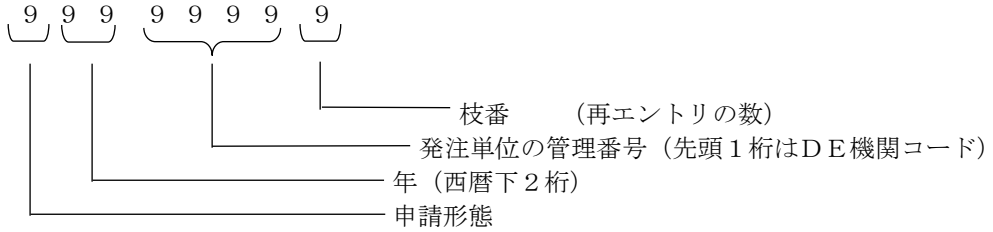

発注番号の構成は、別紙の「発注番号構成表」を参照して下さい。

注２．受付番号の構成

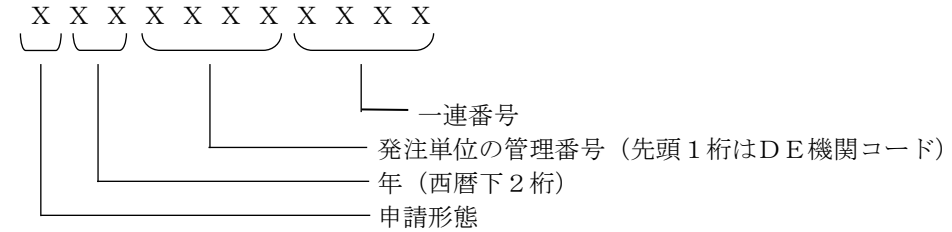

受付番号の付与規準は、付録共通コード表（Ｂ０２０）参照

※データエントリ時の発注番号と受付番号の対応は以下のとおりとなります。なお、窓口クレジットカード決済の場合、特許庁様が付与した受付番号が記載されるため、発注番号と受付番号の間に対応関係がありません。

項番	発注番号	受付番号	備考
1	２２４０００１０	２２４０００１１２３４	初回エントリ
2	２２４０００１１	２２４０００１１２３４	再エントリ１回目
3	…		
4	２２４０００１４	２２４０００１１２３４	再エントリ４回目

（3）　発注伝票（更正申請）

①　伝票フォーマット（注）

発　注　伝　票　（更　正　申　請）

特　許　庁
出　願　課

年　　月　　日発注

電子記録基準管理班

1.	発注番号	９０３０００１
2.	発注形態	更正申請
3.	手続数	
4.	媒体数（ＤＶＤ－ＲＷ）	１
	書類修正用書類抽出媒体	ＶＳＮ＝
5.	納品指定日	年　月　日

備　考

ＤＥ機関受領印

1．X系書類用のリスト

DATA SET NAME　SYS01152.T164129.RA000.WSFGD13X.B　　03-09-01, 16:43:00　PAGE 0001

＊＊＊　修正案件書類抽出結果一覧（X系書類）　＊＊＊

NO	四法	出願番号	中間コード	受付番号
0001	1	2000480007	523	10312080053
0002	1	2000480007	53	10312080055
0003	1	2000480007	621	10312200001
0004	1	2000480007	53	10312000008
0005	1	2000480007	523	10312000175
0006	1	2000480007	523	10312000176
0007	1	2000480007	523	10312000201
0008	1	2001452002	63	10312000092
0009	1	2002100003	51	10312510011
0010	1	2002100010	51	10312000094
0011	1	2002101002	63	10312330001
0012	1	2002211010	63	20312100010
0013	1	2002280045	521	20312300014
0014	1	2002430009	521	20312000111
0015	1	2003040746	63	20812090185
0016	2	2000112002	51	10322000167
0017	2	2004015040	621	20322000031

２．XML書類用のリスト

DATA SET NAME　SYS01152.T164129.RA000.WSFGD13X.B　　03-09-01, 16:43:00　PAGE 0001

＊＊＊　修正案件書類抽出結果一覧（XML書類）　＊＊＊

NO	四法	出願番号	中間コード	受付番号
0001	1	2000480007	523	10312080053
0002	1	2000480007	53	10312080055
0003	1	2000480007	621	10312200001
0004	1	2000480007	53	10312000008
0005	1	2000480007	523	10312000175
0006	1	2000480007	523	10312000176
0007	1	2000480007	523	10312000201
0008	1	2001452002	63	10312000092
0009	1	2002100003	51	10312510011
0010	1	2002100010	51	10312000094
0011	1	2002101002	63	10312330001
0012	1	2002211010	63	20312100010
0013	1	2002280045	521	20312300014
0014	1	2002430009	521	20312000111
0015	1	2003040746	63	20812090185
0016	2	2000112002	51	10322000167
0017	2	2004015040	621	20322000031

② 伝票記載内容

項番	項　目	内　　容	備　　考
1	発注日	発注伝票を作成した日付である。	
2	発注番号	発注単位の管理番号である。	注1
3	申請形態	‘更正申請’とする。	
4	手続数	手続数の合計である。	
5	媒体数	ＤＶＤ－ＲＷの数及びボリューム名である。	
6	納品指定日	納品予定日である。（送付票は不要）	

（注）標題は発注伝票（保管用）の他に（発注先保管用）、（返却用）を作成する。

注１．発注番号の構成は、別紙の「発注番号構成表」を参照して下さい。

（4） 発注伝票（援用）

① 伝票フォーマット（注）

発　注　伝　票　（援用図面）

特　許　庁
出　願　課

年　　月　　日発注

電子記録基準管理班

1. 発注番号	７０３０００１
2. 発注形態	援用図面
3. 手続数	
4. ＤＶＤ－ＲＷ本数	１
援用図面合体用書類抽出ＤＶＤ－ＲＷ	ＶＳＮ＝ＤＥＥＮＹＯ
5. 納品指定日	年　月　日

備　考

ＤＥ機関受領印

審査業務課　方式審査室（特許・実用）殿　　２０１９年１０月　３日

特許援用図面合体用書類抽出リスト（旧→新）

審査業務部　審査業務課　方式審査室　第二担当

新出願番号　　特願２００３－１００３０１
受付番号　　１０３１０１１０５５５

援用図面合体用書類抽出ＭＴ－ＶＳＮ＝＿＿＿＿＿＿＿＿

援用図面抽出書類一覧

原出願番号	受付日	中間コード	書類名	図面枚数
特願平０２－０００９０１	２０１９年　１月３０日	６３	特許願	（　　）
	２０１９年　４月１１日	５１	手続補正書（方式）	（　　）
	２０１９年　５月１３日	５２－３	手続補正書	（　　）

審査業務課　方式審査室（特許・実用）殿　　２０１９年１０月　３日

実用援用図面合体用書類抽出リスト（新→新）

審査業務部　審査業務課　方式審査室　第二担当

新出願番号　　実願２００３－１００６０１
受付番号　　１０３２０１１０５６７

援用図面合体用書類抽出ＭＴ－ＶＳＮ＝＿＿＿＿＿＿＿＿

援用図面抽出書類一覧

原出願番号	受付番号	中間コード	書類名	図面枚数
特願２０００－０００９０１	１００１１１１２２２２	６３	特許願	（　　）
	１００１１１１２２３３	５１	手続補正書（方式）	（　　）
	２００１１１２２２３４	５２－３	手続補正書	（　　）

②伝票記載内容

項番	項　目	内　　容	備　　考
1	発注日	発注伝票を作成した日付である。	
2	発注番号	発注単位の管理番号である。	注１
3	発注形態	‘援用図面‘とする。	
4	手続数	援用を主張する事件の手続数の合計である。	
5	ＤＶＤ－ＲＷ本数	ＤＶＤ－ＲＷ本数及びＤＶＤ－ＲＷのＶＳＮである。	
6	納品指定日	納品予定日である。（送付票*は不要）	

（注）標題は発注伝票（保管用）の他に（発注先保管用）、（返却用）を作成する。

注１．発注番号の構成は、別紙の「発注番号構成表」を参照して下さい。

（５）　発注伝票（原願）

①　伝票フォーマット（注１）

発　注　伝　票　（原願・先願）

特　許　庁
出　願　課

年　　月　　日発注

電子記録基準管理班

1.　発注番号	８０３０００１
2.　申請形態	原願・先願
3.　原願・先願の受付番号の範囲	～
4.　電子化する原願・先願の数	
5.　納品指定日	年　　月　　日

備　考

ＤＥ機関受領印

（注意）　①原願と先願は発注日を別にすること。
②発注伝票の欄の原願又は先願のいずれかを○印で囲むこと。

②伝票記載内容

項番	項　　目	内　　容	備　考
1	発注日	発注伝票を作成した日付である。	
2	発注番号	発注単位の管理番号である。	（注3）
3	発注形態	‘原願’とする。	
4	原願・先願の受付番号の範囲	原願を主張する事件の受付番号である。	（注2）
5	電子化する原願・先願の数	電子化を行う手続数の合計である。	
6	納品指定日	納品予定日である。（送付票*は不要）	
7	備考	次頁がある場合‘（次頁へ続く）’と記載する	

（注１）標題は発注伝票（保管用）の他に（発注先保管用）、（返却用）を作成する。
（注２）受付番号は発注単位の通番である。
（注３）発注番号の構成は、別紙の「発注番号構成表」を参照して下さい。

（6） 発注伝票（再エントリ）

① 伝票フォーマット（注１）

発　注　伝　票　（再エントリ）

特　許　庁
出　願　課

年　月　日発注

電子記録基準管理班

1. 発注番号	１０３０００１１
2. 申請形態	再エントリ
3. 受付番号の範囲	～
4. 電子化件数	
5. 納品指定日	年　月　日

備　考

ＤＥ機関受領印

②伝票記載内容

項番	項　　目	内　　容	備　考
1	発注日	発注伝票を作成した日付である。	
2	発注番号	発注単位の管理番号である。	（注３）
3	発注形態	‘再エントリ’とする。	
4	受付番号の範囲	受付番号である。	（注２）
5	電子化する件数	電子化を行う手続数の合計である。	
6	納品指定日	納品予定日である。（送付票*は不要）	
7	備考	次頁がある場合‘（次頁へ続く）’と記載する	

（注１）標題は発注伝票（保管用）の他に（発注先保管用）、（返却用）を作成する。
（注２）受付番号は発注単位の通番である。
（注３）発注番号の構成は、別紙の「発注番号構成表」を参照して下さい。

２．３　　申請書類の発注物及び確認事項

発注物とデータエントリー機関での受取時の確認事項を申請形態別に次に示す。

（１）　新規の紙による申請（ＰＣＴ含む）の発注物及び確認事項

項番	発　注　物	確認区分	確　認　内　容	備　　考
1	発注伝票	員数確認	①存在すること。	発注単位に電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~で作成
		妥当性確認	①記載項目にもれがないこと ②各項目の記載内容がフォーマット的に正当であること	
2	受付袋	員数確認	①発注伝票に記載の申請数と一致すること	申請単位に受付で包袋に申請書類等を入れて発注
	①提出物件票	―――	―――――	申請単位で１枚申請人が作成
	②申請書類 〔提出物件を含む〕 （場合によっては緊急避難時の磁気ディスクも含む。特殊申請の場合は送付票ＸＭＬ、管理情報ＸＭＬ、筆頭物件ＰＤＦ及び添付物件ＰＤＦを格納した媒体を含む。 また、優先権証明書提出書において、優先権証明書のデータを格納した媒体を含む。）	―――	―――――	手続単位の各申請書類

特殊申請の発注についての留意事項

(1) 下記の書類を電子化対象とする。
筆頭物件ＰＤＦ及び添付物件ＰＤＦの記載内容から書類名を判断し、対象外の書類が発注された場合は発注元に問い合わせる。

・代表者選定届
・新規性の喪失の例外証明書提出書
・優先権証明書提出書
・受継申立書
・受託番号変更届
・出願日証明書提出書
・手続補足書
・物件提出書
・手続補正書
・弁明書

(2) 特殊申請の対象書類を格納した媒体が発注された場合、データエントリー機関では以下を確認し、いずれかに該当した場合は発注元に問い合わせる。

①媒体破損によりデータが読み込めない場合
②媒体種類誤りの場合（指定された媒体以外が発注された場合）
③ウィルス感染の場合
④ファイル形式誤り（拡張子が”xml”、”pdf”以外）の場合
⑤1媒体に格納されるＸＭＬファイル数の誤り
（送付票ＸＭＬ、管理情報ＸＭＬは1セットのみ存在する。ファイルが存在しない場合、または1セット以上存在する場合は問い合わせ）

特殊申請の発注書類を格納した媒体の構成は以下の通りである。

No	区分	種別（注1）	ファイル名/ディレクトリ名	備考
1	発注書類のアーカイブファイル	ＺＩＰ	YYYYMMDDHHmmss_書類実体.zip	
2	ルートディレクトリ	ＤＩＲ	YYYYMMDDHHmmss_書類実体	
3	受付番号単位のディレクトリ	ＤＩＲ	<受付番号><受付日><バージョン>	
4	ファイル一覧ファイル	ＸＭＬ	<受付番号>_JPOXMLDOC01-jpflst.xml	
5	管理情報ファイル	ＸＭＬ	<受付番号>_JPOXMLDOC01-jpmngt.xml	
6	送付票ファイル	ＸＭＬ	<受付番号>_JPOXMLDOC01-jpbibl.xml	
7	添付書類ファイル	ＸＭＬ	<受付番号>_JPOXMLDOC01-jpsatt.xml	
8	ＰＤＦファイル	ＰＤＦ	<受付番号>_JPOXMLDOC01-jpsatt-Pmmmmmm.pdf	
9	署名入りＰＤＦファイル	ＰＤＦ	<受付番号>_JPOXMLDOC01-jpsatt-Zmmmmmm.pdf	
10	ＳＴ．２６ファイル	ＸＭＬ	<受付番号>_JPOXMLDOC01-seql-Smmmmmm.xml	

（注1）種別は以下を表す
ＺＩＰ：ＺＩＰファイル　ＤＩＲ：ディレクトリ　ＸＭＬ：ＸＭＬファイル
ＰＤＦ：ＰＤＦファイル
（注2）受付番号は11桁の数字、バージョンは4桁の数字である。
（注3）原則、受付番号単位のディレクトリは一つのみ存在し、ディレクトリ名の末尾の<バージョン>は記載されない。ただし、一部の場合（発注単位で日付相違となった場合など）では受付番号単位のディレクトリが<バージョン>ごとに複数存在する場合がある。
（注4）ファイル名のmmmmmmにはファイルの種別ごとではなく、同一書類内で添付された順に000001からの連番を振る。

「ＰＤＦファイル（<受付番号>_JPOXMLDOC01-jpsatt-Pmmmmmm.pdf）」「署名入りＰＤＦファイル（<受付番号>_JPOXMLDOC01-jpsatt-Zmmmmmm.pdf）」のうち、mmmmmmが000001の書類は筆頭物件の電子化対象書類、mmmmmmが000002以降の書類は添付物件の電子化対象書類を電子化する。また、一部の項目については管理情報ファイル、送付票ファイルからタグの内容に設定する値を取得する。具体的な仕様については、「第５章　データエントリ仕様」を参照のこと。
尚、当該規準書ではmmmmmmが000001のＰＤＦファイルを筆頭物件ＰＤＦと記載し、mmmmmmが000002以降のＰＤＦファイル及び署名入りＰＤＦファイルを添付物件ＰＤＦと記載する。

優先権証明書提出書の発注についての留意事項

優先権証明書のデータを格納した媒体が発注された場合、データエントリー機関では以下を確認し、いずれかに該当した場合は発注元に問い合わせる。

① 媒体破損によりデータが読み込めない場合
② 媒体種類誤りの場合（指定された媒体以外が発注された場合）
③ ウィルス感染の場合

（２）　更正申請の発注物及び確認事項

項番	発　注　物	確認区分	確　認　内　容	備　　考
1	発注伝票	員数確認	①存在すること。	出願~~支援~~課及び方式部署で発注単位に作成
		妥当性確認	①記載項目にもれがないこと ②各項目の記載内容がフォーマット的に正当であること	
2	受付袋	員数確認	①発注伝票に記載の事件数と一致すること	
	①ＤＶＤ－ＲＷ	―――	―――――	電子化された更正申請対象案件が格納されている媒体。~~電子化データがＸＭＬの場合は~~ＤＶＤ－ＲＷで~~、Ｘﾌｫｰﾏｯﾄの場合はＣＭＴで~~発注される。
	②書類修正用書類抽出リスト	―――	―――――	

（３）　援用の発注物及び確認事項

項番	発　注　物	確認区分	確　認　内　容	備　　考
1	発注伝票	員数確認	①存在すること。	方式部署で発注単位に作成
		妥当性確認	①記載項目にもれがないこと ②各項目の記載内容がフォーマット的に正当であること	
2	受付袋	員数確認	①発注伝票に記載の事件の数と一致すること	援用を主張する願書と援用される図面をを１つに入れる
	①ＤＶＤ－ＲＷ	―――	―――――	電子化された、援用を主張する願書と援用される図面が入っているＤＶＤ－ＲＷ~~ＤＡＴ~~。~~ＸＭＬとＸフォーマットで媒体が分けられて発注される。~~
	②旧願の場合の援用図面	―――	①電子化指示メモに記載された図番の図面があること。	旧→新の場合は、援用する図面は紙にて添付される。
	③援用図面合体抽出用書類抽出リスト	―――	――――――	

（４）　原願の発注物及び確認事項

項番	発　注　物	確認区分	確　認　内　容	備　　考
1	発注伝票	員数確認	①存在すること。	方式部署で発注単位に作成
		妥当性確認	①記載項目にもれがないこと ②各項目の記載内容がフォーマット的に正当であること	
2	受付袋	員数確認	①発注伝票に記載の事件の数と一致すること	事件単位に方式で仮包袋に入れて発注
	①紙包袋	―――	―――――	
	①申請書類	―――	―――――	願書及び手続補正書等の申請書類
	②起案書	―――	―――――	補正指令書等の起案書

（５）　再エントリの発注物及び確認事項

項番	発　注　物	確認区分	確　認　内　容	備　　考
1	発注伝票	員数確認	①存在すること。	発注単位に電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~で作成
		妥当性確認	①記載項目にもれがないこと ②各項目の記載内容がフォーマット的に正当であること	
2	エラーリスト	―――	―――――	受付システムで論理チェックを行った時のエラーリスト

２．４　　電子化（ＤＥ）手数料

データエントリ手数料徴収対象書類を下記に示す。
料金体系は、基本料金＋枚数分の従量料金とする。

但し、以下のケースは下表の書類であっても電子化（ＤＥ）手数料は徴収しない。

・【事件の表示】に審判番号が記載されていて、審判番号の年が平成18年以前の場合は号が50001～59999、審判番号の年が平成19年以降の場合は号が500001～509999（補正審判）
・補正対象書類が「出願審査請求手数料返還請求書」「既納手数料返還請求書」「既納手数料（登録料）返還請求書」である手続補正書（方式）（項番6-1）の場合
・補正対象書類が「出願審査請求手数料返還請求書」「既納手数料返還請求書」「既納手数料（登録料）返還請求書」である手続補正書（項番6-2）の場合
・緊急避難案件の電子化の場合（第１０章参照）
・【特記事項】に参照出願であることを示す条文「特許法第３８条の３の規定による特許出願」が記載されている特許願（項番1-1）の場合
・発注時に在外者からの直接手続であると指示があった書類の場合（PLT（救済等手続の充実）対応「代理権」による変更）
・申請形態が特殊申請の場合
・補正対象書類が「特許願」「実用新案登録願」、補正対象項目名が「パリ条約による優先権等の主張」で【その他】に適用条文が記載されている手続補正書（項番6-2）の場合

項番	書　類　分　類	項番	書　　類　　名
1	願書	1-1	特許願
		1-2	実用新案登録願
2	添付書類名	2-1	明細書
		2-2	図面
		2-3	要約書
		2-4	外国語明細書
		2-5	外国語図面
		2-6	外国語要約書
3	翻訳文提出書	3-1	翻訳文提出書
4	誤訳訂正書	4-1	誤訳訂正書
5	審査請求書	5-1	出願審査請求書
		5-2	出願審査請求書（他人）
		5-3	実用新案技術評価請求書
		5-4	実用新案技術評価請求書（他人）
6	手続補正書	6-1	手続補正書（方式）
		6-2	手続補正書

項番	書　類　分　類	項番	書　　類　　名
7	代理人届	7-1	代理人変更届
		7-2	代理人受任届
		7-3	代理人選任届
		7-4	代理人辞任届
		7-5	~~代理人解任届~~　(*2)
		7-6	代理権変更届
		7-7	代理権消滅届
		7-8	復代理人変更届
		7-9	復代理人受任届
		7-10	復代理人選任届
		7-11	復代理人辞任届
		7-12	~~復代理人解任届~~　(*2)
		7-13	復代理権変更届
		7-14	復代理権消滅届
		7-15	包括委任状援用制限届
8	名義変更届	8-1	出願人名義変更届
		8-2	出願人名義変更届（一般承継）
9	意見書	9-1	意見書
１０	出願取下書・放棄書	10-1	出願取下書
		10-2	出願放棄書
		10-3	先の出願に基づく優先権主張取下書
１１	期間延長願	11-1	期間延長請求書
		11-2	期間延長請求書（期間徒過）
１２	手続補足書	12-1	手続補足書　(*1)
１３	優先審査に関する事情説明書	13-1	優先審査に関する事情説明書
１４	出願公開請求書	14-1	出願公開請求書

項番	書　類　分　類	項番	書　　類　　名
１５	国際出願固有書類	15-1	国内書面
		15-2	図面の提出書
		15-3	国際出願翻訳文提出書
		15-4	国際出願翻訳文提出書（職権）
		15-5	国内処理請求書
		15-6	特許協力条約第１９条補正の翻訳文提出書
		15-7	特許協力条約第１９条補正の翻訳文提出書（職権）
		15-8	特許協力条約第１９条補正の写し提出書
		15-9	特許協力条約第１９条補正の写し提出書（職権）
		15-10	特許協力条約第３４条補正の翻訳文提出書
		15-11	特許協力条約第３４条補正の翻訳文提出書（職権）
		15-12	特許協力条約第３４条補正の写し提出書
		15-13	特許協力条約第３４条補正の写し提出書（職権）
		15-14	新規性喪失の例外適用申請書
１６	商標存続期間更新登録申請書	16-1	商標存続期間更新登録申請書
１７	回復理由書	17-1	回復理由書
~~１８~~	~~保全審査~~	~~18-1~~	~~保全審査に付することを求める申出書~~
		~~18-2~~	~~不送付通知申出書~~

＊１）手続補足書は出願系の手続補足書（中間コードＡ８２１）、登録系の手続補足書（中間コードＲ２２０）の何れもデータエントリ手数料徴収対象

＊２）代理人解任届および復代理人解任届について、「受付日」が令和４年６月２７日以降、新規エントリーされることはない。（新規エントリーは存在しないが、更正申請は存在する。）

第３章　　電子化データの納品

３．１　　概　要

データエントリー機関では、以下で示すように、データエントリ仕様に従い作成したバッチ申請データファイルを受付システムに、管理情報早期ＤＥデータファイルを早期管理情報システムに、納品明細書等を電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~に納品する。

バッチ申請データファイルは、暗号化して転送する。管理情報早期ＤＥデータファイルは圧縮・暗号化を行わずにＴＣＰ／ＩＰ上でＦＴＰ機能により転送する。納品明細書等の書面は、転送後、納品する。

オンラインに障害がありオンラインでの納品が不可能な場合は、~~ＤＡＴ~~ＤＶＤ－Ｒで納品する。

（１）　バッチ申請データ

バッチ申請データファイルに納品明細書と入力件数一覧リストを付して、発注させた申請書類等（発注させた時と同様に事件単位に受付袋に入れる）と共に、電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ当日納品分（複数発注）を１ファイルとしてファイル単位に転送、納品する。また電子化不能の申請書類が存在した場合は電子化不能メモを作成し、納品明細書等と同時に納品する。

（注）

・電子化不能メモは、申請形態・発注番号単位に１枚作成し、手続単位の申請書類に付して納品する。

・電子化不能の申請書類は、該当の受付袋に入れずに納品する。

・申請単位に電子化不能の場合は、現物の提出物件票を付し納品する。

・手続単位に電子化不能の場合には、該当する提出物件票の複製を付し納品する。

（２）　管理情報早期ＤＥデータ

ＸＭＬ対象出願系書類（大区分＝Ａ，次項：早期ＤＥ対象書類一覧表参照）で以下の条件に当てはまるものを対象とし、納品する。

①変更・分割・国内優先権主張出願（ただし、原願・先願の出願番号の記載があるもの）

②特許法第４６条の２第１項の規定による実用新案登録に基づく特許出願（ただし、基礎とした実用新案登録及びその実用新案登録出願の表示に出願番号の記載があるもの）

③納付書を除く中間書類（ただし、出願番号の記載があるもの）

（注１）　電子化不能または記載内容がエラーとなった場合は対象外とする。

（注２）　更正申請、援用、原願、再エントリの場合は対象外とする。

早期ＤＥ対象書類一覧表

項番	書類名	中間コード	項番	書類名	中間コード
１	特許願	63	２７	上申書	781
２	実用新案登録願	63	２８	意見書	53
３	出願審査請求書	621	２９	出願取下書	761
４	出願審査請求書（他人）	625	３０	出願放棄書	762
５	手続補正書（方式）	51	３１	先の出願に基づく優先権主張取下書	764
６	手続補正書	523	３２	~~パリ条約による優先権主張放棄書~~（※１）	765
７	代理人変更届	7421	３３	期間延長請求書	601
８	代理人受任届	7422	３４	優先審査に関する事情説明書	87
９	代理人選任届	7423	３５	早期審査に関する事情説明書	871
１０	代理人辞任届	7424	３６	早期審査に関する事情説明補充書	872
１１	~~代理人解任届~~（※２）	7425	３７	代表者選定届	681
１２	代理権変更届	7426	３８	受継申立書	55
１３	代理権消滅届	7427	３９	出願日証明書提出書	81
１４	復代理人変更届	7431	４０	受託番号変更届	67
１５	復代理人受任届	7432	４１	刊行物等提出書	831
１６	復代理人選任届	7433	４２	手続補足書	821
１７	復代理人辞任届	7434	４３	証明書類提出書	822
１８	~~復代理人解任届~~（※２）	7435	４４	雑書類	691
１９	復代理権変更届	7436	45-1	実用新案技術評価請求書（他人）	624
２０	復代理権消滅届	7437	４５	実用新案技術評価請求書	623
２１	包括委任状援用制限届	7428	４６	翻訳文提出書	631
２２	出願人名義変更届	711	４７	誤訳訂正書	524
２３	出願人名義変更届（一般承継）	712	４８	弁明書	59
２４	物件提出書	82	４９	出願公開請求書	627
２５	優先権証明書提出書	79	５０	国内書面	632
２６	新規性の喪失の例外証明書提出書	80	５１	図面の提出書	633

※１　パリ条約による優先権主張放棄書について、平成１９年４月以降、新規エントリーされることはない。
※２　代理人解任届および復代理人解任届について、「受付日」が令和４年６月２７日以降、新規エントリーされることはない。

項番	書類名	中間コード
５２	国際出願翻訳文提出書	634
５３	国際出願翻訳文提出書（職権）	635
５４	国内処理請求書	626
５５	特許協力条約第１９条補正の翻訳文提出書	525
５６	特許協力条約第１９条補正の翻訳文提出書（職権）	526
５７	特許協力条約第１９条補正の写し提出書	527
５８	特許協力条約第１９条補正の写し提出書（職権）	528
５９	特許協力条約第３４条補正の翻訳文提出書	529
６０	特許協力条約第３４条補正の翻訳文提出書（職権）	5210
６１	特許協力条約第３４条補正の写し提出書	5211
６２	特許協力条約第３４条補正の写し提出書（職権）	5212
６３	新規性喪失の例外適用申請書	801
６４	出願審査請求手数料返還請求書	914
６５	既納手数料返還請求書	915
６６	既納手数料（登録料）返還請求書	915
６７	世界知的所有権機関へのアクセスコード付与請求書	916
６８	期間延長請求書（期間徒過）	603
６９	回復理由書	917
69-1	保全審査に付することを求める申出書	918
69-2	不送付通知申出書	919
７０	特許料納付書	100
７１	意匠登録料納付書	100
７２	商標登録料納付書	100
７３	防護標章登録料納付書	103
７４	防護標章更新登録料納付書	105
７５	特許料納付書	20
７６	実用新案登録料納付書	20
７７	意匠登録料納付書	20

項番	書類名	中間コード
７８	商標登録料納付書	200
７９	商標権存続期間更新登録申請書	201

３．２　　出力ファイルフォーマット（レコードレイアウト）

３．２．１　バッチ申請データ

バッチ申請データでは、以下に示す構成により出力ファイルフォーマットを作成する。下記の管理レコード及び情報レコード一組を１発注単位分とし、納品ファイルは管理レコード・情報レコードが連結され、発注単位分相互に繰り返す。

(1)管理レコード

発注単位に１レコード作成する発注番号，電子化不能の受付番号が記載されたレコードである。

(2)情報レコード

手続単位に１レコード作成するヘッダ部、レングス部、識別、次表に記載のファイルをＺＩＰ形式でアーカイブしたファイルからなるレコードである。

（表）項番	ファイル	説　明
1	ファイル一覧ＸＭＬ	ＺＩＰ内のＸＭＬ、ＳＴ．２５、ＴＩＦＦ、ＪＰＥＧ、ＰＤＦファイルの一覧が設定されるＸＭＬデータである。
2	管理情報ＸＭＬ	申請書類の管理情報が記載されたＸＭＬデータである。
3	書誌ＸＭＬ	書誌情報が記載されたＸＭＬデータである。
4	請・明・図・要ＸＭＬ	以下の書類に添付される請求の範囲・明細書・図面・要約書のＸＭＬデータである。 願書（外国語出願以外）、翻訳文提出書、国内書面、 国際出願翻訳文提出書、国際出願翻訳文提出書（職権）
5	図ＸＭＬ	以下の書類に添付される図面のＸＭＬデータである。 図面の提出書
~~6~~	~~訂正請・明・図ＸＭＬ~~	~~以下の書類に添付される請求の範囲・明細書・図面のＸＭＬデータである。　審判請求書、訂正請求書~~
7	外国語 請・明・図・要ＸＭＬ	以下の書類に添付される外国語請求の範囲・外国語明細書・外国語図面・外国語要約書のＸＭＬデータである。 願書（外国語出願）
8	ＰＤＦ	外国語請求の範囲、外国語明細書、外国語図面、外国語要約書をＰＤＦで電子化したデータ、あるいは刊行物等提出書の添付書類をＰＤＦで電子化したデータである。（緊急避難案件・書類修正・援用合体に存在する場合がある）
9	配列表ＸＭＬ	明細書に添付される配列表のＸＭＬデータである。
10	ＳＴ．２５（配列表）	明細書に添付されるＳＴ．２５（配列表）である。（緊急避難案件・書類修正・援用合体に存在する場合がある）
10-1	ＳＴ．２６ （配列表ＸＭＬ）	明細書に添付されるＳＴ．２６のＸＭＬデータである。~~（緊急避難案件・書類修正・援用合体に存在する場合がある）~~
11	添付書類ＸＭＬ	添付書類情報が記載されたＸＭＬデータである。
12	原データＸＭＬ	原データの情報が記載されたＸＭＬデータである。（＊１）
13	イメージデータ	図面、提出物件等をイメージファイルにより電子化したデータであり複数存在する場合がある。（＊２）

（＊１）　データエントリでのデータの置換でエラーの項目があり、元の情報を方式審査に伝達する必要がある場合は、原データを作成する。原データはイメージで作成する。

（＊２） 特殊申請において１書類の合計容量が圧縮前２００ＭＢを超える場合、イメージファイルはバッチ申請データに含めない。またその際、書誌情報の規定外の項目に別途項目を設定する必要がある。設定規則は書誌情報仕様共通項目共－９１（規定外の項目　タグ名設定規則）を参照。

次に管理レコード、情報レコードのレコードレイアウトを示す。

レコードレイアウト

（1）　管理レコード

項　番	1		2						3	4	5		
項目名	ｲﾝﾀｰﾌｪｰｽﾍｯﾀﾞ		発注管理番号										
	総レングス	レコード識別*1	発注番号				予備	発注単位識別*2	受付日	却下件数*3	却下受付番号*4	・・・・	却下受付番号
			申請形態	年	主番	枝番					（却下件数分繰り返し）		
属　性	B	B	N	N	N	N	C	C	N	B	N	～	N
ﾊﾞｲﾄ数	8	4	1	2	4	1	1	1	4	2	１１	～	１１

＊１：レコード識別には４バイト全てローバリュー（００）Hを設定する
＊２：発注単位識別には、ＸＭＬの場合 ’1’ (31)Hを設定する
　　ＳＧＭＬの場合 ’ ’ (20)H
＊３：電子化不能案件の件数を設定する。電子化不能案件が存在しない場合は、’0’を設定する。
＊４：電子化不能案件が存在する場合は、その受付番号を設定する。電子化不能案件が存在しない場合は何も設定しない。
　　電子化不能案件と電子化不能でない案件が混在する場合は、電子化不能案件の受付番号のみを設定する。

注：「（００）H」は１６進であることを示す

（２）　情報レコード

項　番	1		2	3	4
項目名	ｲﾝﾀｰﾌｪｰｽﾍｯﾀﾞ *2				
	総レングス	レコード識別	レコード総情報長	フォーマット識別	ＺＩＰデータ
	*1	*4	*5	*6	*3
属　性	B	B	B	C	B
ﾊﾞｲﾄ数	8	4	4	1	V

＊１：インターフェースヘッダの総レングスは情報レコード全体の長さを格納する（インターフェースヘッダ含む）
＊２：インターフェースヘッダは、情報レコード単位に１つ設定する。
　　なお、レコード総情報長、フォーマット識別、ＺＩＰデータは書類ごとに繰り返して設定する。
＊３：ＸＭＬデータ、イメージデータの各データはＺＩＰにてアーカイブする
　　また、各データの格納順は特に規定しない
＊４：レコード識別には４バイト全てハイバリュー(FF)Hを設定する
＊５：レコード総情報長にはフォーマット識別（項番３）とＺＩＰデータ（項番４）を加算した長さを設定する
＊６：フォーマット識別には
　　ＺＩＰの場合、“２”(32)H
　　を設定する。
　　（~~Ｘフォーマットの場合、“０”(30)H~~
　　ＭＩＭＥの場合、　　“１”(31)H）

注：「(00)H」は１６進であることを示す

(3)ファイル名

ＺＩＰ内のXML・ＴＩＦＦ・ＪＰＥＧ・ＰＤＦファイルは、次の一覧に従ってファイル名を付与する。

ファイル	種別	ファイル名
ファイル一覧	XML	(受付番号)-jpflst.xml
管理情報	XML	(受付番号)-jpmngt.xml
書誌	XML	(受付番号)-jpbibl.xml
	イメージ	(受付番号)-jpbibl-Innnnnn.xxx
請・明・図・要	XML	(受付番号)-appb.xml
	表イメージ	(受付番号)-appb-Tnnnnnn.xxx
	数式イメージ	(受付番号)-appb-Mnnnnnn.xxx
	化学式イメージ	(受付番号)-appb-Cnnnnnn.xxx
	図面	(受付番号)-appb-Dnnnnnn.xxx
	イメージ	(受付番号)-appb-Innnnnn.xxx
図	XML	(受付番号)-jpdrab.xml
	イメージ	(受付番号)-jpdrab-Dnnnnnn.xxx
~~訂正請・明・図~~	~~XML~~	~~(受付番号)-jpcorb.xml~~
	~~表イメージ~~	~~(受付番号)-jpcorb-Tnnnnnn.xxx~~
	~~数式イメージ~~	~~(受付番号)-jpcorb-Mnnnnnn.xxx~~
	~~化学式イメージ~~	~~(受付番号)-jpcorb-Cnnnnnn.xxx~~
	~~図面~~	~~(受付番号)-jpcorb-Dnnnnnn.xxx~~
	~~イメージ~~	~~(受付番号)-jpcorb-Innnnnn.xxx~~
外国語請・明・図・要	XML	(受付番号)-jpfolb.xml
	ＰＤＦ	(受付番号)-jpfolb-Pnnnnnn.pdf
	イメージ	(受付番号)-jpfolb-Innnnnn.xxx
配列表	XML	(受付番号)-jpseql.xml
	イメージ	(受付番号)-jpseql-Innnnnn.xxx
	ＳＴ．２５	(受付番号)-seql.app
	ＳＴ．２６	(受付番号)-seql.xml
添付書類	XML	(受付番号)-jpatta.xml
	ＰＤＦ	(受付番号)-jpatta-Pnnnnnn.pdf
	イメージ	(受付番号)-jpatta-Innnnnn.xxx
原データ	XML	(受付番号)-jporgd.xml
	イメージ	(受付番号)-jporgd-Ｉnnnnnn.xxx

(注１) nnnnnnには000001からの連番をふる。連番は１つのXMLに添付される全てのTIFF、JPEG、PDFファイルを通してふる。

(注２) xxxは、jpg、tifのいづれかを指す。

(注３) 拡張子以外は大文字／小文字を区別する。拡張子は、小文字とする。

(注４) PDF、ST.25~~、ST.26~~は、緊急避難・書類修正・援用合体のときのみ発生する。

３．２．２　管理情報早期ＤＥデータ

管理情報早期ＤＥデータでは、以下に示す構成により出力ファイルフォーマットを発注単位に作成する。下記の管理レコード及び情報レコード一組を１発注単位分とし、納品ファイルは管理レコード・情報レコードが連結され、発注単位分相互に繰り返す。

⑴管理レコード

発注単位に１レコード作成する発注番号が記載されたレコードである。
ファイルの先頭レコードである。

⑵情報レコード

管理情報早期ＤＥデータが記載されたレコードである。

これらのレコードレイアウトを次に示す。

表１：レコードレイアウト

１）　管理レコード

項　目	レコード識別	発注番号				予備
		申請形態	年	主番	枝番	
属　性	N	N	N	N	N	C
ﾊﾞｲﾄ数	1	1	2	4	1	91

・ラベル　　：ＪＩＳ標準ラベル
・ファイル形式：ＶＢ（可変長・ブロック化）
・ブロック長　：MAX 32000byte
　　(BDW を含まない)

２）　情報レコード

項　目	管理情報		
	情報レコード1	・・・・	情報レコードn
属　性	＊	・・・・	＊
ﾊﾞｲﾄ数	５７	・・・・	５７

＊情報ﾚｺｰﾄﾞﾌｫｰﾏｯﾄについては
　表２：管理情報フォーマット参照
＊＊早期DE対象書類１件につき
　１レコード作成する

表２：管理情報フォーマット

（注）　初期値は以下のとおりである

（1）平成１８年１２月納品まで

NO	項目名	属性	桁数	累計桁数
①	書類分類コード	C	8	8
②	四法区分	C	1	9
③	出願番号	N	１０	１９
④	国際出願番号	C	１２	３１
⑤	審判番号	N	9	４０
⑥	書類種別	N	1	４１
⑦	受付日	N	8	４９

属性	初期値
N	全桁〝０〟を設定する。
C	全桁〝　〟(SPACE)を設定する。

（2）平成１９年１月納品~~以降~~から令和１年１２月納品まで

NO	項目名	属性	桁数	累計桁数
①	書類分類コード	C	8	8
②	四法区分	C	1	9
③	出願番号	N	１０	１９
④	国際出願番号	C	１２	３１
⑤	審判番号	N	１０	４１
⑥	書類種別	N	1	４２
⑦	受付日	N	8	５０

属性	初期値
N	全桁〝０〟を設定する。
C	全桁〝　〟(SPACE)を設定する。

（3）令和２年１月納品以降

NO	項目名	属性	桁数	累計桁数
①	書類分類コード	C	8	8
②	四法区分	C	1	9
③	出願番号	N	１０	１９
④	国際出願番号	C	１２	３１
⑤	審判番号	N	１０	４１
⑥	書類種別	N	1	４２
⑦	受付日	N	8	５０
⑧	登録番号	N	7	５７

属性	初期値
N	全桁〝０〟を設定する。
C	全桁〝　〟(SPACE)を設定する。

３．２．３　管理情報早期ＤＥデータ仕様

・項目名

書類分類コード

項番	入力元の状態	電子化における対処
1	データがある場合	【書類名】の書類分類から設定する。 中間コードの内容については、共通コード表（Ａ２６０）参照。 ＊書類分類形態 大区分＋四法区分＋中間コード (1)桁　(1)桁　(6)桁（最大6桁）

・項目名

四法区分

項番	入力元の状態	電子化における対処
1	中間書類の場合	【事件の表示】の四法区分から設定する。 設定規則は、書誌情報仕様共通項目共－１４（【出願の区分】の場合）及び共－１６（【出願番号】等の場合）参照。
2	変更出願・分割出願の場合	原出願の四法区分から設定する。
3	国内優先権主張の場合	先の四法区分から設定する。
4	特許法第４６条の２第１項の規定による実用新案登録に基づく特許出願の場合	基礎とした実用新案登録及びその実用新案登録出願の表示の四法区分から設定する。

・項目名

出願番号

項番	入力元の状態	電子化における対処
1	中間書類の場合	【事件の表示】の出願番号から設定する。 出願番号の元号＋和暦年を西暦に変換し１０桁を設定する。 設定規則は、書誌情報仕様共通項目共－１６【出願番号】の電子化を参照。
2	変更出願・分割出願の場合	原出願番号を設定する。
3	国内優先権主張の場合	先の出願番号を設定する。
4	特許法第４６条の２第１項の規定による実用新案登録に基づく特許出願の場合	基礎とした実用新案登録及びその実用新案登録出願の表示の出願番号で設定する。

・項目名

国際出願番号

項番	入力元の状態	電子化における対処
1	中間書類の場合	【事件の表示】の国際出願番号を設定する。 (1) 国際出願番号が９桁の記載の場合： 国コード２桁＋西暦下２桁＋一連番号５桁 ＋スペース３桁 で１２桁設定する。 (2) 国際出願番号が１２桁の記載の場合： 国コード２桁＋西暦４桁＋一連番号６桁 で１２桁設定する。 設定規則は、書誌情報仕様共通項目共－１６【国際出願番号】の電子化を参照。 ※国際出願番号の記載がない場合、以下のとおり設定する。 スペース２桁＋ゼロ１０桁 （国コード）　（西暦＋一連番号）

・項目名

審判番号

項番	入力元の状態	電子化における対処
1	中間書類の場合	【事件の表示】の審判番号から設定する 審判番号は、次の形式で設定する。 平成１８年１２月までは９桁（年４桁、号５桁）で設定する。 例）【事件の表示】の記載：不服2006-21111 管理情報早期DEデータ：200621111 平成１９年１月以降は１０桁（年４桁、号６桁）で設定する。 平成１９年１月以降は【事件の表示】の審判番号が号５桁であっても、号を６桁（最上位桁に０を設定）にして、１０桁で設定する。 例１）【事件の表示】の記載：不服2006-21111 管理情報早期DEデータ：2006021111 例２）【事件の表示】の記載：不服2007-500001 管理情報早期DEデータ：2007500001 設定規則は、書誌情報仕様共通項目共－１２【審判番号】の電子化を参照。

・項目名

書類種別

項番	入力元の状態	電子化における対処
1	変更出願の場合	“1”を設定。
2	分割出願の場合	“2”を設定。
3	国内優先権主張の場合	“3”を設定。
4	中間書類の場合	“4”を設定。
5	補正却下の新出願の場合	“5”を設定。
6	特許法第４６条の２第１項の規定による実用新案登録に基づく特許出願の場合	“1”を設定。

・項目名

受付日

項番	入力元の状態	電子化における対処
1	丸判が押印されている場合	和暦年月日を西暦年月日に変換して設定する。 例）丸印の記載：平成21年4月1日 管理情報早期DEデータ：20090401

・項目名

登録番号

項番	入力元の状態	電子化における対処
1	以下の登録書類の場合 ・防護標章更新登録料納付書（jp:payment-r105） ・特許料納付書（jp:payment-r20） ・実用新案登録料納付書（jp:payment-r20） ・意匠登録料納付書（jp:payment-r20） ・商標登録料納付書（jp:payment-r200） ・商標権存続期間更新登録申請書（jp:payment-r201）	【事件の表示】の登録番号から設定する。 例）【事件の表示】の記載：特許第９９９９９９９号 管理情報早期DEデータ：9999999 類似意匠登録番号、防護標章登録番号、分割番号は設定せず、登録番号のみ設定する 設定規則は、書誌情報仕様共通項目共－１６【登録番号】の電子化を参照。

３．３　　納品リスト

３．３．１　バッチ申請データ

電子化データエントリの納品時には、データエントリー機関で納品明細書・納品内訳・受入れリスト及び電子化不能メモを発注単位別に発注単位分作成して、バッチ申請データファイル転送後、電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~に納品する。

納品明細書・納品内訳・受入れリスト及び電子化不能メモの伝票フォーマット及び伝票記載内容を次に示す。

なお、納品内訳に記載されている“イメージ点数”とは、書面に掲載されているイメージ（図面）の個数及び添付されている書面のページ数を合計したものである。

（1）　納品明細書

①　伝票フォーマット

納　品　明　細　書

２０１９年8月２３日

		担当

1.	発注番号	２０３００９５－０
2.納品物件		
	(1)申請形態	紙（郵送）
	(2)受付日	２０１９年8月１日
	(3)申請数	２１８
	(4)手続数	①　手続数　　：　４７７ ②　電子化件数　：　４７７ ③　電子化不能件数：　０

備　考

特許庁殿受領印

		担当

納　品　内　訳

書　類　名	納　品　件　数	イメージ点数
1．特許願	２３件	１７２点
2．特許願（外国語）	５件	１１２点
3．翻訳文提出書	０件	０点
4．実用新案登録願	１０件	４２点
5．手続補正書（方式）	０件	０点
6．手続補正書（内容）	１２５件	１２９点
7．誤訳訂正書	０件	０点
8．代理人変更届	０件	０点
9．代理人受任届	７件	３点
10．代理人選任届	０件	０点
11．代理人辞任届	２件	０点
12．~~代理人解任届~~　※２	０件	０点
13．代理権消滅届	０件	０点
14．代理権変更届	１件	０点
15．復代理人変更届	０件	０点
16．復代理人受任届	０件	０点
17．復代理人選任届	５０件	５０点
18．復代理人辞任届	０件	０点
19．~~復代理人解任届~~　※２	０件	０点
20．復代理権消滅届	０件	０点
21．復代理権変更届	０件	０点
22．出願人名義変更届	１０件	２０点
23．上申書	４件	４点
24．弁明書	２件	０点
25．意見書	２７件	９点
26．手続補足書	１７件	１５点
27．出願審査請求書	１２２件	０点
28．実用新案技術評価請求書	５件	０点

（注）電子化不能は含まない。

書　類　名	納　品　件　数	イメージ点数
29. 包括委任状援用制限書	０件	０点
30. 出願取下書	２件	０点
31. 出願放棄書	０件	０点
32. 先の出願に基づく優先権主張取下書	０件	０点
33. ~~パリ条約による優先権主張放棄書~~　※１	０件	０点
34. 期間延長請求書	０件	０点
35. 特許料納付書	０件	０点
36. 実用新案登録料納付書	０件	０点
37. 意匠登録料納付書	０件	０点
38. 商標登録料納付書	０件	０点
39. 追加の特許の登録料納付書	０件	０点
40. 類似意匠登録料納付書	０件	０点
41. 防護標章登録料納付書	０件	０点
42. 商標更新登録料納付書	０件	０点
43. 防護標章更新登録料納付書	０件	０点
44. 特許料納付書（補充）	０件	０点
45. 実用新案登録料納付書（補充）	０件	０点
46. 意匠登録料納付書（補充）	０件	０点
47. 特許料納付書（設定補充）	０件	０点
48. 実用新案登録料納付書（設定補充）	０件	０点
49. 意匠登録料納付書（設定補充）	０件	０点
50. 商標登録料納付書（設定補充）	０件	０点
51. 追加の特許の特許料納付書（設定補充）	０件	０点
52. 類似意匠登録料納付書（設定補充）	０件	０点
53. 防護標章登録料納付書（設定補充）	０件	０点
54. 商標更新登録料納付書（設定補充）	０件	０点
55. 防護標章更新登録料納付書（設定補充）	０件	０点
56. 商標登録料納付書（分納補充）	０件	０点
57. 商標権存続期間更新登録申請書	０件	０点
58. 商標権存続期間更新登録申請書（補充）	０件	０点
59. 刊行物等提出書	４件	１５３点
60. 物件提出書	０件	０点

（注）電子化不能は含まない。

※１　パリ条約による優先権主張放棄書について、平成１９年４月以降、新規エントリーされることはない。
※２　代理人解任届および復代理人解任届について、「受付日」が令和４年６月２７日以降、新規エントリーされることはない。

書　類　名	納　品　件　数	イメージ点数
61. 受託番号変更届	０件	０点
62. 新規性の喪失の例外証明書提出書	３件	２４点
63. 優先権証明書提出書	５０件	１８０点
64. 優先審査に関する事情説明書	０件	０点
65. 出願日証明書提出書	０件	０点
66. 早期審査に関する事情説明書	６件	３１３点
67. 早期審査に関する事情説明補充書	０件	０点
68. 代表者選定届	２件	２点
69. 受継申立書	０件	０点
70. 証明書類提出書	０件	０点
71. 出願公開請求書	０件	０点
72. 雑書類	０件	０点
73. 国内書面	０件	０点
74. 図面の提出書	０件	０点
75. 国際出願翻訳文提出書	０件	０点
76. 国際出願翻訳文提出書（職権）	０件	０点
77. 国内処理請求書	０件	０点
78. 特許協力条約第１９条補正の翻訳文提出書	０件	０点
79. 特許協力条約第１９条補正の翻訳文提出書（職権）	０件	０点
80. 特許協力条約第１９条補正の写し提出書	０件	０点
81. 特許協力条約第１９条補正の写し提出書（職権）	０件	０点
82. 特許協力条約第３４条補正の翻訳文提出書	０件	０点
83. 特許協力条約第３４条補正の翻訳文提出書（職権）	０件	０点
84. 特許協力条約第３４条補正の写し提出書	０件	０点
85. 特許協力条約第３４条補正の写し提出書（職権）	０件	０点
86. 新規性喪失の例外適用申請書	０件	０点
87. 実用新案技術評価請求書（他人）	０件	０点
88. 出願審査請求手数料返還請求書	０件	０点
89. 既納手数料返還請求書	０件	０点
90. 既納手数料（登録料）返還請求書	０件	０点
91. 国際事務局を介した優先権書類交換の利用登録願	０件	０点
92. 期間延長請求書（期間徒過）	０件	０点
93. 回復理由書	０件	０点
合　　計	４７７件	１，２２８点

（注）電子化不能は含まない。

書　類　名	納　品　件　数	イメージ点数
94. 保全審査に付することを求める申出書	０件	０点
95. 不送付通知申出書	０件	０点
合　計	４７７件	１，２２８点

（注）電子化不能は含まない。

＊＊＊　電子化受付番号　＊＊＊　　ページ：　1

申請形態　紙　　（郵　送）
発注番号　２０３００９５
受付日　２０１９年　８月　１日

20300950001	20300950002	20300950003	20300950004	20300950005
20300950006	20300950007	20300950008	20300950009	20300950010
20300950011	20300950012	20300950013	20300950014	20300950015
20300950016	20300950017	20300950018	20300950019	20300950020
20300950021	20300950022	20300950023	20300950024	20300950025
20300950026	XXXXXXXXXXX	XXXXXXXXXXX	XXXXXXXXXXX	XXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXX	XXXXXXXXXXX	XXXXXXXXXXX	XXXXXXXXXXX	XXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXX				
				XXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXX	XXXXXXXXXXX	XXXXXXXXXXX	XXXXXXXXXXX	20300950477

（注）電子化不能があった場合は別に電子化受付不能番号リストを作成し、上記電子化受付番号リストと同一のフォーマットで、タイトルが『電子化不能受付番号』となる。

② 伝票記載内容

項番	項目名	内　　容	備　　考
1	日付	納品する日付である。	
2	発注番号	発注単位を識別するために付与された番号である。	注１
3	申請形態	本納品明細書で納品する発注単位の申請形態である。申請形態は次のとおり。 ・紙申請（窓口） ・紙申請（窓口クレジットカード決済） ・紙申請（郵送） ・特殊申請 ・更正申請 ・援用 ・原願 ・再エントリ	ＰＣＴは紙申請に含む。
4	受付日	受け付けた日付である。	
5	申請数	本納品明細書で納品する申請数である。	援用，再エントリ，更正申請の場合は記載しない。
6	手続数	処理した手続数及び電子化した手続，電子化不能の手続の各々の手続数である。	
7	納品内訳	電子化対象書類一覧に、書類別に納品件数とイメージ点数を記す。但し電子化不能の件数点数は含まない。	最後尾に合計件数及び合計点数を記す。
8	受付番号	電子化した手続，電子化不能の手続の一覧表である。	受付番号の記入範囲は１ページ中は 縦２５列×横５列 とする。
9	備考	発注伝票に記載されていた手続数が現物の数と一致しない場合にその旨を記載する。	

注１．発注番号の構成は、別紙の「発注番号構成表」を参照して下さい。

（2）　受入れリスト

①　伝票フォーマット

次　　項

受　入　れ　リ　ス　ト　(紙)

作成日　YYYY. MM. DD
受付日　YYYY. MM. DD
申請形態　KKKKK
発注番号　９９９９

納品検査	受入検収	保管受入
印	印	印

受付番号	包袋通番	書　類　名	提出物件名	発送番号	受　付　日	備　　考
９９９９９９９９９９９９	９９９	ＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫ	ＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫ ＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫ ＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫ		YYYY. MM. DD	還　付
９９９９９９９９９９９９		ＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫ	ＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫ ＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫ ＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫ		YYYY. MM. DD	
９９９９９９９９９９９９		＊－－－－－－－－＊	＊－－－－－－－－－－－－－－－－＊		＊－－－－－－－＊	欠　号
９９９９９９９９９９９９		ＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫ	ＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫ ＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫ ＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫ		YYYY. MM. DD	見本有り ↑ 手書き
９９９９９９９９９９９９	９９９	ＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫ	ＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫ ＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫ ＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫ		YYYY. MM. DD	
９９９９９９９９９９９９		＊－－－－－－－－＊	＊－－－－－－－－－－－－－－－－＊		＊－－－－－－－＊	欠　号
９９９９９９９９９９９９	９９９	ＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫ	ＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫ ＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫ ＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫ		YYYY. MM. DD	
９９９９９９９９９９９９		ＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫ	ＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫ ＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫ ＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫ		YYYY. MM. DD	
９９９９９９９９９９９９		ＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫ	ＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫ ＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫ ＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫ		YYYY. MM. DD	見本有り

備考

注）実寸（Ａ４版）である。

② 伝票記載内容

項番	項目名	内　　容	備　　考
1	包袋通番	受付袋に記載された、発注単位の通番である	
2	受付番号	電子化を行った受付番号を記載する。	
3	書類名	電子化を行った書類名を記載する。	
4	提出物件名	電子化を行った提出物件名を記載する。	
5	発送番号	平成１１年以降入力しないため、空白になっている。	
6	備考	電子化不能となった申請書類の備考欄に「電子化不能」と記載する。	

（3）　電子化不能メモ

①　伝票フォーマット

電　子　化　不　能　メ　モ

申請形態　紙　　（窓口）
発注番号　１０３０００１
受付日　２０１９年１０月　２日

包袋番号	受付番号	理由	備考
９９９９	XXXXXXXXXXXX	ＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫ	

② 伝票記載内容

項番	項目名	内　　容	備　　考
1	包袋番号		
2	受付番号	手続単位で電子化しなかったあるいはできなかった場合の受付番号を記載する。	
3	理由	電子化しなかったあるいはできなかった場合の理由を簡単に表示する。	
4	備考		

（注）電子化不能メモは、申請形態、発注番号単位に１枚作成する。

３．３．２　管理情報早期ＤＥデータ

管理情報早期ＤＥデータの納品時には、伝票の添付を行わない。

３．４　　納品物及び確認事項

３．４．１　バッチ申請データ

納品時の納品物とデータエントリー機関での確認事項を申請形態別に次に示す。

（1）　新規の紙による申請（ＰＣＴ含む）の納品物及び確認事項

項番	納　品　物	確 認 区 分	確　　認　　内　　容	備　　考
1	納品明細書	員数確認	①発注単位分存在すること。	発注単位に１枚データエントリー機関で作成
		妥当性確認	①記載項目にもれがないこと。 ②発注番号，申請形態，申請数，手続数が該当する発注伝票と一致すること。 ③手続数が発注伝票と一致しない時は、備考欄に現物と不一致の旨の記載があること。 ④記載されている受付番号が発注伝票に記載されている範囲内であること。 ⑤記載されている受付番号に重複がないこと。	
2	受入れリスト	員数確認	①納品明細書に記載されている手続数分存在すること。	
		妥当性確認	①記載項目にもれがないこと ②記載されている受付番号が納品明細書に記載されている受付番号と一致すること。	
3	電子化不能メモ	員数確認	①納品明細書に記載されている手続数分存在すること。	電子化不能の手続が存在した場合にデータエントリー機関で申請形態、発注単位に１枚作成する
		妥当性確認	①記載項目にもれがないこと。 ②記載されている受付番号が納品明細書に記載されている受付番号と一致すること。 ③該当の手続単位の申請書類（提出物件を含む）が添えてあること。	

項番	納　品　物	確 認 区 分	確　　認　　内　　容	備　　考
4	バッチ申請データファイル （サーバ内）	員数確認	①存在すること	電子化データを当日納品分（複数発注単位）格納したファイルである
		妥当性確認	①データ転送チェックリストの確認結果が“ＯＫ”であること	
5	受付袋	員数確認	①納品明細書に記載された申請数と受付袋の数が一致すること。	受付より発注された時と同様に申請単位の各発注物を受付袋に入れ納品（返却）する。但し、電子化不能の手続があった場合は該当手続の発注物は電子化不能包袋に入れて電子化不能メモを添え納品する。
		妥当性確認	①当該受付袋内の手続単位の受付番号の範囲が記載されていること。	
	(1)提出物件票	員数確認	①存在すること。	
		妥当性確認	①該当の申請単位の提出物件票であること。	
	(2)申請書類 提出物件及び場合によっては磁気ディスクを含む。特殊申請の場合は送付票ＸＭＬ、管理情報ＸＭＬ、筆頭物件ＰＤＦ及び添付物件ＰＤＦを格納した媒体を含む。 また、優先権証明書提出書において、優先権証明書のデータを格納して発注される場合がある。	員数確認	①提出物件票に記載されている手続数と一致すること	
		妥当性確認	①手続単位に束ねて在ること ②手続単位に受付番号が記載してあること。 ③手続単位に記載されている受付番号が受付袋に記載してある受付番号の範囲内であること。	
6	提出物件	員数確認	①発注時との数と一致すること。	受付袋に入らない物のみ
		妥当性確認	①受付番号が記載されていること。	
7	電子化不能包袋	包袋数確認	①電子化不能メモに記載されている受付袋が存在すること	
		妥当性確認	①電子不能メモに記載されている受付番号が一致すること	

（2）　更正申請の納品物及び確認事項

項番	納　品　物	確 認 区 分	確　　認　　内　　容	備　　考
1	納品明細書	員数確認	①存在すること。	発注単位に１枚データエントリで作成
		妥当性確認	①記載項目にもれがないこと。 ②記載されている受付番号に重複がないこと。	
2	バッチ申請データファイル（サーバ内）	員数確認	①存在すること	電子化データを当日納品分（複数発注単位）格納したファイルである
		妥当性確認	①データ転送リストの確認結果が“ＯＫ”であること	
3	受付袋	員数確認	①納品明細書に記載された申請数（事件の数）と受付袋の数が一致すること。	受付より発注された時と同様受付袋に入れ納品（返却）する。
		妥当性確認	①当該受付袋内の手続単位の受付番号の範囲が記載されていること。	
	⑴紙包袋	員数確認	①存在すること。	
	①申請書類及び起案書	員数確認	①手続単位の数が受付袋に記載された受付番号の範囲の数と一致すること。	

（3）　援用の納品物及び確認事項

項番	納　品　物	確 認 区 分	確　　認　　内　　容	備　　考
1	納品明細書	員数確認	①存在すること。	発注単位に１枚データエントリで作成
		妥当性確認	①記載項目にもれがないこと。 ②記載されている受付番号に重複がないこと。	
2	バッチ申請データファイル（サーバ内）	員数確認	①存在すること	電子化データを当日納品分（複数発注単位）格納したファイルである
		妥当性確認	①データ転送リストの確認結果が“ＯＫ”であること	
3	受付袋	員数確認	①納品明細書に記載された手続数と受付袋の数が一致すること。	受付より発注された時と同様受付袋に入れ納品（返却）する。
		妥当性確認	①当該受付袋内の手続の受付番号が記載されていること	
	(1)紙包袋	員数確認	①存在すること。	
	①申請書類	員数確認	①手続単位の数が受付袋に記載された受付番号の範囲の数と一致すること。	
	(2)処理を指示する書面	員数確認	①存在すること。	

（4） 原願の納品物及び確認事項

項番	納品物	確認区分	確認内容	備考
1	納品明細書	員数確認	①存在すること。	発注単位に１枚データエントリで作成
		妥当性確認	①記載項目にもれがないこと。 ②記載されている受付番号に重複がないこと。	
2	バッチ申請データファイル（サーバ内）	員数確認	①存在すること	電子化データを当日納品分（複数発注単位）格納したファイルである
		妥当性確認	①データ転送チェックリストの確認結果が“ＯＫ”であること	
3	受付袋	員数確認	①納品明細書に記載された申請数（事件の数）と受付袋の数が一致すること。	受付より発注された時と同様受付袋に入れ納品（返却）する。
		妥当性確認	①当該受付袋内の手続単位の受付番号の範囲が記載されていること。	
	⑴紙包袋	員数確認	①存在すること。	
	①申請書類及び起案書	員数確認	①手続単位の数が受付袋に記載された受付番号の範囲の数と一致すること。	

（5）　再エントリの納品物及び確認事項

項番	納　品　物	確 認 区 分	確　　認　　内　　容	備　　考
1	納品明細書	員数確認	①存在すること。	発注単位に１枚データエントリで作成
		妥当性確認	①記載項目にもれがないこと。 ②記載されている受付番号に重複がないこと。	
2	バッチ申請データファイル（サーバ内）	員数確認	①存在すること	電子化データを当日納品分（複数発注単位）格納したファイルである
		妥当性確認	①データ転送リストの確認結果が“ＯＫ”であること	
3	受付袋	員数確認	①納品明細書に記載された手続数と受付袋の数が一致すること	受付より発注された時と同様受付袋に入れ納品（返却）する。
		妥当性確認	①当該受付袋内の手続の受付番号が記載されていること	
	①申請書類	員数確認	①存在すること。	

３．４．２　管理情報早期ＤＥデータ

納品時の納品物とデータエントリでの確認事項を申請形態別に以下に示す。

（1）　新規の紙による申請の納品物及び確認事項

項番	納　品　物	確認区分	確　　認　　内　　容	備　　考
1	早期ＤＥデータファイル（サーバ内）	員数確認	①存在すること	電子化データを当日納品分（複数発注単位）格納したファイルである

第 4 章　　電 子 出 願 申 請 書 式

４．１　電子出願申請書式

データエントリで扱う電子化対象書類の書式を「日本国特許庁電子文書交換標準仕様（ＸＭＬ編）」から再掲。最新は、「日本国特許庁電子文書交換標準仕様（ＸＭＬ編）」を確認のこと。

特許・実用　電子化対象書類一覧

・特許願　…… 1
・実用新案登録願　…… 2
・翻訳文提出書　…… 3

・出願人名義変更届　…… 4
・出願人名義変更届（一般承継）　…… 5
・受継申立書　…… 6
・代表者選定届　…… 7

・代理人変更届　…… 8
・代理人受任届　…… 9
・代理人選任届　…… １０
・代理人辞任届　…… １１
・代理人解任届　※２　…… １２
・代理権変更届　…… １３
・代理権消滅届　…… １４
・包括委任状援用制限届　…… １５
・復代理人変更届　…… １６
・復代理人受任届　…… １７
・復代理人選任届　…… １８
・復代理人辞任届　…… １９
・復代理人解任届　※２　…… ２０
・復代理権変更届　…… ２１
・復代理権消滅届　…… ２２

・出願取下書　…… ２３
・出願放棄書　…… ２４
・先の出願に基づく優先権主張取下書　…… ２５
・パリ条約による優先権主張放棄書　※１　…… ２６

・意見書　…… ２７
・弁明書　…… ２８

※１　パリ条約による優先権主張放棄書（中間コードＡ７６５）及びそれを補正する手続補正書（中間コードＡ５１、Ａ５２３）について、平成１９年４月以降、新規エントリーの対象外とする。
（新規エントリーは存在しないが、更正申請は存在する。）

※２　代理人解任届（中間コードＡ７４２５）、復代理人解任届（中間コードＡ７４３５）及びそれらを補正する手続補正書（中間コードＡ５１、Ａ５２３）について、「受付日」が令和４年６月２７日以降、新規エントリーの対象外とする。（新規エントリーは存在しないが、更正申請は存在する。）

・優先権証明書提出書 …… ２９
・新規性の喪失の例外証明書提出書 …… ３０

・出願日証明書提出書 …… ３１
・物件提出書 …… ３２
・証明書類提出書 …… ３３

・受託番号変更届 …… ３４
・雑書類 …… ３５
・上申書 …… ３６
・手続補足書 …… ３７
・刊行物等提出書 …… ３８
・優先審査に関する事情説明書 …… ３９
・早期審査に関する事情説明書 …… ４０
・早期審査に関する事情説明補充書 …… ４１
・期間延長請求書 …… ４２
・期間延長請求書（期間徒過） …… ４２－１
・出願審査請求書 …… ４３
・出願審査請求書（他人） …… ４４
・実用新案技術評価請求書 …… ４５
・実用新案技術評価請求書（他人） …… ４５－１
・出願公開請求書 …… ４６
・出願審査請求手数料返還請求書 …… ４６－１
・既納手数料返還請求書 …… ４６－２
・既納手数料（登録料）返還請求書 …… ４６－３
・世界知的所有権機関へのアクセスコード付与請求書 …… ４６－４
・回復理由書 …… ４６－５
・保全審査に付することを求める申出書 …… ４６－６
・不送付通知申出書 …… ４６－７

・手続補正書（方式） …… ４７
・手続補正書 …… ４８
・誤訳訂正書 …… ４９

・国内書面 …… ５０
・図面の提出書 …… ５１
・国際出願翻訳文提出書 …… ５２

・国際出願翻訳文提出書（職権） …… ５３

・新規性喪失の例外適用申請書 …… ５４

・国内処理請求書 …… ５５

・特許協力条約第１９条補正の翻訳文提出書 …… ５６
・特許協力条約第１９条補正の翻訳文提出書（職権） …… ５７
・特許協力条約第１９条補正の写し提出書 …… ５８
・特許協力条約第１９条補正の写し提出書（職権） …… ５９
・特許協力条約第３４条補正の翻訳文提出書 …… ６０
・特許協力条約第３４条補正の翻訳文提出書（職権） …… ６１
・特許協力条約第３４条補正の写し提出書 …… ６２
・特許協力条約第３４条補正の写し提出書（職権） …… ６３

登録　電子化対象書類一覧

（設定）
・納付書 …… ７０
・追加の特許の特許料納付書 …… ７４
・類似意匠登録料納付書 …… ７５
・防護標章登録料納付書 …… ７６
・商標更新登録料納付書 …… ７７
・防護標章更新登録料納付書 …… ７８
・納付書（設定補充） …… ７９
・追加の特許の特許料納付書（設定補充） …… ８３
・類似意匠登録料納付書（設定補充） …… ８４
・防護標章登録料納付書（設定補充） …… ８５
・商標更新登録料納付書（設定補充） …… ８６
・防護標章更新登録料納付書（設定補充） …… ８７

（年金）
・納付書 …… ８８
・商標登録料納付書 …… ９１
・特許料納付書（補充） …… ９２
・商標登録料納付書（分納補充） …… ９５
・商標権存続期間更新登録申請書 …… ９６
・商標権存続期間更新登録申請書（補充） …… ９７
・手続補足書 …… ９８

１．特許願　（中間コード＝６３）

【書類名】　特許願
【整理番号】　Ｐ０００００３－０１
【提出日】　平成２１年　７月　１日
【あて先】　特許庁長官殿
【国際特許分類】　Ｇ０２Ｂ　３／００
Ｇ０２Ｃ　４／００
Ｇ０２Ｃ　５／００
【発明者】
【住所又は居所】　神奈川県横須賀市武１丁目２３４５番地　特許株式会社内
【氏名】　発明　一郎
【特許出願人】
【識別番号】　０１２３４５６７８
【氏名又は名称】　特許株式会社
【代理人】
【識別番号】　１２３４５６７８９
【弁理士】
【氏名又は名称】　特許　太郎
【手数料の表示】
【予納台帳番号】　０１２３４５
【納付金額】　２１０００
【提出物件の目録】
【物件名】　特許請求の範囲　１
【物件名】　明細書　１
【包括委任状番号】　１２３４５６７

（請求の範囲、明細書の添付）

【書類名】特許請求の範囲
【請求項１】
　鉄筋コンクリートにより形成された器体に開口部が設けられ、この開口部と器体の内周面にはライナープレートが内張りされるとともに、開口部には開口部を外方から閉塞するヘッドが着脱自在に取付けられた原子炉格納容器において、上記開口部のライナープレートと開口部の器体面との間にライナープレートの熱を緩和して器体に伝える空間が形成され、この空間には開口部のライナープレートにかかる圧力荷重を器体に伝えるシヤラグが設けられて成ることを特徴とする原子炉格納容器。
　また・・・・・を・・・・・・・した原子炉格納容器。
【請求項２】
　請求項１に係る・・・・・を・・・・した装置。

【書類名】明細書
【発明の名称】原子炉格納容器
【技術分野】
【０００１】
本発明は原子炉格納容器に係り、さらに詳しくは鉄筋コンクリート構造の原子炉格納容器における開口部回りの構造に関する。
【発明の概要】
【発明が解決しようとする課題】
【０００２】
一般に、鉄筋コンクリート構造の原子炉格納容器（以下格納容器と称す）は・・・・・点において有利であり、また溶接部の低温脆性のおそれがなく、耐爆性もすぐれ、しかも落下衝撃に対しても強いなどの利点がある。
第１図は沸騰水型原子炉の鉄筋コンクリート構造の格納容器を示すもので、１が格納容器である。この格納容器１は鉄筋コンクリートの器体２にライナープレート３ａが内張りされて形成された密閉耐圧性容器で、内部のほぼ中央に、ペデスタルに載置されて原子炉圧力容器４が据えられ、下方にはサプレッションチエンバ５が設けられるとともに、上方のドライウエル６とサプレッションチエンバ５は複数のベント管７により連絡されている。また、格納容器１の器体２の中央上部には、原子炉圧力容器４の内部を点検したり燃料棒を取替えたりするための開口部８が設けられている。この開口部８は円形状に形成され、その内周面には器体２と同様ライナープレート３ｂが内張りされており、かつその上面には開口部８を外から閉塞するヘッド９がボルト等で着脱自在に取付けられている。
【０００３】
ところで、このような格納容器１にあつて、万一原子炉等に事故が発生して水と水蒸気の気水混合物がドライウエル６に放出された場合、その気水混合物は周知のようにベント管７を経てサブレッションチエンバ５のプール水中に噴出して内部の圧力上昇が抑制される。この時、ドライウエル６とサプレッションチエンバ５の内圧と温度はそれぞれ第３図および第４図に示すように変化するが、これに対応して上記開口部８の回りには不都合な応力が発生する。すなわち、開口部８の周辺は原子炉からの衝撃波に直撃されて大きな圧力荷重Ｐを受けると同時に、ライナープレート３ｂと器体２の熱伝導の差により第５図に示すような熱勾配を生じる。この結果、開口部８の内周面において、円筒状のライナープレート３ｂが上下および円周方向に伸びようとして周囲の器体２に第４図に示すような引張力ｆを生じせしめ、ライナープレート３ｂ自体には器体２に１り変形が拘束されるため圧縮力ｇが生じる。
【０００４】
このように、格納容器１の開口部８の周辺には好ましくない応力が生じるが、従来は器休２の強度を高めることでこの応力に対処せざるをえず極めて不満であった。
【課題を解決するための手段】
【０００５】
本発朋は開口部のライナープレートと開口部の器体面との間に空間を設け、またこのライナープレートと器体面との間にシヤラグを設けることにより、上記従来の不満を解消したもので、シヤラグによりライナープレートにかかる圧力荷重を器体に伝え、かつ空間によりライナープレートに伝わる熱を緩和して、これを器体に伝えることができるため、器体に生じる応力を低減せしめて、格納容器の有する圧力バウンダリー機能また器体の構造機能の健全性を大幅に向上させることができる格納容器を提供することを目的とする。
【０００６】
以下本発明を図面に基づいて説明する。
【０００７】
第７図は本発明の一実施例を示すもので、図中２は所定の耐圧牲、耐震性等を有する鉄筋コンクリート製の器体である。この器体２の内周面には気密性を保つためのライナープレート３ａがライナーアンカーＡにより器体２に緊結されて内張りされるとともに、その

中央上部に従来同様開口部８が設けられ、この開口部８の内周面には、上記と同様のライナープレート３ｂが内周面とは間隔をあけ、かつ上記ライナープレート３ａの先端に下端が固着せしめられて張られている。

【０００８】

上記開口部８のライナープレート３ｂは上端が器体２の上面よりも高く形成され、その上端にはヘッド９が着脱自在に取付けられると同時に、その外側（第７図における左側）の器体２との間の空間Ｓにはほぼ中段まで砂等が投入せしめられてサンドクッション部１０が形成されている。また、このサンドクッション部１０の上方の器体２とライナープレート３ｂとの間にはシヤラグ１１が設けられており、このシヤラグｌｌによりライナープレート３ｂにかかる応力が器体２のコンクリート内まで伝えられ、かつライナープレート３ｂの熱が上記空間Ｓにおいて緩和されて器体２に伝えられるようになつている。

【０００９】

本発明は以上のように構成され、この格納容器１において万一事故が発生した場合、高温高圧の気水混合物がライナープレート３ｂに直撃する。この時、圧力荷重はシヤラグ１１を経て鉄筋コンクリートの器体２に伝わる。また熱は器体２とライナープレート８ｂとの間の空間Ｓにより緩和されながら器体２に伝わる。なお、器体２とライナープレート８ｂとの間のサンドクッション１０はライナープレート３ｂに内圧がかかり外方に変形しようとした時のクッションの機能と、断熱機能を有し器体２に生じる応力を緩和せしめるが、これを省き空間Ｓの状態のままにしておいても構わない。

【発明の効果】

【００１０】

以上のように本発明によれば、開口部のライナープレートと開口部の内周面との間に空間を形成し、かつ器体と開口部のライナープレートとの間にシヤラグが設けられているため、事故時に格納容器内に発生する熱の器体への伝導を緩和するとともに、圧力荷重、鉛直荷重、地震荷重等はシヤラグを介し器体のコンクリート内へ伝えることができる。したがつて鉄筋量を増やして器体の強度を大きくしたりすることなく極めて容易に格納容器の圧力パウンダリー機能お１び器体の構造機能の健全性を向上させることができる。

【図面の簡単な説明】

【００１１】

【図１】格納容器の全体の縦断面図である。

【図２－１】開口部の要部を示す縦断面図である。

【図２－２】事故時の圧力変化図である。

【図３】同温度変化図であり、第４図イは応力の作用状態を示す要部の縦断面図である。

【発明を実施するための形態】

【実施例１】

【００１２】

ＮＮＮ

ＮＮＮ

空白ページ

【配列表】
SEQUENCE LISTING
<110> Doe
<120> This is the title of the invention
<130> Sample File Reference
<140> US 08/111,111
<141> 1998-02-01
<150> PCT/EP96/12345
<151> 1996-12-31
<160> 4
<170> PatentIn Ver. 2.1
<210> 1
<211> 50
<212> DNA
<213> Abraliopsis sp.
<220>
<221> CDS
<222> (1)..(45)
<223> Enter any text here to describe a feature
<300>
<301> Smith, John
<302> Title of Journal Article
<303> J. Cell. Biochem.
<304> 5
<305> 10
<306> 12-15
<307> 1995-10-15
<308> 123456Genbank98
<309> 1996-01-12
<313> 1 TO 50
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

２．実用新案登録願　（中間コード＝６３）

【書類名】　実用新案登録願
【整理番号】　Ｕ０００００３－０１
【提出日】　平成１５年　７月　１日
【あて先】　特許庁長官殿
【考案者】
　【住所又は居所】　神奈川県横須賀市武１丁目２３４５番地　特許株式会社内
　【氏名】　発明　一郎
【実用新案登録出願人】
　【識別番号】　０１２３４５６７８
　【氏名又は名称】　特許株式会社
【代理人】
　【識別番号】　１２３４５６７８９
　【弁理士】
　【氏名又は名称】　特許　太郎
【手数料の表示】
　【予納台帳番号】　０１２３４５
　【納付金額】　２１０００
【提出物件の目録】
　【物件名】　実用新案登録請求の範囲　１
　【物件名】　明細書　１
　【物件名】　図面　１
　【物件名】　要約書　１
　【包括委任状番号】　１２３４５６７

３．翻訳文提出書　（中間コード＝６３１）

【書類名】　翻訳文提出書
【提出日】　平成１５年　８月　１日
【あて先】　特許庁長官殿
【出願の表示】
　【出願番号】　特願２００３－１２３３２１
【特許出願人】
　【識別番号】　０１２３４５６７８
　【氏名又は名称】　特許株式会社
【代理人】
　【識別番号】　１２３４５６７８９
　【弁理士】
　【氏名又は名称】　特許　太郎
【確認事項】　本書に添付した翻訳文は、特願２００３－１２３３２１の正確な日本語への翻訳文であり、当該特許出願に記載されていない事項が本書に添付した翻訳文に記載されている場合には、当該出願が拒絶又は無効となる可能性があると承知していることを申し述べる。
【提出物件の目録】
　【物件名】　外国語明細書の翻訳文　1
　【物件名】　外国語図面の翻訳文　1
　【物件名】　外国語要約書の翻訳文　1

４．出願人名義変更届　（中間コード＝７１１）

【書類名】　出願人名義変更届
【提出日】　平成１５年　８月　４日
【あて先】　特許庁長官殿
【事件の表示】
　【出願番号】　特願２００２－４００１２３
【承継人】
　【識別番号】　０９０００５３２３
　【氏名又は名称】　実用　一郎
【承継人】
　【識別番号】　０９０００５３３４
　【氏名又は名称】　発明　一郎
【承継人代理人】
　【識別番号】　１９０００１２３５
　【弁理士】
　【氏名又は名称】　特許　二郎
【手数料の表示】
　【予納台帳番号】　００１２３１
　【納付金額】　３２００
【提出物件の目録】
　【物件名】　承継人であることを証する書面　１
　【提出物件の特記事項】　手続補足書により提出する

５．出願人名義変更届（一般承継）　（中間コード＝７１２）

【書類名】　出願人名義変更届（一般承継）
【あて先】　特許庁長官殿
【事件の表示】
　【出願番号】　特願２００３－１２３４５６
【承継人】
　【識別番号】　１２３４５６７８９
　【氏名又は名称】　特許株式会社
【承継人代理人】
　【識別番号】　０００００００００１
　【弁理士】
　【氏名又は名称】　代理　一郎
【提出物件の目録】
　【物件名】　承継人であることを証する書面　１
　【援用の表示】　特願２００３－１２３３の出願人名義変更届に添付のものを援用する。
　【包括委任状番号】　６６００５５５

６．受継申立書　（中間コード＝５５）

【書類名】　受継申立書
【提出日】　平成１５年　７月　１日
【あて先】　特許庁長官殿
【事件の表示】
　【出願番号】　特願２００３－１２３４５６
【受継申立人】
　【識別番号】　０９０００４３２４
　【氏名又は名称】　申立　太郎
【代理人】
　【識別番号】　１２３４５６７８９
　【弁理士】
　【氏名又は名称】　代理　一郎
【申立の内容】　申立　太郎が受継する。
【提出物件の目録】
　【物件名】　新追行者の権限を証明する書面　1

７．代表者選定届　（中間コード＝６８１）

【書類名】　　代表者選定届
【提出日】　　平成１５年　７月　１日
【あて先】　　特許庁長官殿
【事件の表示】
　【出願番号】　　特願２００３－１２３４５６
【代表者】
　【識別番号】　　０９０００４３２４
　【氏名又は名称】　代表　太郎
【代理人】
　【識別番号】　　１２３４５６７８９
　【弁理士】
　【氏名又は名称】　代理　一郎
【提出物件の目録】
　【物件名】　　代表者であることを証明する書面　１

８．代理人変更届　（中間コード＝７４２１）

【書類名】　代理人変更届
【提出日】　平成１５年　８月　４日
【あて先】　特許庁長官殿
【事件の表示】
　【出願番号】　特願２００３－４００１２３
【手続をした者】
　【識別番号】　０９０００４３２４
　【氏名又は名称】　特許株式会社
【届出の内容】
　【選任した代理人】
　【識別番号】　１９０００５６７５
　【弁理士】
　【氏名又は名称】　特許　二郎
　【代理権の消滅した代理人】
　【識別番号】　１９０００１２３５
　【弁理士】
　【氏名又は名称】　特許　太郎
【代理人】
　【識別番号】　１９０００５６７５
　【弁理士】
　【氏名又は名称】　特許　二郎
【提出物件の目録】
　【包括委任状番号】　９０００００１

９．代理人受任届　（中間コード＝７４２２）

【書類名】　代理人受任届
【提出日】　平成１５年　８月　４日
【あて先】　特許庁長官殿
【事件の表示】
　【出願番号】　特願２００３－４００１２３
【手続をした者】
　【識別番号】　０９０００４３２４
　【氏名又は名称】　特許株式会社
【受任した代理人】
　【識別番号】　１９０００５６７５
　【弁理士】
　【氏名又は名称】　特許　二郎
【提出物件の目録】
　【包括委任状番号】　９０００００１

１０．代理人選任届　（中間コード＝７４２３）

【書類名】　代理人選任届
【提出日】　平成１５年　８月　４日
【あて先】　特許庁長官殿
【事件の表示】
　【出願番号】　特願２００３－４００１２３
【手続をした者】
　【識別番号】　０９０００４３２４
　【氏名又は名称】　特許株式会社
【届出の内容】
　【選任した代理人】
　【識別番号】　１９０００５６７５
　【弁理士】
　【氏名又は名称】　特許　二郎
【代理人】
　【識別番号】　１９０００１２３１
　【弁理士】
　【氏名又は名称】　特許　太郎
【提出物件の目録】
　【包括委任状番号】　９０００００１

１１．代理人辞任届　（中間コード＝７４２４）

【書類名】　代理人辞任届
【提出日】　平成１５年　８月　４日
【あて先】　特許庁長官殿
【事件の表示】
　【出願番号】　特願２００３－４００１２３
【手続をした者】
　【識別番号】　０９０００４３２４
　【氏名又は名称】　特許株式会社
【辞任した代理人】
　【識別番号】　１９０００５６７５
　【弁理士】
　【氏名又は名称】　特許　二郎

１２．代理人解任届　（中間コード＝７４２５）

【書類名】　代理人解任届
【提出日】　平成１５年　８月　４日
【あて先】　特許庁長官殿
【事件の表示】
　【出願番号】　特願２００３－４００１２３
【手続をした者】
　【識別番号】　０９０００４３２４
　【氏名又は名称】　特許株式会社
　【代表者】　特許　一郎
【届出の内容】
　【解任した代理人】
　【識別番号】　１９０００５６７５
　【弁理士】
　【氏名又は名称】　特許　二郎

※「受付日」が令和４年６月２７日以降、新規エントリーされることはない。
（新規エントリーは存在しないが、更正申請は存在する。）

１３．代理権変更届　（中間コード＝７４２６）

【書類名】　代理権変更届
【提出日】　平成１５年　８月　４日
【あて先】　特許庁長官殿
【事件の表示】
　【出願番号】　特願２００３－４００１２３
【手続をした者】
　【識別番号】　０９０００４３２４
　【氏名又は名称】　特許株式会社
　【代表者】　特許　一郎
【届出の内容】　下記の代理人について、復代理人の選任をする権限を認めないこととする。
【代理権を変更した代理人】
　【識別番号】　１９０００５６７５
　【弁理士】
　【氏名又は名称】　特許　二郎

１４．代理権消滅届　（中間コード＝７４２７）

【書類名】　代理権消滅届
【提出日】　平成１５年　８月　４日
【あて先】　特許庁長官殿
【事件の表示】
　【出願番号】　特願２００３－４００１２３
【手続をした者】
　【識別番号】　０９０００４３２４
　【氏名又は名称】　特許株式会社
　【代表者】　特許　一郎
【届出の内容】
　【代理権の消滅した代理人】
　【識別番号】　１９０００５６７５
　【弁理士】
　【氏名又は名称】　特許　二郎

１５．包括委任状援用制限届　（中間コード＝７４２８）

【書類名】　　包括委任状援用制限届
【提出日】　　平成１５年　８月　１日
【あて先】　　特許庁長官殿
【事件の表示】
　【出願番号】　　特願２００３－１２３４５６
【手続をした者】
　【識別番号】　　０９０００４３２４
　【氏名又は名称】　特許株式会社
【届出の内容】
　【援用を制限した代理人】
　【識別番号】　　０１２３４５６７８
　【弁理士】
　【氏名又は名称】　代理　次郎
【代理人】
　【識別番号】　　１２３４５６７８９
　【弁理士】
　【氏名又は名称】　代理　一郎

１６．復代理人変更届　（中間コード＝７４３１）

【書類名】　　復代理人変更届
【提出日】　　平成１５年　８月　４日
【あて先】　　特許庁長官殿
【事件の表示】
　【出願番号】　　特願２００３－４００１２３
【手続をした者】
　【識別番号】　　０９０００４３２４
　【氏名又は名称】　特許株式会社
【代理人】
　【識別番号】　　１９０００１２３４
　【弁理士】
　【氏名又は名称】　特許　太郎
【届出の内容】
　【選任した復代理人】
　【識別番号】　　１９０００５６７５
　【弁理士】
　【氏名又は名称】　特許　二郎
　【代理権の消滅した復代理人】
　【識別番号】　　１９０００１２３５
　【弁理士】
　【氏名又は名称】　特許　三郎

１７．復代理人受任届　（中間コード＝７４３２）

【書類名】　復代理人受任届
【提出日】　平成１５年　８月　４日
【あて先】　特許庁長官殿
【事件の表示】
　【出願番号】　特願２００３－４００１２３
【手続をした者】
　【識別番号】　０９０００４３２４
　【氏名又は名称】　特許株式会社
【代理人】
　【識別番号】　１９０００１２３４
　【弁理士】
　【氏名又は名称】　特許　太郎
【受任した復代理人】
　【識別番号】　１９０００５６７５
　【弁理士】
　【氏名又は名称】　特許　二郎
【提出物件の目録】
　【物件名】　復代理人の代理権を証する書面　１
　【援用の表示】　平成１５年１月２５日提出の特願２００３－４００１２３の復代理人受任届に添付のものを援用する。

１８．復代理人選任届　（中間コード＝７４３３）

【書類名】　　復代理人選任届
【提出日】　　平成１５年　８月　４日
【あて先】　　特許庁長官殿
【事件の表示】
　【出願番号】　　特願２００３－４００１２３
【手続をした者】
　【識別番号】　　０９０００４３２４
　【氏名又は名称】　特許株式会社
【代理人】
　【識別番号】　　１９０００１２３４
　【弁理士】
　【氏名又は名称】　特許　太郎
【届出の内容】
　【選任した復代理人】
　【識別番号】　　１９０００５６７５
　【弁理士】
　【氏名又は名称】　特許　二郎
【提出物件の目録】
　【物件名】　　復代理人の代理権を証する書面　１
　【援用の表示】　　平成１５年１月２５日提出の特願２００３－４００１の復代理人選任届に添付のものを援用する。

１９．復代理人辞任届　（中間コード＝７４３４）

【書類名】　　復代理人辞任届
【提出日】　　平成１５年　８月　４日
【あて先】　　特許庁長官殿
【事件の表示】
　【出願番号】　　特願２００３－４００１２３
【手続をした者】
　【識別番号】　　０９０００４３２４
　【氏名又は名称】　特許株式会社
【代理人】
　【識別番号】　　１９０００１２３４
　【弁理士】
　【氏名又は名称】　特許　太郎
【辞任した復代理人】
　【識別番号】　　１９０００５６７５
　【弁理士】
　【氏名又は名称】　特許　二郎

２０．復代理人解任届　（中間コード＝７４３５）

【書類名】　　復代理人解任届
【提出日】　　平成１５年　８月　４日
【あて先】　　特許庁長官殿
【事件の表示】
　【出願番号】　　特願２００３－４００１２３
【手続をした者】
　【識別番号】　　０９０００４３２４
　【氏名又は名称】　特許株式会社
【代理人】
　【識別番号】　　１９０００１２３４
　【弁理士】
　【氏名又は名称】　特許　太郎
【届出の内容】
　【解任した復代理人】
　【識別番号】　　１９０００５６７５
　【弁理士】
　【氏名又は名称】　特許　二郎

※「受付日」が令和４年６月２７日以降、新規エントリーされることはない。
（新規エントリーは存在しないが、更正申請は存在する。）

２１．復代理権変更届　（中間コード＝７４３６）

【書類名】　　復代理権変更届
【提出日】　　平成１５年　８月　４日
【あて先】　　特許庁長官殿
【事件の表示】
　【出願番号】　　特願２００３－４００１２３
【手続をした者】
　【識別番号】　　０９０００４３２４
　【氏名又は名称】　特許株式会社
【代理人】
　【識別番号】　　１９０００１２３４
　【弁理士】
　【氏名又は名称】　特許　太郎
【届出の内容】
　【代理権を変更した復代理人】
　【識別番号】　　１９０００５６７５
　【弁理士】
　【氏名又は名称】　特許　二郎

２２．復代理権消滅届　（中間コード＝７４３７）

【書類名】　　復代理権消滅届
【提出日】　　平成１５年　８月　４日
【あて先】　　特許庁長官殿
【事件の表示】
　【出願番号】　　特願２００３－４００１２３
【手続をした者】
　【識別番号】　　０９０００４３２４
　【氏名又は名称】　特許株式会社
【代理人】
　【識別番号】　　１９０００１２３４
　【弁理士】
　【氏名又は名称】　特許　太郎
【届出の内容】　　下記の代理人について死亡した事を届け出ます。
【代理権の消滅した復代理人】
　【識別番号】　　１９０００５６７５
　【弁理士】
　【氏名又は名称】　特許　二郎

２３．出願取下書　（中間コード＝７６１）

【書類名】　出願取下書
【提出日】　平成１５年　８月　１日
【あて先】　特許庁長官殿
【事件の表示】
　【出願番号】　特願２００３－４００１２３
【特許出願人】
　【識別番号】　０９０００４３２４
　【氏名又は名称】　特許株式会社
【代理人】
　【識別番号】　１９０００１２３１
　【弁理士】
　【氏名又は名称】　特許　太郎

２４．出願放棄書　（中間コード＝７６２）

【書類名】　　出願放棄書
【提出日】　　平成１５年　８月　１日
【あて先】　　特許庁長官殿
【事件の表示】
　【出願番号】　　特願２００３－４００１２３
【特許出願人】
　【識別番号】　　０９０００４３２４
　【氏名又は名称】　特許株式会社
【代理人】
　【識別番号】　　１９０００１２３１
　【弁理士】
　【氏名又は名称】　特許　太郎

２５．先の出願に基づく優先権主張取下書　（中間コード＝７６４）

【書類名】　先の出願に基づく優先権主張取下書
【提出日】　平成１５年　８月　１日
【あて先】　特許庁長官殿
【事件の表示】
　【出願番号】　特願２００３－４００１２３
【先の出願の表示】
　【出願番号】　特願２００２－１１０１１１
　【出願日】　平成１４年　６月　４日
【特許出願人】
　【識別番号】　０９０００４３２４
　【氏名又は名称】　特許株式会社
【代理人】
　【識別番号】　１９０００１２３１
　【弁理士】
　【氏名又は名称】　特許　太郎

２６．パリ条約による優先権主張放棄書　（中間コード＝７６５）

【書類名】　　パリ条約による優先権主張放棄書
【提出日】　　平成１５年　８月　１日
【あて先】　　特許庁長官殿
【事件の表示】
　【出願番号】　　特願２００３－４００１２３
【特許出願人】
　【識別番号】　　０９０００４３２４
　【氏名又は名称】　特許株式会社
【代理人】
　【識別番号】　　１９０００１２３１
　【弁理士】
　【氏名又は名称】　特許　太郎
【最初の出願の表示】
　【国・地域名】　　カナダ
　【出願日】　　２００２年　４月　１日
　【出願番号】　　１２３４５６

※パリ条約による優先権主張放棄書について、平成１９年４月以降、新規エントリーされることはない。

２７．意見書　（中間コード＝５３）

【書類名】　　意見書
【提出日】　　平成１５年　８月　４日
【あて先】　　特許庁審査官　審査　太郎　殿
【事件の表示】
　【出願番号】　　特願２００３－４００１２３
【特許出願人】
　【識別番号】　　０９０００４３２４
　【氏名又は名称】　特許株式会社
【代理人】
　【識別番号】　　１９０００１２３１
　【弁理士】
　【氏名又は名称】　特許　太郎
【発送番号】　　１２３１２３
【意見の内容】
　上記の拒絶理由通知により拒絶されたものですが、平成１５年５月６日に該当箇所の補正の手続を行っており、本拒絶理由は不当と思われます。

２８．弁明書（中間コード＝５９）

【書類名】　　弁明書
【提出日】　　平成１５年１０月　１日
【あて先】　　特許庁長官　長官　太郎　殿
【事件の表示】
　【出願番号】　　特願２００３－１２３４５６
【弁明をする者】
　【識別番号】　　０９０００４３２４
　【氏名又は名称】　特許株式会社
【代理人】
　【識別番号】　　１９０００１２３１
　【弁理士】
　【氏名又は名称】　特許　太郎
【発送番号】　　１２３１２３
【弁明の内容】
　本願について「特許出願人が原出願のものと相違する」との理由で却下処分にする旨の却下理由通知を受領しましたが、原出願について平成１５年７月１日に「実用株式会社」から「特許株式会社」への承継を内容とする出願人名義変更届を提出しておりますので、本却下理由は不当と思われます。

２９．優先権証明書提出書　（中間コード＝７９）

【書類名】　　優先権証明書提出書
【提出日】　　平成１５年　７月　１日
【あて先】　　特許庁長官殿
【事件の表示】
　【出願番号】　　特願２００３－１２３４５６
【提出者】
　【識別番号】　　１２３４５６７８９
　【氏名又は名称】　代表　一郎
【代理人】
　【識別番号】　　０１２３４５６７８
　【弁理士】
　【氏名又は名称】　代理　一郎
【最初の出願の表示】
　【国・地域名】　　アメリカ合衆国
　【出願日】　　２００３年　１月２３日
　【出願番号】　　ＰＣＴ／ＵＳ２００３／１２３４５
【提出物件の目録】
　【物件名】　　優先権証明書　１

３０．新規性の喪失の例外証明書提出書　（中間コード＝８０）

【書類名】　新規性の喪失の例外証明書提出書
【提出日】　平成１５年　７月　１日
【あて先】　特許庁長官殿
【事件の表示】
　【出願番号】　特願２００３－１２３４５６
【提出者】
　【識別番号】　０９０００４３２４
　【氏名又は名称】　特許　太郎
【代理人】
　【識別番号】　１９０００１２３１
　【弁理士】
　【氏名又は名称】　代理　太郎
【刊行物等】　平成１５年６月１日に第３０会○○学会にて発表
【刊行物等】　平成１５年７月１日に第３１会○○学会にて発表
【提出物件の目録】
　【物件名】　新規性の喪失の例外証明書　１

３１．出願日証明書提出書　（中間コード＝８１）

【書類名】　出願日証明書提出書
【提出日】　平成１５年　７月　１日
【あて先】　特許庁長官殿
【事件の表示】
　【出願番号】　特願２００３－１２３４５６
【提出者】
　【識別番号】　０９０００４３２４
　【氏名又は名称】　特許株式会社
【代理人】
　【識別番号】　１９０００１２３１
　【弁理士】
　【氏名又は名称】　代理　一郎
【出願番号通知の出願日】　２００３年　６月　３日
【証明しようとする出願日】　２００３年　６月　１日
【提出物件の目録】
　【物件名】　出願日証明書　１

３２．物件提出書　（中間コード＝８２）

【書類名】　物件提出書
【提出日】　平成１５年　７月　１日
【あて先】　特許庁長官殿
【事件の表示】
　【出願番号】　特願２００３－１２３４５６
【提出者】
　【識別番号】　０９０００４３２４
　【氏名又は名称】　特願株式会社
　【代表者】　特願　太郎
【代理人】
　【識別番号】　１９０００１２３１
　【弁理士】
　【氏名又は名称】　代理　太郎
【提出する物件】　陳述書
【発送番号】　１２３４５６
【提出物件の目録】
　【物件名】　証明書　１

３３．証明書類提出書　（中間コード＝８２２）

【書類名】　証明書類提出書
【提出日】　平成１５年　７月　１日
【あて先】　特許庁長官殿
【事件の表示】
　【出願番号】　特願２００３－１２３４５６
【提出者】
　【識別番号】　０９０００４３２４
　【氏名又は名称】　特許株式会社
【代理人】
　【識別番号】　１９０００１２３１
　【弁理士】
　【氏名又は名称】　代理　太郎
【提出物件の目録】
　【物件名】　証明書　１

３４．受託番号変更届　（中間コード＝６７）

【書類名】　受託番号変更届
【提出日】　平成１５年　７月　１日
【あて先】　特許庁長官殿
【事件の表示】
　【出願番号】　特願２００３－１２３４５６
【手続をした者】
　【識別番号】　１２３４５６７８９
　【氏名又は名称】　特許株式会社
　【代表者】　代表　太郎
【代理人】
　【識別番号】　１２３４５６７８９
　【氏名又は名称】　特許　太郎
【旧寄託機関の名称】　ＫＫＫＫＫＫＫＫＫ
【旧受託番号】　１２３４５６７８９０
【新寄託機関の名称】　ＫＫＫＫＫＫＫＫＫ
【新受託番号】　２３４５６７８９０１
【提出物件の目録】
　【物件名】　新受託番号を証明する書面　1

３５．雑書類　（中間コード＝６９１）

【書類名】　　雑書類
【提出日】　　平成１５年　７月　１日
【あて先】　　特許庁長官殿
【事件の表示】
　【出願番号】　　特願２００３－１２３４５６
【提出者】
　【識別番号】　　０９０００４３２４
　【氏名又は名称】　発明株式会社
【代理人】
　【識別番号】　　１２３４５６７８９
　【弁理士】
　【氏名又は名称】　代理　一郎
【提出物件の目録】
　【物件名】　　○○書面　１

３６．上申書　（中間コード＝７８１）

【書類名】　　上申書
【提出日】　　平成１６年　１月　４日
【あて先】　　特許庁審査官　審査　太郎　殿
【事件の表示】
　【出願番号】　　特願２０００－４００１２３
【上申をする者】
　【識別番号】　　０９０００４３２４
　【氏名又は名称】　特許株式会社
【代理人】
　【識別番号】　　１９０００１２３１
　【弁理士】
　【氏名又は名称】　特許　太郎
【上申の内容】
　平成１５年１１月１０日付拒絶理由通知書に対し、本願出願人は平成１５年１２月６日付で意見書を提出するとともに手続補正書をもつて本発明の内容をより明らかにしておりますので、補正書を参酌されたく上申いたします。

３７．手続補足書　（中間コード＝８２１）
「共同出願の意思確認例」

【書類名】　手続補足書
【提出日】　平成１５年　８月　１日
【あて先】　特許庁長官殿
【事件の表示】
　【出願番号】　特願２００３－４００１２３
【補足をする者】
　【識別番号】　１９０００４３２４
　【氏名又は名称】　特許　太郎
【補足対象書類名】　特許願
【補足の内容】　特願２００３－４００１２３については、私が手続したことに相違ありません。

３８．刊行物等提出書　（中間コード＝８３１）

【書類名】　刊行物等提出書
【提出日】　平成１５年　７月　１日
【あて先】　特許庁長官殿
【事件の表示】
　【出願番号】　特願２００３－１２３４５６
　【出願公開番号】　特開２００３－１２３４５６
【提出者】
　【識別番号】　０９０００４３２４
　【氏名又は名称】　特許株式会社
　【代表者】　特許　太郎
【代理人】
　【識別番号】　１９０００１２３１
　【弁理士】
　【氏名又は名称】　代理　太郎
【提出する刊行物等】　刊行物○○書
【提出の理由】　当該刊行物により、本願明細書の内容は特許法第１７条の２第３に規定された要件を満たしていないと思われる。
【提出物件の目録】
　【物件名】　刊行物○○書　１

３９．優先審査に関する事情説明書　（中間コード＝８７）

【書類名】　　優先審査に関する事情説明書
【提出日】　　平成１５年　８月　１日
【あて先】　　特許庁長官殿
【事件の表示】
　【出願番号】　　特願２００３－１２３４５６
【提出者】
　【識別番号】　　０９０００４３２４
　【氏名又は名称】　特許株式会社
【代理人】
　【識別番号】　　１９０００１２３１
　【弁理士】
　【氏名又は名称】　特許　太郎
【実施の状況等】
　　１．実施の状況
　　２．実施等による影響
　　３．折衝の経過
【提出物件の目録】
　【物件名】　　事実説明書　１
　【提出物件の特記事項】　手続補足書により提出する

４０．早期審査に関する事情説明書　（中間コード＝８７１）

【書類名】　早期審査に関する事情説明書
【提出日】　平成１５年　８月　１日
【あて先】　特許庁長官殿
【事件の表示】
　【出願番号】　特願２００３－１２３４５６
【提出者】
　【識別番号】　０９０００４３２４
　【氏名又は名称】　特許株式会社
【代理人】
　【識別番号】　１９０００１２３１
　【弁理士】
　【氏名又は名称】　特許　太郎
【早期審査に関する事情説明】
　１．実施状況説明
　（１）実施関連行為の特定
　（２）発明の実施時期
　（３）発明と実施関連行為との関係
　２．先行技術調査及び対比説明
　（１）調査結果
　（２）対比説明
　（３）その他
【提出物件の目録】
　【物件名】　外国語公報の写し　１

４１．早期審査に関する事情説明補充書　（中間コード＝８７２）

【書類名】　　早期審査に関する事情説明補充書
【提出日】　　平成１５年　８月　１日
【あて先】　　特許庁長官殿
【事件の表示】
　【出願番号】　　特願２００３－１２３４５６
【提出者】
　【識別番号】　　０９０００４３２４
　【氏名又は名称】　特許株式会社
【代理人】
　【識別番号】　　１９０００１２３１
　【弁理士】
　【氏名又は名称】　特許　太郎
【補充の内容】
　早期審査に関する事情説明書提出時に不明であった、アメリカ特許商標庁への出願の出願番号が判明しましたので、補充します。
　　ＵＳ９８１２３４５

４２．期間延長請求書　（中間コード＝６０１）

【書類名】　期間延長請求書
【提出日】　平成１５年１１月　１日
【あて先】　特許庁長官殿
【事件の表示】
　【出願番号】　特願２００３－４００１２３
【請求人】
　【識別番号】　１９０００４３２４
　【氏名又は名称】　インターナショナル　モータ　コーポレーション
【代理人】
　【識別番号】　１９０００１２３１
　【弁理士】
　【氏名又は名称】　特許　太郎
【発送番号】　１２３４５６
【請求の内容】　上記事件について，平成１５年１１月２０日までに意見書を提出すべきところ同期間を３か月延長して下さるよう請求いたします。
【手数料の表示】
　【予納台帳番号】　００１２３１
　【納付金額】　２２００

４２－１．期間延長請求書（期間徒過）　（中間コード＝６０３）

【書類名】　期間延長請求書（期間徒過）
【提出日】　平成２８年１１月　１日
【あて先】　特許庁長官殿
【事件の表示】
　【出願番号】　特願２０１６－４００１２３
【請求人】
　【識別番号】　１９０００４３２４
　【氏名又は名称】　インターナショナル　モータ　コーポレーション
【代理人】
　【識別番号】　１９０００１２３１
　【弁理士】
　【氏名又は名称】　特許　太郎
【発送番号】　１２３４５６
【請求の内容】　ＫＫＫ

４３．出願審査請求書　（中間コード＝６２１）
「出願番号通知前の例」

【書類名】　出願審査請求書
【提出日】　平成１５年　８月　１日
【あて先】　特許庁長官殿
【出願の表示】
　【出願日】　平成１５年　１月　１日提出の特許願
　【整理番号】　Ｐ０００００６１－３
【請求項の数】　２
【請求人】
　【識別番号】　０９０００４３２４
　【氏名又は名称】　特許株式会社
【代理人】
　【識別番号】　１９０００１２３１
　【弁理士】
　【氏名又は名称】　特許　太郎
【手数料の表示】
　【納付書番号】　９７０００００００１５

４４．出願審査請求書（他人）　（中間コード＝６２５）

【書類名】　出願審査請求書（他人）
【提出日】　平成１２年　２月　１日
【あて先】　特許庁長官殿
【出願の表示】
　【出願番号】　特願２０００－４００１２３
【請求項の数】　２
【請求人】
　【識別番号】　０９０００４３２４
　【氏名又は名称】　特許株式会社
【代理人】
　【識別番号】　１９０００１２３１
　【弁理士】
　【氏名又は名称】　特許　太郎
【手数料の表示】
　【予納台帳番号】　００１２３１
　【納付金額】　８９７００
【提出物件の目録】
　【包括委任状番号】　１２３４５６７

４５．実用新案技術評価請求書　（中間コード＝６２３）

【書類名】　　実用新案技術評価請求書
【提出日】　　平成１２年　４月　１日
【あて先】　　特許庁長官殿
【出願の表示】
　【出願番号】　　実願２０００－０００３０１
【評価の請求に係る請求項の数】　２
【評価の請求に係る請求項の表示】　請求項１、請求項２
【請求人】
　【識別番号】　　０１２３４５６７８
　【氏名又は名称】　実用　三郎
【代理人】
　【識別番号】　　１２３４５６７８９
　【弁理士】
　【氏名又は名称】　実用　太郎
【手数料の表示】
　【予納台帳番号】　００１２３１
　【納付金額】　　４４６００
【請求人の意見】
請求項に係る考案と先行技術との対比により、請求項に係る考案が新規性又は進歩性を・・・・・
【提出物件の目録】
　【包括委任状番号】　１２３４５６７

４５－１．実用新案技術評価請求書（他人）　（中間コード＝６２４）

【書類名】　実用新案技術評価請求書（他人）
【整理番号】　Ｐ１７－００３
【提出日】　平成１７年　８月　１日
【あて先】　特許庁長官殿
【出願の表示】
　【出願番号】　実願２００５－１２３４５６
【評価の請求に係る請求項の数】　２
【評価の請求に係る請求項の表示】　請求項１、請求項２
【請求人】
　【識別番号】　０００００００１２３
　【氏名又は名称】　請求　太郎
【代理人】
　【識別番号】　０００００００７８９
　【弁理士】
　【氏名又は名称】　代理　太郎
【手数料の表示】
　【予納台帳番号】　１２３４５６
　【納付金額】　４４０００
【請求人の意見】
請求項に係る考案と先行技術との対比により、請求項に係る考案が新規性又は進歩性を
・・・・・
【提出物件の目録】
　【包括委任状番号】　１２３４５６７

空白ページ

４６．出願公開請求書　（中間コード＝６２７）

【書類名】　出願公開請求書
【提出日】　平成１５年　８月　１日
【あて先】　特許庁長官殿
【出願の表示】
　【出願番号】　特願２００３－０００００１
【特許出願人】
　【識別番号】　０９０００４３２４
　【氏名又は名称】　特許株式会社
【代理人】
　【識別番号】　１９０００１２３１
　【弁理士】
　【氏名又は名称】　特許　太郎
【提出物件の目録】
　【包括委任状番号】　１２３４５６７

４６－１．出願審査請求手数料返還請求書　（中間コード＝９１４）

（１）銀行口座への返還請求の例

【書類名】　出願審査請求手数料返還請求書
【整理番号】　Ｐ１７－００２
【提出日】　平成１７年　６月　１日
【あて先】　特許庁長官殿
【出願の表示】
　【出願番号】　特願２００５－１２３４５６
【返還請求人】
　【識別番号】　０００００００１２３
　【氏名又は名称】　請求　太郎
【代理人】
　【識別番号】　０００００００７８９
　【弁理士】
　【氏名又は名称】　代理　太郎
【返還請求対象書類】
　【書類名】　出願審査請求書
　【提出日】　平成１７年　５月１１日
　【書類名】　手続補正書
　【提出日】　平成１７年　５月２１日
【納付済金額】　１８２６００
【返還請求金額】　９１３００
【返還金振込先】
　【金融機関名】　○○銀行○○支店
　【口座種別】　普通預金
　【口座番号】　１２３４－１２３－１２３４５６７
　【フリガナ】　ダイリ　タロウ
　【口座名義人】　代理　太郎

（２）予納口座への返還請求の例

【書類名】　　出願審査請求手数料返還請求書
【整理番号】　　Ｐ１７－００３
【提出日】　　平成１７年　６月　１日
【あて先】　　特許庁長官殿
【出願の表示】
　【出願番号】　　特願２００５－１２３４５７
【返還請求人】
　【識別番号】　　０００００００１２３
　【氏名又は名称】　請求　太郎
【代理人】
　【識別番号】　　０００００００７８９
　【弁理士】
　【氏名又は名称】　代理　太郎
【返還請求対象書類】
　【書類名】　　出願審査請求書
　【提出日】　　平成１７年　５月１１日
　【書類名】　　手続補正書
　【提出日】　　平成１７年　５月２１日
【納付済金額】　　１８２６００
【返還の表示】
　【予納台帳番号】　０００１２３
　【加算金額】　　９１３００

４６－２．既納手数料返還請求書　（中間コード＝９１５）

【書類名】　　既納手数料返還請求書
【整理番号】　　Ｐ１７－００４
【提出日】　　平成１７年　６月　１日
【あて先】　　特許庁長官殿
【事件の表示】
　【出願番号】　　特願２００５－１２３４５８
【返還請求人】
　【識別番号】　　０００００００１２３
　【氏名又は名称】　請求　太郎
【代理人】
　【識別番号】　　０００００００７８９
　【弁理士】
　【氏名又は名称】　代理　太郎
【返還請求対象書類】
　【書類名】　　出願人名義変更届
　【提出日】　　平成１７年　５月２０日
【納付済金額】　　５０００
【適正納付金額】　　４２００
【返還請求金額】　　８００
【返還金振込先】
　【金融機関名】　　○○銀行○○支店
　【口座種別】　　普通預金
　【口座番号】　　１２３４－１２３－１２３４５６７
　【フリガナ】　　ダイリ　タロウ
　【口座名義人】　　代理　太郎

４６－３．既納手数料（登録料）返還請求書　（中間コード＝９１５）

【書類名】　既納手数料（登録料）返還請求書
【整理番号】　Ｐ１７－００５
【提出日】　平成１７年　６月　１日
【あて先】　特許庁長官殿
【事件の表示】
　【出願番号】　実願２００５－１２３４５８
【返還請求人】
　【識別番号】　０００００００１２３
　【氏名又は名称】　請求　太郎
【代理人】
　【識別番号】　０００００００７８９
　【弁理士】
　【氏名又は名称】　代理　太郎
【返還請求対象書類】
　【書類名】　出願人名義変更届
　【提出日】　平成１７年　５月２０日
【納付済金額】　５０００
【適正納付金額】　４２００
【返還請求金額】　８００
【返還金振込先】
　【金融機関名】　○○銀行○○支店
　【口座種別】　普通預金
　【口座番号】　１２３４－１２３－１２３４５６７
　【フリガナ】　ダイリ　タロウ
　【口座名義人】　代理　太郎

４６－４．世界知的所有権機関へのアクセスコード付与請求書　（中間コード＝９１６）
願書をＤＡＳ利用登録する場合

【書類名】　世界知的所有権機関へのアクセスコード付与請求書
【提出日】　平成２１年　７月　１日
【あて先】　特許庁長官殿
【事件の表示】
　【出願日】　平成２１年　４月　１日提出の特許願
【手続をした者】
　【識別番号】　１２３４５６７８９
　【氏名又は名称】　特許株式会社
【代理人】
　【識別番号】　０１２３４５６７８
　【弁理士】
　【氏名又は名称】　代理　太郎
【本出願に係る付与】　希望

４６－４．世界知的所有権機関へのアクセスコード付与請求書　（中間コード＝９１６）
優先権証明書を提出後にＤＡＳ利用登録する場合

【書類名】　世界知的所有権機関へのアクセスコード付与請求書
【提出日】　平成２１年　７月　１日
【あて先】　特許庁長官殿
【事件の表示】
　【出願番号】　特願２００９－１２３４５６
【手続をした者】
　【識別番号】　１２３４５６７８９
　【氏名又は名称】　特許株式会社
【代理人】
　【識別番号】　０１２３４５６７８
　【弁理士】
　【氏名又は名称】　代理　太郎
【提出した優先権証明書】
　【国・地域名】　カナダ
　【出願日】　２００７年１２月３１日
　【出願番号】　XXXXXXXXXX
　【優先権証明書に係る付与】　希望

４６－５．回復理由書　（中間コード＝９１７）

【書類名】　　回復理由書
【提出日】　　平成２８年１０月　１日
【あて先】　　特許庁長官　長官　太郎　殿
【出願の表示】
　【出願番号】　　特願２０１６－１２３４５６
【特許出願人】
　【識別番号】　　０９０００４３２４
　【氏名又は名称】　特許株式会社
【代理人】
　【識別番号】　　１９０００１２３１
　【弁理士】
　【氏名又は名称】　特許　太郎
【発送番号】　　１２３１２３
【回復の理由】
ＫＫＫ

４６－６．保全審査に付することを求める申出書　（中間コード＝９１８）

【書類名】　　保全審査に付することを求める申出書
【提出日】　　令和４年４月１日
【あて先】　　特許庁長官殿
【出願の表示】
　【出願番号】　　特願２０２４－１２３４５６
【申出人】
　【識別番号】　　０９０００４３２４
　【氏名又は名称】　特許株式会社
【代理人】
　【識別番号】　　１９０００１２３１
　【弁理士】
　【氏名又は名称】　特許　太郎
【申出に係る発明の内容】
ＫＫＫ

４６－７．不送付通知申出書　（中間コード＝９１９）

【書類名】　　不送付通知申出書
【提出日】　　令和４年４月１日
【あて先】　　特許庁長官殿
【出願の表示】
　【出願番号】　　特願２０２４－１２３４５６
【申出人】
　【識別番号】　　０９０００４３２４
　【氏名又は名称】　特許株式会社
【代理人】
　【識別番号】　　１９０００１２３１
　【弁理士】
　【氏名又は名称】　特許　太郎
【提出物件の目録】
　【物件名】　　委任関係を証明する書面　１

４７．手続補正書（方式）　（中間コード＝５１）

【書類名】　手続補正書（方式）
【あて先】　特許庁長官殿
【事件の表示】
　【出願番号】　特願２０００－１１１０００
【補正をする者】
　【識別番号】　１２３４５６７８９
　【氏名又は名称】　特許株式会社
【代理人】
　【識別番号】　０００００００００１
　【弁理士】
　【氏名又は名称】　特許　太郎
【発送番号】　２３００００
【手続補正１】
　【補正対象書類名】　特許願
　【補正対象項目名】　発明者
　【補正方法】　変更
　【補正の内容】
　　【発明者】
　　【住所又は居所】　神奈川県横須賀市武１丁目２３４５番地　特許株式会会社内
　　【氏名】　発明　一郎
【手数料補正】
　【補正対象書類名】　特許願
　【予納台帳番号】　９８８８８８
　【納付金額】　６０００

４８．手続補正書　（中間コード＝５２３）

【書類名】　　手続補正書
【整理番号】　　Ｐ０００００３－０１
【提出日】　　平成１２年　３月　１日
【あて先】　　特許庁長官殿
【事件の表示】
　【出願番号】　　特願２０００－１２３４５６
【補正をする者】
　【識別番号】　　０１２３４５６７８
　【氏名又は名称】　特許株式会社
【代理人】
　【識別番号】　　１２３４５６７８９
　【弁理士】
　【氏名又は名称】　特許　太郎
【発送番号】　　１２３４５６
【手続補正１】
　【補正対象書類名】　明細書
　【補正対象項目名】　全文
　【補正方法】　　変更
　【補正の内容】
　　【書類名】明細書
　　【発明の名称】原子炉格納容器
　　【技術分野】
　　【０００１】
　本発明は原子炉格納容器に係り、さらに詳しくは鉄筋コンクリート構造の原子炉格納容器における開口部回りの構造に関する。
　　【発明の開示】
　　【発明が解決しようとする課題】
　　【０００２】
　一般に、鉄筋コンクリート構造の原子炉格納容器（以下格納容器と称す）は鋼板構造の格納容器に比し比較的形状の自由度が大で配置計画が行いやすい上、工期や建設コストの点において有利であり、また溶接部の低温脆性のおそれがなく、耐爆性もすぐれ、しかも落下衝撃に対しても強いなどの利点がある。
第１図は沸騰水型原子炉の鉄筋コンクリート構造の格納容器を示すもので、１が格納容器である。この格納容器１は鉄筋コンクリートの器体２にライナープレート３ａが内張りされて形成された密閉耐圧性容器で、内部のほぼ中央に、ペデスタルに載置されて原子炉圧力容器４が据えられ、下方にはサプレッションチエンバ５が設けられるとともに、上方のドライウエル６とサプレッションチエンバ５は複数のベント管７により連絡されている。また、格納容器１の器体２の中央上部には、原子炉圧力容器４の内部を点検したり燃料棒を取替えたりするための開口部８が設けられている。この開口部８は円形状に形成され、その内周面には器体２と同様ライナープレート３ｂが内張りされており、かつその上面には開口部８を外から閉塞するヘッド９がボルト等で着脱自在に取付けられている。
　　【０００３】
　ところで、このような格納容器１にあつて、万一原子炉等に事故が発生して水と水蒸気の気水混合物がドライウエル６に放出された場合、その気水混合物は周知のようにベント管７を経てサプレッションチエンバ５のプール水中に噴出して内部の圧力上昇が抑制される。この時、ドライウエル６とサプレッションチエンバ５の内圧と温度はそれぞれ第３図および第４図に示すように変化するが、これに対応して上記開口部８の回りには不都合な応力が発生する。すなわち、開口部８の周辺は原子炉からの衝撃波に直撃されて大きな圧力荷重Ｐを受けると同時に、ライナープレート３ｂと器体２の熱伝導の差により第５図に示すような熱勾配を生じる。この結果、開口部８の内周面において、円筒状のライナープ

レート３ｂが上下および円周方向に伸びようとして周囲の器体２に第４図に示すような引張力ｆを生じせしめ、ライナープレート３ｂ自体には器体２に１り変形が拘束されるため圧縮力ｇが生じる。

【０００４】

このように、格納容器１の開口部８の周辺には好ましくない応力が生じるが、従来は器休２の強度を高めることでこの応力に対処せざるをえず極めて不満であった。

【課題を解決するための手段】

【０００５】

本発朋は開口部のライナープレートと開口部の器体面との間に空間を設け、またこのライナープレートと器体面との間にシヤラグを設けることにより、上記従来の不満を解消したもので、シヤラグによりライナープレートにかかる圧力荷重を器体に伝え、かつ空間によりライナープレートに伝わる熱を緩和して、これを器体に伝えることができるため、器体に生じる応力を低減せしめて、格納容器の有する圧力バウンダリー機能また器体の構造機能の健全性を大幅に向上させることができる格納容器を提供することを目的とする。

【０００６】

以下本発明を図面に基づいて説明する。

【０００７】

第７図は本発明の一実施例を示すもので、図中２は所定の耐圧牲、耐震性等を有する鉄筋コンクリート製の器体である。この器体２の内周面には気密性を保つためのライナープレート３ａがライナーアンカーＡにより器体２に緊結されて内張りされるとともに、その中央上部に従来同様開口部８が設けられ、この開口部８の内周面には、上記と同様のライナープレート３ｂが内周面とは間隔をあけ、かつ上記ライナープレート３ａの先端に下端が固着せしめられて張られている。

【０００８】

上記開口部８のライナープレート３ｂは上端が器体２の上面よりも高く形成され、その上端にはヘッド９が着脱自在に取付けられると同時に、その外側（第７図における左側）の器体２との間の空間Ｓにはほぼ中段まで砂等が投入せしめられてサンドクッション部１０が形成されている。また、このサンドクッション部１０の上方の器体２とライナープレート３ｂとの間にはシヤラグ１１が設けられており、このシヤラグｌｌによりライナープレート３ｂにかかる応力が器体２のコンクリート内まで伝えられ、かつライナープレート３ｂの熱が上記空間Ｓにおいて緩和されて器体２に伝えられるようになっている。

【０００９】

本発明は以上のように構成され、この格納容器１において万一事故が発生した場合、高温高圧の気水混合物がライナープレート３ｂに直撃する。この時、圧力荷重はシヤラグ１１を経て鉄筋コンクリートの器体２に伝わる。また熱は器体２とライナープレート８ｂとの間の空間Ｓにより緩和されながら器体２に伝わる。なお、器体２とライナープレート８ｂとの間のサンドクッション１０はライナープレート３ｂに内圧がかかり外方に変形しようとした時のクッションの機能と、断熱機能を有し器体２に生じる応力を緩和せしめるが、これを省き空間Ｓの状態のままにしておいても構わない。

【発明の効果】

【００１０】

以上のように本発明によれぱ、開口部のライナープレートと開口部の内周面との間に空間を形成し、かつ器体と開口部のライナープレートとの間にシヤラグが設けられているため、事故時に格納容器内に発生する熱の器体への伝導を緩和するととちに、圧力荷重、鉛直荷重、地震荷重等はシヤラグを介し器体のコンクリート内へ伝えることができる。したがつて鉄筋量を増やして器体の強度を大きくしたりすることなく極めて容易に格納容器の圧力パウンダリー機能お１び器体の構造機能の健全性を向上させることができる。

【図面の簡単な説明】

【００１１】

第１図は格納容器の全体の縦断面図である。

第２図は開口部の要部を示す縦断面図である。
第３図は事故時の圧力変化図である。
第４図は同温度変化図である。
第５図はライナープレート近傍の温度分布図である。
第６図は開口部の横断面図である。
第７図は本発明の一実施倒を示すもので、開口部の要部を示す縦断面図である。

【００１２】

１……原子炉格納容器、２……器休、８ａ、８ｂ……ライナープレート、８……開口部、１０……サンドクッション部、１１……シヤラグ、Ｓ……空間。

４９．誤訳訂正書　（中間コード＝５２４）

【書類名】　誤訳訂正書
【提出日】　平成１２年　９月　１日
【あて先】　特許庁長官殿
【事件の表示】
　【出願番号】　特願２０００－１００３２１
【特許出願人】
　【識別番号】　０９０００４３２４
　【氏名又は名称】　特許株式会社
【代理人】
　【識別番号】　１９０００１２３１
　【弁理士】
　【氏名又は名称】　特許　太郎
【発送番号】　１２３１２３
【誤訳訂正１】
　【訂正対象書類名】　明細書
　【訂正対象項目名】　０００３
　【訂正方法】　変更
　【訂正の内容】
　　【０００３】
　この反射鏡（６）のほぼ焦点位置に水平に保持された直流点灯される一本の高圧放電灯（３）と、この高圧放電灯（３）のアークに対して略直角方向に磁界をかける磁界印加手段（４、５）と、上記高圧放電灯（３）のアーク電流の向きを切り替える電流方向切替手段（２７、２８）とをそなえることによって、計量、小型な光軸方向切替機能付き前照灯装置を実現することができる。
【訂正の理由等】
　（訂正の理由１－１）
段落「０００３」中、「水平に保持された」の点について
　この箇所の原文の標記は原文第２頁第３行目に Kept in a horizontal position と記載されていたところ、 in a horizontal position の部分を翻訳し忘れたため、誤訳訂正前は単に「保持され」と翻訳していた。 in a horizontal position は「水平な状態」を意味するものであるから(訂正の理由に必要な資料１－１「特許出版英和大辞典、第１２２８頁、平成元年２月１０日発行」参照）、今回「水平に保持され」と誤訳訂正する。
　（訂正の理由１－２）
段落「０００３」中、「光軸方向切替機能付き」の点について
　この箇所の原文の標記は原文第２頁５行中に with beam direction switching function と記載されていたところ、beam の意味を誤訳し「梁」と翻訳していた。beam には、構造物・機械等に用いる「梁」の意味もあるが、一条の光線としての意味もあり（訂正の理由の説明に必要な資料１－２「特許出版英和大辞典第２２５頁、平成元年２月１０日発行」参照）、本願発明は、対向車がある場合に車の前照灯の方向を切り替える技術に関するものであるから、光軸との訳が適切であるので、今回「光軸」と誤訳訂正する。
【手数料の表示】
　【予納台帳番号】　０１２３４５
　【納付金額】　１９０００
【提出物件の目録】
　【物件名】　訂正の理由１－１の説明に必要な資料　1
　【物件名】　訂正の理由１－２の説明に必要な資料　1

５０．国内書面　（中間コード＝６３２）

【書類名】　国内書面
【提出日】　平成１６年　８月　１日
【あて先】　特許庁長官殿
【出願の表示】
　【国際出願番号】　ＰＣＴ／ＣＡ２００４／０００００１
　【出願の区分】　特許
【発明者】
　【住所又は居所】　カナダ国　モントリオール，オタワ　インベンションロード，スイート１００
　【氏名】　イチロウ　パテント
【特許出願人】
　【識別番号】　０１２３４５６７８
　【氏名又は名称】　パテントコーポレーション
　【国籍・地域】　カナダ
【代理人】
　【識別番号】　１２３４５６７８９
　【氏名又は名称】　特許　太郎
【手数料の表示】
　【予納台帳番号】　０１２３４５
　【納付金額】　２１０００
【提出物件の目録】
　【物件名】　要約書の翻訳文　１
　【包括委任状番号】　１２３４５６７

（要約書の翻訳文添付）

【書類名】要約書
【要約】
本発明は原子炉格納容器に係り、さらに詳しくは鉄筋コンクリート構造の原子炉格納容器における開口部回りの構造に関する。

一般に、鉄筋コンクリート構造の原子炉格納容器（以下格納容器と称す）は鋼板構造の格納容器に比し比較的形状の自由度が大で配置計画が行いやすい上、工期や建設コストの点において有利であり、また溶接部の低温脆性のおそれがなく、耐爆性もすぐれ、しかも落下衝撃に対しても強いなどの利点がある。

第１図は沸騰水型原子炉の鉄筋コンクリート構造の格納容器を示すもので、１が格納容器である。この格納容器１は鉄筋コンクリートの器体２にライナープレート３ａが内張りされて形成された密閉耐圧性容器で、内部のほぼ中央に、ペデスタルに載置されて原子炉圧力容器４が据えられ、下方にはサプレッションチエンバ５が設けられるとともに、上方のドライウエル６とサプレッションチエンバ５は複数のベント管７により連絡されている。また、格納容器１の器体２の中央上部には、原子炉圧力容器４の内部を点検したり燃料棒を取替えたりするための開口部８が設けられている。この開口部８は円形状に形成され、その内周面には器体２と同様ライナープレート３ｂが内張りされており、かつその上面には開口部８を外から閉塞するヘッド９がボルト等で着脱自在に取付けられている。
【選択図】図１

５１．図面の提出書　（中間コード＝６３３）

【書類名】　　図面の提出書
【提出日】　　平成１５年　８月　４日
【あて先】　　特許庁長官殿
【出願の表示】
　【出願番号】　　実願２００３－１２３４５６
【実用新案登録出願人】
　【識別番号】　　０１２３４５６７８
　【氏名又は名称】　パテントコーポレーション
　【国籍・地域】　　カナダ
【代理人】
　【識別番号】　　１２３４５６７８９
　【氏名又は名称】　特許　太郎
【発送番号】　　０００００１
【提出物件の目録】
　【物件名】　　図面　１
　【包括委任状番号】　１２３４５６７

（図面の添付）

【書類名】図面
【図１】

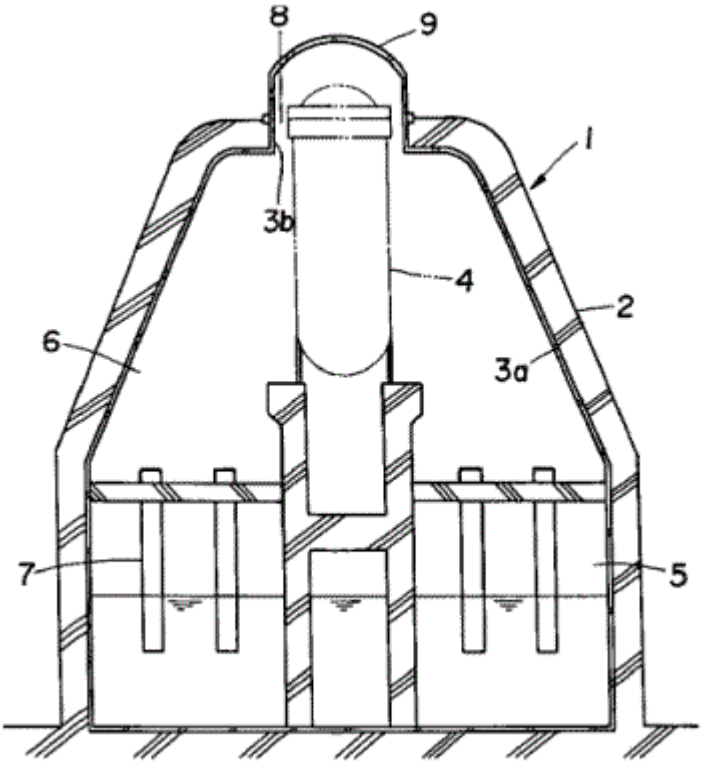

５２．国際出願翻訳文提出書　（中間コード＝６３４）

【書類名】　国際出願翻訳文提出書
【提出日】　平成１６年　８月　４日
【あて先】　特許庁長官殿
【出願の表示】
　【国際出願番号】　ＰＣＴ／ＵＳ２００４／０００００１
　【出願の区分】　特許
【特許出願人】
　【識別番号】　０１２３４５６７８
　【氏名又は名称】　パテントコーポレーション
【代理人】
　【識別番号】　１２３４５６７８９
　【氏名又は名称】　特許　太郎
【提出物件の目録】
　【物件名】　明細書の翻訳文　１
　【物件名】　図面の翻訳文　１
　【物件名】　要約書の翻訳文　１

５３．国際出願翻訳文提出書（職権）　（中間コード＝６３５）

【書類名】　国際出願翻訳文提出書（職権）
【提出日】　平成１６年　７月　４日
【あて先】　特許庁長官殿
【出願の表示】
　【国際出願番号】　ＰＣＴ／ＵＳ２００４／０００００１
　【出願の区分】　特許
【特許出願人】
　【識別番号】　０１２３４５６７８
　【氏名又は名称】　パテントコーポレーション
　【代表者】　デービス・ビンセント・アネックス
【代理人】
　【識別番号】　１２３４５６７８９
　【弁理士】
　【氏名又は名称】　特許　太郎
【職権作成の表示】　ＫＫＫＫＫＫＫＫＫ
【提出物件の目録】
　【物件名】　請求の範囲の翻訳文　1
　【物件名】　明細書の翻訳文　1
　【物件名】　図面の翻訳文　1
　【物件名】　要約書の翻訳文　1

（請求の範囲、明細書、図面、要約書の添付）

【書類名】特許請求の範囲
【請求項１】
　鉄筋コンクリートにより形成された器体に開口部が設けられ、この開口部と器体の内周面にはライナープレートが内張りされるとともに、開口部には開口部を外方から閉塞するヘッドが着脱自在に取付けられた原子炉格納容器において、上記開口部のライナープレートと開口部の器体面との間にライナープレートの熱を緩和して器体に伝える空間が形成され、この空間には開口部のライナープレートにかかる圧力荷重を器体に伝えるシヤラグが設けられて成ることを特徴とする原子炉格納容器。
　また・・・・・を・・・・・・・した原子炉格納容器。
【請求項２】
　請求項１に係る・・・・・を・・・・した装置。

【書類名】明細書
【発明の名称】原子炉格納容器
【技術分野】
【０００１】
本発明は原子炉格納容器に係り、さらに詳しくは鉄筋コンクリート構造の原子炉格納容器における開口部回りの構造に関する。
【発明の開示】
【発明が解決しようとする課題】
【０００２】
一般に、鉄筋コンクリート構造の原子炉格納容器（以下格納容器と称す）は・・・・・点において有利であり、また溶接部の低温脆性のおそれがなく、耐爆性もすぐれ、しかも落下衝撃に対しても強いなどの利点がある。
第１図は沸騰水型原子炉の鉄筋コンクリート構造の格納容器を示すもので、１が格納容器である。この格納容器１は鉄筋コンクリートの器体２にライナープレート３ａが内張りされて形成された密閉耐圧性容器で、内部のほぼ中央に、ペデスタルに載置されて原子炉圧力容器４が据えられ、下方にはサプレッションチエンバ５が設けられるとともに、上方のドライウエル６とサプレッションチエンバ５は複数のベント管７により連絡されている。また、格納容器１の器体２の中央上部には、原子炉圧力容器４の内部を点検したり燃料棒を取替えたりするための開口部８が設けられている。この開口部８は円形状に形成され、その内周面には器体２と同様ライナープレート３ｂが内張りされており、かつその上面には開口部８を外から閉塞するヘッド９がボルト等で着脱自在に取付けられている。
【０００３】
ところで、このような格納容器１にあつて、万一原子炉等に事故が発生して水と水蒸気の気水混合物がドライウエル６に放出された場合、その気水混合物は周知のようにベント管７を経てサブレッションチエンバ５のプール水中に噴出して内部の圧力上昇が抑制される。この時、ドライウエル６とサプレッションチエンバ５の内圧と温度はそれぞれ第３図および第４図に示すように変化するが、これに対応して上記開口部８の回りには不都合な応力が発生する。すなわち、開口部８の周辺は原子炉からの衝撃波に直撃されて大きな圧力荷重Ｐを受けると同時に、ライナープレート３ｂと器体２の熱伝導の差により第５図に示すような熱勾配を生じる。この結果、開口部８の内周面において、円筒状のライナープレート３ｂが上下および円周方向に伸びようとして周囲の器体２に第４図に示すような引張力ｆを生じせしめ、ライナープレート３ｂ自体には器体２に１り変形が拘束されるため圧縮力ｇが生じる。
【０００４】
このように、格納容器１の開口部８の周辺には好ましくない応力が生じるが、従来は器休２の強度を高めることでこの応力に対処せざるをえず極めて不満であった。
【課題を解決するための手段】
【０００５】
本発朋は開口部のライナープレートと開口部の器体面との間に空間を設け、またこのライナープレートと器体面との間にシヤラグを設けることにより、上記従来の不満を解消したもので、シヤラグによりライナープレートにかかる圧力荷重を器体に伝え、かつ空間によりライナープレートに伝わる熱を緩和して、これを器体に伝えることができるため、器体に生じる応力を低減せしめて、格納容器の有する圧力バウンダリー機能また器体の構造機能の健全性を大幅に向上させることができる格納容器を提供することを目的とする。
【０００６】
以下本発明を図面に基づいて説明する。
【０００７】
第７図は本発明の一実施例を示すもので、図中２は所定の耐圧牲、耐震性等を有する鉄筋コンクリート製の器体である。この器体２の内周面には気密性を保つためのライナープレート３ａがライナーアンカーＡにより器体２に緊結されて内張りされるとともに、その

中央上部に従来同様開口部８が設けられ、この開口部８の内周面には、上記と同様のライナープレート３ｂが内周面とは間隔をあけ、かつ上記ライナープレート３ａの先端に下端が固着せしめられて張られている。

【０００８】

上記開口部８のライナープレート３ｂは上端が器体２の上面よりも高く形成され、その上端にはヘッド９が着脱自在に取付けられると同時に、その外側（第７図における左側）の器体２との間の空間Ｓにはほぼ中段まで砂等が投入せしめられてサンドクッション部１０が形成されている。また、このサンドクッション部１０の上方の器体２とライナープレート３ｂとの間にはシヤラグ１１が設けられており、このシヤラグ１１によりライナープレート３ｂにかかる応力が器体２のコンクリート内まで伝えられ、かつライナープレート３ｂの熱が上記空間Ｓにおいて緩和されて器体２に伝えられるようになつている。

【表１】

表のイメージ

【表１－１】

表のイメージ

【０００９】

本発明は以上のように構成され、この格納容器１において万一事故が発生した場合、高温高圧の気水混合物がライナープレート３ｂに直撃する。この時、圧力荷重はシヤラグ１１を経て鉄筋コンクリートの器体２に伝わる。また熱は器体２とライナープレート８ｂとの間の空間Ｓにより緩和されながら器体２に伝わる。なお、器体２とライナープレート８ｂとの間のサンドクッション１０はライナープレート３ｂに内圧がかかり外方に変形しようとした時のクッションの機能と、断熱機能を有し器体２に生じる応力を緩和せしめるが、これを省き空間Ｓの状態のままにしておいても構わない。

第６図ロは同じく開口部の横断面図である。

第７図は本発明の一実施倒を示すもので、開口部の要部を示す縦断面図である。

【数１】

数式のイメージ

【数１－１】

数式のイメージ

【発明の効果】

【００１０】

以上のように本発明によれば、開口部のライナープレートと開口部の内周面との間に空間を形成し、かつ器体と開口部のライナープレートとの間にシヤラグが設けられているため、事故時に格納容器内に発生する熱の器体への伝導を緩和するととちに、圧力荷重、鉛直荷重、地震荷重等はシヤラグを介し器体のコンクリート内へ伝えることができる。したがつて鉄筋量を増やして器体の強度を大きくしたりすることなく極めて容易に格納容器の圧力パウンダリー機能お１び器体の構造機能の健全性を向上させることができる。

【化１】

化学式のイメージ

【化１－１】

化学式のイメージ

【実施例１】

【００１１】

ＮＮＮ

【書類名】図面
【図１】

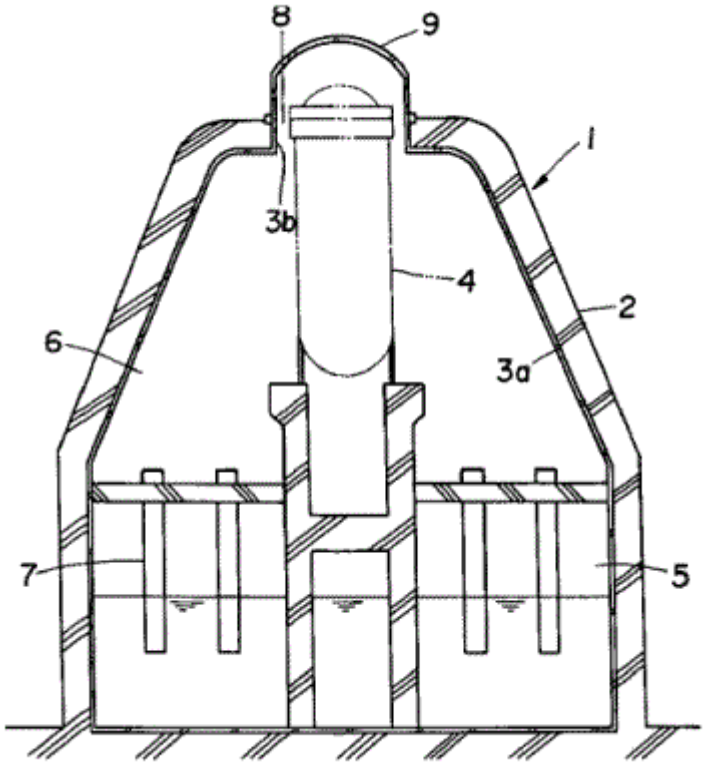

【図２－１】

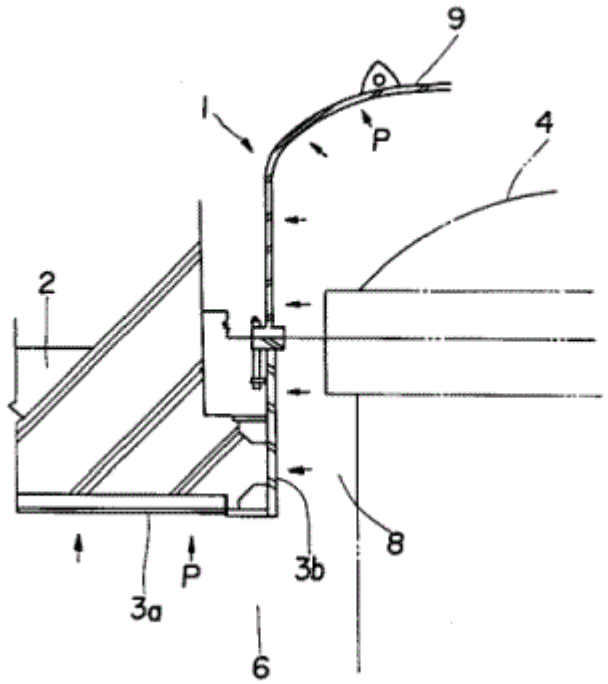

【図２－２】

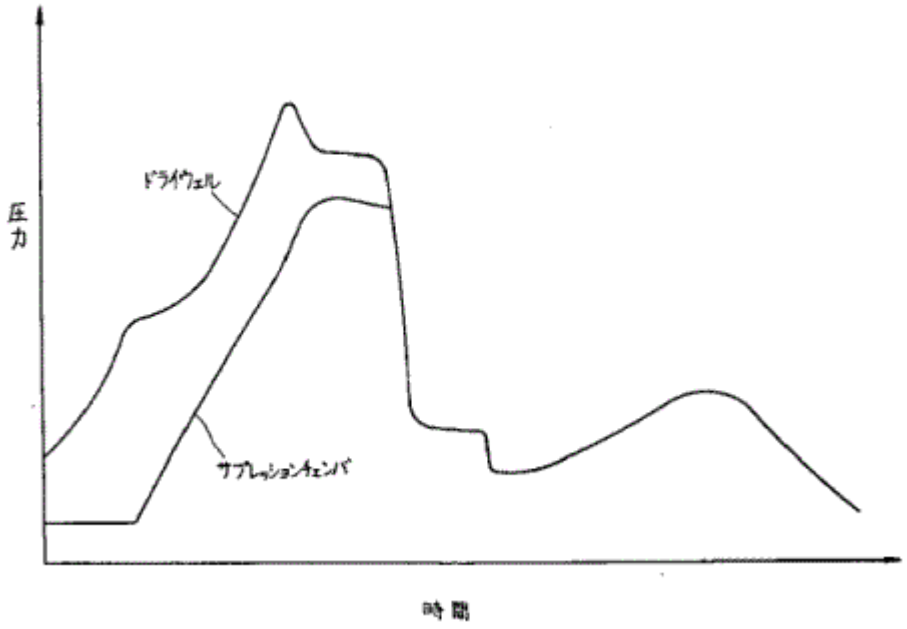

【図３】

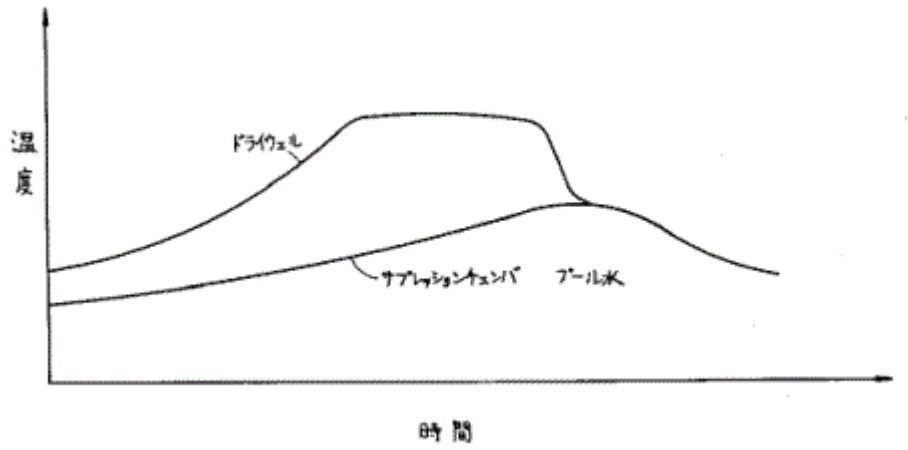

【書類名】要約書
【要約】
本発明は原子炉格納容器に係り、さらに詳しくは鉄筋コンクリート構造の原子炉格納容器における開口部回りの構造に関する。
一般に、鉄筋コンクリート構造の原子炉格納容器（以下格納容器と称す）は鋼板構造の格納容器に比し比較的形状の自由度が大で配置計画が行いやすい上、工期や建設コストの点において有利であり、また溶接部の低温脆性のおそれがなく、耐爆性もすぐれ、しかも落下衝撃に対しても強いなどの利点がある。
第１図は沸騰水型原子炉の鉄筋コンクリート構造の格納容器を示すもので、１が格納容器である。この格納容器１は鉄筋コンクリートの器体２にライナープレート３ａが内張りされて形成された密閉耐圧性容器で、内部のほぼ中央に、ペデスタルに載置されて原子炉圧力容器４が据えられ、下方にはサプレッションチエンバ５が設けられるとともに、上方のドライウエル６とサプレッションチエンバ５は複数のベント管７により連絡されている。また、格納容器１の器体２の中央上部には、原子炉圧力容器４の内部を点検したり燃料棒を取替えたりするための開口部８が設けられている。この開口部８は円形状に形成され、その内周面には器体２と同様ライナープレート３ｂが内張りされており、かつその上面には開口部８を外から閉塞するヘッド９がボルト等で着脱自在に取付けられている。
【選択図】図１

５４．新規性喪失の例外適用申請書　（中間コード＝８０１）

【書類名】　新規性喪失の例外適用申請書
【特記事項】　特許法第１８４条の１４の規定により特許法第３０条第１項の規定の適用を受けようとする特許出願
【提出日】　平成１６年　８月　４日
【あて先】　特許庁長官殿
【事件の表示】
　【国際出願番号】　ＰＣＴ／ＪＰ２００４／０００００１
　【出願の区分】　特許
【特許出願人】
　【識別番号】　０１２３４５６７８
　【氏名又は名称】　特許株式会社
【代理人】
　【識別番号】　１２３４５６７８９
　【氏名又は名称】　特許　太郎

５５．国内処理請求書　（中間コード＝６２６）

【書類名】　国内処理請求書
【提出日】　平成１６年　８月　４日
【あて先】　特許庁長官殿
【出願の表示】
　【国際出願番号】　ＰＣＴ／ＵＳ２００４／０００００１
　【出願の区分】　実用新案登録
【請求人】
　【識別番号】　０１２３４５６７８
　【氏名又は名称】　パテントコーポレーション
【代理人】
　【識別番号】　１２３４５６７８９
　【氏名又は名称】　特許　太郎

５６．特許協力条約第１９条補正の翻訳文提出書　（中間コード＝５２５）

【書類名】　特許協力条約第１９条補正の翻訳文提出書
【あて先】　特許庁長官殿
【出願の表示】
　【国際出願番号】　ＰＣＴ／ＵＳ２００４／０１２３４５
　【出願の区分】　特許
【特許出願人】
　【識別番号】　０００００００００１
　【氏名又は名称】　アネックス・インコーポレーテッド
　【代表者】　デービス・ビンセント・アネックス
【代理人】
　【識別番号】　０００００００００２
　【弁理士】
　【氏名又は名称】　国際　太郎
【補正書の提出年月日】　平成１１年　６月１４日
【補正により増加する請求項の数】　１
【手続補正１】
　【補正対象書類名】　特許請求の範囲
　【補正対象項目名】　全文
　【補正方法】　変更
　【補正の内容】
　　【書類名】　特許請求の範囲
　　【請求項１】
　レンズ系を介して書面からの反射散乱光を１次元イメージセンサに受光することで主走査を行い、書面を被覆したハウジングを手送り移動することで副走査を行う書面イメージの入力手段において、該ハウジング内の上部に装着され、その受光面が書面と平行になるように設定された１次元イメージセンサと、書面に垂直でセンサ列方向軸を含む平面に対して傾斜し、かつ該センサ列方向軸と直行した光路面を構成するレンズ系とを備え、該ハウジングの被覆側端部で主走査することを特徴とするハンドスキャナ。
　　【請求項２】
　請求項１のレンズ系を、書面に垂直でセンサ列方向軸を含む平面の左右両側に設けたことを特徴とする請求項１のハンドスキャナ。
　　【請求項３】
　左または右側の受光を選択的に制御する光遮蔽部を該レンズ系の光路内に設けたことを特徴とする請求項２のハンドスキャナ。
　　【請求項４】
　被写体の照明光源を、ハウジング上部に配した１次元イメージセンサの真下に設けハウジングに取付けたスイッチによって、左右両側端部のいずれか一方を照明するための光照射切替を行うことを特徴とする請求項２のハンドスキャナ。
【その他】　請求項２、請求項３、請求項４を変更した。

５７．特許協力条約第１９条補正の翻訳文提出書（職権）　（中間コード＝５２６）

【書類名】　特許協力条約第１９条補正の翻訳文提出書（職権）
【あて先】　特許庁長官殿
【出願の表示】
　【国際出願番号】　ＰＣＴ／ＵＳ２００４／０１２３４５
　【出願の区分】　特許
【特許出願人】
　【識別番号】　０００００００００１
　【氏名又は名称】　アネックス・インコーポレーテッド
　【代表者】　デービス・ビンセント・アネックス
【代理人】
　【識別番号】　０００００００００２
　【弁理士】
　【氏名又は名称】　国際　太郎
【補正書の提出年月日】　平成１１年　６月１４日
【補正により増加する請求項の数】　１
【手続補正１】
　【補正対象書類名】　特許請求の範囲
　【補正対象項目名】　全文
　【補正方法】　変更
　【補正の内容】
　　【書類名】　特許請求の範囲
　　【請求項１】
　レンズ系を介して書面からの反射散乱光を１次元イメージセンサに受光することで主走査を行い、書面を被覆したハウジングを手送り移動することで副走査を行う書面イメージの入力手段において、該ハウジング内の上部に装着され、その受光面が書面と平行になるように設定された１次元イメージセンサと、書面に垂直でセンサ列方向軸を含む平面に対して傾斜し、かつ該センサ列方向軸と直行した光路面を構成するレンズ系とを備え、該ハウジングの被覆側端部で主走査することを特徴とするハンドスキャナ。
　　【請求項２】
　請求項１のレンズ系を、書面に垂直でセンサ列方向軸を含む平面の左右両側に設けたことを特徴とする請求項１のハンドスキャナ。
　　【請求項３】
　左または右側の受光を選択的に制御する光遮蔽部を該レンズ系の光路内に設けたことを特徴とする請求項２のハンドスキャナ。
　　【請求項４】
　被写体の照明光源を、ハウジング上部に配した１次元イメージセンサの真下に設けハウジングに取付けたスイッチによって、左右両側端部のいずれか一方を照明するための光照射切替を行うことを特徴とする請求項２のハンドスキャナ。
【その他】　請求項２、請求項３、請求項４を変更した。

５８．特許協力条約第１９条補正の写し提出書　（中間コード＝５２７）

【書類名】　特許協力条約第１９条補正の写し提出書
【提出日】　平成１６年　８月　４日
【あて先】　特許庁長官殿
【出願の表示】
　【国際出願番号】　ＰＣＴ／ＪＰ２００４／０００００１
　【出願の区分】　特許
【特許出願人】
　【識別番号】　０１２３４５６７８
　【氏名又は名称】　特許株式会社
【代理人】
　【識別番号】　１２３４５６７８９
　【氏名又は名称】　特許　太郎
【補正書の提出年月日】　平成１４年　４月　１日
【提出物件の目録】
　【物件名】　補正書の写し　１

５９．特許協力条約第１９条補正の写し提出書（職権）　（中間コード＝５２８）

【書類名】　特許協力条約第１９条補正の写し提出書（職権）
【提出日】　平成１６年　７月　４日
【あて先】　特許庁長官殿
【出願の表示】
　【国際出願番号】　ＰＣＴ／ＪＰ２００４／０００００１
　【出願の区分】　特許
【特許出願人】
　【識別番号】　０１２３４５６７８
　【氏名又は名称】　特許株式会社
　【代表者】　通産　次郎
【代理人】
　【識別番号】　１２３４５６７８９
　【弁理士】
　【氏名又は名称】　特許　太郎
【補正書の提出年月日】　平成１５年　６月　１日
【職権作成の表示】　ＫＫＫＫＫＫＫＫＫ
【提出物件の目録】
　【物件名】　条約第１９条補正の写し　１

６０．特許協力条約第３４条補正の翻訳文提出書　（中間コード＝５２９）

【書類名】　特許協力条約第３４条補正の翻訳文提出書
【あて先】　特許庁長官殿
【出願の表示】
　【国際出願番号】　ＰＣＴ／ＵＳ２００４／０１２３４５
　【出願の区分】　特許
【特許出願人】
　【識別番号】　０００００００００１
　【氏名又は名称】　アネックス・インコーポレーテッド
　【代表者】　デービス・ビンセント・アネックス
【代理人】
　【識別番号】　０００００００００２
　【弁理士】
　【氏名又は名称】　国際　太郎
【補正書の提出年月日】　平成１１年　６月１４日
【手続補正１】
　【補正対象書類名】　図面
　【補正対象項目名】　図１
　【補正方法】　変更
　【補正の内容】
　【図１】

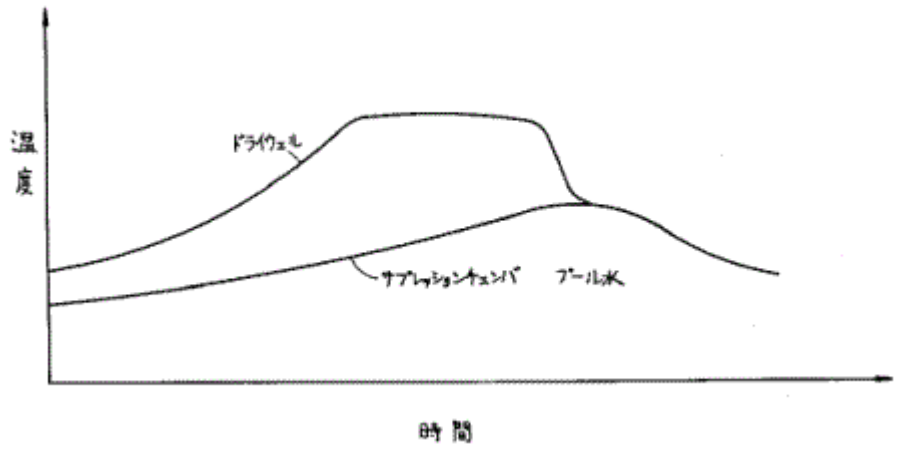

【その他】　図１を補正した。

６１．特許協力条約第３４条補正の翻訳文提出書（職権）　（中間コード＝５２１０）

【書類名】　特許協力条約第３４条補正の翻訳文提出書（職権）
【あて先】　特許庁長官殿
【出願の表示】
　【国際出願番号】　ＰＣＴ／ＵＳ２００４／０１２３４５
　【出願の区分】　特許
【特許出願人】
　【識別番号】　０００００００００１
　【氏名又は名称】　アネックス・インコーポレーテッド
　【代表者】　デービス・ビンセント・アネックス
【代理人】
　【識別番号】　０００００００００２
　【弁理士】
　【氏名又は名称】　国際　太郎
【補正書の提出年月日】　平成１１年　６月１４日
【手続補正１】
　【補正対象書類名】　図面
　【補正対象項目名】　図１
　【補正方法】　変更
　【補正の内容】
　【図１】

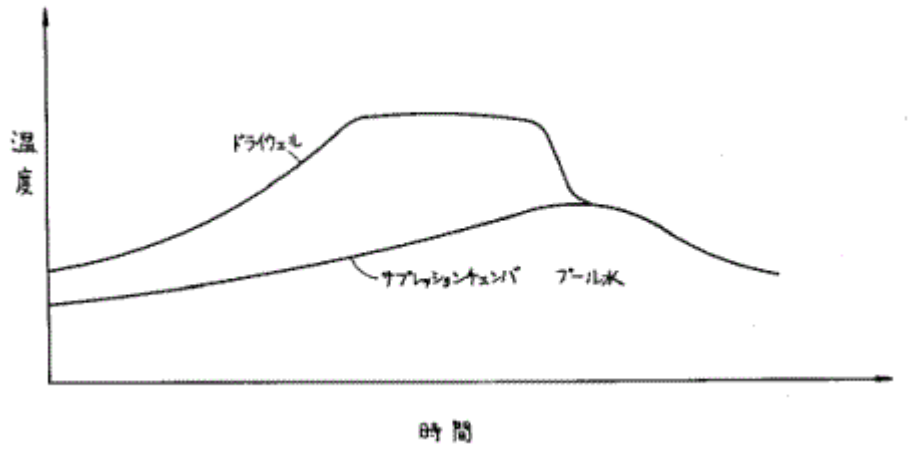

【その他】　図１を補正した。

６２．特許協力条約第３４条補正の写し提出書　（中間コード＝５２１１）

【書類名】　特許協力条約第３４条補正の写し提出書
【提出日】　平成１５年　７月　４日
【あて先】　特許庁長官殿
【出願の表示】
　【出願の区分】　特許
　【国際出願番号】　ＰＣＴ／ＪＰ９９／００００１
【特許出願人】
　【識別番号】　０１２３４５６７８
　【氏名又は名称】　特許株式会社
【代理人】
　【識別番号】　１２３４５６７８９
　【氏名又は名称】　特許　太郎
【補正書の提出年月日】　平成１２年　９月　１日
【提出物件の目録】
　【物件名】　補正書の写し　１

６３．特許協力条約第３４条補正の写し提出書（職権）　（中間コード＝５２１２）

【書類名】　特許協力条約第３４条補正の写し提出書（職権）
【提出日】　平成１６年　７月　４日
【あて先】　特許庁長官殿
【出願の表示】
　【国際出願番号】　ＰＣＴ／ＪＰ２００４／０００００１
　【出願の区分】　特許
【特許出願人】
　【識別番号】　０１２３４５６７８
　【氏名又は名称】　特許株式会社
　【代表者】　通産　花子
【代理人】
　【識別番号】　１２３４５６７８９
　【弁理士】
　【氏名又は名称】　特許　太郎
【補正書の提出年月日】　平成１５年　６月　１日
【職権作成の表示】　ＫＫＫＫＫＫＫＫＫ
【提出物件の目録】
　【物件名】　条約３４条補正の写し　１

７０．特許料納付書（設定）　（中間コード＝１００）

【書類名】　特許料納付書
【提出日】　平成１５年　８月　１日
【あて先】　特許庁長官殿
【出願番号】　特願２００３－１２３４５６
【請求項の数】　２
【特許出願人】
　【氏名又は名称】　特許株式会社
【納付者】
　【識別番号】　１９０００１２３１
　【氏名又は名称】　特許　太郎
【納付年分】　第　１年分から第　３年分
【特許料の表示】
　【予納台帳番号】　００１２３６
　【納付金額】　４７４００

７４．追加の特許の特許料納付書　（中間コード＝１０１）

【書類名】　追加の特許の特許料納付書
【提出日】　平成１３年　１月　５日
【あて先】　特許庁長官殿
【出願番号】　特願２０００－１２３４５６
【発明の数】　１
【特許出願人】
　【氏名又は名称】　特許株式会社
【納付者】
　【識別番号】　１９０００１２３１
　【氏名又は名称】　特許　太郎
【納付年分】　第　１年分から第　３年分
【特許料の表示】
　【予納台帳番号】　００１２３６
　【納付金額】　２２２００

７５．類似意匠登録料納付書　（中間コード＝１０２）

【書類名】　　類似意匠登録料納付書
【提出日】　　平成１３年　１月　１日
【あて先】　　特許庁長官殿
【出願番号】　　意願２０００－１２３４５６
【意匠登録出願人】
　【氏名又は名称】　特許株式会社
【納付者】
　【識別番号】　　１９０００１２３１
　【氏名又は名称】　特許　太郎
【登録料の表示】
　【予納台帳番号】　００１２３６
　【納付金額】　　８５００

７６．防護標章登録料納付書　（中間コード＝１０３）

【書類名】　　防護標章登録料納付書
【提出日】　　平成１３年　１月　１日
【あて先】　　特許庁長官殿
【出願番号】　　商願２０００－１２３４５６
【商品及び役務の区分の数】　２
【防護標章登録出願人】
　【氏名又は名称】　特許株式会社
【納付者】
　【識別番号】　　１９０００１２３１
　【弁理士】
　【氏名又は名称】　特許　太郎
【登録料の表示】
　【予納台帳番号】　００１２３６
　【納付金額】　　１３２０００

７７．商標更新登録料納付書　（中間コード＝１０４）

【書類名】　　商標更新登録料納付書
【提出日】　　平成１３年　１月　１日
【あて先】　　特許庁長官殿
【商標登録番号】　　商標登録第１２３４５６７の１の１の２
【出願番号】　　商願２０００－７２３４５６
【更新登録出願人】
　【氏名又は名称】　商標株式会社
【納付者】
　【識別番号】　　１９０００１２３１
　【氏名又は名称】　商標　太郎
【納付の表示】　　分割納付
【登録料の表示】
　【予納台帳番号】　００１２３６
　【納付金額】　　８７０００

７８．防護標章更新登録料納付書　（中間コード＝１０５）

【書類名】　　防護標章更新登録料納付
【提出日】　　平成１３年　１月　１日
【あて先】　　特許庁長官殿
【商標登録番号】　　商標登録第１２３４５６７号の防護標章登録第１４号
【出願番号】　　商願２０００－２２３４５６
【商品及び役務の区分の数】　２
【更新登録出願人】
　【氏名又は名称】　特許株式会社
【納付者】
　【識別番号】　　１９０００１２３１
　【氏名又は名称】　特許　太郎
【登録料の表示】
　【予納台帳番号】　００１２３６
　【納付金額】　　２６０００

７９．特許料納付書（設定補充）　（中間コード＝１１０）

【書類名】　特許料納付書（設定補充）
【提出日】　平成１５年　８月　１日
【あて先】　特許庁長官殿
【出願番号】　特願２００３－１２３４５６
【請求項の数】　２
【特許出願人】
　【氏名又は名称】　特許株式会社
【納付者】
　【識別番号】　１９０００１２３１
　【氏名又は名称】　特許　太郎
【納付年分】　第　１年分から　第３年分
【特許料の表示】
　【予納台帳番号】　００１２３６
　【補充金額】　４７４００

８３．追加の特許の特許料納付書（設定補充）　（中間コード＝１１１）

【書類名】　追加の特許の特許料納付書（設定補充）
【あて先】　特許庁長官殿
【出願番号】　特願２０００－１２３４５６
【発明の数】　１
【特許出願人】
　【氏名又は名称】　特許株式会社
【納付者】
　【識別番号】　１２３４５６７８９
　【氏名又は名称】　特許　太郎
【納付年分】　第　１年分から第　３年分
【特許料の表示】
　【予納台帳番号】　９０００８８
　【補充金額】　２１０００
【その他】　補充指令書発送日　平成１２年１２月２２日

８４．類似意匠登録料納付書（設定補充）　（中間コード＝１１２）

【書類名】　類似意匠登録料納付書（設定補充）
【あて先】　特許庁長官殿
【出願番号】　平成１１年意匠登録願第１２３４５６号
【意匠登録出願人】
　【氏名又は名称】　意匠株式会社
【納付者】
　【識別番号】　１２３４５６７８９
　【氏名又は名称】　意匠　太郎
【登録料の表示】
　【予納台帳番号】　８０００００９
　【補充金額】　４０００
【その他】　補充指令書発送日　平成１２年１０月２３日

８５．防護標章登録料納付書（設定補充）　（中間コード＝１１３）

【書類名】　防護標章登録料納付書（設定補充）
【あて先】　特許庁長官殿
【出願番号】　昭和６４年防護標章登録願第１２３７７７号
【商品及び役務の区分の数】　１
【防護標章登録出願人】
　【氏名又は名称】　商標株式会社
【納付者】
　【識別番号】　１２３４５６７８９
　【氏名又は名称】　商標　太郎
【登録料の表示】
　【予納台帳番号】　７７７７７７
　【補充金額】　２１０００
【その他】　補充指令書発送日　平成１１年１０月２５日

８６．商標更新登録料納付書（設定補充）　（中間コード＝１１４）

【書類名】　商標更新登録料納付書（設定補充）
【あて先】　特許庁長官殿
【商標登録番号】　商標登録第１２３４５６７号
【出願番号】　平成９年商標更新登録願第１２３４５６号
【更新登録出願人】
　【氏名又は名称】　商標株式会社
【納付者】
　【識別番号】　１２３４５６７８９
　【氏名又は名称】　商標　太郎
【登録料の表示】
　【予納台帳番号】　８０００００９
　【補充金額】　９０００００
【その他】　補充指令書発送日　平成１１年５月１０日

８７．防護標章更新登録料納付書（設定補充）　（中間コード＝１１５）

【書類名】　防護標章更新登録料納付書（設定補充）
【あて先】　特許庁長官殿
【商標登録番号】　商標登録第１２３４５６７号
【出願番号】　昭和６３年防護標章更新登録願第１２３４５６号
【商品及び役務の区分の数】　２
【更新登録出願人】
　【氏名又は名称】　商標株式会社
【納付者】
　【識別番号】　１２３４５６７８９
　【氏名又は名称】　商標　太郎
【登録料の表示】
　【予納台帳番号】　９０００９９
　【補充金額】　９０００００
【その他】　補充指令書発送日　平成１０年１２月３１日

８８．特許料納付書（年金）　（中間コード＝２０）

【書類名】　特許料納付書
【提出日】　平成１５年　８月　１日
【あて先】　特許庁長官殿
【特許番号】　特許第１５０００１０号
【発明の数】　２
【特許権者】
　【氏名又は名称】　特許株式会社
【納付者】
　【識別番号】　１９０００１２３１
　【氏名又は名称】　特許　太郎
【納付年分】　第　４年分から第　６年分
【特許料の表示】
　【予納台帳番号】　００１２３６
　【納付金額】　７２０００

９１．商標登録料納付書　（中間コード＝２００）
「分割納付を選択した場合の後期分納付の例」

【書類名】　　商標登録料納付書
【提出日】　　平成１２年　１月　１日
【あて先】　　特許庁長官殿
【商標登録番号】　　商標登録第１５０００１０号
【商品及び役務の区分の数】　２
【商標権者】
　【氏名又は名称】　商標株式会社
【納付者】
　【識別番号】　　１９０００１２３１
　【氏名又は名称】　商標　太郎
【登録料の表示】
　【予納台帳番号】　００１２３６
　【納付金額】　　８８０００

９２．特許料納付書（補充）　（中間コード＝２１）

【書類名】　特許料納付書（補充）
【提出日】　平成１５年　８月　１日
【あて先】　特許庁長官殿
【特許番号】　特許第１５０００１０号
【請求項の数】　２
【特許権者】
　【氏名又は名称】　特許株式会社
【納付者】
　【識別番号】　１９０００１２３１
　【氏名又は名称】　特許　太郎
【納付年分】　第　４年分から第　６年分
【特許料の表示】
　【予納台帳番号】　００１２３６
　【補充金額】　７３５００

９５．商標登録料納付書（分割補充）　（中間コード＝２１０）

【書類名】　　商標登録料納付書（分納補充）
【提出日】　　平成１２年　１月　１日
【あて先】　　特許庁長官殿
【商標登録番号】　　商標登録第１５０００１０号
【商品及び役務の区分の数】　２
【商標権者】
　【氏名又は名称】　商標株式会社
【納付者】
　【識別番号】　　１９０００１２３１
　【氏名又は名称】　商標　太郎
【登録料の表示】
　【予納台帳番号】　００１２３６
　【補充金額】　　８８０００

９６．商標権存続期間更新登録申請書　（中間コード＝２０１）

【書類名】　　商標権存続期間更新登録申請書
【提出日】　　平成１２年　１月　１日
【あて先】　　特許庁長官殿
【商標登録番号】　　商標登録第１５０００１０号
【商品及び役務の区分】　第１類、第２類
【更新登録申請人】
　【識別番号】　　０９０００４３２４
　【氏名又は名称】　商標株式会社
【代理人】
　【識別番号】　　１９０００１２３１
　【氏名又は名称】　商標　太郎
【納付の表示】　　分割納付
【登録料の表示】
　【予納台帳番号】　００１２３６
　【納付金額】　　３０２０００

９７．商標権存続期間更新登録申請書（補充）　（中間コード＝２１１）

【書類名】　　商標権存続期間更新登録申請書（補充）
【提出日】　　平成１２年　１月　１日
【あて先】　　特許庁長官殿
【商標登録番号】　　商標登録第１５０００１０号
【商品及び役務の区分】　第１類、第２類
【更新登録申請人】
　【氏名又は名称】　商標株式会社
【代理人】
　【識別番号】　　１９０００１２３１
　【氏名又は名称】　商標　太郎
【登録料の表示】
　【予納台帳番号】　００１２３６
　【補充金額】　　３０２０００

９８．手続補足書・商（中間コード＝２２０）

【書類名】　　手続補足書
【提出日】　　平成１３年　１月　１日
【あて先】　　特許庁長官殿
【商標登録番号】　　商標登録第１５０００１０号
【補足をする者】
　【識別番号】　　１２３４５６７８９
　【氏名又は名称】　商標　太郎
【補足対象書類名】　　商標更新登録申請書
【補足の内容】　　先に提出した商標登録第１５００１０に対する商標権存続期間更新登録申請書手続は私が手続きしたことに相違ありません。

第　５　章　　データエントリ仕様

５．１　全般的な事項

５．１．１　全般的な事項
５．１．２　職権訂正の範囲

５．２　管理情報仕様

５．２．１　管理情報の見解方法
５．２．２　管理情報仕様の見出し
５．２．３　管理情報仕様

５．３　書誌情報仕様

５．３．１　書誌情報仕様の見解方法
５．３．２　電子化対象書類一覧
５．３．３　書類ごとの変換仕様
５．３．４　書誌情報仕様共通項目
５．３．５　書誌情報仕様個別項目
５．３．６　手続補正書の電子化
５．３．７　誤訳訂正書の電子化
５．３．８　【意見の内容】等の電子化

５．４　請求の範囲・明細書・図面・要約書・提出物件の電子化

５．４．１　全般的な事項
５．４．２　請求の範囲の電子化
５．４．３　明細書の電子化
５．４．４　図面の電子化
５．４．５　要約書の電子化
５．４．６　配列表の電子化
５．４．７　添付物件の電子化

５．５　ファイル一覧・原データの作成

５．５．１　ファイル一覧ＸＭＬの作成
５．５．２　原データＸＭＬの作成

５．６　チェック内容とエラー時の対処

５．６．１　全般的な事項
５．６．２　チェック内容と対処

５．７　例外処理

５．７．１　旧書式のデータエントリ

５．１　　全般的な事項

５．１．１　全般的な事項

(1)　電子化対象書類に関する全般的事項

①　ＸＭＬによる電子化の対象書類は後述する５．３．２　特許・実用・登録　電子化対象書類一覧であり、且つ以下の何れかの条件を満たすものとする。

a)平成１５年７月１日（差出日）以降に提出された出願書類

b)平成１５年７月１日（差出日）以降に提出された中間書類

・書誌の【事件の表示】に記載される【出願番号】の年が、

実用新案技術評価請求書、実用新案技術評価請求書（他人）の場合は、平成６年以降

翻訳文提出書、誤訳訂正書の場合は、平成７年以降

上記以外の書類の場合、平成２年以降

・書誌の【事件の表示】に記載される【出願日】が、

実用新案技術評価請求書、実用新案技術評価請求書（他人）の場合は、平成６年１月１日以降

翻訳文提出書、誤訳訂正書の場合は、平成７年７月１日以降

上記以外の書類の場合、平成２年１２月１日以降

・書誌の【事件の表示】に記載される【審判番号】の年が、平成１２年以降

・書誌の【事件の表示】に記載される【審判請求日】が、平成１２年１月１日以降

c)平成１５年７月１日（差出日）以降に提出された登録書類

上記以外の書類については電子化を行わない。

電子化依頼された書類中に電子化対象外書類があった場合は、電子化を行わず電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。

②　ＸＭＬで電子化する対象は以下の四法・大区分の組み合わせである。

四法	A(出願系)	R(登録系)	C(審判系)
特許	ＸＭＬ	ＸＭＬ	ＳＧＭＬ
実用新案	ＸＭＬ	ＸＭＬ	ＳＧＭＬ
意匠	ＳＧＭＬ	ＸＭＬ	ＳＧＭＬ
商標	ＳＧＭＬ	ＸＭＬ	ＳＧＭＬ

なお、特許・実用新案の審判系申請書類はＳＧＭＬで電子化を行うが、これを補正する補正書（中間コードA51,~~A521, A522,~~ A523）はＸＭＬで電子化を行う。

同様に、特許・実用新案の審判系書類はＳＧＭＬで電子化を行うが、これに対する既納手数料返還請求書（中間コードA915）、既納手数料（登録料）返還請求書（中間コードA915）はＸＭＬで電子化を行う。

③　多件一通手続で電子現金納付があった場合、電子記録基準管理班~~データエントリ管理班~~の指示に従い、電子化を行う。

(2)　項目・内容に関する全般的な事項

①　後述する項目毎データエントリ仕様において特に記述がない限り、記載されていない項目については、タグ及び実データの作成は行わない。

②　項目名からタグに変換できない場合は、規定外の項目として電子化を行う。

③　項目名の記載はあるが、内容の記載がない場合は、タグのみを設定し、実データは作成しない。このとき、後述する項目毎データエントリ仕様において特に記述がない限り、内容の記載がない項目については、タグの属性にエラーコードを設定する。（~~5．5~~５．６チェック内容とエラー時の対処参照）

例.　【特許出願人】
【識別番号】
【氏名又は名称】　特許　太郎
【住所又は居所】　東京都千代田区霞が関

<申請者の記事>
<申請者>
<氏名及び住所情報>
<氏名又は名称>特許　太郎</氏名又は名称>
<識別番号　ｴﾗｰｺｰﾄﾞ="5000"></識別番号>
<住所又は居所情報>
<住所又は居所>東京都千代田区霞が関</住所又は居所>
</住所又は居所情報>
</氏名及び住所情報>

④　申請書類等の電子化で、書誌項目に却下要件を満たす記載のある場合には電子化を行わず電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~に返却する。また、却下要件を満たさない記載間違えがある場合には、申請人の記載のまま電子化し該当するタグの属性にエラー情報をセットする。
（原データの添付は行わない）
但し、職権訂正*の範囲に属するものはデータエントリにて訂正し電子化する。
＊；５．１．２職権訂正の範囲参照
（注）却下要件とは書類の特定が出来ない申請情報及び中間書類で事件の特定が出来ない場合等をいう。

⑤　明らかに項目名と判断できるものでデリミタ（【、】）の無い項目、又は大括弧等（［、］）で括られた項目はデリミタを付与して電子化を行う。

⑥　項目名の記載が無くて内容の記載が有り、記載された内容から項目名を職権訂正の範囲内で特定できる場合は項目名を補い、電子化する。

⑦　単独項目及び１グループ内におけるメンバー項目が重複した場合、又はグループ項目で、繰り返しの設定のないグループ項目が繰り返された場合、２つめ以降を規定外項目とする。
（但し、(2)-④のケースを除く）

⑧　項番⑥に該当しない範囲で項目名の記載が無くて、内容の記載が有る場合、その内容は１つ前の項目の内容として扱うことがある。次にその例を示す。

〔例〕

1. 項目名・内容の両方の記載がある場合

【あて先】□□□□□特許庁長官殿
【書類名】□□□□□特許願
【整理番号】□□□□Ｐ０００００６３－２１

2. 項目名の記載がなくて、内容の記載だけがある場合

【あて先】□□□□□特許庁長官殿□□□□□
□□□□□□□□□□特許願
【整理番号】□□□□Ｐ０００００６３－２１

・点線で囲まれた部分をあて先の内容として扱う。

但し、例外として書誌情報の内容チェック（桁数・属性のチェック）及び必須項目の存在チェックにより、エラーとなる場合がある。
以下にそのケース及び例を示す。

1) 項目名の記載のない個別案件が必須項目の場合

〔例〕【あて先】□□□□□□□特許庁長官殿
□□□□□□□特許願 ⟶ 項目名の【書類名】がない
【整理番号】□□□□□□Ｐ０００００６３－２１

・必須項目である書類名がないため電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却となる。

2) 項目名の記載のない個別案件が必須項目でなく、１つ前の項目の内容チェックがある場合

〔例〕【書類名】□□□□□特許願

【整理番号】□□□□Ｐ０００００６３－２１
□□□□特許庁長官殿

・整理番号の内容チェックでエラーとなり、エラー情報を作成する。

3) 項目名の記載のない個別案件が必須項目でなく、１つ前の項目の内容チェックがない場合

〔例〕【書類名】□□□□□特許願

【提出日】□□□□□平成１５年　１月　１日
【あて先】□□□□□特許庁長官殿
□□□□Ｐ０００００６３－２１　→　項目名の【整理番号】がない

・整理番号は必須項目でなく、あて先の内容チェックがないため、エラーとならない。

⑨　ＸＭＬのタグの設定順は施行規則に従ったものとする。書面上の記載順が施行規則と異なる場合は、職権訂正により順序を入れ替える。

⑩　書誌のタグの内容（段落タグは除く）に設定する文字は、１バイトコードで設定する旨の記述がある項目以外は、すべて全角文字とする。（全角文字と半角文字は混在しない）

(3)　グループ構成項目に関する全般的事項

①　グループ構成項目についても、項目名及び内容が記載されていない項目についてはタグ及びタグの内容の設定は行わない。

②　項目名の記載はあるが、内容の記載がない場合は、タグのみを設定し、タグの内容は設定しない。但し、内容の記載を行う必要のある項目で内容の記載がない場合は、その旨のエラー情報をタグの属性に設定する。

③　グループの終了は、単独項目がグループ構成項目の下に出現するまでとする。尚、グループ項目は、連続して記載するのが通常であるが、不連続な記載があった場合においては、統合して一つのグループ項目として扱う。

例：

申請書の状態	電子化しようとする状態
【出願人】	【請求項の数】　２
【識別番号】　０００００５８３２	【出願人】
【請求項の数】　２	【識別番号】　０００００５８３２
【出願人】	【出願人】
【識別番号】　０００００８５７４	【識別番号】　０００００８５７４

④　グループ筆頭項目「申請者の記事」または「代理人の記事」において、グループ構成項目に一つ以上の重複が起きた場合、電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~に問い合わせ、職権訂正にて修正する。

例：

申請書の状態		修正後の状態
【特許出願人】		【特許出願人】
【識別番号】　１２３４５６７８９		【識別番号】　１２３４５６７８９
【住所又は居所】千葉県		【住所又は居所】千葉県
【氏名又は名称】加賀	⇒	【氏名又は名称】加賀
【識別番号】　０１２３４５６７８		【特許出願人】
【住所又は居所】鹿児島県		【識別番号】　０１２３４５６７８
【氏名又は名称】西郷		【住所又は居所】鹿児島県
		【氏名又は名称】西郷

(4)　桁数・属性に関する全般的な事項

①　固定長項目に関する規定

①－１　以下の項目については、右詰に設定し所定の桁数に満たない場合、上位桁に「０」を設定する。（エラー扱いとはしない）

【予納台帳番号】
【発送番号】

（例）発送番号（６桁）に対して　１２３４　と記載

〈発送番号〉001234〈/発送番号〉

①－２　所定の桁数より多い場合は、申請人の記載のままタグ内に設定し、エラーコードを該当のタグの属性に設定する。（原データの設定は不要）

（例）発送番号（６桁）に対して　１２３４５６７　と記載

〈発送番号 ｴﾗｰｺｰﾄﾞ=″5200″ 〉１２３４５６７〈/発送番号〉

②　可変長項目に関する規定

②－１　項番①に該当しない項目は左詰めに設定する。（先頭・末尾にスペースを埋めるようなことはしない）

（例）整理番号（最大１０桁）に対して　Ｐ０６－１２３　と記載

〈整理番号〉P06-123〈/整理番号〉

②－２　可変長項目で最大桁数より多い場合は、申請人の記載のままタグ内に設定しエラーコードを該当のタグの属性に設定する。（原データの設定は不要）

（例）整理番号（最大１０桁）に対して　Ｐ１２３４－１２３４５　と記載

〈整理番号　ｴﾗｰｺｰﾄﾞ=″5200″〉Ｐ１２３４－１２３４５〈/整理番号〉

(5)　使用文字に関する全般的な事項

①　使用可能な文字はJIS X0201-1976、JIS X0208-1997の範囲で、外字は使用不可。Ｘフォーマットで使用可能であった半角カナ文字、丸文字も使用不可となる。

種　別		ＸＭＬ
文字種		JIS X0201-1976(1byte) JIS X0208-1997(2byte)
	半角カナ文字	×
	丸文字	×
	外字	×

②　記載されている文字が特許庁で規定する範囲外でかつ置き換え不可能の場合は、該当部分を「■」に置き換え設定し、エラーコードを該当のタグの属性に設定し、原データ（全面イメージ）を添付する。なお、申請人が提出した書面に「■」が記載されている場合はそのまま電子化する。

（例）あて先に、「特許庁審査官　山田　・夫」と記載

〈あて先　ｴﾗｰｺｰﾄﾞ="5120"〉特許庁審査官　山田　■夫〈/あて先〉

③　タグの内容（開始タグから終了タグの間の文字）として半角スペースを設定する場合は、「 」という形式で設定する。

（例）【国際特許分類】　Ａ０１Ｂ１／１２３４５１２３Ａ　と記載

〈国際特許分類〉
〈分類〉A01B 1/12345123A〈/分類〉
〈/国際特許分類〉

XML規格では「&」、「<」、「>」、「'」、「"」の５つの１バイト文字を
それぞれ　&、<、>、'、"　という実体参照の形式で記述するように
定義されている。これに半角スペースを表す　 　を追加して使用する。

④　使用可能な文字として改行コードCRLFがあるが、タグの内容（開始タグから終了タグの間の文字）には設定しない。改行を設定する場合は「br」タグを使用する。「br」タグが設定できる項目以外は、改行は設定できない。

(6)　管理情報に関する全般的な事項

①　管理情報の作成にあたって、内容の設定を行う項目のみタグ及び実データの作成をする。

②　申請書類から設定内容を生成する項目について、申請書類の記載に不備がある場合、その項目は記載がなかったものとして管理情報の設定を行う。

(7)　制限値に関する全般的な事項

①　データの作成にあたり、以下の内容について制限値を超える場合、電子化は行わず電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。
　ただし特殊申請において制限値を超える場合は、添付物件ＰＤＦは電子化せず、添付物件ＰＤＦ以外のファイルは電子化を行う。またその際、書誌ＸＭＬの規定外の項目に物件あり及びオンライン申請時の受付番号を設定する。

・１書類の合計容量（圧縮前２００ＭＢ）

②　データの作成にあたり、以下の内容について制限値を超える場合、
制限値の範囲内（６５，５３５Ｂ以内）までは通常どおり電子化し、エラーコード５０７０を設定し、当該項目の原データを添付する。

・書誌の可変長項目における実データ長（６４ＫＢ）
　（【意見の内容】等は除く）

(8)　仕様の記述に関する全般的な事項

①　項目の置換に関する電子化における対処
1)　「タグに置換する」または「タグを設定する」と記述してある場合は書誌ＸＭＬに項目名に該当するタグを設定する。

2)　「タグの設定なし」と記述してある場合は書誌ＸＭＬに項目名に該当するタグの設定は行わない。

②　内容の置換に関する電子化における対処
1)　「タグの設定なし」と記述してある場合は書誌ＸＭＬに項目名に該当するタグの設定は行わない。

2)　「内容の設定なし」と記述してある場合は書誌ＸＭＬに項目名に該当するタグの内容の設定は行わない。
　但し、項目名の記載があって内容の記載がない場合は、後述する5.3.4 書誌情報仕様共通項目及び5.3.5 書誌情報仕様個別項目において特に記述がない限り、エラー（５０００）として電子化を行う。

3)　「エラー識別ＩＤを設定する」と記述してある場合は、該当するタグの属性にエラーコードを設定する。

③　ひらがな、英数字について本書に半角で記載されているものについては全角で記載されてくるものとみなす。

~~④　「データエントリ管理班」の記述は「電子記録基準管理班」と読み替えること。~~

④　申請形態が特殊申請の場合、紙の申請書類に替わり送付票ＸＭＬ、管理情報ＸＭＬ、筆頭物件ＰＤＦ及び添付物件ＰＤＦファイルが発注される。送付票ＸＭＬ、管理情報ＸＭＬから情報を取得する記述がある場合は仕様に従い電子化を行う。特に記述がない場合は筆頭物件ＰＤＦ及び添付物件ＰＤＦファイルの内容に従い電子化を行う。

５．１．２　職権訂正の範囲

職権訂正とは、本来方式審査において申請書類の記載事項に誤りがみられる場合に、それを不問にしても以後の手続進行に差し支えがないものか、または、これを訂正して記載事項を明確にしておく必要があるかを裁量して、後者の場合には、方式審査権の一部としてこれを訂正する職務権限をいうものである。しかし、ペーパーレス化した場合においてもこの権限を方式審査の一部としてのみ扱うこととすれば、方式での事務処理がかなり煩雑なものとなる。そこで、電子化データを作成するにあたって、職権訂正の一部を次の方針に添った範囲内で、行うこととする。

(1)　職権訂正の範囲の方針

職権訂正の対象となる事項は、明白な誤記と認められるもので、判断の結論が一に帰し、手続者の意志をもって動かし得るものではないものに限定する。

具体的な判断基準としては、

①　様式又は書式が定めている書面の表題、欄名、項目名の誤記又は脱ろう。
②　書誌的事項の内容に係る誤記であって、対比審査上の記載事項が特定されるもの。
③　様式又は書式が定めている項目の記載順に関する誤り。

尚、職権訂正を検討するにあたって「書類の職権訂正」（審査業務部　審査業務課~~審査第一部出願第一課~~）を参考とした。

詳細は、「第５章　5.3.4 書誌情報仕様共通項目及び5.3.5 書誌情報仕様個別項目」にて記載する。また具体的な例としては、特許願の【あて先】という項目に対し、下記のように記載してある場合において【あて先】に対応するタグに置き換える。

【宛名】
【提出先】
【申請先】
【宛先】
【あて名】
【宛て先】

(2)　職権訂正の方法

①　書誌的事項

(a)項目名の誤記又は脱ろう等は、該当するタグに変換し、内容を記録する。
(b) 項目名として明らかにデリミタ（【、】）の替わりに大括弧（[、]）等が使われていると判断出来る場合、デリミタと見なして記録する。
(c)記載順の誤りは、様式又は書式に定められている記載順に直し、内容を記録する。
(d)書誌的事項の内容に係る誤記については、職権にて内容を訂正し記録する。

②　請求の範囲・明細書・図面・要約書に関する事項

(a)項目名の誤記又は脱ろう等は、該当するタグに変換し、内容を記録する。
(b)下記項目で識別符号（デリミタ）のない場合は、データエントリで識別符号（デリミタ）の追加を行う。識別符号（デリミタ）の追加ができる項目は次のものに限ることとする。
【書類名】、【発明の名称】、【考案の名称】、【図面の簡単な説明】
(c) 項目名として明らかにデリミタ（【、】）の替わりに大括弧（[、]）等が使われていると判断出来る場合、デリミタと見なして記録する。
(d)記載順の誤りは、様式に定められている記載順に直し、内容を記録する。
（【発明の名称】、【配列表】のみ）
(e)誤って旧様式で記載され、明細書中に【特許請求の範囲】【実用新案登録請求の範囲】が記載された場合、明細書からは削除し、明細書とは別書類（【書類名】特許請求の範囲、【書類名】実用新案登録請求の範囲）とする。
(f)誤って旧様式で記載され、段落番号直下に項目名が記載された場合、段落番号と項目名（【配列表】を除く）の記載順を入れ替える。

③　添付書類に関する事項

５．４．７　提出物件の電子化を参照

５．２　　管理情報仕様

５．２．１　管理情報仕様の見解方法

データエントリで扱う管理文書の仕様の見解方法を掲載。~~「日本国特許庁電子文書交換標準仕様（XML編）」から再掲。最新は、「日本国特許庁電子文書交換標準仕様（XML編）」を確認のこと。~~

管理情報仕様の記載方法

本章では、日本国特許庁電子文書交換標準仕様に記載される管理文書について、各項目の使用方法、ならびに設定方法について述べる。紙申請（ＤＥ）、ＩＢ書類で扱う項目について記述する。

(1) 以下に表の見方を示す。

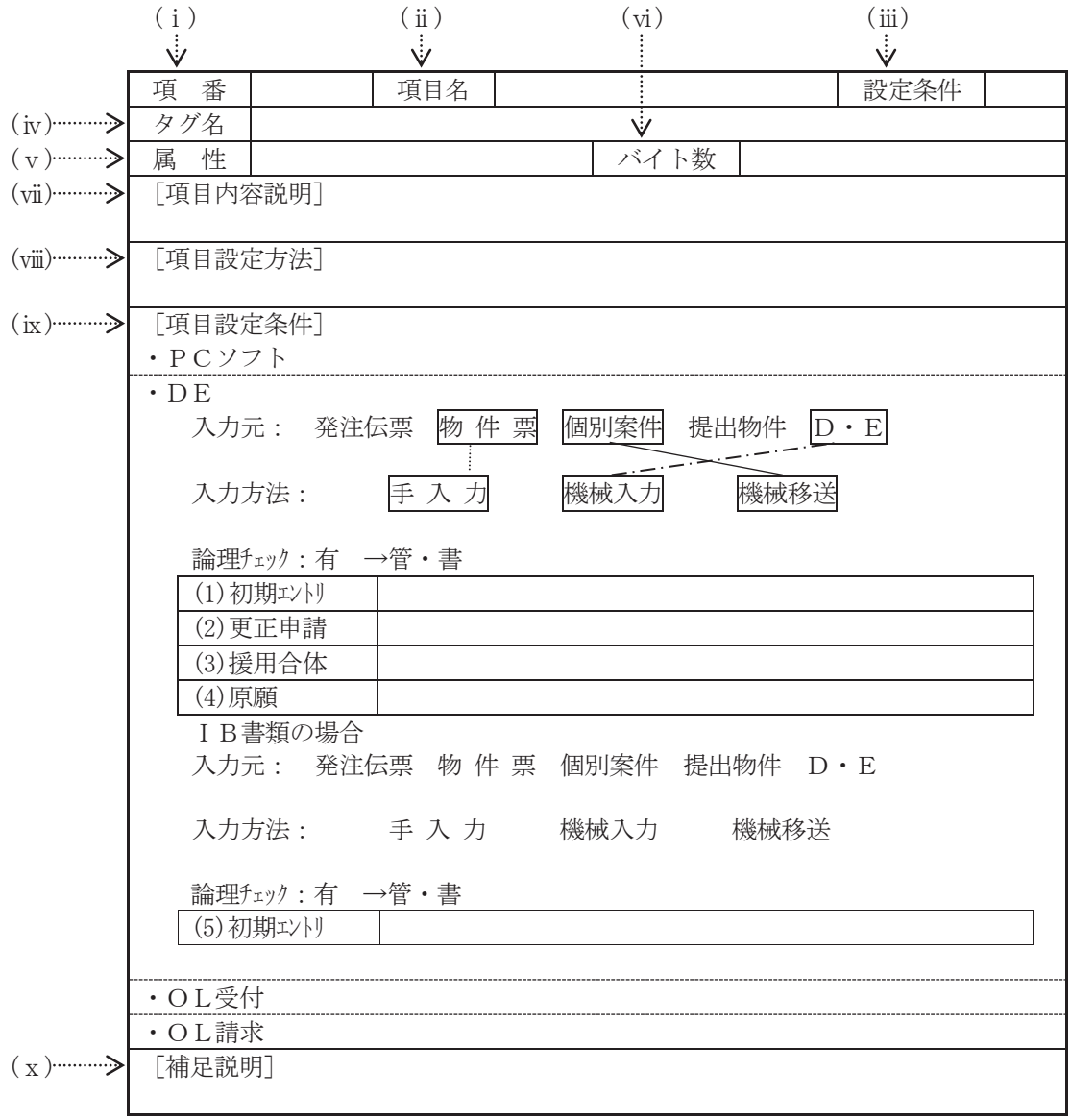

（ｉ）　項番
（ii）　様式に対応する項目名（総称）
（iii）　設定条件（◎：必須、●：条件つき必須、　△：任意）
（iv）　タグ名称（英字）
（ｖ）　設定内容の属性（Ｃ：英数字、９：数字、Ｋ：漢字、－：設定内容なし）
（vi）　設定内容のバイト数（ Ｖ：可変、－：設定内容なし、それ以外：記載のレングス長）
（vii）　項目の内容説明
（viii）　項目設定をする上での方法概略
（ix）　設定条件等の説明書き
（ｘ）　補足部分を説明書き

（注意事項）
・管理情報のタグは、親タグを除き内容設定がないものについて起こす必要はない。ただし、特殊申請の場合に設定する電子署名情報を設定した場合、配下の署名日時は必ず空で起こす。

(2) 項目設定条件でのＤＥの記載

管理情報のデータを作成する際、その転送元と入力方法についての関連及び要領について簡略化した図を項目設定条件の欄にＤＥ機関における対処として記載することとする。下にその例を示す。

例

・ＤＥ

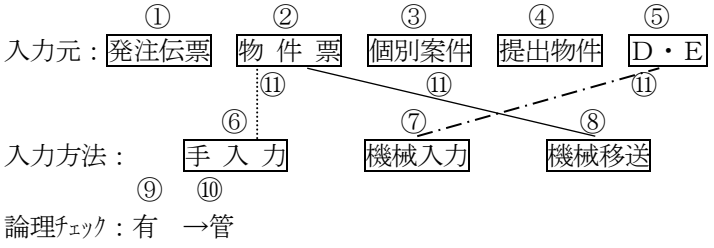

	参照箇所
各項目についての詳細を以下に述べる。	
①出願課　受理担当~~受付係~~から送られてくる発注のための伝票。	ﾃﾞｰﾀｴﾝﾄﾘ電子化規準及び IB 書類ﾃﾞｰﾀｴﾝﾄﾘ電子化規準 書式例
②提出物件票の意。	同上
③申請書類の書誌部の各項目。	同上
④提出物件の意（現金納付における納付済証も含む）。	同上
⑤電子化を行う際、データエントリで内容を設定する項目。（例えば初期値を設定する項目等）	
⑥管理情報を作成するために発注伝票、物件票、提出物件の内容を入力すること。	ﾃﾞｰﾀｴﾝﾄﾘ電子化規準及び IB 書類ﾃﾞｰﾀｴﾝﾄﾘ電子化規準 ３章・６章
⑦転送元の情報をコード変換等の処理を行って転送すること。	共通コード表
⑧転送元の情報を加工せずそのまま機械処理を行って管理情報部に転送すること。	
⑨データの正当性を機械によりチェックするか否か（有無）ということ。	ﾃﾞｰﾀｴﾝﾄﾘ電子化規準及び IB 書類ﾃﾞｰﾀｴﾝﾄﾘ電子化規準 ５．２．４章
⑩項番⑨のチェックを対管理情報の項目であれば“→管”を、対書誌情報の項目であれば“→書”を記述する。	同上
⑪情報入手する場合の優先順位。（　　）を１次データ、（　　）を２次データ、（　　）を３次データとする。	ﾃﾞｰﾀｴﾝﾄﾘ電子化規準及び（　　） IB 書類ﾃﾞｰﾀｴﾝﾄﾘ電子化規準 ５．２．３章

５．２．２　管理情報の見出し

データエントリで扱う管理文書内の項目の見出しを掲載。~~「日本国特許庁電子文書交換標準仕様（XML編）」から再掲。最新は、「日本国特許庁電子文書交換標準仕様（XML編）」を確認のこと。~~

管理情報の見出し

申請書類の管理情報XMLの項目一覧

項番	日本語標準名	タグ名	タグ属性	属性	バイト数	繰返	内容設定（※1）									
							DE					OL受付	バッチ受付	OL請求PC	OL請求SV	OL特殊申請
							初期エントリ	更正申請	援用合体	原願	IB書類					
1	管理情報	jp:m-mi-acc-doc	○	－	－		○	－	－	○	○	○	－	○	－	○
2	書類分類	jp:m-documents-classification-code		C	V		○	●	－	○	○	○	－	○	－	－
3	四法コード	jp:m-law		9	1		○	●	－	○	○	○	－	○	－	－
4	出願番号	jp:m-application-number		9	10		○	●	－	○	○	○	●	○	－	－
5	国際出願番号	jp:m-international-application-number		C	9or 12		○	●	－	○	○	○	－	○	－	－
6	審判番号	jp:m-appeal-number		9	9or 10		○	●	－	－	－	○	－	○	－	－
~~7~~	~~申立番号~~	~~jp:m-motion-number~~		~~9~~	~~3~~		~~○~~	~~●~~	~~－~~	~~－~~	~~－~~	~~○~~	~~－~~	~~－~~	~~－~~	~~－~~
8	審判種別	jp:m-kind-of-appeals		C	V		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
9	登録番号	jp:m-registration-number		C	V		○	●	－	－	－	○	－	○	－	－
10	類似番号	jp:m-similar-design-number		9	V		○	●	－	－	－	~~○~~ －	－	－	－	－
11	整理番号	jp:m-arrangement-number		C	V		○	●	－	－	－	○	－	－	－	－
12	出願日	jp:m-filing-date		9	8		○	●	－	－	－	○	－	－	－	○
13	出願時刻	jp:m-filing-time		9	6		－	－	－	－	－	○	－	－	－	○
14	審判請求日	jp:m-appeal-date		9	8		○	●	－	－	－	○	－	－	－	－
15	受付番号	jp:m-receipt-number		C	11		○	－	－	○	○	○	－	○	●	○
16	登録受付番号	jp:m-receipt-number-for-reg		9	11		○	－	－	－	－	○	－	－	－	－
17	受付日	jp:m-receipt-date		9	8		○	●	－	－	－	○	－	○	●	○
18	ＤＯ受領日	jp:m-accept-date-of-do		9	8		－	－	－	－	○	－	－	－	－	－
18-1	ＩＰＥＡ受領日	jp:m-accept-date-of-ipea		9	8		－	－	－	－	○	－	－	－	－	－
19	提出日	jp:m-submission-date		9	8		○	●	－	－	－	○	－	○	●	○
20	国際出願日	jp:m-international-filing-date		9	8		○	●	－	－	○	○	－	－	－	－
21	受付形態	jp:m-acceptance-form		C	3		○	●	●	○	○	○	－	○	－	○
22	書類サイズ	jp:m-documents-size		9	V		○	●	●	○	○	○	－	○	－	○
23	明細書の有無	jp:m-description-data-flag		C	1		○	●	●	○	○	○	－	○	－	○
24	請求の範囲の有無	jp:m-claims-data-flag		C	1		○	●	●	○	○	○	－	○	－	○
25	図面の有無	jp:m-drawings-data-flag		C	1		○	●	●	○	○	○	－	○	－	○
26	要約書の有無	jp:m-abstract-data-flag		C	1		○	●	●	○	○	○	－	○	－	○
27	添付書類の有無	jp:m-attached-doc-data-flag		C	1		○	●	●	○	○	○	－	○	－	○
28	出願ソフト付与情報	jp:m-soft-opposition-article		－	－		－	－	－	－	－	○	－	○	－	○
29	出願ソフトバージョン	jp:m-application-software-version		C	4		－	－	－	－	－	○	－	○	－	○
30	出願ソフトチェック結果	jp:m-formality-check-result		C	1		－	－	－	－	－	○	－	○	－	○
31	カラー・２値フラグ	jp:m-color-binary-flag		C	1		－	－	－	－	－	○	－	○	－	○
32	申請人確認情報	jp:m-applicant-confirmation-article		－	－		－	－	－	－	－	○	－	○	－	○
33	確認情報	jp:m-confirmation-group		－	－	○	－	－	－	－	－	○	－	○	－	○
34	識別番号	jp:m-identification-number		C	9		－	－	－	－	－	○	－	○	－	○
35	区分	jp:m-division		C	2		－	－	－	－	－	○	－	○	－	○
36	住所又は居所	jp:m-address		K	V		－	－	－	－	－	－	－	－	－	○
37	氏名又は名称	jp:m-name		K	V		－	－	－	－	－	○	－	○	－	○
38	ＩＤ確認方法	jp:m-id-confirmation-way		C	1		－	－	－	－	－	○	－	○	●	○
39	ＩＤ確認結果	jp:m-id-confirmation-result		C	1		－	－	－	－	－	○	－	○	●	○
40	不備情報	jp:m-defect-group		－	－		－	－	－	－	－	═ ○	－	－	－	－
41	不備コード	jp:m-defect-code		9	2	○	－	－	－	－	－	═ ○	－	－	－	－
41-1	証明書情報	jp:m-certificate-group		－	－		－	－	－	－	－	○	－	~~○~~ －	═ ●	○
41-2	発行局	jp:m-certificate-authority		C	V		－	－	－	－	－	○	－	~~○~~ －	═ ●	○
41-3	シリアルNO	jp:m-serial-number		C	V		－	－	－	－	－	○	－	~~○~~ －	═ ●	○
42	プルーフ識別	jp:m-proof-descriminate		C	1		－	－	－	－	－	~~○~~ －	－	－	－	－
43	料金関係	jp:m-relation-charge-article		－	－		－	－	－	－	－	○	－	○	－	－
44	納付方法	jp:m-payment-way		C	1		－	－	－	－	－	○	－	○	－	－
45	納付金額	jp:m-kind-of-fee		9	V		－	－	－	－	－	○	－	○	－	－
46	会計種別	jp:m-kind-of-accounts		9	1		－	－	－	－	－	○	－	○	－	－
47	予納台帳番号	jp:m-account-number		9	6		－	－	－	－	－	○	－	○	－	－
48	納付書番号	jp:m-payment-number		9	11		－	－	－	－	－	~~○~~ －	－	－	－	－
48-1	納付番号	jp:m-electronic-cash-payment-number		9	16		－	－	－	－	－	○	－	○	－	－
48-2	振替番号	jp:m-transfer-number		9	8		－	－	－	－	－	○	－	○	－	－

項番	日本語標準名	タグ名	タグ属性	属性	バイト数	繰返	内容設定※ D E 初期エントリ	D E 更正申請	D E 援用合体	D E 原願	D E IB書類	OL受付	バッチ受付	OL請求PC	OL請求SV	OL特殊申請
49	提出された物件	jp:m-presented-object-article		－	－		－	－	－	－	－	○	－	－	－	－
50	物件	jp:m-object-group		－	－	○	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－
51	提出物件名	jp:m-present-object-name		K	V		－	－	－	－	－	○	－	－	－	－
52	提出物件コード	jp:m-present-object-code		C	6		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
53	物件電子化フラグ	jp:m-object-electronic-data-flag		C	1		－	－	－	－	－	○	－	－	－	－
54	外国語出願の表示	jp:m-indicate-foreign-lang		C	1		－	－	－	－	－	○	－	○	－	－
55	証明書有無フラグ	jp:m-existance-of-certificate		C	1		－	－	－	－	－	○	－	○	－	－
56	ＤＮＡ抽出識別	jp:m-dna-extraction-data-flag		C	1		－	－	－	－	－	○	－	○	－	－
57	データエントリ付与情報	jp:m-data-entry-article		－	－		○	●	●	○	○	－	－	－	－	－
58	カラー・２値フラグ	jp:m-color-binary-flag		C	1		○	●	●	○	○	－	－	－	－	－
59	消印不明フラグ	jp:m-stamp-unknown-flag		C	1		○	－	－	－	－	－	－	－	－	－
60	書留番号	jp:m-registered-letter-number		K	16		○	－	－	－	－	－	－	－	－	－
61	申請人確認情報	jp:m-applicant-confirmation-article		－	－		○	－	－	－	－	－	－	－	－	－
62	確認情報	jp:m-confirmation-group		－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－
63	識別番号	jp:m-identification-number		C	9		○	－	－	－	－	－	－	－	－	－
64	区分	jp:m-division		C	2		○	－	－	－	－	－	－	－	－	－
65	住所又は居所	jp:m-address		K	V		○	－	－	－	－	－	－	－	－	－
66	氏名又は名称	jp:m-name		K	V		○	－	－	－	－	－	－	－	－	－
67	ＩＤ確認方法	jp:m-id-confirmation-way		C	1		○	－	－	－	－	－	－	－	－	－
68	ＩＤ確認結果	jp:m-id-confirmation-result		C	1		○	－	－	－	－	－	－	－	－	－
69	不備情報	jp:m-defect-group		－	－		~~○~~ －	－	－	－	－	－	－	－	－	－
70	不備コード	jp:m-defect-code		9	2	○	~~○~~ －	－	－	－	－	－	－	－	－	－
70-1	証明書情報	jp:m-certificate-group		－	－		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
70-2	発行局	jp:m-certificate-authority		C	V		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
70-3	シリアルNO	jp:m-serial-number		C	V		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
71	データエントリ日付	jp:m-data-entry-date		9	8		○	●	●	○	○	－	－	－	－	－
72	料金関係	jp:m-relation-charge-article		－	－		○	－	－	－	－	－	－	－	－	－
73	納付方法	jp:m-payment-way		C	1		○	－	－	－	－	－	－	－	－	－
74	納付金額	jp:m-kind-of-fee		9	V		○	－	－	－	－	－	－	－	－	－
75	会計種別	jp:m-kind-of-accounts		9	1		○	－	－	－	－	－	－	－	－	－
76	予納台帳番号	jp:m-account-number		9	6		○	－	－	－	－	－	－	－	－	－
77	納付書番号	jp:m-payment-number		9	11		○	－	－	－	－	－	－	－	－	－
77-1	納付番号	jp:m-electronic-cash-payment-number		9	16		○	－	－	－	－	－	－	－	－	－
77-2	振替番号（※2）	jp:m-transfer-number		9	8		○	－	－	－	－	－	－	－	－	－
78	提出された物件	jp:m-presented-object-article		－	－		○	－	－	－	○	－	－	－	－	－
79	物件	jp:m-object-group		－	－	○	○	－	－	－	○	－	－	－	－	－
80	提出物件名	jp:m-present-object-name		K	V		○	－	－	－	○	－	－	－	－	－
81	提出物件コード	jp:m-present-object-code		C	6		○	－	－	－	○	－	－	－	－	－
82	物件電子化フラグ	jp:m-object-electronic-data-flag		C	1		○	－	－	－	○	－	－	－	－	－
83	原データの有無	jp:m-original-data-yes-or-no		9	1		○	－	－	－	－	－	－	－	－	－
84	更正申請	jp:m-correction-application-article		－	－		－	●	×	－	－	－	－	－	－	－
85	更正申請フラグ	jp:m-correction-application-flag		C	1		－	●	×	－	－	－	－	－	－	－
86	再方式審査の要否	jp:m-formality-retrial-necessity		C	1		－	●	×	－	－	－	－	－	－	－
87	~~四法コード区分~~	jp:m-law		C	1		－	●	×	－	－	－	－	－	－	－
88	出願番号	jp:m-application-number		9	10		－	●	×	－	－	－	－	－	－	－
89	国際出願番号	jp:m-international-application-number		C	12		－	●	~~×~~ ×	－	－	－	－	－	－	－
90	中間コード	jp:m-intermediate-code		C	V		－	●	×	－	－	－	－	－	－	－
91	原願電子化情報	jp:m-parent-application-elc-article		－	－		－	×	●	○	－	－	－	－	－	－
92	原願電子化フラグ	jp:m-parent-application-elc-flag		C	1		－	×	●	○	－	－	－	－	－	－
93	~~四法コード区分~~	jp:m-law		C	1		－	×	－	○	－	－	－	－	－	－
94	出願番号	jp:m-application-number		9	10		－	×	－	○	－	－	－	－	－	－
95	ＤＥ料徴収フラグ	jp:m-de-charge-flag		C	1		○	－	－	○	○	－	－	－	－	－
96	ダミー公開パンフ識別フラグ	jp:m-publication-pamphret-flag		C	1		－	－	－	－	○	－	－	－	－	－
97	在外者手続区分	jp:m-procedure-by-abroad-person		C	1		－	－	－	－	○	－	－	－	－	－
98	ＩＳＲ不作成フラグ	jp:m-isr-un-created		C	1		－	－	－	－	○	－	－	－	－	－
99	外国語出願の表示	jp:m-indicate-foreign-lang		C	1		○	－	－	○	○	－	－	－	－	－
100	証明書有無フラグ	jp:m-existance-of-certificate		C	1		○	－	－	○	○	－	－	－	－	－
101	ＤＮＡ抽出識別	jp:m-dna-extraction-discernment		C	1		○	－	－	○	○	－	－	－	－	－

項番	日本語標準名	タグ名	タグ属性	属性	バイト数	繰返	内容設定※ DE 初期エントリ	DE 更正申請	DE 援用合体	DE 原願	DE IB書類	OL受付	バッチ受付	OL請求PC	OL請求SV	OL特殊申請
102	庁内付与情報	jp:m-patent-opposition-article		—	—		—	—	—	—	—	○	● ○	—	●	○
103	受付チェック結果	jp:m-receipt-check-result		C	1		—	—	—	—	—	○	● ○	—	●	○
104	受付チェック結果メッセージ	jp:m-receipt-check-result-message		—	—		—	—	—	—	—	⊖ —	● —	—	●	○
105	メッセージ	jp:m-message		C	V	○	—	—	—	—	—	⊖ —	● —	—	●	○
106	方式審査継続開始日	jp:m-cont-formal-exam-start-date		9	8		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
107	特殊申請提出物件情報	jp:m-special-object-group		—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○
108	特殊申請物件名	jp:m-special-application-doc-name		K	V		—	—	—	—	—	—	—	—	—	○
109	電子署名情報	jp:m-signature-group		—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○
109-1	署名日時	jp:m-signature-date		-	-		—	—	—	—	—	—	—	—	—	○
110	署名検証結果	jp:m-signature-inspection-result		C	1		—	—	—	—	—	—	—	—	—	○
111	署名検証日時	jp:m-signature-inspection-date		9	8		—	—	—	—	—	—	—	—	—	○
112	失効日時	jp:m-expire-date		9	8		—	—	—	—	—	—	—	—	—	○
113	公開鍵	jp:m-public-key		Base64	V		—	—	—	—	—	—	—	—	—	○
113-1	公開鍵ＣＡ名称	jp:m-public-key-ca-name		C	V		—	—	—	—	—	—	—	—	—	○
113-2	公開鍵シリアル番号	jp:m-public-key-serial-number		C	V		—	—	—	—	—	—	—	—	—	○
114	公開鍵氏名	jp:m-public-key-name		C	V		—	—	—	—	—	—	—	—	—	○
115	公開鍵住所	jp:m-public-key-address		C	V		—	—	—	—	—	—	—	—	—	○
116	公開鍵参考情報	jp:m-public-key-info		C	V		—	—	—	—	—	—	—	—	—	○

※1 内容設定の記載

○：設定 …… 該当するタグを設定する。

●：更新 …… 該当するタグが存在しない場合、タグおよび内容を設定する。
該当するタグが存在する場合は、タグの内容を更新する。

×：削除 … 該当するタグの内容を削除する。

－：設定なし、 .. 該当するタグは設定しない。
又は、非更新 該当するタグが存在しても、タグの内容を更新しない。

※2 データエントリ付与情報配下の振替番号は、緊急避難案件、再DE（オンライン申請された案件で四法等に誤りがあった場合に、DE機関において修正を行い新規エントリとしてデータエントリすること）、特殊申請の場合にのみ設定する。

５．２．３　管理情報仕様

データエントリで扱う管理文書内の各項目の使用方法、ならびに設定方法を掲載。~~「日本国特許庁電子文書交換標準仕様（ＸＭＬ編）」から再掲。最新は、「日本国特許庁電子文書交換標準仕様（ＸＭＬ編）」を確認のこと。~~

管理情報仕様

項　番	1	項目名	管理情報	設定条件	◎
タグ名	jp:m-mi-acc-doc				
属　性	－		バイト数	－	

［項目内容説明］

［項目設定方法］
管理情報全体を指すタグとして設定する。
タグ属性として以下を設定する。(固定値)
lang="ja"
dtd-version="1.0"
xmlns:jp="http://www.jpo.go.jp"

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：有

(1)初期エントリ	設定する。
(2)更正申請	更新しない。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	設定する。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：有

(5)新規エントリ	設定する。

・ＯＬ受付
設定する。

・ＯＬ請求（出願ソフト）
設定する。

［補足説明］

項　番	2	項目名	書類分類	設定条件	◎
タグ名	jp:m-documents-classification-code				
属　性	C		バイト数	V（MAX８ﾊﾞｲﾄ）	

［項目内容説明］
四法コード、書類名と１：１に対応したコードであり、形態は以下の通り。

手続区分＋四法コード＋中間コード
(1)桁　　(1)桁　　(6)桁（最大）

［項目設定方法］
①書誌情報のタグ『書類名』の内容をそのまま設定する。

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ
入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：有　→管

(1)初期エントリ	項目設定方法に従い設定する。
(2)更正申請	項目設定方法に従い設定する。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	以下のように設定する。 手続区分　：“A” 四法コード：包袋より特定 中間コード：“63”

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ
入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：有　→管

(5)新規エントリ	項目設定方法に従い設定する。

・ＯＬ受付
Pkgheader の書類分類コードを設定する。

・ＯＬ請求（出願ソフト）
項目設定方法に従い設定する。

［補足説明］
①手続区分のコード体系を以下に示す。
・出願系　　… Ａ
・登録系　　… Ｒ
・審判系　　… Ｃ
・閲覧・証明請求 … Ｅ
・ＰＣＴ－ＲＯ　… Ｐ

②四法コードのコード体系を以下に示す。
・特　許　… １
・実用新案 … ２
・意　匠　… ３
・商　標　… ４

③中間コードは、英数字部分のみ設定しスペースは設定しない。

④設定例
例）特許願　→　Ａ１６３

項　番	3	項目名	四法コード	設定条件	◎
タグ名	jp:m-law				
属　性	9	バイト数	1		

［項目内容説明］
当該事件の四法を識別するコードである。

［項目設定方法］
・ＩＢ書類以外の場合
『書類名』の書類分類コード(*1)から四法~~区分~~コード部分（１桁）を抜き出して設定する。
四法~~区分~~コード
・特　許……１
・実　用……２
・意　匠……３
・商　標……４
＊書類分類コードの形態
大区分＋四法コード~~区分~~＋中間コード
(1)桁　(1)桁　(6)桁
・ＩＢ書類の場合
『事件の表示』配下の属性『四法種別』の内容を設定する。

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　物 件 票　個別案件　提出物件　Ｄ・Ｅ
入力方法：　手 入 力　機械入力　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：無

(1)初期エントリ	項目設定方法に従い設定する。
(2)更正申請	項目設定方法に従い設定する。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	包袋より四法を特定し設定する。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　物 件 票　個別案件　提出物件　Ｄ・Ｅ
入力方法：　手 入 力　機械入力　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：有　→管

(5)新規エントリ	項目設定方法に従い設定する。

・ＯＬ受付
pkgheader の書類分類コードの中から四法コード部分（1 桁）を設定する。

・ＯＬ請求（出願ソフト）
項目設定方法に従い設定する。

［補足説明］
①四法コードのコード体系を以下に示す。
・特　許　… 1
・実用新案 … 2
・意　匠　… 3
・商　標　… 4

項　番	4	項目名	出願番号	設定条件	◎
タグ名	jp:m-application-number				
属　性	９	バイト数	１０		

［項目内容説明］
当該事件の出願番号であり、形式は以下のとおり。

西暦年＋一連番号
(4)桁　　(6)桁

［項目設定方法］
下記のとおり項目を設定する。

①願書・国内書面及びＩＢ書類の場合、ALL〝０〟を設定する。
②「願書・国内書面及びＩＢ書類」以外の場合で『事件の表示』の『出願番号』が判明する場合は、『事件の表示』の『出願番号』より設定する。
③「願書・国内書面及びＩＢ書類」以外の場合で『事件の表示』の『出願番号』が判明しない場合は、ALL〝０〟を設定する。

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ
入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：無

(1)初期エントリ	項目設定方法に従い設定する。
(2)更正申請	項目設定方法に従い設定する。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	包袋より出願番号を特定し設定する。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ
入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：無

(5)新規エントリ	項目設定方法に従い設定する。

・ＯＬ受付
・願書の場合、受付システムで採番した出願番号を、~~設定~~更新する。（バッチ受付）
・願書以外の場合、pkgheader の事件の表示に出願番号が記述されている場合に設定する。
・願書以外で pkgheader の事件の表示に出願番号がない場合は、ALL“0”を設定する。

・ＯＬ請求（出願ソフト）
項目設定方法に従い、設定する。

［補足説明］
①審判係属中の手続書類については、必ず出願番号(ALL〝０〟ではない)を設定すること。
②一連番号が６桁に満たない場合は、先頭から０（ゼロ）を補って６桁で設定すること。

項　番	5	項目名	国際出願番号	設定条件	◎
タグ名	jp:m-international-application-number				
属　性	C		バイト数	９ ｏｒ １２	

［項目内容説明］
当該事件の国際出願番号であり以下に示す形式で表される。
（２００４年以降）
国コード＋西暦年＋一連番号
(2)桁　　(4)桁　(6)桁
（２００３年以前）
国コード＋西暦年＋一連番号
(2)桁　　(2)桁　(5)桁

［項目設定方法］
書誌の”事件の表示”の”国際出願番号”を設定する。
書誌に記載がない場合は、オールゼロ（12 桁）を設定する。

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　　物 件 票　個別案件　提出物件　　Ｄ・Ｅ
入力方法：　　手 入 力　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：無

(1)初期エントリ	項目設定方法に従い設定する。
(2)更正申請	項目設定方法に従い設定する。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	項目設定方法に従い設定する。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　　物 件 票　個別案件　提出物件　　Ｄ・Ｅ
入力方法：　　手 入 力　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：無

(5)新規エントリ	項目設定方法に従い設定する。

・ＯＬ受付
pkgheader の”国際出願番号”の内容を設定する。記載のない場合はオールゼロを設定する。

・ＯＬ請求（出願ソフト）
項目設定内容に従い設定する。

［補足説明］
①国コードは英字２桁でＩＣＩＲＥＰＡＴ・標準コードに定義されているコードとする。
②一連番号が５桁または６桁に満たない場合は、先頭より０（ゼロ）を補い６桁とする。
③国際出願番号の形式と設定例

例１）　ＰＣＴと“／”を除いた英数字で設定
ＰＣＴ／ＪＰ２００４／１９２４５６　→　JP2004192456
※西暦が２００４年のため１２桁
・先頭に“ＰＣＴ／”があり、西暦年と一連番号の間は必ず“／”で区切られているものとする。

例２）　先頭に“ＰＣＴ／”がなく西暦年と一連番号の間に“／”の記載がある
ＪＰ２００１／１２３４５　→　JP0112345
※西暦が２００１年のため９桁

例３）　上記以外
ＪＰ２００４３４　→　JP2004000034
※西暦が２００４年のため１２桁
・“／”は必ずないこととし、数字部分は５桁以上とする。

項　番	6	項目名	審判番号	設定条件	●
タグ名	jp:m-appeal-number				
属　性	9		バイト数	９ ｏｒ １０	

［項目内容説明］
当該事件の審判番号であり以下に示す形式で表わされる。

２００６年以前の審判番号
西暦年＋一連番号
(4)桁　(5)桁

２００７年以降の審判番号
西暦年＋一連番号
(4)桁　(6)桁

［項目設定方法］
①書誌の『事件の表示』にタグ『審判番号』が記載されている場合は、その内容から設定する。
②書誌の『事件の表示』にタグ『審判番号』が記載されていない場合は、タグを設定しない。

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　物 件 票　個別案件　提出物件　Ｄ・Ｅ
入力方法：　手 入 力　機械入力　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：無

(1)初期エントリ	項目設定方法に従い設定する。
(2)更正申請	項目設定方法に従い設定する。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	設定しない。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　物 件 票　個別案件　提出物件　Ｄ・Ｅ
入力方法：　手 入 力　機械入力　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：無

(5)新規エントリ	設定しない。

・ＯＬ受付
・pkgheader の審判番号の内容を設定する。

・ＯＬ請求（出願ソフト）
項目設定方法に従い設定する。

［補足説明］

設定方法は以下のとおり。

（1）２００６年以前の場合

〈審判番号〉200012345〈/審判番号〉　　アンダーライン部分を設定する

（2）２００７年以降の場合

〈審判番号〉2007123456〈/審判番号〉　　アンダーライン部分を設定する

項　番	7	項目名	申立番号	設定条件	●
タグ名	jp:m-motion-number				
属　性	9	バイト数	3		

［項目内容説明］
異議番号に対して登録番号単位に付与される枝番である。

当事者系審判の開発中断により削除

［項目設定方法］
①『事件の表示』のタグ『審判番号』に申立番号が記載されている場合は、その内容を設定する。
②『事件の表示』にタグ『審判番号』がない場合、または『審判番号』があって申立番号の記載がない場合、タグを設定しない。

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：無

(1)初期エントリ	項目設定方法に従い設定する。
(2)更正申請	項目設定方法に従い設定する。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	設定しない。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(5)新規エントリ	設定しない。

・ＯＬ受付
pkgheader の審判番号より設定する。

・ＯＬ請求
申立番号記載不可の為、設定しない。

［補足説明］
設定方法は以下のとおり。
〈審判番号〉200012345-001〈/審判番号〉
アンダーライン部分を設定する際、３桁に満たない場合は“0”埋めを行う。
注)『審判番号』タグ内の”-“（ハイフン）以降が申立番号である

項　番	8	項目名	審判種別	設定条件	－
タグ名	jp:m-kind-of-appeals				
属　性	C		バイト数	V (MAX3ﾊﾞｲﾄ)	

［項目内容説明］

［項目設定方法］
ＸＭＬ書類では設定しない。

［項目設定条件］
・ＰＣソフト
　設定しない。

・ＤＥ
　入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

　入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

　論理ﾁｪｯｸ：

(1)初期エントリ	設定しない。
(2)更正申請	更新しない。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	設定しない。

　ＩＢ書類の場合
　入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

　入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

　論理ﾁｪｯｸ：

(5)新規エントリ	設定しない。

・ＯＬ受付
　設定しない。

・ＯＬ請求
　更新しない。

［補足説明］

項　番	9	項目名	登録番号	設定条件	●
タグ名	jp:m-registration-number				
属　性	C	バイト数	V（MAX73バイト）		

［項目内容説明］
当該事件の登録番号であり、以下に示す構成で表わされる。(分割番号、防護番号は設定されない場合もある)

登録番号＋分割番号＋“/”　＋　防護番号
(7)桁　(任意)桁　区切文字　最大（3）桁

注）分割番号は”-“（ﾊｲﾌﾝ,負符号）と数字１桁の繰り返し（最大３１回）
防護番号は区切り文字“/”のうしろに最大３桁の数字
“/”は半角

［項目設定方法］
①『事件の表示』にタグ『登録番号』がある場合は、類似番号を除いてその内容を設定する。
②『事件の表示』にタグ『登録番号』がない場合は、タグを設定しない。

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　物 件 票　個別案件　提出物件　Ｄ・Ｅ

入力方法：　手 入 力　機械入力　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：無

(1)初期エントリ	項目設定方法に従い設定する。
(2)更正申請	項目設定方法に従い設定する。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	設定しない。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　物 件 票　個別案件　提出物件　Ｄ・Ｅ

入力方法：　手 入 力　機械入力　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(5)新規エントリ	設定しない。

・ＯＬ受付
pkgheader の登録番号より設定する。

・ＯＬ請求（出願ソフト）
項目設定方法に従い設定する。

［補足説明］

設定方法は以下のとおり。（アンダライン部分を設定する）

(1)特許の場合
〈登録番号　四法種別=”特許”〉1234567〈/登録番号〉

(2)実用の場合
〈登録番号　四法種別=”実用”〉1234567〈/登録番号〉

(3)意匠の場合
・類似番号が設定されていない場合
〈登録番号　四法種別=”意匠”〉1234567〈/登録番号〉

・類似番号が設定されている場合
〈登録番号　四法種別=”意匠”〉1234567/01〈/登録番号〉

注）類似番号は意匠の場合のみ発生し、登録番号の”/”以降の部分に設定されている

(4)商標の場合
・分割番号、防護番号が設定されていない場合
〈登録番号　四法種別=”商標”〉1234567〈/登録番号〉

・分割番号が設定されている場合
〈登録番号　四法種別=”商標”〉1234567-1-1〈/登録番号〉

・防護番号が設定されている場合
〈登録番号　四法種別=”商標”〉1234567/11〈/登録番号〉

・分割番号と防護番号が設定されている場合
〈登録番号　四法種別=”商標”〉1234567-1-1/2〈/登録番号〉

④閲覧・証明請求書では、類似番号、防護番号による事件請求はできない。

項　番	１０	項目名	類似番号	設定条件	●
タグ名	jp:m-similar-design-number				
属　性	９	バイト数	Ｖ（MAX３ﾊﾞｲﾄ）		

［項目内容説明］
当該事件の類似番号を設定する。

類似番号範囲　　１～９９９

［項目設定方法］
①四法が意匠で『事件の表示』にタグ『登録番号』があり類似番号が存在する場合、抽出し設定する。
②四法が意匠で『事件の表示』にタグ『登録番号』の記載がない、又はタグ『登録番号』に類似番号の記載がない場合は、タグの設定を行わない。
③四法が意匠以外はタグの設定を行わない

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：無

(1)初期エントリ	項目設定方法に従い設定する。
(2)更正申請	項目設定方法に従い設定する。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	設定しない。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(5)新規エントリ	設定しない。

・ＯＬ受付
~~項目設定方法に従い設定する~~設定しない。

・ＯＬ請求
なし。

［補足説明］

設定方法は以下のとおり。（アンダライン部分を設定する）

〈登録番号　四法種別=”意匠”〉1234567/123〈/登録番号〉

注）類似番号は意匠の場合のみ発生し、登録番号の”/”以降の部分に設定されている

・類似番号は、単独で使用されることはない。類似番号が記載される場合は、登録番号と対で設定される。

項　番	１１	項目名	整理番号	設定条件	●
タグ名	jp:m-arrangement-number				
属　性	C	バイト数	Ｖ (MAX10)		

［項目内容説明］
当該事件の整理番号である。

［項目設定方法］
『事件の表示』にタグ『整理番号』がある場合は、その内容を設定する。
『事件の表示』にタグ『整理番号』が設定されていない場合は、タグを設定しないこと。

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：無

(1)初期エントリ	項目設定方法に従い設定する。
(2)更正申請	項目設定方法に従い設定する。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	設定しない。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(5)新規エントリ	設定しない。

・ＯＬ受付
項目設定方法に従い設定する。

・ＯＬ請求
設定しない。

［補足説明］
①整理番号で使用できる文字種は 英数字（大文字のみ）（‘A’～‘Z’，‘0’～‘9’）及び‘－’(ﾊｲﾌﾝ,負符号)とする。
②書誌情報に『事件の表示』の『整理番号』が存在しない場合は、タグの設定はしない。

項　番	１２	項目名	出願日	設定条件	●
タグ名	jp:m-filing-date				
属　性	９		バイト数	８	

［項目内容説明］
当該事件の出願日であり以下の構成で表わす。

西暦年＋　月　＋　日
(4)桁　　(2)桁　(2)桁

［項目設定方法］
①『事件の表示』にタグ『出願日』がある場合は
その内容を設定する。
②『事件の表示』にタグ『出願日』が設定されていない場合は、タグの設定しないこと。

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：無

(1)初期エントリ	項目設定方法に従い設定する。
(2)更正申請	項目設定方法に従い設定する。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	設定しない。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(5)新規エントリ	設定しない。

・ＯＬ受付
pkgheader の出願日の内容を設定する。

・ＯＬ請求
設定しない。

［補足説明］

項　番	１３	項目名	出願時刻	設定条件	●
タグ名	jp:m-filing-time				
属　性	９		バイト数	６	

［項目内容説明］
出願時刻を以下の構成で表わす。

時 ＋ 分 ＋ 秒
(2)桁　(2)桁　(2)桁　　(時の設定範囲は、“00”～“23”)

［項目設定方法］

・ＤＥの場合、
　タグの設定を行わない。

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(1)初期エントリ	設定しない。
(2)更正申請	更新しない。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	設定しない。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(5)新規エントリ	設定しない。

・ＯＬ受付
登録要求時に受付システムで取得した時刻を設定する。

・ＯＬ請求
設定しない。

［補足説明］
・時、分、秒について１桁の場合は、０を補って２桁で表すこと。

項　番	１４	項目名	審判請求日	設定条件	●
タグ名	jp:m-appeal-date				
属　性	9		バイト数	8	

［項目内容説明］
審判請求書の提出日~~、異議申立書の提出日、判定請求書の提出日~~であり以下の構成で表わす。

西暦年＋　月　＋　日
(4)桁　　(2)桁　(2)桁

［項目設定方法］
①書誌の『事件の表示』にタグ『審判請求日』がある場合は、
その内容を設定する。
②書誌の『事件の表示』にタグ『審判請求日』が設定されていない場合は、タグの設定しないこと。

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　　物 件 票　個別案件　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：無

(1)初期エントリ	項目設定方法に従い設定する。
(2)更正申請	項目設定方法に従い設定する。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	設定しない。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(5)新規エントリ	設定しない。

・ＯＬ受付
pkgheader の『事件の表示』から設定を行う。

・ＯＬ請求
設定しない。

［補足説明］

項　番	１５	項目名	受付番号	設定条件	◎
タグ名	jp:m-receipt-number				
属　性	C		バイト数	１１	

［項目内容説明］
書類にユニークに付与される番号である。受付番号、請求番号の構成は以下のとおり

受付番号　申請形態＋西暦年下２桁＋連番
(1)桁　(2)桁　(8)桁

請求番号　申請形態＋西暦年下２桁＋請求種別＋四法コード＋一連番号
(1)桁　(2)桁　(1)桁　(1)桁　(6)桁

［項目設定方法］
出願ソフトの場合は、ALL"0"
ＤＥの場合は、発注伝票で指定している番号を手続単位で付与する。

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：発注伝票　物 件 票　個別案件　提出物件　Ｄ・Ｅ

入力方法：手 入 力　機械入力　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：有　→管

(1)初期エントリ	項目設定方法に従い設定する。
(2)更正申請	更新しない。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	項目設定方法に従い設定する。

ＩＢ書類の場合
入力元：発注伝票　物 件 票　個別案件　提出物件　Ｄ・Ｅ

入力方法：手 入 力　機械入力　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：有　→管

(5)新規エントリ	項目設定方法に従い設定する。

・ＯＬ受付
登録要求時に受付システムで受付番号を採番し、設定する。

・ＯＬ請求（サーバ）
請求データ登録要求時に請求番号を採番し、設定する。
・ＯＬ請求（出願ソフト）
オール“0”を設定する。

［補足説明］
①本項目はＯＬ請求の場合、請求番号として使用する。

項　番	１６	項目名	登録受付番号	設定条件	●
タグ名	jp:m-receipt-number-for-reg				
属　性	９		バイト数	１１	

［項目内容説明］
当該事件の登録受付番号である。

［項目設定方法］
当該事件の手続区分が“R”（登録）の場合、ALL“0”を設定する。
上記以外の書類の場合は、タグを設定しない。

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　　物 件 票　[個別案件]　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　[機械入力]　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：無

(1)初期エントリ	項目設定方法に従い設定する。
(2)更正申請	更新しない。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	設定しない。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(5)新規エントリ	設定しない。

・ＯＬ受付
・pkgheader より設定した書類分類コードの手続区分がＲ（登録）の場合、ALL” ０”を設定する。
・上記以外の書類の場合は、タグを設定しない。

・ＯＬ請求
設定しない。

［補足説明］

項　番	１７	項目名	受付日	設定条件	●
タグ名	jp:m-receipt-date				
属　性	９		バイト数	８	

［項目内容説明］
当該書類の受付日である。構成は以下のとおりである。

西暦年＋　月　＋　日
(4)桁　　(2)桁　(2)桁

［項目設定方法］

ＤＥの場合は物件票に押印されている丸判の和暦年を西暦年に変換して設定する。
※丸判の押印がない場合電子化不能
※特殊申請の場合、送付票の管理情報の受付日（jp:m-receipt-date）を設定する。

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　物 件 票　個別案件　提出物件　Ｄ・Ｅ

入力方法：　手 入 力　機械入力　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：無

(1)初期エントリ	項目設定方法に従い設定する。
(2)更正申請	~~更新しない~~指示があった場合、項目設定方法に従い更新する。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	設定しない。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　物 件 票　個別案件　提出物件　Ｄ・Ｅ

入力方法：　手 入 力　機械入力　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(5)新規エントリ	設定しない。

・ＯＬ受付
登録要求時に受付日を設定する。

・ＯＬ請求（サーバ）
請求データ登録要求時に受付日を設定する。
・ＯＬ請求（出願ソフト）
オール“0”を設定する。

［補足説明］
①月、及び日について０を補って２桁で表わすこと。

項　番	１８	項目名	ＤＯ受領日	設定条件	●
タグ名	jp:m-accept-date-of-do				
属　性	９		バイト数	８	

［項目内容説明］
ＩＢ書類（中間コードIBxxxx）のＤＯ受領日を以下の構成で設定する。

西暦年＋　月　＋　日
(4)桁　(2)桁　(2)桁

［項目設定方法］
発注伝票に記載されたＤＯ受領日を西暦に変換し、数字部分のみ８桁で設定する。

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(1)初期エントリ	設定しない。
(2)更正申請	更新しない。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	設定しない。

ＩＢ書類の場合
入力元：[発注伝票]　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：[手 入 力]　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：無

(5)新規エントリ	項目設定方法に従い設定する。

・ＯＬ受付
更新しない。

・ＯＬ請求
更新しない。

［補足説明］
①月、及び日について０を補って２桁で表わすこと。

項　番	１９	項目名	提出日	設定条件	●
タグ名	jp:m-submission-date				
属　性	９		バイト数	８	

［項目内容説明］

当該書類の提出日である。オンライン申請の場合は、受付日と同じ日付となる。

西暦年＋　月　＋　日
(4)桁　　(2)桁　(2)桁

［項目設定方法］

ＤＥの場合は、以下のように設定する。

窓口で受付の場合

・提出物件票に提出日（差出印）がある場合、西暦年月日で設定。
・提出物件票に提出日がない場合、又は提出日（差出日）と受付日（丸判）が相違している場合は、丸判の年月日を西暦年に変換し設定する。
（日付相違がある場合、包袋にその旨を記載。）

郵送で受付の場合

・提出物件票に提出日があり 適 の押印がある場合、または提出日の押印がある場合、西暦年月日で設定。
・提出物件票に消印不明・消印なし・料金後納の押印がある場合、丸判の年月日を西暦で設定。
・押印がない場合、電子化不能とし、電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する

特殊申請の場合、送付票の管理情報の提出日（jp:m-submission-date）を設定。

［項目設定条件］

・ＤＥ

入力元：　発注伝票　物 件 票　個別案件　提出物件　Ｄ・Ｅ

入力方法：　手 入 力　機械入力　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：無

(1)初期エントリ	項目設定方法に従い設定する。
(2)更正申請	~~更新しない~~指示があった場合、項目設定方法に従い更新する。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	設定しない。

ＩＢ書類の場合

入力元：　発注伝票　物 件 票　個別案件　提出物件　Ｄ・Ｅ

入力方法：　手 入 力　機械入力　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(5)新規エントリ	設定しない。

・ＯＬ受付
　　登録要求時に提出日を設定する。

・ＯＬ請求（サーバ）
　　請求データ登録要求時に提出日を設定する。
・ＯＬ請求（出願ソフト）
　　オール“0”を設定する。

［補足説明］
①月、及び日について０を補って２桁で表わすこと。

項　番	２０	項目名	国際出願日	設定条件	●
タグ名	jp:m-international-filing-date				
属　性	９		バイト数	８	

［項目内容説明］
当該事件の国際出願日であり以下の構成で表わす。

西暦年＋　月　＋　日
(4)桁　　(2)桁　(2)桁

［項目設定方法］
①ＩＢ系書類以外の場合で、タグ『事件の表示』にタグ『国際出願日』がある場合は、その内容を設定する。
②ＩＢ系書類以外の場合で、タグ『事件の表示』にタグ『国際出願日』がない場合は、タグを設定しない。
③ＩＢ系書類で国際公開パンフレット（中間コードIB349）の場合、書誌仕様【国際出願日】で設定された内容を設定する。
④ＩＢ系書類で国際公開パンフレット以外の場合、ＡＬＬ“0”を設定する。

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　　物 件 票　個別案件　提出物件　　Ｄ・Ｅ
入力方法：　　手 入 力　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：無

(1)初期エントリ	項目設定方法に従い設定する。
(2)更正申請	項目設定方法に従い設定する。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	設定しない。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　　物 件 票　個別案件　提出物件　　Ｄ・Ｅ
入力方法：　　手 入 力　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：無

(5)新規エントリ	項目設定方法に従い設定する。

・ＯＬ受付
pkgheader の国際出願日から設定する。

・ＯＬ請求
設定しない。

［補足説明］
①月、及び日について０を補って２桁で表わすこと。

項　番	２１	項目名	受付形態	設定条件	◎
タグ名	jp:m-acceptance-form				
属　性	C		バイト数	3	

［項目内容説明］
当該書類の受付形態である。構成は以下のとおり。

提出場所＋申請形態
(2)桁　　(1)桁

［項目設定方法］
発注番号（注１）の申請形態を表す１桁目より当該コードを設定する。
（注１）発注番号の構成は、別紙の「発注番号構成表」を参照して下さい。
・ＤＥの場合（ＩＢ書類以外）
初期エントリで窓口受付の場合、“００１”
初期エントリで郵送受付の場合、“００２”
初期エントリで特殊申請の場合、“００３”
更正申請の場合、“００９”
援用合体の場合、“００７”
原願の場合、“００８”
・ＩＢ書類のＤＥの場合　、“００６”

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：[発注伝票]　物 件 票　個別案件　提出物件　Ｄ・Ｅ

入力方法：[手 入 力]　機械入力　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：有　→管

(1)初期エントリ	項目設定方法に従い設定する。
(2)更正申請	項目設定方法に従い設定する。
(3)援用合体	項目設定方法に従い設定する。
(4)原願	項目設定方法に従い設定する。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　物 件 票　個別案件　提出物件　[Ｄ・Ｅ]

入力方法：　手 入 力　[機械入力]　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：有　→管

(5)新規エントリ	項目設定方法に従い設定する。

・ＯＬ受付
固定で”００５”を設定する。

・ＯＬ請求（サーバ）
更新しない。
・ＯＬ請求（出願ソフト）
出願ソフトの場合、“００５”

［補足説明］
提出場所は、”００”（特許庁）で固定。

受付形態の形式

申請形態	受付形態
１：紙申請（窓口）	“001”
２：紙申請（郵送）	“002”
３：ＦＤ（窓口） 2024 年 1 月以降は特殊申請	“003”
４：ＦＤ（郵送）	“004”
５：オンライン	“005”
６：ＰＣＴ	“006”
７：援用	“007”
８：原願	“008”
９：更正	“009”

項　番	２２	項目名	書類サイズ	設定条件	◎
タグ名	jp:m-documents-size				
属　性	９	バイト数	Ｖ　(MAX　５ﾊﾞｲﾄ)		

［項目内容説明］
アーカイブを解凍したときのファイルで、ファイル一覧 XML、管理情報 XML、イメージ一覧 XML、package-data、pkgheader を除いたファイルのファイルサイズの合計を設定する。

［項目設定方法］
ファイル一覧ＸＭＬ、管理情報ＸＭＬ、イメージ一覧ＸＭＬ、package-data、pkgheader、を除いたファイルのファイルサイズの合計を設定する。
書類サイズの合計をＫＢ（キロバイト）に変換して設定する。
１ＫＢ　＝　１０２４Ｂ
書類サイズが３２７６７ＫＢを超える場合は、３２７６７を設定する。
(注)　ＫＢに変換するとき端数は切り上げて設定する。

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ
入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送
論理ﾁｪｯｸ：無

(1)初期エントリ	項目設定方法に従い設定する。
(2)更正申請	項目設定方法に従い設定する。
(3)援用合体	項目設定方法に従い設定する。
(4)原願	項目設定方法に従い設定する。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ
入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送
論理ﾁｪｯｸ：無

(5)新規エントリ	項目設定方法に従い設定する。

・ＯＬ受付
項目設定方法に従い設定する。

・ＯＬ請求
（出願ソフト）項目設定方法に従い設定する。
(サーバ)　更新しない。

［補足説明］

項　番	２３	項目名	明細書の有無	設定条件	◎
タグ名	jp:m-description-data-flag				
属　性	C		バイト数	1	

［項目内容説明］
明細書の有無を設定する。

［項目設定方法］
明細書が添付されている場合に”１”を設定する。それ以外の場合は“０”を設定する。
※明細書の添付がなく、<description>タグを設定した場合は“０”を設定する。

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：無

(1)初期エントリ	項目設定方法に従い設定する。
(2)更正申請	項目設定方法に従い設定する。
(3)援用合体	項目設定方法に従い設定する。
(4)原願	項目設定方法に従い設定する。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：無

(5)新規エントリ	項目設定方法に従い設定する。

・ＯＬ受付
項目設定方法に従い設定する。

・ＯＬ請求
（出願ソフト）項目設定方法に従い設定する。
（サーバ）更新しない。

項　番	２４	項目名	請求の範囲の有無	設定条件	◎
タグ名	jp:m-claims-data-flag				
属　性	C		バイト数	1	

［項目内容説明］
請求の範囲の有無を設定する。

［項目設定方法］
請求の範囲が添付されている場合に“１”を設定する。それ以外の場合は“０”を設定する。
※請求の範囲の添付がなく、<claims>タグを設定した場合は“０”を設定する。
※誤って請求の範囲が明細書中に記載され、明細書から切り出して電子化する場合は、
請求の範囲の添付ありとみなし、“１”を設定する。

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：無

(1)初期エントリ	項目設定方法に従い設定する。
(2)更正申請	項目設定方法に従い設定する。
(3)援用合体	項目設定方法に従い設定する。
(4)原願	項目設定方法に従い設定する。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：無

(5)新規エントリ	項目設定方法に従い設定する。

・ＯＬ受付
項目設定方法に従い設定する。

・ＯＬ請求
（出願ソフト）項目設定方法に従い設定する。
(サーバ)　更新しない。

項　番	２５	項目名	図面の有無	設定条件	◎
タグ名	jp:m-drawings-data-flag				
属　性	C	バイト数	1		

［項目内容説明］
図面の有無を設定する。

［項目設定方法］
図面のルートタグ（drawings）が存在する場合は”１”を、存在しない場合は”０”を設定する。

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：無

(1)初期エントリ	項目設定方法に従い設定する。
(2)更正申請	項目設定方法に従い設定する。
(3)援用合体	項目設定方法に従い設定する。
(4)原願	項目設定方法に従い設定する。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：無

(5)新規エントリ	項目設定方法に従い設定する。

・ＯＬ受付
項目設定方法に従い設定する。

・ＯＬ請求
（出願ソフト）項目設定方法に従い設定する。
（サーバ）　更新しない。

項　番	２６	項目名	要約書の有無	設定条件	◎
タグ名	jp:m-abstract-data-flag				
属　性	C		バイト数	1	

［項目内容説明］
要約書の有無を設定する。

［項目設定方法］
要約書のルートタグ（abstract）が存在する場合は、”１”を、存在しない場合は、”０”を設定する。

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：　**無**

(1)初期エントリ	項目設定方法に従い設定する。
(2)更正申請	項目設定方法に従い設定する。
(3)援用合体	項目設定方法に従い設定する。
(4)原願	項目設定方法に従い設定する。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：　無

(5)新規エントリ	項目設定方法に従い設定する。

・ＯＬ受付
項目設定方法に従い設定する。

・ＯＬ請求
（出願ソフト）項目設定方法に従い設定する。
（サーバ）更新しない。

項　番	２７	項目名	添付書類の有無	設定条件	◎
タグ名	jp:m-attached-doc-data-flag				
属　性	C		バイト数	1	

［項目内容説明］
添付書類の有無を設定する。

［項目設定方法］
jp:attaching-document.xml が存在する場合は、”１”を設定する。存在しない場合は”０”を設定する。

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　D・E

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：　**無**

(1)初期エントリ	項目設定方法に従い設定する。
(2)更正申請	項目設定方法に従い設定する。
(3)援用合体	項目設定方法に従い設定する。
(4)原願	項目設定方法に従い設定する。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　D・E

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：　無

(5)新規エントリ	項目設定方法に従い設定する。

・ＯＬ受付
項目設定方法に従い設定する。

・ＯＬ請求
（出願ソフト）項目設定方法に従い設定する。
（サーバ）更新しない。

項　番	２８	項 目 名	出願ソフト付与情報	設定条件	●
タグ名	jp:m-soft-opposition-article				
属　性	－		バイト数	－	

［項目内容説明］
パソコン出願ソフトで付与される項目を総括するグループ筆頭項目である。

［項目設定方法］
パソコン出願ソフトで付与される管理情報全体を指すタグとして設定する。
本グループタグに設定される内容はない。

［項目設定条件］

・ＤＥ

入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(1)初期エントリ	設定しない。
(2)更正申請	更新しない。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	設定しない。

ＩＢ書類の場合

入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(5)新規エントリ	設定しない。

・ＯＬ受付

項目設定方法に従い設定する。

・ＯＬ請求（出願ソフト）

項目設定方法に従い設定する。

［補足説明］
ＤＥにおいて、当該タグの設定・更新は行わない。

項　番	２９	項 目 名	出願ソフトバージョン	設定条件	●
タグ名	jp:m-application-software-version				
属　性	C		バイト数	4	

［項目内容説明］
パソコン出願ソフトのバージョン番号であり、構成は以下のとおり。

バージョン＋リビジョン
(2)桁　　(2)桁

［項目設定方法］
使用しているパソコン出願ソフトのバージョン番号を設定する。

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(1)初期エントリ	設定しない。
(2)更正申請	更新しない。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	設定しない。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：無

(5)新規エントリ	設定しない。

・ＯＬ受付
pkgheader の出願ソフトバージョンより設定する。

・ＯＬ請求（出願ソフト）
項目設定方法に従い設定する。

［補足説明］
①パソコン出願ソフトのバージョン、リビジョンの考え方を以下に示す。
・バージョンの範囲は００～FF（１６進形式で使用する）
・リビジョンの範囲は００～FF（１６進形式で使用する）

・バグ吸収等はリビジョンを＋１することで吸収する。
・法制度変更等による仕様変更はバージョンを使用する。
・バージョン、リビジョンは、業務個別ではなくパソコン出願ソフト全体としてバージョンアップすること。

項　番	３０	項 目 名	出願ソフトチェック結果	設定条件	●
タグ名	jp:m-formality-check-result				
属　性	C		バイト数	1	

［項目内容説明］
パソコン出願ソフトで文書チェックをおこなった結果である。

［項目設定方法］
パソコン出願ソフトで文書チェックした結果コードを設定する。
エラーなし　　：0（ゼロ）
軽微なエラーあり：W

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(1)初期エントリ	設定しない。
(2)更正申請	更新しない。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	設定しない。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：無

(5)新規エントリ	設定しない。

・ＯＬ受付
pkgheader の出願ソフトチェック結果より設定する。

・ＯＬ請求（出願ソフト）
項目設定方法に従い設定する。

［補足説明］
軽微なエラーである場合はＷ（warning の略）を設定する。

項　番	３１	項 目 名	カラー・２値フラグ	設定条件	●
タグ名	jp:m-color-binary-flag				
属　性	C		バイト数	1	

［項目内容説明］
カラーイメージ（ハーフトーン含む）が存在するか否かに使用する。

［項目設定方法］
ＪＰＥＧイメージ（フルカラー又はグレイスケール）が１つ以上存在する場合に“1”を設定する。
ＪＰＥＧイメージが存在しない、又、イメージが存在しない場合は“0”を設定。

ＪＰＥＧイメージ有り　“1”
ＪＰＥＧイメージなし　“0”
イメージ添付なし　“0”

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　物 件 票　個別案件　提出物件　Ｄ・Ｅ

入力方法：　手 入 力　機械入力　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：無

(1)初期エントリ	設定しない。
(2)更正申請	更新しない。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	設定しない。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　物 件 票　個別案件　提出物件　Ｄ・Ｅ

入力方法：　手 入 力　機械入力　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：無

(5)新規エントリ	設定しない。

・ＯＬ受付
項目設定方法に従い設定する。

・ＯＬ請求（出願ソフト）
項目設定方法に従い設定する。

［補足説明］

項　番	３２	項 目 名	申請人確認情報	設定条件	●
タグ名	jp:m-applicant-confiration-article				
属　性	－		バイト数	－	

［項目内容説明］
申請人確認情報のグループを総括するグループ筆頭項目である。

［項目設定方法］
申請人確認情報のグループ全体を指すタグとして設定する。
本タグに設定する内容はない。

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(1)初期エントリ	設定しない。
(2)更正申請	更新しない。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	設定しない。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：無

(5)新規エントリ	設定しない。

・ＯＬ受付
項目設定方法に従い設定する。

・ＯＬ請求（出願ソフト）
項目設定方法に従い設定する。

［補足説明］
本タグの中には少なくとも１つ以上の確認情報が存在すること。

項　番	３３	項 目 名	確認情報	設定条件	●
タグ名	jp:m-confirmation-group				
属　性	－		バイト数	－	

［項目内容説明］
申請人の確認情報のグループを管理する項目であり、申請人の確認情報のグループ数分、繰り返す。

オンライン受付の場合、ログオン者のみを設定するため、繰り返し数は必ず“1”となる。

［項目設定方法］
申請人の確認情報のグループを指すタグとして設定する。
本タグに設定される内容はない。

［項目設定条件］

・ＤＥ

入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(1)初期エントリ	設定しない。
(2)更正申請	更新しない。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	設定しない。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：無

(5)新規エントリ	設定しない。

・ＯＬ受付
項目設定方法に従い設定する。

・ＯＬ請求（出願ソフト）
項目設定方法に従い設定する。

［補足説明］
①繰り返し内の項目は書誌情報内での繰り返しに対応する。よって識別番号、氏名、住所が１繰り返し内で同一人であること。
②グループ内での設定条件は以下の２通りのケースのみとし、ケース１を優先する。

凡例：○必須、－設定なし

ケース	識別番号	区分	住所又は居所	氏名又は名称
1	○	○	－	○
2	－	○	○	○

項　番	３４	項 目 名	識別番号	設定条件	●
タグ名	jp:m-identification-number				
属　性	C	バイト数	9		

［項目内容説明］
申請者単位に付与される番号（コード）である。

［項目設定方法］
・ＯＬ受付
①刊行物等提出書以外の書類の場合、又は刊行物等提出書の書誌に識別番号の設定がある場合
ログオン者の識別番号を設定する。

②刊行物等提出書の書誌に識別番号の設定がない場合、又は“省略”が設定された場合
識別番号のタグは設定しない。

・ＯＬ請求（出願ソフト）
書誌情報部の申請者の記事、代理人の記事等に設定された識別番号を設定する。

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(1)初期エントリ	設定しない。
(2)更正申請	更新しない。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	設定しない。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：無

(5)新規エントリ	設定しない。

・ＯＬ受付
項目設定方法に従い設定する。

・ＯＬ請求（出願ソフト）
項目設定方法に従い設定する。

［補足説明］
①手続能力(注)のある申請人、もしくは代理人全員を設定する。(オンラインの場合はログオン者のみ)
注）申請者の記事、提出者の記事、手続した代理人の記事、代理人の記事に記載された人の情報である。
但し、出願人名義変更届、出願人名義変更届（一般承継）の場合は、上記に加え事件の
出願人の記事又は事件の出願人の代理人の記事をいう。

②申請人、代理人等情報で識別番号が存在するケースは必ず設定すること。
（識別番号があるにも関わらず住所、氏名のみ管理情報に設定しないこと）

項　番	３５	項 目 名	区分	設定条件	●
タグ名	jp:m-division				
属　性	C	バイト数	２		

［項目内容説明］
手続者の区分を表す。

［項目設定方法］
以下の条件により対応するコード値を設定する。
・「申請者の記事」、「手続した代理人の記事」内の者　“０１”
・「代理人の記事」内の者　“０３”
・「事件の出願人の記事」内の者　“１７”
・「事件の出願人の代理人の記事」内の者　“４７”

但し、コード“１７”、“４７”は出願人名義変更届（中間コード711)、出願人名義変更届（一般承継）（中間コード712）の場合のみ設定する。

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　物 件 票　個別案件　提出物件　Ｄ・Ｅ

入力方法：　手 入 力　機械入力　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(1)初期エントリ	設定しない。
(2)更正申請	更新しない。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	設定しない。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　物 件 票　個別案件　提出物件　Ｄ・Ｅ

入力方法：　手 入 力　機械入力　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(5)新規エントリ	設定しない。

・ＯＬ受付
ログオン者と識別番号が書誌で一致した先頭の手続可能者の区分を設定する。

・ＯＬ請求（出願ソフト）
項目設定方法に従い設定する。

［補足説明］
コード値”１７”,”４７”を認めるのは、
出願人名義変更届、出願人名義変更届（一般承継）

項　番	３６	項 目 名	住所又は居所	設定条件	●
タグ名	jp:m-address				
属　性	K		バイト数	V	

［項目内容説明］
申請者の住所又は居所を表す。

［項目設定方法］
~~・ＯＬ受付~~
~~①刊行物等提出書以外の書類の場合、又は刊行物等提出書の書誌に識別番号の設定がある場合~~
~~住所又は居所は設定しない。~~

~~②刊行物等提出書の書誌に識別番号の設定がない場合~~
~~刊行物等提出書の書誌の提出者の先頭の住所又は居所を設定する。~~
~~（提出者の先頭の住所又は居所に“省略”が設定された場合は“省略”を設定する。）~~

・ＯＬ請求（出願ソフト）
識別番号が必須項目である為、設定しない。

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(1)初期エントリ	設定しない。
(2)更正申請	更新しない。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	設定しない。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(5)新規エントリ	設定しない。

・ＯＬ受付
~~項目設定方法に従い設定する~~設定しない。

・ＯＬ請求（出願ソフト）
項目設定方法に従い設定する。

［補足説明］
英数字、カタカナであっても全角で設定すること。

項　番	３７	項 目 名	氏名又は名称	設定条件	●
タグ名	jp:m-name				
属　性	K		バイト数	V (Max120ﾊﾞｲﾄ)	

［項目内容説明］
申請人の氏名または、企業の名称を表す。

［項目設定方法］
・ＯＬ受付
①刊行物等提出書以外の書類の場合、又は刊行物等提出書の書誌に識別番号の設定がある場合
ログオン者と識別番号が書誌で一致した先頭の手続可能者の氏名又は名称の内容を設定する。

②刊行物等提出書の書誌に識別番号の設定がない場合
刊行物等提出書の書誌の提出者の先頭の氏名又は名称を設定する。
（提出者の先頭の氏名又は名称に“省略”が設定された場合は“省略”を設定する。）

・ＯＬ請求（出願ソフト）
書誌情報の申請人、代理人の記事等の氏名又は名称の内容を設定する。氏名又は名称の内容は、姓名の区切りにスペースを１桁挿入して設定する。

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(1)初期エントリ	設定しない。
(2)更正申請	更新しない。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	設定しない。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(5)新規エントリ	設定しない。

・ＯＬ受付
項目設定方法に従い設定する。

・ＯＬ請求（出願ソフト）
項目設定方法に従い設定する。

［補足説明］
英数字、カタカナであっても全角で設定すること。

項　番	３８	項 目 名	ＩＤ確認方法	設定条件	●
タグ名	jp:m-id-confirmation-way				
属　性	C		バイト数	1	

［項目内容説明］
当該申請人の申請人確認を行う際の方法を示す。

ＩＤ確認方法	コード
・コンピュータ	“1”
・ＩＤラベル	“2”
・印影	“3”
・未確認	“9”

［項目設定方法］
数字“９”（未確認）を設定する。

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(1)初期エントリ	設定しない。
(2)更正申請	更新しない。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	設定しない。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(5)新規エントリ	設定しない。

・ＯＬ受付
“1”（コンピュータ）を設定する。

・ＯＬ請求
（出願ソフト）項目設定方法に従い設定する。
（サーバ）ログオン者について、“１”に更新する。

［補足説明］
①当該項目は、LOGON ユーザと一致した申請人に対しセンタ側で数値設定する。
この場合、“1”（コンピュータ）が設定される。

②本グループ繰り返し内で LOGON ユーザと一人も一致しない申請についてはセンタ側でエラーとする。

項　番	３９	項 目 名	ＩＤ確認結果	設定条件	●
タグ名	jp:m-id-confirmation-result				
属　性	C		バイト数	1	

［項目内容説明］

当該申請人の申請人の確認結果を設定する。

ＩＤ確認結果	ＩＤ確認結果コード
・申請人確認済	“0”
・申請人確認待	“1”
・申請人未確認	“2”
・申請人未照合	“3”
・確認対象でない	“ ”（半角スペース）

［項目設定方法］

・ＯＬ受付

（１）ＩＳＤＮによる申請

“0”（申請人確認済み）を設定する。

（２）インターネットによる申請

①刊行物等提出書以外の書類の場合、又は刊行物等提出書の書誌に識別番号の設定がある場合

書類に添付された電子証明書の状態が確認済みの場合は″0″（申請人確認済み）、未確認の場合は″2″（申請人未確認）を設定する

②刊行物等提出書の書誌に識別番号の設定がない場合、又は“省略”が設定された場合

“ ”（半角スペース）を設定する。半角スペースは、確認対象でないの意味。

・ＯＬ請求

①出願ソフト

“ ”（半角スペース）を設定する。半角スペースは、確認対象でないの意味。

②サーバ

ログオン者について、“0”に更新する。

［項目設定条件］

・ＤＥ

入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(1)初期エントリ	設定しない。
(2)更正申請	更新しない。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	設定しない。

ＩＢ書類の場合

入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(5)新規エントリ	設定しない。

・ＯＬ受付　　項目設定方法に従い設定する。

・ＯＬ請求　　項目設定方法に従い設定する。

［補足説明］

当該項目は、LOGON ユーザと一致した申請人に対しセンタ側で数値設定する。　この場合、“0”（申請人確認済み）が設定される。

項　番	４０	項 目 名	不備情報	設定条件	－
タグ名	jp:m-defect-group				
属　性	－		バイト数	－	

［項目内容説明］
不備コードを管理するタグである。

［項目設定方法］
本タグに設定される内容はない。
不備コードが設定されない場合、本タグは設定されない。
ＰＣソフト、~~ＯＬ受付、~~ＯＬ請求では、本タグは設定されない。

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(1)初期エントリ	設定しない。
(2)更正申請	更新しない。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	設定しない。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(5)新規エントリ	設定しない。

・ＯＬ受付
~~設定しない~~項目設定方法に従い設定する。

・ＯＬ請求
更新しない。

［補足説明］

項　番	４１	項 目 名	不備コード	設定条件	－
タグ名	jp:m-defect-code				
属　性	９		バイト数	２	

［項目内容説明］
不備コードを設定する。

［項目設定方法］
~~ＰＣソフト、ＯＬ受付、ＯＬ請求では、タグの設定を行わない。~~
（１）　刊行物等提出書以外の書類の場合
①当該申請人のＩＤ確認において、書類に添付された電子証明書の状態が未確認の場合
″C1″を設定する。

②上記以外の場合
タグの設定を行わない。

（２）　刊行物等提出書の場合
①ログオン者の識別番号と一致する識別番号が書誌に記載されている場合
・当該申請人のＩＤ確認において、書類に添付された電子証明書の状態が未確認の場合
″C1″を設定する。

・上記以外の場合
タグの設定を行わない。

②ログオン者の識別番号と一致する識別番号が書誌に記載されていない場合（書誌の全ての識別番号に省略が記載されている場合、又は書誌に識別番号のデリミタ項目の記載がない場合）
タグの設定を行い、タグの内容は設定しない。（空タグを設定する）

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(1)初期エントリ	設定しない。
(2)更正申請	更新しない。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	設定しない。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(5)新規エントリ	設定しない。

・ＯＬ受付
~~設定しない~~項目設定方法に従い設定する。

・ＯＬ請求
更新しない。

［補足説明］

項　番	４１－１	項 目 名	証明書情報	設定条件	△
タグ名	jp:m-certificate-group				
属　性	－	バイト数	－		

［項目内容説明］
証明書情報のグループ項目を総括するグループ筆頭項目である。

［項目設定方法］
書類に電子証明書が添付されている場合、本タグを設定する。
書類に電子証明書が添付されていない場合、設定しない。

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(1)初期エントリ	設定しない。
(2)更正申請	更新しない。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	設定しない。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(5)新規エントリ	設定しない。

・ＯＬ受付
項目設定方法に従い設定する。

・ＯＬ請求（出願ソフト）
設定しない。

・ＯＬ請求（サーバ）
項目設定方法に従い更新する。

［補足説明］
ＤＥにおいて、当該タグの設定・更新は行わない。

項　番	４１－２	項 目 名	発行局	設定条件	●
タグ名	jp:m-certificate-authority				
属　性	C	バイト数	V		

［項目内容説明］
書類に添付されている電子証明書の発行局

［項目設定方法］
・ＯＬ受付
①刊行物等提出書以外の書類の場合、又は刊行物等提出書の書誌に識別番号の設定がある場合
　書類に電子証明書が添付されている場合は、その電子証明書から発行局を設定する。書類に電子証明書が添付されていない場合は、設定しない。

②刊行物等提出書の書誌に識別番号の設定がない場合、又は“省略”が設定された場合
　“unknown”を設定する。

・ＯＬ請求（サーバ~~出願ソフト~~）
~~設定しない。~~
書類に電子証明書が添付されている場合は、その電子証明書から発行局を設定する。書類に電子証明書が添付されていない場合は、設定しない。

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(1)初期エントリ	設定しない。
(2)更正申請	更新しない。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	設定しない。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(5)新規エントリ	設定しない。

・ＯＬ受付
項目設定方法に従い設定する。

・ＯＬ請求（出願ソフト）
設定しない。

・ＯＬ請求（サーバ）
項目設定方法に従い更新する。

［補足説明］
ＤＥにおいて、当該タグの設定・更新は行わない。

項　番	４１－３	項 目 名	シリアルNO	設定条件	●
タグ名	jp:m-serial-number				
属　性	C		バイト数	V	

［項目内容説明］
書類に添付されている電子証明書のシリアルＮＯ

［項目設定方法］
・ＯＬ受付
①刊行物等提出書以外の書類の場合、又は刊行物等提出書の書誌に識別番号の設定がある場合
書類に電子証明書が添付されている場合は、その電子証明書からシリアルＮＯを設定する。書類に電子証明書が添付されていない場合は、設定しない。

②刊行物等提出書の書誌に識別番号の設定がない場合、又は“省略”が設定された場合
“00”を設定する。

・ＯＬ請求（サーバ~~出願ソフト~~）
~~設定しない。~~
書類に電子証明書が添付されている場合は、その電子証明書からシリアルＮＯを設定する。書類に電子証明書が添付されていない場合は、設定しない。

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(1)初期エントリ	設定しない。
(2)更正申請	更新しない。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	設定しない。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(5)新規エントリ	設定しない。

・ＯＬ受付
項目設定方法に従い設定する。

・ＯＬ請求（出願ソフト）
設定しない。

・ＯＬ請求（サーバ）
項目設定方法に従い更新する。

［補足説明］
ＤＥにおいて、当該タグの設定・更新は行わない。

空白ページ

項　番	４２	項 目 名	プルーフ識別	設定条件	△
タグ名	jp:m-proof-descriminate				
属　性	C	バイト数	1		

［項目内容説明］

プルーフ情報の要否を識別する。

［項目設定方法］

主文書中の書誌情報の【プルーフの要否】のタグに”要”と記載されていた場合“1”を設定する。

［項目設定条件］

・ＤＥ

入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(1)初期エントリ	設定しない。
(2)更正申請	更新しない。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	設定しない。

ＩＢ書類の場合

入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(5)新規エントリ	設定しない。

・ＯＬ受付

~~項目設定方法に従い設定する~~設定しない。

・ＯＬ請求

設定しない。

［補足説明］

①プルーフ対象書類については特に規定しないため、書誌上にプルーフ要があれば本タグを起こし、内容に１を設定すること。

②オンライン閲覧請求では本項目を使用しない。

項　番	４３	項 目 名	料金関係	設定条件	△
タグ名	jp:m-relation-charge-article				
属　性	－		バイト数	－	

［項目内容説明］
料金関係をグループ項目を総括するグループ筆頭項目である。

［項目設定方法］
料金関係のグループ項目を総括するタグとして設定する。
本項目に対応する内容はない。
手数料の表示及び手数料補正の項目が記載されていない場合は、当該タグの設定は行わない。

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(1)初期エントリ	設定しない。
(2)更正申請	更新しない。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	設定しない。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(5)新規エントリ	設定しない。

・ＯＬ受付
pkgheader の料金関係から設定する。

・ＯＬ請求（出願ソフト）
項目設定方法に従い設定する。

［補足説明］
①書誌情報に料金関係の項目が存在する場合で納付方法により以下の通り設定条件が異なる。
凡例：　◎必須　△任意　―設定なし

グループ構成項目	設定条件				
	予　　納	現金前納	電子現金納付	銀行口座自動振替	指定立替納付
納付方法	◎（予納）	◎（現金前納）	◎（電子現金納付）	◎（銀行口座自動振替）	◎（指定立替納付）
納付金額	△	－	－	◎	◎
会計種別	◎	◎	◎	◎	◎
予納台帳番号	△	－	－	－	－
納付書番号	－	－	－	－	－
納付番号	－	－	◎	－	－
振替番号	－	－	－	◎	－

②手数料の記事と手数料補正の記事が双方書誌に記載されている場合は、本設定は行わないこと。
ただし、納付方法が双方指定立替納付の場合は本設定を行うこと。

項　番	４４	項 目 名	納付方法	設定条件	●
タグ名	jp:m-payment-way				
属　性	C		バイト数	1	

［項目内容説明］
手数料の納付方法を識別する。

［項目設定方法］
①手数料の表示、手数料補正または返還の表示の記事内に予納台帳番号があれば、“3”（予納）を設定する。
②手数料の表示または手数料補正の記事内に納付書番号があれば、“2”（前納）を設定する。
③手数料の表示または手数料補正の記事内に納付番号があれば、“A”（電子現金納付）を設定する。
④手数料の表示または手数料補正の記事内に振替番号があれば、“B”（銀行口座自動振替）を設定する。
⑤手数料の表示または手数料補正の記事内に指定立替納付があれば、“C”（指定立替納付）を設定する。

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(1)初期エントリ	設定しない。
(2)更正申請	更新しない。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	設定しない。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(5)新規エントリ	設定しない。

・ＯＬ受付
pkgheader の納付方法より設定する。

・ＯＬ請求（出願ソフト）
項目設定方法に従い設定する。

［補足説明］
①手数料の表示と手数料補正の記事の両方に項目が設定されている場合は、項目の設定は行わない。
ただし、納付方法が双方指定立替納付の場合は、項目の設定を行う。

予納　　“3”
前納　　“2”
電子現金納付　“A”
銀行口座自動振替　“B”
指定立替納付　“C”

項　番	４５	項 目 名	納付金額	設定条件	△
タグ名	jp:m-kind-of-fee				
属　性	９	バイト数	Ｖ　(MAX　９ﾊﾞｲﾄ)		

［項目内容説明］
納付する手数料等の額を記載する項目。

［項目設定方法］
①納付方法が予納、銀行口座自動振替、指定立替納付の場合、対応する納付金額または加算金額を設定する。
②納付方法が予納、銀行口座自動振替、指定立替納付以外の場合、タグを設定しない。

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(1)初期エントリ	設定しない。
(2)更正申請	更新しない。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	設定しない。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(5)新規エントリ	設定しない。

・ＯＬ受付
pkgheader の納付金額により設定する。

・ＯＬ請求（出願ソフト）
項目設定方法に従い設定する。

［補足説明］
①手数料の記事と手数料補正の記事が双方書誌に記載されており、かつ納付方法が双方指定立替納付の場合は、合算した額を納付金額に設定する。

項　番	４６	項 目 名	会計種別	設定条件	●
タグ名	jp:m-kind-of-accounts				
属　性	9		バイト数	1	

［項目内容説明］

会計するうえでの種別をあらわす。以下にコード値を示す。

特別会計　：　“1”
一般会計　：　“2”

［項目設定方法］

書誌の納付方法に予納、前納、電子現金納付、銀行口座自動振替、指定立替納付のコードを設定した場合のみ“1”（特別会計）を設定する。

［項目設定条件］

・ＤＥ

入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(1)初期エントリ	設定しない。
(2)更正申請	更新しない。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	設定しない。

ＩＢ書類の場合

入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(5)新規エントリ	設定しない。

・ＯＬ受付

pkgheader の会計種別より設定する。

・ＯＬ請求（出願ソフト）

項目設定方法に従い設定する。

［補足説明］

項　番	４７	項 目 名	予納台帳番号	設定条件	●
タグ名	jp:m-account-number				
属　性	９		バイト数	６	

［項目内容説明］
予納者単位に設定された予納台帳の番号である。

［項目設定方法］
納付方法に予納を設定した場合のみ、書誌情報の予納台帳番号を設定する。

［項目設定条件］

・ＤＥ

入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(1)初期エントリ	設定しない。
(2)更正申請	更新しない。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	設定しない。

ＩＢ書類の場合

入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(5)新規エントリ	設定しない。

・ＯＬ受付

pkgheader の予納台帳番号により設定する。

・ＯＬ請求（出願ソフト）

項目設定方法に従い設定する。

［補足説明］
①予納台帳番号が６桁に満たない場合は、先頭より０（ゼロ）を補って６桁とする。
②現金前納の場合は、本項目のタグを設定しない。

項　番	４８	項 目 名	納付書番号	設定条件	●
タグ名	jp:m-payment-number				
属　性	９		バイト数	１１	

［項目内容説明］
納付済証の納付書番号を設定する。

［項目設定方法］
手数料の表示または手数料補正の記事内に納付書番号があれば、その内容を設定する。

［項目設定条件］

・ＤＥ

入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(1)初期エントリ	設定しない。
(2)更正申請	更新しない。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	設定しない。

ＩＢ書類の場合

入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(5)新規エントリ	設定しない。

・ＯＬ受付

~~pkgheader により設定する~~設定しない。

・ＯＬ請求（出願ソフト）

設定しない。

［補足説明］

項　番	４８－１	項 目 名	納付番号	設定条件	△
タグ名	jp:m-electronic-cash-payment-number				
属　性	９	バイト数	１６		

［項目内容説明］
納付単位に財務省から払い出された電子現金納付の番号である。

［項目設定方法］
納付方法に電子現金納付を設定した場合のみ、書誌情報の納付番号を設定する。

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(1)初期エントリ	設定しない。
(2)更正申請	更新しない。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	設定しない。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(5)新規エントリ	設定しない。

・ＯＬ受付
項目設定方法に従い設定する。

・ＯＬ請求（出願ソフト）
項目設定方法に従い設定する。

［補足説明］
① 納付番号に“ー”（ハイフン）が記載されている場合は、“ー”（ハイフン）を除く数字部分１６桁で設定すること。
② 現金前納および予納の場合は本項目自体設定する必要はない。

項　番	４８－２	項 目 名	振替番号	設定条件	△
タグ名	jp:m-transfer-number				
属　性	９	バイト数	８		

［項目内容説明］
銀行口座自動振替の番号である。

［項目設定方法］
納付方法に銀行口座自動振替を設定した場合のみ、書誌情報の振替番号を設定する。

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(1)初期エントリ	設定しない。
(2)更正申請	更新しない。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	設定しない。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(5)新規エントリ	設定しない。

・ＯＬ受付
項目設定方法に従い設定する。

・ＯＬ請求（出願ソフト）
項目設定方法に従い設定する。

［補足説明］
①　銀行口座自動振替以外の場合は本項目自体設定する必要はない。

項　番	４９	項 目 名	提出された物件	設定条件	△
タグ名	jp:m-presented-object-article				
属　性	－		バイト数	－	

［項目内容説明］
提出された物件の記事グループを総括するグループ筆頭項目である。

［項目設定方法］
提出された物件の記事グループを総括するタグとして設定する。
本項目に設定する内容はない。
本項目の配下に設定するタグが存在しない場合は、当該タグは設定しない。

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(1)初期エントリ	設定しない。
(2)更正申請	更新しない。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	設定しない。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(5)新規エントリ	設定しない。

・ＯＬ受付
dosseir の提出された物件から設定する。

・ＯＬ請求
設定しない。

［補足説明］
・本タグが管理する項目
　・物件（繰り返し）
・手続補正書において提出物件を補正している場合、補正対象の提出物件も本タグの設定対象

項　番	５０	項 目 名	物件	設定条件	△
タグ名	jp:m-object-group				
属　性	－		バイト数	－	

［項目内容説明］
オンラインで添付される物件をあらわす。物件は添付物件の数分繰り返して指定する。

［項目設定方法］
物件のグループを管理するタグとして設定する。
本項目に対応する内容はない。
本項目の配下に設定するタグが存在しない場合は、当該タグは設定しない。

［項目設定条件］

・ＤＥ

入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(1)初期エントリ	設定しない。
(2)更正申請	更新しない。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	設定しない。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(5)新規エントリ	設定しない。

・ＯＬ受付
dossier に設定されている物件から設定する。

・ＯＬ請求（出願ソフト）
設定しない。

［補足説明］
①本タグが管理する項目
・提出物件名
・提出物件コード
・物件電子化フラグ
＊提出物件名又は提出物件コードは、物件電子化フラグと対で設定すること。

項　番	５１	項 目 名	提出物件名	設定条件	△
タグ名	jp:m-present-object-name				
属　性	K	バイト数	V(Max50ﾊﾞｲﾄ)		

［項目内容説明］
申請書類に添付される物件名を表す。

［項目設定方法］
書誌情報に記載されている提出物件の目録の物件名を設定する。
物件名が提出物件コードに変換できる場合は、設定しない。
明細書、図面、要約書、図面代用写真、請求の範囲、外国語明細書、外国語図面、外国語要約書、外国語請求の範囲、外国語請求の範囲（翻訳文)、いくつかのＰＣＴ関係書類(*1)に添付される明細書（翻訳文）及び図面（翻訳文）及び要約書（翻訳文）は除く。
『物件電子化フラグ』が"2"の場合で、非電子化書類（CD-R）が添付されている場合、
"ＣＤ－Ｒ□長大案件"を設定する。(□：全角スペース)（－：０ｘ２１５Ｄ）
（＊１）ＰＣＴ関係書類とは、国内書面、図面の提出書、国際出願翻訳文提出書、
国際出願翻訳文提出書（職権）を指す。図面の提出書は図面のみ)

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(1)初期エントリ	設定しない。
(2)更正申請	更新しない。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	設定しない。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(5)新規エントリ	設定しない。

・ＯＬ受付
dossier の提出物件名より設定する。

・ＯＬ請求
設定しない。

［補足説明］
オンライン申請で添付可能な書類とその物件については特に規定しないが、オンラインでは、委任状等の添付はみとめられない。

項　番	５２	項 目 名	提出物件コード	設定条件	△
タグ名	jp:m-present-object-code				
属　性	C		バイト数	6	

［項目内容説明］
申請書に添付される書類等を識別するコードである。
提出物件コードは付録参照。

［項目設定方法］
①提出物件名が提出物件コードに登録されている場合、対応する提出物件コードを設定する。
②提出物件名が提出物件コードに登録されていない場合、設定しない。

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(1)初期エントリ	設定しない。
(2)更正申請	更新しない。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	設定しない。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(5)新規エントリ	設定しない。

・ＯＬ受付
設定しない。

・ＯＬ請求
設定しない。

［補足説明］

項　番	５３	項 目 名	物件電子化フラグ	設定条件	△
タグ名	jp:m-object-electronic-data-flag				
属　性	C		バイト数	1	

［項目内容説明］

申請書に添付される物件が電子化対象であるか、またその物件が返還対象であるか否かを示すフラグである。

［項目設定方法］

提出物件を電子化せず、『返還の申出』が“0”の場合、及び『返還の申出』が無い場合は、“2”を設定。
提出物件を電子化せず、『返還の申出』が“1”の場合、“3”を設定。
提出物件を電子化し、『返還の申出』が“0”の場合、及び『返還の申出』が無い場合は、“4”を設定。
提出物件を電子化し、『返還の申出』が“1”の場合、“5”を設定。
提出物件がない場合は、設定しない。
※ＣＤ－Ｒで提出された旨の記載がある場合、″2″を設定。

［項目設定条件］

・ＤＥ

入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(1)初期エントリ	設定しない。
(2)更正申請	更新しない。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	設定しない。

ＩＢ書類の場合

入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(5)新規エントリ	設定しない。

・ＯＬ受付

電子化物件がある場合は、“4”（物件電子化、返還なし）を設定する。

・ＯＬ請求（出願ソフト）

設定しない。

［補足説明］

項　番	５４	項 目 名	外国語出願の表示	設定条件	●
タグ名	jp:m-indicate-foreign-lang				
属　性	C		バイト数	1	

［項目内容説明］

当該手続が外国語出願（願書）か、そうでないかを識別する。また書類の表記言語を識別する。

外国語出願（願書）とは、書誌の【特記事項】の記載の繰り返し中に『特許法第３６条の２第１項の規定による特許出願』（条文コード５２１）の旨の記載がある願書。

［項目設定方法］

①特許願で外国語出願（願書）の場合、“1”を設定する。
②国際公開パンフレット（中間コード IB349）の場合。（ダミー公開パンフを除く）
　日本語　“2”を設定する。
　英語　“3”を設定する。
　ロシア語・中国語　“4”を設定する。
　その他の言語　“9”を設定する。
③国際公開パンフレット（中間コード IB349）でダミー公開パンフの場合。
　日本語　“2”を設定する。
　その他の言語　“9”を設定する。
④上記以外の書類の場合、“0”を設定する。

［項目設定条件］

・ＤＥ

入力元：　発注伝票　物 件 票　個別案件　提出物件　Ｄ・Ｅ

入力方法：　手 入 力　機械入力　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(1)初期エントリ	設定しない。
(2)更正申請	更新しない。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	設定しない。

ＩＢ書類の場合

入力元：　発注伝票　物 件 票　個別案件　提出物件　Ｄ・Ｅ

入力方法：　手 入 力　機械入力　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(5)新規エントリ	設定しない。

・ＯＬ受付

書誌情報の『特記事項』の記載の繰返し中に『特許法第 36 条の 2 第 1 項の規定による特許出願』条文コード 521 の旨の記載がある願書の場合、”１”を設定する。
上記以外の書類の場合は、“０”を設定を設定する。

・ＯＬ請求（出願ソフト）

項目設定方法に従い設定する。

［補足説明］

項　番	５５	項 目 名	証明書有無フラグ	設定条件	●
タグ名	jp:m-existance-of-certificate				
属　性	C		バイト数	1	

［項目内容説明］
当該書類のデジタル証明書の有無を識別する。

［項目設定方法］
証明書が存在する場合は“1”を設定し、存在しない場合は“0”を設定する。
２００３年７月のＸＭＬでは、“0”（存在しない）を設定する。

［項目設定条件］

・ＤＥ

入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(1)初期エントリ	設定しない。
(2)更正申請	更新しない。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	設定しない。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(5)新規エントリ	設定しない。

・ＯＬ受付
項目設定方法に従い設定する。

・ＯＬ請求（出願ソフト）
項目設定方法に従い設定する。

［補足説明］

項　番	５６	項 目 名	ＤＮＡ抽出識別	設定条件	●
タグ名	jp:m-dna-extraction-data-flag				
属　性	Ｃ		バイト数	１	

［項目内容説明］
当該書類にＤＮＡ抽出案件有無を識別する。

［項目設定方法］
①配列表 XML または ST.25 ファイルまたは ST.26XML が存在し、なおかつ配列表イメージファイルが存在しない場合は”１”を設定する。
②配列表イメージファイルが存在する場合、”２”を設定する。
③配列表のファイルが存在しない場合、”０”を設定する。
※上の項目設定は全申請書類を対象とする。

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(1)初期エントリ	設定しない。
(2)更正申請	更新しない。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	設定しない。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(5)新規エントリ	設定しない。

・ＯＬ受付
項目設定方法に従い設定する。

・ＯＬ請求（出願ソフト）
項目設定方法に従い設定する。

［補足説明］

項　番	５７	項 目 名	データエントリ付与情報	設定条件	●
タグ名	jp:m-data-entry-article				
属　性	－	バイト数	－		

［項目内容説明］
ＤＥ（データエントリ機関~~部署~~）で付与される項目を総括するグループ筆頭項目である。

［項目設定方法］
ＤＥで付与される管理情報全体を指すタグとして設定する。
本グループタグに設定される内容はない。

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：有

(1)初期エントリ	項目設定方法に従い設定する。
(2)更正申請	項目設定方法に従い更新（または設定）する。
(3)援用合体	項目設定方法に従い更新（または設定）する。
(4)原願	項目設定方法に従い設定する。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：有

(5)新規エントリ	項目設定方法に従い設定する。

・ＯＬ受付
設定しない。

・ＯＬ請求
設定しない。

［補足説明］
ＰＣソフトにおいて、当該タグの設定は行わない。

項　番	５８	項 目 名	カラー・２値フラグ	設定条件	●
タグ名	jp:m-color-binary-flag				
属　性	C		バイト数	1	

［項目内容説明］
「項番３１：カラー・２値フラグ」と同様。

［項目設定方法］
「項番３１：カラー・２値フラグ」と同様。

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：無

(1)初期エントリ	項目設定方法に従い設定する。
(2)更正申請	項目設定方法に従い設定する。
(3)援用合体	項目設定方法に従い設定する。
(4)原願	項目設定方法に従い設定する。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：無

(5)新規エントリ	項目設定方法に従い設定する。

・ＯＬ受付
設定しない。

・ＯＬ請求
設定しない。

［補足説明］

項　番	５９	項 目 名	消印不明フラグ	設定条件	●
タグ名	jp:m-stamp-unknown-flag				
属　性	C		バイト数	1	

［項目内容説明］
郵送提出された申請書類の消印不明フラグである。

［項目設定方法］
提出物件票に「消印なし」、「消印不明」、「料金後納」の表示がある場合は“1”を設定。「消印なし」、「消印不明」、「料金後納」の表示がない場合は“ ”（半角スペース）を設定する。
特殊申請の場合は“ ”（半角スペース）を設定する。

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　物 件 票　個別案件　提出物件　Ｄ・Ｅ

入力方法：　手 入 力　機械入力　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：有　→管

(1)初期エントリ	項目設定方法に従い設定する。
(2)更正申請	更新しない。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	設定しない。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　物 件 票　個別案件　提出物件　Ｄ・Ｅ

入力方法：　手 入 力　機械入力　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(5)新規エントリ	設定しない。

・ＯＬ受付
設定しない。

・ＯＬ請求
設定しない。

［補足説明］

項　番	６０	項 目 名	書留番号	設定条件	●
タグ名	jp:m-registered-letter-number				
属　性	K		バイト数	１６	

［項目内容説明］
書留提出された申請書類の書留番号。

［項目設定方法］
①提出物件票に書留番号が記載されている場合は、書留番号を２バイトの英数字（X、０～９）で設定する。
②提出物件票に書留番号が無く“／”が記載されている場合は、設定しない。
③提出物件票に書留番号が無く“／”も記載されていない場合は、電子化を行わず、電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却。
④特殊申請の場合は、設定しない

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　［物 件 票］　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　［手 入 力］　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：有　→管

(1)初期エントリ	項目設定方法に従い設定する。
(2)更正申請	更新しない。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	設定しない。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(5)新規エントリ	設定しない。

・ＯＬ受付
設定しない。

・ＯＬ請求
設定しない。

［補足説明］
・書留番号の押印の例

(1) 書留番号の記載がある例

［書留９９９ＸＸ９９９号］

(2) 書留番号の記載がなく、“／”が記載されている例

［書留　　／　　号］

(3) 書留番号の記載がなく、“／”も記載されていない例

［書留　　号］

項　番	６１	項 目 名	申請人確認情報	設定条件	●
タグ名	jp:m-applicant-confirmation-article				
属　性	－		バイト数	－	

［項目内容説明］
「項番３２：申請人確認情報」と同様。

［項目設定方法］
「項番３２：申請人確認情報」と同様。

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：無

(1)初期エントリ	項目設定方法に従い設定する。
(2)更正申請	更新しない。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	設定しない。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(5)新規エントリ	設定しない。

・ＯＬ受付
設定しない。

・ＯＬ請求
設定しない。

［補足説明］

項　番	６２	項 目 名	確認情報	設定条件	●
タグ名	jp:m-confirmation-group				
属　性	－		バイト数	－	

［項目内容説明］
「項番３３：確認情報」と同様。

［項目設定方法］
補足説明参照。

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：無

(1)初期エントリ	項目設定方法に従い設定する。
(2)更正申請	更新しない。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	設定しない。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(5)新規エントリ	設定しない。

・ＯＬ受付
設定しない。

・ＯＬ請求
設定しない。

［補足説明］

申請人確認情報の記事設定規則

１．申請人確認情報の記事相関チェック概念

(1)　基本概念

①　相関チェックを行って、エラーにならないケースを以下に示す。
1)物件票に『識別番号』の記載があり、書誌の識別番号（申請者の識別番号又は代理人の識別番号（＊１））と一致した場合。
2)物件票に『住所又は居所』と『氏名又は名称』の記載があり、書誌の住所又は居所（申請者の住所又は居所又は代理人の住所又は居所（＊２））と氏名又は名称（申請者の氏名又は名称又は代理人の氏名又は名称（＊３））が一致した場合。
3)物件票に『識別番号』と『氏名又は名称』の記載があり、書誌の識別番号（申請者の識別番号又は代理人の識別番号（＊１））とは一致せず、かつ氏名又は名称（申請者の氏名又は名称又は代理人の氏名又は名称（＊３））が一致した場合。

②　管理情報への設定は以下の様になる。
項番①の 1)の場合
識別番号を設定する。
（住所又は居所・氏名又は名称は物件票に記載があれば設定は任意）
（住所の入力は書誌の識別番号がない場合に入力する）
項番①の 2)の場合
住所又は居所・氏名又は名称を設定する。この場合、物件票に識別番号の記載があっても設定してはいけない。（書誌に識別番号があった場合は、3)に対応して物件票の識別番号を設定する。）
項番①の 3)の場合
識別番号・氏名又は名称を設定する。（識別番号は物件票に記載されたものを設定する。）
（但し、1)2)3)ともＩＤ確認結果を考慮し、管理情報に設定する。
詳細は『書誌仕様－申請人認確認情報の記事の設定』を参照）
あてはまらない場合
電子化不能とする。

③　以下に①・②で示した条件のマトリクス図を記す。

	管理情報			書誌情報（申請人の記事）			書誌情報（代理人の記事）		
	識別番号	住所又は居所	氏名又は名称	識別番号	住所又は居所	氏名又は名称	識別番号	住所又は居所	氏名又は名称
	申請人	申請人	申請人	出願人	出願人	出願人	代理人	代理人	代理人
ケース１	A	—	—	A	—	—	—	—	—
ケース２	×	甲	①	×	甲	①	—	—	—
ケース３	A	—	甲	B	—	甲	—	—	—
ケース４	A	—	—	—	—	—	A	—	—
ケース５	×	甲	①	—	—	—	×	甲	①
ケース６	A	—	甲	—	—	—	B	—	甲

A・B・甲：設定値　×：設定無　－：任意

上記マトリクスに示したケース以外は電子化不能とする。

④　複数の相関チェックを行う場合は、同一のシーケンス数のグループタグ名単位に行う。
下に例を示す。

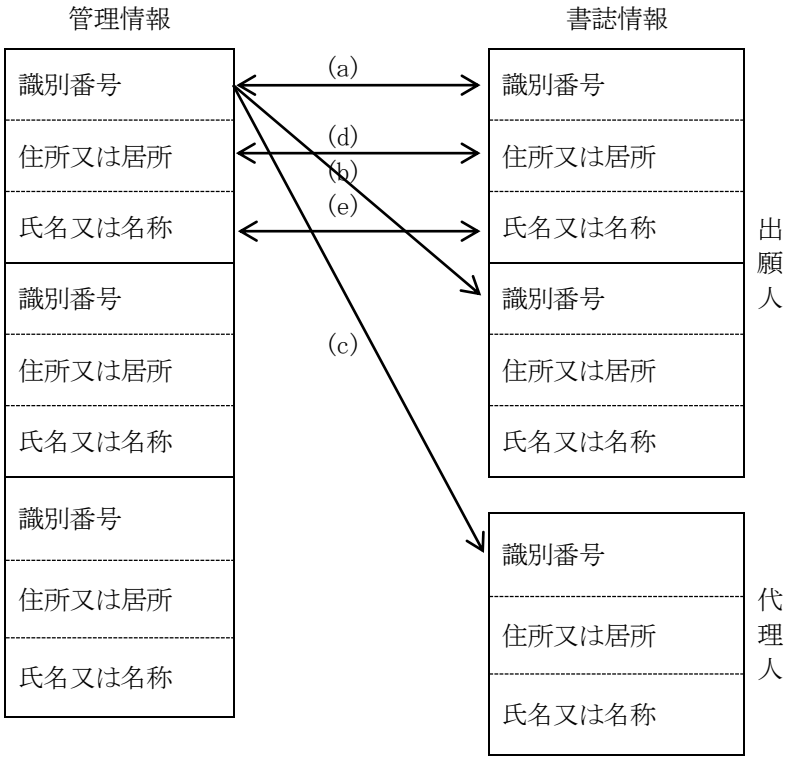

１．　(a)、(b)、(c)の相関チェックを行う。

1.１　(a)が一致した場合
識別番号のみの設定を行う。
1.２　(a)が一致せず、(d)、(e)が一致した場合
氏名又は名称・住所又は居所のみの設定を行う。
1.３　(a)、(d)が一致せず、(e)が一致した場合
識別番号・氏名又は名称のみの設定を行う。
以下繰り返しで(a)、(b)、(c)がどれも一致しなかった場合は電子化不能とする。

（＊１）出願人名義変更届の場合、（事件の出願人の識別番号、事件の出願人の代理人の識別番号）も対象とする
（＊２）出願人名義変更届の場合、（事件の出願人の住所又は居所、事件の出願人の代理人の住所又は居所）も対象とする
（＊３）出願人名義変更届の場合、（事件の出願人の氏名又は名称、事件の出願人の代理人の氏名又は名称）も対象とする

２．申請人確認情報の記事の設定

申請人確認の記事は、物件票の申請人の情報が、書誌情報の出願人又は代理人の記事と一致しているか、その申請人の確認が物件票に記載されているかを見極めた上で、管理情報に設定する。

(1)　基本概念
1.　書誌情報の『申請者の記事』又は『代理人の記事』と相関チェックを行う。
（出願人名義変更届の場合、譲渡人・被承継人（『事件の出願人の記事』）、譲渡人代理人・被承継人代理人（『事件の出願人の代理人の記事』）も対象とする）
1.１　一致している申請人のみ管理情報に設定する。
1.1.１　識別番号の一致が一人の場合（住所・氏名の一致は任意）
~~①　『ＩＤ確認方法』がＩＤラベルであれば~~
~~『ＩＤ確認結果』が確認済又は、確認待ちであること~~
~~但し、確認済みの場合は『不備コード』がないこと~~

~~但し、確認待ちの場合は『不備コード』があること~~

~~②~~ 『ＩＤ確認方法』が印影であり~~れば~~
『ＩＤ確認結果』が確認済~~又は、確認待ち~~であること
~~但し、確認済みの場合は『不備コード』がないこと~~
~~但し、確認待ちの場合は『不備コード』があること~~

~~③ 『ＩＤ確認方法』が未確認であれば~~
~~『ＩＤ確認結果』が確認待ちであること~~
~~但し、『不備コード』があること~~

1.1.2　住所と氏名の一致が一人の場合
（識別番号が管理情報と書誌情報の両方ともない場合。管理情報のみに設定されてきた場合は削除する。書誌情報のみに設定されてきた場合は電子化不能とし、再発注にて電子化する。）

~~①~~ 『ＩＤ確認方法』が印影であり~~れば~~
『ＩＤ確認結果』が~~、~~未照合であること
~~但し、『不備コード』がないこと~~

~~② 『ＩＤ確認方法』が未確認であれば~~
~~『ＩＤ確認結果』が、未確認であること~~
~~但し、『不備コード』があること~~

1.1.3　一人のみ氏名が一致している場合について
（書誌・管理情報ともに申請人識別番号があって相違している場合）
1.1.1と同処理

1.2　申請人が一人も一致しなかった場合について
電子化不能とする。

以下にＩＤ確認方法、ＩＤ確認結果と管理情報設定項目のマトリクス図を記す。

ＩＤ確認方法：コード	ＩＤ確認結果：コード			
	確認済：０	~~確認待：１~~	~~未確認：２~~	未照合：３
~~ＩＤラベル：２~~	~~２：０~~	~~２：１~~	~~×~~	~~×~~
印影：３	３：０	~~３：１~~	~~×~~	３：３
~~未確認：９（確認方法なし）~~	~~×~~	~~９：１~~	~~９：２~~	~~×~~
管理情報設定項目				
識別番号	○	~~○~~	~~×~~	×
住所又は居所	△	~~△~~	~~○~~	○
氏名又は名称	△	~~△~~	~~○~~	○
~~不備コード~~	~~×~~	~~○~~	~~○~~	~~×~~

○：設定必須　　△：設定任意　　×：設定不可

（＊）押印廃止対応以降、下記項目は設定されなくなる。
・ＩＤ確認方法の「ＩＤラベル」および「未確認」
・ＩＤ確認結果の「確認待」および「未確認」
・不備コード（上位タグの不備情報を含む）

~~例外事項：下記の書類について確認方法が記載されていない場合、確認方法を「印影（確認方法：３）」で設定する。~~

~~刊行物等提出書、実用新案技術評価請求書、優先審査に関する事情説明書、早期審査に関する事情説明書、早期審査に関する事情説明書補充書~~

(2)　具体的な例

以下に具体的な例を示す。

①　物件票に申請人が１人記載されている場合

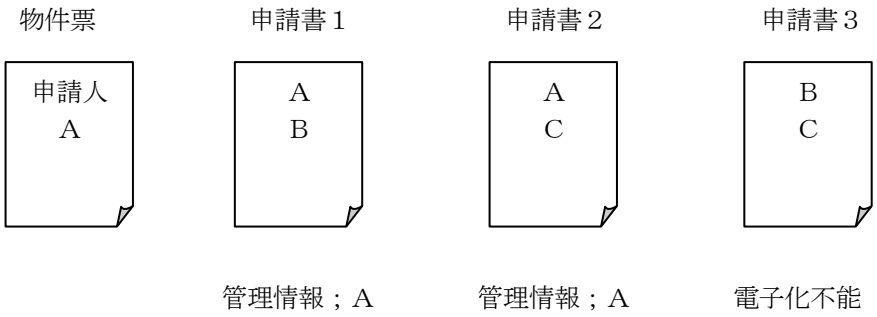

ｉ．物件票の申請人Ａと申請書１～３の申請人Ａ・Ｂ・Ｃについて相関チェックを行い、エラーでない場合は申請人を管理情報に設定する。

但し、申請書３には該当する申請人がいないので電子化不能とする。

②　物件票に申請人が複数記載されている場合

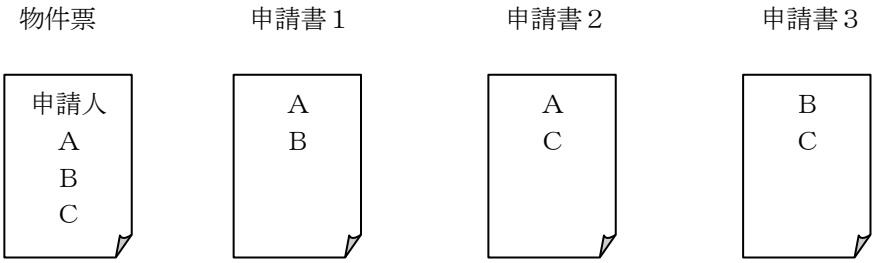

ｉ．各人の相関チェックを行~~う~~い、エラーでない場合は下記のマトリクス図のように申請人を管理情報に設定する。

~~(a) Ａ・Ｂ・Ｃ全員確認済の場合~~

申請書類	管理情報	書誌情報
申請書１	Ａ・Ｂ	Ａ・Ｂ
申請書２	Ａ・Ｃ	Ａ・Ｃ
申請書３	Ｂ・Ｃ	Ｂ・Ｃ

~~(b) Ａは確認済でＢは未照合・Ｃは確認待ちの場合~~

申請書類	管理情報	書誌情報
申請書１	Ａ・Ｂ	Ａ・Ｂ
申請書２	Ａ・Ｃ	Ａ・Ｃ
申請書３	Ｂ・Ｃ	Ｂ・Ｃ

(3)　設定順

申請人が複数存在する場合は、復代理人、代理人、指定代理人、法定代理人、出願人の順に設定する。

項　番	６３	項 目 名	識別番号	設定条件	●
タグ名	jp:m-identification-number				
属　性	C	バイト数	9		

［項目内容説明］
「項番３４：識別番号」と同様。

［項目設定方法］
・個別案件の『申請者』、『手続した代理人の記事』の『識別番号』又は『代理人』の『識別番号』の記載が１つ以上ある場合、物件票と同一の識別番号を設定する。（複数の場合は繰り返し）但し、相関チェックでエラーの場合は電子化を行わず、電子化不能とし、電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。

・物件票に記載がない場合、タグの設定を行わない。但し、相関チェックでエラーの場合は電子化を行わず、電子化不能メモをつけて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　［物 件 票］　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　［手 入 力］　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：有　→書

(1)初期エントリ	項目設定方法に従い設定する。
(2)更正申請	更新しない。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	設定しない。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(5)新規エントリ	設定しない。

・ＯＬ受付
設定しない。

・ＯＬ請求
設定しない。

［補足説明］
①チェックディジットをチェックし誤りがあれば電子化不能として電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却。
②相関チェックでエラーの場合は電子化不能として電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却。

項　番	６４	項 目 名	区分	設定条件	●
タグ名	jp:m-division				
属　性	C		バイト数	２	

［項目内容説明］
「項番３５：区分」と同様。

［項目設定方法］
・手続者が個別案件の『申請者』､『手続した代理人の記事』と一致した場合､”０１”を設定する
・手続者が個別案件の『代理人』と一致した場合、 ”０３”を設定する。
・手続者が個別案件の『事件の出願人』と一致した場合､“１７”を設定する。
・手続者が個別案件の『事件の出願人の『代理人』と一致した場合､“４７”を設定する。

但し、コード“１７”､“４７”は出願人名義変更届（中間コード711)、出願人名義変更届（一般承継）(中間コード712) の場合のみ設定する。

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：無

(1)初期エントリ	項目設定方法に従い設定する。
(2)更正申請	更新しない。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	設定しない。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(5)新規エントリ	設定しない。

・ＯＬ受付
設定しない。

・ＯＬ請求
設定しない。

［補足説明］
「項番３５：区分」と同様。

項　番	６５	項 目 名	住所又は居所	設定条件	●
タグ名	jp:m-address				
属　性	K		バイト数	V	

［項目内容説明］
「項番３６：住所又は居所」と同様。

［項目設定方法］
・個別案件の『申請者』、『手続した代理人の記事』の『住所又は居所』又は『代理人』の『住所又は居所』の記載が１つ以上ある場合、物件票と同一の住所又は居所を設定する。（複数の場合は繰り返し。また識別番号の記載がある場合は、タグの設定を行わない）但し、相関チェックでエラーの場合は電子化を行わず、電子化不能とし、電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。
・物件票に記載がない場合、タグの設定を行わない。但し、相関チェックでエラーの場合は電子化を行わず電子化不能とし、電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　物 件 票　個別案件　提出物件　Ｄ・Ｅ

入力方法：　手 入 力　機械入力　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：有　→書

(1)初期エントリ	項目設定方法に従い設定する。
(2)更正申請	更新しない。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	設定しない。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　物 件 票　個別案件　提出物件　Ｄ・Ｅ

入力方法：　手 入 力　機械入力　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(5)新規エントリ	設定しない。

・ＯＬ受付
設定しない。

・ＯＬ請求
設定しない。

［補足説明］
①　相関チェックでエラーの場合は電子化不能として電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却。

項　番	６６	項 目 名	氏名又は名称	設定条件	●
タグ名	jp:m-name				
属　性	K　（IB349 の場合は C）		バイト数	V	

［項目内容説明］
「項番３７：氏名又は名称」と同様。

［項目設定方法］
~~「項番３７：氏名又は名称」と同様。~~
・個別案件の『申請者』、『手続した代理人の記事』の『氏名又は名称』又は『代理人』の『氏名又は名称』の記載が１つ以上ある場合、物件票と同一の氏名又は名称を設定する。（複数の場合は繰り返し。また、氏名又は名称の内容は、姓名の区切りにスペースを１桁挿入して設定する。）　但し、相関チェックでエラーの場合は電子化を行わず、電子化不能とし電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。
・物件票に記載がない場合、タグの設定を行わない。但し、相関チェックでエラーの場合は電子化を行わず、電子化不能とし電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　物 件 票　個別案件　提出物件　Ｄ・Ｅ

入力方法：　手 入 力　機械入力　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：有　→書

(1)初期エントリ	項目設定方法に従い設定する。
(2)更正申請	更新しない。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	設定しない。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　物 件 票　個別案件　提出物件　Ｄ・Ｅ

入力方法：　手 入 力　機械入力　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(5)新規エントリ	設定しない。

・ＯＬ受付
設定しない。

・ＯＬ請求
設定しない。

［補足説明］
①相関チェックでエラーの場合は電子化不能として電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却。
②英数字、カタカナであっても全角で設定すること。
③IB349 の場合は半角で設定される。

項　番	６７	項 目 名	ＩＤ確認方法	設定条件	●
タグ名	jp:m-id-confirmation-way				
属　性	C		バイト数	1	

［項目内容説明］
「項番３８：ＩＤ確認方法」と同様。

［項目設定方法］
~~①ＩＤ確認結果のゴム印の押印があり、ＩＤラベルが貼付してある場合（ＩＤラベル＋印影の場合も）は、“2”（ＩＤラベル）を設定する。~~
~~②ＩＤ確認結果のゴム印の押印があり、印影のみがある場合は、~~“3”（印影）を設定する。
~~②　ＩＤ確認結果のゴム印の押印があり、①、②以外の場合は、“9”（未確認）を設定する。~~

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：有　→管

(1)初期エントリ	項目設定方法に従い設定する。
(2)更正申請	更新しない。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	設定しない。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(5)新規エントリ	設定しない。

・ＯＬ受付
設定しない。

・ＯＬ請求
設定しない。

［補足説明］
~~ＩＤ確認結果のゴム印がない場合、電子化不能として電子記録基準管理班データエントリー管理班へ返却する。~~

項　番	６８	項 目 名	ＩＤ確認結果	設定条件	●
タグ名	jp:m-id-confirmation-result				
属　性	C		バイト数	1	

［項目内容説明］
「項番３９：ＩＤ確認結果」と同様。

［項目設定方法］
物件票の申請人の識別番号と書誌情報の出願人又は代理人の記事の識別番号が
~~にＩＤ確認結果の記載として~~
・~~「申請人確認済」の記載がある~~一致する場合、“0”（確認済）を設定する。
~~・「申請人確認待」の記載がある場合、“1”を設定する。~~
~~・「申請人未確認」の記載がある場合、“2”を設定する。~~
・~~「申請人未照合」の記載がある~~一致しない場合、“3”（未照合）を設定する。

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：有　→管

(1)初期エントリ	項目設定方法に従い設定する。
(2)更正申請	更新しない。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	設定しない。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(5)新規エントリ	設定しない。

・ＯＬ受付
設定しない。

・ＯＬ請求
設定しない。

［補足説明］
~~ＩＤ確認結果の記載がない場合、電子化不能とし電子記録基準管理班データエントリー管理班へ返却する。~~

項　番	６９	項 目 名	不備情報	設定条件	●
タグ名	jp:m-defect-group				
属　性	－	バイト数	－		

［項目内容説明］
「項番４０：不備情報」と同様。

［項目設定方法］
~~本タグに設定される内容はない。~~
~~不備コードが設定されない場合、~~本タグは設定されない。

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：有　→管

(1)初期エントリ	~~項目設定方法に従い設定する。~~設定しない。
(2)更正申請	更新しない。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	設定しない。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(5)新規エントリ	設定しない。

・ＯＬ受付
設定しない。

・ＯＬ請求
設定しない。

［補足説明］

項　番	７０	項 目 名	不備コード	設定条件	●
タグ名	jp:m-defect-code				
属　性	９	バイト数	２		

［項目内容説明］
「項番４１：不備コード」と同様。

［項目設定方法］
~~①当該申請人のＩＤ確認において識別ラベル、押印に不備がある場合、該当する不備コードを設定する。~~
~~（次頁の不備コード一覧参照。）~~
~~②不備がない場合、~~タグの設定を行わない。

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：有　→管

(1)初期エントリ	~~項目設定方法に従い設定する。~~設定しない。
(2)更正申請	更新しない。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	設定しない。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(5)新規エントリ	設定しない。

・ＯＬ受付
設定しない。

・ＯＬ請求
設定しない。

［補足説明］
~~不備コード一覧を次ページに示す。~~

不備コード一覧

コード	内　容	条　件	備　考
０１	押印がない	不備項目：印鑑 （０１～１９）	
０２	届出印と相違する		
０３	複写による印		
０４	朱肉を用いて押印されていない		
０５	認められない印（簡易捺印器）		
０６	認められない印（社判による印）		
０７	認められない印 （代表者の印とは認められない）		
０８	認められない印 （氏名又は名称が印影と相違する）		
０９	認められない印 （自然人が代表者印を使用）		
１０	認められない印 （資格が相違する印を使用）		
１１	認められない印（手続限定印を使用）		
１２	認められない印（自然人として手続きしているが職印を用いている）		
１３	複数の押印があり、１に限定されていない		
１４	複数のものが同一の印を用いている		
１５	押印が不鮮明		
１９	その他		
２１	識別ラベルが相違する	不備項目：識別ラベル （２０～２９）	
２２	複写による識別ラベル		
２３	使用済みの識別ラベル		
２４	使用できない識別ラベル （死亡、合併、破産、解散）		
２５	読み取り不能な識別ラベル		
２９	その他		

項　番	７０－１	項 目 名	証明書情報	設定条件	－
タグ名	jp:m-certificate-group				
属　性	－		バイト数	－	

［項目内容説明］
証明書情報のグループ項目を総括するグループ筆頭項目である。

［項目設定方法］
本タグは設定しない

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：有

(1)初期エントリ	設定しない。
(2)更正申請	更新（または設定）しない。
(3)援用合体	更新（または設定）しない。
(4)原願	設定しない。

［補足説明］

項　番	７０－２	項 目 名	発行局	設定条件	－
タグ名	jp:m-certificate-authority				
属　性	－		バイト数	－	

［項目内容説明］
出願書類に添付された電子証明書の発行局である。

［項目設定方法］
本タグは設定しない

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：有

(1)初期エントリ	設定しない。
(2)更正申請	更新（または設定）しない。
(3)援用合体	更新（または設定）しない。
(4)原願	設定しない。

［補足説明］

項　番	７０－３	項 目 名	シリアルNO	設定条件	－
タグ名	jp:m-serial-number				
属　性	－	バイト数	－		

［項目内容説明］
出願書類に添付された電子証明書のシリアルＮＯである。

［項目設定方法］
本タグは設定しない

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　［Ｄ・Ｅ］

入力方法：　　手 入 力　　［機械入力］　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：有

(1)初期エントリ	設定しない。
(2)更正申請	更新（または設定）しない。
(3)援用合体	更新（または設定）しない。
(4)原願	設定しない。

［補足説明］

空白ページ

項　番	７１	項 目 名	データエントリ日付	設定条件	◎
タグ名	jp:m-data-entry-date				
属　性	９		バイト数	８	

［項目内容説明］
データエントリ機関~~部署~~で電子データの作成日である。形式を以下に表す。

西暦年　＋　月　＋　日
(4)桁　　(2)桁　(2)桁

［項目設定方法］
書類フォーマット変換時のマシン日付を設定する。

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：無

(1)初期エントリ	項目設定方法に従い設定する。
(2)更正申請	項目設定方法に従い設定する。
(3)援用合体	項目設定方法に従い設定する。
(4)原願	納品日を設定する。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：無

(5)新規エントリ	項目設定方法に従い設定する。

・ＯＬ受付
設定しない。

・ＯＬ請求
設定しない。

［補足説明］

項　番	７２	項 目 名	料金関係	設定条件	△
タグ名	jp:m-relation-charge-article				
属　性	－	バイト数	－		

［項目内容説明］
「項番４３：料金関係」と同様。

［項目設定方法］
「項番４３：料金関係」と同様。

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：無

(1)初期エントリ	項目設定方法に従い設定する。
(2)更正申請	更新しない。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	設定しない。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(5)新規エントリ	設定しない。

・ＯＬ受付
設定しない。

・ＯＬ請求
設定しない。

［補足説明］

次ページに、「料金関係タグ設定規則」（物件票のゴム印に関する説明、及び管理情報の料金関係タグ配下の設定規則）を示す。

料金関係タグ設定規則

１．　納付形態及び金額に対し物件票に下記の様にゴム印で表示する。（注２）

	パターン	ゴム印の種類	料金の設定
1	特許印紙のみで適料金の場合	適	料金は貼付額の金額を設定
2	特許印紙のみで料金不正の場合	印紙　　円	料金はゴム印に記載された金額を設定
3	収入印紙の場合	収入印紙　　円	料金はゴム印に記載された金額を設定
4	切手の場合	切手　　円	料金はゴム印に記載された金額を設定
5	特許印紙を含む貼付紙の場合	それぞれの組み合わせ	特許印紙の金額を設定
6	印紙無しの場合	無　印　紙	料金は０円で設定 但し、予納・前納である場合を除く
7	官庁出願の場合	官　　庁 官庁出願	納付方法を特許印紙とし料金は０円で設定する。
8	特許印紙と納付済証の場合	領収金額＋印紙　円 合計　円	納付方法は前納とし、料金は、領収金額と印紙のゴム印に記載された合計金額を設定する。
9	納付済証の添付のない場合（注１）	納付済証添付なし	特許印紙の貼付がある場合は貼付額を設定する。 又、貼付のない場合は、設定しない

（注）　　記載をした金額というのは貼付額の意味
（注１）　紙申請　：提出物件の目録の欄に「納付済証」を提出する旨の記載がある場合
（注２）　特殊申請の場合、納付形態及び金額は送付票 XML の料金情報タグ（jp:special-application/jp:charge-information）配下から設定する。

2. 管理情報は、下記に従い設定する。
なお、下記に記載の通り、”納付方法が一つに特定できない場合”、及び”書誌に手数料の表示・手数料補正が何れも記載されている場合”は、電子記録基準管理班~~データエントリ~~管理班の指示に従い、管理情報の設定を行う。

（1）特許印紙の貼付があり、納付済証の添付がない場合

① 書誌に、手数料の表示、手数料補正の何れの記載もない

項番	管理情報							備考
	納付方法	納付金額	予納台帳番号	納付書番号	納付番号	振替番号	会計種別	
1	指示印		×	×	×	×	注2	注1、注3

② 書誌に、手数料の表示の記載があり、手数料補正の記載がない

項番	書誌情報（手数料の表示）						管理情報							備考
	納付金額	予納台帳番号	納付書番号	納付番号	振替番号	指定立替納付	納付方法	納付金額	予納台帳番号	納付書番号	納付番号	振替番号	会計種別	
1	○	×	×	×	×	×	指示印		×	×	×	×	注2	注1、注

上記以外の場合（予納台帳番号、納付書番号、納付番号、振替番号、指定立替納付の記載が一つでもある）、電子記録基準管理班~~データエントリ~~管理班の指示に従う

③ 書誌に、手数料の表示の記載がなく、手数料補正の記載がある

項番	書誌情報（手数料補正）							管理情報							備考
	補正対象書類名	納付金額	予納台帳番号	納付書番号	納付番号	振替番号	指定立替納付	納付方法	納付金額	予納台帳番号	納付書番号	納付番号	振替番号	会計種別	
1	○	○	×	×	×	×	×	指示印		×	×	×	×	注2	注1、注3
2	○	×	×	×	×	×	×	指示印		×	×	×	×	注2	注1、注3
3	×	○	×	×	×	×	×	指示印		×	×	×	×	注2	注1、注3

上記以外の場合（予納台帳番号、納付書番号、納付番号、振替番号、指定立替納付の記載が一つでもある）、電子記録基準管理班~~データエントリ~~管理班の指示に従う

④ 書誌に、手数料の表示、手数料補正が併記されている
電子記録基準管理班~~データエントリ~~管理班の指示に従う

（2）特許印紙の貼付がなく、納付済証の添付がある場合

① 書誌に、手数料の表示、手数料補正の何れの記載もない

項番	管理情報							備考
	納付方法	納付金額	予納台帳番号	納付書番号	納付番号	振替番号	会計種別	
1	前納	領収	×	領収	×	×	1	注4、注5

② 書誌に、手数料の表示の記載があり、手数料補正の記載がない

項番	書誌情報（手数料の表示）						管理情報							備考
	納付金額	予納台帳番号	納付書番号	納付番号	振替番号	指定立替納付	納付方法	納付金額	予納台帳番号	納付書番号	納付番号	振替番号	会計種別	
1	○	×	○	×	×	×	前納	領収	×	領収	×	×	1	注4、注5
2	○	×	×	×	×	×	前納	領収	×	領収	×	×	1	注4、注5
3	×	×	○	×	×	×	前納	領収	×	領収	×	×	1	注4、注5

上記以外の場合（予納台帳番号、納付番号、振替番号、指定立替納付の記載が一つでもある）、電子記録基準管理班~~データエントリ~~管理班の指示に従う

③ 書誌に、手数料の表示の記載がなく、手数料補正の記載がある

項番	書誌情報（手数料補正）							管理情報							備考
	補正対象書類名	納付金額	予納台帳番号	納付書番号	納付番号	振替番号	指定立替納付	納付方法	納付金額	予納台帳番号	納付書番号	納付番号	振替番号	会計種別	
1	○	○	×	○	×	×	×	前納	領収	×	領収	×	×	1	注4、注5
2	○	○	×	×	×	×	×	前納	領収	×	領収	×	×	1	注4、注5
3	○	×	×	○	×	×	×	前納	領収	×	領収	×	×	1	注4、注5
4	○	×	×	×	×	×	×	前納	領収	×	領収	×	×	1	注4、注5
5	×	○	×	○	×	×	×	前納	領収	×	領収	×	×	1	注4、注5
6	×	○	×	×	×	×	×	前納	領収	×	領収	×	×	1	注4、注5
7	×	×	×	○	×	×	×	前納	領収	×	領収	×	×	1	注4、注5

上記以外の場合（予納台帳番号、納付番号、振替番号、指定立替納付の記載が一つでもある）、電子記録基準管理班~~データエントリ~~管理班の指示に従う

④ 書誌に、手数料の表示、手数料補正が併記されている
電子記録基準管理班~~データエントリ~~管理班の指示に従う

（3）特許印紙の貼付、納付済証の添付が何れもない場合

① 書誌に、手数料の表示、手数料補正の何れの記載もない
管理情報の設定は行わない

② 書誌に、手数料の表示の記載があり、手数料補正の記載がない

項番	書誌情報（手数料の表示）						管理情報							備考
	納付金額	予納台帳番号	納付書番号	納付番号	振替番号	指定立替納付	納付方法	納付金額	予納台帳番号	納付書番号	納付番号	振替番号	会計種別	
1	○	○	×	×	×	×	予納	○	○	×	×	×	1	注3
2	○	×	○	×	×	×	前納	×	×	×	×	×	1	注3
3	○	×	×	○	×	×	電子現金納付	×	×	×	○	×	1	注3
3-1	○	×	×	×	○	×	銀行口座自動振替	○	×	×	×	○	1	注3、注6
3-2	○	×	×	×	×	○	指定立替納付	○	×	×	×	×	1	注3、注6、注7
4	○	×	×	×	×	×	×	00	×	×	×	×	×	注3
5	×	○	×	×	×	×	予納	×	○	×	×	×	1	注3
6	×	×	○	×	×	×	前納	×	×	×	×	×	1	注3
7	×	×	×	○	×	×	電子現金納付	×	×	×	○	×	1	注3
8	×	×	×	×	○	×	銀行口座自動振替	×	×	×	×	○	1	注3、注6
9	×	×	×	×	×	○	指定立替納付	×	×	×	×	×	1	注3、注6、注7

上記以外の場合（予納台帳番号、納付書番号、納付番号、振替番号、指定立替納付が併記されている）、電子記録基準管理班~~データエントリ~~管理班の指示に従う

③ 書誌に、手数料の表示の記載がなく、手数料補正の記載がある

項番	書誌情報（手数料補正）							管理情報							備考
	補正対象書類名	納付金額	予納台帳番号	納付書番号	納付番号	振替番号	指定立替納付	納付方法	納付金額	予納台帳番号	納付書番号	納付番号	振替番号	会計種別	
1	○	○	○	×	×	×	×	予納	○	○	×	×	×	1	注3
2	○	○	×	○	×	×	×	前納	×	×	×	×	×	1	注3
3	○	○	×	×	○	×	×	電子現金納付	×	×	×	○	×	1	注3
3-1	○	○	×	×	×	○	×	銀行口座自動振替	○	×	×	×	○	1	注3、注6
3-2	○	○	×	×	×	×	○	指定立替納付	○	×	×	×	×	1	注3、注6、注7
4	○	○	×	×	×	×	×	×	00	×	×	×	×	×	注3
5	○	×	○	×	×	×	×	予納	×	○	×	×	×	1	注3
6	○	×	×	○	×	×	×	前納	×	×	×	×	×	1	注3
7	○	×	×	×	○	×	×	電子現金納付	×	×	×	○	×	1	注3
7-1	○	×	×	×	×	○	×	銀行口座自動振替	×	×	×	×	○	1	注3、注6
7-2	○	×	×	×	×	×	○	指定立替納付	×	×	×	×	×	1	注3、注6、注7
8	○	×	×	×	×	×	×	×	00	×	×	×	×	×	注3
9	×	○	○	×	×	×	×	予納	○	○	×	×	×	1	注3
10	×	○	×	○	×	×	×	前納	×	×	×	×	×	1	注3
11	×	○	×	×	○	×	×	電子現金納付	×	×	×	○	×	1	注3
11-1	×	○	×	×	×	○	×	銀行口座自動振替	○	×	×	×	○	1	注3、注6
11-2	×	○	×	×	×	×	○	指定立替納付	○	×	×	×	×	1	注3、注6、注7
12	×	○	×	×	×	×	×	×	00	×	×	×	×	×	注3
13	×	×	○	×	×	×	×	予納	×	○	×	×	×	1	注3
14	×	×	×	○	×	×	×	前納	×	×	×	×	×	1	注3
15	×	×	×	×	○	×	×	電子現金納付	×	×	×	○	×	1	注3
16	×	×	×	×	×	○	×	銀行口座自動振替	×	×	×	×	○	1	注3、注6
17	×	×	×	×	×	×	○	指定立替納付	×	×	×	×	×	1	注3、注6、注7

上記以外の場合（予納台帳番号、納付書番号、納付番号、振替番号、指定立替納付が併記されている）、電子記録基準管理班~~データエントリ~~管理班の指示に従う

④ 書誌に、手数料の表示、手数料補正が併記されている
電子記録基準管理班~~データエントリ管理班~~の指示に従う

（4）特許印紙の貼付、納付済証の添付の何れもある場合
電子記録基準管理班~~データエントリ管理班~~の指示に従う

（5）特殊申請の場合

項番	送付票XML					管理情報							備考
	予納台帳番号(jp:deposit-number)	納付番号(jp:electronic-cash-number)	振替番号(jp:transfer-number)	指定立替納付(jp:credit-card-payment)	特殊申請納付金額(jp:special-application-fee)	納付方法	納付金額	予納台帳番号	納付書番号	納付番号	振替番号	会計種別	
1	○	×	×	×	○	予納	○	○	×	×	×	1	
2	×	○	×	×	○	電子現金納付	×	×	×	○	×	1	
3	×	×	○	×	○	銀行口座自動振替	○	×	×	×	○	1	
4	×	×	×	○	○	指定立替納付	○	×	×	×	×	1	
5	×	×	×	×	○	×	00	×	×	×	×	×	
6	○	×	×	×	×	予納	×	○	×	×	×	1	
7	×	○	×	×	×	電子現金納付	×	×	×	○	×	1	
8	×	×	○	×	×	銀行口座自動振替	×	×	×	×	○	1	
9	×	×	×	○	×	指定立替納付	×	×	×	×	×	1	

上記以外の場合（予納台帳番号、納付番号、振替番号、指定立替納付が併記されている）、電子記録基準管理班の指示に従う

※上記の表中の記号、注について

○　　：書誌情報の場合”記載あり”、管理情報部の場合”設定あり”（設定内容は各個別項目参照）を表している
×　　：書誌情報の場合”記載無し”、管理情報部の場合”設定しない”を表している
指示印：押印された指示印に従い入力する。
領収　：管理情報部の納付金額に関しては、納付済証に記載された金額を設定する。 また、管理情報部の納付書番号に関しては
納付済証に記載された納付書番号を設定する。
00　　：0円を表す

注1　：物件票（納付書）及び物件票（納付書）に押印された指示印に問題がある場合は電子記録基準管理班~~データエントリー~~管理班に問い合わせる。
注2　：管理情報の会計種別に関しては管理情報の納付方法が「特許印紙」、「予納」、「前納」、「電子現金納付」、「指定立替納付」の場合のみ
″1″（ 特別会計）を設定する。
注3　：提出物件の目録の欄に「納付済証添付なし」のゴム印が押印されている場合、申請書（紙申請）を添付書類として電子化する。（前頁項番3のNo9参照）
：提出物件名は「納付済証」とし、（特許庁提出用）は不要。注4、5についても同様
注4　：提出された「納付済証」を添付書類として電子化する。（提出物件名は「納付済証」）
注5　：納付済証が複数枚添付された場合は、電子記録基準管理班~~データエントリー~~管理班の指示に従う。
注6　：銀行口座自動振替による振替番号およびクレジットカード決済による指定立替納付の記載は、緊急避難案件、
再DE（オンライン申請された案件で四法等に誤りがあった場合に、DE機関において修正を行い新規エントリとしてデータエントリすること）、
特殊申請の場合~~のみ~~に存在する。
注7　：クレジットカード決済による指定立替納付の記載は、窓口クレジットカード決済の場合にも存在する。

項　番	７３	項 目 名	納付方法	設定条件	●
タグ名	jp:m-payment-way				
属　性	C		バイト数	1	

［項目内容説明］

「項番４４：納付方法」と同様。

［項目設定方法］

(1)物件票（納付書）がなく、納付済証の添付がある場合、“2”（前納）を設定する。

但し、書誌の手数料の表示または手数料補正に、予納台帳番号、納付番号、振替番号、指定立替納付がある場合、手数料の表示、手数料補正が併記されている場合は、電子記録基準管理班~~データエントリ管理班~~の指示に従い設定する。

(2)物件票（納付書）があり、納付済証の添付がない場合、物件票の指示印から該当するコードを設定する。

① 特許印紙及び特許印紙を含む混在使用時　“1”を設定する。
② 収入印紙　“4”を設定する。
③ 切手　“5”を設定する。
④ 現金　“6”を設定する。
⑤ 登録印紙　“7”を設定する。
⑥ 収入証紙　“8”を設定する。
⑦ その他で特許印紙を含まない混在使用時　“9”を設定する。

但し、書誌の手数料の表示または手数料補正に、予納台帳番号、納付書番号、納付番号、振替番号、指定立替納付がある場合、手数料の表示、手数料補正が併記されている場合は、電子記録基準管理班~~データエントリ管理班~~の指示に従い設定する。

(3)物件票（納付書）がなく、納付済証の添付がない場合、

① 手数料の表示または手数料補正の記事内に予納台帳番号があれば、“3”（予納）を設定する。
② 手数料の表示または手数料補正の記事内に納付番号があれば、”A”（電子現金納付）を設定する。
③ 手数料の表示または手数料補正の記事内に納付書番号があれば、“2”（前納）を設定する。
④ 手数料の表示または手数料補正の記事内に振替番号があれば、”B”（銀行口座自動振替）を設定する。
④-1 手数料の表示または手数料補正の記事内に指定立替納付があれば、”C”（指定立替納付）を設定する。
⑤ 手数料の表示または手数料補正の記事内に予納台帳番号、納付書番号、納付番号、振替番号、指定立替納付の記載が一つもない場合、タグを設定しない。
⑥ 手数料の表示または手数料補正の記事内に予納台帳番号、納付書番号、納付番号、振替番号、指定立替納付が２つ以上記載がある場合は、電子記録基準管理班~~データエントリ管理班~~の指示に従い設定する。

(4)物件票（納付書）があり、納付済証の添付もある場合、電子記録基準管理班~~データエントリ管理班~~の指示に従い設定する。

(5)出願審査請求手数料返還請求書の場合、

① 返還の表示に予納台帳番号がある場合、”3”（予納）を設定する。
② 返還の表示に予納台帳番号がない場合、タグの設定を行わない。
③ 返還の表示がない場合、タグの設定を行わない。

(6) 特殊申請の場合、送付票 XML の料金情報タグ（jp:special-application/jp:charge-information）配下から設定する。

① 予納台帳番号（jp:deposit-number）に設定値が存在する場合、“3”（予納）を設定する。
② 納付番号（jp:electronic-cash-number）に設定値が存在する場合、”A”（電子現金納付）を設定する。
③ 振替番号（jp:transfer-number）に設定値が存在する場合、”B”（銀行口座自動振替）を設定する。
④ 指定立替納付（jp:credit-card-payment）に設定値が存在する場合、”C”（指定立替納付）を設定する。
⑤ 予納台帳番号、納付番号、振替番号、指定立替納付に設定値が存在しない場合、タグを設定しない。
⑥ 予納台帳番号、納付番号、振替番号、指定立替納付に設定値が２つ以上存在する場合、電子記録基準管理班の指示に従い設定する。

※送付票ＸＭＬは書類に記載がない場合もタグを空で設定するため、納付方法はタグの有無ではなく設定値の有無によって判断する。

［項目設定条件］

・ＤＥ

入力元：　発注伝票　物 件 票　個別案件　提出物件　Ｄ・Ｅ

入力方法：　手 入 力　機械入力　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：有　→管

(1)初期エントリ	項目設定方法に従い設定する。
(2)更正申請	更新しない。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	設定しない。

ＩＢ書類の場合

入力元：　発注伝票　物 件 票　個別案件　提出物件　Ｄ・Ｅ

入力方法：　手 入 力　機械入力　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(5)新規エントリ	設定しない。

・ＯＬ受付　設定しない。

・ＯＬ請求　設定しない。

［補足説明］振替番号（銀行口座自動振替）、指定立替納付（クレジットカード決済）は、緊急避難案件、再ＤＥ（オンライン申請された案件で四法等に誤りがあった場合に、ＤＥ機関において修正を行い新規エントリとしてデータエントリすること）、特殊申請の場合に~~のみ~~記載されている。

指定立替納付（クレジットカード決済）は、窓口クレジットカード決済の場合にも記載されている。

項　番	７４	項 目 名	納付金額	設定条件	△
タグ名	jp:m-kind-of-fee				
属　性	９	バイト数	Ｖ　（ＭＡＸ９バイト）		

［項目内容説明］
「項番４５：納付金額」と同様。

［項目設定方法］
(1)物件票（納付書）に納付金額の記載がある場合
①納付済証の添付がなく、物件票にゴム印がある場合
料金関係タグ設定規則の項番１に従い設定する。
②上記以外の場合
電子記録基準管理班~~データエントリ管理班~~の指示に従う
(2)物件票（納付書）に納付金額の記載がない場合
①納付済証の添付がある場合
納付済証に記載されている納付金額を設定する。
②納付済証の添付がない場合
②-1 申請書の手数料の表示（又は手数料補正）に納付金額の記載がある場合
・予納台帳番号、振替番号、指定立替納付の記載がある場合は、納付金額の内容を設定する
・納付書番号、納付番号の記載がある場合は、タグの設定を行わない
・予納台帳番号、納付書番号、納付番号、振替番号、指定立替納付の記載がない場合、オールゼロを設定する
②-2 申請書の手数料の表示（又は手数料補正）に納付金額の記載がない場合
・タグの設定を行わない
但し、申請書の手数料補正が、補正対象書類名のみの記載の場合はオールゼロを設定する
なお、上記②-1、②-2 の何れの場合も、申請書の手数料の表示（又は手数料補正）に、予納台帳番号、納付書番号、納付番号、振替番号、指定立替納付が２つ以上記載されているときは、電子記録基準管理班~~データエントリ管理班~~の指示に従い設定する
(3)出願審査請求手数料返還請求書の場合、
① 返還の表示に加算金額の記載があり、予納台帳番号の記載もある場合、加算金額の内容を設定する
② 返還の表示に加算金額の記載があり、予納台帳番号の記載がない場合、オールゼロを設定する
③ 返還の表示に加算金額の記載がない場合、タグの設定を行わない
④ 返還の表示の記載がない場合、タグの設定を行わない
(4)特殊申請の場合、送付票 XML の特殊申請納付金額（jp:special-application-fee）から設定する。

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　物 件 票　個別案件　提出物件　Ｄ・Ｅ
入力方法：　手 入 力　機械入力　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：有　→管

(1)初期エントリ	項目設定方法に従い設定する。
(2)更正申請	更新しない。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	設定しない。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　物 件 票　個別案件　提出物件　Ｄ・Ｅ
入力方法：　手 入 力　機械入力　機械移送
論理ﾁｪｯｸ：

(5)新規エントリ	設定しない。

・ＯＬ受付
設定しない。

・ＯＬ請求
設定しない。

［補足説明］振替番号（銀行口座自動振替）、指定立替納付（クレジットカード決済）は、緊急避難案件、再ＤＥ（オンライン申請された案件で四法等に誤りがあった場合に、ＤＥ機関において修正を行い新規エントリとしてデータエントリすること）、特殊申請の場合に~~のみ~~記載されている。
指定立替納付（クレジットカード決済）は、窓口クレジットカード決済の場合にも記載されている。

項　番	７５	項 目 名	会計種別	設定条件	●
タグ名	jp:m-kind-of-accounts				
属　性	９	バイト数	１		

［項目内容説明］
「項番４６：会計種別」と同様。

［項目設定方法］
納付方法が特許印紙、予納、前納、電子現金納付、銀行口座自動振替、指定立替納付のいずれかに特定された場合“1”（特別会計）を設定する。
上記以外の場合は、タグを設定は行わない。

出願審査請求手数料返還請求書の場合、
(1) 返還の表示に予納台帳番号の記載があれば、“1”（特別会計）を設定する。
(2) 返還の表示に予納台帳番号の記載がなければ、タグの設定は行わない
(3) 返還の表示の記載がなければ、タグの設定は行わない

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：有　→管

(1)初期エントリ	項目設定方法に従い設定する。
(2)更正申請	更新しない。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	設定しない。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(5)新規エントリ	設定しない。

・ＯＬ受付
設定しない。

・ＯＬ請求
設定しない。

［補足説明］銀行口座自動振替、指定立替納付は、緊急避難案件、再ＤＥ（オンライン申請された案件で四法等に誤りがあった場合に、ＤＥ機関において修正を行い新規エントリとしてデータエントリすること）、特殊申請の場合~~のみ~~である。
指定立替納付（クレジットカード決済）は、窓口クレジットカード決済の場合にも存在する。

項　番	７６	項 目 名	予納台帳番号	設定条件	●
タグ名	jp:m-account-number				
属　性	９		バイト数	６	

［項目内容説明］
「項番４７：予納台帳番号」と同様。

［項目設定方法］
物件票（納付書）、納付済証の添付がなく、書誌情報に手数料の表示の予納台帳番号または、手数料補正の予納台帳番号の記載があった場合、記載の予納台帳番号を設定する。
特殊申請の場合、送付票 XML の予納台帳番号（jp:deposit-number）から設定する。
上記以外の場合、タグの設定を行わない。

出願審査請求手数料返還請求書の場合、
(1) 返還の表示に、予納台帳番号の記載がある場合、その記載内容設定する。
(2) 返還の表示に、予納台帳番号の記載がない場合、タグの設定を行わない
(3) 返還の表示がない場合、タグの設定を行わない

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：有　→管

(1)初期エントリ	項目設定方法に従い設定する。
(2)更正申請	更新しない。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	設定しない。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(5)新規エントリ	設定しない。

・ＯＬ受付
設定しない。

・ＯＬ請求
設定しない。

［補足説明］
「項番４７：予納台帳番号」と同様。

項　番	７７	項 目 名	納付書番号	設定条件	●
タグ名	jp:m-payment-number				
属　性	９	バイト数	１１		

［項目内容説明］
「項番４８：納付書番号」と同様。

［項目設定方法］
納付済証の添付がある場合、納付済証の納付書番号を設定する。
出願審査請求手数料返還請求書の場合、タグの設定を行わない。

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：有　→管

(1)初期エントリ	項目設定方法に従い設定する。
(2)更正申請	更新しない。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	設定しない。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(5)新規エントリ	設定しない。

・ＯＬ受付
設定しない。

・ＯＬ請求
設定しない。

［補足説明］

項　番	７７－１	項 目 名	納付番号	設定条件	●
タグ名	jp:m-electronic-cash-payment-number				
属　性	９	バイト数	１６		

［項目内容説明］
電子現金納付により料金を納付したときの納付番号である。

［項目設定方法］
物件票（納付書）・納付済証の添付がなく、書誌情報の手数料の表示または手数料補正に納付番号の記載がある場合、記載の納付番号を設定する。
特殊申請の場合、送付票 XML の納付番号（jp:electronic-cash-number）から設定する。
上記以外の場合、タグの設定は行わない。

出願審査請求手数料返還請求書の場合、タグの設定を行わない。

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：有　→管

(1)初期エントリ	項目設定方法に従い設定する。
(2)更正申請	更新しない。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	設定しない。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(5)新規エントリ	設定しない。

・ＯＬ受付
設定しない。

・ＯＬ請求
設定しない。

［補足説明］

項　番	７７－２	項 目 名	振替番号	設定条件	●
タグ名	jp:m-transfer-number				
属　性	９	バイト数	８		

［項目内容説明］
銀行口座自動振替により料金を納付したときの振替番号である。

［項目設定方法］
書誌情報の手数料の表示または手数料補正に振替番号の記載がある場合、記載の振替番号を設定する。
特殊申請の場合、送付票 XML の振替番号（jp:transfer-number）から設定する。
上記以外の場合、タグの設定は行わない。

出願審査請求手数料返還請求書の場合、タグの設定を行わない。

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：有　→管

(1)初期エントリ	項目設定方法に従い設定する。
(2)更正申請	更新しない。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	設定しない。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(5)新規エントリ	設定しない。

・ＯＬ受付
設定しない。

・ＯＬ請求
設定しない。

［補足説明］緊急避難案件、再ＤＥ（オンライン申請された案件で四法等に誤りがあった場合に、ＤＥ機関において修正を行い新規エントリとしてデータエントリすること)、特殊申請の場合にのみ設定すること。

白紙ページ

項　番	７８	項 目 名	提出された物件	設定条件	△
タグ名	jp:m-presented-object-article				
属　性	－	バイト数	－		

［項目内容説明］
「項番４９：提出された物件」と同様。

［項目設定方法］
「項番４９：提出された物件」と同様。

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：無

(1)初期エントリ	項目設定方法に従い設定する。
(2)更正申請	更新しない。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	設定しない。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：無

(5)新規エントリ	項目設定方法に従い設定する。

・ＯＬ受付
設定しない。

・ＯＬ請求
設定しない。

［補足説明］
「項番４９：提出された物件」と同様。

項　番	７９	項 目 名	物件	設定条件	△
タグ名	jp:m-object-group				
属　性	－	バイト数	－		

［項目内容説明］
「項番５０：物件」と同様。

［項目設定方法］
「項番５０：物件」と同様。

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：無

(1)初期エントリ	項目設定方法に従い設定する。
(2)更正申請	更新しない。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	設定しない。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：無

(5)新規エントリ	項目設定方法に従い設定する。

・ＯＬ受付
設定しない。

・ＯＬ請求
設定しない。

［補足説明］
「項番５０：物件」と同様。

項　番	８０	項 目 名	提出物件名	設定条件	△
タグ名	jp:m-present-object-name				
属　性	K		バイト数	V	

［項目内容説明］
「項番５１：提出物件名」と同様。

［項目設定方法］
提出物件の記載内容を設定する。
物件名が提出物件コードに変換できる場合は、設定しない。
明細書、図面、要約書、図面代用写真、請求の範囲、外国語明細書、外国語図面、外国語要約書、外国語請求の範囲、外国語請求の範囲（翻訳文）、いくつかのＰＣＴ関係書類(*1)に添付される明細書（翻訳文）及び請求の範囲（翻訳文）及び図面（翻訳文）及び要約書（翻訳文）は除く。
また、ＣＤ－Ｒで提出された旨の記載がある場合は、以下の内容を設定する。
″ＣＤ－Ｒ□長大案件″（すべて２バイトコード、□は全角スペース、－は０ｘ２１５Ｄ）

（＊１）ＰＣＴ関係書類とは、国内書面、図面の提出書、国際出願翻訳文提出書、国際出願翻訳文提出書（職権）を指す。図面の提出書は図面のみ）

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　[提出物件]　Ｄ・Ｅ

入力方法：　[手 入 力]　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：無

(1)初期エントリ	項目設定方法に従い設定する。
(2)更正申請	更新しない。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	設定しない。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　[提出物件]　Ｄ・Ｅ

入力方法：　[手 入 力]　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：無

(5)新規エントリ	項目設定方法に従い設定する。

・ＯＬ受付
設定しない。

・ＯＬ請求
設定しない。

［補足説明］

項　番	８１	項 目 名	提出物件コード	設定条件	△
タグ名	jp:m-present-object-code				
属　性	C	バイト数	6		

［項目内容説明］
「項番５２：提出物件コード」と同様。

［項目設定方法］
「項番５２：提出物件コード」と同様。

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：無

(1)初期エントリ	項目設定方法に従い設定する。
(2)更正申請	更新しない。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	設定しない。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：無

(5)新規エントリ	項目設定方法に従い設定する。

・ＯＬ受付
設定しない。

・ＯＬ請求
設定しない。

［補足説明］

項　番	８２	項 目 名	物件電子化フラグ	設定条件	△
タグ名	jp:m-object-electronic-data-flag				
属　性	C	バイト数	1		

［項目内容説明］
「項番５３：物件電子化フラグ」と同様。

［項目設定方法］
「項番５３：物件電子化フラグ」と同様。

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：有　→管

(1)初期エントリ	項目設定方法に従い設定する。
(2)更正申請	更新しない。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	設定しない。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：有　→管

(5)新規エントリ	項目設定方法に従い設定する。

・ＯＬ受付
設定しない。

・ＯＬ請求
設定しない。

［補足説明］
“電子化せず”とは、提出物件を電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~の指示により電子化を行わなかったケースも含む。

項　番	８３	項 目 名	原データの有無	設定条件	●
タグ名	jp:m-original-data-yes-or-no				
属　性	９		バイト数	１	

［項目内容説明］
原データの有無を識別する。

［項目設定方法］
電子化時に発生したエラーより、原データを付与した場合、当該タグに“1”を設定する。
上記以外の場合、当該タグは、設定しない。

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：有　→管

(1)初期エントリ	項目設定方法に従い設定する。
(2)更正申請	更新しない。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	設定しない。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(5)新規エントリ	設定しない。

・ＯＬ受付
設定しない。

・ＯＬ請求
設定しない。

［補足説明］

項　番	８４	項 目 名	更正申請	設定条件	●
タグ名	jp:m-correction-application-article				
属　性	－		バイト数	－	

［項目内容説明］
更正申請の記事グループを総括するグループ筆頭項目である。

［項目設定方法］
①更正申請に関する情報のグループを指すタグとして設定する。
②本項目に設定する内容はない。
③本項目の配下に設定するタグが存在しない場合、当該タグは設定しない。

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：無

(1)初期エントリ	設定しない。
(2)更正申請	項目設定方法に従い更新する。
(3)援用合体	タグが存在する場合（配下のタグも含めて）削除する
(4)原願	設定しない。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：無

(5)新規エントリ	設定しない。
(6)更正申請	項目設定方法に従い更新する。

・ＯＬ受付
設定しない。

・ＯＬ請求
設定しない。

［補足説明］

項　番	８５	項 目 名	更正申請フラグ	設定条件	●
タグ名	jp:m-correction-application-flag				
属　性	C		バイト数	1	

［項目内容説明］
更正の内容を表すフラグ。

［項目設定方法］
~~更正の内容により、~~“8”を設定する。

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：[発注伝票]　物 件 票　個別案件　提出物件　Ｄ・Ｅ

入力方法：[手 入 力]　機械入力　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：無

(1)初期エントリ	設定しない。
(2)更正申請	項目設定方法に従って更新する。
(3)援用合体	設定しない。
(4)原願	設定しない。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　物 件 票　個別案件　提出物件　[Ｄ・Ｅ]

入力方法：　手 入 力　[機械入力]　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：無

(5)新規エントリ	設定しない。
(6)更正申請	項目設定方法に従って更新する。

・ＯＬ受付
設定しない。

・ＯＬ請求
設定しない。

［補足説明］

項　番	８６	項 目 名	再方式審査の要否	設定条件	●
タグ名	jp:m-formality-retrial-necessity				
属　性	C	バイト数	1		

［項目内容説明］
再方式審査の要否を識別する。

［項目設定方法］
更正申請書に再方式審査の指示があった場合、“1”（要）を設定する。
指示がない場合、“0”を設定する。

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　　物 件 票　**個別案件**　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　**手 入 力**　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：無

(1)初期エントリ	設定しない。
(2)更正申請	項目設定方法に従い更新する。
(3)援用合体	設定しない。
(4)原願	設定しない。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　　物 件 票　**個別案件**　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　**手 入 力**　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：無

(5)新規エントリ	設定しない。
(6)更正申請	項目設定方法に従い更新する。

・ＯＬ受付
設定しない。

・ＯＬ請求
設定しない。

［補足説明］

項　番	８７	項 目 名	四法コード	設定条件	●
タグ名	jp:m-law				
属　性	C		バイト数	1	

［項目内容説明］
更正前の当該事件の四法コードを識別する。
四法コードのコード体系は、「項番３：四法コード」を参照。

［項目設定方法］

更正前の四法コードを設定する。四法コードの変更がない場合も、必ず設定または更新を行う。

［項目設定条件］

・ＤＥ

入力元：　発注伝票　　物 件 票　**個別案件**　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　**手 入 力**　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：無

(1)初期エントリ	設定しない。
(2)更正申請	項目設定方法に従い更新する。
(3)援用合体	設定しない。
(4)原願	設定しない。

ＩＢ書類の場合

入力元：　発注伝票　　物 件 票　**個別案件**　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　**手 入 力**　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：無

(5)新規エントリ	設定しない。
(6)更正申請	項目設定方法に従い更新する。

・ＯＬ受付
設定しない。

・ＯＬ請求
設定しない。

［補足説明］

項　番	８８	項 目 名	出願番号	設定条件	●
タグ名	jp:m-application-number				
属　性	９		バイト数	１０	

［項目内容説明］
更正前の当該事件の出願番号である。
出願番号の形態は、「項番４：出願番号」を参照。

［項目設定方法］
更正前の出願番号を設定する。出願番号の変更がない場合も、必ず設定または更新を行うようにする。
国内書面の場合は、管理情報の jp:m-mi-acc-doc/jp:m-application-number の値を設定する。

［項目設定条件］

・ＤＥ

入力元：　発注伝票　　物 件 票　[個別案件]　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　[手 入 力]　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：無

(1)初期エントリ	設定しない。
(2)更正申請	項目設定方法に従い更新する。
(3)援用合体	設定しない。
(4)原願	設定しない。

ＩＢ書類の場合

入力元：　発注伝票　　物 件 票　[個別案件]　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　[手 入 力]　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：無

(5)新規エントリ	設定しない。
(6)更正申請	項目設定方法に従い更新する。

・ＯＬ受付
設定しない。

・ＯＬ請求
設定しない。

［補足説明］

項　番	８９	項 目 名	国際出願番号	設定条件	●
タグ名	jp:m-international-application-number				
属　性	Ｃ		バイト数	９ ｏｒ １２	

［項目内容説明］
当該事件の国際出願番号であり以下に示す形式で表される。

国コード＋西暦年＋一連番号
(2)桁　　(4)桁　(6)桁

［項目設定方法］
更正前の国際出願番号を設定する。国際出願番号の変更がない場合も、必ず設定または更新を行う。
※　オール“０”の時も、オール“０”を設定する。

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　　物 件 票　[個別案件]　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　[手 入 力]　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：無

(1)初期エントリ	設定しない。
(2)更正申請	項目設定方法に従い更新する。
(3)援用合体	設定しない。
(4)原願	設定しない。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　　物 件 票　[個別案件]　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　[手 入 力]　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：無

(5)新規エントリ	設定しない。
(6)更正申請	項目設定方法に従い更新する。

・ＯＬ受付
設定しない。

・ＯＬ請求
設定しない。

［補足説明］
項番５　国際出願番号と同様

項　番	９０	項 目 名	中間コード	設定条件	●
タグ名	jp:m-intermediate-code				
属　性	C	バイト数	Ｖ（MAX６ﾊﾞｲﾄ）		

［項目内容説明］
更正前の当該事件の書類名より設定する中間コードである。

［項目設定方法］
更正前の中間コードを設定する。中間コードの変更がない場合も、必ず設定または更新を行う。

［項目設定条件］

・ＤＥ

入力元：　発注伝票　　物 件 票　[個別案件]　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　[手 入 力]　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：無

(1)初期エントリ	設定しない。
(2)更正申請	項目設定方法に従い更新する。
(3)援用合体	設定しない。
(4)原願	設定しない。

ＩＢ書類の場合

入力元：　発注伝票　　物 件 票　[個別案件]　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　[手 入 力]　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：無

(5)新規エントリ	設定しない。
(6)更正申請	項目設定方法に従い更新する。

・ＯＬ受付
設定しない。

・ＯＬ請求
設定しない。

［補足説明］

項　番	９１	項 目 名	原願電子化情報	設定条件	●
タグ名	jp:m-parent-application-elc-article				
属　性	－		バイト数	－	

［項目内容説明］
原願電子化情報の記事グループを総括するグループ筆頭項目である。

［項目設定方法］
①原願電子化情報のグループを指すタグとして設定する。
②本タグに設定する内容はない。
③本項目の配下に設定するタグが存在しない場合は、タグを設定しない。

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：無

(1)初期エントリ	設定しない。
(2)更正申請	タグが存在する場合（配下のタグも含めて）削除する
(3)援用合体	設定する。
(4)原願	設定する。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(5)新規エントリ	設定しない。

・ＯＬ受付
設定しない。

・ＯＬ請求
設定しない。

［補足説明］

項　番	９２	項 目 名	原願電子化フラグ	設定条件	●
タグ名	jp:m-parent-application-elc-flag				
属　性	C	バイト数	1		

［項目内容説明］
原願を識別するフラグである。

［項目設定方法］
①電子化対象書類が『原願』である場合、“1”を設定する。
②援用合体の場合で原願が旧願の場合、“2”を設定する。
③援用合体の場合で原願が新願の場合、“3”を設定する。

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：有　→管

(1)初期エントリ	設定しない。
(2)更正申請	~~設定しない~~タグが存在する場合削除する。
(3)援用合体	項目設定方法に従い更新する。
(4)原願	項目設定方法に従い~~更新~~設定する。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(5)新規エントリ	設定しない。

・ＯＬ受付
設定しない。

・ＯＬ請求
設定しない。

［補足説明］

項　番	９３	項 目 名	四法コード	設定条件	●
タグ名	jp:m-law				
属　性	C	バイト数	1		

［項目内容説明］
当該事件を原願とする特殊出願の四法コードを識別する。
四法コードのコード体系は、「項番３：四法コード」を参照。

［項目設定方法］
当該事件を原願とする特殊出願の四法コードを設定する。

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：無

(1)初期エントリ	設定しない。
(2)更正申請	~~設定しない~~タグが存在する場合削除する。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	項目設定方法に従い設定する。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(5)新規エントリ	設定しない。

・ＯＬ受付
設定しない。

・ＯＬ請求
設定しない。

［補足説明］
当該事件を原願とする特殊出願の四法コードが特定できない場合は、電子化不能として電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。

項　番	９４	項 目 名	出願番号	設定条件	●
タグ名	jp:m-application-number				
属　性	９	バイト数	１０		

［項目内容説明］
当該事件を原願とする特殊出願の出願番号である。
出願番号の形態は、「項番４：出願番号」を参照。

［項目設定方法］
当該事件を原願とする特殊出願の出願番号を設定する。

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：無

(1)初期エントリ	設定しない。
(2)更正申請	~~設定しない~~タグが存在する場合削除する。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	項目設定方法に従い設定する。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(5)新規エントリ	設定しない。

・ＯＬ受付
設定しない。

・ＯＬ請求
設定しない。

［補足説明］
当該事件を原願とする特殊出願の出願番号がない場合は、電子化不能として電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。

項　番	９５	項 目 名	ＤＥ料徴収フラグ	設定条件	●
タグ名	jp:m-de-charge-flag				
属　性	Ｃ		バイト数	１	

［項目内容説明］
電子化手数料（ＤＥ料）徴収の要、不要を識別するフラグである。

［項目設定方法］
①ＤＥ料徴収対象書類である場合、“1”を設定する。
②ＤＥ料徴収対象書類でない場合は、“0”を設定する。

［項目設定条件］

・ＤＥ

入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：無

(1)初期エントリ	項目設定方法に従い設定する。
(2)更正申請	更新しない。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	項目設定方法に従い設定する。

ＩＢ書類の場合

入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(5)新規エントリ	項目設定方法に従い設定する。

・ＯＬ受付
設定しない。

・ＯＬ請求
設定しない。

［補足説明］
電子化手数料（ＤＥ料）徴収対象書類一覧は、データエントリ電子化規準書（ＸＭＬ）の「２．４　電子化（ＤＥ）手数料」を参照。

項　番	９６	項 目 名	ダミー公開パンフ識別フラグ	設定条件	●
タグ名	jp:m-publication-pamphret-flag				
属　性	C	バイト数	1		

［項目内容説明］
ＩＢ書類において当該書類が、ダミー公開パンフか否かを識別する。

［項目設定方法］
①ダミー公開パンフを作成する際、指示書を元に作成する場合に、“1”を設定する。
②ダミー公開パンフを作成する際、国際出願の写しを元に作成する場合に、“2”を設定する。
③ＩＢ書類の場合は、“0”を設定する。
④上記以外の場合は、タグを設定しない。

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(1)初期エントリ	設定しない。
(2)更正申請	更新しない。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	設定しない。

ＩＢ書類の場合
入力元：発注伝票　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：無

(5)新規エントリ	項目設定方法に従い設定する。

・ＯＬ受付
設定しない。

・ＯＬ請求
設定しない。

［補足説明］

項　番	９７	項 目 名	在外者手続区分	設定条件	●
タグ名	jp:m-procedure-by-abroad-person				
属　性	C	バイト数	1		

［項目内容説明］
ＩＢ書類において、出願人が在外者か否かを識別する。

［項目設定方法］
①中間コードがＩＢ３４９の書類において、書誌情報【国籍及び居住国】またはそれに対応する記載（“[]”）より、居住国の記載（“／”の後部）がＪＰ以外であれば、“1”（在外者）を設定する。
②居住国の記載に１つでもＪＰがある。または、居住国の記載がない場合、“0”を設定する。
③中間コードがＩＢ３４９以外のＩＢ書類の場合、“0”を設定する。
④ＩＢ書類でない場合は、タグを設定しない。

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(1)初期エントリ	設定しない。
(2)更正申請	更新しない。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	設定しない。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：無

(5)新規エントリ	項目設定方法に従い設定する。

・ＯＬ受付
設定しない。

・ＯＬ請求
設定しない。

［補足説明］

項　番	９８	項 目 名	ＩＳＲ不作成フラグ	設定条件	●
タグ名	jp:m-isr-un-created				
属　性	C		バイト数	1	

［項目内容説明］
ＩＳＲ不作成フラグ。

［項目設定方法］
①ＩＢ書類の電子データ受領分において、書誌情報のタグ<b878>（段落）に“(h)”または、“(i)”が設定されている場合、“1”を設定する。（補足説明参照）
②ＩＢ書類で上記以外の場合は、“0”を設定する。
③上記以外の場合は、タグを設定しない。

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(1)初期エントリ	設定しない。
(2)更正申請	更新しない。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	設定しない。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：無

(5)新規エントリ	項目設定方法に従い設定する。

・ＯＬ受付
設定しない。

・ＯＬ請求
設定しない。

［補足説明］
タグ<b878>（段落）とは、書誌情報のタグ<b800>（指定国）配下のタグ<b876>（テキスト領域）の下のタグ<b877>（標準テキスト）の下のタグ<b878>（段落）を指す。

項　番	９９	項 目 名	外国語出願の表示	設定条件	●
タグ名	jp:m-indicate-foreign-lang				
属　性	C	バイト数	1		

［項目内容説明］
「項番５４：外国語出願の表示」と同様。

［項目設定方法］
「項番５４：外国語出願の表示」と同様。

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　　物 件 票　[個別案件]　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　[機械入力]　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：無

(1)初期エントリ	項目設定方法に従い設定する。
(2)更正申請	更新しない。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	項目設定方法に従い設定する。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　　物 件 票　[個別案件]　提出物件　[Ｄ・Ｅ]

入力方法：　　手 入 力　[機械入力]　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：無

(5)新規エントリ	項目設定方法に従い設定する。

・ＯＬ受付
設定しない。

・ＯＬ請求
設定しない。

［補足説明］
言語の識別については、対象書類が電子データの場合には、言語コードから取得するが、書面の場合に関しては特にこれを定めない。（ＩＢ書類の場合）

項　番	１００	項 目 名	証明書有無フラグ	設定条件	●
タグ名	jp:m-existance-of-certificate				
属　性	C	バイト数	1		

［項目内容説明］
「項番５５：証明書有無フラグ」と同様。

［項目設定方法］
「項番５５：証明書有無フラグ」と同様。

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　[提出物件]　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　[機械入力]　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：無

(1)初期エントリ	項目設定内容に従い設定する。
(2)更正申請	更新しない。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	項目設定内容に従い設定する。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　[提出物件]　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　[機械入力]　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：無

(5)新規エントリ	項目設定内容に従い設定する。

・ＯＬ受付
設定しない。

・ＯＬ請求
設定しない。

［補足説明］

項　番	１０１	項 目 名	ＤＮＡ抽出識別	設定条件	●
タグ名	jp:m-dna-extraction-discernment				
属　性	Ｃ		バイト数	1	

［項目内容説明］
「項番５６：ＤＮＡ抽出識別」と同様。

［項目設定方法］
「項番５６：ＤＮＡ抽出識別」と同様。

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　提出物件　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：無

(1)初期エントリ	項目設定方法に従い設定する。
(2)更正申請	更新しない。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	項目設定方法に従い設定する。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　提出物件　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：無

(5)新規エントリ	項目設定方法に従い設定する。

・ＯＬ受付
設定しない。

・ＯＬ請求
設定しない。

［補足説明］

項　番	１０２	項 目 名	庁内付与情報	設定条件	●
タグ名	jp:m-patent-opposition-article				
属　性	―		バイト数	―	

［項目内容説明］
庁内システムで付与される項目を総括するグループ筆頭項目である。

［項目設定方法］

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(1)初期エントリ	設定しない。
(2)更正申請	更新しない。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	設定しない。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(5)新規エントリ	設定しない。

・ＯＬ受付
設定する。
・バッチ受付
設定する。

・ＯＬ請求（サーバ）
~~設定~~更新する。

［補足説明］

項　番	１０３	項 目 名	受付チェック結果	設定条件	●
タグ名	jp:m-receipt-check-result				
属　性	C	バイト数	1		

［項目内容説明］
申請書類・請求書類をセンタ側でチェックした結果を設定するフラグである。

接受…… “0”
書類不備… “1”

［項目設定方法］
本タグは庁内付与情報なので、ＰＣソフト、ＤＥでは設定しない。

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(1)初期エントリ	設定しない。
(2)更正申請	更新しない。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	設定しない。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(5)新規エントリ	設定しない。

・ＯＬ受付
登録要求時にセンタ側でチェック結果を更新する。
・バッチ受付
“0”を設定する。

・ＯＬ請求（サーバ）
~~出願ソフトでは設定しない。~~
請求データ登録要求時にセンタ側でチェック結果を更新する。

［補足説明］

項　番	１０４	項 目 名	受付チェック結果メッセージ	設定条件	●
タグ名	jp:m-receipt-check-result-message				
属　性	―		バイト数	―	

［項目内容説明］
受付チェック結果のメッセージを管理するタグである。
エラーの場合に設定する。

［項目設定方法］
本タグは庁内付与情報なので、ＰＣソフト、ＤＥでは設定しない。

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(1)初期エントリ	設定しない。
(2)更正申請	更新しない。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	設定しない。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(5)新規エントリ	設定しない。

・　ＯＬ受付
設定しない。

・　ＯＬ請求（サーバ）
~~出願ソフトでは設定しない。~~
請求データ登録要求時にセンタ側で~~設定~~更新する。

［補足説明］
エラーの発生件数分繰り返して設定する。繰り返し数の上限は１０回である。

項　番	１０５	項 目 名	メッセージ	設定条件	●
タグ名	jp:m-message				
属　性	C		バイト数	V	

［項目内容説明］
受付チェック結果の詳細を設定する。

エラー発生項目のタグ名称　＋　エラーコードの形式で設定する。
不定長　　４バイト

［項目設定方法］
・本タグは庁内付与情報なので、ＰＣソフト、ＤＥでは設定しない。
・エラー発生項目のタグ名称については、識別子('く' '>')　を含まない。

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(1)初期エントリ	設定しない。
(2)更正申請	更新しない。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	設定しない。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(5)新規エントリ	設定しない。

・ＯＬ受付
設定しない。

・ＯＬ請求（サーバ）
請求データ登録要求時にセンタ側でチェック結果の詳細を~~設定~~更新する。

［補足説明］
エラーコードの詳細についてはチェック要件書の２章「受付システムでのチェック仕様」及び
５章「オンライン閲覧請求」を参照。

項　番	１０６	項 目 名	方式審査継続開始日	設定条件	●
タグ名	jp:m-cont-formal-exam-start-date				
属　性	９	バイト数	８		

［項目内容説明］
方式審査継続開始日を以下の構成で設定する。

西暦年＋　月　＋　日
(4)桁　(2)桁　(2)桁

［項目設定方法］
本タグは庁内付与情報なので、ＰＣソフト、ＤＥでは設定しない。

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(1)初期エントリ	設定しない。
(2)更正申請	更新しない。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	設定しない。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(5)新規エントリ	設定しない。

・ＯＬ受付
設定しない。

・ＯＬ請求
設定しない。

［補足説明］

項　番	１０７	項 目 名	特殊申請提出物件情報	設定条件	△
タグ名	jp:m-special-object-group				
属　性	―	バイト数	―		

［項目内容説明］
特殊申請の提出物件情報のグループを総括するグループ筆頭項目である。

［項目設定方法］
①本タグは庁内付与情報なので、ＰＣソフト、ＤＥでは設定しない。
②提出物件情報のグループを指すタグとして設定する。
③本タグに設定する内容はない。
④本項目の配下に設定するタグが存在しない場合は、タグを設定しない。

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(1)初期エントリ	設定しない。
(2)更正申請	更新しない。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	設定しない。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(5)新規エントリ	設定しない。

・ＯＬ受付
送付票の提出物件欄から設定する。

・ＯＬ請求
設定しない。

［補足説明］

項　番	１０８	項 目 名	特殊申請物件名	設定条件	△
タグ名	jp:m-special-application-doc-name				
属　性	K	バイト数	V		

［項目内容説明］
特殊申請に添付される物件名を表す。

［項目設定方法］
①本タグは庁内付与情報なので、ＰＣソフト、ＤＥでは設定しない。
②送付票に記載されている提出物件欄の特殊申請物件名を設定する。

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(1)初期エントリ	設定しない。
(2)更正申請	更新しない。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	設定しない。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(5)新規エントリ	設定しない。

・ＯＬ受付
項目設定方法に従い設定する。

・ＯＬ請求
設定しない。

［補足説明］

項　番	１０９	項 目 名	電子署名情報	設定条件	△
タグ名	jp:m-signature-group				
属　性	―		バイト数	―	

［項目内容説明］
特殊申請の電子署名情報のグループを総括するグループ筆頭項目である。

［項目設定方法］
①本タグは庁内付与情報なので、ＰＣソフト、ＤＥでは設定しない。
②電子署名情報のグループを指すタグとして設定する。
③本タグに設定する内容はない。
④本項目の配下に設定するタグが存在しない場合は、タグを設定しない。

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(1)初期エントリ	設定しない。
(2)更正申請	更新しない。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	設定しない。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(5)新規エントリ	設定しない。

・ＯＬ受付
項目設定方法に従い設定する。

・ＯＬ請求
設定しない。

［補足説明］

項　番	１０９―１	項 目 名	署名日時	設定条件	●
タグ名	jp:m-signature-date				
属　性	―		バイト数	―	

［項目内容説明］
電子署名情報を設定した場合、必ず空タグで設定する。

［項目設定方法］
①本タグは庁内付与情報なので、ＰＣソフト、ＤＥでは設定しない。

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(1)初期エントリ	設定しない。
(2)更正申請	更新しない。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	設定しない。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(5)新規エントリ	設定しない。

・ＯＬ受付
項目設定方法に従い設定する。

・ＯＬ請求
設定しない。

［補足説明］

項　番	１１０	項 目 名	署名検証結果	設定条件	△
タグ名	jp:m-signature-inspection-result				
属　性	C	バイト数	1		

［項目内容説明］
デジタル庁から提供される情報を基に設定する項目である。

［項目設定方法］
①本タグは庁内付与情報なので、ＰＣソフト、ＤＥでは設定しない。
②デジタル庁からの仕様提供を基に項目設定方法を決定する。

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(1)初期エントリ	設定しない。
(2)更正申請	更新しない。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	設定しない。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(5)新規エントリ	設定しない。

・ＯＬ受付
項目設定方法に従い設定する。

・ＯＬ請求
設定しない。

［補足説明］

項　番	１１１	項 目 名	署名検証日時	設定条件	△
タグ名	jp:m-signature-inspection-date				
属　性	９	バイト数	８		

［項目内容説明］
署名検証日時を以下の構成で設定する。

西暦年＋　月　＋　日
(4)桁　(2)桁　(2)桁

［項目設定方法］
①本タグは庁内付与情報なので、ＰＣソフト、ＤＥでは設定しない。
②本タグはデジタル庁ＡＰＩより受領した検証日時を設定する。デジタル庁ＡＰＩに応答値がない場合はオンライン受付システムの検証日時（サーバ処理日時）を設定する。

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(1)初期エントリ	設定しない。
(2)更正申請	更新しない。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	設定しない。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(5)新規エントリ	設定しない。

・ＯＬ受付
項目設定方法に従い設定する。

・ＯＬ請求
設定しない。

［補足説明］

項　番	１１２	項 目 名	失効日時	設定条件	△
タグ名	jp:m-expire-date				
属　性	９		バイト数	８	

［項目内容説明］
失効日時を以下の構成で設定する。

西暦年＋　月　＋　日
(4)桁　(2)桁　(2)桁

［項目設定方法］
①本タグは庁内付与情報なので、ＰＣソフト、ＤＥでは設定しない。
②デジタル庁ＡＰＩより受領した検証結果が証明書失効であり、失効日時を受領した場合に本タグを設定する。

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(1)初期エントリ	設定しない。
(2)更正申請	更新しない。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	設定しない。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(5)新規エントリ	設定しない。

・ＯＬ受付
項目設定方法に従い設定する。

・ＯＬ請求
設定しない。

［補足説明］

項　番	１１３	項 目 名	公開鍵	設定条件	△
タグ名	jp:m-public-key				
属　性	Ｂａｓｅ６４	バイト数	Ｖ		

［項目内容説明］
デジタル庁ＡＰＩより受領した公開鍵（base64 化した証明書）を設定する。

［項目設定方法］
①本タグは庁内付与情報なので、ＰＣソフト、ＤＥでは設定しない

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(1)初期エントリ	設定しない。
(2)更正申請	更新しない。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	設定しない。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(5)新規エントリ	設定しない。

・ＯＬ受付
項目設定方法に従い設定する。

・ＯＬ請求
設定しない。

［補足説明］

項　番	１１３－１	項 目 名	公開鍵ＣＡ名称	設定条件	△
タグ名	jp:m-public-key-ca-name				
属　性	Ｃ		バイト数	Ｖ	

［項目内容説明］
デジタル庁ＡＰＩより受領した検証結果、または公開鍵より抽出した値を設定する。

［項目設定方法］
①本タグは庁内付与情報なので、ＰＣソフト、ＤＥでは設定しない。

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(1)初期エントリ	設定しない。
(2)更正申請	更新しない。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	設定しない。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(5)新規エントリ	設定しない。

・ＯＬ受付
項目設定方法に従い設定する。

・ＯＬ請求
設定しない。

［補足説明］

項　番	１１３－２	項 目 名	公開鍵シリアル情報	設定条件	△
タグ名	jp:m-public-key-serial-number				
属　性	C		バイト数	V	

［項目内容説明］
デジタル庁ＡＰＩより受領した検証結果、または公開鍵より抽出した値を設定する。

［項目設定方法］
①本タグは庁内付与情報なので、ＰＣソフト、ＤＥでは設定しない。

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(1)初期エントリ	設定しない。
(2)更正申請	更新しない。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	設定しない。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(5)新規エントリ	設定しない。

・ＯＬ受付
項目設定方法に従い設定する。

・ＯＬ請求
設定しない。

［補足説明］

項　番	１１４	項 目 名	公開鍵氏名	設定条件	△
タグ名	jp:m-public-key-name				
属　性	C		バイト数	V	

［項目内容説明］
公開鍵より抽出した氏名を設定する。

［項目設定方法］
①本タグは庁内付与情報なので、ＰＣソフト、ＤＥでは設定しない。

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(1)初期エントリ	設定しない。
(2)更正申請	更新しない。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	設定しない。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(5)新規エントリ	設定しない。

・ＯＬ受付
項目設定方法に従い設定する。

・ＯＬ請求
設定しない。

［補足説明］

項　番	１１５	項 目 名	公開鍵住所	設定条件	△
タグ名	jp:m-public-key-address				
属　性	C		バイト数	V	

［項目内容説明］
公開鍵より抽出した住所を設定する。

［項目設定方法］
①本タグは庁内付与情報なので、ＰＣソフト、ＤＥでは設定しない。

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(1)初期エントリ	設定しない。
(2)更正申請	更新しない。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	設定しない。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(5)新規エントリ	設定しない。

・ＯＬ受付
項目設定方法に従い設定する。

・ＯＬ請求
設定しない。

［補足説明］

項　番	１１６	項 目 名	公開鍵参考情報	設定条件	△
タグ名	jp:m-public-key-info				
属　性	C		バイト数	V	

［項目内容説明］
公開鍵より抽出した情報を設定する。

［項目設定方法］
①本タグは庁内付与情報なので、ＰＣソフト、ＤＥでは設定しない。

［項目設定条件］
・ＤＥ
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(1)初期エントリ	設定しない。
(2)更正申請	更新しない。
(3)援用合体	更新しない。
(4)原願	設定しない。

ＩＢ書類の場合
入力元：　発注伝票　　物 件 票　　個別案件　　提出物件　　Ｄ・Ｅ

入力方法：　　手 入 力　　機械入力　　機械移送

論理ﾁｪｯｸ：

(5)新規エントリ	設定しない。

・ＯＬ受付
項目設定方法に従い設定する。

・ＯＬ請求
設定しない。

［補足説明］

５．３　　書誌情報仕様

５．３．１　書誌情報仕様の見解方法

項目毎の書誌情報仕様の見解方法を以下に示す。

(1) 書誌情報仕様の資料構成について
本仕様編では、繁雑を防ぐため集約化した資料構成を行った。構成は以下の通りである。

５．３．１　書誌情報仕様の見解方法 ---------- ①

５．３．２　電子化対象書類一覧 ---------- ②

５．３．３　書類ごとの変換仕様 ---------- ③

５．３．４　書誌情報仕様共通項目 ---------- ④

５．３．５　書誌情報仕様個別項目 ---------- ⑤

(2) 構成図
本仕様編の構成図を以下に示す。

構成図

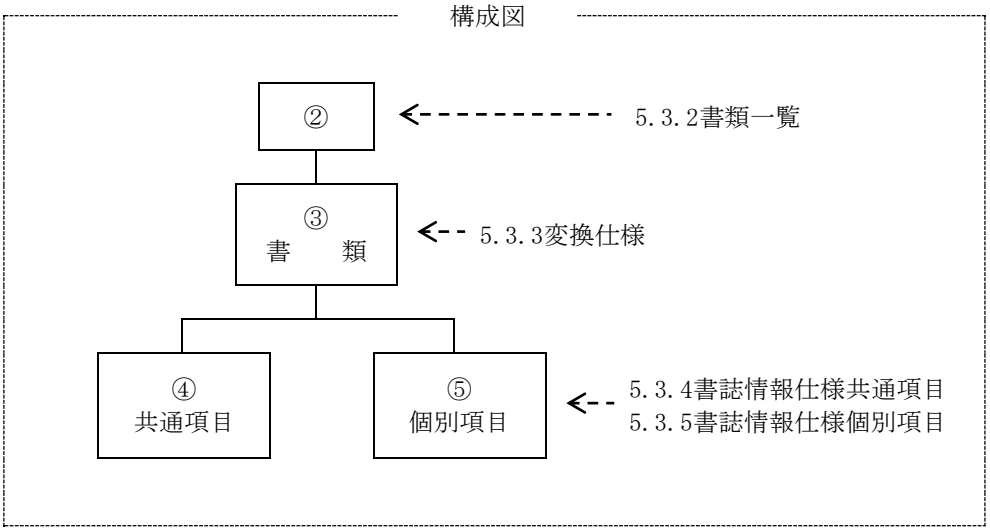

(3) 各項についての詳細な説明
各項についての詳細を以下に述べる。
①書誌情報仕様編の見方を述べたもの
②電子化対象書類を一覧したもので、目次に当たる。
③書式例（第４章）を配慮し、申請書類毎に項目を一覧したものでインデックスに当たる。
④電子化対象書類中の基本的に共通な項目についての仕様を述べたもので、内容に当たる。
⑤電子化対象書類で基本的に書類単位にしかない項目についての仕様を述べたもので、
内容に当たる。

(4) 見方の例

例；特許願の特許出願人の識別番号の仕様が見たい場合

１．②の書類一覧で特許願の項番を調べる。

２．③の変換仕様の『１』を開いて項目名から【識別番号】を探す。

次に右に記してある参照箇所を見る。

３．共通項目の『共－36』を開く。

(5) 「5.3.3 書類ごとの変換仕様」の見解方法

各項について、実際の例を用いて詳細な説明をする。

・実際の例

例

①

特　　許　　原頁

⑧　②　③　④　⑤　⑥　⑦　1

項番	項目名					参照箇所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
1		書類識別	jp:application-a63	四法種別	jp:kind-of-law		1.0	
＊2	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code				1.1	
3	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
4		特記事項	jp:special-mention-matter-article				1.2	
5	【特記事項】	条文	jp:article				1.3	
6		提出日	jp:submission-date			共－2		
7	【提出日】	日付	jp:date			共－2.5		
8	【あて先】	あて先	jp:addressed-to-person			共－3		
9	【原出願の表示】	原出願の表示	jp:parent-application-article			共－4		
１０	【出願の区分】	出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	共－4.1		
				四法種別	jp:kind-of-law			

・各項についての詳細な説明

①申請書の名称

②申請書に記載されてくる項目の名称である。

③書類フォーマット規定によるタグ名の日本語名。

④書類フォーマット規定によるタグ名。

⑤タグ属性は申請書に記載されてくるものではなくデータエントリで独自に付与するものである。

⑥タグ属性のタグ名。

⑦以下に続く、5.3.4 書誌情報仕様共通項目、5.3.5 書誌情報仕様個別項目の参照箇所を示したもの。

⑧「＊」は、必須項目で申請人が必ず記載してこなければならない項目。

※書類毎の変換仕様見出しの見解方法（特殊な例）

①【氏名又は名称】の場合。

項番	項目名					参照箇所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
２９		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－３３		
３０	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－２５		
３１	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－３４		
３２	【氏名又は名称原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－３５		
３３	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－３６		

【フリガナ】	ダイヒョウ　タロウ
【氏名又は名称】	代表　太郎
【識別番号】	１２３４５６７８９

〈氏名及び住所情報〉
〈フリガナ〉ダイヒョウ　タロウ〈/フリガナ〉
〈氏名又は名称〉代表　太郎〈/氏名又は名称〉
〈識別番号〉123456789〈/識別番号〉
〈/氏名及び住所情報〉

【氏名又は名称】の場合、タグ〈氏名又は名称〉のグループ項目全体を示すタグ〈氏名及び住所情報〉で挟む。

【識別番号】の記載があった場合、その内容をタグ〈識別番号〉〈/識別番号〉に設定し、タグ〈氏名及び住所情報〉で挟む。

②【代表者】の場合。

項番	項目名					参照箇所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
４１		代表者情報	jp:representative-group			共－４６		
４２		代表者	jp:representative			共－４７		
４３	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－２５		
４４		代表者識別	jp:representative-identification			共－４８		
４５	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－４９		
４６	【代表者原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－５０		

【フリガナ】　ダイヒョウ　タロウ 【代表者】　代表　太郎　①	<代表者情報> <代表者> <フリガナ>ダイヒョウ　タロウ</フリガナ> <代表者識別>代表者</代表者識別>　② <氏名又は名称>代表　太郎</氏名又は名称> </代表者> </代表者情報>

①【代表者】の場合、【代表者】に記載されている氏名をタグ<氏名又は名称></氏名又は名称>に記載し、そのグループ項目の繰り返しを指すタグは<代表者>となり、グループ項目全体を示すタグ<代表者情報>で挟む。

②<代表者識別>の記載内容は、【代表者】のデリミタの中身の記載となる。

(6) 「5.3.4 書誌情報仕様共通項目」の見解方法

各項について、実際の例を用いて詳細な説明をする。※5.3.5 書誌情報仕様個別項目の見解方法も同様である。

・実際の例

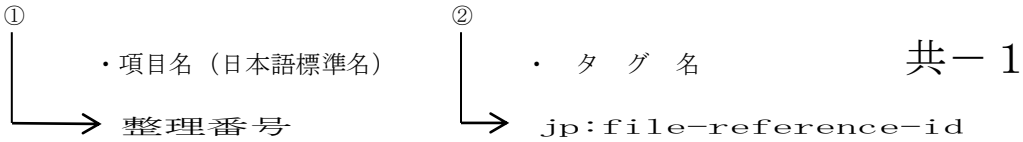

③ ④ ⑤

(1) 項目の置換

項 番	申 請 書 の 状 態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備 考
1.	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名 (jp:file-reference-id) に置換する。		
2.	その他項目名の記載事例 ①申請人整理番号 ②申請者整理番号 ③申請人側整理番号 ④	項番１と同じ。		
3.	項目名の記載なし	タグの設定なし。		

⑥ ⑦ ⑧

(2) 内容の置換

項 番	申 請 書 の 状 態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備 考
1.	英数字１０桁以内による記載	記載内容をそのまま設定する		
2.	英数字１１桁以上による記載	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５２００	
3.	英数字・記号以外の記載	項番２と同じ	２０００	
4.	内容の記載なし	内容の設定なし。		

・ 各項についての詳細な説明

①書類フォーマット規定によるタグ名の日本語名。

②書類フォーマット規定によるタグ名。

③申請書類に記載されている項目名の状態について述べたもの。

④申請書類に記載されている状態についてデータエントリにてどのように電子化を行うかを示す。

⑤エラー識別ＩＤ。（~~5.5~~5.6 チェック内容とエラー時の対処参照）

⑥記載項目の内容部について電子化における対処を述べたもの。電子化するに当たっての優先順位項目をタグ名に置換し、次に内容の設定を行う。（5.1 全般的な事項参照）

⑦項目内容の電子化をデータエントリにてどのように行うかを示す。

⑧エラー識別ＩＤ。（~~5.5~~5.6 チェック内容とエラー時の対処参照）

(7) タグの属性一覧

タグの属性一覧は、「日本国特許庁電子文書交換標準仕様　ＸＭＬ編」から再掲。
最新は、「日本国特許庁電子文書交換標準仕様（ＸＭＬ編）」を確認のこと。

なお、データエントリ時のエラー処理を実装するため、書誌項目の各タグにjp:error-code属性を任意で追加する。

申請書類 （出願書類）の属性

国内で使用するタグの属性を以下に示す。網掛け部分の属性を使用する。

日本語標準名称	タグ名	日本語属性名	属性名	属性の型	属性値	属性値の説明	必須	国内設定値
（ルート）	jp:pat-app-doc	言語	lang	CDATA	注0）	ISO639 language code, e.g, en,de,ja.	○	"ja"固定
		DTDバージョン	dtd-version	CDATA		dtd version number		"1.0"固定 （必ず設定）
			file	CDATA		filename of the whole application		
		ステータス	status	CDATA		status of the application; values: n = new application		
		ネームスペース	xmlns:jp	CDATA			○	"http://www.jpo.go.jp"固定
書類識別	jp:application-a63	四法種別	jp:kind-of-law	LIST	patent または utility	特許 または 実用新案	○	左記のいずれか1つを設定
	jp:application-a631	四法種別	jp:kind-of-law	LIST	patent	特許	○	
	jp:application-a632	四法種別	jp:kind-of-law	LIST	patent または utility	特許 または 実用新案	○	左記のいずれか1つを設定
	jp:application-a633	四法種別	jp:kind-of-law	LIST	utility	実用新案	○	
	jp:application-a634	四法種別	jp:kind-of-law	LIST	patent または utility	特許 または 実用新案	○	左記のいずれか1つを設定
	jp:application-a635	四法種別	jp:kind-of-law	LIST	patent または utility	特許 または 実用新案	○	左記のいずれか1つを設定
原出願の表示	jp:parent-application-article	出願種別	jp:kind-of-application	LIST	division または change または based-on-utility	分割 または 変更 または 実用基礎	注1）	申請書類では「based-on-utility」のみ使用する。 項目名が【基礎とした実用新案登録及びその実用新案登録出願の表示】になる場合に設定する。 項目名が【原出願の表示】の場合は本属性を設定しない。
出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	CDATA	registration または examined-pub または un-examined-pub または application または international-application または international-un-examined-pub	登録 または 公告 または 公開 または 出願 または 国際出願 または 国際公開	○	左記のいずれか1つを設定
		四法種別	jp:kind-of-law	CDATA	patent または utility または design または trademark または null	特許 または 実用新案 または 意匠 または 商標 または 属性値の設定なし：次の3つの条件を全て満たす場合 ・【原出願の表示】配下 ・appl-type属性がinternational-application ・エラー（内容の記載ルール誤り または 内容の記載なし） また、jp:appliction-referenceの上位タグがjp:earlier-appで、且つappl-type属性がinternational-application（国際出願）の場合は、jp:kind-of-law属性が設定される場合と設定されない場合がある。 appl-typeが登録の場合、doc-numberの項目名は以下 patent：【特許番号】 utility：【実用新案登録番号】 design：【意匠登録番号】 trademark：【商標登録番号】		左記のいずれか1つを設定
ドキュメント識別	jp:document-id	言語	lang	CDATA				
審判書類参照	jp:appeal-reference	審判種別	appeal-type	CDATA				
請求項の数	jp:number-of-claim	適用法規	jp:adopted-law	LIST	claim または invention	請求項の数 または 発明の数	○	左記のいずれか1つを設定
発明者	jp:inventor	一連番号	sequence	CDATA			○→×注2	
			designation	LIST	all または all-except-us または us-only または as-indicated			
氏名および住所情報	jp:addressbook	言語	lang	CDATA			○→×注2	
氏名または名称	jp:name	名称種別	name-type	LIST	legal または natural			
申請者	jp:applicant	一連番号	sequence	CDATA			○→×注2	
		申請者種別	app-type	LIST	applicant または applicant-inventor		○→×注2	
			designation	LIST	all または all-except-us または us-only または as-indicated		○→×注2	
		出願形態	jp:kind-of-application	LIST	appeal	審判請求人		
代理人	jp:agent	一連番号	sequence	CDATA			○→×注2	

日本語標準名称	タグ名	日本語属性名	属性名	属性の型	属性値	属性値の説明	必須	国内設定値
		申請者種別	rep-type	LIST	agent または attorney または common-representative		○→×注2	
		代理人種別	jp:kind-of-agent	LIST	representative または sub-representative または legal-representative または designated-representative	代理人 または 復代理人 または 法定代理人 または 指定代理人 または	○	左記のいずれか1つを設定
パリ優先権主張	jp:priority-claim	一連番号	sequence	CDATA			○→×注2	
		出願種別	kind	LIST	national または regional または		○→×注2	
イメージ	img	id	id	ID		unique id for this application		
		縦	he	NMTOKEN		milimeters - height	○	mm(ミリメータ)単位の値を数値のみで設定する。 小数点以下1桁まで設定(小数点以下2桁で切り上げる) 例: 123mmは 123.0
		横	wi	NMTOKEN		milimeters - width	○	mm(ミリメータ)単位の値を数値のみで設定する。 小数点以下1桁まで設定(小数点以下2桁で切り上げる) 例: 123mmは 123.0
		ソース	file	CDATA		file name,location	○	ファイル名
								label属性が削除された。
			alt	CDATA				
			img-content	LIST	drawing | photograph | character | dna | undefined	デフォルト:drawing		
		ファイルタイプ	img-format	LIST	jpg | tif | st33 | st35		○	jpg または tif
納付方法・納付金額	jp:fee	納付方法	fee-code	CDATA			○→×注2	NULL "" を設定
		納付金額	amount	CDATA			○	納付金額を設定 MAX9桁
			quantity	CDATA				
			currency	CDATA			○	"yen" を設定
予納台帳番号・納付書番号・納付番号・振替番号・指定立替納付	jp:account	予納台帳番号 納付書番号 納付番号 振替番号 指定立替納付	number	CDATA			○	depositの場合:6桁固定 formの場合:11桁固定 electronic-cashの場合:16桁固定(納付番号の数字部分のみ設定する) transferの場合:8桁固定 credit-cardの場合:NULL""固定
			name	CDATA				
		予納 納付書 電子現金納付 銀行口座自動振替 指定立替納付	account-type	CDATA	deposit または form または electronic-cash または transfer または credit-card	予納 または 納付書 または 電子現金納付 または 銀行口座自動振替または 指定立替納付	○	左記のいずれか1つを設定

注0) lang属性に設定する値は、ISO639 language codeに統一された。
注1) DTD上は任意で定義する。
注2)PCTでは必須であるが国内では任意とする。

申請書類 （出願人関係）の属性

国内で使用するタグの属性を以下に示す。網掛け部分の属性を使用する。

日本語標準名称	タグ名	日本語属性名	属性名	属性の型	属性値	属性値の説明	必須	国内設定値
（ルート）	jp:pat-aplcnt	言語	lang	CDATA	注0）	ISO639 language code, e.g, en,de,ja.	○	"ja"固定
		DTDバージョン	dtd-version	CDATA		dtd version number		"1.0"固定
			file	CDATA		filename of the whole application		
		ステータス	status	CDATA		status of the application; values: n = new application		
		ネームスペース	xmlns:jp	CDATA			○	"http://www.jpo.go.jp"固定
書類識別	jp:applicant-a55	四法種別	jp:kind-of-law	LIST	patent または utility	特許 または 実用新案	○	左記のいずれか1つを設定
	jp:applicant-a681	四法種別	jp:kind-of-law	LIST	patent または utility	特許 または 実用新案	○	左記のいずれか1つを設定
	jp:applicant-a711	四法種別	jp:kind-of-law	LIST	patent または utility	特許 または 実用新案	○	左記のいずれか1つを設定
	jp:applicant-a712	四法種別	jp:kind-of-law	LIST	patent または utility	特許 または 実用新案	○	左記のいずれか1つを設定
出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	CDATA	registration または examined-pub または un-examined-pub または application または international-application または international-un-examined-pub	登録 または 公告 または 公開 または 出願 または 国際出願 または 国際公開		左記のいずれか1つを設定
		四法種別	jp:kind-of-law	LIST	patent または utility または design または trademark	特許 または 実用新案 または 意匠 または 商標 typeが登録の場合、doc-numberの項目名は以下 patent:【特許番号】 utility:【実用新案登録番号】 design:【意匠登録番号】 trademark:【商標登録番号】		左記のいずれか1つを設定
ドキュメント識別	jp:document-id	言語	lang	CDATA				
審判書類参照	~~jp:appeal-reference~~	審判種別	~~appeal-type~~	~~LIST~~	~~opposition-of-trial または judgment~~	~~opposition-of-trial:~~ 【異議番号】、【異議申立日】 ~~judgment:~~ 【判定番号】、【判定請求日】 ~~属性の設定なし:~~ 【審判番号】、【審判請求日】		
氏名および住所情報	jp:addressbook	言語	lang	CDATA			○→×注2	
氏名または名称	jp:name	名称種別	name-type	LIST	legal または natural			
申請者	jp:applicant	一連番号	sequence	CDATA			○→×注2	
		申請者種別	app-type	LIST	applicant または applicant-inventor		○→×注2	
			designation	LIST	all または all-except-us または us-only または as-indicated		○→×注2	
		出願形態	~~jp:kind-of-application~~	~~CDATA~~	~~appeal または~~ ~~judgment または~~ ~~demandee または~~ ~~opposition-of-trial または~~ ~~patent-right または~~ ~~utility-model-right~~	~~審判請求人 または~~ ~~判定請求人 または~~ ~~被請求人 または~~ ~~異議申立人 または~~ ~~特許権者 または~~ ~~実用新案権者~~		~~左記のいずれか1つを設定~~
代理人	jp:agent	一連番号	sequence	CDATA			○→×注2	
		申請者種別	rep-type	LIST	agent または attorney または common-representative		○→×注2	
		代理人種別	jp:kind-of-agent	LIST	representative または sub-representative または legal-representative または designated-representative	代理人 または 復代理人 または 法定代理人 または 指定代理人 または	○	左記のいずれか1つを設定
納付方法・納付金額	jp:fee	納付方法	fee-code	CDATA			○→×注2	NULL "" を設定
		納付金額	amount	CDATA			○	納付金額を設定 MAX9桁
			quantity	CDATA				
			currency	CDATA			○	NULL "yen" を設定
予納台帳番号・納付書番号・納付番号・振替番号・指定立替納付	jp:account	予納台帳番号 納付書番号 納付番号 振替番号 指定立替納付	number	CDATA			○	depositの場合：6桁固定 formの場合：11桁固定 electronic-cashの場合：16桁固定（納付番号の数字部分のみ設定する） transferの場合：8桁固定 credit-cardの場合：NULL""固定
			name	CDATA				
		予納 納付書 電子現金納付 銀行口座自動振替 指定立替納付	account-type	CDATA	deposit または form または electronic-cash または transfer または credit-card	予納 または 納付書 または 電子現金納付 または 銀行口座自動振替または 指定立替納付	○	左記のいずれか1つを設定

日本語標準名称	タグ名	日本語属性名	属性名	属性の型	属性値	属性値の説明	必須	国内設定値

注0） lang属性に設定する値は、ISO639 language codeに統一された。
注2）PCTでは必須であるが国内では任意とする。

申請書類 （代理人関係）の属性

国内で使用するタグの属性を以下に示す。網掛け部分の属性を使用する。

日本語標準名称	タグ名	日本語属性名	属性名	属性の型	属性値	属性値の説明	必須	国内設定値
（ルート）	jp:pat-attny	言語	lang	CDATA	注0）	ISO639 language code, e.g, en,de,ja.	○	"ja"固定
		DTDバージョン	dtd-version	CDATA		dtd version number		"1.0"固定
			file	CDATA		filename of the whole application		
		ステータス	status	CDATA		status of the application; values: n = new application		
		ネームスペース	xmlns:jp	CDATA			○	"http://www.jpo.go.jp"固定
書類識別	jp:attorney-a7421	四法種別	jp:kind-of-law	LIST	patent または utility	特許 または 実用新案	○	左記のいずれか1つを設定
	jp:attorney-a7422	四法種別	jp:kind-of-law	LIST	patent または utility	特許 または 実用新案	○	左記のいずれか1つを設定
	jp:attorney-a7423	四法種別	jp:kind-of-law	LIST	patent または utility	特許 または 実用新案	○	左記のいずれか1つを設定
	jp:attorney-a7424	四法種別	jp:kind-of-law	LIST	patent または utility	特許 または 実用新案	○	左記のいずれか1つを設定
	jp:attorney-a7425	四法種別	jp:kind-of-law	LIST	patent または utility	特許 または 実用新案	○	左記のいずれか1つを設定
	jp:attorney-a7426	四法種別	jp:kind-of-law	LIST	patent または utility	特許 または 実用新案	○	左記のいずれか1つを設定
	jp:attorney-a7427	四法種別	jp:kind-of-law	LIST	patent または utility	特許 または 実用新案	○	左記のいずれか1つを設定
	jp:attorney-a7428	四法種別	jp:kind-of-law	LIST	patent または utility	特許 または 実用新案	○	左記のいずれか1つを設定
	jp:attorney-a7431	四法種別	jp:kind-of-law	LIST	patent または utility	特許 または 実用新案	○	左記のいずれか1つを設定
	jp:attorney-a7432	四法種別	jp:kind-of-law	LIST	patent または utility	特許 または 実用新案	○	左記のいずれか1つを設定
	jp:attorney-a7433	四法種別	jp:kind-of-law	LIST	patent または utility	特許 または 実用新案	○	左記のいずれか1つを設定
	jp:attorney-a7434	四法種別	jp:kind-of-law	LIST	patent または utility	特許 または 実用新案	○	左記のいずれか1つを設定
	jp:attorney-a7435	四法種別	jp:kind-of-law	LIST	patent または utility	特許 または 実用新案	○	左記のいずれか1つを設定
	jp:attorney-a7436	四法種別	jp:kind-of-law	LIST	patent または utility	特許 または 実用新案	○	左記のいずれか1つを設定
	jp:attorney-a7437	四法種別	jp:kind-of-law	LIST	patent または utility	特許 または 実用新案	○	左記のいずれか1つを設定
出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	CDATA	registration または examined-pub または un-examined-pub または application または international-application または international-un-examined-pub	登録 または 公告 または 公開 または 出願 または 国際出願 または 国際公開		左記のいずれか1つを設定
		四法種別	jp:kind-of-law	LIST	patent または utility または design または trademark	特許 または 実用新案 または 意匠 または 商標 typeが登録の場合、doc-numberの項目名は以下 patent:【特許番号】 utility:【実用新案登録番号】 design:【意匠登録番号】 trademark:【商標登録番号】		左記のいずれか1つを設定
ドキュメント識別	jp:document-id	言語	lang	CDATA				
~~審判書類参照~~	~~jp:appeal-reference~~	~~審判種別~~	~~appeal-type~~	~~LIST~~	~~opposition-of-trial または judgment~~	~~opposition-of-trial:~~ ~~【異議番号】、【異議申立日】~~ ~~judgment:~~ ~~【判定番号】、【判定請求日】~~ ~~属性の設定なし:~~ ~~【審判番号】、【審判請求日】~~		
氏名および住所情報	jp:addressbook	言語	lang	CDATA			○→×注2	
氏名または名称	jp:name	名称種別	name-type	LIST	legal または natural			
申請者	jp:applicant	一連番号	sequence	CDATA			○→×注2	
		申請者種別	app-type	LIST	applicant または applicant-inventor		○→×注2	
			designation	LIST	all または all-except-us または us-only または as-indicated		○→×注2	
		~~出願形態~~	~~jp:kind-of-application~~	~~CDATA~~	~~appeal または~~ ~~judgment または~~ ~~demandee または~~ ~~opposition-of-trial または~~ ~~patent-right または~~ ~~utility-model-right~~	~~審判請求人 または~~ ~~判定請求人 または~~ ~~被請求人 または~~ ~~異議申立人 または~~ ~~特許権者 または~~ ~~実用新案権者~~		~~左記のいずれか1つを設定~~
代理人	jp:agent	一連番号	sequence	CDATA			○→×注2	
		申請者種別	rep-type	LIST	agent または attorney または common-representative		○→×注2	
		代理人種別	jp:kind-of-agent	LIST	representative または sub-representative または legal-representative または designated-representative	代理人 または 復代理人 または 法定代理人 または 指定代理人 または	○	左記のいずれか1つを設定

注0） lang属性に設定する値は、ISO639 language codeに統一された。
注2）PCTでは必須であるが国内では任意とする。

申請書類 （取下・放棄）の属性

国内で使用するタグの属性を以下に示す。網掛け部分の属性を使用する。

日本語標準名称	タグ名	日本語属性名	属性名	属性の型	属性値	属性値の説明	必須	国内設定値
（ルート）	jp:pat-abndn	言語	lang	CDATA	注0）	ISO639 language code, e.g, en,de,ja.	○	"ja"固定
		DTDバージョン	dtd-version	CDATA		dtd version number		"1.0"固定
			file	CDATA		filename of the whole application		
		ステータス	status	CDATA		status of the application; values: n = new application		
		ネームスペース	xmlns:jp	CDATA			○	"http://www.jpo.go.jp"固定
書類識別	jp:withdrawal-abandonment-a761	四法種別	jp:kind-of-law	LIST	patent　または　utility	特許　または　実用新案	○	左記のいずれか1つを設定
	jp:withdrawal-abandonment-a762	四法種別	jp:kind-of-law	LIST	patent　または　utility	特許　または　実用新案	○	左記のいずれか1つを設定
	jp:withdrawal-abandonment-a764	四法種別	jp:kind-of-law	LIST	patent　または　utility	特許　または　実用新案	○	左記のいずれか1つを設定
	jp:withdrawal-abandonment-a765	四法種別	jp:kind-of-law	LIST	patent　または　utility	特許　または　実用新案	○	左記のいずれか1つを設定
出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	CDATA	registration　または examined-pub　または un-examined-pub　または application　または international-application　または international-un-examined-pub	登録　または 公告　または 公開　または 出願　または 国際出願　または 国際公開		左記のいずれか1つを設定
		四法種別	jp:kind-of-law	LIST	patent　または utility　または design　または trademark	特許　または 実用新案　または 意匠　または 商標 typeが登録の場合、doc-numberの項目名は以下 patent：【特許番号】 utility：【実用新案登録番号】 design：【意匠登録番号】 trademark：【商標登録番号】		左記のいずれか1つを設定
ドキュメント識別	jp:document-id	言語	lang	CDATA				
審判書類参照	~~jp:appeal-reference~~	審判種別	~~appeal-type~~	~~LIST~~	~~opposition-of-trial　または　judgment~~	~~opposition-of-trial：~~ 【異議番号】、【異議申立日】 ~~judgment：~~ 【判定番号】、【判定請求日】 属性の設定なし： 【審判番号】、【審判請求日】		
氏名および住所情報	jp:addressbook	言語	lang	CDATA			○→×注2	
氏名または名称	jp:name	名称種別	name-type	LIST	legal または　natural			
申請者	jp:applicant	一連番号	sequence	CDATA			○→×注2	
		申請者種別	app-type	LIST	applicant　または applicant-inventor		○→×注2	
			designation	LIST	all　または　all-except-us　または　us-only または　as-indicated		○→×注2	
		出願形態	~~jp:kind-of-application~~	~~CDATA~~	~~appeal　または~~ ~~judgment　または~~ ~~demandee　または~~ ~~opposition-of-trial　または~~ ~~patent-right　または~~ ~~utility-model-right~~	審判請求人　または 判定請求人　または 被請求人　または 異議申立人　または 特許権者　または 実用新案権者		左記のいずれか1つを設定
代理人	jp:agent	一連番号	sequence	CDATA			○→×注2	
		申請者種別	rep-type	LIST	agent　または attorney　または common-representative		○→×注2	
		代理人種別	jp:kind-of-agent	LIST	representative または sub-representative または legal-representative または designated-representative	代理人 または 復代理人 または 法定代理人 または 指定代理人 または	○	左記のいずれか1つを設定
パリ優先権主張	jp:priority-claim	一連番号	sequence	CDATA			○→×注2	
		出願種別	kind	LIST	national　または　regional　または		○→×注2	

注0）　lang属性に設定する値は、ISO639 language codeに統一された。
注2）PCTでは必須であるが国内では任意とする。

申請書類 （応答書類）の属性

国内で使用するタグの属性を以下に示す。網掛け部分の属性を使用する。

日本語標準名称	タグ名	日本語属性名	属性名	属性の型	属性値	属性値の説明	必須	国内設定値
（ルート）	jp:pat-rspns	言語	lang	CDATA	注O）	ISO639 language code, e.g, en,de,ja.	○	"ja"固定
		DTDバージョン	dtd-version	CDATA		dtd version number		"1.0"固定
			file	CDATA		filename of the whole application		
		ステータス	status	CDATA		status of the application; values: n = new application		
		ネームスペース	xmlns:jp	CDATA			○	"http://www.jpo.go.jp"固定
書類識別	jp:response-a53	四法種別	jp:kind-of-law	LIST	patent または utility	特許 または 実用新案	○	左記のいずれか1つを設定
	jp:response-a59	四法種別	jp:kind-of-law	LIST	patent または utility	特許 または 実用新案	○	左記のいずれか1つを設定
出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	CDATA	registration または examined-pub または un-examined-pub または application または international-application または international-un-examined-pub	登録 または 公告 または 公開 または 出願 または 国際出願 または 国際公開		左記のいずれか1つを設定
		四法種別	jp:kind-of-law	LIST	patent または utility または design または trademark	特許 または 実用新案 または 意匠 または 商標 typeが登録の場合、doc-numberの項目名は以下 patent:【特許番号】 utility:【実用新案登録番号】 design:【意匠登録番号】 trademark:【商標登録番号】		左記のいずれか1つを設定
ドキュメント識別	jp:document-id	言語	lang	CDATA				
氏名および住所情報	jp:addressbook	言語	lang	CDATA			○→×注2	
氏名または名称	jp:name	名称種別	name-type	LIST	legal または natural			
申請者	jp:applicant	一連番号	sequence	CDATA			○→×注2	
		申請者種別	app-type	LIST	applicant または applicant-inventor		○→×注2	
			designation	LIST	all または all-except-us または us-only または as-indicated		○→×注2	
		出願形態	jp:kind-of-application	CDATA	appeal または ~~judgment~~ または ~~demandee~~ または ~~opposition-of-trial~~ または ~~patent-right~~ または ~~utility-model-right~~	審判請求人 または ~~判定請求人~~ または ~~被請求人~~ または ~~異議申立人~~ または ~~特許権者~~ または ~~実用新案権者~~		左記のいずれか~~1~~つを設定
代理人	jp:agent	一連番号	sequence	CDATA			○→×注2	
		申請者種別	rep-type	LIST	agent または attorney または common-representative		○→×注2	
		代理人種別	jp:kind-of-agent	LIST	representative または sub-representative または legal-representative または designated-representative	代理人 または 復代理人 または 法定代理人 または 指定代理人 または	○	左記のいずれか1つを設定
段落	p	ID	id	ID		unique id for this application		
		番号	num	CDATA			○	NULL""を設定する。
イメージ	img	ID	id	ID		unique id for this application		
		縦	he	CDATA		milimeters – height	○	mm（ミリメータ）単位の値を数値のみで設定する。 小数点以下1桁まで設定（小数点以下2桁で切り上げる） 例： 123mmは 123.0
		横	wi	CDATA		milimeters – width	○	mm（ミリメータ）単位の値を数値のみで設定する。 小数点以下1桁まで設定（小数点以下2桁で切り上げる） 例： 123mmは 123.0
		ソース	file	CDATA		file name,location	○	ファイル名
			alt	CDATA				
			img-content	LIST	drawing | photograph | character | dna | undefined | chem | table | math | program-listing | flowchart | graph	デフォルト：drawing		
		ファイルタイプ	img-format	LIST	jpg | tif | st33 | st35		○	jpg または tif
			orientation	LIST	portrait | landscape	デフォルト：portrait		
			inline	LIST	yes | no	デフォルト：no		
下線	u	スタイル	style	LIST	singleまたはdoubleまたはdashまたはdots	一重線または二重線またはダッシュまたはドット		左記のいずれか1つを設定

注O） lang属性に設定する値は、ISO639 language codeに統一された。
注2）PCTでは必須であるが国内では任意とする。

申請書類 （提出書）の属性

国内で使用するタグの属性を以下に示す。網掛け部分の属性を使用する。

日本語標準名称	タグ名	日本語属性名	属性名	属性の型	属性値	属性値の説明	必須	国内設定値
（ルート）	jp:pat-submsn	言語	lang	CDATA	注0）	ISO639 language code, e.g, en,de,ja.	○	″ja″固定
		DTDバージョン	dtd-version	CDATA		dtd version number		″1.0″固定
			file	CDATA		filename of the whole application		
		ステータス	status	CDATA		status of the application; values: n = new application		
		ネームスペース	xmlns:jp	CDATA			○	″http://www.jpo.go.jp″固定
書類識別	jp:presentment-a79	四法種別	jp:kind-of-law	LIST	patent または utility	特許 または 実用新案	○	左記のいずれか1つを設定
	jp:presentment-a80	四法種別	jp:kind-of-law	LIST	patent または utility	特許 または 実用新案	○	左記のいずれか1つを設定
	jp:presentment-a801	四法種別	jp:kind-of-law	LIST	patent または utility	特許 または 実用新案	○	左記のいずれか1つを設定
	jp:presentment-a81	四法種別	jp:kind-of-law	LIST	patent または utility	特許 または 実用新案	○	左記のいずれか1つを設定
	jp:presentment-a82	四法種別	jp:kind-of-law	LIST	patent または utility	特許 または 実用新案	○	左記のいずれか1つを設定
	jp:presentment-a822	四法種別	jp:kind-of-law	LIST	patent または utility	特許 または 実用新案	○	左記のいずれか1つを設定
出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	CDATA	registration または examined-pub または un-examined-pub または application または international-application または international-un-examined-pub	登録 または 公告 または 公開 または 出願 または 国際出願 または 国際公開		左記のいずれか1つを設定
		四法種別	jp:kind-of-law	LIST	patent または utility または design または trademark	特許 または 実用新案 または 意匠 または 商標 typeが登録の場合、doc-numberの項目名は以下 patent：【特許番号】 utility：【実用新案登録番号】 design：【意匠登録番号】 trademark：【商標登録番号】		左記のいずれか1つを設定
ドキュメント識別	jp:document-id	言語	lang	CDATA				
審判書類参照	~~jp:appeal-reference~~	~~審判種別~~	~~appeal-type~~	~~LIST~~	~~opposition-of-trial または judgment~~	~~opposition-of-trial：~~ ~~【異議番号】、【異議申立日】~~ ~~judgment：~~ ~~【判定番号】、【判定請求日】~~ ~~属性の設定なし：~~ ~~【審判番号】、【審判請求日】~~		
氏名および住所情報	jp:addressbook	言語	lang	CDATA			○→×注2	
氏名または名称	jp:name	名称種別	name-type	LIST	legal または natural			
申請者	jp:applicant	一連番号	sequence	CDATA			○→×注2	
		申請者種別	app-type	LIST	applicant または applicant-inventor		○→×注2	
			designation	LIST	all または all-except-us または us-only または as-indicated		○→×注2	
		出願形態	jp:kind-of-application	CDATA	~~appeal~~ または ~~judgment~~ または ~~demandee~~ または ~~opposition-of-trial~~ または ~~patent-right~~ または ~~utility-model-right~~	審判請求人 または 判定請求人 または 被請求人 または 異議申立人 または 特許権者 または 実用新案権者		左記のいずれか1つを設定
代理人	jp:agent	一連番号	sequence	CDATA			○→×注2	
		申請者種別	rep-type	LIST	agent または attorney または common-representative		○→×注2	
		代理人種別	jp:kind-of-agent	LIST	representative または sub-representative または legal-representative または designated-representative	代理人 または 復代理人 または 法定代理人 または 指定代理人 または	○	左記のいずれか1つを設定
パリ優先権主張	jp:priority-claim	一連番号	sequence	CDATA			○→×注2	
		出願種別	kind	LIST	national または regional または		○→×注2	

注0） lang属性に設定する値は、ISO639 language codeに統一された。
注2）PCTでは必須であるが国内では任意とする。

申請書類（その他）の属性

国内で使用するタグの属性を以下に示す。網掛け部分の属性を使用する。

日本語標準名称	タグ名	日本語属性名	属性名	属性の型	属性値	属性値の説明	必須	国内設定値
（ルート）	jp:pat-etc	言語	lang	CDATA	注0）	ISO639 language code, e.g, en,de,ja.	○	"ja"固定
		DTDバージョン	dtd-version	CDATA		dtd version number		"1.0"固定 （必ず設定）
			file	CDATA		filename of the whole application		
		ステータス	status	CDATA		status of the application; values: n = new application		
		ネームスペース	xmlns:jp	CDATA			○	"http://www.jpo.go.jp"固定
書類識別	jp:etcetera-a601	四法種別	jp:kind-of-law	LIST	patent または utility	特許 または 実用新案	○	左記のいずれか1つを設定
	jp:etcetera-a621	四法種別	jp:kind-of-law	LIST	patent または utility	特許 または 実用新案	○	左記のいずれか1つを設定
	jp:etcetera-a623	四法種別	jp:kind-of-law	LIST	utility	実用新案	○	
	jp:etcetera-a625	四法種別	jp:kind-of-law	LIST	patent または utility	特許 または 実用新案	○	左記のいずれか1つを設定
	jp:etcetera-a626	四法種別	jp:kind-of-law	LIST	utility	実用新案	○	
	jp:etcetera-a627	四法種別	jp:kind-of-law	LIST	patent	特許	○	
	jp:etcetera-a67	四法種別	jp:kind-of-law	LIST	patent	特許	○	
	jp:etcetera-a691	四法種別	jp:kind-of-law	LIST	patent または utility	特許 または 実用新案	○	左記のいずれか1つを設定
	jp:etcetera-a781	四法種別	jp:kind-of-law	LIST	patent または utility	特許 または 実用新案	○	左記のいずれか1つを設定
	jp:etcetera-a821	四法種別	jp:kind-of-law	LIST	patent または utility	特許 または 実用新案	○	左記のいずれか1つを設定
	jp:etcetera-a831	四法種別	jp:kind-of-law	LIST	patent または utility	特許 または 実用新案	○	左記のいずれか1つを設定
	jp:etcetera-a87	四法種別	jp:kind-of-law	LIST	patent または utility	特許 または 実用新案	○	左記のいずれか1つを設定
	jp:etcetera-a871	四法種別	jp:kind-of-law	LIST	patent または utility	特許 または 実用新案	○	左記のいずれか1つを設定
	jp:etcetera-a872	四法種別	jp:kind-of-law	LIST	patent または utility	特許 または 実用新案	○	左記のいずれか1つを設定
	jp:etcetera-a914	四法種別	jp:kind-of-law	LIST	patent	特許	○	
	jp:etcetera-a915	四法種別	jp:kind-of-law	LIST	patent または utility	特許 または 実用新案	○	左記のいずれか1つを設定
	jp:etcetera-a624	四法種別	jp:kind-of-law	LIST	utility	実用新案	○	
	jp:etcetera-a916	四法種別	jp:kind-of-law	LIST	patent または utility	特許 または 実用新案	○	左記のいずれか1つを設定
	jp:etcetera-a603	四法種別	jp:kind-of-law	LIST	patent または utility	特許 または 実用新案	○	左記のいずれか1つを設定
	jp:etcetera-a917	四法種別	jp:kind-of-law	LIST	patent または utility	特許 または 実用新案	○	左記のいずれか1つを設定
	jp:etcetera-a918	四法種別	jp:kind-of-law	LIST	patent	特許	○	
	jp:etcetera-a919	四法種別	jp:kind-of-law	LIST	patent	特許	○	
出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	CDATA	registration または examined-pub または un-examined-pub または application または international-application または international-un-examined-pub	登録 または 公告 または 公開 または 出願 または 国際出願 または 国際公開	○	左記のいずれか1つを設定
		四法種別	jp:kind-of-law	CDATA	patent または utility または design または trademark または null	特許 または 実用新案 または 意匠 または 商標 または 属性値の設定なし：次の3つの条件を全て満たす場合 ・【原出願の表示】配下 ・appl-type属性がinternational-application ・エラー（内容の記載ルール誤り または 内容の記載なし） appl-typeが登録の場合、doc-numberの項目名は以下 patent：【特許番号】 utility：【実用新案登録番号】 design：【意匠登録番号】 trademark：【商標登録番号】		左記のいずれか1つを設定
ドキュメント識別	jp:document-id	言語	lang	CDATA				
審判書類参照	jp:appeal-reference	審判種別	appeal-type	CDATA				
氏名および住所情報	jp:addressbook	言語	lang	CDATA			○→×注2	
氏名または名称	jp:name	名称種別	name-type	LIST	legal または natural			
申請者	jp:applicant	一連番号	sequence	CDATA			○→×注2	
		申請者種別	app-type	LIST	applicant または applicant-inventor		○→×注2	
			designation	LIST	all または all-except-us または us-only または as-indicated		○→×注2	
		出願形態	jp:kind-of-application	LIST	appeal	審判請求人		

日本語標準名称	タグ名	日本語属性名	属性名	属性の型	属性値	属性値の説明	必須	国内設定値
代理人	jp:agent	一連番号	sequence	CDATA			○→×注2	
		申請者種別	rep-type	LIST	agent または attorney または common-representative		○→×注2	
		代理人種別	jp:kind-of-agent	LIST	representative または sub-representative または legal-representative または designated-representative	代理人 または 復代理人 または 法定代理人 または 指定代理人 または	○	左記のいずれか1つを設定
段落	p	ID	id	ID		unique id for this application		
		番号	num	CDATA			○	NULL""を設定する。
イメージ	img	id	id	ID		unique id for this application		
		縦	he	CDATA		milimeters – height	○	mm(ミリメータ)単位の値を数値のみで設定する。 小数点以下1桁まで設定(小数点以下2桁で切り上げる) 例: 123mmは 123.0
		横	wi	CDATA		milimeters – width	○	mm(ミリメータ)単位の値を数値のみで設定する。 小数点以下1桁まで設定(小数点以下2桁で切り上げる) 例: 123mmは 123.0
		ソース	file	CDATA		file name,location	○	ファイル名
								label属性が削除された。
			alt	CDATA				
			img-content	LIST	drawing | photograph | character | dna | undefined | chem | table | math | program-listing | flowchart | graph	デフォルト:drawing		
		ファイルタイプ	img-format	LIST	jpg | tif | st33 | st35		○	jpg または tif
			orientation	LIST	portrait | landscape	デフォルト:portrait		
			inline	LIST	yes | no	デフォルト:no		
納付方法・納付金額	jp:fee	納付方法	fee-code	CDATA			○→×注2	NULL "" を設定
		納付金額	amount	CDATA			○	納付金額を設定 MAX9桁
			quantity	CDATA				
			currency	CDATA			○	"yen" を設定
予納台帳番号・納付書番号・納付番号・振替番号・指定立替納付	jp:account	予納台帳番号 納付書番号 納付番号 振替番号 指定立替納付	number	CDATA			○	depositの場合:6桁固定 formの場合:11桁固定 electronic-cashの場合:16桁固定(納付番号の数字部分のみ設定する) transferの場合:8桁固定 credit-cardの場合:NULL""固定
			name	CDATA				
		予納 納付書 電子現金納付 銀行口座自動振替 指定立替納付	account-type	CDATA	deposit または form または electronic-cash または transfer または credit-card	予納 または 納付書 または 電子現金納付 または 銀行口座自動振替または 指定立替納付	○	左記のいずれか1つを設定

注0) lang属性に設定する値は、ISO639 language codeに統一された。
注2)PCTでは必須であるが国内では任意とする。

申請書類（補正書）の属性

国内で使用するタグの属性を以下に示す。網掛け部分の属性を使用する。

日本語標準名称	タグ名	日本語属性名	属性名	属性の型	属性値	属性値の説明	必須	国内設定値
（ルート）	jp:pat-amnd	言語	lang	CDATA	注0）	ISO639 language code, e.g, en,de,ja.	○	"ja"固定
		DTDバージョン	dtd-version	CDATA		dtd version number		"1.0"固定 （必ず設定）
			file	CDATA		filename of the whole application		
		ステータス	status	CDATA		status of the application; values: n = new application		
		ネームスペース	xmlns:jp	CDATA			○	"http://www.jpo.go.jp"固定
書類識別	jp:amendment-a51	四法種別	jp:kind-of-law	LIST	patent または utility	特許 または 実用新案	○	左記のいずれか1つを設定
	jp:amendment-a523	四法種別	jp:kind-of-law	LIST	patent または utility	特許 または 実用新案	○	左記のいずれか1つを設定
	jp:amendment-a524	四法種別	jp:kind-of-law	LIST	patent	特許	○	
	jp:amendment-a525	四法種別	jp:kind-of-law	LIST	patent または utility	特許 または 実用新案	○	左記のいずれか1つを設定
	jp:amendment-a526	四法種別	jp:kind-of-law	LIST	patent または utility	特許 または 実用新案	○	左記のいずれか1つを設定
	jp:amendment-a527	四法種別	jp:kind-of-law	LIST	patent または utility	特許 または 実用新案	○	左記のいずれか1つを設定
	jp:amendment-a528	四法種別	jp:kind-of-law	LIST	patent または utility	特許 または 実用新案	○	左記のいずれか1つを設定
	jp:amendment-a529	四法種別	jp:kind-of-law	LIST	patent または utility	特許 または 実用新案	○	左記のいずれか1つを設定
	jp:amendment-a5210	四法種別	jp:kind-of-law	LIST	patent または utility	特許 または 実用新案	○	左記のいずれか1つを設定
	jp:amendment-a5211	四法種別	jp:kind-of-law	LIST	patent または utility	特許 または 実用新案	○	左記のいずれか1つを設定
	jp:amendment-a5212	四法種別	jp:kind-of-law	LIST	patent または utility	特許 または 実用新案	○	左記のいずれか1つを設定
原出願の表示	jp:parent-application-article	出願種別	jp:kind-of-application	LIST	division または change または based-on-utility	分割 または 変更 または 実用基礎	注1）	申請書類では「based-on-utility」のみ使用する。 項目名が【基礎とした実用新案登録及びその実用新案登録出願の表示】になる場合に設定する。 項目名が【原出願の表示】の場合は本属性を設定しない。
出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	CDATA	registration または examined-pub または un-examined-pub または application または international-application または international-un-examined-pub	登録 または 公告 または 公開 または 出願 または 国際出願 または 国際公開	○	左記のいずれか1つを設定
		四法種別	jp:kind-of-law	CDATA	patent または utility または design または trademark または null	特許 または 実用新案 または 意匠 または 商標 または 属性値の設定なし：次の3つの条件を全て満たす場合 ・【原出願の表示】配下 ・appl-type属性がinternational-application ・エラー（内容の記載ルール誤り または 内容の記載なし） また、jp:appliction-referenceの上位タグがjp:earlier-appで、且つappl-type属性がinternational-application（国際出願）の場合は、jp:kind-of-law属性が設定される場合と設定されない場合がある。 appl-typeが登録の場合、doc-numberの項目名は以下 patent：【特許番号】 utility：【実用新案登録番号】 design：【意匠登録番号】 trademark：【商標登録番号】		左記のいずれか1つを設定
ドキュメント識別	jp:document-id	言語	lang	CDATA				
審判書類参照	jp:appeal-reference	審判種別	appeal-type	CDATA				
請求項の数	jp:number-of-claim	適用法規	jp:adopted-law	LIST	claim または invention	請求項の数 または 発明の数	○	左記のいずれか1つを設定
発明者	jp:inventor	一連番号	sequence	CDATA			○→×注2	
			designation	LIST	all または all-except-us または us-only または as-indicated			
氏名および住所情報	jp:addressbook	言語	lang	CDATA			○→×注2	
氏名または名称	jp:name	名称種別	name-type	LIST	legal または natural			
申請者	jp:applicant	一連番号	sequence	CDATA			○→×注2	
		申請者種別	app-type	LIST	applicant または applicant-inventor		○→×注2	

日本語標準名称	タグ名	日本語属性名	属性名	属性の型	属性値	属性値の説明	必須	国内設定値
			designation	LIST	all または all-except-us または us-only または as-indicated		○→×注2	
		出願形態	jp:kind-of-application	LIST	appeal	審判請求人		
代理人	jp:agent	一連番号	sequence	CDATA			○→×注2	
		申請者種別	rep-type	LIST	agent または attorney または common-representative		○→×注2	
		代理人種別	jp:kind-of-agent	LIST	representative または sub-representative または legal-representative または designated-representative	代理人 または 復代理人 または 法定代理人 または 指定代理人 または	○	左記のいずれか1つを設定
パリ優先権主張	jp:priority-claim	一連番号	sequence	CDATA			○→×注2	
		出願種別	kind	LIST	national または regional または		○→×注2	
段落	p	ID	id	ID		unique id for this application		
		番号	num	CDATA			○	NULL""を設定する。
イメージ	img	id	id	ID		unique id for this application		
		縦	he	CDATA		milimeters - height	○	mm(ミリメータ)単位の値を数値のみで設定する。 小数点以下1桁まで設定(小数点以下2桁で切り上げる) 例: 123mmは 123.0
		横	wi	CDATA		milimeters - width	○	mm(ミリメータ)単位の値を数値のみで設定する。 小数点以下1桁まで設定(小数点以下2桁で切り上げる) 例: 123mmは 123.0
		ソース	file	CDATA		file name,location	○	ファイル名
								label属性が削除された。
			alt	CDATA				
			img-content	LIST	drawing | photograph | character | dna | undefined | chem | table | math | program-listing | flowchart | graph	デフォルト:drawing		
		ファイルタイプ	img-format	LIST	jpg | tif | st33 | st35		○	jpg または tif
			orientation	LIST	portrait | landscape	デフォルト:portrait		
			inline	LIST	yes | no	デフォルト:no		
補正により減少する請求項の数	jp:num-claim-decrease-amendment	適用法規	jp:adopted-law	LIST	claim または invention	減少する請求項の数 または 減少する発明の数	○	左記のいずれか1つを設定
補正により増加する請求項の数	jp:num-claim-increase-amendment	適用法規	jp:adopted-law	LIST	claim または invention	増加する請求項の数 または 増加する発明の数	○	左記のいずれか1つを設定
手続補正	jp:amendment-group	一連番号	jp:serial-number	CDATA		手続補正n	○	【手続補正N】のNを半角で設定
補正の内容	jp:contents-of-amendment	四法種別	jp:kind-of-law	LIST	patent または utility または design または trademark	特許 または 実用新案 または 意匠 または 商標	○	左記のいずれか1つを設定
		書類識別	jp:kind-of-document	LIST	jp:application-a63	特許願 または 実用新案登録願	○	左記のいずれか1つを設定 注5)
					jp:application-a631	翻訳文提出書		
					jp:application-a632	国内書面		
					jp:application-a633	図面の提出書		
					jp:application-a634	国際出願翻訳文提出書		
					jp:application-a635	国際出願翻訳文提出書(職権)		
					jp:applicant-a55	受継申立書		
					jp:applicant-a681	代表者選定届		
					jp:applicant-a711	出願人名義変更届		
					jp:applicant-a712	出願人名義変更届(一般承継)		
					jp:attorney-a7421	代理人変更届		
					jp:attorney-a7422	代理人受任届		
					jp:attorney-a7423	代理人選任届		
					jp:attorney-a7424	代理人辞任届		
					jp:attorney-a7425	代理人解任届 (注4)		

日本語標準名称	タグ名	日本語属性名	属性名	属性の型	属性値	属性値の説明	必須	国内設定値
					jp:attorney-a7426	代理権変更届		
					jp:attorney-a7427	代理権消滅届		
					jp:attorney-a7428	包括委任状援用制限届		
					jp:attorney-a7431	復代理人変更届		
					jp:attorney-a7432	復代理人受任届		
					jp:attorney-a7433	復代理人選任届		
					jp:attorney-a7434	復代理人辞任届		
					jp:attorney-a7435	復代理人解任届 （注4）		
					jp:attorney-a7436	復代理権変更届		
					jp:attorney-a7437	復代理権消滅届		
					jp:withdrawal-abandonment-a761	出願取下書		
					jp:withdrawal-abandonment-a762	出願放棄書		
					jp:withdrawal-abandonment-a764	先の出願に基づく優先権主張取下書		
					jp:withdrawal-abandonment-a765	パリ条約による優先権主張放棄書 （注3）		
					jp:response-a53	意見書		
					jp:response-a59	弁明書		
					jp:presentment-a79	優先権証明書提出書		
					jp:presentment-a80	新規性の喪失の例外証明書提出書		
					jp:presentment-a801	新規性喪失の例外適用申請書		
					jp:presentment-a81	出願日証明書提出書		
					jp:presentment-a82	物件提出書		
					jp:presentment-a822	証明書類提出書		
					jp:etcetera-a601	期間延長請求書		
					jp:etcetera-a621	出願審査請求書		
					jp:etcetera-a623	実用新案技術評価請求書		
					jp:etcetera-a625	出願審査請求書(他人)		
					jp:etcetera-a626	国内処理請求書		
					jp:etcetera-a627	出願公開請求書		
					jp:etcetera-a67	受託番号変更届		
					jp:etcetera-a691	雑書類		
					jp:etcetera-a781	上申書		
					jp:etcetera-a821	手続補足書		
					jp:etcetera-a831	刊行物等提出書		
					jp:etcetera-a87	優先審査に関する事情説明書		
					jp:etcetera-a871	早期審査に関する事情説明書		
					jp:etcetera-a872	早期審査に関する事情説明補充書		
					jp:etcetera-a914	出願審査請求手数料返還請求書		
					jp:etcetera-a915	既納手数料返還請求書 または 既納手数料(登録料)返還請求書		
					jp:etcetera-a916	世界知的所有権機関へのアクセスコード付与請求書		
					jp:etcetera-a624	実用新案技術評価請求書(他人)		
					jp:etcetera-a603	期間延長請求書(期間徒過)		
					jp:etcetera-a917	回復理由書		
					jp:amendment-a51	手続補正書(方式)		
					jp:amendment-a523	手続補正書		
					jp:amendment-a524	誤訳訂正書		
					jp:amendment-a525	特許協力条約第19条補正の翻訳文提出書		
					jp:amendment-a526	特許協力条約第19条補正の翻訳文提出書(職権)		
					jp:amendment-a527	特許協力条約第19条補正の写し提出書		
					jp:amendment-a528	特許協力条約第19条補正の写し提出書(職権)		
					jp:amendment-a529	特許協力条約第34条補正の翻訳文提出書		
					jp:amendment-a5210	特許協力条約第34条補正の翻訳文提出書(職権)		
					jp:amendment-a5211	特許協力条約第34条補正の写し提出書		
					jp:amendment-a5212	特許協力条約第34条補正の写し提出書(職権)		
					jp:payment-r100	特許料納付書 または 実用新案登録料納付書 または 意匠登録料納付書 または 商標登録料納付書		
					jp:payment-r101	追加の特許の特許料納付書		
					jp:payment-r102	類似意匠登録料納付書		
					jp:payment-r103	防護標章登録料納付書		
					jp:payment-r104	商標更新登録料納付書		
					jp:payment-r105	防護標章更新登録料納付書		
					jp:payment-r110	特許料納付書(設定補充) または 実用新案登録料納付書(設定補充) または 意匠登録料納付書(設定補充) または 商標登録料納付書(設定補充)		
					jp:payment-r111	追加の特許の特許料納付書(設定補充)		
					jp:payment-r112	類似意匠登録料納付書(設定補充)		
					jp:payment-r113	防護標章登録料納付書(設定補充)		
					jp:payment-r114	商標更新登録料納付書(設定補充)		

日本語標準名称	タグ名	日本語属性名	属性名	属性の型	属性値	属性値の説明	必須	国内設定値
					jp:payment-r115	防護標章更新登録料納付書(設定補充)		
					jp:payment-r20	特許料納付書 または 実用新案登録料納付書 または 意匠登録料納付書 または 商標登録料納付書		
					jp:payment-r200	商標登録料納付書		
					jp:payment-r201	商標権存続期間更新登録申請書		
					jp:payment-r21	特許料納付書(補充) または 実用新案登録料納付書(補充) または 意匠登録料納付書(補充)		
					jp:payment-r210	商標登録料納付書(分納補充)		
					jp:payment-r211	商標権存続期間更新登録申請書(補充)		
					jp:payment-r220	手続補足書		
					appeal-c60	審判請求書		
					appeal-c609	請求取下書		
					appeal-c64	審理再開申立書		
					appeal-c6515	証拠説明書		
					appeal-c655	検証申出書		
					appeal-c6512	口頭審理申出書		
					appeal-c6513	口頭審理陳述要領書		
					appeal-c652	証拠調申立書		
					appeal-c6541	尋問事項書		
					appeal-c6514	証拠申出書		
					appeal-c654	証人尋問申出書		
					appeal-c657	鑑定の申出書		
					appeal-c6572	鑑定事項書		
					appeal-c6544	書証の申出書		
					appeal-c6546	文書特定の申出書		
					appeal-c6517	録音テープ等の内容説明書		
					appeal-c6542	回答希望事項記載書面		
					appeal-c54	回答書		
					appeal-c6511	書面審理申立書		
					appeal-c875	優先審理に関する事情説明書		
					appeal-c876	早期審理に関する事情説明書		
					appeal-c877	早期審理に関する事情説明補充書		
					appeal-c6543	尋問に代わる書面の提出書		
					appeal-c6573	鑑定書		
					appeal-c659	証拠調期日変更請求書		
					appeal-c6591	証拠調申立取下書		
					appeal-c6592	証人不出頭の届出書		
					description	明細書		
					claims	請求の範囲		
					drawings	図面		
					abstract	要約書		
納付方法・納付金額	jp:fee	納付方法	fee-code	CDATA			○→×注2	NULL "" を設定
		納付金額	amount	CDATA			○	納付金額を設定 MAX9桁
			quantity	CDATA				
			currency	CDATA			○	"yen" を設定
予納台帳番号・納付書番号・納付番号・振替番号・指定立替納付	jp:account	予納台帳番号 納付書番号 納付番号 振替番号 指定立替納付	number	CDATA			○	depositの場合:6桁固定 formの場合:11桁固定 electronic-cashの場合:16桁固定(納付番号の数字部分のみ設定する) transferの場合:8桁固定 credit-cardの場合:NULL""固定
			name	CDATA				
		予納 納付書 電子現金納付 銀行口座自動振替 指定立替納付	account-type	CDATA	deposit または form または electronic-cash または transfer または credit-card	予納 または 納付書 または 電子現金納付 または 銀行口座自動振替または 指定立替納付	○	左記のいずれか1つを設定

日本語標準名称	タグ名	日本語属性名	属性名	属性の型	属性値	属性値の説明	必須	国内設定値

注0） lang属性に設定する値は、ISO639 language codeに統一された。
注1） 申請書類ではこの属性を設定しない。DTD上は任意で定義する。
注2） PCTでは必須であるが国内では任意とする。
注3） パリ条約による優先権主張放棄書を補正する手続補正書（中間コードA51、A523）について、平成19年4月以降、新規エントリーの対象外とする。（新規エントリーは存在しないが、更正申請は存在する。）
注4） 代理人解任届および復代理人解任届を補正する手続補正書（中間コードA51、A523）について、「受付日」が令和4年6月27日以降、新規エントリーの対象外とする。（新規エントリーは存在しないが、更正申請は存在する。）
注5）下記の書類は補正対象外であるため、属性値が存在しない
　　保全審査に付することを求める申出書（jp:etcetera-a918）
　　不送付通知申出書（jp:etcetera-a919）

申請書類 （登録書類）の属性

日本語標準名称	タグ名	日本語属性名	属性名	属性の型	属性値	属性値の説明	必須	国内設定値
（ルート）	jp:rgs-doc	言語	lang	CDATA	注0）	ISO639 language code, e.g, en,de,ja.	○	"ja"固定
		DTDバージョン	dtd-version	CDATA		dtd version number		"1.0"固定
			file	CDATA		filename of the whole application		
		ステータス	status	CDATA		status of the application; values: n = new application		
		ネームスペース	xmlns:jp	CDATA			○	"http://www.jpo.go.jp"固定
書類識別	jp:payment-r100	四法種別	jp:kind-of-law	LIST	patent または utility または design または trademark	特許 または 実用新案 または 意匠 または 商標	○	左記のいずれか1つを設定
	jp:payment-r101	四法種別	jp:kind-of-law	LIST	patent	特許	○	
	jp:payment-r102	四法種別	jp:kind-of-law	LIST	design	意匠	○	
	jp:payment-r103	四法種別	jp:kind-of-law	LIST	trademark	商標	○	
	jp:payment-r104	四法種別	jp:kind-of-law	LIST	trademark	商標	○	
	jp:payment-r105	四法種別	jp:kind-of-law	LIST	trademark	商標	○	
	jp:payment-r110	四法種別	jp:kind-of-law	LIST	patent または utility または design または trademark	特許 または 実用新案 または 意匠 または 商標	○	左記のいずれか1つを設定
	jp:payment-r111	四法種別	jp:kind-of-law	LIST	patent	特許	○	
	jp:payment-r112	四法種別	jp:kind-of-law	LIST	design	意匠	○	
	jp:payment-r113	四法種別	jp:kind-of-law	LIST	trademark	商標	○	
	jp:payment-r114	四法種別	jp:kind-of-law	LIST	trademark	商標	○	
	jp:payment-r115	四法種別	jp:kind-of-law	LIST	trademark	商標	○	
	jp:payment-r20	四法種別	jp:kind-of-law	LIST	patent または utility または design	特許 または 実用新案 または 意匠	○	左記のいずれか1つを設定
	jp:payment-r200	四法種別	jp:kind-of-law	LIST	trademark	商標	○	
	jp:payment-r201	四法種別	jp:kind-of-law	LIST	trademark	商標	○	
	jp:payment-r21	四法種別	jp:kind-of-law	LIST	patent または utility または design	特許 または 実用新案 または 意匠	○	左記のいずれか1つを設定
	jp:payment-r210	四法種別	jp:kind-of-law	LIST	trademark	商標	○	
	jp:payment-r211	四法種別	jp:kind-of-law	LIST	trademark	商標	○	
	jp:payment-r220	四法種別	jp:kind-of-law	LIST	trademark	商標	○	
出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	CDATA	registration または examined-pub または un-examined-pub または application または international-application または international-un-examined-pub	登録 または 公告 または 公開 または 出願 または 国際出願 または 国際公開		左記のいずれか1つを設定
		四法種別	jp:kind-of-law	LIST	patent または utility または design または trademark	特許 または 実用新案 または 意匠 または 商標 typeが登録の場合、doc-numberの項目名は以下 patent:【特許番号】 utility:【実用新案登録番号】 design:【意匠登録番号】 trademark:【商標登録番号】		左記のいずれか1つを設定
ドキュメント識別	jp:document-id	言語	lang	CDATA				
請求項の数	jp:number-of-claim	適用法規	jp:adopted-law	LIST	claim または invention	請求項の数 または 発明の数	○	左記のいずれか1つを設定
氏名および住所情報	jp:addressbook	言語	lang	CDATA			○→×注2	
氏名または名称	jp:name	名称種別	name-type	LIST	legal または natural			
申請者	jp:applicant	一連番号	sequence	CDATA			○→×注2	
		申請者種別	app-type	LIST	applicant または applicant-inventor		○→×注2	
			designation	LIST	all または all-except-us または us-only または as-indicated		○→×注2	
		出願形態	~~jp:kind-of-application~~	~~CDATA~~	~~appeal~~ または ~~judgment~~ または ~~demandee~~ または ~~opposition-of-trial~~ または ~~patent-right~~ または ~~utility-model-right~~	審判請求人 または 判定請求人 または 被請求人 または 異議申立人 または 特許権者 または 実用新案権者		左記のいずれか1つを設定

日本語標準名称	タグ名	日本語属性名	属性名	属性の型	属性値	属性値の説明	必須	国内設定値
代理人	jp:agent	一連番号	sequence	CDATA			○→×注2	
		申請者種別	rep-type	LIST	agent または attorney または common-representative		○→×注2	
		代理人種別	jp:kind-of-agent	LIST	representative または sub-representative または legal-representative または designated-representative	代理人 または 復代理人 または 法定代理人 または 指定代理人 または	○	左記のいずれか1つを設定
段落	p	ID	id	ID		unique id for this application		
		番号	num	CDATA			○	NULL""を設定する。
イメージ	img	ID	id	ID		unique id for this application		
		縦	he	CDATA		milimeters - height	○	mm(ミリメータ)単位の値を数値のみで設定する。 小数点以下1桁まで設定(小数点以下2桁で切り上げる) 例: 123mmは 123.0
		横	wi	CDATA		milimeters - width	○	mm(ミリメータ)単位の値を数値のみで設定する。 小数点以下1桁まで設定(小数点以下2桁で切り上げる) 例: 123mmは 123.0
		ソース	file	CDATA		file name,location	○	ファイル名
			alt	CDATA				
			img-content		drawing | photograph | character | dna | undefined | chem | table | math | program-listing | flowchart | graph	デフォルト:drawing		
		ファイルタイプ	img-format		jpg | tif | st33 | st35		○	jpg または tif
			orientation	LIST	portrait | landscape	デフォルト:portrait		
			inline	LIST	yes | no	デフォルト:no		
納付方法・納付金額	jp:fee	納付方法	fee-code	CDATA			○→×注2	NULL "" を設定
		納付金額	amount	CDATA			○	納付金額を設定 MAX9桁
			quantity	CDATA				
			currency	CDATA			○	NULL "yen" を設定
予納台帳番号・納付書番号・納付番号・振替番号・指定立替納付	jp:account	予納台帳番号 納付書番号 納付番号 振替番号 指定立替納付	number	CDATA			○	depositの場合:6桁固定 formの場合:11桁固定 electronic-cashの場合:16桁固定(納付番号の数字部分のみ設定する) transferの場合:8桁固定 credit-cardの場合:NULL""固定
			name	CDATA				
		予納 納付書 電子現金納付 銀行口座自動振替 指定立替納付	account-type	CDATA	deposit または form または electronic-cash または transfer または credit-card	予納 または 納付書 または 電子現金納付 または 銀行口座自動振替または 指定立替納付	○	左記のいずれか1つを設定

注0) lang属性に設定する値は、ISO639 language codeに統一された。
注2)PCTでは必須であるが国内では任意とする。

申請書類 （請求の範囲・明細書・図面・要約書）の属性

国内で使用するタグの属性を以下に示す。網掛け部分の属性を使用する。

日本語標準名称	タグ名	日本語属性名	属性名	属性の型	属性値および意味	必須	国内設定値
（ルート）	application-body	ID	id	ID	unique id for this application – could be file name	注1－1）	
		国コード	country	CDATA	st.3 code for application	○	"JP"固定
		DTDバージョン	dtd-version	CDATA	dtd version number		"1.6"固定
		言語	lang	CDATA	注2） ISO639 language code, e.g, en,de,ja.	○	"ja"固定
		ステータス	status	CDATA	status of the application; values: n = new application		"n"固定
			file	CDATA	filename of the whole application		
		四法					
要約書	abstract	ID	id	CDATA	unique id for this application	注1－1）	
			lang	CDATA			
		ステータス	status	CDATA			
明細書	description	ID	id	CDATA	unique id for this application	注1－1）	
			lang	CDATA			
		ステータス	status	CDATA			
発明の名称	invention-title	ID	id	ID	unique id for this application	注1－2）	
			lang	CDATA			
技術分野	technical-field	ID	id	ID	unique id for this application	注1－2）	
背景技術	background-art	ID	id	ID	unique id for this application	注1－2）	
図面の簡単な説明	description-of-drawings	ID	id	ID	unique id for this application	注1－2）	
発明の開示	disclosure	ID	id	ID	unique id for this application	注1－2）	
発明の概要	summary-of-invention	ID	id	ID	unique id for this application		
発明を実施するための形態	description-of-embodiments	ID	id	ID	unique id for this application		
発明を実施するための最良の形態	best-mode	ID	id	ID	unique id for this application	注1－2）	
実施例	mode-for-invention	ID	id	ID	unique id for this application	注1－2）	
		番号	mode-num	CDATA	注3） number		【実施例N】 のNを半角で設定 【実施例】の場合は設定しない
産業上の利用可能性	industrial-applicability	ID	id	ID	unique id for this application	注1－2）	
符号の説明	reference-signs-list	ID	id	ID	unique id for this application		
受託番号	reference-to-deposited-biological-material	ID	id	ID	unique id for this application		
先行技術文献	citation-list	ID	id	ID	unique id for this application		
実施例	embodiments-example	ID	id	ID	unique id for this application		
		番号	ex-num	CDATA	number		【実施例N】 のNを半角で設定 【実施例】の場合は設定しない
特許文献	patent-literature	ID	id	ID	unique id for this application		
非特許文献	non-patent-literature	ID	id	ID	unique id for this application		
【？？？】	heading	ID	id	ID	unique id for this application	注1－2）	
		レベル	level	LIST	1 | Limit to 3 as for Word default 2 | つまりMS-WORDの 3 見出し1～見出し3		
発明が解決しようとする課題	tech-problem	ID	id	ID	unique id for this application	注1－2）	
課題を解決するための手段	tech-solution	ID	id	ID	unique id for this application	注1－2）	
発明の効果	advantageous-effects	ID	id	ID	unique id for this application	注1－2）	
配列表フリーテキスト	sequence-list-text	ID	id	ID	unique id for this application	注1－2）	

日本語標準名称	タグ名	日本語属性名	属性名	属性の型	属性値および意味	必須	国内設定値
請求の範囲	claims	言語	lang	CDATA		注4）	
		ID	id	CDATA	unique id for this application	注1－1）	
		ステータス	status	CDATA			
請求項	claim	ID	id	ID	unique id for this application	注1－2）	
		番号	num	CDATA	number	○	【請求項N】 のNを半角で設定
図面	drawings	ID	id	CDATA	unique id for this application	注1－1）	
		言語	lang	CDATA			
		ステータス	status	CDATA			
図	figure	ID	id	ID	unique id for this application	注1－2）	
		番号	num	CDATA	number	○	【図N】 のNを半角で設定
段落	p	ID	id	ID	unique id for this application	注1－2）	
		番号	num	CDATA		○	【0001】の0001を半角で設定
イメージ	img	ID	id	ID	unique id for this application	注1－2）	
		縦	he	CDATA	milimeters - height	○	mm（ミリメータ）単位の値を数値のみで設定する。 小数点以下1桁まで設定（小数点以下2桁で切り上げる） 例： 123mmは 123.0
		横	wi	CDATA	milimeters - width	○	mm（ミリメータ）単位の値を数値のみで設定する。 小数点以下1桁まで設定（小数点以下2桁で切り上げる） 例： 123mmは 123.0
		ソース	file	CDATA	file name,location	○	ファイル名
			alt	CDATA			
			img-content	LIST	drawing | デフォルト：drawing photograph | character | dna | undefined | chem | table | math | program-listing | flowchart | graph		
		ファイルタイプ	img-format	LIST	jpg | tif | st33 | st35	○	jpg または tif
ドキュメントページ	doc-page	ID	id	ID	unique id for this application	注1－2）	
		縦	he	NMTOKEN	高さ（単位mm）	○	262.0
		横	wi	NMTOKEN	幅（単位mm）	○	170.0
		タイプ	type	LIST	jpg | pdf | tif	○	pdf
			alt	CDATA			
			pp	CDATA	page range		
			ppf	CDATA	first page		
			ppl	CDATA	last page		
		ソース	file	CDATA	ファイル名	○	ファイル名
			color	LIST	color | カラー bw 白黒		
アンダーライン	u	スタイル	style	LIST	single | デフォルト：single double | dash | dots		

日本語標準名称	タグ名	日本語属性名	属性名	属性の型	属性値および意味	必須	国内設定値
特許文献	patcit		dnum	CDATA			
			file	CDATA			
			id	ID			
			url	CDATA			
			num	CDATA		○	【特許文献N】のNを半角で設
非特許文献	nplcit		file	CDATA			
			id	ID			
			medium	CDATA			
			npl-type	CDATA			
			num	CDATA		○	【非特許文献N】のNを半角で設定
			url	CDATA			
化学式	chemistry	ID	id	ID	unique id for this application	注1－2）	
		番号	num	CDATA	number	○	【化N】のNを半角で設定
数式	maths	ID	id	ID	unique id for this application	注1－2）	
		番号	num	CDATA	number	○	【数N】のNを半角で設定
表	tables	ID	id	ID	unique id for this application	注1－2）	
		番号	num	CDATA	number	○	【表N】のNを半角で設定
図の説明	figref	IDREFS	idref	IDREFS			
		番号	num	CDATA	number		【図N】のNを半角で設定

注1－1） id属性は、タイプをIDからCDATAに変更し、任意設定に変更された。
注1－2） id属性は、タイプはIDのままで、任意設定に変更された。
注2） lang属性に設定する値は、ISO639 language codeに統一された。
注3） 【実施例】にmode-num属性を追加し【実施例n】が記載可能なように修正された。
注4） claimsのみlang属性が必須であったが、任意設定に変更された。（application-body以外のlang属性は任意になっている。）

空白ページ

図面の提出書などに添付する図面の属性

国内で使用するタグの属性を以下に示す。網掛け部分の属性を使用する。

日本語標準名称	タグ名	日本語属性名	属性名	属性の型	属性値および意味	必須	国内設定値
(ルート)	jp:drawing-body	DTDバージョン	dtd-version	CDATA	dtd version number		"1.0"固定
		言語	lang	CDATA	注2) ISO639 language code, e.g, en,de,ja.	○	"ja"固定
		ステータス	status	CDATA	status of the application; values: n = new application		
			file	CDATA	filename of the whole application		
		ネームスペース	xmlns:jp	CDATA		○	"http://www.jpo.go.jp"固定
図面	drawings	ID	id	CDATA	unique id for this application	注1－1)	
		言語	lang	CDATA			
		ステータス	status	CDATA			
図	figure	ID	id	ID	unique id for this application	注1－2)	
		番号	num	CDATA	number	○	【図N】 のNを半角で設定
イメージ	img	ID	id	ID	unique id for this application	注1－2)	
		縦	he	CDATA	milimeters - height	○	mm(ミリメータ)単位の値を数値のみで設定する。 小数点以下1桁まで設定(小数点以下2桁で切り上げる) 例: 123mmは 123.0
		横	wi	CDATA	milimeters - width	○	mm(ミリメータ)単位の値を数値のみで設定する。 小数点以下1桁まで設定(小数点以下2桁で切り上げる) 例: 123mmは 123.0
		ソース	file	CDATA	file name,location	○	ファイル名
			alt	CDATA			
			img-content	LIST	drawing | デフォルト:drawing photograph | character | dna | undefined | chem | table | math | program-listing | flowchart | graph		
		ファイルタイプ	img-format	LIST	jpg | tif | st33 | st35	○	jpg または tif
			orientation	LIST	portrait | デフォルト:portrait landscape		
			inline	LIST	yes | デフォルト:no no		

注1－1) id属性は、タイプをIDからCDATAに変更し、任意設定に変更された。
注1－2) id属性は、タイプはIDのままで、任意設定に変更された。
注2) lang属性に設定する値は、ISO639 language codeに統一された。

訂正の審判請求書などに添付される請求の範囲、明細書、図面の属性

国内で使用するタグの属性を以下に示す。網掛け部分の属性を使用する。

日本語標準名称	タグ名	日本語属性名	属性名	属性の型	属性値および意味		必須	国内設定値
（ルート）	jp:correction-body	DTDバージョン	dtd-version	CDATA		dtd version number		"1.0"固定
		言語	lang	CDATA	注2）	ISO639 language code, e.g, en,de,ja.	○	"ja"固定
		ステータス	status	CDATA		status of the application; values: n = new application		
			file	CDATA		filename of the whole application		
		ネームスペース	xmlns:jp	CDATA			○	"http://www.jpo.go.jp"固定
明細書	description	ID	id	CDATA		unique id for this application	注1－1）	
			lang	CDATA				
		ステータス	status	CDATA				
発明の名称	invention-title					unique id for this application	注1－2）	
技術分野	technical-field	ID	id	ID		unique id for this application	注1－2）	
背景技術	background-art	ID	id	ID		unique id for this application	注1－2）	
図面の簡単な説明	description-of-drawings	ID	id	ID		unique id for this application	注1－2）	
発明の開示	disclosure	ID	id	ID		unique id for this application	注1－2）	
発明を実施するための最良の形態	best-mode	ID	id	ID		unique id for this application	注1－2）	
実施例	mode-for-invention	ID	id	ID		unique id for this application	注1－2）	
		番号	mode-num	CDATA	注3）	number		【実施例N】 のNを半角で設定 【実施例】の場合は設定しない
産業上の利用可能性	industrial-applicability	ID	id	ID		unique id for this application	注1－2）	
【？？？】	heading	ID	id	ID		unique id for this application	注1－2）	
		レベル	level	LIST	1 2 3	Limit to 3 as for Word default つまりMS-WORDの 見出し1～見出し3		
発明が解決しようとする課題	tech-problem	ID	id	ID		unique id for this application	注1－2）	
課題を解決するための手段	tech-solution	ID	id	ID		unique id for this application	注1－2）	
発明の効果	advantageous-effects	ID	id	ID		unique id for this application	注1－2）	
配列表フリーテキスト	sequence-list-text	ID	id	ID		unique id for this application	注1－2）	
請求の範囲	claims	言語	lang	CDATA			注4）	
		ID	id	CDATA		unique id for this application	注1－1）	
		ステータス	status	CDATA				
請求項	claim	ID	id	ID		unique id for this application	注1－2）	
		番号	num	CDATA		number	○	【請求項N】 のNを半角で設定
図面	drawings	ID	id	CDATA		unique id for this application	注1－1）	
		言語	lang	CDATA				
		ステータス	status	CDATA				
図	figure	ID	id	ID		unique id for this application	注1－2）	
		番号	num	CDATA		number	○	【図N】 のNを半角で設定
段落	p	ID	id	ID		unique id for this application	注1－2）	
		番号	num	CDATA			○	【0001】の0001を半角で設定
イメージ	img	ID	id	ID		unique id for this application	注1－2）	
		縦	he	NMTOKEN		milimeters - height	○	mm（ミリメータ）単位の値を数値のみで設定する。 小数点以下1桁まで設定（小数点以下2桁で切り上げる） 例： 123mmは 123.0
		横	wi	NMTOKEN		milimeters - width	○	mm（ミリメータ）単位の値を数値のみで設定する。 小数点以下1桁まで設定（小数点以下2桁で切り上げる） 例： 123mmは 123.0
		ソース	file	CDATA		file name,location	○	ファイル名

当事者系審判の開発中断により削除

日本語標準名称	タグ名	日本語属性名	属性名	属性の型	属性値および意味	必須	国内設定値
			alt	CDATA			
			img-content	LIST	drawing | デフォルト：drawing photograph | character | dna | undefined		
		ファイルタイプ	img-format	LIST	jpg | tif | st33 | st35	○	jpg または tif
ドキュメントページ	doc-page	ID	id	ID	unique id for this application	注1－2）	
		縦	he	NMTOKEN	高さ（単位mm）	○	262.0
		横	wi	NMTOKEN	幅（単位mm）	○	170.0
		タイプ	type	LIST	jpg | pdf | tif	○	pdf
			alt	CDATA			
			pp	CDATA	page range		
			ppf	CDATA	first page		
			ppl	CDATA	last page		
		ソース	file	CDATA	ファイル名	○	ファイル名
			color	LIST	color | カラー bw 白黒		
アンダーライン	u	スタイル	style	LIST	single | デフォルト：single double | dash | dots		
特許文献	patcit		dnum	CDATA			
			file	CDATA			
			id	ID			
			url	CDATA			
			num	CDATA		○	【特許文献N】のNを半角で設
非特許文献	nplcit		file	CDATA			
			id	ID			
			medium	CDATA			
			npl-type	CDATA			
			num	CDATA		○	【非特許文献N】のNを半角で設定
			url	CDATA			
化学式	chemistry	ID	id	ID	unique id for this application	注1－2）	
		番号	num	CDATA	number	○	【化N】のNを半角で設定
数式	maths	ID	id	ID	unique id for this application	注1－2）	
		番号	num	CDATA	number	○	【数N】のNを半角で設定
表	tables	ID	id	ID	unique id for this application	注1－2）	
		番号	num	CDATA	number	○	【表N】のNを半角で設定
図の説明	figref	IDREFS	idref	IDREFS			
		番号	num	CDATA	number		【図N】のNを半角で設定

注1－1） id属性は、タイプをIDからCDATAに変更し、任意設定に変更された。
注1－2） id属性は、タイプはIDのままで、任意設定に変更された。
注2） lang属性に設定する値は、ISO639 language codeに統一された。
注3） 【実施例】にmode-num属性を追加し【実施例n】が記載可能なように修正された。
注4） claimsのみlang属性が必須であったが、任意設定に変更された。（application-body以外のlang属性は任意になっている。）

特許願に添付される外国語明細書、外国語請求の範囲、外国語図面、外国語要約書の属性

国内で使用するタグの属性を以下に示す。網掛け部分の属性を使用する。

日本語標準名称	タグ名	日本語属性名	属性名	属性の型	属性値および意味	必須	国内設定値
(ルート)	jp:foreign-language-body	DTDバージョン	dtd-version	CDATA	dtd version number		"1.0"固定
		言語	lang	CDATA	注2) ISO639 language code, e.g, en,de,ja.	○	"en"固定
		ステータス	status	CDATA	status of the application; values: n = new application		
			file	CDATA	filename of the whole application		
		ネームスペース	xmlns:jp	CDATA		○	"http://www.jpo.go.jp"固定
要約書	jp:foreign-language-abstract	ID	id	CDATA	unique id for this application	注1－1)	
			lang	CDATA			
		ステータス	status	CDATA			
明細書	jp:foreign-language-description	ID	id	CDATA	unique id for this application	注1－1)	
			lang	CDATA			
		ステータス	status	CDATA			
請求の範囲	jp:foreign-language-claims	言語	lang	CDATA		注4)	
		ID	id	CDATA	unique id for this application	注1－1)	
		ステータス	status	CDATA			
図面	jp:foreign-language-drawings	ID	id	CDATA	unique id for this application	注1－1)	
		言語	lang	CDATA			
		ステータス	status	CDATA			
段落	p	ID	id	ID	unique id for this application	注1－2)	
		番号	num	CDATA		○	【0001】の0001を半角で設定
イメージ	img	ID	id	ID	unique id for this application	注1－2)	
		縦	he	CDATA	milimeters - height	○	mm(ミリメータ)単位の値を数値のみで設定する。 小数点以下1桁まで設定(小数点以下2桁で切り上げる) 例: 123mmは 123.0
		横	wi	CDATA	milimeters - width	○	mm(ミリメータ)単位の値を数値のみで設定する。 小数点以下1桁まで設定(小数点以下2桁で切り上げる) 例: 123mmは 123.0
		ソース	file	CDATA	file name,location	○	ファイル名
			alt	CDATA			
			img-content	LIST	drawing | photograph | character | dna | undefined | chem | table | math | program-listing | flowchart | graph デフォルト:drawing		

日本語標準名称	タグ名	日本語属性名	属性名	属性の型	属性値および意味	必須	国内設定値
		ファイルタイプ	img-format	LIST	jpg | tif | st33 | st35	○	jpg　または　tif
			orientation	LIST	portrait | landscape　デフォルト：portrait		
			inline	LIST	yes | no　デフォルト：no		
ドキュメントページ	doc-page	ID	id	ID	unique id for this application	注1－2）	
		縦	he	CDATA	高さ（単位mm）	○	262.0
		横	wi	CDATA	幅（単位mm）	○	170.0
		タイプ	type	LIST	jpg | pdf | tif	○	pdf
			alt	CDATA			
			pp	CDATA	page range		
			ppf	CDATA	first page		
			ppl	CDATA	last page		
		ソース	file	CDATA	ファイル名	○	ファイル名
			ocr	CDATA			
			color	LIST	color | bw　カラー 白黒		
			orientation	LIST	portrait | landscape　デフォルト：portrait		
アンダーライン	u	スタイル	style	LIST	single | double | dash | dots　デフォルト：single		

注1－1） id属性は、タイプをIDからCDATAに変更し、任意設定に変更された。
注1－2） id属性は、タイプはIDのままで、任意設定に変更された。
注2） lang属性に設定する値は、ISO639 language codeに統一された。
注4） claimsのみlang属性が必須であったが、任意設定に変更された。（application-body以外のlang属性は任意になっている。）

申請書類 （配列表）の属性

使用するタグの属性を以下に示す。網掛け部分の属性を使用する。

日本語標準名称	タグ名	日本語属性名	属性名	属性の型	属性値および意味		必須	国内設定値
【配列表】	jp:sequence-list	言語	lang	CDATA	注3）	ISO639 language code, e.g,	○	"ja"固定
		DTDバージョン	dtd-version	CDATA		dtd version number		"1.0"固定
			file	CDATA		filename of the whole		
		ステータス	status	CDATA		status of the application;		
		ネームスペース	xmlns:jp	CDATA			○	"http://www.jpo.go.jp"固定
段落	p	ID	id	ID		unique id for this application	注1）	
		番号	num	CDATA			注2）	NULL""を設定する。
イメージ	img	ID	id	ID		unique id for this application	注1）	
		縦	he	CDATA		milimeters - height	○	mm（ミリメータ）単位の値を数値のみで設定する。 小数点以下1桁まで設定（小数点以下2桁で切り上げる） 例： 123mmは 123.0
		横	wi	CDATA		milimeters - width	○	mm（ミリメータ）単位の値を数値のみで設定する。 小数点以下1桁まで設定（小数点以下2桁で切り上げる） 例： 123mmは 123.0
		ソース	file	CDATA		file name,location	○	ファイル名
			alt	CDATA				
			img-content	LIST	drawing | photograph | character | dna | undefined | chem | table | math | program-listing | flowchart | graph	デフォルト：drawing		
		ファイルタイプ	img-format	LIST	jpg | tif | st33 | st35		○	jpg または tif
			orientation	LIST	portrait | landscape	デフォルト：portrait		
			inline	LIST	yes | no	デフォルト：no		
アンダーライン	u	スタイル	style	LIST	single | double | dash | dots	デフォルト：single		

注1） id属性は、タイプはIDのままで、任意設定に変更された。
注2） pタグのnum属性は、必須設定に決定された。
注3） lang属性に設定する値は、ISO639 language codeに統一された。

申請書類　（添付書類）の属性

日本語標準名称	タグ名	日本語属性名	属性名	属性の型	属性値	属性値の説明	必須	国内設定値
（ルート）	jp:attaching-document	言語	lang	CDATA	注O）	ISO639 language code, e.g, en,de,ja.	○	"ja"固定
		DTDバージョン	dtd-version	CDATA		dtd version number		"1.0"固定
			file	CDATA		filename of the whole application		
		ステータス	status	CDATA		status of the application; values: n = new application		
		ネームスペース	xmlns:jp	CDATA			○	"http://www.jpo.go.jp"固定
段落	p	ID	id	ID		unique id for this application		
		番号	num	CDATA			○	NULL("")を設定
イメージ	img	ID	id	ID		unique id for this application		
		縦	he	CDATA		milimeters - height	○	mm（ミリメータ）単位の値を数値のみで設定する。 小数点以下1桁まで設定（小数点以下2桁で切り上げる） 例：　123mmは　123.0
		横	wi	CDATA		milimeters - width	○	mm（ミリメータ）単位の値を数値のみで設定する。 小数点以下1桁まで設定（小数点以下2桁で切り上げる） 例：　123mmは　123.0
		ソース	file	CDATA		file name,location	○	ファイル名
			alt	CDATA				
			img-content		drawing | photograph | character | dna | undefined | chem | table | math | program-listing | flowchart | graph	デフォルト：drawing		
		ファイルタイプ	img-format		jpg | tif | st33 | st35		○	jpg　または　tif
			orientation	LIST	portrait | landscape	デフォルト：portrait		
			inline	LIST	yes | no	デフォルト：no		
アンダーライン	u	スタイル	style		single | double | dash | dots			
ドキュメントページ	doc-page	ID	id	ID		unique id for this application		
		縦	he	CDATA		高さ（単位mm）	○	262.0
		横	wi	CDATA		幅（単位mm）	○	170.0
		タイプ	type	LIST	jpg | pdf | tif		○	pdf
			alt	CDATA				
			pp	CDATA		page range		
			ppf	CDATA		first page		
			ppl	CDATA		last page		
		ソース	file	CDATA		ファイル名	○	ファイル名
			ocr	CDATA				
			color	LIST	color | bw	カラー 白黒		
			orientation	LIST	portrait | landscape	デフォルト：portrait		

注O）　lang属性に設定する値は、ISO639 language codeに統一された。

申請書類　（原データ）の属性

日本語標準名称	タグ名	日本語属性名	属性名	属性の型	属性値	属性値の説明	必須	国内設定値
（ルート）	jp:original-data	言語	lang	CDATA	注O）	ISO639 language code, e.g, en,de,ja.	○	"ja"固定
		DTDバージョン	dtd-version	CDATA		dtd version number		"1.0"固定
			file	CDATA		filename of the whole application		
		ステータス	status	CDATA		status of the application; values: n = new application		
		ネームスペース	xmlns:jp	CDATA			○	"http://www.jpo.go.jp"固定
イメージ	img	ID	id	ID		unique id for this application		
		縦	he	CDATA		milimeters - height	○	mm(ミリメータ)単位の値を数値のみで設定する。 小数点以下1桁まで設定(小数点以下2桁で切り上げる) 例：　123mmは　123.0
		横	wi	CDATA		milimeters - width	○	mm(ミリメータ)単位の値を数値のみで設定する。 小数点以下1桁まで設定(小数点以下2桁で切り上げる) 例：　123mmは　123.0
		ソース	file	CDATA		file name,location	○	ファイル名
			alt	CDATA				
			img-content		drawing | photograph | character | dna | undefined | chem | table | math | program-listing | flowchart | graph	デフォルト：drawing		
		ファイルタイプ	img-format		jpg | tif | st33 | st35		○	jpg　または　tif
			orientation	LIST	portrait | landscape	デフォルト：portrait		
			inline	LIST	yes | no	デフォルト：no		

注O）　lang属性に設定する値は、ISO639 language codeに統一された。

５．３．２　特許・実用・登録　電子化対象書類一覧

特許・実用　電子化対象書類一覧

		特	実	意	商
・特許願	1	○	－	－	－
・実用新案登録願	2	－	○	－	－
・翻訳文提出書	3	○	－	－	－
・出願人名義変更届	4	○	○	－	－
・出願人名義変更届（一般承継）	5	○	○	－	－
・受継申立書	6	○	○	－	－
・代表者選定届	7	○	○	－	－
・代理人変更届	8	○	○	－	－
・代理人受任届	9	○	○	－	－
・代理人選任届	１０	○	○	－	－
・代理人辞任届	１１	○	○	－	－
・代理人解任届　※2	１２	○	○	－	－
・代理権変更届	１３	○	○	－	－
・代理権消滅届	１４	○	○	－	－
・包括委任状援用制限届	１５	○	○	－	－
・復代理人変更届	１６	○	○	－	－
・復代理人受任届	１７	○	○	－	－
・復代理人選任届	１８	○	○	－	－
・復代理人辞任届	１９	○	○	－	－
・復代理人解任届　※2	２０	○	○	－	－
・復代理権変更届	２１	○	○	－	－
・復代理権消滅届	２２	○	○	－	－
・出願取下書	２３	○	○	－	－
・出願放棄書	２４	○	○	－	－
・先の出願に基づく優先権主張取下書	２５	○	○	－	－
・パリ条約による優先権主張放棄書　※1	２６	○	○	－	－
・意見書	２７	○	○	－	－
・弁明書	２８	○	○	－	－

※1　パリ条約による優先権主張放棄書（中間コードＡ７６５）及びそれを補正する手続補正書（中間コードＡ５１、Ａ５２３）について、平成１９年４月以降、新規エントリーの対象外とする。
（新規エントリーは存在しないが、更正申請は存在する。）

※2　代理人解任届（中間コードＡ７４２５）、復代理人解任届（中間コードＡ７４３５）及びそれらを補正する手続補正書（中間コードＡ５１、Ａ５２３）について、「受付日」が令和４年６月２７日以降、新規エントリーの対象外とする。
（新規エントリーは存在しないが、更正申請は存在する。）

		特	実	意	商
・優先権証明書提出書	２９	○	○	－	－
・新規性の喪失の例外証明書提出書	３０	○	○	－	－
・出願日証明書提出書	３１	○	○	－	－
・物件提出書	３２	○	○	－	－
・証明書類提出書	３３	○	○	－	－
・受託番号変更届	３４	○	－	－	－
・雑書類	３５	○	○	－	－
・上申書	３６	○	○	－	－
・手続補足書	３７	○	○	－	－
・刊行物等提出書	３８	○	○	－	－
・優先審査に関する事情説明書	３９	○	○	－	－
・早期審査に関する事情説明書	４０	○	○	－	－
・早期審査に関する事情説明補充書	４１	○	○	－	－
・期間延長請求書	４２	○	○	－	－
・期間延長請求書（期間徒過）	４２－１	○	○	－	－
・出願審査請求書	４３	○	○	－	－
・出願審査請求書（他人）	４４	○	○	－	－
・実用新案技術評価請求書	４５	－	○	－	－
・実用新案技術評価請求書（他人）	４５－１	－	○	－	－
・出願公開請求書	４６	○	－	－	－
・出願審査請求手数料返還請求書	４６－１	○	－	－	－
・既納手数料返還請求書	４６－２	○	－	－	－
・既納手数料（登録料）返還請求書	４６－３	－	○	－	－
・世界知的所有権機関へのアクセスコード付与請求書	４６－４	○	○	－	－
・回復理由書	４６－５	○	○	－	－
・保全審査に付することを求める申出書	４６－６	○	－	－	－
・不送付通知申出書	４６－７	○	－	－	－
・手続補正書（方式）	４７	○	○	－	－
・手続補正書	４８	○	○	－	－
・誤訳訂正書	４９	○	－	－	－
・国内書面	５０	○	○	－	－
・図面の提出書	５１	－	○	－	－
・国際出願翻訳文提出書	５２	○	○	－	－
・国際出願翻訳文提出書（職権）	５３	○	○	－	－

		特	実	意	商
・新規性喪失の例外適用申請書 …… ５４		○	○	－	－
・国内処理請求書 …… ５５		－	○	－	－
・特許協力条約第１９条補正の翻訳文提出書 …… ５６		○	○	－	－
・特許協力条約第１９条補正の翻訳文提出書（職権） …… ５７		○	○	－	－
・特許協力条約第１９条補正の写し提出書 …… ５８		○	○	－	－
・特許協力条約第１９条補正の写し提出書（職権） …… ５９		○	○	－	－
・特許協力条約第３４条補正の翻訳文提出書 …… ６０		○	○	－	－
・特許協力条約第３４条補正の翻訳文提出書（職権） …… ６１		○	○	－	－
・特許協力条約第３４条補正の写し提出書 …… ６２		○	○	－	－
・特許協力条約第３４条補正の写し提出書（職権） …… ６３		○	○	－	－

登録　電子化対象書類一覧

（設定）		特	実	意	商
・特許料納付書 …… ７０		○	－	－	－
・実用新案登録料納付書 …… ７１		－	○	－	－
・意匠登録料納付書 …… ７２		－	－	○	－
・商標登録料納付書 …… ７３		－	－	－	○
・追加の特許の特許料納付書 …… ７４		○	－	－	－
・類似意匠登録料納付書 …… ７５		－	－	○	－
・防護標章登録料納付書 …… ７６		－	－	－	○
・商標更新登録料納付書 …… ７７		－	－	－	○
・防護標章更新登録料納付書 …… ７８		－	－	－	○
・特許料納付書（設定補充） …… ７９		○	－	－	－
・実用新案登録料納付書（設定補充） …… ８０		－	○	－	－
・意匠登録料納付書（設定補充） …… ８１		－	－	○	－
・商標登録料納付書（設定補充） …… ８２		－	－	－	○
・追加の特許の特許料納付書（設定補充） …… ８３		○	－	－	－
・類似意匠登録料納付書（設定補充） …… ８４		－	－	○	－
・防護標章登録料納付書（設定補充） …… ８５		－	－	－	○
・商標更新登録料納付書（設定補充） …… ８６		－	－	－	○
・防護標章更新登録料納付書（設定補充） …… ８７		－	－	－	○
（年金）		特	実	意	商
・特許料納付書 …… ８８		○	－	－	－
・実用新案登録料納付書 …… ８９		－	○	－	－
・意匠登録料納付書 …… ９０		－	－	○	－
・商標登録料納付書 …… ９１		－	－	－	○
・特許料納付書（補充） …… ９２		○	－	－	－

・実用新案登録料納付書（補充） …… ９３	－	○	－	－
・意匠登録料納付書（補充） …… ９４	－	－	○	－
・商標登録料納付書（分納補充） …… ９５	－	－	－	○
・商標権存続期間更新登録申請書 …… ９６	－	－	－	○
・商標権存続期間更新登録申請書（補充） …… ９７	－	－	－	○
・手続補足書 …… ９８	－	－	－	○

次　　頁

国際出願固有書類正式名称対照表

項番	【書類名】の内容	＊	書類名	コード
５０	国内書面	特許	特許法第184条の5第1項の規定による書面	Ａ１６３２
５０	国内書面	実用	実用新案法第48条の5第1項の規定による書面	Ａ２６３２
５１	図面の提出書	－	図面の提出書	Ａ２６３３
５２	国際出願翻訳文提出書	特許	外国語特許出願の翻訳文の提出書（特許法第184条の4第1項）	Ａ１６３４
５２	国際出願翻訳文提出書	実用	外国語実用新案登録出願の翻訳文の提出書（実用新案法第48条の4第1項）	Ａ２６３４
５３	国際出願翻訳文提出書（職権）	特許	外国語特許出願の翻訳文の提出書（職権）	Ａ１６３５
５３	国際出願翻訳文提出書（職権）	実用	外国語実用新案登録出願の翻訳文の提出書（職権）	Ａ２６３５
５５	国内処理請求書	－	国内処理請求書	Ａ２６２６
５６	特許協力条約第19条補正の翻訳文提出書	特許	特許法第184条の4第4項の規定による翻訳文提出書	Ａ１５２５
５６	特許協力条約第19条補正の翻訳文提出書	実用	実用新案法第48条の4第4項の規定による翻訳文提出書	Ａ２５２５
５７	特許協力条約第19条補正の翻訳文提出書（職権）	特許	特許法第184条の4第4項の規定による翻訳文提出書（職権）	Ａ１５２６
５７	特許協力条約第19条補正の翻訳文提出書（職権）	実用	実用新案法第48条の4第4項の規定による翻訳文提出書（職権）	Ａ２５２６
５８	特許協力条約第19条補正の写し提出書	特許	補正書の写し提出書（特許法第184条の７第1項）	Ａ１５２７
５８	特許協力条約第19条補正の写し提出書	実用	補正書の写し提出書（実用新案法第48条の15において準用する特許法第184条の7第1項）	Ａ２５２７
５９	特許協力条約第19条補正の写し提出書（職権）	特許	補正書の写し提出書（特許法第184条の7第1項）（職権）	Ａ１５２８
５９	特許協力条約第19条補正の写し提出書（職権）	実用	補正書の写し提出書（実用新案法第48条の15において準用する特許法第184条の7第1項（職権）	Ａ２５２８
６０	特許協力条約第34条補正の翻訳文提出書	特許	補正書の翻訳文提出書（特許法第184条の8第1項）	Ａ１５２９
６０	特許協力条約第34条補正の翻訳文提出書	実用	補正書の翻訳文提出書（実用新案法第48条の15において準用する特許法第184条の8第1項）	Ａ２５２９
６１	特許協力条約第34条補正の翻訳文提出書（職権）	特許	補正書の翻訳文提出書（特許法第184条の8第1項）（職権）	Ａ１５２１０
６１	特許協力条約第34条補正の翻訳文提出書（職権）	実用	補正書の翻訳文提出書（実用新案法第48条の15において準用する特許法第184条の8第1項）（職権）	Ａ２５２１０
６２	特許協力条約第34条補正の写し提出書	特許	補正書の写し提出書（特許法第184条の8第1項）	Ａ１５２１１
６２	特許協力条約第34条補正の写し提出書	実用	補正書の写し提出書（実用新案法第48条の15において準用する特許法第184条の8第1項）	Ａ２５２１１
６３	特許協力条約第34条補正の写し提出書（職権）	特許	補正書の写し提出書（特許法第184条の8第1項）（職権）	Ａ１５２１２
６３	特許協力条約第34条補正の写し提出書（職権）	実用	補正書の写し提出書（実用新案法第48条の15において準用する特許法第184条の8第1項）（職権）	Ａ２５２１２
５４	新規性喪失の例外適用申請書	特許	新規性の喪失の例外適用申請書（特許）	Ａ１８０１
５４	新規性喪失の例外適用申請書	実用	新規性の喪失の例外適用申請書（実用新案登録）	Ａ２８０１

＊【出願の区分】の項目内容である

５．３．３　書類毎の変換仕様見出し

特　許　・　実　用

特 許 願

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
1		書類識別	jp:application-a63	四法種別	jp:kind-of-law		1.0	
＊ 2	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code				1.1	
3	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
4	【特記事項】	特記事項	jp:special-mention-matter-article				1.2	
5		条文	jp:article				1.3	
6	【提出日】	提出日	jp:submission-date			共－2		
7		日付	jp:date			共－2.5		
8	【あて先】	あて先	jp:addressed-to-person			共－3		
9	【原出願の表示】または【基礎とした実用新案登録及びその実用新案登録出願の表示】	原出願の表示	jp:parent-application-article	出願種別	jp:kind-of-application	共－4		注１
10	【出願の区分】	出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	共－4.1		
				四法種別	jp:kind-of-law			
11		ドキュメント識別	jp:document-id			共－4.2		
12	【出願番号】または【国際出願番号】または【実用新案登録番号】	文書番号	jp:doc-number			共－5		
13	【出願日】または【登録日】	日付	jp:date			共－6		
14	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
15	【国際特許分類】	国際特許分類	jp:ipc-article			共－8		
16		分類	jp:ipc			共－9		
17	【発明者】	発明者の記事	jp:inventors				1.4	
18		発明者	jp:inventor				1.5	
19	【フリガナ】 【氏名】	氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
20		フリガナ	jp:kana			共－25		
21		氏名又は名称	jp:name			共－26		
22	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
23	【住所又は居所】	住所又は居所情報	jp:address				1.6	
24		住所又は居所	jp:text				1.7	
25	【特許出願人】	申請者の記事	jp:applicants			共－101		
＊ 26		申請者	jp:applicant			共－102		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
27	【持分】	持分	jp:share			共－31		
28	【代表出願人】	代表出願人	jp:representative-applicant			共－32		
29		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
30	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
31	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
32	【氏名又は名称原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－35		
33	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		
34		住所又は居所情報	jp:address			共－37		
35	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		
36	【住所又は居所原語表記】	住所又は居所原語表記	jp:original-language-of-address			共－39		
37	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
38	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
39	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
40	【日本における営業所】	日本における営業所	jp:office-in-japan			共－44.5		
41	【営業所】	営業所	jp:office			共－45		
42		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
43		代表者	jp:representative			共－47		
44	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
45		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
46	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
47	【代表者原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－50		
48	【法人の法的性質】	法人の法的性質	jp:legal-entity-property			共－51		
49		国籍	jp:nationality			共－52		
50	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
51	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
52	【信託関係事項】	信託関係事項	jp:trust-relation			共－56		
53		代理人の記事	jp:agents			共－105		
54	【代理人】	代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－106		
55		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
56	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
57	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
58	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
59		住所又は居所情報	jp:address			共－28		
60	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－29		
61	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
62	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
63	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		
64	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
65	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
66		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
67		代表者	jp:representative			共－47		
68	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
69		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
70	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
71	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
72	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
73		変更する代理人の記事	jp:attorney-change-article			共－111		
74	【選任した代理人】	代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－112		
75		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
76	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
77	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
78	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
79		住所又は居所情報	jp:address			共－28		
80	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－29		
81	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
82	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
83	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		
84	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
85	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
86		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
87		代表者	jp:representative			共－47		
88	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
89		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
90	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
91	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
92	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
93	【パリ条約による優先権等の主張】	パリ条約による優先権等の主張	jp:priority-claims				1.8	
94		パリ優先権主張	jp:priority-claim				1.9	
95	【国・地域名】	国コード	jp:country				1.10	
96	【出願番号】	文書番号	jp:doc-number				1.11	
97	【出願日】	日付	jp:date				1.12	
97-0-1	【出願の区分】	出願の区分	jp:ip-type				1.23	
97-0-2	【アクセスコード】	アクセスコード	jp:generated-access-code				1.24	
97-1		優先権書類の所在情報	jp:priority-doc-location-info				1.20	
97-2	【優先権証明書提供国（機関）】	国コード	jp:country				1.21	
97-3	【提供国（機関）における出願の番号】	文書番号	jp:doc-number				1.22	
97-4		ＤＡＳ利用	jp:use-of-das				―	
98	【先の出願に基づく優先権主張】	先の出願に基づく優先権主張	jp:declaration-priority-ear-app				1.13	
99		先の出願	jp:earlier-app				1.14	
100	【出願番号】または【国際出願番号】	出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type		1.15	
				四法種別	jp:kind-of-law			
101		ドキュメント識別	jp:document-id				1.16	
102		文書番号	jp:doc-number				1.17	
103	【出願日】	日付	jp:date				1.18	
104	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
105	【国等の委託研究の成果に係る記載事項】	産業再生法	jp:law-of-industrial-regenerate				1.19	
106	【持分の割合】	持分の割合	jp:share-rate			共－76		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
107		持分率（分子）	jp:moleclar			共－77		
108		持分率（分母）	jp:denominator			共－78		
109	【手数料の表示】	手数料の表示	jp:charge-article			共－71		
110		納付	jp:payment			共－71.5		
111	【納付金額】	納付方法・納付金額	jp:fee	納付金額	amount	共－72		
				currency	currency			
112	【予納台帳番号】または【納付書番号】または 【納付番号】または 【振替番号】または 【指定立替納付】	予納台帳番号・納付書番号・納付番号・振替番号・指定立替納付	jp:account	予納台帳番号 納付書番号 納付番号 振替番号 指定立替納付	number	共－73		注２
				予納 納付書 電子現金納付 銀行口座自動振替 指定立替納付	account-type			
113	【その他】	その他	jp:dtext			共－82		
114		提出物件の目録	jp:submission-object-list-article			共－83		
115	【提出物件の目録】	目録	jp:list-group			共－84		
116	【物件名】	物件名	jp:document-name			共－85		
117		通数又は個数	jp:number-of-object			共－86		
118	【援用の表示】	援用の表示	jp:citation			共－87		
119	【返還の申出】	返還の申出	jp:return-request			共－88		
120	【包括委任状番号】	包括委任状番号	jp:general-power-of-attorney-id			共－89		
121	【提出物件の特記事項】	提出物件の特記事項	jp:dtext			共－90		
122	【プルーフの要否】	プルーフの要否	jp:proof-necessity			共－30		
123		規定外の項目	jp:rule-outside-item-article			共－91		
124		規定外記事	jp:rule-outside-group			共－92		
125		項目名	jp:item-name			共－93		
126		項目内容	jp:item-content			共－94		

注１：【原出願の表示】の場合は【出願の区分】、【出願番号】、【国際出願番号】、【出願日】、【整理番号】の記載が可能
（【実用新案登録番号】、【登録日】は記載不可）

また、【基礎とした実用新案登録及びその実用新案登録出願の表示】の場合は、【実用新案登録番号】、【登録日】、【出願番号】、【出願日】の記載が可能
（【出願の区分】、【国際出願番号】、【整理番号】は記載不可）

注２：【振替番号】、【指定立替納付】はオンライン案件の緊急避難、更正申請、再ＤＥ（オンライン出願された案件で四法等に誤りがあった場合に、ＤＥ機関において修正を行い新規エントリとしてデータエントリすること）の場合に~~のみ~~記載が可能である。
【指定立替納付】は窓口クレジットカード決済の場合にも記載が可能である。
上記の場合以外に【振替番号】、【指定立替納付】が記載された場合は、規定外項目として扱う。

注３：差出日が平成２１年４月１日以降の特許願について、添付物件として優先権証明書が添付されている場合、出願~~支援~~課へ問い合わせを行う。

実用新案登録願

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
1		書類識別	jp:application-a63	四法種別	jp:kind-of-law		2.0	
＊ 2	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code				2.1	
3	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
4		特記事項	jp:special-mention-matter-article				2.2	
5	【特記事項】	条文	jp:article				2.3	
6		提出日	jp:submission-date			共－2		
7	【提出日】	日付	jp:date			共－2.5		
8	【あて先】	あて先	jp:addressed-to-person			共－3		
9	【原出願の表示】	原出願の表示	jp:parent-application-article			共－4		
10	【出願の区分】	出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	共－4.1		
				四法種別	jp:kind-of-law			
11		ドキュメント識別	jp:document-id			共－4.2		
12	【出願番号】または【国際出願番号】	文書番号	jp:doc-number			共－5		
13	【出願日】	日付	jp:date			共－6		
14	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
15		国際特許分類	jp:ipc-article			共－8		
16	【国際特許分類】	分類	jp:ipc			共－9		
17		発明者の記事	jp:inventors				2.4	
18	【考案者】	発明者	jp:inventor				2.5	
19		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
20	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
21	【氏名】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
22	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
23		住所又は居所情報	jp:address				2.6	
24	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text				2.7	
25		申請者の記事	jp:applicants			共－101		
＊ 26	【実用新案登録出願人】	申請者	jp:applicant			共－102		
27	【持分】	持分	jp:share			共－31		
28	【代表出願人】	代表出願人	jp:representative-applicant			共－32		
29		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
30	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
31	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
32	【氏名又は名称原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－35		
33	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		
34		住所又は居所情報	jp:address			共－37		
35	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		
36	【住所又は居所原語表記】	住所又は居所原語表記	jp:original-language-of-address			共－39		
37	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
38	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
39	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
40	【日本における営業所】	日本における営業所	jp:office-in-japan			共－44.5		
41	【営業所】	営業所	jp:office			共－45		
42		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
43		代表者	jp:representative			共－47		
44	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
45		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
46	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
47	【代表者原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－50		
48	【法人の法的性質】	法人の法的性質	jp:legal-entity-property			共－51		
49		国籍	jp:nationality			共－52		
50	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
51	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
52	【信託関係事項】	信託関係事項	jp:trust-relation			共－56		
53		代理人の記事	jp:agents			共－105		
54	【代理人】	代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－106		
55		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
56	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
57	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
58	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
59		住所又は居所情報	jp:address			共－28		
60	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－29		
61	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
62	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
63	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		
64	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
65	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
66	【フリガナ】	代表者情報	jp:representative-group			共－46		
67		代表者	jp:representative			共－47		
68		フリガナ	jp:kana			共－25		
69		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
70	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
71	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
72	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
73	【選任した代理人】	変更する代理人の記事	jp:attorney-change-article			共－111		
74		代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－112		
75	【フリガナ】	氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
76		フリガナ	jp:kana			共－25		
77	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
78	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
79	【住所又は居所】	住所又は居所情報	jp:address			共－28		
80		住所又は居所	jp:text			共－29		
81	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
82	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
83	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		
84	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
85	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
86	【フリガナ】	代表者情報	jp:representative-group			共－46		
87		代表者	jp:representative			共－47		
88		フリガナ	jp:kana			共－25		
89		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
90	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
91	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
92	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
93	【パリ条約による優先権等の主張】	パリ条約による優先権等の主張	jp:priority-claims				2.8	
94		パリ優先権主張	jp:priority-claim				2.9	

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
95	【国・地域名】	国コード	jp:country				2.10	
96	【出願番号】	文書番号	jp:doc-number				2.11	
97	【出願日】	日付	jp:date				2.12	
97-0-1	【出願の区分】	出願の区分	jp:ip-type				1.23	
97-0-2	【アクセスコード】	アクセスコード	jp:generated-access-code				1.24	
97-1		優先権書類の所在情報	jp:priority-doc-location-info				1.20	
97-2	【優先権証明書提供国（機関）】	国コード	jp:country				1.21	
97-3	【提供国（機関）における出願の番号】	文書番号	jp:doc-number				1.22	
97-4		ＤＡＳ利用	jp:use-of-das				－	
98	【先の出願に基づく優先権主張】	先の出願に基づく優先権主張	jp:declaration-priority-ear-app				2.13	
99		先の出願	jp:earlier-app				2.14	
100	【出願番号】または【国際出願番号】	出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type		2.15	
				四法種別	jp:kind-of-law			
101		ドキュメント識別	jp:document-id				2.16	
102		文書番号	jp:doc-number				2.17	
103	【出願日】	日付	jp:date				2.18	
104	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
105	【納付年分】	納付年分	jp:payment-years			共－79		
106		納付年分（自）	jp:year-from			共－80		
107		納付年分（至）	jp:year-to			共－81		
108	【国等の委託研究の成果に係る記載事項】	産業再生法	jp:law-of-industrial-regenerate				2.19	
109	【持分の割合】	持分の割合	jp:share-rate			共－76		
110		持分率（分子）	jp:moleclar			共－77		
111		持分率（分母）	jp:denominator			共－78		
112	【手数料の表示】	手数料の表示	jp:charge-article			共－71		
113	【納付金額】	納付	jp:payment			共－71.5		
114		納付方法・納付金額	jp:fee	納付金額	amount	共－72		
				currency	currency			

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
115	【予納台帳番号】または【納付書番号】または 【納付番号】または【振替番号】または【指定立替納付】	予納台帳番号・納付書番号・納付番号・振替番号・指定立替納付	jp:account	予納台帳番号 納付書番号 納付番号 振替番号 指定立替納付	number	共－73		注１
				予納 納付書 電子現金納付 銀行口座自動振替 指定立替納付	account-type			
116	【その他】	その他	jp:dtext			共－82		
117		提出物件の目録	jp:submission-object-list-article			共－83		
118	【提出物件の目録】	目録	jp:list-group			共－84		
119	【物件名】	物件名	jp:document-name			共－85		
120		通数又は個数	jp:number-of-object			共－86		
121	【援用の表示】	援用の表示	jp:citation			共－87		
122	【返還の申出】	返還の申出	jp:return-request			共－88		
123	【包括委任状番号】	包括委任状番号	jp:general-power-of-attorney-id			共－89		
124	【提出物件の特記事項】	提出物件の特記事項	jp:dtext			共－90		
125	【プルーフの要否】	プルーフの要否	jp:proof-necessity			共－30		
126		規定外の項目	jp:rule-outside-item-article			共－91		
127		規定外記事	jp:rule-outside-group			共－92		
128		項目名	jp:item-name			共－93		
129		項目内容	jp:item-content			共－94		

注１：【振替番号】、【指定立替納付】はオンライン案件の緊急避難、更正申請、再ＤＥ（オンライン出願された案件で四法等に誤りがあった場合に、ＤＥ機関において修正を行い新規エントリとしてデータエントリすること）の場合に~~のみ~~記載が可能である。
【指定立替納付】は窓口クレジットカード決済の場合にも記載が可能である。
上記の場合以外に【振替番号】、【指定立替納付】が記載された場合は、規定外項目として扱う。

注２：差出日が平成２１年４月１日以降の実用新案登録願について、添付物件として優先権証明書が添付されている場合、出願~~支援~~課へ問い合わせを行う。

翻訳文提出書

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
1		書類識別	jp:application-a631	四法種別	jp:kind-of-law		3.0	
＊ 2	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code				3.1	
3	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
4		提出日	jp:submission-date			共－2		
5	【提出日】	日付	jp:date			共－2.5		
6	【あて先】	あて先	jp:addressed-to-person			共－3		
＊ 7	【出願の表示】	事件の表示	jp:indication-of-case-article			共－10		
8		審判書類参照	jp:appeal-reference	~~審判種別~~	~~appeal-type~~	共－11		
9	【審判番号】	文書番号	jp:doc-number			共－12		
10	【審判請求日】	日付	jp:date			共－13		
11	【出願の区分】	出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	共－14		
				四法種別	jp:kind-of-law			
12		ドキュメント識別	jp:document-id			共－15		
13	【登録番号】 【出願公告番号】 【出願公開番号】 【出願番号】 【国際出願番号】	文書番号	jp:doc-number			共－16		
14	【出願日】 【国際出願日】	日付	jp:date			共－17		
15	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
16	【受付番号】	受付番号	jp:receipt-number			共－21		
17	【プルーフの要否】	プルーフの要否	jp:proof-necessity			共－30		
18		申請者の記事	jp:applicants			共－101		
＊ 19	【特許出願人】	申請者	jp:applicant			共－102		
20	【持分】	持分	jp:share			共－31		
21	【代表出願人】	代表出願人	jp:representative-applicant			共－32		
22		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
23	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
24	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
25	【氏名又は名称原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－35		
26	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
27		住所又は居所情報	jp:address			共－37		
28	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		
29	【住所又は居所原語表記】	住所又は居所原語表記	jp:original-language-of-address			共－39		
30	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
31	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
32	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
33	【営業所】	営業所	jp:office			共－45		
34		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
35		代表者	jp:representative			共－47		
36	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
37		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
38	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
39	【代表者原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－50		
40	【法人の法的性質】	法人の法的性質	jp:legal-entity-property			共－51		
41		国籍	jp:nationality			共－52		
42	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
43	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
44	【事件との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
45		代理人の記事	jp:agents			共－105		
46	【代理人】	代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－106		
47		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
48	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
49	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
50	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
51		住所又は居所情報	jp:address			共－28		
52	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－29		
53	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
54	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
55	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
56	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
57	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
58	【フリガナ】	代表者情報	jp:representative-group			共－46		
59		代表者	jp:representative			共－47		
60		フリガナ	jp:kana			共－25		
61		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
62	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
63	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
64	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
65	【発送番号】	発送番号	jp:dispatch-number			共－58		
66	【発送日】	発送日	jp:dispatch-date			共－59		
67		日付	jp:date			共－59.5		
68	【確認事項】	届出の内容	jp:notice-contents-group				3.2	
69	【その他】	その他	jp:dtext			共－82		
70	【提出物件の目録】	提出物件の目録	jp:submission-object-list-article			共－83		
71		目録	jp:list-group			共－84		
72	【物件名】	物件名	jp:document-name			共－85		
73		通数又は個数	jp:number-of-object			共－86		
74	【援用の表示】	援用の表示	jp:citation			共－87		
75	【返還の申出】	返還の申出	jp:return-request			共－88		
76	【包括委任状番号】	包括委任状番号	jp:general-power-of-attorney-id			共－89		
77	【提出物件の特記事項】	提出物件の特記事項	jp:dtext			共－90		
78		規定外の項目	jp:rule-outside-item-article			共－91		
79		規定外記事	jp:rule-outside-group			共－92		
80		項目名	jp:item-name			共－93		
81		項目内容	jp:item-content			共－94		

出願人名義変更届

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
1		書類識別	jp:applicant-a711	四法種別	jp:kind-of-law		4.0	
＊ 2	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code				4.1	
3	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
4		提出日	jp:submission-date			共－2		
5	【提出日】	日付	jp:date			共－2.5		
6	【あて先】	あて先	jp:addressed-to-person			共－3		
＊ 7	【事件の表示】	事件の表示	jp:indication-of-case-article			共－10		
8		審判書類参照	jp:appeal-reference	~~審判種別~~	~~appeal-type~~	共－11		
9	【審判番号】	文書番号	jp:doc-number			共－12		
10	【審判請求日】	日付	jp:date			共－13		
11	【出願の区分】	出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	共－14		
				四法種別	jp:kind-of-law			
12		ドキュメント識別	jp:document-id			共－15		
13	【登録番号】 【出願公告番号】 【出願公開番号】 【出願番号】 【国際出願番号】	文書番号	jp:doc-number			共－16		
14	【出願日】 【国際出願日】	日付	jp:date			共－17		
15	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
16	【受付番号】	受付番号	jp:receipt-number			共－21		
17	【プルーフの要否】	プルーフの要否	jp:proof-necessity			共－30		
18		申請者の記事	jp:applicants			共－101		
＊ 19	【承継人】	申請者	jp:applicant			共－102		
20	【持分】	持分	jp:share			共－31		
21	【代表出願人】	代表出願人	jp:representative-applicant			共－32		
22		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
23	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
24	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
25	【氏名又は名称原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－35		
26	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		
27		住所又は居所情報	jp:address			共－37		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
28	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		
29	【住所又は居所原語表記】	住所又は居所原語表記	jp:original-language-of-address			共－39		
30	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
31	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
32	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
33	【日本における営業所】	日本における営業所	jp:office-in-japan			共－44.5		
34	【営業所】	営業所	jp:office			共－45		
35		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
36		代表者	jp:representative			共－47		
37	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
38		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
39	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
40	【代表者原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－50		
41	【法人の法的性質】	法人の法的性質	jp:legal-entity-property			共－51		
42		国籍	jp:nationality			共－52		
43	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
44	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
45	【事件との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
46	【信託関係事項】	信託関係事項	jp:trust-relation			共－56		
47		代理人の記事	jp:agents			共－105		
48	【承継人代理人】	代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－106		
49		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
50	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
51	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
52	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
53		住所又は居所情報	jp:address			共－28		
54	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－29		
55	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
56	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
57	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
58	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
59	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
60		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
61		代表者	jp:representative			共－47		
62	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
63		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
64	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
65	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
66	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
67		変更する代理人の記事	jp:attorney-change-article			共－111		
68	【選任した代理人】	代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－112		
69		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
70	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
71	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
72	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
73		住所又は居所情報	jp:address			共－28		
74	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－29		
75	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
76	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
77	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		
78	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
79	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
80		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
81		代表者	jp:representative			共－47		
82	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
83		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
84	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
85	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
86	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
87		事件の出願人の記事	jp:applicant-of-case-article			共－107		
88	【譲渡人】	申請者	jp:applicant			共－108		
89		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
90	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
91	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
92	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		
93		住所又は居所情報	jp:address			共－37		
94	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		
95	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
96	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
97		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
98		代表者	jp:representative			共－47		
99	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
100		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
101	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
102		国籍	jp:nationality			共－52		
103	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
104	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
105	【事件との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
106		事件の出願人の代理人の記事	jp:attorney-of-case-article			共－109		
107	【譲渡人代理人】	代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－110		
108		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
109	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
110	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
111	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
112		住所又は居所情報	jp:address			共－28		
113	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－29		
114	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
115	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
116	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		
117	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
118		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
119		代表者	jp:representative			共－47		
120	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
121		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
122	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
123	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
124	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
125	【手数料の表示】	手数料の表示	jp:charge-article			共－71		
126		納付	jp:payment			共－71.5		
127	【納付金額】	納付方法・納付金額	jp:fee	納付金額	amount	共－72		
				currency	currency			
128	【予納台帳番号】または【納付書番号】または 【納付番号】または【振替番号】または【指定立替納付】	予納台帳番号・納付書番号・納付番号・振替番号・指定立替納付	jp:account	予納台帳番号 納付書番号 納付番号 振替番号 指定立替納付	number	共－73		注１
				予納 納付書 電子現金納付 銀行口座自動振替 指定立替納付	account-type			
129	【その他】	その他	jp:dtext			共－82		
130		提出物件の目録	jp:submission-object-list-article			共－83		
131	【提出物件の目録】	目録	jp:list-group			共－84		
132	【物件名】	物件名	jp:document-name			共－85		
133		通数又は個数	jp:number-of-object			共－86		
134	【援用の表示】	援用の表示	jp:citation			共－87		
135	【返還の申出】	返還の申出	jp:return-request			共－88		
136	【包括委任状番号】	包括委任状番号	jp:general-power-of-attorney-id			共－89		
137	【提出物件の特記事項】	提出物件の特記事項	jp:dtext			共－90		
138		規定外の項目	jp:rule-outside-item-article			共－91		
139		規定外記事	jp:rule-outside-group			共－92		
140		項目名	jp:item-name			共－93		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
141		項目内容	jp:item-content			共－94		

注１：【振替番号】、【指定立替納付】はオンライン案件の緊急避難、更正申請、再ＤＥ（オンライン出願された案件で四法等に誤りがあった場合に、ＤＥ機関において修正を行い新規エントリとしてデータエントリすること）の場合に~~のみ~~記載が可能である。
【指定立替納付】は窓口クレジットカード決済の場合にも記載が可能である。
上記の場合以外に【振替番号】、【指定立替納付】が記載された場合は、規定外項目として扱う。

空 白 頁

出願人名義変更届(一般承継)

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
1		書類識別	jp:applicant-a712	四法種別	jp:kind-of-law		5.0	
＊ 2	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code				5.1	
3	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
4		提出日	jp:submission-date			共－2		
5	【提出日】	日付	jp:date			共－2.5		
6	【あて先】	あて先	jp:addressed-to-person			共－3		
＊ 7	【事件の表示】	事件の表示	jp:indication-of-case-article			共－10		
8		審判書類参照	jp:appeal-reference	~~審判種別~~	~~appeal-type~~	共－11		
9	【審判番号】	文書番号	jp:doc-number			共－12		
10	【審判請求日】	日付	jp:date			共－13		
11	【出願の区分】	出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	共－14		
				四法種別	jp:kind-of-law			
12		ドキュメント識別	jp:document-id			共－15		
13	【登録番号】 【出願公告番号】 【出願公開番号】 【出願番号】 【国際出願番号】	文書番号	jp:doc-number			共－16		
14	【出願日】 【国際出願日】	日付	jp:date			共－17		
15	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
16	【受付番号】	受付番号	jp:receipt-number			共－21		
17	【プルーフの要否】	プルーフの要否	jp:proof-necessity			共－30		
18		申請者の記事	jp:applicants			共－101		
＊ 19	【承継人】	申請者	jp:applicant			共－102		
20	【持分】	持分	jp:share			共－31		
21	【代表出願人】	代表出願人	jp:representative-applicant			共－32		
22		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
23	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
24	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
25	【氏名又は名称原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－35		
26	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
27		住所又は居所情報	jp:address			共－37		
28	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		
29	【住所又は居所原語表記】	住所又は居所原語表記	jp:original-language-of-address			共－39		
30	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
31	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
32	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
33	【日本における営業所】	日本における営業所	jp:office-in-japan			共－44.5		
34	【営業所】	営業所	jp:office			共－45		
35		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
36		代表者	jp:representative			共－47		
37	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
38		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
39	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
40	【代表者原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－50		
41	【法人の法的性質】	法人の法的性質	jp:legal-entity-property			共－51		
42		国籍	jp:nationality			共－52		
43	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
44	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
45	【事件との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
46		代理人の記事	jp:agents			共－105		
47	【承継人代理人】	代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－106		
48		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
49	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
50	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
51	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
52		住所又は居所情報	jp:address			共－28		
53	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－29		
54	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
55	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
56	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		
57	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
58	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
59	【代表者】	代表者情報	jp:representative-group			共－46		
60		代表者	jp:representative			共－47		
61		フリガナ	jp:kana			共－25		
62		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
63		氏名又は名称	jp:name			共－49		
64	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
65	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
66	【選任した代理人】	変更する代理人の記事	jp:attorney-change-article			共－111		
67		代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－112		
68	【フリガナ】	氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
69		フリガナ	jp:kana			共－25		
70	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
71	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
72	【住所又は居所】	住所又は居所情報	jp:address			共－28		
73		住所又は居所	jp:text			共－29		
74	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
75	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
76	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		
77	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
78	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
79	【代表者】	代表者情報	jp:representative-group			共－46		
80		代表者	jp:representative			共－47		
81		フリガナ	jp:kana			共－25		
82		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
83		氏名又は名称	jp:name			共－49		
84	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
85	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
86		事件の出願人の記事	jp:applicant-of-case-article			共－107		
87	【被承継人】	申請者	jp:applicant			共－108		
88		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
89	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
90	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
91	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		
92		住所又は居所情報	jp:address			共－37		
93	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		
94	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
95	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
96		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
97		代表者	jp:representative			共－47		
98	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
99		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
100	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
101		国籍	jp:nationality			共－52		
102	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
103	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
104	【事件との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
105		事件の出願人の代理人の記事	jp:attorney-of-case-article			共－109		
106	【被承継人代理人】	代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－110		
107		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
108	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
109	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
110	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
111		住所又は居所情報	jp:address			共－28		
112	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－29		
113	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
114	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
115	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		
116	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
117		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
118		代表者	jp:representative			共－47		
119	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
120		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
121	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
122	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
123	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
124	【その他】	その他	jp:dtext			共－82		
125		提出物件の目録	jp:submission-object-list-article			共－83		
126	【提出物件の目録】	目録	jp:list-group			共－84		
127	【物件名】	物件名	jp:document-name			共－85		
128		通数又は個数	jp:number-of-object			共－86		
129	【援用の表示】	援用の表示	jp:citation			共－87		
130	【返還の申出】	返還の申出	jp:return-request			共－88		
131	【包括委任状番号】	包括委任状番号	jp:general-power-of-attorney-id			共－89		
132	【提出物件の特記事項】	提出物件の特記事項	jp:dtext			共－90		
133		規定外の項目	jp:rule-outside-item-article			共－91		
134		規定外記事	jp:rule-outside-group			共－92		
135		項目名	jp:item-name			共－93		
136		項目内容	jp:item-content			共－94		

受継申立書

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
1		書類識別	jp:applicant-a55	四法種別	jp:kind-of-law		6.0	
＊ 2	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code				6.1	
3	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
4		提出日	jp:submission-date			共－2		
5	【提出日】	日付	jp:date			共－2.5		
6	【あて先】	あて先	jp:addressed-to-person			共－3		
＊ 7	【事件の表示】	事件の表示	jp:indication-of-case-article			共－10		
8		審判書類参照	jp:appeal-reference	~~審判種別~~	~~appeal-type~~	共－11		
9	【審判番号】	文書番号	jp:doc-number			共－12		
10	【審判請求日】	日付	jp:date			共－13		
11	【出願の区分】	出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	共－14		
				四法種別	jp:kind-of-law			
12		ドキュメント識別	jp:document-id			共－15		
13	【登録番号】 【出願公告番号】 【出願公開番号】 【出願番号】 【国際出願番号】	文書番号	jp:doc-number			共－16		
14	【出願日】 【国際出願日】	日付	jp:date			共－17		
15	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
16	【受付番号】	受付番号	jp:receipt-number			共－21		
17	【プルーフの要否】	プルーフの要否	jp:proof-necessity			共－30		
18		申請者の記事	jp:applicants			共－101		
＊ 19	【受継申立人】	申請者	jp:applicant			共－102		
20	【持分】	持分	jp:share			共－31		
21	【代表出願人】	代表出願人	jp:representative-applicant			共－32		
22		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
23	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
24	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
25	【氏名又は名称原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－35		
26	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
27		住所又は居所情報	jp:address			共－37		
28	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		
29	【住所又は居所原語表記】	住所又は居所原語表記	jp:original-language-of-address			共－39		
30	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
31	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
32	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
33	【営業所】	営業所	jp:office			共－45		
34		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
35		代表者	jp:representative			共－47		
36	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
37		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
38	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
39	【代表者原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－50		
40	【法人の法的性質】	法人の法的性質	jp:legal-entity-property			共－51		
41		国籍	jp:nationality			共－52		
42	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
43	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
44	【事件との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
45		代理人の記事	jp:agents			共－105		
46	【代理人】	代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－106		
47		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
48	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
49	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
50	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
51		住所又は居所情報	jp:address			共－28		
52	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－29		
53	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
54	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
55	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
56	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
57	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
58		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
59		代表者	jp:representative			共－47		
60	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
61		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
62	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
63	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
64	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
65	【申立の内容】	届出の内容	jp:notice-contents-group				6.2	
66	【その他】	その他	jp:dtext			共－82		
67		提出物件の目録	jp:submission-object-list-article			共－83		
68	【提出物件の目録】	目録	jp:list-group			共－84		
69	【物件名】	物件名	jp:document-name			共－85		
70		通数又は個数	jp:number-of-object			共－86		
71	【援用の表示】	援用の表示	jp:citation			共－87		
72	【返還の申出】	返還の申出	jp:return-request			共－88		
73	【包括委任状番号】	包括委任状番号	jp:general-power-of-attorney-id			共－89		
74	【提出物件の特記事項】	提出物件の特記事項	jp:dtext			共－90		
75		規定外の項目	jp:rule-outside-item-article			共－91		
76		規定外記事	jp:rule-outside-group			共－92		
77		項目名	jp:item-name			共－93		
78		項目内容	jp:item-content			共－94		

代表者選定届

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
1		書類識別	jp:applicant-a681	四法種別	jp:kind-of-law		7.0	
＊ 2	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code				7.1	
3	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
4		提出日	jp:submission-date			共－2		
5	【提出日】	日付	jp:date			共－2.5		
6	【あて先】	あて先	jp:addressed-to-person			共－3		
＊ 7	【事件の表示】	事件の表示	jp:indication-of-case-article			共－10		
8		審判書類参照	jp:appeal-reference	~~審判種別~~	~~appeal-type~~	共－11		
9	【審判番号】	文書番号	jp:doc-number			共－12		
10	【審判請求日】	日付	jp:date			共－13		
11	【出願の区分】	出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	共－14		
				四法種別	jp:kind-of-law			
12		ドキュメント識別	jp:document-id			共－15		
13	【登録番号】 【出願公告番号】 【出願公開番号】 【出願番号】 【国際出願番号】	文書番号	jp:doc-number			共－16		
14	【出願日】 【国際出願日】	日付	jp:date			共－17		
15	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
16	【受付番号】	受付番号	jp:receipt-number			共－21		
17	【プルーフの要否】	プルーフの要否	jp:proof-necessity			共－30		
18		申請者の記事	jp:applicants			共－101		
＊ 19	【代表者】	申請者	jp:applicant			共－102		
20	【持分】	持分	jp:share			共－31		
21	【代表出願人】	代表出願人	jp:representative-applicant			共－32		
22		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
23	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
24	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
25	【氏名又は名称原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－35		
26	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
27		住所又は居所情報	jp:address			共－37		
28	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		
29	【住所又は居所原語表記】	住所又は居所原語表記	jp:original-language-of-address			共－39		
30	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
31	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
32	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
33	【営業所】	営業所	jp:office			共－45		
34		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
35		代表者	jp:representative			共－47		
36	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
37		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
38	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
39	【代表者原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－50		
40	【法人の法的性質】	法人の法的性質	jp:legal-entity-property			共－51		
41		国籍	jp:nationality			共－52		
42	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
43	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
44	【事件との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
45		代理人の記事	jp:agents			共－105		
46	【代理人】	代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－106		
47		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
48	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
49	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
50	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
51		住所又は居所情報	jp:address			共－28		
52	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－29		
53	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
54	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
55	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
56	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
57	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
58	【フリガナ】	代表者情報	jp:representative-group			共－46		
59		代表者	jp:representative			共－47		
60		フリガナ	jp:kana			共－25		
61		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
62	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
63	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
64	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
65	【その他】	その他	jp:dtext			共－82		
66	【提出物件の目録】	提出物件の目録	jp:submission-object-list-article			共－83		
67		目録	jp:list-group			共－84		
68	【物件名】	物件名	jp:document-name			共－85		
69		通数又は個数	jp:number-of-object			共－86		
70	【援用の表示】	援用の表示	jp:citation			共－87		
71	【返還の申出】	返還の申出	jp:return-request			共－88		
72	【包括委任状番号】	包括委任状番号	jp:general-power-of-attorney-id			共－89		
73	【提出物件の特記事項】	提出物件の特記事項	jp:dtext			共－90		
74		規定外の項目	jp:rule-outside-item-article			共－91		
75		規定外記事	jp:rule-outside-group			共－92		
76		項目名	jp:item-name			共－93		
77		項目内容	jp:item-content			共－94		

代理人変更届

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
1		書類識別	jp:attorney-a7421	四法種別	jp:kind-of-law		8.0	
＊ 2	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code				8.1	
3	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
4		提出日	jp:submission-date			共－2		
5	【提出日】	日付	jp:date			共－2.5		
6	【あて先】	あて先	jp:addressed-to-person			共－3		
＊ 7	【事件の表示】	事件の表示	jp:indication-of-case-article			共－10		
8		審判書類参照	jp:appeal-reference	~~審判種別~~	~~appeal-type~~	共－11		
9	【審判番号】	文書番号	jp:doc-number			共－12		
10	【審判請求日】	日付	jp:date			共－13		
11	【出願の区分】	出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	共－14		
				四法種別	jp:kind-of-law			
12		ドキュメント識別	jp:document-id			共－15		
13	【登録番号】 【出願公告番号】 【出願公開番号】 【出願番号】 【国際出願番号】	文書番号	jp:doc-number			共－16		
14	【出願日】 【国際出願日】	日付	jp:date			共－17		
15	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
16	【受付番号】	受付番号	jp:receipt-number			共－21		
17	【プルーフの要否】	プルーフの要否	jp:proof-necessity			共－30		
18		申請者の記事	jp:applicants			共－101		
＊ 19	【手続をした者】	申請者	jp:applicant			共－102		
20	【持分】	持分	jp:share			共－31		
21	【代表出願人】	代表出願人	jp:representative-applicant			共－32		
22		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
23	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
24	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
25	【氏名又は名称原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－35		
26	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
27		住所又は居所情報	jp:address			共－37		
28	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		
29	【住所又は居所原語表記】	住所又は居所原語表記	jp:original-language-of-address			共－39		
30	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
31	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
32	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
33	【営業所】	営業所	jp:office			共－45		
34		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
35		代表者	jp:representative			共－47		
36	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
37		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
38	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
39	【代表者原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－50		
40	【法人の法的性質】	法人の法的性質	jp:legal-entity-property			共－51		
41		国籍	jp:nationality			共－52		
42	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
43	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
44	【事件との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
45	【届出の内容】	届出の内容	jp:notice-contents-group				8.2	
46		変更する代理人の記事	jp:attorney-change-article			共－111		
47	【選任した代理人】	代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－112		
48		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
49	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
50	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
51	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
52		住所又は居所情報	jp:address			共－28		
53	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－29		
54	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
55	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
56	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		
57	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
58	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
59	【フリガナ】	代表者情報	jp:representative-group			共－46		
60		代表者	jp:representative			共－47		
61		フリガナ	jp:kana			共－25		
62		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
63	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
64	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
65	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
66	【代理権の消滅した代理人】	消滅する代理人の記事	jp:attorney-disappear-article			共－113		
67		代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－114		
68	【フリガナ】	氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
69		フリガナ	jp:kana			共－25		
70	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
71	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
72	【住所又は居所】	住所又は居所情報	jp:address			共－28		
73		住所又は居所	jp:text			共－29		
74	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
75	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
76	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		
77	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
78	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
79	【フリガナ】	代表者情報	jp:representative-group			共－46		
80		代表者	jp:representative			共－47		
81		フリガナ	jp:kana			共－25		
82		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
83	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
84	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
85	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
86		代理人の記事	jp:agents			共－105		
87	【代理人】	代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－106		
88		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
89	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
90	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
91	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
92		住所又は居所情報	jp:address			共－28		
93	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－29		
94	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
95	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
96	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		
97	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
98	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
99		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
100		代表者	jp:representative			共－47		
101	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
102		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
103	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
104	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
105	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
106	【その他】	その他	jp:dtext			共－82		
107		提出物件の目録	jp:submission-object-list-article			共－83		
108	【提出物件の目録】	目録	jp:list-group			共－84		
109	【物件名】	物件名	jp:document-name			共－85		
110		通数又は個数	jp:number-of-object			共－86		
111	【援用の表示】	援用の表示	jp:citation			共－87		
112	【返還の申出】	返還の申出	jp:return-request			共－88		
113	【包括委任状番号】	包括委任状番号	jp:general-power-of-attorney-id			共－89		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
114	【提出物件の特記事項】	提出物件の特記事項	jp:dtext			共－90		
115		規定外の項目	jp:rule-outside-item-article			共－91		
116		規定外記事	jp:rule-outside-group			共－92		
117		項目名	jp:item-name			共－93		
118		項目内容	jp:item-content			共－94		

代理人受任届

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
1		書類識別	jp:attorney-a7422	四法種別	jp:kind-of-law		9.0	
＊ 2	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code				9.1	
3	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
4		提出日	jp:submission-date			共－2		
5	【提出日】	日付	jp:date			共－2.5		
6	【あて先】	あて先	jp:addressed-to-person			共－3		
＊ 7	【事件の表示】	事件の表示	jp:indication-of-case-article			共－10		
8		審判書類参照	jp:appeal-reference	~~審判種別~~	~~appeal-type~~	共－11		
9	【審判番号】	文書番号	jp:doc-number			共－12		
10	【審判請求日】	日付	jp:date			共－13		
11	【出願の区分】	出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	共－14		
				四法種別	jp:kind-of-law			
12		ドキュメント識別	jp:document-id			共－15		
13	【登録番号】 【出願公告番号】 【出願公開番号】 【出願番号】 【国際出願番号】	文書番号	jp:doc-number			共－16		
14	【出願日】 【国際出願日】	日付	jp:date			共－17		
15	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
16	【受付番号】	受付番号	jp:receipt-number			共－21		
17	【プルーフの要否】	プルーフの要否	jp:proof-necessity			共－30		
18		事件の出願人の記事	jp:applicant-of-case-article			共－107		
19	【手続をした者】	申請者	jp:applicant			共－108		
20		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
21	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
22	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
23	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
24		住所又は居所情報	jp:address			共－28		
25	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－29		
26	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
27	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
28	【フリガナ】	代表者情報	jp:representative-group			共－46		
29		代表者	jp:representative			共－47		
30		フリガナ	jp:kana			共－25		
31	【代表者】	代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
32		氏名又は名称	jp:name			共－49		
33	【国籍・地域】	国籍	jp:nationality			共－52		
34		国コード	jp:country			共－53		
35	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
36	【事件との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
37	【受任した代理人】	手続した代理人の記事	jp:proceeded-attorney-article			共－103		
＊ 38		代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－104		
39	【フリガナ】	氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
40		フリガナ	jp:kana			共－25		
41	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
42	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		
43	【住所又は居所】	住所又は居所情報	jp:address			共－37		
44		住所又は居所	jp:text			共－38		
45	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
46	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
47	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		
48	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
49	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
50	【フリガナ】	代表者情報	jp:representative-group			共－46		
51		代表者	jp:representative			共－47		
52		フリガナ	jp:kana			共－25		
53	【代表者】	代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
54		氏名又は名称	jp:name			共－49		
55	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
56	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
57	【その他】	その他	jp:dtext			共－82		
58		提出物件の目録	jp:submission-object-list-article			共－83		
59	【提出物件の目録】	目録	jp:list-group			共－84		
60	【物件名】	物件名	jp:document-name			共－85		
61		通数又は個数	jp:number-of-object			共－86		
62	【援用の表示】	援用の表示	jp:citation			共－87		
63	【返還の申出】	返還の申出	jp:return-request			共－88		
64	【包括委任状番号】	包括委任状番号	jp:general-power-of-attorney-id			共－89		
65	【提出物件の特記事項】	提出物件の特記事項	jp:dtext			共－90		
66		規定外の項目	jp:rule-outside-item-article			共－91		
67		規定外記事	jp:rule-outside-group			共－92		
68		項目名	jp:item-name			共－93		
69		項目内容	jp:item-content			共－94		

代理人選任届

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
1		書類識別	jp:attorney-a7423	四法種別	jp:kind-of-law		10.0	
＊ 2	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code				10.1	
3	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
4		提出日	jp:submission-date			共－2		
5	【提出日】	日付	jp:date			共－2.5		
6	【あて先】	あて先	jp:addressed-to-person			共－3		
＊ 7	【事件の表示】	事件の表示	jp:indication-of-case-article			共－10		
8		審判書類参照	jp:appeal-reference	~~審判種別~~	~~appeal-type~~	共－11		
9	【審判番号】	文書番号	jp:doc-number			共－12		
10	【審判請求日】	日付	jp:date			共－13		
11	【出願の区分】	出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	共－14		
				四法種別	jp:kind-of-law			
12		ドキュメント識別	jp:document-id			共－15		
13	【登録番号】 【出願公告番号】 【出願公開番号】 【出願番号】 【国際出願番号】	文書番号	jp:doc-number			共－16		
14	【出願日】 【国際出願日】	日付	jp:date			共－17		
15	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
16	【受付番号】	受付番号	jp:receipt-number			共－21		
17	【プルーフの要否】	プルーフの要否	jp:proof-necessity			共－30		
18		申請者の記事	jp:applicants			共－101		
＊ 19	【手続をした者】	申請者	jp:applicant			共－102		
20	【持分】	持分	jp:share			共－31		
21	【代表出願人】	代表出願人	jp:representative-applicant			共－32		
22		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
23	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
24	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
25	【氏名又は名称原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－35		
26	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
27		住所又は居所情報	jp:address			共－37		
28	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		
29	【住所又は居所原語表記】	住所又は居所原語表記	jp:original-language-of-address			共－39		
30	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
31	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
32	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
33	【営業所】	営業所	jp:office			共－45		
34		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
35		代表者	jp:representative			共－47		
36	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
37		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
38	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
39	【代表者原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－50		
40	【法人の法的性質】	法人の法的性質	jp:legal-entity-property			共－51		
41		国籍	jp:nationality			共－52		
42	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
43	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
44	【事件との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
45	【届出の内容】	届出の内容	jp:notice-contents-group				10.2	
46		変更する代理人の記事	jp:attorney-change-article			共－111		
47	【選任した代理人】	代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－112		
48		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
49	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
50	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
51	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
52		住所又は居所情報	jp:address			共－28		
53	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－29		
54	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
55	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
56	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		
57	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
58	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
59		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
60		代表者	jp:representative			共－47		
61	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
62		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
63	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
64	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
65	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
66		代理人の記事	jp:agents			共－105		
67	【代理人】	代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－106		
68		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
69	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
70	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
71	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
72		住所又は居所情報	jp:address			共－28		
73	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－29		
74	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
75	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
76	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		
77	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
78	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
79		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
80		代表者	jp:representative			共－47		
81	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
82		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
83	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
84	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
85	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
86	【その他】	その他	jp:dtext			共－82		
87		提出物件の目録	jp:submission-object-list-article			共－83		
88	【提出物件の目録】	目録	jp:list-group			共－84		
89	【物件名】	物件名	jp:document-name			共－85		
90		通数又は個数	jp:number-of-object			共－86		
91	【援用の表示】	援用の表示	jp:citation			共－87		
92	【返還の申出】	返還の申出	jp:return-request			共－88		
93	【包括委任状番号】	包括委任状番号	jp:general-power-of-attorney-id			共－89		
94	【提出物件の特記事項】	提出物件の特記事項	jp:dtext			共－90		
95		規定外の項目	jp:rule-outside-item-article			共－91		
96		規定外記事	jp:rule-outside-group			共－92		
97		項目名	jp:item-name			共－93		
98		項目内容	jp:item-content			共－94		

代理人辞任届

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
1		書類識別	jp:attorney-a7424	四法種別	jp:kind-of-law		11.0	
＊ 2	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code				11.1	
3	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
4	【提出日】	提出日	jp:submission-date			共－2		
5		日付	jp:date			共－2.5		
6	【あて先】	あて先	jp:addressed-to-person			共－3		
＊ 7	【事件の表示】	事件の表示	jp:indication-of-case-article			共－10		
8	【審判番号】	審判書類参照	jp:appeal-reference	~~審判種別~~	~~appeal-type~~	共－11		
9		文書番号	jp:doc-number			共－12		
10	【審判請求日】	日付	jp:date			共－13		
11	【出願の区分】	出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	共－14		
				四法種別	jp:kind-of-law			
12	【登録番号】 【出願公告番号】 【出願公開番号】 【出願番号】 【国際出願番号】	ドキュメント識別	jp:document-id			共－15		
13		文書番号	jp:doc-number			共－16		
14	【出願日】 【国際出願日】	日付	jp:date			共－17		
15	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
16	【受付番号】	受付番号	jp:receipt-number			共－21		
17	【プルーフの要否】	プルーフの要否	jp:proof-necessity			共－30		
18	【手続をした者】	事件の出願人の記事	jp:applicant-of-case-article			共－107		
19		申請者	jp:applicant			共－108		
20	【フリガナ】	氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
21		フリガナ	jp:kana			共－25		
22	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
23	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
24	【住所又は居所】	住所又は居所情報	jp:address			共－28		
25		住所又は居所	jp:text			共－29		
26	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
27	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
28	【フリガナ】 【代表者】	代表者情報	jp:representative-group			共－46		
29		代表者	jp:representative			共－47		
30		フリガナ	jp:kana			共－25		
31		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
32		氏名又は名称	jp:name			共－49		
33	【国籍・地域】	国籍	jp:nationality			共－52		
34		国コード	jp:country			共－53		
35	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
36	【事件との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
37	【辞任した代理人】	手続した代理人の記事	jp:proceeded-attorney-article			共－103		
＊ 38		代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－104		
39	【フリガナ】 【氏名又は名称】 【識別番号】 【住所又は居所】 【電話番号】 【ファクシミリ番号】 【弁理士】 【弁護士】 【就業場所】	氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
40		フリガナ	jp:kana			共－25		
41		氏名又は名称	jp:name			共－34		
42		識別番号	jp:registered-number			共－36		
43		住所又は居所情報	jp:address			共－37		
44		住所又は居所	jp:text			共－38		
45		電話番号	jp:phone			共－40		
46		ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
47		弁理士	jp:attorney			共－42		
48		弁護士	jp:lawyer			共－43		
49		就業場所	jp:office-address			共－44		
50	【フリガナ】 【代表者】 【連絡先】	代表者情報	jp:representative-group			共－46		
51		代表者	jp:representative			共－47		
52		フリガナ	jp:kana			共－25		
53		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
54		氏名又は名称	jp:name			共－49		
55		連絡先	jp:contact			共－54		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
56	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
57	【その他】	その他	jp:dtext			共－82		
58		提出物件の目録	jp:submission-object-list-article			共－83		
59	【提出物件の目録】	目録	jp:list-group			共－84		
60	【物件名】	物件名	jp:document-name			共－85		
61		通数又は個数	jp:number-of-object			共－86		
62	【援用の表示】	援用の表示	jp:citation			共－87		
63	【返還の申出】	返還の申出	jp:return-request			共－88		
64	【包括委任状番号】	包括委任状番号	jp:general-power-of-attorney-id			共－89		
65	【提出物件の特記事項】	提出物件の特記事項	jp:dtext			共－90		
66		規定外の項目	jp:rule-outside-item-article			共－91		
67		規定外記事	jp:rule-outside-group			共－92		
68		項目名	jp:item-name			共－93		
69		項目内容	jp:item-content			共－94		

代理人解任届

※「受付日」令和4年6月27日以降、新規エントリーされることはない。
（新規エントリーは存在しないが、更正申請は存在する。）

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
1		書類識別	jp:attorney-a7425	四法種別	jp:kind-of-law		12.0	
＊ 2	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code				12.1	
3	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
4		提出日	jp:submission-date			共－2		
5	【提出日】	日付	jp:date			共－2.5		
6	【あて先】	あて先	jp:addressed-to-person			共－3		
＊ 7	【事件の表示】	事件の表示	jp:indication-of-case-article			共－10		
8		審判書類参照	jp:appeal-reference	~~審判種別~~	~~appeal-type~~	共－11		
9	【審判番号】	文書番号	jp:doc-number			共－12		
10	【審判請求日】	日付	jp:date			共－13		
11	【出願の区分】	出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	共－14		
				四法種別	jp:kind-of-law			
12		ドキュメント識別	jp:document-id			共－15		
13	【登録番号】 【出願公告番号】 【出願公開番号】 【出願番号】 【国際出願番号】	文書番号	jp:doc-number			共－16		
14	【出願日】 【国際出願日】	日付	jp:date			共－17		
15	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
16	【受付番号】	受付番号	jp:receipt-number			共－21		
17	【プルーフの要否】	プルーフの要否	jp:proof-necessity			共－30		
18		申請者の記事	jp:applicants			共－101		
＊ 19	【手続をした者】	申請者	jp:applicant			共－102		
20	【持分】	持分	jp:share			共－31		
21	【代表出願人】	代表出願人	jp:representative-applicant			共－32		
22		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
23	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
24	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
25	【氏名又は名称原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－35		
26	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		

※「受付日」令和4年6月27日以降、新規エントリーされることはない。
（新規エントリーは存在しないが、更正申請は存在する。）

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
27		住所又は居所情報	jp:address			共－37		
28	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		
29	【住所又は居所原語表記】	住所又は居所原語表記	jp:original-language-of-address			共－39		
30	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
31	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
32	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
33	【営業所】	営業所	jp:office			共－45		
34		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
35		代表者	jp:representative			共－47		
36	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
37		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
38	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
39	【代表者原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－50		
40	【法人の法的性質】	法人の法的性質	jp:legal-entity-property			共－51		
41		国籍	jp:nationality			共－52		
42	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
43	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
44	【事件との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
45	【届出の内容】	届出の内容	jp:notice-contents-group				12.2	
46		変更する代理人の記事	jp:attorney-change-article			共－111		
47	【解任した代理人】	代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－112		
48		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
49	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
50	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
51	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
52		住所又は居所情報	jp:address			共－28		
53	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－29		
54	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
55	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		

※「受付日」令和4年6月27日以降、新規エントリーされることはない。
（新規エントリーは存在しないが、更正申請は存在する。）

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
56	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		
57	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
58	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
59	【代表者】	代表者情報	jp:representative-group			共－46		
60		代表者	jp:representative			共－47		
61		フリガナ	jp:kana			共－25		
62		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
63		氏名又は名称	jp:name			共－49		
64	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
65	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
66	【代理人】	代理人の記事	jp:agents			共－105		
67		代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－106		
68	【フリガナ】	氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
69		フリガナ	jp:kana			共－25		
70	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
71	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
72	【住所又は居所】	住所又は居所情報	jp:address			共－28		
73		住所又は居所	jp:text			共－29		
74	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
75	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
76	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		
77	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
78	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
79	【代表者】	代表者情報	jp:representative-group			共－46		
80		代表者	jp:representative			共－47		
81		フリガナ	jp:kana			共－25		
82		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
83		氏名又は名称	jp:name			共－49		
84	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		

※「受付日」令和4年6月27日以降、新規エントリーされることはない。
（新規エントリーは存在しないが、更正申請は存在する。）

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
85	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
86	【その他】	その他	jp:dtext			共－82		
87		提出物件の目録	jp:submission-object-list-article			共－83		
88	【提出物件の目録】	目録	jp:list-group			共－84		
89	【物件名】	物件名	jp:document-name			共－85		
90		通数又は個数	jp:number-of-object			共－86		
91	【援用の表示】	援用の表示	jp:citation			共－87		
92	【返還の申出】	返還の申出	jp:return-request			共－88		
93	【包括委任状番号】	包括委任状番号	jp:general-power-of-attorney-id			共－89		
94	【提出物件の特記事項】	提出物件の特記事項	jp:dtext			共－90		
95		規定外の項目	jp:rule-outside-item-article			共－91		
96		規定外記事	jp:rule-outside-group			共－92		
97		項目名	jp:item-name			共－93		
98		項目内容	jp:item-content			共－94		

代理権変更届

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
1		書類識別	jp:attorney-a7426	四法種別	jp:kind-of-law		13.0	
＊ 2	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code				13.1	
3	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
4		提出日	jp:submission-date			共－2		
5	【提出日】	日付	jp:date			共－2.5		
6	【あて先】	あて先	jp:addressed-to-person			共－3		
＊ 7	【事件の表示】	事件の表示	jp:indication-of-case-article			共－10		
8		審判書類参照	jp:appeal-reference	~~審判種別~~	~~appeal-type~~	共－11		
9	【審判番号】	文書番号	jp:doc-number			共－12		
10	【審判請求日】	日付	jp:date			共－13		
11	【出願の区分】	出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	共－14		
				四法種別	jp:kind-of-law			
12		ドキュメント識別	jp:document-id			共－15		
13	【登録番号】 【出願公告番号】 【出願公開番号】 【出願番号】 【国際出願番号】	文書番号	jp:doc-number			共－16		
14	【出願日】 【国際出願日】	日付	jp:date			共－17		
15	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
16	【受付番号】	受付番号	jp:receipt-number			共－21		
17	【プルーフの要否】	プルーフの要否	jp:proof-necessity			共－30		
18		申請者の記事	jp:applicants			共－101		
＊ 19	【手続をした者】	申請者	jp:applicant			共－102		
20	【持分】	持分	jp:share			共－31		
21	【代表出願人】	代表出願人	jp:representative-applicant			共－32		
22		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
23	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
24	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
25	【氏名又は名称原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－35		
26	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
27		住所又は居所情報	jp:address			共－37		
28	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		
29	【住所又は居所原語表記】	住所又は居所原語表記	jp:original-language-of-address			共－39		
30	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
31	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
32	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
33	【営業所】	営業所	jp:office			共－45		
34		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
35		代表者	jp:representative			共－47		
36	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
37		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
38	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
39	【代表者原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－50		
40	【法人の法的性質】	法人の法的性質	jp:legal-entity-property			共－51		
41		国籍	jp:nationality			共－52		
42	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
43	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
44	【事件との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
45	【届出の内容】	届出の内容	jp:notice-contents-group				13.2	
46		変更する代理人の記事	jp:attorney-change-article			共－111		
47	【代理権を変更した代理人】	代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－112		
48		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
49	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
50	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
51	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
52		住所又は居所情報	jp:address			共－28		
53	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－29		
54	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
55	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
56	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		
57	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
58	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
59	【フリガナ】	代表者情報	jp:representative-group			共－46		
60		代表者	jp:representative			共－47		
61		フリガナ	jp:kana			共－25		
62		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
63	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
64	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
65	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
66	【代理人】	代理人の記事	jp:agents			共－105		
67		代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－106		
68	【フリガナ】	氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
69		フリガナ	jp:kana			共－25		
70	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
71	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
72	【住所又は居所】	住所又は居所情報	jp:address			共－28		
73		住所又は居所	jp:text			共－29		
74	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
75	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
76	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		
77	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
78	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
79	【フリガナ】	代表者情報	jp:representative-group			共－46		
80		代表者	jp:representative			共－47		
81		フリガナ	jp:kana			共－25		
82		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
83	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
84	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
85	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
86	【その他】	その他	jp:dtext			共－82		
87		提出物件の目録	jp:submission-object-list-article			共－83		
88	【提出物件の目録】	目録	jp:list-group			共－84		
89	【物件名】	物件名	jp:document-name			共－85		
90		通数又は個数	jp:number-of-object			共－86		
91	【援用の表示】	援用の表示	jp:citation			共－87		
92	【返還の申出】	返還の申出	jp:return-request			共－88		
93	【包括委任状番号】	包括委任状番号	jp:general-power-of-attorney-id			共－89		
94	【提出物件の特記事項】	提出物件の特記事項	jp:dtext			共－90		
95		規定外の項目	jp:rule-outside-item-article			共－91		
96		規定外記事	jp:rule-outside-group			共－92		
97		項目名	jp:item-name			共－93		
98		項目内容	jp:item-content			共－94		

代理権消滅届

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
1		書類識別	jp:attorney-a7427	四法種別	jp:kind-of-law		14.0	
＊ 2	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code				14.1	
3	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
4		提出日	jp:submission-date			共－2		
5	【提出日】	日付	jp:date			共－2.5		
6	【あて先】	あて先	jp:addressed-to-person			共－3		
＊ 7	【事件の表示】	事件の表示	jp:indication-of-case-article			共－10		
8		審判書類参照	jp:appeal-reference	~~審判種別~~	~~appeal-type~~	共－11		
9	【審判番号】	文書番号	jp:doc-number			共－12		
10	【審判請求日】	日付	jp:date			共－13		
11	【出願の区分】	出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	共－14		
				四法種別	jp:kind-of-law			
12		ドキュメント識別	jp:document-id			共－15		
13	【登録番号】 【出願公告番号】 【出願公開番号】 【出願番号】 【国際出願番号】	文書番号	jp:doc-number			共－16		
14	【出願日】 【国際出願日】	日付	jp:date			共－17		
15	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
16	【受付番号】	受付番号	jp:receipt-number			共－21		
17	【プルーフの要否】	プルーフの要否	jp:proof-necessity			共－30		
18		申請者の記事	jp:applicants			共－101		
＊ 19	【手続をした者】	申請者	jp:applicant			共－102		
20	【持分】	持分	jp:share			共－31		
21	【代表出願人】	代表出願人	jp:representative-applicant			共－32		
22		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
23	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
24	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
25	【氏名又は名称原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－35		
26	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
27		住所又は居所情報	jp:address			共－37		
28	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		
29	【住所又は居所原語表記】	住所又は居所原語表記	jp:original-language-of-address			共－39		
30	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
31	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
32	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
33	【営業所】	営業所	jp:office			共－45		
34		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
35		代表者	jp:representative			共－47		
36	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
37		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
38	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
39	【代表者原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－50		
40	【法人の法的性質】	法人の法的性質	jp:legal-entity-property			共－51		
41		国籍	jp:nationality			共－52		
42	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
43	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
44	【事件との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
45	【届出の内容】	届出の内容	jp:notice-contents-group				14.2	
46		変更する代理人の記事	jp:attorney-change-article			共－111		
47	【代理権の消滅した代理人】	代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－112		
48		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
49	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
50	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
51	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
52		住所又は居所情報	jp:address			共－28		
53	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－29		
54	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
55	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
56	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		
57	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
58	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
59	【フリガナ】	代表者情報	jp:representative-group			共－46		
60		代表者	jp:representative			共－47		
61		フリガナ	jp:kana			共－25		
62		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
63	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
64	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
65	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
66	【代理人】	代理人の記事	jp:agents			共－105		
67		代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－106		
68	【フリガナ】	氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
69		フリガナ	jp:kana			共－25		
70	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
71	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
72	【住所又は居所】	住所又は居所情報	jp:address			共－28		
73		住所又は居所	jp:text			共－29		
74	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
75	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
76	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		
77	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
78	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
79	【フリガナ】	代表者情報	jp:representative-group			共－46		
80		代表者	jp:representative			共－47		
81		フリガナ	jp:kana			共－25		
82		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
83	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
84	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
85	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
86	【その他】	その他	jp:dtext			共－82		
87		提出物件の目録	jp:submission-object-list-article			共－83		
88	【提出物件の目録】	目録	jp:list-group			共－84		
89	【物件名】	物件名	jp:document-name			共－85		
90		通数又は個数	jp:number-of-object			共－86		
91	【援用の表示】	援用の表示	jp:citation			共－87		
92	【返還の申出】	返還の申出	jp:return-request			共－88		
93	【包括委任状番号】	包括委任状番号	jp:general-power-of-attorney-id			共－89		
94	【提出物件の特記事項】	提出物件の特記事項	jp:dtext			共－90		
95		規定外の項目	jp:rule-outside-item-article			共－91		
96		規定外記事	jp:rule-outside-group			共－92		
97		項目名	jp:item-name			共－93		
98		項目内容	jp:item-content			共－94		

包括委任状援用制限届

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
1		書類識別	jp:attorney-a7428	四法種別	jp:kind-of-law		15.0	
＊ 2	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code				15.1	
3	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
4		提出日	jp:submission-date			共－2		
5	【提出日】	日付	jp:date			共－2.5		
6	【あて先】	あて先	jp:addressed-to-person			共－3		
＊ 7	【事件の表示】	事件の表示	jp:indication-of-case-article			共－10		
8		審判書類参照	jp:appeal-reference	~~審判種別~~	~~appeal-type~~	共－11		
9	【審判番号】	文書番号	jp:doc-number			共－12		
10	【審判請求日】	日付	jp:date			共－13		
11	【出願の区分】	出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	共－14		
				四法種別	jp:kind-of-law			
12		ドキュメント識別	jp:document-id			共－15		
13	【登録番号】 【出願公告番号】 【出願公開番号】 【出願番号】 【国際出願番号】	文書番号	jp:doc-number			共－16		
14	【出願日】 【国際出願日】	日付	jp:date			共－17		
15	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
16	【受付番号】	受付番号	jp:receipt-number			共－21		
17	【プルーフの要否】	プルーフの要否	jp:proof-necessity			共－30		
18		申請者の記事	jp:applicants			共－101		
＊ 19	【手続をした者】	申請者	jp:applicant			共－102		
20	【持分】	持分	jp:share			共－31		
21	【代表出願人】	代表出願人	jp:representative-applicant			共－32		
22		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
23	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
24	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
25	【氏名又は名称原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－35		
26	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
27		住所又は居所情報	jp:address			共－37		
28	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		
29	【住所又は居所原語表記】	住所又は居所原語表記	jp:original-language-of-address			共－39		
30	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
31	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
32	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
33	【営業所】	営業所	jp:office			共－45		
34		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
35		代表者	jp:representative			共－47		
36	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
37		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
38	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
39	【代表者原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－50		
40	【法人の法的性質】	法人の法的性質	jp:legal-entity-property			共－51		
41		国籍	jp:nationality			共－52		
42	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
43	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
44	【事件との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
45	【届出の内容】	届出の内容	jp:notice-contents-group				15.2	
46		変更する代理人の記事	jp:attorney-change-article			共－111		
47	【援用を制限した代理人】	代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－112		
48		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
49	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
50	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
51	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
52		住所又は居所情報	jp:address			共－28		
53	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－29		
54	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
55	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
56	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		
57	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
58	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
59		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
60		代表者	jp:representative			共－47		
61	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
62		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
63	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
64	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
65	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
66		代理人の記事	jp:agents			共－105		
67	【代理人】	代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－106		
68		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
69	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
70	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
71	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
72		住所又は居所情報	jp:address			共－28		
73	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－29		
74	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
75	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
76	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		
77	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
78	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
79		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
80		代表者	jp:representative			共－47		
81	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
82		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
83	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
84	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
85	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
86	【その他】	その他	jp:dtext			共－82		
87		提出物件の目録	jp:submission-object-list-article			共－83		
88	【提出物件の目録】	目録	jp:list-group			共－84		
89	【物件名】	物件名	jp:document-name			共－85		
90		通数又は個数	jp:number-of-object			共－86		
91	【援用の表示】	援用の表示	jp:citation			共－87		
92	【返還の申出】	返還の申出	jp:return-request			共－88		
93	【包括委任状番号】	包括委任状番号	jp:general-power-of-attorney-id			共－89		
94	【提出物件の特記事項】	提出物件の特記事項	jp:dtext			共－90		
95		規定外の項目	jp:rule-outside-item-article			共－91		
96		規定外記事	jp:rule-outside-group			共－92		
97		項目名	jp:item-name			共－93		
98		項目内容	jp:item-content			共－94		

復代理人変更届

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
1		書類識別	jp:attorney-a7431	四法種別	jp:kind-of-law		16.0	
＊ 2	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code				16.1	
3	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
4		提出日	jp:submission-date			共－2		
5	【提出日】	日付	jp:date			共－2.5		
6	【あて先】	あて先	jp:addressed-to-person			共－3		
＊ 7	【事件の表示】	事件の表示	jp:indication-of-case-article			共－10		
8		審判書類参照	jp:appeal-reference	~~審判種別~~	~~appeal-type~~	共－11		
9	【審判番号】	文書番号	jp:doc-number			共－12		
10	【審判請求日】	日付	jp:date			共－13		
11	【出願の区分】	出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	共－14		
				四法種別	jp:kind-of-law			
12		ドキュメント識別	jp:document-id			共－15		
13	【登録番号】 【出願公告番号】 【出願公開番号】	文書番号	jp:doc-number			共－16		
14	【出願日】 【国際出願日】	日付	jp:date			共－17		
15	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
16	【受付番号】	受付番号	jp:receipt-number			共－21		
17	【プルーフの要否】	プルーフの要否	jp:proof-necessity			共－30		
18		事件の出願人の記事	jp:applicant-of-case-article			共－107		
19	【手続をした者】	申請者	jp:applicant			共－108		
20		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
21	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
22	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
23	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
24		住所又は居所情報	jp:address			共－28		
25	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－29		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
26	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
27	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
28	【フリガナ】	代表者情報	jp:representative-group			共－46		
29		代表者	jp:representative			共－47		
30		フリガナ	jp:kana			共－25		
31		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
32	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
33	【国籍・地域】	国籍	jp:nationality			共－52		
34		国コード	jp:country			共－53		
35	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
36	【事件との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
37	【代理人】	手続した代理人の記事	jp:proceeded-attorney-article			共－103		
＊ 38		代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－104		
39	【フリガナ】	氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
40		フリガナ	jp:kana			共－25		
41	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
42	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		
43	【住所又は居所】	住所又は居所情報	jp:address			共－37		
44		住所又は居所	jp:text			共－38		
45	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
46	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
47	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		
48	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
49	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
50	【フリガナ】	代表者情報	jp:representative-group			共－46		
51		代表者	jp:representative			共－47		
52		フリガナ	jp:kana			共－25		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
53		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
54	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
55	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
56	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
57	【届出の内容】	届出の内容	jp:notice-contents-group				16.2	
58		変更する代理人の記事	jp:attorney-change-article			共－111		
59	【選任した復代理人】	代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－112		
60		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
61	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
62	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
63	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
64		住所又は居所情報	jp:address			共－28		
65	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－29		
66	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
67	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
68	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		
69	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
70	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
71		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
72		代表者	jp:representative			共－47		
73	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
74		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
75	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
76	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
77	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
78		消滅する代理人の記事	jp:attorney-disappear-article			共－113		
79	【代理権の消滅した復代理人】	代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－114		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
80		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
81	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
82	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
83	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
84		住所又は居所情報	jp:address			共－28		
85	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－29		
86	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
87	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
88	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		
89	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
90	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
91		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
92		代表者	jp:representative			共－47		
93	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
94		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
95	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
96	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
97	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
98	【その他】	その他	jp:dtext			共－82		
99		提出物件の目録	jp:submission-object-list-article			共－83		
100	【提出物件の目録】	目録	jp:list-group			共－84		
101	【物件名】	物件名	jp:document-name			共－85		
102		通数又は個数	jp:number-of-object			共－86		
103	【援用の表示】	援用の表示	jp:citation			共－87		
104	【返還の申出】	返還の申出	jp:return-request			共－88		
105	【包括委任状番号】	包括委任状番号	jp:general-power-of-attorney-id			共－89		
106	【提出物件の特記事項】	提出物件の特記事項	jp:dtext			共－90		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
107		規定外の項目	jp:rule-outside-item-article			共－91		
108		規定外記事	jp:rule-outside-group			共－92		
109		項目名	jp:item-name			共－93		
110		項目内容	jp:item-content			共－94		

復代理人受任届

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
1		書類識別	jp:attorney-a7432	四法種別	jp:kind-of-law		17.0	
＊ 2	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code				17.1	
3	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
4	【提出日】	提出日	jp:submission-date			共－2		
5		日付	jp:date			共－2.5		
6	【あて先】	あて先	jp:addressed-to-person			共－3		
＊ 7	【事件の表示】	事件の表示	jp:indication-of-case-article			共－10		
8	【審判番号】	審判書類参照	jp:appeal-reference	~~審判種別~~	~~appeal-type~~	共－11		
9		文書番号	jp:doc-number			共－12		
10	【審判請求日】	日付	jp:date			共－13		
11	【出願の区分】	出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	共－14		
				四法種別	jp:kind-of-law			
12	【登録番号】 【出願公告番号】 【出願公開番号】 【出願番号】 【国際出願番号】	ドキュメント識別	jp:document-id			共－15		
13		文書番号	jp:doc-number			共－16		
14	【出願日】 【国際出願日】	日付	jp:date			共－17		
15	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
16	【受付番号】	受付番号	jp:receipt-number			共－21		
17	【プルーフの要否】	プルーフの要否	jp:proof-necessity			共－30		
18	【手続をした者】	事件の出願人の記事	jp:applicant-of-case-article			共－107		
19		申請者	jp:applicant			共－108		
20	【フリガナ】	氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
21		フリガナ	jp:kana			共－25		
22	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
23	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
24	【住所又は居所】	住所又は居所情報	jp:address			共－28		
25		住所又は居所	jp:text			共－29		
26	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
27	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
28		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
29		代表者	jp:representative			共－47		
30	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
31		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
32	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
33		国籍	jp:nationality			共－52		
34	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
35	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
36	【事件との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
37		事件の出願人の代理人の記事	jp:attorney-of-case-article			共－109		
38	【代理人】	代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－110		
39		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
40	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
41	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
42	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
43		住所又は居所情報	jp:address			共－28		
44	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－29		
45	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
46	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
47	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		
48	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
49		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
50		代表者	jp:representative			共－47		
51	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
52		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
53	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
54	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
55	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
56		手続した代理人の記事	jp:proceeded-attorney-article			共－103		
＊ 57	【受任した復代理人】	代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－104		
58		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
59	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
60	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
61	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		
62		住所又は居所情報	jp:address			共－37		
63	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		
64	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
65	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
66	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		
67	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
68	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
69		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
70		代表者	jp:representative			共－47		
71	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
72		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
73	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
74	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
75	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
76	【その他】	その他	jp:dtext			共－82		
77		提出物件の目録	jp:submission-object-list-article			共－83		
78	【提出物件の目録】	目録	jp:list-group			共－84		
79	【物件名】	物件名	jp:document-name			共－85		
80		通数又は個数	jp:number-of-object			共－86		
81	【援用の表示】	援用の表示	jp:citation			共－87		
82	【返還の申出】	返還の申出	jp:return-request			共－88		
83	【包括委任状番号】	包括委任状番号	jp:general-power-of-attorney-id			共－89		
84	【提出物件の特記事項】	提出物件の特記事項	jp:dtext			共－90		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
85		規定外の項目	jp:rule-outside-item-article			共－91		
86		規定外記事	jp:rule-outside-group			共－92		
87		項目名	jp:item-name			共－93		
88		項目内容	jp:item-content			共－94		

復代理人選任届

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
1		書類識別	jp:attorney-a7433	四法種別	jp:kind-of-law		18.0	
＊ 2	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code				18.1	
3	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
4		提出日	jp:submission-date			共－2		
5	【提出日】	日付	jp:date			共－2.5		
6	【あて先】	あて先	jp:addressed-to-person			共－3		
＊ 7	【事件の表示】	事件の表示	jp:indication-of-case-article			共－10		
8		審判書類参照	jp:appeal-reference	~~審判種別~~	~~appeal-type~~	共－11		
9	【審判番号】	文書番号	jp:doc-number			共－12		
10	【審判請求日】	日付	jp:date			共－13		
11	【出願の区分】	出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	共－14		
				四法種別	jp:kind-of-law			
12		ドキュメント識別	jp:document-id			共－15		
13	【登録番号】 【出願公告番号】 【出願公開番号】 【出願番号】 【国際出願番号】	文書番号	jp:doc-number			共－16		
14	【出願日】 【国際出願日】	日付	jp:date			共－17		
15	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
16	【受付番号】	受付番号	jp:receipt-number			共－21		
17	【プルーフの要否】	プルーフの要否	jp:proof-necessity			共－30		
18		事件の出願人の記事	jp:applicant-of-case-article			共－107		
19	【手続をした者】	申請者	jp:applicant			共－108		
20		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
21	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
22	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
23	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
24		住所又は居所情報	jp:address			共－28		
25	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－29		
26	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
27	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
28		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
29		代表者	jp:representative			共－47		
30	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
31		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
32	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
33		国籍	jp:nationality			共－52		
34	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
35	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
36	【事件との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
37		手続した代理人の記事	jp:proceeded-attorney-article			共－103		
＊ 38	【代理人】	代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－104		
39		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
40	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
41	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
42	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		
43		住所又は居所情報	jp:address			共－37		
44	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		
45	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
46	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
47	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		
48	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
49	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
50		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
51		代表者	jp:representative			共－47		
52	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
53		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
54	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
55	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
56	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
57	【届出の内容】	届出の内容	jp:notice-contents-group				18.2	
58		変更する代理人の記事	jp:attorney-change-article			共－111		
59	【選任した復代理人】	代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－112		
60		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
61	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
62	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
63	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
64		住所又は居所情報	jp:address			共－28		
65	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－29		
66	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
67	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
68	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		
69	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
70	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
71		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
72		代表者	jp:representative			共－47		
73	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
74		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
75	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
76	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
77	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
78	【その他】	その他	jp:dtext			共－82		
79		提出物件の目録	jp:submission-object-list-article			共－83		
80	【提出物件の目録】	目録	jp:list-group			共－84		
81	【物件名】	物件名	jp:document-name			共－85		
82		通数又は個数	jp:number-of-object			共－86		
83	【援用の表示】	援用の表示	jp:citation			共－87		
84	【返還の申出】	返還の申出	jp:return-request			共－88		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
85	【包括委任状番号】	包括委任状番号	jp:general-power-of-attorney-id			共－89		
86	【提出物件の特記事項】	提出物件の特記事項	jp:dtext			共－90		
87		規定外の項目	jp:rule-outside-item-article			共－91		
88		規定外記事	jp:rule-outside-group			共－92		
89		項目名	jp:item-name			共－93		
90		項目内容	jp:item-content			共－94		

復代理人辞任届

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
1		書類識別	jp:attorney-a7434	四法種別	jp:kind-of-law		19.0	
＊ 2	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code				19.1	
3	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
4		提出日	jp:submission-date			共－2		
5	【提出日】	日付	jp:date			共－2.5		
6	【あて先】	あて先	jp:addressed-to-person			共－3		
＊ 7	【事件の表示】	事件の表示	jp:indication-of-case-article			共－10		
8		審判書類参照	jp:appeal-reference	~~審判種別~~	~~appeal-type~~	共－11		
9	【審判番号】	文書番号	jp:doc-number			共－12		
10	【審判請求日】	日付	jp:date			共－13		
11	【出願の区分】	出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	共－14		
				四法種別	jp:kind-of-law			
12		ドキュメント識別	jp:document-id			共－15		
13	【登録番号】 【出願公告番号】 【出願公開番号】 【出願番号】 【国際出願番号】	文書番号	jp:doc-number			共－16		
14	【出願日】 【国際出願日】	日付	jp:date			共－17		
15	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
16	【受付番号】	受付番号	jp:receipt-number			共－21		
17	【プルーフの要否】	プルーフの要否	jp:proof-necessity			共－30		
18		事件の出願人の記事	jp:applicant-of-case-article			共－107		
19	【手続をした者】	申請者	jp:applicant			共－108		
20		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
21	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
22	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
23	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
24		住所又は居所情報	jp:address			共－28		
25	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－29		
26	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
27	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
28		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
29		代表者	jp:representative			共－47		
30	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
31		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
32	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
33		国籍	jp:nationality			共－52		
34	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
35	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
36	【事件との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
37		事件の出願人の代理人の記事	jp:attorney-of-case-article			共－109		
38	【代理人】	代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－110		
39		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
40	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
41	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
42	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
43		住所又は居所情報	jp:address			共－28		
44	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－29		
45	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
46	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
47	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		
48	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
49		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
50		代表者	jp:representative			共－47		
51	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
52		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
53	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
54	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
55	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
56		手続した代理人の記事	jp:proceeded-attorney-article			共－103		
＊ 57	【辞任した復代理人】	代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－104		
58		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
59	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
60	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
61	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		
62		住所又は居所情報	jp:address			共－37		
63	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		
64	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
65	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
66	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		
67	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
68	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
69		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
70		代表者	jp:representative			共－47		
71	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
72		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
73	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
74	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
75	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
76	【その他】	その他	jp:dtext			共－82		
77		提出物件の目録	jp:submission-object-list-article			共－83		
78	【提出物件の目録】	目録	jp:list-group			共－84		
79	【物件名】	物件名	jp:document-name			共－85		
80		通数又は個数	jp:number-of-object			共－86		
81	【援用の表示】	援用の表示	jp:citation			共－87		
82	【返還の申出】	返還の申出	jp:return-request			共－88		
83	【包括委任状番号】	包括委任状番号	jp:general-power-of-attorney-id			共－89		
84	【提出物件の特記事項】	提出物件の特記事項	jp:dtext			共－90		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
85		規定外の項目	jp:rule-outside-item-article			共－91		
86		規定外記事	jp:rule-outside-group			共－92		
87		項目名	jp:item-name			共－93		
88		項目内容	jp:item-content			共－94		

復代理人解任届

※「受付日」が令和4年6月27日以降、新規エントリーされることはない。
（新規エントリーは存在しないが、更正申請は存在する。）

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
1		書類識別	jp:attorney-a7435	四法種別	jp:kind-of-law		20.0	
＊ 2	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code				20.1	
3	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
4		提出日	jp:submission-date			共－2		
5	【提出日】	日付	jp:date			共－2.5		
6	【あて先】	あて先	jp:addressed-to-person			共－3		
＊ 7	【事件の表示】	事件の表示	jp:indication-of-case-article			共－10		
8		審判書類参照	jp:appeal-reference	~~審判種別~~	~~appeal-type~~	共－11		
9	【審判番号】	文書番号	jp:doc-number			共－12		
10	【審判請求日】	日付	jp:date			共－13		
11	【出願の区分】	出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	共－14		
				四法種別	jp:kind-of-law			
12		ドキュメント識別	jp:document-id			共－15		
13	【登録番号】 【出願公告番号】 【出願公開番号】 【出願番号】 【国際出願番号】	文書番号	jp:doc-number			共－16		
14	【出願日】 【国際出願日】	日付	jp:date			共－17		
15	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
16	【受付番号】	受付番号	jp:receipt-number			共－21		
17	【プルーフの要否】	プルーフの要否	jp:proof-necessity			共－30		
18		事件の出願人の記事	jp:applicant-of-case-article			共－107		
19	【手続をした者】	申請者	jp:applicant			共－108		
20		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
21	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
22	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
23	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
24		住所又は居所情報	jp:address			共－28		
25	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－29		
26	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		

※「受付日」が令和4年6月27日以降、新規エントリーされることはない。
（新規エントリーは存在しないが、更正申請は存在する。）

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
27	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
28		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
29		代表者	jp:representative			共－47		
30	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
31		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
32	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
33		国籍	jp:nationality			共－52		
34	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
35	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
36	【事件との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
37		手続した代理人の記事	jp:proceeded-attorney-article			共－103		
＊ 38	【代理人】	代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－104		
39		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
40	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
41	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
42	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		
43		住所又は居所情報	jp:address			共－37		
44	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		
45	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
46	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
47	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		
48	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
49	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
50		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
51		代表者	jp:representative			共－47		
52	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
53		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
54	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
55	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		

※「受付日」が令和4年6月27日以降、新規エントリーされることはない。
（新規エントリーは存在しないが、更正申請は存在する。）

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
56	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
57	【届出の内容】	届出の内容	jp:notice-contents-group				20.2	
58		変更する代理人の記事	jp:attorney-change-article			共－111		
59	【解任した復代理人】	代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－112		
60		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
61	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
62	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
63	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
64		住所又は居所情報	jp:address			共－28		
65	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－29		
66	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
67	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
68	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		
69	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
70	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
71		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
72		代表者	jp:representative			共－47		
73	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
74		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
75	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
76	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
77	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
78	【その他】	その他	jp:dtext			共－82		
79		提出物件の目録	jp:submission-object-list-article			共－83		
80	【提出物件の目録】	目録	jp:list-group			共－84		
81	【物件名】	物件名	jp:document-name			共－85		
82		通数又は個数	jp:number-of-object			共－86		
83	【援用の表示】	援用の表示	jp:citation			共－87		
84	【返還の申出】	返還の申出	jp:return-request			共－88		

※「受付日」が令和4年6月27日以降、新規エントリーされることはない。
（新規エントリーは存在しないが、更正申請は存在する。）

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
85	【包括委任状番号】	包括委任状番号	jp:general-power-of-attorney-id			共－89		
86	【提出物件の特記事項】	提出物件の特記事項	jp:dtext			共－90		
87		規定外の項目	jp:rule-outside-item-article			共－91		
88		規定外記事	jp:rule-outside-group			共－92		
89		項目名	jp:item-name			共－93		
90		項目内容	jp:item-content			共－94		

復代理権変更届

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
1		書類識別	jp:attorney-a7436	四法種別	jp:kind-of-law		21.0	
＊ 2	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code				21.1	
3	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
4	【提出日】	提出日	jp:submission-date			共－2		
5		日付	jp:date			共－2.5		
6	【あて先】	あて先	jp:addressed-to-person			共－3		
＊ 7	【事件の表示】	事件の表示	jp:indication-of-case-article			共－10		
8	【審判番号】	審判書類参照	jp:appeal-reference	~~審判種別~~	~~appeal-type~~	共－11		
9		文書番号	jp:doc-number			共－12		
10	【審判請求日】	日付	jp:date			共－13		
11	【出願の区分】	出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	共－14		
				四法種別	jp:kind-of-law			
12	【登録番号】 【出願公告番号】 【出願公開番号】 【出願番号】 【国際出願番号】	ドキュメント識別	jp:document-id			共－15		
13		文書番号	jp:doc-number			共－16		
14	【出願日】 【国際出願日】	日付	jp:date			共－17		
15	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
16	【受付番号】	受付番号	jp:receipt-number			共－21		
17	【プルーフの要否】	プルーフの要否	jp:proof-necessity			共－30		
18	【手続をした者】	事件の出願人の記事	jp:applicant-of-case-article			共－107		
19		申請者	jp:applicant			共－108		
20	【フリガナ】	氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
21		フリガナ	jp:kana			共－25		
22	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
23	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
24	【住所又は居所】	住所又は居所情報	jp:address			共－28		
25		住所又は居所	jp:text			共－29		
26	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
27	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
28		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
29		代表者	jp:representative			共－47		
30	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
31		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
32	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
33		国籍	jp:nationality			共－52		
34	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
35	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
36	【事件との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
37		手続した代理人の記事	jp:proceeded-attorney-article			共－103		
＊ 38	【代理人】	代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－104		
39		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
40	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
41	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
42	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		
43		住所又は居所情報	jp:address			共－37		
44	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		
45	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
46	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
47	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		
48	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
49	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
50		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
51		代表者	jp:representative			共－47		
52	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
53		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
54	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
55	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
56	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
57	【届出の内容】	届出の内容	jp:notice-contents-group				21.2	
58		変更する代理人の記事	jp:attorney-change-article			共－111		
59	【代理権を変更した復代理人】	代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－112		
60		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
61	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
62	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
63	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
64		住所又は居所情報	jp:address			共－28		
65	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－29		
66	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
67	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
68	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		
69	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
70	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
71		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
72		代表者	jp:representative			共－47		
73	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
74		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
75	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
76	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
77	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
78	【その他】	その他	jp:dtext			共－82		
79		提出物件の目録	jp:submission-object-list-article			共－83		
80	【提出物件の目録】	目録	jp:list-group			共－84		
81	【物件名】	物件名	jp:document-name			共－85		
82		通数又は個数	jp:number-of-object			共－86		
83	【援用の表示】	援用の表示	jp:citation			共－87		
84	【返還の申出】	返還の申出	jp:return-request			共－88		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
85	【包括委任状番号】	包括委任状番号	jp:general-power-of-attorney-id			共－89		
86	【提出物件の特記事項】	提出物件の特記事項	jp:dtext			共－90		
87		規定外の項目	jp:rule-outside-item-article			共－91		
88		規定外記事	jp:rule-outside-group			共－92		
89		項目名	jp:item-name			共－93		
90		項目内容	jp:item-content			共－94		

復代理権消滅届

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
1		書類識別	jp:attorney-a7437	四法種別	jp:kind-of-law		22.0	
＊ 2	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code				22.1	
3	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
4		提出日	jp:submission-date			共－2		
5	【提出日】	日付	jp:date			共－2.5		
6	【あて先】	あて先	jp:addressed-to-person			共－3		
＊ 7	【事件の表示】	事件の表示	jp:indication-of-case-article			共－10		
8		審判書類参照	jp:appeal-reference	~~審判種別~~	~~appeal-type~~	共－11		
9	【審判番号】	文書番号	jp:doc-number			共－12		
10	【審判請求日】	日付	jp:date			共－13		
11	【出願の区分】	出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	共－14		
				四法種別	jp:kind-of-law			
12		ドキュメント識別	jp:document-id			共－15		
13	【登録番号】 【出願公告番号】 【出願公開番号】 【出願番号】 【国際出願番号】	文書番号	jp:doc-number			共－16		
14	【出願日】 【国際出願日】	日付	jp:date			共－17		
15	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
16	【受付番号】	受付番号	jp:receipt-number			共－21		
17	【プルーフの要否】	プルーフの要否	jp:proof-necessity			共－30		
18		事件の出願人の記事	jp:applicant-of-case-article			共－107		
19	【手続をした者】	申請者	jp:applicant			共－108		
20		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
21	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
22	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
23	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
24		住所又は居所情報	jp:address			共－28		
25	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－29		
26	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
27	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
28		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
29		代表者	jp:representative			共－47		
30	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
31		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
32	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
33		国籍	jp:nationality			共－52		
34	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
35	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
36	【事件との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
37		手続した代理人の記事	jp:proceeded-attorney-article			共－103		
＊ 38	【代理人】	代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－104		
39		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
40	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
41	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
42	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		
43		住所又は居所情報	jp:address			共－37		
44	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		
45	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
46	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
47	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		
48	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
49	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
50		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
51		代表者	jp:representative			共－47		
52	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
53		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
54	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
55	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
56	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
57	【届出の内容】	届出の内容	jp:notice-contents-group				22.2	
58		変更する代理人の記事	jp:attorney-change-article			共－111		
59	【代理権の消滅した復代理人】	代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－112		
60		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
61	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
62	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
63	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
64		住所又は居所情報	jp:address			共－28		
65	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－29		
66	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
67	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
68	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		
69	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
70	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
71		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
72		代表者	jp:representative			共－47		
73	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
74		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
75	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
76	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
77	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
78	【その他】	その他	jp:dtext			共－82		
79		提出物件の目録	jp:submission-object-list-article			共－83		
80	【提出物件の目録】	目録	jp:list-group			共－84		
81	【物件名】	物件名	jp:document-name			共－85		
82		通数又は個数	jp:number-of-object			共－86		
83	【援用の表示】	援用の表示	jp:citation			共－87		
84	【返還の申出】	返還の申出	jp:return-request			共－88		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
85	【包括委任状番号】	包括委任状番号	jp:general-power-of-attorney-id			共－89		
86	【提出物件の特記事項】	提出物件の特記事項	jp:dtext			共－90		
87		規定外の項目	jp:rule-outside-item-article			共－91		
88		規定外記事	jp:rule-outside-group			共－92		
89		項目名	jp:item-name			共－93		
90		項目内容	jp:item-content			共－94		

出願取下書

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
1		書類識別	jp:withdrawal-abandonment-a761	四法種別	jp:kind-of-law		23.0	
＊ 2	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code				23.1	
3	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
4		提出日	jp:submission-date			共－2		
5	【提出日】	日付	jp:date			共－2.5		
6	【あて先】	あて先	jp:addressed-to-person			共－3		
＊ 7	【事件の表示】	事件の表示	jp:indication-of-case-article			共－10		
8		審判書類参照	jp:appeal-reference	~~審判種別~~	~~appeal-type~~	共－11		
9	【審判番号】	文書番号	jp:doc-number			共－12		
10	【審判請求日】	日付	jp:date			共－13		
11	【出願の区分】	出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	共－14		
				四法種別	jp:kind-of-law			
12		ドキュメント識別	jp:document-id			共－15		
13	【登録番号】 【出願公告番号】 【出願公開番号】 【出願番号】 【国際出願番号】	文書番号	jp:doc-number			共－16		
14	【出願日】 【国際出願日】	日付	jp:date			共－17		
15	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
16	【受付番号】	受付番号	jp:receipt-number			共－21		
17	【プルーフの要否】	プルーフの要否	jp:proof-necessity			共－30		
18		申請者の記事	jp:applicants			共－101		
＊ 19	【特許出願人】または 【実用新案登録出願人】	申請者	jp:applicant			共－102		
20	【持分】	持分	jp:share			共－31		
21	【代表出願人】	代表出願人	jp:representative-applicant			共－32		
22		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
23	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
24	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
25	【氏名又は名称原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－35		
26	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		

項番	項目名						参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名		共通項目	個別項目	
27		住所又は居所情報	jp:address				共－37		
28	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text				共－38		
29	【住所又は居所原語表記】	住所又は居所原語表記	jp:original-language-of-address				共－39		
30	【電話番号】	電話番号	jp:phone				共－40		
31	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax				共－41		
32	【就業場所】	就業場所	jp:office-address				共－44		
33	【営業所】	営業所	jp:office				共－45		
34		代表者情報	jp:representative-group				共－46		
35		代表者	jp:representative				共－47		
36	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana				共－25		
37		代表者識別	jp:representative-identification				共－48		
38	【代表者】	氏名又は名称	jp:name				共－49		
39	【代表者原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name				共－50		
40	【法人の法的性質】	法人の法的性質	jp:legal-entity-property				共－51		
41		国籍	jp:nationality				共－52		
42	【国籍・地域】	国コード	jp:country				共－53		
43	【連絡先】	連絡先	jp:contact				共－54		
44	【事件との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case				共－55		
45		代理人の記事	jp:agents				共－105		
46	【代理人】	代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent		共－106		
47		氏名及び住所情報	jp:addressbook				共－24		
48	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana				共－25		
49	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name				共－26		
50	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number				共－27		
51		住所又は居所情報	jp:address				共－28		
52	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text				共－29		
53	【電話番号】	電話番号	jp:phone				共－40		
54	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax				共－41		
55	【弁理士】	弁理士	jp:attorney				共－42		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
56	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
57	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
58		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
59		代表者	jp:representative			共－47		
60	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
61		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
62	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
63	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
64	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
65	【その他】	その他	jp:dtext			共－82		
66		提出物件の目録	jp:submission-object-list-article			共－83		
67	【提出物件の目録】	目録	jp:list-group			共－84		
68	【物件名】	物件名	jp:document-name			共－85		
69		通数又は個数	jp:number-of-object			共－86		
70	【援用の表示】	援用の表示	jp:citation			共－87		
71	【返還の申出】	返還の申出	jp:return-request			共－88		
72	【包括委任状番号】	包括委任状番号	jp:general-power-of-attorney-id			共－89		
73	【提出物件の特記事項】	提出物件の特記事項	jp:dtext			共－90		
74		規定外の項目	jp:rule-outside-item-article			共－91		
75		規定外記事	jp:rule-outside-group			共－92		
76		項目名	jp:item-name			共－93		
77		項目内容	jp:item-content			共－94		

出願放棄書

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
1		書類識別	jp:withdrawal-abandonment-a762	四法種別	jp:kind-of-law		24.0	
＊ 2	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code				24.1	
3	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
4		提出日	jp:submission-date			共－2		
5	【提出日】	日付	jp:date			共－2.5		
6	【あて先】	あて先	jp:addressed-to-person			共－3		
＊ 7	【事件の表示】	事件の表示	jp:indication-of-case-article			共－10		
8		審判書類参照	jp:appeal-reference	~~審判種別~~	~~appeal-type~~	共－11		
9	【審判番号】	文書番号	jp:doc-number			共－12		
10	【審判請求日】	日付	jp:date			共－13		
11	【出願の区分】	出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	共－14		
				四法種別	jp:kind-of-law			
12		ドキュメント識別	jp:document-id			共－15		
13	【登録番号】 【出願公告番号】 【出願公開番号】 【出願番号】 【国際出願番号】	文書番号	jp:doc-number			共－16		
14	【出願日】 【国際出願日】	日付	jp:date			共－17		
15	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
16	【受付番号】	受付番号	jp:receipt-number			共－21		
17	【プルーフの要否】	プルーフの要否	jp:proof-necessity			共－30		
18		申請者の記事	jp:applicants			共－101		
＊ 19	【特許出願人】または 【実用新案登録出願人】	申請者	jp:applicant			共－102		
20	【持分】	持分	jp:share			共－31		
21	【代表出願人】	代表出願人	jp:representative-applicant			共－32		
22		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
23	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
24	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
25	【氏名又は名称原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－35		
26	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
27		住所又は居所情報	jp:address			共－37		
28	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		
29	【住所又は居所原語表記】	住所又は居所原語表記	jp:original-language-of-address			共－39		
30	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
31	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
32	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
33	【営業所】	営業所	jp:office			共－45		
34		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
35		代表者	jp:representative			共－47		
36	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
37		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
38	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
39	【代表者原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－50		
40	【法人の法的性質】	法人の法的性質	jp:legal-entity-property			共－51		
41		国籍	jp:nationality			共－52		
42	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
43	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
44	【事件との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
45		代理人の記事	jp:agents			共－105		
46	【代理人】	代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－106		
47		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
48	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
49	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
50	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
51		住所又は居所情報	jp:address			共－28		
52	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－29		
53	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
54	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
55	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
56	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
57	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
58		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
59		代表者	jp:representative			共－47		
60	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
61		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
62	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
63	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
64	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
65	【その他】	その他	jp:dtext			共－82		
66		提出物件の目録	jp:submission-object-list-article			共－83		
67	【提出物件の目録】	目録	jp:list-group			共－84		
68	【物件名】	物件名	jp:document-name			共－85		
69		通数又は個数	jp:number-of-object			共－86		
70	【援用の表示】	援用の表示	jp:citation			共－87		
71	【返還の申出】	返還の申出	jp:return-request			共－88		
72	【包括委任状番号】	包括委任状番号	jp:general-power-of-attorney-id			共－89		
73	【提出物件の特記事項】	提出物件の特記事項	jp:dtext			共－90		
74		規定外の項目	jp:rule-outside-item-article			共－91		
75		規定外記事	jp:rule-outside-group			共－92		
76		項目名	jp:item-name			共－93		
77		項目内容	jp:item-content			共－94		

先の出願に基づく優先権主張取下書

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
1		書類識別	jp:withdrawal-abandonment-a764	四法種別	jp:kind-of-law		25.0	
＊ 2	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code				25.1	
3	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
4		提出日	jp:submission-date			共－2		
5	【提出日】	日付	jp:date			共－2.5		
6	【あて先】	あて先	jp:addressed-to-person			共－3		
＊ 7	【事件の表示】	事件の表示	jp:indication-of-case-article			共－10		
8		審判書類参照	jp:appeal-reference	~~審判種別~~	~~appeal-type~~	共－11		
9	【審判番号】	文書番号	jp:doc-number			共－12		
10	【審判請求日】	日付	jp:date			共－13		
11	【出願の区分】	出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	共－14		
				四法種別	jp:kind-of-law			
12		ドキュメント識別	jp:document-id			共－15		
13	【登録番号】 【出願公告番号】 【出願公開番号】 【出願番号】 【国際出願番号】	文書番号	jp:doc-number			共－16		
14	【出願日】 【国際出願日】	日付	jp:date			共－17		
15	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
16	【受付番号】	受付番号	jp:receipt-number			共－21		
17		申請者の記事	jp:applicants			共－101		
＊ 18	【特許出願人】または 【実用新案登録出願人】	申請者	jp:applicant			共－102		
19	【持分】	持分	jp:share			共－31		
20	【代表出願人】	代表出願人	jp:representative-applicant			共－32		
21		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
22	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
23	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
24	【氏名又は名称原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－35		
25	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		
26		住所又は居所情報	jp:address			共－37		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
27	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		
28	【住所又は居所原語表記】	住所又は居所原語表記	jp:original-language-of-address			共－39		
29	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
30	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
31	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
32	【営業所】	営業所	jp:office			共－45		
33		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
34		代表者	jp:representative			共－47		
35	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
36		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
37	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
38	【代表者原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－50		
39	【法人の法的性質】	法人の法的性質	jp:legal-entity-property			共－51		
40		国籍	jp:nationality			共－52		
41	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
42	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
43	【事件との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
44		代理人の記事	jp:agents			共－105		
45	【代理人】	代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－106		
46		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
47	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
48	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
49	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
50		住所又は居所情報	jp:address			共－28		
51	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－29		
52	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
53	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
54	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		
55	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
56	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
57		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
58		代表者	jp:representative			共－47		
59	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
60		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
61	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
62	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
63	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
64		先の出願に基づく優先権主張	jp:declaration-priority-ear-app				25.2	
65	【先の出願の表示】	先の出願	jp:earlier-app				25.3	
66		出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type		25.4	
67				四法種別	jp:kind-of-law		25.5	
68		ドキュメント識別	jp:document-id				25.6	
69	【出願番号】または【国際出願番号】	文書番号	jp:doc-number				25.7	
70	【出願日】	日付	jp:date				25.8	
71	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
72	【その他】	その他	jp:dtext			共－82		
73		提出物件の目録	jp:submission-object-list-article			共－83		
74	【提出物件の目録】	目録	jp:list-group			共－84		
75	【物件名】	物件名	jp:document-name			共－85		
76		通数又は個数	jp:number-of-object			共－86		
77	【援用の表示】	援用の表示	jp:citation			共－87		
78	【返還の申出】	返還の申出	jp:return-request			共－88		
79	【包括委任状番号】	包括委任状番号	jp:general-power-of-attorney-id			共－89		
80	【提出物件の特記事項】	提出物件の特記事項	jp:dtext			共－90		
81		規定外の項目	jp:rule-outside-item-article			共－91		
82		規定外記事	jp:rule-outside-group			共－92		
83		項目名	jp:item-name			共－93		
84		項目内容	jp:item-content			共－94		

パリ条約による優先権主張放棄書

※パリ条約による優先権主張放棄書について、平成１９年４月以降、新規エントリーされることはない。

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
1		書類識別	jp:withdrawal-abandonment-a765	四法種別	jp:kind-of-law		26.0	
＊ 2	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code				26.1	
3	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
4		提出日	jp:submission-date			共－2		
5	【提出日】	日付	jp:date			共－2.5		
6	【あて先】	あて先	jp:addressed-to-person			共－3		
＊ 7	【事件の表示】	事件の表示	jp:indication-of-case-article			共－10		
8		審判書類参照	jp:appeal-reference	~~審判種別~~	~~appeal-type~~	共－11		
9	【審判番号】	文書番号	jp:doc-number			共－12		
10	【審判請求日】	日付	jp:date			共－13		
11	【出願の区分】	出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	共－14		
				四法種別	jp:kind-of-law			
12		ドキュメント識別	jp:document-id			共－15		
13	【登録番号】 【出願公告番号】 【出願公開番号】 【出願番号】 【国際出願番号】	文書番号	jp:doc-number			共－16		
14	【出願日】 【国際出願日】	日付	jp:date			共－17		
15	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
16	【受付番号】	受付番号	jp:receipt-number			共－21		
17	【プルーフの要否】	プルーフの要否	jp:proof-necessity			共－30		
18		申請者の記事	jp:applicants			共－101		
＊ 19	【特許出願人】または 【実用新案登録出願人】	申請者	jp:applicant			共－102		
20	【持分】	持分	jp:share			共－31		
21	【代表出願人】	代表出願人	jp:representative-applicant			共－32		
22		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
23	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
24	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
25	【氏名又は名称原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－35		
26	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
27		住所又は居所情報	jp:address			共－37		
28	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		
29	【住所又は居所原語表記】	住所又は居所原語表記	jp:original-language-of-address			共－39		
30	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
31	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
32	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
33	【営業所】	営業所	jp:office			共－45		
34		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
35		代表者	jp:representative			共－47		
36	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
37		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
38	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
39	【代表者原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－50		
40	【法人の法的性質】	法人の法的性質	jp:legal-entity-property			共－51		
41		国籍	jp:nationality			共－52		
42	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
43	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
44	【事件との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
45		代理人の記事	jp:agents			共－105		
46	【代理人】	代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－106		
47		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
48	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
49	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
50	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
51		住所又は居所情報	jp:address			共－28		
52	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－29		
53	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
54	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
55	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
56	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
57	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
58	【フリガナ】	代表者情報	jp:representative-group			共－46		
59		代表者	jp:representative			共－47		
60		フリガナ	jp:kana			共－25		
61		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
62	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
63	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
64	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
65	【最初の出願の表示】	パリ条約による優先権等の主張	jp:priority-claims				26.2	
66		パリ優先権主張	jp:priority-claim				26.3	
67	【国・地域名】	国コード	jp:country			共－53		
68	【出願番号】	文書番号	jp:doc-number				26.4	
69	【出願日】	日付	jp:date				26.5	
70	【その他】	その他	jp:dtext			共－82		
71	【提出物件の目録】	提出物件の目録	jp:submission-object-list-article			共－83		
72		目録	jp:list-group			共－84		
73	【物件名】	物件名	jp:document-name			共－85		
74		通数又は個数	jp:number-of-object			共－86		
75	【援用の表示】	援用の表示	jp:citation			共－87		
76	【返還の申出】	返還の申出	jp:return-request			共－88		
77	【包括委任状番号】	包括委任状番号	jp:general-power-of-attorney-id			共－89		
78	【提出物件の特記事項】	提出物件の特記事項	jp:dtext			共－90		
79		規定外の項目	jp:rule-outside-item-article			共－91		
80		規定外記事	jp:rule-outside-group			共－92		
81		項目名	jp:item-name			共－93		
82		項目内容	jp:item-content			共－94		

意見書

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
1		書類識別	jp:response-a53	四法種別	jp:kind-of-law		27.0	
＊ 2	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code				27.1	
3	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
4		提出日	jp:submission-date			共－2		
5	【提出日】	日付	jp:date			共－2.5		
6	【あて先】	あて先	jp:addressed-to-person			共－3		
＊ 7	【事件の表示】	事件の表示	jp:indication-of-case-article			共－10		
8		審判書類参照	jp:appeal-reference	~~審判種別~~	~~appeal-type~~	共－11		
9	【審判番号】	文書番号	jp:doc-number			共－12		
10	【審判請求日】	日付	jp:date			共－13		
11	【出願の区分】	出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	共－14		
				四法種別	jp:kind-of-law			
12		ドキュメント識別	jp:document-id			共－15		
13	【登録番号】 【出願公告番号】 【出願公開番号】 【出願番号】 【国際出願番号】	文書番号	jp:doc-number			共－16		
14	【出願日】 【国際出願日】	日付	jp:date			共－17		
15	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
16	【受付番号】	受付番号	jp:receipt-number			共－21		
17	【プルーフの要否】	プルーフの要否	jp:proof-necessity			共－30		
18		申請者の記事	jp:applicants			共－101		
＊ 19	【特許出願人】，【実用新案登録出願人】，【審判請求人】，~~【被請求人】，【異議申立人】，【判定請求人】，【特許権者】~~または，~~【実用新案権者】~~	申請者	jp:applicant	出願形態	jp:kind-of-application	共－102		
20	【持分】	持分	jp:share			共－31		
21	【代表出願人】	代表出願人	jp:representative-applicant			共－32		
22		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
23	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
24	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
25	【氏名又は名称原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－35		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
26	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		
27	【住所又は居所】	住所又は居所情報	jp:address			共－37		
28		住所又は居所	jp:text			共－38		
29	【住所又は居所原語表記】	住所又は居所原語表記	jp:original-language-of-address			共－39		
30	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
31	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
32	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
33	【営業所】	営業所	jp:office			共－45		
34	【代表者】	代表者情報	jp:representative-group			共－46		
35		代表者	jp:representative			共－47		
36	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
37		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
38		氏名又は名称	jp:name			共－49		
39	【代表者原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－50		
40	【法人の法的性質】	法人の法的性質	jp:legal-entity-property			共－51		
41	【国籍・地域】	国籍	jp:nationality			共－52		
42		国コード	jp:country			共－53		
43	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
44	【事件との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
45	【代理人】	代理人の記事	jp:agents			共－105		
46		代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－106		
47	【氏名又は名称】	氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
48	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
49		氏名又は名称	jp:name			共－26		
50	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
51	【住所又は居所】	住所又は居所情報	jp:address			共－28		
52		住所又は居所	jp:text			共－29		
53	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
54	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
55	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		
56	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
57	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
58		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
59		代表者	jp:representative			共－47		
60	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
61		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
62	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
63	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
64	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
65	【発送番号】	発送番号	jp:dispatch-number			共－58		
66		発送日	jp:dispatch-date			共－59		
67	【発送日】	日付	jp:date			共－59.5		
68	【意見の内容】	意見の内容	jp:opinion-contents-article				27.2	
69		段落	p	番号	num		27.3	
70		イメージ	img	縦	he		27.4	
				横	wi			
				ソース	file			
				ファイルタイプ	img-format			
71	【証拠方法】	証拠方法	jp:proof-means				27.5	
72	【その他】	その他	jp:dtext			共－82		
73		提出物件の目録	jp:submission-object-list-article			共－83		
74	【提出物件の目録】	目録	jp:list-group			共－84		
75	【物件名】	物件名	jp:document-name			共－85		
76		通数又は個数	jp:number-of-object			共－86		
77	【援用の表示】	援用の表示	jp:citation			共－87		
78	【返還の申出】	返還の申出	jp:return-request			共－88		
79	【包括委任状番号】	包括委任状番号	jp:general-power-of-attorney-id			共－89		
80	【提出物件の特記事項】	提出物件の特記事項	jp:dtext			共－90		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
81		規定外の項目	jp:rule-outside-item-article			共－91		
82		規定外記事	jp:rule-outside-group			共－92		
83		項目名	jp:item-name			共－93		
84		項目内容	jp:item-content			共－94		

弁明書

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
1		書類識別	jp:response-a59	四法種別	jp:kind-of-law		28.0	
＊ 2	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code				28.1	
3	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
4		提出日	jp:submission-date			共－2		
5	【提出日】	日付	jp:date			共－2.5		
6	【あて先】	あて先	jp:addressed-to-person			共－3		
＊ 7	【事件の表示】	事件の表示	jp:indication-of-case-article			共－10		
8		審判書類参照	jp:appeal-reference	~~審判種別~~	~~appeal-type~~	共－11		
9	【審判番号】	文書番号	jp:doc-number			共－12		
10	【審判請求日】	日付	jp:date			共－13		
11	【出願の区分】	出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	共－14		
				四法種別	jp:kind-of-law			
12		ドキュメント識別	jp:document-id			共－15		
13	【登録番号】 【出願公告番号】 【出願公開番号】 【出願番号】 【国際出願番号】	文書番号	jp:doc-number			共－16		
14	【出願日】 【国際出願日】	日付	jp:date			共－17		
15	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
16	【受付番号】	受付番号	jp:receipt-number			共－21		
17	【プルーフの要否】	プルーフの要否	jp:proof-necessity			共－30		
18		申請者の記事	jp:applicants			共－101		
＊ 19	【弁明をする者】	申請者	jp:applicant			共－102		
20	【持分】	持分	jp:share			共－31		
21	【代表出願人】	代表出願人	jp:representative-applicant			共－32		
22		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
23	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
24	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
25	【氏名又は名称原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－35		
26	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
27		住所又は居所情報	jp:address			共－37		
28	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		
29	【住所又は居所原語表記】	住所又は居所原語表記	jp:original-language-of-address			共－39		
30	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
31	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
32	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
33	【営業所】	営業所	jp:office			共－45		
34		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
35		代表者	jp:representative			共－47		
36	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
37		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
38	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
39	【代表者原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－50		
40	【法人の法的性質】	法人の法的性質	jp:legal-entity-property			共－51		
41		国籍	jp:nationality			共－52		
42	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
43	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
44	【事件との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
45		代理人の記事	jp:agents			共－105		
46	【代理人】	代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－106		
47		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
48	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
49	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
50	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
51		住所又は居所情報	jp:address			共－28		
52	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－29		
53	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
54	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
55	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
56	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
57	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
58		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
59		代表者	jp:representative			共－47		
60	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
61		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
62	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
63	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
64	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
65	【発送番号】	発送番号	jp:dispatch-number			共－58		
66		発送日	jp:dispatch-date			共－59		
67	【発送日】	日付	jp:date			共－59.5		
68	【弁明の内容】	意見の内容	jp:opinion-contents-article				28.2	
69		段落	p	番号	num		28.3	
70		イメージ	img	縦	he		28.4	
				横	wi			
				ソース	file			
				ファイルタイプ	img-format			
71	【証拠方法】	証拠方法	jp:proof-means				28.5	
72	【その他】	その他	jp:dtext			共－82		
73		提出物件の目録	jp:submission-object-list-article			共－83		
74	【提出物件の目録】	目録	jp:list-group			共－84		
75	【物件名】	物件名	jp:document-name			共－85		
76		通数又は個数	jp:number-of-object			共－86		
77	【援用の表示】	援用の表示	jp:citation			共－87		
78	【返還の申出】	返還の申出	jp:return-request			共－88		
79	【包括委任状番号】	包括委任状番号	jp:general-power-of-attorney-id			共－89		
80	【提出物件の特記事項】	提出物件の特記事項	jp:dtext			共－90		
81		規定外の項目	jp:rule-outside-item-article			共－91		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
82		規定外記事	jp:rule-outside-group			共－92		
83		項目名	jp:item-name			共－93		
84		項目内容	jp:item-content			共－94		

優先権証明書提出書

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
1		書類識別	jp:presentment-a79	四法種別	jp:kind-of-law		29.0	
＊ 2	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code				29.1	
3	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
4		提出日	jp:submission-date			共－2		
5	【提出日】	日付	jp:date			共－2.5		
6	【あて先】	あて先	jp:addressed-to-person			共－3		
＊ 7	【事件の表示】	事件の表示	jp:indication-of-case-article			共－10		
8		審判書類参照	jp:appeal-reference	~~審判種別~~	~~appeal-type~~	共－11		
9	【審判番号】	文書番号	jp:doc-number			共－12		
10	【審判請求日】	日付	jp:date			共－13		
11	【出願の区分】	出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	共－14		
				四法種別	jp:kind-of-law			
12		ドキュメント識別	jp:document-id			共－15		
13	【登録番号】 【出願公告番号】 【出願公開番号】 【出願番号】 【国際出願番号】	文書番号	jp:doc-number			共－16		
14	【出願日】 【国際出願日】	日付	jp:date			共－17		
15	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
16	【受付番号】	受付番号	jp:receipt-number			共－21		
17	【プルーフの要否】	プルーフの要否	jp:proof-necessity			共－30		
18		申請者の記事	jp:applicants			共－101		
＊ 19	【提出者】	申請者	jp:applicant			共－102		
20	【持分】	持分	jp:share			共－31		
21	【代表出願人】	代表出願人	jp:representative-applicant			共－32		
22		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
23	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
24	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
25	【氏名又は名称原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－35		
26	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		
27		住所又は居所情報	jp:address			共－37		
28	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		
29	【住所又は居所原語表記】	住所又は居所原語表記	jp:original-language-of-address			共－39		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
30	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
31	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
32	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
33	【営業所】	営業所	jp:office			共－45		
34		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
35		代表者	jp:representative			共－47		
36	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
37		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
38	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
39	【代表者原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－50		
40	【法人の法的性質】	法人の法的性質	jp:legal-entity-property			共－51		
41		国籍	jp:nationality			共－52		
42	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
43	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
44	【事件との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
45		代理人の記事	jp:agents			共－105		
46	【代理人】	代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－106		
47		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
48	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
49	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
50	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
51		住所又は居所情報	jp:address			共－28		
52	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－29		
53	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
54	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
55	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		
56	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
57	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
58		代表者情報	jp:representative-group			共－46		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
59		代表者	jp:representative			共－47		
60	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
61		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
62	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
63	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
64	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
65		パリ条約による優先権等の主張	jp:priority-claims				29.2	
66	【最初の出願の表示】	パリ優先権主張	jp:priority-claim				29.3	
67	【国・地域名】	国コード	jp:country			共－53		
68	【出願番号】	文書番号	jp:doc-number				29.4	
69	【出願日】	日付	jp:date				29.5	
70	【その他】	その他	jp:dtext			共－82		
71		提出物件の目録	jp:submission-object-list-article			共－83		
72	【提出物件の目録】	目録	jp:list-group			共－84		
73	【物件名】	物件名	jp:document-name			共－85		
74		通数又は個数	jp:number-of-object			共－86		
75	【援用の表示】	援用の表示	jp:citation			共－87		
76	【返還の申出】	返還の申出	jp:return-request			共－88		
77	【包括委任状番号】	包括委任状番号	jp:general-power-of-attorney-id			共－89		
78	【提出物件の特記事項】	提出物件の特記事項	jp:dtext			共－90		
79		規定外の項目	jp:rule-outside-item-article			共－91		
80		規定外記事	jp:rule-outside-group			共－92		
81		項目名	jp:item-name			共－93		
82		項目内容	jp:item-content			共－94		

注１：差出日が平成２１年４月１日以降の優先権証明書提出書の電子化に当たっては以下のチェックを行う。
チェックエラーの場合は出願支援課に問い合わせを行う。

（１）書誌について
・【最初の出願の表示】が必ず存在し、且つ一つであること。
・【最初の出願の表示】には、【国・地域名】、【出願番号】、【出願日】が必ず存在すること。
また、【国・地域名】、【出願番号】、【出願日】の内容も必ず存在し、エラーでないこと。
（内容のチェックについては、【国・地域名】、【出願番号】、【出願日】の該当参照箇所の内容の置換を参照。）

（２）添付書類について
・添付書類の優先権証明書の数は下記の通りであること。
優先権証明書の原文　・・・　１つであること
優先権証明書の訳文　・・・　１つまたは添付なしであること
・添付書類の電子化順は、最初に優先権証明書の訳文、次に原文、次にそれ以外の物件の順とすること。
（訳文がない場合は原文が最初の物件になる。）
・添付書類の物件名は、訳文の場合は”優先権証明書（訳文）”、原文の場合は”優先権証明書”とすること。
・優先権証明書の訳文及び原文の全ページをイメージ（ＴＩＦＦ）で電子化していること。

新規性の喪失の例外証明書提出書

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
1		書類識別	jp:presentment-a80	四法種別	jp:kind-of-law		30.0	
＊ 2	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code				30.1	
3	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
4		提出日	jp:submission-date			共－2		
5	【提出日】	日付	jp:date			共－2.5		
6	【あて先】	あて先	jp:addressed-to-person			共－3		
＊ 7	【事件の表示】	事件の表示	jp:indication-of-case-article			共－10		
8		審判書類参照	jp:appeal-reference	~~審判種別~~	~~appeal-type~~	共－11		
9	【審判番号】	文書番号	jp:doc-number			共－12		
10	【審判請求日】	日付	jp:date			共－13		
11	【出願の区分】	出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	共－14		
				四法種別	jp:kind-of-law			
12		ドキュメント識別	jp:document-id			共－15		
13	【登録番号】 【出願公告番号】 【出願公開番号】 【出願番号】 【国際出願番号】	文書番号	jp:doc-number			共－16		
14	【出願日】 【国際出願日】	日付	jp:date			共－17		
15	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
16	【受付番号】	受付番号	jp:receipt-number			共－21		
17	【プルーフの要否】	プルーフの要否	jp:proof-necessity			共－30		
18		申請者の記事	jp:applicants			共－101		
＊ 19	【提出者】	申請者	jp:applicant			共－102		
20	【持分】	持分	jp:share			共－31		
21	【代表出願人】	代表出願人	jp:representative-applicant			共－32		
22		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
23	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
24	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
25	【氏名又は名称原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－35		
26	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
27		住所又は居所情報	jp:address			共－37		
28	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		
29	【住所又は居所原語表記】	住所又は居所原語表記	jp:original-language-of-address			共－39		
30	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
31	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
32	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
33	【営業所】	営業所	jp:office			共－45		
34		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
35		代表者	jp:representative			共－47		
36	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
37		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
38	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
39	【代表者原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－50		
40	【法人の法的性質】	法人の法的性質	jp:legal-entity-property			共－51		
41		国籍	jp:nationality			共－52		
42	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
43	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
44	【事件との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
45		代理人の記事	jp:agents			共－105		
46	【代理人】	代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－106		
47		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
48	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
49	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
50	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
51		住所又は居所情報	jp:address			共－28		
52	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－29		
53	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
54	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
55	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
56	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
57	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
58	【代表者】	代表者情報	jp:representative-group			共－46		
59		代表者	jp:representative			共－47		
60		フリガナ	jp:kana			共－25		
61		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
62		氏名又は名称	jp:name			共－49		
63	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
64	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
65	【刊行物等】	刊行物等の記事	jp:publications-etc-article				30.2	
66		刊行物等	jp:publications-etc				30.3	
67	【その他】	その他	jp:dtext			共－82		
68	【提出物件の目録】	提出物件の目録	jp:submission-object-list-article			共－83		
69		目録	jp:list-group			共－84		
70	【物件名】	物件名	jp:document-name			共－85		
71		通数又は個数	jp:number-of-object			共－86		
72	【援用の表示】	援用の表示	jp:citation			共－87		
73	【返還の申出】	返還の申出	jp:return-request			共－88		
74	【包括委任状番号】	包括委任状番号	jp:general-power-of-attorney-id			共－89		
75	【提出物件の特記事項】	提出物件の特記事項	jp:dtext			共－90		
76		規定外の項目	jp:rule-outside-item-article			共－91		
77		規定外記事	jp:rule-outside-group			共－92		
78		項目名	jp:item-name			共－93		
79		項目内容	jp:item-content			共－94		

出願日証明書提出書

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
1		書類識別	jp:presentment-a81	四法種別	jp:kind-of-law		31.0	
＊ 2	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code				31.1	
3	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
4	【提出日】	提出日	jp:submission-date			共－2		
5		日付	jp:date			共－2.5		
6	【あて先】	あて先	jp:addressed-to-person			共－3		
＊ 7	【事件の表示】	事件の表示	jp:indication-of-case-article			共－10		
8	【審判番号】	審判書類参照	jp:appeal-reference	~~審判種別~~	~~appeal-type~~	共－11		
9		文書番号	jp:doc-number			共－12		
10	【審判請求日】	日付	jp:date			共－13		
11	【出願の区分】	出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	共－14		
				四法種別	jp:kind-of-law			
12	【登録番号】 【出願公告番号】 【出願公開番号】 【出願番号】 【国際出願番号】	ドキュメント識別	jp:document-id			共－15		
13		文書番号	jp:doc-number			共－16		
14	【出願日】 【国際出願日】	日付	jp:date			共－17		
15	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
16	【受付番号】	受付番号	jp:receipt-number			共－21		
17	【プルーフの要否】	プルーフの要否	jp:proof-necessity			共－30		
18	【提出者】	申請者の記事	jp:applicants			共－101		
＊ 19		申請者	jp:applicant			共－102		
20	【持分】	持分	jp:share			共－31		
21	【代表出願人】	代表出願人	jp:representative-applicant			共－32		
22	【フリガナ】	氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
23	【氏名又は名称】	フリガナ	jp:kana			共－25		
24	【氏名又は名称原語表記】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
25	【識別番号】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－35		
26		識別番号	jp:registered-number			共－36		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
27		住所又は居所情報	jp:address			共－37		
28	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		
29	【住所又は居所原語表記】	住所又は居所原語表記	jp:original-language-of-address			共－39		
30	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
31	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
32	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
33	【営業所】	営業所	jp:office			共－45		
34		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
35		代表者	jp:representative			共－47		
36	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
37		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
38	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
39	【代表者原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－50		
40	【法人の法的性質】	法人の法的性質	jp:legal-entity-property			共－51		
41		国籍	jp:nationality			共－52		
42	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
43	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
44	【事件との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
45		代理人の記事	jp:agents			共－105		
46	【代理人】	代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－106		
47		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
48	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
49	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
50	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
51		住所又は居所情報	jp:address			共－28		
52	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－29		
53	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
54	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
55	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
56	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
57	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
58	【フリガナ】	代表者情報	jp:representative-group			共－46		
59		代表者	jp:representative			共－47		
60		フリガナ	jp:kana			共－25		
61		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
62	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
63	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
64	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
65	【発送番号】	発送番号	jp:dispatch-number			共－58		
66	【発送日】	発送日	jp:dispatch-date			共－59		
67		日付	jp:date			共－59.5		
68	【出願番号通知の出願日】	出願番号通知の出願日	jp:notice-filing-date				31.2	
69		日付	jp:date				31.3	
70	【証明しようとする出願日】	証明しようとする出願日	jp:proof-filing-date				31.4	
71		日付	jp:date				31.5	
72	【その他】	その他	jp:dtext			共－82		
73	【提出物件の目録】	提出物件の目録	jp:submission-object-list-article			共－83		
74		目録	jp:list-group			共－84		
75	【物件名】	物件名	jp:document-name			共－85		
76		通数又は個数	jp:number-of-object			共－86		
77	【援用の表示】	援用の表示	jp:citation			共－87		
78	【返還の申出】	返還の申出	jp:return-request			共－88		
79	【包括委任状番号】	包括委任状番号	jp:general-power-of-attorney-id			共－89		
80	【提出物件の特記事項】	提出物件の特記事項	jp:dtext			共－90		
81		規定外の項目	jp:rule-outside-item-article			共－91		
82		規定外記事	jp:rule-outside-group			共－92		
83		項目名	jp:item-name			共－93		
84		項目内容	jp:item-content			共－94		

物件提出書

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
1		書類識別	jp:presentment-a82	四法種別	jp:kind-of-law		32.0	
＊ 2	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code				32.1	
3	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
4		提出日	jp:submission-date			共－2		
5	【提出日】	日付	jp:date			共－2.5		
6	【あて先】	あて先	jp:addressed-to-person			共－3		
＊ 7	【事件の表示】	事件の表示	jp:indication-of-case-article			共－10		
8		審判書類参照	jp:appeal-reference	~~審判種別~~	~~appeal-type~~	共－11		
9	【審判番号】	文書番号	jp:doc-number			共－12		
10	【審判請求日】	日付	jp:date			共－13		
11	【出願の区分】	出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	共－14		
				四法種別	jp:kind-of-law			
12		ドキュメント識別	jp:document-id			共－15		
13	【登録番号】 【出願公告番号】 【出願公開番号】 【出願番号】 【国際出願番号】	文書番号	jp:doc-number			共－16		
14	【出願日】 【国際出願日】	日付	jp:date			共－17		
15	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
16	【受付番号】	受付番号	jp:receipt-number			共－21		
17	【プルーフの要否】	プルーフの要否	jp:proof-necessity			共－30		
18		申請者の記事	jp:applicants			共－101		
＊ 19	【提出者】	申請者	jp:applicant			共－102		
20	【持分】	持分	jp:share			共－31		
21	【代表出願人】	代表出願人	jp:representative-applicant			共－32		
22		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
23	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
24	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
25	【氏名又は名称原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－35		
26	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		

項番	項目名						参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名		共通項目	個別項目	
27		住所又は居所情報	jp:address				共－37		
28	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text				共－38		
29	【住所又は居所原語表記】	住所又は居所原語表記	jp:original-language-of-address				共－39		
30	【電話番号】	電話番号	jp:phone				共－40		
31	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax				共－41		
32	【就業場所】	就業場所	jp:office-address				共－44		
33	【営業所】	営業所	jp:office				共－45		
34		代表者情報	jp:representative-group				共－46		
35		代表者	jp:representative				共－47		
36	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana				共－25		
37		代表者識別	jp:representative-identification				共－48		
38	【代表者】	氏名又は名称	jp:name				共－49		
39	【代表者原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name				共－50		
40	【法人の法的性質】	法人の法的性質	jp:legal-entity-property				共－51		
41		国籍	jp:nationality				共－52		
42	【国籍・地域】	国コード	jp:country				共－53		
43	【連絡先】	連絡先	jp:contact				共－54		
44	【事件との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case				共－55		
45		代理人の記事	jp:agents				共－105		
46	【代理人】	代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent		共－106		
47		氏名及び住所情報	jp:addressbook				共－24		
48	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana				共－25		
49	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name				共－26		
50	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number				共－27		
51		住所又は居所情報	jp:address				共－28		
52	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text				共－29		
53	【電話番号】	電話番号	jp:phone				共－40		
54	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax				共－41		
55	【弁理士】	弁理士	jp:attorney				共－42		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
56	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
57	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
58	【フリガナ】	代表者情報	jp:representative-group			共－46		
59		代表者	jp:representative			共－47		
60		フリガナ	jp:kana			共－25		
61		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
62	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
63	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
64	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
65	【提出する物件】	物件名	jp:document-name				32.2	
66	【発送番号】	発送番号	jp:dispatch-number			共－58		
67	【発送日】	発送日	jp:dispatch-date			共－59		
68		日付	jp:date			共－59.5		
69	【その他】	その他	jp:dtext			共－82		
70	【提出物件の目録】	提出物件の目録	jp:submission-object-list-article			共－83		
71		目録	jp:list-group			共－84		
72	【物件名】	物件名	jp:document-name			共－85		
73		通数又は個数	jp:number-of-object			共－86		
74	【援用の表示】	援用の表示	jp:citation			共－87		
75	【返還の申出】	返還の申出	jp:return-request			共－88		
76	【包括委任状番号】	包括委任状番号	jp:general-power-of-attorney-id			共－89		
77	【提出物件の特記事項】	提出物件の特記事項	jp:dtext			共－90		
78		規定外の項目	jp:rule-outside-item-article			共－91		
79		規定外記事	jp:rule-outside-group			共－92		
80		項目名	jp:item-name			共－93		
81		項目内容	jp:item-content			共－94		

証明書類提出書

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
1		書類識別	jp:presentment-a822	四法種別	jp:kind-of-law		33.0	
＊ 2	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code				33.1	
3	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
4		提出日	jp:submission-date			共－2		
5	【提出日】	日付	jp:date			共－2.5		
6	【あて先】	あて先	jp:addressed-to-person			共－3		
＊ 7	【事件の表示】	事件の表示	jp:indication-of-case-article			共－10		
8		審判書類参照	jp:appeal-reference	~~審判種別~~	~~appeal-type~~	共－11		
9	【審判番号】	文書番号	jp:doc-number			共－12		
10	【審判請求日】	日付	jp:date			共－13		
11	【出願の区分】	出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	共－14		
				四法種別	jp:kind-of-law			
12		ドキュメント識別	jp:document-id			共－15		
13	【登録番号】 【出願公告番号】 【出願公開番号】 【出願番号】 【国際出願番号】	文書番号	jp:doc-number			共－16		
14	【出願日】 【国際出願日】	日付	jp:date			共－17		
15	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
16	【受付番号】	受付番号	jp:receipt-number			共－21		
17	【プルーフの要否】	プルーフの要否	jp:proof-necessity			共－30		
18		申請者の記事	jp:applicants			共－101		
＊ 19	【提出者】	申請者	jp:applicant			共－102		
20	【持分】	持分	jp:share			共－31		
21	【代表出願人】	代表出願人	jp:representative-applicant			共－32		
22		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
23	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
24	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
25	【氏名又は名称原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－35		
26	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		

項番	項目名						参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名		共通項目	個別項目	
27		住所又は居所情報	jp:address				共－37		
28	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text				共－38		
29	【住所又は居所原語表記】	住所又は居所原語表記	jp:original-language-of-address				共－39		
30	【電話番号】	電話番号	jp:phone				共－40		
31	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax				共－41		
32	【就業場所】	就業場所	jp:office-address				共－44		
33	【営業所】	営業所	jp:office				共－45		
34		代表者情報	jp:representative-group				共－46		
35		代表者	jp:representative				共－47		
36	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana				共－25		
37		代表者識別	jp:representative-identification				共－48		
38	【代表者】	氏名又は名称	jp:name				共－49		
39	【代表者原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name				共－50		
40	【法人の法的性質】	法人の法的性質	jp:legal-entity-property				共－51		
41		国籍	jp:nationality				共－52		
42	【国籍・地域】	国コード	jp:country				共－53		
43	【連絡先】	連絡先	jp:contact				共－54		
44	【事件との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case				共－55		
45		代理人の記事	jp:agents				共－105		
46	【代理人】	代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent		共－106		
47		氏名及び住所情報	jp:addressbook				共－24		
48	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana				共－25		
49	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name				共－26		
50	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number				共－27		
51		住所又は居所情報	jp:address				共－28		
52	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text				共－29		
53	【電話番号】	電話番号	jp:phone				共－40		
54	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax				共－41		
55	【弁理士】	弁理士	jp:attorney				共－42		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
56	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
57	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
58	【フリガナ】	代表者情報	jp:representative-group			共－46		
59		代表者	jp:representative			共－47		
60		フリガナ	jp:kana			共－25		
61		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
62	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
63	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
64	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
65	【発送番号】	発送番号	jp:dispatch-number			共－58		
66	【発送日】	発送日	jp:dispatch-date			共－59		
67		日付	jp:date			共－59.5		
68	【その他】	その他	jp:dtext			共－82		
69	【提出物件の目録】	提出物件の目録	jp:submission-object-list-article			共－83		
70		目録	jp:list-group			共－84		
71	【物件名】	物件名	jp:document-name			共－85		
72		通数又は個数	jp:number-of-object			共－86		
73	【援用の表示】	援用の表示	jp:citation			共－87		
74	【返還の申出】	返還の申出	jp:return-request			共－88		
75	【包括委任状番号】	包括委任状番号	jp:general-power-of-attorney-id			共－89		
76	【提出物件の特記事項】	提出物件の特記事項	jp:dtext			共－90		
77		規定外の項目	jp:rule-outside-item-article			共－91		
78		規定外記事	jp:rule-outside-group			共－92		
79		項目名	jp:item-name			共－93		
80		項目内容	jp:item-content			共－94		

受託番号変更届

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
1		書類識別	jp:etcetera-a67	四法種別	jp:kind-of-law		34.0	
＊ 2	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code				34.1	
3	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
4		提出日	jp:submission-date			共－2		
5	【提出日】	日付	jp:date			共－2.5		
6	【あて先】	あて先	jp:addressed-to-person			共－3		
＊ 7	【事件の表示】	事件の表示	jp:indication-of-case-article			共－10		
8		審判書類参照	jp:appeal-reference	~~審判種別~~	~~appeal-type~~	共－11		
9	【審判番号】	文書番号	jp:doc-number			共－12		
10	【審判請求日】	日付	jp:date			共－13		
11	【出願の区分】	出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	共－14		
				四法種別	jp:kind-of-law			
12		ドキュメント識別	jp:document-id			共－15		
13	【登録番号】 【出願公告番号】 【出願公開番号】 【出願番号】 【国際出願番号】	文書番号	jp:doc-number			共－16		
14	【出願日】 【国際出願日】	日付	jp:date			共－17		
15	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
16	【受付番号】	受付番号	jp:receipt-number			共－21		
17		申請者の記事	jp:applicants			共－101		
＊ 18	【手続をした者】	申請者	jp:applicant			共－102		
19	【持分】	持分	jp:share			共－31		
20	【代表出願人】	代表出願人	jp:representative-applicant			共－32		
21		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
22	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
23	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
24	【氏名又は名称原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－35		
25	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		
26		住所又は居所情報	jp:address			共－37		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
27	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		
28	【住所又は居所原語表記】	住所又は居所原語表記	jp:original-language-of-address			共－39		
29	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
30	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
31	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
32	【営業所】	営業所	jp:office			共－45		
33	【フリガナ】	代表者情報	jp:representative-group			共－46		
34		代表者	jp:representative			共－47		
35		フリガナ	jp:kana			共－25		
36	【代表者】	代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
37		氏名又は名称	jp:name			共－49		
38	【代表者原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－50		
39	【法人の法的性質】	法人の法的性質	jp:legal-entity-property			共－51		
40	【国籍・地域】	国籍	jp:nationality			共－52		
41		国コード	jp:country			共－53		
42	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
43	【事件との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
44	【代理人】	代理人の記事	jp:agents			共－105		
45		代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－106		
46	【フリガナ】	氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
47		フリガナ	jp:kana			共－25		
48	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
49	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
50	【住所又は居所】	住所又は居所情報	jp:address			共－28		
51		住所又は居所	jp:text			共－29		
52	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
53	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
54	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		
55	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
56	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
57		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
58		代表者	jp:representative			共－47		
59	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
60		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
61	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
62	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
63	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
64	【旧寄託機関の名称】	旧寄託機関の名称	jp:name-of-old-depository				34.2	
65	【旧受託番号】	旧受託番号	jp:old-depository-number				34.3	
66	【新寄託機関の名称】	新寄託機関の名称	jp:name-of-new-depository				34.4	
67	【新受託番号】	新受託番号	jp:new-depository-number				34.5	
68	【その他】	その他	jp:dtext			共－82		
69		提出物件の目録	jp:submission-object-list-article			共－83		
70	【提出物件の目録】	目録	jp:list-group			共－84		
71	【物件名】	物件名	jp:document-name			共－85		
72		通数又は個数	jp:number-of-object			共－86		
73	【援用の表示】	援用の表示	jp:citation			共－87		
74	【返還の申出】	返還の申出	jp:return-request			共－88		
75	【包括委任状番号】	包括委任状番号	jp:general-power-of-attorney-id			共－89		
76	【提出物件の特記事項】	提出物件の特記事項	jp:dtext			共－90		
77		規定外の項目	jp:rule-outside-item-article			共－91		
78		規定外記事	jp:rule-outside-group			共－92		
79		項目名	jp:item-name			共－93		
80		項目内容	jp:item-content			共－94		

雑書類

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
1		書類識別	jp:etcetera-a691	四法種別	jp:kind-of-law		35.0	
＊ 2	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code				35.1	
3	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
4		提出日	jp:submission-date			共－2		
5	【提出日】	日付	jp:date			共－2.5		
6	【あて先】	あて先	jp:addressed-to-person			共－3		
＊ 7	【事件の表示】	事件の表示	jp:indication-of-case-article			共－10		
8		審判書類参照	jp:appeal-reference	~~審判種別~~	~~appeal-type~~	共－11		
9	【審判番号】	文書番号	jp:doc-number			共－12		
10	【審判請求日】	日付	jp:date			共－13		
11	【出願の区分】	出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	共－14		
				四法種別	jp:kind-of-law			
12		ドキュメント識別	jp:document-id			共－15		
13	【登録番号】 【出願公告番号】 【出願公開番号】 【出願番号】 【国際出願番号】	文書番号	jp:doc-number			共－16		
14	【出願日】 【国際出願日】	日付	jp:date			共－17		
15	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
16	【受付番号】	受付番号	jp:receipt-number			共－21		
17	【プルーフの要否】	プルーフの要否	jp:proof-necessity			共－30		
18		申請者の記事	jp:applicants			共－101		
＊ 19	【提出者】	申請者	jp:applicant			共－102		
20	【持分】	持分	jp:share			共－31		
21	【代表出願人】	代表出願人	jp:representative-applicant			共－32		
22		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
23	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
24	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
25	【氏名又は名称原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－35		
26	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
27		住所又は居所情報	jp:address			共－37		
28	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		
29	【住所又は居所原語表記】	住所又は居所原語表記	jp:original-language-of-address			共－39		
30	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
31	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
32	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
33	【営業所】	営業所	jp:office			共－45		
34		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
35		代表者	jp:representative			共－47		
36	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
37		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
38	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
39	【代表者原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－50		
40	【法人の法的性質】	法人の法的性質	jp:legal-entity-property			共－51		
41		国籍	jp:nationality			共－52		
42	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
43	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
44	【事件との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
45		代理人の記事	jp:agents			共－105		
46	【代理人】	代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－106		
47		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
48	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
49	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
50	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
51		住所又は居所情報	jp:address			共－28		
52	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－29		
53	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
54	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
55	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
56	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
57	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
58		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
59		代表者	jp:representative			共－47		
60	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
61		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
62	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
63	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
64	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
65	【その他】	その他	jp:dtext			共－82		
66		提出物件の目録	jp:submission-object-list-article			共－83		
67	【提出物件の目録】	目録	jp:list-group			共－84		
68	【物件名】	物件名	jp:document-name			共－85		
69		通数又は個数	jp:number-of-object			共－86		
70	【援用の表示】	援用の表示	jp:citation			共－87		
71	【返還の申出】	返還の申出	jp:return-request			共－88		
72	【包括委任状番号】	包括委任状番号	jp:general-power-of-attorney-id			共－89		
73	【提出物件の特記事項】	提出物件の特記事項	jp:dtext			共－90		
74		規定外の項目	jp:rule-outside-item-article			共－91		
75		規定外記事	jp:rule-outside-group			共－92		
76		項目名	jp:item-name			共－93		
77		項目内容	jp:item-content			共－94		

上申書

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
1		書類識別	jp:etcetera-a781	四法種別	jp:kind-of-law		36.0	
＊ 2	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code				36.1	
3	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
4		提出日	jp:submission-date			共－2		
5	【提出日】	日付	jp:date			共－2.5		
6	【あて先】	あて先	jp:addressed-to-person			共－3		
＊ 7	【事件の表示】	事件の表示	jp:indication-of-case-article			共－10		
8		審判書類参照	jp:appeal-reference	~~審判種別~~	~~appeal-type~~	共－11		
9	【審判番号】	文書番号	jp:doc-number			共－12		
10	【審判請求日】	日付	jp:date			共－13		
11	【出願の区分】	出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	共－14		
				四法種別	jp:kind-of-law			
12		ドキュメント識別	jp:document-id			共－15		
13	【登録番号】 【出願公告番号】 【出願公開番号】 【出願番号】 【国際出願番号】	文書番号	jp:doc-number			共－16		
14	【出願日】 【国際出願日】	日付	jp:date			共－17		
15	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
16	【受付番号】	受付番号	jp:receipt-number			共－21		
17	【プルーフの要否】	プルーフの要否	jp:proof-necessity			共－30		
18		申請者の記事	jp:applicants			共－101		
＊ 19	【上申をする者】	申請者	jp:applicant			共－102		
20	【持分】	持分	jp:share			共－31		
21	【代表出願人】	代表出願人	jp:representative-applicant			共－32		
22		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
23	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
24	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
25	【氏名又は名称原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－35		
26	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
27		住所又は居所情報	jp:address			共－37		
28	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		
29	【住所又は居所原語表記】	住所又は居所原語表記	jp:original-language-of-address			共－39		
30	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
31	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
32	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
33	【営業所】	営業所	jp:office			共－45		
34		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
35		代表者	jp:representative			共－47		
36	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
37		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
38	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
39	【代表者原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－50		
40	【法人の法的性質】	法人の法的性質	jp:legal-entity-property			共－51		
41		国籍	jp:nationality			共－52		
42	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
43	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
44	【事件との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
45		代理人の記事	jp:agents			共－105		
46	【代理人】	代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－106		
47		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
48	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
49	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
50	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
51		住所又は居所情報	jp:address			共－28		
52	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－29		
53	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
54	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
55	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
56	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
57	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
58		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
59		代表者	jp:representative			共－47		
60	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
61		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
62	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
63	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
64	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
65	【発送番号】	発送番号	jp:dispatch-number			共－58		
66		発送日	jp:dispatch-date			共－59		
67	【発送日】	日付	jp:date			共－59.5		
68	【上申の内容】	意見の内容	jp:opinion-contents-article				36.2	
69		段落	p	番号	num		36.3	
70		イメージ	img	縦	he		36.4	
				横	wi			
				ファイル種別	file			
				ファイル名	img-format			
71	【証拠方法】	証拠方法	jp:proof-means				36.5	
72	【その他】	その他	jp:dtext			共－82		
73		提出物件の目録	jp:submission-object-list-article			共－83		
74	【提出物件の目録】	目録	jp:list-group			共－84		
75	【物件名】	物件名	jp:document-name			共－85		
76		通数又は個数	jp:number-of-object			共－86		
77	【援用の表示】	援用の表示	jp:citation			共－87		
78	【返還の申出】	返還の申出	jp:return-request			共－88		
79	【包括委任状番号】	包括委任状番号	jp:general-power-of-attorney-id			共－89		
80	【提出物件の特記事項】	提出物件の特記事項	jp:dtext			共－90		
81		規定外の項目	jp:rule-outside-item-article			共－91		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
82		規定外記事	jp:rule-outside-group			共－92		
83		項目名	jp:item-name			共－93		
84		項目内容	jp:item-content			共－94		

手続補足書

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
1		書類識別	jp:etcetera-a821	四法種別	jp:kind-of-law		37.0	
＊ 2	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code				37.1	
3	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
4		提出日	jp:submission-date			共－2		
5	【提出日】	日付	jp:date			共－2.5		
6	【あて先】	あて先	jp:addressed-to-person			共－3		
＊ 7	【事件の表示】	事件の表示	jp:indication-of-case-article			共－10		
8		審判書類参照	jp:appeal-reference	~~審判種別~~	~~appeal-type~~	共－11		
9	【審判番号】	文書番号	jp:doc-number			共－12		
10	【審判請求日】	日付	jp:date			共－13		
11	【出願の区分】	出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	共－14		
				四法種別	jp:kind-of-law			
12		ドキュメント識別	jp:document-id			共－15		
13	【登録番号】 【出願公告番号】 【出願公開番号】 【出願番号】 【国際出願番号】	文書番号	jp:doc-number			共－16		
14	【出願日】 【国際出願日】	日付	jp:date			共－17		
15	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
16	【受付番号】	受付番号	jp:receipt-number			共－21		
17	【プルーフの要否】	プルーフの要否	jp:proof-necessity			共－30		
18		申請者の記事	jp:applicants			共－101		
＊ 19	【補足をする者】	申請者	jp:applicant			共－102		
20	【持分】	持分	jp:share			共－31		
21	【代表出願人】	代表出願人	jp:representative-applicant			共－32		
22		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
23	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
24	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
25	【氏名又は名称原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－35		
26	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
27		住所又は居所情報	jp:address			共－37		
28	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		
29	【住所又は居所原語表記】	住所又は居所原語表記	jp:original-language-of-address			共－39		
30	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
31	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
32	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
33	【営業所】	営業所	jp:office			共－45		
34		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
35		代表者	jp:representative			共－47		
36	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
37		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
38	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
39	【代表者原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－50		
40	【法人の法的性質】	法人の法的性質	jp:legal-entity-property			共－51		
41		国籍	jp:nationality			共－52		
42	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
43	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
44	【事件との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
45		代理人の記事	jp:agents			共－105		
46	【代理人】	代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－106		
47		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
48	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
49	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
50	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
51		住所又は居所情報	jp:address			共－28		
52	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－29		
53	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
54	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
55	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
56	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
57	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
58		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
59		代表者	jp:representative			共－47		
60	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
61		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
62	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
63	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
64	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
65	【補足対象書類名】	証拠方法	jp:proof-means				37.2	
66	【補足の内容】	届出の内容	jp:notice-contents-group				37.3	
67	【その他】	その他	jp:dtext			共－82		
68		提出物件の目録	jp:submission-object-list-article			共－83		
69	【提出物件の目録】	目録	jp:list-group			共－84		
70	【物件名】	物件名	jp:document-name			共－85		
71		通数又は個数	jp:number-of-object			共－86		
72	【援用の表示】	援用の表示	jp:citation			共－87		
73	【返還の申出】	返還の申出	jp:return-request			共－88		
74	【包括委任状番号】	包括委任状番号	jp:general-power-of-attorney-id			共－89		
75	【提出物件の特記事項】	提出物件の特記事項	jp:dtext			共－90		
76		規定外の項目	jp:rule-outside-item-article			共－91		
77		規定外記事	jp:rule-outside-group			共－92		
78		項目名	jp:item-name			共－93		
79		項目内容	jp:item-content			共－94		

刊行物等提出書

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
1		書類識別	jp:etcetera-a831	四法種別	jp:kind-of-law		38.0	
＊ 2	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code				38.1	
3	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
4		提出日	jp:submission-date			共－2		
5	【提出日】	日付	jp:date			共－2.5		
6	【あて先】	あて先	jp:addressed-to-person			共－3		
＊ 7	【事件の表示】	事件の表示	jp:indication-of-case-article			共－10		
8		審判書類参照	jp:appeal-reference	~~審判種別~~	~~appeal-type~~	共－11		
9	【審判番号】	文書番号	jp:doc-number			共－12		
10	【審判請求日】	日付	jp:date			共－13		
11	【出願の区分】	出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	共－14		
				四法種別	jp:kind-of-law			
12		ドキュメント識別	jp:document-id			共－15		
13	【登録番号】 【出願公告番号】 【出願公開番号】 【出願番号】 【国際出願番号】	文書番号	jp:doc-number			共－16		
14	【出願日】 【国際出願日】	日付	jp:date			共－17		
15	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
16	【受付番号】	受付番号	jp:receipt-number			共－21		
17	【プルーフの要否】	プルーフの要否	jp:proof-necessity			共－30		
18		申請者の記事	jp:applicants			共－101		
＊ 19	【提出者】	申請者	jp:applicant			共－102		
20	【持分】	持分	jp:share			共－31		
21	【代表出願人】	代表出願人	jp:representative-applicant			共－32		
22		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
23	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
24	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
25	【氏名又は名称原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－35		
26	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		

項番	項目名						参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名		共通項目	個別項目	
27		住所又は居所情報	jp:address				共－37		
28	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text				共－38		
29	【住所又は居所原語表記】	住所又は居所原語表記	jp:original-language-of-address				共－39		
30	【電話番号】	電話番号	jp:phone				共－40		
31	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax				共－41		
32	【就業場所】	就業場所	jp:office-address				共－44		
33	【営業所】	営業所	jp:office				共－45		
34		代表者情報	jp:representative-group				共－46		
35		代表者	jp:representative				共－47		
36	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana				共－25		
37		代表者識別	jp:representative-identification				共－48		
38	【代表者】	氏名又は名称	jp:name				共－49		
39	【代表者原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name				共－50		
40	【法人の法的性質】	法人の法的性質	jp:legal-entity-property				共－51		
41		国籍	jp:nationality				共－52		
42	【国籍・地域】	国コード	jp:country				共－53		
43	【連絡先】	連絡先	jp:contact				共－54		
44	【事件との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case				共－55		
45		代理人の記事	jp:agents				共－105		
46	【代理人】	代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent		共－106		
47		氏名及び住所情報	jp:addressbook				共－24		
48	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana				共－25		
49	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name				共－26		
50	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number				共－27		
51		住所又は居所情報	jp:address				共－28		
52	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text				共－29		
53	【電話番号】	電話番号	jp:phone				共－40		
54	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax				共－41		
55	【弁理士】	弁理士	jp:attorney				共－42		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
56	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
57	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
58	【フリガナ】	代表者情報	jp:representative-group			共－46		
59		代表者	jp:representative			共－47		
60		フリガナ	jp:kana			共－25		
61		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
62	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
63	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
64	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
65	【提出する刊行物等】	物件名	jp:document-name				38.2	
66	【提出の理由】	届出の内容	jp:notice-contents-group				38.3	
67	【その他】	その他	jp:dtext			共－82		
68	【提出物件の目録】	提出物件の目録	jp:submission-object-list-article			共－83		
69		目録	jp:list-group			共－84		
70	【物件名】	物件名	jp:document-name			共－85		
71		通数又は個数	jp:number-of-object			共－86		
72	【援用の表示】	援用の表示	jp:citation			共－87		
73	【返還の申出】	返還の申出	jp:return-request			共－88		
74	【包括委任状番号】	包括委任状番号	jp:general-power-of-attorney-id			共－89		
75	【提出物件の特記事項】	提出物件の特記事項	jp:dtext			共－90		
76		規定外の項目	jp:rule-outside-item-article			共－91		
77		規定外記事	jp:rule-outside-group			共－92		
78		項目名	jp:item-name			共－93		
79		項目内容	jp:item-content			共－94		

優先審査に関する事情説明書

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
1		書類識別	jp:etcetera-a87	四法種別	jp:kind-of-law		39.0	
＊ 2	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code				39.1	
3	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
4		提出日	jp:submission-date			共－2		
5	【提出日】	日付	jp:date			共－2.5		
6	【あて先】	あて先	jp:addressed-to-person			共－3		
＊ 7	【事件の表示】	事件の表示	jp:indication-of-case-article			共－10		
8		審判書類参照	jp:appeal-reference	~~審判種別~~	~~appeal-type~~	共－11		
9	【審判番号】	文書番号	jp:doc-number			共－12		
10	【審判請求日】	日付	jp:date			共－13		
11	【出願の区分】	出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	共－14		
				四法種別	jp:kind-of-law			
12		ドキュメント識別	jp:document-id			共－15		
13	【登録番号】 【出願公告番号】 【出願公開番号】 【出願番号】 【国際出願番号】	文書番号	jp:doc-number			共－16		
14	【出願日】 【国際出願日】	日付	jp:date			共－17		
15	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
16	【受付番号】	受付番号	jp:receipt-number			共－21		
17		申請者の記事	jp:applicants			共－101		
＊ 18	【提出者】	申請者	jp:applicant			共－102		
19	【持分】	持分	jp:share			共－31		
20	【代表出願人】	代表出願人	jp:representative-applicant			共－32		
21		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
22	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
23	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
24	【氏名又は名称原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－35		
25	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		
26		住所又は居所情報	jp:address			共－37		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
27	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		
28	【住所又は居所原語表記】	住所又は居所原語表記	jp:original-language-of-address			共－39		
29	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
30	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
31	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
32	【営業所】	営業所	jp:office			共－45		
33		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
34		代表者	jp:representative			共－47		
35	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
36		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
37	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
38	【代表者原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－35		
39	【法人の法的性質】	法人の法的性質	jp:legal-entity-property			共－51		
40		国籍	jp:nationality			共－52		
41	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
42	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
43	【事件との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
44		代理人の記事	jp:agents			共－105		
45	【代理人】	代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－106		
46		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
47	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
48	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
49	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
50		住所又は居所情報	jp:address			共－28		
51	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－29		
52	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
53	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
54	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		
55	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
56	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
57		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
58		代表者	jp:representative			共－47		
59	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
60		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
61	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
62	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
63	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
64	【実施の状況等】	意見の内容	jp:opinion-contents-article				39.2	
65		段落	p	番号	num		39.3	
66		イメージ	img	縦	he		39.4	
				横	wi			
				ソース	file			
				ファイルタイプ	img-format			
67	【その他】	その他	jp:dtext			共－82		
68		提出物件の目録	jp:submission-object-list-article			共－83		
69	【提出物件の目録】	目録	jp:list-group			共－84		
70	【物件名】	物件名	jp:document-name			共－85		
71		通数又は個数	jp:number-of-object			共－86		
72	【援用の表示】	援用の表示	jp:citation			共－87		
73	【返還の申出】	返還の申出	jp:return-request			共－88		
74	【包括委任状番号】	包括委任状番号	jp:general-power-of-attorney-id			共－89		
75	【提出物件の特記事項】	提出物件の特記事項	jp:dtext			共－90		
76		規定外の項目	jp:rule-outside-item-article			共－91		
77		規定外記事	jp:rule-outside-group			共－92		
78		項目名	jp:item-name			共－93		
79		項目内容	jp:item-content			共－94		

早期審査に関する事情説明書

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
1		書類識別	jp:etcetera-a871	四法種別	jp:kind-of-law		40.0	
＊ 2	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code				40.1	
3	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
4		提出日	jp:submission-date			共－2		
5	【提出日】	日付	jp:date			共－2.5		
6	【あて先】	あて先	jp:addressed-to-person			共－3		
＊ 7	【事件の表示】	事件の表示	jp:indication-of-case-article			共－10		
8		審判書類参照	jp:appeal-reference	~~審判種別~~	~~appeal-type~~	共－11		
9	【審判番号】	文書番号	jp:doc-number			共－12		
10	【審判請求日】	日付	jp:date			共－13		
11	【出願の区分】	出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	共－14		
				四法種別	jp:kind-of-law			
12		ドキュメント識別	jp:document-id			共－15		
13	【登録番号】 【出願公告番号】 【出願公開番号】 【出願番号】 【国際出願番号】	文書番号	jp:doc-number			共－16		
14	【出願日】 【国際出願日】	日付	jp:date			共－17		
15	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
16	【受付番号】	受付番号	jp:receipt-number			共－21		
17	【プルーフの要否】	プルーフの要否	jp:proof-necessity			共－30		
18		申請者の記事	jp:applicants			共－101		
＊ 19	【提出者】	申請者	jp:applicant			共－102		
20	【持分】	持分	jp:share			共－31		
21	【代表出願人】	代表出願人	jp:representative-applicant			共－32		
22		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
23	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
24	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
25	【氏名又は名称原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－35		
26	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
27		住所又は居所情報	jp:address			共－37		
28	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		
29	【住所又は居所原語表記】	住所又は居所原語表記	jp:original-language-of-address			共－39		
30	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
31	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
32	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
33	【営業所】	営業所	jp:office			共－45		
34		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
35		代表者	jp:representative			共－47		
36	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
37		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
38	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
39	【代表者原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－50		
40	【法人の法的性質】	法人の法的性質	jp:legal-entity-property			共－51		
41		国籍	jp:nationality			共－52		
42	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
43	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
44	【事件との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
45		代理人の記事	jp:agents			共－105		
46	【代理人】	代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－106		
47		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
48	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
49	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
50	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
51		住所又は居所情報	jp:address			共－28		
52	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－29		
53	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
54	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
55	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
56	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
57	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
58		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
59		代表者	jp:representative			共－47		
60	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
61		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
62	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
63	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
64	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
64-1	【早期審査の種別】	早期審査の種別	jp:kind-of-accelerated-examination				40.5	
65	【早期審査に関する事情説明】	意見の内容	jp:opinion-contents-article				40.2	
66		段落	p	番号	num		40.3	
67		イメージ	img	縦	he		40.4	
				横	wi			
				ソース	file			
				ファイルタイプ	img-format			
68	【その他】	その他	jp:dtext			共－82		
69		提出物件の目録	jp:submission-object-list-article			共－83		
70	【提出物件の目録】	目録	jp:list-group			共－84		
71	【物件名】	物件名	jp:document-name			共－85		
72		通数又は個数	jp:number-of-object			共－86		
73	【援用の表示】	援用の表示	jp:citation			共－87		
74	【返還の申出】	返還の申出	jp:return-request			共－88		
75	【包括委任状番号】	包括委任状番号	jp:general-power-of-attorney-id			共－89		
76	【提出物件の特記事項】	提出物件の特記事項	jp:dtext			共－90		
77		規定外の項目	jp:rule-outside-item-article			共－91		
78		規定外記事	jp:rule-outside-group			共－92		
79		項目名	jp:item-name			共－93		
80		項目内容	jp:item-content			共－94		

早期審査に関する事情説明補充書

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
1		書類識別	jp:etcetera-a872	四法種別	jp:kind-of-law		41.0	
＊ 2	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code				41.1	
3	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
4		提出日	jp:submission-date			共－2		
5	【提出日】	日付	jp:date			共－2.5		
6	【あて先】	あて先	jp:addressed-to-person			共－3		
＊ 7	【事件の表示】	事件の表示	jp:indication-of-case-article			共－10		
8		審判書類参照	jp:appeal-reference	~~審判種別~~	~~appeal-type~~	共－11		
9	【審判番号】	文書番号	jp:doc-number			共－12		
10	【審判請求日】	日付	jp:date			共－13		
11	【出願の区分】	出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	共－14		
				四法種別	jp:kind-of-law			
12		ドキュメント識別	jp:document-id			共－15		
13	【登録番号】 【出願公告番号】 【出願公開番号】 【出願番号】 【国際出願番号】	文書番号	jp:doc-number			共－16		
14	【出願日】 【国際出願日】	日付	jp:date			共－17		
15	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
16	【受付番号】	受付番号	jp:receipt-number			共－21		
17	【プルーフの要否】	プルーフの要否	jp:proof-necessity			共－30		
18		申請者の記事	jp:applicants			共－101		
＊ 19	【提出者】	申請者	jp:applicant			共－102		
20	【持分】	持分	jp:share			共－31		
21	【代表出願人】	代表出願人	jp:representative-applicant			共－32		
22		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
23	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
24	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
25	【氏名又は名称原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－35		
26	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
27		住所又は居所情報	jp:address			共－37		
28	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		
29	【住所又は居所原語表記】	住所又は居所原語表記	jp:original-language-of-address			共－39		
30	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
31	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
32	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
33	【営業所】	営業所	jp:office			共－45		
34		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
35		代表者	jp:representative			共－47		
36	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
37		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
38	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
39	【代表者原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－50		
40	【法人の法的性質】	法人の法的性質	jp:legal-entity-property			共－51		
41		国籍	jp:nationality			共－52		
42	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
43	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
44	【事件との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
45		代理人の記事	jp:agents			共－105		
46	【代理人】	代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－106		
47		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
48	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
49	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
50	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
51		住所又は居所情報	jp:address			共－28		
52	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－29		
53	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
54	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
55	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
56	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
57	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
58		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
59		代表者	jp:representative			共－47		
60	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
61		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
62	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
63	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
64	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
65	【補充の内容】	意見の内容	jp:opinion-contents-article				41.2	
66		段落	p	番号	num		41.3	
67		イメージ	img	縦	he		41.4	
				横	wi			
				ソース	file			
				ファイルタイプ	img-format			
68	【その他】	その他	jp:dtext			共－82		
69		提出物件の目録	jp:submission-object-list-article			共－83		
70	【提出物件の目録】	目録	jp:list-group			共－84		
71	【物件名】	物件名	jp:document-name			共－85		
72		通数又は個数	jp:number-of-object			共－86		
73	【援用の表示】	援用の表示	jp:citation			共－87		
74	【返還の申出】	返還の申出	jp:return-request			共－88		
75	【包括委任状番号】	包括委任状番号	jp:general-power-of-attorney-id			共－89		
76	【提出物件の特記事項】	提出物件の特記事項	jp:dtext			共－90		
77		規定外の項目	jp:rule-outside-item-article			共－91		
78		規定外記事	jp:rule-outside-group			共－92		
79		項目名	jp:item-name			共－93		
80		項目内容	jp:item-content			共－94		

期間延長請求書

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
1		書類識別	jp:etcetera-a601	四法種別	jp:kind-of-law		42.0	
＊ 2	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code				42.1	
3	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
4		提出日	jp:submission-date			共－2		
5	【提出日】	日付	jp:date			共－2.5		
6	【あて先】	あて先	jp:addressed-to-person			共－3		
＊ 7	【事件の表示】	事件の表示	jp:indication-of-case-article			共－10		
8		審判書類参照	jp:appeal-reference	~~審判種別~~	~~appeal-type~~	共－11		
9	【審判番号】	文書番号	jp:doc-number			共－12		
10	【審判請求日】	日付	jp:date			共－13		
11	【出願の区分】	出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	共－14		
				四法種別	jp:kind-of-law			
12		ドキュメント識別	jp:document-id			共－15		
13	【登録番号】 【出願公告番号】 【出願公開番号】 【出願番号】 【国際出願番号】	文書番号	jp:doc-number			共－16		
14	【出願日】 【国際出願日】	日付	jp:date			共－17		
15	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
16	【受付番号】	受付番号	jp:receipt-number			共－21		
17	【プルーフの要否】	プルーフの要否	jp:proof-necessity			共－30		
18		申請者の記事	jp:applicants			共－101		
＊ 19	【請求人】	申請者	jp:applicant			共－102		
20	【持分】	持分	jp:share			共－31		
21	【代表出願人】	代表出願人	jp:representative-applicant			共－32		
22		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
23	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
24	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
25	【氏名又は名称原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－35		
26	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
27		住所又は居所情報	jp:address			共－37		
28	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		
29	【住所又は居所原語表記】	住所又は居所原語表記	jp:original-language-of-address			共－39		
30	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
31	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
32	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
33	【営業所】	営業所	jp:office			共－45		
34		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
35		代表者	jp:representative			共－47		
36	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
37		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
38	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
39	【代表者原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－50		
40	【法人の法的性質】	法人の法的性質	jp:legal-entity-property			共－51		
41		国籍	jp:nationality			共－52		
42	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
43	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
44	【事件との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
45		代理人の記事	jp:agents			共－105		
46	【代理人】	代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－106		
47		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
48	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
49	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
50	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
51		住所又は居所情報	jp:address			共－28		
52	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－29		
53	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
54	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
55	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
56	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
57	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
58	【フリガナ】 【代表者】	代表者情報	jp:representative-group			共－46		
59		代表者	jp:representative			共－47		
60		フリガナ	jp:kana			共－25		
61		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
62		氏名又は名称	jp:name			共－49		
63	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
64	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
65	【発送番号】	発送番号	jp:dispatch-number			共－58		
66	【発送日】	発送日	jp:dispatch-date			共－59		
67		日付	jp:date			共－59.5		
68	【請求の内容】	届出の内容	jp:notice-contents-group				42.2	
69	【手数料の表示】	手数料の表示	jp:charge-article			共－71		
70	【納付金額】 【予納台帳番号】または【納付書番号】または 【納付番号】または 【振替番号】または 【指定立替納付】	納付	jp:payment			共－71.5		
71		納付方法・納付金額	jp:fee	納付金額	amount	共－72		
				currency	currency			
72		予納台帳番号・納付書番号・納付番号・振替番号・指定立替納付	jp:account	予納台帳番号 納付書番号 納付番号 振替番号 指定立替納付	number	共－73		注１
				予納 納付書 電子現金納付 銀行口座自動振替 指定立替納付	account-type			
73	【その他】	その他	jp:dtext			共－82		
74	【提出物件の目録】	提出物件の目録	jp:submission-object-list-article			共－83		
75		目録	jp:list-group			共－84		
76	【物件名】	物件名	jp:document-name			共－85		
77		通数又は個数	jp:number-of-object			共－86		
78	【援用の表示】	援用の表示	jp:citation			共－87		
79	【返還の申出】	返還の申出	jp:return-request			共－88		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
80	【包括委任状番号】	包括委任状番号	jp:general-power-of-attorney-id			共－89		
81	【提出物件の特記事項】	提出物件の特記事項	jp:dtext			共－90		
82		規定外の項目	jp:rule-outside-item-article			共－91		
83		規定外記事	jp:rule-outside-group			共－92		
84		項目名	jp:item-name			共－93		
85		項目内容	jp:item-content			共－94		

注１：【振替番号】、【指定立替納付】はオンライン案件の緊急避難、更正申請、再ＤＥ（オンライン出願された案件で四法等に誤りがあった場合に、ＤＥ機関において修正を行い新規エントリとしてデータエントリすること）の場合に~~のみ~~記載が可能である。
【指定立替納付】は窓口クレジットカード決済の場合にも記載が可能である。
上記の場合以外に【振替番号】、【指定立替納付】が記載された場合は、規定外項目として扱う。

期間延長請求書(期間徒過)

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
1		書類識別	jp:etcetera-a603	四法種別	jp:kind-of-law		42－1.0	
＊ 2	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code				42－1.1	
3	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
4		提出日	jp:submission-date			共－2		
5	【提出日】	日付	jp:date			共－2.5		
6	【あて先】	あて先	jp:addressed-to-person			共－3		
＊ 7	【事件の表示】	事件の表示	jp:indication-of-case-article			共－10		
8		審判書類参照	jp:appeal-reference			共－11		
9	【審判番号】	文書番号	jp:doc-number			共－12		
10	【審判請求日】	日付	jp:date			共－13		
11	【出願の区分】	出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	共－14		
				四法種別	jp:kind-of-law			
12		ドキュメント識別	jp:document-id			共－15		
13	【登録番号】 【出願公告番号】 【出願公開番号】 【出願番号】 【国際出願番号】	文書番号	jp:doc-number			共－16		
14	【出願日】 【国際出願日】	日付	jp:date			共－17		
15	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
16	【受付番号】	受付番号	jp:receipt-number			共－21		
17		申請者の記事	jp:applicants			共－101		
＊ 18	【請求人】	申請者	jp:applicant			共－102		
19	【持分】	持分	jp:share			共－31		
20	【代表出願人】	代表出願人	jp:representative-applicant			共－32		
21		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
22	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
23	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
24	【氏名又は名称原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－35		
25	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		
26		住所又は居所情報	jp:address			共－37		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
27	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		
28	【住所又は居所原語表記】	住所又は居所原語表記	jp:original-language-of-address			共－39		
29	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
30	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
31	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
32	【営業所】	営業所	jp:office			共－45		
33		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
34		代表者	jp:representative			共－47		
35	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
36		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
37	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
38	【代表者原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－50		
39	【法人の法的性質】	法人の法的性質	jp:legal-entity-property			共－51		
40		国籍	jp:nationality			共－52		
41	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
42	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
43	【事件との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
44		代理人の記事	jp:agents			共－105		
45	【代理人】	代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－106		
46		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
47	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
48	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
49	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
50		住所又は居所情報	jp:address			共－28		
51	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－29		
52	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
53	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
54	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		
55	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
56	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
57		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
58		代表者	jp:representative			共－47		
59	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
60		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
61	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
62	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
63	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
64	【発送番号】	発送番号	jp:dispatch-number			共－58		
65		発送日	jp:dispatch-date			共－59		
66	【発送日】	日付	jp:date			共－59.5		
67	【請求の内容】	届出の内容	jp:notice-contents-group				42－1.2	
67-1	【持分の割合】	持分の割合	jp:share-rate			共－76		
67-2		持分率（分子）	jp:moleclar			共－77		
67-3		持分率（分母）	jp:denominator			共－78		
68	【手数料の表示】	手数料の表示	jp:charge-article			共－71		
69		納付	jp:payment			共－71.5		
70	【納付金額】	納付方法・納付金額	jp:fee	納付金額	amount	共－72		
				currency	currency			
71	【予納台帳番号】または【納付書番号】または 【納付番号】または【振替番号】または【指定立替納付】	予納台帳番号・納付書番号・納付番号・振替番号・指定立替納付	jp:account	予納台帳番号 納付書番号 納付番号 振替番号 指定立替納付	number	共－73		注１
				予納 納付書 電子現金納付 銀行口座自動振替 指定立替納付	account-type			
72	【その他】	その他	jp:dtext			共－82		
73		提出物件の目録	jp:submission-object-list-article			共－83		
74	【提出物件の目録】	目録	jp:list-group			共－84		
75	【物件名】	物件名	jp:document-name			共－85		
76		通数又は個数	jp:number-of-object			共－86		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
77	【援用の表示】	援用の表示	jp:citation			共－87		
78	【返還の申出】	返還の申出	jp:return-request			共－88		
79	【包括委任状番号】	包括委任状番号	jp:general-power-of-attorney-id			共－89		
80	【提出物件の特記事項】	提出物件の特記事項	jp:dtext			共－90		
81		規定外の項目	jp:rule-outside-item-article			共－91		
82		規定外記事	jp:rule-outside-group			共－92		
83		項目名	jp:item-name			共－93		
84		項目内容	jp:item-content			共－94		

注１：【振替番号】、【指定立替納付】はオンライン案件の緊急避難、更正申請、再ＤＥ（オンライン出願された案件で四法等に誤りがあった場合に、ＤＥ機関において修正を行い新規エントリとしてデータエントリすること）の場合に~~のみ~~記載が可能である。
【指定立替納付】は窓口クレジットカード決済の場合にも記載が可能である。
上記の場合以外に【振替番号】、【指定立替納付】が記載された場合は、規定外項目として扱う。

出願審査請求書

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
1		書類識別	jp:etcetera-a621	四法種別	jp:kind-of-law		43.0	
＊ 2	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code				43.1	
3	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
4		提出日	jp:submission-date			共－2		
5	【提出日】	日付	jp:date			共－2.5		
6	【あて先】	あて先	jp:addressed-to-person			共－3		
＊ 7	【出願の表示】	事件の表示	jp:indication-of-case-article			共－10		
8		審判書類参照	jp:appeal-reference	~~審判種別~~	~~appeal-type~~	共－11		
9	【審判番号】	文書番号	jp:doc-number			共－12		
10	【審判請求日】	日付	jp:date			共－13		
11	【出願の区分】	出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	共－14		
				四法種別	jp:kind-of-law			
12		ドキュメント識別	jp:document-id			共－15		
13	【登録番号】 【出願公告番号】 【出願公開番号】 【出願番号】 【国際出願番号】	文書番号	jp:doc-number			共－16		
14	【出願日】 【国際出願日】	日付	jp:date			共－17		
15	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
16	【受付番号】	受付番号	jp:receipt-number			共－21		
17	【請求項の数】または 【発明の数】	請求項の数	jp:number-of-claim	適用法規	jp:adopted-law		43.2	
18		申請者の記事	jp:applicants			共－101		
＊ 19	【請求人】	申請者	jp:applicant			共－102		
20	【持分】	持分	jp:share			共－31		
21	【代表出願人】	代表出願人	jp:representative-applicant			共－32		
22		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
23	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
24	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
25	【氏名又は名称原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－35		
26	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
27		住所又は居所情報	jp:address			共－37		
28	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		
29	【住所又は居所原語表記】	住所又は居所原語表記	jp:original-language-of-address			共－39		
30	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
31	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
32	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
33	【営業所】	営業所	jp:office			共－45		
34		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
35		代表者	jp:representative			共－47		
36	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
37		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
38	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
39	【代表者原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－50		
40	【法人の法的性質】	法人の法的性質	jp:legal-entity-property			共－51		
41		国籍	jp:nationality			共－52		
42	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
43	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
44	【事件との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
45		代理人の記事	jp:agents			共－105		
46	【代理人】	代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－106		
47		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
48	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
49	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
50	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
51		住所又は居所情報	jp:address			共－28		
52	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－29		
53	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
54	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
55	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
56	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
57	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
58	【フリガナ】	代表者情報	jp:representative-group			共－46		
59		代表者	jp:representative			共－47		
60		フリガナ	jp:kana			共－25		
61		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
62	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
63	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
64	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
65	【調査報告番号】	調査報告番号	jp:srep-request-no				43.6	
66	【持分の割合】	持分の割合	jp:share-rate			共－76		
67		持分率（分子）	jp:moleclar			共－77		
68		持分率（分母）	jp:denominator			共－78		
69	【手数料の表示】	手数料の表示	jp:charge-article			共－71		
70	【納付金額】	納付	jp:payment			共－71.5		
71		納付方法・納付金額	jp:fee	納付金額	amount	共－72		
				currency	currency			
72	【予納台帳番号】または【納付書番号】または 【納付番号】または【振替番号】または【指定立替納付】	予納台帳番号・納付書番号・納付番号・振替番号・指定立替納付	jp:account	予納台帳番号 納付書番号 納付番号 振替番号 指定立替納付	number	共－73		注１
				予納 納付書 電子現金納付 銀行口座自動振替 指定立替納付	account-type			
73	【手数料に関する特記事項】	意見の内容	jp:opinion-contents-article				43.3	
74		段落	p	番号	num		43.4	
75		イメージ	img	縦	he		43.5	
				横	wi			
				ファイル種別	file			
				ファイル名	img-format			
76	【その他】	その他	jp:dtext			共－82		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
77		提出物件の目録	jp:submission-object-list-article			共－83		
78	【提出物件の目録】	目録	jp:list-group			共－84		
79	【物件名】	物件名	jp:document-name			共－85		
80		通数又は個数	jp:number-of-object			共－86		
81	【援用の表示】	援用の表示	jp:citation			共－87		
82	【返還の申出】	返還の申出	jp:return-request			共－88		
83	【包括委任状番号】	包括委任状番号	jp:general-power-of-attorney-id			共－89		
84	【提出物件の特記事項】	提出物件の特記事項	jp:dtext			共－90		
85		規定外の項目	jp:rule-outside-item-article			共－91		
86		規定外記事	jp:rule-outside-group			共－92		
87		項目名	jp:item-name			共－93		
88		項目内容	jp:item-content			共－94		

注１：【振替番号】、【指定立替納付】はオンライン案件の緊急避難、更正申請、再ＤＥ（オンライン出願された案件で四法等に誤りがあった場合に、ＤＥ機関において修正を行い新規エントリとしてデータエントリすること）の場合に~~のみ~~記載が可能である。
【指定立替納付】は窓口クレジットカード決済の場合にも記載が可能である。
上記の場合以外に【振替番号】、【指定立替納付】が記載された場合は、規定外項目として扱う。

出願審査請求書(他人)

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
1		書類識別	jp:etcetera-a625	四法種別	jp:kind-of-law		44.0	
＊ 2	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code				44.1	
3	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
4		提出日	jp:submission-date			共－2		
5	【提出日】	日付	jp:date			共－2.5		
6	【あて先】	あて先	jp:addressed-to-person			共－3		
＊ 7	【出願の表示】	事件の表示	jp:indication-of-case-article			共－10		
8		審判書類参照	jp:appeal-reference	~~審判種別~~	~~appeal-type~~	共－11		
9	【審判番号】	文書番号	jp:doc-number			共－12		
10	【審判請求日】	日付	jp:date			共－13		
11	【出願の区分】	出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	共－14		
				四法種別	jp:kind-of-law			
12		ドキュメント識別	jp:document-id			共－15		
13	【登録番号】 【出願公告番号】 【出願公開番号】 【出願番号】 【国際出願番号】	文書番号	jp:doc-number			共－16		
14	【出願日】 【国際出願日】	日付	jp:date			共－17		
15	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
16	【受付番号】	受付番号	jp:receipt-number			共－21		
17	【請求項の数】または【発明の数】	請求項の数	jp:number-of-claim	適用法規	jp:adopted-law		44.2	
18		申請者の記事	jp:applicants			共－101		
＊ 19	【請求人】	申請者	jp:applicant			共－102		
20	【持分】	持分	jp:share			共－31		
21	【代表出願人】	代表出願人	jp:representative-applicant			共－32		
22		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
23	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
24	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
25	【氏名又は名称原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－35		
26	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		
27		住所又は居所情報	jp:address			共－37		
28	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		
29	【住所又は居所原語表記】	住所又は居所原語表記	jp:original-language-of-address			共－39		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
30	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
31	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
32	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
33	【営業所】	営業所	jp:office			共－45		
34		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
35		代表者	jp:representative			共－47		
36	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
37		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
38	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
39	【代表者原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－50		
40	【法人の法的性質】	法人の法的性質	jp:legal-entity-property			共－51		
41		国籍	jp:nationality			共－52		
42	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
43	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
44	【事件との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
45		代理人の記事	jp:agents			共－105		
46	【代理人】	代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－106		
47		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
48	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
49	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
50	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
51		住所又は居所情報	jp:address			共－28		
52	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－29		
53	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
54	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
55	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		
56	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
57	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
58		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
59		代表者	jp:representative			共－47		
60	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
61		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
62	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
63	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
64	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
65	【調査報告番号】	調査報告番号	jp:srep-request-no				44.3	
66	【手数料の表示】	手数料の表示	jp:charge-article			共－71		
67		納付	jp:payment			共－71.5		
68	【納付金額】	納付方法・納付金額	jp:fee	納付金額	amount	共－72		
				currency	currency			
69	【予納台帳番号】または【納付書番号】または 【納付番号】または 【振替番号】または 【指定立替納付】	予納台帳番号・納付書番号・納付番号・振替番号・指定立替納付	jp:account	予納台帳番号 納付書番号 納付番号 振替番号 指定立替納付	number	共－73		注１
				予納 納付書 電子現金納付 銀行口座自動振替 指定立替納付	account-type			
70	【その他】	その他	jp:dtext			共－82		
71		提出物件の目録	jp:submission-object-list-article			共－83		
72	【提出物件の目録】	目録	jp:list-group			共－84		
73	【物件名】	物件名	jp:document-name			共－85		
74		通数又は個数	jp:number-of-object			共－86		
75	【援用の表示】	援用の表示	jp:citation			共－87		
76	【返還の申出】	返還の申出	jp:return-request			共－88		
77	【包括委任状番号】	包括委任状番号	jp:general-power-of-attorney-id			共－89		
78	【提出物件の特記事項】	提出物件の特記事項	jp:dtext			共－90		
79		規定外の項目	jp:rule-outside-item-article			共－91		
80		規定外記事	jp:rule-outside-group			共－92		
81		項目名	jp:item-name			共－93		
82		項目内容	jp:item-content			共－94		

項番	項目名						参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名		共通項目	個別項目	

注１：【振替番号】、【指定立替納付】はオンライン案件の緊急避難、更正申請、再ＤＥ（オンライン出願された案件で四法等に誤りがあった場合に、ＤＥ機関において修正を行い新規エントリとしてデータエントリすること）の場合に~~のみ~~記載が可能である。
【指定立替納付】は窓口クレジットカード決済の場合にも記載が可能である。
上記の場合以外に【振替番号】、【指定立替納付】が記載された場合は、規定外項目として扱う。

実用新案技術評価請求書

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
1		書類識別	jp:etcetera-a623	四法種別	jp:kind-of-law		45.0	
＊ 2	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code				45.1	
3	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
4		提出日	jp:submission-date			共－2		
5	【提出日】	日付	jp:date			共－2.5		
6	【あて先】	あて先	jp:addressed-to-person			共－3		
＊ 7	【出願の表示】	事件の表示	jp:indication-of-case-article			共－10		
8		審判書類参照	jp:appeal-reference	~~審判種別~~	~~appeal-type~~	共－11		
9	【審判番号】	文書番号	jp:doc-number			共－12		
10	【審判請求日】	日付	jp:date			共－13		
11	【出願の区分】	出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	共－14		
12				四法種別	jp:kind-of-law			
13		ドキュメント識別	jp:document-id			共－15		
14	【登録番号】 【出願公告番号】 【出願公開番号】 【出願番号】 【国際出願番号】	文書番号	jp:doc-number			共－16		
15	【出願日】 【国際出願日】	日付	jp:date			共－17		
16	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
17	【受付番号】	受付番号	jp:receipt-number			共－21		
18	【評価の請求に係る請求項の数】	請求項の数	jp:number-of-claim	適用法規	jp:adopted-law		45.2	
19	【評価の請求に係る請求項の表示】	届出の内容	jp:notice-contents-group				45.3	
20		申請者の記事	jp:applicants			共－101		
＊ 21	【請求人】	申請者	jp:applicant			共－102		
22	【持分】	持分	jp:share			共－31		
23	【代表出願人】	代表出願人	jp:representative-applicant			共－32		
24		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
25	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
26	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
27	【氏名又は名称原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－35		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
28	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		
29	【住所又は居所】	住所又は居所情報	jp:address			共－37		
30		住所又は居所	jp:text			共－38		
31	【住所又は居所原語表記】	住所又は居所原語表記	jp:original-language-of-address			共－39		
32	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
33	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
34	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
35	【営業所】	営業所	jp:office			共－45		
36	【代表者】	代表者情報	jp:representative-group			共－46		
37		代表者	jp:representative			共－47		
38	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
39		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
40		氏名又は名称	jp:name			共－49		
41	【代表者原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－50		
42	【法人の法的性質】	法人の法的性質	jp:legal-entity-property			共－51		
43	【国籍・地域】	国籍	jp:nationality			共－52		
44		国コード	jp:country			共－53		
45	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
46	【事件との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
47	【代理人】	代理人の記事	jp:agents			共－105		
48		代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－106		
49	【フリガナ】	氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
50		フリガナ	jp:kana			共－25		
51	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
52	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
53	【住所又は居所】	住所又は居所情報	jp:address			共－28		
54		住所又は居所	jp:text			共－29		
55	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
56	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
57	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		
58	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
59	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
60		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
61		代表者	jp:representative			共－47		
62	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
63		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
64	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
65	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
66	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
67	【手数料の表示】	手数料の表示	jp:charge-article			共－71		
68		納付	jp:payment			共－71.5		
69	【納付金額】	納付方法・納付金額	jp:fee	納付金額	fee-code	共－72		
				currency	currency			
70	【予納台帳番号】または【納付書番号】または 【納付番号】または【振替番号】または【指定立替納付】	予納台帳番号・納付書番号・納付番号・振替番号・指定立替納付	jp:account	予納台帳番号 納付書番号 納付番号 振替番号 指定立替納付	number	共－73		注１
				予納 納付書 電子現金納付 銀行口座自動振替 指定立替納付	account-type			
71	【その他】	その他	jp:dtext			共－82		
72	【請求人の意見】	意見の内容	jp:opinion-contents-article				45.4	
73		段落	p	番号	num		45.5	
74		イメージ	img	縦	he		45.6	
				横	wi			
				ソース	file			
				ファイルタイプ	img-format			
75		提出物件の目録	jp:submission-object-list-article			共－83		
76	【提出物件の目録】	目録	jp:list-group			共－84		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
77	【物件名】	物件名	jp:document-name			共－85		
78		通数又は個数	jp:number-of-object			共－86		
79	【援用の表示】	援用の表示	jp:citation			共－87		
80	【返還の申出】	返還の申出	jp:return-request			共－88		
81	【包括委任状番号】	包括委任状番号	jp:general-power-of-attorney-id			共－89		
82	【提出物件の特記事項】	提出物件の特記事項	jp:dtext			共－90		
83		規定外の項目	jp:rule-outside-item-article			共－91		
84		規定外記事	jp:rule-outside-group			共－92		
85		項目名	jp:item-name			共－93		
86		項目内容	jp:item-content			共－94		

注１：【振替番号】、【指定立替納付】はオンライン案件の緊急避難、更正申請、再ＤＥ（オンライン出願された案件で四法等に誤りがあった場合に、ＤＥ機関において修正を行い新規エントリとしてデータエントリすること）の場合に~~のみ~~記載が可能である。
【指定立替納付】は窓口クレジットカード決済の場合にも記載が可能である。
上記の場合以外に【振替番号】、【指定立替納付】が記載された場合は、規定外項目として扱う。

実用新案技術評価請求書(他人)

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
1		書類識別	jp:etcetera-a624	四法種別	jp:kind-of-law		45ー1.0	
＊ 2	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code				45－1.1	
3	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
4		提出日	jp:submission-date			共－2		
5	【提出日】	日付	jp:date			共－2.5		
6	【あて先】	あて先	jp:addressed-to-person			共－3		
＊ 7	【出願の表示】	事件の表示	jp:indication-of-case-article			共－10		
8		審判書類参照	jp:appeal-reference	~~審判種別~~	~~appeal-type~~	共－11		
9	【審判番号】	文書番号	jp:doc-number			共－12		
10	【審判請求日】	日付	jp:date			共－13		
11	【出願の区分】	出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	共－14		
12				四法種別	jp:kind-of-law			
13		ドキュメント識別	jp:document-id			共－15		
14	【登録番号】 【出願公告番号】 【出願公開番号】 【出願番号】 【国際出願番号】	文書番号	jp:doc-number			共－16		
15	【出願日】 【国際出願日】	日付	jp:date			共－17		
16	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
17	【受付番号】	受付番号	jp:receipt-number			共－21		
18	【評価の請求に係る請求項の数】	請求項の数	jp:number-of-claim	適用法規	jp:adopted-law		45－1.2	
19	【評価の請求に係る請求項の表示】	届出の内容	jp:notice-contents-group				45－1.3	
20		申請者の記事	jp:applicants			共－101		
＊ 21	【請求人】	申請者	jp:applicant			共－102		
22	【持分】	持分	jp:share			共－31		
23	【代表出願人】	代表出願人	jp:representative-applicant			共－32		
24		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
25	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
26	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
27	【氏名又は名称原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－35		
28	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		
29	【住所又は居所】	住所又は居所情報	jp:address			共－37		
30		住所又は居所	jp:text			共－38		
31	【住所又は居所原語表記】	住所又は居所原語表記	jp:original-language-of-address			共－39		
32	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
33	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
34	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
35	【営業所】	営業所	jp:office			共－45		
36	【フリガナ】	代表者情報	jp:representative-group			共－46		
37		代表者	jp:representative			共－47		
38		フリガナ	jp:kana			共－25		
39		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
40	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
41	【代表者原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－50		
42	【法人の法的性質】	法人の法的性質	jp:legal-entity-property			共－51		
43	【国籍・地域】	国籍	jp:nationality			共－52		
44		国コード	jp:country			共－53		
45	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
46	【事件との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
47	【代理人】	代理人の記事	jp:agents			共－105		
48		代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－106		
49	【フリガナ】	氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
50		フリガナ	jp:kana			共－25		
51	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
52	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
53		住所又は居所情報	jp:address			共－28		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
54	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－29		
55	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
56	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
57	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		
58	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
59	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
60		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
61		代表者	jp:representative			共－47		
62	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
63		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
64	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
65	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
66	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
67	【手数料の表示】	手数料の表示	jp:charge-article			共－71		
68		納付	jp:payment			共－71.5		
69	【納付金額】	納付方法・納付金額	jp:fee	納付金額	fee-code	共－72		
				currency	currency			
70	【予納台帳番号】または【納付書番号】または 【納付番号】または【振替番号】または【指定立替納付】	予納台帳番号・納付書番号・納付番号・振替番号・指定立替納付	jp:account	予納台帳番号 納付書番号 納付番号 振替番号 指定立替納付	number	共－73		注１
				予納 納付書 電子現金納付 銀行口座自動振替 指定立替納付	account-type			
71	【その他】	その他	jp:dtext			共－82		
72	【請求人の意見】	意見の内容	jp:opinion-contents-article				45－1.4	
73		段落	p	番号	num		45－1.5	
74		イメージ	img	縦	he		45－1.6	
				横	wi			
				ソース	file			

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
				ファイルタイプ	img-format			
75		提出物件の目録	jp:submission-object-list-article			共－83		
76	【提出物件の目録】	目録	jp:list-group			共－84		
77	【物件名】	物件名	jp:document-name			共－85		
78		通数又は個数	jp:number-of-object			共－86		
79	【援用の表示】	援用の表示	jp:citation			共－87		
80	【返還の申出】	返還の申出	jp:return-request			共－88		
81	【包括委任状番号】	包括委任状番号	jp:general-power-of-attorney-id			共－89		
82	【提出物件の特記事項】	提出物件の特記事項	jp:dtext			共－90		
83		規定外の項目	jp:rule-outside-item-article			共－91		
84		規定外記事	jp:rule-outside-group			共－92		
85		項目名	jp:item-name			共－93		
86		項目内容	jp:item-content			共－94		

注１：【振替番号】、【指定立替納付】はオンライン案件の緊急避難、更正申請、再ＤＥ（オンライン出願された案件で四法等に誤りがあった場合に、ＤＥ機関において修正を行い新規エントリとしてデータエントリすること）の場合に~~のみ~~記載が可能である。
【指定立替納付】は窓口クレジットカード決済の場合にも記載が可能である。
上記の場合以外に【振替番号】、【指定立替納付】が記載された場合は、規定外項目として扱う。

空白ページ

出願公開請求書

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
1		書類識別	jp:etcetera-a627	四法種別	jp:kind-of-law		46.0	
＊ 2	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code				46.1	
3	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
4		提出日	jp:submission-date			共－2		
5	【提出日】	日付	jp:date			共－2.5		
6	【あて先】	あて先	jp:addressed-to-person			共－3		
＊ 7	【出願の表示】	事件の表示	jp:indication-of-case-article			共－10		
8		審判書類参照	jp:appeal-reference	~~審判種別~~	~~appeal-type~~	共－11		
9	【審判番号】	文書番号	jp:doc-number			共－12		
10	【審判請求日】	日付	jp:date			共－13		
11	【出願の区分】	出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	共－14		
				四法種別	jp:kind-of-law			
12		ドキュメント識別	jp:document-id			共－15		
13	【登録番号】 【出願公告番号】 【出願公開番号】 【出願番号】 【国際出願番号】	文書番号	jp:doc-number			共－16		
14	【出願日】 【国際出願日】	日付	jp:date			共－17		
15	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
16	【受付番号】	受付番号	jp:receipt-number			共－21		
17		申請者の記事	jp:applicants			共－101		
＊ 18	【特許出願人】	申請者	jp:applicant			共－102		
19	【持分】	持分	jp:share			共－31		
20	【代表出願人】	代表出願人	jp:representative-applicant			共－32		
21		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
22	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
23	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
24	【氏名又は名称原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－35		
25	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		
26		住所又は居所情報	jp:address			共－37		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
27	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		
28	【住所又は居所原語表記】	住所又は居所原語表記	jp:original-language-of-address			共－39		
29	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
30	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
31	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
32	【営業所】	営業所	jp:office			共－45		
33		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
34		代表者	jp:representative			共－47		
35	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
36		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
37	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
38	【代表者原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－50		
39	【法人の法的性質】	法人の法的性質	jp:legal-entity-property			共－51		
40		国籍	jp:nationality			共－52		
41	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
42	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
43	【事件との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
44		代理人の記事	jp:agents			共－105		
45	【代理人】	代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－106		
46		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
47	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
48	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
49	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
50		住所又は居所情報	jp:address			共－28		
51	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－29		
52	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
53	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
54	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		
55	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
56	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
57		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
58		代表者	jp:representative			共－47		
59	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
60		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
61	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
62	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
63	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
64	【その他】	その他	jp:dtext			共－82		
65		提出物件の目録	jp:submission-object-list-article			共－83		
66	【提出物件の目録】	目録	jp:list-group			共－84		
67	【物件名】	物件名	jp:document-name			共－85		
68		通数又は個数	jp:number-of-object			共－86		
69	【援用の表示】	援用の表示	jp:citation			共－87		
70	【返還の申出】	返還の申出	jp:return-request			共－88		
71	【包括委任状番号】	包括委任状番号	jp:general-power-of-attorney-id			共－89		
72	【提出物件の特記事項】	提出物件の特記事項	jp:dtext			共－90		
73		規定外の項目	jp:rule-outside-item-article			共－91		
74		規定外記事	jp:rule-outside-group			共－92		
75		項目名	jp:item-name			共－93		
76		項目内容	jp:item-content			共－94		

出願審査請求手数料返還請求書

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
1		書類識別	jp:etcetera-a914	四法種別	jp:kind-of-law		46－1.0	
＊ 2	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code				46－1.1	
3	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
4		提出日	jp:submission-date			共－2		
5	【提出日】	日付	jp:date			共－2.5		
6	【あて先】	あて先	jp:addressed-to-person			共－3		
＊ 7	【出願の表示】	事件の表示	jp:indication-of-case-article			共－10		
8		審判書類参照	jp:appeal-reference	~~審判種別~~	~~appeal-type~~	共－11		
9	【審判番号】	文書番号	jp:doc-number			共－12		
10	【審判請求日】	日付	jp:date			共－13		
11	【出願の区分】	出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	共－14		
12				四法種別	jp:kind-of-law			
13		ドキュメント識別	jp:document-id			共－15		
14	【登録番号】 【出願公告番号】 【出願公開番号】 【出願番号】 【国際出願番号】	文書番号	jp:doc-number			共－16		
15	【出願日】 【国際出願日】	日付	jp:date			共－17		
16	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
17	【受付番号】	受付番号	jp:receipt-number			共－21		
20		申請者の記事	jp:applicants			共－101		
＊ 21	【返還請求人】	申請者	jp:applicant			共－102		
22	【持分】	持分	jp:share			共－31		
23	【代表出願人】	代表出願人	jp:representative-applicant			共－32		
24		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
25	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
26	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
27	【氏名又は名称原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－35		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
28	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		
29	【住所又は居所】	住所又は居所情報	jp:address			共－37		
30		住所又は居所	jp:text			共－38		
31	【住所又は居所原語表記】	住所又は居所原語表記	jp:original-language-of-address			共－39		
32	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
33	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
34	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
35	【営業所】	営業所	jp:office			共－45		
36	【代表者】	代表者情報	jp:representative-group			共－46		
37		代表者	jp:representative			共－47		
38	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
39		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
40	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
41	【代表者原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－50		
42	【法人の法的性質】	法人の法的性質	jp:legal-entity-property			共－51		
43	【国籍・地域】	国籍	jp:nationality			共－52		
44		国コード	jp:country			共－53		
45	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
46	【事件との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
47	【代理人】	代理人の記事	jp:agents			共－105		
48		代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－106		
49	【フリガナ】	氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
50		フリガナ	jp:kana			共－25		
51	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
52	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
53	【住所又は居所】	住所又は居所情報	jp:address			共－28		
54		住所又は居所	jp:text			共－29		
55	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
56	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
57	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		
58	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
59	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
60		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
61		代表者	jp:representative			共－47		
62	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
63		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
64	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
65	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
66	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
67	【返還請求対象書類】	返還請求対象書類	jp:target-document-article				46－1.2	
68		対象書類	jp:target-document				46－1.3	
69	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code				46－1.4	
70		提出日	jp:submission-date				46－1.5	
71	【提出日】	日付	jp:date				46－1.6	
72	【納付済金額】	納付済金額	jp:amount-paid				46－1.7	
73		納付方法・納付金額	jp:fee	納付金額	fee-code		46－1.8	
				currency	currency			
74	【返還請求金額】	返還請求金額	jp:amount-restoration-claim				46－1.9	
75		納付方法・納付金額	jp:fee	納付金額	fee-code		46－1.10	
				currency	currency			
76	【返還金振込先】	返還金振込先	jp:bank-account				46－1.11	
77	【金融機関名】	金融機関名	jp:financial-institution-name				46－1.12	
78	【口座種別】	口座種別	jp:account-type				46－1.13	
79	【口座番号】	口座番号	jp:account-number				46－1.14	
80	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana				46－1.15	
81	【口座名義人】	氏名又は名称	jp:name				46－1.16	

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
82	【返還の表示】	手数料の表示	jp:charge-article				46－1.17	
83		納付	jp:payment				46－1.18	
84	【加算金額】	納付方法・納付金額	jp:fee	納付金額	fee-code		46－1.19	
				currency	currency			
85	【予納台帳番号】	予納台帳番号・納付書番号・納付番号・振替番号・指定立替納付	jp:account	予納台帳番号 納付書番号 納付番号 振替番号 指定立替納付	number		46－1.20	~~注１~~
				予納 納付書 電子現金納付 銀行口座自動振替 指定立替納付	account-type			
86	【その他】	その他	jp:dtext			共－82		
87		提出物件の目録	jp:submission-object-list-article			共－83		
88	【提出物件の目録】	目録	jp:list-group			共－84		
89	【物件名】	物件名	jp:document-name			共－85		
90		通数又は個数	jp:number-of-object			共－86		
91	【援用の表示】	援用の表示	jp:citation			共－87		
92	【返還の申出】	返還の申出	jp:return-request			共－88		
93	【包括委任状番号】	包括委任状番号	jp:general-power-of-attorney-id			共－89		
94	【提出物件の特記事項】	提出物件の特記事項	jp:dtext			共－90		
95		規定外の項目	jp:rule-outside-item-article			共－91		
96		規定外記事	jp:rule-outside-group			共－92		
97		項目名	jp:item-name			共－93		
98		項目内容	jp:item-content			共－94		

~~注１：【振替番号】はオンライン案件の緊急避難、更正申請、再ＤＥ（オンライン出願された案件で四法等に誤りがあった場合に、ＤＥ機関において修正を行い新規エントリとしてデータエントリすること）の場合にのみ記載が可能である。~~
~~上記の場合以外に【振替番号】が記載された場合は、規定外項目として扱う。~~

既納手数料返還請求書

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
1		書類識別	jp:etcetera-a915	四法種別	jp:kind-of-law		46－2.0	
＊ 2	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code				46－2.1	
3	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
4		提出日	jp:submission-date			共－2		
5	【提出日】	日付	jp:date			共－2.5		
6	【あて先】	あて先	jp:addressed-to-person			共－3		
＊ 7	【事件の表示】	事件の表示	jp:indication-of-case-article			共－10		
8		審判書類参照	jp:appeal-reference	~~審判種別~~	~~appeal-type~~	共－11		
9	【審判番号】	文書番号	jp:doc-number			共－12		
10	【審判請求日】	日付	jp:date			共－13		
11	【出願の区分】	出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	共－14		
12				四法種別	jp:kind-of-law			
13		ドキュメント識別	jp:document-id			共－15		
14	【登録番号】 【出願公告番号】 【出願公開番号】 【出願番号】 【国際出願番号】	文書番号	jp:doc-number			共－16		
15	【出願日】 【国際出願日】	日付	jp:date			共－17		
16	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
17	【受付番号】	受付番号	jp:receipt-number			共－21		
20		申請者の記事	jp:applicants			共－101		
＊ 21	【返還請求人】	申請者	jp:applicant			共－102		
22	【持分】	持分	jp:share			共－31		
23	【代表出願人】	代表出願人	jp:representative-applicant			共－32		
24		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
25	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
26	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
27	【氏名又は名称原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－35		
28	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
29		住所又は居所情報	jp:address			共－37		
30	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		
31	【住所又は居所原語表記】	住所又は居所原語表記	jp:original-language-of-address			共－39		
32	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
33	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
34	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
35	【営業所】	営業所	jp:office			共－45		
36		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
37		代表者	jp:representative			共－47		
38	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
39		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
40	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
41	【代表者原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－50		
42	【法人の法的性質】	法人の法的性質	jp:legal-entity-property			共－51		
43		国籍	jp:nationality			共－52		
44	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
45	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
46	【事件との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
47		代理人の記事	jp:agents			共－105		
48	【代理人】	代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－106		
49		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
50	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
51	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
52	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
53		住所又は居所情報	jp:address			共－28		
54	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－29		
55	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
56	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
57	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		
58	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
59	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
60	【フリガナ】 【代表者】	代表者情報	jp:representative-group			共－46		
61		代表者	jp:representative			共－47		
62		フリガナ	jp:kana			共－25		
63		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
64		氏名又は名称	jp:name			共－49		
65	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
66	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
67	【返還請求対象書類】	対象書類	jp:target-document				46－2.2	
68	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code				46－2.3	
69	【提出日】	提出日	jp:submission-date				46－2.4	
70		日付	jp:date				46－2.5	
71	【納付済金額】	納付済金額	jp:amount-paid				46－2.6	
72		納付方法・納付金額	jp:fee	納付金額	fee-code		46－2.7	
				currency	currency			
73	【適正納付金額】	適正納付金額	jp:amount-proper-payment				46－2.8	
74		納付方法・納付金額	jp:fee	納付金額	fee-code		46－2.9	
				currency	currency			
75	【返還請求金額】	返還請求金額	jp:amount-restoration-claim				46－2.10	
76		納付方法・納付金額	jp:fee	納付金額	fee-code		46－2.11	
				currency	currency			
77	【返還金振込先】	返還金振込先	jp:bank-account				46－2.12	
78	【金融機関名】	金融機関名	jp:financial-institution-name				46－2.13	
79	【口座種別】	口座種別	jp:account-type				46－2.14	
80	【口座番号】	口座番号	jp:account-number				46－2.15	
81	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana				46－2.16	

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
82	【口座名義人】	氏名又は名称	jp:name				46－2.17	
83	【その他】	その他	jp:dtext			共－82		
84		提出物件の目録	jp:submission-object-list-article			共－83		
85	【提出物件の目録】	目録	jp:list-group			共－84		
86	【物件名】	物件名	jp:document-name			共－85		
87		通数又は個数	jp:number-of-object			共－86		
88	【援用の表示】	援用の表示	jp:citation			共－87		
89	【返還の申出】	返還の申出	jp:return-request			共－88		
90	【包括委任状番号】	包括委任状番号	jp:general-power-of-attorney-id			共－89		
91	【提出物件の特記事項】	提出物件の特記事項	jp:dtext			共－90		
92		規定外の項目	jp:rule-outside-item-article			共－91		
93		規定外記事	jp:rule-outside-group			共－92		
94		項目名	jp:item-name			共－93		
95		項目内容	jp:item-content			共－94		

既納手数料(登録料)返還請求書

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
1		書類識別	jp:etcetera-a915	四法種別	jp:kind-of-law		46－3.0	
＊ 2	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code				46－3.1	
3	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
4		提出日	jp:submission-date			共－2		
5	【提出日】	日付	jp:date			共－2.5		
6	【あて先】	あて先	jp:addressed-to-person			共－3		
＊ 7	【事件の表示】	事件の表示	jp:indication-of-case-article			共－10		注１
8		審判書類参照	jp:appeal-reference			共－11		
9	【審判番号】	文書番号	jp:doc-number			共－12		
10	【審判請求日】	日付	jp:date			共－13		
11	【出願の区分】	出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	共－14		
12				四法種別	jp:kind-of-law			
13		ドキュメント識別	jp:document-id			共－15		
14	【登録番号】 【出願公告番号】 【出願公開番号】 【出願番号】 【国際出願番号】	文書番号	jp:doc-number			共－16		
15	【出願日】 【国際出願日】	日付	jp:date			共－17		
16	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
17	【受付番号】	受付番号	jp:receipt-number			共－21		
20		申請者の記事	jp:applicants			共－101		
＊ 21	【返還請求人】	申請者	jp:applicant			共－102		
22	【持分】	持分	jp:share			共－31		
23	【代表出願人】	代表出願人	jp:representative-applicant			共－32		
24		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
25	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
26	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
27	【氏名又は名称原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－35		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
28	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		
29	【住所又は居所】	住所又は居所情報	jp:address			共－37		
30		住所又は居所	jp:text			共－38		
31	【住所又は居所原語表記】	住所又は居所原語表記	jp:original-language-of-address			共－39		
32	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
33	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
34	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
35	【営業所】	営業所	jp:office			共－45		
36	【フリガナ】	代表者情報	jp:representative-group			共－46		
37		代表者	jp:representative			共－47		
38		フリガナ	jp:kana			共－25		
39	【代表者】	代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
40		氏名又は名称	jp:name			共－49		
41	【代表者原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－50		
42	【法人の法的性質】	法人の法的性質	jp:legal-entity-property			共－51		
43	【国籍・地域】	国籍	jp:nationality			共－52		
44		国コード	jp:country			共－53		
45	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
46	【事件との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
47	【代理人】	代理人の記事	jp:agents			共－105		
48		代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－106		
49	【フリガナ】	氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
50		フリガナ	jp:kana			共－25		
51	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
52	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
53	【住所又は居所】	住所又は居所情報	jp:address			共－28		
54		住所又は居所	jp:text			共－29		
55	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
56	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
57	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		
58	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
59	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
60	【フリガナ】	代表者情報	jp:representative-group			共－46		
61		代表者	jp:representative			共－47		
62		フリガナ	jp:kana			共－25		
63		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
64	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
65	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
66	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
67	【返還請求対象書類】	対象書類	jp:target-document				46－3.2	
68	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code				46－3.3	
69	【提出日】	提出日	jp:submission-date				46－3.4	
70		日付	jp:date				46－3.5	
71	【納付済金額】	納付済金額	jp:amount-paid				46－3.6	
72		納付方法・納付金額	jp:fee	納付金額	fee-code		46－3.7	
				currency	currency			
73	【適正納付金額】	適正納付金額	jp:amount-proper-payment				46－3.8	
74		納付方法・納付金額	jp:fee	納付金額	fee-code		46－3.9	
				currency	currency			
75	【返還請求金額】	返還請求金額	jp:amount-restoration-claim				46－3.10	
76		納付方法・納付金額	jp:fee	納付金額	fee-code		46－3.11	
				currency	currency			
77	【返還金振込先】	返還金振込先	jp:bank-account				46－3.12	
78	【金融機関名】	金融機関名	jp:financial-institution-name				46－3.13	
79	【口座種別】	口座種別	jp:account-type				46－3.14	
80	【口座番号】	口座番号	jp:account-number				46－3.15	

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
81	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana				46－3.16	
82	【口座名義人】	氏名又は名称	jp:name				46－3.17	
83	【その他】	その他	jp:dtext			共－82		
84		提出物件の目録	jp:submission-object-list-article			共－83		
85	【提出物件の目録】	目録	jp:list-group			共－84		
86	【物件名】	物件名	jp:document-name			共－85		
87		通数又は個数	jp:number-of-object			共－86		
88	【援用の表示】	援用の表示	jp:citation			共－87		
89	【返還の申出】	返還の申出	jp:return-request			共－88		
90	【包括委任状番号】	包括委任状番号	jp:general-power-of-attorney-id			共－89		
91	【提出物件の特記事項】	提出物件の特記事項	jp:dtext			共－90		
92		規定外の項目	jp:rule-outside-item-article			共－91		
93		規定外記事	jp:rule-outside-group			共－92		
94		項目名	jp:item-name			共－93		
95		項目内容	jp:item-content			共－94		

注１）【登録番号】が単独で記載されている場合、【事件の表示】の記載は任意とする。

世界知的所有権機関へのアクセスコード付与請求書

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
1		書類識別	#N/A	四法種別	jp:kind-of-law		46－4.0	
＊ 2	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code				46－4.1	
3	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
4		提出日	jp:submission-date			共－2		
5	【提出日】	日付	jp:date			共－2.5		
6	【あて先】	あて先	jp:addressed-to-person			共－3		
＊ 7	【事件の表示】	事件の表示	jp:indication-of-case-article			共－10		
8		審判書類参照	jp:appeal-reference	~~審判種別~~	~~appeal-type~~	ー		
9		文書番号	jp:doc-number			ー		
10		日付	jp:date			ー		
11		出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	共－14		
				四法種別	jp:kind-of-law			
12		ドキュメント識別	jp:document-id			共－15		
13	【登録番号】 【出願公告番号】 【出願公開番号】 【出願番号】	文書番号	jp:doc-number			共－16		
14	【出願日】	日付	jp:date			共－17		
15	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
16	【受付番号】	受付番号	jp:receipt-number			共－21		
17		申請者の記事	jp:applicants			共－101		
＊ 18	【手続をした者】	申請者	jp:applicant			共－102		
19	【持分】	持分	jp:share			共－31		
20	【代表出願人】	代表出願人	jp:representative-applicant			共－32		
21		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
22	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
23	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
24	【氏名又は名称原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－35		
25	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		
26		住所又は居所情報	jp:address			共－37		
27	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		
28	【住所又は居所原語表記】	住所又は居所原語表記	jp:original-language-of-address			共－39		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
29	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
30	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
31	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
32	【営業所】	営業所	jp:office			共－45		
33		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
34		代表者	jp:representative			共－47		
35	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
36		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
37	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
38	【代表者原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－50		
39	【法人の法的性質】	法人の法的性質	jp:legal-entity-property			共－51		
40		国籍	jp:nationality			共－52		
41	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
42	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
43	【事件との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
44		代理人の記事	jp:agents			共－105		
45	【代理人】	代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－106		
46		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
47	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
48	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
49	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
50		住所又は居所情報	jp:address			共－28		
51	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－29		
52	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
53	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
54	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		
55	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
56	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
57		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
58		代表者	jp:representative			共－47		
59	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
60		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
61	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
62	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
63	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
64	【本出願に係る付与】	ＤＡＳ利用	jp:use-of-das				46－4.2	
65		パリ条約による優先権等の主張	jp:priority-claims				46－4.3	
66	【提出した優先権証明書】	パリ優先権主張	jp:priority-claim				46－4.4	
67	【国・地域名】	国コード	jp:country				46－4.5	
68	【出願番号】	文書番号	jp:doc-number				46－4.6	
69	【出願日】	日付	jp:date				46－4.7	
70		優先権書類の所在情報	jp:priority-doc-location-info				―	
71		国コード	jp:country				―	
72		文書番号	jp:doc-number				―	
73	【優先権証明書に係る付与】	ＤＡＳ利用	jp:use-of-das				46－4.8	
74	【その他】	その他	jp:dtext			共－82		
75		提出物件の目録	jp:submission-object-list-article			共－83		
76	【提出物件の目録】	目録	jp:list-group			共－84		
77	【物件名】	物件名	jp:document-name			共－85		
78		通数又は個数	jp:number-of-object			共－86		
79	【援用の表示】	援用の表示	jp:citation			共－87		
80	【返還の申出】	返還の申出	jp:return-request			共－88		
81	【包括委任状番号】	包括委任状番号	jp:general-power-of-attorney-id			共－89		
82	【提出物件の特記事項】	提出物件の特記事項	jp:dtext			共－90		
83		規定外の項目	jp:rule-outside-item-article			共－91		
84		規定外記事	jp:rule-outside-group			共－92		
85		項目名	jp:item-name			共－93		
86		項目内容	jp:item-content			共－94		

回復理由書

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
1		書類識別	jp:etcetera-a917	四法種別	jp:kind-of-law		46－5.0	
＊ 2	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code				46－5.1	
3	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
4		提出日	jp:submission-date			共－2		
5	【提出日】	日付	jp:date			共－2.5		
6	【あて先】	あて先	jp:addressed-to-person			共－3		
＊ 7	【出願の表示】	事件の表示	jp:indication-of-case-article			共－10		
8		審判書類参照	jp:appeal-reference			共－11		
9	【審判番号】	文書番号	jp:doc-number			共－12		
10	【審判請求日】	日付	jp:date			共－13		
11	【出願の区分】	出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	共－14		
				四法種別	jp:kind-of-law			
12		ドキュメント識別	jp:document-id			共－15		
13	~~【登録番号】~~ 【出願公告番号】 【出願公開番号】 【出願番号】 【国際出願番号】	文書番号	jp:doc-number			共－16		
14	【出願日】 【国際出願日】	日付	jp:date			共－17		
15	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
16	【受付番号】	受付番号	jp:receipt-number			共－21		
17		申請者の記事	jp:applicants			共－101		
＊ 18	【特許出願人】または【実用新案登録出願人】	申請者	jp:applicant			共－102		
19	【持分】	持分	jp:share			共－31		
20	【代表出願人】	代表出願人	jp:representative-applicant			共－32		
21		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
22	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
23	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
24	【氏名又は名称原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－35		
25	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		
26		住所又は居所情報	jp:address			共－37		
27	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		
28	【住所又は居所原語表記】	住所又は居所原語表記	jp:original-language-of-address			共－39		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
29	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
30	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
31	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
32	【営業所】	営業所	jp:office			共－45		
33		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
34		代表者	jp:representative			共－47		
35	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
36		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
37	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
38	【代表者原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－50		
39	【法人の法的性質】	法人の法的性質	jp:legal-entity-property			共－51		
40		国籍	jp:nationality			共－52		
41	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
42	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
43	【事件との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
44		代理人の記事	jp:agents			共－105		
45	【代理人】	代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－106		
46		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
47	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
48	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
49	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
50		住所又は居所情報	jp:address			共－28		
51	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－29		
52	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
53	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
54	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		
55	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
56	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
57		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
58		代表者	jp:representative			共－47		
59	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
60		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
61	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
62	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
63	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
64	【発送番号】	発送番号	jp:dispatch-number			共－58		
65		発送日	jp:dispatch-date			共－59		
66	【発送日】	日付	jp:date			共－59.5		
67	【回復の理由】	意見の内容	jp:opinion-contents-article				46－5.2	
68		段落	p	番号	num		46－5.3	
69		イメージ	img	縦	he		46－5.4	
				横	wi			
				ソース	file			
				ファイルタイプ	img-format			
69-1	【手数料の表示】	手数料の表示	jp:charge-article			共－71		
69-2		納付	jp:payment			共－71.5		
69-3	【納付金額】	納付方法・納付金額	jp:fee	納付金額	amount	共－72		
				currency	currency			
69-4	【予納台帳番号】または【納付書番号】または 【納付番号】または【振替番号】または【指定立替納付】	予納台帳番号・納付書番号・納付番号・振替番号・指定立替納付	jp:account	予納台帳番号 納付書番号 納付番号 振替番号 指定立替納付	number	共－73		注１
				予納 納付書 電子現金納付 銀行口座自動振替 指定立替納付	account-type			
70	【その他】	その他	jp:dtext			共－82		
71		提出物件の目録	jp:submission-object-list-article			共－83		
72	【提出物件の目録】	目録	jp:list-group			共－84		
73	【物件名】	物件名	jp:document-name			共－85		
74		通数又は個数	jp:number-of-object			共－86		
75	【援用の表示】	援用の表示	jp:citation			共－87		
76	【返還の申出】	返還の申出	jp:return-request			共－88		
77	【包括委任状番号】	包括委任状番号	jp:general-power-of-attorney-id			共－89		
78	【提出物件の特記事項】	提出物件の特記事項	jp:dtext			共－90		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
79		規定外の項目	jp:rule-outside-item-article			共－91		
80		規定外記事	jp:rule-outside-group			共－92		
81		項目名	jp:item-name			共－93		
82		項目内容	jp:item-content			共－94		

注１：【振替番号】、【指定立替納付】はオンライン案件の緊急避難、更正申請、再ＤＥ（オンライン出願された案件で四法等に誤りがあった場合に、ＤＥ機関において修正を行い新規エントリとしてデータエントリすること）の場合に~~のみ~~記載が可能である。
【指定立替納付】は窓口クレジットカード決済の場合にも記載が可能である。
上記の場合以外に【振替番号】、【指定立替納付】が記載された場合は、規定外項目として扱う。

保全審査に付することを求める申出書

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
1		書類識別	jp:etcetera-a918	四法種別	jp:kind-of-law		46－6.0	
＊ 2	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code				46－6.1	
3	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
4		提出日	jp:submission-date			共－2		
5	【提出日】	日付	jp:date			共－2.5		
6	【あて先】	あて先	jp:addressed-to-person			共－3		
＊ 7	【出願の表示】	事件の表示	jp:indication-of-case-article			共－10		
8		~~審判書類参照~~	~~jp:appeal-reference~~			~~共－11~~		
9	~~【審判番号】~~	~~文書番号~~	~~jp:doc-number~~			~~共－12~~		
10	~~【審判請求日】~~	~~日付~~	~~jp:date~~			~~共－13~~		
11	~~【出願の区分】~~	出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	共－14		
				四法種別	jp:kind-of-law			
12		ドキュメント識別	jp:document-id			共－15		
13	~~【登録番号】~~ ~~【出願公告番号】~~ ~~【出願公開番号】~~ 【出願番号】 ~~【国際出願番号】~~	文書番号	jp:doc-number			共－16		
14	【出願日】 ~~【国際出願日】~~	日付	jp:date			共－17		
15	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
16	~~【受付番号】~~	~~受付番号~~	~~jp:receipt-number~~			~~共－21~~		
17		申請者の記事	jp:applicants			共－101		
＊ 18	【申出人】	申請者	jp:applicant			共－102		
19	【持分】	持分	jp:share			共－31		
20	【代表出願人】	代表出願人	jp:representative-applicant			共－32		
21		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
22	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
23	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
24	【氏名又は名称原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－35		
25	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		
26		住所又は居所情報	jp:address			共－37		
27	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		
28	【住所又は居所原語表記】	住所又は居所原語表記	jp:original-language-of-address			共－39		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
29	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
30	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
31	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
32	【日本における営業所】	日本における営業所	jp:office-in-japan			共－44.5		
33	【営業所】	営業所	jp:office			共－45		
34		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
35		代表者	jp:representative			共－47		
36	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
37		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
38	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
39	【代表者原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－50		
40	【法人の法的性質】	法人の法的性質	jp:legal-entity-property			共－51		
41		国籍	jp:nationality			共－52		
42	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
43	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
44	【事件との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
45		代理人の記事	jp:agents			共－105		
46	【代理人】	代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－106		
47		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
48	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
49	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
50	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
51		住所又は居所情報	jp:address			共－28		
52	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－29		
53	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
54	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
55	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		
56	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
57	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
58		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
59		代表者	jp:representative			共－47		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
60	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
61		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
62	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
63	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
64	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
＊ 65	【申出に係る発明の内容】	申出に係る発明の内容	jp:invention-contents-article				46－6.2	
66		段落	p	番号	num		46－6.3	
67		イメージ	img	縦	he		46－6.4	
				横	wi			
				ソース	file			
				ファイルタイプ	img-format			
＊ 68	【申出の理由】	意見の内容	jp:opinion-contents-article				46－6.5	
69		段落	p	番号	num		46－6.6	
70		イメージ	img	縦	he		46－6.7	
				横	wi			
				ソース	file			
				ファイルタイプ	img-format			
71	【その他】	その他	jp:dtext			共－82		
72		提出物件の目録	jp:submission-object-list-article			共－83		
73	【提出物件の目録】	目録	jp:list-group			共－84		
74	【物件名】	物件名	jp:document-name			共－85		
75		通数又は個数	jp:number-of-object			共－86		
76	【援用の表示】	援用の表示	jp:citation			共－87		
77	【返還の申出】	返還の申出	jp:return-request			共－88		
78	【包括委任状番号】	包括委任状番号	jp:general-power-of-attorney-id			共－89		
79	【提出物件の特記事項】	提出物件の特記事項	jp:dtext			共－90		
80		~~規定外の項目~~	~~jp:rule-outside-item-article~~			~~共－91~~		注 1
81		~~規定外記事~~	~~jp:rule-outside-group~~			~~共－92~~		
82		~~項目名~~	~~jp:item-name~~			~~共－93~~		
83		~~項目内容~~	~~jp:item-content~~			~~共－94~~		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	

注１：当該書類において規定外の項目は使用しない。項目をタグに置換する際、該当するタグが存在しない場合など、規定外の項目として電子化を行う旨の記載があった場合は、電子化不能（エラー識別ＩＤ：３０５０）とする。

不送付通知申出書

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
1		書類識別	jp:etcetera-a919	四法種別	jp:kind-of-law		46－7.0	
＊ 2	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code				46－7.1	
3	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
4		提出日	jp:submission-date			共－2		
5	【提出日】	日付	jp:date			共－2.5		
6	【あて先】	あて先	jp:addressed-to-person			共－3		
＊ 7	【出願の表示】	事件の表示	jp:indication-of-case-article			共－10		
8		~~審判書類参照~~	~~jp:appeal-reference~~			~~共－11~~		
9	~~【審判番号】~~	~~文書番号~~	~~jp:doc-number~~			~~共－12~~		
10	~~【審判請求日】~~	~~日付~~	~~jp:date~~			~~共－13~~		
11	~~【出願の区分】~~	出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	共－14		
				四法種別	jp:kind-of-law			
12		ドキュメント識別	jp:document-id			共－15		
13	~~【登録番号】~~ ~~【出願公告番号】~~ ~~【出願公開番号】~~ 【出願番号】 ~~【国際出願番号】~~	文書番号	jp:doc-number			共－16		
14	【出願日】 ~~【国際出願日】~~	日付	jp:date			共－17		
15	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
16	~~【受付番号】~~	~~受付番号~~	~~jp:receipt-number~~			~~共－21~~		
17		申請者の記事	jp:applicants			共－101		
＊ 18	【申出人】	申請者	jp:applicant			共－102		
19	【持分】	持分	jp:share			共－31		
20	【代表出願人】	代表出願人	jp:representative-applicant			共－32		
21		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
22	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
23	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
24	【氏名又は名称原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－35		
25	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		
26		住所又は居所情報	jp:address			共－37		
27	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		
28	【住所又は居所原語表記】	住所又は居所原語表記	jp:original-language-of-address			共－39		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
29	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
30	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
31	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
32	【日本における営業所】	日本における営業所	jp:office-in-japan			共－44.5		
33	【営業所】	営業所	jp:office			共－45		
34		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
35		代表者	jp:representative			共－47		
36	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
37		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
38	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
39	【代表者原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－50		
40	【法人の法的性質】	法人の法的性質	jp:legal-entity-property			共－51		
41		国籍	jp:nationality			共－52		
42	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
43	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
44	【事件との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
45		代理人の記事	jp:agents			共－105		
46	【代理人】	代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－106		
47		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
48	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
49	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
50	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
51		住所又は居所情報	jp:address			共－28		
52	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－29		
53	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
54	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
55	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		
56	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
57	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
58		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
59		代表者	jp:representative			共－47		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
60	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
61		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
62	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
63	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
64	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
65	【その他】	その他	jp:dtext			共－82		
66		提出物件の目録	jp:submission-object-list-article			共－83		
67	【提出物件の目録】	目録	jp:list-group			共－84		
68	【物件名】	物件名	jp:document-name			共－85		
69		通数又は個数	jp:number-of-object			共－86		
70	【援用の表示】	援用の表示	jp:citation			共－87		
71	【返還の申出】	返還の申出	jp:return-request			共－88		
72	【包括委任状番号】	包括委任状番号	jp:general-power-of-attorney-id			共－89		
73	【提出物件の特記事項】	提出物件の特記事項	jp:dtext			共－90		
74		~~規定外の項目~~	~~jp:rule-outside-item-article~~			~~共－91~~		注１
75		~~規定外記事~~	~~jp:rule-outside-group~~			~~共－92~~		
76		~~項目名~~	~~jp:item-name~~			~~共－93~~		
77		~~項目内容~~	~~jp:item-content~~			~~共－94~~		

注１：当該書類において規定外の項目は使用しない。項目をタグに置換する際、該当するタグが存在しない場合など、規定外の項目として電子化を行う旨の記載があった場合は、電子化不能（エラー識別ＩＤ：３０５０）とする。

空白ページ

手続補正書(方式)

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
1		書類識別	jp:amendment-a51	四法種別	jp:kind-of-law		47.0	
＊ 2	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code				47.1	
3	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
4		提出日	jp:submission-date			共－2		
5	【提出日】	日付	jp:date			共－2.5		
6	【あて先】	あて先	jp:addressed-to-person			共－3		
＊ 7	【事件の表示】	事件の表示	jp:indication-of-case-article			共－10		
8		審判書類参照	jp:appeal-reference	~~審判種別~~	~~appeal-type~~	共－11		
9	【審判番号】	文書番号	jp:doc-number			共－12		
10	【審判請求日】	日付	jp:date			共－13		
11	【出願の区分】	出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	共－14		
				四法種別	jp:kind-of-law			
12		ドキュメント識別	jp:document-id			共－15		
13	【登録番号】 【出願公告番号】 【出願公開番号】 【出願番号】 【国際出願番号】	文書番号	jp:doc-number			共－16		
14	【出願日】 【国際出願日】	日付	jp:date			共－17		
15	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
16	【受付番号】	受付番号	jp:receipt-number			共－21		
17	【プルーフの要否】	プルーフの要否	jp:proof-necessity			共－30		
18		申請者の記事	jp:applicants			共－101		
＊ 19	【補正をする者】	申請者	jp:applicant			共－102		
20	【持分】	持分	jp:share			共－31		
21	【代表出願人】	代表出願人	jp:representative-applicant			共－32		
22		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
23	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
24	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
25	【氏名又は名称原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－35		
26	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		
27		住所又は居所情報	jp:address			共－37		
28	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		
29	【住所又は居所原語表記】	住所又は居所原語表記	jp:original-language-of-address			共－39		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
30	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
31	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
32	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
33	【営業所】	営業所	jp:office			共－45		
34		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
35		代表者	jp:representative			共－47		
36	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
37		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
38	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
39	【代表者原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－50		
40	【法人の法的性質】	法人の法的性質	jp:legal-entity-property			共－51		
41		国籍	jp:nationality			共－52		
42	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
43	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
44	【事件との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
45		代理人の記事	jp:agents			共－105		
46	【代理人】	代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－106		
47		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
48	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
49	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
50	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
51		住所又は居所情報	jp:address			共－28		
52	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－29		
53	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
54	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
55	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		
56	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
57	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
58		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
59		代表者	jp:representative			共－47		
60	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
61		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
62	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
63	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
64	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
65	【発送番号】	発送番号	jp:dispatch-number			共－58		
66		発送日	jp:dispatch-date			共－59		
67	【発送日】	日付	jp:date			共－59.5		
68	【補正により減少する請求項の数】または【補正により減少する発明の数】	補正により減少する請求項の数	jp:num-claim-decrease-amendment	適用法規	jp:adopted-law		47.2	
69	【補正により増加する請求項の数】または【補正により増加する発明の数】	補正により増加する請求項の数	jp:num-claim-increase-amendment	適用法規	jp:adopted-law		47.3	
70		補正の記事	jp:amendment-article			共－60		注１
＊ 71	【手続補正ｎ】	手続補正	jp:amendment-group	一連番号	jp:serial-number	共－61		
72	【補正対象書類名】	書類識別コード	jp:document-code			共－62		
73	【補正対象書類受付番号】	受付番号	jp:receipt-number			共－63		
74		提出日	jp:submission-date			共－64		
75	【補正対象書類提出日】	日付	jp:date			共－64.5		
76	【補正対象書類整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－65		
77	【補正対象項目名】	対象項目	jp:item-of-amendment			共－66		
78	【補正方法】	方法	jp:way-of-amendment			共－67		
79	【補正の内容】	補正の内容	jp:contents-of-amendment	四法種別	jp:kind-of-law	共－68		
				書類識別	jp:kind-of-document			
＊ 80	【手数料補正】	手数料補正	jp:amendment-charge-article			共－69		注１
81	【補正対象書類名】	書類識別コード	jp:document-code			共－70		
82		手数料の表示	jp:charge-article			共－71		
83		納付	jp:payment			共－71.5		
84	【納付金額】	納付方法・納付金額	jp:fee	納付金額	amount	共－72		
				currency	currency			

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
85	【予納台帳番号】または【納付書番号】または 【納付番号】または 【振替番号】または 【指定立替納付】	予納台帳番号・納付書番号・納付番号・振替番号・指定立替納付	jp:account	予納台帳番号 納付書番号 納付番号 振替番号 指定立替納付	number	共－73		注２
				予納 納付書 電子現金納付 銀行口座自動振替 指定立替納付	account-type			
86	【証拠方法】	証拠方法	jp:proof-means				47.4	
87	【持分の割合】	持分の割合	jp:share-rate			共－76		
88		持分率（分子）	jp:moleclar			共－77		
89		持分率（分母）	jp:denominator			共－78		
90	【手数料の表示】	手数料の表示	jp:charge-article			共－71		
91	【納付金額】	納付	jp:payment			共－71.5		
92		納付方法・納付金額	jp:fee	納付金額	amount	共－72		
				currency	currency			
93	【予納台帳番号】または【納付書番号】または 【納付番号】または 【振替番号】または 【指定立替納付】	予納台帳番号・納付書番号・納付番号・振替番号・指定立替納付	jp:account	予納台帳番号 納付書番号 納付番号 振替番号 指定立替納付	number	共－73		注２
				予納 納付書 電子現金納付 銀行口座自動振替 指定立替納付	account-type			
94	【その他】	その他	jp:dtext			共－82		
95	【提出物件の目録】	提出物件の目録	jp:submission-object-list-article			共－83		
96		目録	jp:list-group			共－84		
97	【物件名】	物件名	jp:document-name			共－85		
98		通数又は個数	jp:number-of-object			共－86		
99	【援用の表示】	援用の表示	jp:citation			共－87		
100	【返還の申出】	返還の申出	jp:return-request			共－88		
101	【包括委任状番号】	包括委任状番号	jp:general-power-of-attorney-id			共－89		
102	【提出物件の特記事項】	提出物件の特記事項	jp:dtext			共－90		
103		規定外の項目	jp:rule-outside-item-article			共－91		注１
104		規定外記事	jp:rule-outside-group			共－92		
105		項目名	jp:item-name			共－93		
106		項目内容	jp:item-content			共－94		

注１：書類上に【手続補正ｎ】、【手数料補正】または「規定外の項目」は何れかを必須とする。

注２：【振替番号】、【指定立替納付】はオンライン案件の緊急避難、更正申請、再ＤＥ（オンライン出願された案件で四法等に誤りがあった場合に、ＤＥ機関において修正を行い新規エントリとしてデータエントリすること）の場合に~~のみ~~記載が可能である。
【指定立替納付】は窓口クレジットカード決済の場合にも記載が可能である。
上記の場合以外に【振替番号】、【指定立替納付】が記載された場合は、規定外項目として扱う。

手続補正書

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
1		書類識別	jp:amendment-a523	四法種別	jp:kind-of-law		48.0	
＊ 2	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code				48.1	
3	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
4		提出日	jp:submission-date			共－2		
5	【提出日】	日付	jp:date			共－2.5		
6	【あて先】	あて先	jp:addressed-to-person			共－3		
＊ 7	【事件の表示】	事件の表示	jp:indication-of-case-article			共－10		
8		審判書類参照	jp:appeal-reference	~~審判種別~~	~~appeal-type~~	共－11		
9	【審判番号】	文書番号	jp:doc-number			共－12		
10	【審判請求日】	日付	jp:date			共－13		
11	【出願の区分】	出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	共－14		
				四法種別	jp:kind-of-law			
12		ドキュメント識別	jp:document-id			共－15		
13	【登録番号】 【出願公告番号】 【出願公開番号】 【出願番号】 【国際出願番号】	文書番号	jp:doc-number			共－16		
14	【出願日】 【国際出願日】	日付	jp:date			共－17		
15	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
16	【受付番号】	受付番号	jp:receipt-number			共－21		
17	【プルーフの要否】	プルーフの要否	jp:proof-necessity			共－30		
18		申請者の記事	jp:applicants			共－101		
＊ 19	【補正をする者】	申請者	jp:applicant			共－102		
20	【持分】	持分	jp:share			共－31		
21	【代表出願人】	代表出願人	jp:representative-applicant			共－32		
22		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
23	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
24	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
25	【氏名又は名称原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－35		
26	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		
27		住所又は居所情報	jp:address			共－37		
28	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		
29	【住所又は居所原語表記】	住所又は居所原語表記	jp:original-language-of-address			共－39		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
30	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
31	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
32	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
33	【営業所】	営業所	jp:office			共－45		
34		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
35		代表者	jp:representative			共－47		
36	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
37		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
38	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
39	【代表者原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－50		
40	【法人の法的性質】	法人の法的性質	jp:legal-entity-property			共－51		
41		国籍	jp:nationality			共－52		
42	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
43	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
44	【事件との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
45		代理人の記事	jp:agents			共－105		
46	【代理人】	代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－106		
47		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
48	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
49	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
50	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
51		住所又は居所情報	jp:address			共－28		
52	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－29		
53	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
54	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
55	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		
56	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
57	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
58		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
59		代表者	jp:representative			共－47		
60	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
61		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
62	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
63	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
64	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
65	【発送番号】	発送番号	jp:dispatch-number			共－58		
66	【発送日】	発送日	jp:dispatch-date			共－59		
67		日付	jp:date			共－59.5		
68	【補正により減少する請求項の数】または【補正により減少する発明の数】	補正により減少する請求項の数	jp:num-claim-decrease-amendment	適用法規	jp:adopted-law		48.2	
69	【補正により増加する請求項の数】または【補正により増加する発明の数】	補正により増加する請求項の数	jp:num-claim-increase-amendment	適用法規	jp:adopted-law		48.3	
70	【手続補正ｎ】	補正の記事	jp:amendment-article			共－60		注１
＊ 71		手続補正	jp:amendment-group	一連番号	jp:serial-number	共－61		
72	【補正対象書類名】	書類識別コード	jp:document-code			共－62		
73	【補正対象書類受付番号】	受付番号	jp:receipt-number			共－63		
74	【補正対象書類提出日】	提出日	jp:submission-date			共－64		
75		日付	jp:date			共－64.5		
76	【補正対象書類整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－65		
77	【補正対象項目名】	対象項目	jp:item-of-amendment			共－66		
78	【補正方法】	方法	jp:way-of-amendment			共－67		
79	【補正の内容】	補正の内容	jp:contents-of-amendment	四法種別	jp:kind-of-law	共－68		
				書類識別	jp:kind-of-document			
＊ 80	【手数料補正】	手数料補正	jp:amendment-charge-article			共－69		注１
81	【補正対象書類名】	書類識別コード	jp:document-code			共－70		
82	【納付金額】	手数料の表示	jp:charge-article			共－71		
83		納付	jp:payment			共－71.5		
84		納付方法・納付金額	jp:fee	納付金額	amount	共－72		
				currency	currency			

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
85	【予納台帳番号】または【納付書番号】または 【納付番号】または 【振替番号】または 【指定立替納付】	予納台帳番号・納付書番号・納付番号・振替番号・指定立替納付	jp:account	予納台帳番号 納付書番号 納付番号 振替番号 指定立替納付	number	共－73		注２
				予納 納付書 電子現金納付 銀行口座自動振替 指定立替納付	account-type			
86	【証拠方法】	証拠方法	jp:proof-means				48.4	
87	【持分の割合】	持分の割合	jp:share-rate			共－76		
88		持分率（分子）	jp:moleclar			共－77		
89		持分率（分母）	jp:denominator			共－78		
90	【手数料の表示】	手数料の表示	jp:charge-article			共－71		
91	【納付金額】	納付	jp:payment			共－71.5		
92		納付方法・納付金額	jp:fee	納付金額	amount	共－72		
				currency	currency			
93	【予納台帳番号】または【納付書番号】または 【納付番号】または 【振替番号】または 【指定立替納付】	予納台帳番号・納付書番号・納付番号・振替番号・指定立替納付	jp:account	予納台帳番号 納付書番号 納付番号 振替番号 指定立替納付	number	共－73		注２
				予納 納付書 電子現金納付 銀行口座自動振替 指定立替納付	account-type			
94	【その他】	その他	jp:dtext			共－82		
95	【提出物件の目録】	提出物件の目録	jp:submission-object-list-article			共－83		
96		目録	jp:list-group			共－84		
97	【物件名】	物件名	jp:document-name			共－85		
98		通数又は個数	jp:number-of-object			共－86		
99	【援用の表示】	援用の表示	jp:citation			共－87		
100	【返還の申出】	返還の申出	jp:return-request			共－88		
101	【包括委任状番号】	包括委任状番号	jp:general-power-of-attorney-id			共－89		
102	【提出物件の特記事項】	提出物件の特記事項	jp:dtext			共－90		
103		規定外の項目	jp:rule-outside-item-article			共－91		注１
104		規定外記事	jp:rule-outside-group			共－92		
105		項目名	jp:item-name			共－93		
106		項目内容	jp:item-content			共－94		

注１：書類上に【手続補正ｎ】、【手数料補正】または「規定外の項目」は何れかを必須とする。

注２：【振替番号】、【指定立替納付】はオンライン案件の緊急避難、更正申請、再ＤＥ（オンライン出願された案件で四法等に誤りがあった場合に、ＤＥ機関において修正を行い新規エントリとしてデータエントリすること）、特殊申請の場合に~~のみ~~記載が可能である。
【指定立替納付】は窓口クレジットカード決済の場合にも記載が可能である。
上記の場合以外に【振替番号】、【指定立替納付】が記載された場合は、規定外項目として扱う。

誤訳訂正書

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
1		書類識別	jp:amendment-a524	四法種別	jp:kind-of-law		49.0	
＊ 2	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code				49.1	
3	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
4		提出日	jp:submission-date			共－2		
5	【提出日】	日付	jp:date			共－2.5		
6	【あて先】	あて先	jp:addressed-to-person			共－3		
＊ 7	【事件の表示】	事件の表示	jp:indication-of-case-article			共－10		
8		審判書類参照	jp:appeal-reference	~~審判種別~~	~~appeal-type~~	共－11		
9	【審判番号】	文書番号	jp:doc-number			共－12		
10	【審判請求日】	日付	jp:date			共－13		
11	【出願の区分】	出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	共－14		
				四法種別	jp:kind-of-law			
12		ドキュメント識別	jp:document-id			共－15		
13	【登録番号】 【出願公告番号】 【出願公開番号】 【出願番号】 【国際出願番号】	文書番号	jp:doc-number			共－16		
14	【出願日】 【国際出願日】	日付	jp:date			共－17		
15	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
16	【受付番号】	受付番号	jp:receipt-number			共－21		
17	【プルーフの要否】	プルーフの要否	jp:proof-necessity			共－30		
18		申請者の記事	jp:applicants			共－101		
＊ 19	【特許出願人】または 【審判請求人】	申請者	jp:applicant	出願形態	jp:kind-of-application	共－102		
20	【持分】	持分	jp:share			共－31		
21	【代表出願人】	代表出願人	jp:representative-applicant			共－32		
22		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
23	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
24	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
25	【氏名又は名称原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－35		
26	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		
27		住所又は居所情報	jp:address			共－37		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
28	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		
29	【住所又は居所原語表記】	住所又は居所原語表記	jp:original-language-of-address			共－39		
30	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
31	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
32	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
33	【営業所】	営業所	jp:office			共－45		
34		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
35		代表者	jp:representative			共－47		
36	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
37		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
38	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
39	【代表者原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－50		
40	【法人の法的性質】	法人の法的性質	jp:legal-entity-property			共－51		
41		国籍	jp:nationality			共－52		
42	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
43	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
44	【事件との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
45		代理人の記事	jp:agents			共－105		
46	【代理人】	代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－106		
47		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
48	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
49	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
50	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
51		住所又は居所情報	jp:address			共－28		
52	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－29		
53	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
54	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
55	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		
56	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
57	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
58		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
59		代表者	jp:representative			共－47		
60	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
61		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
62	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
63	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
64	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
65	【発送番号】	発送番号	jp:dispatch-number			共－58		
66		発送日	jp:dispatch-date			共－59		
67	【発送日】	日付	jp:date			共－59.5		
68	【訂正により減少する請求項の数】または【訂正により減少する発明の数】	補正により減少する請求項の数	jp:num-claim-decrease-amendment	適用法規	jp:adopted-law		49.2	
69	【訂正により増加する請求項の数】または【訂正により増加する発明の数】	補正により増加する請求項の数	jp:num-claim-increase-amendment	適用法規	jp:adopted-law		49.3	
70		補正の記事	jp:amendment-article			共－60		注１
＊ 71	【誤訳訂正ｎ】	手続補正	jp:amendment-group	一連番号	jp:serial-number	共－61		
72	【訂正対象書類名】	書類識別コード	jp:document-code			共－62		
73	【訂正対象書類受付番号】	受付番号	jp:receipt-number			共－63		
74	【訂正対象書類提出日】	提出日	jp:submission-date			共－64		
75		日付	jp:date			共－64.5		
76	【訂正対象書類整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－65		
77	【訂正対象項目名】	対象項目	jp:item-of-amendment			共－66		
78	【訂正方法】	方法	jp:way-of-amendment			共－67		
79	【訂正の内容】	補正の内容	jp:contents-of-amendment	四法種別	jp:kind-of-law	共－68		
				書類識別	jp:kind-of-document			
80	【訂正の理由等】	意見の内容	jp:opinion-contents-article				49.4	
81		段落	p	番号	num		49.5	
82		イメージ	img	縦	he		49.6	
				横	wi			

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
				ソース	file			
				ファイルタイプ	img-format			
83	【持分の割合】	持分の割合	jp:share-rate			共－76		
84		持分率（分子）	jp:moleclar			共－77		
85		持分率（分母）	jp:denominator			共－78		
86	【手数料の表示】	手数料の表示	jp:charge-article			共－71		
87	【納付金額】	納付	jp:payment			共－71.５		
88		納付方法・納付金額	jp:fee	納付金額	amount	共－72		
				currency	currency			
89	【予納台帳番号】または【納付書番号】または 【納付番号】または【振替番号】または【指定立替納付】	予納台帳番号・納付書番号・納付番号・振替番号・指定立替納付	jp:account	予納台帳番号 納付書番号 納付番号 振替番号 指定立替納付	number	共－73		注２
				予納 納付書 電子現金納付 銀行口座自動振替 指定立替納付	account-type			
90	【その他】	その他	jp:dtext			共－82		
91	【提出物件の目録】	提出物件の目録	jp:submission-object-list-article			共－83		
92		目録	jp:list-group			共－84		
93	【物件名】	物件名	jp:document-name			共－85		
94		通数又は個数	jp:number-of-object			共－86		
95	【援用の表示】	援用の表示	jp:citation			共－87		
96	【返還の申出】	返還の申出	jp:return-request			共－88		
97	【包括委任状番号】	包括委任状番号	jp:general-power-of-attorney-id			共－89		
98	【提出物件の特記事項】	提出物件の特記事項	jp:dtext			共－90		
＊ 99		規定外の項目	jp:rule-outside-item-article			共－91		注１
100		規定外記事	jp:rule-outside-group			共－92		
101		項目名	jp:item-name			共－93		
102		項目内容	jp:item-content			共－94		

注１：書類上に【誤訳訂正ｎ】か「規定外の項目」は何れかを必須とする。

注２：【振替番号】、【指定立替納付】はオンライン案件の緊急避難、更正申請、再ＤＥ（オンライン出願された案件で四法等に誤りがあった場合に、ＤＥ機関において修正を行い新規エントリとしてデータエントリすること）の場合に~~のみ~~記載が可能である。
【指定立替納付】は窓口クレジットカード決済の場合にも記載が可能である。
上記の場合以外に【振替番号】、【指定立替納付】が記載された場合は、規定外項目として扱う。

国内書面

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
1		書類識別	jp:application-a632	四法種別	jp:kind-of-law		50.0	
＊ 2	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code				50.1	
3	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
4		提出日	jp:submission-date			共－2		
5	【提出日】	日付	jp:date			共－2.5		
6	【あて先】	あて先	jp:addressed-to-person			共－3		
＊ 7	【出願の表示】	事件の表示	jp:indication-of-case-article			共－10		
8		審判書類参照	jp:appeal-reference	~~審判種別~~	~~appeal-type~~	共－11		
9	【審判番号】	文書番号	jp:doc-number			共－12		
10	【審判請求日】	日付	jp:date			共－13		
11	【出願の区分】	出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	共－14		
				四法種別	jp:kind-of-law			
12		ドキュメント識別	jp:document-id			共－15		
13	【登録番号】 【出願公告番号】 【出願公開番号】 【出願番号】 【国際出願番号】	文書番号	jp:doc-number			共－16		
14	【出願日】 【国際出願日】	日付	jp:date			共－17		
15	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
16	【受付番号】	受付番号	jp:receipt-number			共－21		
17		発明者の記事	jp:inventors				50.2	
18	【発明者】または【考案者】	発明者	jp:inventor				50.3	
19		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
20	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
21	【氏名】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
22	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		
23		住所又は居所情報	jp:address				50.4	
24	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text				50.5	
25		申請者の記事	jp:applicants			共－101		
＊ 26	【特許出願人】または【実用新案登録出願人】	申請者	jp:applicant			共－102		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
27	【持分】	持分	jp:share			共－31		
28	【代表出願人】	代表出願人	jp:representative-applicant			共－32		
29		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
30	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
31	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
32	【氏名又は名称原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－35		
33	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		
34		住所又は居所情報	jp:address			共－37		
35	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		
36	【住所又は居所原語表記】	住所又は居所原語表記	jp:original-language-of-address			共－39		
37	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
38	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
39	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
40	【日本における営業所】	日本における営業所	jp:office-in-japan			共－44.5		
41	【営業所】	営業所	jp:office			共－45		
42		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
43		代表者	jp:representative			共－47		
44	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
45		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
46	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
47	【代表者原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－50		
48	【法人の法的性質】	法人の法的性質	jp:legal-entity-property			共－51		
49		国籍	jp:nationality			共－52		
50	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
51	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
52	【事件との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
53	【信託関係事項】	信託関係事項	jp:trust-relation			共－56		
54		代理人の記事	jp:agents			共－105		
55	【代理人】	代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－106		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
56		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
57	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
58	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
59	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
60		住所又は居所情報	jp:address			共－28		
61	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－29		
62	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
63	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
64	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		
65	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
66	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
67		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
68		代表者	jp:representative			共－47		
69	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
70		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
71	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
72	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
73	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
74		変更する代理人の記事	jp:attorney-change-article			共－111		
75	【選任した代理人】	代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－112		
76		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
77	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
78	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
79	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
80		住所又は居所情報	jp:address			共－28		
81	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－29		
82	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
83	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
84	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
85	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
86	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
87	【フリガナ】 【代表者】	代表者情報	jp:representative-group			共－46		
88		代表者	jp:representative			共－47		
89		フリガナ	jp:kana			共－25		
90		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
91		氏名又は名称	jp:name			共－49		
92	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
93	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
94	【納付年分】	納付年分	jp:payment-years			共－79		
95		納付年分（自）	jp:year-from			共－80		
96		納付年分（至）	jp:year-to			共－81		
97	【国等の委託研究の成果に係る記載事項】	産業再生法	jp:law-of-industrial-regenerate				50.6	
98	【持分の割合】	持分の割合	jp:share-rate			共－76		
99		持分率（分子）	jp:moleclar			共－77		
100		持分率（分母）	jp:denominator			共－78		
101	【手数料の表示】	手数料の表示	jp:charge-article			共－71		
102	【納付金額】 【予納台帳番号】または【納付書番号】または 【納付番号】または【振替番号】または【指定立替納付】	納付	jp:payment			共－71.5		
103		納付方法・納付金額	jp:fee	納付金額	amount	共－72		
104				currency	currency			
105		予納台帳番号・納付書番号・納付番号・振替番号・指定立替納付	jp:account	予納台帳番号 納付書番号 納付番号 振替番号 指定立替納付	number	共－73		注１
				予納 納付書 電子現金納付 銀行口座自動振替 指定立替納付	account-type			
106	【発送番号】	発送番号	jp:dispatch-number			共－58		
107	【職権作成の表示】	届出の内容	jp:notice-contents-group				50.7	
108	【その他】	その他	jp:dtext			共－82		
109		提出物件の目録	jp:submission-object-list-article			共－83		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
110	【提出物件の目録】	目録	jp:list-group			共－84		
111	【物件名】	物件名	jp:document-name			共－85		
112		通数又は個数	jp:number-of-object			共－86		
113	【援用の表示】	援用の表示	jp:citation			共－87		
114	【返還の申出】	返還の申出	jp:return-request			共－88		
115	【包括委任状番号】	包括委任状番号	jp:general-power-of-attorney-id			共－89		
116	【提出物件の特記事項】	提出物件の特記事項	jp:dtext			共－90		
117		規定外の項目	jp:rule-outside-item-article			共－91		
118		規定外記事	jp:rule-outside-group			共－92		
119		項目名	jp:item-name			共－93		
120		項目内容	jp:item-content			共－94		

注１：【振替番号】、【指定立替納付】はオンライン案件の緊急避難、更正申請、再ＤＥ（オンライン出願された案件で四法等に誤りがあった場合に、ＤＥ機関において修正を行い新規エントリとしてデータエントリすること）の場合に~~のみ~~記載が可能である。
【指定立替納付】は窓口クレジットカード決済の場合にも記載が可能である。
上記の場合以外に【振替番号】、【指定立替納付】が記載された場合は、規定外項目として扱う。

図面の提出書

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
1		書類識別	jp:application-a633	四法種別	jp:kind-of-law		51.0	
＊ 2	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code				51.1	
3	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
4		提出日	jp:submission-date			共－2		
5	【提出日】	日付	jp:date			共－2.5		
6	【あて先】	あて先	jp:addressed-to-person			共－3		
＊ 7	【出願の表示】	事件の表示	jp:indication-of-case-article			共－10		
8		審判書類参照	jp:appeal-reference	~~審判種別~~	~~appeal-type~~	共－11		
9	【審判番号】	文書番号	jp:doc-number			共－12		
10	【審判請求日】	日付	jp:date			共－13		
11	【出願の区分】	出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	共－14		
				四法種別	jp:kind-of-law			
12		ドキュメント識別	jp:document-id			共－15		
13	【登録番号】 【出願公告番号】 【出願公開番号】 【出願番号】 【国際出願番号】	文書番号	jp:doc-number			共－16		
14	【出願日】 【国際出願日】	日付	jp:date			共－17		
15	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
16	【受付番号】	受付番号	jp:receipt-number			共－21		
17		申請者の記事	jp:applicants			共－101		
＊ 18	【実用新案登録出願人】	申請者	jp:applicant			共－102		
19	【持分】	持分	jp:share			共－31		
20	【代表出願人】	代表出願人	jp:representative-applicant			共－32		
21		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
22	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
23	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
24	【氏名又は名称原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－35		
25	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		
26		住所又は居所情報	jp:address			共－37		
27	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
28	【住所又は居所原語表記】	住所又は居所原語表記	jp:original-language-of-address			共－39		
29	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
30	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
31	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
32	【営業所】	営業所	jp:office			共－45		
33	【フリガナ】	代表者情報	jp:representative-group			共－46		
34		代表者	jp:representative			共－47		
35		フリガナ	jp:kana			共－25		
36		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
37	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
38	【代表者原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－50		
39	【法人の法的性質】	法人の法的性質	jp:legal-entity-property			共－51		
40	【国籍・地域】	国籍	jp:nationality			共－52		
41		国コード	jp:country			共－53		
42	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
43	【事件との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
44	【代理人】	代理人の記事	jp:agents			共－105		
45		代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－106		
46	【フリガナ】	氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
47		フリガナ	jp:kana			共－25		
48	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
49	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
50	【住所又は居所】	住所又は居所情報	jp:address			共－28		
51		住所又は居所	jp:text			共－29		
52	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
53	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
54	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		
55	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
56	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
57		代表者情報	jp:representative-group			共－46		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
58		代表者	jp:representative			共－47		
59	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
60		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
61	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
62	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
63	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
64	【発送番号】	発送番号	jp:dispatch-number			共－58		
65	【その他】	その他	jp:dtext			共－82		
66		提出物件の目録	jp:submission-object-list-article			共－83		
67	【提出物件の目録】	目録	jp:list-group			共－84		
68	【物件名】	物件名	jp:document-name			共－85		
69		通数又は個数	jp:number-of-object			共－86		
70	【援用の表示】	援用の表示	jp:citation			共－87		
71	【返還の申出】	返還の申出	jp:return-request			共－88		
72	【包括委任状番号】	包括委任状番号	jp:general-power-of-attorney-id			共－89		
73	【提出物件の特記事項】	提出物件の特記事項	jp:dtext			共－90		
74		規定外の項目	jp:rule-outside-item-article			共－91		
75		規定外記事	jp:rule-outside-group			共－92		
76		項目名	jp:item-name			共－93		
77		項目内容	jp:item-content			共－94		

国際出願翻訳文提出書

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
1		書類識別	jp-application-a634	四法種別	jp:kind-of-law		52.0	
＊ 2	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code				52.1	
3	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
4		提出日	jp:submission-date			共－2		
5	【提出日】	日付	jp:date			共－2.5		
6	【あて先】	あて先	jp:addressed-to-person			共－3		
＊ 7	【出願の表示】	事件の表示	jp:indication-of-case-article			共－10		
8		審判書類参照	jp:appeal-reference	~~審判種別~~	~~appeal-type~~	共－11		
9	【審判番号】	文書番号	jp:doc-number			共－12		
10	【審判請求日】	日付	jp:date			共－13		
11	【出願の区分】	出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	共－14		
				四法種別	jp:kind-of-law			
12		ドキュメント識別	jp:document-id			共－15		
13	【登録番号】 【出願公告番号】 【出願公開番号】 【出願番号】 【国際出願番号】	文書番号	jp:doc-number			共－16		
14	【出願日】 【国際出願日】	日付	jp:date			共－17		
15	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
16	【受付番号】	受付番号	jp:receipt-number			共－21		
17		申請者の記事	jp:applicants			共－101		
＊ 18	【特許出願人】または 【実用新案登録出願人】	申請者	jp:applicant			共－102		
19	【持分】	持分	jp:share			共－31		
20	【代表出願人】	代表出願人	jp:representative-applicant			共－32		
21		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
22	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
23	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
24	【氏名又は名称原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－35		
25	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		
26		住所又は居所情報	jp:address			共－37		
27	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		

項番	項目名						参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名		共通項目	個別項目	
28	【住所又は居所原語表記】	住所又は居所原語表記	jp:original-language-of-address				共－39		
29	【電話番号】	電話番号	jp:phone				共－40		
30	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax				共－41		
31	【就業場所】	就業場所	jp:office-address				共－44		
32	【営業所】	営業所	jp:office				共－45		
33	【フリガナ】	代表者情報	jp:representative-group				共－46		
34		代表者	jp:representative				共－47		
35		フリガナ	jp:kana				共－25		
36		代表者識別	jp:representative-identification				共－48		
37	【代表者】	氏名又は名称	jp:name				共－49		
38	【代表者原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name				共－50		
39	【法人の法的性質】	法人の法的性質	jp:legal-entity-property				共－51		
40	【国籍・地域】	国籍	jp:nationality				共－52		
41		国コード	jp:country				共－53		
42	【連絡先】	連絡先	jp:contact				共－54		
43	【事件との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case				共－55		
44	【代理人】	代理人の記事	jp:agents				共－105		
45		代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent		共－106		
46	【フリガナ】	氏名及び住所情報	jp:addressbook				共－24		
47		フリガナ	jp:kana				共－25		
48	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name				共－26		
49	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number				共－27		
50	【住所又は居所】	住所又は居所情報	jp:address				共－28		
51		住所又は居所	jp:text				共－29		
52	【電話番号】	電話番号	jp:phone				共－40		
53	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax				共－41		
54	【弁理士】	弁理士	jp:attorney				共－42		
55	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer				共－43		
56	【就業場所】	就業場所	jp:office-address				共－44		
57		代表者情報	jp:representative-group				共－46		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
58		代表者	jp:representative			共－47		
59	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
60		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
61	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
62	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
63	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
64	【その他】	その他	jp:dtext			共－82		
65		提出物件の目録	jp:submission-object-list-article			共－83		
66	【提出物件の目録】	目録	jp:list-group			共－84		
67	【物件名】	物件名	jp:document-name			共－85		
68		通数又は個数	jp:number-of-object			共－86		
69	【援用の表示】	援用の表示	jp:citation			共－87		
70	【返還の申出】	返還の申出	jp:return-request			共－88		
71	【包括委任状番号】	包括委任状番号	jp:general-power-of-attorney-id			共－89		
72	【提出物件の特記事項】	提出物件の特記事項	jp:dtext			共－90		
73		規定外の項目	jp:rule-outside-item-article			共－91		
74		規定外記事	jp:rule-outside-group			共－92		
75		項目名	jp:item-name			共－93		
76		項目内容	jp:item-content			共－94		

国際出願翻訳文提出書(職権)

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
1		書類識別	jp-application-a635	四法種別	jp:kind-of-law		53.0	
＊ 2	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code				53.1	
3	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
4		提出日	jp:submission-date			共－2		
5	【提出日】	日付	jp:date			共－2.5		
6	【あて先】	あて先	jp:addressed-to-person			共－3		
＊ 7	【出願の表示】	事件の表示	jp:indication-of-case-article			共－10		
8		審判書類参照	jp:appeal-reference	~~審判種別~~	~~appeal-type~~	共－11		
9	【審判番号】	文書番号	jp:doc-number			共－12		
10	【審判請求日】	日付	jp:date			共－13		
11	【出願の区分】	出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	共－14		
				四法種別	jp:kind-of-law			
12		ドキュメント識別	jp:document-id			共－15		
13	【登録番号】 【出願公告番号】 【出願公開番号】 【出願番号】 【国際出願番号】	文書番号	jp:doc-number			共－16		
14	【出願日】 【国際出願日】	日付	jp:date			共－17		
15	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
16	【受付番号】	受付番号	jp:receipt-number			共－21		
17		申請者の記事	jp:applicants			共－101		
＊ 18	【特許出願人】または 【実用新案登録出願人】	申請者	jp:applicant			共－102		
19	【持分】	持分	jp:share			共－31		
20	【代表出願人】	代表出願人	jp:representative-applicant			共－32		
21		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
22	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
23	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
24	【氏名又は名称原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－35		
25	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		
26		住所又は居所情報	jp:address			共－37		
27	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		

項番	項目名						参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名		共通項目	個別項目	
28	【住所又は居所原語表記】	住所又は居所原語表記	jp:original-language-of-address				共－39		
29	【電話番号】	電話番号	jp:phone				共－40		
30	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax				共－41		
31	【就業場所】	就業場所	jp:office-address				共－44		
32	【営業所】	営業所	jp:office				共－45		
33	【フリガナ】	代表者情報	jp:representative-group				共－46		
34		代表者	jp:representative				共－47		
35		フリガナ	jp:kana				共－25		
36		代表者識別	jp:representative-identification				共－48		
37	【代表者】	氏名又は名称	jp:name				共－49		
38	【代表者原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name				共－50		
39	【法人の法的性質】	法人の法的性質	jp:legal-entity-property				共－51		
40	【国籍・地域】	国籍	jp:nationality				共－52		
41		国コード	jp:country				共－53		
42	【連絡先】	連絡先	jp:contact				共－54		
43	【事件との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case				共－55		
44	【代理人】	代理人の記事	jp:agents				共－105		
45		代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent		共－106		
46	【フリガナ】	氏名及び住所情報	jp:addressbook				共－24		
47		フリガナ	jp:kana				共－25		
48	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name				共－26		
49	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number				共－27		
50	【住所又は居所】	住所又は居所情報	jp:address				共－28		
51		住所又は居所	jp:text				共－29		
52	【電話番号】	電話番号	jp:phone				共－40		
53	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax				共－41		
54	【弁理士】	弁理士	jp:attorney				共－42		
55	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer				共－43		
56	【就業場所】	就業場所	jp:office-address				共－44		
57		代表者情報	jp:representative-group				共－46		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
58		代表者	jp:representative			共－47		
59	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
60		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
61	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
62	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
63	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
64	【職権作成の表示】	届出の内容	jp:notice-contents-group				53.2	
65	【その他】	その他	jp:dtext			共－82		
66		提出物件の目録	jp:submission-object-list-article			共－83		
67	【提出物件の目録】	目録	jp:list-group			共－84		
68	【物件名】	物件名	jp:document-name			共－85		
69		通数又は個数	jp:number-of-object			共－86		
70	【援用の表示】	援用の表示	jp:citation			共－87		
71	【返還の申出】	返還の申出	jp:return-request			共－88		
72	【包括委任状番号】	包括委任状番号	jp:general-power-of-attorney-id			共－89		
73	【提出物件の特記事項】	提出物件の特記事項	jp:dtext			共－90		
74		規定外の項目	jp:rule-outside-item-article			共－91		
75		規定外記事	jp:rule-outside-group			共－92		
76		項目名	jp:item-name			共－93		
77		項目内容	jp:item-content			共－94		

新規性喪失の例外適用申請書

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
1		書類識別	jp:presentment-a801	四法種別	jp:kind-of-law		54.0	
＊ 2	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code				54.1	
3	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
4		特記事項	jp:special-mention-matter-article				54.2	
5	【特記事項】	条文	jp:article				54.3	
6		提出日	jp:submission-date			共－2		
7	【提出日】	日付	jp:date			共－2.5		
8	【あて先】	あて先	jp:addressed-to-person			共－3		
＊ 9	【事件の表示】	事件の表示	jp:indication-of-case-article			共－10		
10		審判書類参照	jp:appeal-reference	~~審判種別~~	~~appeal-type~~	共－11		
11	【審判番号】	文書番号	jp:doc-number			共－12		
12	【審判請求日】	日付	jp:date			共－13		
13	【出願の区分】	出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	共－14		
				四法種別	jp:kind-of-law			
14		ドキュメント識別	jp:document-id			共－15		
15	【登録番号】 【出願公告番号】 【出願公開番号】 【出願番号】 【国際出願番号】	文書番号	jp:doc-number			共－16		
16	【出願日】 【国際出願日】	日付	jp:date			共－17		
17	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
18	【受付番号】	受付番号	jp:receipt-number			共－21		
19		申請者の記事	jp:applicants			共－101		
＊ 20	【特許出願人】または 【実用新案登録出願人】	申請者	jp:applicant			共－102		
21	【持分】	持分	jp:share			共－31		
22	【代表出願人】	代表出願人	jp:representative-applicant			共－32		
23		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
24	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
25	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
26	【氏名又は名称原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－35		
27	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
28		住所又は居所情報	jp:address			共－37		
29	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		
30	【住所又は居所原語表記】	住所又は居所原語表記	jp:original-language-of-address			共－39		
31	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
32	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
33	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
34	【営業所】	営業所	jp:office			共－45		
35		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
36		代表者	jp:representative			共－47		
37	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
38		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
39	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
40	【代表者原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－50		
41	【法人の法的性質】	法人の法的性質	jp:legal-entity-property			共－51		
42		国籍	jp:nationality			共－52		
43	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
44	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
45	【事件との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
46		代理人の記事	jp:agents			共－105		
47	【代理人】	代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－106		
48		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
49	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
50	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
51	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
52		住所又は居所情報	jp:address			共－28		
53	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－29		
54	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
55	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
56	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		
57	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
58	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
59		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
60		代表者	jp:representative			共－47		
61	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
62		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
63	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
64	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
65	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
66	【その他】	その他	jp:dtext			共－82		
67		提出物件の目録	jp:submission-object-list-article			共－83		
68	【提出物件の目録】	目録	jp:list-group			共－84		
69	【物件名】	物件名	jp:document-name			共－85		
70		通数又は個数	jp:number-of-object			共－86		
71	【援用の表示】	援用の表示	jp:citation			共－87		
72	【返還の申出】	返還の申出	jp:return-request			共－88		
73	【包括委任状番号】	包括委任状番号	jp:general-power-of-attorney-id			共－89		
74	【提出物件の特記事項】	提出物件の特記事項	jp:dtext			共－90		
75		規定外の項目	jp:rule-outside-item-article			共－91		
76		規定外記事	jp:rule-outside-group			共－92		
77		項目名	jp:item-name			共－93		
78		項目内容	jp:item-content			共－94		

国内処理請求書

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
1		書類識別	jp-etcetera-a626	四法種別	jp:kind-of-law		55.0	
＊ 2	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code				55.1	
3	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
4		提出日	jp:submission-date			共－2		
5	【提出日】	日付	jp:date			共－2.5		
6	【あて先】	あて先	jp:addressed-to-person			共－3		
＊ 7	【出願の表示】	事件の表示	jp:indication-of-case-article			共－10		
8		審判書類参照	jp:appeal-reference	~~審判種別~~	~~appeal-type~~	共－11		
9	【審判番号】	文書番号	jp:doc-number			共－12		
10	【審判請求日】	日付	jp:date			共－13		
11	【出願の区分】	出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	共－14		
				四法種別	jp:kind-of-law			
12		ドキュメント識別	jp:document-id			共－15		
13	【登録番号】 【出願公告番号】 【出願公開番号】 【出願番号】 【国際出願番号】	文書番号	jp:doc-number			共－16		
14	【出願日】 【国際出願日】	日付	jp:date			共－17		
15	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
16	【受付番号】	受付番号	jp:receipt-number			共－21		
17		申請者の記事	jp:applicants			共－101		
＊ 18	【実用新案登録出願人】	申請者	jp:applicant			共－102		
19	【持分】	持分	jp:share			共－31		
20	【代表出願人】	代表出願人	jp:representative-applicant			共－32		
21		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
22	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
23	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
24	【氏名又は名称原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－35		
25	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		
26		住所又は居所情報	jp:address			共－37		
27	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		

項番	項目名						参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名		共通項目	個別項目	
28	【住所又は居所原語表記】	住所又は居所原語表記	jp:original-language-of-address				共－39		
29	【電話番号】	電話番号	jp:phone				共－40		
30	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax				共－41		
31	【就業場所】	就業場所	jp:office-address				共－44		
32	【営業所】	営業所	jp:office				共－45		
33	【フリガナ】	代表者情報	jp:representative-group				共－46		
34		代表者	jp:representative				共－47		
35		フリガナ	jp:kana				共－25		
36		代表者識別	jp:representative-identification				共－48		
37	【代表者】	氏名又は名称	jp:name				共－49		
38	【代表者原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name				共－50		
39	【法人の法的性質】	法人の法的性質	jp:legal-entity-property				共－51		
40	【国籍・地域】	国籍	jp:nationality				共－52		
41		国コード	jp:country				共－53		
42	【連絡先】	連絡先	jp:contact				共－54		
43	【事件との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case				共－55		
44	【代理人】	代理人の記事	jp:agents				共－105		
45		代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent		共－106		
46	【フリガナ】	氏名及び住所情報	jp:addressbook				共－24		
47		フリガナ	jp:kana				共－25		
48	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name				共－26		
49	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number				共－27		
50	【住所又は居所】	住所又は居所情報	jp:address				共－28		
51		住所又は居所	jp:text				共－29		
52	【電話番号】	電話番号	jp:phone				共－40		
53	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax				共－41		
54	【弁理士】	弁理士	jp:attorney				共－42		
55	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer				共－43		
56	【就業場所】	就業場所	jp:office-address				共－44		
57		代表者情報	jp:representative-group				共－46		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
58		代表者	jp:representative			共－47		
59	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
60		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
61	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
62	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
63	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
64	【その他】	その他	jp:dtext			共－82		
65		提出物件の目録	jp:submission-object-list-article			共－83		
66	【提出物件の目録】	目録	jp:list-group			共－84		
67	【物件名】	物件名	jp:document-name			共－85		
68		通数又は個数	jp:number-of-object			共－86		
69	【援用の表示】	援用の表示	jp:citation			共－87		
70	【返還の申出】	返還の申出	jp:return-request			共－88		
71	【包括委任状番号】	包括委任状番号	jp:general-power-of-attorney-id			共－89		
72	【提出物件の特記事項】	提出物件の特記事項	jp:dtext			共－90		
73		規定外の項目	jp:rule-outside-item-article			共－91		
74		規定外記事	jp:rule-outside-group			共－92		
75		項目名	jp:item-name			共－93		
76		項目内容	jp:item-content			共－94		

特許協力条約第19条補正の翻訳文提出書

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
1		書類識別	jp:amendment-a525	四法種別	jp:kind-of-law		56.0	
＊ 2	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code				56.1	
3	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
4		提出日	jp:submission-date			共－2		
5	【提出日】	日付	jp:date			共－2.5		
6	【あて先】	あて先	jp:addressed-to-person			共－3		
＊ 7	【出願の表示】	事件の表示	jp:indication-of-case-article			共－10		
8		審判書類参照	jp:appeal-reference	~~審判種別~~	~~appeal-type~~	共－11		
9	【審判番号】	文書番号	jp:doc-number			共－12		
10	【審判請求日】	日付	jp:date			共－13		
11	【出願の区分】	出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	共－14		
				四法種別	jp:kind-of-law			
12		ドキュメント識別	jp:document-id			共－15		
13	【登録番号】 【出願公告番号】 【出願公開番号】 【出願番号】 【国際出願番号】	文書番号	jp:doc-number			共－16		
14	【出願日】 【国際出願日】	日付	jp:date			共－17		
15	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
16	【受付番号】	受付番号	jp:receipt-number			共－21		
17	【プルーフの要否】	プルーフの要否	jp:proof-necessity			共－30		
18		申請者の記事	jp:applicants			共－101		
＊ 19	【特許出願人】または 【実用新案登録出願人】	申請者	jp:applicant			共－102		
20	【持分】	持分	jp:share			共－31		
21	【代表出願人】	代表出願人	jp:representative-applicant			共－32		
22		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
23	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
24	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
25	【氏名又は名称原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－35		
26	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		
27		住所又は居所情報	jp:address			共－37		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
28	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		
29	【住所又は居所原語表記】	住所又は居所原語表記	jp:original-language-of-address			共－39		
30	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
31	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
32	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
33	【営業所】	営業所	jp:office			共－45		
34		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
35		代表者	jp:representative			共－47		
36	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
37		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
38	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
39	【代表者原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－50		
40	【法人の法的性質】	法人の法的性質	jp:legal-entity-property			共－51		
41		国籍	jp:nationality			共－52		
42	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
43	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
44	【事件との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
45		代理人の記事	jp:agents			共－105		
46	【代理人】	代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－106		
47		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
48	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
49	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
50	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
51		住所又は居所情報	jp:address			共－28		
52	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－29		
53	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
54	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
55	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		
56	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
57	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
58		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
59		代表者	jp:representative			共－47		
60	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
61		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
62	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
63	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
64	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
65		補正書の提出年月日	jp:submit-date-of-amendment				56.2	
66	【補正書の提出年月日】	日付	jp:date				56.3	
67	【補正により減少する請求項の数】	補正により減少する請求項の数	jp:num-claim-decrease-amendment	適用法規	jp:adopted-law		56.4	
68	【補正により増加する請求項の数】	補正により増加する請求項の数	jp:num-claim-increase-amendment	適用法規	jp:adopted-law		56.5	
69		補正の記事	jp:amendment-article			共－60		
＊ 70	【手続補正ｎ】	手続補正	jp:amendment-group			共－61		
71	【補正対象書類名】	書類識別コード	jp:document-code			共－62		
72	【補正対象書類受付番号】	受付番号	jp:receipt-number			共－63		
73		提出日	jp:submission-date			共－64		
74	【補正対象書類提出日】	日付	jp:date			共－64.5		
75	【補正対象書類整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－65		
76	【補正対象項目名】	対象項目	jp:item-of-amendment			共－66		
77	【補正方法】	方法	jp:way-of-amendment			共－67		
78	【補正の内容】	補正の内容	jp:contents-of-amendment	四法種別	jp:kind-of-law	共－68		
				書類識別	jp:kind-of-document			
79	【その他】	その他	jp:dtext			共－82		
80		提出物件の目録	jp:submission-object-list-article			共－83		
81	【提出物件の目録】	目録	jp:list-group			共－84		
82	【物件名】	物件名	jp:document-name			共－85		
83		通数又は個数	jp:number-of-object			共－86		
84	【援用の表示】	援用の表示	jp:citation			共－87		
85	【返還の申出】	返還の申出	jp:return-request			共－88		
86	【包括委任状番号】	包括委任状番号	jp:general-power-of-attorney-id			共－89		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
87	【提出物件の特記事項】	提出物件の特記事項	jp:dtext			共－90		
88		規定外の項目	jp:rule-outside-item-article			共－91		
89		規定外記事	jp:rule-outside-group			共－92		
90		項目名	jp:item-name			共－93		
91		項目内容	jp:item-content			共－94		

特許協力条約第19条補正の翻訳文提出書（職権）

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
1		書類識別	jp:amendment-a526	四法種別	jp:kind-of-law		57.0	
＊ 2	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code				57.1	
3	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
4		提出日	jp:submission-date			共－2		
5	【提出日】	日付	jp:date			共－2.5		
6	【あて先】	あて先	jp:addressed-to-person			共－3		
＊ 7	【出願の表示】	事件の表示	jp:indication-of-case-article			共－10		
8		審判書類参照	jp:appeal-reference	~~審判種別~~	~~appeal-type~~	共－11		
9	【審判番号】	文書番号	jp:doc-number			共－12		
10	【審判請求日】	日付	jp:date			共－13		
11	【出願の区分】	出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	共－14		
				四法種別	jp:kind-of-law			
12		ドキュメント識別	jp:document-id			共－15		
13	【登録番号】 【出願公告番号】 【出願公開番号】 【出願番号】 【国際出願番号】	文書番号	jp:doc-number			共－16		
14	【出願日】 【国際出願日】	日付	jp:date			共－17		
15	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
16	【受付番号】	受付番号	jp:receipt-number			共－21		
17	【プルーフの要否】	プルーフの要否	jp:proof-necessity			共－30		
18		申請者の記事	jp:applicants			共－101		
＊ 19	【特許出願人】または 【実用新案登録出願人】	申請者	jp:applicant			共－102		
20	【持分】	持分	jp:share			共－31		
21	【代表出願人】	代表出願人	jp:representative-applicant			共－32		
22		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
23	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
24	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
25	【氏名又は名称原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－35		
26	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		
27		住所又は居所情報	jp:address			共－37		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
28	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		
29	【住所又は居所原語表記】	住所又は居所原語表記	jp:original-language-of-address			共－39		
30	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
31	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
32	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
33	【営業所】	営業所	jp:office			共－45		
34	【フリガナ】	代表者情報	jp:representative-group			共－46		
35		代表者	jp:representative			共－47		
36		フリガナ	jp:kana			共－25		
37		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
38	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
39	【代表者原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－50		
40	【法人の法的性質】	法人の法的性質	jp:legal-entity-property			共－51		
41	【国籍・地域】	国籍	jp:nationality			共－52		
42		国コード	jp:country			共－53		
43	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
44	【事件との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
45	【代理人】	代理人の記事	jp:agents			共－105		
46		代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－106		
47	【フリガナ】	氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
48		フリガナ	jp:kana			共－25		
49	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
50	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
51	【住所又は居所】	住所又は居所情報	jp:address			共－28		
52		住所又は居所	jp:text			共－29		
53	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
54	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
55	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		
56	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
57	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
58		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
59		代表者	jp:representative			共－47		
60	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
61		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
62	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
63	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
64	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
65		補正書の提出年月日	jp:submit-date-of-amendment				57.2	
66	【補正書の提出年月日】	日付	jp:date				57.3	
67	【補正により減少する請求項の数】	補正により減少する請求項の数	jp:num-claim-decrease-amendment	適用法規	jp:adopted-law		57.4	
68	【補正により増加する請求項の数】	補正により増加する請求項の数	jp:num-claim-increase-amendment	適用法規	jp:adopted-law		57.5	
69	【職権作成の表示】	届出の内容	jp:notice-contents-group				57.6	
70		補正の記事	jp:amendment-article			共－60		
＊ 71	【手続補正ｎ】	手続補正	jp:amendment-group			共－61		
72	【補正対象書類名】	書類識別コード	jp:document-code			共－62		
73	【補正対象書類受付番号】	受付番号	jp:receipt-number			共－63		
74		提出日	jp:submission-date			共－64		
75	【補正対象書類提出日】	日付	jp:date			共－64.5		
76	【補正対象書類整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－65		
77	【補正対象項目名】	対象項目	jp:item-of-amendment			共－66		
78	【補正方法】	方法	jp:way-of-amendment			共－67		
79	【補正の内容】	補正の内容	jp:contents-of-amendment	四法種別	jp:kind-of-law	共－68		
				書類識別	jp:kind-of-document			
80	【その他】	その他	jp:dtext			共－82		
81		提出物件の目録	jp:submission-object-list-article			共－83		
82	【提出物件の目録】	目録	jp:list-group			共－84		
83	【物件名】	物件名	jp:document-name			共－85		
84		通数又は個数	jp:number-of-object			共－86		
85	【援用の表示】	援用の表示	jp:citation			共－87		
86	【返還の申出】	返還の申出	jp:return-request			共－88		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
87	【包括委任状番号】	包括委任状番号	jp:general-power-of-attorney-id			共－89		
88	【提出物件の特記事項】	提出物件の特記事項	jp:dtext			共－90		
89		規定外の項目	jp:rule-outside-item-article			共－91		
90		規定外記事	jp:rule-outside-group			共－92		
91		項目名	jp:item-name			共－93		
92		項目内容	jp:item-content			共－94		

特許協力条約第19条補正の写し提出書

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
1		書類識別	jp:amendment-a527	四法種別	jp:kind-of-law		58.0	
＊ 2	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code				58.1	
3	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
4		提出日	jp:submission-date			共－2		
5	【提出日】	日付	jp:date			共－2.5		
6	【あて先】	あて先	jp:addressed-to-person			共－3		
＊ 7	【出願の表示】	事件の表示	jp:indication-of-case-article			共－10		
8		審判書類参照	jp:appeal-reference	~~審判種別~~	~~appeal-type~~	共－11		
9	【審判番号】	文書番号	jp:doc-number			共－12		
10	【審判請求日】	日付	jp:date			共－13		
11	【出願の区分】	出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	共－14		
				四法種別	jp:kind-of-law			
12		ドキュメント識別	jp:document-id			共－15		
13	【登録番号】 【出願公告番号】 【出願公開番号】 【出願番号】 【国際出願番号】	文書番号	jp:doc-number			共－16		
14	【出願日】 【国際出願日】	日付	jp:date			共－17		
15	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
16	【受付番号】	受付番号	jp:receipt-number			共－21		
17	【プルーフの要否】	プルーフの要否	jp:proof-necessity			共－30		
18		申請者の記事	jp:applicants			共－101		
＊ 19	【特許出願人】または 【実用新案登録出願人】	申請者	jp:applicant			共－102		
20	【持分】	持分	jp:share			共－31		
21	【代表出願人】	代表出願人	jp:representative-applicant			共－32		
22		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
23	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
24	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
25	【氏名又は名称原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－35		
26	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		
27		住所又は居所情報	jp:address			共－37		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
28	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		
29	【住所又は居所原語表記】	住所又は居所原語表記	jp:original-language-of-address			共－39		
30	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
31	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
32	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
33	【営業所】	営業所	jp:office			共－45		
34		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
35		代表者	jp:representative			共－47		
36	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
37		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
38	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
39	【代表者原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－50		
40	【法人の法的性質】	法人の法的性質	jp:legal-entity-property			共－51		
41		国籍	jp:nationality			共－52		
42	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
43	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
44	【事件との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
45		代理人の記事	jp:agents			共－105		
46	【代理人】	代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－106		
47		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
48	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
49	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
50	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
51		住所又は居所情報	jp:address			共－28		
52	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－29		
53	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
54	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
55	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		
56	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
57	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
58		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
59		代表者	jp:representative			共－47		
60	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
61		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
62	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
63	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
64	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
65		補正書の提出年月日	jp:submit-date-of-amendment				58.2	
66	【補正書の提出年月日】	日付	jp:date				58.3	
67	【補正により減少する請求項の数】	補正により減少する請求項の数	jp:num-claim-decrease-amendment	適用法規	jp:adopted-law		58.4	
68	【補正により増加する請求項の数】	補正により増加する請求項の数	jp:num-claim-increase-amendment	適用法規	jp:adopted-law		58.5	
69	【その他】	その他	jp:dtext			共－82		
70		提出物件の目録	jp:submission-object-list-article			共－83		
71	【提出物件の目録】	目録	jp:list-group			共－84		
72	【物件名】	物件名	jp:document-name			共－85		
73		通数又は個数	jp:number-of-object			共－86		
74	【援用の表示】	援用の表示	jp:citation			共－87		
75	【返還の申出】	返還の申出	jp:return-request			共－88		
76	【包括委任状番号】	包括委任状番号	jp:general-power-of-attorney-id			共－89		
77	【提出物件の特記事項】	提出物件の特記事項	jp:dtext			共－90		
78		規定外の項目	jp:rule-outside-item-article			共－91		
79		規定外記事	jp:rule-outside-group			共－92		
80		項目名	jp:item-name			共－93		
81		項目内容	jp:item-content			共－94		

特許協力条約第19条補正の写し提出書（職権）

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
1		書類識別	jp-amendment-a528	四法種別	jp:kind-of-law		59.0	
＊ 2	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code				59.1	
3	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
4		提出日	jp:submission-date			共－2		
5	【提出日】	日付	jp:date			共－2.5		
6	【あて先】	あて先	jp:addressed-to-person			共－3		
＊ 7	【出願の表示】	事件の表示	jp:indication-of-case-article			共－10		
8		審判書類参照	jp:appeal-reference	~~審判種別~~	~~appeal-type~~	共－11		
9	【審判番号】	文書番号	jp:doc-number			共－12		
10	【審判請求日】	日付	jp:date			共－13		
11	【出願の区分】	出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	共－14		
				四法種別	jp:kind-of-law			
12		ドキュメント識別	jp:document-id			共－15		
13	【登録番号】 【出願公告番号】 【出願公開番号】 【出願番号】 【国際出願番号】	文書番号	jp:doc-number			共－16		
14	【出願日】 【国際出願日】	日付	jp:date			共－17		
15	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
16	【受付番号】	受付番号	jp:receipt-number			共－21		
17	【プルーフの要否】	プルーフの要否	jp:proof-necessity			共－30		
18		申請者の記事	jp:applicants			共－101		
＊ 19	【特許出願人】または 【実用新案登録出願人】	申請者	jp:applicant			共－102		
20	【持分】	持分	jp:share			共－31		
21	【代表出願人】	代表出願人	jp:representative-applicant			共－32		
22		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
23	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
24	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
25	【氏名又は名称原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－35		
26	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		
27		住所又は居所情報	jp:address			共－37		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
28	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		
29	【住所又は居所原語表記】	住所又は居所原語表記	jp:original-language-of-address			共－39		
30	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
31	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
32	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
33	【営業所】	営業所	jp:office			共－45		
34		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
35		代表者	jp:representative			共－47		
36	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
37		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
38	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
39	【代表者原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－50		
40	【法人の法的性質】	法人の法的性質	jp:legal-entity-property			共－51		
41		国籍	jp:nationality			共－52		
42	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
43	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
44	【事件との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
45		代理人の記事	jp:agents			共－105		
46	【代理人】	代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－106		
47		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
48	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
49	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
50	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
51		住所又は居所情報	jp:address			共－28		
52	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－29		
53	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
54	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
55	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		
56	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
57	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
58		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
59		代表者	jp:representative			共－47		
60	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
61		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
62	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
63	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
64	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
65		補正書の提出年月日	jp:submit-date-of-amendment				59.2	
66	【補正書の提出年月日】	日付	jp:date				59.3	
67	【補正により減少する請求項の数】	補正により減少する請求項の数	jp:num-claim-decrease-amendment	適用法規	jp:adopted-law		59.4	
68	【補正により増加する請求項の数】	補正により増加する請求項の数	jp:num-claim-increase-amendment	適用法規	jp:adopted-law		59.5	
69	【職権作成の表示】	届出の内容	jp:notice-contents-group				59.6	
70	【その他】	その他	jp:dtext			共－82		
71		提出物件の目録	jp:submission-object-list-article			共－83		
72	【提出物件の目録】	目録	jp:list-group			共－84		
73	【物件名】	物件名	jp:document-name			共－85		
74		通数又は個数	jp:number-of-object			共－86		
75	【援用の表示】	援用の表示	jp:citation			共－87		
76	【返還の申出】	返還の申出	jp:return-request			共－88		
77	【包括委任状番号】	包括委任状番号	jp:general-power-of-attorney-id			共－89		
78	【提出物件の特記事項】	提出物件の特記事項	jp:dtext			共－90		
79		規定外の項目	jp:rule-outside-item-article			共－91		
80		規定外記事	jp:rule-outside-group			共－92		
81		項目名	jp:item-name			共－93		
82		項目内容	jp:item-content			共－94		

特許協力条約第34条補正の翻訳文提出書

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
1		書類識別	jp:amendment-a529	四法種別	jp:kind-of-law		60.0	
＊ 2	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code				60.1	
3	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
4		提出日	jp:submission-date			共－2		
5	【提出日】	日付	jp:date			共－2.5		
6	【あて先】	あて先	jp:addressed-to-person			共－3		
＊ 7	【出願の表示】	事件の表示	jp:indication-of-case-article			共－10		
8		審判書類参照	jp:appeal-reference	~~審判種別~~	~~appeal-type~~	共－11		
9	【審判番号】	文書番号	jp:doc-number			共－12		
10	【審判請求日】	日付	jp:date			共－13		
11	【出願の区分】	出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	共－14		
				四法種別	jp:kind-of-law			
12		ドキュメント識別	jp:document-id			共－15		
13	【登録番号】 【出願公告番号】 【出願公開番号】 【出願番号】 【国際出願番号】	文書番号	jp:doc-number			共－16		
14	【出願日】 【国際出願日】	日付	jp:date			共－17		
15	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
16	【受付番号】	受付番号	jp:receipt-number			共－21		
17	【プルーフの要否】	プルーフの要否	jp:proof-necessity			共－30		
18		申請者の記事	jp:applicants			共－101		
＊ 19	【特許出願人】または 【実用新案登録出願人】	申請者	jp:applicant			共－102		
20	【持分】	持分	jp:share			共－31		
21	【代表出願人】	代表出願人	jp:representative-applicant			共－32		
22		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
23	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
24	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
25	【氏名又は名称原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－35		
26	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		
27		住所又は居所情報	jp:address			共－37		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
28	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		
29	【住所又は居所原語表記】	住所又は居所原語表記	jp:original-language-of-address			共－39		
30	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
31	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
32	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
33	【営業所】	営業所	jp:office			共－45		
34		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
35		代表者	jp:representative			共－47		
36	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
37		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
38	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
39	【代表者原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－35		
40	【法人の法的性質】	法人の法的性質	jp:legal-entity-property			共－51		
41		国籍	jp:nationality			共－52		
42	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
43	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
44	【事件との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
45		代理人の記事	jp:agents			共－105		
46	【代理人】	代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－106		
47		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
48	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
49	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
50	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
51		住所又は居所情報	jp:address			共－28		
52	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－29		
53	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
54	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
55	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		
56	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
57	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
58		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
59		代表者	jp:representative			共－47		
60	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
61		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
62	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
63	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
64	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
65		補正書の提出年月日	jp:submit-date-of-amendment				60.2	
66	【補正書の提出年月日】	日付	jp:date				60.3	
67	【補正により減少する請求項の数】	補正により減少する請求項の数	jp:num-claim-decrease-amendment	適用法規	jp:adopted-law		60.4	
68	【補正により増加する請求項の数】	補正により増加する請求項の数	jp:num-claim-increase-amendment	適用法規	jp:adopted-law		60.5	
69		補正の記事	jp:amendment-article			共－60		
＊ 70	【手続補正ｎ】	手続補正	jp:amendment-group			共－61		
71	【補正対象書類名】	書類識別コード	jp:document-code			共－62		
72	【補正対象書類受付番号】	受付番号	jp:receipt-number			共－63		
73		提出日	jp:submission-date			共－64		
74	【補正対象書類提出日】	日付	jp:date			共－64.5		
75	【補正対象書類整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－65		
76	【補正対象項目名】	対象項目	jp:item-of-amendment			共－66		
77	【補正方法】	方法	jp:way-of-amendment			共－67		
78	【補正の内容】	補正の内容	jp:contents-of-amendment	四法種別	jp:kind-of-law	共－68		
				書類識別	jp:kind-of-document			
79	【その他】	その他	jp:dtext			共－82		
80		提出物件の目録	jp:submission-object-list-article			共－83		
81	【提出物件の目録】	目録	jp:list-group			共－84		
82	【物件名】	物件名	jp:document-name			共－85		
83		通数又は個数	jp:number-of-object			共－86		
84	【援用の表示】	援用の表示	jp:citation			共－87		
85	【返還の申出】	返還の申出	jp:return-request			共－88		
86	【包括委任状番号】	包括委任状番号	jp:general-power-of-attorney-id			共－89		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
87	【提出物件の特記事項】	提出物件の特記事項	jp:dtext			共－90		
88		規定外の項目	jp:rule-outside-item-article			共－91		
89		規定外記事	jp:rule-outside-group			共－92		
90		項目名	jp:item-name			共－93		
91		項目内容	jp:item-content			共－94		

特許協力条約第34条補正の翻訳文提出書（職権）

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
1		書類識別	jp:amendment-a5210	四法種別	jp:kind-of-law		61.0	
＊ 2	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code				61.1	
3	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
4		提出日	jp:submission-date			共－2		
5	【提出日】	日付	jp:date			共－2.5		
6	【あて先】	あて先	jp:addressed-to-person			共－3		
＊ 7	【出願の表示】	事件の表示	jp:indication-of-case-article			共－10		
8		審判書類参照	jp:appeal-reference	~~審判種別~~	~~appeal-type~~	共－11		
9	【審判番号】	文書番号	jp:doc-number			共－12		
10	【審判請求日】	日付	jp:date			共－13		
11	【出願の区分】	出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	共－14		
				四法種別	jp:kind-of-law			
12		ドキュメント識別	jp:document-id			共－15		
13	【登録番号】 【出願公告番号】 【出願公開番号】 【出願番号】 【国際出願番号】	文書番号	jp:doc-number			共－16		
14	【出願日】 【国際出願日】	日付	jp:date			共－17		
15	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
16	【受付番号】	受付番号	jp:receipt-number			共－21		
17	【プルーフの要否】	プルーフの要否	jp:proof-necessity			共－30		
18		申請者の記事	jp:applicants			共－101		
＊ 19	【特許出願人】または 【実用新案登録出願人】	申請者	jp:applicant			共－102		
20	【持分】	持分	jp:share			共－31		
21	【代表出願人】	代表出願人	jp:representative-applicant			共－32		
22		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
23	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
24	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
25	【氏名又は名称原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－35		
26	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		
27		住所又は居所情報	jp:address			共－37		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
28	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		
29	【住所又は居所原語表記】	住所又は居所原語表記	jp:original-language-of-address			共－39		
30	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
31	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
32	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
33	【営業所】	営業所	jp:office			共－45		
34		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
35		代表者	jp:representative			共－47		
36	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
37		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
38	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
39	【代表者原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－50		
40	【法人の法的性質】	法人の法的性質	jp:legal-entity-property			共－51		
41		国籍	jp:nationality			共－52		
42	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
43	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
44	【事件との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
45		代理人の記事	jp:agents			共－105		
46	【代理人】	代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－106		
47		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
48	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
49	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
50	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
51		住所又は居所情報	jp:address			共－28		
52	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－29		
53	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
54	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
55	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		
56	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
57	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
58		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
59		代表者	jp:representative			共－47		
60	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
61		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
62	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
63	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
64	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
65		補正書の提出年月日	jp:submit-date-of-amendment				61.2	
66	【補正書の提出年月日】	日付	jp:date				61.3	
67	【補正により減少する請求項の数】	補正により減少する請求項の数	jp:num-claim-decrease-amendment	適用法規	jp:adopted-law		61.4	
68	【補正により増加する請求項の数】	補正により増加する請求項の数	jp:num-claim-increase-amendment	適用法規	jp:adopted-law		61.5	
69	【職権作成の表示】	届出の内容	jp:notice-contents-group				61.6	
70		補正の記事	jp:amendment-article			共－60		
＊ 71	【手続補正ｎ】	手続補正	jp:amendment-group			共－61		
72	【補正対象書類名】	書類識別コード	jp:document-code			共－62		
73	【補正対象書類受付番号】	受付番号	jp:receipt-number			共－63		
74		提出日	jp:submission-date			共－64		
75	【補正対象書類提出日】	日付	jp:date			共－64.5		
76	【補正対象書類整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－65		
77	【補正対象項目名】	対象項目	jp:item-of-amendment			共－66		
78	【補正方法】	方法	jp:way-of-amendment			共－67		
79	【補正の内容】	補正の内容	jp:contents-of-amendment	四法種別	jp:kind-of-law	共－68		
				書類識別	jp:kind-of-document			
80	【その他】	その他	jp:dtext			共－82		
81		提出物件の目録	jp:submission-object-list-article			共－83		
82	【提出物件の目録】	目録	jp:list-group			共－84		
83	【物件名】	物件名	jp:document-name			共－85		
84		通数又は個数	jp:number-of-object			共－86		
85	【援用の表示】	援用の表示	jp:citation			共－87		
86	【返還の申出】	返還の申出	jp:return-request			共－88		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
87	【包括委任状番号】	包括委任状番号	jp:general-power-of-attorney-id			共－89		
88	【提出物件の特記事項】	提出物件の特記事項	jp:dtext			共－90		
89		規定外の項目	jp:rule-outside-item-article			共－91		
90		規定外記事	jp:rule-outside-group			共－92		
91		項目名	jp:item-name			共－93		
92		項目内容	jp:item-content			共－94		

特許協力条約第34条補正の写し提出書

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
1		書類識別	jp:amendment-a5211	四法種別	jp:kind-of-law		62.0	
＊ 2	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code				62.1	
3	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
4		提出日	jp:submission-date			共－2		
5	【提出日】	日付	jp:date			共－2.5		
6	【あて先】	あて先	jp:addressed-to-person			共－3		
＊ 7	【出願の表示】	事件の表示	jp:indication-of-case-article			共－10		
8		審判書類参照	jp:appeal-reference	~~審判種別~~	~~appeal-type~~	共－11		
9	【審判番号】	文書番号	jp:doc-number			共－12		
10	【審判請求日】	日付	jp:date			共－13		
11	【出願の区分】	出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	共－14		
				四法種別	jp:kind-of-law			
12		ドキュメント識別	jp:document-id			共－15		
13	【登録番号】 【出願公告番号】 【出願公開番号】 【出願番号】 【国際出願番号】	文書番号	jp:doc-number			共－16		
14	【出願日】 【国際出願日】	日付	jp:date			共－17		
15	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
16	【受付番号】	受付番号	jp:receipt-number			共－21		
17	【プルーフの要否】	プルーフの要否	jp:proof-necessity			共－30		
18		申請者の記事	jp:applicants			共－101		
＊ 19	【特許出願人】または 【実用新案登録出願人】	申請者	jp:applicant			共－102		
20	【持分】	持分	jp:share			共－31		
21	【代表出願人】	代表出願人	jp:representative-applicant			共－32		
22		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
23	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
24	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
25	【氏名又は名称原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－35		
26	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
27		住所又は居所情報	jp:address			共－37		
28	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		
29	【住所又は居所原語表記】	住所又は居所原語表記	jp:original-language-of-address			共－39		
30	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
31	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
32	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
33	【営業所】	営業所	jp:office			共－45		
34		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
35		代表者	jp:representative			共－47		
36	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
37		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
38	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
39	【代表者原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－50		
40	【法人の法的性質】	法人の法的性質	jp:legal-entity-property			共－51		
41		国籍	jp:nationality			共－52		
42	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
43	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
44	【事件との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
45		代理人の記事	jp:agents			共－105		
46	【代理人】	代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－106		
47		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
48	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
49	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
50	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
51		住所又は居所情報	jp:address			共－28		
52	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－29		
53	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
54	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
55	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
56	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
57	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
58		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
59		代表者	jp:representative			共－47		
60	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
61		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
62	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
63	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
64	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
65		補正書の提出年月日	jp:submit-date-of-amendment				62.2	
66	【補正書の提出年月日】	日付	jp:date				62.3	
67	【補正により減少する請求項の数】	補正により減少する請求項の数	jp:num-claim-decrease-amendment	適用法規	jp:adopted-law		62.4	
68	【補正により増加する請求項の数】	補正により増加する請求項の数	jp:num-claim-increase-amendment	適用法規	jp:adopted-law		62.5	
69	【その他】	その他	jp:dtext			共－82		
70		提出物件の目録	jp:submission-object-list-article			共－83		
71	【提出物件の目録】	目録	jp:list-group			共－84		
72	【物件名】	物件名	jp:document-name			共－85		
73		通数又は個数	jp:number-of-object			共－86		
74	【援用の表示】	援用の表示	jp:citation			共－87		
75	【返還の申出】	返還の申出	jp:return-request			共－88		
76	【包括委任状番号】	包括委任状番号	jp:general-power-of-attorney-id			共－89		
77	【提出物件の特記事項】	提出物件の特記事項	jp:dtext			共－90		
78		規定外の項目	jp:rule-outside-item-article			共－91		
79		規定外記事	jp:rule-outside-group			共－92		
80		項目名	jp:item-name			共－93		
81		項目内容	jp:item-content			共－94		

特許協力条約第34条補正の写し提出書（職権）

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
1		書類識別	jp-amendment-a5212	四法種別	jp:kind-of-law		63.0	
＊ 2	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code				63.1	
3	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
4		提出日	jp:submission-date			共－2		
5	【提出日】	日付	jp:date			共－2.5		
6	【あて先】	あて先	jp:addressed-to-person			共－3		
＊ 7	【出願の表示】	事件の表示	jp:indication-of-case-article			共－10		
8		審判書類参照	jp:appeal-reference	~~審判種別~~	~~appeal-type~~	共－11		
9	【審判番号】	文書番号	jp:doc-number			共－12		
10	【審判請求日】	日付	jp:date			共－13		
11	【出願の区分】	出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	共－14		
				四法種別	jp:kind-of-law			
12		ドキュメント識別	jp:document-id			共－15		
13	【登録番号】 【出願公告番号】 【出願公開番号】 【出願番号】 【国際出願番号】	文書番号	jp:doc-number			共－16		
14	【出願日】 【国際出願日】	日付	jp:date			共－17		
15	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
16	【受付番号】	受付番号	jp:receipt-number			共－21		
17	【プルーフの要否】	プルーフの要否	jp:proof-necessity			共－30		
18		申請者の記事	jp:applicants			共－101		
＊ 19	【特許出願人】または 【実用新案登録出願人】	申請者	jp:applicant			共－102		
20	【持分】	持分	jp:share			共－31		
21	【代表出願人】	代表出願人	jp:representative-applicant			共－32		
22		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
23	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
24	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
25	【氏名又は名称原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－35		
26	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		
27		住所又は居所情報	jp:address			共－37		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
28	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		
29	【住所又は居所原語表記】	住所又は居所原語表記	jp:original-language-of-address			共－39		
30	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
31	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
32	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
33	【営業所】	営業所	jp:office			共－45		
34		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
35		代表者	jp:representative			共－47		
36	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
37		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
38	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
39	【代表者原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－50		
40	【法人の法的性質】	法人の法的性質	jp:legal-entity-property			共－51		
41		国籍	jp:nationality			共－52		
42	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
43	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
44	【事件との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
45		代理人の記事	jp:agents			共－105		
46	【代理人】	代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－106		
47		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
48	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
49	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
50	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
51		住所又は居所情報	jp:address			共－28		
52	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－29		
53	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
54	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
55	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		
56	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
57	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
58		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
59		代表者	jp:representative			共－47		
60	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
61		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
62	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
63	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
64	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
65		補正書の提出年月日	jp:submit-date-of-amendment				63.2	
66	【補正書の提出年月日】	日付	jp:date				63.3	
67	【補正により減少する請求項の数】	補正により減少する請求項の数	jp:num-claim-decrease-amendment	適用法規	jp:adopted-law		63.4	
68	【補正により増加する請求項の数】	補正により増加する請求項の数	jp:num-claim-increase-amendment	適用法規	jp:adopted-law		63.5	
69	【職権作成の表示】	届出の内容	jp:notice-contents-group				63.6	
70	【その他】	その他	jp:dtext			共－82		
71		提出物件の目録	jp:submission-object-list-article			共－83		
72	【提出物件の目録】	目録	jp:list-group			共－84		
73	【物件名】	物件名	jp:document-name			共－85		
74		通数又は個数	jp:number-of-object			共－86		
75	【援用の表示】	援用の表示	jp:citation			共－87		
76	【返還の申出】	返還の申出	jp:return-request			共－88		
77	【包括委任状番号】	包括委任状番号	jp:general-power-of-attorney-id			共－89		
78	【提出物件の特記事項】	提出物件の特記事項	jp:dtext			共－90		
79		規定外の項目	jp:rule-outside-item-article			共－91		
80		規定外記事	jp:rule-outside-group			共－92		
81		項目名	jp:item-name			共－93		
82		項目内容	jp:item-content			共－94		

特許料納付書

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
1		書類識別	jp:payment-r100	四法種別	jp:kind-of-law		70.0	
＊ 2	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code				70.1	
3	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
4		提出日	jp:submission-date			共－2		
5	【提出日】	日付	jp:date			共－2.5		
6	【あて先】	あて先	jp:addressed-to-person			共－3		
7		事件の表示	jp:indication-of-case-article			共－10		
8		審判書類参照	jp:appeal-reference	~~審判種別~~	~~appeal-type~~	共－11		
9		文書番号	jp:doc-number			共－12		
10		日付	jp:date			共－13		
11		出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	共－14		
				四法種別	jp:kind-of-law			
12		ドキュメント識別	jp:document-id			共－15		
＊ 13	【出願番号】	文書番号	jp:doc-number			共－16		
14		日付	jp:date			共－17		
15	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
16	【受付番号】	受付番号	jp:receipt-number			共－21		
17		発送日	jp:dispatch-date			共－59		
18	【特許査定の謄本発送日】	日付	jp:date			共－59.5		
19	【請求項の数】または【発明の数】	請求項の数	jp:number-of-claim	適用法規	jp:adopted-law		70.2	
20		事件の出願人の記事	jp:applicant-of-case-article			共－107		
＊ 21	【特許出願人】	申請者	jp:applicant			共－108		
22		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
23	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
24	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
25	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		
26		住所又は居所情報	jp:address			共－37		
27	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
28	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
29	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
30		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
31		代表者	jp:representative			共－47		
32	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
33		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
34	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
35		国籍	jp:nationality			共－52		
36	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
37	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
38	【事件との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
39		申請者の記事	jp:applicants			共－101		
＊ 40	【納付者】	申請者	jp:applicant			共－102		
41	【持分】	持分	jp:share			共－31		
42	【代表出願人】	代表出願人	jp:representative-applicant			共－32		
43		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
44	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
45	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
46	【氏名又は名称原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－35		
47	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		
48		住所又は居所情報	jp:address			共－37		
49	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		
50	【住所又は居所原語表記】	住所又は居所原語表記	jp:original-language-of-address			共－39		
51	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
52	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
53	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
54	【営業所】	営業所	jp:office			共－45		
55		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
56		代表者	jp:representative			共－47		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
57	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
58		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
59	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
60	【代表者原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－50		
61	【法人の法的性質】	法人の法的性質	jp:legal-entity-property			共－51		
62		国籍	jp:nationality			共－52		
63	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
64	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
65	【特許出願人との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
66		代理人の記事	jp:agents			共－105		
67	【代理人】	代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－106		
68		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
69	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
70	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
71	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
72		住所又は居所情報	jp:address			共－28		
73	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－29		
74	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
75	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
76	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		
77	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
78	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
79		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
80		代表者	jp:representative			共－47		
81	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
82		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
83	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
84	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
85	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
86	【納付年分】	納付年分	jp:payment-years			共－79		
87		納付年分（自）	jp:year-from			共－80		
88		納付年分（至）	jp:year-to			共－81		
89	【持分の割合】	持分の割合	jp:share-rate			共－76		
90		持分率（分子）	jp:moleclar			共－77		
91		持分率（分母）	jp:denominator			共－78		
92	【特許料等に関する特記事項】	意見の内容	jp:opinion-contents-article				70.3	
93		段落	p	番号	num		70.4	
94		イメージ	img	縦	he		70.5	
				横	wi			
				ソース	file			
				ファイルタイプ	img-format			
95	【特許料の表示】	手数料の表示	jp:charge-article			共－71		
96	【納付金額】	納付	jp:payment			共－71.5		
97		納付方法・納付金額	jp:fee	納付金額	amount	共－72		
				currency	currency			
98	【予納台帳番号】または【納付書番号】または 【納付番号】または【振替番号】または【指定立替納付】	予納台帳番号・納付書番号・納付番号・振替番号・指定立替納付	jp:account	予納台帳番号 納付書番号 納付番号 振替番号 指定立替納付	number	共－73		注１
				予納 納付書 電子現金納付 銀行口座自動振替 指定立替納付	account-type			
99	【その他】	その他	jp:dtext			共－82		
100	【提出物件の目録】	提出物件の目録	jp:submission-object-list-article			共－83		
101		目録	jp:list-group			共－84		
102	【物件名】	物件名	jp:document-name			共－85		
103		通数又は個数	jp:number-of-object			共－86		
104	【援用の表示】	援用の表示	jp:citation			共－87		
105	【返還の申出】	返還の申出	jp:return-request			共－88		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
106	【包括委任状番号】	包括委任状番号	jp:general-power-of-attorney-id			共－89		
107	【提出物件の特記事項】	提出物件の特記事項	jp:dtext			共－90		
108		規定外の項目	jp:rule-outside-item-article			共－91		
109		規定外記事	jp:rule-outside-group			共－92		
110		項目名	jp:item-name			共－93		
111		項目内容	jp:item-content			共－94		

注１：【振替番号】、【指定立替納付】はオンライン案件の緊急避難、更正申請、再ＤＥ（オンライン出願された案件で四法等に誤りがあった場合に、ＤＥ機関において修正を行い新規エントリとしてデータエントリすること）の場合に~~のみ~~記載が可能である。
【指定立替納付】は窓口クレジットカード決済の場合にも記載が可能である。
上記の場合以外に【振替番号】、【指定立替納付】が記載された場合は、規定外項目として扱う。

実用新案登録料納付書

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
1		書類識別	jp:payment-r100	四法種別	jp:kind-of-law		71.0	
＊ 2	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code				71.1	
3	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
4		提出日	jp:submission-date			共－2		
5	【提出日】	日付	jp:date			共－2.5		
6	【あて先】	あて先	jp:addressed-to-person			共－3		
7		事件の表示	jp:indication-of-case-article			共－10		
8		審判書類参照	jp:appeal-reference	~~審判種別~~	~~appeal-type~~	共－11		
9		文書番号	jp:doc-number			共－12		
10		日付	jp:date			共－13		
11		出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	共－14		
				四法種別	jp:kind-of-law			
12		ドキュメント識別	jp:document-id			共－15		
＊ 13	【出願番号】	文書番号	jp:doc-number			共－16		
14		日付	jp:date			共－17		
15	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
16	【受付番号】	受付番号	jp:receipt-number			共－21		
17		発送日	jp:dispatch-date			共－59		
18	【登録査定の謄本発送日】	日付	jp:date			共－59.5		
19	【請求項の数】	請求項の数	jp:number-of-claim	適用法規	jp:adopted-law		71.2	
20		事件の出願人の記事	jp:applicant-of-case-article			共－107		
＊ 21	【実用新案登録出願人】	申請者	jp:applicant			共－108		
22		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
23	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
24	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
25	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		
26		住所又は居所情報	jp:address			共－37		
27	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
28	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
29	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
30		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
31		代表者	jp:representative			共－47		
32	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
33		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
34	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
35		国籍	jp:nationality			共－52		
36	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
37	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
38	【事件との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
39		申請者の記事	jp:applicants			共－101		
＊ 40	【納付者】	申請者	jp:applicant			共－102		
41	【持分】	持分	jp:share			共－31		
42	【代表出願人】	代表出願人	jp:representative-applicant			共－32		
43		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
44	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
45	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
46	【氏名又は名称原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－35		
47	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		
48		住所又は居所情報	jp:address			共－37		
49	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		
50	【住所又は居所原語表記】	住所又は居所原語表記	jp:original-language-of-address			共－39		
51	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
52	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
53	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
54	【営業所】	営業所	jp:office			共－45		
55		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
56		代表者	jp:representative			共－47		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
57	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
58		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
59	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
60	【代表者原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－50		
61	【法人の法的性質】	法人の法的性質	jp:legal-entity-property			共－51		
62		国籍	jp:nationality			共－52		
63	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
64	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
65	【実用新案登録出願人との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
66		代理人の記事	jp:agents			共－105		
67	【代理人】	代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－106		
68		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
69	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
70	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
71	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
72		住所又は居所情報	jp:address			共－28		
73	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－29		
74	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
75	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
76	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		
77	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
78	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
79		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
80		代表者	jp:representative			共－47		
81	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
82		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
83	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
84	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
85	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
86	【納付年分】	納付年分	jp:payment-years			共－79		
87		納付年分（自）	jp:year-from			共－80		
88		納付年分（至）	jp:year-to			共－81		
89	【持分の割合】	持分の割合	jp:share-rate			共－76		
90		持分率（分子）	jp:moleclar			共－77		
91		持分率（分母）	jp:denominator			共－78		
92	【特許料等に関する特記事項】	意見の内容	jp:opinion-contents-article				71.3	
93		段落	p	番号	num		71.4	
94		イメージ	img	縦	he		71.5	
				横	wi			
				ソース	file			
				ファイルタイプ	img-format			
95	【登録料の表示】	手数料の表示	jp:charge-article			共－71		
96	【納付金額】	納付	jp:payment			共－71.5		
97		納付方法・納付金額	jp:fee	納付金額	amount	共－72		
				currency	currency			
98	【予納台帳番号】または【納付書番号】または 【納付番号】または【振替番号】または【指定立替納付】	予納台帳番号・納付書番号・納付番号・振替番号・指定立替納付	jp:account	予納台帳番号 納付書番号 納付番号 振替番号 指定立替納付	number	共－73		注１
				予納 納付書 電子現金納付 銀行口座自動振替 指定立替納付	account-type			
99	【その他】	その他	jp:dtext			共－82		
100	【提出物件の目録】	提出物件の目録	jp:submission-object-list-article			共－83		
101		目録	jp:list-group			共－84		
102	【物件名】	物件名	jp:document-name			共－85		
103		通数又は個数	jp:number-of-object			共－86		
104	【援用の表示】	援用の表示	jp:citation			共－87		
105	【返還の申出】	返還の申出	jp:return-request			共－88		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
106	【包括委任状番号】	包括委任状番号	jp:general-power-of-attorney-id			共－89		
107	【提出物件の特記事項】	提出物件の特記事項	jp:dtext			共－90		
108		規定外の項目	jp:rule-outside-item-article			共－91		
109		規定外記事	jp:rule-outside-group			共－92		
110		項目名	jp:item-name			共－93		
111		項目内容	jp:item-content			共－94		

注１：【振替番号】、【指定立替納付】はオンライン案件の緊急避難、更正申請、再ＤＥ（オンライン出願された案件で四法等に誤りがあった場合に、ＤＥ機関において修正を行い新規エントリとしてデータエントリすること）の場合に~~のみ~~記載が可能である。
【指定立替納付】は窓口クレジットカード決済の場合にも記載が可能である。
上記の場合以外に【振替番号】、【指定立替納付】が記載された場合は、規定外項目として扱う。

意匠登録料納付書

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
1		書類識別	jp:payment-r100	四法種別	jp:kind-of-law		72.0	
＊ 2	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code				72.1	
3	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
4		提出日	jp:submission-date			共－2		
5	【提出日】	日付	jp:date			共－2.5		
6	【あて先】	あて先	jp:addressed-to-person			共－3		
7		事件の表示	jp:indication-of-case-article			共－10		
8		審判書類参照	jp:appeal-reference	~~審判種別~~	~~appeal-type~~	共－11		
9		文書番号	jp:doc-number			共－12		
10		日付	jp:date			共－13		
11		出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	共－14		
				四法種別	jp:kind-of-law			
12		ドキュメント識別	jp:document-id			共－15		
＊ 13	【出願番号】	文書番号	jp:doc-number			共－16		
14		日付	jp:date			共－17		
15	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
16	【受付番号】	受付番号	jp:receipt-number			共－21		
17		発送日	jp:dispatch-date			共－59		
18	【登録査定の謄本発送日】	日付	jp:date			共－59.5		
19		事件の出願人の記事	jp:applicant-of-case-article			共－107		
＊ 20	【意匠登録出願人】	申請者	jp:applicant			共－108		
21		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
22	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
23	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
24	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		
25		住所又は居所情報	jp:address			共－37		
26	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		
27	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
28	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
29	【フリガナ】	代表者情報	jp:representative-group			共－46		
30		代表者	jp:representative			共－47		
31		フリガナ	jp:kana			共－25		
32		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
33	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
34	【国籍・地域】	国籍	jp:nationality			共－52		
35		国コード	jp:country			共－53		
36	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
37	【事件との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
38	【納付者】	申請者の記事	jp:applicants			共－101		
＊ 39		申請者	jp:applicant			共－102		
40	【持分】	持分	jp:share			共－31		
41	【代表出願人】	代表出願人	jp:representative-applicant			共－32		
42	【フリガナ】	氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
43	【氏名又は名称】	フリガナ	jp:kana			共－25		
44	【氏名又は名称原語表記】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
45	【識別番号】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－35		
46	【住所又は居所】	識別番号	jp:registered-number			共－36		
47	【住所又は居所原語表記】	住所又は居所情報	jp:address			共－37		
48		住所又は居所	jp:text			共－38		
49	【電話番号】	住所又は居所原語表記	jp:original-language-of-address			共－39		
50	【ファクシミリ番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
51	【就業場所】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
52	【営業所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
53	【フリガナ】	営業所	jp:office			共－45		
54	【氏名又は名称】	代表者情報	jp:representative-group			共－46		
55		代表者	jp:representative			共－47		
56	【住所又は居所】	フリガナ	jp:kana			共－25		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
57		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
58	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
59	【代表者原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－50		
60	【法人の法的性質】	法人の法的性質	jp:legal-entity-property			共－51		
61		国籍	jp:nationality			共－52		
62	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
63	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
64	【意匠登録出願人との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
65		代理人の記事	jp:agents			共－105		
66	【代理人】	代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－106		
67		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
68	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
69	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
70	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
71		住所又は居所情報	jp:address			共－28		
72	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－29		
73	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
74	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
75	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		
76	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
77	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
78		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
79		代表者	jp:representative			共－47		
80	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
81		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
82	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
83	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
84	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
85	【秘密にすることを請求する期間】	秘密意匠請求期間	jp:secret-design-term			共－115		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
86	【納付年分】	納付年分	jp:payment-years			共－79		
87		納付年分（自）	jp:year-from			共－80		
88		納付年分（至）	jp:year-to			共－81		
89	【持分の割合】	持分の割合	jp:share-rate			共－76		
90		持分率（分子）	jp:moleclar			共－77		
91		持分率（分母）	jp:denominator			共－78		
92	【特許料等に関する特記事項】	意見の内容	jp:opinion-contents-article				72.2	
93		段落	p	番号	num		72.3	
94		イメージ	img	縦	he		72.4	
				横	wi			
				ソース	file			
				ファイルタイプ	img-format			
95	【登録料の表示】	手数料の表示	jp:charge-article			共－71		
96		納付	jp:payment			共－71.5		
97	【納付金額】	納付方法・納付金額	jp:fee	納付金額	amount	共－72		
				currency	currency			
98	【予納台帳番号】または【納付書番号】または 【納付番号】または【振替番号】または【指定立替納付】	予納台帳番号・納付書番号・納付番号・振替番号・指定立替納付	jp:account	予納台帳番号 納付書番号 納付番号 振替番号 指定立替納付	number	共－73		注１
				予納 納付書 電子現金納付 銀行口座自動振替 指定立替納付	account-type			
99	【その他】	その他	jp:dtext			共－82		
100		提出物件の目録	jp:submission-object-list-article			共－83		
101	【提出物件の目録】	目録	jp:list-group			共－84		
102	【物件名】	物件名	jp:document-name			共－85		
103		通数又は個数	jp:number-of-object			共－86		
104	【援用の表示】	援用の表示	jp:citation			共－87		
105	【返還の申出】	返還の申出	jp:return-request			共－88		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
106	【包括委任状番号】	包括委任状番号	jp:general-power-of-attorney-id			共－89		
107	【提出物件の特記事項】	提出物件の特記事項	jp:dtext			共－90		
108		規定外の項目	jp:rule-outside-item-article			共－91		
109		規定外記事	jp:rule-outside-group			共－92		
110		項目名	jp:item-name			共－93		
111		項目内容	jp:item-content			共－94		

注１：【振替番号】、【指定立替納付】はオンライン案件の緊急避難、更正申請、再ＤＥ（オンライン出願された案件で四法等に誤りがあった場合に、ＤＥ機関において修正を行い新規エントリとしてデータエントリすること）の場合に~~のみ~~記載が可能である。
【指定立替納付】は窓口クレジットカード決済の場合にも記載が可能である。
上記の場合以外に【振替番号】、【指定立替納付】が記載された場合は、規定外項目として扱う。

商標登録料納付書

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
1		書類識別	jp:payment-r100	四法種別	jp:kind-of-law		73.0	
＊ 2	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code				73.1	
3	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
4		提出日	jp:submission-date			共－2		
5	【提出日】	日付	jp:date			共－2.5		
6	【あて先】	あて先	jp:addressed-to-person			共－3		
7		事件の表示	jp:indication-of-case-article			共－10		
8		審判書類参照	jp:appeal-reference	~~審判種別~~	~~appeal-type~~	共－11		
9		文書番号	jp:doc-number			共－12		
10		日付	jp:date			共－13		
11		出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	共－14		
				四法種別	jp:kind-of-law			
12		ドキュメント識別	jp:document-id			共－15		
＊ 13	【出願番号】	文書番号	jp:doc-number			共－16		
14		日付	jp:date			共－17		
15	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
16	【受付番号】	受付番号	jp:receipt-number			共－21		
17		発送日	jp:dispatch-date			共－59		
18	【登録査定の謄本発送日】	日付	jp:date			共－59.5		
19	【商品及び役務の区分の数】	商品及び役務の区分の数	jp:number-of-class				73.2	
20		事件の出願人の記事	jp:applicant-of-case-article			共－107		
＊ 21	【商標登録出願人】	申請者	jp:applicant			共－108		
22		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
23	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
24	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
25	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		
26		住所又は居所情報	jp:address			共－37		
27	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
28	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
29	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
30		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
31		代表者	jp:representative			共－47		
32	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
33		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
34	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
35		国籍	jp:nationality			共－52		
36	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
37	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
38	【事件との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
39		申請者の記事	jp:applicants			共－101		
＊ 40	【納付者】	申請者	jp:applicant			共－102		
41	【持分】	持分	jp:share			共－31		
42	【代表出願人】	代表出願人	jp:representative-applicant			共－32		
43		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
44	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
45	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
46	【氏名又は名称原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－35		
47	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		
48		住所又は居所情報	jp:address			共－37		
49	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		
50	【住所又は居所原語表記】	住所又は居所原語表記	jp:original-language-of-address			共－39		
51	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
52	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
53	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
54	【営業所】	営業所	jp:office			共－45		
55		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
56		代表者	jp:representative			共－47		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
57	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
58		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
59	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
60	【代表者原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－50		
61	【法人の法的性質】	法人の法的性質	jp:legal-entity-property			共－51		
62		国籍	jp:nationality			共－52		
63	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
64	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
65	【商標登録出願人との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
66		代理人の記事	jp:agents			共－105		
67	【代理人】	代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－106		
68		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
69	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
70	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
71	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
72		住所又は居所情報	jp:address			共－28		
73	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－29		
74	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
75	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
76	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		
77	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
78	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
79		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
80		代表者	jp:representative			共－47		
81	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
82		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
83	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
84	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
85	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
86	【納付年分】	納付年分	jp:payment-years			共－79		
87		納付年分（自）	jp:year-from			共－80		
88		納付年分（至）	jp:year-to			共－81		
89	【持分の割合】	持分の割合	jp:share-rate			共－76		
90		持分率（分子）	jp:moleclar			共－77		
91		持分率（分母）	jp:denominator			共－78		
92	【特許料等に関する特記事項】	意見の内容	jp:opinion-contents-article				73.3	
93		段落	p	番号	num		73.4	
94		イメージ	img	縦	he		73.5	
				横	wi			
				ソース	file			
				ファイルタイプ	img-format			
95	【納付の表示】	納付の表示	jp:indicate-payment				73.6	
96	【登録料の表示】	手数料の表示	jp:charge-article			共－71		
97	【納付金額】	納付	jp:payment			共－71.5		
98		納付方法・納付金額	jp:fee	納付金額	amount	共－72		
				currency	currency			
99	【予納台帳番号】または【納付書番号】または 【納付番号】または【振替番号】または【指定立替納付】	予納台帳番号・納付書番号・納付番号・振替番号・指定立替納付	jp:account	予納台帳番号 納付書番号 納付番号 振替番号 指定立替納付	number	共－73		注１
				予納 納付書 電子現金納付 銀行口座自動振替 指定立替納付	account-type			
100	【その他】	その他	jp:dtext			共－82		
101	【提出物件の目録】	提出物件の目録	jp:submission-object-list-article			共－83		
102		目録	jp:list-group			共－84		
103	【物件名】	物件名	jp:document-name			共－85		
104		通数又は個数	jp:number-of-object			共－86		
105	【援用の表示】	援用の表示	jp:citation			共－87		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
106	【返還の申出】	返還の申出	jp:return-request			共－88		
107	【包括委任状番号】	包括委任状番号	jp:general-power-of-attorney-id			共－89		
108	【提出物件の特記事項】	提出物件の特記事項	jp:dtext			共－90		
109		規定外の項目	jp:rule-outside-item-article			共－91		
110		規定外記事	jp:rule-outside-group			共－92		
111		項目名	jp:item-name			共－93		
112		項目内容	jp:item-content			共－94		

注１：【振替番号】、【指定立替納付】はオンライン案件の緊急避難、更正申請、再ＤＥ（オンライン出願された案件で四法等に誤りがあった場合に、ＤＥ機関において修正を行い新規エントリとしてデータエントリすること）の場合に~~のみ~~記載が可能である。
【指定立替納付】は窓口クレジットカード決済の場合にも記載が可能である。
上記の場合以外に【振替番号】、【指定立替納付】が記載された場合は、規定外項目として扱う。

追加の特許の特許料納付書

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
1		書類識別	jp:payment-r101	四法種別	jp:kind-of-law		74.0	
＊ 2	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code				74.1	
3	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
4		提出日	jp:submission-date			共－2		
5	【提出日】	日付	jp:date			共－2.5		
6	【あて先】	あて先	jp:addressed-to-person			共－3		
7		事件の表示	jp:indication-of-case-article			共－10		
8		審判書類参照	jp:appeal-reference	~~審判種別~~	~~appeal-type~~	共－11		
9		文書番号	jp:doc-number			共－12		
10		日付	jp:date			共－13		
11		出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	共－14		
				四法種別	jp:kind-of-law			
12		ドキュメント識別	jp:document-id			共－15		
＊ 13	【出願番号】	文書番号	jp:doc-number			共－16		
14		日付	jp:date			共－17		
15	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
16	【受付番号】	受付番号	jp:receipt-number			共－21		
17		発送日	jp:dispatch-date			共－59		
18	【特許査定の謄本発送日】	日付	jp:date			共－59.5		
19	【請求項の数】または【発明の数】	請求項の数	jp:number-of-claim	適用法規	jp:adopted-law		74.2	
20		事件の出願人の記事	jp:applicant-of-case-article			共－107		
＊ 21	【特許出願人】	申請者	jp:applicant			共－108		
22		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
23	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
24	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
25	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		
26		住所又は居所情報	jp:address			共－37		
27	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
28	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
29	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
30		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
31		代表者	jp:representative			共－47		
32	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
33		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
34	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
35		国籍	jp:nationality			共－52		
36	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
37	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
38	【事件との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
39		申請者の記事	jp:applicants			共－101		
＊ 40	【納付者】	申請者	jp:applicant			共－102		
41	【持分】	持分	jp:share			共－31		
42	【代表出願人】	代表出願人	jp:representative-applicant			共－32		
43		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
44	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
45	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
46	【氏名又は名称原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－35		
47	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		
48		住所又は居所情報	jp:address			共－37		
49	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		
50	【住所又は居所原語表記】	住所又は居所原語表記	jp:original-language-of-address			共－39		
51	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
52	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
53	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
54	【営業所】	営業所	jp:office			共－45		
55		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
56		代表者	jp:representative			共－47		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
57	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
58		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
59	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
60	【代表者原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－50		
61	【法人の法的性質】	法人の法的性質	jp:legal-entity-property			共－51		
62		国籍	jp:nationality			共－52		
63	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
64	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
65	【特許出願人との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
66		代理人の記事	jp:agents			共－105		
67	【代理人】	代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－106		
68		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
69	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
70	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
71	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
72		住所又は居所情報	jp:address			共－28		
73	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－29		
74	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
75	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
76	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		
77	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
78	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
79		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
80		代表者	jp:representative			共－47		
81	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
82		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
83	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
84	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
85	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
86	【納付年分】	納付年分	jp:payment-years			共－79		
87		納付年分（自）	jp:year-from			共－80		
88		納付年分（至）	jp:year-to			共－81		
89	【持分の割合】	持分の割合	jp:share-rate			共－76		
90		持分率（分子）	jp:moleclar			共－77		
91		持分率（分母）	jp:denominator			共－78		
92	【特許料等に関する特記事項】	意見の内容	jp:opinion-contents-article				74.3	
93		段落	p	番号	num		74.4	
94		イメージ	img	縦	he		74.5	
				横	wi			
				ソース	file			
				ファイルタイプ	img-format			
95	【特許料の表示】	手数料の表示	jp:charge-article			共－71		
96	【納付金額】	納付	jp:payment			共－71.5		
97		納付方法・納付金額	jp:fee	納付金額	amount	共－72		
				currency	currency			
98	【予納台帳番号】または【納付書番号】または 【納付番号】または【振替番号】または【指定立替納付】	予納台帳番号・納付書番号・納付番号・振替番号・指定立替納付	jp:account	予納台帳番号 納付書番号 納付番号 振替番号 指定立替納付	number	共－73		注１
				予納 納付書 電子現金納付 銀行口座自動振替 指定立替納付	account-type			
99	【その他】	その他	jp:dtext			共－82		
100	【提出物件の目録】	提出物件の目録	jp:submission-object-list-article			共－83		
101		目録	jp:list-group			共－84		
102	【物件名】	物件名	jp:document-name			共－85		
103		通数又は個数	jp:number-of-object			共－86		
104	【援用の表示】	援用の表示	jp:citation			共－87		
105	【返還の申出】	返還の申出	jp:return-request			共－88		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
106	【包括委任状番号】	包括委任状番号	jp:general-power-of-attorney-id			共－89		
107	【提出物件の特記事項】	提出物件の特記事項	jp:dtext			共－90		
108		規定外の項目	jp:rule-outside-item-article			共－91		
109		規定外記事	jp:rule-outside-group			共－92		
110		項目名	jp:item-name			共－93		
111		項目内容	jp:item-content			共－94		

注１：【振替番号】、【指定立替納付】はオンライン案件の緊急避難、更正申請、再ＤＥ（オンライン出願された案件で四法等に誤りがあった場合に、ＤＥ機関において修正を行い新規エントリとしてデータエントリすること）の場合にのみ記載が可能である。
　上記の場合以外に【振替番号】、【指定立替納付】が記載された場合は、規定外項目として扱う。

類似意匠登録料納付書

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
1		書類識別	jp:payment-r102	四法種別	jp:kind-of-law		75.0	
＊ 2	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code				75.1	
3	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
4		提出日	jp:submission-date			共－2		
5	【提出日】	日付	jp:date			共－2.5		
6	【あて先】	あて先	jp:addressed-to-person			共－3		
7		事件の表示	jp:indication-of-case-article			共－10		
8		審判書類参照	jp:appeal-reference	~~審判種別~~	~~appeal-type~~	共－11		
9		文書番号	jp:doc-number			共－12		
10		日付	jp:date			共－13		
11		出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	共－14		
				四法種別	jp:kind-of-law			
12		ドキュメント識別	jp:document-id			共－15		
＊ 13	【出願番号】	文書番号	jp:doc-number			共－16		
14		日付	jp:date			共－17		
15	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
16	【受付番号】	受付番号	jp:receipt-number			共－21		
17		発送日	jp:dispatch-date			共－59		
18	【登録査定の謄本発送日】	日付	jp:date			共－59.5		
19		事件の出願人の記事	jp:applicant-of-case-article			共－107		
＊ 20	【意匠登録出願人】	申請者	jp:applicant			共－108		
21		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
22	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
23	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
24	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		
25		住所又は居所情報	jp:address			共－37		
26	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		
27	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
28	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
29		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
30		代表者	jp:representative			共－47		
31	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
32		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
33	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
34		国籍	jp:nationality			共－52		
35	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
36	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
37	【事件との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
38		申請者の記事	jp:applicants			共－101		
＊ 39	【納付者】	申請者	jp:applicant			共－102		
40	【持分】	持分	jp:share			共－31		
41	【代表出願人】	代表出願人	jp:representative-applicant			共－32		
42		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
43	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
44	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
45	【氏名又は名称原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－35		
46	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		
47		住所又は居所情報	jp:address			共－37		
48	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		
49	【住所又は居所原語表記】	住所又は居所原語表記	jp:original-language-of-address			共－39		
50	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
51	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
52	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
53	【営業所】	営業所	jp:office			共－45		
54		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
55		代表者	jp:representative			共－47		
56	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
57		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
58	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
59	【代表者原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－50		
60	【法人の法的性質】	法人の法的性質	jp:legal-entity-property			共－51		
61		国籍	jp:nationality			共－52		
62	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
63	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
64	【意匠登録出願人との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
65		代理人の記事	jp:agents			共－105		
66	【代理人】	代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－106		
67		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
68	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
69	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
70	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
71		住所又は居所情報	jp:address			共－28		
72	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－29		
73	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
74	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
75	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		
76	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
77	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
78		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
79		代表者	jp:representative			共－47		
80	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
81		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
82	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
83	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
84	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
85	【納付年分】	納付年分	jp:payment-years			共－79		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
86		納付年分（自）	jp:year-from			共－80		
87		納付年分（至）	jp:year-to			共－81		
88	【持分の割合】	持分の割合	jp:share-rate			共－76		
89		持分率（分子）	jp:moleclar			共－77		
90		持分率（分母）	jp:denominator			共－78		
91	【特許料等に関する特記事項】	意見の内容	jp:opinion-contents-article				75.2	
92		段落	p	番号	num		75.3	
93		イメージ	img	縦	he		75.4	
				横	wi			
				ソース	file			
				ファイルタイプ	img-format			
94	【登録料の表示】	手数料の表示	jp:charge-article			共－71		
95		納付	jp:payment			共－71.5		
96	【納付金額】	納付方法・納付金額	jp:fee	納付金額	amount	共－72		
				currency	currency			
98	【予納台帳番号】または【納付書番号】または 【納付番号】または【振替番号】または【指定立替納付】	予納台帳番号・納付書番号・納付番号・振替番号・指定立替納付	jp:account	予納台帳番号 納付書番号 納付番号 振替番号 指定立替納付	number	共－73		注１
				予納 納付書 電子現金納付 銀行口座自動振替 指定立替納付	account-type			
98	【その他】	その他	jp:dtext			共－82		
99		提出物件の目録	jp:submission-object-list-article			共－83		
100	【提出物件の目録】	目録	jp:list-group			共－84		
101	【物件名】	物件名	jp:document-name			共－85		
102		通数又は個数	jp:number-of-object			共－86		
103	【援用の表示】	援用の表示	jp:citation			共－87		
104	【返還の申出】	返還の申出	jp:return-request			共－88		
105	【包括委任状番号】	包括委任状番号	jp:general-power-of-attorney-id			共－89		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
106	【提出物件の特記事項】	提出物件の特記事項	jp:dtext			共－90		
107		規定外の項目	jp:rule-outside-item-article			共－91		
108		規定外記事	jp:rule-outside-group			共－92		
109		項目名	jp:item-name			共－93		
110		項目内容	jp:item-content			共－94		

注１：【振替番号】、【指定立替納付】はオンライン案件の緊急避難、更正申請、再ＤＥ（オンライン出願された案件で四法等に誤りがあった場合に、ＤＥ機関において修正を行い新規エントリとしてデータエントリすること）の場合にのみ記載が可能である。
　上記の場合以外に【振替番号】、【指定立替納付】が記載された場合は、規定外項目として扱う。

防護標章登録料納付書

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
1		書類識別	jp:payment-r103	四法種別	jp:kind-of-law		76.0	
＊ 2	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code				76.1	
3	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
4		提出日	jp:submission-date			共－2		
5	【提出日】	日付	jp:date			共－2.5		
6	【あて先】	あて先	jp:addressed-to-person			共－3		
7		事件の表示	jp:indication-of-case-article			共－10		
8		審判書類参照	jp:appeal-reference	~~審判種別~~	~~appeal-type~~	共－11		
9		文書番号	jp:doc-number			共－12		
10		日付	jp:date			共－13		
11		出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	共－14		
				四法種別	jp:kind-of-law			
12		ドキュメント識別	jp:document-id			共－15		
＊ 13	【出願番号】	文書番号	jp:doc-number			共－16		
14		日付	jp:date			共－17		
15	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
16	【受付番号】	受付番号	jp:receipt-number			共－21		
17		発送日	jp:dispatch-date			共－59		
18	【登録査定の謄本発送日】	日付	jp:date			共－59.5		
19	【商品及び役務の区分の数】	商品及び役務の区分の数	jp:number-of-class				76.2	
20		事件の出願人の記事	jp:applicant-of-case-article			共－107		
＊ 21	【防護標章登録出願人】	申請者	jp:applicant			共－108		
22		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
23	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
24	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
25	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		
26		住所又は居所情報	jp:address			共－37		
27	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
28	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
29	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
30	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
31	【営業所】	営業所	jp:office			共－45		
32		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
33		代表者	jp:representative			共－47		
34	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
35		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
36	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
37		国籍	jp:nationality			共－52		
38	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
39	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
40	【事件との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
41		申請者の記事	jp:applicants			共－101		
＊ 42	【納付者】	申請者	jp:applicant			共－102		
43	【持分】	持分	jp:share			共－31		
44	【代表出願人】	代表出願人	jp:representative-applicant			共－32		
45		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
46	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
47	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
48	【氏名又は名称原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－35		
49	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		
50		住所又は居所情報	jp:address			共－37		
51	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		
52	【住所又は居所原語表記】	住所又は居所原語表記	jp:original-language-of-address			共－39		
53	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
54	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
55	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
56	【営業所】	営業所	jp:office			共－45		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
57		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
58		代表者	jp:representative			共－47		
59	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
60		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
61	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
62	【代表者原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－50		
63	【法人の法的性質】	法人の法的性質	jp:legal-entity-property			共－51		
64		国籍	jp:nationality			共－52		
65	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
66	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
67	【防護標章登録出願人との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
68		代理人の記事	jp:agents			共－105		
69	【代理人】	代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－106		
70		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
71	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
72	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
73	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
74		住所又は居所情報	jp:address			共－28		
75	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－29		
76	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
77	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
78	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		
79	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
80	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
81		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
82		代表者	jp:representative			共－47		
83	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
84		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
85	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
86	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
87	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
88	【納付年分】	納付年分	jp:payment-years			共－79		
89		納付年分（自）	jp:year-from			共－80		
90		納付年分（至）	jp:year-to			共－81		
91	【持分の割合】	持分の割合	jp:share-rate			共－76		
92		持分率（分子）	jp:moleclar			共－77		
93		持分率（分母）	jp:denominator			共－78		
94	【特許料等に関する特記事項】	意見の内容	jp:opinion-contents-article				76.3	
95		段落	p	番号	num		76.4	
96		イメージ	img	縦	he		76.5	
				横	wi			
				ソース	file			
				ファイルタイプ	img-format			
97	【登録料の表示】	手数料の表示	jp:charge-article			共－71		
98		納付	jp:payment			共－71.5		
99	【納付金額】	納付方法・納付金額	jp:fee	納付金額	amount	共－72		
				currency	currency			
100	【予納台帳番号】または【納付書番号】または 【納付番号】または【振替番号】または【指定立替納付】	予納台帳番号・納付書番号・納付番号・振替番号・指定立替納付	jp:account	予納台帳番号 納付書番号 納付番号 振替番号 指定立替納付	number	共－73		注1
				予納 納付書 電子現金納付 銀行口座自動振替 指定立替納付	account-type			
101	【その他】	その他	jp:dtext			共－82		
102	【提出物件の目録】	提出物件の目録	jp:submission-object-list-article			共－83		
103		目録	jp:list-group			共－84		
104	【物件名】	物件名	jp:document-name			共－85		
105		通数又は個数	jp:number-of-object			共－86		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
106	【援用の表示】	援用の表示	jp:citation			共－87		
107	【返還の申出】	返還の申出	jp:return-request			共－88		
108	【包括委任状番号】	包括委任状番号	jp:general-power-of-attorney-id			共－89		
109	【提出物件の特記事項】	提出物件の特記事項	jp:dtext			共－90		
110		規定外の項目	jp:rule-outside-item-article			共－91		
111		規定外記事	jp:rule-outside-group			共－92		
112		項目名	jp:item-name			共－93		
113		項目内容	jp:item-content			共－94		

注１：【振替番号】、【指定立替納付】はオンライン案件の緊急避難、更正申請、再ＤＥ（オンライン出願された案件で四法等に誤りがあった場合に、ＤＥ機関において修正を行い新規エントリとしてデータエントリすること）の場合に~~のみ~~記載が可能である。
【指定立替納付】は窓口クレジットカード決済の場合にも記載が可能である。
上記の場合以外に【振替番号】、【指定立替納付】が記載された場合は、規定外項目として扱う。

商標更新登録料納付書

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
1		書類識別	jp:payment-r104	四法種別	jp:kind-of-law		77.0	
＊ 2	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code				77.1	
3	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
4		提出日	jp:submission-date			共－2		
5	【提出日】	日付	jp:date			共－2.5		
6	【あて先】	あて先	jp:addressed-to-person			共－3		
7		事件の表示	jp:indication-of-case-article			共－10		
8		審判書類参照	jp:appeal-reference	~~審判種別~~	~~appeal-type~~	共－11		
9		文書番号	jp:doc-number			共－12		
10		日付	jp:date			共－13		
11		出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	共－14		
				四法種別	jp:kind-of-law			
12		ドキュメント識別	jp:document-id			共－15		
＊ 13	【商標登録番号】 【出願番号】	文書番号	jp:doc-number			共－16		
14		日付	jp:date			共－17		
15	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
16	【受付番号】	受付番号	jp:receipt-number			共－21		
17		発送日	jp:dispatch-date			共－59		
18	【登録査定の謄本発送日】	日付	jp:date			共－59.5		
19		事件の出願人の記事	jp:applicant-of-case-article			共－107		
＊ 20	【更新登録出願人】	申請者	jp:applicant			共－108		
21		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
22	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
23	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
24	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		
25		住所又は居所情報	jp:address			共－37		
26	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		
27	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
28	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
29		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
30		代表者	jp:representative			共－47		
31	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
32		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
33	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
34		国籍	jp:nationality			共－52		
35	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
36	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
37	【事件との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
38		申請者の記事	jp:applicants			共－101		
＊ 39	【納付者】	申請者	jp:applicant			共－102		
40	【持分】	持分	jp:share			共－31		
41	【代表出願人】	代表出願人	jp:representative-applicant			共－32		
42		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
43	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
44	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
45	【氏名又は名称原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－35		
46	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		
47		住所又は居所情報	jp:address			共－37		
48	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		
49	【住所又は居所原語表記】	住所又は居所原語表記	jp:original-language-of-address			共－39		
50	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
51	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
52	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
53	【営業所】	営業所	jp:office			共－45		
54		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
55		代表者	jp:representative			共－47		
56	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
57		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
58	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
59	【代表者原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－50		
60	【法人の法的性質】	法人の法的性質	jp:legal-entity-property			共－51		
61		国籍	jp:nationality			共－52		
62	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
63	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
64	【更新登録出願人との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
65		代理人の記事	jp:agents			共－105		
66	【代理人】	代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－106		
67		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
68	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
69	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
70	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
71		住所又は居所情報	jp:address			共－28		
72	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－29		
73	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
74	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
75	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		
76	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
77	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
78		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
79		代表者	jp:representative			共－47		
80	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
81		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
82	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
83	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
84	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
85	【納付年分】	納付年分	jp:payment-years			共－79		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
86		納付年分（自）	jp:year-from			共－80		
87		納付年分（至）	jp:year-to			共－81		
88	【持分の割合】	持分の割合	jp:share-rate			共－76		
89		持分率（分子）	jp:moleclar			共－77		
90		持分率（分母）	jp:denominator			共－78		
91	【特許料等に関する特記事項】	意見の内容	jp:opinion-contents-article				77.2	
92		段落	p	番号	num		77.3	
93		イメージ	img	縦	he		77.4	
				横	wi			
				ソース	file			
				ファイルタイプ	img-format			
94	【納付の表示】	納付の表示	jp:indicate-payment				77.5	
95	【登録料の表示】	手数料の表示	jp:charge-article			共－71		
96		納付	jp:payment			共－71.5		
97	【納付金額】	納付方法・納付金額	jp:fee	納付金額	amount	共－72		
				currency	currency			
98	【予納台帳番号】または【納付書番号】または 【納付番号】または【振替番号】または【指定立替納付】	予納台帳番号・納付書番号・納付番号・振替番号・指定立替納付	jp:account	予納台帳番号 納付書番号 納付番号 振替番号 指定立替納付	number	共－73		注１
				予納 納付書 電子現金納付 銀行口座自動振替 指定立替納付	account-type			
99	【その他】	その他	jp:dtext			共－82		
100		提出物件の目録	jp:submission-object-list-article			共－83		
101	【提出物件の目録】	目録	jp:list-group			共－84		
102	【物件名】	物件名	jp:document-name			共－85		
103		通数又は個数	jp:number-of-object			共－86		
104	【援用の表示】	援用の表示	jp:citation			共－87		
105	【返還の申出】	返還の申出	jp:return-request			共－88		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
106	【包括委任状番号】	包括委任状番号	jp:general-power-of-attorney-id			共－89		
107	【提出物件の特記事項】	提出物件の特記事項	jp:dtext			共－90		
108		規定外の項目	jp:rule-outside-item-article			共－91		
109		規定外記事	jp:rule-outside-group			共－92		
110		項目名	jp:item-name			共－93		
111		項目内容	jp:item-content			共－94		

注１：【振替番号】、【指定立替納付】はオンライン案件の緊急避難、更正申請、再ＤＥ（オンライン出願された案件で四法等に誤りがあった場合に、ＤＥ機関において修正を行い新規エントリとしてデータエントリすること）の場合にのみ記載が可能である。
　上記の場合以外に【振替番号】、【指定立替納付】が記載された場合は、規定外項目として扱う。

防護標章更新登録料納付書

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
1		書類識別	jp:payment-r105	四法種別	jp:kind-of-law		78.0	
＊ 2	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code				78.1	
3	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
4		提出日	jp:submission-date			共－2		
5	【提出日】	日付	jp:date			共－2.5		
6	【あて先】	あて先	jp:addressed-to-person			共－3		
7		事件の表示	jp:indication-of-case-article			共－10		
8		審判書類参照	jp:appeal-reference	~~審判種別~~	~~appeal-type~~	共－11		
9		文書番号	jp:doc-number			共－12		
10		日付	jp:date			共－13		
11		出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	共－14		
				四法種別	jp:kind-of-law			
12		ドキュメント識別	jp:document-id			共－15		
＊ 13	【商標登録番号】 【出願番号】	文書番号	jp:doc-number			共－16		
14		日付	jp:date			共－17		
15	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
16	【受付番号】	受付番号	jp:receipt-number			共－21		
17		発送日	jp:dispatch-date			共－59		
18	【登録査定の謄本発送日】	日付	jp:date			共－59.5		
19	【商品及び役務の区分の数】	商品及び役務の区分の数	jp:number-of-class				78.2	
20		事件の出願人の記事	jp:applicant-of-case-article			共－107		
＊ 21	【防護標章更新登録出願人】	申請者	jp:applicant			共－108		
22		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
23	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
24	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
25	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		
26		住所又は居所情報	jp:address			共－37		
27	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
28	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
29	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
30		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
31		代表者	jp:representative			共－47		
32	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
33		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
34	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
35		国籍	jp:nationality			共－52		
36	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
37	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
38	【事件との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
39		申請者の記事	jp:applicants			共－101		
＊ 40	【納付者】	申請者	jp:applicant			共－102		
41	【持分】	持分	jp:share			共－31		
42	【代表出願人】	代表出願人	jp:representative-applicant			共－32		
43		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
44	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
45	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
46	【氏名又は名称原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－35		
47	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		
48		住所又は居所情報	jp:address			共－37		
49	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		
50	【住所又は居所原語表記】	住所又は居所原語表記	jp:original-language-of-address			共－39		
51	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
52	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
53	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
54	【営業所】	営業所	jp:office			共－45		
55		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
56		代表者	jp:representative			共－47		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
57	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
58		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
59	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
60	【代表者原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－50		
61	【法人の法的性質】	法人の法的性質	jp:legal-entity-property			共－51		
62		国籍	jp:nationality			共－52		
63	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
64	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
65	【更新登録出願人との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
66		代理人の記事	jp:agents			共－105		
67	【代理人】	代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－106		
68		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
69	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
70	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
71	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
72		住所又は居所情報	jp:address			共－28		
73	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－29		
74	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
75	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
76	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		
77	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
78	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
79		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
80		代表者	jp:representative			共－47		
81	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
82		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
83	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
84	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
85	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
86	【納付年分】	納付年分	jp:payment-years			共－79		
87		納付年分（自）	jp:year-from			共－80		
88		納付年分（至）	jp:year-to			共－81		
89	【持分の割合】	持分の割合	jp:share-rate			共－76		
90		持分率（分子）	jp:moleclar			共－77		
91		持分率（分母）	jp:denominator			共－78		
92	【特許料等に関する特記事項】	意見の内容	jp:opinion-contents-article				78.3	
93		段落	p	番号	num		78.4	
94		イメージ	img	縦	he		78.5	
				横	wi			
				ソース	file			
				ファイルタイプ	img-format			
95	【登録料の表示】	手数料の表示	jp:charge-article			共－71		
96	【納付金額】	納付	jp:payment			共－71.5		
97		納付方法・納付金額	jp:fee	納付金額	amount	共－72		
				currency	currency			
98	【予納台帳番号】または【納付書番号】または 【納付番号】または【振替番号】または【指定立替納付】	予納台帳番号・納付書番号・納付番号・振替番号・指定立替納付	jp:account	予納台帳番号 納付書番号 納付番号 振替番号 指定立替納付	number	共－73		注１
				予納 納付書 電子現金納付 銀行口座自動振替 指定立替納付	account-type			
99	【その他】	その他	jp:dtext			共－82		
100	【提出物件の目録】	提出物件の目録	jp:submission-object-list-article			共－83		
101		目録	jp:list-group			共－84		
102	【物件名】	物件名	jp:document-name			共－85		
103		通数又は個数	jp:number-of-object			共－86		
104	【援用の表示】	援用の表示	jp:citation			共－87		
105	【返還の申出】	返還の申出	jp:return-request			共－88		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
106	【包括委任状番号】	包括委任状番号	jp:general-power-of-attorney-id			共－89		
107	【提出物件の特記事項】	提出物件の特記事項	jp:dtext			共－90		
108		規定外の項目	jp:rule-outside-item-article			共－91		
109		規定外記事	jp:rule-outside-group			共－92		
110		項目名	jp:item-name			共－93		
111		項目内容	jp:item-content			共－94		

注１：【振替番号】、【指定立替納付】はオンライン案件の緊急避難、更正申請、再ＤＥ（オンライン出願された案件で四法等に誤りがあった場合に、ＤＥ機関において修正を行い新規エントリとしてデータエントリすること）の場合に~~のみ~~記載が可能である。
【指定立替納付】は窓口クレジットカード決済の場合にも記載が可能である。
上記の場合以外に【振替番号】、【指定立替納付】が記載された場合は、規定外項目として扱う。

特許料納付書(設定補充)

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
1		書類識別	jp:payment-r110	四法種別	jp:kind-of-law		79.0	
＊ 2	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code				79.1	
3	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
4		提出日	jp:submission-date			共－2		
5	【提出日】	日付	jp:date			共－2.5		
6	【あて先】	あて先	jp:addressed-to-person			共－3		
7		事件の表示	jp:indication-of-case-article			共－10		
8		審判書類参照	jp:appeal-reference	~~審判種別~~	~~appeal-type~~	共－11		
9		文書番号	jp:doc-number			共－12		
10		日付	jp:date			共－13		
11		出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	共－14		
				四法種別	jp:kind-of-law			
12		ドキュメント識別	jp:document-id			共－15		
＊ 13	【出願番号】	文書番号	jp:doc-number			共－16		
14		日付	jp:date			共－17		
15	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
16	【受付番号】	受付番号	jp:receipt-number			共－21		
17		発送日	jp:dispatch-date			共－59		
18	【特許査定の謄本発送日】	日付	jp:date			共－59.5		
19	【請求項の数】または【発明の数】	請求項の数	jp:number-of-claim	適用法規	jp:adopted-law		79.2	
20		事件の出願人の記事	jp:applicant-of-case-article			共－107		
＊ 21	【特許出願人】	申請者	jp:applicant			共－108		
22		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
23	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
24	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
25	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		
26		住所又は居所情報	jp:address			共－37		
27	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
28	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
29	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
30		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
31		代表者	jp:representative			共－47		
32	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
33		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
34	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
35		国籍	jp:nationality			共－52		
36	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
37	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
38	【事件との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
39		申請者の記事	jp:applicants			共－101		
＊ 40	【納付者】	申請者	jp:applicant			共－102		
41	【持分】	持分	jp:share			共－31		
42	【代表出願人】	代表出願人	jp:representative-applicant			共－32		
43		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
44	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
45	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
46	【氏名又は名称原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－35		
47	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		
48		住所又は居所情報	jp:address			共－37		
49	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		
50	【住所又は居所原語表記】	住所又は居所原語表記	jp:original-language-of-address			共－39		
51	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
52	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
53	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
54	【営業所】	営業所	jp:office			共－45		
55		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
56		代表者	jp:representative			共－47		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
57	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
58		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
59	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
60	【代表者原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－50		
61	【法人の法的性質】	法人の法的性質	jp:legal-entity-property			共－51		
62		国籍	jp:nationality			共－52		
63	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
64	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
65	【特許出願人との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
66		代理人の記事	jp:agents			共－105		
67	【代理人】	代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－106		
68		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
69	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
70	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
71	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
72		住所又は居所情報	jp:address			共－28		
73	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－29		
74	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
75	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
76	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		
77	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
78	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
79		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
80		代表者	jp:representative			共－47		
81	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
82		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
83	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
84	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
85	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
86	【納付年分】	納付年分	jp:payment-years			共－79		
87		納付年分（自）	jp:year-from			共－80		
88		納付年分（至）	jp:year-to			共－81		
89	【持分の割合】	持分の割合	jp:share-rate			共－76		
90		持分率（分子）	jp:moleclar			共－77		
91		持分率（分母）	jp:denominator			共－78		
92	【特許料等に関する特記事項】	意見の内容	jp:opinion-contents-article				79.3	
93		段落	p	番号	num		79.4	
94		イメージ	img	縦	he		79.5	
				横	wi			
				ソース	file			
				ファイルタイプ	img-format			
95	【特許料の表示】	手数料の表示	jp:charge-article			共－71		
96	【補充金額】	納付	jp:payment			共－71.5		
97		納付方法・納付金額	jp:fee	納付金額	amount	共－72		
				currency	currency			
98	【予納台帳番号】または【納付書番号】または 【納付番号】または【振替番号】または【指定立替納付】	予納台帳番号・納付書番号・納付番号・振替番号・指定立替納付	jp:account	予納台帳番号 納付書番号 納付番号 振替番号 指定立替納付	number	共－73		注１
				予納 納付書 電子現金納付 銀行口座自動振替 指定立替納付	account-type			
99	【その他】	その他	jp:dtext			共－82		
100	【提出物件の目録】	提出物件の目録	jp:submission-object-list-article			共－83		
101		目録	jp:list-group			共－84		
102	【物件名】	物件名	jp:document-name			共－85		
103		通数又は個数	jp:number-of-object			共－86		
104	【援用の表示】	援用の表示	jp:citation			共－87		
105	【返還の申出】	返還の申出	jp:return-request			共－88		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
106	【包括委任状番号】	包括委任状番号	jp:general-power-of-attorney-id			共－89		
107	【提出物件の特記事項】	提出物件の特記事項	jp:dtext			共－90		
108		規定外の項目	jp:rule-outside-item-article			共－91		
109		規定外記事	jp:rule-outside-group			共－92		
110		項目名	jp:item-name			共－93		
111		項目内容	jp:item-content			共－94		

注１：【振替番号】、【指定立替納付】はオンライン案件の緊急避難、更正申請、再ＤＥ（オンライン出願された案件で四法等に誤りがあった場合に、ＤＥ機関において修正を行い新規エントリとしてデータエントリすること）の場合に~~のみ~~記載が可能である。
【指定立替納付】は窓口クレジットカード決済の場合にも記載が可能である。
上記の場合以外に【振替番号】、【指定立替納付】が記載された場合は、規定外項目として扱う。

実用新案登録料納付書(設定補充)

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
1		書類識別	jp:payment-r110	四法種別	jp:kind-of-law		80.0	
＊ 2	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code				80.1	
3	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
4		提出日	jp:submission-date			共－2		
5	【提出日】	日付	jp:date			共－2.5		
6	【あて先】	あて先	jp:addressed-to-person			共－3		
7		事件の表示	jp:indication-of-case-article			共－10		
8		審判書類参照	jp:appeal-reference	~~審判種別~~	~~appeal-type~~	共－11		
9		文書番号	jp:doc-number			共－12		
10		日付	jp:date			共－13		
11		出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	共－14		
				四法種別	jp:kind-of-law			
12		ドキュメント識別	jp:document-id			共－15		
＊ 13	【出願番号】	文書番号	jp:doc-number			共－16		
14		日付	jp:date			共－17		
15	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
16	【受付番号】	受付番号	jp:receipt-number			共－21		
17		発送日	jp:dispatch-date			共－59		
18	【登録査定の謄本発送日】	日付	jp:date			共－59.5		
19	【請求項の数】	請求項の数	jp:number-of-claim	適用法規	jp:adopted-law		80.2	
20		事件の出願人の記事	jp:applicant-of-case-article			共－107		
＊ 21	【実用新案登録出願人】	申請者	jp:applicant			共－108		
22		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
23	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
24	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
25	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		
26		住所又は居所情報	jp:address			共－37		
27	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
28	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
29	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
30	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
31	【営業所】	営業所	jp:office			共－45		
32		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
33		代表者	jp:representative			共－47		
34	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
35		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
36	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
37		国籍	jp:nationality			共－52		
38	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
39	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
40	【事件との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
41		申請者の記事	jp:applicants			共－101		
＊ 42	【納付者】	申請者	jp:applicant			共－102		
43	【持分】	持分	jp:share			共－31		
44	【代表出願人】	代表出願人	jp:representative-applicant			共－32		
45		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
46	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
47	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
48	【氏名又は名称原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－35		
49	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		
50		住所又は居所情報	jp:address			共－37		
51	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		
52	【住所又は居所原語表記】	住所又は居所原語表記	jp:original-language-of-address			共－39		
53	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
54	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
55	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
56	【営業所】	営業所	jp:office			共－45		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
57		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
58		代表者	jp:representative			共－47		
59	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
60		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
61	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
62	【代表者原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－50		
63	【法人の法的性質】	法人の法的性質	jp:legal-entity-property			共－51		
64		国籍	jp:nationality			共－52		
65	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
66	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
67	【実用新案登録出願人との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
68		代理人の記事	jp:agents			共－105		
69	【代理人】	代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－106		
70		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
71	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
72	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
73	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
74		住所又は居所情報	jp:address			共－28		
75	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－29		
76	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
77	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
78	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		
79	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
80	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
81		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
82		代表者	jp:representative			共－47		
83	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
84		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
85	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
86	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
87	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
88	【納付年分】	納付年分	jp:payment-years			共－79		
89		納付年分（自）	jp:year-from			共－80		
90		納付年分（至）	jp:year-to			共－81		
91	【持分の割合】	持分の割合	jp:share-rate			共－76		
92		持分率（分子）	jp:moleclar			共－77		
93		持分率（分母）	jp:denominator			共－78		
94	【特許料等に関する特記事項】	意見の内容	jp:opinion-contents-article				80.3	
95		段落	p	番号	num		80.4	
96		イメージ	img	縦	he		80.5	
				横	wi			
				ソース	file			
				ファイルタイプ	img-format			
97	【登録料の表示】	手数料の表示	jp:charge-article			共－71		
98		納付	jp:payment			共－71.5		
99	【補充金額】	納付方法・納付金額	jp:fee	納付金額	amount	共－72		
				currency	currency			
98	【予納台帳番号】または【納付書番号】または 【納付番号】または【振替番号】または【指定立替納付】	予納台帳番号・納付書番号・納付番号・振替番号・指定立替納付	jp:account	予納台帳番号 納付書番号 納付番号 振替番号 指定立替納付	number	共－73		注1
				予納 納付書 電子現金納付 銀行口座自動振替 指定立替納付	account-type			
101	【その他】	その他	jp:dtext			共－82		
102	【提出物件の目録】	提出物件の目録	jp:submission-object-list-article			共－83		
103		目録	jp:list-group			共－84		
104	【物件名】	物件名	jp:document-name			共－85		
105		通数又は個数	jp:number-of-object			共－86		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
106	【援用の表示】	援用の表示	jp:citation			共－87		
107	【返還の申出】	返還の申出	jp:return-request			共－88		
108	【包括委任状番号】	包括委任状番号	jp:general-power-of-attorney-id			共－89		
109	【提出物件の特記事項】	提出物件の特記事項	jp:dtext			共－90		
110		規定外の項目	jp:rule-outside-item-article			共－91		
111		規定外記事	jp:rule-outside-group			共－92		
112		項目名	jp:item-name			共－93		
113		項目内容	jp:item-content			共－94		

注１：【振替番号】、【指定立替納付】はオンライン案件の緊急避難、更正申請、再ＤＥ（オンライン出願された案件で四法等に誤りがあった場合に、ＤＥ機関において修正を行い新規エントリとしてデータエントリすること）の場合に~~のみ~~記載が可能である。
【指定立替納付】は窓口クレジットカード決済の場合にも記載が可能である。
上記の場合以外に【振替番号】、【指定立替納付】が記載された場合は、規定外項目として扱う。

意匠登録料納付書（設定補充）

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
1		書類識別	jp:payment-r110	四法種別	jp:kind-of-law		81.0	
＊ 2	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code				81.1	
3	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
4		提出日	jp:submission-date			共－2		
5	【提出日】	日付	jp:date			共－2.5		
6	【あて先】	あて先	jp:addressed-to-person			共－3		
7		事件の表示	jp:indication-of-case-article			共－10		
8		審判書類参照	jp:appeal-reference	~~審判種別~~	~~appeal-type~~	共－11		
9		文書番号	jp:doc-number			共－12		
10		日付	jp:date			共－13		
11		出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	共－14		
				四法種別	jp:kind-of-law			
12		ドキュメント識別	jp:document-id			共－15		
＊ 13	【出願番号】	文書番号	jp:doc-number			共－16		
14		日付	jp:date			共－17		
15	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
16	【受付番号】	受付番号	jp:receipt-number			共－21		
17		発送日	jp:dispatch-date			共－59		
18	【登録査定の謄本発送日】	日付	jp:date			共－59.5		
19		事件の出願人の記事	jp:applicant-of-case-article			共－107		
＊ 20	【意匠登録出願人】	申請者	jp:applicant			共－108		
21		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
22	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
23	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
24	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		
25		住所又は居所情報	jp:address			共－37		
26	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		
27	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
28	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
29		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
30		代表者	jp:representative			共－47		
31	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
32		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
33	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
34		国籍	jp:nationality			共－52		
35	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
36	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
37	【事件との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
38		申請者の記事	jp:applicants			共－101		
＊ 39	【納付者】	申請者	jp:applicant			共－102		
40	【持分】	持分	jp:share			共－31		
41	【代表出願人】	代表出願人	jp:representative-applicant			共－32		
42		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
43	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
44	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
45	【氏名又は名称原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－35		
46	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		
47		住所又は居所情報	jp:address			共－37		
48	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		
49	【住所又は居所原語表記】	住所又は居所原語表記	jp:original-language-of-address			共－39		
50	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
51	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
52	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
53	【営業所】	営業所	jp:office			共－45		
54		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
55		代表者	jp:representative			共－47		
56	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
57		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
58	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
59	【代表者原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－50		
60	【法人の法的性質】	法人の法的性質	jp:legal-entity-property			共－51		
61		国籍	jp:nationality			共－52		
62	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
63	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
64	【意匠登録出願人との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
65		代理人の記事	jp:agents			共－105		
66	【代理人】	代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－106		
67		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
68	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
69	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
70	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
71		住所又は居所情報	jp:address			共－28		
72	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－29		
73	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
74	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
75	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		
76	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
77	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
78		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
79		代表者	jp:representative			共－47		
80	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
81		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
82	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
83	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
84	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
85	【秘密にすることを請求する期間】	秘密意匠請求期間	jp:secret-design-term			共－115		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
86	【納付年分】	納付年分	jp:payment-years			共－79		
87		納付年分（自）	jp:year-from			共－80		
88		納付年分（至）	jp:year-to			共－81		
89	【持分の割合】	持分の割合	jp:share-rate			共－76		
90		持分率（分子）	jp:moleclar			共－77		
91		持分率（分母）	jp:denominator			共－78		
92	【特許料等に関する特記事項】	意見の内容	jp:opinion-contents-article				81.2	
93		段落	p	番号	num		81.3	
94		イメージ	img	縦	he		81.4	
				横	wi			
				ソース	file			
				ファイルタイプ	img-format			
95	【登録料の表示】	手数料の表示	jp:charge-article			共－71		
96		納付	jp:payment			共－71.5		
97	【補充金額】	納付方法・納付金額	jp:fee	納付金額	amount	共－72		
				currency	currency			
98	【予納台帳番号】または【納付書番号】または 【納付番号】または【振替番号】または【指定立替納付】	予納台帳番号・納付書番号・納付番号・振替番号・指定立替納付	jp:account	予納台帳番号 納付書番号 納付番号 振替番号 指定立替納付	number	共－73		注１
				予納 納付書 電子現金納付 銀行口座自動振替 指定立替納付	account-type			
99	【その他】	その他	jp:dtext			共－82		
100		提出物件の目録	jp:submission-object-list-article			共－83		
101	【提出物件の目録】	目録	jp:list-group			共－84		
102	【物件名】	物件名	jp:document-name			共－85		
103		通数又は個数	jp:number-of-object			共－86		
104	【援用の表示】	援用の表示	jp:citation			共－87		
105	【返還の申出】	返還の申出	jp:return-request			共－88		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
106	【包括委任状番号】	包括委任状番号	jp:general-power-of-attorney-id			共－89		
107	【提出物件の特記事項】	提出物件の特記事項	jp:dtext			共－90		
108		規定外の項目	jp:rule-outside-item-article			共－91		
109		規定外記事	jp:rule-outside-group			共－92		
110		項目名	jp:item-name			共－93		
111		項目内容	jp:item-content			共－94		

注１：【振替番号】、【指定立替納付】はオンライン案件の緊急避難、更正申請、再ＤＥ（オンライン出願された案件で四法等に誤りがあった場合に、ＤＥ機関において修正を行い新規エントリとしてデータエントリすること）の場合に~~のみ~~記載が可能である。
【指定立替納付】は窓口クレジットカード決済の場合にも記載が可能である。
上記の場合以外に【振替番号】、【指定立替納付】が記載された場合は、規定外項目として扱う。

商標登録料納付書(設定補充)

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
1		書類識別	jp:payment-r110	四法種別	jp:kind-of-law		82.0	
＊ 2	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code				82.1	
3	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
4		提出日	jp:submission-date			共－2		
5	【提出日】	日付	jp:date			共－2.5		
6	【あて先】	あて先	jp:addressed-to-person			共－3		
7		事件の表示	jp:indication-of-case-article			共－10		
8		審判書類参照	jp:appeal-reference	~~審判種別~~	~~appeal-type~~	共－11		
9		文書番号	jp:doc-number			共－12		
10		日付	jp:date			共－13		
11		出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	共－14		
				四法種別	jp:kind-of-law			
12		ドキュメント識別	jp:document-id			共－15		
＊ 13	【出願番号】	文書番号	jp:doc-number			共－16		
14		日付	jp:date			共－17		
15	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
16	【受付番号】	受付番号	jp:receipt-number			共－21		
17		発送日	jp:dispatch-date			共－59		
18	【登録査定の謄本発送日】	日付	jp:date			共－59.5		
19	【商品及び役務の区分の数】	商品及び役務の区分の数	jp:number-of-class				82.2	
20		事件の出願人の記事	jp:applicant-of-case-article			共－107		
＊ 21	【商標登録出願人】	申請者	jp:applicant			共－108		
22		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
23	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
24	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
25	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		
26		住所又は居所情報	jp:address			共－37		
27	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
28	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
29	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
30	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
31	【営業所】	営業所	jp:office			共－45		
32		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
33		代表者	jp:representative			共－47		
34	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
35		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
36	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
37		国籍	jp:nationality			共－52		
38	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
39	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
40	【事件との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
41		申請者の記事	jp:applicants			共－101		
＊ 42	【納付者】	申請者	jp:applicant			共－102		
43	【持分】	持分	jp:share			共－31		
44	【代表出願人】	代表出願人	jp:representative-applicant			共－32		
45		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
46	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
47	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
48	【氏名又は名称原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－35		
49	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		
50		住所又は居所情報	jp:address			共－37		
51	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		
52	【住所又は居所原語表記】	住所又は居所原語表記	jp:original-language-of-address			共－39		
53	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
54	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
55	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
56	【営業所】	営業所	jp:office			共－45		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
57		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
58		代表者	jp:representative			共－47		
59	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
60		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
61	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
62	【代表者原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－50		
63	【法人の法的性質】	法人の法的性質	jp:legal-entity-property			共－51		
64		国籍	jp:nationality			共－52		
65	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
66	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
67	【商標登録出願人との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
68		代理人の記事	jp:agents			共－105		
69	【代理人】	代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－106		
70		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
71	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
72	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
73	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
74		住所又は居所情報	jp:address			共－28		
75	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－29		
76	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
77	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
78	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		
79	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
80	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
81		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
82		代表者	jp:representative			共－47		
83	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
84		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
85	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
86	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
87	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
88	【納付年分】	納付年分	jp:payment-years			共－79		
89		納付年分（自）	jp:year-from			共－80		
90		納付年分（至）	jp:year-to			共－81		
91	【持分の割合】	持分の割合	jp:share-rate			共－76		
92		持分率（分子）	jp:moleclar			共－77		
93		持分率（分母）	jp:denominator			共－78		
94	【特許料等に関する特記事項】	意見の内容	jp:opinion-contents-article				82.3	
95		段落	p	番号	num		82.4	
96		イメージ	img	縦	he		82.5	
				横	wi			
				ソース	file			
				ファイルタイプ	img-format			
97	【納付の表示】	納付の表示	jp:indicate-payment				82.6	
98	【登録料の表示】	手数料の表示	jp:charge-article			共－71		
99		納付	jp:payment			共－71.5		
100	【補充金額】	納付方法・納付金額	jp:fee	納付金額	amount	共－72		
				currency	currency			
101	【予納台帳番号】または【納付書番号】または 【納付番号】または【振替番号】または【指定立替納付】	予納台帳番号・納付書番号・納付番号・振替番号・指定立替納付	jp:account	予納台帳番号 納付書番号 納付番号 振替番号 指定立替納付	number	共－73		注１
				予納 納付書 電子現金納付 銀行口座自動振替 指定立替納付	account-type			
102	【その他】	その他	jp:dtext			共－82		
103		提出物件の目録	jp:submission-object-list-article			共－83		
104	【提出物件の目録】	目録	jp:list-group			共－84		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
105	【物件名】	物件名	jp:document-name			共－85		
106		通数又は個数	jp:number-of-object			共－86		
107	【援用の表示】	援用の表示	jp:citation			共－87		
108	【返還の申出】	返還の申出	jp:return-request			共－88		
109	【包括委任状番号】	包括委任状番号	jp:general-power-of-attorney-id			共－89		
110	【提出物件の特記事項】	提出物件の特記事項	jp:dtext			共－90		
111		規定外の項目	jp:rule-outside-item-article			共－91		
112		規定外記事	jp:rule-outside-group			共－92		
113		項目名	jp:item-name			共－93		
114		項目内容	jp:item-content			共－94		

注１：【振替番号】、【指定立替納付】はオンライン案件の緊急避難、更正申請、再ＤＥ（オンライン出願された案件で四法等に誤りがあった場合に、ＤＥ機関において修正を行い新規エントリとしてデータエントリすること）の場合に~~のみ~~記載が可能である。
【指定立替納付】は窓口クレジットカード決済の場合にも記載が可能である。
上記の場合以外に【振替番号】、【指定立替納付】が記載された場合は、規定外項目として扱う。

追加の特許の特許料納付書(設定補充)

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
1		書類識別	jp:payment-r111	四法種別	jp:kind-of-law		83.0	
＊ 2	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code				83.1	
3	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
4		提出日	jp:submission-date			共－2		
5	【提出日】	日付	jp:date			共－2.5		
6	【あて先】	あて先	jp:addressed-to-person			共－3		
7		事件の表示	jp:indication-of-case-article			共－10		
8		審判書類参照	jp:appeal-reference	~~審判種別~~	~~appeal-type~~	共－11		
9		文書番号	jp:doc-number			共－12		
10		日付	jp:date			共－13		
11		出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	共－14		
				四法種別	jp:kind-of-law			
12		ドキュメント識別	jp:document-id			共－15		
＊ 13	【出願番号】	文書番号	jp:doc-number			共－16		
14		日付	jp:date			共－17		
15	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
16	【受付番号】	受付番号	jp:receipt-number			共－21		
17		発送日	jp:dispatch-date			共－59		
18	【特許査定の謄本発送日】	日付	jp:date			共－59.5		
19	【請求項の数】または【発明の数】	請求項の数	jp:number-of-claim	適用法規	jp:adopted-law		83.2	
20		事件の出願人の記事	jp:applicant-of-case-article			共－107		
＊ 21	【特許出願人】	申請者	jp:applicant			共－108		
22		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
23	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
24	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
25	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		
26		住所又は居所情報	jp:address			共－37		
27	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
28	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
29	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
30		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
31		代表者	jp:representative			共－47		
32	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
33		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
34	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
35		国籍	jp:nationality			共－52		
36	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
37	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
38	【事件との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
39		申請者の記事	jp:applicants			共－101		
＊ 40	【納付者】	申請者	jp:applicant			共－102		
41	【持分】	持分	jp:share			共－31		
42	【代表出願人】	代表出願人	jp:representative-applicant			共－32		
43		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
44	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
45	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
46	【氏名又は名称原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－35		
47	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		
48		住所又は居所情報	jp:address			共－37		
49	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		
50	【住所又は居所原語表記】	住所又は居所原語表記	jp:original-language-of-address			共－39		
51	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
52	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
53	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
54	【営業所】	営業所	jp:office			共－45		
55		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
56		代表者	jp:representative			共－47		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
57	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
58		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
59	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
60	【代表者原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－50		
61	【法人の法的性質】	法人の法的性質	jp:legal-entity-property			共－51		
62		国籍	jp:nationality			共－52		
63	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
64	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
65	【特許出願人との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
66		代理人の記事	jp:agents			共－105		
67	【代理人】	代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－106		
68		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
69	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
70	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
71	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
72		住所又は居所情報	jp:address			共－28		
73	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－29		
74	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
75	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
76	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		
77	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
78	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
79		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
80		代表者	jp:representative			共－47		
81	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
82		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
83	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
84	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
85	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
86	【納付年分】	納付年分	jp:payment-years			共－79		
87		納付年分（自）	jp:year-from			共－80		
88		納付年分（至）	jp:year-to			共－81		
89	【持分の割合】	持分の割合	jp:share-rate			共－76		
90		持分率（分子）	jp:moleclar			共－77		
91		持分率（分母）	jp:denominator			共－78		
92	【特許料等に関する特記事項】	意見の内容	jp:opinion-contents-article				83.3	
93		段落	p	番号	num		83.4	
94		イメージ	img	縦	he		83.5	
				横	wi			
				ソース	file			
				ファイルタイプ	img-format			
95	【特許料の表示】	手数料の表示	jp:charge-article			共－71		
96	【補充金額】	納付	jp:payment			共－71.5		
97		納付方法・納付金額	jp:fee	納付金額	amount	共－72		
				currency	currency			
98	【予納台帳番号】または【納付書番号】または 【納付番号】または【振替番号】または【指定立替納付】	予納台帳番号・納付書番号・納付番号・振替番号・指定立替納付	jp:account	予納台帳番号 納付書番号 納付番号 振替番号 指定立替納付	number	共－73		注１
				予納 納付書 電子現金納付 銀行口座自動振替 指定立替納付	account-type			
99	【その他】	その他	jp:dtext			共－82		
100	【提出物件の目録】	提出物件の目録	jp:submission-object-list-article			共－83		
101		目録	jp:list-group			共－84		
102	【物件名】	物件名	jp:document-name			共－85		
103		通数又は個数	jp:number-of-object			共－86		
104	【援用の表示】	援用の表示	jp:citation			共－87		
105	【返還の申出】	返還の申出	jp:return-request			共－88		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
106	【包括委任状番号】	包括委任状番号	jp:general-power-of-attorney-id			共－89		
107	【提出物件の特記事項】	提出物件の特記事項	jp:dtext			共－90		
108		規定外の項目	jp:rule-outside-item-article			共－91		
109		規定外記事	jp:rule-outside-group			共－92		
110		項目名	jp:item-name			共－93		
111		項目内容	jp:item-content			共－94		

注１：【振替番号】、【指定立替納付】はオンライン案件の緊急避難、更正申請、再ＤＥ（オンライン出願された案件で四法等に誤りがあった場合に、ＤＥ機関において修正を行い新規エントリとしてデータエントリすること）の場合にのみ記載が可能である。
　上記の場合以外に【振替番号】、【指定立替納付】が記載された場合は、規定外項目として扱う。

類似意匠登録料納付書(設定補充)

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
1		書類識別	jp:payment-r112	四法種別	jp:kind-of-law		84.0	
＊ 2	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code				84.1	
3	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
4		提出日	jp:submission-date			共－2		
5	【提出日】	日付	jp:date			共－2.5		
6	【あて先】	あて先	jp:addressed-to-person			共－3		
7		事件の表示	jp:indication-of-case-article			共－10		
8		審判書類参照	jp:appeal-reference	~~審判種別~~	~~appeal-type~~	共－11		
9		文書番号	jp:doc-number			共－12		
10		日付	jp:date			共－13		
11		出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	共－14		
				四法種別	jp:kind-of-law			
12		ドキュメント識別	jp:document-id			共－15		
＊ 13	【出願番号】	文書番号	jp:doc-number			共－16		
14		日付	jp:date			共－17		
15	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
16	【受付番号】	受付番号	jp:receipt-number			共－21		
17		発送日	jp:dispatch-date			共－59		
18	【登録査定の謄本発送日】	日付	jp:date			共－59.5		
19		事件の出願人の記事	jp:applicant-of-case-article			共－107		
＊ 20	【意匠登録出願人】	申請者	jp:applicant			共－108		
21		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
22	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
23	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
24	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		
25		住所又は居所情報	jp:address			共－37		
26	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		
27	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
28	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
29		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
30		代表者	jp:representative			共－47		
31	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
32		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
33	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
34		国籍	jp:nationality			共－52		
35	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
36	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
37	【事件との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
38		申請者の記事	jp:applicants			共－101		
＊ 39	【納付者】	申請者	jp:applicant			共－102		
40	【持分】	持分	jp:share			共－31		
41	【代表出願人】	代表出願人	jp:representative-applicant			共－32		
42		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
43	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
44	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
45	【氏名又は名称原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－35		
46	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		
47		住所又は居所情報	jp:address			共－37		
48	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		
49	【住所又は居所原語表記】	住所又は居所原語表記	jp:original-language-of-address			共－39		
50	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
51	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
52	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
53	【営業所】	営業所	jp:office			共－45		
54		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
55		代表者	jp:representative			共－47		
56	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
57		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
58	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
59	【代表者原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－50		
60	【法人の法的性質】	法人の法的性質	jp:legal-entity-property			共－51		
61		国籍	jp:nationality			共－52		
62	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
63	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
64	【意匠登録出願人との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
65		代理人の記事	jp:agents			共－105		
66	【代理人】	代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－106		
67		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
68	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
69	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
70	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
71		住所又は居所情報	jp:address			共－28		
72	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－29		
73	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
74	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
75	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		
76	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
77	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
78		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
79		代表者	jp:representative			共－47		
80	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
81		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
82	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
83	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
84	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
85	【納付年分】	納付年分	jp:payment-years			共－79		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
86		納付年分（自）	jp:year-from			共－80		
87		納付年分（至）	jp:year-to			共－81		
88	【持分の割合】	持分の割合	jp:share-rate			共－76		
89		持分率（分子）	jp:moleclar			共－77		
90		持分率（分母）	jp:denominator			共－78		
91	【特許料等に関する特記事項】	意見の内容	jp:opinion-contents-article				84.2	
92		段落	p	番号	num		84.3	
93		イメージ	img	縦	he		84.4	
				横	wi			
				ソース	file			
				ファイルタイプ	img-format			
94	【登録料の表示】	手数料の表示	jp:charge-article			共－71		
95		納付	jp:payment			共－71.5		
96	【補充金額】	納付方法・納付金額	jp:fee	納付金額	amount	共－72		
				currency	currency			
97	【予納台帳番号】または【納付書番号】または 【納付番号】または【振替番号】または【指定立替納付】	予納台帳番号・納付書番号・納付番号・振替番号・指定立替納付	jp:account	予納台帳番号 納付書番号 納付番号 振替番号 指定立替納付	number	共－73		注１
				予納 納付書 電子現金納付 銀行口座自動振替 指定立替納付	account-type			
98	【その他】	その他	jp:dtext			共－82		
99		提出物件の目録	jp:submission-object-list-article			共－83		
100	【提出物件の目録】	目録	jp:list-group			共－84		
101	【物件名】	物件名	jp:document-name			共－85		
102		通数又は個数	jp:number-of-object			共－86		
103	【援用の表示】	援用の表示	jp:citation			共－87		
104	【返還の申出】	返還の申出	jp:return-request			共－88		
105	【包括委任状番号】	包括委任状番号	jp:general-power-of-attorney-id			共－89		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
106	【提出物件の特記事項】	提出物件の特記事項	jp:dtext			共－90		
107		規定外の項目	jp:rule-outside-item-article			共－91		
108		規定外記事	jp:rule-outside-group			共－92		
109		項目名	jp:item-name			共－93		
110		項目内容	jp:item-content			共－94		

注１：【振替番号】、【指定立替納付】はオンライン案件の緊急避難、更正申請、再ＤＥ（オンライン出願された案件で四法等に誤りがあった場合に、ＤＥ機関において修正を行い新規エントリとしてデータエントリすること）の場合にのみ記載が可能である。
　上記の場合以外に【振替番号】、【指定立替納付】が記載された場合は、規定外項目として扱う。

防護標章登録料納付書(設定補充)

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
1		書類識別	jp:payment-r113	四法種別	jp:kind-of-law		85.0	
＊ 2	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code				85.1	
3	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
4		提出日	jp:submission-date			共－2		
5	【提出日】	日付	jp:date			共－2.5		
6	【あて先】	あて先	jp:addressed-to-person			共－3		
7		事件の表示	jp:indication-of-case-article			共－10		
8		審判書類参照	jp:appeal-reference	~~審判種別~~	~~appeal-type~~	共－11		
9		文書番号	jp:doc-number			共－12		
10		日付	jp:date			共－13		
11		出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	共－14		
				四法種別	jp:kind-of-law			
12		ドキュメント識別	jp:document-id			共－15		
＊ 13	【出願番号】	文書番号	jp:doc-number			共－16		
14		日付	jp:date			共－17		
15	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
16	【受付番号】	受付番号	jp:receipt-number			共－21		
17		発送日	jp:dispatch-date			共－59		
18	【登録査定の謄本発送日】	日付	jp:date			共－59.5		
19	【商品及び役務の区分の数】	商品及び役務の区分の数	jp:number-of-class				85.2	
20		事件の出願人の記事	jp:applicant-of-case-article			共－107		
＊ 21	【防護標章登録出願人】	申請者	jp:applicant			共－108		
22		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
23	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
24	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
25	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		
26		住所又は居所情報	jp:address			共－37		
27	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
28	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
29	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
30		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
31		代表者	jp:representative			共－47		
32	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
33		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
34	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
35		国籍	jp:nationality			共－52		
36	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
37	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
38	【事件との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
39		申請者の記事	jp:applicants			共－101		
＊ 40	【納付者】	申請者	jp:applicant			共－102		
41	【持分】	持分	jp:share			共－31		
42	【代表出願人】	代表出願人	jp:representative-applicant			共－32		
43		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
44	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
45	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
46	【氏名又は名称原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－35		
47	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		
48		住所又は居所情報	jp:address			共－37		
49	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		
50	【住所又は居所原語表記】	住所又は居所原語表記	jp:original-language-of-address			共－39		
51	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
52	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
53	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
54	【営業所】	営業所	jp:office			共－45		
55		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
56		代表者	jp:representative			共－47		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
57	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
58		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
59	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
60	【代表者原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－50		
61	【法人の法的性質】	法人の法的性質	jp:legal-entity-property			共－51		
62		国籍	jp:nationality			共－52		
63	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
64	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
65	【防護標章登録出願人との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
66		代理人の記事	jp:agents			共－105		
67	【代理人】	代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－106		
68		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
69	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
70	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
71	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
72		住所又は居所情報	jp:address			共－28		
73	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－29		
74	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
75	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
76	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		
77	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
78	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
79		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
80		代表者	jp:representative			共－47		
81	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
82		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
83	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
84	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
85	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
86	【納付年分】	納付年分	jp:payment-years			共－79		
87		納付年分（自）	jp:year-from			共－80		
88		納付年分（至）	jp:year-to			共－81		
89	【持分の割合】	持分の割合	jp:share-rate			共－76		
90		持分率（分子）	jp:moleclar			共－77		
91		持分率（分母）	jp:denominator			共－78		
92	【特許料等に関する特記事項】	意見の内容	jp:opinion-contents-article				85.3	
93		段落	p	番号	num		85.4	
94		イメージ	img	縦	he		85.5	
				横	wi			
				ソース	file			
				ファイルタイプ	img-format			
95	【登録料の表示】	手数料の表示	jp:charge-article			共－71		
96	【補充金額】	納付	jp:payment			共－71.5		
97		納付方法・納付金額	jp:fee	納付金額	amount	共－72		
				currency	currency			
98	【予納台帳番号】または【納付書番号】または 【納付番号】または【振替番号】または【指定立替納付】	予納台帳番号・納付書番号・納付番号・振替番号・指定立替納付	jp:account	予納台帳番号 納付書番号 納付番号 振替番号 指定立替納付	number	共－73		注１
				予納 納付書 電子現金納付 銀行口座自動振替 指定立替納付	account-type			
99	【その他】	その他	jp:dtext			共－82		
100	【提出物件の目録】	提出物件の目録	jp:submission-object-list-article			共－83		
101		目録	jp:list-group			共－84		
102	【物件名】	物件名	jp:document-name			共－85		
103		通数又は個数	jp:number-of-object			共－86		
104	【援用の表示】	援用の表示	jp:citation			共－87		
105	【返還の申出】	返還の申出	jp:return-request			共－88		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
106	【包括委任状番号】	包括委任状番号	jp:general-power-of-attorney-id			共－89		
107	【提出物件の特記事項】	提出物件の特記事項	jp:dtext			共－90		
108		規定外の項目	jp:rule-outside-item-article			共－91		
109		規定外記事	jp:rule-outside-group			共－92		
110		項目名	jp:item-name			共－93		
111		項目内容	jp:item-content			共－94		

注１：【振替番号】、【指定立替納付】はオンライン案件の緊急避難、更正申請、再ＤＥ（オンライン出願された案件で四法等に誤りがあった場合に、ＤＥ機関において修正を行い新規エントリとしてデータエントリすること）の場合に~~のみ~~記載が可能である。
【指定立替納付】は窓口クレジットカード決済の場合にも記載が可能である。
上記の場合以外に【振替番号】、【指定立替納付】が記載された場合は、規定外項目として扱う。

商標更新登録料納付書(設定補充)

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
1		書類識別	jp:payment-r114	四法種別	jp:kind-of-law		86.0	
＊ 2	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code				86.1	
3	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
4		提出日	jp:submission-date			共－2		
5	【提出日】	日付	jp:date			共－2.5		
6	【あて先】	あて先	jp:addressed-to-person			共－3		
7		事件の表示	jp:indication-of-case-article			共－10		
8		審判書類参照	jp:appeal-reference	~~審判種別~~	~~appeal-type~~	共－11		
9		文書番号	jp:doc-number			共－12		
10		日付	jp:date			共－13		
11		出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	共－14		
				四法種別	jp:kind-of-law			
12		ドキュメント識別	jp:document-id			共－15		
＊ 13	【商標登録番号】 【出願番号】	文書番号	jp:doc-number			共－16		
14		日付	jp:date			共－17		
15	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
16	【受付番号】	受付番号	jp:receipt-number			共－21		
17		発送日	jp:dispatch-date			共－59		
18	【登録査定の謄本発送日】	日付	jp:date			共－59.5		
19		事件の出願人の記事	jp:applicant-of-case-article			共－107		
＊ 20	【更新登録出願人】	申請者	jp:applicant			共－108		
21		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
22	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
23	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
24	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		
25		住所又は居所情報	jp:address			共－37		
26	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		
27	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
28	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
29		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
30		代表者	jp:representative			共－47		
31	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
32		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
33	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
34		国籍	jp:nationality			共－52		
35	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
36	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
37	【事件との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
38		申請者の記事	jp:applicants			共－101		
＊ 39	【納付者】	申請者	jp:applicant			共－102		
40	【持分】	持分	jp:share			共－31		
41	【代表出願人】	代表出願人	jp:representative-applicant			共－32		
42		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
43	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
44	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
45	【氏名又は名称原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－35		
46	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		
47		住所又は居所情報	jp:address			共－37		
48	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		
49	【住所又は居所原語表記】	住所又は居所原語表記	jp:original-language-of-address			共－39		
50	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
51	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
52	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
53	【営業所】	営業所	jp:office			共－45		
54		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
55		代表者	jp:representative			共－47		
56	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
57		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
58	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
59	【代表者原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－50		
60	【法人の法的性質】	法人の法的性質	jp:legal-entity-property			共－51		
61		国籍	jp:nationality			共－52		
62	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
63	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
64	【更新登録出願人との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
65		代理人の記事	jp:agents			共－105		
66	【代理人】	代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－106		
67		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
68	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
69	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
70	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
71		住所又は居所情報	jp:address			共－28		
72	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－29		
73	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
74	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
75	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		
76	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
77	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
78		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
79		代表者	jp:representative			共－47		
80	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
81		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
82	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
83	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
84	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
85	【納付年分】	納付年分	jp:payment-years			共－79		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
86		納付年分（自）	jp:year-from			共－80		
87		納付年分（至）	jp:year-to			共－81		
88	【持分の割合】	持分の割合	jp:share-rate			共－76		
89		持分率（分子）	jp:moleclar			共－77		
90		持分率（分母）	jp:denominator			共－78		
91	【特許料等に関する特記事項】	意見の内容	jp:opinion-contents-article				86.3	
92		段落	p	番号	num		86.4	
93		イメージ	img	縦	he		86.5	
				横	wi			
				ソース	file			
				ファイルタイプ	img-format			
94	【納付の表示】	納付の表示	jp:indicate-payment				86.6	
95	【登録料の表示】	手数料の表示	jp:charge-article			共－71		
96		納付	jp:payment			共－71.5		
97	【補充金額】	納付方法・納付金額	jp:fee	納付金額	amount	共－72		
				currency	currency			
98	【予納台帳番号】または【納付書番号】または 【納付番号】または【振替番号】または【指定立替納付】	予納台帳番号・納付書番号・納付番号・振替番号・指定立替納付	jp:account	予納台帳番号 納付書番号 納付番号 振替番号 指定立替納付	number	共－73		注１
				予納 納付書 電子現金納付 銀行口座自動振替 指定立替納付	account-type			
99	【その他】	その他	jp:dtext			共－82		
100		提出物件の目録	jp:submission-object-list-article			共－83		
101	【提出物件の目録】	目録	jp:list-group			共－84		
102	【物件名】	物件名	jp:document-name			共－85		
103		通数又は個数	jp:number-of-object			共－86		
104	【援用の表示】	援用の表示	jp:citation			共－87		
105	【返還の申出】	返還の申出	jp:return-request			共－88		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
106	【包括委任状番号】	包括委任状番号	jp:general-power-of-attorney-id			共－89		
107	【提出物件の特記事項】	提出物件の特記事項	jp:dtext			共－90		
108		規定外の項目	jp:rule-outside-item-article			共－91		
109		規定外記事	jp:rule-outside-group			共－92		
110		項目名	jp:item-name			共－93		
111		項目内容	jp:item-content			共－94		

注１：【振替番号】、【指定立替納付】はオンライン案件の緊急避難、更正申請、再ＤＥ（オンライン出願された案件で四法等に誤りがあった場合に、ＤＥ機関において修正を行い新規エントリとしてデータエントリすること）の場合にのみ記載が可能である。
　上記の場合以外に【振替番号】、【指定立替納付】が記載された場合は、規定外項目として扱う。

防護標章更新登録料納付書(設定補充)

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
1		書類識別	jp:payment-r115	四法種別	jp:kind-of-law		87.0	
＊ 2	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code				87.1	
3	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
4		提出日	jp:submission-date			共－2		
5	【提出日】	日付	jp:date			共－2.5		
6	【あて先】	あて先	jp:addressed-to-person			共－3		
7		事件の表示	jp:indication-of-case-article			共－10		
8		審判書類参照	jp:appeal-reference	~~審判種別~~	~~appeal-type~~	共－11		
9		文書番号	jp:doc-number			共－12		
10		日付	jp:date			共－13		
11		出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	共－14		
				四法種別	jp:kind-of-law			
12		ドキュメント識別	jp:document-id			共－15		
＊ 13	【商標登録番号】 【出願番号】	文書番号	jp:doc-number			共－16		
14		日付	jp:date			共－17		
15	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
16	【受付番号】	受付番号	jp:receipt-number			共－21		
17		発送日	jp:dispatch-date			共－59		
18	【登録査定の謄本発送日】	日付	jp:date			共－59.5		
19	【商品及び役務の区分の数】	商品及び役務の区分の数	jp:number-of-class				87.2	
20		事件の出願人の記事	jp:applicant-of-case-article			共－107		
＊ 21	【防護標章更新登録出願人】	申請者	jp:applicant			共－108		
22		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
23	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
24	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
25	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		
26		住所又は居所情報	jp:address			共－37		
27	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
28	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
29	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
30	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
31	【営業所】	営業所	jp:office			共－45		
32		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
33		代表者	jp:representative			共－47		
34	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
35		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
36	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
37		国籍	jp:nationality			共－52		
38	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
39	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
40	【事件との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
41		申請者の記事	jp:applicants			共－101		
＊ 42	【納付者】	申請者	jp:applicant			共－102		
43	【持分】	持分	jp:share			共－31		
44	【代表出願人】	代表出願人	jp:representative-applicant			共－32		
45		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
46	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
47	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
48	【氏名又は名称原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－35		
49	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		
50		住所又は居所情報	jp:address			共－37		
51	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		
52	【住所又は居所原語表記】	住所又は居所原語表記	jp:original-language-of-address			共－39		
53	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
54	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
55	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
56	【営業所】	営業所	jp:office			共－45		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
57		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
58		代表者	jp:representative			共－47		
59	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
60		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
61	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
62	【代表者原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－50		
63	【法人の法的性質】	法人の法的性質	jp:legal-entity-property			共－51		
64		国籍	jp:nationality			共－52		
65	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
66	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
67	【更新登録出願人との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
68		代理人の記事	jp:agents			共－105		
69	【代理人】	代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－106		
70		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
71	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
72	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
73	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
74		住所又は居所情報	jp:address			共－28		
75	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－29		
76	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
77	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
78	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		
79	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
80	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
81		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
82		代表者	jp:representative			共－47		
83	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
84		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
85	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
86	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
87	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
88	【納付年分】	納付年分	jp:payment-years			共－79		
89		納付年分（自）	jp:year-from			共－80		
90		納付年分（至）	jp:year-to			共－81		
91	【持分の割合】	持分の割合	jp:share-rate			共－76		
92		持分率（分子）	jp:moleclar			共－77		
93		持分率（分母）	jp:denominator			共－78		
94	【特許料等に関する特記事項】	意見の内容	jp:opinion-contents-article				87.3	
95		段落	p	番号	num		87.4	
96		イメージ	img	縦	he		87.5	
				横	wi			
				ソース	file			
				ファイルタイプ	img-format			
97	【登録料の表示】	手数料の表示	jp:charge-article			共－71		
98		納付	jp:payment			共－71.5		
99	【補充金額】	納付方法・納付金額	jp:fee	納付金額	amount	共－72		
				currency	currency			
100	【予納台帳番号】または【納付書番号】または 【納付番号】または【振替番号】または【指定立替納付】	予納台帳番号・納付書番号・納付番号・振替番号・指定立替納付	jp:account	予納台帳番号 納付書番号 納付番号 振替番号 指定立替納付	number	共－73		注１
				予納 納付書 電子現金納付 銀行口座自動振替 指定立替納付	account-type			
101	【その他】	その他	jp:dtext			共－82		
102	【提出物件の目録】	提出物件の目録	jp:submission-object-list-article			共－83		
103		目録	jp:list-group			共－84		
104	【物件名】	物件名	jp:document-name			共－85		
105		通数又は個数	jp:number-of-object			共－86		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
106	【援用の表示】	援用の表示	jp:citation			共－87		
107	【返還の申出】	返還の申出	jp:return-request			共－88		
108	【包括委任状番号】	包括委任状番号	jp:general-power-of-attorney-id			共－89		
109	【提出物件の特記事項】	提出物件の特記事項	jp:dtext			共－90		
110		規定外の項目	jp:rule-outside-item-article			共－91		
111		規定外記事	jp:rule-outside-group			共－92		
112		項目名	jp:item-name			共－93		
113		項目内容	jp:item-content			共－94		

注１：【振替番号】、【指定立替納付】はオンライン案件の緊急避難、更正申請、再ＤＥ（オンライン出願された案件で四法等に誤りがあった場合に、ＤＥ機関において修正を行い新規エントリとしてデータエントリすること）の場合に~~のみ~~記載が可能である。
【指定立替納付】は窓口クレジットカード決済の場合にも記載が可能である。
上記の場合以外に【振替番号】、【指定立替納付】が記載された場合は、規定外項目として扱う。

特許料納付書

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
1		書類識別	jp:payment-r20	四法種別	jp:kind-of-law		88.0	
＊ 2	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code				88.1	
3	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
4		提出日	jp:submission-date			共－2		
5	【提出日】	日付	jp:date			共－2.5		
6	【あて先】	あて先	jp:addressed-to-person			共－3		
7	【併合識別】	併合識別	jp:kind-of-annexation				88.2	
8		事件の表示	jp:indication-of-case-article			共－10		
9		審判書類参照	jp:appeal-reference	~~審判種別~~	~~appeal-type~~	共－11		
10		文書番号	jp:doc-number			共－12		
11		日付	jp:date			共－13		
12		出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	共－14		
13				四法種別	jp:kind-of-law			
14		ドキュメント識別	jp:document-id			共－15		
＊ 15	【特許番号】	文書番号	jp:doc-number			共－16		注１
16		日付	jp:date			共－17		
17	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
18	【受付番号】	受付番号	jp:receipt-number			共－21		
19	【併合件数】	併合件数	jp:kind-of-annexation				88.3	
20	【請求項の数】または【発明の数】	請求項の数	jp:number-of-claim	適用法規	jp:adopted-law		88.4	
21		事件の出願人の記事	jp:applicant-of-case-article			共－107		
＊ 22	【特許権者】	申請者	jp:applicant			共－108		
23		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
24	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
25	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
26	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		
27		住所又は居所情報	jp:address			共－37		
28	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
29	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
30	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
31	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
32	【営業所】	営業所	jp:office			共－45		
33		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
34		代表者	jp:representative			共－47		
35	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
36		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
37	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
38		国籍	jp:nationality			共－52		
39	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
40	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
41	【事件との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
42		申請者の記事	jp:applicants			共－101		
＊ 43	【納付者】	申請者	jp:applicant			共－102		
44	【持分】	持分	jp:share			共－31		
45	【代表出願人】	代表出願人	jp:representative-applicant			共－32		
46		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
47	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
48	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
49	【氏名又は名称原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－35		
50	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		
51		住所又は居所情報	jp:address			共－37		
52	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		
53	【住所又は居所原語表記】	住所又は居所原語表記	jp:original-language-of-address			共－39		
54	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
55	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
56	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
57	【営業所】	営業所	jp:office			共－45		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
58		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
59		代表者	jp:representative			共－47		
60	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
61		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
62	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
63	【代表者原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－50		
64	【法人の法的性質】	法人の法的性質	jp:legal-entity-property			共－51		
65		国籍	jp:nationality			共－52		
66	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
67	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
68	【特許権者との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
69		代理人の記事	jp:agents			共－105		
70	【代理人】	代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－106		
71		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
72	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
73	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
74	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
75		住所又は居所情報	jp:address			共－28		
76	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－29		
77	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
78	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
79	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		
80	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
81	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
82		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
83		代表者	jp:representative			共－47		
84	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
85		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
86	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
87	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
88	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
89	【納付年分】	納付年分	jp:payment-years			共－79		
90		納付年分（自）	jp:year-from			共－80		
91		納付年分（至）	jp:year-to			共－81		
92	【持分の割合】	持分の割合	jp:share-rate			共－76		
93		持分率（分子）	jp:moleclar			共－77		
94		持分率（分母）	jp:denominator			共－78		
95	【特許料等に関する特記事項】	意見の内容	jp:opinion-contents-article				88.5	
96		段落	p	番号	num		88.6	
97		イメージ	img	縦	he		88.7	
				横	wi			
				ソース	file			
				ファイルタイプ	img-format			
98	【特許料の表示】	手数料の表示	jp:charge-article			共－71		
99		納付	jp:payment			共－71.5		
100	【納付金額】	納付方法・納付金額	jp:fee	納付金額	amount	共－72		
				currency	currency			
101	【予納台帳番号】または【納付書番号】または 【納付番号】または【振替番号】または【指定立替納付】	予納台帳番号・納付書番号・納付番号・振替番号・指定立替納付	jp:account	予納台帳番号 納付書番号 納付番号 振替番号 指定立替納付	number	共－73		注２
				予納 納付書 電子現金納付 銀行口座自動振替 指定立替納付	account-type			
102	【その他】	その他	jp:dtext			共－82		
103		提出物件の目録	jp:submission-object-list-article			共－83		
104	【提出物件の目録】	目録	jp:list-group			共－84		
105	【物件名】	物件名	jp:document-name			共－85		
106		通数又は個数	jp:number-of-object			共－86		
107	【援用の表示】	援用の表示	jp:citation			共－87		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
108	【返還の申出】	返還の申出	jp:return-request			共－88		
109	【包括委任状番号】	包括委任状番号	jp:general-power-of-attorney-id			共－89		
110	【提出物件の特記事項】	提出物件の特記事項	jp:dtext			共－90		
111		併合納付の明細の記事	jp:annexation-payment-article				88.8	
＊112	【併合納付の明細】	併合納付の明細	jp:annexation-payment				88.9	注１
113		出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type		88.10	
				四法種別	jp:kind-of-law			
114		ドキュメント識別	jp:document-id				88.11	
115	【特許番号】	文書番号	jp:doc-number				88.12	
116	【請求項の数】または【発明の数】	請求項の数	jp:number-of-claim	適用法規	jp:adopted-law		88.13	
117	【納付年分】	納付年分	jp:payment-years				88.14	
118		納付年分（自）	jp:year-from				88.15	
119		納付年分（至）	jp:year-to				88.16	
120	【納付金額】	納付金額	jp:fee	納付金額	amount		88.17	
				currency	currency			
121		規定外の項目	jp:rule-outside-item-article			共－91		
122		規定外記事	jp:rule-outside-group			共－92		
123		項目名	jp:item-name			共－93		
124		項目内容	jp:item-content			共－94		

注１：書類上に【特許番号】と【併合納付の明細】は何れか一方を必須記載とする。

注２：【振替番号】、【指定立替納付】はオンライン案件の緊急避難、更正申請、再ＤＥ（オンライン出願された案件で四法等に誤りがあった場合に、ＤＥ機関において修正を行い新規エントリとしてデータエントリすること）の場合に~~のみ~~記載が可能である。
【指定立替納付】は窓口クレジットカード決済の場合にも記載が可能である。
上記の場合以外に【振替番号】、【指定立替納付】が記載された場合は、規定外項目として扱う。

実用新案登録料納付書

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
1		書類識別	jp:payment-r20	四法種別	jp:kind-of-law		89.0	
＊ 2	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code				89.1	
3	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
4		提出日	jp:submission-date			共－2		
5	【提出日】	日付	jp:date			共－2.5		
6	【あて先】	あて先	jp:addressed-to-person			共－3		
7	【併合識別】	併合識別	jp:kind-of-annexation				89.2	
8		事件の表示	jp:indication-of-case-article			共－10		
9		審判書類参照	jp:appeal-reference	~~審判種別~~	~~appeal-type~~	共－11		
10		文書番号	jp:doc-number			共－12		
11		日付	jp:date			共－13		
12		出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	共－14		
13				四法種別	jp:kind-of-law			
14		ドキュメント識別	jp:document-id			共－15		
＊ 15	【実用新案登録番号】	文書番号	jp:doc-number			共－16		注１
16		日付	jp:date			共－17		
17	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
18	【受付番号】	受付番号	jp:receipt-number			共－21		
19	【併合件数】	併合件数	jp:kind-of-annexation				89.3	
20	【請求項の数】	請求項の数	jp:number-of-claim	適用法規	jp:adopted-law		89.4	
21		事件の出願人の記事	jp:applicant-of-case-article			共－107		
＊ 22	【実用新案権者】	申請者	jp:applicant			共－108		
23		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
24	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
25	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
26	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		
27		住所又は居所情報	jp:address			共－37		
28	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
29	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
30	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
31		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
32		代表者	jp:representative			共－47		
33	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
34		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
35	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
36		国籍	jp:nationality			共－52		
37	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
38	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
39	【事件との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
40		申請者の記事	jp:applicants			共－101		
＊ 41	【納付者】	申請者	jp:applicant			共－102		
42	【持分】	持分	jp:share			共－31		
43	【代表出願人】	代表出願人	jp:representative-applicant			共－32		
44		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
45	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
46	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
47	【氏名又は名称原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－35		
48	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		
49		住所又は居所情報	jp:address			共－37		
50	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		
51	【住所又は居所原語表記】	住所又は居所原語表記	jp:original-language-of-address			共－39		
52	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
53	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
54	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
55	【営業所】	営業所	jp:office			共－45		
56		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
57		代表者	jp:representative			共－47		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
58	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
59		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
60	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
61	【代表者原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－50		
62	【法人の法的性質】	法人の法的性質	jp:legal-entity-property			共－51		
63		国籍	jp:nationality			共－52		
64	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
65	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
66	【実用新案権者との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
67		代理人の記事	jp:agents			共－105		
68	【代理人】	代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－106		
69		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
70	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
71	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
72	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
73		住所又は居所情報	jp:address			共－28		
74	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－29		
75	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
76	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
77	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		
78	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
79	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
80		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
81		代表者	jp:representative			共－47		
82	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
83		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
84	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
85	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
86	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
87	【納付年分】	納付年分	jp:payment-years			共－79		
88		納付年分（自）	jp:year-from			共－80		
89		納付年分（至）	jp:year-to			共－81		
90	【持分の割合】	持分の割合	jp:share-rate			共－76		
91		持分率（分子）	jp:moleclar			共－77		
92		持分率（分母）	jp:denominator			共－78		
93	【特許料等に関する特記事項】	意見の内容	jp:opinion-contents-article				89.5	
94		段落	p	番号	num		89.6	
95		イメージ	img	縦	he		89.7	
				横	wi			
				ソース	file			
				ファイルタイプ	img-format			
96	【登録料の表示】	手数料の表示	jp:charge-article			共－71		
97	【納付金額】	納付	jp:payment			共－71.5		
98		納付方法・納付金額	jp:fee	納付金額	amount	共－72		
				currency	currency			
99	【予納台帳番号】または【納付書番号】または 【納付番号】または【振替番号】または【指定立替納付】	予納台帳番号・納付書番号・納付番号・振替番号・指定立替納付	jp:account	予納台帳番号 納付書番号 納付番号 振替番号 指定立替納付	number	共－73		注２
				予納 納付書 電子現金納付 銀行口座自動振替 指定立替納付	account-type			
100	【その他】	その他	jp:dtext			共－82		
101	【提出物件の目録】	提出物件の目録	jp:submission-object-list-article			共－83		
102		目録	jp:list-group			共－84		
103	【物件名】	物件名	jp:document-name			共－85		
104		通数又は個数	jp:number-of-object			共－86		
105	【援用の表示】	援用の表示	jp:citation			共－87		
106	【返還の申出】	返還の申出	jp:return-request			共－88		
107	【包括委任状番号】	包括委任状番号	jp:general-power-of-attorney-id			共－89		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
108	【提出物件の特記事項】	提出物件の特記事項	jp:dtext			共－90		
109		併合納付の明細の記事	jp:annexation-payment-article				89.8	
＊110	【併合納付の明細】	併合納付の明細	jp:annexation-payment				89.9	注１
111		出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type		89.10	
				四法種別	jp:kind-of-law			
112		ドキュメント識別	jp:document-id				89.11	
113	【実用新案登録番号】	文書番号	jp:doc-number				89.12	
114	【請求項の数】	請求項の数	jp:number-of-claim	適用法規	jp:adopted-law		89.13	
115	【納付年分】	納付年分	jp:payment-years				89.14	
116		納付年分（自）	jp:year-from				89.15	
117		納付年分（至）	jp:year-to				89.16	
118	【納付金額】	納付金額	jp:fee	納付金額	amount		89.17	
				currency	currency			
119		規定外の項目	jp:rule-outside-item-article			共－91		
120		規定外記事	jp:rule-outside-group			共－92		
121		項目名	jp:item-name			共－93		
122		項目内容	jp:item-content			共－94		

注１：書類上に【実用新案登録番号】と【併合納付の明細】は何れか一方を必須記載とする。

注２：【振替番号】、【指定立替納付】はオンライン案件の緊急避難、更正申請、再ＤＥ（オンライン出願された案件で四法等に誤りがあった場合に、ＤＥ機関において修正を行い新規エントリとしてデータエントリすること）の場合に~~のみ~~記載が可能である。
【指定立替納付】は窓口クレジットカード決済の場合にも記載が可能である。
上記の場合以外に【振替番号】、【指定立替納付】が記載された場合は、規定外項目として扱う。

意匠登録料納付書

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
1		書類識別	jp:payment-r20	四法種別	jp:kind-of-law		90.0	
＊ 2	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code				90.1	
3	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
4		提出日	jp:submission-date			共－2		
5	【提出日】	日付	jp:date			共－2.5		
6	【あて先】	あて先	jp:addressed-to-person			共－3		
7	【併合識別】	併合識別	jp:kind-of-annexation				90.2	
8		事件の表示	jp:indication-of-case-article			共－10		
9		審判書類参照	jp:appeal-reference	~~審判種別~~	~~appeal-type~~	共－11		
10		文書番号	jp:doc-number			共－12		
11		日付	jp:date			共－13		
12		出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	共－14		
13				四法種別	jp:kind-of-law			
14		ドキュメント識別	jp:document-id			共－15		
＊ 15	【意匠登録番号】	文書番号	jp:doc-number			共－16		注１
16		日付	jp:date			共－17		
17	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
18	【受付番号】	受付番号	jp:receipt-number			共－21		
19	【併合件数】	併合件数	jp:kind-of-annexation				90.3	
20		事件の出願人の記事	jp:applicant-of-case-article			共－107		
＊ 21	【意匠権者】	申請者	jp:applicant			共－108		
22		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
23	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
24	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
25	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		
26		住所又は居所情報	jp:address			共－37		
27	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		
28	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
29	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
30		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
31		代表者	jp:representative			共－47		
32	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
33		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
34	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
35		国籍	jp:nationality			共－52		
36	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
37	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
38	【事件との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
39		申請者の記事	jp:applicants			共－101		
＊ 40	【納付者】	申請者	jp:applicant			共－102		
41	【持分】	持分	jp:share			共－31		
42	【代表出願人】	代表出願人	jp:representative-applicant			共－32		
43		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
44	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
45	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
46	【氏名又は名称原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－35		
47	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		
48		住所又は居所情報	jp:address			共－37		
49	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		
50	【住所又は居所原語表記】	住所又は居所原語表記	jp:original-language-of-address			共－39		
51	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
52	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
53	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
54	【営業所】	営業所	jp:office			共－45		
55		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
56		代表者	jp:representative			共－47		
57	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
58		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
59	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
60	【代表者原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－50		
61	【法人の法的性質】	法人の法的性質	jp:legal-entity-property			共－51		
62		国籍	jp:nationality			共－52		
63	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
64	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
65	【意匠権者との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
66		代理人の記事	jp:agents			共－105		
67	【代理人】	代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－106		
68		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
69	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
70	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
71	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
72		住所又は居所情報	jp:address			共－28		
73	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－29		
74	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
75	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
76	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		
77	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
78	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
79		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
80		代表者	jp:representative			共－47		
81	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
82		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
83	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
84	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
85	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
86	【納付年分】	納付年分	jp:payment-years			共－79		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
87		納付年分（自）	jp:year-from			共－80		
88		納付年分（至）	jp:year-to			共－81		
89	【持分の割合】	持分の割合	jp:share-rate			共－76		
90		持分率（分子）	jp:moleclar			共－77		
91		持分率（分母）	jp:denominator			共－78		
92	【特許料等に関する特記事項】	意見の内容	jp:opinion-contents-article				90.4	
93		段落	p	番号	num		90.5	
94		イメージ	img	縦	he		90.6	
				横	wi			
				ソース	file			
				ファイルタイプ	img-format			
95	【登録料の表示】	手数料の表示	jp:charge-article			共－71		
96		納付	jp:payment			共－71.5		
97	【納付金額】	納付方法・納付金額	jp:fee	納付金額	amount	共－72		
				currency	currency			
98	【予納台帳番号】または【納付書番号】または 【納付番号】または【振替番号】または【指定立替納付】	予納台帳番号・納付書番号・納付番号・振替番号・指定立替納付	jp:account	予納台帳番号 納付書番号 納付番号 振替番号 指定立替納付	number	共－73		注２
				予納 納付書 電子現金納付 銀行口座自動振替 指定立替納付	account-type			
99	【その他】	その他	jp:dtext			共－82		
100		提出物件の目録	jp:submission-object-list-article			共－83		
101	【提出物件の目録】	目録	jp:list-group			共－84		
102	【物件名】	物件名	jp:document-name			共－85		
103		通数又は個数	jp:number-of-object			共－86		
104	【援用の表示】	援用の表示	jp:citation			共－87		
105	【返還の申出】	返還の申出	jp:return-request			共－88		
106	【包括委任状番号】	包括委任状番号	jp:general-power-of-attorney-id			共－89		
107	【提出物件の特記事項】	提出物件の特記事項	jp:dtext			共－90		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
108		併合納付の明細の記事	jp:annexation-payment-article				90.7	
＊109	【併合納付の明細】	併合納付の明細	jp:annexation-payment				90.8	注１
110		出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type		90.9	
				四法種別	jp:kind-of-law			
111		ドキュメント識別	jp:document-id				90.10	
112	【意匠登録番号】	登録番号	registration-number				90.11	
113	【納付年分】	納付年分	jp:payment-years				90.12	
114		納付年分（自）	jp:year-from				90.13	
115		納付年分（至）	jp:year-to				90.14	
116	【納付金額】	納付金額	jp:fee	納付金額	amount		90.15	
				currency	currency			
117		規定外の項目	jp:rule-outside-item-article			共－91		
118		規定外記事	jp:rule-outside-group			共－92		
119		項目名	jp:item-name			共－93		
120		項目内容	jp:item-content			共－94		

注１： 書類上に【意匠登録番号】と【併合納付の明細】は何れか一方を必須記載とする。

注２：【振替番号】、【指定立替納付】はオンライン案件の緊急避難、更正申請、再ＤＥ（オンライン出願された案件で四法等に誤りがあった場合に、ＤＥ機関において修正を行い新規エントリとしてデータエントリすること）の場合に~~のみ~~記載が可能である。
【指定立替納付】は窓口クレジットカード決済の場合にも記載が可能である。
上記の場合以外に【振替番号】、【指定立替納付】が記載された場合は、規定外項目として扱う。

商標登録料納付書

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
1		書類識別	jp:payment-r200	四法種別	jp:kind-of-law		91.0	
＊ 2	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code				91.1	
3	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
4		提出日	jp:submission-date			共－2		
5	【提出日】	日付	jp:date			共－2.5		
6	【あて先】	あて先	jp:addressed-to-person			共－3		
7		事件の表示	jp:indication-of-case-article			共－10		
8		審判書類参照	jp:appeal-reference	~~審判種別~~	~~appeal-type~~	共－11		
9		文書番号	jp:doc-number			共－12		
10		日付	jp:date			共－13		
11		出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	共－14		
12				四法種別	jp:kind-of-law			
13		ドキュメント識別	jp:document-id			共－15		
＊ 14	【商標登録番号】	文書番号	jp:doc-number			共－16		
15		日付	jp:date			共－17		
16	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
17	【受付番号】	受付番号	jp:receipt-number			共－21		
18		発送日	jp:dispatch-date			共－59		
19	【登録査定の謄本発送日】	日付	jp:date			共－59.5		
20	【商品及び役務の区分の数】	商品及び役務の区分の数	jp:number-of-class				91.2	
21		事件の出願人の記事	jp:applicant-of-case-article			共－107		
＊ 22	【商標権者】	申請者	jp:applicant			共－108		
23		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
24	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
25	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
26	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		
27		住所又は居所情報	jp:address			共－37		
28	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
29	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
30	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
31		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
32		代表者	jp:representative			共－47		
33	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
34		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
35	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
36		国籍	jp:nationality			共－52		
37	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
38	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
39	【事件との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
40		申請者の記事	jp:applicants			共－101		
＊ 41	【納付者】	申請者	jp:applicant			共－102		
42	【持分】	持分	jp:share			共－31		
43	【代表出願人】	代表出願人	jp:representative-applicant			共－32		
44		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
45	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
46	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
47	【氏名又は名称原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－35		
48	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		
49		住所又は居所情報	jp:address			共－37		
50	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		
51	【住所又は居所原語表記】	住所又は居所原語表記	jp:original-language-of-address			共－39		
52	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
53	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
54	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
55	【営業所】	営業所	jp:office			共－45		
56		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
57		代表者	jp:representative			共－47		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
58	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
59		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
60	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
61	【代表者原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－50		
62	【法人の法的性質】	法人の法的性質	jp:legal-entity-property			共－51		
63		国籍	jp:nationality			共－52		
64	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
65	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
66	【商標権者との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
67		代理人の記事	jp:agents			共－105		
68	【代理人】	代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－106		
69		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
70	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
71	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
72	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
73		住所又は居所情報	jp:address			共－28		
74	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－29		
75	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
76	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
77	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		
78	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
79	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
80		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
81		代表者	jp:representative			共－47		
82	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
83		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
84	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
85	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
86	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
87	【納付年分】	納付年分	jp:payment-years			共－79		
88		納付年分（自）	jp:year-from			共－80		
89		納付年分（至）	jp:year-to			共－81		
90	【持分の割合】	持分の割合	jp:share-rate			共－76		
91		持分率（分子）	jp:moleclar			共－77		
92		持分率（分母）	jp:denominator			共－78		
93	【特許料等に関する特記事項】	意見の内容	jp:opinion-contents-article				91.3	
94		段落	p	番号	num		91.4	
95		イメージ	img	縦	he		91.5	
				横	wi			
				ソース	file			
				ファイルタイプ	img-format			
96	【納付の表示】	納付の表示	jp:indicate-payment				91.6	
97	【登録料の表示】	手数料の表示	jp:charge-article			共－71		
98	【納付金額】	納付	jp:payment			共－71.5		
99		納付方法・納付金額	jp:fee	納付金額	amount	共－72		
				currency	currency			
100	【予納台帳番号】または【納付書番号】または 【納付番号】または【振替番号】または【指定立替納付】	予納台帳番号・納付書番号・納付番号・振替番号・指定立替納付	jp:account	予納台帳番号 納付書番号 納付番号 振替番号 指定立替納付	number	共－73		注１
				予納 納付書 電子現金納付 銀行口座自動振替 指定立替納付	account-type			
101	【その他】	その他	jp:dtext			共－82		
102	【提出物件の目録】	提出物件の目録	jp:submission-object-list-article			共－83		
103		目録	jp:list-group			共－84		
104	【物件名】	物件名	jp:document-name			共－85		
105		通数又は個数	jp:number-of-object			共－86		
106	【援用の表示】	援用の表示	jp:citation			共－87		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
107	【返還の申出】	返還の申出	jp:return-request			共－88		
108	【包括委任状番号】	包括委任状番号	jp:general-power-of-attorney-id			共－89		
109	【提出物件の特記事項】	提出物件の特記事項	jp:dtext			共－90		
110		規定外の項目	jp:rule-outside-item-article			共－91		
111		規定外記事	jp:rule-outside-group			共－92		
112		項目名	jp:item-name			共－93		
113		項目内容	jp:item-content			共－94		

注１：【振替番号】、【指定立替納付】はオンライン案件の緊急避難、更正申請、再ＤＥ（オンライン出願された案件で四法等に誤りがあった場合に、ＤＥ機関において修正を行い新規エントリとしてデータエントリすること）の場合に~~のみ~~記載が可能である。
【指定立替納付】は窓口クレジットカード決済の場合にも記載が可能である。
上記の場合以外に【振替番号】、【指定立替納付】が記載された場合は、規定外項目として扱う。

特許料納付書(補充)

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
1		書類識別	jp:payment-r21	四法種別	jp:kind-of-law		92.0	
＊ 2	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code				92.1	
3	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
4		提出日	jp:submission-date			共－2		
5	【提出日】	日付	jp:date			共－2.5		
6	【あて先】	あて先	jp:addressed-to-person			共－3		
7	【併合識別】	併合識別	jp:kind-of-annexation				92.2	
8		事件の表示	jp:indication-of-case-article			共－10		
9		審判書類参照	jp:appeal-reference	~~審判種別~~	~~appeal-type~~	共－11		
10		文書番号	jp:doc-number			共－12		
11		日付	jp:date			共－13		
12		出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	共－14		
13				四法種別	jp:kind-of-law			
14		ドキュメント識別	jp:document-id			共－15		
＊ 15	【特許番号】	文書番号	jp:doc-number			共－16		
16		日付	jp:date			共－17		
17	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
18	【受付番号】	受付番号	jp:receipt-number			共－21		
19	【併合件数】	併合件数	jp:number-of-annexation				92.3	
20	【請求項の数】または【発明の数】	請求項の数	jp:number-of-claim	適用法規	jp:adopted-law		92.4	
21		事件の出願人の記事	jp:applicant-of-case-article			共－107		
＊ 22	【特許権者】	申請者	jp:applicant			共－108		
23		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
24	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
25	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
26	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		
27		住所又は居所情報	jp:address			共－37		
28	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
29	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
30	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
31		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
32		代表者	jp:representative			共－47		
33	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
34		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
35	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
36		国籍	jp:nationality			共－52		
37	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
38	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
39	【事件との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
40		申請者の記事	jp:applicants			共－101		
＊ 41	【納付者】	申請者	jp:applicant			共－102		
42	【持分】	持分	jp:share			共－31		
43	【代表出願人】	代表出願人	jp:representative-applicant			共－32		
44		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
45	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
46	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
47	【氏名又は名称原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－35		
48	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		
49		住所又は居所情報	jp:address			共－37		
50	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		
51	【住所又は居所原語表記】	住所又は居所原語表記	jp:original-language-of-address			共－39		
52	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
53	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
54	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
55	【営業所】	営業所	jp:office			共－45		
56		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
57		代表者	jp:representative			共－47		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
58	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
59		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
60	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
61	【代表者原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－50		
62	【法人の法的性質】	法人の法的性質	jp:legal-entity-property			共－51		
63		国籍	jp:nationality			共－52		
64	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
65	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
66	【特許権者との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
67		代理人の記事	jp:agents			共－105		
68	【代理人】	代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－106		
69		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
70	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
71	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
72	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
73		住所又は居所情報	jp:address			共－28		
74	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－29		
75	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
76	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
77	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		
78	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
79	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
80		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
81		代表者	jp:representative			共－47		
82	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
83		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
84	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
85	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
86	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
87	【事件との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
88	【納付年分】	納付年分	jp:payment-years			共－79		
89		納付年分（自）	jp:year-from			共－80		
90		納付年分（至）	jp:year-to			共－81		
91	【持分の割合】	持分の割合	jp:share-rate			共－76		
92		持分率（分子）	jp:moleclar			共－77		
93		持分率（分母）	jp:denominator			共－78		
94	【特許料等に関する特記事項】	意見の内容	jp:opinion-contents-article				92.5	
95		段落	p	番号	num		92.6	
96		イメージ	img	縦	he		92.7	
				横	wi			
				ソース	file			
				ファイルタイプ	img-format			
97	【特許料の表示】	手数料の表示	jp:charge-article			共－71		
98		納付	jp:payment			共－71.5		
99	【納付金額】	納付方法・納付金額	jp:fee	納付金額	amount	共－72		
				currency	currency			
100	【予納台帳番号】または【納付書番号】または 【納付番号】または【振替番号】または【指定立替納付】	予納台帳番号・納付書番号・納付番号・振替番号・指定立替納付	jp:account	予納台帳番号 納付書番号 納付番号 振替番号 指定立替納付	number	共－73		注１
				予納 納付書 電子現金納付 銀行口座自動振替 指定立替納付	account-type			
101	【その他】	その他	jp:dtext			共－82		
102		提出物件の目録	jp:submission-object-list-article			共－83		
103	【提出物件の目録】	目録	jp:list-group			共－84		
104	【物件名】	物件名	jp:document-name			共－85		
105		通数又は個数	jp:number-of-object			共－86		
106	【援用の表示】	援用の表示	jp:citation			共－87		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
107	【返還の申出】	返還の申出	jp:return-request			共－88		
108	【包括委任状番号】	包括委任状番号	jp:general-power-of-attorney-id			共－89		
109	【提出物件の特記事項】	提出物件の特記事項	jp:dtext			共－90		
110		規定外の項目	jp:rule-outside-item-article			共－91		
111		規定外記事	jp:rule-outside-group			共－92		
112		項目名	jp:item-name			共－93		
113		項目内容	jp:item-content			共－94		

注１：【振替番号】、【指定立替納付】はオンライン案件の緊急避難、更正申請、再ＤＥ（オンライン出願された案件で四法等に誤りがあった場合に、ＤＥ機関において修正を行い新規エントリとしてデータエントリすること）の場合に~~のみ~~記載が可能である。
【指定立替納付】は窓口クレジットカード決済の場合にも記載が可能である。
上記の場合以外に【振替番号】、【指定立替納付】が記載された場合は、規定外項目として扱う。

実用新案登録料納付書(補充)

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
1		書類識別	jp:payment-r21	四法種別	jp:kind-of-law		93.0	
＊ 2	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code				93.1	
3	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
4		提出日	jp:submission-date			共－2		
5	【提出日】	日付	jp:date			共－2.5		
6	【あて先】	あて先	jp:addressed-to-person			共－3		
7	【併合識別】	併合識別	jp:kind-of-annexation				93.2	
8		事件の表示	jp:indication-of-case-article			共－10		
9		審判書類参照	jp:appeal-reference	~~審判種別~~	~~appeal-type~~	共－11		
10		文書番号	jp:doc-number			共－12		
11		日付	jp:date			共－13		
12		出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	共－14		
13				四法種別	jp:kind-of-law			
14		ドキュメント識別	jp:document-id			共－15		
＊ 15	【実用新案登録番号】	文書番号	jp:doc-number			共－16		
16		日付	jp:date			共－17		
17	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
18	【受付番号】	受付番号	jp:receipt-number			共－21		
19	【併合件数】	併合件数	jp:number-of-annexation				93.3	
20	【請求項の数】	請求項の数	jp:number-of-claim	適用法規	jp:adopted-law		93.4	
21		事件の出願人の記事	jp:applicant-of-case-article			共－107		
＊ 22	【実用新案権者】	申請者	jp:applicant			共－108		
23		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
24	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
25	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
26	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		
27		住所又は居所情報	jp:address			共－37		
28	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
29	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
30	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
31		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
32		代表者	jp:representative			共－47		
33	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
34		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
35	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
36		国籍	jp:nationality			共－52		
37	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
38	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
39	【事件との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
40		申請者の記事	jp:applicants			共－101		
＊ 41	【納付者】	申請者	jp:applicant			共－102		
42	【持分】	持分	jp:share			共－31		
43	【代表出願人】	代表出願人	jp:representative-applicant			共－32		
44		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
45	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
46	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
47	【氏名又は名称原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－35		
48	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		
49		住所又は居所情報	jp:address			共－37		
50	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		
51	【住所又は居所原語表記】	住所又は居所原語表記	jp:original-language-of-address			共－39		
52	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
53	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
54	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
55	【営業所】	営業所	jp:office			共－45		
56		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
57		代表者	jp:representative			共－47		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
58	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
59		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
60	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
61	【代表者原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－50		
62	【法人の法的性質】	法人の法的性質	jp:legal-entity-property			共－51		
63		国籍	jp:nationality			共－52		
64	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
65	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
66	【実用新案権者との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
67		代理人の記事	jp:agents			共－105		
68	【代理人】	代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－106		
69		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
70	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
71	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
72	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
73		住所又は居所情報	jp:address			共－28		
74	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－29		
75	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
76	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
77	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		
78	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
79	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
80		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
81		代表者	jp:representative			共－47		
82	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
83		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
84	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
85	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
86	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
87	【納付年分】	納付年分	jp:payment-years			共－79		
88		納付年分（自）	jp:year-from			共－80		
89		納付年分（至）	jp:year-to			共－81		
90	【持分の割合】	持分の割合	jp:share-rate			共－76		
91		持分率（分子）	jp:moleclar			共－77		
92		持分率（分母）	jp:denominator			共－78		
93	【特許料等に関する特記事項】	意見の内容	jp:opinion-contents-article				93.5	
94		段落	p	番号	num		93.6	
95		イメージ	img	縦	he		93.7	
				横	wi			
				ソース	file			
				ファイルタイプ	img-format			
96	【登録料の表示】	手数料の表示	jp:charge-article			共－71		
97	【納付金額】	納付	jp:payment			共－71.5		
98		納付方法・納付金額	jp:fee	納付金額	amount	共－72		
				currency	currency			
99	【予納台帳番号】または【納付書番号】または 【納付番号】または【振替番号】または【指定立替納付】	予納台帳番号・納付書番号・納付番号・振替番号・指定立替納付	jp:account	予納台帳番号 納付書番号 納付番号 振替番号 指定立替納付	number	共－73		注１
				予納 納付書 電子現金納付 銀行口座自動振替 指定立替納付	account-type			
100	【その他】	その他	jp:dtext			共－82		
101	【提出物件の目録】	提出物件の目録	jp:submission-object-list-article			共－83		
102		目録	jp:list-group			共－84		
103	【物件名】	物件名	jp:document-name			共－85		
104		通数又は個数	jp:number-of-object			共－86		
105	【援用の表示】	援用の表示	jp:citation			共－87		
106	【返還の申出】	返還の申出	jp:return-request			共－88		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
107	【包括委任状番号】	包括委任状番号	jp:general-power-of-attorney-id			共－89		
108	【提出物件の特記事項】	提出物件の特記事項	jp:dtext			共－90		
109		規定外の項目	jp:rule-outside-item-article			共－91		
110		規定外記事	jp:rule-outside-group			共－92		
111		項目名	jp:item-name			共－93		
112		項目内容	jp:item-content			共－94		

注１：【振替番号】、【指定立替納付】はオンライン案件の緊急避難、更正申請、再ＤＥ（オンライン出願された案件で四法等に誤りがあった場合に、ＤＥ機関において修正を行い新規エントリとしてデータエントリすること）の場合に~~のみ~~記載が可能である。
【指定立替納付】は窓口クレジットカード決済の場合にも記載が可能である。
上記の場合以外に【振替番号】、【指定立替納付】が記載された場合は、規定外項目として扱う。

意匠登録料納付書(補充)

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
1		書類識別	jp:payment-r21	四法種別	jp:kind-of-law		94.0	
＊ 2	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code				94.1	
3	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
4		提出日	jp:submission-date			共－2		
5	【提出日】	日付	jp:date			共－2.5		
6	【あて先】	あて先	jp:addressed-to-person			共－3		
7	【併合識別】	併合識別	jp:kind-of-annexation				94.2	
8		事件の表示	jp:indication-of-case-article			共－10		
9		審判書類参照	jp:appeal-reference	~~審判種別~~	~~appeal-type~~	共－11		
10		文書番号	jp:doc-number			共－12		
11		日付	jp:date			共－13		
12		出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	共－14		
13				四法種別	jp:kind-of-law			
14		ドキュメント識別	jp:document-id			共－15		
＊ 15	【意匠登録番号】	文書番号	jp:doc-number			共－16		
16		日付	jp:date			共－17		
17	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
18	【受付番号】	受付番号	jp:receipt-number			共－21		
19	【併合件数】	併合件数	jp:number-of-annexation				94.3	
20		事件の出願人の記事	jp:applicant-of-case-article			共－107		
＊ 21	【意匠権者】	申請者	jp:applicant			共－108		
22		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
23	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
24	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
25	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		
26		住所又は居所情報	jp:address			共－37		
27	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		
28	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
29	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
30	【フリガナ】	代表者情報	jp:representative-group			共－46		
31		代表者	jp:representative			共－47		
32		フリガナ	jp:kana			共－25		
33		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
34	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
35	【国籍・地域】	国籍	jp:nationality			共－52		
36		国コード	jp:country			共－53		
37	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
38	【事件との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
39	【納付者】	申請者の記事	jp:applicants			共－101		
＊ 40		申請者	jp:applicant			共－102		
41	【持分】	持分	jp:share			共－31		
42	【代表出願人】	代表出願人	jp:representative-applicant			共－32		
43	【フリガナ】	氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
44		フリガナ	jp:kana			共－25		
45	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
46	【氏名又は名称原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－35		
47	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		
48	【住所又は居所】	住所又は居所情報	jp:address			共－37		
49		住所又は居所	jp:text			共－38		
50	【住所又は居所原語表記】	住所又は居所原語表記	jp:original-language-of-address			共－39		
51	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
52	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
53	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
54	【営業所】	営業所	jp:office			共－45		
55	【フリガナ】	代表者情報	jp:representative-group			共－46		
56		代表者	jp:representative			共－47		
57		フリガナ	jp:kana			共－25		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
58	【代表者】	代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
59		氏名又は名称	jp:name			共－49		
60	【代表者原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－50		
61	【法人の法的性質】	法人の法的性質	jp:legal-entity-property			共－51		
62	【国籍・地域】	国籍	jp:nationality			共－52		
63		国コード	jp:country			共－53		
64	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
65	【意匠権者との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
66	【代理人】	代理人の記事	jp:agents			共－105		
67		代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－106		
68	【フリガナ】	氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
69		フリガナ	jp:kana			共－25		
70	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
71	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
72	【住所又は居所】	住所又は居所情報	jp:address			共－28		
73		住所又は居所	jp:text			共－29		
74	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
75	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
76	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		
77	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
78	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
79	【代表者】	代表者情報	jp:representative-group			共－46		
80		代表者	jp:representative			共－47		
81	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
82	【代表者】	代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
83		氏名又は名称	jp:name			共－49		
84	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
85	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
86	【納付年分】	納付年分	jp:payment-years			共－79		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
87		納付年分（自）	jp:year-from			共－80		
88		納付年分（至）	jp:year-to			共－81		
89	【持分の割合】	持分の割合	jp:share-rate			共－76		
90		持分率（分子）	jp:moleclar			共－77		
91		持分率（分母）	jp:denominator			共－78		
92	【特許料等に関する特記事項】	意見の内容	jp:opinion-contents-article				94.4	
93		段落	p	番号	num		94.5	
94		イメージ	img	縦	he		94.6	
				横	wi			
				ソース	file			
				ファイルタイプ	img-format			
95	【登録料の表示】	手数料の表示	jp:charge-article			共－71		
96		納付	jp:payment			共－71.5		
97	【納付金額】	納付方法・納付金額	jp:fee	納付金額	amount	共－72		
				currency	currency			
98	【予納台帳番号】または【納付書番号】または 【納付番号】または【振替番号】または【指定立替納付】	予納台帳番号・納付書番号・納付番号・振替番号・指定立替納付	jp:account	予納台帳番号 納付書番号 納付番号 振替番号 指定立替納付	number	共－73		注１
				予納 納付書 電子現金納付 銀行口座自動振替 指定立替納付	account-type			
99	【その他】	その他	jp:dtext			共－82		
100		提出物件の目録	jp:submission-object-list-article			共－83		
101	【提出物件の目録】	目録	jp:list-group			共－84		
102	【物件名】	物件名	jp:document-name			共－85		
103		通数又は個数	jp:number-of-object			共－86		
104	【援用の表示】	援用の表示	jp:citation			共－87		
105	【返還の申出】	返還の申出	jp:return-request			共－88		
106	【包括委任状番号】	包括委任状番号	jp:general-power-of-attorney-id			共－89		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
107	【提出物件の特記事項】	提出物件の特記事項	jp:dtext			共－90		
108		規定外の項目	jp:rule-outside-item-article			共－91		
109		規定外記事	jp:rule-outside-group			共－92		
110		項目名	jp:item-name			共－93		
111		項目内容	jp:item-content			共－94		

注１：【振替番号】、【指定立替納付】はオンライン案件の緊急避難、更正申請、再ＤＥ（オンライン出願された案件で四法等に誤りがあった場合に、ＤＥ機関において修正を行い新規エントリとしてデータエントリすること）の場合に~~のみ~~記載が可能である。
【指定立替納付】は窓口クレジットカード決済の場合にも記載が可能である。
上記の場合以外に【振替番号】、【指定立替納付】が記載された場合は、規定外項目として扱う。

商標登録料納付書(分納補充)

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
1		書類識別	jp:payment-r210	四法種別	jp:kind-of-law		95.0	
＊ 2	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code				95.1	
3	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
4		提出日	jp:submission-date			共－2		
5	【提出日】	日付	jp:date			共－2.5		
6	【あて先】	あて先	jp:addressed-to-person			共－3		
7		事件の表示	jp:indication-of-case-article			共－10		
8		審判書類参照	jp:appeal-reference	~~審判種別~~	~~appeal-type~~	共－11		
9		文書番号	jp:doc-number			共－12		
10		日付	jp:date			共－13		
11		出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	共－14		
12				四法種別	jp:kind-of-law			
13		ドキュメント識別	jp:document-id			共－15		
＊ 14	【商標登録番号】	文書番号	jp:doc-number			共－16		
15		日付	jp:date			共－17		
16	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
17	【受付番号】	受付番号	jp:receipt-number			共－21		
18		発送日	jp:dispatch-date			共－59		
19	【登録査定の謄本発送日】	日付	jp:date			共－59.5		
20	【商品及び役務の区分の数】	商品及び役務の区分の数	jp:number-of-class				95.2	
21		事件の出願人の記事	jp:applicant-of-case-article			共－107		
＊ 22	【商標権者】	申請者	jp:applicant			共－108		
23		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
24	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
25	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
26	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		
27		住所又は居所情報	jp:address			共－37		
28	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
29	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
30	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
31		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
32		代表者	jp:representative			共－47		
33	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
34		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
35	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
36		国籍	jp:nationality			共－52		
37	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
38	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
39	【事件との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
40		申請者の記事	jp:applicants			共－101		
＊ 41	【納付者】	申請者	jp:applicant			共－102		
42	【持分】	持分	jp:share			共－31		
43	【代表出願人】	代表出願人	jp:representative-applicant			共－32		
44		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
45	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
46	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
47	【氏名又は名称原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－35		
48	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		
49		住所又は居所情報	jp:address			共－37		
50	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		
51	【住所又は居所原語表記】	住所又は居所原語表記	jp:original-language-of-address			共－39		
52	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
53	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
54	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
55	【営業所】	営業所	jp:office			共－45		
56		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
57		代表者	jp:representative			共－47		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
58	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
59		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
60	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
61	【代表者原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－50		
62	【法人の法的性質】	法人の法的性質	jp:legal-entity-property			共－51		
63		国籍	jp:nationality			共－52		
64	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
65	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
66	【商標権者との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
67		代理人の記事	jp:agents			共－105		
68	【代理人】	代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－106		
69		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
70	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
71	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
72	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
73		住所又は居所情報	jp:address			共－28		
74	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－29		
75	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
76	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
77	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		
78	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
79	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
80		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
81		代表者	jp:representative			共－47		
82	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
83		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
84	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
85	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
86	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
87	【納付年分】	納付年分	jp:payment-years			共－79		
88		納付年分（自）	jp:year-from			共－80		
89		納付年分（至）	jp:year-to			共－81		
90	【持分の割合】	持分の割合	jp:share-rate			共－76		
91		持分率（分子）	jp:moleclar			共－77		
92		持分率（分母）	jp:denominator			共－78		
93	【特許料等に関する特記事項】	意見の内容	jp:opinion-contents-article				95.3	
94		段落	p	番号	num		95.4	
95		イメージ	img	縦	he		95.5	
				横	wi			
				ソース	file			
				ファイルタイプ	img-format			
96	【納付の表示】	納付の表示	jp:indicate-payment				95.6	
97	【登録料の表示】	手数料の表示	jp:charge-article			共－71		
98	【納付金額】	納付	jp:payment			共－71.5		
99		納付方法・納付金額	jp:fee	納付金額	amount	共－72		
				currency	currency			
100	【予納台帳番号】または【納付書番号】または 【納付番号】または【振替番号】または【指定立替納付】	予納台帳番号・納付書番号・納付番号・振替番号・指定立替納付	jp:account	予納台帳番号 納付書番号 納付番号 振替番号 指定立替納付	number	共－73		注１
				予納 納付書 電子現金納付 銀行口座自動振替 指定立替納付	account-type			
101	【その他】	その他	jp:dtext			共－82		
102	【提出物件の目録】	提出物件の目録	jp:submission-object-list-article			共－83		
103		目録	jp:list-group			共－84		
104	【物件名】	物件名	jp:document-name			共－85		
105		通数又は個数	jp:number-of-object			共－86		
106	【援用の表示】	援用の表示	jp:citation			共－87		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
107	【返還の申出】	返還の申出	jp:return-request			共－88		
108	【包括委任状番号】	包括委任状番号	jp:general-power-of-attorney-id			共－89		
109	【提出物件の特記事項】	提出物件の特記事項	jp:dtext			共－90		
110		規定外の項目	jp:rule-outside-item-article			共－91		
111		規定外記事	jp:rule-outside-group			共－92		
112		項目名	jp:item-name			共－93		
113		項目内容	jp:item-content			共－94		

注１：【振替番号】、【指定立替納付】はオンライン案件の緊急避難、更正申請、再ＤＥ（オンライン出願された案件で四法等に誤りがあった場合に、ＤＥ機関において修正を行い新規エントリとしてデータエントリすること）の場合に~~のみ~~記載が可能である。
【指定立替納付】は窓口クレジットカード決済の場合にも記載が可能である。
上記の場合以外に【振替番号】、【指定立替納付】が記載された場合は、規定外項目として扱う。

商標権存続期間更新登録申請書

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
1		書類識別	jp:payment-r201	四法種別	jp:kind-of-law		96.0	
＊ 2	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code				96.1	
3	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
4		提出日	jp:submission-date			共－2		
5	【提出日】	日付	jp:date			共－2.5		
6	【あて先】	あて先	jp:addressed-to-person			共－3		
7		事件の表示	jp:indication-of-case-article			共－10		
8		審判書類参照	jp:appeal-reference	~~審判種別~~	~~appeal-type~~	共－11		
9		文書番号	jp:doc-number			共－12		
10		日付	jp:date			共－13		
11		出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	共－14		
				四法種別	jp:kind-of-law			
12		ドキュメント識別	jp:document-id			共－15		
＊ 13	【商標登録番号】	文書番号	jp:doc-number			共－16		
14		日付	jp:date			共－17		
15	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
16	【受付番号】	受付番号	jp:receipt-number			共－21		
17		発送日	jp:dispatch-date			共－59		
	【登録査定の謄本発送日】	日付	jp:date			共－59.5		
18		商品及び役務の区分	jp:class-of-goods-and-service				96.2	
	【商品及び役務の区分】	区分	jp:class				96.3	
19		申請者の記事	jp:applicants			共－101		
＊ 20	【更新登録申請人】	申請者	jp:applicant			共－102		
21	【持分】	持分	jp:share			共－31		
22	【代表出願人】	代表出願人	jp:representative-applicant			共－32		
23		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
24	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
25	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
26	【氏名又は名称原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－35		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
27	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		
28	【住所又は居所】	住所又は居所情報	jp:address			共－37		
29		住所又は居所	jp:text			共－38		
30	【住所又は居所原語表記】	住所又は居所原語表記	jp:original-language-of-address			共－39		
31	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
32	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
33	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
34	【営業所】	営業所	jp:office			共－45		
35	【代表者】	代表者情報	jp:representative-group			共－46		
36		代表者	jp:representative			共－47		
37	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
38		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
39		氏名又は名称	jp:name			共－49		
40	【代表者原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－50		
41	【法人の法的性質】	法人の法的性質	jp:legal-entity-property			共－51		
42	【国籍・地域】	国籍	jp:nationality			共－52		
43		国コード	jp:country			共－53		
44	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
45	【事件との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
46	【代理人】	代理人の記事	jp:agents			共－105		
47		代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－106		
48	【氏名又は名称】	氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
49		フリガナ	jp:kana			共－25		
50		氏名又は名称	jp:name			共－26		
51	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
52	【住所又は居所】	住所又は居所情報	jp:address			共－28		
53		住所又は居所	jp:text			共－29		
54	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
55	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
56	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
57	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
58	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
59		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
60		代表者	jp:representative			共－47		
61	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
62		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
63	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
64	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
65	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
66	【納付年分】	納付年分	jp:payment-years			共－79		
67		納付年分（自）	jp:year-from			共－80		
68		納付年分（至）	jp:year-to			共－81		
69	【納付の表示】	納付の表示	jp:indicate-payment				96.4	
70	【持分の割合】	持分の割合	jp:share-rate			共－76		
71		持分率（分子）	jp:moleclar			共－77		
72		持分率（分母）	jp:denominator			共－78		
73	【特許料等に関する特記事項】	意見の内容	jp:opinion-contents-article				96.5	
74		段落	p	番号	num		96.6	
75		イメージ	img	縦	he		96.7	
				横	wi			
				ソース	file			
				ファイルタイプ	img-format			
76	【登録料の表示】	手数料の表示	jp:charge-article			共－71		
77		納付	jp:payment			共－71.5		
78	【納付金額】	納付方法・納付金額	jp:fee	納付金額	amount	共－72		
				currency	currency			

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
79	【予納台帳番号】または【納付書番号】または 【納付番号】または【振替番号】または【指定立替納付】	予納台帳番号・納付書番号・納付番号・振替番号・指定立替納付	jp:account	予納台帳番号 納付書番号 納付番号 振替番号 指定立替納付	number	共－73		注１
				予納 納付書 電子現金納付 銀行口座自動振替 指定立替納付	account-type			
80	【その他】	その他	jp:dtext			共－82		
81	【提出物件の目録】	提出物件の目録	jp:submission-object-list-article			共－83		
82		目録	jp:list-group			共－84		
83	【物件名】	物件名	jp:document-name			共－85		
84		通数又は個数	jp:number-of-object			共－86		
85	【援用の表示】	援用の表示	jp:citation			共－87		
86	【返還の申出】	返還の申出	jp:return-request			共－88		
87	【包括委任状番号】	包括委任状番号	jp:general-power-of-attorney-id			共－89		
88	【提出物件の特記事項】	提出物件の特記事項	jp:dtext			共－90		
89		規定外の項目	jp:rule-outside-item-article			共－91		
90		規定外記事	jp:rule-outside-group			共－92		
91		項目名	jp:item-name			共－93		
92		項目内容	jp:item-content			共－94		

注１：【振替番号】、【指定立替納付】はオンライン案件の緊急避難、更正申請、再ＤＥ（オンライン出願された案件で四法等に誤りがあった場合に、ＤＥ機関において修正を行い新規エントリとしてデータエントリすること）の場合に~~のみ~~記載が可能である。
【指定立替納付】は窓口クレジットカード決済の場合にも記載が可能である。
上記の場合以外に【振替番号】、【指定立替納付】が記載された場合は、規定外項目として扱う。

商標権存続期間更新登録申請書(補充)

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
1		書類識別	jp:payment-r211	四法種別	jp:kind-of-law		97.0	
＊ 2	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code				97.1	
3	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
4		提出日	jp:submission-date			共－2		
5	【提出日】	日付	jp:date			共－2.5		
6	【あて先】	あて先	jp:addressed-to-person			共－3		
7		事件の表示	jp:indication-of-case-article			共－10		
8		審判書類参照	jp:appeal-reference	~~審判種別~~	~~appeal-type~~	共－11		
9		文書番号	jp:doc-number			共－12		
10		日付	jp:date			共－13		
11		出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	共－14		
				四法種別	jp:kind-of-law			
12		ドキュメント識別	jp:document-id			共－15		
＊ 13	【商標登録番号】	文書番号	jp:doc-number			共－16		
14		日付	jp:date			共－17		
15	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
16	【受付番号】	受付番号	jp:receipt-number			共－21		
17		発送日	jp:dispatch-date			共－59		
	【登録査定の謄本発送日】	日付	jp:date			共－59.5		
18		商品及び役務の区分	jp:class-of-goods-and-service				97.2	
	【商品及び役務の区分】	区分	jp:class				97.3	
19		申請者の記事	jp:applicants			共－101		
＊ 20	【更新登録申請人】	申請者	jp:applicant			共－102		
21	【持分】	持分	jp:share			共－31		
22	【代表出願人】	代表出願人	jp:representative-applicant			共－32		
23		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
24	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
25	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
26	【氏名又は名称原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－35		
27	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		
28	【住所又は居所】	住所又は居所情報	jp:address			共－37		
29		住所又は居所	jp:text			共－38		
30	【住所又は居所原語表記】	住所又は居所原語表記	jp:original-language-of-address			共－39		
31	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
32	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
33	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
34	【営業所】	営業所	jp:office			共－45		
35	【代表者】	代表者情報	jp:representative-group			共－46		
36		代表者	jp:representative			共－47		
37	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
38		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
39		氏名又は名称	jp:name			共－49		
40	【代表者原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－50		
41	【法人の法的性質】	法人の法的性質	jp:legal-entity-property			共－51		
42	【国籍・地域】	国籍	jp:nationality			共－52		
43		国コード	jp:country			共－53		
44	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
45	【事件との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
46	【代理人】	代理人の記事	jp:agents			共－105		
47		代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－106		
48	【フリガナ】	氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
49		フリガナ	jp:kana			共－25		
50	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
51	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
52	【住所又は居所】	住所又は居所情報	jp:address			共－28		
53		住所又は居所	jp:text			共－29		
54	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
55	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
56	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		
57	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
58	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
59	【フリガナ】 【代表者】	代表者情報	jp:representative-group			共－46		
60		代表者	jp:representative			共－47		
61		フリガナ	jp:kana			共－25		
62		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
63		氏名又は名称	jp:name			共－49		
64	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
65	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
66	【納付年分】	納付年分	jp:payment-years			共－79		
67		納付年分（自）	jp:year-from			共－80		
68		納付年分（至）	jp:year-to			共－81		
69	【納付の表示】	納付の表示	jp:indicate-payment				97.4	
70	【持分の割合】	持分の割合	jp:share-rate			共－76		
71		持分率（分子）	jp:moleclar			共－77		
72		持分率（分母）	jp:denominator			共－78		
73	【特許料等に関する特記事項】	意見の内容	jp:opinion-contents-article				97.5	
74		段落	p	番号	num		97.6	
75		イメージ	img	縦	he		97.7	
				横	wi			
				ソース	file			
				ファイルタイプ	img-format			
76	【登録料の表示】	手数料の表示	jp:charge-article			共－71		
77	【納付金額】	納付	jp:payment			共－71.5		
78		納付方法・納付金額	jp:fee	納付金額	amount	共－72		
				currency	currency			

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
79	【予納台帳番号】または【納付書番号】または 【納付番号】または 【振替番号】または 【指定立替納付】	予納台帳番号・納付書番号・納付番号・振替番号・指定立替納付	jp:account	予納台帳番号 納付書番号 納付番号 振替番号 指定立替納付	number	共－73		注１
				予納 納付書 電子現金納付 銀行口座自動振替 指定立替納付	account-type			
80	【その他】	その他	jp:dtext			共－82		
81		提出物件の目録	jp:submission-object-list-article			共－83		
82	【提出物件の目録】	目録	jp:list-group			共－84		
83	【物件名】	物件名	jp:document-name			共－85		
84		通数又は個数	jp:number-of-object			共－86		
85	【援用の表示】	援用の表示	jp:citation			共－87		
86	【返還の申出】	返還の申出	jp:return-request			共－88		
87	【包括委任状番号】	包括委任状番号	jp:general-power-of-attorney-id			共－89		
88	【提出物件の特記事項】	提出物件の特記事項	jp:dtext			共－90		
89		規定外の項目	jp:rule-outside-item-article			共－91		
90		規定外記事	jp:rule-outside-group			共－92		
91		項目名	jp:item-name			共－93		
92		項目内容	jp:item-content			共－94		

注１：【振替番号】、【指定立替納付】はオンライン案件の緊急避難、更正申請、再ＤＥ（オンライン出願された案件で四法等に誤りがあった場合に、ＤＥ機関において修正を行い新規エントリとしてデータエントリすること）の場合に~~のみ~~記載が可能である。
【指定立替納付】は窓口クレジットカード決済の場合にも記載が可能である。
上記の場合以外に【振替番号】、【指定立替納付】が記載された場合は、規定外項目として扱う。

手続補足書

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
1		書類識別	jp:payment-r220	四法種別	jp:kind-of-law		98.0	
＊ 2	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code				98.1	
3	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
4		提出日	jp:submission-date			共－2		
5	【提出日】	日付	jp:date			共－2.5		
6	【あて先】	あて先	jp:addressed-to-person			共－3		
7		事件の表示	jp:indication-of-case-article			共－10		
8		審判書類参照	jp:appeal-reference	~~審判種別~~	~~appeal-type~~	共－11		
9		文書番号	jp:doc-number			共－12		
10		日付	jp:date			共－13		
11		出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	共－14		
				四法種別	jp:kind-of-law			
12		ドキュメント識別	jp:document-id			共－15		
＊ 13	【商標登録番号】	文書番号	jp:doc-number			共－16		
14		日付	jp:date			共－17		
15	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
16	【受付番号】	受付番号	jp:receipt-number			共－21		
17		申請者の記事	jp:applicants			共－101		
＊ 18	【補足をする者】	申請者	jp:applicant			共－102		
19	【持分】	持分	jp:share			共－31		
20	【代表出願人】	代表出願人	jp:representative-applicant			共－32		
21		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
22	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
23	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
24	【氏名又は名称原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－35		
25	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		
26		住所又は居所情報	jp:address			共－37		
27	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
28	【住所又は居所原語表記】	住所又は居所原語表記	jp:original-language-of-address			共－39		
29	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
30	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
31	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
32	【営業所】	営業所	jp:office			共－45		
33		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
34		代表者	jp:representative			共－47		
35	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
36		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
37	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
38	【代表者原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－50		
39	【法人の法的性質】	法人の法的性質	jp:legal-entity-property			共－51		
40		国籍	jp:nationality			共－52		
41	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
42	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
43	【事件との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case			共－55		
44		代理人の記事	jp:agents			共－105		
45	【代理人】	代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent	共－106		
46		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
47	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
48	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
49	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
50		住所又は居所情報	jp:address			共－28		
51	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－29		
52	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
53	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
54	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		
55	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
56	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
57		代表者情報	jp:representative-group			共－46		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
58		代表者	jp:representative			共－47		
59	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
60		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
61	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
62	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
63	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
64	【補足対象書類名】	証拠方法	jp:proof-means				98.2	
65	【補足の内容】	届出の内容	jp:notice-contents-group				98.3	
66	【その他】	その他	jp:dtext			共－82		
67		提出物件の目録	jp:submission-object-list-article			共－83		
68	【提出物件の目録】	目録	jp:list-group			共－84		
69	【物件名】	物件名	jp:document-name			共－85		
70		通数又は個数	jp:number-of-object			共－86		
71	【援用の表示】	援用の表示	jp:citation			共－87		
72	【返還の申出】	返還の申出	jp:return-request			共－88		
73	【包括委任状番号】	包括委任状番号	jp:general-power-of-attorney-id			共－89		
74	【提出物件の特記事項】	提出物件の特記事項	jp:dtext			共－90		
75		規定外の項目	jp:rule-outside-item-article			共－91		
76		規定外記事	jp:rule-outside-group			共－92		
77		項目名	jp:item-name			共－93		
78		項目内容	jp:item-content			共－94		

５．３．４　書誌情報仕様共通項目

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　共－１

整理番号　　jp:file-reference-id

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:file-reference-id)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①申請人整理番号 ②申請者整理番号 ③申請人側整理番号 ④申請番号	項番１と同じ		
３．	項目名の記載なし	タグ名の設定なし。		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	英数字・記号１０桁以内による記載	記載内容を１バイトコードで設定する		(*1)
２．	英数字・記号１１桁以上による記載	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５２００	(*1)
３．	英数字・記号以外の記載	項番２と同じ	２０００	(*1)
４．	内容の記載なし	内容の設定なし。		

＊１）英字は大文字のみとし、小文字での記載の場合は大文字に変換する。
また、英数字、記号とは以下を指す。（下記のコード欄は１６進コードで記載している。）

申請書の状態（２バイト）		電子化における対処（１バイト）	
英数字・記号	上段：ＪＩＳコード 下段：Ｓｈｉｆｔ－ＪＩＳコード	英数字・記号	Ｓｈｉｆｔ－ＪＩＳコード
ー（音引き）	０ｘ２１３Ｃ ０ｘ８１５Ｂ	－（ハイフン，負符号）	０ｘ２Ｄ
―（ダッシュ）	０ｘ２１３Ｄ ０ｘ８１５Ｃ		
－（ハイフン，負符号）	０ｘ２１５Ｄ ０ｘ８１７Ｃ		
“Ａ”～“Ｚ”	０ｘ２３４１～０ｘ２３５Ａ ０ｘ８２６０～０ｘ８２７９	“A”～“Z”	０ｘ４１～０ｘ５Ａ
“ａ”～“ｚ”	０ｘ２３６１～０ｘ２３７Ａ ０ｘ８２８１～０ｘ８２９Ａ		
“０”～“９”	０ｘ２３３０～０ｘ２３３９ ０ｘ８２４Ｆ～０ｘ８２５８	“0”～“9”	０ｘ３０～０ｘ３９

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名

提出日　　jp：submission-date

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:submission-date)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①差出日 ②年月日 ③申請年月日 ④申請日 ⑤提出年月日 ⑥堤出日	項番１と同じ。		
３	項目名の記載なし	タグ名の設定なし		

文書例

【提出日】　　平成１５年７月１５日

XML

<提出日>
<日付>20030715</日付>
</提出日>

日付　　jp:date

（提出日）

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:date)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①差出日 ②年月日 ③申請年月日 ④申請日 ⑤提出年月日	項番１と同じ。		
３	項目名の記載なし	タグ名の設定なし		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	和暦年月日で記載 (例)平成15年7月1日	和暦年を西暦年に変換後、日付部分を抜き出し１バイトコードで設定する。 ※月日が１桁の場合は上位桁に'0'（ゼロ）を補う。		形式：YYYYMMDD ８桁固定
２．	西暦年月日で記載 (例)2003年7月1日	記載内容より日付部分を抜き出し１バイトコードで設定する。 ※月日が１桁の場合は上位桁に'0'（ゼロ）を補う。		
３．	項番１，２以外の記載	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５０４０	
４．	内容の記載なし	内容の設定なし		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　共－３

あて先　　jp:addressed-to-person

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１.	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:addressed-to-person)に置換する。		
２.	その他項目名の記載事例 ①宛名 ②提出先 ③申請先 ④宛先 ⑤あて名 ⑥宛て先 ⑦請求先	項番１と同じ。		
３.	項目名の記載なし	タグ名の設定なし		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１.	内容の記載あり	記載内容をそのまま設定する		例： 特許庁長官殿 特許庁審査官殿 特許庁長官○○○○殿 特許庁審査官○○○殿 特許庁審判長殿
２.	内容の記載なし	内容の設定なし。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　共－４

原出願の表示　　jp:parent-application-article

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名 (jp:parent-application-article)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 （原出願の場合） ①原出願 ②原特許出願の標示 ③原発明の表示 ④原特許の表示 ⑤特許出願の表示 ⑥原特許出願 ⑦原発明 ⑧原特許 ⑨原実用新案登録出願の標示 ⑩原考案の表示 ⑪原実用の表示 ⑫実用新案登録出願の表示 ⑬原実用新案登録出願 ⑭原考案 ⑮原実用 ⑯原意匠登録出願の標示 ⑰原意匠の表示 ⑱意匠登録出願の表示 ⑲原意匠登録出願 ⑳原意匠 (21)原特許出願の表示 (22)原実用新案登録出願の表示	項番１と同じ。 （基礎とした実用新案登録及びその実用新案登録出願の表示の場合） ①		
３．	項目名の記載なし	従属項目を規定外の項目に設定する。		

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	【原出願の表示】、または、それと判断できる記載	タグ属性の設定は行わない		
２．	【基礎とした実用新案登録及びその実用新案登録出願の表示】、または、それと判断できる記載	タグ（原出願の表示）に 出願種別＝“実用基礎“を設定		

(3)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	内容の記載あり	無視してエラーとはしない。		

補　足：
【原出願の表示】の項目が重複しても重複エラーとはせず、無視する。

文書例

【原出願の表示】
【出願番号】　特願２００３－１２３
【出願日】　平成１５年７月１日
【整理番号】　Ｐ１５－１２３

XML

```
<原出願の表示>
<出願書類参照 タイプ="出願" 四法種別="特許">
<ドキュメント識別>
<文書番号>2003000123</文書番号>
<日付>20030701</日付>
</ドキュメント識別>
</出願書類参照>
<整理番号>P15-123</整理番号>
</原出願の表示>
```

【基礎とした実用新案登録及びその実用新案登録出願の表示】
【実用新案登録番号】　実用新案登録第1234567号
【登録日】　平成16年10月20日
【出願番号】　実願2004-123456
【出願日】　平成16年 7月 1日

XML

```
<原出願の表示　出願種別＝“実用基礎”>
  <出願書類参照 タイプ="登録"　四法種別="実用">
    <ドキュメント識別>
      <文書番号>1234567</文書番号>
      <日付>20041020</日付>
    </ドキュメント識別>
  </出願書類参照>
  <出願書類参照　タイプ="出願"　四法種別="実用">
    <ドキュメント識別>
      <文書番号>2004123456</文書番号>
      <日付>20040701</日付>
    </ドキュメント識別>
  </出願書類参照>
</原出願の表示>
```

空白ページ

出願書類参照　　jp:application-reference

（原出願の表示）

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名 (jp:application-reference) を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 （出願の区分の場合） ① （出願番号の場合） ①特許出願番号 ②実用新案登録出願番号 ③意匠登録出願番号 （国際出願番号の場合） ①ＰＣＴ出願番号 （出願日の場合） ①年月日 ②日付	項番１と同じ。 （実用新案登録番号の場合） ① （登録日の場合） ①		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし。		

(2)　内容の置換（項目名が出願の区分の場合）

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	①特許 ②特願 ③特許願	タグ名<出願書類参照>のタグ属性“四法種別”に“特許”を、タグ属性“タイプ”に“国際出願”を設定		タグ属性 “四法種別” （jp:kind-of-law） “タイプ”（appl-type） 属性値 “特許”（patent） “実用新案”（utility） “国際出願” （international-application）
２．	④実用新案 ⑤実用 ⑥実願 ⑦実用新案登録願 ⑧実用新案登録	タグ名<出願書類参照>のタグ属性“四法種別”に“実用新案”を、タグ属性“タイプ”に“国際出願”を設定		
３．	上記以外の記載	タグ<出願書類参照>のタグ属性“四法種別”にNULL（″″）を設定し、タグ属性“タイプ”には“国際出願”を設定。	５０４０	原データ付与
４．	内容の記載なし	項番３と同じ	５０００	

補足：

・【原出願の表示】の配下に【出願番号】か【国際出願番号】か【実用新案登録番号】（何れか一つでも）あるいは、【出願日】、【登録日】（何れか一つでも）が記載された場合、タグ<出願書類参照>とタグ<ドキュメント識別>を設定し、その配下にタグ<文書番号>、タグ<日付>を設定する。

・タグ<出願書類参照>は、タグ属性“タイプ”別でグループ分けされ、タグ<原出願の表示>配下に繰り返し設定される。

・【原出願の表示】の配下の場合、タグ属性“タイプ”は“出願”または“国際出願”または“登録”が設定され、電子化された記載項目が、「【出願番号】【出願日】」か「【国際出願番号】」か「【実用新案登録番号】【登録日】」かの区分とする。

・「【出願番号】【出願日】」、「【国際出願番号】」、「【実用新案登録番号】【登録日】」のようにタグ属性“タイプ”が同一の組み合わせで、同一のタグ<出願書類参照>の配下にタグ付けする。例えば、【国際出願番号】と【出願日】の場合は、タグ属性“タイプ”が異なるため、タグ<出願書類参照>を分けてタグ付けする。

・電子化例を次頁に示す。

文書例１：出願番号が記載

【原出願の表示】
【出願番号】　特願２００３－１２３
【出願日】　平成１５年７月１日
【整理番号】　Ｐ１５－１２３

XML

```
<原出願の表示>
<出願書類参照 タイプ="出願" 四法種別="特許">
<ドキュメント識別>
<文書番号>2003000123</文書番号>
<日付>20030701</日付>
</ドキュメント識別>
</出願書類参照>
<整理番号>P15-123</整理番号>
</原出願の表示>
```

文書例２：出願日のみが記載

【原出願の表示】
【出願日】　平成１５年７月１日提出の特許願
【整理番号】　Ｐ１５－１２３

XML

```
<原出願の表示>
<出願書類参照 タイプ="出願" 四法種別="特許">
<ドキュメント識別>
<日付>20030701</日付>
</ドキュメント識別>
</出願書類参照>
<整理番号>P15-123</整理番号>
</原出願の表示>
```

文書例３：国際出願番号が記載

【原出願の表示】
【国際出願番号】　ＰＣＴ／ＪＰ９８／１２３４５
【出願の区分】　特許

XML

```
<原出願の表示>
<出願書類参照 タイプ="国際出願" 四法種別="特許">
<ドキュメント識別>
<文書番号>JP9812345</文書番号>
</ドキュメント識別>
</出願書類参照>
</原出願の表示>
```

文書例４：国際出願番号と出願日が記載

【原出願の表示】
【国際出願番号】　ＰＣＴ／ＪＰ９８／１２３４５
【出願の区分】　特許
【出願日】　平成１０年７月１日

XML

```
<原出願の表示>
<出願書類参照 タイプ="国際出願" 四法種別="特許">   ┐
<ドキュメント識別>                                  │
<文書番号>JP9812345</文書番号>                      ├（※１）
</ドキュメント識別>                                 │
</出願書類参照>                                     ┘
<出願書類参照 タイプ="出願">  （※２）               ┐
<ドキュメント識別>                                  │
<日付>19980701</日付>                               ├（※１）
</ドキュメント識別>                                 │
</出願書類参照>                                     ┘
</原出願の表示>
```

（※１）タグ<出願書類参照>がタグ属性「タイプ」でグループ分けされている。
（※２）【出願日】の四法の記載がないためタグ属性「四法種別」の設定なし。

文書例５：登録番号、登録日、出願番号、出願日の記載

【基礎とした実用新案登録及びその実用新案登録出願の表示】
【実用新案登録番号】　実用新案登録第1234567号
【登録日】　平成16年10月20日
【出願番号】　実願2004-123456
【出願日】　平成16年 7月 1日

XML

```
<原出願の表示　出願種別＝“実用基礎”＞
  <出願書類参照 タイプ=”登録” 四法種別=”実用”>
    <ドキュメント識別>
      <文書番号>1234567</文書番号>
      <日付>20041020</日付>
    </ドキュメント識別>
  </出願書類参照>
  <出願書類参照　タイプ=”出願” 四法種別=”実用”>
    <ドキュメント識別>
      <文書番号>2004123456</文書番号>
      <日付>20040701</日付>
    </ドキュメント識別>
  </出願書類参照>
</原出願の表示>
```

（※１）タグ<出願書類参照>がタグ属性「タイプ」でグループ分けされている。

空白ページ

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　共－４．２

ドキュメント識別　　jp：document－id

(原出願の表示)

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ<出願書類参照>の配下にタグ名(jp:document-id)を追加する。		共－４．１参照
２．	その他項目名の記載事例 （出願の区分の場合） ① （出願番号の場合） ①特許出願番号 ②実用新案登録出願番号 ③意匠登録出願番号 （国際出願番号の場合） ①ＰＣＴ出願番号 （出願日の場合） ①年月日 ②日付 （実用新案登録番号の場合） ① （登録日の場合） ①	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　共－５

文書番号　　jp：doc－number

（原出願の表示）

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:doc-number)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 （出願番号の場合） ①特許出願番号 ②実用新案登録出願番号 ③意匠登録出願番号 （国際出願番号の場合） ①ＰＣＴ出願番号 （実用新案登録番号の場合） ①	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし。		

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	【出願番号】又は出願番号と判断できる記載	タグ(出願書類参照)に タイプ=”出願” を設定		
２．	【国際出願番号】又は国際出願番号と判断できる記載	タグ(出願書類参照)に タイプ=”国際出願” を設定		すでに設定されている場合は、何もしない。
３．	【実用新案登録番号】又は実用新案登録番号と判断できる記載	タグ（出願書類参照）に タイプ=”登録” を設定		すでに設定されている場合は、何もしない

【出願番号】の電子化

(3)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　考
１．	例１　（2000年以降） 特願 2000－123456 ④　②　③	②、③ タグ（jp:doc-number）に数字部分を１バイトコードで設定する。 ④ 四法をタグ<出願書類参照>のタグ属性「四法種別」のタグ属性値として設定する。		出願番号の形式 西暦年＋一連番号 （４桁）　（６桁） 四法種別 （jp:kind-of-law）は 項番８参照
２．	例２　（公報表記） P　2000－123456 ④　②　③			
３．	例３　（1999年以前） 平成11年特許願第123456号 ①　④　③	① 和暦を西暦に変換し設定する。 ③ 数字部分を１バイトコードで設定する。 ④ 四法をタグ<出願書類参照>のタグ属性「四法種別」のタグ属性値として設定する。		
４．	例４　（2000年以降） 特願 平12－ 123456 ④　①　③			四法種別 (jp:kind-of-law) は項番８参照
5. 正常	①について、~~元号記載の有無に関らず、後ろから２番目の連続する1,2桁の数字~~ (1) ~~１～３８の場合、平成１～３８と判断し~~平成１～３１年の場合、西暦に変換します。 (2) 昭和３９～６４年の場合、~~昭和３９～６４と判断し~~西暦に変換します。 (3)令和１年以降の場合、西暦に変換します。	西暦に変換して１バイトコードで設定する。		
エラー	①について、~~元号記載の有無に関らず、~~ (1) 元号の記載がない場合 後ろから２番目の連続する1,2桁の数字 ~~(1)６５～９９の場合~~ (2)連続する３桁の数字 (3)記載がない場合 (4)０である場合 (5)数字と数字の間に不要な文字が記載されている場合 (6)元号が平成かつ数字が１～３１以外の場合 (7)元号が昭和かつ数字が３９～６４以外の場合	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５０４０	

項　番		申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　考
6.	正常	②について、元号記載の有無に関らず、後ろから２番目の連続する４桁の数字で (1)１９６４以降である場合	記載内容を１バイトコードで設定する。		
	エラー	②について、元号記載の有無に関らず、後ろから２番目の連続する４桁の数字 (1)１９６３以前である場合 (2)連続する５桁以上の数字 (3)記載がない場合 (4)０である場合 (5)数字と数字の間に不要な文字が記載されている場合	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５０４０	
7.	正常	③について、番号が (1)１～６桁の記載であり (2)１以上である場合	番号を１バイトコードで設定する。 番号が６桁未満の場合は、上位桁に”0”（ゼロ）を補う。		
	エラー	③について番号が (1)記載のない場合 (2)数字と数字の間に不要な文字が記載されている場合 (3)０のみ記載の場合 (4)７桁以上の記載の場合	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５０４０	
8.	正常	④について 四法職権テーブルにある場合	タグ<出願書類参照>のタグ属性「四法種別」に対応する属性値を設定する。 特許　　：”patent” 実用新案登録：”utility” 意匠登録　　：”design”		四法職権テーブルは、【事件の表示】設定方法説明（共－１０）を参照。 四法の特定は、“事件の表示設定方法説明”【出願番号】の場合を参照。
	エラー	④について (1)商標の場合 (2)四法職権テーブルにない場合 (3)四法の記載がない場合	タグ<出願書類参照>のタグ属性「四法種別」は設定せず、エラー識別ＩＤも設定しない。		
9.		①②③④の全て記載のない場合	内容の設定なし。		

【国際出願番号】の電子化

(3) 内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	英数字が１７桁以内の記載	記載内容を電子化方法に従い変換し１バイトコードで設定する。		補足参照
２．	英数字が１８桁以上の記載	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５２００	
３．	(1)国コードが英字２桁でない (2)西暦年が３桁、又は５桁以上 (3)西暦年が１～２桁の場合、一連番号が数字１～５桁でない (4)西暦年が４桁の場合、一連番号が数字１～６桁でない (5)その他、チェック範囲（※1）でない	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５０４０	
．	内容の記載なし	内容の設定なし。		

（※１） ２．電子化方法の(1)チェック範囲を参照

補　足：

次　紙　参　照

１．記載例

①

ＰＣＴ	／	ＣＣ	９９９９	／	９９９９９９
		Ａ	Ｂ		Ｃ

②

ＣＣ	９９９９	／	９９９９９９
Ａ	Ｂ		Ｃ

③

ＣＣ	９９９９	９９９９９９
Ａ	Ｂ	Ｃ

Ａ:国コード（英字、２桁）
Ｂ:西暦年　（数字、１～２桁又は４桁）
　ただし③の場合は数字４桁
Ｃ:一連番号（数字、１～５桁又は１～６桁）

①の場合、”ＰＣＴ”と国コードの間、西暦年と一連番号の間は必ず”／”で区切られているものとする。
②の場合、西暦年と一連番号の記載は必ず“／”で区切られているものとする。
③の場合、”／”は必ず無いこととする。また、数字部分が必ず５桁以上あることとする。
※但し、”／”は”－”又は”　（スペース一桁）”でも良いこととする。

２．電子化方法
(1)チェック範囲
(a)国コードは英字２桁でＩＣＩＲＥＰＡＴ・標準コードに定義されているコードとする。
(b)西暦年は数字１～２桁または４桁で記載されていること。ただし記載方法③の場合は必ず４桁であること。
(c)一連番号は、西暦年の記載が１～２桁のとき数字１～５桁で記載されていること。
　又は、西暦年の記載が４桁のとき数字１～６桁で記載されていること。
(d)記載方法①の場合は国際出願の表示と国コードの間、西暦年と一連番号の間の２箇所、②の場合は
　西暦年と一連番号の間の１箇所、必ず“／”で区切られているものとする。
(e)一連番号は１以上の値であること。
(f)西暦年は、記載が１～２桁の場合、３以下又は９７以上の値であること。
　４桁の場合、２００４以上の値であること。
(2)記載方法の特定方法
(a)先頭に”ＰＣＴ／”の記載が有る場合、記載方法の①とみなす。
(b)先頭に”ＰＣＴ／”が無い場合、西暦年の次に“／”の記載がある場合、記載方法は②とみなす。
(c)(a)、(b)以外の場合、記載方法の③とみなす。
(3)記載内容の実データ化
(a)実データはキャラクタ９桁（西暦年が１～２桁記載のとき、国コード２桁＋西暦下２桁＋一連番号５桁）、
　又は、１２桁（西暦年が４桁のとき、国コード２桁＋西暦年４桁＋一連番号６桁）へ変換する。
(b)西暦年が２桁に満たない（西暦年が１～２桁記載）場合、上位桁へ０パディングを行う。
(c)一連番号は５桁又は６桁に満たない場合、右づめとし上位へ０パディングを行う。
(d)実データフォーマット

ＣＣ	９９９９	９９９９９９
Ａ	Ｂ	Ｃ

Ａ：国コード　２桁
Ｂ：西暦年　　２桁又は、４桁
Ｃ：一連番号　５桁又は、６桁

変換例

	記載内容		実データ
１２桁の場合	ＰＣＴ／ＪＰ２００４／３１	→	ＪＰ２００４０００００３１
	ＪＰ２００５／１２３４５６	→	ＪＰ２００５１２３４５６
	ＪＰ２００６１	→	ＪＰ２００６０００００１
９桁の場合	ＰＣＴ／ＪＰ９７／３１	→	ＪＰ９７０００３１
	ＪＰ１／１２３４５	→	ＪＰ０１１２３４５

※但し、”／”は”－”又は”　（スペース１桁）”でも良いこととする。

(4)エラー処理
(a)項目内容無しの場合。
　エラーメッセージは項目内容無しとし実データの設定は行わない。
(b)チェックエラーの場合
　記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。

【実用新案登録番号】の電子化

(3) 内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	例１ 実用新案登録第９９９９９９９号 ①　② 例２（公報表記） Ｕ１２３４５６７ ①　② 内容の記載なし	①四法　タグ<出願書類参照>のタグ属性“四法種別”(*1)の属性値として設定する。 ②登録番号　数字部分を抜き出し１バイトコードで設定する。桁数が７桁に満たない場合は上位桁の“０”をパディングする。 タグの設定なし。		(*1) 四法種別 （jp:kind-of-law）の属性値 実用新案：“utility” 登録番号の形式 実用：７桁固定
２．	その他内容の記載事例 ①について 四法の職権テーブルにあり、実用と判断できる場合	・四法　タグ<出願書類参照>のタグ属性“四法種別”の属性値として設定する。		
	①について 四法の職権テーブルにない場合、またはあっても実用以外の場合	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５０４０	
	②について 数字部分が１～７桁の記載	数字部分を抜き出し１バイトコードで設定する。桁数が７桁に満たない場合は上位桁の“０”をパディングする。		補足参照
	②について 数字部分が８桁以上の記載	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤ を設定する。	５２００	
	②について 数字以外の記載（中間書類）	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤ を設定する。	２０００	
	①②について 上記以外の記載（中間書類）	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤ を設定する。	５０４０	
３．	内容の記載なし	タグの設定なし。		

補　足：

次　紙　参　照

【実用新案登録番号】の電子化　（中間書類）

前提条件“号の・の・ノ”何れかの記載があれば“－”に変換する。“－”の場合はそのまま設定する。

第	－	第以前の文字	処理１	間の文字（第と－）	処　　理２	－以降の文字	処理３
○	○	ある場合	エラーとして記載内容をそのまま設定する				
		ない場合		数字以外の記載	エラーとして記載内容をそのまま設定する		
				数字１～７桁	７桁右詰め０パディングする。	ある場合	エラーとして記載内容をそのまま設定する
				数字８桁以上	エラーとして記載内容をそのまま設定する		
						ない場合	設定なし
				記載なし	エラーとして記載内容をそのまま設定する		
×	○			記載あり	数字以外を無視し、そのまま設定。但し７桁に満たない場合は右詰め０パディングする。“－”はそのまま設定する。	ある場合	エラーとして記載内容をそのまま設定する
						ない場合	設定なし
				記載なし	エラーとして記載内容をそのまま設定する		
○	×	ある場合	エラーとして記載内容をそのまま設定する				
		ない場合		数字を含む記載で数字部分が１～７桁以内の記載	数字以外を無視し、そのまま設定。但し７桁に満たない場合は右詰め０パディングする。		
				数字を含む記載で数字部分が８桁以上の記載	エラーとして記載内容をそのまま設定する		
				数字以外の記載	エラーとして記載内容をそのまま設定する		
×	×			数字を含む記載で数字部分が１～７桁以内の記載	数字以外を無視し、そのまま設定。但し７桁に満たない場合は右詰め０パディングする。		
				数字を含む記載で数字部分が８桁以上の記載	エラーとして記載内容をそのまま設定する		
				数字部分の記載がない場合	エラーとして記載内容をそのまま設定する		
				数字以外の記載	エラーとして記載内容をそのまま設定する		
				記載なし	設定なし		

説　明：　○：出現した場合（複数記載は無視し、最初のものを出現したと見なす）　　×：出現しない場合

第以前の文字：四法を除いて最初に出現した“第”より手前の文字列を言う。“第”がない場合は無いことになる。

間の文字：最初に出現した“第”からそれ以降で最初に出現した“号の・の・ノ・－”何れかまでの文字列を言う。“号の・の・ノ・－”がない場合は無いことになる。

－以降の文字：最初に出現した“第”からそれ以降でさらに最初に出現した“号の・の・ノ・－”何れか以降の文字列を言う。“号の・の・ノ・－”がない場合は無いことになる。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名

日付　　jp:date

（原出願の表示）

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:date)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 （出願日の場合） ②年月日 ③日付 （登録日の場合） ①	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし。		

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	【出願日】又は出願日と判断できる記載	タグ(出願書類参照)に タイプ=”出願” を設定		すでに設定されている場合は、何もしない
２	【登録日】又は登録日と判断できる記載	タグ(出願書類参照)に タイプ=”登録” を設定		すでに設定されている場合は、何もしない

補　足：

・【原出願の表示】の配下に【国際出願番号】が記載されている場合、タグ〈出願書類参照〉は、タグ属性「タイプ」でグループを分けて設定する。「共－４．１　出願書類参照」を参照。

(3) 内容の置換

項番		申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備考
1.		例１（和暦年月日で記載） 平成12年12月12日 ①　提出の特許願 ③ 例２（西暦年月日で記載） 2000年12月12日 ②　提出の特許願 ③	①について 和暦年を西暦年に変換後、日付部分を抜き出し１バイトコードで設定する。 ②について 日付部分を抜き出し１バイトコードで設定する。 （月日が１桁の場合は上位桁に"0"（ゼロ）を補う。） ③について タグ<出願書類参照>の属性タグ「四法種別（jp:kind-of-law）」に、該当する属性値を設定する。（*1）		（*1）【原出願の表示】に【出願番号】の記載があり、四法が特定された場合は、出願番号の四法を設定する。 形式：YYYYMMDD ８桁固定 四法種別（jp:kind-of-law）は項番３参照
2.	エラー	その他の内容の記載事例 ①②について (1)何かしら記載があり先頭が西暦・和暦の記載で始まらない場合 (2)暦日ﾁｪｯｸで妥当性がない場合	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５０４０	
3.	正常	③について (1)四法職権テーブルにある場合	タグ<出願書類参照>のタグ属性「四法種別（jp:kind-of-law）」に、該当する属性値を設定する。（*1） 特許　："patent" 実用新案登録："utility" 意匠登録　："design"		四法職権テーブルは、【事件の表示】設定方法説明（共－１０）を参照。 四法の特定は、“事件の表示設定方法説明”【出願日】の場合を参照。
	エラー	③について (1)商標の場合 (2)四法職権テーブルにない場合	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。（※２）	２０００	
			タグ<出願書類参照>のタグ属性「四法種別」は設定せず、エラー識別ＩＤも設定しない。（※３）		
	正常	③について (1)記載がない場合	タグ<出願書類参照>のタグ属性「四法種別」は設定せず、エラー識別ＩＤも設定しない。（※３）		
	エラー	③について (1)記載がない場合	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。（※２）	２０００	
4.		①②③について全ての記載がない場合	内容の設定なし。		

※２　【原出願の表示】に【出願番号】、【国際出願番号】の何れの記載もない場合

※３　【原出願の表示】に【出願番号】又は【国際出願番号】の何れかの記載がある場合
【基礎とした実用新案登録及びその実用新案登録出願の表示】の場合

【登録日】の電子化

(3) 内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	和暦年月日で記載 (例)平成15年7月1日	和暦年を西暦年に変換後、日付部分を抜き出し１バイトコードで設定する。 ※月日が１桁の場合は上位桁に'0'（ゼロ）を補う。		形式：YYYYMMDD ８桁固定
２．	西暦年月日で記載 (例)2003年7月1日	記載内容より日付部分を抜き出し１バイトコードで設定する。 ※月日が１桁の場合は上位桁に'0'（ゼロ）を補う。		
３．	項番１，２以外の記載	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５０４０	
４．	内容の記載なし	内容の設定なし		

空白ページ

共－７は欠番

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名

国際特許分類　　jp：ipc－article

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	項目名通りの記載	タグ名(jp:ipc-article)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①国際分類 ②国際特許の分類 ③国外特許分類 ④特許分類 ⑤ＩＰＣ ⑥ＩＮＴ．ＣＬ	タグ名(jp:ipc-article)に置換する。		
３．	項目名の記載なし	タグ名の設定なし		

文書例

【国際特許分類】　Ａ０１Ｂ１／１２３４５１２３Ａ
　　Ｈ０１Ｌ２１：２０３３　ＡＢＣ

ＸＭＬ

<国際特許分類>
<分類>A01B 1/12345123A</分類>
<分類>H01L 21:2033 ABC </分類>
</国際特許分類>

分類　　jp：ipc

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	項目名通りの記載	タグ名(jp:ipc)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①国際分類 ②国際特許の分類 ③国外特許分類 ④特許分類 ⑤ＩＰＣ ⑥ＩＮＴ．ＣＬ	タグ名(jp:ipc)に置換する。		
３．	項目名の記載なし	タグ名の設定なし		

繰り返しの記載の場合の設定規準
本項目は、繰り返して記載される場合、２項目目から項目が記載されないケースが多い。（書式例参照）

例１　【国際特許分類】　Ａ０１Ｂ１／００
　　【国際特許分類】　Ｈ０１Ｌ２１：２０３

例２　【国際特許分類】　Ａ０１Ｂ１／００
　　Ｈ０１Ｌ２１：２０３

(2)　内容の置換（ＩＰＣ第７版の場合）

(A)　記載例（データレイアウト）

Ｃ	９９	Ｃ	９９９	／	９９９９９	ＣＣＣ	Ｃ
↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧

①セクション
　桁数・・・１桁
　属性・・・英字（大文字）
②クラス
　桁数・・・２桁
　属性・・・数字
③サブクラス
　桁数・・・１桁
　属性・・・英字（大文字）
④メイングループ
　桁数・・・３桁以内
　属性・・・数字
⑤セパレータ
　桁数・・・１桁
　属性・・・“／”OR“：”
⑥サブグループ
　桁数・・・５桁以内
　属性・・・数字
⑦識別記号
　桁数・・・３桁以内
　属性・・・英字（大文字）又は数字（混在無し）
⑧分冊識別記号
　桁数・・・１桁以内
　属性・・・英字（大文字）

(B)　特定及び設定方法
(a)　特定及び設定方法
①１件のデータの範囲
・ＩＰＣ１つの記載の場合
項目内容先頭から項目内容終了まで
・複数記載のＩＰＣの場合
英数数英の出現ごとに繰り返しを取る。
つまり、１件のデータの範囲は英数数英から次の英数数英の直前の文字までか、項目内容終了までとする。

②各部分の特定及び設定方法　（以降に記載のＳＰパディングとは、 を設定する）

名　称	特　定	設定				
		桁位置	処理			
			桁不足	桁オーバ	属性ｴﾗｰ	記載無し
①セクション	最初に出現した英字１桁	1	英数数英の記載が特定されない場合、処理１、または、処理２をおこなう。 但し、１件分のデータが特定できないので次に発見される英数数英までか、発見されない場合は内容の終了までを１件分のデータとして扱う。			
②クラス	セクションの次の文字で数字	２・３				
③サブクラス	クラスの次の文字で英字１桁	4				
④メイン グループ	セパレータまでのスペースを除く３桁以内の数字	５～７	右詰め ＳＰ ﾊﾟﾃﾞｨﾝｸﾞ	処理１	処理１ 処理２	ＳＰ ﾊﾟﾃﾞｨﾝｸﾞ
⑤セパレータ	最初に出現する“／”又は“：”	8	記載なし と同じ	－－－	記載なし と同じ	処理１
⑥サブ グループ	セパレータ以降で最初に出現する連続する５桁以内の数字。 （補足１参照）	９～13	左詰め ＳＰ ﾊﾟﾃﾞｨﾝｸﾞ	－－－	処理１ 処理２	ＳＰ ﾊﾟﾃﾞｨﾝｸﾞ
⑦識別記号	スペースを除く残り４桁以内の英字 又は３桁以内の数字 又は数字３桁＋英字１桁の英数字	14～17	後述 ﾏﾄﾘｸｽ① 参照	処理１	処理１ 処理２	ＳＰ ﾊﾟﾃﾞｨﾝｸﾞ

補足１：セパレータと特定したサブグループの間にスペース又は数字以外の文字が出現した場合は、サブグループの属性エラーとする。

補足２：項目内容を１バイトコードで設定する場合、項目内容に英数字(*1)、セパレータ(*1)以外の文字が出現した場合は、補足３の処理２を行う。

(*1)英字は大文字のみとし、セパレータは、“／”（スラッシュ）と“：”（コロン）とする。

（下記のコード欄は１６進コードで記載している。）

申請書の状態（２バイト）		電子化における対処（１バイト）	
英数字・記号	上段：ＪＩＳコード 下段：Ｓｈｉｆｔ－ＪＩＳコード	英数字・記号	Ｓｈｉｆｔ－ＪＩＳコード
“A”～“Z”	０ｘ２３４１～０ｘ２３５Ａ ０ｘ８２６０～０ｘ８２７９	“A”～“Z”	０ｘ４１～０ｘ５Ａ
“0”～“9”	０ｘ２３３０～０ｘ２３３９ ０ｘ８２４Ｆ～０ｘ８２５８	“0”～“9”	０ｘ３０～０ｘ３９
“／”	０ｘ２１３Ｆ ０ｘ８１５Ｅ	“/”	０ｘ２Ｆ
“：”	０ｘ２１２７ ０ｘ８１４６	“:”	０ｘ３Ａ

補足３：処理１の説明

・１件分のデータをＳＰを除いて左詰めに設定する。
・スペースを除いても桁オーバする場合は、オーバ分を削除する。
・桁不足の場合は、左詰めに設定してＳＰパディングする。

：処理２の説明

・キャラクタ以外の記載で属性エラーの場合、記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤ（５０４０）を作成する。

マトリクス①

属性	桁数	設定
－	0	△△△△
英	1	△△△英
英	2	△英英△
英	3	英英英△

属性	桁数	設定
英	4	英英英英
数	1	△△数△
数	2	△数数△
数	3	数数数△

△は を表す。

属性	桁数	設定
数 英	1 1	△△数英
数 英	2 1	△数数英
数 英	3 1	数数数英

(C)　具体例

箇所	処理	電子化前	電子化後
メイングループ	桁不足	Ａ６１Ｋ１／５５▲▲▲ＡＡＨ	A61K△△1/55△△△AAH△
	桁オーバ	Ａ６１Ｋ１２３４／５５▲▲ＡＡＨ	A61K1234/55AAH△△△
	属性ｴﾗｰ1	Ａ６１Ｋ１Ａ／５５▲▲ＡＡＨ	A61K1A/55AAH△△△△△
	属性ｴﾗｰ2	Ａ６１Ｋ１あ／５５▲▲ＡＡＨ	Ａ６１Ｋ１あ／５５▲▲ＡＡＨ
	記載無し	Ａ６１Ｋ▲▲／５５▲▲ＡＡＨ	A61K△△△/55△△△AAH△
セパレータ	桁不足	１桁のため記載無しになる	
	桁オーバ	１桁のためｻﾌﾞｸﾞﾙｰﾌﾟの属性ｴﾗｰになる	
	属性ｴﾗｰ1	“／”又は“：”以外のため記載無しになる	
	属性ｴﾗｰ2	“／”又は“：”以外のため記載無しになる	
	記載無し	Ａ６１Ｋ２３▲▲５５▲▲ＡＡＨ	A61K2355AAH△△△△△△
サブグループ	桁不足	Ａ６１Ｋ▲３１／▲５５▲▲ＡＡＨ	A61K△31/55△△△AAH△
	桁オーバ	オーバ分は識別記号として設定する	
	属性ｴﾗｰ1	Ａ６１Ｋ１３／▲Ｂ１２３▲ＡＡＨ	A61K13/B123AAH△△△
	記載なし	Ａ６１Ｋ１３／▲ＡＡＨ	A61K△13/△△△△△AAH△
識別記号	属性ｴﾗｰ1	Ａ６１Ｋ１３／５Ｂ２３▲▲Ａ	A61K13/5B23A△△△△△
	属性ｴﾗｰ1	Ａ６１Ｋ１３／５Ｂ２▲▲ＡＢ	A61K13/5B2AB△△△△△

▲はスペース（２バイト）、△は を表す。

※　属性ｴﾗｰ1：属性エラー時に補足３の処理１に従い行う処理。
　　属性ｴﾗｰ2：属性エラー時に補足３の処理２に従い行う処理。

(3)　内容の置換（ＩＰＣ第８版の場合）

(A)　記載例（データレイアウト）

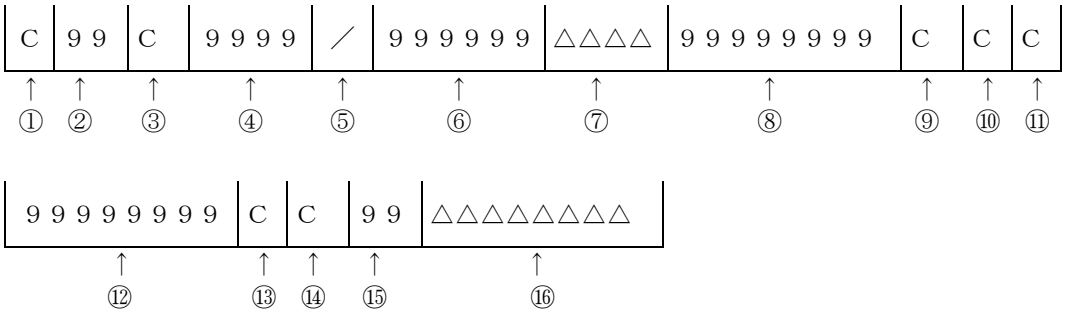

①セクション
　桁数・・・１桁
　属性・・・英字（大文字）
②クラス
　桁数・・・２桁
　属性・・・数字
③サブクラス
　桁数・・・１桁
　属性・・・英字（大文字）
④メイングループ（右揃え）
　桁数・・・４桁
　属性・・・１～９９９９，空白
⑤スラッシュ
　桁数・・・１桁
　属性・・・“／”
⑥サブグループ（左揃え）
　桁数・・・６桁
　属性・・・００～９９９９９９，空白
⑦未使用
　桁数・・・４桁
　属性・・・空白
⑧バージョン識別子
　桁数・・・８桁
　属性・・・数字
⑨分類のレベル
　桁数・・・１桁
　属性・・・英字（大文字）
⑩第一分類かそれ以外か
　桁数・・・１桁
　属性・・・英字（大文字）
⑪発明情報か付加情報か
　桁数・・・１桁
　属性・・・英字（大文字）
⑫データの発行日
　桁数・・・８桁
　属性・・・数字
⑬オリジナルデータか再分類か
　桁数・・・１桁
　属性・・・英字（大文字）
⑭分類データの起源
　桁数・・・１桁
　属性・・・英字（大文字）
⑮分類の付与庁
　桁数・・・２桁
　属性・・・英字（大文字）
⑯未使用
　桁数・・・８桁
　属性・・・空白

(B)　特定及び設定方法
(a)　特定及び設定方法
①１件のデータの範囲
・ＩＰＣ１つの記載の場合
項目内容先頭から項目内容終了まで
・複数記載のＩＰＣの場合
英数数英の出現ごとに繰り返しを取る。
つまり、１件のデータの範囲は英数数英から次の英数数英の直前の文字までか、項目内容終了までとする。

②ＩＰＣの設定方法　（以降に記載のＳＰパディングとは、 を設定する）
ＩＰＣが１８桁以上の場合は、以下の２つに場合分けして設定する。

・項目内容に出現する文字が英数字(*1)、スラッシュ(*1)のみの場合
補足２の処理１を行う。

・項目内容に英数字(*1)、スラッシュ(*1)以外の文字が出現した場合
補足２の処理２を行う。

補足１：(*1)英字は大文字のみ、スラッシュは“／”のこと。
（下記のコード欄は１６進コードで記載している。）

申請書の状態（２バイト）		電子化における対処（１バイト）	
英数字・記号	上段：ＪＩＳコード 下段：Ｓｈｉｆｔ－ＪＩＳコード	英数字・記号	Ｓｈｉｆｔ－ＪＩＳコード
“A”～“Z”	０ｘ２３４１～０ｘ２３５Ａ ０ｘ８２６０～０ｘ８２７９	“A”～“Z”	０ｘ４１～０ｘ５Ａ
“０”～“９”	０ｘ２３３０～０ｘ２３３９ ０ｘ８２４Ｆ～０ｘ８２５８	“0”～“9”	０ｘ３０～０ｘ３９
“／”	０ｘ２１３Ｆ ０ｘ８１５Ｅ	“/”	０ｘ２Ｆ

補足２：処理１の説明（「特実審査業務システム刷新に伴う既存システムの対応」初回移行　以前）
・１件分のデータをＳＰを除いて左詰めに設定する。
・スペースを除いても１７桁をオーバする場合は、オーバ分を削除する。
・桁不足の場合は、左詰めに設定してＳＰパディングする。

：処理１の説明（「特実審査業務システム刷新に伴う既存システムの対応」初回移行　以降）
・下記の１７桁（固定）になるように整形する。１７桁をオーバする場合は、
オーバ分を削除する。
①セクション（１桁、英字（大文字））
②クラス（２桁、数字）
③サブクラス（１桁、英字（大文字））
④メイングループ（右揃え）（４桁、１～９９９９（不足分はＳＰパディング））
⑤スラッシュ（１桁、“／”）
⑥サブグループ（左揃え）（６桁、００～９９９９９９（不足分はＳＰパディング））
⑦未使用（２桁、空白）

・項目内容に出現する文字を①～⑦に整形できない場合、記載内容をそのまま設定し、
タグの属性にエラー識別ＩＤ（５０４０）を作成する。

：処理２の説明
・キャラクタ以外の記載で属性エラーの場合、記載内容をそのまま設定し、
タグの属性にエラー識別ＩＤ（５０４０）を作成する。

(C)　具体例

箇所	処理	電子化前	電子化後
ＩＰＣ	処理１	A61K1234/123456	A61K1234/123456△△
	処理１*1	A61K1234/12345620060101	A61K1234/12345620
	処理１*2	A61K1234/12345620060101	A61K1234/123456△△
	処理２	A61K1234/12345620060101▲▲▲▲cf…	A61K1234/12345620060101▲▲▲▲cf… （記載内容をそのまま設定する）
	処理２	A61K123あ/12345620060101…	A61K123あ/12345620060101… （記載内容をそのまま設定する）

▲はスペース（２バイト）、△は を表す。

*1　「特実審査業務システム刷新に伴う既存システムの対応」初回移行以前

*2　「特実審査業務システム刷新に伴う既存システムの対応」初回移行以降

(4)　ＩＰＣ第７版とＩＰＣ第８版の違い

	項目内容	７版形式で設定	処理１	処理２
７版	７版準拠の記載又は７版形式に職権訂正可能な記載	○		
	７版形式に職権訂正不可の記載			
	規定文字範囲で記載		○	
	規定文字範囲外で記載			○
８版	規定文字範囲で記載		○	
	規定文字範囲外で記載			○

補足１：ＩＰＣ第７版の説明

・特定方法については(2)(B)①を参照

・設定方法については(2)(B)②を参照

・規定文字範囲については(2)(B)②の補足を参照

：ＩＰＣ第８版の説明

・特定方法については(3)(B)①を参照

・設定方法については(3)(B)②を参照

・規定文字範囲については(3)(B)②の補足を参照

【事件の表示】設定方法説明

１．項目毎の要素の特定方法

【事件の表示】に記載される各項目の、四法の特定及び、元号、年、一連番号の特定方法を以下に示す。

要素／項目	四法の特定方法	元号の特定方法	年の特定方法	一連番号の特定方法
【出願番号】	一連の文字列中どこかに記載され、四法の職権テーブルに存在する文字を四法とする。	“年”又は“－”の前に記載される元号を元号とする。	“年”又は“－”の前に記載される連続する１～２桁又は４桁の数字を年とする。	“年”又は“－”の後ろに記載される連続する１～６桁の数字を番号とする。
【審判番号】	同　上	同　上	“年”又は“－”の前に記載される連続する１～２桁又は４桁の数字を年とする。（“年”と“－”が両方記載された場合は“年”の前、“－”が２回記載された場合は、初めに記載された“－”の前）	”年”又は”－”の後ろに記載される連続する１～５桁（平成18年以前）または１～６桁（平成19年以降）の数字を番号とする。（“年”と“－”が両方記載された場合は“年”の後ろ、“－”が２回記載された場合は、初めに記載された“－”の後ろ）
【出願公開番号】	同　上	同　上	【出願番号】に同じ	【出願番号】に同じ
【出願公告番号】	同　上	同　上	“年”又は“－”の前に記載される連続する１～２桁の数字を年とする。	同　上
【出願日】	同　上	―	―	―

・上記の条件にそぐわない四法・元号・年・番号の記載は、記載がないとみなす。
・上記の表内の５項目において、“年”又は“－”の記載が一連の文字列中に存在しない場合は、該当するタグの内容に記載内容をそのまま設定する。

【登録番号】の場合

要素／項目	四法の特定方法	一連番号の特定方法	類似意匠登録番号特定方法	防護標章登録番号特定方法
【登録番号】	一連の文字列中の先頭に記載され、四法の職権テーブル上に存在した文字を四法とする。	四法の後に記載される連続する１～７桁の数字を一連番号とする。	――――――	――――――
			四法が意匠登録の場合、一連番号の後に記載される文字と１～３桁の数字からなる文字群を類似意匠登録番号とする。公報表記の場合は、“／”の後に記載される１～３桁の数字とする。	――――――
			――――――	四法が商標登録の場合、一連番号の後に記載される文字と１～３桁の数字からなる文字群を防護標章登録番号とする。公報表記の場合は、“／”の後に記載される１～３桁の数字とする。

２．記載事例

以下に事件の表示の記載例を示す。

	記　載　事　例		内容の説明
【審判番号】	例１	平成９９年審判第９９９９９号	審判番号
	例２	審判平９９－９９９９９号	同　上
	例３	平成９９年特許審判第９９９９９号	四法区分＋審判番号
	例４	特許審判平９９－９９９９９号	同　上
	例５	＊＊９９９９－９９９９９号	審判番号 ＊＊：審判種別※下記参照
	例６	Ｐ９９９９－９９９９９／Ｊ１	審判番号
	~~例７~~	~~＊＊９９９９－９９９９９－９９９~~	~~審判番号＋申立番号~~ ~~＊＊：審判種別※下記参照~~
【審判請求日】	例１	平成９９年９９月９９日	審判請求日
	例２	９９９９年９９月９９日	審判請求日
【登録番号】	例１	特許第９９９９９９９号	四法区分＋登録番号
	例２	特許第９９９９９９９号の９の９の９	同　上
	例３	意匠登録第１２３４５６７号の類似意匠登録第１１１号	四法区分＋登録番号＋類似番号
	例４	Ｄ１２３４５６７／１１１	四法区分＋登録番号＋類似番号（公報）
	例５	商標登録第１２３４５６７号の防護標章登録第１１１号	四法区分＋登録番号＋防護番号
	例６	商標登録第１２３４５６７号の９の９の防護標章登録第１１１号	四法区分＋登録番号＋分割番号＋防護番号
	例７	Ｔ１２３４５６７／１１１	四法区分＋登録番号＋防護番号（公報）
【出願公告番号】	例１	平成９９年出願公告第９９９９９９号	出願公告番号
	例２	平成９９年特許出願公告第９９９９９９号	四法区分＋出願公告番号
	例３	特公平９９－９９９９９号	同　上
【出願公開番号】	例１	平成９９年出願公開第９９９９９９号	出願公開番号
	例２	平成９９年特許出願公開第９９９９９９号	四法区分＋出願公開番号
	例３	特開平９９－９９９９９９号	同　上
	例４	特開９９９９－９９９９９９号	同　上
【出願番号】	例１	平成９９年特許願第９９９９９９号	四法区分＋出願番号
	例２	特願平９９－９９９９９９号	同　上
	例３	特願９９９９－９９９９９９号	同　上
【国際出願番号】	例１	ＰＣＴ／ＵＳ９９９９／９９９９９９	国際出願番号(西暦年4桁＋一連番号6桁)
	例２	ＵＳ９９９９／９９９９９９	同　上
	例３	ＵＳ９９９９９９９９９９	同　上
	例４	ＰＣＴ／ＵＳ９９／９９９９９	国際出願番号(西暦下2桁＋一連番号5桁)
	例５	ＵＳ９９／９９９９９	同　上
【出願日】	例１	平成９９年９９月９９日	出願日
	例２	９９９９年９９月９９日	出願日
	例３	平成９９年９９月９９日提出の特許願	四法区分＋出願日
【国際出願日】	例１	平成９９年９９月９９日	国際出願日
	例２	９９９９年９９月９９日	国際出願日

（注）四法を表す部分にはアンダーラインを付与した。

※ 審判種別については、【審判番号】の仕様を参照

３．四法の職権テーブル

審判番号	特許	特許審判	P		
	実用	実用審判	U		
	意匠	意匠審判	D		
	商標	商標審判	T		
登録番号	特許	特許	特許番号	特許番号特許	特許登録
		P			
	実用	実用新案登録	実用新案登録番号	実用新案	実用新案番号登録
		実用新案登録番号実用新案		U	
	意匠	意匠登録	意匠登録番号	意匠	登録意匠
		D			
	商標	商標登録	商標登録番号	商標	登録商標
		T			
出願公告番号	特許	特許出願公告	特許公告		
	実用	実用新案出願公告	実用新案公告		
	意匠	意匠出願公告	意匠公告		
	商標	商標出願公告	商標公告		
出願公開番号	特許	特許出願公開	特許公開	特開	特
		P			
	実用	実用新案出願公開	実用新案公開	実開	実
		U			
	意匠	意匠出願公開	意匠公開	意開	意
		D			
	商標	商標出願公開	商標公開	商開	商
		T			
出願番号	特許	特許願	特許	特願	P
	実用	実用新案登録願	実用新案	実用	実願
		U			
	意匠	意匠登録願	類似意匠登録願	変更意匠登録願	意匠
		意匠登録	意願	D	
	商標	商標登録願	連合商標登録願	分割商標登録願	防護標章登録願
		防護標章更新登録願	商標更新登録願	防護標章登録に基づく	更新登録願
		商標権存続期間更新登録願		権利存続期間更新登録願	商願　T
出願日	特許	特			
	実用	実			
	意匠	意	意匠登録願（複数）		
	商標	商			
出願の区分	特許	特許	特願	特許願	
	実用	実用新案	実用	実願	実用新案登録願
		実用新案登録			

※【国際出願番号】及び【国際出願日】、【審判請求日】からは四法区分を設定しない。

4．【事件の表示】タグ設定規則

(1)中間書類（登録書類を除く）で、以下のケースに該当する記載がなければ、電子化不能とする。
(a) 実用新案技術評価請求書・実用新案技術評価請求書（他人）・優先権証明書提出書・出願日証明書提出書・
・上申書（以上実用の場合のみ）、刊行物等提出書（特許、実用）、既納手数料（登録料）返還請求書（実用）
の場合

	出願番号	国際出願番号	登録番号	出願日	国際出願日
ケース１	○	－	－	－	－
ケース２	×	○	－	－	－
ケース３	×	×	○	－	－
ケース４	×	×	×	○	－
ケース５	×	×	×	×	○

○：正常な記載有り（＊　正常なタグ属性“四法種別”の設定も含む）
×：記載無し　－：任意（○、×、エラー含む）
エラー：記載不備（ｶﾚﾝﾀﾞｰﾁｪｯｸによる記載不備または記載不備なデータの場合）

（注）刊行物等提出書（特許／実用新案）で当事者系審判番号の記載がある場合、出願~~支援~~課から審判課に書類を送付する。審判課で出願番号を調査し電子化対象と判断した場合は、出願~~支援~~課に書類を返却し電子化の依頼をする。出願~~支援~~課では出願番号で電子化を行なう。

(b) ＰＣＴ固有書類の国内書面（A1632及びA2632）の場合

	国際出願番号	国際出願日
ケース１	○	－
ケース２	×	○

○：正常な記載有り（＊　正常なタグ属性“四法種別”の設定も含む）
×：記載無し　－：任意（○、×、エラー含む）
エラー：記載不備（ｶﾚﾝﾀﾞｰﾁｪｯｸによる記載不備または記載不備なデータの場合）

(c) 世界知的所有権機関へのアクセスコード付与請求書（特、実）の場合

	出願番号	国際出願番号	出願日	国際出願日	審判番号	審判請求日
ケース１	○	×	－	×	×	×
ケース２	×	×	○	×	×	×

○：正常な記載有り（＊　正常なタグ属性“四法種別”の設定も含む）
×：記載無し　－：任意（○、×、エラー含む）
エラー：記載不備（ｶﾚﾝﾀﾞｰﾁｪｯｸによる記載不備または記載不備なデータの場合）

(c-1) 保全審査に付することを求める申出書（特許）、不送付通知申出書（特許）の場合

	出願番号	出願日	整理番号
ケース１	○	－	－
ケース２	×	○	－

○：正常な記載有り（＊　正常なタグ属性“四法種別”の設定も含む）
×：記載無し　－：任意（○、×、エラー含む）
エラー：記載不備（ｶﾚﾝﾀﾞｰﾁｪｯｸによる記載不備または記載不備なデータの場合）

(d) その他の中間書類の場合

	出願番号	国際出願番号	出願日	国際出願日
ケース１	○	－	－	－
ケース２	×	○	－	－
ケース３	×	×	○	－
ケース４	×	×	×	○

○：正常な記載有り（＊　正常なタグ属性“四法種別”の設定も含む）
×：記載無し　－：任意（○、×、エラー含む）
エラー：記載不備（ｶﾚﾝﾀﾞｰﾁｪｯｸによる記載不備または記載不備なデータの場合）

(2)中間書類において、下記の場合、記載された内容が以下の条件に当てはまらない場合は、電子化不能とする。

No	書　類　名	電子化の条件		
1	中間書類 （実用新案技術評価請求書・実用新案技術評価請求書（他人）・平成１２年以降の審判番号記載の書類以外）	出願番号	年	番号範囲
			平成２年	４００００１以上４９９９９９以下
			３年～１１年	０００００１以上４９９９９９以下
			１２年以降	０００００１以上６９９９９９以下
2	中間書類 （実用新案技術評価請求書・実用新案技術評価請求書（他人）・翻訳文提出書・誤訳訂正書・平成１２年以降の審判番号記載の書類以外）	出願日	平成２年１２月１日以降	
3	実用新案技術評価請求書・実用新案技術評価請求書（他人）	四法	実用	
		出願日	平成６年１月１日以降	
		出願番号	年	番号範囲
			平成６年以降	０００００１以上　６９９９９９以下
4	翻訳文提出書 誤訳訂正書	四法	特許	
		出願日	平成７年７月１日以降	
5	優先権証明書提出書（※） 出願日証明書提出書（※） ~~刊行物等提出書（※）~~ 上申書（※） （※）四法が実用の場合	登録番号	上７桁が３０００００１以降	
6	図面の提出書 国内処理請求書	四法	実用	
7	中間書類	審判番号	年	番号範囲
			平成12年～14年	００００１以上２９９９９以下であるか、５０００１以上５９９９９以下
			平成１５年	００００１以上２９９９９以下であるか、５０００１以上５９９９９以下
			平成１６年以降	００００１以上２９９９９以下であるか、５０００１以上５９９９９以下
			平成１９年以降	０００００１以上１９９９９９以下であるか、５００００１以上５０９９９９以下
8	中間書類	審判請求日	２０００年１月１日以降であること。 ・出願番号の年が１９００年以降の記載 ・出願番号、出願日、国際出願番号及び出願の区分、国際出願日及び出願の区分、登録番号のいずれかが、正しい記載であること。	
9	世界知的所有権機関へのアクセスコード付与請求書	出願番号	（１）特許の場合 番号範囲が０００００１以上４９９９９９以下であること。 （２）実用の場合 番号範囲が０００００１以上５９９９９９以下であること。	
１０	保全審査に付することを求める申出書 不送付通知申出書	四法	特許	
		出願番号	年	番号範囲
			２０００年以降	０００００１以上４９９９９９以下

補　足：
・審判番号又は審判請求日の記載がある場合で査定系と特定された場合、平成１１年以前の出願番号、出願日でも電子化可能とする。（審判請求日は審判番号を優先するため、審判番号の記載がある場合は、チェックを行わない。）

(3)登録書類において、以下のケースに該当する記載がなければ、電子化不能とする。

(a) 設定の書類の場合

	出願番号	登録番号	備　　考
ケース１	○	－	
ケース２	×	○	

○：記載有り（正常なタグ属性“四法種別”の設定も含む。）
－：任意（エラーを含まない）　×：記載なし（項目有り内容無し又は項目無しの場合）

(b) 年金の書類の場合

	登録番号	併合納付の明細 登録番号	備　考
ケース１	○	×	
ケース２	－	○	

○：記載有り（正常なタグ属性“四法種別”の設定も含む。）
－：任意（エラーを含まない）　×：記載なし（項目有り内容無し又は項目無しの場合）

補足：・併合納付の明細の記事が複数ある場合、全ての併合納付の明細グループについて記載不備は認めず、記載不備であった場合は電子化不能とする。
・年金の書類、及び補充の書類の併合納付の明細の登録番号については、複数記載の場合もすべてチェックする。

(4)書類名（四法種別）・事件の表示(四法を特定した項目の（四法種別））・
　併合納付の明細（四法種別）の四法のチェック

(a) 以下のケースに該当しない場合は、電子化不能とする。

	書類名	事件の表示	併合納付の明細	中間ｺｰﾄﾞ	補　足
P1	1	1	1	20	
P2	1	1	×	－	
P3	1	×	1	20	
P4	1	×	×	21	
P5	2	2	2	20	
P6	2	2	×	－	
P7	2	×	2	20	
P8	2	×	×	21	
P9	3	3	3	20	
P10	3	3	×	－	
P11	3	×	3	20	
P12	3	×	×	21	
P13	4	4	×	－	
P14	×	1	1	20	書類名の四法種別は１を設定
P15	×	1	×	－	〃　１を設定
P16	×	2	2	20	〃　２を設定
P17	×	2	×	－	〃　２を設定
P18	×	3	3	20	〃　３を設定
P19	×	3	×	－	〃　３を設定
P20	×	4	×	－	〃　４を設定
P21	×	×	1	20	〃　１を設定
P22	×	×	2	20	〃　２を設定
P23	×	×	3	20	〃　３を設定

－：任意　　×：記載無し
１：特許・２：実用・３：意匠・４：商標

(b) 補正の内容に記載された場合の四法チェック
　書類名・事件の表示・併合納付の明細の相関チェックは行わず、記載されたとおりに設定する。但し、書類名に四法の記載がない場合は電子可能とする。エラーは補正の内容の書類名記載不備と同対処とする。

(c) 書類名（四法種別）・事件の表示（四法を特定した項目の（四法種別））・
併合納付の明細（四法種別）の一致チェック

一致していない場合：電子化不能とする。
一致している場合　：以下の処理を行う。

	処理前			処理後		
	書類名	事件の表示	併合納付の明細	書類名	事件の表示	併合納付の明細
1	○	○	○	○	○	○
2	○	○	×	○	○	●
3	○	×	○	○	●	○
4	○	×	×	○	●	●
5	×	○	○	●	○	○
6	×	○	×	●	○	●
7	×	×	○	●	●	○
8	×	×	×	電子化不能		

○：記載有り　×：記載無し　●：COPY先

補　足：

(1)“●”がCOPY先
COPY元は、前処理で一致チェックをしているのでどれからでも構わない。
(2)書類名にCOPYする場合、
事件の表示の従属項目（＊）の何れかが最低１つ以上ある事。
無い場合は処理を行わない。
(3)併合納付の明細にCOPYする場合、
併合納付の明細のグループにCOPYする事。
無い場合は処理を行わない。
（＊）出願番号、登録番号、審判番号、出願公告番号、出願公開番号、出願日とする。

５．重複時の対処

(1) グループ内でメンバーの項目が重複した場合

【事件の表示】として扱う項目の電子化が終了する以前で、【出願番号】・【登録番号】・【審判番号】【出願公告番号】・【出願公開番号】・【出願日】・【国際出願番号】・【国際出願日】が２つ以上記載された場合（職権訂正を含む）は、電子化不能とする。

（重複とは項目が重複した場合であって、内容の記載如何に関わらず電子化不能とする。）

(2) グループが重複した場合（【事件の表示】が重複）

・タグ名のない項目のエラーは本来発生させないべきであるが、【事件の表示】は必須項目であるため特別な扱いとして２つ目以降を規定外の項目とする。

・グループが続けて重複した場合は、【出願番号】の職権訂正の範囲から【出願番号】の重複として電子化不能となる。

・グループが不連続で記載された場合は、【事件の表示】の重複として２つ目以降を規定外の項目とする

(3) 四法が重複した場合

四法が複数記載された場合は一致しているか否かのチェックを行う。

一致している場合は電子化対象とし、一致していない場合は電子化不能とする。

（注）四法の複数記載による電子化不能の例（四法に当たる部分に下線を付与した）

【事件の表示】

【出願の区分】　特許

【出願番号】　平成２年特許願第４０００１２号

【登録番号】　実用新案第１１１１１１１号の１の１の１

補　足：・上記は、下記の例の電子化である。

【事件の表示】　平成２年特許願第４０００１２号

【登録番号】　実用新案第１１１１１１１号の１の１の１

【出願の区分】　特許

・【事件の表示】は登録系の申請書類の場合は記載されない。

事件の表示　jp:indication-of-case-article

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１.	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名 (jp:indication-of-case-article) に置換する。		
２.	その他項目名の記載事例 ①出願の表示 ②出願番号 ③事件の標示 ④事件の開示 ⑤特許出願の表示 ⑥実用新案登録出願の表示 ⑦国際出願番号 ⑧出願の区分 ⑨事件の表示	項番１と同じ。		
３.	項目名の記載なし	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	
		事件の表示の従属項目と判断できる項目があった場合はタグを設定する。		

（文書例）

【事件の表示】
　【登録番号】　特許第１２３４５６７号
　【出願番号】　特願２００３－２３４５６７
　【出願日】　平成１５年１０月１日
　【整理番号】　Ｐ０１－１
　【受付番号】　１０３１０１００１２３

（XML）

```
<事件の表示>
<出願書類参照 タイプ="登録" 四法種別="特許">
<ドキュメント識別>
<文書番号>1234567</文書番号>
</ドキュメント識別>
</出願書類参照>
<出願書類参照 タイプ="出願" 四法種別="特許">
<ドキュメント識別>
<文書番号>2003234567</文書番号>
<日付>20031001</日付>
</ドキュメント識別>
</出願書類参照>
<整理番号>P01－1</整理番号>
<受付番号>10310100123</受付番号>
</事件の表示>
```

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　共－１１

審判書類参照　　jp：appeal－reference

（事件の表示）

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:appeal-reference) を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 （審判番号の場合） ①~~異議番号~~ ②~~判定番号~~ （審判請求日の場合） ①審判日 ②審判差出日 ③審判提出日 ④~~異議申立日~~ ⑤~~判定請求日~~	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし。		

補足：

・【事件の表示】の配下に審判番号あるいは、審判請求日が記載された場合、タグ<審判書類参照>を設定し、その配下にタグ<文書番号>あるいは、タグ<日付>を設定する。

~~・タグ<審判書類参照>のタグ属性“審判種別”は“付与後異議申立”又は“判定”の設定、あるいは、タグ属性の設定なしで電子化された記載項目が、【異議番号】か【判定番号】か【審判番号】かの区分け（タグ<文書番号>の場合）とする。~~

文書例１：審判番号が記載

【事件の表示】
【審判番号】　不服２００３－１２３
【審判請求日】　平成１５年７月２１日

XML

<事件の表示>
<審判書類参照>
<文書番号>200300123</文書番号>
<日付>20030721</日付>
</審判書類参照>
</事件の表示>

~~文書例２：異議番号が記載~~

~~【事件の表示】~~
~~【異議番号】　異議２００３－７０１２３~~
~~【異議申立日】　平成１５年７月１１日~~

~~XML~~

~~<事件の表示>~~
~~<審判書類参照 審判種別="付与後異議申立">（※）~~
~~<文書番号>200370123</文書番号>~~
~~<日付>20030711</日付>~~
~~</審判書類参照>~~
~~</事件の表示>~~

~~（※）【判定番号】、【判定請求日】が記載された場合、審判種別="判定"となる。~~

文書番号　　jp：doc－number

（事件の表示の審判書類参照）

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名（jp:doc-number）に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①~~異議番号~~ ②~~判定番号~~	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし。		

~~(2)　タグ属性の設定~~

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	【異議番号】と記載	タグ<審判書類参照>のタグ属性 審判種別＝“付与後異議申立” を設定		
２．	【判定番号】と記載	タグ<審判書類参照>のタグ属性 審判種別＝“判定” を設定		
３．	上記以外の記載	タグ属性の設定なし		

~~（文書例）~~

~~【事件の表示】~~
~~【判定番号】　　判定2003-60123~~
~~【判定請求日】　　2003年７月２０日~~
~~≒~~
~~≒~~

~~（ＸＭＬ）~~

~~<事件の表示>~~
~~<審判書類参照 審判種別="判定">~~
~~<文書番号>200360123</文書番号>~~
~~<日付>20030720</日付>~~
~~</審判書類参照>~~
~~≒~~
~~≒~~
~~</事件の表示>~~

【審判番号】の電子化

(3) 内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
1.	例１(2006年以前) 平成99年審判第99999号 ② 例２（2006年以前） 審判平99-99999号 ② 例３（2006年以前） 平成99年特許審判第99999号 ②　①　② 例４（2006年以前） 特許審判平99-99999号 ①　② 例５（2006年以前） 不服9999－99999 ② 例６（2006年以前） Ｐ9999－99999／Ｊ１ ①　② 例７(2007年以降) 平成99年審判第999999号 ② 例８（2007年以降） 審判平99-999999号 ② 例９（2007年以降） 平成99年特許審判第999999号 ②　①　② 例１０（2007年以降） 特許審判平99-999999号 ①　② 例１１（2007年以降） 不服9999－999999 ② 例１２（2007年以降） Ｐ9999－999999／Ｊ１ ①　②	例１～例６について ②審判番号　９桁を１バイトコードで設定する。 但し、和暦の場合は西暦に変換し設定する。 例７～例１２について ②審判番号１０桁を１バイトコードで設定する 但し、和暦の場合は西暦に変換し設定する。 例5、6、11及び12について 不服”及び“／Ｊ１”は審判種別であるが、ﾁｪｯｸの対象にはならない。		審判番号の設定 年が2006年以前 西暦年＋一連番号 （４桁）　（５桁） 年が2007年以降 西暦年＋一連番号 （４桁）　（６桁）

項番		申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備考
2	正常	その他内容の記載事例 ①について 四法の職権テーブルにある場合	四法の設定なし。 但し、“意匠”“商標”の場合は電子化不能とする。		登録書類の場合は意匠商標であっても電子化をする。
	エラー	①について 四法の職権テーブルにない場合	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５０４０	事件の表示の設定規則に準ずる。
	正常	②について、元号が (1)特定できる場合	和暦を西暦に変換し１バイトコードで設定する。		
	正常	②について、元号が (1)なく、年の記載が連続する2000以上の数字４桁の場合	数字部分を１バイトコードで設定する。		
	エラー	②について、元号が (1)なく、年の記載が連続する2000以上の数字4桁でない場合 (2)特定できない場合 (3)複数記載の場合	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５０４０	
	正常	②について、年が (1)０１以上であり、 (2)１・２桁の記載である場合	和暦を西暦に変換し１バイトコードで設定する。		
	正常	②について、年が (1)2000以上であり、 (2)４桁の記載である場合	数字部分を１バイトコードで設定する。		
	エラー	②について、年が (1)1～2桁で00の場合 (2)4桁で1999以下の場合 (3)3桁又は5桁以上の記載の場合 (4)記載のない場合 (5)不連続な数字の記載の場合	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５０４０	
	正常	②について、年が2006年以前で、一連番号が (1)１～５桁の記載であり (2)１以上であった場合	数字５桁を１バイトコードで設定する。		１桁以上４桁以内の場合は０パディングを行う。
	エラー	②について、年が2006年以前で、一連番号が (1)１～５桁の記載でない場合 (2)記載のない場合 (3)不連続な数字の記載の場合 (4)０の記載の場合	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５０４０	
	正常	②について、年が2007年以降で、一連番号が (1)１～６桁の記載であり (2)１以上であった場合	数字６桁を１バイトコードで設定する。		１桁以上５桁以内の場合は０パディングを行う。
	エラー	②について、年が2007年以降で、一連番号が (1)１～６桁の記載でない場合 (2)記載のない場合 (3)不連続な数字の記載の場合 (4)０の記載の場合	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５０４０	
3.		①②~~③~~の全て記載のない場合	設定なし。		

補　足：四法・元号・年・番号の特定方法は、前述の事件の表示設定方法説明を参照のこと。

日付　　jp:date

（事件の表示の審判書類参照）

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:date)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①審判日 ②審判差出日 ③審判提出日 ~~④異議申立日~~ ~~⑤判定請求日~~	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし。		

~~(2)　タグ属性の設定~~

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	【異議申立日】と記載	タグ<審判書類参照>のタグ属性 審判種別＝“付与後異議申立” を設定		すでに設定されている 場合は、何もしない
２．	【判定請求日】と記載	タグ<審判書類参照>のタグ属性 審判種別＝“判定” を設定		同上
３．	上記以外の記載	タグ属性の設定なし		

(3)　内容の置換

項　番		申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．		例１ 平成９９年９９月９９日 例２ ９９９９年９９月９９日	・和暦年は西暦年に変換する。 ・日付部分を抜き出し１バイトコードで設定する。 ・月日が１桁の場合は上位桁に“０”（ゼロ）を補う。		形式：YYYYMMDD ８桁固定
２	正常	その他の記載事例 和暦年月日で記載され、数字部分が６桁の場合	和暦を西暦に変換し、数字部分８桁を１バイトコードで設定する。		
	正常	西暦年月日で記載され、数字部分が８桁の場合	数字部分８桁を１バイトコードで設定する		
	エラー	(1)年月日の記載がない場合 (2)和暦年月日で数字部分が６桁でない場合 (3)西暦年月日で数字部分が８桁でない場合 (4)何かしら記載があるが、西暦・和暦の記載で始まらない場合	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５０４０	
３．		内容の記載なし	内容の設定なし。		

出願書類参照　　jp:application-reference

（事件の表示）

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名 (jp:application-reference) を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 （出願の区分の場合） ① （登録番号の場合） ①特許番号 ②実用新案登録番号 ③商標登録番号 ④意匠登録番号 ⑤特許登録番号 ⑥実新案登録番号 ⑦実用新案の登録番号 ⑧実用新案番号 ⑨意匠番号 ⑩意匠の登録番号 ⑪商標の登録番号 （出願公告番号の場合） ①公告番号 （出願公開番号の場合） ①公開番号 （出願番号の場合） ①特許出願番号 ②実用新案登録出願番号 ③意匠登録出願番号 ④商標登録出願番号 （国際出願番号の場合） ①ＰＣＴ出願番号 ②国際番号 国内書面（Ａ１６３２・Ａ２６３２）の場合（※1） ③出願番号 （出願日の場合） ① （国際出願日の場合） ① 国内書面（Ａ１６３２・Ａ２６３２）の場合（※2） ②出願日	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。 タグの設定なし。	３０００	但し【事件の表示】タグ設定規則に準ずる。

※１：PCT固有書類の国内書面（２種）の場合は、国際出願番号に職権訂正を行い、国際出願番号の電子化規準に則って処理を行う。

※２：PCT固有書類の国内書面（２種）の場合は、国際出願日に職権訂正し、国際出願日として処理する。

(2) 内容の置換（項目名が出願の区分の場合）

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	①特許 ②特願 ③特許願	タグ名<出願書類参照>のタグ属性“四法種別”に“特許”を、タグ属性“タイプ”に“国際出願”を設定		タグ属性 “四法種別”（jp:kind-of-law） “タイプ”（appl-type） 属性値 “特許”（patent） “実用新案”（utility） “国際出願”（international-application）
２．	④実用新案 ⑤実用 ⑥実願 ⑦実用新案登録願 ⑧実用新案登録	タグ名<出願書類参照>のタグ属性“四法種別”に“実用新案”を、タグ属性“タイプ”に“国際出願”を設定		
３．	上記以外の記載	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する	３０５０	
４．	内容の記載なし	項番３に同じ。	３０５０	但し、他の項目に四法の記載があり、四法が特定できた場合はそのコードを設定する。

※四法と【出願の区分】の重複及び内容の相違については、共－１０の５．の(3)四法が重複した場合を参照。

補足：

・【事件の表示】の配下に【登録番号】、【出願公告番号】、【出願公開番号】、【出願番号】、【国際出願番号】、【出願日】あるいは、【国際出願日】が記載された場合、タグ<出願書類参照>とタグ<ドキュメント識別>を設定し、その配下にタグ<文書番号>、タグ<日付>を設定する。

・タグ<出願書類参照>は、タグ属性“タイプ”別でグループ分けされ、タグ<事件の表示>配下に繰り返し設定される。

タグ属性“タイプ”別によるタグ<出願書類参照>のグループ分け

タイプ	項　目　名	タグ名
登録	【登録番号】	文書番号
公告	【出願公告番号】	文書番号
公開	【出願公開番号】	文書番号
出願	【出願番号】	文書番号
	【出願日】	日付
国際出願	【国際出願番号】	文書番号
	【国際出願日】	日付

※【出願番号】と【出願日】、【国際出願番号】と【国際出願日】は、同一のタグ<出願書類参照>の配下にタグ付けする。

・電子化例を次に示す。

文書例１：登録番号が記載

【事件の表示】
　　：
【登録番号】 特許登録第１２３４５６７号
　　：

XML

<事件の表示>
　　：
<出願書類参照 タイプ=″登録″ 四法種別=″特許″>
<ドキュメント識別>
<文書番号>1234567</文書番号>
</ドキュメント識別>
</出願書類参照>
　　：
</事件の表示>

文書例２：出願公告番号が記載

【事件の表示】
　　：
【出願公告番号】　特公平15-234567号
　　：

XML

```
〈事件の表示〉
　　：
〈出願書類参照　タイプ=″公告″　四法種別=″特許″〉
〈ドキュメント識別〉
〈文書番号〉2003234567〈/文書番号〉
〈/ドキュメント識別〉
〈/出願書類参照〉
　　：
〈/事件の表示〉
```

文書例３：出願公開番号が記載

【事件の表示】
　　：
【出願公開番号】　特開2003-345678号
　　：

XML

```
〈事件の表示〉
　　：
〈出願書類参照　タイプ=″公開″　四法種別=″特許″〉
〈ドキュメント識別〉
〈文書番号〉2003345678〈/文書番号〉
〈/ドキュメント識別〉
〈/出願書類参照〉
　　：
〈/事件の表示〉
```

文書例４：出願番号が記載

【事件の表示】
【出願番号】　　特願２００３－１２３
【出願日】　　平成１５年７月１日
【整理番号】　　Ｐ１５－１２３

XML

```
〈事件の表示〉
〈出願書類参照　タイプ=”出願”　四法種別=”特許”〉
〈ドキュメント識別〉
〈文書番号〉2003000123〈/文書番号〉
〈日付〉20030701〈/日付〉
〈/ドキュメント識別〉
〈/出願書類参照〉
〈整理番号〉P15-123〈/整理番号〉
〈/事件の表示〉
```

文書例５：出願日のみ記載

【事件の表示】
【出願日】　　２００３年７月１０日提出の特許願

XML

```
〈事件の表示〉
〈出願書類参照　タイプ=”出願”　四法種別=”特許”〉
〈ドキュメント識別〉
〈日付〉20030710〈/日付〉
〈/ドキュメント識別〉
〈/出願書類参照〉
〈/事件の表示〉
```

文書例６：国際出願番号が記載

【事件の表示】
【国際出願番号】　ＰＣＴ／ＪＰ０３／１２３４５
【国際出願日】　　２００３年７月１０日
【出願の区分】　　特許

XML

```
〈事件の表示〉
〈出願書類参照　タイプ=”国際出願”　四法種別=”特許”〉
〈ドキュメント識別〉
〈文書番号〉JP0312345〈/文書番号〉
〈日付〉20030710〈/日付〉
〈/ドキュメント識別〉
〈/出願書類参照〉
〈/事件の表示〉
```

ドキュメント識別　　jp:document-id

(事件の表示)

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１.	申請書類記載項目名通り の記載	タグ<出願書類参照>の配下にタグ名(jp:document-id)を追加する。		共－１４参照
２.	その他項目名の記載事例 （出願の区分の場合） ①	項番１と同じ。		
	（登録番号の場合） ①特許番号 ②実用新案登録番号 ③商標登録番号 ④意匠登録番号 ⑤特許登録番号 ⑥実新案登録番号 ⑦実用新案の登録番号 ⑧実用新案番号 ⑨意匠番号 ⑩意匠の登録番号 ⑪商標の登録番号			
	（出願公告番号の場合） ①公告番号			
	（出願公開番号の場合） ①公開番号			
	（出願番号の場合） ①特許出願番号 ②実用新案登録出願番号 ③意匠登録出願番号 ④商標登録出願番号			
	（国際出願番号の場合） ①ＰＣＴ出願番号 ②国際番号 国内書面（Ａ１６３２・Ａ２６３２）の場合（※1） ③出願番号			
	（出願日の場合） ①			
	（国際出願日の場合） ① 国内書面（Ａ１６３２・Ａ２６３２）の場合（※2） ②出願日			
３.	項目名の記載なし	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	但し【事件の表示】タグ設定規則に準ずる。
		タグの設定なし。		

※１：PCT固有書類の国内書面（２種）の場合は、国際出願番号に職権訂正を行い、国際出願番号の電子化規準に則って処理を行う。

※２：PCT固有書類の国内書面（２種）の場合は、国際出願日に職権訂正し、国際出願日として処理する。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名

文書番号　　jp：doc−number

（事件の表示の出願書類参照）

対象書類　　回復理由書

（1）　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名（jp:doc-number）に置換する。		
２．	（出願公告番号の場合） ①公告番号 ② （出願公開番号の場合） ①公開番号 ② （出願番号の場合） ①特許出願番号 ②実用新案登録出願番号 ③意匠登録出願番号 ④商標登録出願番号 （国際出願番号の場合） ①ＰＣＴ出願番号 ②国際番号 ③出願番号	項番１と同じ。		
３．	登録番号の記載あり 下記のいずれかの記載があった場合に登録番号の記載ありとみなす。 ①登録番号 ②特許番号 ③実用新案登録番号 ④商標登録番号 ⑤意匠登録番号 ⑥特許登録番号 ⑦実新案登録番号 ⑧実用新案の登録番号 ⑨実用新案番号 ⑩意匠番号 ⑪意匠の登録番号 ⑫商標の登録番号	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班へ返却する。	３０００	
４．	項目名の記載なし	項番３と同じ。 タグの設定なし。	３０００	但し【事件の表示】タグ設定規則に準ずる。

対象書類　　回復理由書以外の書類

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名（jp:doc-number）に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 （登録番号の場合） ①特許番号 ②実用新案登録番号 ③商標登録番号 ④意匠登録番号 ⑤特許登録番号 ⑥実新案登録番号 ⑦実用新案の登録番号 ⑧実用新案番号 ⑨意匠番号 ⑩意匠の登録番号 ⑪商標の登録番号 （出願公告番号の場合） ①公告番号 ② （出願公開番号の場合） ①公開番号 ② （出願番号の場合） ①特許出願番号 ②実用新案登録出願番号 ③意匠登録出願番号 ④商標登録出願番号 （国際出願番号の場合） ①ＰＣＴ出願番号 ②国際番号 国内書面（Ａ１６３２・Ａ２６３２）の場合（※1） ③出願番号	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。 タグの設定なし。	３０００	但し【事件の表示】タグ設定規則に準ずる。

※１：PCT固有書類の国内書面（２種）の場合は、国際出願番号に職権訂正を行い、国際出願番号の電子化規準に則って処理を行う。

(2) タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１.	【登録番号】又は登録番号と判断できる記載	タグ<出願書類参照>のタグ属性に タイプ＝“登録” を設定		
２.	【出願公告番号】又は出願公告番号と判断できる記載	タグ<出願書類参照>のタグ属性に タイプ＝“公告” を設定		
３.	【出願公開番号】又は出願公開番号と判断できる記載	タグ<出願書類参照>のタグ属性に タイプ＝“公開” を設定		
４.	【出願番号】又は出願番号と判断できる記載	タグ<出願書類参照>のタグ属性に タイプ=”出願” を設定		
５.	【国際出願番号】又は国際出願番号と判断できる記載	タグ<出願書類参照>のタグ属性に タイプ=”国際出願” を設定		

【登録番号】の電子化

(3) 内容の置換 （登録番号の記載がある場合）

項 番	申 請 書 の 状 態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備 考
１．	例１ 特許第９９９９９９９号の９ ①　② の９の９ 例２ 意匠登録第１２３４５６７号 ①　② の類似意匠登録第１１１号 ③ 例３ 商標登録第１２３４５６７号 ①　② の防護標章登録第１１１号 ③ 例４ 商標登録第１２３４５６７号 ①　② の９の９の防護標章登録 第１１１号 ③ 例５（公報表記） Ｄ１２３４５６７／１１１ Ｔ１２３４５６７／１１１ ①　②　③	①四法　タグ<出願書類参照>のタグ属性“四法種別”（*1）の属性値として設定する。 ②登録番号　数字部分を抜き出し１バイトコードで設定する。桁数が７桁に満たない場合は上位桁の“０”をパディングする。 “号”以降の“の”は“－”（ﾊｲﾌﾝ,負符号）に変換し設定する。 ③類似番号（意匠の場合）、防護番号（商標の場合）　数字部分を抜き出し１バイトコードで設定する（ＭＡＸ３桁）。登録番号（分割番号が存在する場合は、分割番号）に続け、″/″(ｽﾗｯｼｭ)の後に設定する。 例２～５は、登録書類に記載される。 例５について “／”以降に類似番号（意匠の場合）、防護番号（商標の場合）が記載される。		（*1） 四法種別（jp:kind-of-law）の属性値 特許　：“patent” 実用新案：“utility” 意匠　：“design” 商標　：“trademark” 登録番号の形式 特許：７桁固定 実用：７桁固定 意匠：７桁 または７桁＋″/″＋類似番号 商標：７桁 または７桁＋″/″＋防護番号 または７桁＋″-″＋分割番号 または７桁＋″-″＋分割番号＋″/″＋防護番号 注）（″-″＋分割番号）のセットは繰り返しあり
２．	その他内容の記載事例 ①について 四法の職権テーブルにある場合	・四法　タグ<出願書類参照>のタグ属性“四法種別”の属性値として設定する。 ・但し、“意匠”“商標”の場合は電子化不能とする。		登録書類の場合は意匠商標であっても電子化をする。
	①について 四法の職権テーブルにない場合	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５０４０	登録書類の場合は、事件の表示の設定規則に準ずる。

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
	②について 数字部分が１～７桁の記載	数字部分を抜き出し１バイトコードで設定する。桁数が７桁に満たない場合は上位桁の“０”をパディングする。		補足参照
	②について 数字部分が８桁以上の記載	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５２００	
	②について 数字以外の記載（中間書類）	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	２０００	
	②について 数字以外の記載（登録書類）	電子化を行わず電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	
	①②について 上記以外の記載（中間書類）	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５０４０	
	②について 上記以外の記載（登録書類）	電子化を行わず電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	
	③について（登録書類） 数字部分が１～３桁の記載	数字部分を抜き出し１バイトコードで設定する。 登録番号（分割番号が存在する場合は、分割番号）に続け、″/″(ｽﾗｯｼｭ)の後に設定する。		
	③について（登録書類） 数字部分が４桁以上の記載	電子化を行わず電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	
	③について（登録書類） 数字以外の記載	電子化を行わず電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	
３．	内容の記載なし	タグの設定なし。		

補　足：

次　紙　参　照

【登録番号】の電子化　（中間書類）

対象書類　　実用新案技術評価請求書・実用新案技術評価請求書（他人）・優先権証明書提出書・出願日証明書提出書・上申書（以上実用の場合のみ）、刊行物等提出書（特許、実用）

前提条件“号の・の・ノ”何れかの記載があれば“－”に変換する。“－”の場合はそのまま設定する。

第	－	第以前の文字	処理１	間の文字（第と－）	処　　理２	－以降の文字	処理３
○	○	ある場合	エラーとして記載内容をそのまま設定する				
		ない場合		数字以外の記載	エラーとして記載内容をそのまま設定する		
				数字１～７桁	７桁右詰め０パディングする。	ある場合	エラーとして記載内容をそのまま設定する
				数字８桁以上	エラーとして記載内容をそのまま設定する	ない場合	設定なし
				記載なし	エラーとして記載内容をそのまま設定する		
×	○			記載あり	数字以外を無視し、そのまま設定。但し７桁に満たない場合は右詰め０パディングする。“－”はそのまま設定する。	ある場合	エラーとして記載内容をそのまま設定する
						ない場合	設定なし
				記載なし	エラーとして記載内容をそのまま設定する		
○	×	ある場合	エラーとして記載内容をそのまま設定する				
		ない場合		数字を含む記載で数字部分が１～７桁以内の記載	数字以外を無視し、そのまま設定。但し７桁に満たない場合は右詰め０パディングする。		
				数字を含む記載で数字部分が８桁以上の記載	エラーとして記載内容をそのまま設定する		
				数字以外の記載	エラーとして記載内容をそのまま設定する		
×	×			数字を含む記載で数字部分が１～７桁以内の記載	数字以外を無視し、そのまま設定。但し７桁に満たない場合は右詰め０パディングする。		
				数字を含む記載で数字部分が８桁以上の記載	エラーとして記載内容をそのまま設定する		
				数字部分の記載がない場合	エラーとして記載内容をそのまま設定する		
				数字以外の記載	エラーとして記載内容をそのまま設定する		
				記載なし	設定なし		

説　明：　○：出現した場合（複数記載は無視し、最初のものを出現したと見なす）　　×：出現しない場合

第以前の文字：四法を除いて最初に出現した“第”より手前の文字列を言う。“第”がない場合は無いことになる。

間の文字：最初に出現した“第”からそれ以降で最初に出現した“号の・の・ノ・－”何れかまでの文字列を言う。“号の・の・ノ・－”がない場合は無いことになる。

－以降の文字：最初に出現した“第”からそれ以降でさらに最初に出現した“号の・の・ノ・－”何れか以降の文字列を言う。“号の・の・ノ・－”がない場合は無いことになる。

【登録番号】の電子化　（中間書類）

対象書類　　実用新案技術評価請求書・実用新案技術評価請求書（他人）・優先権証明書提出書・出願日証明書提出書・上申書（以上実用の場合のみ）、刊行物等提出書（特許、実用）　　以外の中間書類

前提条件“号の・の・ノ”何れかの記載があれば“－”に変換する。“－”の場合はそのまま設定する。

第	－	第以前の文字	処理１	間の文字（第と－）	処　　理２	－以降の文字	処理３
○	○	ある場合	エラーとして記載内容をそのまま設定する				
		ない場合		数字以外の記載	エラーとして記載内容をそのまま設定する		
				数字１～７桁	７桁右詰め０パディングする。	ある場合	数字部分のみ抜き出し設定する。
				数字８桁以上	エラーとして記載内容をそのまま設定する	ない場合	設定なし
				記載なし	エラーとして記載内容をそのまま設定する		
×	○			記載あり	数字以外を無視し、そのまま設定。但し７桁に満たない場合は右詰め０パディングする。“－”はそのまま設定する。	ある場合	数字部分のみ抜き出し設定する。
						ない場合	設定なし
				記載なし	エラーとして記載内容をそのまま設定する		
○	×	ある場合	エラーとして記載内容をそのまま設定する				
		ない場合		数字を含む記載	数字以外を無視し、そのまま設定。但し７桁に満たない場合は右詰め０パディングする。		
				記載なし	エラーとして記載内容をそのまま設定する		
×	×			数字を含む記載	数字以外を無視し、そのまま設定。但し７桁に満たない場合は右詰め０パディングする。		
				数字以外の記載	エラーとして記載内容をそのまま設定する		
				記載なし	設定なし		

説　明：

○：出現した場合（複数記載は無視し、最初のものを出現したと見なす）

×：出現しない場合

第以前の文字：四法を除いて最初に出現した“第”より手前の文字列を言う。“第”がない場合は無いことになる。

間の文字：最初に出現した“第”からそれ以降で最初に出現した“号の・の・ノ・－”何れかまでの文字列を言う。“号の・の・ノ・－”がない場合は無いことになる。

－以降の文字：最初に出現した“第”からそれ以降でさらに最初に出現した“号の・の・ノ・－”何れか以降の文字列を言う。“号の・の・ノ・－”がない場合は無いことになる。

【登録番号】の電子化　（登録書類）

前提条件“号の・の・ノ”何れかの記載があれば、“－”に変換する。“－”の場合はそのまま設定する。

第	－	第以前の文字	処理１	間の文字（第と－）	処　　理２	－以降の文字	処理３
○	○	ある場合	電子化不能とする				
		ない場合		数字以外の記載	電子化不能とする		
				数字１～７桁	７桁右詰め０パディングする。	ある場合	数字部分のみ抜き出し設定する。
				数字８桁以上	そのまま設定する。		
						ない場合	設定なし
				記載なし	電子化不能とする		
×	○			記載あり	数字以外を無視し、そのまま設定。但し７桁に満たない場合は右詰め０パディングする。“－”はそのまま設定する。	ある場合	数字部分のみ抜き出し設定する。
						ない場合	設定なし
				記載なし	電子化不能とする		
○	×	ある場合	電子化不能とする				
		ない場合		数字を含む記載	数字以外を無視し、そのまま設定。但し７桁に満たない場合は右詰め０パディングする。		
				記載なし	電子化不能とする		
×	×			数字を含む記載	数字以外を無視し、そのまま設定。但し７桁に満たない場合は右詰め０パディングする。		
				数字以外の記載	電子化不能とする		
				記載なし	設定なし		

説　明：

○：出現した場合（複数記載は無視し、最初のものを出現したと見なす）

×：出現しない場合

第以前の文字：四法を除いて最初に出現した“第”より手前の文字列を言う。“第”がない場合は無いことになる。公報表記の場合、“Ｐ・Ｕ・Ｄ・Ｔ”より手前の文字列を言う。“Ｐ・Ｕ・Ｄ・Ｔ”がない場合は無いことになる。

間の文字：　最初に出現した“第”からそれ以降で最初に出現した“号の・の・ノ・－”何れかまでの文字列を言う。“号の・の・ノ・－”がない場合は無いことになる。
公報表記の場合、“Ｐ・Ｕ・Ｄ・Ｔ” 以降で最初に出現した“－・／”どちらかまでの文字列を言う。“－・／”がない場合は無いことになる。

－以降の文字：最初に出現した“第”からそれ以降でさらに最初に出現した“号の・の・ノ・－”何れか以降から“類似”又は“防護”の記載までの文字列を言う（“類似”又は“防護”はない場合がある）。“号の・の・ノ・－”がない場合は無いことになる。
公報表記の場合、“Ｐ・Ｕ・Ｄ・Ｔ” 以降で最初に出現した“－” 以降から“／”までの文字列を言う（“／”はない場合がある）。“－”がない場合は無いことになる。

【出願公告番号】の電子化

(3) 内容の置換　　(中間書類)

項番		申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備考
1.		例１ 平成99年出願公告第999999号 ② 例２ 平成99年特許出願公告第9999 ②　①　② 99号 例３ 特公平99-999999号 ①　② 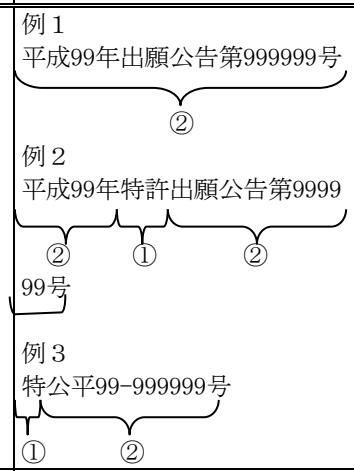	①四法　タグ<出願書類参照>のタグ属性“四法種別”の属性値として設定する。 ②公告番号　公告番号の形式に従い、１０桁の公告番号を１バイトコードで設定する。		公告番号の形式 西暦年＋一連番号 （４桁）　（６桁） タグ属性“四法種別”（jp:kind-of-law）の属性値 特許　　：“patent” 実用新案：“utility”
2	正常	その他内容の記載事例 ①について 四法の職権テーブルにある場合	四法　タグ<出願書類参照>のタグ属性“四法種別”の属性値として設定する。 但し、“意匠”“商標”の場合は電子化不能とする。		登録書類の場合は意匠商標であっても電子化をする。
	エラー	①について 四法の職権テーブルにない場合	電子化不能。但し他のグループ内項目から四法が設定できる場合は対象外。	３０５０	登録書類の場合は、事件の表示の設定規則に準ずる。
	正常	②について、元号が (1)特定できる場合	和暦を西暦に変換し、西暦年を１バイトコードで設定する。		
	エラー	②について、元号が (1)ない場合 (2)複数記載の場合	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５０４０	
	正常	②について、年が (1)０１以上であり (2)１・２桁の記載である場合	和暦を西暦に変換し、西暦年を１バイトコードで設定する。		
	エラー	②について、年が (1)００である場合 (2)２桁以内の記載でない場合 (3)記載のない場合 (4)不連続な数字の記載の場合	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５０４０	
	正常	②について、番号が (1)１～６桁の記載であり (2)１以上であった場合	数字６桁を１バイトコードで設定する。		１桁以上５桁以内の場合は０パディングを行う。
	エラー	②について、番号が (1)１～６桁の記載でない場合 (2)記載のない場合 (3)不連続な数字の記載の場合 (4)０の記載の場合	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５０４０	
3.		①②の全て記載のない場合	設定なし。		

補　足：四法・元号・年・番号の特定方法は、前述の事件の表示設定方法説明を参照のこと。

【出願公告番号】の電子化

(3) 内容の置換 （登録書類）

項番		申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備考
1.		例１ 平成99年出願公告第999999号 ② 例２ 平成99年特許出願公告第9999 ② ① ② 99号 例３ 特公平99-999999号 ① ②	①四法 タグ<出願書類参照>のタグ属性“四法種別”の属性値として設定する。 ②公告番号 公告番号の形式に従い、１０桁の公告番号を１バイトコードで設定する。		公告番号の形式 西暦年＋一連番号 （４桁） （６桁） タグ属性“四法種別”（jp:kind-of-law）の属性値 特許 ：“patent” 実用新案：“utility” 意匠 ：“design” 商標 ：“trademark”
2	正常	その他内容の記載事例 ①について 四法の職権テーブルにある場合	四法 タグ<出願書類参照>のタグ属性“四法種別”の属性値として設定する。		
	エラー	①について 四法の職権テーブルにない場合	電子化不能。但し他のグループ内項目から四法が設定できる場合は対象外。	３０５０	
	正常	②について、元号が (1)特定できる場合	和暦を西暦に変換し、西暦年を１バイトコードで設定する。		
	エラー	②について、元号が (1)ない場合 (2)複数記載の場合	電子化を行わず、電子化不能メモを付けてデ電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	
	正常	②について、年が (1)０１以上であり (2)１・２桁の記載である場合	和暦を西暦に変換し、西暦年を１バイトコードで設定する。		
	エラー	②について、年が (1)００である場合 (2)２桁以内の記載でない場合 (3)記載のない場合 (4)不連続な数字の記載の場合	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。		
	正常	②について、番号が (1)１～６桁の記載であり (2)１以上であった場合	数字６桁を１バイトコードで設定する。		１桁以上５桁以内の場合は０パディングを行う。
	エラー	②について、番号が (1)１～６桁の記載でない場合 (2)記載のない場合 (3)不連続な数字の記載の場合 (4)０の記載の場合	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	
3.		①②の全て記載のない場合	設定なし。		

補 足：四法・元号・年・番号の特定方法は、前述の事件の表示設定方法説明を参照のこと。

【出願公開番号】の電子化

(3) 内容の置換 (中間書類)

項番		申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備考
1.		例１ 平成99年出願公開第999999号 ② 例２ 平成99年特許出願公開第9999 ②　①　② 99号 例３ 特開平99-999999号 ①　② 例４ 特開9999－999999 ①　②	①四法　タグ<出願書類参照>のタグ属性“四法種別”の属性値として設定する。 ②公開番号　公開番号の形式に従い、１０桁の公開番号を１バイトコードで設定する。		公開番号の形式 西暦年＋一連番号 （４桁）　（６桁） タグ属性“四法種別”（jp:kind-of-law）の属性値 特許　　：“patent” 実用新案：“utility”
2	正常	その他内容の記載事例 ①について 四法の職権テーブルにある場合	四法　タグ<出願書類参照>のタグ属性“四法種別”の属性値として設定する。 但し、“意匠”“商標”の場合は電子化不能とする。		
	エラー	①について 四法の職権テーブルにない場合	電子化不能。但し他のグループ内項目から四法が設定できる場合は対象外。	３０５０	
	正常	②について、元号が (1)特定できる場合	和暦を西暦に変換し、西暦年を１バイトコードで設定する。		
	正常	②について、元号が (1)なく、年の記載が連続する2000以上の数字４桁の場合	西暦年を１バイトコードで設定する。		
	エラー	②について、元号が (1)なく、年の記載が連続する2000以上の数字４桁でない場合 (2)特定できない場合 (3)複数記載の場合	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５０４０	
	正常	②について、年が (1)０１以上であり (2)１・２桁の記載である場合	和暦を西暦に変換し、西暦年を１バイトコードで設定する。		
	正常	②について、年が (1)2000以上であり、 (2)４桁の記載である場合	西暦年を１バイトコードで設定する。		
	エラー	②について、年が (1)1～2桁で00の場合 (2)4桁で1999以下の場合 (3)3桁又は5桁以上の記載の場合 (4)記載のない場合 (5)不連続な数字の記載の場合	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５０４０	
	正常	②について、番号が (1)１～６桁の記載であり (2)１以上であった場合	数字６桁を１バイトコードで設定する。		１桁以上５桁以内の場合は０パディングを行う。
	エラー	②について、番号が (1)１～６桁の記載でない場合 (2)記載のない場合 (3)不連続な数字の記載の場合 (4)０の記載の場合	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５０４０	
3.		①②の全て記載のない場合	設定なし。		

補　足：四法・元号・年・番号の特定方法は、前述の事件の表示設定方法説明を参照のこと。

【出願公開番号】の電子化

(3) 内容の置換 （登録書類）

項番		申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備考
1.		例１ 平成99年出願公開第999999号 ② 例２ 平成99年特許出願公開第9999 ②　①　② 99号 例３ 特開平99-999999号 ①　② 例４ 特開9999－999999 ①　② 例	①四法　タグ<出願書類参照>のタグ属性“四法種別”の属性値として設定する。 ②公開番号　公開番号の形式に従い、１０桁の公開番号を１バイトコードで設定する。		公開番号の形式 西暦年＋一連番号 （４桁）　（６桁） タグ属性“四法種別”（jp:kind-of-law）の属性値 特許　：“patent” 実用新案：“utility”
2	正常	その他内容の記載事例 ①について 四法の職権テーブルにある場合	四法　タグ<出願書類参照>のタグ属性“四法種別”の属性値として設定する。		
	エラー	①について 四法の職権テーブルにない場合	電子化不能。但し他のグループ内項目から四法を設定できる場合は対象外。	３０５０	事件の表示の設定規則に準ずる。
	正常	②について、元号が (1)特定できる場合	和暦を西暦に変換し、西暦年を１バイトコードで設定する。		
	正常	②について、元号が (1)なく、年の記載が連続する2000以上の数字４桁の場合	西暦年を１バイトコードで設定する。		
	エラー	②について、元号が (1)なく、年の記載が連続する2000以上の数字４桁でない場合 (2)特定できない場合 (3)複数記載の場合	電子化を行わず、電子化不能メモを付けてデ電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	
	正常	②について、年が (1)０１以上であり (2)１・２桁の記載である場合	和暦を西暦に変換し、西暦年を１バイトコードで設定する。		
	正常	②について、年が (1)2000以上であり、 (2)４桁の記載である場合	西暦年を１バイトコードで設定する。		
	エラー	②について、年が (1)1～2桁で00の場合 (2)４桁で1999以下の場合 (3)３桁又は５桁以上の記載の場合 (4)記載のない場合 (5)不連続な数字の記載の場合	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	
	正常	②について、番号が (1)１～６桁の記載であり (2)１以上であった場合	数字６桁を１バイトコードで設定する。		１桁以上５桁以内の場合は０パディングを行う。
	エラー	②について、番号が (1)１～６桁の記載でない場合 (2)記載のない場合 (3)不連続な数字の記載の場合 (4)０の記載の場合	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	
3.		①②の全て記載のない場合	設定なし。		

補　足：四法・元号・年・番号の特定方法は、前述の事件の表示設定方法説明を参照のこと。

【出願番号】の電子化　（中間書類）

対象書類　　実用新案技術評価請求書・優先権証明書提出書・出願日証明書提出書
・刊行物等提出書・上申書（実用の場合のみ）

(3)　内容の置換　（該当の事件が特許願の場合）

項　番		申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．		例１ 平成99年特許願第999999号 ②　①　② 例２ 特願平99－999999 ①　②　② 例３ 特願9999－999999 ①　②　②	①四法　タグ<出願書類参照>のタグ属性“四法種別”の属性値として設定する。 ②出願番号　出願番号の形式に従い、１０桁の出願番号を１バイトコードで設定する。		出願番号の形式 西暦年＋一連番号 （４桁）　（６桁） タグ属性“四法種別”（jp:kind-of-law）の属性値 特許　　：“patent” 実用新案：“utility” 意匠　　：“design” 商標　　：“trademark”
２	正常	その他内容の記載事例 ①について 四法の職権テーブルにある場合	四法　タグ<出願書類参照>のタグ属性“四法種別”の属性値として設定する。 但し、“意匠”“商標”の場合は電子化不能とする。		実用新案技術評価書の場合は、“実用”以外は電子不能とする。
	エラー	①について 四法の職権テーブルにない場合	電子化不能。但し他のグループ内項目から四法を設定できる場合は対象外。	３０５０	
	正常	②について、元号が (1)特定できる場合	和暦を西暦に変換し、西暦年を１バイトコードで設定する。		
	正常	②について、元号が (1)なく、年の記載が連続する2000以上の数字４桁の場合	西暦年を１バイトコードで設定する。		
	エラー	②について、元号が (1)なく、年の記載が連続する2000以上の数字４桁でない場合 (2)特定できない場合 (3)複数記載の場合	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５０４０	
	正常	②について、年が (1)０１以上であり (2)１・２桁の記載である場合	和暦を西暦に変換し、西暦年を１バイトコードで設定する。		
	正常	②について、年が (1)2000以上であり、 (2)４桁の記載である場合	西暦年を１バイトコードで設定する。		
	エラー	②について、年が (1)1～2桁で00の場合 (2)4桁で1999以下の場合 (3)3桁又は5桁以上の記載の場合 (4)記載のない場合 (5)不連続な数字の記載の場合	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５０４０	
	正常	②について、番号が (1)１～６桁の記載であり (2)１以上であった場合	数字６桁を１バイトコードで設定する。		１桁以上５桁以内の場合０パディングを行う
	エラー	②について、番号が (1)１～６桁の記載でない場合 (2)記載のない場合 (3)不連続な数字の記載の場合	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５０４０	
		(4)０の記載の場合	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	但し事件の表示の設定規則に準ずる。

【出願番号】の電子化　（中間書類）

対象書類　　保全審査に付することを求める申出書・不送付通知申出書
(3)　内容の置換

項　番		申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．		例１ 特願9999－999999 ①　②　③	①四法　タグ<出願書類参照>のタグ属性“四法種別”の属性値として設定する。 ②出願番号　出願番号の形式に従い、１０桁の出願番号を１バイトコードで設定する。		出願番号の形式 西暦年＋一連番号 （４桁）　（６桁） タグ属性“四法種別”（jp:kind-of-law）の属性値 特許　　：“patent”
２	正常	①について 「特願」の場合	四法　タグ<出願書類参照>のタグ属性“四法種別”の属性値として設定する。		
	エラー	①について 「特願」以外の場合	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班へ返却する。	３０５０	
	正常	②について、元号が (1)なく、年の記載が連続する2000以上の数字４桁の場合	西暦年を１バイトコードで設定する。		
	エラー	②について、元号がある場合	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班へ返却する。	３０５０	
	エラー	②について、元号が (1)なく、年の記載が連続する2000以上の数字４桁でない場合 (2)特定できない場合 (3)複数記載の場合	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班へ返却する。	３０５０	
	正常	③について、番号が499999以下の場合	数字６桁を１バイトコードで設定する。		
	エラー	③について、番号が (1)500001以上の場合 (2)記載のない場合 (3)不連続な数字の記載の場合	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班へ返却する。	３０５０	

【出願番号】の電子化　（中間書類）

対象書類　　実用新案技術評価請求書・優先権証明書提出書・出願日証明書提出書
・刊行物等提出書・上申書（実用の場合のみ）
・保全審査に付することを求める申出書・不送付通知申出書以外の中間書類

(3)　内容の置換　（該当の事件が特許願の場合）

項　番		申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．		例１ 平成99年特許願第999999号 ②　①　② 例２ 特願平99－999999 ①　②　② 例３ 特願9999－999999 ①　②　②	①四法　タグ<出願書類参照>のタグ属性“四法種別”の属性値として設定する。 ②出願番号　出願番号の形式に従い、１０桁の出願番号を１バイトコードで設定する。		出願番号の形式 西暦年＋一連番号 （４桁）　（６桁） タグ属性“四法種別”（jp:kind-of-law）の属性値 特許　　：“patent” 実用新案：“utility”
２	正常	その他内容の記載事例 ①について 四法職権テーブルにある場合	四法　タグ<出願書類参照>のタグ属性“四法種別”の属性値として設定する。 但し、“意匠”“商標”の場合は電子化不能とする。		
	エラー	①について 四法の職権テーブルにない場合	電子化不能。但し他のグループ内項目から四法を設定できる場合は対象外。	３０５０	
	正常	②について、元号が (1)特定できる場合	和暦を西暦に変換し、西暦年を１バイトコードで設定する。		
	正常	②について、元号が (1)なく、年の記載が連続する2000以上の数字４桁の場合	西暦年を１バイトコードで設定する。		
	エラー	②について、元号が (1)なく、年の記載が連続する2000以上の数字４桁でない場合 (2)特定できない場合 (3)複数記載の場合	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	
	正常	②について、年が (1)０１以上であり (2)１・２桁の記載である場合	和暦を西暦に変換し、西暦年を１バイトコードで設定する。		
	正常	②について、年が (1)2000以上であり、 (2)４桁の記載である場合	西暦年を１バイトコードで設定する。		
	エラー	②について、年が (1)1～2桁で00の場合 (2)４桁で1999以下の場合 (3)３桁又は５桁以上の記載の場合 (4)記載のない場合 (5)不連続な数字の記載の場合	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	
	正常	②について、番号が (1)１～６桁の記載であり (2)１以上であった場合	数字６桁を１バイトコードで設定する。		１桁以上５桁以内の場合、０パディングを行う。
	エラー	②について、番号が (1)１～６桁の記載でない場合 (2)記載のない場合 (3)不連続な数字の記載の場合 (4)０の記載の場合	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	
３．		①②の全て記載のない場合	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	但し事件の表示の設定規則に準ずる。

補　足：四法・元号・年・番号の特定方法は、前述の事件の表示設定方法説明を参照のこと。

【出願番号】の電子化　（登録書類）

(3)　内容の置換　（該当の事件が特許願の場合）

項　番		申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．		例１ 平成99年特許願第999999号 ①　①　② 例２ 特願平99－999999 ①　②　② 例３ 特願9999－999999 ①　②　②	①四法　タグ<出願書類参照>のタグ属性“四法種別”の属性値として設定する。 ②出願番号　出願番号の形式に従い、１０桁の出願番号を１バイトコードで設定する。		出願番号の形式 西暦年＋一連番号 （４桁）　（６桁） タグ属性“四法種別”（jp:kind-of-law）の属性値 特許　　：“patent” 実用新案：“utility” 意匠　　：“design” 商標　：“trademark”
２	正常	その他内容の記載事例 ①について 四法の職権テーブルにある場合	四法　タグ<出願書類参照>のタグ属性“四法種別”の属性値として設定する。		
	エラー	①について 四法の職権テーブルにない場合	電子化不能。但し他のグループ内項目から四法を設定できる場合は対象外。	３０５０	４．【事件の表示】タグ設定規則(4)(c)書類名・事件の表示・併合納付の明細の一致チェックを参照のこと。
	正常	②について、元号が (1)特定できる場合	和暦を西暦に変換し、西暦年を１バイトコードで設定する。		
	正常	②について、元号が (1)なく、年の記載が連続する2000以上の数字４桁の場合	西暦年を１バイトコードで設定する。		
	エラー	②について、元号が (1)なく、年の記載が連続する2000以上の数字４桁のでない場合 (2)特定できない場合 (3)複数記載の場合	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	
	正常	②について、年が (1)０１以上であり (2)１・２桁の記載である場合	和暦を西暦に変換し、西暦年を１バイトコードで設定する。		
	正常	②について、年が (1)2000以上であり、 (2)４桁の記載である場合	西暦年を１バイトコードで設定する。		
	エラー	②について、年が (1)1～2桁で00の場合 (2)４桁で1999以下の場合 (3)３桁又は５桁以上の記載の場合 (4)記載のない場合 (5)不連続な数字の記載の場合	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	
	正常	②について、番号が (1)１～６桁の記載であり (2)１以上であった場合	数字６桁を１バイトコードで設定する。		１桁以上５桁以内の場合０パディングを行う
	エラー	②について、番号が (1)１～６桁の記載でない場合 (2)記載のない場合 (3)不連続な数字の記載の場合 (4)０の記載の場合	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	
３．		①②の全て記載のない場合	設定なし。		但し事件の表示の設定規則に準ずる。

補　足：四法・元号・年・番号の特定方法は、前述の事件の表示設定方法説明を参照のこと。

【国際出願番号】の電子化

(3) 内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	英数字が１７桁以内の記載	記載内容を電子化方法に従い変換し１バイトコードで設定する。		補足参照
２．	英数字が１８桁以上の記載	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５２００	
３．	(1)国コードが英字２桁でない (2)西暦年が３桁、又は５桁以上 (3)西暦年が１～２桁の場合、一連番号が数字１～５桁でない (4)西暦年が４桁の場合、一連番号が数字１～６桁でない (5)その他、チェック範囲（※1）でない	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５０４０	
．	内容の記載なし	内容の設定なし。		

（※１） ２．電子化方法の(1)チェック範囲を参照

補　足：

次　紙　参　照

１．記載例

①

ＰＣＴ	／	ＣＣ	９９９９	／	９９９９９９
		Ａ	Ｂ		Ｃ

②

ＣＣ	９９９９	／	９９９９９９
Ａ	Ｂ		Ｃ

③

ＣＣ	９９９９	９９９９９９
Ａ	Ｂ	Ｃ

Ａ:国コード（英字、２桁）
Ｂ:西暦年　（数字、１～２桁又は４桁）
　ただし③の場合は数字４桁
Ｃ:一連番号（数字、１～５桁又は１～６桁）

①の場合、”ＰＣＴ”と国コードの間、西暦年と一連番号の間は必ず”／”で区切られているものとする。
②の場合、西暦年と一連番号の記載は必ず“／”で区切られているものとする。
③の場合、”／”は必ず無いこととする。また、数字部分が必ず５桁以上あることとする。
※但し、”／”は”－”又は”　（スペース一桁）”でも良いこととする。

２．電子化方法
(1)チェック範囲
(a)国コードは英字２桁でＩＣＩＲＥＰＡＴ・標準コードに定義されているコードとする。
(b)西暦年は数字１～２桁または４桁で記載されていること。ただし記載方法③の場合は必ず４桁であること。
(c)一連番号は、西暦年の記載が１～２桁のとき数字１～５桁で記載されていること。
　又は、西暦年の記載が４桁のとき数字１～６桁で記載されていること。
(d)記載方法①の場合は国際出願の表示と国コードの間、西暦年と一連番号の間の２箇所、②の場合は
　西暦年と一連番号の間の１箇所、必ず“／”で区切られているものとする。
(e)一連番号は１以上の値であること。
(f)西暦年は、記載が１～２桁の場合、３以下又は９７以上の値であること。
　４桁の場合、２００４以上の値であること。
(2)記載方法の特定方法
(a)先頭に”ＰＣＴ／”の記載が有る場合、記載方法の①とみなす。
(b)先頭に”ＰＣＴ／”が無い場合、西暦年の次に“／”の記載がある場合、記載方法は②とみなす。
(c)(a)、(b)以外の場合、記載方法の③とみなす。
(3)記載内容の実データ化
(a)実データはキャラクタ９桁（西暦年が１～２桁記載のとき、国コード２桁＋西暦下２桁＋一連番号５桁）、
　又は、１２桁（西暦年が４桁のとき、国コード２桁＋西暦年４桁＋一連番号６桁）へ変換する。
(b)西暦年が２桁に満たない（西暦年が１～２桁記載）場合、上位桁へ０パディングを行う。
(c)一連番号は５桁又は６桁に満たない場合、右づめとし上位へ０パディングを行う。
(d)実データフォーマット

ＣＣ	９９９９	９９９９９９
Ａ	Ｂ	Ｃ

Ａ：国コード　２桁
Ｂ：西暦年　　２桁又は、４桁
Ｃ：一連番号　５桁又は、６桁

変換例

	記載内容		実データ
１２桁の場合	ＰＣＴ／ＪＰ２００４／３１	→	ＪＰ２００４０００００３１
	ＪＰ２００５／１２３４５６	→	ＪＰ２００５１２３４５６
	ＪＰ２００６１	→	ＪＰ２００６０００００１
９桁の場合	ＰＣＴ／ＪＰ９７／３１	→	ＪＰ９７０００３１
	ＪＰ１／１２３４５	→	ＪＰ０１１２３４５

※但し、”／”は”－”又は”　（スペース１桁）”でも良いこととする。

(4)エラー処理
(a)項目内容無しの場合。
　エラーメッセージは項目内容無しとし実データの設定は行わない。
(b)チェックエラーの場合
　記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。

日付　　jp：date

（事件の表示の出願書類参照）

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:date)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 （出願日の場合） ① （国際出願日の場合） ① 国内書面（Ａ１６３２・Ａ２６３２）の場合（※1） ②出願日	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	電子化を行わず電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。 タグの設定なし。	３０００	但し【事件の表示】タグ設定規則に従う。

※１：PCT固有書類の国内書面（２種）の場合は、国際出願日に職権訂正し、国際出願日として処理する。

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	【出願日】又は出願日と判断できる記載	タグ<出願書類参照>に タイプ="出願" を設定		すでに設定されている場合は、何もしない
２．	【国際出願日】又は国際出願日と判断できる記載	タグ<出願書類参照>に タイプ="国際出願" を設定		すでに設定されている場合は、何もしない

【出願日】の電子化

対象書類　　保全審査に付することを求める申出書・不送付通知申出書

(3)　内容の置換　（中間書類）

項　番		申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．		和暦年月日で記載 例１ 平成99年99月99日提出の特許願 ②　① 西暦年月日で記載 例２ 9999年99月99日提出の特許願 ②　①	①四法　タグ<出願書類参照>のタグ属性“四法種別”の属性値として設定する。すでに設定されている場合は、何もしない。 ②出願日　和暦年月日を西暦に変換し１バイトコードで設定する。（注１）		注１： ２０００年１月１日以降でなければ、電子化不能とする。 タグ属性“四法種別”（jp:kind-of-law）の属性値 特許　　：“patent” 形式：YYYYMMDD ８桁固定
２	正常	①について 「提出の特許願」の場合	四法　タグ<出願書類参照>のタグ属性“四法種別”の属性値として設定する。		四法種別が、すでに設定されている場合は、何もしない
	エラー	①について 「提出の特許願」以外の場合	電子化不能。	３０５０	
	正常	②について (1)和暦年月日で記載で (2)暦日ﾁｪｯｸで妥当性があり (3)平成１２年１月１日以降の記載である場合	和暦を西暦に変換して数字部分８桁を１バイトコードで設定する。		
	正常	②について (1)西暦年月日で記載で (2)暦日ﾁｪｯｸで妥当性があり (3)２０００年１月１日以降の記載である場合	西暦数字部分８桁を１バイトコードで設定する		
	エラー	②について (1)何かしら記載があり先頭が西暦・和暦の記載で始まらない場合 (2)暦日チェックで妥当性がない場合 (3)平成１１年１２月３１日以前の記載である場合 (3)１９９９年１２月３１日以前の記載である場合	電子化を行わず電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班へ返却する。	３０５０	
３	正常	②について 【出願番号】が正常に電子化されて内容の記載なし	タグの設定なし。		
	エラー	②について 【出願番号】の記載がなく内容の記載なし	電子化を行わず電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班へ返却する。	３０５０	

【出願日】の電子化

対象書類　　保全審査に付することを求める申出書・不送付通知申出書以外の中間書類

(3)　内容の置換　（中間書類）

項　番		申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．		和暦年月日で記載 例１　平成99年99月99日 ② 西暦年月日で記載 例２　9999年99月99日 ② 例３ 平成99年99月99日提出の特許願 ②　①	①四法　タグ<出願書類参照>のタグ属性“四法種別”の属性値として設定する。すでに設定されている場合は、何もしない。 ②出願日　和暦年月日を西暦に変換し１バイトコードで設定する。（注１）		注１： 平成２年１２月１日以降でなければ、電子化不能とする。 タグ属性“四法種別”（jp:kind-of-law）の属性値 特許　　：“patent” 実用新案：“utility” 形式：YYYYMMDD ８桁固定
2	正常	その他内容の記載事例 ①について 四法の職権テーブルにある場合	四法　タグ<出願書類参照>のタグ属性“四法種別”の属性値として設定する。 但し、“意匠”“商標”の場合は電子化不能とする。		四法種別が、すでに設定されている場合は、何もしない
	エラー	①について 四法の職権テーブルにない場合	電子化不能。但し他のグループ内項目から四法を設定できる場合は対象外。	３０５０	事件の表示の設定規則に準ずる。
	正常	②について (1)和暦年月日で記載で (2)暦日ﾁｪｯｸで妥当性があり (3)【出願番号】の記載がない場合で平成２年１０月１日以降の記載である場合	和暦を西暦に変換して数字部分８桁を１バイトコードで設定する。		
	正常	②について (1)西暦年月日で記載で (2)暦日ﾁｪｯｸで妥当性があり (3)【出願番号】の記載がない場合で１９９０年１０月１日以降の記載である場合	西暦数字部分８桁を１バイトコードで設定する		
	エラー	②について 【出願番号】が正常に電子化されて (1)何かしら記載があり先頭が西暦・和暦の記載で始まらない場合 (2)暦日チェックで妥当性がない場合	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５０４０	
	エラー	②について 【出願番号】の記載がなく (1)何かしら記載があり先頭が西暦・和暦の記載で始まらない場合 (2)暦日チェックで妥当性がない場合	電子化を行わず電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	
3	正常	②について 【出願番号】が正常に電子化されて内容の記載なし	タグの設定なし。		
	エラー	②について 【出願番号】の記載がなく 内容の記載なし	電子化を行わず電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	事件の表示の設定規則に準ずる。

補　足：四法の特定方法は、前述の事件の表示設定方法説明を参照のこと。

【出願日】の電子化

(3) 内容の置換 （登録書類）

項番		申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備考
1.		和暦年月日で記載 例１ 平成99年99月99日 ② 西暦年月日で記載 例２ 9999年99月99日 ② 例３ 平成99年99月99日提出の特許願 ② ①	①四法 タグ<出願書類参照>のタグ属性“四法種別”の属性値として設定する。すでに設定されている場合は、何もしない。 ②出願日 和暦年月日を西暦に変換し１バイトコードで設定する。（注１）		注１： 平成２年１２月１日以降でなければ、電子化不能とする。 タグ属性“四法種別”（jp:kind-of-law）の属性値 特許 ：“patent” 実用新案：“utility” 形式：YYYYMMDD ８桁固定
2	正常	その他内容の記載事例 ①について 四法の職権テーブルにある場合	四法 タグ<出願書類参照>のタグ属性“四法種別”の属性値として設定する。		すでに設定されている場合は、何もしない。
	エラー	①について 四法の職権テーブルにない場合	電子化不能。但し他のグループ内項目から四法を設定できる場合は対象外。	３０５０	事件の表示の設定規則に準ずる。
	正常	②について (1)和暦年月日で記載で (2)暦日ﾁｪｯｸで妥当性があり	和暦を西暦に変換して数字部分８桁を１バイトコードで設定する。		
	正常	②について (1)西暦年月日で記載で (2)暦日ﾁｪｯｸで妥当性があり	西暦数字部分８桁を１バイトコードで設定する		
	エラー	②について (1)何かしら記載があり先頭が西暦・和暦の記載で始まらない場合 (2)暦日チェックで妥当性がない場合	電子化を行わず電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	事件の表示の設定規則に準ずる。
3	正常	②について 内容の記載なし	設定なし。		

補 足：四法の特定方法は、前述の事件の表示設定方法説明を参照のこと。

【国際出願日】の電子化

(3) 内容の置換

項番		申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備考
１．		例１ 平成９９年９９月９９日 例２ ９９９９年９９月９９日	・和暦年は西暦年に変換する。 ・日付部分を抜き出し１バイトコードで設定する。 ・月日が１桁の場合は上位桁に“０”（ゼロ）を補う。		形式：YYYYMMDD ８桁固定
２	正常	その他の記載事例 和暦年月日で記載され、数字部分が６桁の場合	和暦を西暦に変換し、数字部分８桁を１バイトコードで設定する。		
	正常	西暦年月日で記載され、数字部分が８桁の場合	数字部分８桁を１バイトコードで設定する		
	エラー	(1)年月日の記載がない場合 (2)和暦年月日で数字部分が６桁でない場合 (3)西暦年月日で数字部分が８桁でない場合 (4)何かしら記載があるが、西暦・和暦の記載で始まらない場合	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５０４０	
３．		内容の記載なし	内容の設定なし。		

共－１８～２０は欠番

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　共－２１

受付番号　　jp:receipt-number

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:receipt-number)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし。		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	数字11桁による記載	補足の設定規則により１１桁設定する。		
２．	英数字11桁以外による記載	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５２００	
３．	数字以外による記載	項番２と同じ	２０００	
４．	受付番号付与範囲でない場合	項番２と同じ	５０４０	
５．	内容の記載なし	内容の設定なし。		

補　足：

記載があった場合以下のチェックを行なう。

１．１１桁の記載でなければ、エラーとして記載内容をそのまま設定する。
　エラーコード：５２００

２．属性Ｃ以外の文字が記載されている場合はエラーとして記載内容をそのまま設定する。
　エラーコード：２０００

３．以下のケースに該当しない場合はエラーとして記載内容をそのまま設定する。
　エラーコード：５０４０

	上１桁（申請形態）	下８桁（通し番号）
ケース１	５	００００００１以上
ケース２	１～４・６	４～７桁　　０００１以上*1 ８～11桁　　０００１以上*2

＊１＊２はａｎｄ条件である。

（注）チェックの優先順位は１・２・３である。

参考：受付番号の形態以下に記載する。

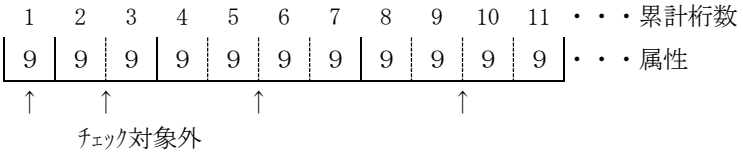

共－２２、２３は欠番

氏名及び住所情報　jp：addressbook

（発明者・代理人）

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:addressbook)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ① ②	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし。（※）		

（※）ただし、各々のグループ内のタグ設定規則に準ずる。

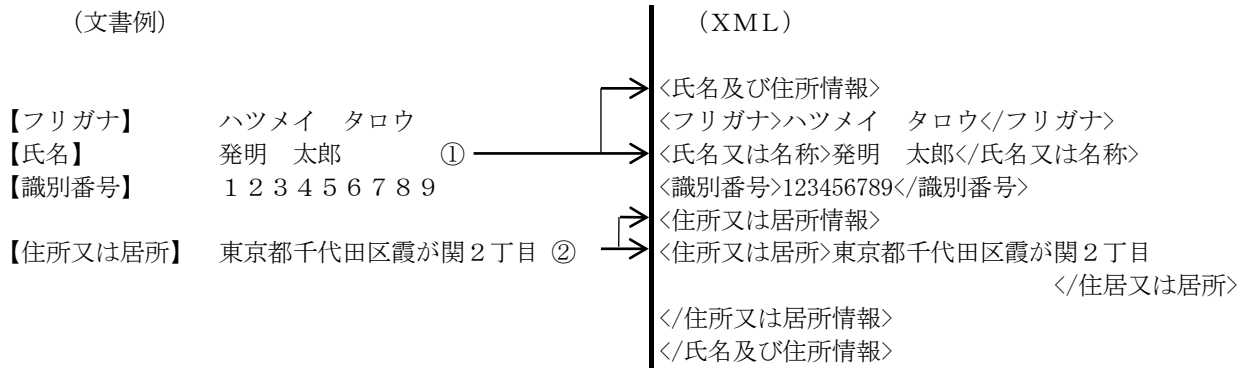

①タグ<氏名及び住所情報>でグループ全体を挟む。【氏名】の内容は、タグ<氏名又は名称>に設定する。

②タグ<住所又は居所情報>でグループ全体を挟む。【住所又は居所】の内容は、タグ<住所又は居所>に設定する。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名

フリガナ　　jp:kana

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:kana)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①ふりがな	項番１と同じ		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし。		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	内容の記載あり	記載内容をそのまま設定する		
２．	内容の記載なし	内容の設定は行わない		

【フリガナ】タグ名設定規則

電子化を行うか否かの判断基準を以下に述べる。

１．通常の記載の場合

【フリガナ】の上又は下に記載されている項目がフリガナをふる対象となる項目であった場合はタグの設定をおこなう。一覧を以下に示す。

上又は下に記載されている項目
【氏名又は名称】
【氏名】
【代表者】

２．通常でない記載の場合

項番	内　　容	対　　処
1	ルビで記載されてきた場合	タグの設定なし

実際の例を以下に記載する。

・通常の場合（下に記載された場合）

・
・
【氏名】　特許　太郎
【フリガナ】トッキョ　タロウ
・
・
・

・通常の場合（上に記載された場合）

・
・
【フリガナ】トッキョ　タロウ
【氏名】　特許　太郎
・
・
・

・通常でない場合（ルビ）

・
【住所】　東京都　・・・
【氏名】　特許（とっきょ）　太郎（たろう）
・
・
・

氏名又は名称　　jp:name

（発明者・代理人）

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１.	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:name)に置換する。		
２.	その他項目名の記載事例 ①名前 ②姓名 ③名称 ④氏名・名称 ⑤氏名（名称） ⑥氏名 ⑦氏名または名称 ⑧氏名又は名称名 ⑨氏名又は名称 ⑩名称又は氏名 ⑪氏名又は名祢 ⑫氏名名称 ⑬氏名又は氏名 ⑭名称又は名称 ⑮氏名は名称 ⑯氏名又名称 ⑰氏名又は名所 ⑱氏名または名所	項番１と同じ		
３.	項目名の記載なし	タグの設定なし。（※）		

（※）ただし、各々のグループ内のタグ設定規則に準ずる。

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１.	内容の記載あり	記載内容をそのまま設定する		
２.	内容の記載なし	内容の設定なし。（※）		

（※）　ただし、各々のグループ内のタグ設定規則に準ずる。

補　足：氏名の内容は、姓名の区切りにスペースを１桁挿入して設定を行う。

注）法人は対象外

識別番号　　jp:registered-number

（発明者・代理人）

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名 (jp:registered-number)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①認識番号 ②識別記号 ③識別願号 ④申請人識別番号 ⑤申請者登録番号 ⑥出願人登録番号 ⑦申請人登録番号 ⑧出願人識別番号 ⑨代理人識別番号 ⑩職別番号	項番１と同じ		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし。		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	英数字９桁の記載	記載内容を１バイトコードで設定する。		
２．	英数字９桁以外の記載	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５２００	
３．	英数字以外による記載	項番２と同じ	２０１０	
４．	内容の記載なし	内容の設定なし。		

参　考：
申請人識別番号のチェックデジットをチェックすることによって、入力ミスを検索する。
入力ミスの場合は、入力し直す。
申請人のミスの場合は、申請人の記載通り設定する。

住所又は居所情報　jp:address

（代理人）

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１.	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:address)を追加する。		
２.	その他項目名の記載事例 ①住住 ②居所（法人） ③住居 ④住所および居所 ⑤居所 ⑥住所（居所） ⑦住所 ⑧住所または居所 ⑨住所又は居所 ⑩住所又は居住 ⑪住所または居住 ⑫住所又は居住 ⑬住所居所 ⑭住所及び居所 ⑮住所又は住所 ⑯居所又は居所 ⑰住居又は居所 ⑱居住又は居所 ⑲住所又居所	項番１と同じ		
３.	項目名の記載なし	タグ名の設定なし (※)		

(※)　ただし、各々のグループ内のタグ設定規則に準ずる。

（文書例）　　（XML）

【住所又は居所】　東京都千代田区霞が関２丁目

<住所又は居所情報>
<住所又は居所>東京都千代田区霞が関２丁目
</住居又は居所>
</住所又は居所情報>

・タグ<住所又は居所情報>でグループ全体を挟む。【住所又は居所】の内容は、タグ<住所又は居所>に設定する。

住所又は居所　　jp：text

（代理人）

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:text)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①住住 ②居所（法人） ③住居 ④住所および居所 ⑤居所 ⑥住所（居所） ⑦住所 ⑧住所または居所 ⑨住所又は居所 ⑩住所又は居住 ⑪住所または居住 ⑫住所又は居住 ⑬住所居所 ⑭住所及び居所 ⑮住所又は住所 ⑯居所又は居所 ⑰住居又は居所 ⑱居住又は居所 ⑲住所又居所	項番１と同じ		
３．	項目名の記載なし	タグ名の設定なし (※)		

(※)　ただし、各々のグループ内のタグ設定規則に準ずる。

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	内容の記載あり	記載内容をそのまま設定する		住所の内容に郵便番号に記載がある場合は削除する。
２．	内容の記載なし	内容の設定なし。 (※)		

(※)　ただし、各々のグループ内のタグ設定規則に準ずる。

プルーフの要否　　jp:proof-necessity

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:proof-necessity) に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①プルーフ要／否 ②プルーフの要・否 ③プルーフの要／否 ④プルーフの要 ⑤プルーフ否 ⑥プルーフ	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	タグ名の設定なし		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	プルーフの要・否がはっきり区別のつく記載 ①プルーフ要 ②要 ③必要 ④プルーフの否 ⑤否 ⑥不要	(1) ①～③については“１”を１バイトコードで設定する。 (2) ④～⑥については“０”（ゼロ）を１バイトコードで設定する。		
２．	項番１以外の記載	プルーフ否として“０”（ゼロ）を１バイト文字で設定する。		
３．	内容の記載なし	タグの設定なし		

持分　　jp：share

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:share)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①特許権利の持分 ②特許権利の特分 ③権利の持分 ④権利の特分 ⑤登録権利の持分 ⑥登録権利の特分 ⑦持文 ⑧特文 ⑨持分の定め ⑩特分の定め	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし。		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	数字・記号７桁以内の記載であり、“／”より前の数字部分及び後の数字部分が、共に３桁以内の記載	記載内容を１バイトコードで設定する。		(*1)
２．	数字・記号８桁以上の記載	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５２００	(*1)
３．	“／”より前の数字部分及び後の数字部分のどちらかが４桁以上の記載	項番２と同じ	５２００	(*1)
４．	数字・記号以外による記載	項番２と同じ	２０００	(*1)
５．	内容の記載なし	タグの設定なし		

＊1）数字・記号とは下記を指す。（下記のコード欄は１６進コードで記載している。）

申請書の状態（２バイト）		電子化における対処（１バイト）	
数字・記号	上段：ＪＩＳコード 下段：Ｓｈｉｆｔ－ＪＩＳコード	数字・記号	Ｓｈｉｆｔ－ＪＩＳコード
“0”～“9”	０ｘ２３３０～０ｘ２３３９ ０ｘ８２４Ｆ～０ｘ８２５８	“0”～“9”	０ｘ３０～０ｘ３９
“／”	０ｘ２１３Ｆ ０ｘ８１５Ｅ	“/”	０ｘ２Ｆ

補足：

（例）　・１００分の２０　・５０％　・3割

上記の例の場合、以下のように電子化を行う。

１００分の２０　→　２０／１００　（ＺＺ９／ＺＺ９）
５０％　→　５０／１００
3割　→　３０／１００

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　共－３２

代表出願人　　jp:representative-applicant

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名 (jp:representative-applicant)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 特になし	項番１と同じ		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	内容の記載あり	内容部は削除し、エラーとして原データを付与する。	５０２０	

（文書例）

【特許出願人】
【代表出願人】

【氏名又は名称】　特許　太郎
【識別番号】　１２３４５６７８９

【住所又は居所】　東京都千代田区霞が関１

【特許出願人】

【氏名又は名称】　特許　次郎
【識別番号】　２３４５６７８９０

（XML）

```
<申請者の記事>
<申請者>
<代表出願人 />
<氏名及び住所情報>
<氏名又は名称>特許　太郎</氏名又は名称>
<識別番号>123456789</識別番号>
<住所又は居所情報>
<住所又は居所>東京都千代田区霞が関１</住所又は居所>
</住所又は居所情報>
</氏名及び住所情報>
</申請者>
<申請者>
<氏名及び住所情報>
<氏名又は名称>特許　次郎</氏名又は名称>
<識別番号>234567890</識別番号>
</氏名及び住所情報>
</申請者>
</申請者の記事>
```

氏名及び住所情報　jp：addressbook

（申請者）

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:addressbook)を追加する。		【氏名又は名称】、【識別番号】のいずれかの記載。
２．	その他項目名の記載事例 共－３４及び共－３６　参照	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	電子化を行わず電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。　(※)	３０００	
		タグの設定なし。 (※)		

（※）ただし、各々のグループ内のタグ設定規則に準ずる。

（文書例）

【氏名又は名称】　特許　太郎
【識別番号】　１２３４５６７８９

【住所又は居所】　東京都千代田区霞が関１
【電話番号】　０３－５５７７－１２３４

（XML）

```
<氏名及び住所情報>
<氏名又は名称>特許　太郎</氏名又は名称>
<識別番号>123456789</識別番号>
<住所又は居所情報>
<住所又は居所>東京都千代田区霞が関１</住所又は居所>
<電話番号>03-5577-1234</電話番号>
</住所又は居所情報>
</氏名及び住所情報>
```

氏名又は名称　　jp:name

（申請者）

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１.	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:name)に置換する。		
２.	その他項目名の記載事例 ①名前 ②姓名 ③名称 ④氏名・名称 ⑤氏名（名称） ⑥氏名 ⑦氏名または名称 ⑧氏名又は名称名 ⑨氏名又は名称 ⑩名称又は氏名 ⑪氏名又は名祢 ⑫氏名名称 ⑬氏名又は氏名 ⑭名称又は名称 ⑮氏名は名称 ⑯氏名又名称 ⑰氏名又は名所 ⑱氏名または名所	項番１と同じ		
３.	項目名の記載なし	電子化を行わず電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。　(※)	３０００	
		タグの設定なし。(※)		

(※) ただし、各々のグループ内のタグ設定規則に準ずる。

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１.	内容の記載あり	記載内容をそのまま設定する		
２.	内容の記載なし	電子化を行わず電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。　(※)	３０５０	
		内容の設定せず、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する(※)	５０００	

(※)　ただし、各々のグループ内のタグ設定規則に準ずる。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　共－３５

氏名又は名称原語表記　　jp:original-language-of-name

（申請者）

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:original-language-of-name)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①名前（欧文） ②姓名（欧文） ③名称（欧文） ④氏名・名称（欧文） ⑤氏名（欧文） ⑥氏名又は名称原語表示 ⑦氏名又は名称原語表記	項番１と同じ		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし。		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	内容の記載あり	記載内容をそのまま設定する		
２．	内容の記載なし	内容の設定なし		

識別番号　　jp:registered-number

（申請者）

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名 (jp:registered-number)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①申請人識別番号 ②申請者登録番号 ③出願人登録番号 ④申請人登録番号 ⑤出願人識別番号 ⑥認識番号 ⑦識別記号 ⑧識別願号 ⑨職別番号	項番１と同じ		
３．	項目名の記載なし	電子化を行わず電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。　(※)	３０００	
		タグの設定なし。 (※)		

（※）ただし、各々のグループ内のタグ設定規則に準ずる。

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	数字９桁の記載	記載内容を１バイトコードで設定する		
２．	数字９桁以外の記載	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。　(※)	５２００	
３．	数字以外による記載	項番２と同じ	２０００	
４．	内容の記載なし	電子化を行わず電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。　(※)	３０５０	
		内容の設定せず、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する (※)	５０００	

（※）ただし、各々のグループ内のタグ設定規則に準ずる。

参　考：

申請人識別番号のチェックデジットをチェックすることによって、入力ミスを検索する。

入力ミスの場合は、入力し直す。

申請人のミスの場合は、申請人の記載通り設定する。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名

住所又は居所情報　jp:address

（申請者）

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:address)を追加する。		【住所又は居所】、【電話番号】、【ファクシミリ番号】のいずれかの記載。
２．	その他項目名の記載事例 共－３８、共－４０及び 共－４１　参照	項番１と同じ		
３．	項目名の記載なし	電子化を行わず電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。　(※)	３０００	
		タグ名の設定なし　(※)		

（※）　ただし、各々のグループ内のタグ設定規則に準ずる。

（文書例）　　（XML）

【住所又は居所】　東京都千代田区霞が関２丁目

【住所又は居所原語表記】ＫＫＫＫ…ＫＫ

<住所又は居所情報>
<住所又は居所>東京都千代田区霞が関２丁目
</住居又は居所>
<原語表記>ＫＫＫＫ…ＫＫ</原語表記>
</住所又は居所情報>

・タグ<住所又は居所情報>でグループ全体を挟む。【住所又は居所】の内容は、タグ<住所又は居所>に設定する。

住所又は居所　　jp：text

（申請者）

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:text)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①住住 ②居所（法人） ③住居 ④住所および居所 ⑤居所 ⑥住所（居所） ⑦住所 ⑧住所または居所 ⑨住所又は居所 ⑩住所又は居住 ⑪住所または居住 ⑫住所又は居住 ⑬住所居所 ⑭住所及び居所 ⑮住所又は住所 ⑯居所又は居所 ⑰住居又は居所 ⑱居住又は居所 ⑲住所又居所	項番１と同じ		
３．	項目名の記載なし	電子化を行わず電子化不能メモを付けてデ電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。　(※)	３０００	
		タグ名の設定なし　(※)		

(※)　ただし、各々のグループ内のタグ設定規則に準ずる。

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	内容の記載あり	記載内容をそのまま設定する		住所の内容に郵便番号に記載がある場合は削除する。 （外国は除く） （本対処は紙申請のみ）
２．	内容の記載なし	電子化を行わず電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。　(※)	３０５０	
		内容の設定せず、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する　(※)	５０００	

(※)　ただし、各々のグループ内のタグ設定規則に準ずる。

住所又は居所　　jp:original-language-of-address
原語表記

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名 (jp:original-language-of-address)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①住所（欧文） ②住住（欧文） ③居所（欧文） ④住居（欧文） ⑤住所および居所（欧文） ⑥居所（欧文） ⑦住所（居所）（欧文） ⑧住所又は居所（欧文） ⑨住所または居所（欧文） ⑩出願人住所（欧文）	項番１と同じ		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし。		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	内容の記載あり	記載内容をそのまま設定する		
２．	内容の記載なし	内容の設定なし		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名

電話番号　　jp：phone

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:phone)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①電話 ②ＴＥＬ	項番１と同じ		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし。		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	英数字・記号部分20桁以内の記載	記載内容より英数字・記号部分を抜き出し１バイトコードで設定する。		(*1)
２．	英数字・記号部分21桁以上の記載	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５２００	(*1)
３．	英数字・記号以外による記載	項番２と同じ	２０００	(*1)
４．	内容の記載なし	内容の設定なし		

＊1）　英字は大文字のみとし、英数字、記号とは以下を指す。（下記のコード欄は１６進コードで記載している。）

申請書の状態（２バイト）		電子化における対処（１バイト）	
英数字・記号	上段：ＪＩＳコード 下段：Ｓｈｉｆｔ－ＪＩＳコード	英数字・記号	Ｓｈｉｆｔ－ＪＩＳコード
“A” ～ “Z”	０ｘ２３４１～０ｘ２３５Ａ ０ｘ８２６０～０ｘ８２７９	“A” ～ “Z”	０ｘ４１～０ｘ５Ａ
“0” ～ “9”	０ｘ２３３０～０ｘ２３３９ ０ｘ８２４Ｆ～０ｘ８２５８	“0” ～ “9”	０ｘ３０～０ｘ３９
ー（音引き）	０ｘ２１３Ｃ ０ｘ８１５Ｂ	－（ハイフン，負符号）	０ｘ２Ｄ
―（ダッシュ）	０ｘ２１３Ｄ ０ｘ８１５Ｃ		
－（ハイフン，負符号）	０ｘ２１５Ｄ ０ｘ８１７Ｃ		
／	０ｘ２１３Ｆ ０ｘ８１５Ｅ	/	０ｘ２Ｆ
,	０ｘ２１２４ ０ｘ８１４３	,	０ｘ２Ｃ
.	０ｘ２１２５ ０ｘ８１４４	.	０ｘ２Ｅ
:	０ｘ２１２７ ０ｘ８１４６	:	０ｘ３Ａ
;	０ｘ２１２８ ０ｘ８１４７	;	０ｘ３Ｂ
(	０ｘ２１４Ａ ０ｘ８１６９	(	０ｘ２８
)	０ｘ２１４Ｂ ０ｘ８１６Ａ	)	０ｘ２９

ファクシミリ番号　jp:fax

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:fax)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①ファクシミリ ②フアクシミリ ③フアクシミリ番号 ④ＦＡＸ ⑤Ｆａｘ ⑥ＦＡＸ番号 ⑦Ｆａｘ番号 ⑧ファクス ⑨フアクス ⑩ファクス番号 ⑪フアクス番号	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし。		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	英数字・記号部分20桁以内の記載 (*1)	記載内容より英数字・記号部分を抜き出し１バイトコードで設定する。		
２．	英数字・記号部分21桁以上の記載 (*1)	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５２００	
３．	英数字・記号以外による記載 (*1)	項番２と同じ	２０００	
４．	内容の記載なし	内容の設定なし		

＊１）　英字は大文字のみとし、記号とは以下を指す。
（コード欄にはタグ内に設定するときの１バイトコードを１６進コードで記載している。）

記号	ＪＩＳコード	記号	ＪＩＳコード
－	０ｘ２Ｄ	：	０ｘ３Ａ
／	０ｘ２Ｆ	；	０ｘ３Ｂ
,	０ｘ２Ｃ	（	０ｘ２８
.	０ｘ２Ｅ	）	０ｘ２９

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名

弁理士　　jp:attorney

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:attorney)に置換する。		
２．	両方記載されている場合	“弁理士”のタグ名(jp:attorney)に置換する。		“弁理士・弁護士”の記載の場合
３．	その他項目名の記載事例 なし	タグの設定なし。		
４．	項目名の記載なし	タグの設定なし。		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	内容部に記載があった場合	内容部は削除しエラーとして原データを付与する。	５０４０	

補　足：

弁理士又は弁護士が氏名の内容に記載された場合は、該当文字を抜き出してタグに設定する。

記載例：

【氏名又は名称】　弁理士　特許　太郎

↓　　↓

【弁理士】

【氏名又は名称】　特許　太郎

氏名の内容に記載され、さらに【弁理士】又は【弁護士】の記載が存在した場合は、項目で記載された区分を優先して設定する。氏名に記載された区分はそのままとする。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名

弁護士　　jp：lawyer

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:lawyer)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 なし	タグの設定なし。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし。		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	内容部に記載があった場合	内容部は削除しエラーとして原データを付与する。	５０４０	

補　足：

弁理士又は弁護士が氏名の内容に記載された場合は、該当文字を抜き出してタグに設定する。

記載例：

【氏名又は名称】　弁護士　特許　太郎

↓　　↓

【弁護士】

【氏名又は名称】　特許　太郎

氏名の内容に記載され、さらに【弁理士】又は【弁護士】の記載が存在した場合は、項目で記載された区分を優先して設定する。氏名に記載された区分はそのままとする。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名

就業場所　　jp:office-address

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:office-address)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①就業先住所 ②住住（就業先） ③居所（法人）（就業先） ④住居（就業先） ⑤住所および居所（就業先） ⑥居所（就業先） ⑦住所（居所）（就業先） ⑧住所又は居所（就業先） ⑨住所または居所（就業先） ⑩出願人住所（就業先） ⑪住所（就業先） ⑫就業場所住所 ⑬就業先	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし。		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	内容の記載あり	記載内容をそのまま設定する		
２．	内容の記載なし	内容の設定なし。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　共－４４．５

日本における営業所　jp:office-in-japan

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
1	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:office-in-japan) に置換する。		
2．	その他項目名の記載事例 「日本における＋①～⑩」 または、 「日本の＋①～⑩」 ①営業所住所 ②住住（営業所） ③居所（営業所） ④住居（営業所） ⑤住所及び居所（営業所） ⑥住所（居所）（営業所） ⑦住所又は居所（営業所） ⑧住所または居所（営業所） ⑨出願人住所（営業所） ⑩住所（営業所） ⑪日本の営業所	項番１と同じ		
3．	項目名の記載なし	タグの設定なし。		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
1．	内容の記載あり	記載内容をそのまま設定する		
2．	内容の記載なし	内容の設定なし		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名

営業所　　jp:office

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
1	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:office)に置換する。		
2.	その他項目名の記載事例 ①営業所住所 ②住住（営業所） ③居所（営業所） ④住居（営業所） ⑤住所及び居所（営業所） ⑥住所（居所）（営業所） ⑦住所又は居所（営業所） ⑧住所または居所（営業所） ⑨出願人住所（営業所） ⑩住所（営業所） ⑪日本における営業所 ⑫日本の営業所 ⑬日本における営業所住所	項番１と同じ		⑪～⑬は【日本における営業所】が記載できない書類でのみ置換可能。
3.	項目名の記載なし	タグの設定なし。		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
1.	内容の記載あり	記載内容をそのまま設定する		
2.	内容の記載なし	内容の設定なし		

代表者識別

代表者

代表者原語表記

代表者として記載される記載事例一覧

No	その他記載事例	No	その他記載事例
1	代表者氏名	23	知事
2	代表人氏名	24	院長
3	代表人	25	学長
4	代表者名	26	破産管財人
5	管理人	27	共同代表者
6	管財人	28	日本における代表者
7	清算人	29	大臣
8	代表取締役	30	長官
9	代表取締役社長	31	事務局長
10	会長	32	市長
11	取締役会長	33	町長
12	代表理事	34	村長
13	理事長	35	区長
14	組合長	36	代表清算人
15	専務取締役	37	社長
16	調査役	38	更正管財人
17	総支配人	39	更生管財人
18	所長	40	代表者の氏名
19	工場長	41	塩事業責任者
20	相談役	42	取締役社長
21	幹事長	43	代表者代表取締役社長
22	代表社員	44	保全管理人

補足１：代表者原語表記は上記事例の後尾に“（欧文）”又は“原語表記”を付したものが記載事例となる。
補足２：「代者者」と記載されている場合は「代表者」と置き換える。

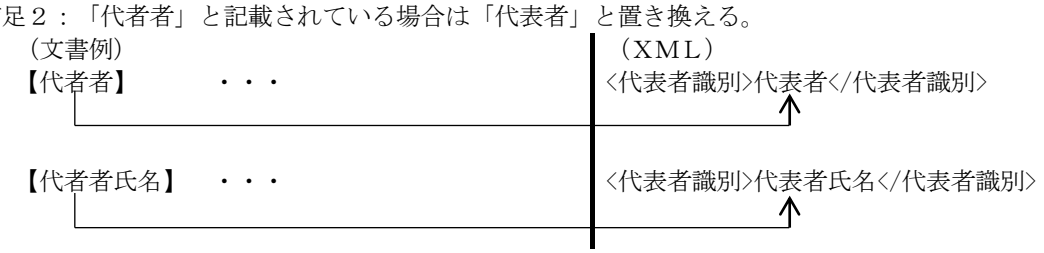

代表者情報　　jp：representative-group

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名 (jp:representative-group)を 追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 記載事例一覧参照	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	タグ名の設定なし		

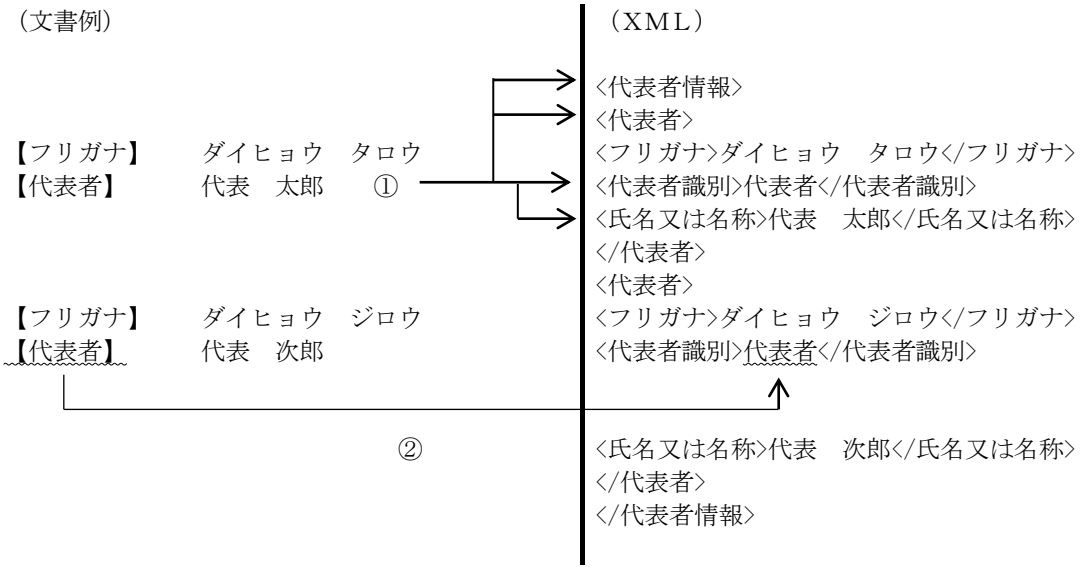

① 【代表者】の場合、【代表者】に記載されている氏名をタグ<氏名>に設定する。グループ項目の繰り返しを指すタグを<代表者>とし、そのグループ項目全体を示すタグ<代表者情報>で挟む。

② <代表者識別>の記載内容は、【代表者】のデリミタの中身の記載となる。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　共－４７

代表者　　jp:representative

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:representative)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 記載事例一覧参照	項番１と同じ		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　共－４８

代表者識別　　jp:representative-identification

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名 (jp:representative-identification)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 記載事例一覧参照	項番１と同じ		
３．	項目名の記載なし	タグ名の設定なし。		

(2)　項目の内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	【代表者】と記載	項目名をデリミタを除いて設定する。		
２．	項番１以外の記載の場合 記載事例一覧参照	左記の項目名の何れかをデリミタを除いて設定する。		記載事例は、職権訂正の範囲ではなく、内容に設定される具体的な例である。

説　明：
本項目は、代表者氏名の個別案件に記載される当該項目名を電子化するものである。

氏名又は名称　　jp:name
（代表者）

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:name)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 記載事例一覧参照	項番１と同じ		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし。		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	内容の記載あり	記載内容をそのまま設定する		
２．	内容の記載なし	内容の設定せず、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する	５０００	

氏名又は名称　　jp:original-language-of-name
原語表記
（代表者）

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名 (jp:original-language-of-name)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 記載事例一覧参照	項番１と同じ		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし。		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	内容の記載あり	記載内容をそのまま設定する		
２．	内容の記載なし	内容の設定なし。		

法人の法的性質　　jp：legal－entity－property

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名 (jp:legal-entity-property) に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 なし	なし。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	内容の記載あり	記載内容をそのまま設定する		
２．	内容の記載なし	内容の設定なし。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名

国　　籍　　jp:nationality

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１.	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:nationality)を追加する。		
２.	その他項目名の記載事例 ①国 ②国箱 ③国名 ④国籍名 ⑤国籍	項番１と同じ		
３.	項目名の記載なし	タグの設定なし。		

（文書例）

【国籍・地域】　　アメリカ合衆国

（XML）

<国籍>
<国コード>US</国コード>
</国籍>

・【国籍・地域】に記載されている国名を国コードに変換しタグ<国コード>に設定し、タグ<国籍>で挟む。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名

国コード　　jp:country

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:country)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①国 ②国箱 ③国名 ④国籍名 ⑤国籍	項番１と同じ		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし。		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	内容の記載あり （国名テーブルにある場合）	国名テーブルより該当するコードを１バイトコードで設定する。		
２．	項番１以外の記載 （国名テーブルにない場合）	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	２０１０	
３．	内容の記載なし	内容の設定なし。		

国 名 テ ー ブ ル 一 覧 表

項番	ｺｰﾄﾞ	国　　名	職　　権　　訂　　正			
1	AD	アンドラ	アンドラ公国			
2	AE	アラブ首長国連邦	アラブ	アラブ連邦	アラブ首長国	
3	AF	アフガニスタン	アフガニスタン民主共和国	アフガニスタン共和国	アフガニスタン・イスラム共和国	
4	AG	アンティグア・バーブーダ	アンチグア・バーブーダ	アンティグア	アンティグァ・バーブーダ	
4-1	AI	アンギラ				
5	AL	アルバニア	アルバニヤ	アルバニヤ人民社会主義共和国	アルバニア共和国	
6	AM	アルメニア	アルメニア共和国			
7	AO	アンゴラ	アンゴラ人民共和国			
8	AP	アフリカ地域工業所有権機関				
9	AR	アルゼンチン	アルゼンティン共和国	アルゼンチン共和国	アルゼンチン国	アルゼンティン
10	AT	オーストリア	オーストリヤ	オーストリア共和国	オーストリア国	
11	AU	オーストラリア	オーストアリヤ	オーストラリア連邦	オーストラリア国	
11-1	AW	アルバ島	アルバ			
12	AZ	アゼルバイジャン	アゼルバイジャン共和国			
13	BA	ボスニア・ヘルツェゴビナ	ボスニア・ヘルツェゴヴィナ			
14	BB	バルバドス				
15	BD	バングラデシュ	バングラデシュ人民共和			
16	BE	ベルギー	ベルギー王国	ベルギー国		
17	BF	ブルキナファソ	オートボルタ共和国	ブルキナ・ファソ		
18	BG	ブルガリア	ブルガリヤ	ブルガリア人民共和国	ブルガリア国	ブルガリア共和国
19	BH	バーレーン	バハレーン国	バーレーン国	バハレーン	バーレーン王国
20	BI	ブルンジ	ブルンディ共和国	ブルンディ		
21	BJ	ベナン	ベナン人民共和国	ベナン共和国		
22	BM	バーミューダ	英国領バーミューダ			
23	BN	ブルネイ	ブルネイ・ダルサラーム国			
24	BO	ボリビア	ボリヴィヤ	ボリビヤ	ボリヴィア共和国	ボリヴィア
			ボリビア共和国	ボリビア多民族国		
24-1	BQ	ボネール島、シント・ユースタティウス島、サバ島	ボネール			
25	BR	ブラジル	ブラジル連邦共和国	ブラジル国		
26	BS	バハマ	バハマ国	バハマ連邦		

項番	ｺｰﾄﾞ	国　　名	職　　権　　訂　　正			
27	BT	ブータン	ブータン王国			
28	BU	ビルマ				
29	BW	ボツワナ	ボツワナ共和国			
30	BX	ベネルクス商標庁及びベネルクス意匠庁				
31	BY	ベラルーシ	ベラルーシ共和国	白ロシア	白ロシヤ	白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国
32	BZ	ベリーズ	ベリエ	ベリセ		
33	CA	カナダ	カナダ国			
34	CD	コンゴ民主共和国	コンゴー民主共和国			
35	CF	中央アフリカ	中央アフリカ共和国	中央オフリカ国		
36	CG	コンゴ共和国	コンゴー人民共和国	コンゴ人民共和国	コンゴ国	コンゴー
37	CH	スイス	スイス連邦	端西	スイス国	
38	CI	コートジボワール	象牙海岸	コートジボアール共和国	コートジボアール	象牙海岸共和国
38-1	CK	クック諸島	クック			
39	CL	チリ	チリ共和国	チリ国		
40	CM	カメルーン	カメルーン共和国	カメルーン連合共和国	カメルーン国	
41	CN	中華人民共和国	中国			
42	CO	コロンビア	コロンビヤ	コロンビア共和国	コロンビア国	
43	CR	コスタリカ	コスタ・リカ共和国	コスタリカ共和国	コスタ・リカ	
44	CS	チェッコ・スロヴァキア				
45	CU	キューバ	キューバ共和国	キューバ国		
46	CV	カーボヴェルデ	カーボウェルテ	カーボ・ヴェルテ共和国	カーボベルデ共和国	カーボ・ヴェルデ
46-1	CW	キュラソー島	キュラソー			
47	CY	キプロス	サイプラス共和国	サイプラス		
48	CZ	チェコ	チェッコ共和国	チェッコ		
49	DD	ドイツ民主共和国	東ドイツ	ドイツ民主共和国（東）		
50	DE	ドイツ	西ドイツ	ドイツ連邦共和国（西）	ドイツ連邦共和国	
51	DJ	ジブチ	ジブティ共和国	ジブティ		
52	DK	デンマーク	デンマーク王国	デンマーク国	デンマーク王国	
53	DM	ドミニカ	ドミニカ国			
54	DO	ドミニカ共和国				
55	DZ	アルジェリア	アルジェリア民主人民共和国			
56	EA	ユーラシア特許庁	ユーラシア特許機関			

項番	ｺｰﾄﾞ	国　　名	職　　権　　訂　　正			
57	EC	エクアドル	エクアドル共和国			
58	EE	エストニア	エストニア共和国			
59	EG	エジプト	エジプト･アラブ共和国	エジプト国		
60	EM	欧州連合知的財産庁				
61	EP	欧州特許庁	ヨーロッパ特許	欧州特許機構	EPO	欧州特許機構（EPO）
			ヨーロツパ特許	ヨーロッパ特許庁	欧州特許	
62	ER	エリトリア				
63	ES	スペイン	スペイン国			
64	ET	エチオピア	エティオピア人民民主共和国	エティオピア	エチオピア連邦民主共和国	
65	FI	フィンランド	フィンランド共和国	フインランド国		
66	FJ	フィジー	フィージー	フィジー共和国		
66-1	FK	フォークランド諸島	フォークランド			
66-2	FO	フェロー諸島	フェロー			
67	FR	フランス	フランス共和国	フランス国		
68	GA	ガボン	ガボン共和国			
69	GB	英国	イギリス連合国	グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国	イギリス国	イギリス
			連合王国	英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王		
70	GC	アラビアン湾岸協力理事会特許庁	アラビアン湾岸協力理事会特許庁			
71	GD	グレナダ				
72	GE	ジョージア	グルジア共和国			
72-1	GG	ガーンジー島	ガーンジー			
73	GH	ガーナ	ガーナ共和国			
73-1	GI	ジブラルタル				
74	GM	ガンビア	ガンビヤ	ガンビア共和国		
75	GN	ギニア	ギニヤ	ギニア共和国	ギニア人民革命共和国	
76	GQ	赤道ギニア	赤道ギニヤ	赤道ギニア共和国		
77	GR	ギリシャ	ギリシャ共和国	ギリシア共和国	ギリシャ国	ギリシア国
78	GT	グアテマラ	ガテマラ	グァテマラ共和国	グァテマラ	
79	GW	ギニアビサウ	ギニア･ピサオ	ギニア･ビサオ共和国	ギニアビサオ共和国	ギニア･ビサオ
80	GY	ガイアナ	ガイアナ共同共和国	ガイアナ共和国		
81	HK	香港	ホンコン			

項番	ｺｰﾄﾞ	国　　名	職　　権　　訂　　正			
82	HN	ホンジュラス	ホンヂュラス共和国	ホンジュラス共和国	ホンデュラス	
83	HR	クロアチア	クロアチア共和国			
84	HT	ハイチ	ハイティ共和国	ハイチ共和国	ハイチ国	ハイティ
85	HU	ハンガリー	ハンガリー人民共和国	ハンガリー国	ハンガリー共和国	
86	HV	上ヴォルタ共和国	上ヴォルタ			
87	IB	国際事務局				
88	ID	インドネシア	インドネシア共和国	インドネシア国		
89	IE	アイルランド	アイルランド国			
90	IL	イスラエル	イスラエル国			
90-1	IM	マン島	マントウ			
91	IN	インド	インド国			
92	IQ	イラク	イラク共和国			
93	IR	イラン	イラン回教共和国	イラン国	イラン・イスラム共和国	
94	IS	アイスランド	アイスランド共和国	アイスランド国		
95	IT	イタリア	イタリヤ	イタリア共和国	伊太利	イタリア国
			イタリー	イタリー国		
95-1	JE	ジャージー島	ジャージー			
96	JM	ジャマイカ				
97	JO	ヨルダン	ジョルダン・ハシェミット王	ジョルダン	ヨルダン・ハシェミット王国	
98	JP	日本	日本国			
99	KE	ケニア	ケニヤ	ケニア共和国		
100	KG	キルギス	キルギスタン	キルギスタン共和国	キルギス共和国	
101	KH	カンボジア	カンボジヤ	民主カンボディア	民主カンボジア	カンボディア
102	KI	キリバス				
103	KM	コモロ	コモロ回教連邦共和国	コモロ・イスラム連邦共和		
104	KN	セントクリストファー・ネーヴィス	セントクリストファー			
105	KP	北朝鮮				
106	KR	大韓民国	南朝鮮	大韓民国（南）	韓国	
107	KW	クウェート	クウェイト国	クウェート国	クウェイト	
107-1	KY	ケイマン諸島	ケイマン			
108	KZ	カザフスタン	カザフスタン共和国			
109	LA	ラオス	ラオス人民民主共和国	ラオス国		
110	LB	レバノン	レバノン共和国	レバノン国		
111	LC	セントルシア	セント・ルシア			

項番	ｺｰﾄﾞ	国　　名	職　　権　　訂　　正			
112	LI	リヒテンシュタイン	リヒテンシュタイン公国	リヒテンシユタイン国	リヒテンシュタイン国	
113	LK	スリランカ	スリ・ランカ民主社会主義共和国	スリランカ国	スリランカ民主社会主義共和国	スリ・ランカ
114	LR	リベリア	リベリヤ	リベリア共和国		
115	LS	レソト	レソト王国			
116	LT	リトアニア	リトアニア共和国			
117	LU	ルクセンブルク	ルクセンブルグ大公国	ルクセンブルグ国	ルクセンブルグ	
118	LV	ラトビア	ラトヴィア共和国	ラトヴィア		
119	LY	リビア	リビヤ	社会主義人民リビア・アラブ国		
120	MA	モロッコ	モロッコ王国	モロツコ国	モロッコ国	
121	MC	モナコ	モナコ公国	モナコ国		
122	MD	モルドバ	モルドヴァ共和国	モルドヴァ		
122-1	ME	モンテネグロ				
123	MG	マダガスカル	マダガスカル民主共和国	マダガスカル国	マダガスカル共和国	
124	MK	北マケドニア共和国 ~~マケドニア旧ユーゴスラビア共和国~~	マケドニア旧ユーゴスラヴィア	マケドニア	マケドニア旧ユーゴスラヴィア共和国	マケドニア旧ユーゴスラビア
			マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	北マケドニア		
125	ML	マリ	マリ共和国			
126	MM	ミャンマー	ミャンマー連邦	ミヤンマー	ミヤンマー連邦	ビルマ
			ビルマ連邦	ミャンマー連邦共和国		
127	MN	モンゴル	モンゴル人民共和国	モンゴル国		
128	MO	マカオ				
129	MR	モーリタニア	モーリタニヤ	モーリタニア回教共和国	モーリタニア・イスラム共和国	
129-1	MS	モンセラット				
130	MT	マルタ	マルタ共和国			
131	MU	モーリシャス	モーリシアス	モーリシァス		
132	MV	モルディブ	モルジブ	モルディブ共和国	モルジブ共和国	モルディヴ
133	MW	マラウイ	マウライ共和国			
134	MX	メキシコ	メキシコ合衆国	メキシコ国		
135	MY	マレーシア	マレイシヤ	マレーシヤ	マレイシア	
136	MZ	モザンビーク	モザンビーク人民共和国	モザンビーク共和国		
137	NA	ナミビア	ナミビヤ	ナミビア共和国		

項番	ｺｰﾄﾞ	国　　名	職　　権　　訂　　正			
138	NE	ニジェール	ニジェール共和国	ニジエール国	ニジェール国	
139	NG	ナイジェリア	ナイジェリヤ	ナイジェリア共和国	ナイジェリア連邦共和国	ナイジエリア国
			ナイジェリア国			
140	NI	ニカラグア	ニカラガ	ニカラグア共和国	ニガラグァ	ニカラグァ
141	NL	オランダ	オランダ王国	オランダ国		
142	NO	ノルウェー	ノルウエー	ノールウェー王国	ノルウェー王国	ノールウェー
			ノルウェー国	ノルウエー国		
143	NP	ネパール	ネパール王国	ネパール連邦民主共和国		
144	NR	ナウル	ナウル共和国			
144-1	NU	ニウエ				
145	NZ	ニュージーランド	ニユージーランド国	ニュージーランド国	ニュー・ジーランド	
146	OA	アフリカ知的所有権機関	アフリカ知的所有権機関（OAPI）	アフリカ知的所有権機構（OAPI）	OAPI	
147	OM	オマーン	オマーン国	オーマン		
148	PA	パナマ	パナマ共和国			
149	PE	ペルー	ペルー共和国			
150	PG	パプアニューギニア	パプア・ニューギニヤ	パプアニューギニヤ	パプア・ニューギニア共和	パプア・ニューギニア
			パプア・ニューギニア独立	パプア・ニューギニヤ独立		
151	PH	フィリピン	フィリピン共和国	フィリピン国		
152	PK	パキスタン	パキスタン回教共和国	パキスタン国	パキスタン・イスラム共和	
153	PL	ポーランド	ポーランド人民共和国	ポーランド国	ポーランド共和国	
153-1	PR	プエルトリコ				
154	PT	ポルトガル	ポルトガル共和国	ポルトガル国		
155	PW	パラオ				
156	PY	パラグアイ	パラグァイ共和国	パラグァイ		
157	QA	カタール	カタル国	カタール国	カタル	
158	RH	南ローデシア				
159	RO	ルーマニア	ルーマニヤ	ルーマニヤ社会主義共和	ルーマニア国	
159-1	RS	セルビア				
160	RU	ロシア	ロシア連邦			
161	RW	ルワンダ	ルワンダ共和国			
162	SA	サウジアラビア	サウディ・アラビア王国	サウジアラビア王国	サウディ・アラビア	
163	SB	ソロモン	ソロモン諸島			
164	SC	セーシェル	セイシェル共和国	セイシェル		

項番	ｺｰﾄﾞ	国　　名	職　　権　　訂　　正			
165	SD	スーダン	スーダン共和国	スーダン民主共和国		
166	SE	スウェーデン	スウェーデン王国	スエーデン国	スェーデン国	スウエーデン国
			スウエーデン			
167	SG	シンガポール	シンガポール共和国			
167-1	SH	セントヘレナ島	セントヘレナ			
168	SI	スロベニア	スロヴェニア共和国	スロヴェニア		
169	SK	スロバキア	スロヴァキア共和国	スロヴァキヤ	スロバキャ	スロヴァキア
170	SL	シエラレオネ	シェラレオーネ	シエラレオネ共和国	シエラレオーネ	シェラ・レオーネ
			シエラ・レオーネ			
171	SM	サンマリノ	サン・マリノ共和国	サンマリノ共和国	サンマリノ国	サン・マリノ
172	SN	セネガル	セネガル共和国			
173	SO	ソマリア	ソマリヤ	ソマリア民主共和国	ソマリア連邦共和国	
174	SR	スリナム	スリナム共和国			
175	ST	サントメ・プリンシペ	サントメ・プリンシペ民主共和国			
176	SU	ソヴィエト連邦	ソビエト	ソ連	ソビエト連邦	ソヴィエト社会主義共和国連邦
			ソヴィエト	ソビエト連邦国		
177	SV	エルサルバドル	エル・サルバドル	エル・サルヴァドル共和国	エルサルバドル共和国	エル・サルヴァドル
177-1	SX	シント・マールテン島	シント・マールテン			
178	SY	シリア	シリヤ	シリア・アラブ共和国	シリア国	
179	SZ	エスワティニ ~~スワジランド~~	スワジランド王国	スワジランド	エスワティニ王国	
180	TD	チャド	チャード共和国	チャド共和国	チヤド国	チャド国
			チャード			
181	TG	トーゴ	トーゴー共和国	トーゴ共和国	トーゴー	
182	TH	タイ	タイ王国	タイ国		
183	TJ	タジキスタン	タジキスタン共和国			
183-1	TK	トケラウ諸島	トケラウ			
184	TL	東ティモール	東ティモール民主共和国			
185	TM	トルクメニスタン				
186	TN	チュニジア	チュニジヤ	テュニジア共和国	テュニジア	
187	TO	トンガ	トンガ王国			
188	TR	トルコ	トルコ共和国	トルコ国		
189	TT	トリニダード・トバゴ	トリニダット・トバゴ共和国	トリニダード・トバゴ共和国	トリニダード・トバゴ国	トリニダッド・トバゴ
190	TV	ツバル				

項番	ｺｰﾄﾞ	国　　名	職　　権　　訂　　正			
190	TV	ツバル				
191	TW	台湾	中華民国			
192	TZ	タンザニア	タンザニヤ	タンザニア連合共和国	タンザニア国	
193	UA	ウクライナ	ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国			
194	UG	ウガンダ	ウガンダ共和国			
195	US	アメリカ合衆国	アメリカ	米国		
196	UY	ウルグアイ	ウルグァイ東方共和国	ウルグアイ東方共和国	ウルグァイ	
197	UZ	ウズベキスタン	ウズベキスタン共和国			
198	VA	バチカン	ヴァチカン帝国	ヴァチカン市国	バチカン国	ヴァチカン
199	VC	セントビンセント	セント・ヴィンセント及びグレナディーン諸島	セント・ヴィンセント	セントビンセント及びグレナディーン諸島	
200	VE	ベネズエラ	ヴェネズエラ共和国	ベネズエラ共和国	ヴェネズエラ	ベネズエラ・ボリバル共和国
200-1	VG	ヴァージン諸島	ヴァージン			
201	VN	ベトナム	ヴェトナム社会主義共和国	ヴェトナム	ヴィエトナム社会主義共和国	ヴィエトナム
			ベトナム社会主義共和国	ベトナム国		
202	VU	バヌアツ				
203	WO	世界知的所有権機関	世界知的所有権機関（WIPO）	WIPO		
204	WS	サモア	西サモア独立国	西サモア		
205	XX	無国籍、その他の国名及び地域名	無国籍	その他の国	無国籍・その他の国名及び地域名	無国籍，その他の国名及び地域名
			無国籍．その他の国名及び地域名			
206	YD	南イエメン	イエメン民主人民共和国			
207	YE	イエメン	イエメン・アラブ共和国			
208	YU	セルビア・モンテネグロ	ユーゴースラビア	ユーゴースラヴィヤ	ユーゴスラビヤ	ユーゴスラヴィア
			ユーゴースラヴィア社会主義連邦共和国	ユーゴスラビア社会主義連邦共和国	ユーゴスラビア国	ユーゴースラヴィア
209	ZA	南アフリカ	南アフリカ共和国			
210	ZM	ザンビア	ザンビヤ	ザンビア共和国		
211	ZR	ザイール	ザイール共和国	ザイール国		
212	ZW	ジンバブエ	南ローデシヤ	ジンバブエ共和国		

項番	ｺｰﾄﾞ	国　　名	職　　権　　訂　　正			
213	99	データエントリエラー				

空白ページ

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名

連絡先　　jp：contact

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:contact)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①連絡メモ ②連絡先メモ	項番１と同じ		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし。		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	内容の記載あり	記載内容をそのまま設定する		
２．	内容の記載なし	内容の設定なし		

事件との関係　　jp:relation-of-case

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:relation-of-case) に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 審査請求書の場合 ①特許出願人との関係 ②実用新案登録出願人との関係 ③出願人との関係	項番１と同じ。		
	登録書類の【納付者】配下の場合 ①権利者との関係 ②権利者または出願人との関係 ③更新登録出願人との関係 ④ 特許 実用新案登録 実用新案 意匠登録 意匠 商標登録 商標 防護標章登録 更新登録 （＋出願人との関係／＋権者との関係）			
	上記以外の場合 ①事件との開係 ②事件の関係 ③特許出願人との関係 ④事件との関係 ⑤出願人との関係 ⑥実用新案登録出願人との関係 ⑦出願者との関係 ⑧事件との関系			
３．	項目名の記載なし	タグ名の設定なし。		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	内容の記載あり	記載内容をそのまま設定する		
２．	内容の記載なし	内容の設定なし。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　共－５６

信託関係事項　　jp:trust-relation

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:trust-relation)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①信託関係の事項 ②信託関係記事	項番１と同じ		
３．	項目名の記載なし	タグ名の設定なし		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	内容の記載あり	記載内容をそのまま設定する		
２．	内容の記載なし	タグの設定なし		

信託関係の特記事項の記載事例：
特許法施行規則第二十六条にもとずき以下の事項が記載される。
一　委託者および受益者の氏名または名称および住所または居所
二　信託管理人があるときは、その氏名または名称および住所または居所
三　信託の目的
四　信託財産の管理の方法
五　信託の終了の理由
六　その他の信託の条項

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名

代理関係の特記事項　　jp:relation-attorney-special-matter

(1) 項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:relation-attorney-special-matter)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①代理関係特記事項 ②代理関係特記記事	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし。		

(2) 内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	内容の記載あり	記載内容をそのまま設定する		
２．	内容の記載なし	内容の設定なし		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名

発送番号　　jp:dispatch-number

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:dispatch-number) に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①指令発送番号 ②通知発送番号 ③通知番号	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし。		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	数字６桁以内による記載	記載内容を１バイトコードで設定する。		桁数が６桁に満たない場合は上位桁に‘0’（ゼロ）を補い設定する。
２．	数字７桁以上による記載	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５２００	
３．	数字以外による記載	項番２と同じ	２０００	
４．	内容の記載なし	内容の設定なし		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名

発送日　　jp:dispatch-date

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１.	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:dispatch-date)を 追加する。		
２.	その他項目名の記載事例 ①登録査定又は審決の文書発送日 ②登録査定謄本発送日又は審決の文書発送日 ③特許査定謄本発送日 ④登録査定謄本発送日 ⑤査定発送日 ⑥謄本発送日 ⑦特許発送日 ⑧登録発送日 ⑨登録査定発送日 ⑩審決の文書発送日 ⑪特許査定謄本発送日又は審決の文書発送日 ⑫登録査定の謄本発送日 ⑬実用新案登録査定の謄本発送日 ⑭意匠登録査定の謄本発送日 ⑮類似意匠登録査定の謄発送日 ⑯商標登録査定の謄本発送日 ⑰商標更新登録査定の謄発送日 ⑱更新登録査定の謄本発送日 ⑲防護標章登録査定の謄本発送日 ⑳防護標章更新登録査定の謄本発送日	項番１と同じ		
３.	項目名の記載なし	タグの設定なし。		

文書例

【発送日】　　平成１５年８月２５日

XML

<発送日>
<日付>20030825</日付>
</提出日>

日付　　jp:date

（発送日）

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:date)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①登録査定又は審決の文書発送日 ②登録査定謄本発送日又は審決の文書発送日 ③特許査定謄本発送日 ④登録査定謄本発送日 ⑤査定発送日 ⑥謄本発送日 ⑦特許発送日 ⑧登録発送日 ⑨登録査定発送日 ⑩審決の文書発送日 ⑪特許査定謄本発送日又は審決の文書発送日 ⑫登録査定の謄本発送日 ⑬実用新案登録査定の謄本発送日 ⑭意匠登録査定の謄本発送日 ⑮類似意匠登録査定の謄発送日 ⑯商標登録査定の謄本発送日 ⑰商標更新登録査定の謄発送日 ⑱更新登録査定の謄本発送日 ⑲防護標章登録査定の謄本発送日 ⑳防護標章更新登録査定の謄本発送日	項番１と同じ		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし。		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	和暦年月日で記載	和暦年を西暦年に変換後、日付部分を抜き出し１バイトコードで設定する。 ※月日が１桁の場合は上位桁に'0'（ゼロ）を補う。		形式：YYYYMMDD ８桁固定
２．	西暦年月日で記載	記載内容より日付部分を抜き出し１バイトコードで設定する。 ※月日が１桁の場合は上位桁に'0'（ゼロ）を補う。		
３．	項番１，２以外の記載	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５０４０	
４．	内容の記載なし	内容の設定なし。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名

補正の記事　　jp：amendment−article

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名 (jp:amendment-article) を追加する。		ｎは数字で記載。
２．	その他項目名の記載事例 （書類別項目記載事例一覧表参照）	項番１と同じ。		ｎは数字で記載。
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし。		但し、補正の記事の従属項目がある場合は、タグ名を設定する。

文書例

【手続補正1】　　①
【補正対象書類名】　　特許願
【補正対象書類受付番号】　12345678910

【補正対象書類提出日】　平成12年8月12日
【補正対象書類整理番号】　P01－123
【補正対象項目名】　　発明者
【補正方法】　　変更
【補正の内容】
　　・
　　・

XML

```
〈補正の記事〉
〈手続補正　一連番号=″1″〉
〈書類識別コード〉A163〈/書類識別コード〉
〈受付番号〉12345678910〈/受付番号〉
〈提出日〉
〈日付〉20000812〈/日付〉
〈/提出日〉
〈整理番号〉P01－123〈/整理番号〉
〈対象項目〉発明者〈/対象項目〉
〈方法〉3〈/方法〉
〈補正の内容　四法種別=”特許”　書類識別=”特許願”〉
　　・
　　・
〈/補正の内容〉
〈/手続補正〉
〈/補正の記事〉
```

①【手続補正1】の場合、手続補正の後に続く番号は、タグ〈手続補正〉のタグ属性である一連番号に記載される。
※　詳細は「５．３．６　手続補正書の電子化」、「５．３．７　誤訳訂正書の電子化」を参照する事。

補　足：

補正の記事の終了判断について
５．３．６－６ページ参照
訂正の記事の終了判断について
５．３．７－５ページ参照

補正の記事を記載できる以下の書類についても、補正の記事の電子化方法については「５．３．６　手続補正書の電子化」に準拠する。
・特許協力条約第１９条及び３４条補正の翻訳文提出書　等（職権作成を含む４種）

書類別項目記載事例一覧表

項　番	書　類　名	申請書類記載項目名	そ　の　他　の　記　載　事　例
１.	手続補正書	手続補正ｎ	補正の番号ｎ・補正番号ｎ 補正する番号ｎ・手続き補正ｎ 手続補正書ｎ
２.	誤訳訂正書	誤訳訂正ｎ	訂正の番号ｎ・訂正番号ｎ 訂正する番号ｎ・誤訳訂正書ｎ
３.	特許協力条約第１９条及び３４条補正の翻訳文提出書 （職権作成を含む４種）	項番１と同じ	項番１と同じ

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名

手続補正　　jp：amendment－group

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:amendment-group) に置換する。		ｎは数字で記載。
２．	その他項目名の記載事例 （次項参照）	項番１と同じ。		ｎは数字で記載。
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし。		但し、補正の記事の従属項目がある場合は、タグ名を設定する。

(2)　タグ属性

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	ｎが数字３桁以内の記載	記載数字部分を抜き出し、１バイトコードでタグ属性一連番号”jp:serial-number”に設定する。		
２．	ｎが数字４桁以上の記載	記載数字部分を抜き出し、１バイトコードでタグ属性一連番号”jp:serial-number”に設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５２００	
３．	ｎの記載なし	数字部分の記載がないものとし、タグ属性一連番号には、NULL（””）を設定する。		

※詳細は、5.3.6　手続補正書の電子化または5.3.7　誤訳訂正書の電子化参照

書類別項目記載事例一覧表

項　番	書　類　名	申請書類記載項目名	そ　の　他　の　記　載　事　例
１.	手続補正書	手続補正ｎ	補正の番号ｎ・補正番号ｎ 補正する番号ｎ・手続き補正ｎ 手続補正書ｎ
２.	誤訳訂正書	誤訳訂正ｎ	訂正の番号ｎ・訂正番号ｎ 訂正する番号ｎ・誤訳訂正書ｎ
３.	特許協力条約第１９条及び３４条補正の翻訳文提出書 （職権作成を含む４種）	項番１と同じ	項番１と同じ

書類識別コード　　jp：document－code

（補正の記事）

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:document-code)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例（次項参照）	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	電子化を行わず電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	電子化対象書類の記載	該当する書類分類を１バイトコードで設定する。		書類分類の四法は、事件の表示の出願の区分と同一のものを設定する。登録書類については書類名から四法を設定し、特定できない書類については電子化不能とする。
２．	電子化対象の審判系書類の記載（*1）	項番１と同じ。		書類分類の四法は、事件の表示の出願の区分と同一のものを設定する。
３．	上記以外による記載	電子化を行わず電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	
４．	内容の記載なし	項番３と同じ。	３０５０	

＊１）四法が特許・実用の場合、審判系書類はＳＧＭＬにより電子化を行うが、その補正はＸＭＬで電子化する。

※詳細は、5.3.6　手続補正書の電子化または5.3.7　誤訳訂正書の電子化参照

書類別項目記載事例一覧表

項　番	書　類　名	申請書類記載項目名	そ　の　他　の　記　載　事　例
１．	手続補正書	補正対象書類名	補正対象の書類名 補正対象書類 補正対称書類名 補正対照書類名 補正の対象書類名 補正の対象 補正対象種類名
２．	誤訳訂正書	訂正対象書類名	訂正対象の書類名 訂正対象書類 訂正対称書類名 訂正対照書類名 訂正の対象書類名 訂正の対象 訂正対象種類名
３．	特許協力条約第１９条及び３４条補正の翻訳文提出書 （職権作成を含む４種）	項番１に同じ	項番１に同じ

補　足１：
　本個別案件の記載不備によって電子化不能となった書類は、電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~の指示より、職権にて記入し、再度電子化を行う。

補　足２：紙ＤＥでの対処

１．手続補正書
補正対象書類名に複数の書類名が記載されている場合

〔例１〕
【補正対象書類名】　特許願・明細書
《電子化方法》
　補正対象書類名の最初に記載されている内容が特許願又は実用新案登録願の場合は、最初に記載されている内容を補正対象書類名に設定する。
　【補正の内容】配下は、汎用のタグ<段落>（ ～ ）を設定し、項目名も含めて記載内容を設定する。
当該グループのタグ<手続補正>にエラーコード２０１０を設定し、原データを付与する。

〔例２〕
【補正対象書類名】　明細書・要約書
《電子化方法》
　補正対象書類名の最初に記載されている内容が請求の範囲・明細書・要約書・図面等の場合は、最初に記載されている内容を補正対象書類名に設定する。
　【補正の内容】配下は、汎用のタグ<段落>（ ～ ）を設定し、項目名も含めて記載内容を設定する。
当該グループのタグ<手続補正>にエラーコード２０１０を設定し、原データを付与する。

２．誤訳訂正書
訂正対象書類名に複数の書類名が記載されている場合

〔例１〕
訂正対象書類名の最初に記載されている内容が対象外の書類の場合
《電子化方法》
　電子化不能とする。

〔例２〕
訂正対象書類名の最初に記載されている内容が請求の範囲・明細書・要約書・図面等の場合
【訂正対象書類名】　明細書・要約書
《電子化方法》
　最初に記載されている内容を訂正対象書類名に設定する。
　【訂正の内容】配下は、汎用のタグ<段落>（ ～ ）を設定し、項目名も含めて記載内容を設定する。
当該グループのタグ<手続補正>にエラーコード２０１０を設定し、原データを付与する。

補　足３：

（外国語）明細書・（外国語）図面・（外国語）要約書の書類分類コードは以下の通りである。

書　類　名	書類分類コード	書　類　名	書類分類コード
明細書	A16330	外国語明細書	A16340
図面	A16331	外国語図面	A16341
要約書	A16332	外国語要約書	A16342
特許請求の範囲	A16333	外国語特許請求の範囲	A16343

（特許の場合）

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名

受付番号　　jp:receipt-number

（補正の記事）

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:receipt-number)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 （次項参照）	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	数字11桁による記載	補足の設定規則により１１桁設定する。		
２．	英数字11桁以外による記載	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５２００	
３．	数字以外による記載	項番２と同じ	２０００	
４．	受付番号付与範囲でない場合	項番２と同じ	５０４０	
５．	内容の記載なし	内容の設定なし。		

補　足：

記載があった場合以下のチェックを行なう。

１．１１桁の記載でなければ、エラーとして記載内容をそのまま設定する。
　エラーコード：５２００

２．属性Ｃ以外の文字が記載されている場合はエラーとして記載内容をそのまま設定する。
　エラーコード：２０００

３．以下のケースに該当しない場合はエラーとして記載内容をそのまま設定する。
　エラーコード：５０４０

	上１桁（申請形態）	下８桁（通し番号）
ケース１	５	００００００１以上
ケース２	１～４・６	４～７桁　　０００１以上*1 ８～11桁　　０００１以上*2

＊１＊２はａｎｄ条件である。

（注）チェックの優先順位は１・２・３である。

参考：受付番号の形態以下に記載する。

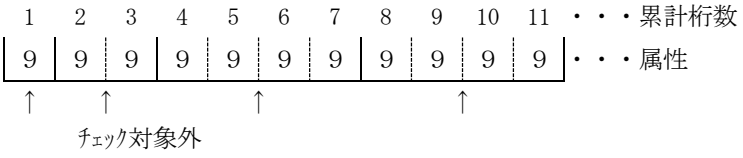

書類別項目記載事例一覧表

項　番	書　類　名	申請書類記載項目名	そ　の　他　の　記　載　事　例
１．	手続補正書	補正対象書類受付番号	
２．	誤訳訂正書	訂正対象書類受付番号	
３．	特許協力条約第１９条及び３４条補正の翻訳文提出書 （職権作成を含む４種）	項番１に同じ	項番１に同じ

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名

提出日　　jp：submission-date

（補正の記事）

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:submission-date) を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 （下記の書類別項目記載事例 一覧表参照）	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		

文書例	XML
【補正対象書類提出日】　平成１５年７月１５日	<提出日> <日付>20030715</日付> </提出日>

書類別項目記載事例一覧表

項　番	書　類　名	申請書類記載項目名	そ　の　他　の　記　載　事　例
１．	手続補正書	補正対象書類提出日	
２．	誤訳訂正書	訂正対象書類提出日	
３．	特許協力条約第１９条及び３４条補正の翻訳文提出書 （職権作成を含む４種）	項番１に同じ	項番１に同じ

日付　　jp:date

（補正の記事）

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:date)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 （前頁の書類別項目記載事例一覧表参照）	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	和暦年月日で記載 (例)平成15年7月1日	和暦年を西暦年に変換後、日付部分を抜き出し１バイトコードで設定する。 ※月日が１桁の場合は上位桁に'0'（ゼロ）を補う。		形式：YYYYMMDD ８桁固定
２．	西暦年月日で記載 (例)2003年7月1日	記載内容より日付部分を抜き出し１バイトコードで設定する。 ※月日が１桁の場合は上位桁に'0'（ゼロ）を補う。		
３．	項番１，２以外の記載	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５０４０	
４．	内容の記載なし	内容の設定なし		

整理番号　　jp:file-reference-id

（補正の記事）

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名 (jp:file-reference-id)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 （次項参照）	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	英数字・記号１０桁以内による記載	記載内容を１バイトコードで設定する		(*1)
２．	英数字・記号１１桁以上による記載	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５２００	(*1)
３．	英数字・記号以外の記載	項番２と同じ	２０００	(*1)
４．	内容の記載なし	内容の設定なし。		

＊１）英字は大文字のみとし、小文字での記載の場合は大文字に変換する。
　　また、記号とは以下を指す。（下記のコード欄は１６進コードで記載している。）

申請書の状態（２バイト）		電子化における対処（１バイト）	
英数字・記号	上段：ＪＩＳコード 下段：Ｓｈｉｆｔ－ＪＩＳコード	英数字・記号	Ｓｈｉｆｔ－ＪＩＳコード
ー（音引き）	０ｘ２１３Ｃ ０ｘ８１５Ｂ	－（ハイフン，負符号）	０ｘ２Ｄ
―（ダッシュ）	０ｘ２１３Ｄ ０ｘ８１５Ｃ		
－（ハイフン，負符号）	０ｘ２１５Ｄ ０ｘ８１７Ｃ		
“Ａ”～“Ｚ”	０ｘ２３４１～０ｘ２３５Ａ ０ｘ８２６０～０ｘ８２７９	“A”～“Z”	０ｘ４１～０ｘ５Ａ
“ａ”～“ｚ”	０ｘ２３６１～０ｘ２３７Ａ ０ｘ８２８１～０ｘ８２９Ａ		
“０”～“９”	０ｘ２３３０～０ｘ２３３９ ０ｘ８２４Ｆ～０ｘ８２５８	“0”～“9”	０ｘ３０～０ｘ３９

書類別項目記載事例一覧表

項　番	書類名	申請書類記載項目名	その他の記載事例
１.	手続補正書	補正対象書類整理番号	
２.	誤訳訂正書	訂正対象書類整理番号	
３.	特許協力条約第１９条及び３４条補正の翻訳文提出書 （職権作成を含む４種）	項番１に同じ	項番１に同じ

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名

対象項目　　jp：item－of－amendment

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名 (jp:item-of-amendment)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 （次項参照）	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし。		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	内容の記載あり	~~記載内容をそのまま設定する。~~ 内容がデリミタ（【、】）、大括弧（[、]）、亀甲括弧（〔、〕）等で括られている場合は、括弧を削除して設定する。 内容にスペースが含まれる場合は、スペースを削除して設定する。 上記以外の場合は、記載内容をそのまま設定する。		
２．	内容の記載なし	内容の設定なし。		

※詳細は、5.3.6　手続補正書の電子化または5.3.7　誤訳訂正書の電子化参照

書類別項目記載事例一覧表

項　番	書類名	申請書類記載項目名	その他の記載事例
１.	手続補正書	補正対象書類項目名	補正項目名・補正対象項目 補正対照項目名・補正対称項目名 補正の対象項目名・補正対象項目 補正対照項目・補正対称項目
２.	誤訳訂正書	訂正対象書類項目名	訂正項目名・訂正対象項目 訂正対照項目名・訂正対称項目名 訂正の対象項目・訂正対象項目
３.	特許協力条約第１９条及び３４条補正の翻訳文提出書 （職権作成を含む４種）	項番１に同じ	項番１に同じ

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名

方法　　jp：way－of－amendment

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:way-of-amendment) に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 （次項参照）	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	タグ名の設定なし。		但し、【補正の内容】の記載がない場合は電子化不能とする。

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	①”追加”と記載 ②”削除”と記載 ③”変更”と記載	①”１”を１バイトコードで設定する。 ②”２”を１バイトコードで設定する。 ③”３”を１バイトコードで設定する。		
２．	その他の記載事例 ①加入 ②挿入 ③抹消 ④訂正 ⑤修正 ⑥校正	①～②は ”１”を１バイトコードで設定する。 ③は ”２”を１バイトコードで設定する。 ④～⑥は ”３”を１バイトコードで設定する。		
３．	項番１、２以外の記載	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５２００	
４．	内容の記載なし	内容の設定なし。		但し、【補正の内容】の記載がない場合は電子化不能とする。

※詳細は、5.3.6　手続補正書の電子化または5.3.7　誤訳訂正書の電子化参照

書類別項目記載事例一覧表

項　番	書類名	申請書類記載項目名	その他の記載事例
１.	手続補正書	補正方法 補正の方法	
２.	誤訳訂正書	訂正方法	
３.	特許協力条約第１９条及び３４条補正の翻訳文提出書 （職権作成を含む４種）	項番１に同じ	

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　共－６８

補正の内容　　jp:contents-of-amendment

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名 (jp:contents-of-amendment) に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 （次頁参照）	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし。		但し【補正方法】の記載がない場合は電子化不能とする。

(2)　タグ属性

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	【補正対象書類名】の記載あり	記載内容よりタグ属性“四法種別”とタグ属性“書類識別”を設定する。		但し、同一の手続補正グループ内の【補正対象書類名】より設定する。
２．	【補正対象書類名】の記載なし	電子化を行わず電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	

(3)　内容の置換

１．手続補正書の場合

詳細は5.3.6　手続補正書の電子化を参照

２．誤訳訂正書の場合

手続補正書の内容置換に準ずる。

詳細は5.3.7　誤訳訂正書の電子化を参照

書類別項目記載事例一覧表

項　番	書類名	申請書類記載項目名	その他の記載事例
１.	手続補正書	補正の内容	補正後・補正後の内容・ 補正内容
２.	誤訳訂正書	訂正の内容	訂正後・訂正後の内容・ 訂正内容
３.	特許協力条約第１９条及び３４条補正の翻訳文提出書 （職権作成を含む４種）	項番１に同じ	項番１に同じ

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名

手数料補正　　jp：amendment-charge-article

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名 (jp:amendment-charge-article)に置換する。		
２．	その他の項目名記載事例 ①手数料の補正	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし。		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	内容の記載あり	記載された内容の設定を行わない。エラー識別ＩＤの設定も行わない。		

文書例

【手数料補正】
　【補正対象書類名】　手続補正書
　【予納台帳番号】　　１２３４５６
　【納付金額】　　１４０００

XML

<手数料補正>
<書類識別コード>A1523</書類識別コード>
<手数料の表示>
<納付>
<納付方法・納付金額　納付金額="14000" currency="yen" />
<予納台帳番号・納付書番号・納付番号・振替番号・指定立替納付
　予納台帳番号納付書番号納付番号振替番号指定立替納付
　="123456"
　予納納付書電子現金納付銀行口座自動振替・指定立替納付
　="予納" />
</納付>
</手数料の表示>
</手数料補正>

文書例

【手数料補正】
　【補正対象書類名】　手続補正書
　【納付番号】　　１２３４－５６７８
　　－９０１２－３４５６
　【納付金額】　　１４０００

XML

<手数料補正>
<書類識別コード>A1523</書類識別コード>
<手数料の表示>
<納付>
<納付方法・納付金額　納付金額="14000" currency="yen" />
<予納台帳番号・納付書番号・納付番号・振替番号・指定立替納付
　予納台帳番号納付書番号納付番号振替番号指定立替納付
　="1234567890123456"
　予納納付書電子現金納付銀行口座自動振替指定立替納付
　=" 電子現金納付" />
</納付>
</手数料の表示>
</手数料補正>

書類識別コード　　jp:document-code

(手数料補正)

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１.	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:document-code)に置換する。		
２.	その他項目名の記載事例 ①補正対称書類名 ②補正対照書類名 ③補正対象書類 ④補正の対象書類名 ⑤補正の対象 ⑥補正対象の書類名	項番１と同じ。		
３.	項目名の記載なし	タグの設定なし。 【手数料補正】のタグの属性にエラー識別ＩＤを設定	５０４０	

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１.	電子化対象書類の記載	該当する書類分類を１バイトコードで設定する。		書類分類の四法は、事件の表示の四法と同一のものを設定する。 登録書類については書類名から四法を設定し、特定できない書類についてはエラーとして項番２の設定に従う。
２.	上記以外による記載	内容の設定をせず、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５０４０	
３.	内容の記載なし	内容の設定をせず、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５０００	

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名

手数料の表示　　jp:charge-article

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:charge-article)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①特許料の表示 ②登録料の表示 ③手数料 ④手数料の納付 ⑤手数量の表示	項番１と同じ		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		但し、手数料の表示の従属項目と判断できる項目があった場合は、タグ名を設定する。

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	内容の記載あり	記載された内容の設定を行わない。エラー識別ＩＤの設定も行わない。		

文書例１：予納台帳番号が記載

【手数料の表示】
　【予納台帳番号】　　１２３４５６
　【納付金額】　　１４０００

ＸＭＬ

```
〈手数料の表示〉
〈納付〉
〈納付方法・納付金額 納付金額=”14000”
                currency=”yen” /〉
〈予納台帳番号・納付書番号・納付番号・振替番号・指定立替納付
    予納台帳番号納付書番号納付番号振替番号指定立替納付
                                =”123456”
    予納納付書電子現金納付銀行口座自動振替指定立替納付
                                =”予納” /〉
〈/納付〉
〈/手数料の表示〉
```

文書例２：納付書番号が記載

【手数料の表示】
　【納付書番号】　　０３１２３４５６７８９
　【納付金額】　　１４０００

ＸＭＬ

```
〈手数料の表示〉
〈納付〉
〈納付方法・納付金額 納付金額=”14000”
                currency=”yen” /〉
〈予納台帳番号・納付書番号・納付番号・振替番号・指定立替納付
    予納台帳番号納付書番号納付番号振替番号指定立替納付
                                =”03123456789”
    予納納付書電子現金納付銀行口座自動振替指定立替納付
                                =”納付書” /〉
〈/納付〉
〈/手数料の表示〉
```

文書例３：納付番号が記載

【手数料の表示】
　【納付番号】　　１２３４－５６７８－９０１２
　　－３４５６
　【納付金額】　　１４０００

XML

〈手数料の表示〉
〈納付〉
〈納付方法・納付金額　納付金額=”14000”
　currency=”yen” /〉
〈予納台帳番号・納付書番号・納付番号・振替番号・指定立替納付
　予納台帳番号納付書番号納付番号振替番号指定立替納付
　　=”1234567890123456”
　予納納付書電子現金納付銀行口座自動振替指定立替納付
　　=”電子現金納付” /〉
〈/納付〉
〈/手数料の表示〉

文書例４：振替番号が記載

【手数料の表示】
　【振替番号】　１２３４５６７８
　【納付金額】　　１４０００

XML

〈手数料の表示〉
〈納付〉
〈納付方法・納付金額　納付金額=”14000”
　currency=”yen” /〉
〈予納台帳番号・納付書番号・納付番号・振替番号・指定立替納付
　予納台帳番号納付書番号納付番号振替番号指定立替納付
　　=”12345678”
　予納納付書電子現金納付銀行口座自動振替指定立替納付
　　=”銀行口座自動振替” /〉
〈/納付〉
〈/手数料の表示〉

文書例５：指定立替納付が記載

【手数料の表示】
　【指定立替納付】
　【納付金額】　　１４０００

XML

〈手数料の表示〉
〈納付〉
〈納付方法・納付金額　納付金額=”14000”
　currency=”yen” /〉
〈予納台帳番号・納付書番号・納付番号・振替番号・指定立替納付
　予納台帳番号納付書番号納付番号振替番号指定立替納付=””
　予納納付書電子現金納付銀行口座自動振替
　　=” 指定立替納付” /〉
〈/納付〉
〈/手数料の表示〉

※　振替番号および指定立替納付は、緊急避難案件、更正申請、再ＤＥ（オンライン申請された案件で四法等に誤りがあった場合に、ＤＥ機関において修正を行い新規エントリとしてデータエントリすること）、特殊申請の場合~~のみ~~に記載される。
　指定立替納付は、窓口クレジットカード決済の場合にも記載される。

空白ページ

納内付　　jp：payment

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:payment)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①特許料の表示 ②登録料の表示 ③手数料 ④手数料の納付 ⑤手数量の表示	項番１と同じ		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		但し、手数料の表示の従属項目と判断できる項目があった場合は、タグ名を設定する。

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	内容の記載あり	記載された内容の設定を行わない。エラー識別ＩＤの設定も行わない。		

納付方法・納付金額　　jp:fee

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:fee)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①金額 ②支払金額 ③納付料金 ④支払料金 ⑤申請額 ⑥補充金額 ⑦補充総額 ⑧予納金額 ⑨納付額 ⑩納付金	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載、又は、納付金額と判断できる記載	タグ(jp:fee)に currency="yen" を設定		

(3)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	数字部分９桁以内の記載	記載内容から数字部分を抜き出して１バイトコードでタグ属性“納付金額”の属性値として設定する		
２．	数字部分10桁以上の記載	記載内容は設定せず、エラー識別ＩＤを設定する。（注） タグ属性“納付金額”にはNULL（″″）を設定する。	５２００	（注）原データ付与
３．	数字が存在しない場合	項番２と同じ。	２０００	（注）原データ付与
４．	内容の記載なし	エラー識別ＩＤを設定し、 タグ属性“納付金額”にはNULL（″″）を設定する。	５０００	

予納台帳番号・納付書番号・納付番号・振替番号・指定立替納付

jp:account

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１.	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:account)に置換する。		
２.	その他項目名の記載事例 （予納台帳番号の場合） ①予納番号 ②台帳番号 ③予納台帳の番号 ④予納の台帳番号 ⑤余納台帳番号 ⑥予納台帳 ⑦納付台帳番号 ⑧予約台帳番号 ⑨与納台帳番号 ⑩予納納付台帳 ⑪与納台帳 ⑫予納口座番号 ⑬口座番号	項番１と同じ。 その他項目名の記載事例 （納付書番号の場合） ①前納納付書番号 ②前納書番号 その他項目名の記載事例 （納付番号の場合） ①電子現金納付番号 ②電子納付番号		
３.	項目名の記載なし	タグの設定なし。		

（2）タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１.	【予納台帳番号】又は予納台帳番号と判断できる記載	タグ(jp:account)に 予納納付書電子現金納付銀行口座自動振替指定立替納付 ="予納" を設定		
２.	【納付書番号】又は納付書番号と判断できる記載			
	内容が、数字１１桁による記載の場合	タグ(jp:account)に 予納納付書電子現金納付銀行口座自動振替指定立替納付 ="納付書" を設定		
	内容が、数字１６桁による記載の場合	タグ(jp:account)に 予納納付書電子現金納付銀行口座自動振替指定立替納付 ="電子現金納付" を設定		項目名を【納付番号】に置き換えて電子化する。
	内容が、数字１６桁と「－」による記載の場合（*1） 例） 1234-5678-9012-3456 12345678-90123456	タグ(jp:account)に 予納納付書電子現金納付銀行口座自動振替指定立替納付 ="電子現金納付" を設定		項目名を【納付番号】に置き換えて電子化する。 (*1)項番(3)の欄外参照

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
	内容が、上記以外の場合	タグ(jp:account)に 予納納付書電子現金納付銀行口座自動振替指定立替納付 ="納付書" を設定		
３．	【納付番号】又は納付番号と判断できる記載			補足②参照
	内容が、数字１１桁による記載の場合	タグ(jp:account)に 予納納付書電子現金納付銀行口座自動振替指定立替納付 ="納付書" を設定		項目名を【納付書番号】に置き換えて電子化する。
	内容が、数字１６桁による記載の場合	タグ(jp:account)に 予納納付書電子現金納付銀行口座自動振替指定立替納付 ="電子現金納付" を設定		
	内容が、数字１６桁と「－」による記載の場合（*1） 例） 1234-5678-9012-3456 12345678-90123456	タグ(jp:account)に 予納納付書電子現金納付銀行口座自動振替指定立替納付 ="電子現金納付" を設定		(*1)項番(3)の欄外参照
	内容が、上記以外の場合	タグ(jp:account)に 予納納付書電子現金納付銀行口座自動振替指定立替納付 ="電子現金納付" を設定		
４．	【振替番号】の記載	タグ(jp:account)に 予納納付書電子現金納付銀行口座自動振替指定立替納付 ="銀行口座自動振替" を設定		（注）【振替番号】は、緊急避難案件、更正申請、再ＤＥ（オンライン申請された案件で四法等に誤りがあった場合に、ＤＥ機関において修正を行い新規エントリとしてデータエントリすること）、特殊申請の場合のみ記載される。
４－１．	【指定立替納付】の記載	タグ(jp:account)に 予納納付書電子現金納付銀行口座自動振替指定立替納付 ="指定立替納付" を設定		（注）【指定立替納付】は、緊急避難案件、更正申請、再ＤＥ（オンライン申請された案件で四法等に誤りがあった場合に、ＤＥ機関において修正を行い新規エントリとしてデータエントリすること）、特殊申請の場合~~のみ~~に記載される。 指定立替納付は、窓口クレジットカード決済の場合にも記載される。

5.	【予納台帳番号】、【納付書番号】、【納付番号】、【振替番号】【指定立替納付】またはそれらと判断できる記載が、２つ以上あるとき	電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~に問い合わせを行い、電子化方法を決定する。		

(3) 内容の置換

・【予納台帳番号】の場合

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
1.	数字６桁による記載	記載内容を１バイトコードでタグ属性“予納台帳番号納付書番号納付番号振替番号指定立替納付”の属性値に設定する		
2.	数字６桁未満による記載	項番１と同じ。		上位桁に“０”を補い６桁設定する。
3.	数字７桁以上による記載	記載内容は設定せず、エラー識別ＩＤを設定する。（注） タグ属性“予納台帳番号納付書番号納付番号振替番号指定立替納付”にはNULL（″″）を設定する。	５２００	（注）原データ付与
4.	数字以外による記載	項番３と同じ。	２０００	（注）原データ付与
5.	内容の記載なし	エラー識別ＩＤを設定し、 タグ属性“予納台帳番号納付書番号納付番号振替番号指定立替納付”にはNULL（″″）を設定する。	５０００	

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名

持分の割合　　jp：share-rate

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:share-rate)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 なし	タグの設定なし。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし。		

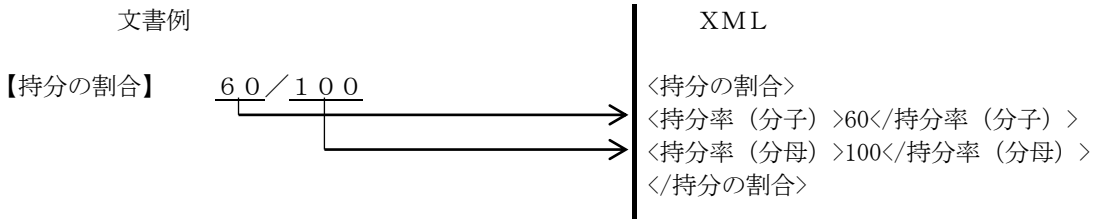

補足：
（例）　・１００分の２０　・５０％　・3割

上記の例の場合、以下のように記載されたものとし電子化する。

１００分の２０　→　２０／１００　（ＺＺ９／ＺＺ９）
５０％　→　５０／１００
3割　→　３０／１００

持分率（分子）　　jp:moleclar

(1) 項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:moleclar)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 なし	タグの設定なし		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		

(2) 内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	数字・記号７桁以内の記載であり、“／”より前の数字部分及び後の数字部分が、共に３桁以内の記載　(*1)	記載内容から“／”より前の数字部分を１バイトコードで設定する。		(*1)
２．	数字・記号８桁以上の記載　(*1)	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５２００	(*1)
３．	“／”より前の数字部分及び後の数字部分のどちらかが４桁以上の記載	項番２と同じ	５２００	(*1)
４．	数字・記号以外による記載　(*1)	項番２と同じ	２０００	(*1) 共－７６補足参照
５．	内容の記載なし	内容の設定なし		

＊1）数字、記号とは下記を指す。（下記のコード欄は１６進コードで記載している。）

申請書の状態（２バイト）		電子化における対処（１バイト）	
英数字・記号	上段：ＪＩＳコード 下段：Ｓｈｉｆｔ－ＪＩＳコード	英数字・記号	Ｓｈｉｆｔ－ＪＩＳコード
“A” ～ “Z”	０ｘ２３４１～０ｘ２３５Ａ ０ｘ８２６０～０ｘ８２７９	“A” ～ “Z”	０ｘ４１～０ｘ５Ａ
“0” ～ “9”	０ｘ２３３０～０ｘ２３３９ ０ｘ８２４Ｆ～０ｘ８２５８	“0” ～ “9”	０ｘ３０～０ｘ３９
“／”	０ｘ２１３Ｆ ０ｘ８１５Ｅ	“/”	０ｘ２Ｆ

補　足：

記載内容誤り、内容の記載なしでタグ属性にエラーコードを設定する場合、必ずタグ<持分率（分子）>に設定する。タグ<持分率（分母）>は、設定しない。

持分率（分母）　　jp:denominator

(1) 項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１.	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:denominator)に置換する。		記載内容誤り、内容の記載なしの場合、当該タグは、設定しない。
２.	その他項目名の記載事例 なし	タグの設定なし		
３.	項目名の記載なし	タグの設定なし		

(2) 内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１.	数字・記号７桁以内の記載であり、“／”より前の数字部分及び後の数字部分が、共に３桁以内の記載　(*1)	記載内容から“／”より後の数字部分を１バイトコードで設定する。		(*1)
２.	数字・記号８桁以上の記載　(*1)	タグの設定なし		(*1)
３.	“／”より前の数字部分及び後の数字部分のどちらかが４桁以上の記載	項番２と同じ		(*1)
４.	数字・記号以外による記載　(*1)	項番２と同じ		(*1) 共－７６補足参照
５.	内容の記載なし	項番２と同じ		

＊1）数字、記号とは下記を指す。（下記のコード欄は１６進コードで記載している。）

申請書の状態（２バイト）		電子化における対処（１バイト）	
英数字・記号	上段：ＪＩＳコード 下段：Ｓｈｉｆｔ－ＪＩＳコード	英数字・記号	Ｓｈｉｆｔ－ＪＩＳコード
“A” ～ “Z”	０ｘ２３４１～０ｘ２３５Ａ ０ｘ８２６０～０ｘ８２７９	“A” ～ “Z”	０ｘ４１～０ｘ５Ａ
“0” ～ “9”	０ｘ２３３０～０ｘ２３３９ ０ｘ８２４Ｆ～０ｘ８２５８	“0” ～ “9”	０ｘ３０～０ｘ３９
“／”	０ｘ２１３Ｆ ０ｘ８１５Ｅ	“/”	０ｘ２Ｆ

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名

納付年分　　jp：payment－years

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:payment-years)に 置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①支払年分 ②年分 ③納付年金 ④納付年度 ⑤納付年月 ⑥納付分 ⑦納付年 ⑧納付年額 ⑨納付年数	項番１と同じ		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし。		

文書例	XML
【納付年分】　第３年から第６年まで	<納付年分> <納付年分（自）>3</納付年分（自）> <納付年分（至）>6</納付年分（至）> </納付年分>

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名

納付年分（自）　　jp：year-from

(1) 項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:year-from) に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①支払年分 ②年分 ③納付年金 ④納付年度 ⑤納付年月 ⑥納付分 ⑦納付年 ⑧納付年額 ⑨納付年数	項番１と同じ		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし。		

(2) 内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	明確に判断できる記載 ①第Ｘ年から第Ｎ年まで ②Ｘ年からＮ年まで ③第Ｘ年分～第Ｎ年分 ④第Ｘ年～第Ｎ年 ⑤Ｘ年～Ｎ年 など （共－７９補足参照）	Ｘ年をタグ名(jp:year-from) に設定する。		初めに出現した数字をＸとみなし、最後に出現した数字をＮとみなす。 共－７９補足参照。
２．	①第Ｘ年分 ②Ｘ年分 ③第Ｘ年 など （共－７９補足参照）	Ｘ年をタグ名(jp:year-from) に設定する。		
３．	数字部分が３桁以上の記載の場合	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５２００	Ｘ年、Ｎ年の両方の桁数をチェックする。
４．	項番１、２、３以外の記載 （数字部分の記載がなく、 文字の記載がある場合）	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	２０００	
５．	内容の記載なし	内容の設定なし。		

補　足：

記載内容誤り、内容の記載なしでタグ属性にエラーコードを設定する場合、必ずタグ<納付年分(自)>に設定する。タグ<納付年分(至)>は、設定しない。

納付年分（至）　　jp:year-to

(1) 項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１.	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:year-to)に置換する。		記載内容誤り、内容の記載なしの場合、当該タグは、設定しない。
２.	その他項目名の記載事例 ①支払年分 ②年分 ③納付年金 ④納付年度 ⑤納付年月 ⑥納付分 ⑦納付年 ⑧納付年額 ⑨納付年数	項番１と同じ		
３.	項目名の記載なし	タグの設定なし。		

(2) 内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１.	明確に判断できる記載 ①第Ｘ年から第Ｎ年まで ②Ｘ年からＮ年まで ③第Ｘ年分～第Ｎ年分 ④第Ｘ年～第Ｎ年 ⑤Ｘ年～Ｎ年 など （共－７９補足参照）	Ｎ年をタグ名(jp:year-to)に設定する。		初めに出現した数字をＸとみなし、最後に出現した数字をＮとみなす。 共－７９補足参照。
２.	①第Ｘ年分 ②Ｘ年分 ③第Ｘ年 など （共－７９補足参照）	タグの設定なし。		
３.	数字部分が３桁以上の記載の場合	項番２と同じ。		
４.	項番１、２、３以外の記載 （数字部分の記載がなく、 文字の記載がある場合）	項番２と同じ。		
５.	内容の記載なし	項番２と同じ。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名

その他　　jp：dtext

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:dtext)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①その他の説明 ②他の説明 ③その他説明	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし。		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	内容の記載あり	記載内容をそのまま設定する		
２．	内容の記載なし	タグの設定なし。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　共－８３

提出物件の目録　　jp:submission-object-list-article

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:submission-object-list-article)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①添付書数の目録 ②添付物件の目録 ③添付書類の目録 ④添付書類の目緑 ⑤添付書類の目縁 ⑥添付の書類の目録 ⑦添附書類の目録 ⑧添附書類又は添附物件の目録 ⑨添付書類及び物件の目録 ⑩添付書類及び添付物件の目録 ⑪物件提出の目録	項番１と同じ ⑫提出物の目録 ⑬提出物件の表示 ⑭提出物件の目次 ⑮提出物件の目類 ⑯物件の目録 ⑰提出書類の目録 ⑱提出物件の名称 ⑲提出物件目録 ⑳提出物件 (21)提出物件の目緑 (22)提出物件の目縁 (23)提出書類の目次		
３．	項目名の記載なし	・提出物件の目録に該当する書類名の項目が存在する場合、タグの設定をする。 ・提出物件の目録に該当する書類名の項目が存在しない場合、タグの設定なし。		

（文書例）		（XML）
【提出物件の目録】	①	<提出物件の目録> <目録>
【物件名】　図面　１　②		<物件名>図面</物件名> <通数又は個数>１</通数又は個数>
【援用の表示】　平成12年2月2日提出の特許願に添付した委任状を援用する。		<援用の表示>平成12年2月2日提出の特許願に添付した委任状を援用する。</援用の表示>
【返還の申出】　要		<返還の申出>1</返還の申出>
【提出物件の特記事項】　追って補充する		<提出物件の特記事項>追って補充する</提出物件の特記事項> </目録>
	③	<目録>
【物件名】　優先権証明書　２		<物件名>優先権証明書</物件名> <通数又は個数>2</通数又は個数> </目録>
		<目録>
【包括委任状番号】　１２３４５６７	④	<包括委任状番号>1234567</包括委任状番号> </目録> </提出物件の目録>

①【提出物件の目録】の場合、繰り返し項目のタグ<目録>の全体を示すタグ<提出物件の目録>が記載される。
②【物件名】項目の記載内容は、タグ<物件名></物件名>とタグ<通数又は個数></通数又は個数>にそれぞれ設定される。
（タグ<通数又は個数>は設定されない場合がある。）
③【提出物件の目録】の繰り返しの場合、繰り返し全体を示すタグ<提出物件の目録>は記載されない。
④【包括委任状番号】項目の記載内容は、タグ<包括委任状番号></包括委任状番号>に設定される。

提出物件の目録グループタグ設定規則

1. 提出物件の目録のグループタグ（繰り返し項目のタグ）の設定は、
①【提出物件の目録】出現毎を１グループとして扱う。
②物件名の出現毎を１グループとして扱う。
③包括委任状番号の出現毎を１グループとして扱う。
但し【提出物件の目録】直下に【物件名】または【包括委任状番号】が出現した場合は、左記２項目で１グループとする。

【提出物件の目録】	
【物件名】	明細書　1
【物件名】 【返還の申出】	図面　1 有
【包括委任状番号】	１２３４５６７

グループ１
グループ２
グループ３

目録　　jp：list－group

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:list-group)を追加す る。		
２．	その他項目名の記載事例 ①添付書数の目録 ②添付物件の目録 ③添付書類の目録 ④添付書類の目緑 ⑤添付書類の目縁 ⑥添付の書類の目録 ⑦添附書類の目録 ⑧添附書類又は添附物件の目録 ⑨添付書類及び物件の目録 ⑩添付書類及び添付物件の目録 ⑪物件提出の目録	項番１と同じ ⑫提出物の目録 ⑬提出物件の表示 ⑭提出物件の目次 ⑮提出物件の目類 ⑯物件の目録 ⑰提出書類の目録 ⑱提出物件の名称 ⑲提出物件目録 ⑳提出物件 (21)提出物件の目緑 (22)提出物件の目縁 (23)提出書類の目次		
３．	項目名の記載なし	・提出物件の目録に該当する書類名の項目が存在する場合、タグの設定をする。 ・提出物件の目録に該当する書類名の項目が存在しない場合、タグの設定なし。		

物件名　　jp：document－name

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:document-name)置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①書類名 ②添付書類名 ③添付書類 ④添付物件名 ⑤添付物件	項番１と同じ		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし。		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	書類名又は物件名が記載され、下記の補足２の職権訂正を行っていない場合	①見本・ひな形に該当する物件が提出された場合、および見本・ひな形以外でもイメージ化できない物件（頁数の多い冊子、カタログ、パンフレット等）が提出された場合は、「○○○（見本あり）」と記載する。 （例　カタログ（見本あり）） ②上記以外の場合、記載内容をそのまま設定する。		補足１
２．	書類名又は物件名が記載され、下記の補足２の職権訂正を行った場合	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	２０００	補足１
３．	書類名又は物件名が記載され、下記の補足３の例外処理を行った場合	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５０００	補足１
４．	書類名又は物件名が記載されていない場合	内容の設定を行わない。		

補足１：

【物件名】の内容部に記載された文字列の最後尾に記載される１桁以上の連続する数字の羅列を通数又は個数とする。

上記以外の数字は、通数又は個数とせず、【物件名】の内容として電子化を行う。

補足２：

物件名が「特許請求の範囲」（「実用新案登録請求の範囲」）または「明細書」で、当該書類について下記の職権訂正を行った場合、エラー識別IDを設定する。

５．１．２職権訂正の範囲（５．１．２－１ページ）
(2)職権訂正の方法
②請求の範囲・明細書・図面・要約書に関する事項
(d)の職権訂正の場合、物件名：特許請求の範囲にエラー識別IDを設定
(e)の職権訂正の場合、物件名：明細書にエラー識別IDを設定

補足３：

物件名が「図面」で、当該書類について下記の例外処理を行った場合、エラー識別IDを設定する。

５．４．４図面の電子化（５．４．４－１５ページ）

(4)例外処理

⑤「【書類名】図面」のみ記載の書面が添付された場合、又は、項目名【図ｎ】の記載がありイメージが存在しない場合の電子化

- 【書類名】図面のみ記載の書面が添付された場合は、項目名【図】を追加し（図ｎの数字なし）、【図】の内容に、１行程度の空白行のイメージを作成し設定する。
- 項目名【図ｎ】の記載がありイメージが存在しない場合は、【図ｎ】の内容に、１行程度の空白行のイメージを作成し設定する。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名

通数又は個数　　jp:number-of-object

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	【物件名】の内容の記載で書類の通数が記載されている	タグ名(jp:number-of-object)に置換する。		
２．	【物件名】の内容の記載で書類の通数が記載されていない	タグの設定なし。		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	書類名又は物件名以降に書類の通数が記載されていて、２桁以内の記載の場合	書類名又は物件名以降の書類の通数部分を抜き出し１バイトコードで設定する		
２．	書類名又は物件名以降に書類の通数が記載されていて、３桁以上の記載の場合	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５２００	
３．	書類名又は物件名以降に書類の通数が記載されていない場合	内容の設定を行わない。		

補　足：

通数又は個数の特定方法

通数又は個数は【物件名】の内容部に記載された文字列の最後尾に記載される１桁以上の連続する数字の羅列とする。
上記以外の数字は、通数又は個数とせず、【物件名】の内容として電子化を行う。

項目名（日本語標準名）　　・タグ名

援用の表示　　jp:citation

（提出物件の目録）

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:citation)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①援用表示 ②援用 ③物件の援用	項番１と同じ		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし。		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	内容の記載がある場合	記載内容をそのまま設定する		
２．	内容の記載がない場合	内容の設定を行わない。		

補　足：

・実用新案登録願で、図面がない場合、援用の表示がなければ、電子化不能とする。

・物件提出書については相関チェック有り。第５章５．６．２の１）管理情報における相関チェック(9)を参照すること。

返還の申出　　jp:return-request

(提出物件の目録)

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:return-request)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①申し出の返還 ②返還 ③返還の申し出 ④返却の申し出 ⑤返却の申出	項番１と同じ		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし。		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	無　と記載 無とはっきり区別のつくもの	「無」に対応する“0”（ゼロ）を１バイトコードで設定する。		
２．	有　と記載 有とはっきり区別のつくもの	「有」に対応する“１”を１バイトコードで設定する。		
３．	項番１，２以外の記載	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	２０１０	
４．	内容の記載なし	内容の設定を行わない。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　共－８９

包括委任状番号　　jp:general-power-of-attorney-id

（提出物件の目録）

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名 (jp:general-power-of-attorney-id)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①包括委任番号 ②包括委任寄託番号 ③包括委任状の寄託番号 ④包括委任状の番号 ⑤包括委任状	項番１と同じ		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし。		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	数字７桁の記載 （例）1234567	記載内容を１バイトコードで設定する		
２．	数字７桁以外の記載	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５２００	
３．	数字以外による記載	項番２と同じ。	２０００	
４．	内容の記載なし	内容の設定を行わない。		

・包括委任状番号が記載されてきた場合の提出物件の記事グループタグ設定規則

包括委任状番号の記載があった場合は、包括委任状番号１つにつき１グループを作成する。
尚、他の項目は実データは持たない。
下に例を示す。

【提出物件の目録】	
【物件名】　明細書　１	グループ１
【物件名】　図面　１ 【返還の申出】　有	グループ２
【包括委任状番号】　１２３４５６７	グループ３

但し、【包括委任状番号】の下にそれ単独でグループタグを作成しない【提出物件の目録】の項目が出現した場合は、【包括委任状番号】のグループ内の項目として電子化を行う。

提出物件の特記事項（提出物件の目録）　　jp：dtext

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:dtext)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①添付書類の特記事項 ②特記事項 ③物件提出の特記事項 ④物件提出の目録の特記事項	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし。		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	内容の記載がある場合	記載内容をそのまま設定する		
２．	内容の記載がない場合	内容の設定なし。		

規定外の項目　タグ名設定規則

１．　概　念

申請書類（５．３．３　書類毎の変換仕様見出し参照）において、項目をタグに置換する際、該当するタグが存在しないものについては、規定外の項目として電子化を行う。

（例）　　特許願の場合

【特許出願】　　特許　太郎

→ 該当するタグが存在しないため
規定外の項目として電子化を行う。

２．　規定外の項目の定義位置

規定外の項目は書誌を示すタグ（書類識別）の真下の一番最後に定義される。
（書面にて提出可能な書類のみ定義する）

例。出願人名義変更届の場合

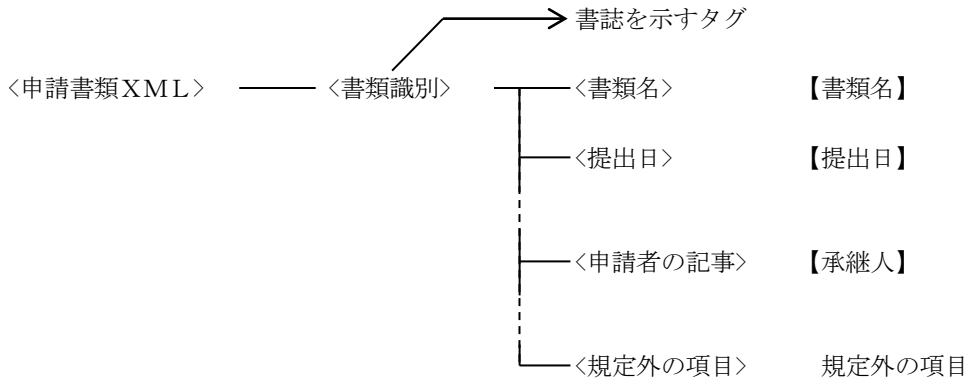

３．　規定外の項目の構造

規定外の項目のタグ付けは以下とする。

①タグの構造

〈規定外の項目〉 ―――― 〈規定外の記事〉 ―――― 〈項目名〉
　　└―― 〈項目内容〉

②タグの意味

日本語標準名	タ　　グ　　名	繰り返し	内　　容
規定外の項目	jp:rule-outside-item-article		規定外の項目全体を示すタグ
規定外の記事	jp:rule-outside-group	○	一つの項目名に対応するグループを構成するタグ
項目名	jp:item-name		当該タグの内容を項目名として表示する。デリミタを除いて設定
項目内容	jp:item-content		項目名に対応する項目内容を設定

４．　電子化方法

以下に規定外の項目を電子化する場合のタグの設定、内容の設定を述べる。

①　規定外の項目が単独項目として記載されている場合

該当項目のタグ(規定外の項目)を書誌の最後尾に作成し、該当の項目とその直前に記載されている項目の２項目を作成する。

例：

書面上の記載　　→　　XML

【書類名】　出願人名義変更届
・
・
【あて先】　特許庁長官殿　◎
【特許出願】　特許　太郎　☆
【実用出願】　実用　太郎　※
【事件の表示】
・
・

〈書類名 四法種別="特許"〉A1711〈/書類名〉
・
・
〈あて先〉特許庁長官殿〈/あて先〉
〈事件の表示〉
・
・
〈規定外の項目〉
〈規定外の記事〉
〈項目名〉あて先〈/項目名〉
〈/規定外の記事〉
　◎直前の項目
〈規定外の記事〉
〈項目名〉特許出願〈/項目名〉
〈項目内容〉特許　太郎〈/項目内容〉
〈/規定外の記事〉
　☆規定外の項目
〈規定外の記事〉
〈項目名〉実用出願〈/項目名〉
〈項目内容〉実用　太郎〈/項目内容〉
〈/規定外の記事〉
　※規定外の項目
〈/規定外の項目〉

書誌事項の一番最後に設定される。

※連続して出現した場合は、直前の項目は１つのみ作成する。

(注) 書誌の先頭に規定外の項目が出現した場合は、直前の項目は作成しない。
(注) 規定外の項目は、職権訂正にて並び替え前の状態において設定される。

② 規定外の項目がグループ内に記載されている場合

該当項目のタグ（規定外の項目）を書誌の最後尾に作成し、そのグループ筆頭項目及び該当項目の２項目を作成する。

例：

書面上の記載 → XML

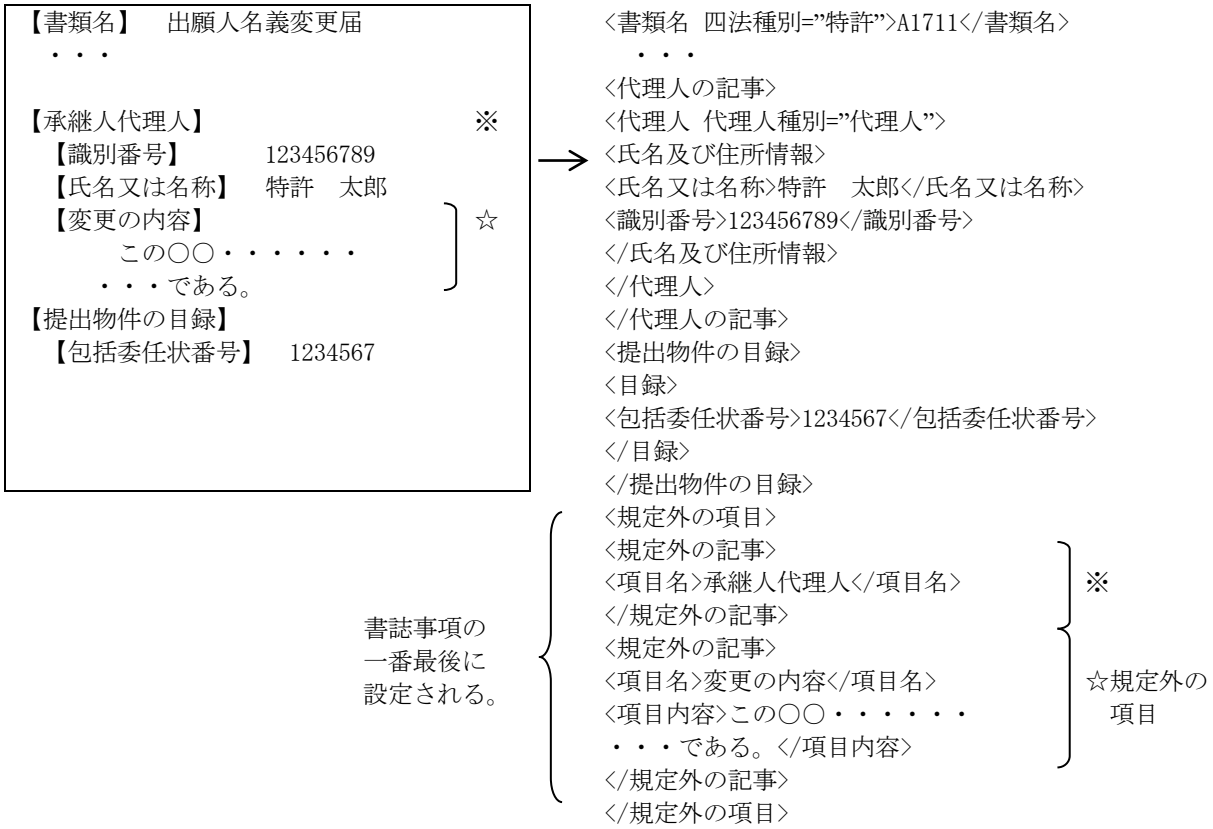

※規定外の項目がグループ内のためグループ筆頭項目が設定される。

補足：

規定外の項目が補正の記事（又は訂正の記事）に記載されている場合、補正の補正（又は訂正の訂正）に記載されている場合の電子化例は、手続補正書の電子化の７）例外処理を参照。

特殊申請において、管理情報の電子署名情報（jp:m-signature-group）が設定されている場合、規定外の項目に電子署名有及びオンライン申請時の受付番号を設定する。

特殊申請において、１書類の合計容量が圧縮前２００ＭＢを超える場合、規定外の項目に物件有及びオンライン申請時の受付番号を設定する。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名

規定外の項目　　jp:rule-outside-item-article

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	規定外の項目が出現した場合	タグ名 (jp:rule-outside-item-article)を追加する。		特殊申請において、管理情報の電子署名情報（jp:m-signature-group）が設定されている場合もタグを設定する 特殊申請において、１書類の合計容量が圧縮前２００MBを超える場合もタグを設定する

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名

規定外の記事　　jp:rule-outside-group

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１.	規定外の項目が出現した場合	タグ名 (jp:rule-outside-group)に置換する。		特殊申請において、管理情報の電子署名情報（jp:m-signature-group）が設定されている場合もタグを設定する 特殊申請において、１書類の合計容量が圧縮前２００MBを超える場合もタグを設定する

項目名　　jp：item－name

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	規定外の項目名が出現した場合	タグ名(jp:item-name)に置換する。		ただし、規定外の項目タグ設定規則に準ずる

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	規定外の項目名が出現した場合	タグに変換できなかった項目名をデリミタを除いて設定する。		
２．	特殊申請において、管理情報の電子署名情報（jp:m-signature-group）が設定されている場合	“電子署名あり”を設定し、グループを繰り返して“特殊申請受付番号”を設定する。（注１）		
３．	特殊申請において、１書類の合計容量が圧縮前２００ＭＢを超える場合	“物件あり”を設定し、グループを繰り返して“特殊申請受付番号”を設定する。（注２）		

（注１）設定例

```
<jp:rule-outside-group>
  <jp:item-name>電子署名あり</jp:item-name>
</jp:rule-outside-group>
<jp:rule-outside-group>
  <jp:item-name>特殊申請受付番号</jp:item-name>
  <jp:item-content>5NNNNNNNNN</jp:item-content>
</jp:rule-outside-group>
```

（注２）設定例

```
<jp:rule-outside-group>
  <jp:item-name>物件あり</jp:item-name>
</jp:rule-outside-group>
<jp:rule-outside-group>
  <jp:item-name>特殊申請受付番号</jp:item-name>
  <jp:item-content>5NNNNNNNNN</jp:item-content>
</jp:rule-outside-group>
```

項目内容　　jp:item-content

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１.	規定外の項目名の内容が記載されていた場合	タグ名(jp:item-content)に置換する。		ただし、規定外の項目タグ設定規則に準じる
２.	内容の記載なし	タグ名の設定なし		

(2)内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１.	規定外の項目名の内容が記載されていた場合	タグに変換できなかった項目名の内容を設定する。		
２.	特殊申請において、管理情報の電子署名情報（jp:m-signature-group）が設定されている場合	項目名(jp:item-name)が“特殊申請受付番号”の場合、オンライン申請時の受付番号を設定する。（注１）		オンライン申請時の受付番号は送付票の管理情報の受付番号（jp:m-receipt-number）から取得する
３.	特殊申請において、１書類の合計容量が圧縮前２００ＭＢを超える場合	項目名(jp:item-name)が“特殊申請受付番号”の場合、オンライン申請時の受付番号を設定する。（注２）		オンライン申請時の受付番号は送付票の管理情報の受付番号（jp:m-receipt-number）から取得する

（注１）設定例

```
<jp:rule-outside-group>
  <jp:item-name>電子署名あり</jp:item-name>
</jp:rule-outside-group>
<jp:rule-outside-group>
  <jp:item-name>特殊申請受付番号</jp:item-name>
  <jp:item-content>5NNNNNNNNNN</jp:item-content>
</jp:rule-outside-group>
```

（注２）設定例

```
<jp:rule-outside-group>
  <jp:item-name>物件あり</jp:item-name>
</jp:rule-outside-group>
<jp:rule-outside-group>
  <jp:item-name>特殊申請受付番号</jp:item-name>
  <jp:item-content>5NNNNNNNNNN</jp:item-content>
</jp:rule-outside-group>
```

共－９５～１００は欠番

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名

申請者の記事　　jp:applicants

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
1.	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:applicants)に置換する。		グループ代表タグ名であるため、本タグ名を設定した場合グループ内タグ名を設定する。
２.	その他項目名の記載事例（書類別項目記載事例一覧表参照）			
３.	項目名の記載なし	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

文書例		XML例
		<申請者の記事>
【特許出願人】①		<申請者>
【持分】	50/100	<持分>50/100</持分>
【代表者出願人】		<代表出願人 />
		<氏名及び住所情報>
【フリガナ】	トッキョ　タロウ	<フリガナ>トッキョ　タロウ</フリガナ>
【氏名又は名称】	特許　太郎　②	<氏名又は名称>特許　太郎</氏名又は名称>
【氏名又は名称原語表記】	TAROU　TOKKYO	<氏名又は名称原語表記>TAROU　TOKKYO</氏名又は名称原語表記>
【識別番号】	123456789	<識別番号>123456789</識別番号>
		<住所又は居所情報>
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関１　③	<住所又は居所>東京都千代田区霞が関１</住所又は居所>
【住所又は居所原語表記】	KKKK・・・	<住所又は居所原語表記>KKKK・・・</住所又は居所原語表記>
		</住所又は居所情報>
【電話番号】	０３－３５８１－１１０１	<電話番号>03-3581-1101</電話番号>
		</氏名及び住所情報>
【就業場所】	東京都千代田区霞が関２丁目	<就業場所>東京都千代田区霞が関２丁目</就業場所>
【営業所】	東京都千代田区霞が関３	<営業所>東京都千代田区霞が関３</営業所>
		<代表者情報>
		<代表者>
【フリガナ】	ダイヒョウ　タロウ	<フリガナ>ダイヒョウ　タロウ</フリガナ>
【代表者】	代表　太郎　④	<代表者識別>代表者</代表者識別>
		<氏名又は名称>代表　太郎</氏名又は名称>
【代表者原語表記】	TAROU　DAIHYOU	<原語表記>TAROU　DAIHYOU</原語表記>
		</代表者>
		</代表者情報>
【法人の法的性質】	ＫＫＫ．．．	<法人の法的性質>ＫＫＫ．．．</法人の法的性質>
		<国籍>
【国籍・地域】	アメリカ合衆国　⑤	<国コード>US</国コード>
		</国籍>
【連絡先】	東京営業所０３－３１２３－４５６７	<連絡先>東京営業所０３－３１２３－４５６７</連絡先>
		</申請者>
【特許出願人】 ⑥		<申請者>
		<氏名及び住所情報>
【氏名又は名称】	特許　次郎	<氏名又は名称>特許　次郎</氏名又は名称>
		<住所又は居所情報>
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関１	<住所又は居所>東京都千代田区霞が関１</住所又は居所>

</住所又は居所情報>
</氏名及び住所情報>
</申請者>
</申請者の記事>

① 【特許出願人】の場合、タグ<申請者>はグループの繰り返しを示し、タグ<申請者の記事>でグループ全体を挟む。
② 【氏名又は名称】の場合、グループを示すタグ<氏名及び住所情報>でグループ全体を挟む。
その記載内容は、タグ<氏名又は名称></氏名又は名称>で記載する。
③ 【住所又は居所】の場合、グループを示すタグ<住所又は居所情報>でグループ全体を挟む。その記載内容は、タグ<住所又は居所></住所又は居所>で記載する。
④ 【代表者】の場合、タグ<代表者>でグループの繰り返しを示し、タグ<代表者情報>でグループ全体を挟む。
項目の内容は、タグ<代表者識別></代表者識別>で記載。項目の記載内容は、<氏名又は名称></氏名又は名称>で記載。
⑤【国籍・地域】の場合、タグ<国籍>で繰り返し全体を挟む。その記載内容は、タグ<国コード></国コード>で記載。
⑥ 【特許出願人】の繰り返しの場合、タグ<申請者の記事>は設定されない。

・【特許出願人~~申請者~~】等グループ内タグ設定規則

1．【識別番号】〔タグ名(jp:registered-number)〕，【住所又は居所】〔タグ名(jp:text)〕，
【氏名又は名称】〔タグ名(jp:name)〕の設定規則

表（1．5）に示すケースに該当しない場合は却下として、
電子化を行わず電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリ管理班~~へ返却する。

表（1．5）

ケース	【識別番号】	【住所又は居所】	【氏名又は名称】
ケース１	○		
ケース２	○	○	○
ケース３	○		○
ケース４		○	○
ケース５	○	○	
ケース６			○ ＊1

○：記載有り　　空白：記載なし

＊1【代理人】のグループ内タグの設定規則にそった代理人の記載が１つでもある場合は
【特許出願人~~申請者~~】等の記載は【氏名又は名称】のみの記載でも電子化を行う。

2．グループ内タグの他の項目の設定規則

（1）項目名の記載あり
各項目のタグを設定し、記載内容を設定する。

（2）項目名の記載なし
各項目のタグの設定なし。

(ｹｰｽ１の文書例) ~~(ｹｰｽ　1)　(文書例)~~

【特許出願人】

【識別番号】　123456789

（XML）
<申請者の記事>
<申請者>
<氏名及び住所情報>
<識別番号>123456789</識別番号>
</氏名及び住所情報>
</申請者>
</申請者の記事>

(ｹｰｽ２の文書例) ~~(ｹｰｽ　2)　(文書例)~~

【特許出願人】

【氏名又は名称】　特許　太郎
【識別番号】　123456789

【住所又は居所】　東京都千代田区霞が関１

（XML）
<申請者の記事>
<申請者>
<氏名及び住所情報>
<氏名又は名称>特許　太郎</氏名又は名称>
<識別番号>123456789</識別番号>
<住所又は居所情報>
<住所又は居所>東京都千代田区霞が関１</住所又は居所>
</住所又は居所情報>
</氏名及び住所情報>
</申請者>
</申請者の記事>

（ｹｰｽ３の文書例）~~（ケース　３）　（文書例）~~

【特許出願人】

【氏名又は名称】　特許　太郎
【識別番号】　123456789

（XML）
<申請者の記事>
<申請者>
<氏名及び住所情報>
<氏名又は名称>特許　太郎</氏名又は名称>
<識別番号>123456789</識別番号>
</氏名及び住所情報>
</申請者>
</申請者の記事>

（ｹｰｽ４の文書例）~~（ケース　４）　（文書例）~~

【特許出願人】

【氏名又は名称】　特許　太郎

【住所又は居所】　東京都千代田区霞が関１

（XML）
<申請者の記事>
<申請者>
<氏名及び住所情報>
<氏名又は名称>特許　太郎</氏名又は名称>
<住所又は居所情報>
<住所又は居所>東京都千代田区霞が関１</住所又は居所>
</住所又は居所情報>
</氏名及び住所情報>
</申請者>
</申請者の記事>

（ｹｰｽ５の文書例）~~（ケース　５）　（文書例）~~

【特許出願人】

【識別番号】　123456789

【住所又は居所】　東京都千代田区霞が関１

（XML）
<申請者の記事>
<申請者>
<氏名及び住所情報>
<識別番号>123456789</識別番号>
<住所又は居所情報>
<住所又は居所>東京都千代田区霞が関１</住所又は居所>
</住所又は居所情報>
</氏名及び住所情報>
</申請者>
</申請者の記事>

（ｹｰｽ６の文書例）~~（ケース　６）　（文書例）~~

【特許出願人】

【氏名又は名称】　特許　太郎

（XML）
<申請者の記事>
<申請者>
<氏名及び住所情報>
<氏名又は名称>特許　太郎</氏名又は名称>
</氏名及び住所情報>
</申請者>
</申請者の記事>

３．　“出願人と同じ”記載時の対処について

登録書類において【納付者】（申請者の記事）の欄に“出願人と同じ”の記載があった場合は、【出願人】（事件の出願人の記事）のグループ全てを【納付者】として複写する。
“出願人と同じ”が記載されているかどうかの判断規準は、“出願人”と“同”又は“おなじ”の２種類があれば、記載されているとみなす。

４．　“発明者と同じ”記載時の対処について

願書・中間書類において【特許出願人~~申請者~~】（申請者の記事）の欄に“発明者と同じ”の記載があった場合は、【発明者】（発明者の記事）のグループ全てを【特許出願人】（申請者の記事）として複写する。
【特許出願人】は申請者の書類別項目記載事例一覧表の「項目名」欄の記載に必要に応じて読み替えること。
“発明者と同じ”が記載されているかどうかの判断基準は、“発明者”と“同”又は“おなじ”の２種類があれば、記載されているとみなす。

・【特許出願人】に“発明者と同じ”の記載があった場合の電子化

・タグ名<jp:applicant~~特許出願人~~>の内容に“発明者と同じ”の記載があった場合、以下のような処分をする。

【発明者】
　【氏名】　　特許　太郎
　【識別番号】　　０００００５８３２
　【住所又は居所】　東京都港区
【特許出願人】　　発明者と同じ

・申請書の状態

【発明者】
　【氏名】　　特許　太郎
　【識別番号】　　０００００５８３２
　【住所又は居所】　東京都港区
【特許出願人】　　発明者と同じ

・電子化後

（申請書）	（ＸＭＬ）
	<発明者の記事>
【発明者】	<発明者>
	<氏名及び住所情報>
【氏名】　特許　太郎	<氏名又は名称>特許　太郎</氏名又は名称>
【識別番号】　０００００５８３２	<識別番号>000005832</識別番号>
	<住所又は居所情報>
【住所又は居所】　東京都港区	<住所又は居所>東京都港区</住所又は居所>
	</住所又は居所情報>
	</氏名及び住所情報>
	</発明者>
	</発明者の記事>
	<申請者の記事>
【特許出願人】	<申請者>
	<氏名及び住所情報>
【氏名又は名称】　特許　太郎	<氏名又は名称>特許　太郎</氏名又は名称>
【識別番号】　０００００５８３２	<識別番号>000005832</識別番号>
	<住所又は居所情報>
【住所又は居所】　東京都港区	<住所又は居所>東京都港区</住所又は居所>
	</住所又は居所情報>
	</氏名及び住所情報>
	</申請者>
	</申請者の記事>

１．記載パターン

	筆頭項目内容部			従属項目		処理
	正常記載	記載不備	記載なし	あり	なし	
ﾊﾟﾀｰﾝ1	○			○		筆頭項目エラー
ﾊﾟﾀｰﾝ2		○		○		筆頭項目エラー
ﾊﾟﾀｰﾝ3			○	○		正常
ﾊﾟﾀｰﾝ4	○				○	発明者の内容をコピー
ﾊﾟﾀｰﾝ5		○			○	筆頭項目エラー
ﾊﾟﾀｰﾝ6			○		○	正常

（注）・筆頭項目内容部の正常な記載とは、”発明者と同じ”またはその職権訂正項目内容のいずれかの記載がある場合を言う。
・筆頭項目内容部の記載不備とは、上記以外で何らかの文字の記載がある場合を言う。
・従属項目ありとは、【特許出願人】のグループに属する項目の記載（規定外となる場合を除く）がある場合を言う。
・従属項目なしとは、実データがない場合を言う。

２．処理の説明

(1) 筆頭項目エラー
・エラーとしてエラー識別ＩＤ（５０２０）を記載する。
・原データを取得する。
・従属項目の記載がある場合はデータエントリする。

例）

（申請書類上）	（ＸＭＬ）
【特許出願人】発明者と同じ 【氏名又は名称】　特許　太郎	<申請者の記事> <申請者 ｴﾗｰｺｰﾄﾞ="5020"> <氏名及び住所情報> <氏名又は名称>特許　太郎</氏名又は名称> </氏名及び住所情報> </申請者> </申請者の記事>

(2) 発明者の内容をコピー
発明者の各タグ名の実データを下記の対応によりコピーする。ただし、実データがない場合は、何もしない。

複写元（発明者）	フリガナ	氏名又は名称	住所又は居所	識別番号
複写先（申請者）	フリガナ	氏名又は名称	住所又は居所	識別番号

(3)申請者・発明者対応表

発明者 申請者	1	2	3	4	5	6	記載 なし
ﾊﾟﾀｰﾝ1	A	A	A	A	A	A	A
2	A	A	A	A	A	A	A
3	A	A	A	A	A	A	A
4	C	C	C	D	B	B	B
5	A	A	A	A	A	A	A
6	A	A	A	A	A	A	A

A　申請者の記載項目のみで処理をする。
B　発明者の内容をコピーできないためAの処理を行う。
C　発明者の内容をコピー
D　申請者と発明者の間で矛盾
A、Bでエラーとなるときは前頁の筆頭項目エラーとして処理する。（電子化不能）
Dでエラーとなるときは後頁にて処理案を示す。

(4)発明者が複数のとき（出願人記載パターン４の処理方法）

ケース	発明者記載 パターン	記載内容の概要	転送の可不可
①	１・２・３	従属項目あり	転送内容あり
②	４	筆頭項目の項目内容不備	転送内容不備
③	５・６	実データなし	転送内容なし

(a)①が複数あるとき
発明者の転送内容が特定できないため電子化不能とする。
(b)①がなく②のみのとき
申請者と発明者がお互いを指して矛盾するため電子化不能とする。
（また、このケースは上記の申請者・発明者対応表のDにもあてはまる）
(c)①がなく③があるとき（②があっても構わない）
発明者の内容がないため電子化不能とする。
(d)①が１つだけあるとき
①の発明者の内容を申請者にコピーする。

(5)〝発明者と同じ〟申請者が複数あるとき
現行では、申請者、代理人等繰り返し項目での内容重複はノーチェックなので何件あっても構わないとする。
補足
・補正時も同様に処理を行う。
・申請者の項目内容は、申請者（タグ名applicant）の項目内容として項目内容テーブルに設定する。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名

申請者　　jp:applicant

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
1.	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:applicant)に置換する。		グループ代表タグ名であるため、本タグ名を設定した場合グループ内タグ名を設定する。
２.	その他項目名の記載事例 （書類別項目記載事例一覧表参照）	項番１に同じ。		
３.	項目名の記載なし	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

(2)　書類別のタグ属性

①「意見書」、「誤訳訂正書」の場合

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１.	【審判請求人】と記載	タグ属性に 出願形態＝“審判” と設定する。		
~~２.~~	~~【被請求人】と記載~~	~~タグ属性に 出願形態＝“被請求人” と設定する。~~		
~~３.~~	~~【異議申立人】と記載~~	~~タグ属性に 出願形態＝“異議申立人” と設定する。~~		
~~４.~~	~~【判定請求人】と記載~~	~~タグ属性に 出願形態＝”判定請求人” と設定する。~~		
~~５.~~	~~【特許権者】と記載~~	~~タグ属性に 出願形態＝“特許権者” と設定する。~~		
~~６.~~	~~【実用新案権者】と記載~~	~~タグ属性に 出願形態＝”実用新案権者” と設定する。~~		

（文書例）

【審判請求人】

【氏名又は名称】　　特許　太郎

【住所又は居所】　　東京都千代田区霞が関１

（ＸＭＬ）

<申請者の記事>
<申請者　出願形態="審判">
<氏名及び住所情報>
<氏名又は名称>特許　太郎</氏名又は名称>
<住所又は居所情報>
<住所又は居所>東京都千代田区霞が関１</住所又は居所>
</住所又は居所情報>
</氏名及び住所情報>
</申請者>
</申請者の記事>

(3)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
1.	“発明者と同じ”と記載。	“【特許出願人】に発明者と同じ”の記載があった場合の電子化に従い電子化を行う		
２.	“発明者”と“同じ”又は“おなじ”の２種類が記載	項番１と同じ。		
３.	上記以外による記載	内容の設定せず、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する	５０２０	筆頭項目エラー
４.	内容の記載なし	内容の設定なし。		

書類別項目記載事例一覧表

項番	書類名	項目名	その他の記載事例　＊
1	特許願	特許出願人	出願人・特許登録出願人・特許出願者 ・出願者・特許願出願人
2	実用新案登録願	実用新案登録出願人	出願人・実用新案出願人・出願者 ・実用新案登録願出願人・実用出願者 ・実用新案登出願人・実用新案登録出願 ・実用登録新案出願人・実用新登録出願人 ・実用新案登録願人・実用新安登録出願人
3	翻訳文提出書	特許出願人	特許願と同じ
4	出願人名義変更届	承継人	承続人・承続者・譲受人 ・承継人（一部承継による） ・承継人（共有契約による） ・承継人（持分放棄による） ・相続人（一般承継）・相続者（一般承継） ・共有加入者→共有加入人 ・部分承継人・部分承継者・一部承継人 ・一部承継者・共有承継人・共有承継者 ・持分承継人・持分承継者・共有加入者 ・共有加入人・一部譲受人・継承人
5	出願人名義変更届（一般承継）		
6	受継申立書	受継申立人	申請人・申請者・申請した者
7	代表者選定届	代表者	代表出願人・審判請求人・請求人
8	代理人変更届	手続をした者	手続者・手続人・手続をする者・審判請求人 ・請求人・手続きをする者・手続をした者 ・手続きをした者・出願人・特許登録出願人 ・特許出願者・出願者・実用新案出願人・手続をしたもの・実用出願者・実用新案登録出願人・実用新案登録出願・実用新案登出願人 ・手続した者・実用新案登録願出願人
１０	代理人選任届	手続をした者	同　上
１２	代理人解任届	手続をした者	同　上
１３	代理権変更届	手続をした者	同　上
１４	代理権消滅届	手続をした者	同　上
１５	包括委任状援用制限届	手続をした者	同　上
２３	出願取下書	特許出願人	出願人・取下をする者 ・取下をした者・取下の届出者・審判請求人 ・実用新案登録出願人・実用新案登出願人 ・請求人・実用出願人・出願者・実用出願者 ・実用登録新案出願人・実用新登録出願人 ・実用新案登録出願・実用新案登録願人・実用新安登録出願人・実用新案登録願出願人
２４	出願放棄書	特許出願人	出願人・審判請求人・放棄をする者・放棄をした者・放棄の届出者・審判請求人・請求人 ・実用新案登録出願人・実用新案登出願人・実用出願人・出願者・実用出願者・実用新案出願人・実用新登録出願人・実用新案登録出願・実用新案登録願人・実用新安登録出願人 ・実用新案登録願出願人

項番	書類名	項目名	その他の記載事例　＊
２５	先の出願に基づく優先権主張取下書	特許出願人	出願人・取下をする者・取下をした者・取り下の届出者・審判請求人・実用新案登録出願人・実用新案登出願人・請求人・実用出願人・出願者・実用出願者・実用新案登録出願・実用新案登録願出願人
２６	パリ条約による優先権主張放棄書	特許出願人	出願人・審判請求人・放棄をする者・放棄をした者・放棄の届出者・審判請求人・請求人・実用新案登録出願人・実用新案登出願人・実用出願人・出願者・実用出願者・実用新案出願人・実用新登録出願人・実用新案登録出願・実用新案登録願人・実用新安登録出願人・実用新案登録願出願人
２７	意見書	特許出願人 （審判の場合） 審判請求人 ~~被請求人~~ ~~特許権者~~ ~~実用新案権者~~ ~~（異議申立の場合）~~ ~~異議申立人~~ ~~（判定請求の場合）~~ ~~判定請求人~~	出願人・特許登録出願人・特許出願者・特許出願・実用新案登出願人・請求人・実用新案登録出願人・実用出願人・出願者・実用出願者・実用新案登録願出願人・実用登録新案出願人・実用新登録出願人・実用新案登録願人・実用新安登録出願人・実用新案登録出願
２８	弁明書	弁明をする者	・弁明をした者・弁明する者・弁明した者・弁明者・手続者・手続人・手続をする者・手続きをする者・手続きをした者・特許出願人・実用新案登録出願人
２９	優先権証明書提出書	提出者	提供者・提出をした者・提出をする者・提出した者・提出する者・手続者・手続人・手続をする者・手続きをする者・手続をした者・手続きをした者・補充をする者・補充をした者・補充する者・補充した者・補充者
３０	新規性の喪失の例外証明書提出書	提出者	提供者・提出をした者・提出をする者・提出した者・提出する者・手続者・手続人・手続をする者・手続きをする者・手続をした者・手続きをした者
３１	出願日証明書提出書	提出者	申請人・申請者・申請した者
３２	物件提出書	提出者	新規性の喪失の例外証明提出書　と同じ
３３	証明書類提出書	提出者	申請人・申請者・申請した者
３４	受託番号変更届	手続をした者	申請人・申請者・申請した者・手続した者
３５	雑書類	提出者	なし
３６	上申書	上申をする者	上申をした者・上申する者・上申した者・上申者・手続者・手続人・手続をする者・手続きをする者・審判請求人・手続をした者・手続きをした者・請求人・特許出願人・実用新案登録出願人・上申をするもの
３７	手続補足書	補足をする者	補足者・補足した者・出願人・審判請求人・補足する者・補足をする人・請求人・手続者・手続人・手続をする者・手続きをする者・手続をした者・手続きをした者・手続した者・手続をしたもの
３８	刊行物等提出書	提出者	申請人・申請者・申請した者

項番	書　類　名	項　目　名	そ　の　他　の　記　載　事　例　＊
３９	優先審査に関する事情説明書	提出者	申請人・申請者・申請した者
４０	早期審査に関する事情説明書	提出者	申請人・申請者・申請した者
４１	早期審査に関する事情説明補充書	提出者	申請人・申請者・申請した者
４２	期間延長請求書	請求人	出願人・特許登録出願人・特許出願人・実用新案登録出願人・実用新案登出願人・特許出願人・審判請求人・請求人・実用新案登録出願・実用新案登録願出願人
42-1	期間延長請求書（期間徒過）		
４３	出願審査請求書	請求人	請求者・手続者・提出者・手続をした者・特許請求人
４４	出願審査請求書（他人）		
４５	実用新案技術評価請求書	請求人	請求者・手続者・提出者・手続をした者・特許請求人・出願人・実用新案出願人・出願者・実用出願者・実用新案登出願人・実用登録新案出願人・実用新登録出願人・実用新案登録願人・実用新安登録出願人
45-1	実用新案技術評価請求書（他人）		
４６	出願公開請求書	特許出願人	請求人、請求者、出願公開請求人、出願人、特許請求人、提出者
46-1	出願審査請求手数料返還請求書	返還請求人	変換請求人
46-2	既納手数料返還請求書		
46-3	既納手数料（登録料）返還請求書		
46-4	世界知的所有権機関へのアクセスコード付与請求書	手続をした者	代理人変更届　と同じ
46-5	回復理由書	特許出願人	出願人・特許登録出願人・特許出願者・出願者・特許願出願人・実用新案出願人・実用新案登録願出願人・実用出願者・実用新案登出願人・実用新案登録出願・実用登録新案出願人・実用新登録出願人・実用新案登録願人・実用新安登録出願人
46-6	保全審査に付することを求める申出書	申出人	申出者・申出した者
46-7	不送付通知申出書	申出人	申出者・申出した者
４７	手続補正書（方式）	補正をする者	補正をした者・補正者・手続をした者・審判請求人・請求人・特許出願人・補正をする人・補正をするもの・補正する者・補正をするしゃ・実用新案登録出願・実用新案登録出願人・実用新案登録願出願人・手続した者・手続する者・手続きした者・手続きする者・手続きをした者・手続きをする者・補正した者
４８	手　続　補　正　書		
４９	誤訳訂正書	特許出願人 （審判の場合） 審判請求人	特許願　と同じ

項番	書類名	項目名	その他の記載事例　＊
５０	国内書面	特許出願人	出願人・特許登録出願人・特許出願者 ・出願者・特許願出願人・実用新案出願人 ・実用新案登録願出願人・実用出願者 ・実用新案登出願人・実用新案登録出願 ・実用登録新案出願人・実用新登録出願人 ・実用新案登録願人・実用新安登録出願人
５１	図面の提出書	実用新案登録出願人	実用新案登録願　と同じ
５２	国際出願翻訳文提出書	特許出願人	国内書面　と同じ
５３	国際出願翻訳文提出書（職権）	特許出願人	国内書面　と同じ
５４	新規性喪失の例外適用申請書	特許出願人	国内書面　と同じ
５５	国内処理請求書	実用新案登録出願人	請求人
５６	特許協力条約第１９条補正の翻訳文提出書	特許出願人	国内書面　と同じ
５７	特許協力条約第１９条補正の翻訳文提出書（職権）	特許出願人	国内書面　と同じ
５８	特許協力条約第１９条補正の写し提出書	特許出願人	国内書面　と同じ
５９	特許協力条約第１９条補正の写し提出書（職権）	特許出願人	国内書面　と同じ
６０	特許協力条約第３４条補正の翻訳文提出書	特許出願人	国内書面　と同じ
６１	特許協力条約第３４条補正の翻訳文提出書（職権）	特許出願人	国内書面　と同じ
６２	特許協力条約第３４条補正の写し提出書	特許出願人	国内書面　と同じ
６３	特許協力条約第３４条補正の写し提出書（職権）	特許出願人	国内書面　と同じ
７０	特許料納付書	納付者	申請人・申請者・申請した者・納付書
７１	実用新案登録料納付書	納付者	申請人・申請者・申請した者・納付書
７２	意匠登録料納付書	納付者	申請人・申請者・申請した者・納付書
７３	商標登録料納付書	納付者	申請人・申請者・申請した者・納付書
７４	追加の特許の特許料納付書	納付者	申請人・申請者・申請した者・納付書
７５	類似意匠登録料納付書	納付者	申請人・申請者・申請した者・納付書
７６	防護標章登録料納付書	納付者	申請人・申請者・申請した者・納付書
７７	商標更新登録料納付書	納付者	申請人・申請者・申請した者・納付書
７８	防護標章更新登録料納付書	納付者	申請人・申請者・申請した者・納付書
７９	特許料納付書(設定補充)	納付者	申請人・申請者・申請した者・納付書
８０	実用新案登録料納付書（設定補充）	納付者	申請人・申請者・申請した者・納付書
８１	意匠登録料納付書（設定補充）	納付者	申請人・申請者・申請した者・納付書
８２	商標登録料納付書（設定補充）	納付者	申請人・申請者・申請した者・納付書

項番	書類名	項目名	その他の記載事例　＊
８３	追加の特許の特許料納付書（設定）	納付者	申請人・申請者・申請した者・納付書
８４	類似意匠登録料納付書（設定補充）	納付者	申請人・申請者・申請した者・納付書
８５	防護標章登録料納付書（設定補充）	納付者	申請人・申請者・申請した者・納付書
８６	商標更新登録料納付書（設定補充）	納付者	申請人・申請者・申請した者・納付書
８７	防護標章更新登録料納付書（設定補充）	納付者	申請人・申請者・申請した者・納付書
８８	特許料納付書	納付者	申請人・申請者・申請した者・納付書
８９	実用新案登録料納付書	納付者	申請人・申請者・申請した者・納付書
９０	意匠登録料納付書	納付者	申請人・申請者・申請した者・納付書
９１	商標登録料納付書	納付者	申請人・申請者・申請した者・納付書
９２	特許料納付書（補充）	納付者	申請人・申請者・申請した者・納付書
９３	実用新案登録料納付書（補充）	納付者	申請人・申請者・申請した者・納付書
９４	意匠登録料納付書(補充)	納付者	申請人・申請者・申請した者・納付書
９５	商標登録料納付書（分納補充）	納付者	申請人・申請者・申請した者・納付書
９６	商標権存続期間更新登録申請書	更新登録申請人	納付者・申請者・申請した者 ・納付書・商標権者・申請人
９７	商標権存続期間更新登録申請書（補充）	更新登録申請人	納付者・申請者・申請した者 ・納付書・商標権者・申請人
９８	手続補足書（*1） *1）中間ｺｰﾄﾞR220	補足をする者	補足者・補足した者・出願人・補足する者・補足をする人・請求人・手続者・手続人・ 手続をする者・手続きをする者・ 手続をした者・手続きをした者・ 手続した者・手続をしたもの・ 更新登録申請人・申請人・商標権者

手続した
代理人の記事　　jp:proceeded-attorney-article

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名 （jp:proceeded-attorney-article）を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 （書類別項目記載事例一覧表 参照）	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	電子化を行わず電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

（文書例）　　（XML）

【受任した代理人】　①　→　〈手続した代理人の記事〉
　　〈代理人　代理人種別＝”代理人”〉
【フリガナ】　ハツメイ　タロウ　→　〈氏名及び住所情報〉
　　〈フリガナ〉ハツメイ　タロウ〈/フリガナ〉
【氏名又は名称】　発明　太郎　②　→　〈氏名又は名称〉発明　太郎〈/氏名又は名称〉
【識別番号】　１２３４５６７８９　→　〈識別番号〉123456789〈/識別番号〉
　　〈住所又は居所情報〉
【住所又は居所】　東京都千代田区霞が関２丁目　→　〈住所又は居所〉東京都千代田区霞が関２丁目〈/住所又は居所〉
　　〈/住所又は居所情報〉
【電話番号】　０３－３５８１－１１０１　→　〈電話番号〉03-3581-1101〈/電話番号〉
　　〈/氏名及び住所情報〉
【弁理士】　→　〈弁理士 /〉
【就業場所】　東京都千代田区霞が関３丁目　→　〈就業場所〉東京都千代田区霞が関３丁目〈/就業場所〉
【連絡先】　東京営業所０３－３１２３－４５６７　→　〈連絡先〉東京営業所０３－３１２３－４５６７〈/連絡先〉
【代理関係の特記事項】　特許　太郎の代理人である　→　〈代理関係の特記事項〉特許　太郎の代理人である〈/代理関係の特記事項〉
　　〈/代理人〉
【受任した代理人】　③　→　〈代理人　代理人種別＝”代理人”〉
　　〈氏名及び住所情報〉
【氏名又は名称】　特許　次郎　→　〈氏名又は名称〉特許　次郎〈/氏名又は名称〉
　　〈/氏名及び住所情報〉
　　〈/代理人〉
　　〈/手続した代理人の記事〉

①【受任した代理人】の場合、タグ〈代理人〉でグループの繰り返しを指し、タグ〈代理人の記事〉でグループの繰り返し全体を挟む。
②【氏名又は名称】の場合、グループを示すタグ〈氏名及び住所情報〉でグループ全体を挟む。その記載内容は、タグ〈氏名又は名称〉〈/氏名又は名称〉で記載する。
③【受任した代理人】の繰り返しの場合、タグ〈手続した代理人の記事〉は記載されない。

・手続した代理人（【代理人】）
グループ内タグ設定規則

１．【識別番号】〔タグ名(jp:registered-number)〕，【住所又は居所】〔タグ名(jp:text)〕，
【氏名又は名称】〔タグ名(jp:name)〕の設定規則

表（１９．５）にしめすケースに該当しない場合は却下として、電子化を行なわず電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。

表（１９．５）

ケース	【識別番号】	【住所又は居所】	【氏名又は名称】
ケース１	○		
ケース２	○	○	○
ケース３	○		○
ケース４		○	○
ケース５	○	○	

○：記載あり　　空白：記載なし

２．グループ内タグの他の項目の設定規則

（１）項目名の記載あり
各項目のタグを設定し、記載内容を設定する。

（２）項目名の記載なし
各項目のタグの設定なし。

(ｹｰｽ １)　　(文書例)

【代理人】
【識別番号】　１２３４５６７８９

（XML）
<手続した代理人の記事>
<代理人　代理人種別＝”代理人”>
<氏名及び住所情報>
<識別番号>123456789</識別番号>
</氏名及び住所情報>
</代理人>
</手続した代理人の記事>

(ｹｰｽ ２)　　(文書例)

【代理人】
【識別番号】　１２３４５６７８９

【住所又は居所】　東京都千代田区霞が関２丁目

【氏名又は名称】　特許　太郎

（XML）
<手続した代理人の記事>
<代理人　代理人種別＝”代理人”>
<氏名及び住所情報>
<氏名又は名称>特許　太郎</氏名又は名称>
<識別番号>123456789</識別番号>
<住所又は居所情報>
<住所又は居所>東京都千代田区霞が関２丁目</住所又は居所>
</住所又は居所情報>
</氏名及び住所情報>
</代理人>
</手続した代理人の記事>

（ｹｰｽ ３）　　（文書例）

【代理人】
【識別番号】　　１２３４５６７８９

【氏名又は名称】　特許　太郎

（XML）
<手続した代理人の記事>
<代理人　代理人種別＝”代理人”>
<氏名及び住所情報>
<氏名又は名称>特許　太郎</氏名又は名称>
<識別番号>123456789</識別番号>
</氏名及び住所情報>
</代理人>
</手続した代理人の記事>

（ｹｰｽ ４）　　（文書例）

【代理人】

【住所又は居所】　東京都千代田区霞が関２丁目

【氏名又は名称】　特許　太郎

（XML）
<手続した代理人の記事>
<代理人　代理人種別＝”代理人”>
<氏名及び住所情報>
<氏名又は名称>特許　太郎</氏名又は名称>
<住所又は居所情報>
<住所又は居所>東京都千代田区霞が関２丁目</住所又は居所>
</住所又は居所情報>
</氏名及び住所情報>
</代理人>
</手続した代理人の記事>

（ｹｰｽ ５）　　（文書例）

【代理人】
【識別番号】　　１２３４５６７８９

【住所又は居所】　東京都千代田区霞が関２丁目

（XML）
<手続した代理人の記事>
<代理人　代理人種別＝”代理人”>
<氏名及び住所情報>
<識別番号>123456789</識別番号>
<住所又は居所情報>
<住所又は居所>東京都千代田区霞が関２丁目</住所又は居所>
</住所又は居所情報>
</氏名及び住所情報>
</代理人>
</手続した代理人の記事>

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名

代理人　　jp:agent

（手続した代理人の記事）

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名（jp:agent）に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 （書類別項目記載事例一覧表 参照）	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	電子化を行わず電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

(2)　タグ属性

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	代理人と記載	タグ属性に 代理人種別＝”代理人” と設定する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①代理　　⑦指定代理 ②代理者　⑧指定代理者 ③復代理人　⑨法定代理人 ④復代理　⑩法定代理 ⑤復代理者　⑪法定代理者 ⑥指定代理人	①～②はタグ属性に代理人と設定する ③～⑤はタグ属性に復代理人と設定する ⑥～⑧はタグ属性に指定代理人と設定する ⑨～⑪はタグ属性に法定代理人と設定する		

書類別項目記載事例一覧表

項番	書類名	項目名	その他の記載事例 ＊
１８	代理人受任届	受任した代理人	受任する／受任 ＋ 代理・代理者・復代理人・復代理・復代理者・指定代理人・指定代理・指定代理者・法定代理人・法定代理・法定代理者
１９	代理人辞任届	辞任した代理人	辞任する／辞任 ＋ 代理・代理者・復代理人・復代理・復代理者・指定代理人・指定代理・指定代理者・法定代理人・法定代理・法定代理者
２３	復代理人変更届	代理人	代理・代理者・復代理人・復代理・復代理者・指定代理人・指定代理・指定代理者・法定代理人・法定代理・法定代理者
２４	復代理人選任届	代理人	同　上
２５	復代理権消滅届	代理人	同　上
２６	復代理人受任届	受任した復代理人	受任した／受任 ＋ 代理・代理者・復代理人・復代理・復代理者・指定代理人・指定代理・指定代理者・法定代理人・法定代理・法定代理者
２７	復代理人辞任届	辞任した復代理人	辞任した／辞任 ＋ 代理・代理者・復代理人・復代理・復代理者・指定代理人・指定代理・指定代理者・法定代理人・法定代理・法定代理者
２８	復代理人解任届	代理人	代理・代理者・復代理人・復代理・復代理者・指定代理人・指定代理・指定代理者・法定代理人・法定代理・法定代理者
２９	復代理権変更届	代理人	同　上

代理人の記事　　jp:agents

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
1.	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名（jp:agents）を追加する。		グループ代表タグ名であるため、本タグ名を設定した場合グループ内タグ名を設定する。
２.	その他項目名の記載事例（書類別項目記載事例一覧表参照）	項番１と同じ。		
３.	項目名の記載なし	【特許出願人~~申請者~~】等の記載が【氏名又は名称】のみの場合、電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	
		上記以外のタグの設定なし。		

（文書例）	（XML）
	<代理人の記事>
【代理人】　①	<代理人　代理人種別="代理人">
	<氏名及び住所情報>
【フリガナ】　ハツメイ　タロウ	<フリガナ>ハツメイ　タロウ</フリガナ>
【氏名又は名称】　発明　太郎　②	<氏名又は名称>発明　太郎</氏名又は名称>
【識別番号】　１２３４５６７８９	<識別番号>123456789</識別番号>
	<住所又は居所情報>
【住所又は居所】　東京都千代田区霞が関１	<住所又は居所>東京都千代田区霞が関１</住所又は居所>
	</住所又は居所情報>
【電話番号】　03-3581-1101	<電話番号>03-3581-1101</電話番号>
	</氏名及び住所情報>
【弁理士】	<弁理士 />
【就業場所】　東京都千代田区霞が関３丁目	<就業場所>東京都千代田区霞が関３丁目</就業場所>
	<代表者情報>
	<代表者>
【フリガナ】　ダイヒョウ　タロウ	<フリガナ>ダイヒョウ　タロウ</フリガナ>
【代表取締役】　代表　太郎　③	<代表者識別>代表取締役</代表者識別>
	<氏名又は名称>代表　太郎</氏名又は名称>
	</代表者>
	</代表者情報>
【連絡先】　東京営業所０３－３１２３－４５６７	<連絡先>東京営業所０３－３１２３－４５６７</連絡先>
【代理関係の特記事項】　発明太郎の代理人である	<代理関係の特記事項>発明太郎の代理人である</代理関係の特記事項>
	</代理人>
【代理人】　④	<代理人　代理人種別="代理人">
	<氏名及び住所情報>
【フリガナ】　ハツメイ　ジロウ	<フリガナ>ハツメイ　ジロウ</フリガナ>
【氏名又は名称】　発明　次郎	<氏名又は名称>発明　次郎</氏名又は名称>
	<住所又は居所情報>
【住所又は居所】　東京都千代田区霞が関２	<住所又は居所>東京都千代田区霞が関２</住所又は居所>
	</住所又は居所情報>
	</氏名及び住所情報>
	</代理人>
	</代理人の記事>

①【代理人】の場合、タグ<代理人>はグループの繰り返し全体を示し、タグ<代理人の記事>でグループ全体を挟む。
②【氏名又は名称】の場合、グループを示すタグ<氏名及び住所情報>でグループ全体を挟む。その記載内容は、タグ<氏名又は名称></氏名又は名称>で記載する。

③【代表者】の場合、タグ<代表者>でグループの繰り返しを示し、タグ<代表者情報>でグループ全体を挟む。
項目の内容は、タグ<代表者識別></代表者識別>で記載。項目の記載内容は、<氏名又は名称></氏名又は名称>で記載。
④【代理人】の繰り返しの場合、タグ<代理人の記事>は設定されない。

・【代理人】グループ内タグ設定規則

【特許出願人~~申請者~~】等の記載が【氏名又は名称】のみの場合（申請者の記載が複数の場合も同じ）、【代理人】の記事は以下に示すグループ内タグ規則にそって電子化をしなければならない。

１．【識別番号】〔タグ名（jp:registered-number）〕、【住所又は居所】〔タグ名（jp:text）〕、【氏名又は名称】〔タグ名（jp:name）〕の設定規則

表（１．７）

ケース	【識別番号】	【住所又は居所】	【氏名又は名称】
ケース１	○		
ケース２	○	○	○
ケース３	○		○
ケース４		○	○
ケース５	○	○	

○：記載あり　　空白：記載なし

表（１．７）にしめすケースに該当しない場合は却下として、電子化を行なわず電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。

２．グループ内タグの他の項目の設定規則

（１）項目名の記載あり
各項目のタグを設定し、記載内容を設定する。

（２）項目名の記載なし
各項目のタグの設定なし。

（ｹｰｽ　１）　（文書例）

【代理人】

【識別番号】　１２３４５６７８９

（XML）

```
<代理人の記事>
<代理人　代理人種別＝“代理人”>
<氏名及び住所情報>
<識別番号>123456789</識別番号>
</氏名及び住所情報>
</代理人>
</代理人の記事>
```

（ｹｰｽ　２）　（文書例）

【代理人】

【氏名又は名称】　特許　太郎
【識別番号】　１２３４５６７８９

【住所又は居所】　東京都千代田区霞が関２丁目

（XML）

```
<代理人の記事>
<代理人　代理人種別＝“代理人”>
<氏名及び住所情報>
<氏名又は名称>特許　太郎</氏名又は名称>
<識別番号>123456789</識別番号>
<住所又は居所情報>
<住所又は居所>東京都千代田区霞が関２丁目</住所又は居所>
</住所又は居所情報>
</氏名及び住所情報>
</代理人>
</代理人の記事>
```

（ｹｰｽ　３）　（文書例）

【代理人】

【氏名又は名称】　特許　太郎
【識別番号】　１２３４５６７８９

（XML）

```
<代理人の記事>
<代理人　代理人種別＝“代理人”>
<氏名及び住所情報>
<氏名又は名称>特許　太郎</氏名又は名称>
<識別番号>123456789</識別番号>
</氏名及び住所情報>
</代理人>
</代理人の記事>
```

（ｹｰｽ　４）　（文書例）

【代理人】

【氏名又は名称】　特許　太郎

【住所又は居所】　東京都千代田区霞が関２丁目

（XML）

```
<代理人の記事>
<代理人　代理人種別＝“代理人”>
<氏名及び住所情報>
<氏名又は名称>特許　太郎</氏名又は名称>
<住所又は居所情報>
<住所又は居所>東京都千代田区霞が関２丁目</住所又は居所>
</住所又は居所情報>
</氏名及び住所情報>
</代理人>
</代理人の記事>
```

（ｹｰｽ　５）　（文書例）

【代理人】

【識別番号】　１２３４５６７８９

【住所又は居所】　東京都千代田区霞が関２丁目

（XML）

```
<代理人の記事>
<代理人　代理人種別＝“代理人”>
<氏名及び住所情報>
<識別番号>123456789</識別番号>
<住所又は居所情報>
<住所又は居所>東京都千代田区霞が関２丁目</住所又は居所>
</住所又は居所情報>
</氏名及び住所情報>
</代理人>
</代理人の記事>
```

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名

代理人　　jp:agent

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:agent)に置換する。		グループ代表タグ名であるため，タグ名を設定した場合グループ内タグ名を設定する。
２．	その他項目名の記載事例 （書類別項目記載事例一覧表 参照）	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	【特許出願人~~申請者~~】等の記載が【氏名又は名称】のみの場合、電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	
		上記以外タグの設定なし。		

(2)　タグ属性の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	代理人と記載	タグ属性”代理人種別”に“代理人”と設定する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①代理　　⑦指定代理 ②代理者　　⑧指定代理者 ③復代理人　⑨法定代理人 ④復代理　　⑩法定代理 ⑤復代理者　⑪法定代理者 ⑥指定代理人	①～②はタグ属性”代理人種別”に“代理人”と設定する ③～⑤はタグ属性”代理人種別”に“復代理人”と設定する ⑥～⑧はタグ属性”代理人種別”に“指定代理人”と設定する ⑨～⑪はタグ属性”代理人種別”に“法定代理人”と設定する		

書類別項目記載事例一覧表

項番	書類名	項目名	その他の記載事例
1	出願人名義人変更届 （特定／一般承継）	承継人代理人	承継人　＋ 代理 代理者 復代理人 復代理 復代理者 指定代理人 指定代理 指定代理者 法定代理人 法定代理 法定代理者
2	その他の書類	項目名通りの記載	代理 代理者 復代理人 復代理 復代理者 指定代理人 指定代理 指定代理者 法定代理人 法定代理 法定代理者

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名

事件の
出願人の記事　　jp:applicant-of-case-article

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１.	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名 (jp:applicant-of-case-article)を追加する。		
２.	その他項目名の記載事例 （書類別項目記載事例一覧表 参照）	項番１と同じ。		
３.	項目名の記載がなし	電子化を行わず電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。 （※１）	３０００	
		タグの設定なし。 （※２）		

（※１）書類名が下記の表中の場合、「事件の出願人の記事」か「手続した代理人の記事」のどちらか一方が必須記載となるため【代理人】の記載がない場合は、電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。

書類名　＼　項目名	事件の出願人の記事	手続した代理人の記事
「復代理人変更届」	【手続をした者】	【代理人】
「復代理人選任届」	【手続をした者】	【代理人】
「復代理権消滅届」	【手続をした者】	【代理人】
「復代理人解任届」	【手続をした者】	【代理人】
「復代理権変更届」	【手続をした者】	【代理人】

書類名が下記の表中の場合、「事件の出願人の記事」の記載がない場合は、電子記録基準管理班へ返却する。

書類名　＼　項目名	事件の出願人の記事
「特許料納付書」	【特許出願人】
「実用新案登録料納付書」	【実用新案登録出願人】
「意匠登録料納付書」	【意匠登録出願人】
「商標登録料納付書」	【商標登録出願人】
「追加の特許の特許料納付書」	【特許出願人】
「類似意匠登録料納付書」	【意匠登録出願人】
「防護標章登録料納付書」	【防護標章登録出願人】
「商標更新登録料納付書」	【更新登録出願人】
「防護標章更新登録料納付書」	【防護標章更新登録出願人】
「特許料納付書（設定補充）」	【特許出願人】
「実用新案登録料納付書（設定補充）」	【実用新案登録出願人】
「意匠登録料納付書（設定補充）」	【意匠登録出願人】
「商標登録料納付書（設定補充）」	【商標登録出願人】
「追加の特許の特許料納付書（設定補充）」	【特許出願人】
「類似意匠登録料納付書（設定補充）」	【意匠登録出願人】
「防護標章登録料納付書（設定補充）」	【防護標章登録出願人】

書類名　＼　項目名	事件の出願人の記事
「商標更新登録料納付書（設定補充）」	【更新登録出願人】
「防護標章更新登録料納付書（設定補充）」	【防護標章更新登録出願人】
「特許料納付書」	【特許権者】
「実用新案登録料納付書」	【実用新案権者】
「意匠登録料納付書」	【意匠権者】
「商標登録料納付書」	【商標権者】
「特許料納付書（補充）」	【特許権者】
「実用新案登録料納付書（補充）」	【実用新案権者】
「意匠登録料納付書（補充）」	【意匠権者】
「商標登録料納付書（分納補充）」	【商標権者】

（※２）上記表中の５書類（「復代理人変更届」、「復代理人選任届」、「復代理権消滅届」、「復代理人解任届」、「復代理権変更届」）に【代理人】の記載がある場合、又は上記表中の~~５~~書類以外の書類の場合はタグの設定なし。

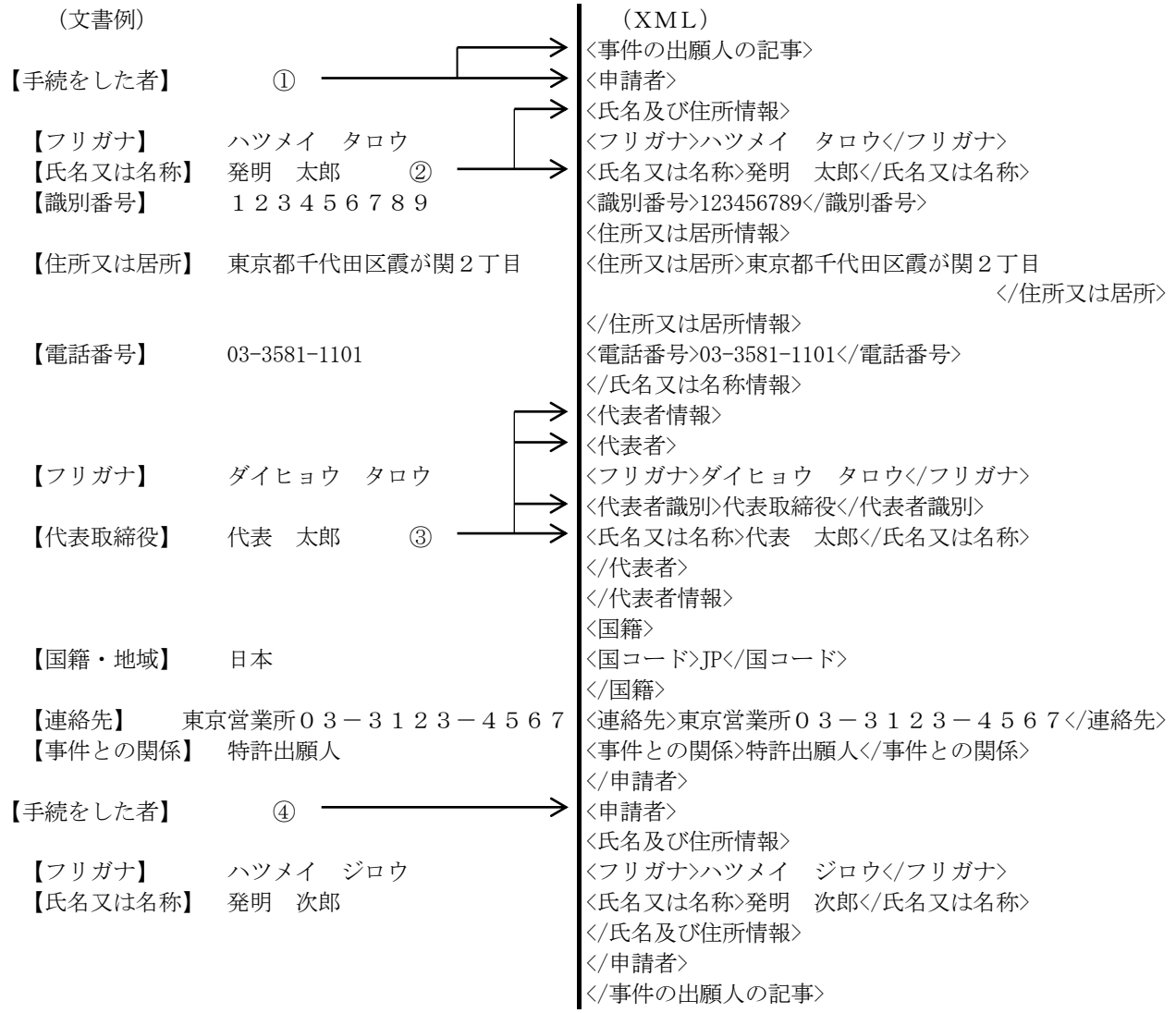

①【手続をした者】の場合、グループを示すタグ<申請者>でグループ全体を挟み、グループの繰り返しを示すタグ<事件の出願人の記事>で繰り返し全体を挟む。

② 【氏名又は名称】の場合、グループを示すタグ<氏名及び住所情報>でグループ全体を挟む。その記載内容は、タグ<氏名又は名称></氏名又は名称>で記載する。

③【代表者】の場合、タグ<代表者>でグループの繰り返しを示し、タグ<代表者情報>でグループ全体を挟む。
項目の内容は、タグ<代表者識別></代表者識別>で記載。項目の記載内容は、タグ<氏名又は名称></氏名又は名称>で記載。

④【手続をした者】の繰り返しの場合、タグ<事件の出願人の記事>は設定されない。

・事件の出願人（【手続をした者】等）グループ内タグ設定規則

書類名が下記の表中の場合、「事件の出願人の記事」か「手続した代理人の記事」のどちらか一方が必須記載となるため、両方の記載がない場合は電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。

書類名　＼　項目名	事件の出願人の記事	手続した代理人の記事
「復代理人変更届」	【手続をした者】	【代理人】
「復代理人選任届」	【手続をした者】	【代理人】
「復代理権消滅届」	【手続をした者】	【代理人】
「復代理人解任届」	【手続をした者】	【代理人】
「復代理権変更届」	【手続をした者】	【代理人】

「手続した代理人の記事」がない場合、「事件の出願人の記事」の項目は以下に示すグループ内タグ設定規則にそって電子化をしなければならない。

書類名が下記の表中の場合、「事件の出願人の記事」が必須記載となるため、記載がない場合は電子記録基準管理班へ返却する。

書類名　＼　項目名	事件の出願人の記事
「特許料納付書」	【特許出願人】
「実用新案登録料納付書」	【実用新案登録出願人】
「意匠登録料納付書」	【意匠登録出願人】
「商標登録料納付書」	【商標登録出願人】
「追加の特許の特許料納付書」	【特許出願人】
「類似意匠登録料納付書」	【意匠登録出願人】
「防護標章登録料納付書」	【防護標章登録出願人】
「商標更新登録料納付書」	【更新登録出願人】
「防護標章更新登録料納付書」	【防護標章更新登録出願人】
「特許料納付書（設定補充）」	【特許出願人】
「実用新案登録料納付書（設定補充）」	【実用新案登録出願人】
「意匠登録料納付書（設定補充）」	【意匠登録出願人】
「商標登録料納付書（設定補充）」	【商標登録出願人】
「追加の特許の特許料納付書（設定補充）」	【特許出願人】
「類似意匠登録料納付書（設定補充）」	【意匠登録出願人】
「防護標章登録料納付書（設定補充）」	【防護標章登録出願人】
「商標更新登録料納付書（設定補充）」	【更新登録出願人】
「防護標章更新登録料納付書（設定補充）」	【防護標章更新登録出願人】
「特許料納付書」	【特許権者】
「実用新案登録料納付書」	【実用新案権者】
「意匠登録料納付書」	【意匠権者】
「商標登録料納付書」	【商標権者】
「特許料納付書（補充）」	【特許権者】
「実用新案登録料納付書（補充）」	【実用新案権者】
「意匠登録料納付書（補充）」	【意匠権者】
「商標登録料納付書（分納補充）」	【商標権者】

「事件の出願人の記事」の項目は以下に示すグループ内タグ設定規則にそって電子化をしなければならない。

１．【識別番号】〔タグ名（jp:registered-number）〕、【住所又は居所】〔タグ名（jp:text）〕、【氏名又は名称】〔タグ名（jp:name）〕の設定規則

表（９．７）にしめすケースに該当しない場合は却下として、電子化を行なわず電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。

表（９．７）

ケース	【識別番号】	【住所又は居所】	【氏名又は名称】
ケース１	○		
ケース２	○	○	○
ケース３	○		○
ケース４		○	○
ケース５	○	○	
ケース６			○

○：記載あり　　空白：記載なし

２．グループ内タグの他の項目の設定規則

（１）項目名の記載あり
各項目のタグを設定し、記載内容を設定する。

（２）項目名の記載なし
各項目のタグの設定なし。

（ｹｰｽ １）　　（文書例）

【手続をした者】
【識別番号】　　１２３４５６７８９

（XML）

```
<事件の出願人の記事>
<申請者>
<氏名及び住所情報>
<識別番号>123456789</識別番号>
</氏名及び住所情報>
</申請者>
</事件の出願人の記事>
```

（ｹｰｽ ２）　　（文書例）

【手続をした者】

【氏名又は名称】　発明　太郎
【識別番号】　　１２３４５６７８９

【住所又は居所】　東京都千代田区霞が関２丁目

（XML）

```
<事件の出願人の記事>
<申請者>
<氏名及び住所情報>
<氏名又は名称>発明　太郎</氏名又は名称>
<識別番号>123456789</識別番号>
<住所又は居所情報>
<住所又は居所>東京都千代田区霞が関２丁目</住所又は居所>
</住所又は居所情報>
</氏名及び住所情報>
</申請者>
</事件の出願人の記事>
```

（ｹｰｽ ３）　　（文書例）

【手続をした者】

【氏名又は名称】　発明　太郎
【識別番号】　　１２３４５６７８９

（XML）
<事件の出願人の記事>
<申請者>
<氏名及び住所情報>
<氏名又は名称>発明　太郎</氏名又は名称>
<識別番号>123456789</識別番号>
</氏名及び住所情報>
</申請者>
</事件の出願人の記事>

（ｹｰｽ ４）　　（文書例）

【手続をした者】

【氏名又は名称】　発明　太郎

【住所又は居所】　東京都千代田区霞が関２丁目

（XML）
<事件の出願人の記事>
<申請者>
<氏名及び住所情報>
<氏名又は名称>発明　太郎</氏名又は名称>
<住所又は居所情報>
<住所又は居所>東京都千代田区霞が関２丁目</住所又は居所>
</住所又は居所情報>
</氏名及び住所情報>
</申請者>
</事件の出願人の記事>

（ｹｰｽ ５）　　（文書例）

【手続をした者】

【識別番号】　　１２３４５６７８９

【住所又は居所】　東京都千代田区霞が関２丁目

（XML）
<事件の出願人の記事>
<申請者>
<氏名及び住所情報>
<識別番号>123456789</識別番号>
<住所又は居所情報>
<住所又は居所>東京都千代田区霞が関２丁目</住所又は居所>
</住所又は居所情報>
</氏名及び住所情報>
</申請者>
</事件の出願人の記事>

（ｹｰｽ ６）　　（文書例）

【手続をした者】

【氏名又は名称】　発明　太郎

（XML）
<事件の出願人の記事>
<申請者>
<氏名及び住所情報>
<氏名又は名称>発明　太郎</氏名又は名称>
</氏名及び住所情報>
</申請者>
</事件の出願人の記事>

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名

申請者　　jp:applicant

（事件の出願人の記事）

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:applicant)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例（書類別項目記載事例一覧表参照）	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	電子化を行わず電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。（※１）	３０００	
		タグの設定なし。（※２）		

（※１）書類名が下記の表中の場合、「事件の出願人の記事」か「手続した代理人の記事」のどちらか一方が必須記載となるため【代理人】の記載がない場合は電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。

書類名　＼　項目名	事件の出願人の記事	手続した代理人の記事
「復代理人変更届」	【手続をした者】	【代理人】
「復代理人選任届」	【手続をした者】	【代理人】
「復代理権消滅届」	【手続をした者】	【代理人】
「復代理人解任届」	【手続をした者】	【代理人】
「復代理権変更届」	【手続をした者】	【代理人】

書類名が下記の表中の場合、「事件の出願人の記事」の記載がない場合は、電子記録基準管理班へ返却する。

書類名　＼　項目名	事件の出願人の記事
「特許料納付書」	【特許出願人】
「実用新案登録料納付書」	【実用新案登録出願人】
「意匠登録料納付書」	【意匠登録出願人】
「商標登録料納付書」	【商標登録出願人】
「追加の特許の特許料納付書」	【特許出願人】
「類似意匠登録料納付書」	【意匠登録出願人】
「防護標章登録料納付書」	【防護標章登録出願人】
「商標更新登録料納付書」	【更新登録出願人】
「防護標章更新登録料納付書」	【防護標章更新登録出願人】
「特許料納付書（設定補充）」	【特許出願人】
「実用新案登録料納付書（設定補充）」	【実用新案登録出願人】
「意匠登録料納付書（設定補充）」	【意匠登録出願人】
「商標登録料納付書（設定補充）」	【商標登録出願人】
「追加の特許の特許料納付書（設定補充）」	【特許出願人】
「類似意匠登録料納付書（設定補充）」	【意匠登録出願人】
「防護標章登録料納付書（設定補充）」	【防護標章登録出願人】

書類名　＼　項目名	事件の出願人の記事
「商標更新登録料納付書（設定補充）」	【更新登録出願人】
「防護標章更新登録料納付書（設定補充）」	【防護標章更新登録出願人】
「特許料納付書」	【特許権者】
「実用新案登録料納付書」	【実用新案権者】
「意匠登録料納付書」	【意匠権者】
「商標登録料納付書」	【商標権者】
「特許料納付書（補充）」	【特許権者】
「実用新案登録料納付書（補充）」	【実用新案権者】
「意匠登録料納付書（補充）」	【意匠権者】
「商標登録料納付書（分納補充）」	【商標権者】

（※２）上記表中の５書類（「復代理人変更届」、「復代理人選任届」、「復代理権消滅届」、「復代理人解任届」、「復代理権変更届」）に【代理人】の記載がある場合、又は上記表中の~~５~~書類以外の書類の場合はタグの設定なし。

書類別項目記載事例一覧表

項番	書　類　名	項　目　名	その他の記載事例　＊
4	出願人名義変更届	譲渡人	譲渡者・譲渡する者・譲渡する人 ・譲渡した者・譲渡した人・一部譲渡人 ・共有承諾者・被承継人
5	出願人名義変更届 （一般承継）	被承継人	譲渡者・譲渡する者・譲渡する人 ・譲渡した者・譲渡した人・一部譲渡人
9	代理人受任届	手続をした者	手続者・手続人・手続をする者・手続をする者 ・審判請求人・手続きをした者・手続をした者 ・出願人・請求人・特許登録出願人・特許出願者・出願者・実用新案登録願出願人・実用新案出願人・実用出願者・実用新案登録出願・実用新案登録出願人・手続した者・手続をしたもの
１１	代理人辞任届	手続をした者	同　上
１６	復代理人変更届	手続をした者	同　上
１７	復代理人受任届	手続をした者	同　上
１８	復代理人選任届	手続をした者	同　上
１９	復代理人辞任届	手続をした者	同　上
２０	復代理人解任届	手続をした者	同　上
２１	復代理権変更届	手続をした者	同　上
２２	復代理権消滅届	手続をした者	同　上
７０	特許料納付書	特許出願人	出願人・出願者・出願した者・特許登録出願人
７１	実用新案登録料納付書	実用新案登録出願人	出願人・出願者・出願した者・実用新案出願人・実用出願人・実用新案登録願出願人・実用新案登録出願
７２	意匠登録料納付書	意匠登録出願人	出願人・出願者・出願した者・意匠出願人
７３	商標登録料納付書	商標登録出願人	出願人・出願者・出願した者・商標出願人
７４	追加の特許の特許料納付書	特許出願人	出願人・出願者・出願した者・特許登録出願人
７５	類似意匠登録料納付書	意匠登録出願人	出願人・出願者・出願した者・意匠出願人
７６	防護標章登録料納付書	防護標章登録出願人	出願人・出願者・出願した者・防護標章出願人・防護出願人
７７	商標更新登録料納付書	更新登録出願人	出願人・出願者・出願した者・商標更新出願人
７８	防護標章更新登録料納付書	防護標章更新登録出願人	出願人・出願者・出願した者・防護標章出願人・防護出願人・商標更新出願人・更新登録出願人

書類別項目記載事例一覧表

項番	書　類　名	項　目　名	その他の記載事例 ＊
７９	特許料納付書（設定補充）	特許出願人	出願人・出願者・出願した者・特許登録出願人
８０	実用新案登録料納付書（設定補充）	実用新案登録出願人	出願人・出願者・出願した者・実用新案出願人・実用出願人・実用新案登録願出願人・実用新案登録出願
８１	意匠登録料納付書（設定補充）	意匠登録出願人	出願人・出願者・出願した者・意匠出願人
８２	商標登録料納付書（設定補充）	商標登録出願人	出願人・出願者・出願した者・商標出願人
８３	追加の特許の特許料納付書（設定補充）	特許出願人	出願人・出願者・出願した者・特許登録出願人
８４	類似意匠登録料納付書（設定補充）	意匠登録出願人	出願人・出願者・出願した者・意匠出願人
８５	防護標章登録料納付書（設定補充）	意匠登録出願人	出願人・出願者・出願した者・防護標章出願人・防護出願人
８６	商標更新登録料納付書（設定補充）	更新登録出願人	出願人・出願者・出願した者・商標更新出願人
８７	防護標章更新登録料納付書（設定補充）	防護標章更新登録出願人	出願人・出願者・出願した者・防護標章出願人・防護出願人・商標更新出願人・更新登録出願人
８８	特許料納付書	特許権者	権利者・特許登録権者・特許権利者・特許登録権利者
８９	実用新案登録料納付書	実用新案権者	権利者・実用新案登録権者・実用新案権利者 実用新案登録権利者・実用権利者・実用権者
９０	意匠登録料納付書	意匠権者	権利者・意匠登録権者・意匠登録権利者 ・意匠権利者
９２	特許料納付書（補充）	特許権者	権利者・特許登録権者・特許権利者 ・特許登録権利者
９３	実用新案登録料納付書（補充）	実用新案権者	権利者・実用新案登録権者・実用新案権利者 実用新案登録権利者・実用権利者・実用権者
９４	意匠登録料納付書（補充）	意匠権者	権利者・意匠登録権者・意匠登録権利者 ・意匠権利者
９１	商標登録料納付書	商標権者	出願人・出願者・出願した者・商標出願人
９５	商標登録料納付書（分納補充）	商標権者	出願人・出願者・出願した者・商標出願人

事件の出願人の代理人の記事　　jp:attorney-of-case-article

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１.	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:attorney-of-case-article)を追加する。		
２.	その他項目名の記載事例（書類別項目記載事例一覧表参照）	項番１と同じ。		
３.	項目名の記載なし	タグの設定なし		

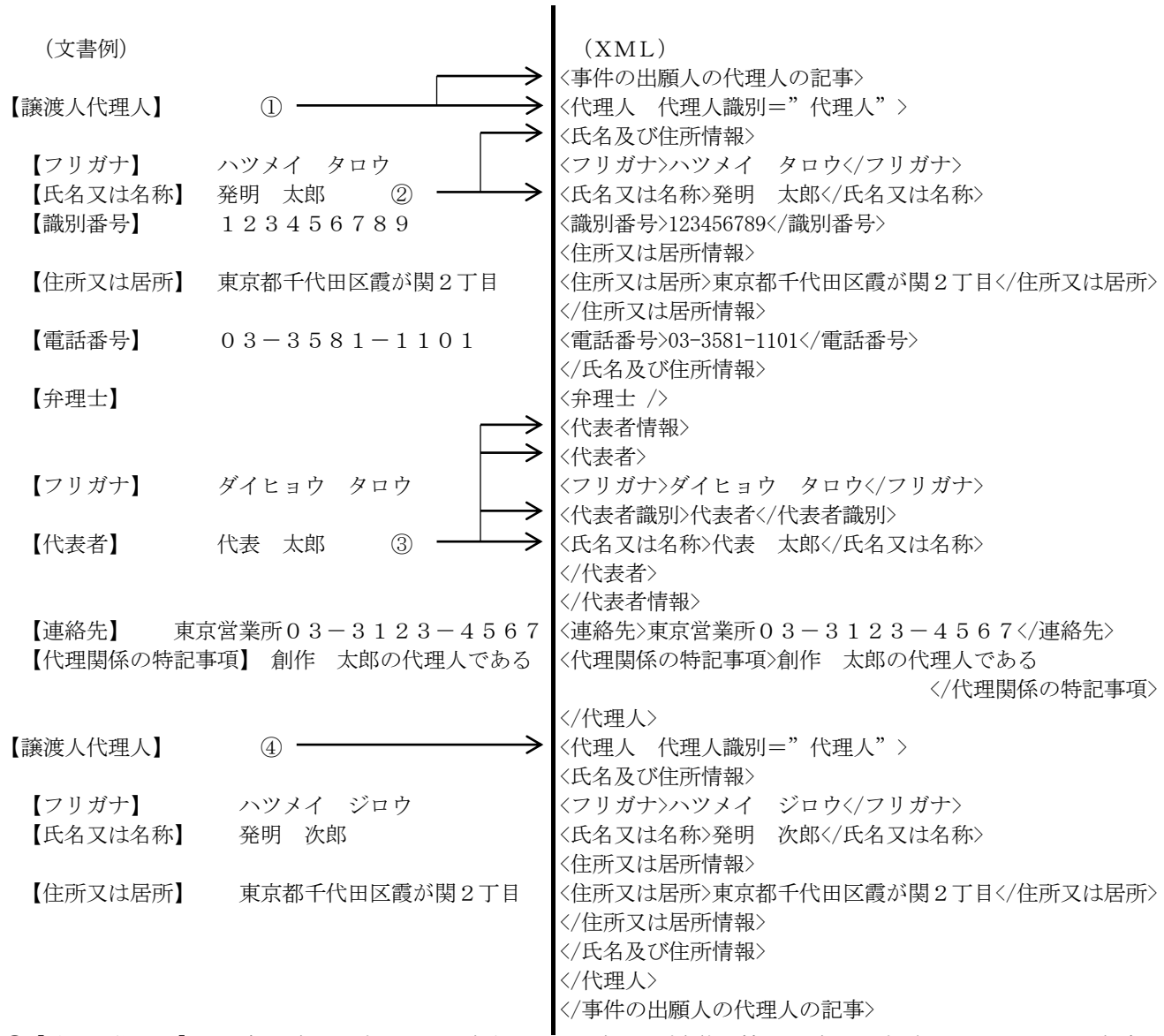

①【譲渡人代理人】の場合、グループを示すタグ<代理人>でグループ全体を挟み、グループの繰り返しを示すタグ<事件の出願人の代理人の記事>で繰り返し全体を挟む。
②【氏名又は名称】の場合、グループを示すタグ<氏名及び住所情報>でグループ全体を挟む。その記載内容は、タグ<氏名又は名称></氏名又は名称>で記載する。
③【代表者】の場合、タグ<代表者>でグループの繰り返しを示し、タグ<代表者情報>でグループ全体を挟む。項目の内容は、タグ<代表者識別></代表者識別>で記載。項目の記載内容は、タグ<氏名又は名称></氏名又は名称>で記載。
④【譲渡人代理人】の繰り返しの場合、タグ<事件の出願人の代理人の記事>は設定されない。

・事件の出願人の代理人（【譲渡人代理人】）グループ内タグ設定規則

・グループ内タグの項目の設定規則

（1）項目名の記載あり
各項目のタグを設定し、記載内容を設定する。

（2）項目名の記載なし
タグの設定なし。

代理人　　jp：agent

（事件の出願人の代理人）

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:agent)に置換する。		グループ代表タグ名であるため，タグ名を設定した場合グループ内タグ名を設定する。
２．	その他項目名の記載事例 （書類別項目記載事例一覧表参照）	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし。		

(2)　タグ属性

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	代理人と記載	タグ属性に、 代理人種別＝”代理人” と設定する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①代理　⑦指定代理 ②代理者　⑧指定代理者 ③復代理人　⑨法定代理人 ④復代理　⑩法定代理 ⑤復代理者　⑪法定代理者 ⑥指定代理人	①～②はタグ属性に代理人と設定する ③～⑤はタグ属性に復代理人と設定する ⑥～⑧はタグ属性に指定代理人と設定する ⑨～⑪はタグ属性に法定代理人と設定する		

書類別項目記載事例一覧表

項番	書　類　名	項　目　名	そ　の　他　の　記　載　事　例
９	出願人名義人変更届	譲渡人代理人	譲渡人　＋｛代理／代理者／復代理人／復代理／復代理者／指定代理人／指定代理／指定代理者／法定代理人／法定代理／法定代理者｝ または
１０	出願人名義変更届 （一般承継）	被承継人代理人	被承継人＋｛代理／代理人／代理者／復代理人／復代理／復代理者／指定代理人／指定代理／指定代理者／法定代理人／法定代理／法定代理者｝
２７	復代理人受任届	代理人	代理 代理者 復代理人 復代理 復代理者 指定代理人 指定代理 指定代理者 法定代理人 法定代理 法定代理者
２８	復代理人辞任届	代理人	同　　上

変更する代理人の記事　jp:attorney-change-article

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名 (jp:attorney-change-article)を追加する。		グループ代表タグ名であるため，タグ名を設定した場合グループ内タグ名を設定する。
２．	その他項目名の記載事例 （書類別項目記載事例一覧表参照）	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。　（※１）	３０００	
		タグの設定なし。 （※２）		

（※１）　書類名　「代理人変更届」「代理人選任届」「代理権消滅届」「代理人解任届」
「代理権変更届」「包括委任状援用制限届」「復代理人変更届」
「復代理人選任届」「復代理権消滅届」「復代理人解任届」「復代理権変更届」
以上、１１書類において【選任した代理人】等は必須項目のため。

（※２）　上記１１書類以外の書類に記載された場合。

文書例	XML
	<変更する代理人の記事>
【選任した代理人】　①	<代理人　代理人種別＝”代理人”>
	<氏名及び住所情報>
【フリガナ】　トッキョ　タロウ	<フリガナ>トッキョ　タロウ</フリガナ>
【氏名又は名称】　特許　太郎　②	<氏名又は名称>特許　太郎</氏名又は名称>
【識別番号】　１２３４５６７８９	<識別番号>123456789</識別番号>
	<住所又は居所情報>
【住所又は居所】　東京都千代田区霞が関２丁目	<住所又は居所>東京都千代田区霞が関２丁目</住所又は居所>
	</住所又は居所情報>
【電話番号】　０３－３５８１－１１０１	<電話番号>03-3581-1101</電話番号>
	</氏名及び住所情報>
【弁理士】	<弁理士 />
【就業場所】　東京都千代田区霞が関３丁目	<就業場所>東京都千代田区霞が関３丁目</就業場所>
	<代表者情報>
	<代表者>
【フリガナ】　ダイヒョウ　タロウ	<フリガナ>ダイヒョウ　タロウ</フリガナ>
【代表取締役】　代表　太郎　③	<代表者識別>代表取締役</代表者識別>
	<氏名>代表　太郎</氏名>
	</代表者>
	</代表者情報>
【連絡先】　東京営業所０３－３１２３－４５６７	<連絡先>東京営業所０３－３１２３－４５６７</連絡先>
【代理関係の特記事項】　創作　太郎の代理人である	<代理関係の特記事項>創作　太郎の代理人である</代理関係の特記事項>
	</代理人>
【選任した代理人】　④	<代理人　代理人種別＝”代理人”>
	<氏名及び住所情報>
【氏名又は名称】特許　次郎	<氏名又は名称>特許　次郎</氏名又は名称>
【識別番号】　２３４５６７８９０	<識別番号>234567890</識別番号>
	</氏名及び住所情報>
	</代理人>
	</変更する代理人の記事>

①【選任した代理人】の場合、タグ<代理人>のグループの繰り返しを示し、タグ<変更する代理人の記事>でグループ全体を挟む。
②【氏名又は名称】の場合、グループを示すタグ<氏名及び住所情報>でグループ全体を挟む。その記載内容は、タグ<氏名又は名称></氏名又は名称>で記載する。
③【代表者】の場合、タグ<代表者>でグループの繰り返しを示し、タグ<代表者情報>でグループ全体を挟む。
項目の内容は、タグ<代表者識別></代表者識別>で記載。項目の記載内容は、タグ<氏名又は名称></氏名又は名称>で記載。
④【選任した代理人】の繰り返しの場合、タグ<変更する代理人の記事>は設定されない。

変更する代理人（【選任した代理人】等）グループ内タグ設定規則

書類名が「代理人変更届」「代理人選任届」「代理権消滅届」「代理人解任届」「代理権変更届」「包括委任状援用制限届」「復代理人変更届」「復代理人選任届」「復代理権消滅届」「復代理人解任届」「復代理権変更届」以上、１１書類において【選任した代理人】等は必須項目のため、以下に示すグループ内タグ規則にそって電子化をしなければならない。

１．【識別番号】〔タグ名(jp:registered-number)〕，【住所又は居所】〔タグ名(jp:text)〕，【氏名又は名称】〔タグ名(jp:name)〕の設定規則

表（１．９）にしめすケースに該当しない場合は却下として、電子化を行なわず電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。

表（１．９）

ケース	【識別番号】	【住所又は居所】	【氏名又は名称】
ケース１	○		
ケース２	○	○	○
ケース３	○		○
ケース４		○	○
ケース５	○	○	
ケース６			○

○：記載あり　　空白：記載なし

２．グループ内タグの他の項目の設定規則

（１）項目名の記載あり
各項目のタグを設定し、記載内容を設定する。

（２）項目名の記載なし
各項目のタグの設定なし。

(ｹｰｽ １)　　(文書例)

【選任した代理人】

【識別番号】　１２３４５６７８９

（XML）

```
<変更する代理人の記事>
<代理人　代理人種別＝”代理人”>
<氏名及び住所情報>
<識別番号>123456789</識別番号>
</氏名及び住所情報>
</代理人>
</変更する代理人の記事>
```

(ｹｰｽ ２)　　(文書例)

【選任した代理人】

【氏名又は名称】　特許　太郎
【識別番号】　１２３４５６７８９

【住所又は居所】　東京都千代田区霞が関２丁目

（XML）

```
<変更する代理人の記事>
<代理人　代理人種別＝”代理人”>
<氏名及び住所情報>
<氏名又は名称>特許　太郎</氏名又は名称>
<識別番号>123456789</識別番号>
<住所又は居所情報>
<住所又は居所>東京都千代田区霞が関２丁目</住所又は居所>
</住所又は居所情報>
</氏名及び住所情報>
</代理人>
</変更する代理人の記事>
```

（ｹｰｽ ３）　（文書例）

【選任した代理人】

【氏名又は名称】　特許　太郎
【識別番号】　１２３４５６７８９

（XML）
<変更する代理人の記事>
<代理人　代理人種別＝”代理人”>
<氏名及び住所情報>
<氏名又は名称>特許　太郎</氏名又は名称>
<識別番号>123456789</識別番号>
</氏名及び住所情報>
</代理人>
</変更する代理人の記事>

（ｹｰｽ ４）　（文書例）

【選任した代理人】

【氏名又は名称】　特許　太郎

【住所又は居所】　東京都千代田区霞が関２丁目

（XML）
<変更する代理人の記事>
<代理人　代理人種別＝”代理人”>
<氏名及び住所情報>
<氏名又は名称>特許　太郎</氏名又は名称>
<住所又は居所情報>
<住所又は居所>東京都千代田区霞が関２丁目</住所又は居所>
</住所又は居所情報>
</氏名及び住所情報>
</代理人>
</変更する代理人の記事>

（ｹｰｽ ５）　（文書例）

【選任した代理人】
【識別番号】　１２３４５６７８９

【住所又は居所】　東京都千代田区霞が関２丁目

（XML）
<変更する代理人の記事>
<代理人　代理人種別＝”代理人”>
<氏名及び住所情報>
<識別番号>123456789</識別番号>
<住所又は居所情報>
<住所又は居所>東京都千代田区霞が関２丁目</住所又は居所>
</住所又は居所情報>
</氏名及び住所情報>
</代理人>
</変更する代理人の記事>

（ｹｰｽ ６）　（文書例）

【選任した代理人】

【氏名又は名称】　特許　太郎

（XML）
<変更する代理人の記事>
<代理人　代理人種別＝”代理人”>
<氏名及び住所情報>
<氏名又は名称>特許　太郎</氏名又は名称>
</氏名及び住所情報>
</代理人>
</変更する代理人の記事>

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名

代理人　　jp:agent

(変更する代理人の記事)

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１.	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:agent)に置換する。		グループ代表タグ名であるため，タグ名を設定した場合グループ内タグ名を設定する。
２.	その他項目名の記載事例 （書類別項目記載事例一覧表 参照）	項番１と同じ。		
３.	項目名の記載なし	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。　（※１）	３０００	
		上記以外タグの設定なし。 （※２）		

（※１）　書類名　「代理人変更届」「代理人選任届」「代理権消滅届」「代理人解任届」
「代理権変更届」「包括委任状援用制限届」「復代理人変更届」
「復代理人選任届」「復代理権消滅届」「復代理人解任届」「復代理権変更届」
以上、１１書類において【選任した代理人】等は必須項目のため。

（※２）　上記１１書類以外の書類に記載された場合。

(2)　タグ属性の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１.	代理人と記載	タグ属性”代理人種別”に“代理人”と設定 する。		
２.	その他項目名の記載事例 ①代理　　⑦指定代理 ②代理者　　⑧指定代理者 ③復代理人　　⑨法定代理人 ④復代理　　⑩法定代理 ⑤復代理者　　⑪法定代理者 ⑥指定代理人	①～②はタグ属性”代理人種別”に“代理人”と設定する ③～⑤はタグ属性”代理人種別”に“復代理人”と設定する ⑥～⑧はタグ属性”代理人種別”に“指定代理人”と設定する ⑨～⑪はタグ属性”代理人種別”に“法定代理人”と設定する		

書類別項目記載事例一覧表

項番	書類名	項目名	その他の記載事例 ＊
１	特許願	選任した代理人	選任する・選任
２	実用新案登録願	選任した代理人	選任する・選任
４	出願人名義変更届	選任した代理人	選任する・選任
５	出願人名義変更届（一般承継）	選任した代理人	選任する・選任
８	代理人変更届	選任した代理人	選任する・選任
１０	代理人選任届	選任した代理人	選任する・選任
１２	代理人解任届	解任した代理人	解任する・解任
１３	代理権変更届	代理権を変更した代理人	代理権を変更する・代理権を変更
１４	代理権消滅届	代理権の消滅した代理人	代理権の消滅する・代理権の消滅
１５	包括委任状援用制限届	援用を制限した代理人	援用を制限する包括・援用を制限包括 ・援用を制限する・援用を制限 ・制限する包括・制限包括・制限した ・制限する・制限
１６	復代理人変更届	選任した復代理人	選任する・選任
１８	復代理人選任届	選任した復代理人	選任する・選任
２０	復代理人解任届	解任した復代理人	解任する・解任
２１	復代理権変更届	代理権を変更した復代理人	代理権を変更する・代理権を変更
２２	復代理権消滅届	代理権の消滅した復代理人	代理権の消滅する・代理権の消滅
５０	国内書面	選任した代理人	選任する・選任

＊　職権訂正項目は、上記に記載したものと共－１０６代理人のその他の記載事例を足し合わせたものとする。

消滅する代理人の記事　　jp:attorney-disappear-article

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:attorney-disappear-article)を追加する。		グループ代表タグ名であるため，タグ名を設定した場合グループ内タグ名を設定する。
２．	その他項目名の記載事例（書類別項目記載事例一覧表参照）	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

文書例	XML
	<消滅する代理人の記事>
【代理権の消滅した復代理人】　①	<代理人　代理人種別＝”復代理人”>
	<氏名及び住所情報>
【フリガナ】　ハツメイ　タロウ	<フリガナ>ハツメイ　タロウ</フリガナ>
【氏名又は名称】　発明　太郎	<氏名又は名称>発明　太郎</氏名又は名称>
【識別番号】　１２３４５６７８９	<識別番号>123456789</識別番号>
	<住所又は居所情報>
【住所又は居所】　東京都千代田区霞が関２丁目	<住所又は居所>東京都千代田区霞が関２丁目</住所又は居所>
	</住所又は居所情報>
【電話番号】　０３－３５８１－１１０１	<電話番号>03-3581-1101</電話番号>
	</氏名又は名称情報>
【弁理士】	<弁理士 />
	<代表者情報>
	<代表者>
【フリガナ】　ダイヒョウ　タロウ	<フリガナ>ダイヒョウ　タロウ </フリガナ>
	<代表者識別>代表取締役</代表者識別>
【代表取締役】　代表　太郎　②	<氏名又は名称>代表　太郎</氏名又は名称>
	</代表者>
	</代表者情報>
【連絡先】　東京営業所０３－３１２３－４５６７	<連絡先>東京営業所０３－３１２３－４５６７</連絡先>
【代理関係の特記事項】 創作　太郎の代理人である	<代理関係の特記事項>創作　太郎の代理人である</代理関係の特記事項>
	</代理人>
【代理権の消滅した復代理人】　③	<代理人　代理人種別＝”復代理人”>
	<氏名及び住所情報>
【フリガナ】　ハツメイ　ジロウ	<フリガナ>ハツメイ　ジロウ</フリガナ>
【氏名又は名称】　発明　次郎	<氏名又は名称>発明　次郎</氏名又は名称>
【識別番号】　１２３４５６７８９	<識別番号>123456789</識別番号>
	</氏名及び住所情報>
	</代理人>
	</消滅する代理人の記事>

①【代理権の消滅した復代理人】の場合、タグ<代理人>はグループの繰り返しを指し、タグ<消滅する代理人の記事>でグループ全体を挟む。
②【代表取締役】の場合、タグ<代表者>でグループの繰り返しを指し、タグ<代表者情報>でグループ全体を挟む。タグ<代表者識別>に項目名の内容を設定し、項目の内容はタグ<氏名又は名称>に設定する。
③【代理権の消滅した復代理人】の繰り返しの場合、タグ<消滅する代理人の記事>は設定されない。

消滅する代理人（【代理権の消滅した代理人】等）グループ内タグ設定規則

１．【識別番号】〔タグ名(jp:registered-number)〕，【住所又は居所】〔タグ名(jp:text)〕，【氏名又は名称】〔タグ名(jp:name)〕の設定規則

表（１６．１０）にしめすケースに該当しない場合は却下として、電子化を行なわず電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。

表（１６．１０）

ケース	【識別番号】	【住所又は居所】	【氏名又は名称】
ケース１	○		
ケース２	○	○	○
ケース３	○		○
ケース４		○	○
ケース５	○	○	
ケース６			○

○：記載あり　　空白：記載なし

２．グループ内タグの他の項目の設定規則

（１）項目名の記載あり
各項目のタグを設定し、記載内容を設定する。

（２）項目名の記載なし
各項目のタグの設定なし。

(ｹｰｽ １)　　(文書例)

【代理権の消滅した代理人】

【識別番号】　１２３４５６７８９

（XML）
<消滅する代理人の記事>
<代理人　代理人種別＝”代理人”>
<氏名及び住所情報>
<識別番号>123456789</識別番号>
</氏名及び住所情報>
</代理人>
</消滅する代理人の記事>

(ｹｰｽ ２)　　(文書例)

【代理権の消滅した代理人】

【氏名又は名称】　発明　太郎
【識別番号】　１２３４５６７８９

【住所又は居所】　東京都千代田区霞が関２丁目

（XML）
<消滅する代理人の記事>
<代理人　代理人種別＝”代理人”>
<氏名及び住所情報>
<氏名又は名称>発明　太郎</氏名又は名称>
<識別番号>123456789</識別番号>
<住所又は居所情報>
<住所又は居所>東京都千代田区霞が関２丁目</住所又は居所>
</住所又は居所情報>
</氏名及び住所情報>
</代理人>
</消滅する代理人の記事>

（ｹｰｽ ３）　　（文書例）

【代理権の消滅した代理人】

【氏名又は名称】　発明　太郎
【識別番号】　　１２３４５６７８９

（ＸＭＬ）
<消滅する代理人の記事>
<代理人　代理人種別＝”代理人”>
<氏名及び住所情報>
<氏名又は名称>発明　太郎</氏名又は名称>
<識別番号>123456789</識別番号>
</氏名及び住所情報>
</代理人>
</消滅する代理人の記事>

（ｹｰｽ ４）　　（文書例）

【代理権の消滅した代理人】

【氏名又は名称】　発明　太郎

【住所又は居所】　東京都千代田区霞が関２丁目

（ＸＭＬ）
<消滅する代理人の記事>
<代理人　代理人種別＝”代理人”>
<氏名及び住所情報>
<氏名又は名称>発明　太郎</氏名又は名称>
<住所又は居所情報>
<住所又は居所>東京都千代田区霞が関２丁目</住所又は居所>
</住所又は居所情報>
</氏名及び住所情報>
</代理人>
</消滅する代理人の記事>

（ｹｰｽ ５）　　（文書例）

【代理権の消滅した代理人】

【識別番号】　　１２３４５６７８９

【住所又は居所】　東京都千代田区霞が関２丁目

（ＸＭＬ）
<消滅する代理人の記事>
<代理人　代理人種別＝”代理人”>
<氏名及び住所情報>
<識別番号>123456789</識別番号>
<住所又は居所情報>
<住所又は居所>東京都千代田区霞が関２丁目</住所又は居所>
</住所又は居所情報>
</氏名及び住所情報>
</代理人>
</消滅する代理人の記事>

（ｹｰｽ ６）　　（文書例）

【代理権の消滅した代理人】

【氏名又は名称】　発明　太郎

（ＸＭＬ）
<消滅する代理人の記事>
<代理人　代理人種別＝”代理人”>
<氏名及び住所情報>
<氏名又は名称>発明　太郎</氏名又は名称>
</氏名及び住所情報>
</代理人>
</消滅する代理人の記事>

代理人　　jp:agent

（消滅する代理人の記事）

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:agent)に置換する。		グループ代表タグ名であるため，タグ名を設定した場合グループ内タグ名を設定する。
２．	その他項目名の記載事例（書類別項目記載事例一覧表参照）	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

(2)　タグ属性の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	代理人と記載	タグ属性に“代理人”と設定する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①代理　⑦指定代理 ②代理者　⑧指定代理者 ③復代理人　⑨法定代理人 ④復代理　⑩法定代理 ⑤復代理者　⑪法定代理者 ⑥指定代理人	①～②はタグ属性に代理人と設定する ③～⑤はタグ属性に復代理人と設定する ⑥～⑧はタグ属性に指定代理人と設定する ⑨～⑪はタグ属性に法定代理人と設定する		

書類別項目記載事例一覧表

項番	書　類　名	項　目　名	そ　の　他　の　記　載　事　例　＊
８	代理人変更届	代理権の消滅した代理人	代理権の消滅する・代理権の消滅
１６	復代理人変更届	代理権の消滅した復代理人	代理権の消滅する・代理権の消滅

＊　職権訂正項目は、上記に記載したものと共－１０６代理人のその他の記載事例を足し合わせたものとする。

秘密意匠請求期間　　jp：secret-design-term

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名 (jp:secret-design-term)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①秘密意匠 ②秘密期間 ③秘密請求期間	項番１と同じ。		
３	項目名の記載なし	タグ名の設定なし		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	和暦年、和暦月で記載 (例)１年 (例)１月 (例)１年１月 但し､月数に換算して３６月以内。	記載内容をそのまま設定する ※月が１桁の場合は、上位桁にスペースを補う。 (例)１月→△１月 (例)１年１月→１年△１月 △はスペース		
２．	項番１以外の記載	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５０４０	
３．	内容の記載なし	内容の設定せず、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する	５０００	

５．３．５　書誌情報仕様個別項目

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　１．０

書類識別　　jp:application-a63

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:application-a63) を 追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称 ③書類明称　　⑦提出書類 ④書誌名称　　⑧申請書類 ⑤書誌名　　⑨申請書名 ⑥書書名　　⑩書類明	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ属性 ”jp:kind-of-law” （四法種別)に属性 値 ”patent”（特許）を設定する。		

・項目名(日本語標準名)　　・タグ名　　１．１

書類識別コード　　jp:document-code

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:document-code)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称 ③書類明称　　⑦提出書類 ④書誌名称　　⑧申請書類 ⑤書誌名　　⑨申請書名 ⑥書書名　　⑩書類明	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容＊の記載がある場合、タグ名(jp:document-code)を設定する。		＊内容の置換参照
		書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	特許願	書類分類（Ａ１６３）に置換し、１バイトコードで設定する。		
２．	その他内容の記載事例 ①特許登録願 ②持許願 ③特許出願書 ④特許書 ⑤特許出願	項番１と同じ		
３．	項番１，２以外の記載	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	
４．	内容の記載なし	項番３と同じ	３０５０	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

・特記事項の複数記載について

特記事項は複数記載されてくる場合がある。下にその形態と電子化方法を示す。

(1)　形態

ケース１

【特記事項】　　特許法第４４条第１項の規定による特許出願
【特記事項】　　昭和６２年改正前特許法第３８条のただし書の規定による特許出願

ケース２
【特記事項】　　特許法第４４条第１項の規定による特許出願及び昭和６２年改正前同法第３８条のただし書きの規定による特許出願

(2)　電子化方法

該当の条文コードを設定し、条文タグを記載数分繰り返し設定する。

ケース１

〈特記事項〉
〈条文〉040〈/条文〉
〈条文〉030〈/条文〉
〈/特記事項〉

ケース２

〈特記事項〉
〈条文〉040〈/条文〉
〈条文〉030〈/条文〉
〈/特記事項〉

特記事項の設定方法　　１．２

前提条件

① 別紙のマトリクスに従って条文コードを設定する。

② 順番性を意識してマトリクスの〇内の数字順でなければエラーとする。

③ 出現回数以上の“条”が記載されている場合はエラーとする。
（複数記載の場合は出現回数をプラスして考える）

④ １項目で複数条文の記載の場合は、特許法が出現する単位とする。ただし、特許法の直前のキーワードが平成５又は平成２３である場合には、平成５又は平成２３からを一文と考える。
（実用新案については２．２を参照のこと）

（職権訂正の範囲として“及び同法”と“同法”を考慮するが、エラーとして修正処理で運用対処とする）

⑤ 特許出願において、実用新案の条文が記載されることはない。（実用も同じ）

⑥ 特許出願の特記事項に記載されている条文が、条文設定マトリクス（特許出願）の条文に対応しない場合はエラーとする。

・条文設定マトリクス（特許出願）

ケース	1	2	3	4	5	6	7	8	9	１０	１１	１２	１３	１４	１５	１６	１７	
コード / キーワード	040	051	052	511	512	030	053	060	041	054	055	513	514	521	531	532	070	
平成５	×	×	×	×	×	×	×	×	①	①	①	①	①	×	×	×	×	
平成２３	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
特許法	①	①	①	①	①	①	①	①	②	②	②	②	②	①	①④	①④	①	
１８４“条”	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	②	②	×	
３０“条”	×	×	×	②	②	×	×	×	×	×	×	③	③	×	⑤	⑤	×	
３６“条”	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	②	×	×	×	
３８“条”	×	×	×	×	×	②	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
４４“条”	②	×	×	×	×	×	×	×	③	×	×	×	×	×	×	×	×	
４５“条”	×	×	×	×	×	×	②	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
４６“条”	×	②	②	×	×	×	×	×	×	③	③	×	×	×	×	×	②	
５３“条”	×	×	×	×	×	×	×	②	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
１項	△	③	×	③	×	△	△	×	△	④	×	④	×	△	⑥	×	④	
２項	×	×	③	×	×	△	×	×	×	×	④	×	×	×	×	×	×	
３項	×	×	×	×	③	△	×	×	×	×	×	×	④	×	×	⑥	×	
４項	×	×	×	×	×	×	×	△	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
の２	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	③	×	×	③	
の３	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
の１４	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	③	③	×	
“条”の出現	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	

△；任意　　○；必須で数字はサーチ順。×；存在したらエラー。

・条文設定マトリクス（特許出願）

ケース	１８	１９	２０	２１	２２	２３	２４											
コード / キーワード	515	516	517	533	534	535	526											
平成５	×	×	×	×	×	×	×											
平成２３	①	①	×	④	④	×	×											
特許法	②	②	①	①⑤	①⑤	①④	①											
１８４“条”	×	×	×	②	②	②	×											
３０“条”	③	③	②	⑥	⑥	⑤	×											
３６“条”	×	×	×	×	×	×	×											
３８“条”	×	×	×	×	×	×	②											
４４“条”	×	×	×	×	×	×	×											
４５“条”	×	×	×	×	×	×	×											
４６“条”	×	×	×	×	×	×	×											
５３“条”	×	×	×	×	×	×	×											
１項	④	×	×	⑦	×	×	×											
２項	×	×	③	×	×	⑥	×											
３項	×	④	×	×	⑦	×	×											
４項	×	×	×	×	×	×	×											
の２	×	×	×	×	×	×	×											
の３	×	×	×	×	×	×	③											
の１４	×	×	×	③	③	③	×											
“条”の出現	1	1	1	2	2	2	1											

△；任意　　○；必須で数字はサーチ順。×；存在したらエラー。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　１．２

特記事項　　jp:special-mention-matter-article

(1) 項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名 (jp:special-mention-matter-article)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①条文	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　１．３

条文　　jp:article

・「特許法第44条第１項の規定による特許出願」の場合
・「特許法第46条の2第１項の規定による実用新案に基づく特許出願」の場合

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:article)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①条文	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	特許法第44条第１項の規定による特許出願　と記載	条文コード（０４０）を１バイトコードで設定する。		
２．	その他条文の内容の記載事例 “特許法第４４条”・ “第１項”・ “特許出願”の３つが文章内にある場合 （“特許出願”については書類名の職権訂正と同じ） ＊以降、別紙マトリクス参照とする。	項番１と同じ		
３．	項番１，２以外の記載	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５０４０	
４．	内容の記載なし	内容の設定なし。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　１．３

条文　　jp:article

・「特許法第46条第１項の規定による特許出願」の場合

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:article)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①条文	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	特許法第46条第１項の規定による特許出願　と記載	条文コード（０５１）を１バイトコードで設定する。		
２．	その他条文の内容の記載事例 別紙マトリクス参照	項番１と同じ		
３	項番１，２以外の記載	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５０４０	
４．	内容の記載なし	内容の設定なし。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　１．３

条文　　jp:article

・「特許法第46条第２項の規定による特許出願」の場合

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:article)に置換する		
２．	その他項目名の記載事例 ①条文	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	特許法第46条第２項の規定による特許出願　と記載	条文コード（０５２）を１バイトコードで設定する。		
２．	その他条文の内容の記載事例 別紙マトリクス参照	項番１と同じ		
３．	項番１，２以外の記載	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５０４０	
４．	内容の記載なし	内容の設定なし。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　１．３

条文　　jp:article

・「特許法第30条第１項の規定の適用を受けようとする特許出願」の場合

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:article)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①条文	項番１と同じ		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	特許法第30条第１項の規定の適用を受けようとする特許出願　と記載	条文コード（５１１）を１バイトコードで設定する。		
２．	その他条文の内容の記載事例 別紙マトリクス参照	項番１と同じ		
３．	項番１，２以外の記載	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５０４０	
４．	内容の記載なし	内容の設定なし。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　１．３

条文　　jp:article

・「特許法第30条第３項の規定の適用を受けようとする特許出願」の場合

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:article)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①条文	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	特許法第30条第３項の規定の適用を受けようとする特許出願　と記載	条文コード（５１２）を１バイトコードで設定する。		
２．	その他条文の内容の記載事例 別紙マトリクス参照	項番１と同じ		
３．	項番１，２以外の記載	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５０４０	
４．	内容の記載なし	内容の設定なし。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　１．３

条文　　jp:article

・「昭和６２年改正前特許法第３８条ただし書の規定による特許出願」の場合

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:article)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①条文	項番１と同じ		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	昭和６２年改正前特許法第３８条ただし書の規定による特許出願　と記載	条文コード（０３０）を１バイトコードで設定する。		
２．	その他条文の内容の記載事例 別紙マトリクス参照	項番１と同じ		
３．	項番１，２以外の記載	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５０４０	
４．	内容の記載なし	内容の設定なし。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　１．３

条文　　jp:article

・「昭和６０年改正前特許法第４５条第１項の規定による特許出願」の場合

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:article)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①条文	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	昭和６０年改正前特許法第４５条第１項の規定による特許出願　と記載	条文コード（０５３）を１バイトコードで設定する。		
２．	その他条文の内容の記載事例 別紙マトリクス参照	項番１と同じ		
３．	項番１，２以外の記載	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５０４０	
４．	内容の記載なし	内容の設定なし。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　１．３

条文　　jp:article

・「昭和６０年改正前特許法第５３条第４項に規定する特許出願」の場合

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:article)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①条文	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	昭和６０年改正前特許法第５３条第４項に規定する特許出願　と記載	条文コード（０６０）を１バイトコードで設定する。		
２．	その他条文の内容の記載事例 別紙マトリクス参照	項番１と同じ		
３．	項番１，２以外の記載	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５０４０	
４．	内容の記載なし	内容の設定なし。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　１．３

条文　　jp:article

・「平成５年改正前特許法第４４条第１項の規定による特許出願」の場合

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:article)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①条文	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	平成５年改正前特許法第４４条第１項の規定による特許出願　と記載	条文コード（０４１）を１バイトコードで設定する。		
２．	その他条文の内容の記載事例 別紙マトリクス参照	項番１と同じ		
３．	項番１，２以外の記載	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５０４０	
４．	内容の記載なし	内容の設定なし。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　１．３

条文　　jp:article

・「平成５年改正前特許法第４６条第１項の規定による特許出願」の場合

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:article)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①条文	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	平成５年改正前特許法第４６条第１項の規定による特許出願　と記載	条文コード（０５４）を１バイトコードで設定する。		
２．	その他条文の内容の記載事例 別紙マトリクス参照	項番１と同じ		
３．	項番１，２以外の記載	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５０４０	
４．	内容の記載なし	内容の設定なし。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　１．３

条文　　jp:article

・「平成５年改正前特許法第４６条第２項の規定による特許出願」の場合

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:article)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①条文	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	平成５年改正前特許法第４６条第２項の規定による特許出願　と記載	条文コード（０５５）を１バイトコードで設定する。		
２．	その他条文の内容の記載事例 別紙マトリクス参照	項番１と同じ		
３．	項番１，２以外の記載	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５０４０	
４．	内容の記載なし	内容の設定なし。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　１．３

条文　　jp:article

・「平成５年改正前特許法第３０条第１項の規定を受けようとする特許出願」の場合

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:article)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①条文	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	平成５年改正前特許法第３０条第１項の規定を受けようとする特許出願　の記載	条文コード（５１３）を１バイトコードで設定する。		
２．	その他条文の内容の記載事例 別紙マトリクス参照	項番１と同じ		
３．	項番１，２以外の記載	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５０４０	
４．	内容の記載なし	内容の設定なし。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　１．３

条文　　jp:article

・「平成５年改正前特許法第３０条第３項の規定を受けようとする特許出願」の場合

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:article)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①条文	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	平成５年改正前特許法第３０条第３項の規定を受けようとする特許出願　と記載	条文コード（５１４）を１バイトコードで設定する		
２．	その他条文の内容の記載事例 別紙マトリクス参照	項番１と同じ		
３．	項番１，２以外の記載	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５０４０	
４．	内容の記載なし	内容の設定なし。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　１．３

条文　　jp:article

・「特許法第３６条の２第１項の規定による特許出願」の場合

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:article)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①条文	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	特許法第３６条の２第１項の規定による特許出願　と記載	条文コード（５２１）を１バイトコードで設定する。		
２．	その他条文の内容の記載事例 別紙マトリクス参照	項番１と同じ		
３．	項番１，２以外の記載	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５０４０	
４．	内容の記載なし	内容の設定なし。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　１．３

条文　　jp:article

・「特許法第184条の14の規定により特許法第30条第1項の規定の適用を受けようとする特許出願」の場合

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:article)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①条文	タグ名(jp:article)に置換する。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	特許法第１８４条の１４の規定により特許法第３０条第１項の規定の適用を受けようとする特許出願　と記載	条文コード（５３１）を１バイトコードで設定する。		
２．	その他条文の内容の記載事例 別紙マトリクス参照	項番１と同じ		
３．	項番１，２以外の記載	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５０４０	
４．	内容の記載なし	内容の設定なし。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　１．３

条文　　jp:article

・「特許法第184条の14の規定により特許法第30条第3項の規定の適用を受けようとする特許出願」の場合

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:article)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①条文	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	特許法第１８４条の１４の規定により特許法第３０条第３項の規定の適用を受けようとする特許出願　と記載	条文コード（５３２）を１バイトコードで設定する。		
２．	その他条文の内容の記載事例 別紙マトリクス参照	項番１と同じ		
３．	項番１，２以外の記載	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５０４０	
４．	内容の記載なし	内容の設定なし。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　１．３

条文　　jp:article

・「特許法第４６条の２第１項の規定による実用新案登録に基づく特許出願」の場合

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:article)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①条文	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	特許法第４６条の２第１項の規定による実用新案登録に基づく特許出願　と記載	条文コード（０７０）を１バイトコードで設定する。		
２．	その他条文の内容の記載事例 別紙マトリクス参照	項番１と同じ		
３．	項番１，２以外の記載	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５０４０	
４．	内容の記載なし	内容の設定なし。		

空白ページ

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　１．３

条文　　jp:article

・「平成２３年改正前特許法第３０条第１項の規定の適用を受けようとする特許出願」の場合

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:article)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①条文	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	平成２３年改正前特許法第３０条第１項の規定の適用を受けようとする特許出願　と記載	条文コード（５１５）を１バイトコードで設定する。		
２．	その他条文の内容の記載事例 別紙マトリクス参照	項番１と同じ		
３．	項番１，２以外の記載	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５０４０	
４．	内容の記載なし	内容の設定なし。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　１．３

条文　　jp:article

・「平成２３年改正前特許法第３０条第３項の規定の適用を受けようとする特許出願」の場合

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:article)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①条文	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	平成２３年改正前特許法第３０条第３項の規定の適用を受けようとする特許出願　と記載	条文コード（５１６）を１バイトコードで設定する。		
２．	その他条文の内容の記載事例 別紙マトリクス参照	項番１と同じ		
３．	項番１，２以外の記載	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５０４０	
４．	内容の記載なし	内容の設定なし。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　１．３

条文　　jp:article

・「特許法第３０条第２項の規定の適用を受けようとする特許出願」の場合

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:article)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①条文	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	特許法第３０条第２項の規定の適用を受けようとする特許出願　と記載	条文コード（５１７）を１バイトコードで設定する。		
２．	その他条文の内容の記載事例 別紙マトリクス参照	項番１と同じ		
３．	項番１，２以外の記載	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５０４０	
４．	内容の記載なし	内容の設定なし。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　１．３

条文　　jp:article

・「特許法第１８４条の１４の規定により
　平成２３年改正前特許法第３０条第１項の規定の適用を受けようとする特許出願」の場合

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:article)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①条文	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	特許法第１８４条の１４の規定により平成２３年改正前特許法第３０条第１項の規定の適用を受けようとする特許出願　と記載	条文コード（５３３）を１バイトコードで設定する。		
２．	その他条文の内容の記載事例 別紙マトリクス参照	項番１と同じ		
３．	項番１，２以外の記載	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５０４０	
４．	内容の記載なし	内容の設定なし。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　１．３

条文　　jp:article

・「特許法第１８４条の１４の規定により
　平成２３年改正前特許法第３０条第３項の規定の適用を受けようとする特許出願」の場合

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:article)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①条文	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	特許法第１８４条の１４の規定により平成２３年改正前特許法第３０条第３項の規定の適用を受けようとする特許出願　と記載	条文コード（５３４）を１バイトコードで設定する。		
２．	その他条文の内容の記載事例 別紙マトリクス参照	項番１と同じ		
３．	項番１，２以外の記載	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５０４０	
４．	内容の記載なし	内容の設定なし。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　１．３

条文　　jp:article

・「特許法第１８４条の１４の規定により
特許法第３０条第２項の規定の適用を受けようとする特許出願」の場合

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:article)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①条文	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	特許法第１８４条の１４の規定により特許法第３０条第２項の規定の適用を受けようとする特許出願　と記載	条文コード（５３５）を１バイトコードで設定する。		
２．	その他条文の内容の記載事例 別紙マトリクス参照	項番１と同じ		
３．	項番１，２以外の記載	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５０４０	
４．	内容の記載なし	内容の設定なし。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　１．３

条文　　jp:article

・「特許法第３８条の３の規定による特許出願」の場合

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:article)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①条文	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	特許法第３８条の３の規定による特許出願　と記載	条文コード（５２６）を１バイトコードで設定する。		
２．	その他条文の内容の記載事例 別紙マトリクス参照	項番１と同じ		
３．	項番１，２以外の記載	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５０４０	
４．	内容の記載なし	内容の設定なし。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　１．３

条文　　jp:article

・当該要素に設定されている内容が、
条文設定マトリクス（特許出願）に対応付けられる条文ではない場合

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:article)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①条文	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	条文設定マトリクス（特許出願）に対応付けられる記載ではない	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５０４０	
２．	内容の記載なし	内容の設定なし。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　１．４

発明者の記事　　jp：inventors

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
1.	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:inventors)を追加する。		
２.	その他項目名の記載事例 ①発名者 ②発明人 ③発案者 ④発明者の住所・氏名 ⑤特許考案人 ⑥考案者 ⑦考案人 ⑧考安者 ⑨発案者 ⑩考案者の住所・氏名 ⑪発明もの ⑫発明しゃ	項番１と同じ		グループ代表タグ名であるため、本タグ名を設定した場合グループ内タグ名を設定する。
３.	項目名の記載なし	・【発明者】の従属項目とわかる項目が存在している場合、タグに置換する。 ・【発明者】の従属項目とわかる項目が存在しない場合、タグに置換しない。		

（文書例）　　（XML）

【発明者】①

【フリガナ】　ハツメイ　タロウ
【氏名】　発明　太郎　②
【識別番号】　123456789

【住所又は居所】　東京都千代田区霞が関２丁目

【発明者】③

【フリガナ】　ハツメイ　ジロウ
【氏名】　発明　次郎
【識別番号】　234567890

【住所又は居所】　東京都千代田区霞が関２丁目

```
<発明者の記事>
<発明者>
<氏名及び住所情報>
<フリガナ>ハツメイ　タロウ</フリガナ>
<氏名又は名称>発明　太郎</氏名又は名称>
<識別番号>123456789</識別番号>
<住所又は居所情報>
<住所又は居所>東京都千代田区霞が関２丁目
</住所又は居所>
</住所又は居所情報>
</氏名及び住所情報>
</発明者>
<発明者>
<氏名及び住所情報>
<フリガナ>ハツメイ　ジロウ</フリガナ>
<氏名又は名称>発明　次郎</氏名又は名称>
<識別番号>234567890</識別番号>
<住所又は居所情報>
<住所又は居所>東京都千代田区霞が関２丁目
</住所又は居所>
</住所又は居所情報>
</氏名及び住所情報>
</発明者>
</発明者の記事>
```

①【発明者】の場合。タグ<発明者>のグループの繰り返し全体を示すタグ<発明者の記事>が記載される。
②【氏名】の場合、タグ<氏名又は名称>に項目の内容を設定し、タグ<氏名及び住所情報>でグループ全体を示す。
③【発明者】の繰り返しの場合、タグ<発明者の記事>は記載されない。

・【発明者】グループ内タグ設定規則

１．グループ内タグの項目の設定規則

⑴項目名の記載あり
　各項目名のタグを設定し、記事内容を設定する。

⑵項目名の記載なし
　タグを設定しない。

２．【発明者】の欄に“特許出願人と同じ”と記載の場合

【氏名】に“特許出願人と同じ”を設定する。

又、発明者の記事にない内容については設定は行わない。

但しそのグループの従属項目がある場合は（氏名に限らない）筆頭項目エラーとして、氏名に作成する事は行わない。「４．筆頭項目エラーの場合」を参照。

３．【発明者】の欄に“追って補充”と記載の場合

【氏名】に“追って補充”を設定する。

又、発明者の記事にない内容については設定は行わない。

但しそのグループの従属項目がある場合は（氏名に限らない）筆頭項目エラーとして、氏名に作成する事は行わない。「４．筆頭項目エラーの場合」を参照。

４．筆頭項目エラーの場合。

上記２．及び３．での筆頭項目エラーの場合のデータエントリ方法を以下に示す。

・当該タグにエラーコード（５０２０）を設定する。

・原データを取得する。

・従属項目の記載がある場合はデータエントリする。

例）

申請書類上の記載	XML
【発明者】　特許出願人と同じ 【氏名】　　発明　太郎	<発明者の記事> <発明者　ｴﾗｰｺｰﾄﾞ=″5020″> <氏名及び住所情報> <氏名又は名称>特許　太郎</氏名又は名称> </氏名及び住所情報> </発明者> </発明者の記事>

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　１．５

発明者　　jp：inventor

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
1.	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:inventor)に置換する。		グループ代表タグ名であるため、本タグ名を設定した場合グループ内タグ名を設定する。
２.	その他項目名の記載事例 ①発名者 ②発明人 ③発案者 ④発明者の住所・氏名 ⑤特許考案人 ⑥考案者 ⑦考案人 ⑧考安者 ⑨発案者 ⑩考案者の住所・氏名 ⑪発明もの ⑫発明しゃ	項番１と同じ		
３.	項目名の記載なし	・【発明者】の従属項目とわかる項目が存在している場合、タグに置換する。 ・【発明者】の従属項目とわかる項目が存在しない場合、タグに置換しない。		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１.	“特許出願人と同じ”と記載	【発明者】グループ内タグ設定規則に従い電子化		
２.	“追って補充”と記載	【発明者】グループ内タグ設定規則に従い電子化		
３.	上記以外による記載	内容の設定せず、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する	５０２０	筆頭項目エラー
４.	内容の記載なし	内容の設定なし。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　１．６

住所又は居所情報　jp:address

（発明者）

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:address)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①住住 ②居所（法人） ③住居 ④住所および居所 ⑤居所 ⑥住所（居所） ⑦住所 ⑧住所または居所 ⑨発明者住所 ⑩考案者住所 ⑪住所又は居所 ⑫住所又は居住 ⑬住所または居住 ⑭住所又たは居住 ⑮住所居所 ⑯居所及び居所 ⑰住所又は住所 ⑱居所又は居所 ⑲住所又は居所 ⑳居住又は居所 (21)住所又居所 (22)居所又は住所 (23)住所又は住居 (24)住居又は居所 (25)住所または住居	項番１と同じ		
３．	項目名の記載なし	タグ名の設定なし （※）		

（※）　ただし、各々のグループ内のタグ設定規則に準ずる。

（文書例）　　（XML）

【住所又は居所】　東京都千代田区霞が関２丁目

<住所又は居所情報>
<住所又は居所>東京都千代田区霞が関２丁目
</住居又は居所>
</住所又は居所情報>

・タグ<住所又は居所情報>でグループ全体を挟む。【住所又は居所】の内容は、タグ<住所又は居所>に設定する。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　１．７

住所又は居所　　jp：text

（発明者）

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:text)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①住住 ②居所（法人） ③住居 ④住所および居所 ⑤居所 ⑥住所（居所） ⑦住所 ⑧住所または居所 ⑨発明者住所 ⑩考案者住所 ⑪住所又は居所 ⑫住所又は居住 ⑬住所または居住 ⑭住所又たは居住 ⑮住所居所 ⑯居所及び居所 ⑰住所又は住所 ⑱居所又は居所 ⑲住所又は居所 ⑳居住又は居所 (21)住所又居所 (22)居所又は住所 (23)住所又は住居 (24)住居又は居所 (25)住所または住居	項番１と同じ		
３．	項目名の記載なし	タグ名の設定なし (※)		

(※)　ただし、各々のグループ内のタグ設定規則に準ずる。

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	内容の記載あり	記載内容をそのまま設定する		住所の内容に郵便番号の記載がある場合は削除する。
２．	内容の記載なし	内容の設定なし。 (※)		

(※)　ただし、各々のグループ内のタグ設定規則に準ずる。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　１．８

パリ条約による優先権等の主張　　jp:priority-claims

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:priority-claims)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 （特許願、実用新案登録願の場合） ①優先権主張 ②優先権の主張 ③条約による優先権主張 ④国際優先権主張 ⑤パリ条約による優先権主張 ⑥パリ条約の優先権主張 ⑦パリ条約により優先権主張 ⑧パリ条約よる優先権主張 ⑨パリ条約による優先権の主張 ⑩パリ条約等による優先権主張 ⑪パリ条約等の優先権主張 ⑫パリ条約等により優先権主張 ⑬パリ条約等よる優先権主張 ⑭パリ条約等による優先権の主張 （パリ条約による優先権主張放棄書の場合） ①先の出願の表示 （優先権証明書提出書の場合） ①	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし。		但し、パリ条約による優先権等の主張の従属項目と判断できる項目があった場合は、タグ名を設定する。

文書例

【パリ条約による優先権等の主張】①
　【国・地域名】　　アメリカ合衆国
　【出願日】　　２０００年１月１日
　【出願番号】　　ＵＳ２０００１２３４５６

【パリ条約による優先権等の主張】①
　【国・地域名】　　カナダ
　【出願日】　　２０００年１０月２１日
　【出願番号】　　ＣＡ２０００２３４５６７

XML

```
<パリ条約による優先権等の主張>
<パリ優先権主張>
<国コード>US</国コード>
<文書番号>US2000123456</文書番号>
<日付>20000101</日付>
</パリ優先権主張>
<パリ優先権主張>
<国コード>CA</国コード>
<文書番号>CA2000234567</文書番号>
<日付>20001021</日付>
</パリ優先権主張>
</パリ条約による優先権等の主張>
```

①【パリ条約による優先権等の主張】の場合、グループを示すタグ<パリ優先権主張>でグループ全体を挟み、繰り返し全体を示すタグ<パリ条約による優先権等の主張>で繰り返し全体を挟む。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　１．９

パリ優先権主張　　jp:priority-claim

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:priority-claim) に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 （特許願、実用新案登録願の場合） ①優先権主張 ②優先権の主張 ③条約による優先権主張 ④国際優先権主張 ⑤パリ条約による優先権主張 ⑥パリ条約の優先権主張 ⑦パリ条約により優先権主張 ⑧パリ条約よる優先権主張 ⑨パリ条約による優先権の主張 ⑩パリ条約等による優先権主張 ⑪パリ条約等の優先権主張 ⑫パリ条約等により優先権主張 ⑬パリ条約等よる優先権主張 ⑭パリ条約等による優先権の主張 （パリ条約による優先権主張放棄書の場合） ①先の出願の表示 （優先権証明書提出書の場合） ①	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし。		但し、パリ条約による優先権等の主張の従属項目と判断できる項目があった場合は、タグ名を設定する。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　１．１０

国コード　　jp:country

（パリ条約による優先権等の主張）

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:country)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①出願国 ②同盟国の国名 ③国 ④出願国名 ⑤国名	項番１と同じ		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし。		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態		電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
1	【パリ条約による優先権等の主張】配下の【優先権証明書提供国（機関）】が「台湾」の場合				
		国コードが「台湾」の記載である場合	国名テーブルより該当するコードを１バイトコードで設定する。		国名テーブルは、共－５３を参照。
		国コードが「台湾」以外の記載である場合	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５０４０	
		内容の記載なし	内容の設定なし。		
2	【パリ条約による優先権等の主張】配下の【優先権証明書提供国（機関）】が「台湾」以外の場合 または、 【パリ条約による優先権等の主張】配下の【優先権証明書提供国（機関）】が記載なしの場合				
		内容の記載がありその記載内容が国名テーブルにある場合	国名テーブルより該当するコードを１バイトコードで設定する。		国名テーブルは、共－５３を参照。
		内容の記載がありその記載内容が国名テーブルにない場合	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５０４０	
		内容の記載なし	内容の設定なし。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　１．１１

文書番号　　jp：doc−number

（パリ条約による優先権等の主張）

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	項目名通りの記載	タグ名(jp:doc-number)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①登録番号 ②公開番号 ③公告番号 ④特許番号	項番１と同じ		“番号”の記載があればタグ名に置換する。
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし。		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	英数字・記号・スペース20桁以内の記載	記載内容を１バイトコードで設定する。		(*1) (*2) (*3)
２．	英数字・記号・スペース21桁以上の記載	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５２００	(*1) (*2) (*3)
３．	英数字・記号・スペース以外による記載	項番２と同じ。	２０００	(*1) (*2)
４．	内容の記載なし	内容の設定なし。		

＊１）　英字は大文字のみとし、記号とは以下を指す。（下記のコード欄は１６進コードで記載している。）

申請書の状態（２バイト）		電子化における対処（１バイト）	
英数字・記号	上段：ＪＩＳコード 下段：Ｓｈｉｆｔ－ＪＩＳコード	英数字・記号	Ｓｈｉｆｔ－ＪＩＳコード
“Ａ”～“Ｚ”	０ｘ２３４１～０ｘ２３５Ａ ０ｘ８２６０～０ｘ８２７９	“A”～“Z”	０ｘ４１～０ｘ５Ａ
“０”～“９”	０ｘ２３３０～０ｘ２３３９ ０ｘ８２４Ｆ～０ｘ８２５８	“0”～“9”	０ｘ３０～０ｘ３９
ー（音引き）	０ｘ２１３Ｃ ０ｘ８１５Ｂ	－（ハイフン，負符号）	０ｘ２Ｄ
―（ダッシュ）	０ｘ２１３Ｄ ０ｘ８１５Ｃ		
－（ハイフン，負符号）	０ｘ２１５Ｄ ０ｘ８１７Ｃ		
／	０ｘ２１３Ｆ ０ｘ８１５Ｅ	/	０ｘ２Ｆ
,	０ｘ２１２４ ０ｘ８１４３	,	０ｘ２Ｃ
.	０ｘ２１２５ ０ｘ８１４４	.	０ｘ２Ｅ
:	０ｘ２１２７ ０ｘ８１４６	:	０ｘ３Ａ
;	０ｘ２１２８ ０ｘ８１４７	;	０ｘ３Ｂ
(	０ｘ２１４Ａ ０ｘ８１６９	(	０ｘ２８
)	０ｘ２１４Ｂ ０ｘ８１６Ａ	)	０ｘ２９

＊２）　記載内容の１文字目の“第”、最後の“号”を除いて判定する。また、タグ内のデータにもこれらの文字は設定しない。

例）

①【出願番号】ＵＳ２０００－１２３４５６　　の場合、以下のように設定する（正常）

〈文書番号〉US2000-123456〈/文書番号〉

②【出願番号】第ＵＳ２０００－１２３４５６号　の場合、以下のように設定する（正常）

〈文書番号〉US2000-123456〈/文書番号〉

＊３）　記載内容にスペースが存在していた場合、タグ内のデータにはスペースを削除せずに設定する。（スペースは に置換する。）

ただし、【出願番号】から最初に出現する英数字・記号までのスペースは無視する。

例）

【出願番号】　　１０　２００８　０１８　０１７．２　の場合、以下のように設定する

〈文書番号〉10 2008 018 017.2〈/文書番号〉

空白ページ

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　１．１２

日付　　jp：date

（パリ条約による優先権等の主張）

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
1.	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:date)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①年月日 ②主張年月日 ③主張日 ④日付	項番１と同じ		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし。		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	西暦年月日で記載 （例）2000年1月1日	記載内容より日付部分を抜き出し１バイトコードで設定する。 ※月日が１桁の場合は、上位桁に”0”（ゼロ）を補う。		形式：YYYYMMDD ８桁固定
２．	和暦年月日で記載 （例）平成12年1月1日	和暦年を西暦年に変換後、日付部分を抜き出し１バイトコードで設定する。 ※月日が１桁の場合は、上位桁に”0”（ゼロ）を補う。		
３．	項番１、２以外の記載	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	２０３０	
４．	内容の記載なし	内容の設定なし。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　１．１３

先の出願に基づく優先権主張　　jp:declaration-priority-ear-app

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:declaration-priority-ear-app)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 （特許願、実用新案登録願の場合） ①特許出願等に基づく優先権主張 ②特許出願に基づく優先権主張 ③実用新案登録出願等に基づく優先権主張 ④実用新案登録出願出願に基づく優先権主張 ⑤国内優先権主張 ⑥先の出願に基ずく優先権主張 ⑦先の出願に基ずく優先権の主張 ⑧先の出願に基づく優先権の主張 ⑨先の出願による優先権主張 ⑩先の出願による優先権の主張 ⑪先の出願に基く優先権主張 ⑫先の出願に基く優先権の主張 ⑬先願に基づく優先権主張 ⑭先願に基づく優先権の主張 （先の出願に基づく優先権主張取下書の場合） ①先出願表示 ②先出願の表示	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし。		但し、先の出願に基づく優先権主張の従属項目と判断できる項目があった場合は、タグ名を設定する。

文書例

【先の出願に基づく優先権主張】　①
【出願番号】　特願２０００－１２３４５６
【出願日】　２０００年１０月１日
【整理番号】　Ｐ００－２３４５６７

XML

<先の出願に基づく優先権主張>
<先の出願>
<出願書類参照 タイプ="出願" 四法種別="特許">
<ドキュメント識別>
<文書番号>2000123456</文書番号>
<日付>20001001</日付>
</ドキュメント識別>
</出願書類参照>
<整理番号>P00-234567</整理番号>
</先の出願>
</先の出願に基づく優先権主張>

①【先の出願に基づく優先権主張】の場合、グループを示すタグ<先の出願>でグループ全体を挟み、繰り返し全体を示すタグ<先の出願に基づく優先権主張>で繰り返し全体を挟む。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　１．１４

先の出願　　jp：earlier−app

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名（jp:earlier-app）に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 （特許願、実用新案登録願の場合） ①特許出願等に基づく優先権主張 ②特許出願に基づく優先権主張 ③実用新案登録出願等に基づく優先権主張 ④実用新案登録出願出願に基づく優先権主張 ⑤国内優先権主張 ⑥先の出願に基ずく優先権主張 ⑦先の出願に基ずく優先権の主張 ⑧先の出願に基づく優先権の主張 ⑨先の出願による優先権主張 ⑩先の出願による優先権の主張 ⑪先の出願に基く優先権主張 ⑫先の出願に基く優先権の主張 ⑬先願に基づく優先権主張 ⑭先願に基づく優先権の主張 （先の出願に基づく優先権主張取下書の場合） ①先出願表示 ②先出願の表示	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし。		但し、先の出願に基づく優先権主張の従属項目と判断できる項目があった場合は、タグ名を設定する。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　１．１５

出願書類参照　　jp:application-reference

（先の出願に基づく優先権主張）

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名 (jp:application-reference) を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 （出願番号の場合） ①先の出願番号 （国際出願番号の場合） ①ＰＣＴ出願番号 （出願日の場合） ①先の出願日 ②先の出願年月日 ③先の出願の日付	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし。		

補足：

・【先の出願に基づく優先権主張】の配下に【出願番号】か【国際出願番号】（どちらか一方）あるいは、【出願日】が記載された場合、タグ<出願書類参照>とタグ<ドキュメント識別>を設定し、その配下にタグ<文書番号>、タグ<日付>を設定する。

・タグ<出願書類参照>は、タグ属性“タイプ”別でグループ分けされ、タグ<先の出願>配下に繰り返し設定される。

・【先の出願に基づく優先権主張】の配下の場合、タグ属性“タイプ”は“出願”または“国際出願”が設定され、電子化された記載項目が、【出願番号】か【国際出願番号】かの区分とする。

・【出願番号】と【出願日】は、同一のタグ<出願書類参照>の配下にタグ付けするが、【国際出願番号】と【出願日】の場合は、タグ属性“タイプ”が異なるため、タグ<出願書類参照>を分けてタグ付けする。

・電子化例を以下に示す。

文書例１：出願番号が記載

【先の出願に基づく優先権主張】
【出願番号】　特願２０００－１２３４５６
【出願日】　２０００年１０月１日
【整理番号】　Ｐ００－２３４５６７

XML

```
<先の出願に基づく優先権主張>
<先の出願>
<出願書類参照 タイプ="出願" 四法種別="特許">
<ドキュメント識別>
<文書番号>2000123456</文書番号>
<日付>20001001</日付>
</ドキュメント識別>
</出願書類参照>
<整理番号>P00-234567</整理番号>
</先の出願>
</先の出願に基づく優先権主張>
```

文書例２：国際出願番号が記載

【先の出願に基づく優先権主張】
【国際出願番号】　ＰＣＴ／ＪＰ９９／１２３４５
【出願日】　平成１１年７月１日提出の特許願
【整理番号】　Ｐ１１－１２３

XML

```
<先の出願に基づく優先権主張>
<先の出願>
<出願書類参照 タイプ="国際出願">
<ドキュメント識別>
<文書番号>JP9912345</文書番号>
</ドキュメント識別>
</出願書類参照>                          (※)
<出願書類参照 タイプ="出願" 四法種別="特許">
<ドキュメント識別>
<日付>19990701</日付>
</ドキュメント識別>
</出願書類参照>                          (※)
<整理番号>P11-123</整理番号>
</先の出願>
</先の出願に基づく優先権主張>
```

（※）タグ<出願書類参照>がタグ属性「タイプ」でグループ分けされている。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　１．１６

ドキュメント識別　jp：document－id

(先の出願に基づく優先権主張)

(1) 項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ<出願書類参照>の配下にタグ名(jp:document-id)を追加する。		個別１．１５参照
２．	その他項目名の記載事例 （出願番号の場合） ①先の出願番号 （国際出願番号の場合） ①ＰＣＴ出願番号 （出願日の場合） ①先の出願日 ②先の出願年月日 ③先の出願の日付	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　１．１７

文書番号　　jp：doc－number

（先の出願に基づく優先権主張）

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:doc-number)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 （出願番号の場合） ①先の出願番号 （国際出願番号の場合） ①ＰＣＴ出願番号	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし。		

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	【出願番号】又は出願番号と判断できる記載	タグ(出願書類参照)に タイプ="出願" を設定		
２．	【国際出願番号】又は国際出願番号と判断できる記載	タグ(出願書類参照)に タイプ="国際出願" を設定		

【出願番号】の電子化

(3) 内容の置換

項番		申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備考
１．		例１ 平成99年特許願第999999号 ②　①　② 例２ 特願平99－999999 ①　②　② 例３ 特願9999－999999 ①　②　②	①四法をタグ<出願書類参照>のタグ属性「四法種別（jp:kind-of-law）」の属性値として設定する。 ②出願番号をタグ<jp:doc-number>に数字部分を１バイトコードで設定する。 但し、年の記載が和暦年の場合は、西暦年に変換し、設定する。		※タグ属性「四法種別」の属性値。 特許：”patent” 実用新案：”utility” 四法の特定は“事件の表示設定方法説明”【出願番号】の場合を参照。 出願番号の形式 西暦年＋一連番号 （４桁）（６桁）
２	正常	その他内容の記載事例 ①について 四法の職権ﾃｰﾌﾞﾙにある場合	四法をタグ<出願書類参照>のタグ属性「四法種別（jp:kind-of-law）」の属性値として設定する。		四法職権テーブルは、【事件の表示】設定方法説明（共－１０）を参照。 四法の特定は“事件の表示設定方法説明”【出願番号】の場合を参照。 ※四法が意匠、商標と特定された場合は、エラーとして処理する。
	エラー	①について 四法の職権ﾃｰﾌﾞﾙにない場合	四法をタグ<出願書類参照>のタグ属性「四法種別」は、設定しない。エラー識別ＩＤも設定しない。		
	正常	②について、元号が (1)特定できる場合	和暦年を西暦年に変換後、数字部分を抜き出し１バイトコードで設定する。		
	正常	②について、元号が (1)なく、年の記載が連続する2000以上の数字４桁の場合	数字部分を抜き出し１バイトコードで設定する。		
	エラー	②について、元号が (1)なく、年の記載が連続する2000以上の数字４桁でない場合 (2)特定できない場合 (3)複数記載の場合	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５０４０	
	正常	②について、年が (1)０１以上であり (2)１・２桁の記載である場合	和暦年を西暦年に変換後、数字部分を抜き出し１バイトコードで設定する。		
	正常	②について、年が (1)2000以上であり、 (2)４桁の記載である場合	数字部分を抜き出し１バイトコードで設定する。		
	エラー	②について、年が (1)1～2桁で00の場合 (2)4桁で1999以下の場合 (3)3桁又は5桁以上の記載の場合 (4)記載のない場合 (5)不連続な数字の記載の場合	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５０４０	
	正常	②について、番号が (1)１～６桁の記載であり (2)１以上であった場合	数字６桁を１バイトコードで設定する。		１桁以上５桁以内の場合は０パディングを行う。
	エラー	②について、番号が (1)１～６桁の記載でない場合 (2)記載のない場合 (3)不連続な数字の記載の場合 (4)０の記載の場合	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５０４０	
３．		①②の全て記載のない場合	設定なし。		

補　足：四法区分・元号・年・番号の特定方法は、後述する事件の表示設定方法説明を参照のこと。

【国際出願番号】の電子化

(3)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	英数字が１７桁以内の記載	記載内容を電子化方法に従い変換し１バイトコードで設定する。		補足参照
２．	英数字が１８桁以上の記載	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５２００	
３．	(1)国コードが英字２桁でない (2)西暦年が３桁、又は５桁以上 (3)西暦年が１～２桁の場合、一連番号が数字１～５桁でない (4)西暦年が４桁の場合、一連番号が数字１～６桁でない (5)その他、チェック範囲（※1）でない	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５０４０	
．	内容の記載なし	内容の設定なし。		

（※１）２．電子化方法の(1)チェック範囲を参照

補　足：

次　紙　参　照

１．記載例

①

ＰＣＴ	／	ＣＣ	９９９９	／	９９９９９９
		Ａ	Ｂ		Ｃ

②

ＣＣ	９９９９	／	９９９９９９
Ａ	Ｂ		Ｃ

③

ＣＣ	９９９９	９９９９９９
Ａ	Ｂ	Ｃ

Ａ:国コード（英字、２桁）
Ｂ:西暦年　（数字、１～２桁又は４桁）
　ただし③の場合は数字４桁
Ｃ:一連番号（数字、１～５桁又は１～６桁）

①の場合、”ＰＣＴ”と国コードの間、西暦年と一連番号の間は必ず”／”で区切られているものとする。
②の場合、西暦年と一連番号の記載は必ず“／”で区切られているものとする。
③の場合、”／”は必ず無いこととする。また、数字部分が必ず５桁以上あることとする。
※但し、”／”は”－”又は”　（スペース一桁）”でも良いこととする。

２．電子化方法
(1)チェック範囲
(a)国コードは英字２桁でＩＣＩＲＥＰＡＴ・標準コードに定義されているコードとする。
(b)西暦年は数字１～２桁または４桁で記載されていること。ただし記載方法③の場合は必ず４桁であること。
(c)一連番号は、西暦年の記載が１～２桁のとき数字１～５桁で記載されていること。
　又は、西暦年の記載が４桁のとき数字１～６桁で記載されていること。
(d)記載方法①の場合は国際出願の表示と国コードの間、西暦年と一連番号の間の２箇所、②の場合は
　西暦年と一連番号の間の１箇所、必ず“／”で区切られているものとする。
(e)一連番号は１以上の値であること。
(f)西暦年は、記載が１～２桁の場合、３以下又は９７以上の値であること。
　４桁の場合、２００４以上の値であること。
(2)記載方法の特定方法
(a)先頭に”ＰＣＴ／”の記載が有る場合、記載方法の①とみなす。
(b)先頭に”ＰＣＴ／”が無い場合、西暦年の次に“／”の記載がある場合、記載方法は②とみなす。
(c)(a)、(b)以外の場合、記載方法の③とみなす。
(3)記載内容の実データ化
(a)実データはキャラクタ９桁（西暦年が１～２桁記載のとき、国コード２桁＋西暦下２桁＋一連番号５桁）、
　又は、１２桁（西暦年が４桁のとき、国コード２桁＋西暦年４桁＋一連番号６桁）へ変換する。
(b)西暦年が２桁に満たない（西暦年が１～２桁記載）場合、上位桁へ０パディングを行う。
(c)一連番号は５桁又は６桁に満たない場合、右づめとし上位へ０パディングを行う。
(d)実データフォーマット

ＣＣ	９９９９	９９９９９９
Ａ	Ｂ	Ｃ

Ａ：国コード　２桁
Ｂ：西暦年　　２桁又は、４桁
Ｃ：一連番号　５桁又は、６桁

変換例

	記載内容		実データ
１２桁の場合	ＰＣＴ／ＪＰ２００４／３１	→	ＪＰ２００４０００００３１
	ＪＰ２００５／１２３４５６	→	ＪＰ２００５１２３４５６
	ＪＰ２００６１	→	ＪＰ２００６０００００１
９桁の場合	ＰＣＴ／ＪＰ９７／３１	→	ＪＰ９７０００３１
	ＪＰ１／１２３４５	→	ＪＰ０１１２３４５

※但し、”／”は”－”又は”　（スペース１桁）”でも良いこととする。

(4)エラー処理
(a)項目内容無しの場合。
　エラーメッセージは項目内容無しとし実データの設定は行わない。
(b)チェックエラーの場合
　記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。

出願日　　jp:date

（先の出願に基づく優先権主張）

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
1.	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:date)に置換する。		
２.	その他項目名の記載事例 ①先の出願日 ②先の出願年月日 ③先の出願の日付	項番１と同じ		
３.	項目名の記載なし	タグの設定なし。		

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１.	【出願日】又は出願日と判断できる記載	タグ(出願書類参照)に タイプ="出願" を設定		すでに設定されている場合は、何もしない

補　足：

・【先の出願に基づく優先権主張】の配下に【国際出願番号】が記載されている場合、タグ<出願書類参照>は、タグ属性「タイプ」でグループを分けて設定する。「１．１５　出願書類参照」を参照。

(3)　内容の置換

項　番		申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．		例１（和暦年月日で記載） 平成12年12月12日 ①　提出の特許願 ③ 例２（西暦年月日で記載） 2000年12月12日 ②　提出の特許願 ③	①について 和暦年を西暦年に変換後、日付部分を抜き出し１バイトコードで設定する。 ②について 日付部分を抜き出し１バイトコードで設定する。 ③について タグ<出願書類参照>の属性タグ「四法種別（jp:kind-of-law）」に、該当する属性値を設定する。（注１） 特許　　:"patent" 実用新案登録:"utility"		※月日が１桁の場合は上位桁に"0"（ゼロ）を補う。 形式：YYYYMMDD ８桁固定 （注１）すでに設定されている場合は、設定しない。
2.	エラー	その他の内容の記載事例 ①②について (1)何かしら記載があり先頭が西暦・和暦の記載で始まらない場合 (2)暦日ﾁｪｯｸで妥当性がない場合	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	２０３０	
3.	正常	③について (1)四法職権テーブルにある場合	タグ<出願書類参照>の属性タグ「四法種別（jp:kind-of-law）」に、該当する属性値を設定する。（注１） 特許　　:"patent" 実用新案登録:"utility"		四法職権テーブルは【事件の表示】設定方法説明（共－１０）を参照。 四法の特定は“事件の表示設定方法説明”【出願日】の場合を参照。
	エラー	③について (1)意匠、商標の場合 (2)四法職権テーブルにない場合	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。（※２）	２０００	
			タグ<出願書類参照>のタグ属性「四法種別」は設定せず、エラー識別ＩＤも設定しない。（※３）		
	正常	③について (1)記載がない場合	タグ<出願書類参照>のタグ属性「四法種別」は設定せず、エラー識別ＩＤも設定しない。（※３）		
	エラー	③について (1)記載がない場合	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。（※２）	２０００	
４．		①②③について全ての記載がない場合	内容の設定なし。		

※２　【先の出願に基づく優先権主張】に【出願番号】、【国際出願番号】の何れの記載もない場合

※３　【先の出願に基づく優先権主張】に【出願番号】又は【国際出願番号】の何れかの記載がある場合

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　１．１９

産業再生法　　jp：law−of−industrial−regenerate

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名 (jp:law-of-industrial-regenerate)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ① ②	項番１と同じ		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし。		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	内容の記載がある場合	記載内容をそのまま設定する		
２．	内容の記載なし	内容の設定なし		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　１．２０

優先権書類の所在情報　jp:priority-doc-location-info

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:priority-doc-location-info)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例①	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし。		但し、優先権書類の所在情報の従属項目と判断できる項目があった場合は、タグ名を設定する。

文書例

【パリ条約による優先権等の主張】
【国・地域名】　フィリピン
【出願日】　２００７年１２月３０日
【出願番号】　１－２００７－００１２１８
【優先権証明書提供国（機関）】　アメリカ合衆国
【提供国（機関）における出願の番号】　１０／８３５，５０８

XML

<パリ条約による優先権等の主張>
<パリ優先権主張>
<国コード>PH</国コード>
<文書番号>1-2007-001218</文書番号>
<日付>20071230</日付>
<優先権書類の所在情報>
<国コード>US</国コード>
<文書番号>10/835,508</文書番号>
</優先権書類の所在情報>
</パリ優先権主張>
</パリ条約による優先権等の主張>

【優先権証明書提供国（機関）】、【提供国（機関）における出願の番号】の場合、グループを示すタグ<優先権書類の所在情報>でグループ全体を挟む。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　１．２１

国コード　　jp:country
（優先権書類の所在情報）

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:country)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①	項番１と同じ		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし。		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	内容の記載あり 以下の国名の記載（国名テーブルの職権訂正の範囲を含む）の場合 ①世界知的所有権機関 ②アメリカ合衆国 ③欧州特許庁 ④台湾	国名テーブルより該当するコードを１バイトコードで設定する。		国名テーブルは、共－５３を参照。
２．	項番１以外の記載	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５０４０	
３．	内容の記載なし	内容の設定なし。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　１．２２

文書番号　　jp：doc−number

（優先権書類の所在情報）

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	項目名通りの記載	タグ名(jp:doc-number)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①登録番号　②公開番号 ③公告番号　④特許番号	項番１と同じ		“番号”の記載があればタグ名に置換する。
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし。		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	英数字・記号・スペース20桁以内の記載	記載内容を１バイトコードで設定する。		(*1) (*2) (*3)
２．	英数字・記号・スペース21桁以上の記載	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５２００	(*1) (*2) (*3)
３．	英数字・記号・スペース以外による記載	項番２と同じ。	２０００	(*1) (*2)
４．	内容の記載なし	内容の設定なし。		

＊1）　英字は大文字のみとし、記号とは以下を指す。（下記のコード欄は１６進コードで記載している。）

申請書の状態（２バイト）		電子化における対処（１バイト）	
英数字・記号	上段：ＪＩＳコード 下段：Ｓｈｉｆｔ－ＪＩＳコード	英数字・記号	Ｓｈｉｆｔ－ＪＩＳコード
“A” ～ “Z”	０ｘ２３４１～０ｘ２３５Ａ ０ｘ８２６０～０ｘ８２７９	“A” ～ “Z”	０ｘ４１～０ｘ５Ａ
“０” ～ “９”	０ｘ２３３０～０ｘ２３３９ ０ｘ８２４Ｆ～０ｘ８２５８	“0” ～ “9”	０ｘ３０～０ｘ３９
ー（音引き）	０ｘ２１３Ｃ ０ｘ８１５Ｂ	－（ハイフン，負符号）	０ｘ２Ｄ
―（ダッシュ）	０ｘ２１３Ｄ ０ｘ８１５Ｃ		
－（ハイフン，負符号）	０ｘ２１５Ｄ ０ｘ８１７Ｃ		
／	０ｘ２１３Ｆ ０ｘ８１５Ｅ	/	０ｘ２Ｆ
,	０ｘ２１２４ ０ｘ８１４３	,	０ｘ２Ｃ
.	０ｘ２１２５ ０ｘ８１４４	.	０ｘ２Ｅ
:	０ｘ２１２７ ０ｘ８１４６	:	０ｘ３Ａ
;	０ｘ２１２８ ０ｘ８１４７	;	０ｘ３Ｂ
(	０ｘ２１４Ａ ０ｘ８１６９	(	０ｘ２８
)	０ｘ２１４Ｂ ０ｘ８１６Ａ	)	０ｘ２９

＊２）　記載内容の１文字目の“第”、最後の“号”を除いて判定する。また、タグ内のデータにもこれらの文字は設定しない。

例）

①【出願番号】ＵＳ２０００－１２３４５６　　の場合、以下のように設定する（正常）

〈文書番号〉US2000-123456〈/文書番号〉

②【出願番号】第ＵＳ２０００－１２３４５６号　の場合、以下のように設定する（正常）

〈文書番号〉US2000-123456〈/文書番号〉

＊３）　記載内容にスペースが存在していた場合、タグ内のデータにはスペースを削除せずに設定する。（スペースは に置換する。）

ただし、【出願番号】から最初に出現する英数字・記号までのスペースは無視する。

例）

【出願番号】　　１０　２００８　０１８　０１７．２　の場合、以下のように設定する

〈文書番号〉10 2008 018 017.2〈/文書番号〉

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　１．２３

出願の区分　　jp：ip－type
（パリ条約による優先権等の主張）

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:ip-type) を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①　出願区分 ②　区分	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし。		

(2) 内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態		電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
1.	【パリ条約による優先権等の主張】配下の【優先権証明書提供国(機関)】が「世界知的所有権機関」、「台湾」以外の場合、もしくは【優先権証明書提供国（機関）】の記載なしの場合でかつ、		－	－	
		内容の記載が以下の場合①特許②特願③特許願	タグの属性にエラー識別ＩＤを設定し、“patent”を設定する。	５３４０	
		内容の記載が以下の場合①実用新案②実用③実願④実用新案登録願⑤実用新案登録	タグの属性にエラー識別ＩＤを設定し、“utility”を設定する。	５３４０	
		内容の記載が以下の場合①意匠②意願③意匠登録願④意匠登録	タグの属性にエラー識別ＩＤを設定し、“design”を設定する。	５３４０	
		内容の記載が上記以外の場合	タグの属性にエラー識別ＩＤを設定し、記載内容をそのまま設定する。	５３４０	
		内容の記載なし	タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５３４０	
2.	【パリ条約による優先権等の主張】配下の【優先権証明書提供国(機関)】が「世界知的所有権機関」の場合でかつ、		－	－	
		内容の記載が以下の場合①特許②特願③特許願	“patent”を設定する。		
		内容の記載が以下の場合①実用新案②実用③実願④実用新案登録願⑤実用新案登録	“utility”を設定する。		
		内容の記載が以下の場合①意匠②意願③意匠登録願④意匠登録	“design”を設定する。		
		内容の記載が上記以外の場合	タグの属性にエラー識別ＩＤを設定し、記載内容をそのまま設定する。	５０４０	
		内容の記載なし	タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５０００	

項　番	申　請　書　の　状　態		電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
３．	【パリ条約による優先権等の主張】配下の【優先権証明書提供国（機関）】が「台湾」の場合でかつ、		－	－	
		内容の記載が以下の場合①特許②特願③特許願	“patent”を設定する。		
		内容の記載が以下の場合①実用新案②実用③実願④実用新案登録願⑤実用新案登録	“utility”を設定する。		
		内容の記載が以下の場合①意匠②意願③意匠登録願④意匠登録	“design”を設定する。		「差出日」が2022年1月1日より前の場合はエラーコード「5040」を付与する。
		内容の記載が上記以外の場合	タグの属性にエラー識別ＩＤを設定し、記載内容をそのまま設定する。	５０４０	
		内容の記載なし	タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５０００	

例１）【優先権証明書提供国（機関）】が「世界知的所有権機関」、「台湾」以外の場合で、
【出願の区分】及び【アクセスコード】の内容に記載がある場合

文書例

【パリ条約による優先権等の主張】
【国・地域名】　アメリカ合衆国
【出願日】　２０１３年１２月３０日
【出願番号】　ＵＳ２０１３１２３４５６
【出願の区分】　特許
【アクセスコード】　ABab12
【優先権証明書提供国（機関）】
アメリカ合衆国

XML

<パリ条約による優先権等の主張>
<パリ優先権主張>
<国コード>US</国コード>
<文書番号>US2013123456</文書番号>
<日付>20131230</日付>
<出願の区分 ｴﾗｰｺｰﾄﾞ=”5340”>patent</出願の区分>
<アクセスコード ｴﾗｰｺｰﾄﾞ=”5340”>ABab12</アクセスコード>
<優先権書類の所在情報>
<国コード>US</国コード>
</優先権書類の所在情報>
</パリ優先権主張>
</パリ条約による優先権等の主張>

例２）【優先権証明書提供国（機関）】が「世界知的所有権機関」、「台湾」以外の場合で、
【出願の区分】のみ内容の記載がある場合

文書例	XML
【パリ条約による優先権等の主張】 【国・地域名】　アメリカ合衆国 【出願日】　２０１３年１２月３０日 【出願番号】　ＵＳ２０１３１２３４５６ 【出願の区分】　特許 【優先権証明書提供国（機関）】 欧州特許庁	<パリ条約による優先権等の主張> <パリ優先権主張> <国コード>US</国コード> <文書番号>US2013123456</文書番号> <日付>20131230</日付> <出願の区分 ｴﾗｰｺｰﾄﾞ="5340">patent</出願の区分> <優先権書類の所在情報> <国コード>EP</国コード> </優先権書類の所在情報> </パリ優先権主張> </パリ条約による優先権等の主張>

例３）【優先権証明書提供国（機関）】が「世界知的所有権機関」、「台湾」以外の場合で、
【出願の区分】に'patent'、'utility'、'design'が設定される内容以外が記載された場合

文書例	XML
【パリ条約による優先権等の主張】 【国・地域名】　アメリカ合衆国 【出願日】　２０１３年１２月３０日 【出願番号】　ＵＳ２０１３１２３４５６ 【出願の区分】　商標 【アクセスコード】　Abab12 【優先権証明書提供国（機関）】 アメリカ合衆国	<パリ条約による優先権等の主張> <パリ優先権主張> <国コード>US</国コード> <文書番号>US2013123456</文書番号> <日付>20131230</日付> <出願の区分 ｴﾗｰｺｰﾄﾞ="5340">商標</出願の区分> <アクセスコード ｴﾗｰｺｰﾄﾞ="5340">Abab12</アクセスコード> <優先権書類の所在情報> <国コード>US</国コード> </優先権書類の所在情報> </パリ優先権主張> </パリ条約による優先権等の主張>

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　１．２４

アクセスコード　　jp:generated-access-code

（パリ条約による優先権等の主張）

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名 (jp:generated-access-code) を追加する。		
２．	項目名の記載なし	タグの設定なし。		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	【パリ条約による優先権等の主張】配下の【優先権証明書提供国（機関）】が「世界知的所有権機関」、「台湾」以外の場合、もしくは【優先権証明書提供国（機関）】の記載なしの場合でかつ、	－	－	
	英数字(*1)で20桁以内の記載	タグの属性にエラー識別ＩＤを設定し、記載内容を１バイトコードで設定する。	５３４０	
	英数字(*1)で21桁以上の記載	タグの属性にエラー識別ＩＤを設定し、記載内容を１バイトコードで設定する。	５３４０	
	英数字(*1)以外の記載	タグの属性にエラー識別ＩＤを設定し、記載内容をそのまま設定する。	５３４０	
	内容の記載なし	タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５３４０	
２．	【パリ条約による優先権等の主張】配下の【優先権証明書提供国（機関）】が「世界知的所有権機関」または「台湾」の場合でかつ	－	－	
	英数字(*1)で20桁以内の記載	記載内容を１バイトコードで設定する。		
	英数字(*1)で21桁以上の記載	タグの属性にエラー識別ＩＤを設定し、記載内容を１バイトコードで設定する。	５２００	
	英数字(*1)以外の記載	タグの属性にエラー識別ＩＤを設定し、記載内容をそのまま設定する。	２０１０	
	内容の記載なし	タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５０００	

例１）【優先権証明書提供国（機関）】の記載なしの場合で、
【出願の区分】及び【アクセスコード】に内容の記載がある場合

文書例	XML
【パリ条約による優先権等の主張】 【国・地域名】　アメリカ合衆国 【出願日】　２０１３年１２月３０日 【出願番号】　ＵＳ２０１３１２３４５６ 【出願の区分】　特許 【アクセスコード】　ABab12	<パリ条約による優先権等の主張> <パリ優先権主張> <国コード>US</国コード> <文書番号>US2013123456</文書番号> <日付>20131230</日付> <出願の区分 ｴﾗｰｺｰﾄﾞ="5340">patent</出願の区分> <アクセスコード ｴﾗｰｺｰﾄﾞ="5340">ABab12</アクセスコード> </パリ優先権主張> </パリ条約による優先権等の主張>

例２）【優先権証明書提供国（機関）】の記載なしの場合で、【アクセスコード】のみ内容に記載がある場合

文書例	XML
【パリ条約による優先権等の主張】 【国・地域名】　アメリカ合衆国 【出願日】　２０１３年１２月３０日 【出願番号】　ＵＳ２０１３１２３４５６ 【アクセスコード】　Abab12	<パリ条約による優先権等の主張> <パリ優先権主張> <国コード>US</国コード> <文書番号>US2013123456</文書番号> <日付>20131230</日付> <アクセスコード ｴﾗｰｺｰﾄﾞ="5340">Abab12</アクセスコード> </パリ優先権主張> </パリ条約による優先権等の主張>

例３）【優先権証明書提供国（機関）】の記載なしの場合で、【アクセスコード】に内容の記載がない場合

文書例	XML
【パリ条約による優先権等の主張】 【国・地域名】　アメリカ合衆国 【出願日】　２０１３年１２月３０日 【出願番号】　ＵＳ２０１３１２３４５６ 【出願の区分】　特許 【アクセスコード】	<パリ条約による優先権等の主張> <パリ優先権主張> <国コード>US</国コード> <文書番号>US2013123456</文書番号> <日付>20131230</日付> <出願の区分 ｴﾗｰｺｰﾄﾞ="5340">patent</出願の区分> <アクセスコード ｴﾗｰｺｰﾄﾞ="5340"></アクセスコード> </パリ優先権主張> </パリ条約による優先権等の主張>

（＊１）　英数字とは以下を指す。（下記のコード欄は１６進コードで記載している。）

申請書の状態（２バイト）		電子化における対処（１バイト）	
英数字	上段：ＪＩＳコード 下段：Ｓｈｉｆｔ－ＪＩＳコード	英数字	Ｓｈｉｆｔ－ＪＩＳコード
“A” ～ “Z”	０ｘ２３４１～０ｘ２３５Ａ ０ｘ８２６０～０ｘ８２７９	“A” ～ “Z”	０ｘ４１～０ｘ５Ａ
“a” ～ “z”	０ｘ２３６１～０ｘ２３７Ａ ０ｘ８２８１～０ｘ８２９ａ	“a” ～ “z”	０ｘ６１～０ｘ７Ａ
“0” ～ “9”	０ｘ２３３０～０ｘ２３３９ ０ｘ８２４Ｆ～０ｘ８２５８	“0” ～ “9”	０ｘ３０～０ｘ３９

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　２．０

書類識別　　jp:application-a63

(1) 項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:application-a63) を 追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称 ③書類明称　⑦提出書類 ④書誌名称　⑧申請書類 ⑤書誌名　⑨申請書名 ⑥書書名　⑩書類明	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

(2) タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ属性 ”jp:kind-of-law” （四法種別)に属性 値 ”utility”（実用新案）を設定する。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　２．１

書類識別コード　　jp：document−code

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:document-code)に変換する。		
２．	その他項目名の記載事例 １．１と同じ。	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容＊の記載がある場合、タグ名(jp:document-code)を設定する。		＊内容の置換参照
		書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電化能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	実用新案登録願	書類分類（Ａ２６３）に置換し、１バイトコードで設定する。		
２．	その他書類名の記載事例 ①実用登録願 ②実用願 ③実案登録願 ④実案願 ⑤実案書 ⑥登録実用新案願 ⑦実用新案登録出願	項番１と同じ		
３．	項番１，２以外の記載	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	
４．	内容の記載なし	項番３と同じ	３０５０	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

・特記事項の複数記載について

特記事項は複数記載されてくる場合がある。下にその形態と電子化方法を示す。

(1) 形態

ケース１

【特記事項】　実用新案法第９条第１項において準用する特許法第４４条第１項の規定による実用新案登録出願
【特記事項】　実用新案法第８条第１項の規定による実用新案登録出願

ケース２

【特記事項】　実用新案法第９条第１項において準用する特許法第４４条第１項の規定による実用新案登録出願及び実用新案法第８条第１項の規定による実用新案登録出願

(2) 電子化方法

当該の条文コードを設定し、条文タグを記載数分繰り返し複数設定する。

ケース１

〈特記事項〉
〈条文〉040〈/条文〉
〈条文〉051〈/条文〉
〈/特記事項〉

ケース２

〈特記事項〉
〈条文〉040〈/条文〉
〈条文〉051〈/条文〉
〈/特記事項〉

特記事項の設定方法　　２．２

前提条件

① 次紙のマトリクスに従って条文コードを設定する。

② 順番性を意識してマトリクスの○内の数字順でなければエラーとする。

③ 出現回数以上の“条”が記載されている場合はエラーとする。
（複数記載の場合は出現回数をプラスして考える）

④ １項目で複数条文の記載の場合は、実用新案法が出現する単位とする。ただし、実用新案法の直前のキーワードが平成５又は平成２３である場合には、平成５又は平成２３からを一文と考える。
（特許願については１．２を参照のこと）

（職権訂正の範囲として“及び同法”と“同法”を考慮するが、エラーとして修正処理で運用対処とする）

⑤ 特許出願において、実用新案の条文が記載されることはない。（実用も同じ）

⑥ 実用新案登録願において原語出願の条文が記載されることはない。

⑦ 実用新案登録出願の特記事項に記載されている条文が、条文設定マトリクス（実用新案登録出願）の条文に対応しない場合はエラーとする。

・条文設定マトリクス（実用新案登録出願）

ケース / コード / キーワード	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	記　事
	040	041	042	051	052	054	055	056	057	058	059	060	
平成５	×	①	×	×	×	①	①	①	①	×	×	×	
平成２３	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
実用新案法	①	②	①	①	①	②	②	② or ②	② or ②	①	①	①	注１参照
改正法	×	×	×	×	×	×	×			×	×	×	
附則第５”条”	×	×	×	×	×	×	×	③ or ③ or ③ or ③	③ or ③ or ③ or ③	×	×	×	注２参照
附則５”条”	×	×	×	×	×	×	×			×	×	×	
付則第５”条”	×	×	×	×	×	×	×			×	×	×	注２参照
付則５”条”	×	×	×	×	×	×	×			×	×	×	
８“条”	×	×	×	②	②	③	③	×	×	×	×	×	
９“条”	②	③	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
１０“条”	×	×	×	×	×	×	×	×	×	②	②	×	
１１“条”	×	×	②	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
１３“条”	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	②	
４８”条”	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
１項	△	△	△	③	×	④	×	④	×	③	×	×	
２項	×	×	×	×	③	×	④	×	×	×	③	×	
３項	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
４項	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
５項	×	×	×	×	×	×	×	×	④	×	×	×	
６項	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
の１５	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
平成５	×	④	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
特許法	③	⑤	③	×	×	×	×	×	×	×	×	③	
３０“条”	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
４４“条”	④	⑥	④	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
５３“条”	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	④	
１８４”条”	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
１項	△	△	△	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
２項	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
３項	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
４項	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	△	
の１４	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
“条”の出現回数	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	2	

（続葉あり）

△；任意　　○；必須で数字はサーチ順　　×；存在したらエラー

注１；実用新案法　及び　改正法は、どちらか一方が出現すれば条件を満たす。
　　両方出現した場合は、エラーとする。

注２；附則第５”条”　及び　付則第５”条”は、どちらか一方が出現すれば条件を満たす。
　　両方出現した場合は、エラーとする。

・条文設定マトリクス（実用新案登録出願）

ケース / コード / キーワード	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	記　事
	511	512	513	514	515	516	531	532	517	518	519	
平成５	×	×	①	①	×	×	×	×	×	×	×	
平成２３	×	×	×	×	×	×	×	×	④	④	×	
実用新案法	①	①	②	②	①	①	①⑧	①⑧	①	①	①	
改正法	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
附則第５”条”	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
附則５”条”	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
付則第５”条”	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
付則５”条”	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
８“条”	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
９“条”	②	②	③	③	×	×	×	×	×	×	×	
１０“条”	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
１１“条”	×	×	×	×	②	②	⑨	⑨	②	②	②	
１３“条”	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
４８“条”	×	×	×	×	×	×	②	②	×	×	×	
１項	△	△	△	△	△	△	⑩	⑩	③	③	③	
２項	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
３項	×	×	×	×	×	×	④	④	×	×	×	
４項	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
５項	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
６項	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
の１５	×	×	×	×	×	×	③	③	×	×	×	
平成５	×	×	④	④	×	×	×	×	×	×	×	
特許法	③	③	⑤	⑤	③	③	⑤⑪	⑤⑪	⑤	⑤	④	
３０“条”	④	④	⑥	⑥	④	④	⑫	⑫	⑥	⑥	⑤	
４４“条”	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
５３“条”	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
１８４“条”	×	×	×	×	×	×	⑥	⑥	×	×	×	
１項	⑤	×	⑦	×	⑤	×	⑬	×	⑦	×	×	
２項	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	⑥	
３項	×	⑤	×	⑦	×	⑤	×	⑬	×	⑦	×	
４項	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
の１４	×	×	×	×	×	×	⑦	⑦	×	×	×	
“条”の出現回数	2	2	2	2	2	2	4	4	2	2	2	

△；任意　　○；必須で数字はサーチ順　　×；存在したらエラー

注１；実用新案法　及び　改正法は、どちらか一方が出現すれば条件を満たす。
　　両方出現した場合は、エラーとする。

注２；附則第５”条”　及び　付則第５”条”は、どちらか一方が出現すれば条件を満たす。
　　両方出現した場合は、エラーとする。

・条文設定マトリクス（実用新案登録出願）

ケース / コード / キーワード	24	25	26									記　事
	533	534	535									
平成５	×	×	×									
平成２３	⑪	⑪	×									
実用新案法	①⑧	①⑧	①⑧									
改正法	×	×	×									
附則第５”条”	×	×	×									
附則５”条”	×	×	×									
付則第５”条”	×	×	×									
付則５”条”	×	×	×									
８“条”	×	×	×									
９“条”	×	×	×									
１０“条”	×	×	×									
１１“条”	⑨	⑨	⑨									
１３“条”	×	×	×									
４８“条”	②	②	②									
１項	⑩	⑩	⑩									
２項	×	×	×									
３項	④	④	④									
４項	×	×	×									
５項	×	×	×									
６項	×	×	×									
の１５	③	③	③									
平成５	×	×	×									
特許法	⑤⑫	⑤⑫	⑤⑪									
３０“条”	⑬	⑬	⑫									
４４“条”	×	×	×									
５３“条”	×	×	×									
１８４“条”	⑥	⑥	⑥									
１項	⑭	×	×									
２項	×	×	⑬									
３項	×	⑭	×									
４項	×	×	×									
の１４	⑦	⑦	⑦									
“条”の出現回数	4	4	4									

△；任意　　○；必須で数字はサーチ順　　×；存在したらエラー

注１；実用新案法　及び　改正法は、どちらか一方が出現すれば条件を満たす。
　　両方出現した場合は、エラーとする。

注２；附則第５”条”　及び　付則第５”条”は、どちらか一方が出現すれば条件を満たす。
　　両方出現した場合は、エラーとする。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　２．２

特記事項　　jp:special-mention-matter-article

(1) 項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名 (jp:special-mention-matter-article)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①条文	項番１に同じ。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　２．３

条文　　jp:article

・「実用新案法第９条第１項において準用する特許法第４４条第１項の規定による実用新案登録出願」

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:article)に置換する。		
２．	その他項目名の事例 ①条文	タグ名(jp:article)に置換する。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	実用新案法第９条第１項において準用する特許法第４４条第１項の規定による実用新案登録出願　と記載	条文コード（０４０）を１バイトコードで設定する。		
２．	その他書類名の記載事例 別紙マトリクス参照	項番１と同じ		
３．	項番１，２以外の記載	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する	５０４０	
４．	内容の記載なし	内容の設定なし。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　２．３

条文　　jp:article

・「平成５年改正前実用新案法第９条第１項において準用する
平成５年改正前特許法第４４条第１項の規定による実用新案登録出願」

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:article)に置換する。		
２．	その他項目名の事例 ①条文	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	平成５年改正前実用新案法第９条第１項において準用する平成５年改正前特許法第４４条第１項の規定による実用新案登録出願　と記載	条文コード（０４１）を１バイトコードで設定する。		
２．	その他書類名の記載事例 別紙マトリクス参照	項番１と同じ		
３．	項番１，２以外の記載	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５０４０	
４．	内容の記載なし	内容の設定なし。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　２．３

条文　　jp:article

・「実用新案法第１１条第１項において準用する
特許法第４４条第１項の規定による実用新案登録出願」の場合

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:article)に置換する。		
２．	その他項目名の事例 ①条文	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	実用新案法第１１条第１項において準用する特許法第４４条第１項の規定による実用新案登録出願　と記載	条文コード（０４２）を１バイトコードで設定する。		
２．	その他書類名の記載事例 別紙マトリクス参照	項番１と同じ		
３．	項番１，２以外の記載	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５０４０	
４．	内容の記載なし	内容の設定なし。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　２．３

条文　　jp:article

・「実用新案法第８条第１項の規定による実用新案登録出願」

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:article)に置換する。		
２．	その他項目名の事例 ①条文	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	実用新案法第８条第１項の規定による実用新案登録出願と記載	条文コード（０５１）を１バイトコードで設定する		
２．	その他書類名の記載事例 別紙マトリクス参照	項番１と同じ		
３．	項番１，２以外の記載	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５０４０	
４．	内容の記載なし	内容の設定なし。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　２．３

条文　　jp:article

・「実用新案法第８条第２項の規定による実用新案登録出願」

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:article)に置換する。		
２．	その他項目名の事例 ①条文	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	実用新案法第８条第２項の規定による実用新案登録出願と記載	条文コード（０５２）を１バイトコードで設定する。		
２．	その他書類名の記載事例 別紙マトリクス参照	項番１と同じ		
３．	項番１，２以外の記載	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５０４０	
４．	内容の記載なし	内容の設定なし。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　２．３

条文　　jp:article

・「平成５年改正前実用新案法第８条第１項の規定による実用新案登録出願」

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:article)に置換する。		
２．	その他項目名の事例 ①条文	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	平成５年改正前実用新案法第８条第１項の規定による実用新案登録出願　と記載	条文コード（０５４）を１バイトコードで設定する。		
２．	その他書類名の記載事例 別紙マトリクス参照	項番１と同じ		
３．	項番１，２以外の記載	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５０４０	
４．	内容の記載なし	内容の設定なし。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　２．３

条文　　jp:article

・「平成５年改正前実用新案法第８条第２項の規定による実用新案登録出願」

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:article)に置換する。		
２．	その他項目名の事例 ①条文	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	平成５年改正前実用新案法第８条第２項の規定による実用新案登録出願　と記載	条文コード（０５５）を１バイトコードで設定する。		
２．	その他書類名の記載事例 別紙マトリクス参照	項番１と同じ		
３．	項番１，２以外の記載	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５０４０	
４．	内容の記載なし	内容の設定なし。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　２．３

条文　　jp:article

・「平成５年改正法附則第５条第１項の規定による実用新案登録出願」

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:article)に置換する。		
２．	その他項目名の事例 ①条文	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	平成５年改正法附則第５条第１項の規定による実用新案登録出願　と記載	条文コード（０５６）を１バイトコードで設定する。		
２．	その他書類名の記載事例 別紙マトリクス参照	項番１と同じ		
３．	項番１，２以外の記載	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５０４０	
４．	内容の記載なし	内容の設定なし。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　２．３

条文　　jp:article

・「平成５年改正法附則第５条第５項の規定による実用新案登録出願」

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:article)に置換する。		
２．	その他項目名の事例 ①条文	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	平成５年改正法附則第５条第５項の規定による実用新案登録出願　　と記載	条文コード（０５７）を１バイトコードで設定する。		
２．	その他書類名の記載事例 別紙マトリクス参照	項番１と同じ		
３．	項番１，２以外の記載	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５０４０	
４．	内容の記載なし	内容の設定なし。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　２．３

条文　　jp:article

・「実用新案法第１０条第１項の規定による実用新案登録出願」の場合

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:article)に置換する。		
２．	その他項目名の事例 ①条文	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	実用新案法第１０条第１項の規定による実用新案登録出願と記載	条文コード（０５８）を１バイトコードで設定する。		
２．	その他書類名の記載事例 別紙マトリクス参照	項番１と同じ		
３．	項番１，２以外の記載	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５０４０	
４．	内容の記載なし	内容の設定なし。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　２．３

条文　　jp:article

・「実用新案法第１０条第２項の規定による実用新案登録出願」の場合

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:article)に置換する。		
２．	その他項目名の事例 ①条文	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	実用新案法第１０条第２項の規定による実用新案登録出願と記載	条文コード（０５９）を１バイトコードで設定する。		
２．	その他書類名の記載事例 別紙マトリクス参照	項番１と同じ		
３．	項番１，２以外の記載	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５０４０	
４．	内容の記載なし	内容の設定なし。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　２．３

条文　　jp:article

・「昭和６０年改正前実用新案法第１３条において準用する
昭和６０年改正前特許法第５３条第４項に規定する実用新案登録出願」の場合

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:article)に置換する。		
２．	その他項目名の事例 ①条文	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	昭和６０年改正前実用新案法第１３条において準用する昭和６０年改正前特許法第５３条第４項に規定する実用新案登録出願　と記載	条文コード（０６０）を１バイトコードで設定する。		
２．	その他書類名の記載事例 別紙マトリクス参照	項番１と同じ		
３．	項番１，２以外の記載	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５０４０	
４．	内容の記載なし	内容の設定なし。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　２．３

条文　　jp:article

・「実用新案法第９条第１項において準用する
特許法第３０条第１項の規定の適用を受けようとする実用新案登録出願」の場合

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:article)に置換する。		
２．	その他項目名の事例 ①条文	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	実用新案法第９条第１項において準用する特許法第３０条第１項の規定の適用を受けようとする実用新案登録出願と記載	条文コード（５１１）を１バイトコードで設定する。		
２．	その他書類名の記載事例 別紙マトリクス参照	項番１と同じ		
３．	項番１，２以外の記載	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５０４０	
４．	内容の記載なし	内容の設定なし。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　２．３

条文　　jp:article

・「実用新案法第９条第１項において準用する
特許法第３０条第３項の規定の適用を受けようとする実用新案登録出願」の場合

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:article)に置換する。		
２．	その他項目名の事例 ①条文	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	実用新案法第９条第１項において準用する特許法第３０条第３項の規定の適用を受けようとする実用新案登録出願と記載	条文コード（５１２）を１バイトコードで設定する。		
２．	その他書類名の記載事例 別紙マトリクス参照	項番１と同じ		
３．	項番１，２以外の記載	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５０４０	
４．	内容の記載なし	内容の設定なし。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　２．３

条文　　jp:article

・「平成５年改正前実用新案法第９条第１項において準用する平成５年改正前特許法第３０条第１項の規定の適用を受けようとする実用新案登録出願」

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:article)に置換する。		
２．	その他項目名の事例 ①条文	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	平成５年改正前実用新案法第９条第１項において準用する平成５年改正前特許法第３０条第１項の規定の適用を受けようとする実用新案登録出願と記載	条文コード（５１３）を１バイトコードで設定する。		
２．	その他書類名の記載事例 別紙マトリクス参照	項番１と同じ		
３．	項番１，２以外の記載	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５０４０	
４．	内容の記載なし	内容の設定なし。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　２．３

条文　　jp:article

・「平成５年改正前実用新案法第９条第１項において準用する平成５年改正前特許法第３０条第３項の規定の適用を受けようとする実用新案登録出願」

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:article)に置換する。		
２．	その他項目名の事例 ①条文	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	平成５年改正前実用新案法第９条第１項において準用する平成５年改正前特許法第３０条第３項の規定の適用を受けようとする実用新案登録出願と記載	条文コード（５１４）を１バイトコードで設定する。		
２．	その他書類名の記載事例 別紙マトリクス参照	項番１と同じ		
３．	項番１，２以外の記載	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５０４０	
４．	内容の記載なし	内容の設定なし。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　２．３

条文　　jp:article

・「実用新案法第１１条第１項において準用する
特許法第３０条第１項の規定の適用を受けようとする実用新案登録出願」

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:article)に置換する。		
２．	その他項目名の事例 ①条文	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	実用新案法第１１条第１項において準用する特許法第３０条第１項の規定の適用を受けようとする実用新案登録出願と記載	条文コード（５１５）を１バイトコードで設定する。		
２．	その他書類名の記載事例 別紙マトリクス参照	項番１と同じ		
３．	項番１，２以外の記載	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５０４０	
４．	内容の記載なし	内容の設定なし。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　２．３

条文　　jp:article

・「実用新案法第１１条第１項において準用する
特許法第３０条第３項の規定の適用を受けようとする実用新案登録出願」の場合

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:article)に置換する。		
２．	その他項目名の事例 ①条文	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	実用新案法第１１条第１項において準用する特許法第３０条第３項の規定の適用を受けようとする実用新案登録出願と記載	条文コード（５１６）を１バイトコードで設定する。		
２．	その他書類名の記載事例 別紙マトリクス参照	項番１と同じ		
３．	項番１，２以外の記載	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５０４０	
４．	内容の記載なし	内容の設定なし。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　２．３

条文　　jp:article

・「実用新案法第４８条の１５第３項で準用する特許法第１８４条の１４の規定により実用新案法第１１条第１項で準用する特許法第３０条第１項の規定の適用を受けようとする実用新案登録出願」の場合

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:article)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①条文	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	実用新案法第４８条の１５第３項で準用する特許法第１８４条の１４の規定により実用新案法第１１条第１項で準用する特許法第３０条第１項の規定の適用を受けようとする実用新案登録出願　と記載	条文コード（５３１）を１バイトコードで設定する。		
２．	その他書類名の記載事例 別紙マトリクス参照	項番１と同じ		
３．	項番１，２以外の記載	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５０４０	
４．	内容の記載なし	内容の設定なし。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　２．３

条文　　jp:article

・「実用新案法第４８条の１５第３項で準用する特許法第１８４条の１４の規定により実用新案法第１１条第１項で準用する特許法第３０条第３項の規定の適用を受けようとする実用新案登録出願」の場合

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:article)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①条文	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	実用新案法第４８条の１５第３項で準用する特許法第１８４条の１４の規定により実用新案法第１１条第１項で準用する特許法第３０条第３項の規定の適用を受けようとする実用新案登録出願	条文コード（５３２）を１バイトコードで設定する。		
２．	その他書類名の記載事例 別紙マトリクス参照	項番１と同じ		
３．	項番１，２以外の記載	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５０４０	
４．	内容の記載なし	内容の設定なし。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　２．３

条文　　jp:article

・「実用新案法第１１条第１項において準用する
平成２３年改正前特許法第３０条第１項の規定の適用を受けようとする実用新案登録出願」

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:article)に置換する。		
２．	その他項目名の事例 ①条文	タグ名(jp:article)に置換する。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	実用新案法第１１条第１項において準用する平成２３年改正前特許法第３０条第１項の規定の適用を受けようとする実用新案登録出願　と記載	条文コード（５１７）を１バイトコードで設定する。		
２．	その他書類名の記載事例 別紙マトリクス参照	項番１と同じ		
３．	項番１，２以外の記載	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する	５０４０	
４．	内容の記載なし	内容の設定なし。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　２．３

条文　　jp:article

・「実用新案法第１１条第１項において準用する
平成２３年改正前特許法第３０条第３項の規定の適用を受けようとする実用新案登録出願」

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:article)に置換する。		
２．	その他項目名の事例 ①条文	タグ名(jp:article)に置換する。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	実用新案法第１１条第１項において準用する平成２３年改正前特許法第３０条第３項の規定の適用を受けようとする実用新案登録出願　と記載	条文コード（５１８）を１バイトコードで設定する。		
２．	その他書類名の記載事例 別紙マトリクス参照	項番１と同じ		
３．	項番１，２以外の記載	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する	５０４０	
４．	内容の記載なし	内容の設定なし。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　２．３

条文　　jp:article

・「実用新案法第１１条第１項において準用する
特許法第３０条第２項の規定の適用を受けようとする実用新案登録出願」

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:article)に置換する。		
２．	その他項目名の事例 ①条文	タグ名(jp:article)に置換する。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	実用新案法第１１条第１項において準用する特許法第３０条第２項の規定の適用を受けようとする実用新案登録出願と記載	条文コード（５１９）を１バイトコードで設定する。		
２．	その他書類名の記載事例 別紙マトリクス参照	項番１と同じ		
３．	項番１，２以外の記載	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する	５０４０	
４．	内容の記載なし	内容の設定なし。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　２．３

条文　　jp:article

・「実用新案法第４８条の１５第３項で準用する
特許法第１８４条の１４の規定により実用新案法第１１条第１項で準用する
平成２３年改正前特許法第３０条第１項の規定の適用を受けようとする実用新案登録出願」

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:article)に置換する。		
２．	その他項目名の事例 ①条文	タグ名(jp:article)に置換する。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	実用新案法第４８条の１５第３項で準用する特許法第１８４条の１４の規定により実用新案法第１１条第１項で準用する平成２３年改正前特許法第３０条第１項の規定の適用を受けようとする実用新案登録出願　と記載	条文コード（５３３）を１バイトコードで設定する。		
２．	その他書類名の記載事例 別紙マトリクス参照	項番１と同じ		
３．	項番１，２以外の記載	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する	５０４０	
４．	内容の記載なし	内容の設定なし。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　２．３

条文　　jp:article

・「実用新案法第４８条の１５第３項で準用する
特許法第１８４条の１４の規定により実用新案法第１１条第１項で準用する
平成２３年改正前特許法第３０条第３項の規定の適用を受けようとする実用新案登録出願」

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:article)に置換する。		
２．	その他項目名の事例 ①条文	タグ名(jp:article)に置換する。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	実用新案法第４８条の１５第３項で準用する特許法第１８４条の１４の規定により実用新案法第１１条第１項で準用する平成２３年改正前特許法第３０条第３項の規定の適用を受けようとする実用新案登録出願　と記載	条文コード（５３４）を１バイトコードで設定する。		
２．	その他書類名の記載事例 別紙マトリクス参照	項番１と同じ		
３．	項番１，２以外の記載	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する	５０４０	
４．	内容の記載なし	内容の設定なし。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　２．３

条文　　jp:article

・「実用新案法第４８条の１５第３項で準用する
特許法第１８４条の１４の規定により実用新案法第１１条第１項で準用する
特許法第３０条第２項の規定の適用を受けようとする実用新案登録出願」

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:article)に置換する。		
２．	その他項目名の事例 ①条文	タグ名(jp:article)に置換する。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	実用新案法第４８条の１５第３項で準用する特許法第１８４条の１４の規定により実用新案法第１１条第１項で準用する特許法第３０条第２項の規定の適用を受けようとする実用新案登録出願　と記載	条文コード（５３５）を１バイトコードで設定する。		
２．	その他書類名の記載事例 別紙マトリクス参照	項番１と同じ		
３．	項番１，２以外の記載	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する	５０４０	
４．	内容の記載なし	内容の設定なし。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　２．３

条文　　jp:article

・当該要素に設定されている内容が、
条文設定マトリクス（実用新案登録出願）に対応付けられる記載ではない場合

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:article)に置換する。		
２．	その他項目名の事例 ①条文	タグ名(jp:article)に置換する。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	条文設定マトリクス（実用新案登録出願）に対応付けられる記載ではない	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５０４０	
２．	内容の記載なし	内容の設定なし。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　２．４

発明者の記事　　jp：inventors

（考案者）

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
1.	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:inventors)を追加する。		
２.	その他項目名の記載事例 ①考案人 ②考安者 ③発案者 ④考案者の住所・氏名 ⑤発明者 ⑥発明人 ⑦発明者の住所・氏名 ⑧特許考案人	項番１と同じ		
３.	項目名の記載なし	・【考案者】の従属項目とわかる項目が存在している場合、タグに置換する。 ・【考案者】の従属項目とわかる項目が存在しない場合、タグに置換しない。		

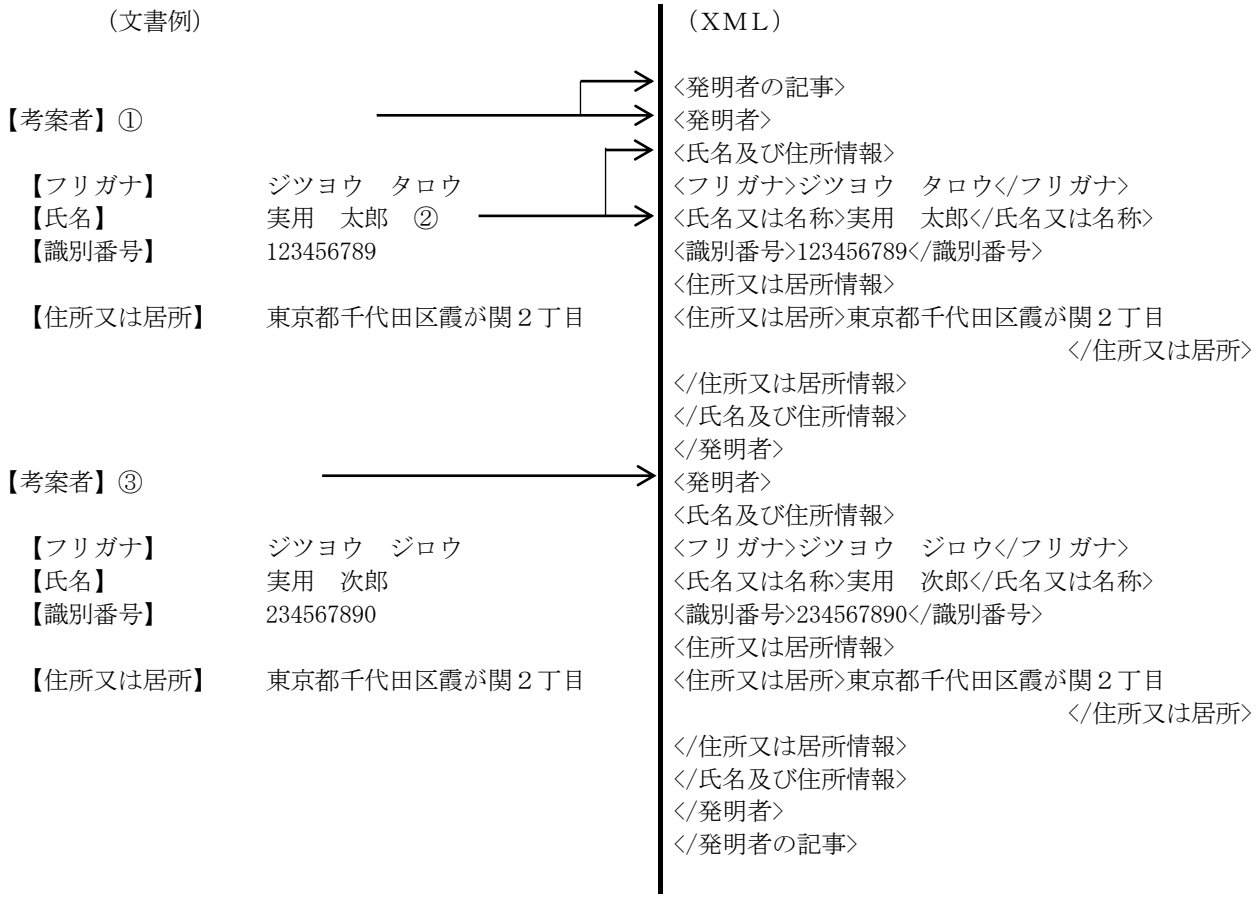

①【考案者】の場合。タグ〈発明者〉のグループの繰り返し全体を示すタグ〈発明者の記事〉が記載される。
②【氏名】の場合、タグ〈氏名又は名称〉に項目の内容を設定し、タグ〈氏名及び住所情報〉でグループ全体を示す。
③【考案者】の繰り返しの場合、タグ〈発明者の記事〉は記載されない。

・　【考案者】グループ内タグ設定規則

１．グループ内タグの項目の設定規則

⑴項目名の記載あり
　　各項目名のタグを設定し、記事内容を設定する。

⑵項目名の記載なし
　　タグを設定しない。

２．【考案者】の欄に“実用新案登録出願人と同じ”と記載の場合

【氏名】に“実用新案登録出願人と同じ”を設定する。

又、発明者の記事にない内容については設定は行わない。

　但しそのグループの従属項目がある場合は（氏名に限らない）筆頭項目エラーとして、氏名に作成する事は行わない。「４．筆頭項目エラーの場合」を参照。

３．【考案者】の欄に“追って補充”と記載の場合

【氏名】に“追って補充”を設定する。

又、発明者の記事にない内容については設定は行わない。

　但しそのグループの従属項目がある場合は（氏名に限らない）筆頭項目エラーとして、氏名に作成する事は行わない。「４．筆頭項目エラーの場合」を参照。

４．筆頭項目エラーの場合。

上記２．及び３．での筆頭項目エラーの場合のデータエントリ方法を以下に示す。

・当該タグにエラーコード（５０２０）を設定する。

・原データを取得する。

・従属項目の記載がある場合はデータエントリする。

例）

申請書類上の記載	XML
【考案者】　実用新案登録出願人と同じ 【氏名】　　実用　太郎	<発明者の記事> <発明者　ｴﾗｰｺｰﾄﾞ=″5020″> <氏名及び住所情報> <氏名又は名称>実用　太郎</氏名又は名称> </氏名及び住所情報> </発明者> </発明者の記事>

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　２．５

発明者　　jp：inventor
（考案者）

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
1.	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:inventor)に置換する。		グループ代表タグ名であるため、本タグ名を設定した場合グループ内タグ名を設定する。
２.	その他項目名の記載事例 ①考案人 ②考安者 ③発案者 ④考案者の住所・氏名 ⑤発明者 ⑥発明人 ⑦発明者の住所・氏名 ⑧特許考案人	項番１と同じ		
３.	項目名の記載なし	・【考案者】の従属項目とわかる項目が存在している場合、タグに置換する。 ・【考案者】の従属項目とわかる項目が存在しない場合、タグに置換しない。		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１.	“実用新案登録出願人と同じ”と 記載	【考案者】グループ内タグ設定規則に従い電子化		
２.	“追って補充”と記載	【考案者】グループ内タグ設定規則に従い電子化		
３.	上記以外による記載	内容の設定せず、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する	５０２０	筆頭項目エラー
４.	内容の記載なし	内容の設定なし。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　２．６

住所又は居所情報　jp:address

（考案者）

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:address)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①住住 ②居所（法人） ③住居 ④住所および居所 ⑤居所 ⑥住所（居所） ⑦住所 ⑧住所または居所 ⑨考案者住所 ⑩住所又は居住 ⑪住所または居住 ⑫住所又は居住	項番１と同じ		
３．	項目名の記載なし	タグ名の設定なし （※）		

（※）　ただし、各々のグループ内のタグ設定規則に準ずる。

（文書例）　　（ＸＭＬ）

【住所又は居所】　東京都千代田区霞が関２丁目

<住所又は居所情報>
<住所又は居所>東京都千代田区霞が関２丁目
</住居又は居所>
</住所又は居所情報>

・タグ<住所又は居所情報>でグループ全体を挟む。【住所又は居所】の内容は、タグ<住所又は居所>に設定する。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　２．７

住所又は居所　　jp：text

（考案者）

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:text)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①住住 ②居所（法人） ③住居 ④住所および居所 ⑤居所 ⑥住所（居所） ⑦住所 ⑧住所または居所 ⑨考案者住所 ⑩住所又は居住 ⑪住所または居住 ⑫住所又は居住	項番１と同じ		
３．	項目名の記載なし	タグ名の設定なし （※）		

（※）　ただし、各々のグループ内のタグ設定規則に準ずる。

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	内容の記載あり	記載内容をそのまま設定する		住所の内容に郵便番号の記載がある場合は削除する。
２．	内容の記載なし	内容の設定なし。 （※）		

（※）　ただし、各々のグループ内のタグ設定規則に準ずる。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　２．８

パリ条約による優先権等の主張　　jp:priority-claims

１．８と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　２．９

パリ優先権主張　　jp:priority-claim

１．９と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　２．１０

国コード　　jp：country
（パリ条約による優先権等の主張）

１．１０と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　２．１１

出願番号　　jp：doc－number
（パリ条約による優先権等の主張）

１．１１と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　２．１２

出願日　　jp：date
（パリ条約による優先権等の主張）

１．１２と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　２．１３

先の出願に基づく優先権主張　　jp:declaration-priority-ear-app

１．１３と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　２．１４

先の出願　　jp:earlier-app

１．１４と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　２．１５

出願書類参照（先の出願に基づく優先権主張）　　jp:application-reference

１．１５と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　２．１６

ドキュメント識別（先の出願に基づく優先権主張）　　jp:document-id

１．１６と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　２．１７

出願番号　　jp：doc－number
（先の出願に基づく優先権主張）

１．１７と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　２．１８

出願日　　jp：date
（先の出願に基づく優先権主張）

１．１８と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　２．１９

産業再生法　　jp:law-of-industrial-regenerate

１．１９と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　３．０

書類識別　　jp:application-a631

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:application-a631) を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称 ③書類明称　⑦提出書類 ④書誌名称　⑧申請書類 ⑤書誌名　⑨申請書名 ⑥書書名　⑩書類明	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ属性 ”jp:kind-of-law” （四法種別)に属性 ”patent” （特許）を設定する。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　３．１

書類識別コード　　jp:document-code

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	エラー番号	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名（jp:document-code）に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 １．１と同じ。	項番１と同じ。		
3.	項目名の記載なし	書類名の内容＊の記載がある場合、タグ名（jp:document-code）を設定する。		＊内容の置換参照
		書類名の内容の記載がない場合、電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	エラー番号	備　　考
１．	翻訳文提出書	書類分類（Ａ１６３１）に置換し、１バイトコードで設定する。		
２．	その他内容の記載事例	項番１と同じ		
３．	項番１，２以外の記載	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	
４．	内容の記載なし	項番３と同じ	３０５０	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　３．２

届出の内容　　jp:notice-contents-group

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名 (jp:notice-contents-group) に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 共　通 ①届出の理由 ②届出の内容 ③内容 翻訳文提出書の場合 ①確認事項 受継申立書の場合 ①申立の内容 ②申立内容 期間延長請求書、期間延長請求書（期間徒過）の場合 ①請求の内容 ②請求内容 手続補足書の場合 ①補足の内容 ②補足内容 刊行物等提出書の場合 ①提出の理由 ②提出内容 実用新案技術評価請求書、実用新案技術評価請求書（他人）の場合 ①評価に係る請求項の表示 ②評価を請求する請求項表示 ③評価請求する請求項の表示 ④評価請求する請求項表示 ⑤評価請求項の表示 ⑥評価請求の表示 ⑦請求項の表示 ⑧評価を請求する請求項の標示 ⑨評価の請求に係る請求頂の表示 ⑩請求頂の表示 ⑪評価に係る請求頂の表示 ⑫評価請求頂の表示 国内書面、ＰＣＴ書類の場合 ①職権作成の表示 ②職権作成表示	項番１と同じ		記載事例の記載で“内容”が“理由”と記載されている場合も電子化を行う
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　３．２

届出の内容　　jp:notice-contents-group

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	内容の記載あり。	記載内容をそのまま設定する。		
２．	内容の記載あり。 （内容に【】（デリミタ）で括られている文言が存在する場合）	記載内容をそのまま設定する。 【】（デリミタ）で括られていた部分は〔〕（亀甲括弧）で括り設定する。		
３．	内容の記載なし。	記載内容がない場合は、タグ<届出の内容></届出の内容>のみの設定となる。		

（文書例）	（XML）
【届出の内容】①　　ｋｋｋ・・・ｋｋ	<届出の内容>ｋｋｋ・・・ｋｋ</届出の内容>

①【届出の内容】の内容の記載がある場合はタグ<届出の内容></届出の内容>中に実データを設定する。

（文書例）	（XML）
【届出の内容】②　　ｋｋｋ【ＸＸＸ】・・・ｋｋ	<届出の内容>ｋｋｋ〔ＸＸＸ〕・・・ｋｋ</届出の内容>

②【届出の内容】の内容の記載中に【】（デリミタ）で括られている文言が存在する場合はその文言を〔〕（亀甲括弧）で括りタグ<届出の内容></届出の内容>中に実データと共に設定する。

（文書例）	（XML）
【届出の内容】③	<届出の内容></届出の内容>

③【届出の内容】の内容の記載がない場合はタグ<届出の内容></届出の内容>のみ設定する。

空白ページ

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　４．０

書類識別　　jp：applicant−a711

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:applicant-a711)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称 ③書類明称　⑦提出書類 ④書誌名称　⑧申請書類 ⑤書誌名　⑨申請書名 ⑥書書名　⑩書類明	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ属性 ”jp:kind-of-law”（四法種別)に属性値”patent”（特許）又は ”utility”（実用新案）を設定する。		事件の表示の四法より四法種別を特定する。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　４．１

書類識別コード　　jp：document−code

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:document-code)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 1.１と同じ	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容＊の記載がある場合、タグ名(jp:document-code)を設定する。		＊内容の置換参照
		書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	出願人名義変更届	書類分類（Ａ１７１１、Ａ２７１１）に置換し、１バイトコードで設定する。		書類分類の四法は、事件の表示の四法と同一のものを設定する。
２．	その他内容の記載事例 （次紙その他書類名の記載事例参照）	項番１と同じ		
３．	項番１，２以外の記載	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	
４．	内容の記載なし	項番３と同じ	３０５０	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

その他書類名の記載事例

出願人名義変更届のその他の記載事例を以下に示す。
又、書類分類コードの付与は下表に従う。

項番	事　　例	中間コード
１	特許出願人名義変更届	７１１
２	〃　〃　（一般承継）	７１２
３	合併による　〃　〃	７１２
４	合併による　〃　〃　（一般承継）	７１２
５	（合併による）　〃　〃	７１２
６	（合併による）　〃　〃　（一般承継）	７１２
７	相続による　〃　〃	７１２
８	相続による　〃　〃　（一般承継）	７１２
９	一般承継　〃　〃	７１２
１０	（一般承継による）　〃　〃	７１２
１１	〃　〃　（合併による一般承継）	７１２
１２	〃　〃　（相続による一般承継）	７１２
１３	特許出願人名義変更（共有）届	７１１
１４	特許出願人名義変更届　（共有）	７１１
１５	特許出願人名義変更届　（合併）	７１２
１６	特許出願人名義変更届　（相続）	７１２
１７～３２	１７～３２までは１～１６の「特許」を「実用新案登録」とし、読みかえる	１～１６に同じ
３３～４７	３３～４７までは２～１６の「特許出願人」を「出願人」とし、読みかえる	２～１６に同じ
４８	遺言による出願人名義変更届	７１２
４９	遺言による特許出願人名義変更届	７１２
５０	遺言による実用新案登録出願人名義変更届	７１２

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　５．０

書類識別　　jp：applicant−a712

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:applicant-a712)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称 ③書類明称　⑦提出書類 ④書誌名称　⑧申請書類 ⑤書誌名　⑨申請書名 ⑥書書名　⑩書類明	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ属性 ”jp:kind-of-law”（四法種別)に属性値”patent”（特許）又は “utility”（実用新案）を設定する。		事件の表示の四法より四法種別を特定する。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　５．１

書類識別コード　　jp：document−code

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:document-code)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 １．１と同じ	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容＊の記載がある場合、タグ名(jp:document-code)を設定する。		＊内容の置換参照
		書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	出願人名義変更届（一般承継）	書類分類（Ａ１７１２、Ａ２７１２）に置換し、１バイトコードで設定する。 但し、括弧書き中の記載が上記以外または不明、記載のない場合は、（Ａ１７１１、Ａ２７１１）に設定する。		書類分類の四法は、事件の表示の四法と同一のものを設定する。
２．	その他内容の記載事例 個別４．１その他書類名の記載事例参照	項番１と同じ		
３．	項番１，２以外の記載	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	
４．	内容の記載なし	項番３と同じ	３０５０	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　６．０

書類識別　　jp：applicant−a55

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:applicant-a55)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称 ③書類明称　⑦提出書類 ④書誌名称　⑧申請書類 ⑤書誌名　⑨申請書名 ⑥書書名　⑩書類明	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ属性 ”jp:kind-of-law”（四法種別)に属性値”patent”（特許）又は “utility”（実用新案）を設定する。		事件の表示の四法より四法種別を特定する。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　６．１

書類識別コード　　jp:document-code

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名（jp:document-code）に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 １．１と同じ	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容＊の記載がある場合、タグ名（jp:document-code）を設定する。		＊内容の置換参照
		書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	受継申立書	書類分類（Ａ１５５、Ａ２５５）に置換し、１バイトコードで設定する。		書類分類の四法は、事件の表示の四法と同一のものを設定する。
２．	項番１以外の記載	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	
３．	内容の記載なし	項番２と同じ	３０５０	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　６．２

届出の内容　　jp:notice-contents-group

３．２と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　７．０

書類識別　　jp：applicant−a681

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:applicant-a681)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称 ③書類明称　⑦提出書類 ④書誌名称　⑧申請書類 ⑤書誌名　⑨申請書名 ⑥書書名　⑩書類明	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ属性 ”jp:kind-of-law”（四法種別)に属性値”patent”（特許）又は “utility”（実用新案）を設定する。		事件の表示の四法より四法種別を特定する。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　７．１

書類識別コード　　jp：document−code

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:document-code)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 １．１と同じ	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容＊の記載がある場合、タグ名(jp:document-code)を設定する。		＊内容の置換参照
		書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	代表者選定届	書類分類（Ａ１６８１、Ａ２６８１）に置換し、１バイトコードで設定する。		書類分類の四法は、事件の表示の四法と同一のものを設定する。
２．	その他内容の記載事例 ①代表人選定届 ②特許出願人代表者選定届 ③代表者選任届	項番１と同じ		
３．	項番１，２以外の記載	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	
４．	内容の記載なし	項番３と同じ	３０５０	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　８．０

書類識別　　jp：attorney−a7421

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:attorney-a7421)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称 ③書類明称　⑦提出書類 ④書誌名称　⑧申請書類 ⑤書誌名　⑨申請書名 ⑥書書名　⑩書類明	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ属性 ”jp:kind-of-law”（四法種別)に属性値 ”patent”（特許）又は“utility”（実用新案）を設定する。		事件の表示の四法より四法種別を特定する。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　８．１

書類識別コード　　jp：document−code

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:document-code)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 １．１と同じ	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容＊の記載がある場合、タグ名(jp:document-code)を設定する。		＊内容の置換参照
		書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	代理人変更届	書類分類（Ａ１７４２１、Ａ２７４２１）に置換し、１バイトコードで設定する。		書類分類の四法は、事件の表示の四法と同一のものを設定する。
２．	その他の記載事例 ①代理人の変更届	項番１と同じ		
３．	項番１、２以外の記載	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	
４．	内容の記載なし	項番３と同じ	３０５０	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　８．２

届出の内容　　jp:notice-contents-group

３．２と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　９．０

書類識別　　jp：attorney−a7422

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:attorney-a7422)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称 ③書類明称　⑦提出書類 ④書誌名称　⑧申請書類 ⑤書誌名　⑨申請書名 ⑥書書名　⑩書類明	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ属性 ”jp:kind-of-law”（四法種別)に属性値”patent”（特許）又は “utility”（実用新案）を設定する。		事件の表示の四法より四法種別を特定する。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　９．１

書類識別コード　　jp：document−code

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:document-code)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 １．１と同じ	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容＊の記載がある場合、タグ名(jp:document-code)を設定する。		＊内容の置換参照
		書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	代理人受任届	書類分類（Ａ１７４２２、Ａ２７４２２）に置換し、１バイトコードで設定する。		書類分類の四法は、事件の表示の四法と同一のものを設定する。
２．	その他の記載事例 ①代理人の受任届	項番１と同じ		
３．	項番１、２以外の記載	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	
４．	内容の記載なし	項番３と同じ	３０５０	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　１０．０

書類識別　　jp：attorney−a7423

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:attorney-a7423)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称 ③書類明称　⑦提出書類 ④書誌名称　⑧申請書類 ⑤書誌名　⑨申請書名 ⑥書書名　⑩書類明	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ属性 ”jp:kind-of-law”（四法種別)に属性値”patent”（特許）又は “utility”（実用新案）を設定する。		事件の表示の四法より四法種別を特定する。

・項目名　　・タグ名　　１０．１

書類識別コード　　jp：document−code

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:document-code)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 １．１と同じ	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容＊の記載がある場合、タグ名(jp:document-code)を設定する。		＊内容の置換参照
		書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	代理人選任届	書類分類（Ａ１７４２３、Ａ２７４２３）に置換し、１バイトコードで設定する。		書類分類の四法は、事件の表示の四法と同一のものを設定する。
２．	その他の記載事例 ①代理人の選任届	項番１と同じ		
３．	項番１、２以外の記載	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	
４．	内容の記載なし	項番３と同じ	３０５０	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

・項目名（日本語標準名）	・タグ名	１０．２
届出の内容	jp:notice-contents-group	

３．２と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　１１．０

書類識別　　jp：attorney－a7424

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:attorney-a7424)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称 ③書類明称　⑦提出書類 ④書誌名称　⑧申請書類 ⑤書誌名　⑨申請書名 ⑥書書名　⑩書類明	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ属性 ”jp:kind-of-law”（四法種別)に属性値”patent”（特許）又は “utility”（実用新案）を設定する。		事件の表示の四法より四法種別を特定する。

・項目名　　・タグ名　　１１．１

書類識別コード　　jp：document−code

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:document-code)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 １．１と同じ	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がある場合、タグ名(jp:document-code)を設定する。		
		書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	代理人辞任届	書類分類（Ａ１７４２４、Ａ２７２４）に置換し、１バイトコードで設定する。		書類分類の四法は、事件の表示の四法と同一のものを設定する。
２．	その他の記載事例 ①代理人の辞任届	項番１と同じ		
３．	項番１、２以外の記載	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	
４．	内容の記載なし	項番３と同じ	３０５０	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　１２．０

書類識別　　jp：attorney−a7425

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:attorney-a7425)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称 ③書類明称　⑦提出書類 ④書誌名称　⑧申請書類 ⑤書誌名　⑨申請書名 ⑥書書名　⑩書類明	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ属性 ”jp:kind-of-law”（四法種別)に属性値”patent”（特許）又は “utility”（実用新案）を設定する。		事件の表示の四法より四法種別を特定する。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　１２．１

書類識別コード　　jp：document−code

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:document-code)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 １．１と同じ	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容＊の記載がある場合、タグ名(jp:document-code)を設定する。		＊内容の置換参照
		書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	代理人解任届	書類分類（Ａ１７４２５、Ａ２７４２５）に置換し、１バイトコードで設定する。		書類分類の四法は、事件の表示の四法と同一のものを設定する。
２．	その他の記載事例 ①代理人の解任届	項番１と同じ		
３．	項番１、２以外の記載	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	
４．	内容の記載なし	項番３と同じ	３０５０	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　１２．２

届出の内容　　jp:notice-contents-group

３．２と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　１３．０

書類識別　　jp：attorney−a7426

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:attorney-a7426)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称 ③書類明称　⑦提出書類 ④書誌名称　⑧申請書類 ⑤書誌名　⑨申請書名 ⑥書書名　⑩書類明	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ属性 ”jp:kind-of-law”（四法種別)に属性値”patent”（特許）又は “utility”（実用新案）を設定する。		事件の表示の四法より四法種別を特定する。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　１３．１

書類識別コード　　jp：document−code

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:document-code)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 １．１と同じ	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容＊の記載がある場合、タグ名(jp:document-code)を設定する。		＊内容の置換参照
		書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	代理権変更届	書類分類（Ａ１７４２６、Ａ２７４２６）に置換し、１バイトコードで設定する。		書類分類の四法は、事件の表示の四法と同一のものを設定する。
２．	その他の記載事例 ①代理権の変更届	項番１と同じ		
３．	項番１、２以外の記載	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	
４．	内容の記載なし	項番３と同じ	３０５０	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　１３．２

届出の内容　　jp:notice-contents-group

３．２と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　１４．０

書類識別　　jp：attorney−a7427

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:attorney-a7427)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称 ③書類明称　⑦提出書類 ④書誌名称　⑧申請書類 ⑤書誌名　⑨申請書名 ⑥書書名　⑩書類明	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ属性 ”jp:kind-of-law”（四法種別)に属性値”patent”（特許）又は “utility”（実用新案）を設定する。		事件の表示の四法より四法種別を特定する。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　１４．１

書類識別コード　　jp：document−code

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:document-code)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 １．１と同じ	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容＊の記載がある場合、タグ名(jp:document-code)を設定する。		＊内容の置換参照
		書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	代理権消滅届	書類分類（Ａ１７４２７、Ａ２７４２７）に置換し、１バイトコードで設定する。		書類分類の四法は、事件の表示の四法と同一のものを設定する。
２．	その他の記載事例 ①代理権の消滅届	項番１と同じ		
３	項番１、２以外の記載	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	
４．	内容の記載なし	項番３と同じ	３０５０	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　１４．２

届出の内容　　jp:notice-contents-group

３．２と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　１５．０

書類識別　　jp：attorney−a7428

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:attorney-a7428)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称 ③書類明称　⑦提出書類 ④書誌名称　⑧申請書類 ⑤書誌名　⑨申請書名 ⑥書書名　⑩書類明	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ属性 ”jp:kind-of-law”（四法種別)に属性値”patent”（特許）又は “utility”（実用新案）を設定する。		事件の表示の四法より四法種別を特定する。

・項目名　　・タグ名　　１５．１

書類識別コード　　jp：document−code

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名（jp:document-code）に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 １．１と同じ	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容＊の記載がある場合、タグ名（jp:document-code）を設定する。		＊内容の置換参照
		書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて出願課　受理担当~~受付係~~へ返却する。	３０００	

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	包括委任状援用制限届	書類分類（Ａ１７４２８、Ａ２７４２８）に置換し、１バイトコードで設定する。		書類分類の四法は、事件の表示の四法と同一のものを設定する。
２．	その他の記載事例 ①包括代理人制限届 ②代理権の制限届 ③代理権制限届	項番１と同じ		
３．	項番１、２以外の記載	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	
４．	内容の記載なし	項番３と同じ	３０５０	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　１５．２

届出の内容　　jp:notice-contents-group

３．２と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　１６．０

書類識別　　jp：attorney−a7431

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:attorney-a7431)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称 ③書類明称　⑦提出書類 ④書誌名称　⑧申請書類 ⑤書誌名　⑨申請書名 ⑥書書名　⑩書類明	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ属性 ”jp:kind-of-law”（四法種別)に属性値”patent”（特許）又は “utility”（実用新案）を設定する。		事件の表示の四法より四法種別を特定する。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　１６．１

書類識別コード　　jp:document-code

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	項目名通りの記載	タグ名(jp:document-code)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 １．１と同じ	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容＊の記載がある場合、タグ名(jp:document-code)を設定する。		＊内容の置換参照
		書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	復代理人変更届	書類分類（Ａ１７４３１、Ａ２７４３１）に置換し、１バイトコードで設定する。		書類分類の四法は、事件の表示の四法と同一のものを設定する。
２．	その他の記載事例 ①復代理人の変更届	項番１と同じ		
３．	項番１、２以外の記載	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	
４．	内容の記載なし	項番３と同じ	３０５０	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　１６．２

届出の内容　　jp:notice-contents-group

３．２と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　１７．０

書類識別　　jp：attorney−a7432

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:attorney-a7432)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称 ③書類明称　⑦提出書類 ④書誌名称　⑧申請書類 ⑤書誌名　⑨申請書名 ⑥書書名　⑩書類明	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ属性 ”jp:kind-of-law”（四法種別)に属性値”patent”（特許）又は “utility”（実用新案）を設定する。		事件の表示の四法より四法種別を特定する。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　１７．１

書類識別コード　　jp：document−code

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名（jp:document-code）に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 １．１と同じ	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容＊の記載がある場合、タグ名（jp:document-code）を設定する。		＊内容の置換参照
		書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	復代理人受任届	書類分類（Ａ１７４３２、Ａ２７４３２）に置換し、１バイトコードで設定する。		書類分類の四法は、事件の表示の四法と同一のものを設定する。
２．	その他の記載事例 ①復代理人の受任届	項番１と同じ		
３．	項番１、２以外の記載	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	
４．	内容の記載なし	項番３と同じ	３０５０	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　１８．０

書類識別　　jp:attorney-a7433

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:attorney-a7433)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称 ③書類明称　⑦提出書類 ④書誌名称　⑧申請書類 ⑤書誌名　⑨申請書名 ⑥書書名　⑩書類明	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ属性 ”jp:kind-of-law”（四法種別)に属性値”patent”（特許）又は “utility”（実用新案）を設定する。		事件の表示の四法より四法種別を特定する。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　１８．１

書類識別コード　　jp：document−code

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名（jp:document-code）に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 １．１と同じ	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容＊の記載がある場合、タグ名（jp:document-code）を設定する。		＊内容の置換参照
		書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	復代理人選任届	書類分類（Ａ１７４３３、Ａ２７４３３）に置換し、１バイトコードで設定する。		書類分類の四法は、事件の表示の四法と同一のものを設定する。
２．	その他の記載事例 ①復代理人の選任届	項番１と同じ		
３．	項番１、２以外の記載	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	
４．	内容の記載なし	項番３と同じ	３０５０	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　１８．２

届出の内容　　jp:notice-contents-group

３．２と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　１９．０

書類識別　　jp：attorney−a7434

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:attorney-a7434)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称 ③書類明称　⑦提出書類 ④書誌名称　⑧申請書類 ⑤書誌名　⑨申請書名 ⑥書書名　⑩書類明	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ属性 ”jp:kind-of-law”（四法種別)に属性値”patent”（特許）又は “utility”（実用新案）を設定する。		事件の表示の四法より四法種別を特定する。

・項目名　　・タグ名　　１９．１

書類識別コード　　jp：document−code

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名（jp:document-code）に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 １．１と同じ	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容＊の記載がある場合、タグ名（jp:document-code）を設定する。		＊内容の置換参照
		書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	復代理人辞任届	書類分類（Ａ１７４３４、Ａ２７４３４）に置換し、１バイトコードで設定する。		書類分類の四法は、事件の表示の四法と同一のものを設定する。
２．	その他の記載事例 ①復代理人の辞任届	項番１と同じ		
３．	項番１、２以外の記載	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	
４．	内容の記載なし	項番３と同じ	３０５０	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　２０．０

書類識別　　jp：attorney−a7435

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:attorney-a7435)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称 ③書類明称　⑦提出書類 ④書誌名称　⑧申請書類 ⑤書誌名　⑨申請書名 ⑥書書名　⑩書類明	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ属性 ”jp:kind-of-law”（四法種別)に属性値”patent”（特許）又は “utility”（実用新案）を設定する。		事件の表示の四法より四法種別を特定する。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　２０．１

書類識別コード　　jp：document−code

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:document-code)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 １．１と同じ	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容＊の記載がある場合、タグ名(jp:document-code)を設定する。		＊内容の置換参照
		書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	復代理人解任届	書類分類（Ａ１７４３５、Ａ２７４３５）に置換し、１バイトコードで設定する。		書類分類の四法は、事件の表示の四法と同一のものを設定する。
２．	その他の記載事例 ①復代理人の解任届	項番１と同じ		
３．	項番１、２以外の記載	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	
４．	内容の記載なし	項番３と同じ	３０５０	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　２０．２

届出の内容　　jp:notice-contents-group

３．２と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　２１．０

書類識別　　jp:attorney-a7436

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:attorney-a7436)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称 ③書類明称　⑦提出書類 ④書誌名称　⑧申請書類 ⑤書誌名　⑨申請書名 ⑥書書名　⑩書類明	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ属性 ”jp:kind-of-law”（四法種別)に属性値”patent”（特許）又は “utility”（実用新案）を設定する。		事件の表示の四法より四法種別を特定する。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　２１．１

書類識別コード　　jp：document−code

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名（jp:document-code）に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 １．１と同じ	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容＊の記載がある場合、タグ名（jp:document-code）を設定する。		＊内容の置換参照
		書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	復代理権変更届	書類分類（Ａ１７４３６、Ａ２７４３６）に置換し、１バイトコードで設定する		書類分類の四法は、事件の表示の四法と同一のものを設定する。
２．	その他の記載事例 ①復代理権の変更届	項番１と同じ		
３．	項番１、２以外の記載	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	
４．	内容の記載なし	項番３と同じ	３０５０	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　２１．２

届出の内容　　jp:notice-contents-group

３．２と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　２２．０

書類識別　　jp：attorney−a7437

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:attorney-a7437)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称 ③書類明称　⑦提出書類 ④書誌名称　⑧申請書類 ⑤書誌名　⑨申請書名 ⑥書書名　⑩書類明	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ属性 ”jp:kind-of-law”（四法種別)に属性値”patent”（特許）又は “utility”（実用新案）を設定する。		事件の表示の四法より四法種別を特定する。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　２２．１

書類識別コード　　jp：document−code

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:document-code)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 １．１と同じ	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容＊の記載がある場合、タグ名(jp:document-code)を設定する。		＊内容の置換参照
		書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	復代理権消滅届	書類分類（Ａ１７４３７、Ａ２７４３７）に置換し、１バイトコードで設定する		書類分類の四法は、事件の表示の四法と同一のものを設定する。
２．	その他の記載事例 ①復代理権の消滅届	項番１と同じ		
３	項番１、２以外の記載	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	
４．	内容の記載なし	項番３と同じ	３０５０	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　２２．２

届出の内容　　jp:notice-contents-group

３．２と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　２３．０

書類識別　　jp：withdrawal−abandonment−a761

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名 (jp:withdrawal-abandonment-a761)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称 ③書類明称　　⑦提出書類 ④書誌名称　　⑧申請書類 ⑤書誌名　　⑨申請書名 ⑥書書名　　⑩書類明	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ属性 ”jp:kind-of-law”（四法種別)に属性値”patent”（特許）又は “utility”（実用新案）を設定する。		事件の表示の四法より四法種別を特定する。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　２３．１

書類識別コード　　jp：document−code

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名（jp:document-code）に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 １．１と同じ	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容＊の記載がある場合、タグ名（jp:document-code）を設定する。		＊内容の置換参照
		書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	出願取下書	書類分類（Ａ１７６１、Ａ２７６１）に置換し、１バイトコードで設定する。		書類分類の四法は、事件の表示の四法と同一のものを設定する。
２．	その他の記載内容の事例 ①出願の取下書	項番１と同じ		
３．	項番１、２以外の記載	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	
４．	内容の記載なし	項番３と同じ	３０５０	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　２４．０

書類識別　　jp：withdrawal−abandonment−a762

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名 (jp:withdrawal-abandonment-a762)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称 ③書類明称　　⑦提出書類 ④書誌名称　　⑧申請書類 ⑤書誌名　　⑨申請書名 ⑥書書名　　⑩書類明	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ属性 ”jp:kind-of-law”（四法種別)に属性値”patent”（特許）又は “utility”（実用新案）を設定する。		事件の表示の四法より四法種別を特定する。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　２４．１

書類識別コード　　jp：document−code

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名（jp:document-code）に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 １．１と同じ	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容＊の記載がある場合、タグ名（jp:document-code）を設定する。		＊内容の置換参照
		書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	出願放棄書	書類分類（Ａ１７６２、Ａ２７６２）に置換し、１バイトコードで設定する。		書類分類の四法は、事件の表示の四法と同一のものを設定する。
２．	その他の記載内容の事例 ①出願の放棄書	項番１と同じ		
３．	項番１、２以外の記載	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	
４．	内容の記載なし	項番３と同じ	３０５０	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　２５．０

書類識別　　jp：withdrawal−abandonment−a764

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名 (jp:withdrawal-abandonment-a764)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称 ③書類明称　　⑦提出書類 ④書誌名称　　⑧申請書類 ⑤書誌名　　⑨申請書名 ⑥書書名　　⑩書類明	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ属性 ”jp:kind-of-law”（四法種別)に属性値”patent”（特許）又は “utility”（実用新案）を設定する。		事件の表示の四法より四法種別を特定する。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　２５．１

書類識別コード　　jp：document−code

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
1.	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名（jp:document-code）に置換する。		
２.	その他項目名の記載事例 １．１と同じ。	項番１と同じ。		
３.	項目名の記載なし	書類名の内容＊の記載がある場合、タグ名（jp:document-code）を設定する。		＊内容の置換参照
		書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１.	先の出願に基づく優先権主張取下書	書類分類（Ａ１７６４、Ａ２７６４）に置換し、１バイトコードで設定する。		書類分類の四法は、事件の表示の四法と同一のものを設定する。
２.	その他の記載事例 ①国内優先権主張取下書 ②優先権主張取下書 ③国内優先権主張の取下書	項番１と同じ		
３.	項番１、２以外の記載	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	
４.	内容の記載なし	項番３と同じ	３０５０	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　２５．２

先の出願に基づく優先権主張　jp:declaration-priority-ear-app

１．１３と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　２５．３

先の出願　jp:earlier-app

１．１４と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　２５．４

出願書類参照（先の出願に基づく優先権主張）　jp:application-reference

１．１５と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　２５．５

ドキュメント識別（先の出願に基づく優先権主張）　jp:document-id

１．１６と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　２５．６

文書番号　　jp：doc－number
（先の出願に基づく優先権主張）

１．１７と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　２５．７

日付　　jp：date
（先の出願に基づく優先権主張）

１．１８と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　２６．０

書類識別　　jp：withdrawal−abandonment−a765

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名 (jp:withdrawal-abandonment-a765)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称 ③書類明称　　⑦提出書類 ④書誌名称　　⑧申請書類 ⑤書誌名　　⑨申請書名 ⑥書書名　　⑩書類明	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ属性 ”jp:kind-of-law”（四法種別)に属性値”patent”（特許）又は “utility”（実用新案）を設定する。		事件の表示の四法より四法種別を特定する。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　２６．１

書類識別コード　　jp:document-code

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名（jp:document-code）に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 １．１と同じ	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容＊の記載がある場合、タグ名（jp:document-code）を設定する。		＊内容の置換参照
		書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	パリ条約による優先権主張放棄書	書類分類（Ａ１７６５、Ａ２７６５）に置換し、１バイトコードで設定する。		書類分類の四法は、事件の表示の四法と同一のものを設定する。
２．	その他の記載事例 ①パリ条約による優先権主張の放棄書 ②パリ優先権主張放棄書 ③パリ優先権主張の放棄書	項番１と同じ。		
３．	項番１、２以外の記載	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	
４．	内容の記載なし	項番３と同じ	３０５０	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　２６．２

パリ条約による優先権等の主張　　jp:priority-claims

１．８と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　２６．３

パリ優先権主張　　jp:priority-claim

１．９と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　２６．４

国コード　　jp：country
（パリ条約による優先権等の主張）

１．１０と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　２６．５

文書番号　　jp：doc－number
（パリ条約による優先権等の主張）

１．１１と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　２６．６

日付　　jp：date
（パリ条約による優先権等の主張）

１．１２と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　２７．０

書類識別　　jp：response−a53

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:response-a53)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称 ③書類明称　　⑦提出書類 ④書誌名称　　⑧申請書類 ⑤書誌名　　⑨申請書名 ⑥書書名　　⑩書類明	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ属性 ”jp:kind-of-law”（四法種別)に属性値”patent”（特許）又は “utility”（実用新案）を設定する。		事件の表示の四法より四法種別を特定する。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　２７．１

書類識別コード　　jp：document−code

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:document-code)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 １．１と同じ	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容＊の記載がある場合、タグ名(jp:document-code)を設定する。		＊内容の置換参照
		書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	意見書	書類分類（Ａ１５３、Ａ２５３）に置換し、１バイトコードで設定する。		書類分類の四法は、事件の表示の四法と同一のものを設定する。
２．	その他内容の記載事例 ①上申書にかわる意見書 ②手続補正書にかわる意見書 ③意見証 ④異見書	項番１と同じ		
３．	項番１、２以外の記載	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	
４．	内容の記載なし	項番３と同じ	３０５０	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　２７．２

意見の内容　　jp:opinion-contents-article

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:opinion-contents-article)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 意見書の場合 ①意見書の内容 上申書の場合 ①上申の内容 ②上申の理由 誤訳訂正書の場合 ①訂正の理由等 ②訂正理由等 ③訂正理由 ④訂正の理由 弁明書の場合 ①弁明内容 ②弁明書の内容 早期審査に関する事情説明書の場合 ①早期審査に関する事情説明 ②早期審査の事情説明 早期審査に関する事情説明補充書の場合 ①補充の内容 ②補充書の内容 優先審査に関する事情説明書の場合 ①実施の状況等 ②実施の状況 ③実施状況等 ④実施状況	項番１と同じ 出願審査請求書~~、出願審査請求書（他人）~~の場合 ①手数量に関する特記事項 登録関係書類の場合 ①特許量等に関する特記事項 ②特許料に関する特記事項 ③実用新案登録料に関する特記事項 ④意匠登録料に関する特記事項 ⑤商標登録料に関する特記事項 ⑥登録料等に関する特記事項 ⑦登録料に関する特記事項 実用新案技術評価請求書、実用新案技術評価請求書（他人）の場合 ① 回復理由書の場合 ①回復の内容 ②回復理由 保全審査に付することを求める申出書の場合 ①申出の内容 ②申出理由		
３．	項目名の記載なし	保全審査に付することを求める申出書の場合 電子化は行わず電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班へ返却する。	３０００	
		上記以外の書類の場合 タグ名の設定なし		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	内容の記載あり	記載内容をタグ<段落>にそのまま設定する		
２．	内容の記載なし	タグ属性にエラー識別ＩＤを設定し、原データを付与。	５０００	

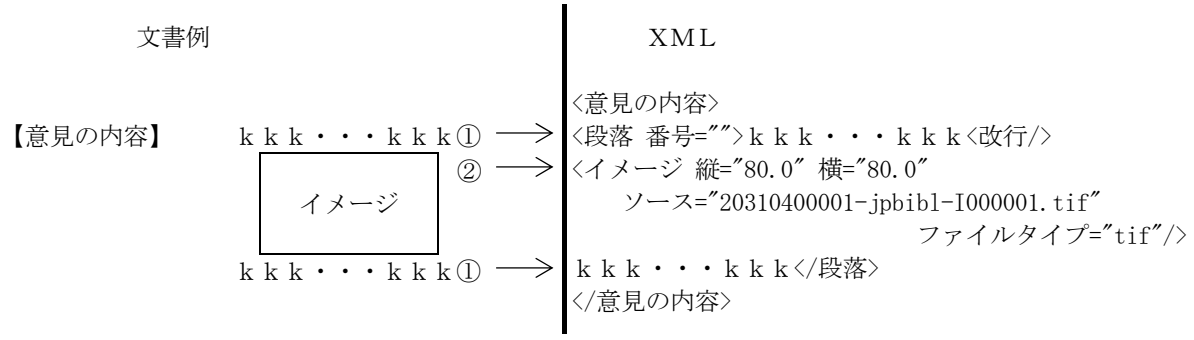

①【意見の内容】の記載内容は、タグ〈段落〉に設定する。
②　文章内で出現するイメージに関する記載は、タグ〈段落〉配下のタグ〈イメージ〉に設定する。

※詳細は、「第５章　５．３．８　【意見の内容】等の電子化」を参照。

段落　　p

（意見の内容）

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(p)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 意見書の場合 ①意見書の内容 上申書の場合 ①上申の内容 ②上申の理由 誤訳訂正書の場合 ①訂正の理由等 ②訂正理由等 ③訂正理由 ④訂正の理由 弁明書の場合 ①弁明内容 ②弁明書の内容 早期審査に関する事情説明書の場合 ①早期審査に関する事情説明 ②早期審査の事情説明 早期審査に関する事情説明補充書の場合 ①補充の内容 ②補充書の内容 優先審査に関する事情説明書の場合 ①実施の状況等 ②実施の状況 ③実施状況等 ④実施状況	項番１と同じ 出願審査請求書~~、出願審査請求書（他人）~~の場合 ①手数量に関する特記事項 登録関係書類の場合 ①特許量等に関する特記事項 ②特許料に関する特記事項 ③実用新案登録料に関する特記事項 ④意匠登録料に関する特記事項 ⑤商標登録料に関する特記事項 ⑥登録料等に関する特記事項 ⑦登録料に関する特記事項 実用新案技術評価請求書、実用新案技術評価請求書（他人）の場合 ① 回復理由書の場合 ①回復の内容 ②回復理由 保全審査に付することを求める申出書の場合 ①申出の内容 ②申出理由		
３．	項目名の記載なし	保全審査に付することを求める申出書の場合 電子化は行わず電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班へ返却する。	３０００	
		上記以外の書類の場合 タグ名の設定なし		

(2)　タグの属性の設定

項　番	タグの属性	設　　定　　値	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	番号（num）	NULL(″″)を設定する		

(3) 内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	内容の記載あり	記載内容をそのまま設定する		
２．	内容の記載なし	内容の設定なし。但し、エラーコードの設定は行わない。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　２７．４

イメージ　　img

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	イメージの記載がある場合	タグ名(img)に置換する。		（注１）
２．	イメージの記載がない場合	タグの設定なし。		

（注１）　登録関係書類の場合、【特許料等に関する特記事項】の内容に、イメージの記載があってもタグ〈段落〉の配下にタグ〈イメージ〉を設定せず、コード化できる内容のみをタグ〈段落〉の内容に設定する。（イメージは電子化しない）

タグの属性の設定

イメージファイルにより以下の値を設定する

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	備　　考
１．	縦（he）	イメージスキャナでイメージ化した部分の縦の長さを設定する。設定単位0.1mm（小数点２桁で切り上げ）	
２．	横（wi）	イメージスキャナでイメージ化した部分の横の長さを設定する。設定単位0.1mm（小数点２桁で切り上げ）	
３．	ソース（file）	イメージファイルの実体名を設定する	
４．	ファイルタイプ（img-format）	イメージファイルの種別(″tif″)を設定する。	

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　２７．５

証拠方法　　jp:proof-means

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:proof-means)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 意見書、弁明書、上申書の場合 ①証拠の方法 ②立証方法 ③立証の方法 手続補足書の場合 ①補足事項の対象 ②補足の対象 ③補足対象 ④補足対称書類名 ⑤補足対称書類 ⑥補足対象書類 ⑦補足対象の書類名 ⑧補足の対象書類名 ⑨補足対象種類名	項番１と同じ		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし。		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	内容の記載あり	記載内容をそのまま設定する		
２．	内容の記載なし	内容の設定なし。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　２８．０

書類識別　　jp：response−a59

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:response-a59)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称 ③書類明称　　⑦提出書類 ④書誌名称　　⑧申請書類 ⑤書誌名　　⑨申請書名 ⑥書書名　　⑩書類明	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ属性 ”jp:kind-of-law”（四法種別)に属性値”patent”（特許）又は “utility”（実用新案）を設定する。		事件の表示の四法より四法種別を特定する。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　２８．１

書類識別コード　　jp：document−code

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名（jp:document-code）に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 １．１と同じ	項番１と同じ		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容＊の記載がある場合、タグ名（jp:document-code）を設定する。		＊内容の置換参照
		書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	弁明書	書類分類（Ａ１５９、Ａ２５９）に置換し、１バイトコードで設定する。		書類分類の四法は、事件の表示の四法と同一のものを設定する。
２．	その他の記載事例	項番１と同じ		
３．	項番１、２以外の記載	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理室~~へ返却する。	３０５０	
４．	内容の記載なし	項番３と同じ	３０５０	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　２８．２

意見の内容　jp:opinion-contents-article

２７．２と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　２８．３

段落　p

２７．３と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　２８．４

イメージ　img

２７．４と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　２８．５

証拠方法　jp:proof-means

２７．５と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　２９．０

書類識別　　jp：presentment－a79

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:presentment-a79) を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称 ③書類明称　　⑦提出書類 ④書誌名称　　⑧申請書類 ⑤書誌名　　⑨申請書名 ⑥書書名　　⑩書類明	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ属性 ”jp:kind-of-law” （四法種別)に属性値”patent” （特許）又は “utility”（実用新案）を設定する。		事件の表示の四法より四法種別を特定する。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　２９．１

書類識別コード　　jp：document−code

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:document-code)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 1.１と同じ	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容＊の記載がある場合、タグ名(jp:document-code)を設定する。		＊内容の置換参照
		書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	優先権証明書提出書	書類分類（Ａ１７９、Ａ２７９）に置換し、１バイトコードで設定する。		書類分類の四法は、事件の表示の四法と同一のものを設定する。
２．	その他の記載内容の事例 ①優先権証明差出書 ②優先権証明書補充書 ③優先権証明補充書	項番１と同じ		
３．	項番１、２以外の記載	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	
４．	内容の記載なし	項番３と同じ	３０５０	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　２９．２

パリ条約による優先権等の主張　　jp:priority-claims

１．８と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　２９．３

パリ優先権主張　　jp:priority-claim

１．９と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名

２９．４

国コード　　jp：country
（パリ条約による優先権等の主張）

１．１０と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名

２９．５

文書番号　　jp：doc－number
（パリ条約による優先権等の主張）

１．１１と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名

２９．６

日付　　jp：date
（パリ条約による優先権等の主張）

１．１２と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　３０．０

書類識別　　jp：presentment－a80

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:presentment-a80) を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称 ③書類明称　　⑦提出書類 ④書誌名称　　⑧申請書類 ⑤書誌名　　⑨申請書名 ⑥書書名　　⑩書類明	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ属性 ”jp:kind-of-law” （四法種別)に属性値”patent” （特許）又は “utility”（実用新案）を設定する。		事件の表示の四法より四法種別を特定する。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　３０．１

書類識別コード　　jp：document−code

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名（jp:document-code）に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 １．１と同じ	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容＊の記載がある場合、タグ名（jp:document-code）を設定する。		＊内容の置換参照
		書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する	３０００	

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	新規性の喪失の例外証明書提出書	書類分類（Ａ１８０、Ａ２８０）に置換し、１バイトコードで設定する。		書類分類の四法は、事件の表示の四法と同一のものを設定する。
２	その他の記載事例 ①発明の新規性の喪失の例外の証明書提出書 ②考案の新規性の喪失の例外の証明書提出書	項番１と同じ		
３．	項番１以外の記載	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	
４．	内容の記載なし	項番３と同じ	３０５０	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　３０．２

刊行物等の記事　　jp:publications-etc-article

(1) 項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名 (jp:publications-etc-article)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 特になし	なし。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　３０．３

刊行物等　　jp:publications-etc

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
1.	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:publications-etc)に置換する。		
2.	その他項目名の記載事例 特になし	項番１と同じ		
3.	項目名の記載なし	タグの設定なし。		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
1.	内容の記載あり	記載内容をそのまま設定する。		
2.	内容の記載なし	内容の設定なし。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　３１．０

書類識別　　jp：presentment－a81

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:presentment-a81) を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称 ③書類明称　　⑦提出書類 ④書誌名称　　⑧申請書類 ⑤書誌名　　⑨申請書名 ⑥書書名　　⑩書類明	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ属性 ”jp:kind-of-law” （四法種別)に属性値”patent” （特許）又は “utility”（実用新案）を設定する。		事件の表示の四法より四法種別を特定する。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　３１．１

書類識別コード　　jp：document−code

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名（jp:document-code）に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 １．１と同じ	項番１と同じ		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容＊の記載がある場合、タグ名（jp:document-code）を設定する。		＊内容の置換参照
		書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	出願日証明書提出書	書類分類（Ａ１８１、Ａ２８１）に置換し、１バイトコードで設定する。		書類分類の四法は、事件の表示の四法と同一のものを設定する。
２．	項番１以外の記載	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	
３．	内容の記載なし	項番２と同じ	３０５０	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　３１．２

出願番号通知の出願日　　jp:notice-filing-date

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名 (jp:notice-filing-date)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 特になし	なし。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　３１．３

日付　　jp:date

（出願番号通知の出願日）

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
1.	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:date)に置換する。		
２.	その他項目名の記載事例 特になし	項番１と同じ		
３.	項目名の記載なし	タグの設定なし。		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１.	西暦年月日で記載 （例）2000年1月1日	記載内容より日付部分を抜き出し１バイトコードで設定する。 ※月日が１桁の場合は、上位桁に”0”（ゼロ）を補う。		形式：YYYYMMDD ８桁固定
２.	和暦年月日で記載 （例）平成12年1月1日	和暦年を西暦年に変換後、日付部分を抜き出し１バイトコードで設定する。 ※月日が１桁の場合は、上位桁に”0”（ゼロ）を補う。		
３.	項番１、２以外の記載	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	２０３０	
４.	内容の記載なし	内容の設定なし。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　３１．４

証明しようとする出願日　　jp:proof-filing-date

(1) 項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名 (jp:proof-filing-date)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 特になし	なし。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　３１．５

日付　　jp:date

（証明しようとする出願日）

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
1.	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:date)に置換する。		
2.	その他項目名の記載事例 特になし	項番１と同じ		
3.	項目名の記載なし	タグの設定なし。		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
1.	西暦年月日で記載 （例）2000年1月1日	記載内容より日付部分を抜き出し１バイトコードで設定する。 ※月日が１桁の場合は、上位桁に”0”（ゼロ）を補う。		形式：YYYYMMDD ８桁固定
2.	和暦年月日で記載 （例）平成12年1月1日	和暦年を西暦年に変換後、日付部分を抜き出し１バイトコードで設定する。 ※月日が１桁の場合は、上位桁に”0”（ゼロ）を補う。		
3.	項番１、２以外の記載	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	２０３０	
4.	内容の記載なし	内容の設定なし。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　３２．０

書類識別　　jp：presentment－a82

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:presentment-a82) を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称 ③書類明称　　⑦提出書類 ④書誌名称　　⑧申請書類 ⑤書誌名　　⑨申請書名 ⑥書書名　　⑩書類明	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ属性 ”jp:kind-of-law” （四法種別)に属性値”patent” （特許）又は “utility”（実用新案）を設定する。		事件の表示の四法より四法種別を特定する。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　３２．１

書類識別コード　　jp：document−code

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:document-code)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 １．１と同じ	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容＊の記載がある場合、タグ名(jp:document-code)を設定する。		＊内容の置換参照
		書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	物件提出書	書類分類（Ａ１８２、Ａ２８２）に置換し、１バイトコードで設定する。		書類分類の四法は、事件の表示の四法と同一のものを設定する。
２．	その他の記載事例 ①物品提出書 ②物物提出書 ③物提出書 ④物件の提出書	項番１と同じ		
３．	項番１、２以外の記載	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	
４．	内容の記載なし	項番３と同じ	３０５０	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　３２．２

物件名　　jp：document－name

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:document-name)に置換する。		
２．	その他の記載事例 （物件提出書の場合） ①提出する物件名 ②提出する物件など （刊行物提出書の場合） ①提出する刊行物 ②提出する刊行物など	項番１と同じ		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	書類名又は物件名が記載されている場合	記載内容をそのまま設定する		
２．	書類名又は物件名が記載されていない場合	内容の設定なし		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　３３．０

書類識別　　jp：presentment－a822

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:presentment-a822)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称 ③書類明称　　⑦提出書類 ④書誌名称　　⑧申請書類 ⑤書誌名　　⑨申請書名 ⑥書書名　　⑩書類明	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ属性 ”jp:kind-of-law”（四法種別)に属性値”patent”（特許）又は “utility”（実用新案）を設定する。		事件の表示の四法より四法種別を特定する。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　３３．１

書類識別コード　　jp:document-code

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:document-code)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 1.１と同じ	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容＊の記載がある場合、タグ名(jp:document-code)を設定する。		＊内容の置換参照
		書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	証明書類提出書	書類分類（Ａ１８２２、Ａ２８２２）に置換し、１バイトコードで設定する。		書類分類の四法は、事件の表示の四法と同一のものを設定する。
２．	項番１以外の記載	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	
３．	内容の記載なし	項番２と同じ	３０５０	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　３４．０

書類識別　　jp：etcetera−a67

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:etcetera-a67)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称 ③書類明称　　⑦提出書類 ④書誌名称　　⑧申請書類 ⑤書誌名　　⑨申請書名 ⑥書書名　　⑩書類明	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。		

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ属性 ”jp:kind-of-law” （四法種別）に属性値”patent” （特許）を設定する。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　３４．１

書類識別コード　　jp:document-code

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:document-code)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 １．１と同じ	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容＊の記載がある場合、タグ名(jp:document-code)を設定する。		＊内容の置換参照
		書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	受託番号変更届	書類分類（Ａ１６７）に置換し、１バイトコードで設定する。		
２．	項番１以外の記載	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	
３．	内容の記載なし	項番２と同じ	３０５０	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　３４．２

旧寄託機関の名称　jp:name-of-old-depository

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名 (jp:name-of-old-depository) に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 特になし	なし。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	内容の記載あり。	記載内容をそのまま設定する。		
２．	内容の記載なし。	内容の設定なし。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　３４．３

旧受託番号　　jp:old-depository-number

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名 (jp:old-depository-number) に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 特になし	なし。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	英数字・記号15桁以内の記載	記載内容を１バイトコードで設定する。		(*1)
２．	英数字・記号15桁以上の記載	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５２００	(*1)
３．	英数字・記号以外による記載	項番２と同じ	２０１０	(*1)
４．	内容の記載なし	内容の設定なし		

＊1）　英字は大文字のみとし、記号とは以下を指す。（下記のコード欄は１６進コードで記載している。）

申請書の状態（２バイト）		電子化における対処（１バイト）	
英数字・記号	上段：ＪＩＳコード 下段：Ｓｈｉｆｔ－ＪＩＳコード	英数字・記号	Ｓｈｉｆｔ－ＪＩＳコード
“A” ～ “Z”	０ｘ２３４１～０ｘ２３５Ａ ０ｘ８２６０～０ｘ８２７９	“A” ～ “Z”	０ｘ４１～０ｘ５Ａ
“0” ～ “9”	０ｘ２３３０～０ｘ２３３９ ０ｘ８２４Ｆ～０ｘ８２５８	“0” ～ “9”	０ｘ３０～０ｘ３９
ー（音引き）	０ｘ２１３Ｃ ０ｘ８１５Ｂ	-（ハイフン，負符号）	０ｘ２Ｄ
―（ダッシュ）	０ｘ２１３Ｄ ０ｘ８１５Ｃ		
－（ハイフン，負符号）	０ｘ２１５Ｄ ０ｘ８１７Ｃ		
／	０ｘ２１３Ｆ ０ｘ８１５Ｅ	/	０ｘ２Ｆ
，	０ｘ２１２４ ０ｘ８１４３	,	０ｘ２Ｃ
．	０ｘ２１２５ ０ｘ８１４４	.	０ｘ２Ｅ
：	０ｘ２１２７ ０ｘ８１４６	:	０ｘ３Ａ
；	０ｘ２１２８ ０ｘ８１４７	;	０ｘ３Ｂ
（	０ｘ２１４Ａ ０ｘ８１６９	(	０ｘ２８
）	０ｘ２１４Ｂ ０ｘ８１６Ａ	)	０ｘ２９

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　３４．４

新寄託機関の名称　jp：name−of−new−depository

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名 (jp:name-of-new-depository) に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 特になし	なし。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	内容の記載あり。	記載内容をそのまま設定する。		
２．	内容の記載なし。	内容の設定なし。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　３４．５

新受託番号　　jp:new-depository-number

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名 (jp:new-depository-number) に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 特になし	なし。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	英数字・記号15桁以内の記載	記載内容を１バイトコードで設定する。		(*1)
２．	英数字・記号15桁以上の記載	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５２００	(*1)
３．	英数字・記号以外による記載	項番２と同じ	２０１０	(*1)
４．	内容の記載なし	内容の設定なし		

＊1）　英字は大文字のみとし、記号とは以下を指す。（下記のコード欄は１６進コードで記載している。）

申請書の状態（２バイト）		電子化における対処（１バイト）	
英数字・記号	上段：ＪＩＳコード 下段：Ｓｈｉｆｔ－ＪＩＳコード	英数字・記号	Ｓｈｉｆｔ－ＪＩＳコード
“A” ～ “Z”	０ｘ２３４１～０ｘ２３５Ａ ０ｘ８２６０～０ｘ８２７９	“A” ～ “Z”	０ｘ４１～０ｘ５Ａ
“0” ～ “9”	０ｘ２３３０～０ｘ２３３９ ０ｘ８２４Ｆ～０ｘ８２５８	“0” ～ “9”	０ｘ３０～０ｘ３９
ー（音引き）	０ｘ２１３Ｃ ０ｘ８１５Ｂ	-（ハイフン，負符号）	０ｘ２Ｄ
―（ダッシュ）	０ｘ２１３Ｄ ０ｘ８１５Ｃ		
－（ハイフン，負符号）	０ｘ２１５Ｄ ０ｘ８１７Ｃ		
／	０ｘ２１３Ｆ ０ｘ８１５Ｅ	/	０ｘ２Ｆ
,	０ｘ２１２４ ０ｘ８１４３	,	０ｘ２Ｃ
.	０ｘ２１２５ ０ｘ８１４４	.	０ｘ２Ｅ
:	０ｘ２１２７ ０ｘ８１４６	:	０ｘ３Ａ
;	０ｘ２１２８ ０ｘ８１４７	;	０ｘ３Ｂ
(	０ｘ２１４Ａ ０ｘ８１６９	(	０ｘ２８
)	０ｘ２１４Ｂ ０ｘ８１６Ａ	)	０ｘ２９

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　３５．０

書類識別　　jp：etcetera−a691

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:etcetera-a691)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称 ③書類明称　⑦提出書類 ④書誌名称　⑧申請書類 ⑤書誌名　⑨申請書名 ⑥書書名　⑩書類明	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ属性 ”jp:kind-of-law”（四法種別)に属性値”patent”（特許）又は “utility”（実用新案）を設定する。		事件の表示の四法より四法種別を特定する。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　３５．１

書類識別コード　　jp：document−code

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名（jp:document-code）に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 １．１と同じ	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容＊の記載がある場合、タグ名（jp:document-code）を設定する。		＊内容の置換参照
		書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	雑書類	書類分類（Ａ１６９１、Ａ２６９１）に置換し、１バイトコードで設定する。		書類分類の四法は、事件の表示の四法と同一のものを設定する。
２．	項番１以外の記載	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	
３．	内容の記載なし	項番２と同じ	３０５０	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　３６．０

書類識別　　jp:etcetera-a781

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:etcetera-a781)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称 ③書類明称　⑦提出書類 ④書誌名称　⑧申請書類 ⑤書誌名　⑨申請書名 ⑥書書名　⑩書類明	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ属性 ”jp:kind-of-law”（四法種別)に属性値”patent”（特許）又は “utility”（実用新案）を設定する。		事件の表示の四法より四法種別を特定する。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　３６．１

書類識別コード　　jp：document−code

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名（jp:document-code）に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 １．１と同じ	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容＊の記載がある場合、タグ名（jp:document-code）を設定する。		＊内容の置換参照
		書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	上申書	書類分類（Ａ１７８１、Ａ２７８１）に置換し、１バイトコードで設定する。		書類分類の四法は、事件の表示の四法と同一のものを設定する。
２．	その他の記載事例 ①具申書 ②手続補正書（方式）に代わる上申書	項番１と同じ。		
３．	項番１、２以外の記載	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	
４．	内容の記載なし	項番３と同じ	３０５０	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　３６．２

意見の内容　jp:opinion-contents-article

２７．２と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　３６．３

段落　p

２７．３と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　３６．４

イメージ　img

２７．４と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　３６．５

証拠方法　jp:proof-means

２７．５と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　３７．０

書類識別　　jp：etcetera−a821

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:etcetera-a821)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称 ③書類明称　⑦提出書類 ④書誌名称　⑧申請書類 ⑤書誌名　⑨申請書名 ⑥書書名　⑩書類明	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ属性 ”jp:kind-of-law”（四法種別)に属性値”patent”（特許）又は “utility”（実用新案）を設定する。		事件の表示の四法より四法種別を特定する。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　３７．１

書類識別コード　　jp：document−code

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	項目名通りの記載	タグ名(jp:document-code)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 １．１と同じ	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容＊の記載がある場合、タグ名(jp:document-code)を設定する。		＊内容の置換参照
		書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	手続補足書	書類分類（Ａ１８２１、Ａ２８２１）に置換し、１バイトコードで設定する。		書類分類の四法は、事件の表示の四法と同一のものを設定する。
２．	その他の記載事例 ①手続の補足書 ②補足書 ③手続の補足書（方式） ④補足書（方式） ⑤手続補足書（方式）	項番１と同じ		
３．	項番１、２以外の記載	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	
４．	内容の記載なし	項番３と同じ	３０５０	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　３７．２

証拠方法　　jp:proof-means

２７．５と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　３７．３

届出の内容　　jp:notice-contents-group

３．２と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　３８．０

書類識別　　jp：etcetera−a831

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:etcetera-a831)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称 ③書類明称　⑦提出書類 ④書誌名称　⑧申請書類 ⑤書誌名　⑨申請書名 ⑥書書名　⑩書類明	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ属性 ”jp:kind-of-law”（四法種別)に属性値”patent”（特許）又は “utility”（実用新案）を設定する。		事件の表示の四法より四法種別を特定する。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　３８．１

書類識別コード　　jp：document−code

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名（jp:document-code）に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 １．１と同じ	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容＊の記載がある場合、タグ名（jp:document-code）を設定する。		＊内容の置換参照
		書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	刊行物等提出書	書類分類（Ａ１８３１、Ａ２８３１）に置換し、１バイトコードで設定する。		書類分類の四法は、事件の表示の四法と同一のものを設定する。
２．	項番１以外の記載	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	
３．	内容の記載なし	項番２と同じ	３０５０	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

・項目名（日本語標準名）	・タグ名	３８．２
物件名	jp：document−name	

３２．２と同様

・項目名（日本語標準名）	・タグ名	３８．３
届出の内容	jp：notice−contents−group	

３．２と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　３９．０

書類識別　　jp：etcetera−a87

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:etcetera-a87)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称 ③書類明称　⑦提出書類 ④書誌名称　⑧申請書類 ⑤書誌名　⑨申請書名 ⑥書書名　⑩書類明	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ属性 ”jp:kind-of-law”（四法種別)に属性値”patent”（特許）又は “utility”（実用新案）を設定する。		事件の表示の四法より四法種別を特定する。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　３９．１

書類識別コード　　jp:document-code

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:document-code)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 １．１と同じ	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容＊の記載がある場合、タグ名(jp:document-code)を設定する。		＊内容の置換参照
		書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	優先審査に関する事情説明書	書類分類（Ａ１８７、Ａ２８７）に置換し、１バイトコードで設定する。		書類分類の四法は、事件の表示の四法と同一のものを設定する。
２．	項番１以外の記載	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	
３．	内容の記載なし	項番２と同じ	３０５０	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

・項目名（日本語標準名）	・タグ名	３９．２
意見の内容	jp:opinion-contents-article	

２７．２と同様

・項目名（日本語標準名）	・タグ名	３９．３
段落	p	

２７．３と同様

・項目名（日本語標準名）	・タグ名	３９．４
イメージ	img	

２７．４と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　４０．０

書類識別　　jp：etcetera−a871

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:etcetera-a871)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称 ③書類明称　⑦提出書類 ④書誌名称　⑧申請書類 ⑤書誌名　⑨申請書名 ⑥書書名　⑩書類明	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ属性 ”jp:kind-of-law”（四法種別)に属性値”patent”（特許）又は “utility”（実用新案）を設定する。		事件の表示の四法より四法種別を特定する。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　４０．１

書類識別コード　　jp：document−code

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名（jp:document-code）に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 １．１と同じ	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容＊の記載がある場合、タグ名（jp:document-code）を設定する。		＊内容の置換参照
		書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	早期審査に関する事情説明書	書類分類（Ａ１８７１、Ａ２８７１）に置換し、１バイトコードで設定する。		書類分類の四法は、事件の表示の四法と同一のものを設定する。
２．	項番１以外の記載	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	
３．	内容の記載なし	項番２と同じ	３０５０	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　４０．２

意見の内容　jp:opinion-contents-article

２７．２と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　４０．３

段落　p

２７．３と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　４０．４

イメージ　img

２７．４と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　４０．５

早期審査の種別　jp:kind-of-accelerated-examination

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:kind-of-accelerated-examination)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 特になし	なし。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし。		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	内容の記載あり	記載内容をそのまま設定する。		
２．	内容の記載なし	内容の設定を行わない。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　４１．０

書類識別　　jp：etcetera-a872

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:etcetera-a872)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称 ③書類明称　⑦提出書類 ④書誌名称　⑧申請書類 ⑤書誌名　⑨申請書名 ⑥書書名　⑩書類明	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ属性 ”jp:kind-of-law”（四法種別)に属性値”patent”（特許）又は “utility”（実用新案）を設定する。		事件の表示の四法より四法種別を特定する。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　４１．１

書類識別コード　　jp：document−code

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名（jp:document-code）に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 １．１と同じ	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容＊の記載がある場合、タグ名（jp:document-code）を設定する。		＊内容の置換参照
		書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	早期審査に関する事情説明補充書	書類分類（Ａ１８７２、Ａ２８７２）に置換し、１バイトコードで設定する。		書類分類の四法は、事件の表示の四法と同一のものを設定する。
２．	項番１以外の記載	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	
３．	内容の記載なし	項番２と同じ	３０５０	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　４１．２

意見の内容　jp:opinion-contents-article

２７．２と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　４１．３

段落　p

２７．３と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　４１．４

イメージ　img

２７．４と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　４２．０

書類識別　　jp：etcetera−a601

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:etcetera-a601)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称 ③書類明称　⑦提出書類 ④書誌名称　⑧申請書類 ⑤書誌名　⑨申請書名 ⑥書書名　⑩書類明	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ属性 ”jp:kind-of-law”（四法種別)に属性値”patent”（特許）又は “utility”（実用新案）を設定する。		事件の表示の四法より四法種別を特定する。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　４２．１

書類識別コード　　jp：document−code

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:document-code)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 １．１と同じ	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がある場合、タグ名(jp:document-code)を設定する。		＊内容の置換参照
		書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	期間延長請求書	書類分類（Ａ１６０１、Ａ２６０１）に置換し、１バイトコードで設定する。		書類分類の四法は、事件の表示の四法と同一のものを設定する。
２．	その他の記載事例 ①期間延長書	項番１と同じ		
３	項番１以外の記載	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	
４．	内容の記載なし	項番３と同じ	３０５０	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　４２．２

届出の内容　　jp:notice-contents-group

３．２と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　４２－１．０

書類識別　　jp：etcetera-a603

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:etcetera-a603)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称 ③書類明称　⑦提出書類 ④書誌名称　⑧申請書類 ⑤書誌名　⑨申請書名 ⑥書書名　⑩書類明	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班へ返却する。	３０００	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ属性 ”jp:kind-of-law”（四法種別)に属性値”patent”（特許）又は “utility”（実用新案）を設定する。		事件の表示の四法より四法種別を特定する。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　４２－１．１

書類識別コード　　jp：document-code

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:document-code)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ４２－１．０と同じ	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容＊の記載がある場合、タグ名(jp:document-code)を設定する。		＊内容の置換参照
		書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班へ返却する。	３０００	

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	期間延長請求書（期間徒過）	書類分類（Ａ１６０３、Ａ２６０３）に置換し、１バイトコードで設定する。		書類分類の四法は、事件の表示の四法と同一のものを設定する。
２．	その他の記載事例 ①期間延長書（期間徒過）	項番１と同じ		
３	項番１以外の記載	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班へ返却する。	３０５０	
４．	内容の記載なし	項番３と同じ	３０５０	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　４２－１．２

届出の内容　　jp:notice-contents-group

３．２と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　４３．０

書類識別　　jp：etcetera−a621

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:etcetera-a621)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称 ③書類明称　⑦提出書類 ④書誌名称　⑧申請書類 ⑤書誌名　⑨申請書名 ⑥書書名　⑩書類明	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ属性 ”jp:kind-of-law”（四法種別)に属性値”patent”（特許）又は “utility”（実用新案）を設定する。		事件の表示の四法より四法種別を特定する。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　４３．１

書類識別コード　　jp：document−code

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:document-code)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 １．１と同じ	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容＊の記載がある場合、タグ名(jp:document-code)を設定する。		＊内容の置換参照
		書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	出願審査請求書	書類分類（Ａ１６２１、Ａ２６２１）に置換し、１バイトコードで設定する。		書類分類の四法は、事件の表示の四法と同一のものを設定する。
２．	その他内容の記載事例 ①審査請求書 ②特許出願審査請求書 ③実用新案登録出願審査請求書 ④特許審査請求書 ⑤実用審査請求書 ⑥実用新案審査請求書 ⑦実用新案登録審査請求書	項番１と同じ		
３．	項番１～２以外の記載	電子化を行わず電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する	３０５０	
４．	内容の記載なし	項番２と同じ	３０５０	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　４３．２

請求項の数　　jp:number-of-claim

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:number-of-claim) に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 【発明の数】の場合 ①特許請求の範囲に記載された発明の数 ②特許請求の範囲の発明の数 ③特許請求の範囲に記載された発名の数 ④特許請求の範囲に記載された発明の件 ⑤特許請求の発明の数 ⑥発明数 ⑦発名の数 【請求項の数】の場合 ①項数 ②特許請求の項数 ③実用新案登録願の範囲に記載された項数 ④請求項数 ⑤請求項目の数 ⑥請求項目数 ⑦請求頂の数 ⑧請求項 ⑨請求頂	項番１と同じ		
３．	項目名の記載なし	タグ名の設定なし。		

(2)　タグ属性

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	【発明の数】の場合、	タグ属性 適用法規＝”発明” と設定する。		
	【請求項の数】の場合	タグ属性 適用法規＝”請求” と設定する。		

(3) 内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	数字３桁以内による記載	記載内容を１バイトコードで設定する		注参照
２．	数字４桁以上による記載	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５２００	
３．	以下の記載 ①請求項ｎ ②発明ｎ （ｎは３桁以内の数字）	数字部分を抜き出し、１バイトコードで設定する		注参照
４．	上記以外の記載	項番２と同じ	２０００	
５．	内容の記載なし	内容の設定なし		

注）請求項の数または発明の数の記載が漢数字（一、二、三・・）等の記載のときは、アラビア数字（１、２、３・・）に変換し、１バイトコードで設定する。

空白ページ

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　４３．３

意見の内容　jp:opinion-contents-article

２７．２と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　４３．４

段落　p

２７．３と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　４３．５

イメージ　img

２７．４と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　４３．６

調査報告番号　　jp：srep-request-no

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名（jp:srep-request-no）に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①調査番号 ②調査報告書番号 ③サーチレポート番号 ④ＳＲ番号	項番１と同じ		
３．	項目名の記載なし	タグ名の設定なし。		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	英数字による１８桁の記載	記載内容を１バイトコードで設定する		(*1)
２	英数字による１８桁以外の記載	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５２００	(*1)
３．	英数字以外の記載	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	２０００	(*1)
４．	内容の記載なし	内容の設定なし。		

＊１）英数字とは、以下の文字を指す。（下記のコード欄は１６進コードで記載している。）

申請書の状態（２バイト）		電子化における対処（１バイト）	
英数字	上段：ＪＩＳコード 下段：Ｓｈｉｆｔ－ＪＩＳコード	英数字	Ｓｈｉｆｔ－ＪＩＳコード
“A” ～ “Z”	０ｘ２３４１～０ｘ２３５Ａ ０ｘ８２６０～０ｘ８２７９	“A” ～ “Z”	０ｘ４１～０ｘ５Ａ
“0” ～ “9”	０ｘ２３３０～０ｘ２３３９ ０ｘ８２４Ｆ～０ｘ８２５８	“0” ～ “9”	０ｘ３０～０ｘ３９

空白ページ

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　４４．０

書類識別　　jp：etcetera-a625

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:etcetera-a625)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称 ③書類明称　⑦提出書類 ④書誌名称　⑧申請書類 ⑤書誌名　⑨申請書名 ⑥書書名　⑩書類明	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ属性 ”jp:kind-of-law”（四法種別)に属性値”patent”（特許）又は “utility”（実用新案）を設定する。		事件の表示の四法より四法種別を特定する。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　４４．１

書類識別コード　　jp：document−code

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:document-code)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 １．１と同じ	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容＊の記載がある場合、タグ名(jp:document-code)を設定する。		＊内容の置換参照
		書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	出願審査請求書（他人）	書類分類（Ａ１６２５、Ａ２６２５）に置換し、１バイトコードで設定する。		書類分類の四法は、事件の表示の四法と同一のものを設定する。
２．	その他内容の記載事例 ①審査請求書（他人） ②特許出願審査請求書（他人） ③実用新案登録出願審査請求書（他人） ④特許審査請求書（他人） ⑤実用審査請求書（他人） ⑥実用新案審査請求書（他人） ⑦実用新案登録審査請求書（他人）	項番１と同じ		
３．	項番１～２以外の記載	電子化を行わず電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する	３０５０	
４．	内容の記載なし	項番３と同じ	３０５０	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　４４．２

請求項の数　　jp:number-of-claim

４３．２と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　４４．３

調査報告番号　　jp:srep-request-no

４３．６と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　４５．０

書類識別　　jp：etcetera-a623

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:etcetera-a623)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称 ③書類明称　⑦提出書類 ④書誌名称　⑧申請書類 ⑤書誌名　⑨申請書名 ⑥書書名　⑩書類明	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ属性 ”jp:kind-of-law”（四法種別)に属性値“utility”（実用新案）を設定する。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　４５．１

書類識別コード　　jp：document−code

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:document-code)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 １．１と同じ	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容＊の記載がある場合、タグ名(jp:document-code)を設定する。		＊内容の置換参照
		書類名の内容の記載がない場合、電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する	３０００	

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	実用新案技術評価請求書	書類分類（Ａ２６２３）に置換し、１バイトコードで設定する。		
２．	その他内容の記載事例 ①実用新案技術評価申請書 ②実用新案技術評価願 ③実用新案技術評価書 ④実用技術評価請求書 ⑤実用新案評価請求書 ⑥実用新案技術表価請求書 ⑦技術評価請求書 ⑧評価請求書 ⑨実用新案登録技術評価請求書 ⑩実用新案登録評価請求書 ⑪登録実用新案技術評価請求書 ⑫登録実用新案評価請求書	項番１と同じ		
３．	項番１、２以外の記載	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する	３０５０	
４．	内容の記載なし	項番３と同じ	３０５０	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　４５．２

請求項の数　　jp:number-of-claim

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:number-of-claim) に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①評価に係る請求項の数 ②評価を請求する請求項数 ③評価請求する請求項の数 ④評価請求する請求項数 ⑤評価請求項数 ⑥評価請求の数 ⑦請求項の数 ⑧請求項数 ⑨評価の請求に係る請求項の数 ⑩請求項の数 ⑪請求項目の数 ⑫請求項目数	項番１と同じ		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし。		

(2)　タグ属性

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ属性 適用法規＝”請求” と設定する。		
２．	その他項目名の記載事例 の記載	項番１と同じ。		

(3)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	数字３桁以内による記載	記載内容を１バイトコードで設定する		
２．	数字４桁以上による記載	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５２００	
３．	“０”“００”“０００”の記載	項番２と同じ	５０４０	
４．	数字以外による記載	項番２と同じ	２０００	
５．	内容の記載なし	内容の設定なし		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　４５．３

届出の内容　　jp:notice-contents-group

３．２と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　４５．４

意見の内容　jp:opinion-contents-article

２７．２と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　４５．５

段落　p

２７．３と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　４５．６

イメージ　img

２７．４と同様

空白ページ

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　４５―１．０

書類識別　　jp：etcetera-a624

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:etcetera-a624)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称 ③書類明称　⑦提出書類 ④書誌名称　⑧申請書類 ⑤書誌名　⑨申請書名 ⑥書書名　⑩書類明	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ属性 ”jp:kind-of-law”（四法種別）に属性値“utility”（実用新案）を設定する。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　４５－１．１

書類識別コード　　jp：document-code

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:document-code)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ４５－１．０と同じ	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容＊の記載がある場合、タグ名(jp:document-code)を設定する。		＊内容の置換参照
		書類名の内容の記載がない場合、電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する	３０００	

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	実用新案技術評価請求書（他人）	書類分類（Ａ２６２４）に置換し、１バイトコードで設定する。		
２．	その他内容の記載事例 ①実用新案技術評価申請書（他人） ②実用新案技術評価願（他人） ③実用新案技術評価書（他人） ④実用技術評価請求書（他人） ⑤実用新案評価請求書（他人） ⑥実用新案技術表価請求書（他人） ⑦技術評価請求書（他人） ⑧評価請求書（他人） ⑨実用新案登録技術評価請求書（他人） ⑩実用新案登録評価請求書（他人） ⑪登録実用新案技術評価請求書（他人） ⑫登録実用新案評価請求書（他人）	項番１と同じ		
３．	項番１、２以外の記載	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する	３０５０	
４．	内容の記載なし	項番３と同じ	３０５０	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　４５－１．２

請求項の数　　jp:number-of-claim

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:number-of-claim) に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①評価に係る請求項の数 ②評価を請求する請求項数 ③評価請求する請求項の数 ④評価請求する請求項数 ⑤評価請求項数 ⑥評価請求の数 ⑦請求項の数 ⑧請求項数 ⑨評価の請求に係る請求項の数 ⑩請求項の数 ⑪請求項目の数 ⑫請求項目数	項番１と同じ		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし。		

(2)　タグ属性

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ属性 適用法規＝”請求” と設定する。		
２．	その他項目名の記載事例 の記載	項番１と同じ。		

(3)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	数字３桁以内による記載	記載内容を１バイトコードで設定する		
２．	数字４桁以上による記載	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５２００	
３．	“０”“００”“０００”の記載	項番２と同じ	５０４０	
４．	数字以外による記載	項番２と同じ	２０００	
５．	内容の記載なし	内容の設定なし		

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　４５－１．３

届出の内容　jp:notice-contents-group

３．２と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　４５－１．４

意見の内容　jp:opinion-contents-article

２７．２と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　４５－１．５

段落　p

２７．３と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　４５－１．６

イメージ　img

２７．４と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　４６．０

書類識別　　jp：etcetera-a627

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:etcetera-a627)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称 ③書類明称　⑦提出書類 ④書誌名称　⑧申請書類 ⑤書誌名　⑨申請書名 ⑥書書名　⑩書類明	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ属性 ”jp:kind-of-law”（四法種別)に属性値”patent”（特許）を設定する。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　４６．１

書類識別コード　　jp:document-code

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:document-code)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 １．１と同じ	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容＊の記載がある場合、タグ名(jp:document-code)を設定する。		＊内容の置換参照
		書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	出願公開請求書	書類分類（Ａ１６２７）に置換し、１バイトコードで設定する。		
２．	その他の記載事例 ①	項番１と同じ		
３．	項番１、２以外の記載	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	
４．	内容の記載なし	項番３と同じ	３０５０	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　４６―１．０

書類識別　　jp：etcetera-a914

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:etcetera-a914)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称 ③書類明称　⑦提出書類 ④書誌名称　⑧申請書類 ⑤書誌名　⑨申請書名 ⑥書書名　⑩書類明	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ属性 ”jp:kind-of-law”（四法種別）に属性値”patent”（特許）を設定する。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　４６－１．１

書類識別コード　　jp:document-code

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:document-code)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ４６－１．０と同じ	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容＊の記載がある場合、タグ名(jp:document-code)を設定する。		＊内容の置換参照
		書類名の内容の記載がない場合、電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する	３０００	

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	出願審査請求手数料返還請求書	書類分類（Ａ１９１４）に置換し、１バイトコードで設定する。		
２．	その他内容の記載事例 ①出願審査請求手数料変換請求書 ②出願審査請求手数料返還申請書 ③出願審査請求手数料変換申請書	項番１と同じ		
３．	項番１、２以外の記載	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する	３０５０	
４．	内容の記載なし	項番３と同じ	３０５０	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　４６－１．２

返還請求対象書類　jp：target-document-article

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名 (jp:target-document-article)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①変換請求対象書類 ②返還申請対象書類 ③変換申請対象書類	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし。		

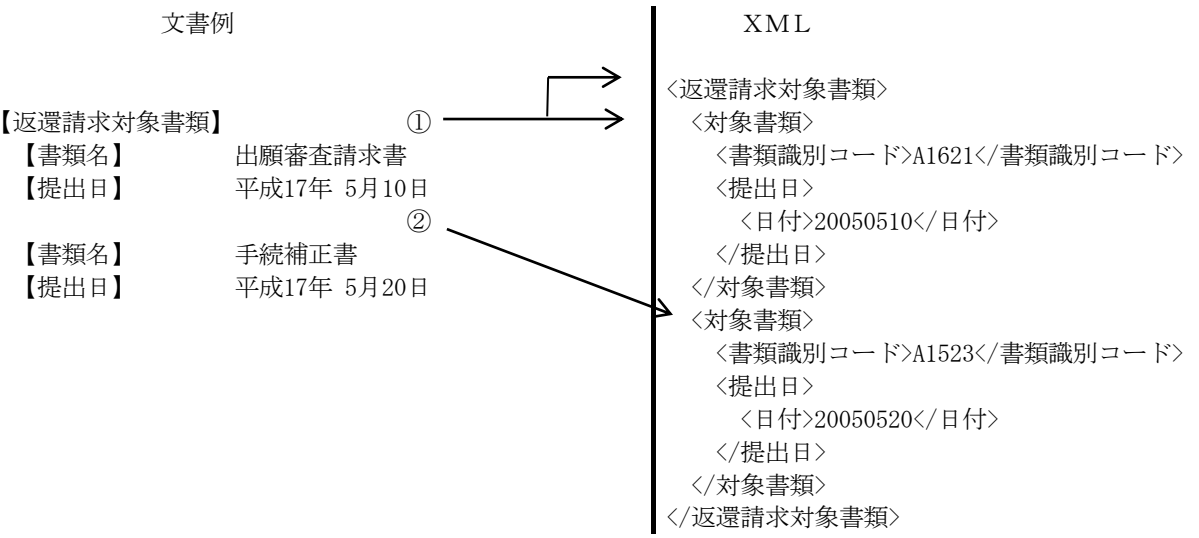

①【返還請求対象書類】が記載されている場合、グループを示すタグ〈対象書類〉でグループ全体を挟み、繰り返し全体を示すタグ〈返還請求対象書類の記事〉で繰り返し全体を挟む。

②【返還請求対象書類】の【書類名】、【提出日】が繰り返し記載される場合、２回目以降の繰り返しには【返還請求対象書類】は記載されない

返還請求対象書類の記事グループタグ設定規則

返還請求対象書類の記事のグループタグの設定は、次のように行う。

①【返還請求対象書類】の出現毎を１グループとして扱う
（通常【返還請求対象書類】は繰り返し１回目にしか記述されない。しかし、出願人が誤って繰り返し毎に記述した場合は、その出現毎を１グループとして扱う。）

②【書類名】の出現毎を１グループとして扱う

③【提出日】が２回続けて出現した場合は、２個目の【提出日】は１グループとして扱う

【返還請求対象書類】	
【書類名】　出願人名義変更届 【提出日】　平成１６年１１月２０日	グループ１
【書類名】　手続補正書	グループ２
【書類名】　手続補正書 【提出日】　平成１６年１２月　１日	グループ３
【提出日】　平成１６年１２月１１日	グループ４

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　４６－１．３

対象書類　　jp：target-document

(1) 項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:target-document) を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ４６－１．２と同じ	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　４６－１．４

書類識別コード　　jp：document－code

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:document-code)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ４６－１．０と同じ	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定は行わない		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	電子化対象書類の記載 但し、下記を除く。 ①登録（Ｒ）系の書類 ②閲覧・証明（Ｅ）系の書類 ③当事者系審判等（異議を含む）（Ｃ）系の書類（出願番号、登録番号の記載（併記）がある場合も含む）	該当する書類分類を１バイトコードで設定する。		書類分類の四法は、事件の表示の四法と同一のものを設定する。
２	下記書類の記載 ①登録（Ｒ）系の書類 ②閲覧・証明（Ｅ）系の書類 ③当事者系審判等（異議を含む）（Ｃ）系の書類（出願番号、登録番号の記載（併記）がある場合も含む）	電子化を行わず電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０３０	
３．	上記以外による記載	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する	５０４０	
４．	内容の記載なし	項番３と同じ。	５０００	

＊１）四法が特許・実用の場合、審判系書類はＳＧＭＬにより電子化を行うが、その返還請求はＸＭＬで電子化する。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　４６－１．５

提出日　　jp：submission-date

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:submission-date)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①差出日 ②年月日 ③申請年月日 ④申請日 ⑤提出年月日	項番１と同じ。		
３	項目名の記載なし	タグ名の設定なし		

文書例

【提出日】　　平成１６年４月１日

XML

<提出日>
<日付>20040401</日付>
</提出日>

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　４６－１．６

日付　　jp:date

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:date)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①差出日 ②年月日 ③申請年月日 ④申請日 ⑤提出年月日	項番１と同じ。		
３	項目名の記載なし	タグ名の設定なし		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	和暦年月日で記載 (例)平成15年7月1日	和暦年を西暦年に変換後、日付部分を抜き出し１バイトコードで設定する。 月日が１桁の場合は上位桁に'0'（ゼロ）を補う。		形式：YYYYMMDD ８桁固定
２．	西暦年月日で記載 (例)2003年7月1日	記載内容より日付部分を抜き出し１バイトコードで設定する。 月日が１桁の場合は上位桁に'0'（ゼロ）を補う。		
３．	項番１，２以外の記載	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５０４０	
４．	内容の記載なし	項番３と同じ	５０００	

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　４６－１．７

納付済金額　　jp：amount−paid

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:amount-paid)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①納付金額	項番１と同じ		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		

文書例

【納付済金額】　　４２００

XML

```
〈納付済金額〉
  〈納付方法・納付金額 納付金額="4200"
                       currency="yen" /〉
〈/納付済金額〉
```

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　４６－１．８

納付方法・納付金額　　jp:fee

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:fee)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ４６－１．７と同じ	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載、又は申請書類記載項目名と判断できる記載	タグ(jp:fee)に currency="yen" を設定		

(3)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	数字部分９桁以内の記載	記載内容から数字部分を抜き出して１バイトコードでタグ属性“納付金額”の属性値として設定する		
２．	数字部分10桁以上の記載	記載内容は設定せず、エラー識別ＩＤを設定する。（注） タグ属性“納付金額”にはNULL（″″）を設定する。	５２００	（注）原データ付与
３．	数字が存在しない場合	項番２と同じ。	２０００	（注）原データ付与
４．	内容の記載なし	エラー識別ＩＤを設定し、 タグ属性“納付金額”にはNULL（″″）を設定する。	５０００	

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　４６－１．９

返還請求金額　　jp：amount−restoration−claim

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名 (jp:amount-restoration-claim)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①変換請求金額 ②返還申請金額 ③変換申請金額	項番１と同じ		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		

文書例

【返還請求金額】　　４２００

XML

〈返還請求金額〉
　〈納付方法・納付金額 納付金額=”4200”
　　currency=”yen” /〉
〈/返還請求金額〉

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　４６－１．１０

納付方法・納付金額　　jp:fee

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:fee)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ４６－１．９と同じ	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載、又は申請書類記載項目名と判断できる記載	タグ(jp:fee)に currency="yen" を設定		

(3)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	数字部分９桁以内の記載	記載内容から数字部分を抜き出して１バイトコードでタグ属性“納付金額”の属性値として設定する		
２．	数字部分10桁以上の記載	記載内容は設定せず、エラー識別ＩＤを設定する。（注） タグ属性“納付金額”にはNULL（″″）を設定する。	５２００	（注）原データ付与
３．	数字が存在しない場合	項番２と同じ。	２０００	（注）原データ付与
４．	内容の記載なし	エラー識別ＩＤを設定し、 タグ属性“納付金額”にはNULL（″″）を設定する。	５０００	

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　４６－１．１１

返還金振込先　　jp：bank-account

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:bank-account)を 追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①変換金振込先	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし。		

文書例	XML
【返還金振込先】	〈返還金振込先〉
【金融機関名】　○○銀行○○支店	〈金融機関名〉○○銀行○○支店〈/金融機関名〉
【口座種別】　普通預金	〈口座種別〉普通預金〈/口座種別〉
【口座番号】　１２３４－１２３－１２３４５６７	〈口座番号〉１２３４－１２３－１２３４５６７〈/口座番号〉
【フリガナ】　ヘンカン　タロウ	〈フリガナ〉ヘンカン　タロウ〈/フリガナ〉
【口座名義人】　返還　太郎	〈氏名又は名称〉返還　太郎〈/氏名又は名称〉
	〈/返還金振込先〉

①【返還金振込先】が記載されている場合、グループを示すタグ〈返還金振込先〉でグループ全体を挟む。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　４６－１．１２

金融機関名　　jp:financial-institution-name

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名 (jp:financial-institution-name)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①	項番１と同じ。		
３	項目名の記載なし	タグ名の設定なし		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	内容の記載あり	記載内容をそのまま設定する		
２．	内容の記載なし	エラー識別ＩＤを設定する	５０００	

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　４６－１．１３

口座種別　　jp:account-type

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:account-type)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①	項番１と同じ。		
３	項目名の記載なし	タグ名の設定なし		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	内容の記載あり	記載内容をそのまま設定する		
２．	内容の記載なし	エラー識別ＩＤを設定する	５０００	

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　４６－１．１４

口座番号　　jp:account-number

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:account-number)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①	項番１と同じ。		
３	項目名の記載なし	タグ名の設定なし		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	内容の記載あり	記載内容をそのまま設定する		
２．	内容の記載なし	エラー識別ＩＤを設定する	５０００	

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　４６－１．１５

フリガナ　　jp:kana

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:kana)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①	項番１と同じ。		
３	項目名の記載なし	タグ名の設定なし		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	内容の記載あり	記載内容をそのまま設定する		
２．	内容の記載なし	エラー識別ＩＤを設定する	５０００	

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　４６－１．１６

氏名又は名称　　jp:name

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:name)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①	項番１と同じ。		
３	項目名の記載なし	タグ名の設定なし		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	内容の記載あり	記載内容をそのまま設定する		
２．	内容の記載なし	エラー識別ＩＤを設定する	５０００	

手数料の表示　　jp:charge-article

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:charge-article)を 追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①変換の表示	項番１と同じ		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		

文書例１

【返還の表示】
【予納台帳番号】　１２３４５６
【加算金額】　４２００

XML

<手数料の表示>
<納付>
<納付方法・納付金額 納付金額="4200"
currency="yen" />
<予納台帳番号・納付書番号・納付番号・振替番号・指定立替納付
予納台帳番号納付書番号振替番号指定立替納付="123456"
予納納付書電子現金納付銀行口座自動振替指定立替納付
="予納" />
</納付>
</手数料の表示>

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　４６－１．１８

納付　　jp：payment

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:payment)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ４６－１．１７と同じ	項番１と同じ		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　４６－１．１９

納付方法・納付金額　　jp:fee

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:fee)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載、又は申請書類記載項目と判断できる記載	タグ(jp:fee)に currency="yen" を設定		

(3)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	数字部分９桁以内の記載	記載内容から数字部分を抜き出して１バイトコードでタグ属性“納付金額”の属性値として設定する		
２．	数字部分10桁以上の記載	記載内容は設定せず、エラー識別ＩＤを設定する。（注） タグ属性“納付金額”にはNULL（″″）を設定する。	５２００	（注）原データ付与
３．	数字が存在しない場合	項番２と同じ。	２０００	（注）原データ付与
４．	内容の記載なし	エラー識別ＩＤを設定し、 タグ属性“納付金額”にはNULL（″″）を設定する。	５０００	

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　４６－１．２０

予納台帳番号・納付書番号・納付番号・振替番号・指定立替納付

jp:account

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:account)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①予納番号 ②台帳番号 ③予納台帳の番号 ④予納の台帳番号 ⑤余納台帳番号 ⑥予納台帳 ⑦納付台帳番号 ⑧予約台帳番号 ⑨与納台帳番号 ⑩予納納付台帳 ⑪与納台帳 ⑫予納口座番号 ⑬口座番号	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし。		

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	【予納台帳番号】又は予納台帳番号と判断できる記載	タグ(jp:account)に 予納納付書電子現金納付銀行口座自動振替指定立替納付 ="予納"を設定		

(3)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	数字６桁による記載	記載内容を１バイトコードでタグ属性“予納台帳番号納付書番号納付番号振替番号指定立替納付”の属性値に設定する		
２．	数字６桁未満による記載	項番１と同じ。		上位桁に“０”を補い６桁設定する。
３．	数字７桁以上による記載	記載内容は設定せず、エラー識別ＩＤを設定する。 （注）タグ属性“予納台帳番号納付書番号納付番号振替番号指定立替納付”にはNULL（""）を設定する。	５２００	（注）原データ付与
４．	数字以外による記載	項番３と同じ。	２０００	（注）原データ付与
５．	内容の記載なし	エラー識別ＩＤを設定し、タグ属性“予納台帳番号納付書番号納付番号振替番号指定立替納付”にはNULL（""）を設定する。	５０００	

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　４６－２．０

書類識別　　jp：etcetera-a915

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:etcetera-a915)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称 ③書類明称　⑦提出書類 ④書誌名称　⑧申請書類 ⑤書誌名　⑨申請書名 ⑥書書名　⑩書類明	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ属性 ”jp:kind-of-law”（四法種別）に属性値”patent”（特許）を設定する。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　４６－２．１

書類識別コード　　jp：document−code

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:document-code)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ４６－２．０と同じ	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容＊の記載がある場合、タグ名(jp:document-code)を設定する。		＊内容の置換参照
		書類名の内容の記載がない場合、電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する	３０００	

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	既納手数料返還請求書	書類分類（Ａ１９１５）に置換し、１バイトコードで設定する。		
２．	その他内容の記載事例 ①機能手数料返還請求書 ②昨日手数料返還請求書 ③既納手数料返還申請書 ④機能手数料返還申請書 ⑤昨日手数料返還申請書	項番１と同じ		
３．	項番１、２以外の記載	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する	３０５０	
４．	内容の記載なし	項番３と同じ	３０５０	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　４６－２．２

対象書類　　jp：target-document

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:target-document) を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①変換請求対象書類 ②返還申請対象書類 ③変換申請対象書類	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし。		

文書例

【返還請求対象書類】　　①
【書類名】　出願審査請求書
【提出日】　平成16年11月20日

XML

<対象書類>
<書類識別コード>A1621</書類識別コード>
<提出日>
<日付>20041120</日付>
</提出日>
</対象書類>

①【返還請求対象書類】が記載されている場合、グループを示すタグ<対象書類>でグループ全体を挟む。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　４６－２．３

書類識別コード　　jp:document-code

４６－１．４と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　４６－２．４

提出日　　jp:submission-date

４６－１．５と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　４６－２．５

日付　　jp:date

４６－１．６と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　４６－２．６

納付済金額　　jp:amount-paid

４６－１．７と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　４６－２．７

納付方法・納付金額　　jp:fee

４６－１．８と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　４６－２．８

適正納付金額　　jp：amount−proper−payment

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名 (jp:amount-proper-payment) を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①	項番１と同じ		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		

文書例

【適正納付金額】　　４２００

XML

```
〈適正納付金額〉
  〈納付方法・納付金額 納付金額=”4200”
                currency=”yen” /〉
〈/適正納付金額〉
```

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　４６－２．９

納付方法・納付金額　　jp:fee

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:fee)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ４６－２．８と同じ	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載、又は申請書類記載項目名と判断できる記載	タグ(jp:fee)に currency="yen" を設定		

(3)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	数字部分９桁以内の記載	記載内容から数字部分を抜き出して１バイトコードでタグ属性“納付金額”の属性値として設定する		
２．	数字部分10桁以上の記載	記載内容は設定せず、エラー識別ＩＤを設定する。（注） タグ属性“納付金額”にはNULL（″″）を設定する。	５２００	（注）原データ付与
３．	数字が存在しない場合	項番２と同じ。	２０００	（注）原データ付与
４．	内容の記載なし	エラー識別ＩＤを設定し、 タグ属性“納付金額”にはNULL（″″）を設定する。	５０００	

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　４６－２．１０

返還請求金額　　jp:amount-restoration-claim

４６－１．９と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　４６－２．１１

納付方法・納付金額　　jp:fee

４６－１．１０と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　４６－２．１２

返還金振込先　　jp:bank-account

４６－１．１１と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　４６－２．１３

金融機関名　　jp:financial-institution-name

４６－１．１２と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　４６－２．１４

口座種別　jp:account-type

４６－１．１３と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　４６－２．１５

口座番号　jp:account-number

４６－１．１４と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　４６－２．１６

フリガナ　jp:kana

４６－１．１５と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　４６－２．１７

氏名又は名称　jp:name

４６－１．１６と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　４６－３．０

書類識別　　jp：etcetera-a915

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:etcetera-a915)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称 ③書類明称　⑦提出書類 ④書誌名称　⑧申請書類 ⑤書誌名　⑨申請書名 ⑥書書名　⑩書類明	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ属性 ”jp:kind-of-law”（四法種別）に属性値“utility”（実用新案）を設定する。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　４６－３．１

書類識別コード　　jp：document-code

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:document-code)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ４６－３．０と同じ	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容＊の記載がある場合、タグ名(jp:document-code)を設定する。		＊内容の置換参照
		書類名の内容の記載がない場合、電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する	３０００	

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	既納手数料（登録料）返還請求書	書類分類（Ａ２９１５）に置換し、１バイトコードで設定する。		
２．	その他内容の記載事例 ①機能手数料（登録料）返還請求書 ②昨日手数料（登録料）返還請求書 ③既納手数料（登録料）返還申請書 ④機能手数料（登録料）返還申請書 ⑤昨日手数料（登録料）返還申請書	項番１と同じ		
３．	項番１、２以外の記載	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する	３０５０	
４．	内容の記載なし	項番３と同じ	３０５０	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　４６－３．２

対象書類　jp：target-document

４６－２．２と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　４６－３．３

書類識別コード　jp：document-code

４６－１．４と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　４６－３．４

提出日　jp：submission-date

４６－１．５と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　４６－３．５

日付　jp：date

４６－１．６と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　４６－３．６

納付済金額　jp：amount－paid

４６－１．７と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　４６－３．７

納付方法・納付金額　jp：fee

４６－１．８と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　４６－３．８

適正納付金額　jp：amount－proper－payment

４６－２．８と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　４６－３．９

納付方法・納付金額　jp：fee

４６－２．９と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　４６－３．１０

返還請求金額　　jp:amount-restoration-claim

４６－１．９と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　４６－３．１１

納付方法・納付金額　　jp:fee

４６－１．１０と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　４６－３．１２

返還金振込先　　jp:bank-account

４６－１．１１と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　４６－３．１３

金融機関名　　jp:financial-institution-name

４６－１．１２と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　４６－３．１４

口座種別　jp:account-type

４６－１．１３と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　４６－３．１５

口座番号　jp:account-number

４６－１．１４と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　４６－３．１６

フリガナ　jp:kana

４６－１．１５と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　４６－３．１７

氏名又は名称　jp:name

４６－１．１６と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　４６－４．０

書類識別　　jp：etcetera-a916

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:etcetera-a916)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称 ③書類明称　⑦提出書類 ④書誌名称　⑧申請書類 ⑤書誌名　⑨申請書名 ⑥書書名　⑩書類明	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ属性 ”jp:kind-of-law”（四法種別)に属性値”patent”（特許）又は “utility”（実用新案）を設定する。		事件の表示の四法より四法種別を特定する。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　４６－４．１

書類識別コード　　jp:document-code

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:document-code)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ４６－４．０と同じ	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容＊の記載がある場合、タグ名(jp:document-code)を設定する。		＊内容の置換参照
		書類名の内容の記載がない場合、電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する	３０００	

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	世界知的所有権機関へのアクセスコード付与請求書	書類分類（Ａ９１６）に置換し、１バイトコードで設定する。		
２．	その他内容の記載事例 ①	項番１と同じ		
３．	項番１、２以外の記載	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する	３０５０	
４．	内容の記載なし	項番３と同じ	３０５０	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　４６－４．２

ＤＡＳ利用　　jp:use-of-das

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:use-of-das)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①	項番１と同じ		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし。		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	内容の記載あり 以下の記載の場合 ①希望	１バイトコードで“1”を設定する。		
２．	項番１以外の記載	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５０４０	
３．	内容の記載なし	内容の設定なし。		

パリ条約による優先権等の主張　jp:priority-claims

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:priority-claims)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし。		但し、パリ条約による優先権等の主張の従属項目と判断できる項目があった場合は、タグ名を設定する。

文書例

【提出した優先権証明書】
【国・地域名】　アメリカ合衆国
【出願日】　２００９年１２月１０日
【出願番号】　ＵＳ２００９１２３４５６
【優先権証明書に係る付与】　希望
【提出した優先権証明書】
【国・地域名】　カナダ
【出願日】　２００９年１２月２０日
【出願番号】　ＣＡ２００９１２３４５６
【優先権証明書に係る付与】　希望

XML

```
<パリ条約による優先権等の主張>
 <パリ優先権主張>
  <国コード>US</国コード>
  <文書番号>US2009123456</文書番号>
  <日付>20091210</日付>
  <ＤＡＳ利用>1</ＤＡＳ利用>
 </パリ優先権主張>
 <パリ優先権主張>
  <国コード>CA</国コード>
  <文書番号>CA2009123456</文書番号>
  <日付>20091220</日付>
  <ＤＡＳ利用>1</ＤＡＳ利用>
 </パリ優先権主張>
</パリ条約による優先権等の主張>
```

①【提出した優先権証明書】の場合、グループを示すタグ<パリ優先権主張>でグループ全体を挟み、繰り返し全体を示すタグ<パリ条約による優先権等の主張>で繰り返し全体を挟む。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　４６－４．４

パリ優先権主張　　jp:priority-claim

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:priority-claim) に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし。		但し、パリ条約による優先権等の主張の従属項目と判断できる項目があった場合は、タグ名を設定する。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　４６－４．５

国コード　　jp:country
（パリ条約による優先権等の主張）

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:country)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①出願国 ②同盟国の国名 ③国 ④出願国名 ⑤国名	項番１と同じ		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし。		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	内容の記載あり （国名テーブルにある場合）	国名テーブルより該当するコードを１バイトコードで設定する。		国名テーブルは、共－５３を参照。
２．	項番１以外の記載 （国名テーブルにない場合）	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５０４０	
３．	内容の記載なし	内容の設定なし。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名

文書番号　　jp：doc−number

（パリ条約による優先権等の主張）

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	項目名通りの記載	タグ名(jp:doc-number)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①登録番号　②公開番号 ③公告番号　④特許番号	項番１と同じ		“番号”の記載があればタグ名に置換する。
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし。		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	英数字・記号・スペース20桁以内の記載	記載内容を１バイトコードで設定する。		(*1) (*2) (*3)
２．	英数字・記号・スペース21桁以上の記載	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５２００	(*1) (*2) (*3)
３．	英数字・記号・スペース以外による記載	項番２と同じ。	２０００	(*1) (*2)
４．	内容の記載なし	内容の設定なし。		

＊1）　英字は大文字のみとし、記号とは以下を指す。（下記のコード欄は１６進コードで記載している。）

申請書の状態（２バイト）		電子化における対処（１バイト）	
英数字・記号	上段：ＪＩＳコード 下段：Ｓｈｉｆｔ－ＪＩＳコード	英数字・記号	Ｓｈｉｆｔ－ＪＩＳコード
“A” ～ “Z”	０ｘ２３４１～０ｘ２３５Ａ ０ｘ８２６０～０ｘ８２７９	“A” ～ “Z”	０ｘ４１～０ｘ５Ａ
“0” ～ “9”	０ｘ２３３０～０ｘ２３３９ ０ｘ８２４Ｆ～０ｘ８２５８	“0” ～ “9”	０ｘ３０～０ｘ３９
ー（音引き）	０ｘ２１３Ｃ ０ｘ８１５Ｂ	－（ハイフン，負符号）	０ｘ２Ｄ
―（ダッシュ）	０ｘ２１３Ｄ ０ｘ８１５Ｃ		
－（ハイフン，負符号）	０ｘ２１５Ｄ ０ｘ８１７Ｃ		
／	０ｘ２１３Ｆ ０ｘ８１５Ｅ	/	０ｘ２Ｆ
,	０ｘ２１２４ ０ｘ８１４３	,	０ｘ２Ｃ
.	０ｘ２１２５ ０ｘ８１４４	.	０ｘ２Ｅ
:	０ｘ２１２７ ０ｘ８１４６	:	０ｘ３Ａ
;	０ｘ２１２８ ０ｘ８１４７	;	０ｘ３Ｂ
(	０ｘ２１４Ａ ０ｘ８１６９	(	０ｘ２８
)	０ｘ２１４Ｂ ０ｘ８１６Ａ	)	０ｘ２９

＊２）　記載内容の１文字目の“第”、最後の“号”を除いて判定する。また、タグ内のデータにもこれらの文字は設定しない。

例）

①【出願番号】ＵＳ２０００－１２３４５６　　の場合、以下のように設定する（正常）

<文書番号>US2000-123456</文書番号>

②【出願番号】第ＵＳ２０００－１２３４５６号　の場合、以下のように設定する（正常）

<文書番号>US2000-123456</文書番号>

＊３）　記載内容にスペースが存在していた場合、タグ内のデータにはスペースを削除せずに設定する。（スペースは に置換する。）

ただし、【出願番号】から最初に出現する英数字・記号までのスペースは無視する。

例）

【出願番号】　　１０　２００８　０１８　０１７．２　の場合、以下のように設定する

<文書番号>10 2008 018 017.2</文書番号>

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名

日付　　jp:date

（パリ条約による優先権等の主張）

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
1.	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:date)に置換する。		
２.	その他項目名の記載事例 ①年月日 ②主張年月日 ③主張日 ④日付	項番１と同じ		
３.	項目名の記載なし	タグの設定なし。		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１.	西暦年月日で記載 （例）2000年1月1日	記載内容より日付部分を抜き出し１バイトコードで設定する。 ※　月日が１桁の場合は、上位桁に”0”（ゼロ）を補う。		形式：YYYYMMDD ８桁固定
２.	和暦年月日で記載 （例）平成12年1月1日	和暦年を西暦年に変換後、日付部分を抜き出し１バイトコードで設定する。 ※　月日が１桁の場合は、上位桁に”0”（ゼロ）を補う。		
３.	項番１、２以外の記載	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	２０３０	
４.	内容の記載なし	内容の設定なし。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　４６－４．８

ＤＡＳ利用　　jp:use-of-das
（パリ条約による優先権等の主張）

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:use-of-das)に置換 する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①	項番１と同じ		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし。		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	内容の記載あり 以下の記載の場合 ①希望	１バイトコードで“1”を設定 する。		
２．	項番１以外の記載	記載内容をそのまま設定し、 タグの属性にエラー識別ＩＤ を設定する。	５０４０	
３．	内容の記載なし	内容の設定なし。		

空白ページ

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名

書類識別　　jp:etcetera-a917

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:etcetera-a917)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称 ③書類明称　⑦提出書類 ④書誌名称　⑧申請書類 ⑤書誌名　⑨申請書名 ⑥書書名　⑩書類明	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班へ返却する。	３０００	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ属性 ”jp:kind-of-law”（四法種別)に属性値”patent”（特許）又は “utility”（実用新案）を設定する。		事件の表示の四法より四法種別を特定する。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名

書類識別コード　　jp：document-code

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:document-code)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ４６－５．０と同じ	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容＊の記載がある場合、タグ名(jp:document-code)を設定する。		＊内容の置換参照
		書類名の内容の記載がない場合、電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班へ返却する	３０００	

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	回復理由書	書類分類（Ａ１９１７、Ａ２９１７）に置換し、１バイトコードで設定する。		書類分類の四法は、事件の表示の四法と同一のものを設定する。
２．	その他内容の記載事例 ①回復の理由書	項番１と同じ		
３．	項番１、２以外の記載	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班へ返却する	３０５０	
４．	内容の記載なし	項番３と同じ	３０５０	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　４６－５．２

意見の内容　jp:opinion-contents-article

２７．２と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　４６－５．３

段落　p

２７．３と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　４６－５．４

イメージ　img

２７．４と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　４６－６．０

書類識別　　jp:etcetera-a918

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:etcetera-a918)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称 ③書類明称　⑦提出書類 ④書誌名称　⑧申請書類 ⑤書誌名　⑨申請書名 ⑥書書名　⑩書類明	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班へ返却する。	３０００	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ属性 ”jp:kind-of-law”（四法種別)に属性値 ”patent”（特許）を設定する。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　４６－６．１

書類識別コード　　jp:document-code

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:document-code)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ４６－６．０と同じ	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容＊の記載がある場合、タグ名(jp:document-code)を設定する。		＊内容の置換参照
		書類名の内容の記載がない場合、電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班へ返却する	３０００	

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	保全審査に付することを求める申出書	書類分類（Ａ１９１８）に置換し、１バイトコードで設定する。		
２．	その他内容の記載事例 ①	項番１と同じ		
３．	項番１、２以外の記載	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班へ返却する	３０５０	
４．	内容の記載なし	項番３と同じ	３０５０	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

申出に係る発明の内容　jp:invention-contents-article

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名 (jp:invention-contents-article)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①発明内容	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	電子化は行わず電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班へ返却する。	３０００	

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	内容の記載あり	記載内容をタグ<段落>にそのまま設定する		
２．	内容の記載なし	タグ属性にエラー識別ＩＤを設定し、原データを付与。	５０００	

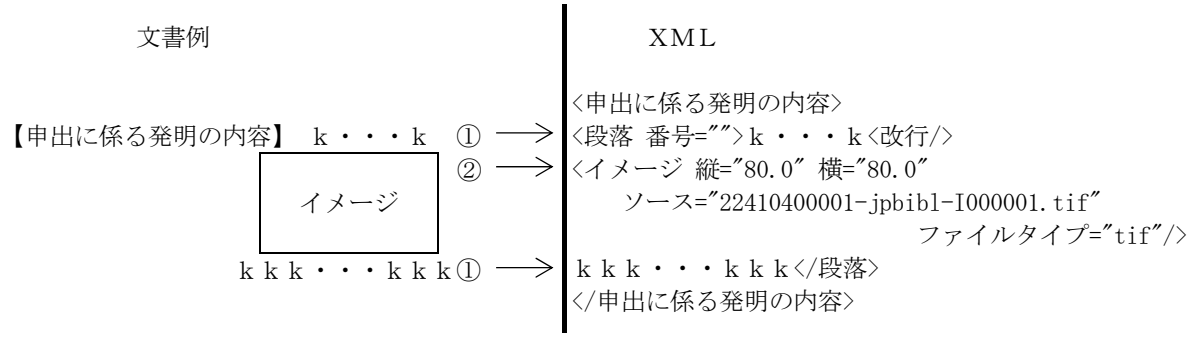

①【申出に係る発明の内容】の記載内容は、タグ<段落>に設定する。
②　文章内で出現するイメージに関する記載は、タグ<段落>配下のタグ<イメージ>に設定する。

※詳細は、「第５章　５．３．８　【意見の内容】等の電子化」を参照。

段落　　p

（申出に係る発明の内容）

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(p)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①発明内容	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	電子化は行わず電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班へ返却する。	３０００	

(2)　タグの属性の設定

項　番	タグの属性	設　　定　　値	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	番号（num）	NULL(″″)を設定する		

(3)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	内容の記載あり	記載内容をそのまま設定する		
２．	内容の記載なし	内容の設定なし。但し、エラーコードの設定は行わない。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　４６－６．４

イメージ　　img

２７．４と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　４６－６．５

意見の内容　　jp:opinion-contents-article

２７．２と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　４６－６．６

段落　　p

２７．３と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　４６－６．７

イメージ　　img

２７．４と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　４６－７．０

書類識別　　jp:etcetera-a919

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:etcetera-a919)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称 ③書類明称　⑦提出書類 ④書誌名称　⑧申請書類 ⑤書誌名　⑨申請書名 ⑥書書名　⑩書類明	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班へ返却する。	３０００	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ属性 ”jp:kind-of-law”（四法種別)に属性値 ”patent”（特許）を設定する。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　４６－７．１

書類識別コード　　jp：document-code

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:document-code)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ４６－７．０と同じ	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容＊の記載がある場合、タグ名(jp:document-code)を設定する。		＊内容の置換参照
		書類名の内容の記載がない場合、電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班へ返却する	３０００	

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	不送付通知申出書	書類分類（Ａ１９１９）に置換し、１バイトコードで設定する。		
２．	その他内容の記載事例 ①	項番１と同じ		
３．	項番１、２以外の記載	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班へ返却する	３０５０	
４．	内容の記載なし	項番３と同じ	３０５０	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　４７．０

書類識別　　jp：amendment−a51

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:amendment-a51)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称 ③書類明称　⑦提出書類 ④書誌名称　⑧申請書類 ⑤書誌名　⑨申請書名 ⑥書書名　⑩書類明	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ属性 ”jp:kind-of-law”（四法種別)に属性値”patent”（特許）又は “utility”（実用新案）を設定する。		事件の表示の四法より四法種別を特定する。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　４７．１

書類識別コード　　jp：document−code

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:document-code)に置換する		
２．	その他項目名の記載事例 １．１と同じ	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容＊の記載がある場合、タグ名(jp:document-code)を設定する。		＊内容の置換参照
		書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	手続補正書（方式）と記載	書類分類（Ａ１５１、Ａ２５１）に置換し、１バイトコードで設定する。		書類分類の四法は、事件の表示の四法と同一のものを設定する。
２．	その他内容の記載事例 ①補正書(方式) ②自発手続補正書(方式) ③手続補正(方式) ④手売補正書(方式) ⑤出続補正書(方式) ⑥（意見書代）手続補正書(方式) ⑦意見書に代わる手続補正書(方式) ⑧意見書にかわる手続補正書(方式) ⑨意見書に変わる手続補正書(方式) ⑩手数料補正書(方式)	項番１と同じ		左記の括弧書き中の内容が 不明または括弧書きがない場合、書類分類を“Ａ１５２３”又は“Ａ２５２３”に置換する。
３．	項番１，２以外の記載	電子化を行わず電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する	３０５０	
４．	内容の記載なし	項番３と同じ	３０５０	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　４７．２

補正により減少する請求項の数　　jp:num-claim-decrease-amendment

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:num-claim-decrease-amendment)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例（次項参照）	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		

(2)　タグ属性

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	項目名の記載に“請求項の数”の記載がある	タグ属性 適用法規＝”請求” と設定する。		
	項目名の記載に“発明の数”の記載がある	タグ属性 適用法規＝”発明” と設定する。		

(3)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	数字３桁以内の記載	記載内容を１バイトコードで設定する		
２．	数字４桁以上の記載	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５３００	
３．	数字以外による記載	項番２と同じ	２０１０	
４．	内容の記載なし	内容の設定なし		

書類別項目記載事例一覧表

項　番	書類名	申請書類記載項目名	その他の記載事例
１．	手続補正書 （特許の場合）	補正により減少する請求項の数	補正による減少する請求項の数 補正による減少する発明の数
２．	手続補正書 （実用新案の場合）	補正により減少する請求項の数	補正による減少する請求項の数
３．	誤訳訂正書	訂正により減少する請求項の数	訂正による減少する請求項の数 訂正による減少する発明の数
４．	（ＰＣＴ固有の補正書の写し提出書）（４種）（補足参照） （特許の場合）	補正により減少する請求項の数	補正による減少する請求項の数 補正による減少する発明の数
５．	（ＰＣＴ固有の補正書の写し提出書）（４種）（補足参照） （実用新案の場合）	補正により減少する請求項の数	補正による減少する請求項の数

補足：『ＰＣＴ固有の補正書の写し提出書』

①特許協力条約第１９条補正の写し提出書

②特許協力条約第１９条補正の写し提出書（職権）

③特許協力条約第３４条補正の写し提出書

④特許協力条約第３４条補正の写し提出書（職権）

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　４７．３

補正により増加する請求項の数　　jp:num-claim-increase-amendment

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:num-claim-increase-amendment)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例（次項参照）	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		

(2)　タグ属性

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	項目名の記載に“請求項の数”の記載がある	タグ属性 適用法規＝”請求” と設定する。		
２．	項目名の記載に“発明の数”の記載がある	タグ属性 適用法規＝”発明” と設定する。		

(3)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	数字３桁以内の記載	記載内容を１バイトコードで設定する		
２．	数字４桁以上の記載	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５３００	
３．	数字以外による記載	項番２と同じ	２０１０	
４．	内容の記載なし	内容の設定なし		

書類別項目記載事例一覧表

項　番	書類名	申請書類記載項目名	その他の記載事例
１．	手続補正書 （特許の場合）	補正により増加する請求項の数	補正による増加する請求項の数 補正による増加する発明の数
２．	手続補正書 （実用新案の場合）	補正により増加する請求項の数	補正による増加する請求項の数
３．	誤訳訂正書	訂正により増加する請求項の数	訂正による増加する請求項の数 訂正による増加する発明の数
４．	（ＰＣＴ固有の補正書の写し提出書）（４種）（補足参照） （特許の場合）	補正により増加する請求項の数	補正による増加する請求項の数 補正による増加する発明の数
５．	（ＰＣＴ固有の補正書の写し提出書）（４種）（補足参照） （実用新案の場合）	補正により増加する請求項の数	補正による増加する請求項の数

補足：『ＰＣＴ固有の補正書の写し提出書』

①特許協力条約第１９条補正の写し提出書

②特許協力条約第１９条補正の写し提出書（職権）

③特許協力条約第３４条補正の写し提出書

④特許協力条約第３４条補正の写し提出書（職権）

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　４７．４

証拠方法　　jp:proof-means

２７．５と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　４８．０

書類識別　　jp：amendment−a523

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:amendment-a523)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称 ③書類明称　⑦提出書類 ④書誌名称　⑧申請書類 ⑤書誌名　⑨申請書名 ⑥書書名　⑩書類明	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ属性 ”jp:kind-of-law”（四法種別)に属性値”patent”（特許）又は “utility”（実用新案）を設定する。		事件の表示の四法より四法種別を特定する。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　４８．１

書類識別コード　　jp：document−code

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:document-code)に置換する		
２．	その他項目名の記載事例 １．１と同じ	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容＊の記載がある場合、タグ名(jp:document-code)を設定する。		＊内容の置換参照
		書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	手続補正書　と記載	書類分類（Ａ１５２３、Ａ２５２３）に置換し、１バイトコードで設定する。		書類分類の四法は、事件の表示の四法と同一のものを設定する。
２．	その他内容の記載事例 ①補正書 ②自発手続補正書 ③手続補正 ④手売補正書 ⑤出続補正書 ⑥（意見書代）手続補正書 ⑦意見書に代わる手続補正書 ⑧意見書にかわる手続補正書 ⑨意見書に変わる手続補正書 ⑩手数料補正書	項番１と同じ		
３．	項番１，２以外の記載	電子化を行わず電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する	３０５０	
４．	内容の記載なし	項番３と同じ	３０５０	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　４８．２

補正により減少する請求項の数　　jp:num-claim-decrease-amendment

４７．２と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　４８．３

補正により増加する請求項の数　　jp:num-claim-increase-amendment

４７．３と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　４８．４

証拠方法　　jp:proof-means

２７．５と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　４９．０

書類識別　　jp：amendment−a524

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:amendment-a524)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称 ③書類明称　　⑦提出書類 ④書誌名称　　⑧申請書類 ⑤書誌名　　⑨申請書名 ⑥書書名　　⑩書類明	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ属性 ”jp:kind-of-law” (四法種別)に属性値”patent” (特許) を設定する。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　４９．１

書類識別コード　　jp：document−code

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名（jp:document-code）に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 １．１と同じ	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容＊の記載がある場合、タグ名（jp:document-code）を設定する。		＊内容の置換参照
		書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する	３０００	

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	誤訳訂正書	書類分類（Ａ１５２４）に置換し、１バイトコードで設定する。		
２．	その他の記載事例	項番１と同じ		
３	項番１、２以外の記載	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	
４．	内容の記載なし	項番３と同じ	３０５０	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　４９．２

補正により減少する請求項の数　　jp:num-claim-decrease-amendment

４７．２同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　４９．３

補正により増加する請求項の数　　jp:num-claim-increase-amendment

４７．３と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　４９．４

意見の内容　jp:opinion-contents-article

２７．２と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　４９．５

段落　p

２７．３と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　４９．６

イメージ　img

２７．４と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　５０．０

書類識別　　jp:application-a632

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:application-a632) を 追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称 ③書類明称　⑦提出書類 ④書誌名称　⑧申請書類 ⑤書誌名　⑨申請書名 ⑥書書名　⑩書類明	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ属性 ”jp:kind-of-law” （四法種別)に属性値”patent” （特許）又は “utility”（実用新案）を設定する。		事件の表示の出願の区分より四法種別を特定する。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　５０．１

書類識別コード　　jp：document−code

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:document-code)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 １．１と同じ。	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がある場合、タグ名(jp:document-code)を設定する。		
		書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	国内書面	下記のコードに置換し、１バイトコードで設定する。 Ａ１６３２　（特許） Ａ２６３２　（実用）		書類分類の四法は、事件の表示の出願の区分と同一のものを設定する。
２．	その他の記載事例 ①書面	下記のコードに置換し、１バイトコードで設定する。 Ａ１６３２　（特許） Ａ２６３２　（実用）		上記に同じ
	①特許法第１８４条の５第１項の規定による書面 ②特許第１８４条の５第１項の規定の書面 ③特許法１８４条の５第１項の書面 ④第１８４条の５第１項の書面 ⑤特許法第１８４条の５第１項の規定書面 ⑥特許法第１８４条の５の書面	下記のコードに置換し、１バイトコードで設定する。 Ａ１６３２　（特許）		
	①実用新案法第４８条の５第１項の規定による書面 ②実用新案第４８条の５第１項の規定による書面 ③実用新案第４８条の５第１項の規定の書面 ④実用新案法第４８条の５第１項の規定書面 ⑤実用新案法第４８条の５の書面	下記のコードに置換し、１バイトコードで設定する。 Ａ２６３２　（実用）		
３．	項番１、２以外の記載	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	
４．	内容の記載なし	項番３と同じ	３０５０	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　５０．２

発明者の記事　　jp：inventors

１．４と同様（特許）

又は、２．４と同様（実用）

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　５０．３

発明者　　jp：inventor

１．５と同様（特許）

又は、２．４と同様（実用）

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　５０．４

住所又は居所情報　　jp：address

１．６と同様（特許）

又は、２．６と同様（実用）

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　５０．５

住所又は居所　　jp：text

１．７と同様（特許）

又は、２．７と同様（実用）

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　５０．６

産業再生法　　jp:law-of-industrial-regenerate

１．１９と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　５０．７

届出の内容　　jp:notice-contents-group

３．２と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　５１．０

書類識別　　jp:application-a633

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:application-a633)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称 ③書類明称　⑦提出書類 ④書誌名称　⑧申請書類 ⑤書誌名　⑨申請書名 ⑥書書名　⑩書類明	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ属性 ”jp:kind-of-law”（四法種別)に属性値“utility”（実用新案）を設定する。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　５１．１

書類識別コード　　jp：document−code

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:document-code)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 １．１と同じ。	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がある場合、タグ名(jp:document-code)を設定する。		
		書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する	３０００	

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	図面の提出書	書類分類（Ａ２６３３）に置換し、１バイトコードで設定する。		
２．	その他の記載事例 ①図面提出書 ②図面提出書類	項番１と同じ		
３．	項番１、２以外の記載	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	
４．	内容の記載なし	項番３と同じ	３０５０	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　５２．０

書類識別　　jp:application-a634

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:application-a634)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称 ③書類明称　⑦提出書類 ④書誌名称　⑧申請書類 ⑤書誌名　⑨申請書名 ⑥書書名　⑩書類明	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ属性 ”jp:kind-of-law”（四法種別)に属性値”patent”（特許）又は “utility”（実用新案）を設定する。		事件の表示の出願の区分より四法種別を特定する。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　５２．１

書類識別コード　　jp：document−code

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:document-code)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 １．１と同じ。	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がある場合、タグ名(jp:document-code)を設定する。		
		書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する	３０００	

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	国際出願翻訳文提出書	書類分類（Ａ１６３４、Ａ２６３４）に置換し、１バイトコードで設定する。		書類分類の四法は、事件の表示の出願の区分と同一のものを設定する。
２．	その他の記載事例 ①外国語国際出願翻訳文提出書	書類分類（Ａ１６３４、Ａ２６３４）に置換し、１バイトコードで設定する。		上記に同じ
	①外国語特許出願の翻訳文の提出書（特許法第１８４条の４第１項） ②翻訳文の提出書（特許法第１８４条の４第１項） ③外国語翻訳文の提出書 ④外国語翻訳文の提出書（特許法１８４条の４第１項）	書類分類（Ａ１６３４）に置換し、１バイトコードで設定する。		
	①外国語実用新案登録出願の翻訳文の提出書（実用新案法第４８条の４） ②外国語翻訳文の提出書（実用新案法第４８条の４）	書類分類（Ａ２６３４）に置換し、１バイトコードで設定する。		
３．	項番１、２以外の記載	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	
４．	内容の記載なし	項番３と同じ	３０５０	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　５３．０

書類識別　　jp:application-a635

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:application-a635)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称 ③書類明称　⑦提出書類 ④書誌名称　⑧申請書類 ⑤書誌名　⑨申請書名 ⑥書書名　⑩書類明	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ属性 ”jp:kind-of-law”（四法種別)に属性値”patent”（特許）又は “utility”（実用新案）を設定する。		事件の表示の出願の区分より四法種別を特定する。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　５３．１

書類識別コード　　jp：document−code

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:document-code)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 １．１と同じ。	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がある場合、タグ名(jp:document-code)を設定する。		
		書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	国際出願翻訳文提出書（職権）	書類分類（Ａ１６３５、Ａ２６３５）に置換し、１バイトコードで設定する。		書類分類の四法は、事件の表示の出願の区分と同一のものを設定する。
２．	その他の記載事例	項番１と同じ		
３．	項番１、２以外の記載	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	
４．	内容の記載なし	項番３と同じ	３０５０	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　５３．２

届出の内容　　jp:notice-contents-group

３．２と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　５４．０

書類識別　　jp：presentment－a801

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:presentment-a801)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称 ③書類明称　⑦提出書類 ④書誌名称　⑧申請書類 ⑤書誌名　⑨申請書名 ⑥書書名　⑩書類明	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ属性 ”jp:kind-of-law”（四法種別)に属性値”patent”（特許）又は “utility”（実用新案）を設定する。		事件の表示の出願の区分より四法種別を特定する。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　５４．１

書類識別コード　　jp：document−code

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:document-code)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 １．１と同じ。	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がある場合、タグ名(jp:document-code)を設定する。		
		書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	新規性喪失の例外適用申請書	書類分類（Ａ１８０１、Ａ２８０１）に置換し、１バイトコードで設定する。		書類分類の四法は、事件の表示の出願の区分と同一のものを設定する。
２．	その他の記載事例 ①新規性喪失の特別適用申請書 ②新規性喪失の例外摘要申請書 ③新規性喪失の例外適用申請書類 ④新規性喪失の例外申請書	書類分類（Ａ１８０１、Ａ２８０１）に置換し、１バイトコードで設定する。		上記と同じ
	①特許法第１８４条の１４の書類 ②新規性喪失の書類（第１８４条の１４） ③新規性喪失書類（特許法第３０条）	書類分類（Ａ１８０１）に置換し、１バイトコードで設定する。		
	①実用新案法第４８条の１５第２項の書類 ②新規性喪失の書類（実用新案法第４８条の１５第２項）	書類分類（Ａ２８０１）に置換し、１バイトコードで設定する。		
３．	項番１、２以外の記載	電子化を行わず、電子化不能のメモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	
４．	内容の記載なし	項番３と同じ	３０５０	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　５４．２

特記事項　　jp:special-mention-matter-article

１．２と同様（特許）

又は２．２と同様（実用）

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　５４．３

条文　　jp:article

１．３と同様（特許）

又は２．３と同様（実用）

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　５５．０

書類識別　　jp:etcetera-a626

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:etcetera-a626)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称 ③書類明称　⑦提出書類 ④書誌名称　⑧申請書類 ⑤書誌名　⑨申請書名 ⑥書書名　⑩書類明	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ属性 ”jp:kind-of-law”（四法種別)に属性値“utility”（実用新案）を設定する。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　５５．１

書類識別コード　　jp：document−code

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:document-code)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 １．１と同じ	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がある場合、タグ名(jp:document-code)を設定する。		
		書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	国内処理請求書	書類分類（Ａ２６２６）に置換し、１バイトコードで設定する。		
２．	その他の記載事例 ①処理請求書 ②内国処理請求書 ③国内処理請求	項番１と同じ		
３．	項番１、２以外の記載	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	
４．	内容の記載なし	項番３と同じ	３０５０	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　５６．０

書類識別　　jp：amendment−a525

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:amendment-a525)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称 ③書類明称　⑦提出書類 ④書誌名称　⑧申請書類 ⑤書誌名　⑨申請書名 ⑥書書名　⑩書類明	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ属性 ”jp:kind-of-law”（四法種別)に属性値”patent”（特許）又は “utility”（実用新案）を設定する。		事件の表示の出願の区分より四法種別を特定する。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　５６．１

書類識別コード　　jp：document−code

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:document-code)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 １．１と同じ。	項番１と同じ		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がある場合、タグ名(jp:document-code)を設定する。		
		書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	特許協力条約第１９条補正の翻訳文提出書	書類分類（Ａ１５２５、Ａ２５２５）に置換し、１バイトコードで設定する。		書類分類の四法は、事件の表示の出願の区分と同一のものを設定する。
２．	その他の記載事例 ①特許条約第１９条補正の翻訳文 ②特許条約第１９条補正の翻訳文提出書 ③特許協力条約第１９条補正提出書	書類分類（Ａ１５２５、Ａ２５２５）に置換し、１バイトコードで設定する。		上記に同じ
	①特許法第１８４条の４第４項の規定による翻訳文提出書 ②特許法第１８４条の４第４項の規定の翻訳文 ③特許法第１８４条の４の書面	書類分類（Ａ１５２５）に置換し、１バイトコードで設定する。		
	①実用新案法第４８条の４の第４項の規定による翻訳文提出書 ②実用新案法第４８条の４の第４項の翻訳文 ③特許協力条約第１９条補正の翻訳文提出書（実用新案登録） ④実用新案法第４８条の４の書面	書類分類（Ａ２５２５）に置換し、１バイトコードで設定する。		
３．	項番１、２以外の記載	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	
４．	内容の記載なし	項番３と同じ	３０５０	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　５６．２

補正書の
提出年月日　　jp：submit−date−of−amendment

(1) 項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:submit-date-of-amendment)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例①	項番１と同じ		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　５６．３

日付　　jp:date

（補正書の提出年月日）

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:date)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例①	項番１と同じ		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし。		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	西暦年月日で記載 （例）2000年1月1日	記載内容より日付部分を抜き出し１バイトコードで設定する。 ※月日が１桁の場合は、上位桁に”0”（ゼロ）を補う。		形式：YYYYMMDD ８桁固定
２．	和暦年月日で記載 （例）平成12年1月1日	和暦年を西暦年に変換後、日付部分を抜き出し１バイトコードで設定する。 ※月日が１桁の場合は、上位桁に”0”（ゼロ）を補う。		
３．	項番１、２以外の記載	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	２０３０	
４．	内容の記載なし	内容の設定なし。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　５６．４

補正により減少する請求項の数　　jp:num-claim-decrease-amendment

４７．２と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　５６．５

補正により増加する請求項の数　　jp:num-claim-increase-amendment

４７．３と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　５７．０

書類識別　　jp：amendment−a526

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:amendment-a526)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称 ③書類明称　⑦提出書類 ④書誌名称　⑧申請書類 ⑤書誌名　⑨申請書名 ⑥書書名　⑩書類明	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ属性 ”jp:kind-of-law”（四法種別)に属性値”patent”（特許）又は “utility”（実用新案）を設定する。		事件の表示の出願の区分より四法種別を特定する。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　５７．１

書類識別コード　　jp：document−code

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:document-code)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 １．１と同じ。	タグ名(jp:document-code)に置換する。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がある場合、タグ名(jp:document-code)を設定する。		
		書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	特許協力条約第１９条補正の翻訳文提出書（職権）	書類分類（Ａ１５２６、Ａ２５２６）に置換し、１バイトコードで設定する。		書類分類の四法は、事件の表示の出願の区分と同一のものを設定する。
２．	その他の記載事例	項番１と同じ		
３．	項番１、２以外の記載	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	
４．	内容の記載なし	項番３と同じ	３０５０	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　５７．２

補正書の提出年月日　jp:submit-date-of-amendment

５６．２と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　５７．３

日付（補正書の提出年月日）　jp:date

５６．３と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　５７．４

補正により減少する請求項の数　jp:num-claim-decrease-amendment

４７．２と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　５７．５

補正により増加する請求項の数　jp:num-claim-increase-amendment

４７．３と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　５７．６

届出の内容　　jp:notice-contents-group

３．２と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　５８．０

書類識別　　jp：amendment−a527

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:amendment-a527)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称 ③書類明称　⑦提出書類 ④書誌名称　⑧申請書類 ⑤書誌名　⑨申請書名 ⑥書書名　⑩書類明	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ属性 ”jp:kind-of-law”（四法種別)に属性値”patent”（特許）又は “utility”（実用新案）を設定する。		事件の表示の出願の区分より四法種別を特定する。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　５８．１

書類識別コード　　jp：document−code

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:document-code)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 １．１と同じ	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がある場合、タグ名(jp:document-code)を設定する。		
		書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	特許協力条約第１９条補正の写し提出書	書類分類（Ａ１５２７、Ａ２５２７）に置換し、１バイトコードで設定する。		書類分類の四法は、事件の表示の出願の区分と同一のものを設定する。
２．	その他の記載事例 補正書の提出書（第１９条補正）	書類分類（Ａ１５２７、Ａ２５２７）に置換し、１バイトコードで設定する		上記と同じ
	①補正書の写し提出書（特許法第１８４条の７第１項） ②特許条約第１９条補正の写し提出書 ③特許協力条約第１９条補正提出書 ④特許協力条約第１９条補正写し提出書 ⑤補正書の写し提出書（特許法第１８４条の７）	書類分類（Ａ１５２７）に置換し、１バイトコードで設定する。		
	①補正書の写し提出書（実用新案法第４８条の１５において準用する特許法第１８４条の７第１項） ②特許条約第１９条補正の写し提出書 ③特許協力条約第１９条補正提出書 ④特許協力条約第１９条補正写し提出書 ⑤特許協力条約第１９条補正の写し提出書（実用新案登録）	書類分類（Ａ２５２７）に置換し、１バイトコードで設定する。		
３．	項番１、２以外の記載	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	
４．	内容の記載なし	項番３と同じ	３０５０	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　５８．２

補正書の提出年月日　jp:submit-date-of-amendment

５６．２と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　５８．３

日付（補正書の提出年月日）　jp:date

５６．３と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　５８．４

補正により減少する請求項の数　jp:num-claim-decrease-amendment

４７．２と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　５８．５

補正により増加する請求項の数　jp:num-claim-increase-amendment

４７．３と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　５９．０

書類識別　　jp：amendment−a528

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:amendment-a528)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称 ③書類明称　⑦提出書類 ④書誌名称　⑧申請書類 ⑤書誌名　⑨申請書名 ⑥書書名　⑩書類明	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ属性 ”jp:kind-of-law”（四法種別)に属性値”patent”（特許）又は “utility”（実用新案）を設定する。		事件の表示の出願の区分より四法種別を特定する。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　５９．１

書類識別コード　　jp:document-code

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:document-code)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 １．１と同じ。	タグ名(jp:document-code)に置換する。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がある場合、タグ名(jp:document-code)を設定する。		
		書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	特許協力条約第１９条補正の写し提出書（職権）	書類分類（Ａ１５２８、Ａ２５２８）に置換し、１バイトコードで設定する。		書類分類の四法は、事件の表示の出願の区分と同一のものを設定する。
２．	その他の記載事例	項番１と同じ		
３．	項番１、２以外の記載	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	
４．	内容の記載なし	項番３と同じ	３０５０	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　５９．２

補正書の提出年月日　jp:submit-date-of-amendment

５６．２と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　５９．３

日付（補正書の提出年月日）　jp:date

５６．３と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　５９．４

補正により減少する請求項の数　jp:num-claim-decrease-amendment

４７．２と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　５９．５

補正により増加する請求項の数　jp:num-claim-increase-amendment

４７．３と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　５９．６

届出の内容　　jp:notice-contents-group

３．２と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　６０．０

書類識別　　jp：amendment−a529

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:amendment-a529)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称 ③書類明称　⑦提出書類 ④書誌名称　⑧申請書類 ⑤書誌名　⑨申請書名 ⑥書書名　⑩書類明	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ属性 ”jp:kind-of-law”（四法種別)に属性値”patent”（特許）又は “utility”（実用新案）を設定する。		事件の表示の四法より四法種別を特定する。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　６０．１

書類識別コード　　jp：document−code

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:document-code)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 １．１と同じ。	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がある場合、タグ名(jp:document-code)を設定する。		
		書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	特許協力条約第３４条補正の翻訳文提出書	書類分類（Ａ１５２９、Ａ２５２９）に置換し、１バイトコードで設定する。		書類分類の四法は、事件の表示の出願の区分と同一のものを設定する。
２．	その他の記載事例 ①特許協力条約第３４条補正の提出書 ②特許協力条約第３４条補正翻訳文提出書 ③特許条約第３４条の提出書 ④特許条約第３４条補正提出 ⑤特許協力条約第３４条補正翻訳文	書類分類（Ａ１５２９、Ａ２５２９）に置換し、１バイトコードで設定する。		上記に同じ
	①補正書の翻訳文提出書（特許法第１８４条の８第１項） ②補正書の翻訳文提出書(特許法第１８４条の８)	書類分類（Ａ１５２９）に置換し、１バイトコードで設定する。		
	①補正書の翻訳文提出書（実用新案法第４８条の１５において準用する特許法第１８４条の８第１項） ②特許協力条約第３４条補正の翻訳文提出書（実用新案登録）	書類分類（Ａ２５２９）に置換し、１バイトコードで設定する。		
３．	項番１、２以外の記載	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	
４．	内容の記載なし	項番３と同じ	３０５０	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　６０．２

補正書の提出年月日　jp:submit-date-of-amendment

５６．２と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　６０．３

日付（補正書の提出年月日）　jp:date

５６．３と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　６０．４

補正により減少する請求項の数　jp:num-claim-decrease-amendment

４７．２と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　６０．５

補正により増加する請求項の数　jp:num-claim-increase-amendment

４７．３と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　６１．０

書類識別　　jp：amendment−a5210

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:amendment-a5210)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称 ③書類明称　⑦提出書類 ④書誌名称　⑧申請書類 ⑤書誌名　⑨申請書名 ⑥書書名　⑩書類明	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ属性 ”jp:kind-of-law”（四法種別)に属性値”patent”（特許）又は “utility”（実用新案）を設定する。		事件の表示の出願の区分より四法種別を特定する。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　６１．１

書類識別コード　　jp：document−code

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:document-code)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 １．１と同じ。	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容＊の記載がある場合、タグ名(jp:document-code)を設定する。		＊内容の置換参照
		書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	特許協力条約第３４条補正の翻訳文提出書（職権）	書類分類（Ａ１５２１０、Ａ２５２１０）に置換し、１バイトコードで設定する。		書類分類の四法は、事件の表示の出願の区分と同一のものを設定する。
２．	その他の記載事例	項番１と同じ		
３．	項番１、２以外の記載	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	
４．	内容の記載なし	項番３と同じ	３０５０	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　６１．２

補正書の提出年月日　jp:submit-date-of-amendment

５６．２と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　６１．３

日付（補正書の提出年月日）　jp:date

５６．３と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　６１．４

補正により減少する請求項の数　jp:num-claim-decrease-amendment

４７．２と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　６１．５

補正により増加する請求項の数　jp:num-claim-increase-amendment

４７．３と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　６１．６

届出の内容　　jp:notice-contents-group

３．２と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　６２．０

書類識別　　jp：amendment−a5211

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:amendment-a5211) を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称 ③書類明称　　⑦提出書類 ④書誌名称　　⑧申請書類 ⑤書誌名　　⑨申請書名 ⑥書書名　　⑩書類明	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ属性 ”jp:kind-of-law” （四法種別)に属性値”patent” （特許）又は “utility”（実用新案）を設定する。		事件の表示の出願の区分より四法種別を特定する。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　６２．１

書類識別コード　　jp：document−code

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名（jp:document-code)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 １．１と同じ。	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がある場合、タグ名（jp:document-code)を設定する。		
		書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	特許協力条約第３４条補正の写し提出書	書類分類（Ａ１５２１１、Ａ２５２１１）に置換し、１バイトコードで設定する。		書類分類の四法は、事件の表示の出願の区分と同一のものを設定する。
２．	その他の記載事例 ①特許協力条約第３４条補正の提出書 ②特許協力条約第３４条補正写し提出書 ③特許条約第３４条の写し提出書 ④特許条約第３４条補正提出書写し ⑤特許条約第３４条補正写し	書類分類（Ａ１５２１１、Ａ２５２１１）に置換し、１バイトコードで設定する。		上記に同じ
	①補正書の写し提出書（特許法第１８４条の８第１項） ②補正書の写し提出書（特許法第１８４条の８）	書類分類（Ａ１５２１１）に置換し、１バイトコードで設定する。		
	①補正書の写し提出書（実用新案法第４８条の１５において準用する特許法第１８４条の８第１項） ②特許協力条約第３４条補正の写し提出書（実用新案登録）	書類分類（Ａ２５２１１）に置換し、１バイトコードで設定する。		
３．	項番１、２以外の記載	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	
４．	内容の記載なし	項番３と同じ	３０５０	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　６２．２

補正書の
提出年月日　　jp:submit-date-of-amendment

５６．２と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　６２．３

日付
（補正書の提出年月日）　　jp:date

５６．３と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　６２．４

補正により減少
する請求項の数　　jp:num-claim-decrease-amendment

４７．２と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　６２．５

補正により増加
する請求項の数　　jp:num-claim-
increase-amendment

４７．３と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　６３．０

書類識別　　jp：amendment−a5212

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:amendment-a5212)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称 ③書類明称　⑦提出書類 ④書誌名称　⑧申請書類 ⑤書誌名　⑨申請書名 ⑥書書名　⑩書類明	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ属性 ”jp:kind-of-law”（四法種別)に属性値”patent”（特許）又は “utility”（実用新案）を設定する。		事件の表示の出願の種別より四法種別を特定する。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　６３．１

書類識別コード　　jp：document−code

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:document-code)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 １．１と同じ。	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容＊の記載がある場合、タグ名(jp:document-code)を設定する。		＊内容の置換参照
		書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	特許協力条約第３４条補正の写し提出書（職権）	書類分類（Ａ１５２１２、Ａ２５２１２）に置換し、１バイトコードで設定する。		書類分類の四法は、事件の表示の出願の区分と同一のものを設定する。
２．	その他の記載事例	項番１と同じ		
３．	項番１、２以外の記載	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	
４．	内容の記載なし	項番３と同じ	３０５０	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　６３．２

補正書の提出年月日　jp:submit-date-of-amendment

５６．２と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　６３．３

日付（補正書の提出年月日）　jp:date

５６．３と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　６３．４

補正により減少する請求項の数　jp:num-claim-decrease-amendment

４７．２と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　６３．５

補正により増加する請求項の数　jp:num-claim-increase-amendment

４７．３と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　６３．５

届出の内容　　jp:notice-contents-group

３．２と同様

登録書類の書類名・書類分類設定規則

(1)前提条件
・(2)の書類名テーブルのＮｏは(3)，(4)のＮｏと対応している。
・(2)，(3)より書類名を特定した後、(4)から書類分類を設定する。

(2)書類名テーブル

No	書　類　名	規準書No
１	特許料納付書	７０　・　８８ (設定)　(年金)
２	実用新案登録料納付書	７１　・　８９ (設定)　(年金)
３	意匠登録料納付書	７２　・　９０ (設定)　(年金)
４	商標登録料納付書	７３　・　９１ (設定)　(年金)
５	追加の特許の特許料納付書	７４
６	類似意匠登録料納付書	７５
７	防護標章登録料納付書	７６
８	商標更新登録料納付書	７７
９	防護標章更新登録料納付書	７８
１０	特許料納付書（設定補充）	７９
１１	実用新案登録料納付書（設定補充）	８０
１２	意匠登録料納付書（設定補充）	８１
１３	商標登録料納付書（設定補充）	８２
１４	追加の特許の特許料納付書（設定補充）	８３
１５	類似意匠登録料納付書（設定補充）	８４
１６	防護標章登録料納付書（設定補充）	８５
１７	商標更新登録料納付書（設定補充）	８６
１８	防護標章更新登録料納付書（設定補充）	８７
１９	特許料納付書（補充）	９２（年金）
２０	実用新案登録料納付書（補充）	９３（年金）
２１	意匠登録料納付書（補充）	９４（年金）
２２	商標登録料納付書（分納補充）	９５
２３	商標権存続期間更新登録申請書	９６
２４	商標権存続期間更新登録申請書（補充）	９７

(3)書類名の特定方法

下記のマトリクスに従った条件が揃えば、”Ｎｏ”より(2)書類名テーブルで書類名を特定する。

条件が揃わなかった場合は、電子化不能とし、エラーコードに３０５０を設定する。

Ｎｏ	納付書	申請書	補充	分納	追加	類似	防護標章	更新	特許	実用	意匠	商標	設定	出願の区分	補　足
１	○	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	－	★
２	○	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	－	★
３	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	－	★
４	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	－	★
５	○	×	×	×	○	×	×	×	－	×	×	×	×	－	
６	○	×	×	×	×	○	×	×	×	×	－	×	×	－	
７	○	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	－	
８	○	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	－	×	－	
９	○	×	×	×	×	×	○	○	×	×	×	×	×	－	
１０	○	×	○	×	×	×	×	×	○	×	×	×	○	－	★
１１	○	×	○	×	×	×	×	×	×	○	×	×	○	－	★
１２	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×	○	×	○	－	★
１３	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	○	－	－	
１４	○	×	○	×	○	×	×	×	－	×	×	×	－	－	
１５	○	×	○	×	×	○	×	×	×	×	－	×	－	－	
１６	○	×	○	×	×	×	○	×	×	×	×	×	－	－	
１７	○	×	○	×	×	×	×	○	×	×	×	－	－		
１８	○	×	○	×	×	×	○	○	×	×	×	×	－	－	
１９	○	×	○	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	－	★
２０	○	×	○	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	－	★
２１	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	－	★
２２	○	×	－	○	×	×	×	×	×	×	×	○	×	－	
２３	×	○	×	×	×	×	×	○	×	×	×	○	×	－	
２４	×	○	○	×	×	×	×	○	×	×	×	○	×	－	
１	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	１	注1
２	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	２	注1
３	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	３	注1
４	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	４	★注1
１０	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	１	★注1
１１	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	２	★注1
１２	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	３	★注1
１３	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	－	４	注1
１９	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	１	注1
２０	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	２	注1
２１	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	３	注1
２２	○	×	－	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	４	注1
２３	×	○	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	４	注1
２４	×	○	○	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	４	注1

（注１）書誌の事件の表示を参照する。

★は書類分類が２種類ある名称

(4)書類分類の設定方法

・設定及び年金の書類　（Ｎｏ．１～４・１０～１２・１９～２１）については書類名では書類分類が特定できないため、下のマトリクスに従い書類分類を設定する。

Ｎｏ	書　類　名
1	特許料納付書
2	実用新案登録料納付書

	『出願番号』	『登録番号』	『納付年分』			『併合納付の明細』	書類分類 大＋四法＋中間コード		
			①	②	③				
ｹｰｽ１	－	○	－			－	Ｒ	１，２	２０
ｹｰｽ２	－	×	－			○	Ｒ	１，２	２０
ｹｰｽ３	－	×	○	×	×	×	Ｒ	１，２	１００
ｹｰｽ４	－	×	×	○	×	×	Ｒ	１，２	２０
ｹｰｽ５	－	×	×	×	○	×	Ｒ	１，２	１００

①【納付年分】（自）が０～３であった場合

②【納付年分】（自）が４以上であった場合

③記載なし又はエラー（項目がない場合も含む）

○：正常な記載有り　×：記載なし　－：任意（エラーは含まない）

Ｎｏ	書　類　名
3	意匠登録料納付書

	『出願番号』	『登録番号』	『納付年分』			『併合納付の明細』	書類分類コード 大＋四法＋中間コード		
			①	②	③				
ｹｰｽ１	－	○	－			－	Ｒ	３	２０
ｹｰｽ２	－	×	－			○	Ｒ	３	２０
ｹｰｽ３	－	×	○	×	×	×	Ｒ	３	１００
ｹｰｽ４	－	×	×	○	×	×	Ｒ	３	２０
ｹｰｽ５	－	×	×	×	○	×	Ｒ	３	１００

①【納付年分】（自）が０又は１であった場合

②【納付年分】（自）が２以上であった場合

③記載なし又はエラー（項目がない場合も含む）

○：正常な記載有り　×：記載なし　－：任意（エラーは含まない）

Ｎｏ	書　類　名
4	商標登録料納付書

	登録番号	書類分類 大＋四法＋中間コード		
ｹｰｽ１	×	Ｒ	４	１００
ｹｰｽ２	○	Ｒ	４	２００

○：正常な記載有り　×：記載なし　－：任意（エラーは含まない）

Ｎｏ	書　類　名	書類分類 大＋四法＋中間コード		備　考
５	追加の特許の特許料納付書	Ｒ　１	１０１	
６	類似意匠登録料納付書	Ｒ　３	１０２	
７	防護標章登録料納付書	Ｒ　４	１０３	
８	商標更新登録料納付書	Ｒ　４	１０４	
９	防護標章更新登録料納付書	Ｒ　４	１０５	

Ｎｏ	書　類　名
１０	特許料納付書（設定補充）
１１	実用新案登録料納付書（設定補充）
１２	意匠登録料納付書（設定補充）

	『出願番号』	『登録番号』	書類分類 大＋四法＋中間コード		
ｹｰｽ１	－	○	Ｒ	１，２，３	２１
ｹｰｽ２	－	×	Ｒ	１，２，３	１１０

○：正常な記載有り　×：記載なし　－：任意（エラーは含まない）

Ｎｏ	書　類　名	書類分類 大＋四法＋中間コード		備　考
１３	商標登録料納付書（設定補充）	Ｒ　４	１１０	
１４	追加の特許の特許料納付書（設定補充）	Ｒ　１	１１１	
１５	類似意匠登録料納付書（設定補充）	Ｒ　３	１１２	
１６	防護標章登録料納付書（設定補充）	Ｒ　４	１１３	
１７	商標更新登録料納付書（設定補充）	Ｒ　４	１１４	
１８	防護標章更新登録料納付書（設定補充）	Ｒ　４	１１５	

Ｎｏ	書　類　名
１９	特許料納付書（補充）
２０	実用新案登録料納付書（補充）

	『出願番号』	『登録番号』	『納付年分』			書類分類 大＋四法＋中間コード		
			①	②	③			
ｹｰｽ１	－	○	－			Ｒ	１，２	２１
ｹｰｽ２	－	×	○	×	×	Ｒ	１，２	１１０
ｹｰｽ３	－	×	×	○	×	Ｒ	１，２	２１
ｹｰｽ４	○	×	×	×	○	Ｒ	１，２	２１
ｹｰｽ５	×	×	×	×	○	Ｒ	１，２	２１

①【納付年分】（自）が０～３であった場合
②【納付年分】（自）が４以上であった場合
③記載なし又はエラー（項目がない場合も含む）

○：正常な記載有り　×：記載なし　－：任意（エラーは含まない）

Ｎｏ	書　類　名
２１	意匠登録料納付書（補充）

	『出願番号』	『登録番号』	『納付年分』			書類分類 大＋四法＋中間コード		
			①	②	③			
ｹｰｽ１	－	○	－			Ｒ	３	２１
ｹｰｽ２	－	×	○	×	×	Ｒ	３	１１０
ｹｰｽ３	－	×	×	○	×	Ｒ	３	２１
ｹｰｽ４	○	×	×	×	○	Ｒ	３	２１
ｹｰｽ５	×	×	×	×	○	Ｒ	３	２１

①【納付年分】（自）が０又は１であった場合
②【納付年分】（自）が２以上であった場合
③記載なし又はエラー（項目がない場合も含む）
○：正常な記載有り　×：記載なし　－：任意（エラーは含まない）

Ｎｏ	書　類　名	書類分類 大＋四法＋中間ｺｰﾄﾞ			備　　考
２２	商標登録料納付書（分納補充）	Ｒ	４	２１０	
２３	商標権存続期間更新登録申請書	Ｒ	４	２０１	
２４	商標権存続期間更新登録申請書（補充）	Ｒ	４	２１１	

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　７０．０

書類識別　　jp：payment－r100

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:payment-r100)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称 ③書類明称　⑦提出書類 ④書誌名称　⑧申請書類 ⑤書誌名　⑨申請書名 ⑥書書名　⑩書類明	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ属性 ”jp:kind-of-law”（四法種別)に属性値”patent”（特許）を設定する。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　７０．１

書類識別コード　　jp：document−code

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:document-code)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 １．１と同じ	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がある場合、タグ名(jp:document-code)を設定する。		
		書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	特許料納付書	特定した書類分類を１バイトコードで設定する。		書類分類、書類名の特定は、登録書類の書類名・書類分類設定規則を参照
２．	書類名の特定方法の条件にある書類名が記載	項番１と同じ		
３．	項番１、２以外の記載	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	
４．	内容の記載なし	項番３と同じ	３０５０	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　７０．２

請求項の数　jp:number-of-claim

４３．２と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　７０．３

意見の内容　jp:opinion-contents-article

２７．２と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　７０．４

段落　p

２７．３と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　７０．５

イメージ　img

２７．４と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　７１．０

書類識別　　jp：payment－r100

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:payment-r100)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称 ③書類明称　⑦提出書類 ④書誌名称　⑧申請書類 ⑤書誌名　⑨申請書名 ⑥書書名　⑩書類明	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ属性 ”jp:kind-of-law”（四法種別)に属性値“utility”（実用新案）を設定する。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　７１．１

書類識別コード　　jp：document−code

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:document-code)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 １．１と同じ	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がある場合、タグ名(jp:document-code)を設定する。		
		書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	実用新案登録料納付書	特定した書類分類を１バイトコードで設定する。		書類分類、書類名の特定は、登録書類の書類名・書類分類設定規則を参照
２．	書類名の特定方法の条件にあう書類名が記載	項番１と同じ		
３．	項番１、２以外の記載	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	
４．	内容の記載なし	項番３と同じ	３０５０	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　７１．２

請求項の数　jp:number-of-claim

４３．２と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　７１．３

意見の内容　jp:opinion-contents-article

２７．２と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　７１．４

段落　p

２７．３と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　７１．５

イメージ　img

２７．４と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　７２．０

書類識別　　jp：payment－r100

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:payment-r100)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称 ③書類明称　⑦提出書類 ④書誌名称　⑧申請書類 ⑤書誌名　⑨申請書名 ⑥書書名　⑩書類明	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ属性 ”jp:kind-of-law”（四法種別)に属性値”design”（意匠）を設定する。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　７２．１

書類識別コード　　jp：document−code

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:document-code)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 １．１と同じ	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がある場合、タグ名(jp:document-code)を設定する。		
		書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	意匠登録料納付書	特定した書類分類を１バイトコードで設定する。		書類分類、書類名の特定は、登録書類の書類名・書類分類設定規則を参照
２．	書類名の特定方法の条件にあう書類名が記載	項番１と同じ		
３．	項番１、２以外の記載	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	
４．	内容の記載なし	項番３と同じ	３０５０	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　７２．２

意見の内容　　jp:opinion-contents-article

２７．２と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　７２．３

段落　　p

２７．３と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　７２．４

イメージ　　img

２７．４と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　７３．０

書類識別　　jp：payment－r100

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:payment-r100)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称 ③書類明称　⑦提出書類 ④書誌名称　⑧申請書類 ⑤書誌名　⑨申請書名 ⑥書書名　⑩書類明	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ属性 ”jp:kind-of-law”（四法種別)に属性値 ”trademark”（商標）を設定する。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　７３．１

書類識別コード　　jp：document−code

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:document-code)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 １．１と同じ	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がある場合、タグ名(jp:document-code)を設定する。		
		書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	商標登録料納付書	特定した書類分類を１バイトコードで設定する。		書類分類、書類名の特定は、登録書類の書類名・書類分類設定規則を参照
２．	書類名の特定方法の条件にあう書類名が記載	項番１と同じ		
３．	項番１、２以外の記載	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	
４．	内容の記載なし	項番３と同じ	３０５０	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　７３．２

商品及び役務の区分の数　　jp:number-of-class

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:number-of-class)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①商品の区分の数 ②役務の区分の数 ③区分の数 ④商品役務の区分の数	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし。		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	数字２桁以内の記載	記載内容を１バイトコードで設定する		
２．	数字３桁以上の記載	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５２００	
３．	数字以外による記載	項番２と同じ。	２０００	
４．	内容の記載なし	内容の設定なし。		

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　７３．３

意見の内容　jp:opinion-contents-article

２７．２と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　７３．４

段落　p

２７．３と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　７３．５

イメージ　img

２７．４と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　７３．６

納付の表示　　jp：indicate-payment

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:indicate-payment) に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①分納方法	タグ名(jp:indicate-payment) に置換する。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	納付区分が明確な記載 ①一括納付 ②分割納付	・①の場合、“０”を１バイトコードで設定する。 ・②の場合、“１”を１バイトコードで設定する。		
２．	①上記項番１の①以外の記載 ・全納 ・全部納付 ・前後期分 ・１０年分 ・一括 ②上記項番１の②以外の記載 ・分割納付（前期分） ・分割納付（後期分） ・分納 ・前期分 ・後期分 ・５年分	項番１と同じ。		
３．	項番１、２以外の記載	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	２０１０	
４．	内容の記載なし	内容の設定なし		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　７４．０

書類識別　　jp：payment－r101

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:payment-r101)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称 ③書類明称　⑦提出書類 ④書誌名称　⑧申請書類 ⑤書誌名　⑨申請書名 ⑥書書名　⑩書類明	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ属性 ”jp:kind-of-law”（四法種別)に属性値”patent”（特許）を設定する。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　７４．１

書類識別コード　　jp：document−code

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:document-code)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 １．１と同じ	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がある場合、タグ名(jp:document-code)を設定する。		
		書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	追加の特許の特許料納付書	特定した書類分類を１バイトコードで設定する。		書類分類、書類名の特定は、登録書類の書類名・書類分類設定規則を参照
２．	書類名の特定方法の条件にあう書類名が記載	項番１と同じ		
３．	項番１、２以外の記載	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	
４．	内容の記載なし	項番３と同じ	３０５０	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　７４．２

請求項の数　jp:number-of-claim

４３．２と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　７４．３

意見の内容　jp:opinion-contents-article

２７．２と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　７４．４

段落　p

２７．３と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　７４．５

イメージ　img

２７．４と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　７５．０

書類識別　　jp：payment－r102

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:payment-r102)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称 ③書類明称　⑦提出書類 ④書誌名称　⑧申請書類 ⑤書誌名　⑨申請書名 ⑥書書名　⑩書類明	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ属性 ”jp:kind-of-law”（四法種別)に属性値”design”（意匠）を設定する。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　７５．１

書類識別コード　　jp:document-code

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:document-code)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 １．１と同じ。	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がある場合、タグ名(jp:document-code)を設定する。		
		書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	類似意匠登録料納付書	特定した書類分類を１バイトコードで設定する。		書類分類、書類名の特定は、登録書類の書類名・書類分類設定規則を参照
２．	書類名の特定方法の条件にあう書類名が記載	項番１と同じ		
３．	項番１、２以外の記載	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	
４．	内容の記載なし	項番３と同じ	３０５０	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　７５．２

意見の内容　　jp:opinion-contents-article

２７．２と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　７５．３

段落　　p

２７．３と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　７５．４

イメージ　　img

２７．４と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　７６．０

書類識別　　jp：payment－r103

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:payment-r103)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称 ③書類明称　⑦提出書類 ④書誌名称　⑧申請書類 ⑤書誌名　⑨申請書名 ⑥書書名　⑩書類明	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ属性 ”jp:kind-of-law”（四法種別)に属性値 ”trademark”（商標）を設定する。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　７６．１

書類識別コード　　jp:document-code

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:document-code)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 １．１と同じ	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がある場合、タグ名(jp:document-code)を設定する。		
		書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	防護標章登録料納付書	特定した書類分類を１バイトコードで設定する。		書類分類、書類名の特定は、登録書類の書類名・書類分類設定規則を参照
２．	書類名の特定方法の条件にある書類名が記載	項番１と同じ		
３．	項番１、２以外の記載	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	
４．	内容の記載なし	項番３と同じ	３０５０	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　７６．２

商品及び役務の区分の数　jp:number-of-class

７３．２と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　７６．３

意見の内容　jp:opinion-contents-article

２７．２と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　７６．４

段落　p

２７．３と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　７６．５

イメージ　img

２７．４と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　７７．０

書類識別　　jp：payment－r104

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:payment-r104)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称 ③書類明称　⑦提出書類 ④書誌名称　⑧申請書類 ⑤書誌名　⑨申請書名 ⑥書書名　⑩書類明	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ属性 ”jp:kind-of-law”（四法種別)に属性値 ”trademark”（商標）を設定する。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　７７．１

書類識別コード　　jp：document−code

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:document-code)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 １．１と同じ	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がある場合、タグ名(jp:document-code)を設定する。		
		書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	商標更新登録料納付書	特定した書類分類を１バイトコードで設定する。		書類分類、書類名の特定は、登録書類の書類名・書類分類設定規則を参照
２．	書類名の特定方法の条件にあう書類名が記載	項番１と同じ		
３．	項番１、２以外の記載	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	
４．	内容の記載なし	項番３と同じ	３０５０	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　７７．２

意見の内容　jp:opinion-contents-article

２７．２と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　７７．３

段落　p

２７．３と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　７７．４

イメージ　img

２７．４と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　７７．５

納付の表示　jp:indicate-payment

７３．６と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　７８．０

書類識別　　jp：payment－r105

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:payment-r105)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称 ③書類明称　⑦提出書類 ④書誌名称　⑧申請書類 ⑤書誌名　⑨申請書名 ⑥書書名　⑩書類明	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ属性 ”jp:kind-of-law”（四法種別)に属性値 ”trademark”（商標）を設定する。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　７８．１

書類識別コード　　jp：document−code

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:document-code)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 １．１と同じ	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がある場合、タグ名(jp:document-code)を設定する。		
		書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	防護標章更新登録料納付書	特定した書類分類を１バイトコードで設定する。		書類分類、書類名の特定は、登録書類の書類名・書類分類設定規則を参照
２．	書類名の特定方法の条件にあう書類名が記載	項番１と同じ		
３．	項番１、２以外の記載	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	
４．	内容の記載なし	項番３と同じ	３０５０	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　７８．２

商品及び役務の区分の数　　jp:number-of-class

７３．２と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　７８．３

意見の内容　　jp:opinion-contents-article

２７．２と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　７８．４

段落　　p

２７．３と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　７８．５

イメージ　　img

２７．４と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　７９．０

書類識別　　jp：payment－r110

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:payment-r110)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称 ③書類明称　⑦提出書類 ④書誌名称　⑧申請書類 ⑤書誌名　⑨申請書名 ⑥書書名　⑩書類明	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ属性 ”jp:kind-of-law”（四法種別)に属性値”patent”（特許）を設定する。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　７９．１

書類識別コード　　jp：document−code

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:document-code)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 １．１と同じ	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がある場合、タグ名(jp:document-code)を設定する。		
		書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	特許料納付書（設定補充）	特定した書類分類を１バイトコードで設定する。		書類分類、書類名の特定は、登録書類の書類名・書類分類設定規則を参照
２．	書類名の特定方法の条件にあう書類名が記載	項番１と同じ		
３．	項番１、２以外の記載	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	
４．	内容の記載なし	項番３と同じ	３０５０	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　７９．２

請求項の数　jp:number-of-claim

４３．２と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　７９．３

意見の内容　jp:opinion-contents-article

２７．２と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　７９．４

段落　p

２７．３と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　７９．５

イメージ　img

２７．４と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　８０．０

書類識別　　jp：payment－r110

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:payment-r110)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称 ③書類明称　⑦提出書類 ④書誌名称　⑧申請書類 ⑤書誌名　⑨申請書名 ⑥書書名　⑩書類明	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ属性 ”jp:kind-of-law”（四法種別)に属性値 ”utility”（実用新案）を設定する。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　８０．１

書類名　　jp：document－code

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:document-code)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 １．１と同じ	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がある場合、タグ名(jp:document-code)を設定する。		
		書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	実用新案登録料納付書（設定補充）	特定した書類分類を１バイトコードで設定する。		書類分類、書類名の特定は、登録書類の書類名・書類分類設定規則を参照
２．	書類名の特定方法の条件にあう書類名が記載	項番１と同じ		
３．	項番１、２以外の記載	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	
４．	内容の記載なし	項番３と同じ	３０５０	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　８０．２

請求項の数　jp:number-of-claim

４３．２と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　８０．３

意見の内容　jp:opinion-contents-article

２７．２と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　８０．４

段落　p

２７．３と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　８０．５

イメージ　img

２７．４と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　８１．０

書類識別　　jp：payment－r110

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:payment-r110)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称 ③書類明称　　⑦提出書類 ④書誌名称　　⑧申請書類 ⑤書誌名　　⑨申請書名 ⑥書書名　　⑩書類明	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ属性 ”jp:kind-of-law” （四法種別）に属性値”design” （意匠）を設定する。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　８１．１

書類識別コード　　jp：document−code

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:document-code)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 １．１と同じ	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がある場合、タグ名(jp:document-code)を設定する。		
		書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	意匠登録料納付書（設定補充）	特定した書類分類を１バイトコードで設定する。		書類分類、書類名の特定は、登録書類の書類名・書類分類設定規則を参照
２．	書類名の特定方法の条件にある書類名が記載	項番１と同じ		
３．	項番１、２以外の記載	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	
４．	内容の記載なし	項番３と同じ	３０５０	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　８１．２

意見の内容　jp:opinion-contents-article

２７．２と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　８１．３

段落　p

２７．３と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　８１．４

イメージ　img

２７．４と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　８２．０

書類識別　　jp：payment－r110

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:payment-r110)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称 ③書類明称　⑦提出書類 ④書誌名称　⑧申請書類 ⑤書誌名　⑨申請書名 ⑥書書名　⑩書類明	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ属性 ”jp:kind-of-law”（四法種別)に属性値 ”trademark”（商標）を設定する。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　８２．１

書類識別コード　　jp：document−code

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:document-code)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 １．１と同じ	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がある場合、タグ名(jp:document-code)を設定する。		
		書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	商標登録料納付書（設定補充）	特定した書類分類を１バイトコードで設定する。		書類分類、書類名の特定は、登録書類の書類名・書類分類設定規則を参照
２．	書類名の特定方法の条件にある書類名が記載	項番１と同じ		
３．	項番１、２以外の記載	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	
４．	内容の記載なし	項番３と同じ	３０５０	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

・項目名（日本語標準名）	・タグ名	８２．２
商品及び役務の区分の数	jp:number-of-class	

７３．２と同様

・項目名（日本語標準名）	・タグ名	８２．３
意見の内容	jp:opinion-contents-article	

２７．２と同様

・項目名（日本語標準名）	・タグ名	８２．４
段落	p	

２７．３と同様

・項目名（日本語標準名）	・タグ名	８２．５
イメージ	img	

２７．４と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　８２．６

納付の表示　　jp：indicate－payment

７３．６と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　８３．０

書類識別　　jp：payment－r１１１

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:payment-r111)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称 ③書類明称　　⑦提出書類 ④書誌名称　　⑧申請書類 ⑤書誌名　　⑨申請書名 ⑥書書名　　⑩書類明	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ属性 ”jp:kind-of-law” （四法種別）に属性値”patent” （特許） を設定する。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　８３．１

書類識別コード　　jp：document−code

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:document-code)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 １．１と同じ	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がある場合、タグ名(jp:document-code)を設定する。		
		書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	追加の特許の特許料納付書（設定補充）	特定した書類分類を１バイトコードで設定する。		書類分類、書類名の特定は、登録書類の書類名・書類分類設定規則を参照
２．	書類名の特定方法の条件にある書類名が記載	項番１と同じ		
３．	項番１、２以外の記載	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	
４．	内容の記載なし	項番３と同じ	３０５０	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　８３．２

請求項の数　jp:number-of-claim

４３．２と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　８３．３

意見の内容　jp:opinion-contents-article

２７．２と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　８３．４

段落　p

２７．３と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　８３．５

イメージ　img

２７．４と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　８４．０

書類識別　　jp：payment－r112

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:payment-r112)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称 ③書類明称　⑦提出書類 ④書誌名称　⑧申請書類 ⑤書誌名　⑨申請書名 ⑥書書名　⑩書類明	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ属性 ”jp:kind-of-law”（四法種別)に属性値”design”（意匠）を設定する。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　８４．１

書類識別コード　　jp：document−code

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:document-code)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 １．１と同じ	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がある場合、タグ名(jp:document-code)を設定する。		
		書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	類似意匠登録料納付書（設定補充）	特定した書類分類を１バイトコードで設定する。		書類分類、書類名の特定は、登録書類の書類名・書類分類設定規則を参照
２．	書類名の特定方法の条件にある書類名が記載	項番１と同じ		
３．	項番１、２以外の記載	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	
４．	内容の記載なし	項番３と同じ	３０５０	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　８４．２

意見の内容　jp:opinion-contents-article

２７．２と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　８４．３

段落　p

２７．３と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　８４．４

イメージ　img

２７．４と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　８５．０

書類識別　　jp：payment－r113

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:payment-r113)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称 ③書類明称　⑦提出書類 ④書誌名称　⑧申請書類 ⑤書誌名　⑨申請書名 ⑥書書名　⑩書類明	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ属性 ”jp:kind-of-law”（四法種別)に属性値 ”trademark”（商標）を設定する。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　８５．１

書類識別コード　　jp：document−code

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:document-code)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 １．１と同じ	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がある場合、タグ名(jp:document-code)を設定する。		
		書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する	３０００	

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	防護標章登録料納付書（設定補充）	特定した書類分類を１バイトコードで設定する。		書類分類、書類名の特定は、登録書類の書類名・書類分類設定規則を参照
２．	書類名の特定方法の条件にある書類名が記載	項番１と同じ		
３．	項番１、２以外の記載	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	
４．	内容の記載なし	項番３と同じ	３０５０	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

・項目名（日本語標準名）	・タグ名	８５．２
商品及び役務の区分の数	jp:number-of-class	

７３．２と同様

・項目名（日本語標準名）	・タグ名	８５．３
意見の内容	jp:opinion-contents-article	

２７．２と同様

・項目名（日本語標準名）	・タグ名	８５．４
段落	p	

２７．３と同様

・項目名（日本語標準名）	・タグ名	８５．５
イメージ	img	

２７．４と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　８６．０

書類識別　　jp：payment－r114

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:payment-r114)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称 ③書類明称　⑦提出書類 ④書誌名称　⑧申請書類 ⑤書誌名　⑨申請書名 ⑥書書名　⑩書類明	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ属性 ”jp:kind-of-law”（四法種別)に属性値“trademark”（商標）を設定する。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　８６．１

書類識別コード　　jp：document−code

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:document-code)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 １．１と同じ	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がある場合、タグ名(jp:document-code)を設定する。		
		書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	商標更新登録料納付書（設定補充）	特定した書類分類を１バイトコードで設定する。		書類分類、書類名の特定は、登録書類の書類名・書類分類設定規則を参照
２．	書類名の特定方法の条件にある書類名が記載	項番１と同じ		
３．	項番１、２以外の記載	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	
４．	内容の記載なし	項番３と同じ	３０５０	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　８６．２

意見の内容　jp:opinion-contents-article

２７．２と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　８６．３

段落　p

２７．３と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　８６．４

イメージ　img

２７．４と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　８６．５

納付の表示　jp:indicate-payment

７３．６と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　８７．０

書類識別　　jp：payment－r115

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:payment-r115)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称 ③書類明称　⑦提出書類 ④書誌名称　⑧申請書類 ⑤書誌名　⑨申請書名 ⑥書書名　⑩書類明	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ属性 ”jp:kind-of-law”（四法種別)に属性値 ”trademark”（商標）を設定する。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　８７．１

書類識別コード　　jp：document−code

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:document-code)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 １．１と同じ	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がある場合、タグ名(jp:document-code)を設定する。		
		書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	防護標章更新登録料納付書（設定補充）	特定した書類分類を１バイトコードで設定する。		書類分類、書類名の特定は、登録書類の書類名・書類分類設定規則を参照
２．	書類名の特定方法の条件にある書類名が記載	項番１と同じ		
３．	項番１、２以外の記載	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	
４．	内容の記載なし	項番３と同じ	３０５０	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　８７．２

商品及び役務の区分の数　jp:number-of-class

７３．２と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　８７．３

意見の内容　jp:opinion-contents-article

２７．２と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　８７．４

段落　p

２７．３と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　８７．５

イメージ　img

２７．４と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　８８．０

書類識別　　jp：payment－r20

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:payment-r20)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称 ③書類明称　⑦提出書類 ④書誌名称　⑧申請書類 ⑤書誌名　⑨申請書名 ⑥書書名　⑩書類明	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ属性 ”jp:kind-of-law”（四法種別)に属性値”patent”（特許）を設定する。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　８８．１

書類識別コード　　jp：document−code

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:document-code)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 １．１と同じ	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がある場合、タグ名(jp:document-code)を設定する。		
		書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	特許料納付書	特定した書類分類を１バイトコードで設定する。		書類分類、書類名の特定は、登録書類の書類名・書類分類設定規則を参照
２．	書類名の特定方法の条件にあう書類名が記載	項番１と同じ		
３．	項番１、２以外の記載	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	
４．	内容の記載なし	項番３と同じ	３０５０	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　８８．２

併合識別　　jp:kind-of-annexation

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名 (jp:kind-of-annexation)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①年金識別 ②年金併合納付識別 ③年金併合識別 ④併合納付	項番１と同じ		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	“併合”又は“併合納付”と記載	記載内容より該当するコード“１”を１バイトコードで設定する。		
２．	項番１以外の記載	該当するコード“０”を１バイトコードで設定する。		
３．	内容の記載なし	内容の設定なし。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　８８．３

併合件数　　jp:number-of-annexation

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名 (jp:number-of-annexation)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①総件数 ②合計数 ③合計件数	項番１と同じ		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし。		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	記載事例 ①９９９９件 ②他９９９９件 ③外９９９９件 ④その他９９９９件 ⑤９９９９ の何れかで数字部分が４桁以内による記載	記載内容より数字部分を抜き出し１バイトコードで設定する。		
２．	５桁以上による記載	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５２００	
３．	数字部分がない記載	項番２と同じ	２０００	
４．	内容の記載なし	内容の設定なし。		

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　８８．４

請求項の数　jp:number-of-claim

４３．２と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　８８．５

意見の内容　jp:opinion-contents-article

２７．２と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　８８．６

段落　p

２７．３と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　８８．７

イメージ　img

２７．４と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　８８．８

併合納付の明細の記事　　jp：annexation-payment-article

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:annexation-payment-article)を追加する。		
２．	その他の記載事例 ①納付明細 ②併合明細 ③併合納付明細	項番１と同じ。		
３．	項目の記載なし	特許番号の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	
		タグの設定なし。		但し、併合納付の明細の記事の従属項目と判断できる項目があった場合は、タグを設定する。

文書例

【併合納付の明細】
【特許番号】　特許第１２３４５６７号
【発明の数】　３
【納付年分】　第１１年分～第１２年分
【納付金額】　１４０００

XML

```
<併合納付の明細の記事>
<併合納付の明細>
<出願書類参照　タイプ=″登録″ 四法種別=″特許″>
<ドキュメント識別>
<文書番号>1234567</文書番号>
</ドキュメント識別>
</出願書類参照>
<請求項の数　適用法規=”発明”>3</請求項の数>
<納付年分>
<納付年分（自）>11</納付年分（自）>
<納付年分（至）>12</納付年分（至）>
</納付年分>
<納付金額　納付金額=”14000” currency=”yen” />
</併合納付の明細>
</併合納付の明細の記事>
```

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　８８．９

併合納付の明細　　jp：annexation−payment

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名 (jp:annexation-payment)に置換する。		
２．	その他の記載事例 ①納付明細 ②併合明細 ③併合納付明細	項番１と同じ。		
３．	項目の記載なし	特許番号の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	
		タグの設定なし。		但し、併合納付の明細の記事の従属項目と判断できる項目があった場合は、タグを設定する。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　８８．１０

出願書類参照　　jp:application-reference

（併合納付の明細の記事）

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名 (jp:application-reference) を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①登録番号	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし。		

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載。又は、登録番号と判断できる記載	タグ<出願書類参照>のタグ属性に タイプ＝“登録” を設定		

文書例

【併合納付の明細】
【特許番号】　　特願第１２３４５６７号
：

XML

<併合納付の明細の記事>
<併合納付の明細>
<出願書類参照 タイプ=”登録” 四法種別=”特許”>
<ドキュメント識別>
<文書番号>1234567</文書番号>
</ドキュメント識別>
</出願書類参照>
：
</併合納付の明細>
</併合納付の明細の記事>

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　８８．１１

ドキュメント識別　jp：document－id

(併合納付の明細の記事)

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ<出願書類参照>の配下にタグ名(jp:document-id)を追加する。		個別８８．１０参照
２．	その他項目名の記載事例 ①登録番号	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし。		

文書番号　　jp：doc−number

（併合納付の明細の記事）

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名（jp:doc-number）に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①登録番号	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし。		

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	【特許番号】、【実用新案登録番号】、【意匠登録番号】と記載。又は、登録番号と判断できる記載	タグ<出願書類参照>のタグ属性に タイプ＝“登録” を設定		

(3)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	特許第９９９９９９９号 ①　　② 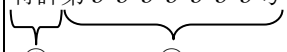	①四法　タグ<出願書類参照>のタグ属性“四法種別（*1）の属性値として設定する。 ②登録番号　数字部分を抜き出し１バイトコードで設定する。桁数が７桁に満たない場合は上位桁の“０”をパディングする。 “号”以降の“の”は“−”（*2）に変換し設定する。		（*1） 四法種別（jp:kind-of-law）の属性値 特許　：“patent” 実用新案：“utility” 意匠　：“design” （*2） “−”はﾊｲﾌﾝ,負符号の事
２．	その他内容の記載事例 ①について 四法の職権テーブルにある場合	・四法　タグ<出願書類参照>のタグ属性“四法種別”の属性値として設定する。 ・但し、“商標”の場合は電子化不能とする。		共−１６【登録番号】の電子化（登録書類）参照
	①について 四法の職権テーブルにない場合	電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	
	②について 数字部分が１～７桁の記載	数字部分を抜き出し１バイトコードで設定する。		桁数が７桁に満たない場合は“０”をﾊﾟﾃﾞｨﾝｸﾞ。
	②について 数字部分が８桁以上の記載	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５２００	
	②について 数字以外の記載	電子化を行わず電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	
	②について 上記以外の記載（登録書類）	同上	３０５０	
３．	内容の記載なし	同上	３０５０	

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　８８．１３

請求項の数　　jp:number-of-claim
（併合納付の明細の記事）

４３．２と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　８８．１４

納付年分　　jp：payment－years

（併合納付の明細の記事）

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:payment-years)に 置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①支払年分 ②年分 ③納付年数 ④納付年金	項番１と同じ		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし。		

文書例	XML
【納付年分】　第３年から第６年まで	<納付年分> <納付年分（自）>3</納付年分（自）> <納付年分（至）>6</納付年分（至）> </納付年分>

補足：納付年分電子化の方法

（1）最初に出現した数字をタグ<納付年分（自）></納付年分（自）>に、文字列の最後に出現した数字をタグ<納付年分（至）></納付年分（至）>に設定する。
但し、最初に出現した数字と最後に出現した数字が同じ場合は、最初に出現した数字のみ<納付年分（自）></納付年分（自）>に設定し、最後に出現した数字の設定は行わない。

（2）漢数字（一、二、三・・）はアラビア数字（1、2、3・・）に変換する。

記載例）

以下の出願人の記載は修正後の記載とみなして、納付年分（自）、納付年分（至）を設定する。
以下の例になくても、明確に判断できる場合も同様の修正を行い、設定する。

Ｎｏ	出願人の記載	修正後の記載	納付年分（自）	納付年分（至）
１	第４年分から第６年分	第４年分から第６年分	４	６
２	第４年分から第６年分まで			
３	第４年から第６年まで			
４	第４年分～第６年分			
５	第４年～第６年			
６	第４～第６年分			
７	４年～６年			
８	４～第６年分			
９	第４－６年分			
１０	第４年分乃至第６年分			
１１	第４年分ないし第６年分			
１２	第４年分・第５年分・第６年分			
１３	第４・５・６年分			
１４	４，５，６			
１５	第４年分及び第５年分	第４年分から第５年分	４	５
１６	第４年分および第５年分			
１７	第４年分、第５年分			
１８	第４年分	第４年分	４	－
１９	４年分			
２０	第４年			
２１	４			
２２	第４年分から第４年分			

電子化例）

記載例１

【納付年分】　第４年から第６年

XML

<納付年分>
<納付年分（自）>4</納付年分（自）>
<納付年分（至）>6</納付年分（至）>
</納付年分>

記載例２

【納付年分】　第４年～６年まで

XML

<納付年分>
<納付年分（自）>4</納付年分（自）>
<納付年分（至）>6</納付年分（至）>
</納付年分>

記載例３	XML
【納付年分】　第４・５・６年分	<納付年分> <納付年分（自）>4</納付年分（自）> <納付年分（至）>6</納付年分（至）> </納付年分>

文書記載例４	XML
【納付年分】　第四年から第六年まで	<納付年分> <納付年分（自）>4</納付年分（自）> <納付年分（至）>6</納付年分（至）> </納付年分>

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　８８．１５

納付年分（自）　　jp：year−from

(併合納付の明細の記事)

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:year-from)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①支払年分 ②年分 ③納付年数 ④納付年金	項番１と同じ		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし。		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	明確に判断できる記載 ①第Ｘ年から第Ｎ年まで ②Ｘ年からＮ年まで ③第Ｘ年分～第Ｎ年分 ④第Ｘ年～第Ｎ年 ⑤Ｘ年～Ｎ年 など （８８．１４補足参照）	Ｘ年をタグ名(jp:year-from)に設定する。		初めに出現した数字をＸとみなし、最後に出現した数字をＮとみなす。 ８８．１４補足参照。
２．	①第Ｘ年 ②Ｘ年 など （８８．１４補足参照）	Ｘ年をタグ名(jp:year-from)に設定する。		
３．	数字部分が３桁以上の記載の場合	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５２００	Ｘ年、Ｎ年の両方の桁数をチェックする。
４．	項番１、２、３以外の記載 （数字部分の記載がなく、 文字の記載がある場合）	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５０４０	
５．	内容の記載なし	内容の設定なし。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　８８．１６

納付年分（至）　　jp：year−to

（併合納付の明細の記事）

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:year-to)に置換する。		記載内容誤り、内容の記載なしの場合、当該タグは、設定しない。
２．	その他項目名の記載事例 ①支払年分 ②年分 ③納付年数 ④納付年金	項番１と同じ		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし。		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	明確に判断できる記載 ①第Ｘ年から第Ｎ年まで ②Ｘ年からＮ年まで ③第Ｘ年分～第Ｎ年分 ④第Ｘ年～第Ｎ年 ⑤Ｘ年～Ｎ年 など （８８．１４補足参照）	Ｎ年をタグ名(jp:year-to)に設定する。		初めに出現した数字をＸとみなし、最後に出現した数字をＮとみなす。 ８８．１４補足参照。
２．	①第Ｘ年 ②Ｘ年 など （８８．１４補足参照）	タグの設定なし。		
３．	項番１、２以外の記載 （数字部分の記載がなく、 文字の記載がある場合）	タグの設定なし。		
４．	内容の記載なし	タグの設定なし。		

納付金額　　jp：fee

（併合納付の明細の記事）

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:fee)に置換する。		
２	その他項目名の記載事例 ①金額 ②支払金額 ③納付料金 ④支払料金 ⑤申請額 ⑥補充金額 ⑦補充総額 ⑧予納金額 ⑨納付額	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	併合納付の明細の記事が存在し、かつ納付金額の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班へ返却する。	３０００	
		併合納付の明細の記事が存在しない場合、タグの設定なし。		

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載、又は、納付金額と判断できる記載	タグ(jp:fee)にタグ属性 currency="yen" を設定		

(3)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	数字部分９桁以内の記載	記載内容から数字部分を抜き出して１バイトコードでタグ属性“納付金額”の属性値として設定する		
２．	数字部分10桁以上の記載	記載内容は設定せず、エラー識別ＩＤを設定する。（注） タグ属性“納付金額”にはNULL（″″）を設定する。	５２００	（注）原データ付与
３．	数字が存在しない場合	項番２と同じ。	２０００	（注）原データ付与
４．	内容の記載なし	エラー識別ＩＤを設定し、 タグ属性“納付金額”にはNULL（″″）を設定する。	５０００	

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　８９．０

書類識別　　jp：payment－r20

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:payment-r20)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称 ③書類明称　⑦提出書類 ④書誌名称　⑧申請書類 ⑤書誌名　⑨申請書名 ⑥書書名　⑩書類明	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ属性 ”jp:kind-of-law”（四法種別)に属性値 ”utility”（実用新案）を設定する。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　８９．１

書類識別コード　　jp：document−code

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:document-code)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 １．１と同じ	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がある場合、タグ名(jp:document-code)を設定する。		
		書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	実用新案登録料納付書	特定した書類分類を１バイトコードで設定する。		書類分類、書類名の特定は、登録書類の書類名・書類分類設定規則を参照
２．	書類名の特定方法の条件にあう書類名が記載	項番１と同じ		
３．	項番１、２以外の記載	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	
４．	内容の記載なし	項番３と同じ	３０５０	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　８９．２

併合識別　　jp:kind-of-annexation

８８．２と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　８９．３

併合件数　　jp:number-of-annexation

８８．３と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　８９．４

請求項の数　　jp:number-of-claim

４３．２と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　８９．５

意見の内容　jp:opinion-contents-article

２７．２と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　８９．６

段落　p

２７．３と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　８９．７

イメージ　img

２７．４と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　８９．８

併合納付の明細の記事　jp:annexation-payment-article

８８．８と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　８９．９

併合納付の明細　jp:annexation-payment

８８．９と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　８９．１０

出願書類参照（併合納付の明細の記事）　jp:application-reference

８８．１０と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　８９．１１

ドキュメント識別（併合納付の明細の記事）　jp:document-id

８８．１１と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　８９．１２

文書番号　　jp：doc−number
（併合納付の明細の記事）

８８．１２と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　８９．１３

請求項の数　　jp：number−of−claim
（併合納付の明細の記事）

４３．２と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　８９．１４

納付年分　　jp：payment－years
（併合納付の明細の記事）

８８．１４と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　８９．１５

納付年分（自）　　jp：year－from
（併合納付の明細の記事）

８８．１５と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　８９．１６

納付年分（至）　　jp：year－to
（併合納付の明細の記事）

８８．１６と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　８９．１７

納付金額　　jp：fee
（併合納付の明細の記事）

８８．１７と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　９０．０

書類識別　　jp：payment－r20

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:payment-r20)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称 ③書類明称　　⑦提出書類 ④書誌名称　　⑧申請書類 ⑤書誌名　　⑨申請書名 ⑥書書名　　⑩書類明	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ属性 ”jp:kind-of-law”（四法種別)に属性値”design”（意匠）を設定する。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　９０．１

書類識別コード　　jp：document−code

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:document-code)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 １．１と同じ	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がある場合、タグ名(jp:document-code)を設定する。		
		書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	意匠登録料納付書	特定した書類分類を１バイトコードで設定する。		書類分類、書類名の特定は、登録書類の書類名・書類分類設定規則を参照
２．	書類名の特定方法の条件にあう書類名が記載	項番１と同じ		
３．	項番１、２以外の記載	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	
４．	内容の記載なし	項番３と同じ	３０５０	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　９０．２

併合識別　　jp:kind-of-annexation

８８．２と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　９０．３

併合件数　　jp:number-of-annexation

８８．３と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　９０．４

意見の内容　jp:opinion-contents-article

２７．２と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　９０．５

段落　p

２７．３と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　９０．６

イメージ　img

２７．４と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　９０．７

併合納付の明細の記事　jp:annexation-payment-article

８８．８と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　９０．８

併合納付の明細　jp:annexation-payment

８８．９と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　９０．９

出願書類参照（併合納付の明細の記事）　jp:application-reference

８８．１０と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　９０．１０

ドキュメント識別（併合納付の明細の記事）　jp:document-id

８８．１１と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　９０．１１

文書番号　　jp：doc－number
（併合納付の明細の記事）

８８．１２と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　９０．１２

納付年分　　jp：payment－years
（併合納付の明細の記事）

８８．１４と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　９０．１３

納付年分（自）　　jp：year－from
（併合納付の明細の記事）

８８．１５と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　９０．１４

納付年分（至）　　jp：year－to
（併合納付の明細の記事）

８８．１６と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名

納付金額　　jp：fee
（併合納付の明細の記事）

８８．１７と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　９１．０

書類識別　　jp：payment－r200

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:payment-r200)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称 ③書類明称　⑦提出書類 ④書誌名称　⑧申請書類 ⑤書誌名　⑨申請書名 ⑥書書名　⑩書類明	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ属性 ”jp:kind-of-law”（四法種別)に属性値 ”trademark”（商標）を設定する。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　９１．１

書類識別コード　　jp：document−code

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:document-code)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 １．１と同じ	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がある場合、タグ名(jp:document-code)を設定する。		
		書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	商標登録料納付書	特定した書類分類を１バイトコードで設定する。		書類分類、書類名の特定は、登録書類の書類名・書類分類設定規則を参照
２．	書類名の特定方法の条件にある書類名が記載	項番１と同じ		
３．	項番１、２以外の記載	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	
４．	内容の記載なし	項番３と同じ	３０５０	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　９１．２

商品及び役務の区分の数　jp:number-of-class

７３．２と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　９１．３

意見の内容　jp:opinion-contents-article

２７．２と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　９１．４

段落　p

２７．３と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　９１．５

イメージ　img

２７．４と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　９１．６

納付の表示　　jp：indicate－payment

７３．６と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　９２．０

書類識別　　jp：payment－r21

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:payment-r21)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称 ③書類明称　⑦提出書類 ④書誌名称　⑧申請書類 ⑤書誌名　⑨申請書名 ⑥書書名　⑩書類明	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ属性 ”jp:kind-of-law”（四法種別)に属性値”patent”（特許）を設定する。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　９２．１

書類識別コード　　jp：document−code

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:document-code)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 １．１と同じ	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がある場合、タグ名(jp:document-code)を設定する。		
		書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	特許料納付書（補充）	特定した書類分類を１バイトコードで設定する。		書類分類、書類名の特定は、登録書類の書類名・書類分類設定規則を参照
２．	書類名の特定方法の条件にある書類名が記載	項番１と同じ		
３．	項番１、２以外の記載	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	
４．	内容の記載なし	項番３と同じ	３０５０	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　９２．２

併合識別　　jp:kind-of-annexation

８８．２と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　９２．３

併合件数　　jp:number-of-annexation

８８．３と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　９２．４

請求項の数　　jp:number-of-claim

４３．２と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　９２．５

意見の内容　jp:opinion-contents-article

２７．２と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　９２．６

段落　p

２７．３と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　９２．７

イメージ　img

２７．４と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　９３．０

書類識別　　jp：payment－r21

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:payment-r21)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称 ③書類明称　⑦提出書類 ④書誌名称　⑧申請書類 ⑤書誌名　⑨申請書名 ⑥書書名　⑩書類明	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ属性 ”jp:kind-of-law”（四法種別)に属性値 ”utility”（実用新案）を設定する。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　９３．１

書類識別コード　　jp：document−code

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:document-code)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 １．１と同じ	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がある場合、タグ名(jp:document-code)を設定する。		
		書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	実用新案登録料納付書（補充）	特定した書類分類を１バイトコードで設定する。		書類分類、書類名の特定は、登録書類の書類名・書類分類設定規則を参照
２．	書類名の特定方法の条件にあう書類名が記載	項番１と同じ		
３．	項番１、２以外の記載	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	
４．	内容の記載なし	項番３と同じ	３０５０	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　９３．２

併合識別　　jp:kind-of-annexation

８８．２と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　９３．３

併合件数　　jp:number-of-annexation

８８．３と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　９３．４

請求項の数　　jp:number-of-claim

４３．２と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　９３．５

意見の内容　jp:opinion-contents-article

２７．２と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　９３．６

段落　p

２７．３と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　９３．７

イメージ　img

２７．４と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　９４．０

書類識別　　jp：payment－r21

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:payment-r21)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称 ③書類明称　　⑦提出書類 ④書誌名称　　⑧申請書類 ⑤書誌名　　⑨申請書名 ⑥書書名　　⑩書類明	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ属性 ”jp:kind-of-law”（四法種別)に属性値”design”（意匠）を設定する。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　９４．１

書類識別コード　　jp：document−code

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:document-code)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 １．１と同じ	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がある場合、タグ名(jp:document-code)を設定する。		
		書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	意匠登録料納付書（補充）	特定した書類分類を１バイトコードで設定する。		書類分類、書類名の特定は、登録書類の書類名・書類分類設定規則を参照
２．	書類名の特定方法の条件にあう書類名が記載	項番１と同じ		
３．	項番１、２以外の記載	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	
４．	内容の記載なし	項番３と同じ	３０５０	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　９４．２

併合識別　　jp:kind-of-annexation

８８．２と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　９４．３

併合件数　　jp:number-of-annexation

８８．３と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　９４．４

意見の内容　jp:opinion-contents-article

２７．２と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　９４．５

段落　p

２７．３と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　９４．６

イメージ　img

２７．４と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　９５．０

書類識別　　jp：payment－r210

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:payment-r210)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称 ③書類明称　⑦提出書類 ④書誌名称　⑧申請書類 ⑤書誌名　⑨申請書名 ⑥書書名　⑩書類明	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ属性 ”jp:kind-of-law”（四法種別)に属性値 ”trademark”（商標）を設定する。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　９５．１

書類識別コード　　jp：document−code

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:document-code)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 １．１と同じ	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がある場合、タグ名(jp:document-code)を設定する。		
		書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	商標登録料納付書（分納補充）	特定した書類分類を１バイトコードで設定する。		書類分類、書類名の特定は、登録書類の書類名・書類分類設定規則を参照
２．	書類名の特定方法の条件にあう書類名が記載	項番１と同じ		
３．	項番１、２以外の記載	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	
４．	内容の記載なし	項番３と同じ	３０５０	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

・項目名（日本語標準名）	・タグ名	９５．２
商品及び役務の区分の数	jp:number-of-class	

７３．２と同様

・項目名（日本語標準名）	・タグ名	９５．３
意見の内容	jp:opinion-contents-article	

２７．２と同様

・項目名（日本語標準名）	・タグ名	９５．４
段落	p	

２７．３と同様

・項目名（日本語標準名）	・タグ名	９５．５
イメージ	img	

２７．４と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　９５．６

納付の表示　　jp：indicate－payment

７３．６と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　９６．０

書類識別　　jp：payment－r201

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:payment-r201)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称 ③書類明称　　⑦提出書類 ④書誌名称　　⑧申請書類 ⑤書誌名　　⑨申請書名 ⑥書書名　　⑩書類明	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ属性 ”jp:kind-of-law”（四法種別)に属性値 ”trademark”（商標）を設定する。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　９６．１

書類識別コード　　jp：document−code

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:document-code)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 １．１と同じ	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がある場合、タグ名(jp:document-code)を設定する。		
		書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	商標権存続期間更新登録申請書	特定した書類分類を１バイトコードで設定する。		書類分類、書類名の特定は、登録書類の書類名・書類分類設定規則を参照
２．	書類名の特定方法の条件にあう書類名が記載	項番１と同じ		
３．	項番１、２以外の記載	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	
４．	内容の記載なし	項番３と同じ	３０５０	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　９６．２

商品及び役務の区分　　jp:class-of-goods-and-service

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:class-of-goods-and-service)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①商品の区分 ②役務の区分 ③区分 ④商品役務の区分	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		

文書例１

【商品及び役務の区分】　　第１５類

ＸＭＬ

<商品及び役務の区分>
<区分>15</区分>
</商品及び役務の区分>

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　９６．３

区分　　jp:class

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:class)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①商品の区分 ②役務の区分 ③区分 ④商品役務の区分	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	内容の記載があり、数字部分が数字２桁以内による記載	数字部分が１～４５の場合は数字部分を抜き出し内容に１バイトコードで設定する。		数字部分が複数記載されている場合、補足参照
		数字部分が１～４５以外の場合は､数字部分を抜き出し内容に設定し､タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５０４０	
２．	数字部分が数字３桁以上による記載	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５２００	
３．	数字部分が空白の場合	全角スペースを設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５０００	
４．	上記以外の場合	記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。	５０００	

補　足：

内容に複数の区分が記載された場合、数字部分を抜き出し１件毎にタグ〈区分〉に設定し、記載数分繰り返し設定する。区分の区切りは、“類”、“区分”、“、（句点）”（ＪＩＳコード：０ｘ２１２２／Ｓｈｉｆｔ－ＪＩＳコード：０ｘ８１４１）、“，（カンマ）”（ＪＩＳコード：０ｘ２１２４／Ｓｈｉｆｔ－ＪＩＳコード：０ｘ８１４３）とする。
（下記のコード欄は１６進コードで記載している。）

例　　第１１類　第１２類　　“類”により区分が分けられた
　　第１４区分　第１５区分　　“区分”により区分が分けられた
　　１３、１４
　　１６，１７　　｝数字と“、”及び“，”の記載

文書例１

【商品及び役務の区分】　　第５類、第９類

XML

〈商品及び役務の区分〉
〈区分〉5〈/区分〉
〈区分〉9〈/区分〉
〈/商品及び役務の区分〉

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　９６．４

納付の表示　　jp：indicate－payment

７３．６と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　９６．５

意見の内容　jp:opinion-contents-article

２７．２と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　９６．６

段落　p

２７．３と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　９６．７

イメージ　img

２７．４と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　９７．０

書類識別　　jp：payment－r211

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:payment-r211)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称 ③書類明称　　⑦提出書類 ④書誌名称　　⑧申請書類 ⑤書誌名　　⑨申請書名 ⑥書書名　　⑩書類明	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ属性 ”jp:kind-of-law”（四法種別)に属性値 ”trademark”（商標）を設定する。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　９７．１

書類識別コード　　jp：document−code

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:document-code)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 １．１と同じ	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がある場合、タグ名(jp:document-code)を設定する。		
		書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて受電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	商標権存続期間更新登録申請書（補充）	特定した書類分類を１バイトコードで設定する。		書類分類、書類名の特定は、登録書類の書類名・書類分類設定規則を参照
２．	書類名の特定方法の条件にある書類名が記載	項番１と同じ		
３．	項番１、２以外の記載	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	
４．	内容の記載なし	項番３と同じ	３０５０	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　９７．２

商品及び役務の区分　jp:class-of-goods-and-service

９６．２と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　９７．３

区分　　jp:class

９６．３と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　９７．４

納付の表示　　jp：indicate－payment

７３．６と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　９７．５

意見の内容　jp:opinion-contents-article

２７．２と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　９７．６

段落　p

２７．３と同様

・項目名（日本語標準名）　・タグ名　９７．７

イメージ　img

２７．４と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　９８．０

書類識別　　jp：payment－r220

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ名(jp:payment-r220)を追加する。		
２．	その他項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称 ③書類明称　⑦提出書類 ④書誌名称　⑧申請書類 ⑤書誌名　⑨申請書名 ⑥書書名　⑩書類明	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

(2)　タグ属性の設定

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通り の記載	タグ属性 ”jp:kind-of-law”（四法種別)に属性値 ”trademark”（商標）を設定する。		

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　９８．１

書類識別コード　　jp：document−code

(1)　項目の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目名通りの記載	タグ名(jp:document-code)に置換する。		
２．	その他項目名の記載事例 １．１と同じ	項番１と同じ。		
３．	項目名の記載なし	書類名の内容の記載がある場合、タグ名(jp:document-code)を設定する。		
		書類名の内容の記載がない場合、電子化は行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０００	

(2)　内容の置換

項　番	申　請　書　の　状　態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	手続補足書	書類分類（Ｒ４２２０）に置換し設定する。		書類分類の四法は、事件の表示の出願の区分と同一のものを設定する。
２．	その他の記載事例 ①手続の補足書（更新申請） ②補足書（更新申請） ③手続補足書（更新申請） ④手続の補足書（更新） ⑤補足書（更新） ⑥手続補足書（更新） ⑦手続の補足書（登録） ⑧補足書（登録） ⑨手続補足書（登録）	項番１と同じ		
３．	項番１以外の記載	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。	３０５０	
４．	内容の記載なし	項番３と同じ	３０５０	

補　足：内容のある【書類名】の記載が重複して記載された場合は、電子化不能とする。

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　９８．２

証拠方法　　jp:proof-means

２７．５と同様

・項目名（日本語標準名）　　・タグ名　　９８．３

届出の内容　　jp:notice-contents-group

３．２と同様

５．３．６　手続補正書の電子化

手続補正書の補正の記事は、通常の申請書の電子化方法とは異なる。本章では、その概要、方法について具体的例を踏まえて説明することとする。

１）　却下要件

補正の記事における却下要件は以下の通りである。

下記の(1)～(4)の条件を全て満足しない場合は電子化不能とする。ただし項番(2)～(4)については補正の記事がある場合に限る。

(1) 申請書に補正の記事又は料金補正の記事又は規定外の項目のグループ構成項目が最低１つ以上あること。

(2) 補正の内容の実データがある、又は補正方法の実データがあること。
但し、複数グループ記載の場合は、最低１つ上記条件を満たしていればよい。
又、補正書Ａを補正した補正書Ｂの申請で、補正書Ａの補正の内容と補正方法については、対象外とする。（次頁の例を参照）

(3) 補正のネスト及び補正と訂正を組み合わせたネストは２回までである。（補正の補正の補正、訂正の補正の補正、訂正の訂正の補正は電子化不能とする）
複数グループ記載の場合は、すべて上記条件を満たしていること。

(4) 補正対象書類名（補正の記事）の項目と実データの記載が有ること。
複数グループ記載の場合は、すべて上記条件を満たしていること。
項目名の記載のない場合は、いったん電子化不能とし、電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~の指示を仰いで職権にて作成する。

例：補正の補正が記載された場合

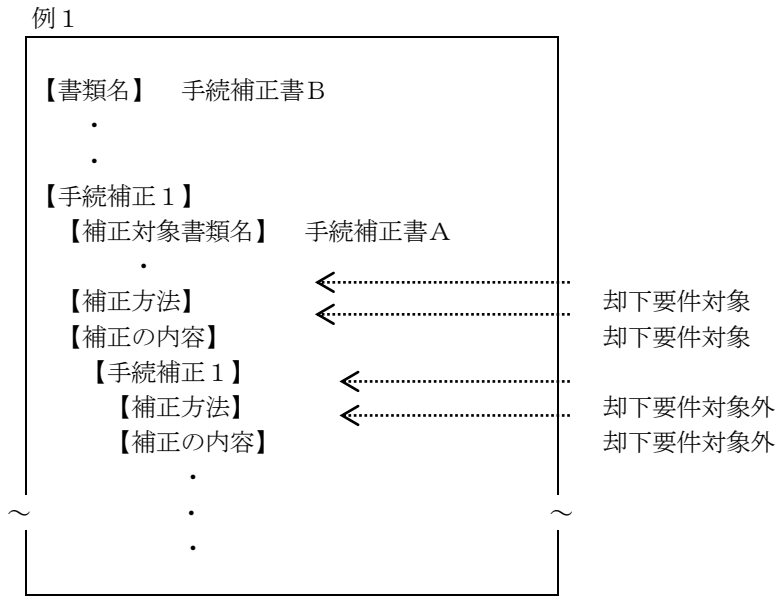

２）　職権訂正の範囲

補正の記事における職権訂正の範囲を以下に定める。

(1)　項目名の職権訂正

５．３書誌情報仕様より項目毎のデータエントリ仕様を参照。

(2)　手続補正ｎの記載が１つもない場合

連続する番号を付与する。

例　1

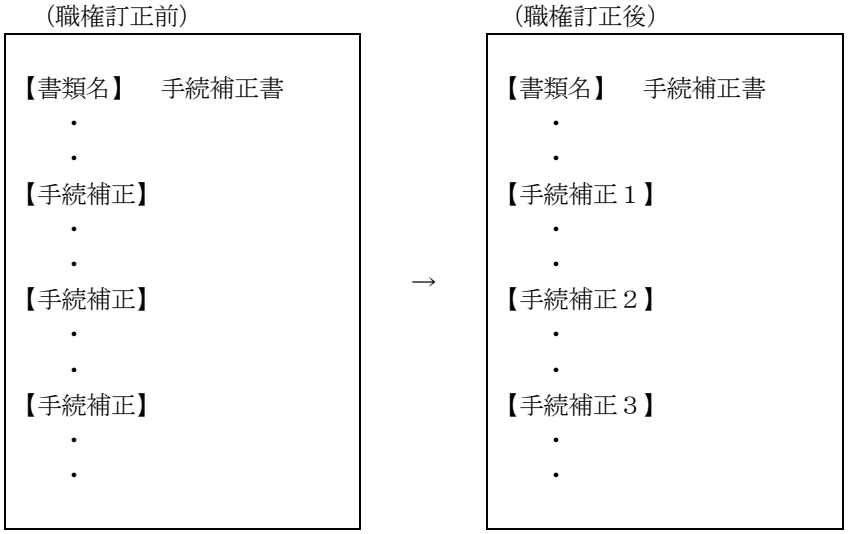

例　2

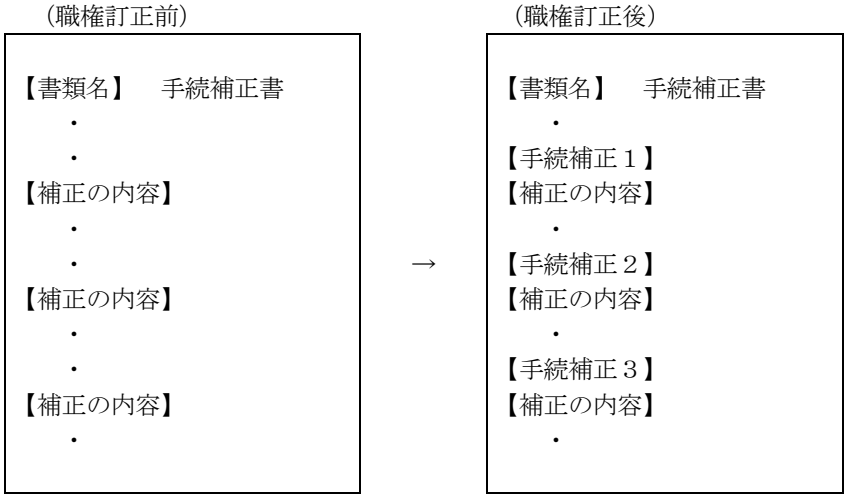

補足：手続補正ｎの記載が無い場合とは、項目自体が無い場合、及び【手続補正】である。

(3)　手続補正ｎの記載が１つ以上欠けている場合（全く記載のない場合は(2)の対処）

職権訂正は行わず、そのまま電子化する。

補足：手続補正ｎの記載が無い場合とは、項目自体が無い場合、及び【手続補正】である。

(4)　手続補正ｎの記載で同じ記載があった場合

職権訂正は行わず、そのまま電子化する。

(5)　【補正対象書類名】の項目の記載がない場合は、電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~の指示を仰いで職権にて作成する。

(6)　【補正対象項目名】の内容がデリミタ（【、】）、大括弧（［、］）、亀甲括弧（〔、〕）等で括られている場合は、括弧を削除して電子化する。

例）

（職権訂正前）

【手続補正１】
　【補正対象書類名】実用新案登録請求の範囲
　【補正対象項目名】〔請求項１〕
　【補正方法】　　変更
　【補正の内容】
　　【請求項１】
　　・
　　・

→

（職権訂正後）

【手続補正１】
　【補正対象書類名】実用新案登録請求の範囲
　【補正対象項目名】請求項１
　【補正方法】　　変更
　【補正の内容】
　　【請求項１】
　　・
　　・

(7)　【補正対象項目名】の内容にスペースが含まれている場合は、スペースを削除して電子化する。

例）

（職権訂正前）

【手続補正１】
　【補正対象書類名】図面
　【補正対象項目名】全△図
　【補正方法】　　変更
　【補正の内容】
　　【書類名】図面
　　【図１】
　　・
　　・

→

（職権訂正後）

【手続補正１】
　【補正対象書類名】図面
　【補正対象項目名】全図
　【補正方法】　　変更
　【補正の内容】
　　【書類名】図面
　　【図１】
　　・
　　・

補足：△はスペースを表す。

⑻　補正の内容の記載で項目名として明らかにデリミタ（【、】）の替わりに大括弧等（［、］）が使用されていると判断出来る場合は、デリミタとみなして電子化する。

⑼　【出願番号】の記載が新様式の番号帯で【補正対象書類名】と【補正対象項目名】、【補正の内容】の直下タグが以下の組み合わせの場合は、新様式として電子化する。

新様式の番号帯は５．３．６の５）の⑵の⑦（ⅲ）参照。

補正対象書類名	補正対象項目名	【補正の内容】直下の内容	職権訂正後		
			補正対象書類名	補正対象項目名	【補正の内容】直下の内容
明細書	特許請求の範囲	【特許請求の範囲】	特許請求の範囲	全文	【書類名】特許請求の範囲
明細書	実用新案登録請求の範囲	【実用新案登録請求の範囲】	実用新案登録請求の範囲	全文	【書類名】実用新案登録請求の範囲

例）

（職権訂正前）

【手続補正１】
　【補正対象書類名】明細書
　【補正対象項目名】特許請求の範囲
　【補正方法】　　変更
　【補正の内容】
　　【特許請求の範囲】
　　　【請求項１】

→

（職権訂正後）

【手続補正１】
　【補正対象書類名】特許請求の範囲
　【補正対象項目名】全文
　【補正方法】　　変更
　【補正の内容】
　　【書類名】特許請求の範囲
　　　【請求項１】

(10)　【補正対象書類名】と【補正対象項目名】の組み合わせが以下で、【補正方法】が変更且つ【補正の内容】の直下に【書類名】の記載がない場合、【補正対象書類名】の書類名が記載されているものとして電子化する。

補正対象書類名	補正対象項目名	補正方法	みなす書類名の記載
特許請求の範囲	全文	変更	【書類名】特許請求の範囲
実用新案登録請求の範囲	全文	変更	【書類名】実用新案登録請求の範囲
明細書	全文	変更	【書類名】明細書
図面	全図	変更	【書類名】図面
要約書	全文	変更	【書類名】要約書

例）

（職権訂正前）

【手続補正１】
　【補正対象書類名】明細書
　【補正対象項目名】全文
　【補正方法】　　変更
　【補正の内容】
　　【発明の名称】ハンドスキャナ
　　・
　　・

→

（職権訂正後）

【手続補正１】
　【補正対象書類名】明細書
　【補正対象項目名】全文
　【補正方法】　　変更
　【補正の内容】
　　【書類名】明細書
　　【発明の名称】ハンドスキャナ
　　・
　　・

(11)　【補正対象書類名】と【補正対象項目名】の組み合わせが以下で、【補正方法】が変更且つ、【補正の内容】の直下に補正対象項目名に対応したデリミタ項目の記載がない場合、補正対象項目に対応したデリミタ項目が記載されているものとみなして電子化する。

補正対象書類名	補正対象項目名	補正方法	【補正の内容】直下にみなす記載
特許請求の範囲	請求項ｎ	変更	【請求項ｎ】
実用新案登録請求の範囲	請求項ｎ	変更	【請求項ｎ】
明細書	段落番号 （０００１等）	変更	段落番号 （０００１等）
図面	図番 （図１等）	変更	図番 （図１等）

例）

（職権訂正前）

【手続補正１】
　【補正対象書類名】特許請求の範囲
　【補正対象項目名】請求項２
　【補正方法】　　変更
　【補正の内容】
　　レンズ系を介して書面からの・・
　　・
　　・

→

（職権訂正後）

【手続補正１】
　【補正対象書類名】特許請求の範囲
　【補正対象項目名】請求項２
　【補正方法】　　変更
　【補正の内容】
　　【請求項２】
　　　レンズ系を介して書面からの・・
　　・
　　・

例）

（職権訂正前）

【手続補正１】
　【補正対象書類名】明細書
　【補正対象項目名】０００５
　【補正方法】　　変更
　【補正の内容】
　　イメージ入力装置の中で、・・
　　・
　　・

→

（職権訂正後）

【手続補正１】
　【補正対象書類名】明細書
　【補正対象項目名】０００５
　【補正方法】　　変更
　【補正の内容】
　　【０００５】
　　　イメージ入力装置の中で、・・
　　・
　　・

例）

（職権訂正前）

【手続補正１】
　【補正対象書類名】図面
　【補正対象項目名】図３
　【補正方法】　　変更
　【補正の内容】

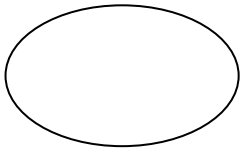

→

（職権訂正後）

【手続補正１】
　【補正対象書類名】図面
　【補正対象項目名】図３
　【補正方法】　　変更
　【補正の内容】
　　【図３】

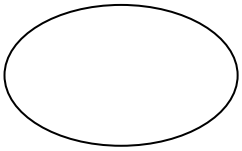

(12)　旧様式に対する補正の場合、【補正の内容】の【段落番号】および【請求項ｎ】の直後にテキストが存在する場合は、改行を挿入し電子化する。

例）

（職権訂正前）

【手続補正１】
　【補正対象書類名】明細書
　【補正対象項目名】０００１
　【補正方法】　　変更
　【補正の内容】
　　【０００１】イメージ入力・・・
　　・
　　・

→

（職権訂正後）

【手続補正１】
　【補正対象書類名】明細書
　【補正対象項目名】０００１
　【補正方法】　　変更
　【補正の内容】
　　【０００１】
　　イメージ入力・・
　　・
　　・

例）

（職権訂正前）

【手続補正１】
　【補正対象書類名】明細書
　【補正対象項目名】請求項１
　【補正方法】　　変更
　【補正の内容】
　　【請求項１】レンズ系を介し・・・
　　・
　　・

→

（職権訂正後）

【手続補正１】
　【補正対象書類名】明細書
　【補正対象項目名】請求項１
　【補正方法】　　変更
　【補正の内容】
　　【請求項１】
　　レンズ系を介し・・・
　　・
　　・

新様式に対する補正のときも、下記の場合は上記の職権訂正を行う。（何れも、【補正の内容】の記載内容をタグ＜段落＞（＜ｐ＞～＜／ｐ＞）に設定し、電子化を行うケース。５．３．６の５）の(2)の

②③④参照）

①【補正の内容】に記載された項目が複数の補正の単位で記載されている場合

②【補正の内容】の直下に記載された項目が規定外の場合

③【補正の内容】の下に項目名の記載がなく、内容の記載がある場合

①の例）

（職権訂正前）

【補正の内容】
【０００１】本発明は走査位置の・・・・・・・・・ものである。
【０００２】イメージ入力装置・・・・・・・・・・実用に供されている。

→

（職権訂正後）

【補正の内容】
【０００１】
本発明は走査位置の・・・・・・・・・ものである。
【０００２】
イメージ入力装置・・・・・・・・・・実用に供されている。

②の例）

（職権訂正前）

【補正の内容】
【実施例１】
【０００５】図１は本発明装置の・・・・・・・・・検出機構である。

→

（職権訂正後）

【補正の内容】
【実施例１】
【０００５】
図１は本発明装置の・・・・・・・・・検出機構である。

③の例）

（職権訂正前）

【補正の内容】
筐体に取付けたスイッチを用いて・・・・・・適用できる。
【０００９】このような光学系の・・・・・・効果がある。

→

（職権訂正後）

【補正の内容】
筐体に取付けたスイッチを用いて・・・・・・適用できる。
【０００９】
このような光学系の・・・・・・効果がある。

３）　手続補正書提出の範囲

申請別に提出の範囲が定められる。以下にその範囲を記載する。
尚、具体的な電子化方法は、５．３．６の６）具体的な説明にて説明をする。

（１）書誌事項（単独項目）を補正する場合

（２）書誌事項（単独項目の繰り返し）を補正する場合

（３）書誌事項（グループ項目）を補正する場合

（４）書誌事項（グループ項目の繰り返し）を補正する場合

（５）請求の範囲の全文を補正する場合

（６）請求の範囲の請求項を補正する場合

（７）明細書の全文を補正する場合

（８）明細書の発明の名称を補正する場合

（９）明細書を段落単位に補正する場合

（９－１）明細書を段落単位に補正する場合（補正方法が削除）

(10)明細書の配列表を補正する場合

(11)図面の全図を補正する場合

(12)図面を図番単位に補正する場合

(13)要約書全文を補正する場合

(14)提出物件を補正する場合

(15)審判系書類を補正する場合

(16)書誌事項を補正した補正書の補正の記事を補正する場合

(17)請求の範囲の請求項を補正した補正書の補正の記事を補正する場合

(18)明細書の段落を補正した補正書の補正の記事を補正する場合

(19)図面の図を補正した補正書の補正の記事を補正する場合

(20)要約書を補正した補正書の補正の記事を補正する場合

(20－１)書誌事項の全文を補正する場合

(20－２)ＳＴ．２６ＸＭＬを補正する場合

4）　【手続補正ｎ】・【補正の内容】の電子化規準

(1)　開始、終了の判断
（補正の記事のタグ<補正の記事></補正の記事>及び手続補正ｎのタグ<手続補正></手続補正>の設定）

①開始の判断
補正の記事は初めの補正の記事の項目のどれかが記載された以降が当該手続きの補正の記事とする。但し、【補正対象書類名】のみの記載があった場合【手数料補正】との見分けがつかないことから、規定外の項目とする。

②終了条件
補正の記事の終了は、書誌の終了か、以下に示す条件に合致した場合である。
【手続補正ｎ】が繰り返し出現する場合は、最後の【手続補正ｎ】の【補正の内容】が終了した場合とする。

項番	補正対象項目名	補正対象書類名	補正の内容直下	補正の内容の終了とする項目（*1）						
				手続補正ｎ	手数料補正	手数料の表示	証拠方法	持分の割合	その他	提出物件の目録
1	全文以外	記載可能書類（補正書、訂正書以外）	－	○	○	○	○＊	○＊	○＊	○＊
2		手続補正書	－	○＊	○	○	○＊	○＊	○＊	○＊
3		誤訳訂正書	－	○	○	○	○	○＊	○＊	○＊
4		上記以外	－	○	○	○	○＊	○＊	○＊	○＊
5	全文	記載可能書類（補正書、訂正書以外）	－	○	○	×	×	×	×	×
6		手続補正書	手続補正ｎ	－	－	－	－	－	－	－
7			手続補正ｎ以外	×	○	×	×	×	×	×
8		誤訳訂正書	誤訳訂正ｎ	○	○	○	○	×	×	×
9			誤訳訂正ｎ以外	○	○	×	○	×	×	×
10		特許請求の範囲（実用新案登録請求の範囲）・明細書・図面・要約書	－	○	○	○	○	○	○	○
11		上記以外	－	○	○	○	×	×	×	×

＊　：【補正の内容】直下は、除く。
＊１：【手続補正ｎ】、【手数料補正】、【証拠方法】、【持分の割合】、【手数料の表示】、【その他】、【提出物件の目録】を指す。（【手続補正ｎ】以降に記載可能な項目。）

注）【補正の内容】の記載がない場合、補正の記事の終了は、手続補正書に記載可能な項目(*1)が出現するまでとする。（補正方法が削除の場合は、(4)【手続補正ｎ】の電子化③を参照）

補足：
・【補正対象項目名】に記載される“全文”は、以下のとおりに判断する。
「スペースを除いたあと、内容中に“全文”と連続する文字列があった場合」

・項目【補正対象項目名】の記載なし、及び、【補正対象項目名】の内容の記載がない場合は、全文以外とする。
・記載可能書類とは、【手数料の表示】及びその従属項目の記載が可能（規定外項目とはならない）な書類を言う。従属項目とは、“納付金額”、“納付書番号”、“予納台帳番号”、“納付番号”を言う。
・上記以外とは、【手数料の表示】の記載がされない書類を言う。（代理人届等）
・手続補正書とは、手続補正書の他に、補正の記事を記載できる「特許協力条約第１９条及び３４条補正の翻訳文提出書」等も含む。ただし、「特許協力条約第１９条及び３４条補正の翻訳文提出書」では、願書の書誌項目に対する補正は行えない。「補正の記事」の【補正対象書類名】に願書が記載されていた場合は、その「補正の記事」は規定外の項目となる。
・【手続補正ｎ】は、【手続補正ｎ】及びその従属項目の出現、【手数料補正】は、【手数料補正】及びその従属項目の出現、【手数料の表示】は、【手数料の表示】及びその従属項目の出現とする。
・補正の補正の終了は、補正される【手続補正ｎ】の【補正の内容】の終了条件を適用して、終了を判断する。
・補正される訂正書の【訂正の内容】の終了は、補正する【補正の内容】の終了とする。但し、全文補正の場合の補正される訂正書の【訂正の内容】の終了は、上記の【補正の内容】の範囲内で誤訳訂正書の訂正の記事の電子化規準に従う。

例．補正の記事の終了条件（網掛けがストッパ項目）

（ケース１）補正の補正

<table>
<tr>
<td>【手続補正１】
【補正対象書類】手続補正書
【補正対象項目】手続補正１
【補正方法】　　変更
【補正の内容】
【手続補正１】
【補正対象書類】手続補正書
【補正対象項目】証拠方法
【補正方法】　　変更
【補正の内容】
【証拠方法】
【その他】</td>
<td>【手続補正１】
【補正の内容】
【手続補正１】
【その他】</td>
</tr>
</table>

（ケース２）補正の補正の補正

<table>
<tr>
<td></td>
<td>【手続補正１】
【補正対象書類】手続補正書
【補正対象項目】手続補正１
【補正方法】　　変更
【補正の内容】
【手続補正１】
【補正対象書類】手続補正書
【補正対象項目】手続補正２
【補正方法】　　変更
【補正の内容】
【手続補正２】
【補正対象書類】手続補正書
【補正対象項目】手続補正１
【補正方法】　　削除
（書誌の終了）</td>
<td>【手続補正１】
【補正の内容】
【手続補正１】
【補正の内容】
【手続補正２】</td>
</tr>
</table>

上記補正書は電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~に返却し、指示を仰ぐ。

（ケース３）補正の記事が複数存在する

【手続補正１】
【補正対象書類】手続補正書Ａ
【補正対象項目】手続補正１
【補正方法】　　変更
【補正の内容】
【手続補正１】
【補正対象書類】手続補正書Ｂ
【補正対象項目】手続補正２
【補正方法】　　削除
【手続補正２】
【補正対象書類】手続補正書Ａ
【補正対象項目】手続補正２
【補正方法】　　削除

（書誌の終了）

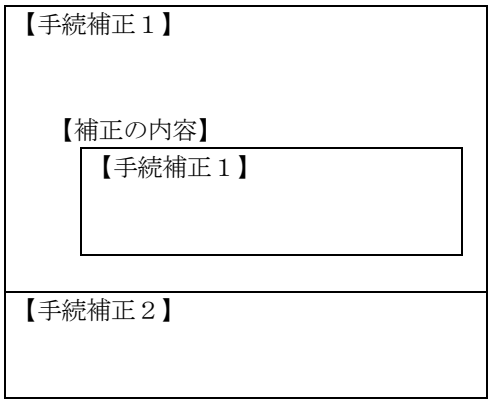

（ケース４）補正の内容に補正対象書類には記載不可な項目が記載されている

【手続補正１】
【補正対象書類】手続補正書
【補正対象項目】手続補正１
【補正方法】　　変更
【補正の内容】
【手続補正１】
【補正対象書類】特許願
【補正対象項目】特許出願人
【補正方法】　　変更
【補正の内容】
【納付年分】第１～第３
（書誌の終了）

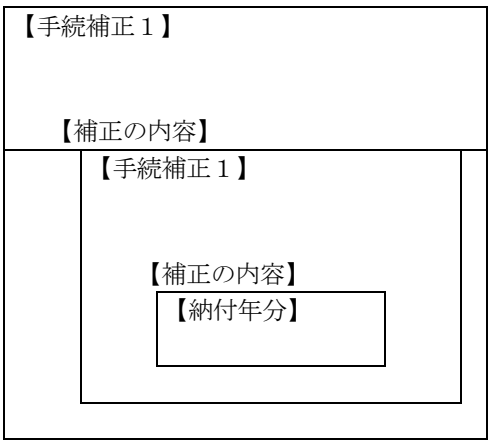

上記【納付年分】の内容は規定外の項目として電子化する。

（ケース５）補正の内容に補正の内容の終了条件を満たす項目が記載されている

【手続補正１】
【補正対象書類】手続補正書
【補正対象項目】提出物件の目録
【補正方法】　　変更
【補正の内容】
【提出物件の目録】
【物件名】　委任状　１
【提出物件の目録】
【包括委任状番号】１２３４５６７

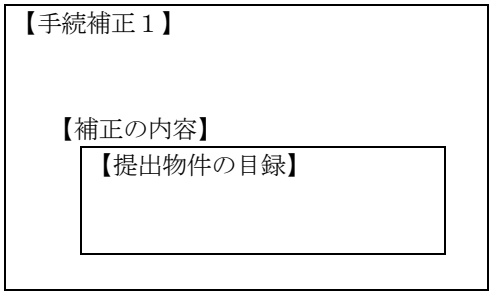

【提出物件の目録】

（ケース６）補正の内容に大項目が複数記載されている

	【手続補正１】 【補正対象書類】手続補足書 【補正対象項目】補足対象書類名 【補正方法】　変更 【補正の内容】 【補足対象書類名】特許願 【補足の内容】　出願人Ａと代理人Ｂの関係を示す書面 【提出物件の目録】 【物件名】　委任状　１	【手続補正１】 【補正の内容】 【補足対象書類名】 【補足の内容】 【提出物件の目録】

上記補正の内容は、汎用タグであるタグ〈段落〉（〈p〉～〈/p〉）で電子化する。

（ケース７）補正の内容に大項目と補正の内容の終了条件を満たす項目が記載されている

	【手続補正１】 【補正対象書類】手続補足書 【補正対象項目】補足の内容 【補正方法】　変更 【補正の内容】 【補足の内容】　出願人Ａと代理人Ｂの関係を示す書面 【提出物件の目録】 【物件名】　委任状　１ 【提出物件の目録】 【物件名】　委任状　１	【手続補正１】 【補正の内容】 【補足の内容】 【提出物件の目録】 【物件名】 委任状　１ 【物件名】 委任状　１

(2)　「補正の記事」の構成

日本語標準名	タグ名	繰返し	内　　容
補正の記事	jp:amendment-article		補正の記事全体を示すタグ
手続補正	jp:amendment-group	○	一つの補正に対応するグループを構成するタグ
書類識別コード	jp:document-code		書類分類コードを設定
受付番号	jp:receipt-number		受付番号を設定
提出日	jp:submission-date		提出日を表す。
日付	jp:date		日付を設定
整理番号	jp:file-reference-id		整理番号を設定
対象項目	jp:item-of-amendment		補正した書類の項目名を設定
方法	jp:way-of-amendment		補正の方法を設定
補正の内容	jp:contents-of-amendment		補正の内容を設定

(3)　「補正の記事」の設定　（タグ<補正の記事></補正の記事>）

①　補正の記事の開始タグ<補正の記事>の設定

補正の記事を構成する項目全体を指すタグとして、当該手続の初めの補正の記事が開始された位置に出力する。

・【手続補正ｎ】の記載がある場合、
補正の記事のタグ<補正の記事>を設定する。

・【手続補正ｎ】の記載がない場合、
５．３．６の２）職権訂正の範囲(2)～(5)を参照し、職権により、【手続補正ｎ】又はｎを補い、補正の記事のタグを設定する。

②　補正の記事の終了タグ</補正の記事>の設定

補正の記事の終了は、書誌の終了か【補正の内容】の終了（５．３．６の４）(1)②の終了条件を参照）とし、当該手続の補正の記事の終了位置に終了タグ</補正の記事>を設定する。
又、「補正の記事」の終了タグ</補正の記事>を設定する場合は「手続補正」の終了タグ</手続補正> の直後とする。

文書例	XML
【手続補正１】 【補正対象書類名】　特許願 【補正対象書類受付番号】　12345678910 【補正対象書類提出日】　平成12年3月12日 【補正対象書類整理番号】　P01－123 【補正対象項目名】　発明者 【補正方法】　変更 【補正の内容】 ・	<補正の記事> <手続補正　一連番号="1"> <書類識別コード>A163</書類識別コード> <受付番号>12345678910</受付番号> <提出日> <日付>20000312</日付> </提出日> <整理番号>P01－123</整理番号> <対象項目>発明者</対象項目> <方法>3</方法> <補正の内容　四法種別="特許"　書類識別="特許願"> ・ </補正の内容> </手続補正>

(4)　【手続補正ｎ】の電子化　　（タグ<手続補正><⁄手続補正>）

①　手続補正ｎの開始タグ<手続補正>及びタグ属性の一連番号の設定

《ケース１》

申請書の状態　　【手続補正ｎ】の記載がある場合、

電子化における対処　<手続補正　一連番号=″n″ >

《ケース２》

申請書の状態　　【手続補正ｎ】の記載がない場合

電子化における対処　【補正方法】又は【補正の内容】の記載がある場合は、
【手続補正】を付与し、タグを設定する。

<手続補正>

（５．３．６．の２）　職権訂正の範囲参照）

②　タグ属性「一連番号」の設定

《ケース１》

申請書の状態　　ｎが数字３桁以内の場合（スペース含む）

電子化における対処　デリミタ内のｎを取り出しタグ属性「一連番号=″n″」を設定する。

《ケース２》

申請書の状態　　ｎが数字４桁以上の場合

電子化における対処　記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。
<手続補正　一連番号=″1234″　エラーコード=″5200″> と設定する。

《ケース３》

申請書の状態　　ｎの記載がない場合（例：【手続補正】）

電子化における対処　タグ属性「一連番号=″″」（属性値の設定なし）を設定する。

補　足：

正常なケースは【手続補正ｎ】があり、ｎは１からシーケンスに記載される。

③　手続補正ｎの終了タグ〈/手続補正〉の設定

手続補正ｎの終了は書誌の終了か、５．３．６の４）(1)②の終了条件と合致した場合とし、終了タグ〈/手続補正〉を設定する。
又、「手続補正ｎ」の終了タグ〈/手続補正〉は、当該記事に【補正の内容】が存在した場合は、〈/補正の内容〉の直後に設定する。【補正の内容】が存在しない場合（【補正方法】が「削除」の場合）は、〈方法〉～〈/方法〉の直後に設定する。

（例）　【補正方法】が「削除」の場合

【手続補正１】 　【補正対象書類名】　手続補正書 　【補正対象項目名】　手続補正３ 　【補正方法】　削除 【手続補正２】 　　： 　　：	〈補正の記事〉 〈手続補正　一連番号=″1″〉 〈書類識別コード〉A1523〈/書類識別コード〉 〈対象項目〉手続補正３〈/対象項目〉 〈方法〉2〈/方法〉 〈/手続補正〉 〈手続補正　一連番号=″2″〉 　　： 　　： 〈/手続補正〉 〈/補正の記事〉

※　【補正方法】、【補正の内容】が共に記載されていない場合は、電子化不能。

④　手続補正ｎの繰り返しの制限

補正の記事の繰り返し数は、９９９個までとする。１０００個以上の場合は、
・補正の記事９９８個目までは通常通りコード化して電子化する。
・補正の記事９９９個目は通常通りコード化して電子化するが、タグ〈手続補正〉にエラーコード（５０７０）を設定し、原データ付与とする。原データには、９９９個目以降の補正の記事の記載内容をイメージ化し設定する。

(5)　【補正の内容】の電子化

①　タグ<補正の内容></補正の内容>の設定

《ケース１》

申請書の状態　　【補正の内容】の記載がある場合

電子化における対処　タグ<補正の内容>を設定し、【補正の内容】の内容の終了位置にタグ</補正の内容>を設定する。

《ケース２》

申請書の状態　　【補正の内容】の記載がない場合

電子化における対処　タグの設定なし。但し、【補正方法】がない場合は電子化不能とする。（複数の繰り返しで、実データのない場合は除く）

②　タグ属性“書類識別”、“四法種別”の設定（ タグ<補正の内容> ）

《ケース１》

申請書の状態　　同一グループ内に【補正対象書類名】の実データが設定されている。

電子化における対処　【補正対象書類名】の実データに対応するタグ属性値をタグ<補正の内容>のタグ属性“書類識別”に設定する。
又、【補正対象書類名】の実データより四法が特定できる場合、タグ属性“四法種別”に属性値を設定する。【補正対象書類名】で四法が特定できない場合は、タグ<事件の表示>配下のタグ<出願書類参照>のタグ属性“四法種別”と同じ属性値を設定する。

《ケース２》

申請書の状態　　同一グループ内に【補正対象書類名】の実データが設定されていない。

電子化における対処　電子化不能として、電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~に返却する。

【手続補正１】
　【補正対象書類名】　特許願
　【補正対象項目】　提出物件の目録
　【補正方法】　変更
　【補正の内容】
　　【提出物件の目録】
　　　【物件名】ＸＸＸＸＸ

<補正の記事>
<手続補正　一連番号=″1″>
<書類識別コード>A163</書類識別コード>
<対象項目>提出物件の目録</対象項目>
<方法>3</方法>
<補正の内容 書類識別=”特許願” 四法種別=”特許”>
<提出物件の目録>
　・
　・
</提出物件の目録>
</補正の内容>
</手続補正>
</補正の記事>

5）　補正の内容の電子化

(1)　書誌の補正の場合

【補正の内容】配下に記載された書誌の項目は、以下の規定により電子化を行う。

①　補正対象書類名を考慮して電子化を行う。（補正対象書類名に記載された書類に記載可能な項目を対象として電子化をする。つまり、その記載可能な項目以外の項目が記載された場合は、規定外の項目として電子化を行う。 7）例外処理(1)②参照。）

書誌項目の補正の単位

書類名	補正の単位
補正対象書類名 記載可能書類 （請求の範囲、明細書、図面、要約書を除く）	単独項目
	単独項目の繰り返し
	グループ項目（※）
	グループ項目の繰り返し（※）

※グループ内の項目も記載可能な項目かの判定を行う。

②　補正対象書類名に記載された書類の書誌変換仕様に従い電子化を行い、タグ<補正の内容>配下に設定する。但し、【手続補正ｎ】（誤訳訂正ｎ）の場合は、タグ<補正の記事>、</補正の記事>は設定せず、タグ<補正の内容>直下にはタグ<手続補正>から設定する。

③　電子化時にエラーが発生した場合、エラーが発生したタグの属性にエラーコードを設定する。【補正の内容】に記載された項目にエラーが生じた場合、タグ<手続補正>のタグ属性にもエラー識別ＩＤを設定する。
　但し、【補正の内容】に記載された項目で次の項目にエラーが生じた場合、電子化不能とする。また、事件の表示および併合明細で四法が複数あり相違した場合、電子化不能とする。

項目名	エラー識別ＩＤ	対象書類
書類名	３０００	全書類
事件の表示	３０００	中間
出願書類参照 （事件の表示）	３０００	

④　補正の記事の【補正対象書類名】から特定できる四法と【事件の表示】に記載されている四法の相関チェックを行い、一致しない場合は電子化不能とする。
【補正対象書類名】から四法が特定できない場合はチェックは行わない。

⑤　補正対象書類名に電子化対象の書類の記載があるにも係わらず、補正の内容がデリミタから始まっていない場合（何らかの不明の記載がある場合）エラーとして、タグ<手続補正>の属性に、エラーコード５０２０を設定し、補正の内容の配下に記載された内容をタグ<段落>（ ～ ）に設定し、電子化を行う。

⑥　【事件の表示】の【審判番号】・【審判請求日】・【出願番号】・【出願日】が記載されエラーであった場合は、他の番号と同様に記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。

⑦　【補正対象書類名】に手続補正書（誤訳訂正書）の記載があり、又、【補正対象項目名】に「全文」の記載があり且つ【補正の内容】直下に補正の記事（訂正の記事）の項目が記載されていない場合、手続補正書（誤訳訂正書）の「全文補正」とする。また、手続補正書、誤訳訂正書以外の書類で、【補正対象項目名】に「全文」の記載があった場合も「全文補正」とする。この場合、補正の内容の配下に記載された内容をタグ〈段落〉（〈p〉～〈/p〉）に設定し、電子化を行う。

(2)　請求の範囲・明細書・図面・要約書の補正の場合

【補正の内容】配下に記載された請求の範囲・明細書・図面・要約書の項目は、以下の規定により電子化を行う

①　補正対象書類名を考慮して電子化を行う。【補正対象書類名】に記載された書類名（“特許請求の範囲”、“実用新案登録請求の範囲”、“明細書”、“図面”、“要約書”の何れか）の項目変換仕様に従い電子化を行い、タグ〈補正の内容〉配下に設定する。書類名毎の補正の単位を以下に示す。

書類名毎の補正の単位

書類名	補正の単位
特許請求の範囲	全文
実用新案登録請求の範囲	請求項
明細書	全文
	発明の名称
	段落番号
	配列表
図面	全図
	図
要約書	全文

②　【補正の内容】に記載された項目が、複数の補正の単位で記載された場合、【補正の内容】の記載内容をタグ〈段落〉（〈p〉～〈/p〉）に設定し、電子化を行う。

③　【補正の内容】の直下に記載された項目が規定外の場合、汎用タグとしてタグ〈段落〉（〈p〉～〈/p〉）を利用し電子化を行う。補正の内容の配下に記載された内容をタグ〈段落〉に設定しテキストデータで電子化する。

④　【補正の内容】の下に項目名の記載がなく、内容の記載がある場合、エラーとして、タグ〈手続補正〉の属性に、エラーコード５０２０を設定し、補正の内容の配下に記載された内容をタグ〈段落〉（〈p〉～〈/p〉）に設定する。

⑤　旧様式（Ｘフォーマット）で提出された明細書・図面・要約書を補正する場合は、旧様式で規定されていた単位で補正を行う。補正の内容の配下に記載された内容は、タグ<段落>（ ～ ）を利用し電子化を行う。具体的な電子化方法は、「６）具体的な説明」に記載する。

書類名	補正の単位
明細書	全文
	発明の名称
	特許請求の範囲
	請求項
	発明の詳細な説明
	段落
	図面の簡単な説明
	図
	符号の説明
図面	全図
	図
要約書	全文

⑥　明細書（旧様式）の項目をタグ<段落>の内容に設定する場合、４大項目名の「発明の名称」、「特許請求の範囲」、「発明の詳細な説明」、「図面の簡単な説明」の各項目は、その記載があった場合、正しい項目名として設定する。

また、明細書（旧様式）の「４大項目」と「その他の項目名の記載事例」（次頁）に示す「その他の項目名の記載事例」にあげた項目名は、各欄の「設定する項目名」の項目名に変換し設定する。

上記以外の項目名は、記載どおりに設定する。

４大項目名以外の項目名は、記載どおりに設定する。

⑦　補正対象書類が旧様式（Ｘフォーマット）で提出された書類か、新様式（ＸＭＬ）で提出された書類かの判断は、【事件の表示】の【出願番号】か【出願日】の記載、補正の内容の記載内容で判断する。

（ｉ）　補正対象書類が図面又は要約書の場合、以下のとおりに判断する。

・出願番号の記載で判定

一連番号 / 年	０００００１～４９９９９９		５００００１～
	旧様式の番号帯	新様式の番号帯	
～２００２	旧様式	旧様式	新様式
２００３	旧様式	新様式	新様式
２００４～	新様式	新様式	新様式

・出願番号の記載がない場合、出願日の記載で判定

出願日の記載	新様式、旧様式の判定
～２００２年１２月３１日	旧様式
２００３年1月１日～２００３年6月３０日	旧様式
２００３年7月１日～	新様式

（ⅱ） 補正対象書類が請求の範囲の場合、新様式（ＸＭＬ）で提出された書類と判断する。

（ⅲ） 補正対象書類が明細書の場合、以下のとおりに判断する。
(a) 補正対象書類の明細書が旧様式か新様式かの判断

・出願番号の記載で判定

一連番号 / 年	０００００１～４９９９９９		５００００１～
	旧様式の番号帯	新様式の番号帯	
～２００２	旧様式	旧様式	記載内容で判定
２００３	記載内容で判定	新様式	記載内容で判定
２００４～	新様式	新様式	記載内容で判定

・出願番号の記載がない場合、出願日の記載で判定

出願日の記載	新様式、旧様式の判定
～２００２年１２月３１日	旧様式
２００３年１月１日～２００３年６月３０日	記載内容で判定
２００３年７月１日～	新様式

・出願番号、出願日で判断できない場合、記載内容で判定
補正の内容に旧様式と判定できる以下の項目が記載された場合は旧様式と判断するが、それ以外の場合は、新様式と判断する。

【特許請求の範囲】、【請求項ｎ】、【発明の詳細な説明】
【実用新案登録請求の範囲】、【考案の詳細な説明】

(b) 補正対象書類の明細書（新様式）が様式統一前か様式統一後かの判断

・出願番号の記載で判定

出願番号の記載	様式統一前、様式統一後の判定
～２００８年	様式統一前
２００９年～	様式統一後

・提出された補正書の差出日で判定

提出された補正書の差出日	様式統一前、様式統一後の判定
～２００８年１２月３１日	様式統一前
２００９年１月１日～	様式統一後

⑧ 補正の内容の終了条件は、５．３．６の４）(1)②に従う。

空　白　頁

明細書（旧様式）の「４大項目」と「その他の項目名の記載事例」

(a)特許（旧様式）の場合

No.	項目名	その他の項目名の記載事例	設定する項目名	備　考
1	発明の名称	(1)発明考案の名称 (2)発明名称 (3)名称 (4)考案の名称 (5)特許の名称 (6)特許願の名称 (7)発名の名称 (8)発名の明称 (9)発明な名称 (10)発明の名所 (11)発明の名将 (12)発明の名前 (13)発明の名祢 (14)発明の名弥 (15)発明の名祢 (16)発明の明細 (17)発明の明細書 (18)発明の明称 (19)発明の名稀	発明の名称	
2	特許請求の範囲	(1)特許請求範囲 (2)特許請求野範囲 (3)特許登録の範囲 (4)特許登録請求の範囲 (5)特許登録請求範囲 (6)特許背級の範囲 (7)特許範囲の請求 (8)特許譜求の範囲 (9)特許要求の範囲 (10)特詐請求の範囲 (11)発明の請求の範囲 (12)発明の範囲 (13)発明請求の範囲 (14)発明登録請求の範囲 (15)発明特許請求の範囲 (16)特許詩求の範囲 (17)特許出願の範囲 (18)特許出願請求の範囲 (19)特許情求の範囲 (20)特許申請の範囲 (21)特許清求の範囲 (22)特許精求の範囲 (23)特許請求 (24)特許請求に範囲 (25)特許請求のの範囲 (26)特許請求の範位 (27)特許請求求の範囲 (28)特許請求項の範囲 (29)特許請求書の範囲 (30)許請求の範囲 (31)持許請求の範囲 (32)実用新案登録請求の範囲 (33)実用新案特許請求の範囲 (34)請求の範囲 (35)請求項の範囲 (36)請求範囲	特許請求の範囲	

		(37)特許の請求の範囲 (38)特許の請求範囲 (39)特許の範囲 (40)特許願請求の範囲 (41)特許願登録請求の範囲 (42)特許講求の範囲		
3	発明の詳細な説明	(1)発明の明細な説明 (2)発明考案の説明 (3)発明詳細な説明 (4)本発明の詳細な説明 (5)明細の詳細な説明 (6)発明の詳細な説明の欄 (7)発明の詳細な脱明 (8)発明の詳細な内容 (9)発明の詳細な発明 (10)発明の詳細な範囲 (11)発明の詳細な名称 (12)発明の詳細な要約 (13)発明の詳細に説明 (14)発明の詳細の説明 (15)発明の詳細を説明 (16)発明の詳細説明 (17)発明の詳紬な説明 (18)発明の詳明な説明 (19)発明の精細な説明 (20)発明の説明 (21)発明の明の詳細な説明 (22)考案の詳細な説明 (23)詳細な説明 (24)特許の詳細な説明 (25)発の詳細な説明 (26)発明に詳細な説明 (27)発明の簡単な説明 (28)発明の群細な説明 (29)発明の祥細な説明 (30)発明の称細な説明 (31)発明の詳細なる説明 (32)発明の詳細な説名	発明の詳細な説明	
4	図面の簡単な説明	~~(1)発明の簡単な説明~~ (2)面の簡単な説明 (3)面面の簡単な説明 (4)圖面の簡単な説明 (5)図面の簡単は説明 (6)図面の簡単を説明 (7)図面の簡単名説明 (8)図面の簡卑な説明 (9)図面の簡便な説明 (10)図面の簡單な説明 (11)図面の間単な説明 (12)図面の詳細な説明 (13)図面の説明 (14)図面の単な説明 (15)図面も簡単な説明 (16)図面を簡単な説明 (17)図面簡単な説明 (18)図面上の簡単な説明 (19)図面符号の説明 (20)図面野簡単な説明 (21)図面の簡単な記載	図面の簡単な説明	

		(22)図面の簡単な効果 (23)図面の簡単な構成 (24)図面の簡単な設明 (25)図面の簡単な説 (26)図面の簡単な説朋 (27)図面の簡単な説名 (28)図面の簡単な脱明 (29)図面の簡単な読明 (30)図面の簡単な発明 (31)図面の簡単な表示 (32)図面の簡単な名称 (33)図面の簡単な明 (34)図面の簡単な明明 (35)図面の簡単の説明 (36)図の簡単な説明図 (37)図の簡単の説明 (38)図案の簡単な説明 (39)図画の簡単な説明 (40)図形の簡単な説明 (41)図番の簡単な説明 (42)図表の簡単な説明 (43)図面な簡単な説明 (44)図面による簡単な説明 (45)図面に簡単な説明 (46)図面の簡易な説明 (47)図面の簡素な説明 (48)図面の簡単あ説明 (49)図面の簡単なせつめい (50)図面の簡単なる説明 (51)図面の簡単な鋭明 (52)画面の簡単な説明 (53)簡単な図面の説明 (54)簡単な図面説明 (55)図の簡単な説明 (56)図面の簡単な説明書 (57)図面の関単な説明		

(b)実用新案登録（旧様式）の場合

No.	項目名	その他の項目名の記載事例	設定する項目名	備　考
1	考案の名称	(1)考案名 (2)考案名称 (3)考察の名称 (4)実用新案の名称 (5)実用新案登録の名称 (6)新案の名称 (7)発明の名称 (8)本考案の名称 (9)名称 (10)孝案の名称 (11)考案な名称 (12)考案のの称 (13)考案の考案 (14)考案の称 (15)考案の名 (16)考案の名所 (17)考案の名稱 (18)考案の明細 (19)考案の明称 (20)考案考案の名称 (21)考案発明の名称	考案の名称	
2	実用新案登録請求の範囲	(1)新案登録請求の範囲 (2)請求の範囲 (3)登録請求の範囲 (4)特許請求の範囲 (5)実用新案登録請求のみを範囲 (6)実用新案登録請求の周囲 (7)実用新案登録請求の請求範囲 (8)実用新案登録請求の範囲確認 (9)実用新案登録請求項の範囲 (10)実用新案登録請求書の範囲 (11)実用新案登録請求請求の範囲 (12)実用新案登録請求範囲 (13)実用新案登録用の範囲 (14)実用新案登録要求の範囲 (15)実用新案特許請求の範囲 (16)実用新条登録請求の範囲 (17)実用新登録請求の範囲 (18)実用登録新案登録請求の範囲 (19)実用登録請求の範囲 (20)実用新案の請求範囲 (21)実用新案の登録の範囲 (22)実用新案の登録請求の範囲 (23)実用新案の範囲 (24)実用新案請求の範囲 (25)実用新案請求項の範囲 (26)実用新案請求登録の範囲 (27)実用新案請求範囲 (28)実用新案登請求の範囲 (29)実用新案登録の請求の範囲 (30)実用新案登録の請求範囲 (31)実用新案登録の範囲 (32)実用新案登録許請求の範囲 (33)実用新案登録出願請求の範囲	実用新案登録請求の範囲	

		(34)実用新案登録申請の範囲 (35)実用新案登録請求 (36)考案の請求の範囲 (37)考案請求の範囲 (38)考案登録請求の範囲 (39)実新案登録請求の範囲 (40)実用案登録請求の範囲 (41)実用考案登録請求の範囲 (42)実用新案の請求の範囲		
3	考案の詳細な説明	(1)考案の繊細な説明 (2)考案の明細な説明 (3)考案詳細な説明 (4)考案発明の詳細な説明 (5)考察の詳細な説明 (6)実用新案の詳細な説明 (7)実用新案登録の詳細な説明 (8)詳細な説明 (9)発明の詳細な説明 (10)発明詳細な説明 (11)本案の詳細な説明 (12)本考案の詳細な説明 (13)明細書の詳細な説明 (14)考案な詳細な説明 (15)考案に詳細な説明 (16)考案の簡単な説明 (17)考案の群細な説明 (18)考案の詳細 (19)考案の詳細なる説明 (20)考案の詳細な設明 (21)考案の詳細な説名 (22)考案の詳細な説名 (23)考案の詳細な発明 (24)考案の詳細な名称 (25)考案の詳細な明細 (26)考案の詳細に説明 (27)考案の詳細の説明 (28)考案の詳細説明 (29)考案の説明 (30)孝案の詳細な説明	考案の詳細な説明	
4	図面の簡単な説明	(1)図面の説明 (2)図面の明細な説明 (3)図面野簡単な説明 (4)図面の簡単な説 (5)図面の簡単な説明 (6)図面の簡単な説明図 (7)図面の簡単な発明 (8)図面の簡単に説明 (9)図面の簡単の説明 (10)図面の簡単は説明 (11)図面の簡単箇単な説明 (12)図面の簡単説明 (13)図面の簡單な設明 (14)図面の簡單な説明 (15)図面の間単な説明 (16)図面の詳細な説明 (17)図面の詳細の説明 (18)図面の詳細説明	図面の簡単な説明	

		(19)画面の簡単な説明 (20)簡単な図面の説明 (21)図の簡単な説明 (22)図案の簡単な説明 (23)図画の簡単な説明 (24)図形の簡単な説明 (25)図説の簡単な説明 (26)図面な簡単な説明 (27)図面に簡単な説明 (28)図面のかん単な説明 (29)図面の簡単なる説明 (30)図面の簡単な図面 (31)図面の関単な説明		

(3)　配列表の補正の場合

①　配列表を補正する場合は、補正対象書類名に明細書、補正対象項目に配列表を指定して行う。【配列表】から【補正の内容】の終了までを配列表ＸＭＬに電子化する。補正の内容の配下には、何も設定せず、電子化を行い、書誌ＸＭＬを作成する。配列表ＸＭＬの電子化は、「５．４．６　配列表の電子化」を参照。

明細書全文の補正で明細書のなかに【配列表】が記載された場合、~~又は、訂正明細書の補正で【配列表】が記載された場合、~~【配列表】から【補正の内容】の終了までを配列表ＸＭＬに電子化する。

②　旧様式（Ｘフォーマット）で提出された書類の配列表は、明細書の一部として記述されているため、補正を行う場合は、配列表を含む段落番号の単位で補正する。補正の内容の配下に記載された内容は、タグ<段落>（ ～ ）を利用し電子化を行う。

明細書全文の補正で明細書のなかに【配列表】が記載された場合、~~又は、訂正明細書の補正で【配列表】が記載された場合、~~明細書と一緒のタグ<段落>（ ～ ）に設定する。【配列表】の項目内容の範囲は、【配列表】の直後から次に記載される【図面の簡単な説明】等の【】付きの項目の直前までか、【補正の内容】の終了までとする。

③　配列表がＣＤ－Ｒ等の紙以外の媒体で提出された場合、【補正の内容】の配下に【配列表】の記載があり~~れば~~、配列表ＸＭＬ（-jpseql.xml）が添付されている場合、①と同様に、書誌ＸＭＬと、配列表ＸＭＬを作成する。配列表ＸＭＬの電子化方法は、「５．４．６　配列表の電子化（４）例外処理③」を参照。~~【補正の内容】の配下に【配列表】の記載があり、ＳＴ．２６ＸＭＬ（-seql.xml）が添付されている場合は発注元に問い合わせる。~~

【補正の内容】の配下の~~に~~【配列表】の記載の有無にかかわらず~~がなく~~、ＳＴ．２６ＸＭＬが添付されている場合、補正対象書類名に明細書、補正対象項目に配列表を指定する。【補正の内容】の配下には、何も設定せず、電子化を行い、書誌ＸＭＬを作成する。ＳＴ．２６ＸＭＬのファイル名は「３．２．１　バッチ申請データ（３）ファイル名」の一覧に従って修正する。緊急避難案件の場合は「５．４．６　配列表の電子化（４）例外処理④」を参照。

ＳＴ．２６ＸＭＬが添付されており、【補正の内容】の配下に【配列表】の記載があり、【配列表】の内容の記載がある場合は発注元に問い合わせる。

(4)　補正の補正（補正の記事の補正、訂正の記事の補正）の場合

【補正の内容】配下に記載された補正の記事は、以下の規定により電子化を行う。

①　補正書の補正は補正対象書類名を考慮し、電子化を行う。【補正の内容】直下に補正の記事の項目が最低１つ以上あり、且つ【補正対象書類名】が手続補正書の場合、補正書の補正とみなす。又補正対象書類名が補正書以外で【補正の内容】直下に補正の記事の項目が存在した場合は、その補正の記事は規定外の項目となる。

②　補正の補正では、補正される補正書の【補正方法】と【補正の内容】の必須項目チェックは行わないが【補正の内容】配下に記載される書誌の項目の電子化については、５．３．６の５）(1)に従う。また、【補正の内容】配下に記載される請求の範囲、明細書、図面、要約書

の項目の電子化は、５．３．６の５）(2)に従う。

③　補正される補正書の補正対象書類が旧様式（Ｘフォーマット）で提出された書類か、新様式（ＸＭＬ）で提出された書類かの判断は、【事件の表示】の【出願番号】か【出願日】の記載で判断する。５．３．６の５）補正の内容の電子化(2)⑦参照

④　補正の補正の終了条件は、５．３．６の４）(1)②に従う。

~~(5)　訂正請求の範囲、訂正明細書、訂正図面の補正の場合~~

~~①　訂正請求の範囲、訂正明細書、訂正図面を補正する場合は、補正対象書類名に「訂正請求書」（または「審判請求書」）、補正対象項目に「請求の範囲」、または「明細書」、または「図面」を指定し、全文で行う。請求の範囲、明細書、図面を補正する場合と同様に訂正対象書類が旧様式（Ｘフォーマット）か新様式（ＸＭＬ）かを判断し電子化する。~~

~~②　新様式（ＸＭＬ）の場合、補正の内容の配下に記載された内容は、デリミタ項目をタグ付けし電子化を行う。~~

~~③　旧様式（Ｘフォーマット）で提出された訂正明細書を補正する場合、補正の内容の配下に記載された内容は、デリミタ項目も含めてタグ<段落>（ ～ ）に設定し、電子化する。（旧様式では、訂正請求の範囲は存在しない。）~~
~~訂正図面は、新様式と同様に項目名をタグに置き換えて電子化する。~~

(6)　審判系書類の補正の場合

①　審判系書類を補正する場合は、【補正の内容】配下の記載を審判系書類に対応したタグに変換し電子化を行う。
　次頁に審判系書類のタグ項目一覧を示す。参照方法は、5.3.1書誌情報仕様の見解方法及び、5.3.3書類毎の変換仕様と同じ。参照箇所の欄に記載のない審判系書類の項目の「その他の記載事例」や「内容の置換方法」は、ＳＧＭＬ電子化規準書を参照。備考欄にＳＧＭＬ電子化規準書の参照箇所を記載した。

②　例外処理は、ＸＭＬの電子化規準（５．３．６手続補正書の電子化　７）例外処理）に従う。

審判系書類のタグ項目一覧

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
1	【書類名】	書類識別コード	jp:document-code					付録－書類分類参照
2	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
3		提出日	jp:submission-date			共－2		
4	【提出日】	日付	jp:date			共－2.5		
5	【あて先】	あて先	jp:addressed-to-person			共－3		
6	~~【審判事件の表示】または【異議事件の表示】または【判定事件の表示】~~	審判事件の表示	jp:appeal-article	~~審判種別~~	~~jp:kind-of-appeal~~			ＳＧＭＬ規準書参照共－１１
7		審判書類参照	jp:appeal-reference	~~審判種別~~	~~appeal-type~~	共－11		
8	【審判番号】	文書番号	jp:doc-number			共－12		
9	【審判請求日】	日付	jp:date			共－13		
10		出願書類参照	jp:application-reference	タイプ	appl-type	共－14		
11				四法種別	jp:kind-of-law			
12		ドキュメント識別	jp:document-id			共－15		
13	【出願番号】 【登録番号】	文書番号	jp:doc-number			共－16		
14	【審判の種別】	審判の種別	jp:kind-of-appeals					ＳＧＭＬ規準書参照７０．２
15	【整理番号】	整理番号	jp:file-reference-id			共－1		
16	【請求項の数】	請求項の数	jp:number-of-claim	適用法規	jp:adopted-law		43.2	その他項目名の記載事例は、SGML規準書参照70.3
17	【プルーフの要否】	プルーフの要否	jp:proof-necessity			共－30		
18		申請者の記事	jp:applicants					ＳＧＭＬ規準書参照７０．５
＊ 19	【審判請求人】	申請者	jp:applicant					ＳＧＭＬ規準書参照７０．６
20	【持分】	持分	jp:share			共－31		
21	【代表出願人】	代表出願人	jp:representative-applicant			共－32		
22		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
23	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
24	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－34		
25	【氏名又は名称原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－35		
26	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		
27		住所又は居所情報	jp:address			共－37		
28	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－38		
29	【住所又は居所原語表記】	住所又は居所原語表記	jp:original-language-of-address			共－39		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
30	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
31	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
32	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
33	【日本における営業所】	日本における営業所	jp:office-in-japan			共－44．5		
34		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
35		代表者	jp:representative			共－47		
36	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
37		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
38	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
39	【代表者原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－50		
40	【法人の法的性質】	法人の法的性質	jp:legal-entity-property			共－51		
41		国籍	jp:nationality			共－52		
42	【国籍・地域】	国コード	jp:country			共－53		
43	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
44		代理人の記事	jp:agents					ＳＧＭＬ規準書参照７０．７
45	【代理人】	代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent			ＳＧＭＬ規準書参照７０．８
46		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
47	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
48	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
49	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
50		住所又は居所情報	jp:address			共－28		
51	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－29		
52	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
53	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
54	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		
55	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
56	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
57		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
58		代表者	jp:representative			共－47		
59	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
60		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
61	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
62	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
63	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
64		変更する代理人の記事	jp:attorney-change-article					ＳＧＭＬ規準書参照７０．９
65	【選任した代理人】	代理人	jp:agent	代理人種別	jp:kind-of-agent			ＳＧＭＬ規準書参照７０．１０
66		氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－24		
67	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
68	【氏名又は名称】	氏名又は名称	jp:name			共－26		
69	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－27		
70		住所又は居所情報	jp:address			共－28		
71	【住所又は居所】	住所又は居所	jp:text			共－29		
72	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
73	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
74	【弁理士】	弁理士	jp:attorney			共－42		
75	【弁護士】	弁護士	jp:lawyer			共－43		
76	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
77		代表者情報	jp:representative-group			共－46		
78		代表者	jp:representative			共－47		
79	【フリガナ】	フリガナ	jp:kana			共－25		
80		代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
81	【代表者】	氏名又は名称	jp:name			共－49		
82	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
83	【代理関係の特記事項】	代理関係の特記事項	jp:relation-attorney-special-matter			共－57		
84	【持分の割合】	持分の割合	jp:share-rate			共－76		
85		持分率（分子）	jp:moleclar			共－77		
86		持分率（分母）	jp:denominator			共－78		
87	【手数料の表示】	手数料の表示	jp:charge-article			共－71		
88		納付	jp:payment			共－71.5		
89	【納付金額】	納付方法・納付金額	jp:fee	納付金額	amount	共－72		
				currency	currency			

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
90	【予納台帳番号】または【納付書番号】または 【納付番号】または 【振替番号】または 【指定立替納付】	予納台帳番号・納付書番号・納付番号・振替番号・指定立替納付	jp:account	予納台帳番号 納付書番号 納付番号 振替番号 指定立替納付	number	共－73		注１
				予納 納付書 電子現金納付 銀行口座自動振替 指定立替納付	account-type			
91	【請求の趣旨】	請求の趣旨	jp:relief-sought-in-demands					ＳＧＭＬ規準書参照７０．１１
92	【請求の理由】等	記部の記事	jp:contents-part-article					ＳＧＭＬ規準書参照共－８７及び記部の記事の電子化参照
93		記部	jp:contents-part-group					
94		項目名	jp:contents-name					
95		段落	p	番号	num		27.3	
96		イメージ	img	縦	he		27.4	
				横	wi			
				ソース	file			
				ファイルタイプ	img-format			
97	【証拠方法】	証拠方法	jp:proof-means				27.5	
98	【その他】	その他	jp:dtext			共－82		
99	【提出物件の目録】	提出物件の目録	jp:submission-object-list-article			共－83		
100		目録	jp:list-group			共－84		
101	【物件名】	物件名	jp:document-name			共－85		
102		通数又は個数	jp:number-of-object			共－86		
103	【援用の表示】	援用の表示	jp:citation			共－87		
104	【返還の申出】	返還の申出	jp:return-request			共－88		
105	【包括委任状番号】	包括委任状番号	jp:general-power-of-attorney-id			共－89		
106	【提出物件の特記事項】	提出物件の特記事項	jp:dtext			共－90		
107	【発送番号】	発送番号	jp:dispatch-number			共－58		
108	【提出者】	提出者の記事	jp:presenter-article					ＳＧＭＬ規準書参照８９．２
109		申請者	jp:applicant					ＳＧＭＬ規準書参照８９．３
110	【フリガナ】 【氏名又は名称】	氏名及び住所情報	jp:addressbook			共－33		
111		フリガナ	jp:kana			共－25		
112		氏名又は名称	jp:name			共－34		

項番	項目名					参照個所		備考
	申請書類記載項目	日本語標準名	タグ名	タグ属性	タグ名	共通項目	個別項目	
113	【氏名又は名称原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－35		
114	【識別番号】	識別番号	jp:registered-number			共－36		
115	【住所又は居所】	住所又は居所情報	jp:address			共－37		
116		住所又は居所	jp:text			共－38		
117	【住所又は居所原語表記】	住所又は居所原語表記	jp:original-language-of-address			共－39		
118	【電話番号】	電話番号	jp:phone			共－40		
119	【ファクシミリ番号】	ファクシミリ番号	jp:fax			共－41		
120	【就業場所】	就業場所	jp:office-address			共－44		
121	【日本における営業所】	日本における営業所	jp:office-in-japan			共－44．5		
122	【フリガナ】	代表者情報	jp:representative-group			共－46		
123		代表者	jp:representative			共－47		
124		フリガナ	jp:kana			共－25		
125	【代表者】	代表者識別	jp:representative-identification			共－48		
126		氏名又は名称	jp:name			共－49		
127	【代表者原語表記】	氏名又は名称原語表記	jp:original-language-of-name			共－35		
128	【法人の法的性質】	法人の法的性質	jp:legal-entity-property			共－51		
129	【国籍・地域】	国籍	jp:nationality			共－52		
130		国コード	jp:country			共－53		
131	【連絡先】	連絡先	jp:contact			共－54		
132	【請求人との関係】	事件との関係	jp:relation-of-case					ＳＧＭＬ規準書参照８９．４
~~133~~	~~【申立に係る請求項】~~	~~申立に係る請求項~~	~~jp:claim-of-motion~~					~~ＳＧＭＬ規準書参照９８．２~~

注１：【振替番号】、【指定立替納付】はオンライン案件の緊急避難、更正申請、再ＤＥ（オンライン出願された案件で四法等に誤りがあった場合に、ＤＥ機関において修正を行い新規エントリとしてデータエントリすること）、特殊申請の場合に~~のみ~~記載が可能である。
【指定立替納付】は窓口クレジットカード決済の場合にも記載が可能である。
上記の場合以外に【振替番号】、【指定立替納付】が記載された場合は、規定外項目として扱う。

６）　具体的な説明

以下に示す補正単位に従い、書類イメージと併せてタグ付け例を示す。

（１）書誌事項（単独項目）を補正する場合

（２）書誌事項（単独項目の繰り返し）を補正する場合

（３）書誌事項（グループ項目）を補正する場合

（４）書誌事項（グループ項目の繰り返し）を補正する場合

（５）請求の範囲の全文を補正する場合

（６）請求の範囲の請求項を補正する場合

（７）明細書の全文を補正する場合

（８）明細書の発明の名称を補正する場合

（９）明細書の段落を補正する場合

（９－１）明細書の段落を補正する場合（補正方法が削除）

（９－２）明細書の段落を補正する場合（段落の内容に【図ｎ】がある場合）

(10) 明細書の配列表を補正する場合

(11) 図面の全図を補正する場合

(12) 図面を図番単位に補正する場合

(13) 要約書の全文を補正する場合

(14) 提出物件を補正する場合

(15) 審判系書類を補正する場合

(16) 書誌事項を補正した補正書の補正の記事を補正する場合

(17) 請求の範囲の請求項を補正した補正書の補正の記事を補正する場合

(18) 明細書の段落を補正した補正書の補正の記事を補正する場合

(19) 図面の図を補正した補正書の補正の記事を補正する場合

(20) 要約書を補正した補正書の補正の記事を補正する場合

(20－１）書誌事項の全文を補正する場合

(20－２）ＳＴ．２６ＸＭＬを補正する場合

旧様式（Ｘフォーマット）で電子化された書類の補正

(21) 願書の発明者を補正

(22) 明細書の全文を補正

(23) 明細書の発明の名称を補正

(24) 明細書の発明の詳細な説明を補正

(25) 明細書の配列表を補正

(26) 図面の図を補正

(27) 要約書の全文を補正

(28) 明細書の段落番号を補正

(29) 明細書の請求項ｎを補正

（1）書誌事項（単独項目）を補正する場合

（ｉ）書類イメージ

【書類名】　　手続補正書

【提出日】　　平成１５年８月１０日

【あて先】　　特許庁長官殿

【事件の表示】

　【出願番号】　　特願２００３－１２３

　　・
　　・
　　・
　　・
　　・
　　・
　　・

【手続補正１】

　【補正対象書類名】　特許願

　【補正対象項目名】　整理番号

　【補正方法】　　変更

　【補正の内容】

　　【整理番号】　Ｐ２０００００１－１

（ⅱ）　タグ付け例

〈書類識別コード〉A1523〈/書類識別コード〉
〈提出日〉
〈日付〉20030810〈/日付〉
〈/提出日〉
〈あて先〉特許庁長官殿〈/あて先〉
〈事件の表示〉
〈出願書類参照　タイプ=″出願″　四法種別=″特許″〉
〈ドキュメント識別〉
〈文書番号〉2003000123〈/文書番号〉
〈/ドキュメント識別〉
〈/出願書類参照〉
〈/事件の表示〉
・
・
・
・
〈補正の記事〉
〈手続補正　一連番号=″1″〉
〈書類識別コード〉A163〈/書類識別コード〉
〈対象項目〉整理番号〈/対象項目〉
〈方法〉3〈/方法〉
〈補正の内容 書類識別=″特許願″ 四法種別=″特許″〉
〈整理番号〉P2000001-1〈/整理番号〉
〈/補正の内容〉
〈/手続補正〉
〈/補正の記事〉

（２）書誌事項（単独項目の繰り返し）を補正する場合

（ｉ）書類イメージ

【書類名】　　手続補正書

【提出日】　　平成１５年８月１０日

【あて先】　　特許庁長官殿

【事件の表示】

　【出願番号】　　特願２００３－１２３

　　・
　　・
　　・
　　・
　　・
　　・

【手続補正１】

　【補正対象書類名】特許願

　【補正対象項目名】国際特許分類

　【補正方法】変更

　【補正の内容】

　　【国際特許分類】G02B3/00

　　　　G02C4/00

（ⅱ）　タグ付け例

<書類識別コード>A1523</書類識別コード>
<提出日>
<日付>20030810</日付>
</提出日>
<あて先>特許庁長官殿</あて先>
<事件の表示>
<出願書類参照　タイプ="出願"　四法種別="特許">
<ドキュメント識別>
<文書番号>2003000123</文書番号>
</ドキュメント識別>
</出願書類参照>
</事件の表示>
・
・
・
・
<補正の記事>
<手続補正　一連番号="1">
<書類識別コード>A163</書類識別コード>
<対象項目>国際特許分類</対象項目>
<方法>3</方法>
<補正の内容 書類識別="特許願" 四法種別="特許">
<国際特許分類>
<分類>G02B3/00</分類>
<分類>G02C4/00</分類>
</国際特許分類>
</補正の内容>
</手続補正>
</補正の記事>

（３）書誌事項（グループ項目）を補正する場合

（ｉ）書類イメージ

【書類名】　　手続補正書

【提出日】　　平成１５年８月１０日

【あて先】　　特許庁長官殿

【事件の表示】

【出願番号】　　特願２００３－１２３

・
・
・
・
・
・

【手続補正１】

【補正対象書類名】特許願

【補正対象項目名】発明者

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明者】

【住所又は居所】神奈川県横須賀市武１丁目2356番地　特許株式会社

【氏名】発明　一郎

（ⅱ）　タグ付け例

〈書類識別コード〉A1523〈/書類識別コード〉
〈提出日〉
〈日付〉20030810〈/日付〉
〈/提出日〉
〈あて先〉特許庁長官殿〈/あて先〉
〈事件の表示〉
〈出願書類参照　タイプ=″出願″　四法種別=″特許″〉
〈ドキュメント識別〉
〈文書番号〉2003000123〈/文書番号〉
〈/ドキュメント識別〉
〈/出願書類参照〉
〈/事件の表示〉
・
・
・
・
〈補正の記事〉
〈手続補正　一連番号=″1″〉
〈書類識別コード〉A163〈/書類識別コード〉
〈対象項目〉発明者〈/対象項目〉
〈方法〉3〈/方法〉
〈補正の内容 書類識別=″特許願″ 四法種別=″特許″〉
〈発明者の記事〉
〈発明者〉
〈氏名及び住所情報〉
〈氏名又は名称〉発明　一郎〈/氏名又は名称〉
〈住所又は居所情報〉
〈住所又は居所〉神奈川県横須賀市武１丁目2356番地　特許株式会社〈/住所又は居所〉
〈/住所又は居所情報〉
〈/氏名及び住所情報〉
〈/発明者〉
〈/発明者の記事〉
〈/補正の内容〉
〈/手続補正〉
〈/補正の記事〉

（４）書誌事項（グループ項目の繰り返し）を補正する場合

（ｉ）書類イメージ

【書類名】　　手続補正書

【提出日】　　平成１５年８月１０日

【あて先】　　特許庁長官殿

【事件の表示】

【出願番号】　　特願２００３－１２３

・
・
・
・
・
・

【手続補正１】

【補正対象書類名】特許願

【補正対象項目名】発明者

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明者】

【住所又は居所】神奈川県横須賀市武１丁目2356番地　特許株式会社

【氏名】発明　一郎

【発明者】

【住所又は居所】神奈川県横須賀市武１丁目2356番地　特許株式会社

【氏名】発明　二郎

（ⅱ）　タグ付け例

〈書類識別コード〉A1523〈/書類識別コード〉
〈提出日〉
〈日付〉20030810〈/日付〉
〈/提出日〉
〈あて先〉特許庁長官殿〈/あて先〉
〈事件の表示〉
〈出願書類参照　タイプ=″出願″　四法種別=″特許″〉
〈ドキュメント識別〉
〈文書番号〉2003000123〈/文書番号〉
〈/ドキュメント識別〉
〈/出願書類参照〉
〈/事件の表示〉
・
・
・
・
〈補正の記事〉
〈手続補正　一連番号=″1″〉
〈書類識別コード〉A163〈/書類識別コード〉
〈対象項目〉発明者〈/対象項目〉
〈方法〉3〈/方法〉
〈補正の内容 書類識別=″特許願″ 四法種別=″特許″〉
〈発明者の記事〉
〈発明者〉
〈氏名及び住所情報〉
〈氏名又は名称〉発明　一郎〈/氏名又は名称〉
〈住所又は居所情報〉
〈住所又は居所〉神奈川県横須賀市武１丁目2356番地　特許株式会社〈/住所又は居所〉
〈/住所又は居所情報〉
〈/氏名及び住所情報〉
〈/発明者〉
〈発明者〉
〈氏名及び住所情報〉
〈氏名又は名称〉発明　二郎〈/氏名又は名称〉
〈住所又は居所情報〉
〈住所又は居所〉神奈川県横須賀市武１丁目2356番地　特許株式会社〈/住所又は居所〉
〈/住所又は居所情報〉
〈/氏名及び住所情報〉
〈/発明者〉
〈/発明者の記事〉
〈/補正の内容〉
〈/手続補正〉
〈/補正の記事〉

（５）請求の範囲の全文を補正する場合

（ｉ）書類イメージ

【書類名】特許請求の範囲

【請求項１】

鉄筋コンクリートは・・・・・・・・・・・・

【請求項２】

請求項１に係る・・・・・

【書類名】　　手続補正書

【提出日】　　平成１５年８月１０日

【あて先】　　特許庁長官殿

【事件の表示】

【出願番号】　　特願２００３－１２３

・
・
・
・
・
・

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

（ⅱ）　タグ付け例

<書類識別コード>A1523</書類識別コード>
<提出日>
<日付>20030810</日付>
</提出日>
<あて先>特許庁長官殿</あて先>
<事件の表示>
<出願書類参照　タイプ="出願"　四法種別="特許">
<ドキュメント識別>
<文書番号>2003000123</文書番号>
</ドキュメント識別>
</出願書類参照>
</事件の表示>
・
・
・
・
<補正の記事>
<手続補正　一連番号="1">
<書類識別コード>A16333</書類識別コード>
<対象項目>全文</対象項目>
<方法>3</方法>
<補正の内容 書類識別="請求の範囲" 四法種別="特許">
<請求の範囲>
<請求項 番号="1">
<請求項内段落>鉄筋コンクリートは・・・・・・・・・・・・</請求項内段落>
</請求項>
<請求項 番号="2">
<請求項内段落>請求項１に係る・・・・・</請求項内段落>
</請求項>
</請求の範囲>
</補正の内容>
</手続補正>
</補正の記事>

（６）請求の範囲の請求項を補正する場合

（ｉ）書類イメージ

【書類名】　　手続補正書

【提出日】　　平成１５年８月１０日

【あて先】　　特許庁長官殿

【事件の表示】

【出願番号】　　特願２００３－１２３

・
・
・
・
・
・

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項１

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項１】

本発明における．．．．．

・

・

（ⅱ）　タグ付け例

〈書類識別コード〉A1523〈/書類識別コード〉
〈提出日〉
〈日付〉20030810〈/日付〉
〈/提出日〉
〈あて先〉特許庁長官殿〈/あて先〉
〈事件の表示〉
〈出願書類参照　タイプ=″出願″　四法種別=″特許″〉
〈ドキュメント識別〉
〈文書番号〉2003000123〈/文書番号〉
〈/ドキュメント識別〉
〈/出願書類参照〉
〈/事件の表示〉
・
・
・
・
〈補正の記事〉
〈手続補正　一連番号=″1″〉
〈書類識別コード〉A16333〈/書類識別コード〉
〈対象項目〉請求項１〈/対象項目〉
〈方法〉3〈/方法〉
〈補正の内容 書類識別=″請求の範囲″ 四法種別=″特許″〉
〈請求項 番号=″１″〉
〈請求項内段落〉本発明における．．．．．〈/請求項内段落〉
〈/請求項〉
〈/補正の内容〉
〈/手続補正〉
〈/補正の記事〉

（７）明細書の全文を補正する場合

（ｉ）書類イメージ

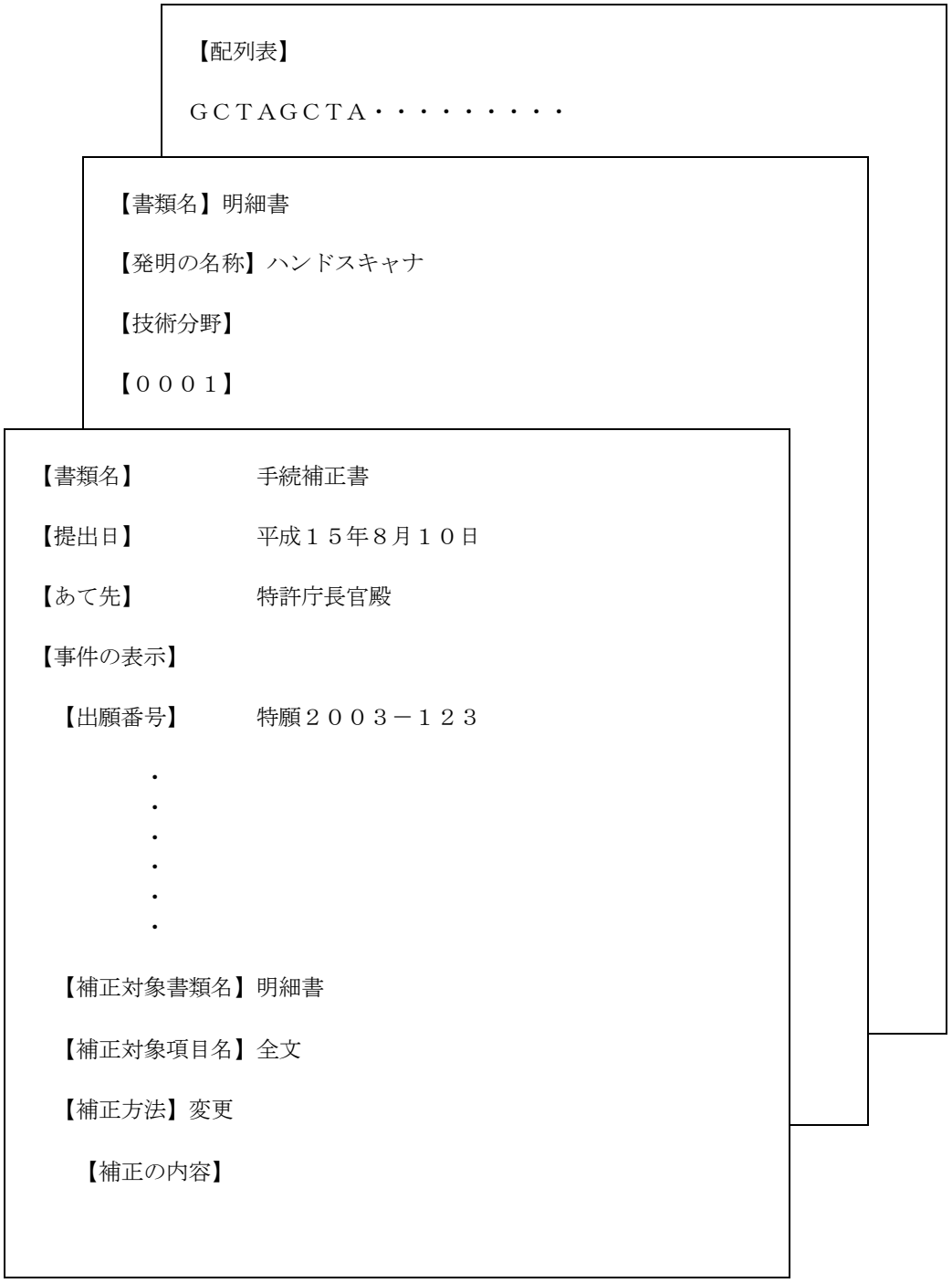

※【書類名】明細書に【配列表】が記載された場合、電子化後は、補正書のＸＭＬと配列表ＸＭＬ（テキストイメージ混在、明細書に記載された【配列表】の記載内容）が作成される。項目名【配列表】が存在しない場合、配列表ＸＭＬは作成しない。

（ⅱ）　タグ付け例（補正書のＸＭＬ）

```
<書類識別コード>A1523</書類識別コード>
<提出日>
<日付>20030810</日付>
</提出日>
<あて先>特許庁長官殿</あて先>
<事件の表示>
<出願書類参照　タイプ="出願"　四法種別="特許">
<ドキュメント識別>
<文書番号>2003000123</文書番号>
</ドキュメント識別>
</出願書類参照>
</事件の表示>
　　・
　　・
　　・
　　・
<補正の記事>
<手続補正　一連番号="1">
<書類識別コード>A16330</書類識別コード>
<対象項目>全文</対象項目>
<方法>3</方法>
<補正の内容 書類識別="明細書" 四法種別="特許">
<明細書>
<発明の名称>ハンドスキャナ</発明の名称>
<技術分野>
<段落 番号="0001">．．．．．．
　　:
</段落>
</技術分野>
　　・
　　・
</明細書>
</補正の内容>
</手続補正>
</補正の記事>
```

タグ付け例（配列表ＸＭＬ）

```
<jp:sequence-list lang="ja" dtd-version="1.0" xmlns:jp="http://www.jpo.go.jp">
<段落 番号="">
<イメージ 縦="255.0" 横="170.0" ソース="99999999999-jpseql-I000001.tif"
                                                    ファイルタイプ="tif" />
    :
</段落>
</jp:sequence-list>
```

（８）明細書の発明の名称を補正する場合

（ｉ）書類イメージ

【書類名】　　手続補正書

【提出日】　　平成１５年８月１０日

【あて先】　　特許庁長官殿

【事件の表示】

　【出願番号】　　特願２００３－１２３

　　・
　　・
　　・
　　・
　　・
　　・

　【補正対象書類名】明細書

　【補正対象項目名】発明の名称

　【補正方法】変更

　【補正の内容】

　　【発明の名称】　原子炉格納容器

（ⅱ）　タグ付け例

〈書類識別コード〉A1523〈/書類識別コード〉
〈提出日〉
〈日付〉20030810〈/日付〉
〈/提出日〉
〈あて先〉特許庁長官殿〈/あて先〉
〈事件の表示〉
〈出願書類参照　タイプ=″出願″　四法種別=″特許″〉
〈ドキュメント識別〉
〈文書番号〉2003000123〈/文書番号〉
〈/ドキュメント識別〉
〈/出願書類参照〉
〈/事件の表示〉
・
・
・
・
〈補正の記事〉
〈手続補正　一連番号=″1″〉
〈書類識別コード〉A16330〈/書類識別コード〉
〈対象項目〉発明の名称〈/対象項目〉
〈方法〉3〈/方法〉
〈補正の内容 書類識別=″明細書″ 四法種別=″特許″〉
〈発明の名称〉原子炉格納容器〈/発明の名称〉
〈/補正の内容〉
〈/手続補正〉
〈/補正の記事〉

（9）明細書の段落を補正する場合

（ｉ）書類イメージ

【書類名】　　手続補正書

【提出日】　　平成１５年８月１０日

【あて先】　　特許庁長官殿

【事件の表示】

【出願番号】　　特願２００３－１２３

・
・
・
・
・
・

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】０００１

【補正方法】変更

【補正の内容】

【０００１】

本発明は原子炉格納容器に係り、さらに・・・・の構造にかんする。

（ⅱ）　タグ付け例

〈書類識別コード〉A1523〈/書類識別コード〉
〈提出日〉
〈日付〉20030810〈/日付〉
〈/提出日〉
〈あて先〉特許庁長官殿〈/あて先〉
〈事件の表示〉
〈出願書類参照　タイプ=″出願″　四法種別=″特許″〉
〈ドキュメント識別〉
〈文書番号〉2003000123〈/文書番号〉
〈/ドキュメント識別〉
〈/出願書類参照〉
〈/事件の表示〉
・
・
・
・
〈補正の記事〉
〈手続補正　一連番号=″1″〉
〈書類識別コード〉A16330〈/書類識別コード〉
〈対象項目〉０００１〈/対象項目〉
〈方法〉3〈/方法〉
〈補正の内容 書類識別=″明細書″ 四法種別=″特許″〉
〈段落 番号=″0001″〉 本発明は原子炉格納容器に係り、さらに・・・・の
構造にかんする。〈/段落〉
〈/補正の内容〉
〈/手続補正〉
〈/補正の記事〉

（９－１）明細書の段落を補正する場合（補正方法が削除）

（ｉ）書類イメージ

【書類名】　　手続補正書

【提出日】　　平成１５年８月１０日

【あて先】　　特許庁長官殿

【事件の表示】

【出願番号】　　特願２００３－１２３

・
・
・
・
・
・

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】０００２

【補正方法】削除

【その他】

・
・

（ⅱ）　タグ付け例

〈書類識別コード〉A1523〈/書類識別コード〉
〈提出日〉
〈日付〉20030810〈/日付〉
〈/提出日〉
〈あて先〉特許庁長官殿〈/あて先〉
〈事件の表示〉
〈出願書類参照　タイプ=″出願″　四法種別=″特許″〉
〈ドキュメント識別〉
〈文書番号〉2003000123〈/文書番号〉
〈/ドキュメント識別〉
〈/出願書類参照〉
〈/事件の表示〉
・
・
・
・
〈補正の記事〉
〈手続補正　一連番号=″1″〉
〈書類識別コード〉A16330〈/書類識別コード〉
〈対象項目〉０００２〈/対象項目〉
〈方法〉2〈/方法〉
〈/手続補正〉
〈/補正の記事〉
〈その他〉
・
・

（９－２）明細書の段落を補正する場合（段落の内容に【図ｎ】がある場合）

（ｉ）書類イメージ

【書類名】　　手続補正書

【提出日】　　平成１５年８月１０日

【あて先】　　特許庁長官殿

【事件の表示】

【出願番号】　　特願２００３－１２３

・
・
・
・
・
・

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】０００１

【補正方法】変更

【補正の内容】

【０００１】

【図１】ハンドスキャナの実施方法を示した説明図である。（実施例１）

(ii)　タグ付け例

〈書類識別コード〉A1523〈/書類識別コード〉
〈提出日〉
〈日付〉20030810〈/日付〉
〈/提出日〉
〈あて先〉特許庁長官殿〈/あて先〉
〈事件の表示〉
〈出願書類参照　タイプ=″出願″　四法種別=″特許″〉
〈ドキュメント識別〉
〈文書番号〉2003000123〈/文書番号〉
〈/ドキュメント識別〉
〈/出願書類参照〉
〈/事件の表示〉
・
・
・
・
〈補正の記事〉
〈手続補正　一連番号=″1″〉
〈書類識別コード〉A16330〈/書類識別コード〉
〈対象項目〉０００１〈/対象項目〉
〈方法〉3〈/方法〉
〈補正の内容 書類識別=″明細書″ 四法種別=″特許″〉
〈段落 番号=″0001″〉
〈図の説明　番号=”1”〉ハンドスキャナの実施方法を示した説明図である。（実施例１）〈/図〉
〈/段落〉
〈/補正の内容〉
〈/手続補正〉
〈/補正の記事〉

(補足)

明細書を電子化する場合、段落内に記載されている【図ｎ】は、【図面の簡単な説明】配下の場合のみ図の説明タグ（figref）でタグ付けしている。

しかし、明細書の補正が、段落番号単位で行われている場合、それが【図面の簡単な説明】配下の段落かが判断できない。よって、段落番号単位の補正に、【図ｎ】が記載されている場合は、無条件に図の説明タグ（figref）でタグ付けを行う。

(10) 明細書の配列表を補正する場合

（ｉ）書類イメージ

【書類名】　　手続補正書

【提出日】　　平成１５年８月１０日

【あて先】　　特許庁長官殿

【事件の表示】

【出願番号】　　特願２００３－１２３

・
・
・
・
・
・

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】配列表

【補正方法】変更

【補正の内容】

【配列表】

ＧＣＴＡＧＣＴＡ・・・・・・・・・

※電子化後は、補正書のＸＭＬと配列表ＸＭＬ（テキストイメージ混在、補正内容取り込み済み）が作成される。

（ⅱ）－ａ　タグ付け例（補正書のＸＭＬ）

〈書類識別コード〉A1523〈/書類識別コード〉
〈提出日〉
〈日付〉20030810〈/日付〉
〈/提出日〉
〈あて先〉特許庁長官殿〈/あて先〉
〈事件の表示〉
〈出願書類参照　タイプ="出願"　四法種別="特許"〉
〈ドキュメント識別〉
〈文書番号〉2003000123〈/文書番号〉
〈/ドキュメント識別〉
〈/出願書類参照〉
〈/事件の表示〉
・
・
・
・
〈補正の記事〉
〈手続補正　一連番号="1"〉
〈書類識別コード〉A16330〈/書類識別コード〉
〈対象項目〉配列表〈/対象項目〉
〈方法〉3〈/方法〉
〈補正の内容 書類識別="明細書" 四法種別="特許"〉
〈/補正の内容〉
〈/手続補正〉
〈/補正の記事〉

※タグ〈補正の内容〉には、何も設定しない。

（ⅱ）－ｂ　タグ付け例（配列表ＸＭＬ）

〈jp:sequence-list lang="ja" dtd-version="1.0" xmlns:jp="http://www.jpo.go.jp"〉
〈段落 番号=""〉
〈イメージ 縦="255.0" 横="170.0" ソース="99999999999-jpseql-I000001.tif"
ファイルタイプ="tif" /〉
:
〈/段落〉
〈/jp:sequence-list〉

(11) 図面の全図を補正する場合

（ｉ）書類イメージ

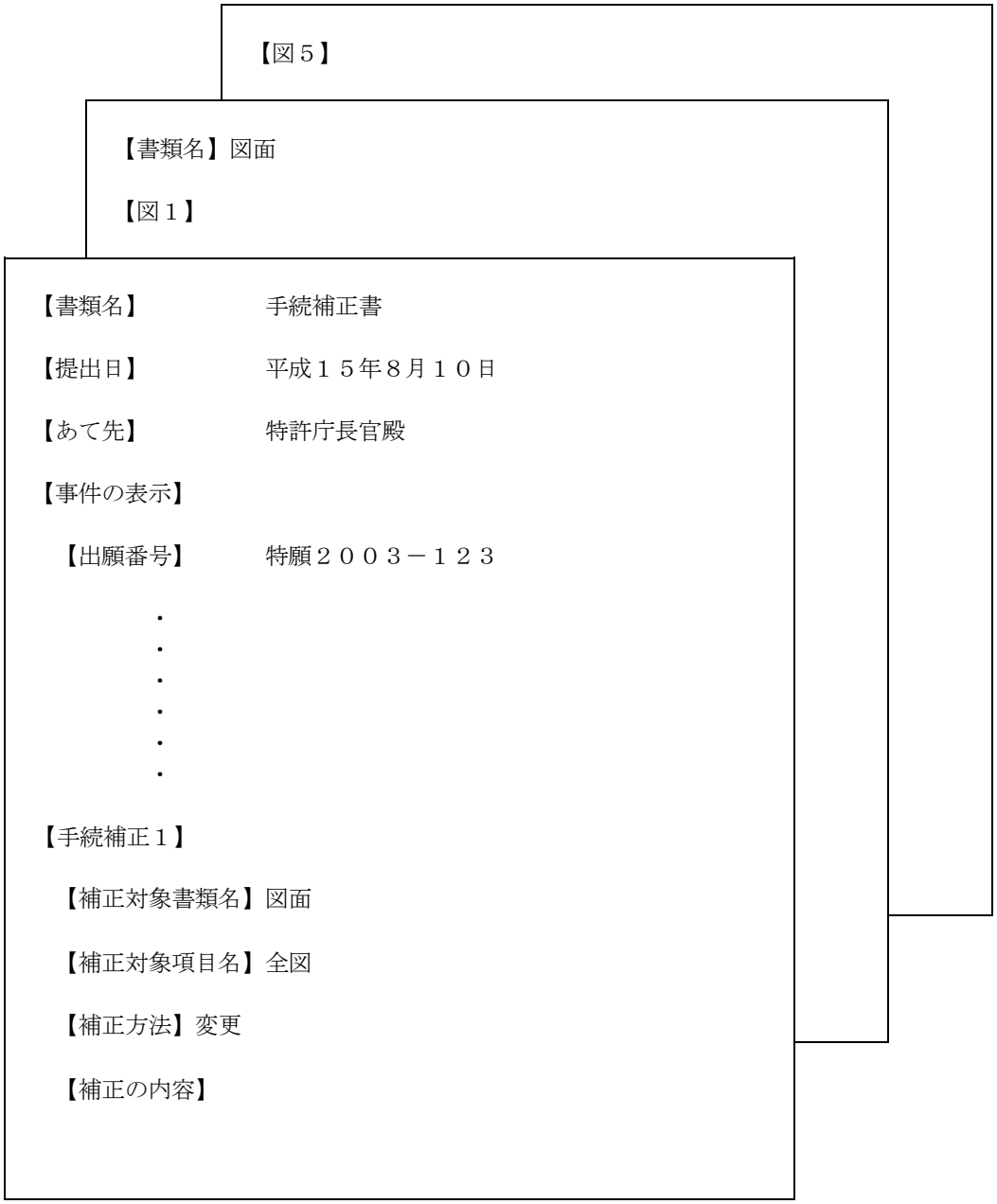

（ⅱ）　タグ付け例

```
<書類識別コード>A1523</書類識別コード>
<提出日>
<日付>20030810</日付>
</提出日>
<あて先>特許庁長官殿</あて先>
<事件の表示>
<出願書類参照　タイプ="出願"　四法種別="特許">
<ドキュメント識別>
<文書番号>2003000123</文書番号>
</ドキュメント識別>
</出願書類参照>
</事件の表示>
        ・
        ・
        ・
        ・
<補正の記事>
<手続補正　一連番号="1">
<書類識別コード>A16331</書類識別コード>
<対象項目>全図</対象項目>
<方法>3</方法>
<補正の内容 書類識別="図面" 四法種別="特許">
<図面>
<図 番号="1">
<イメージ 縦="150.0" 横="150.0" ソース="99999999999-jpbibl-I000001.tif" ファイルタイプ="tif" />
</図>
<図 番号="2">
<イメージ 縦="150.0" 横="150.0" ソース="99999999999-jpbibl-I000002.tif" ファイルタイプ="tif" />
</図>
  :
  :
<図 番号="5">
<イメージ 縦="150.0" 横="150.0" ソース="99999999999-jpbibl-I000005.tif" ファイルタイプ="tif" />
</図>
</図面>
</補正の内容>
</手続補正>
</補正の記事>
```

(12) 図面を図番単位に補正する場合

（ｉ）書類イメージ

【書類名】　　手続補正書

【提出日】　　平成１５年８月１０日

【あて先】　　特許庁長官殿

【事件の表示】

【出願番号】　　特願２００３－１２３

・
・
・
・
・
・

【手続補正１】

【補正対象書類名】図面

【補正対象項目名】図１

【補正方法】変更

【補正の内容】

【図１】

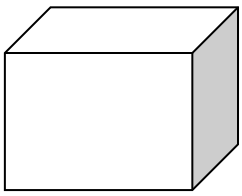

（ⅱ）　タグ付け例

<書類識別コード>A1523</書類識別コード>
<提出日>
<日付>20030810</日付>
</提出日>
<あて先>特許庁長官殿</あて先>
<事件の表示>
<出願書類参照　タイプ="出願"　四法種別="特許">
<ドキュメント識別>
<文書番号>2003000123</文書番号>
</ドキュメント識別>
</出願書類参照>
</事件の表示>
・
・
・
・
<補正の記事>
<手続補正　一連番号="1">
<書類識別コード>A16331</書類識別コード>
<対象項目>図１</対象項目>
<方法>3</方法>
<補正の内容 書類識別="図面" 四法種別="特許">
<図 番号="1">
<イメージ 縦="150.0" 横="150.0" ソース="99999999999-jpbibl-I000001.tif" ファイルタイプ="tif" />
</図>
</補正の内容>
</手続補正>
</補正の記事>

(13) 要約書の全文を補正する場合

（ｉ）書類イメージ

【書類名】要約書

【要約】

鉄筋コンクリートは・・・・・・・・・・・・

請求項１に係る・・・・・

【選択図】　図１

【書類名】　　手続補正書

【提出日】　　平成１５年８月１０日

【あて先】　　特許庁長官殿

【事件の表示】

【出願番号】　　特願２００３－１２３

・
・
・
・
・
・

【補正対象書類名】要約書

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

（ⅱ）　タグ付け例

〈書類識別コード〉A1523〈/書類識別コード〉
〈提出日〉
〈日付〉20030810〈/日付〉
〈/提出日〉
〈あて先〉特許庁長官殿〈/あて先〉
〈事件の表示〉
〈出願書類参照　タイプ=″出願″　四法種別=″特許″〉
〈ドキュメント識別〉
〈文書番号〉2003000123〈/文書番号〉
〈/ドキュメント識別〉
〈/出願書類参照〉
〈/事件の表示〉
・
・
・
・
〈補正の記事〉
〈手続補正　一連番号=″1″〉
〈書類識別コード〉A16332〈/書類識別コード〉
〈対象項目〉全文〈/対象項目〉
〈方法〉3〈/方法〉
〈補正の内容 書類識別=″要約書″ 四法種別=″特許″〉
〈要約書〉
〈要約書内段落 番号=″″〉　鉄筋コンクリートは・・・・・・・・・・・・〈改行/〉
　請求項１に係る・・・・・〈改行/〉
【選択図】　図１〈/要約書内段落〉
〈/要約書〉
〈/補正の内容〉
〈/手続補正〉
〈/補正の記事〉

(14) 提出物件を補正する場合

（ｉ）書類イメージ

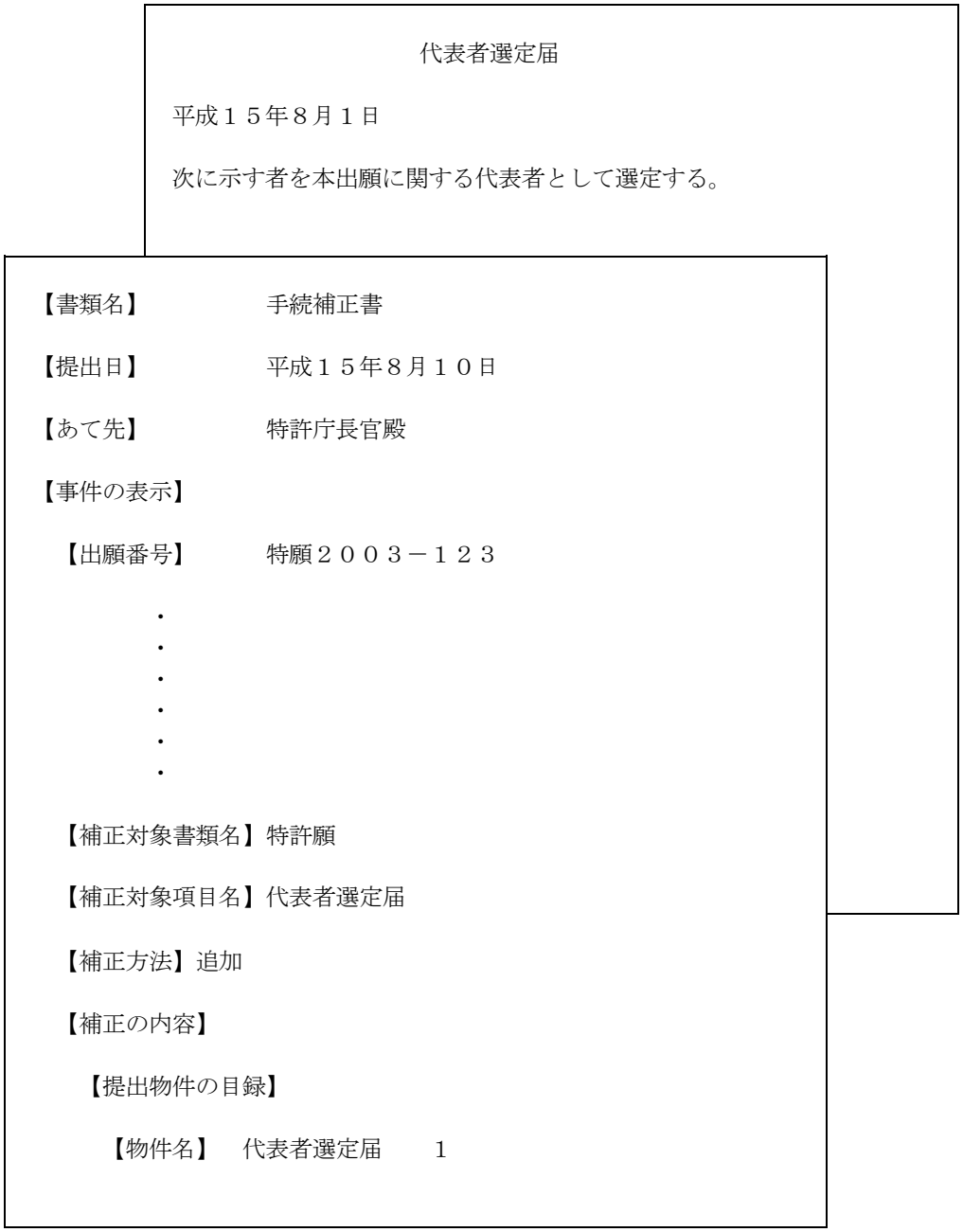

代表者選定届

平成１５年８月１日

次に示す者を本出願に関する代表者として選定する。

【書類名】　　手続補正書

【提出日】　　平成１５年８月１０日

【あて先】　　特許庁長官殿

【事件の表示】

【出願番号】　　特願２００３－１２３

・
・
・
・
・
・

【補正対象書類名】特許願

【補正対象項目名】代表者選定届

【補正方法】追加

【補正の内容】

【提出物件の目録】

【物件名】　代表者選定届　　1

＊　添付書類は、イメージ化しイメージファイルを作成する。
　　添付書類イメージに関連する添付書類ＸＭＬも作成する。

（ⅱ）－ａ　タグ付け例（書誌ＸＭＬ）

<書類識別コード>A1523</書類識別コード>
<提出日>
<日付>20030810</日付>
</提出日>
<あて先>特許庁長官殿</あて先>
<事件の表示>
<出願書類参照　タイプ="出願"　四法種別="特許">
<ドキュメント識別>
<文書番号>2003000123</文書番号>
</ドキュメント識別>
</出願書類参照>
</事件の表示>
・
・
・
・
<補正の記事>
<手続補正　一連番号="1">
<書類識別コード>A163</書類識別コード>
<対象項目>代表者選定届</対象項目>
<方法>3</方法>
<補正の内容 書類識別="特許願" 四法種別="特許">
<提出物件の目録>
<目録>
<物件名>代表者選定書</物件名>
<通数又は個数>1</通数又は個数>
</目録>
</提出物件の目録>
</補正の内容>
</手続補正>
</補正の記事>
：

（ⅱ）－ｂ　タグ付け例（添付書類ＸＭＬ）

<添付書類の記事 言語="ja" DTDﾊﾞｰｼﾞｮﾝ="1.0" ﾈｰﾑｽﾍﾟｰｽ="http://www.jpo.go.jp">
<添付書類>
<物件名>代表者選定届</物件名>
<段落 番号="">
<イメージ 縦="255.0" 横="170.0" ソース="99999999999-jpatta-I000001.tif" ファイルタイプ="tif" />
</段落>
</添付書類>
</添付書類の記事>

(15) 審判系書類を補正する場合

（ｉ）書類イメージ

【書類名】　　手続補正書

【提出日】　　平成１５年８月１０日

【あて先】　　特許庁長官殿

【事件の表示】

【出願番号】　　特願２００３－１２３

・
・
・
・
・
・

【補正対象書類名】審判請求書

【補正対象項目名】審判請求人

【補正方法】変更

【補正の内容】

【審判請求人】

【識別番号】　　１２３４５６７８９

【氏名又は名称】　審判　太郎

（ⅱ）　タグ付け例

〈書類識別コード〉A1523〈/書類識別コード〉
〈提出日〉
〈日付〉20030810〈/日付〉
〈/提出日〉
〈あて先〉特許庁長官殿〈/あて先〉
〈事件の表示〉
〈出願書類参照　タイプ=″出願″　四法種別=″特許″〉
〈ドキュメント識別〉
〈文書番号〉2003000123〈/文書番号〉
〈/ドキュメント識別〉
〈/出願書類参照〉
〈/事件の表示〉
・
・
・
・
〈補正の記事〉
〈手続補正　一連番号=″1″〉
〈書類識別コード〉C160〈/書類識別コード〉
〈対象項目〉審判請求人〈/対象項目〉
〈方法〉3〈/方法〉
〈補正の内容 書類識別=″審判請求書″ 四法種別=″特許″〉
〈申請者の記事〉
〈申請者〉
〈氏名及び住所情報〉
〈氏名又は名称〉審判　太郎〈/氏名又は名称〉
〈識別番号〉123456789〈/識別番号〉
〈/氏名及び住所情報〉
〈/申請者〉
〈/申請者の記事〉
〈/補正の内容〉
〈/手続補正〉
〈/補正の記事〉

(16) 書誌事項を補正した補正の記事を補正する場合

補正の記事を補正する場合は、″手続補正ｎ″から″補正方法″までの書誌事項のみを補正することができる。″補正の内容″について補正する場合は、補正の記事を補正するという方法ではなく、新たに別の手続補正書を提出する方法による。
以下、書類イメージでの【補正書２】についてのレイアウトイメージを示す。

（ｉ）書類イメージ

【補正書１】

【書類名】　手続補正書

【提出日】　平成１５年８月１０日

【あて先】　特許庁長官殿

【事件の表示】

【出願番号】　特願２００３－１２３

・
・
・
・
・
・

【手続補正１】

【補正対象書類名】特許願

【補正対象項目名】整理号号

【補正方法】変更

【補正の内容】

【整理番号】　Ｐ２００３－００１

【補正書１】を補正する【補正書２】

【書類名】　手続補正書

【提出日】　平成１５年９月１５日

【あて先】　特許庁長官殿

【事件の表示】

【出願番号】　特願２００３－１２３

・
・
・
・
・
・

【手続補正１】

【補正対象書類名】手続補正書

【補正対象書類受付番号】　１０３１０２００００１

【補正対象項目名】手続補正１

【補正方法】変更

【補正の内容】

【手続補正１】

【補正対象書類名】特許願

【補正対象項目名】整理番号

【補正方法】変更

【補正の内容】

【整理番号】　Ｐ２００３－００１

（ⅱ）　タグ付け例

〈書類識別コード〉A1523〈/書類識別コード〉
〈提出日〉
〈日付〉20030915〈/日付〉
〈/提出日〉
〈あて先〉特許庁長官殿〈/あて先〉
〈事件の表示〉
〈出願書類参照　タイプ="出願"　四法種別="特許"〉
〈ドキュメント識別〉
〈文書番号〉2003000123〈/文書番号〉
〈/ドキュメント識別〉
〈/出願書類参照〉
〈/事件の表示〉
・
・
・
・
〈補正の記事〉
〈手続補正　一連番号="1"〉
〈書類識別コード〉A1523〈/書類識別コード〉
〈受付番号〉10310200001〈/受付番号〉
〈対象項目〉手続補正１〈/対象項目〉
〈方法〉3〈/方法〉
〈補正の内容 書類識別="手続補正書" 四法種別="特許"〉
〈手続補正　一連番号="1"〉
〈書類識別コード〉A163〈/書類識別コード〉
〈対象項目〉整理番号〈/対象項目〉
〈方法〉3〈/方法〉
〈補正の内容 書類識別="特許願" 四法種別="特許"〉
〈整理番号〉P2003-001〈/整理番号〉
〈/補正の内容〉
〈/手続補正〉
〈/補正の内容〉
〈/手続補正〉
〈/補正の記事〉

(17) 請求の範囲の請求項を補正した補正の記事を補正する場合

（ｉ）書類イメージ

【書類名】　　手続補正書

【提出日】　　平成１５年８月１０日

【あて先】　　特許庁長官殿

【事件の表示】

　【出願番号】　　特願２００３－１２３

　　・
　　・
　　・
　　・
　　・
　　・

【手続補正１】

　【補正対象書類名】手続補正書

　【補正対象項目名】手続補正２

　【補正方法】変更

　【補正の内容】

　　【手続補正２】

　　【補正対象書類名】特許請求の範囲

　　【補正対象項目名】請求項３

　　【補正方法】変更

　　【補正の内容】

　　　【請求項３】

　　　鉄筋コンクリートは・・・・・・・・・・・

（ⅱ）　タグ付け例

〈書類識別コード〉A1523〈/書類識別コード〉
〈提出日〉
〈日付〉20030810〈/日付〉
〈/提出日〉
〈あて先〉特許庁長官殿〈/あて先〉
〈事件の表示〉
〈出願書類参照　タイプ="出願"　四法種別="特許"〉
〈ドキュメント識別〉
〈文書番号〉2003000123〈/文書番号〉
〈/ドキュメント識別〉
〈/出願書類参照〉
〈/事件の表示〉
・
・
〈補正の記事〉
〈手続補正　一連番号="1"〉
〈書類識別コード〉A1523〈/書類識別コード〉
〈対象項目〉手続補正２〈/対象項目〉
〈方法〉3〈/方法〉
〈補正の内容 書類識別="手続補正書" 四法種別="特許"〉
〈手続補正　一連番号="2"〉
〈書類識別コード〉A16333〈/書類識別コード〉
〈対象項目〉請求項３〈/対象項目〉
〈方法〉3〈/方法〉
〈補正の内容 書類識別="請求の範囲" 四法種別="特許"〉
〈請求項 番号="3"〉
〈請求項内段落〉鉄筋コンクリートは・・・・・・・・・・・・〈/請求項内段落〉
〈/請求項〉
〈/補正の内容〉
〈/手続補正〉
〈/補正の内容〉
〈/手続補正〉
〈/補正の記事〉

(18) 明細書の段落を補正した補正の記事を補正する場合

（ｉ）書類イメージ

【補正書１】

【書類名】　手続補正書

【提出日】　平成１５年８月１０日

【あて先】　特許庁長官殿

【事件の表示】

【出願番号】　特願２００３－１２３

・
・
・

【手続補正１】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】０００８

【補正方法】変更

【補正の内容】

【０００７】

○○○○○○・・○○○○○○○○○○

【補正書１】を補正する【補正書２】

【書類名】　手続補正書

【提出日】　平成１５年９月１０日

【あて先】　特許庁長官殿

【事件の表示】

【出願番号】　特願２００３－１２３

・
・
・

【手続補正１】

【補正対象書類名】手続補正書

【補正対象書類受付番号】10310100001

【補正対象項目名】手続補正１

【補正方法】変更

【補正の内容】

【手続補正１】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】０００７

【補正方法】変更

【補正の内容】

【０００７】

○○○○○○・・○○○○○○○○○○

（ⅱ）　タグ付け例

〈書類識別コード〉A1523〈/書類識別コード〉
〈提出日〉
〈日付〉20030910〈/日付〉
〈/提出日〉
〈あて先〉特許庁長官殿〈/あて先〉
〈事件の表示〉
〈出願書類参照　タイプ="出願"　四法種別="特許"〉
〈ドキュメント識別〉
〈文書番号〉2003000123〈/文書番号〉
〈/ドキュメント識別〉
〈/出願書類参照〉
〈/事件の表示〉
・
・
・
・
〈補正の記事〉
〈手続補正　一連番号="1"〉
〈書類識別コード〉A1523〈/書類識別コード〉
〈受付番号〉10310100001〈/受付番号〉
〈対象項目〉手続補正１〈/対象項目〉
〈方法〉3〈/方法〉
〈補正の内容 書類識別="手続補正書" 四法種別="特許"〉
〈手続補正　一連番号="1"〉
〈書類識別コード〉A16330〈/書類識別コード〉
〈対象項目〉０００７〈/対象項目〉
〈方法〉3〈/方法〉
〈補正の内容 書類識別="明細書" 四法種別="特許"〉
〈段落 番号="0007"〉○○○○○○・・○○○○○○○○○○○○〈/段落〉
〈/補正の内容〉
〈/手続補正〉
〈/補正の内容〉
〈/手続補正〉
〈/補正の記事〉

(19) 図面の図を補正した補正書の補正の記事を補正する場合

（ｉ）書類イメージ

【補正書１】

【書類名】　手続補正書

【提出日】　平成１５年８月１０日

【あて先】　特許庁長官殿

【事件の表示】

【出願番号】　特願２００３－１２３

・
・
・

【手続補正１】

【補正対象書類名】図面

【補正対象項目名】図７

【補正方法】変更

【補正の内容】

【図８】

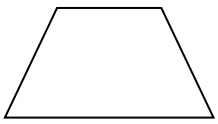

【補正書１】を補正する【補正書２】

【書類名】　手続補正書

【提出日】　平成１５年９月１０日

【あて先】　特許庁長官殿

【事件の表示】

【出願番号】　特願２００３－１２３

・
・
・

【手続補正１】

【補正対象書類名】手続補正書

【補正対象書類受付番号】10310100001

【補正対象項目名】手続補正１

【補正方法】変更

【補正の内容】

【手続補正１】

【補正対象書類名】図面

【補正対象項目名】図８

【補正方法】変更

【補正の内容】

【図８】

～

（ⅱ）　タグ付け例

```
<書類識別コード>A1523</書類識別コード>
<提出日>
<日付>20030910</日付>
</提出日>
<あて先>特許庁長官殿</あて先>
<事件の表示>
<出願書類参照　タイプ="出願"　四法種別="特許">
<ドキュメント識別>
<文書番号>2003000123</文書番号>
</ドキュメント識別>
</出願書類参照>
</事件の表示>
        ・
        ・
        ・
        ・
<補正の記事>
<手続補正　一連番号="1">
<書類識別コード>A1523</書類識別コード>
<受付番号>10310100001</受付番号>
<対象項目>手続補正１</対象項目>
<方法>3</方法>
<補正の内容 書類識別="手続補正書" 四法種別="特許">
<手続補正　一連番号="1">
<書類識別コード>A16331</書類識別コード>
<対象項目>図８</対象項目>
<方法>3</方法>
<補正の内容 書類識別="図面" 四法種別="特許">
<図 番号="8">
<イメージ 縦="255.0" 横="170.0" ソース="99999999999-jpbibl-I000001.tif" ファイルタイプ="tif" />
</図>
</補正の内容>
</手続補正>
</補正の内容>
</手続補正>
</補正の記事>
```

(20) 要約書を補正した補正書の補正の記事を補正する場合

（ｉ）書類イメージ

【補正書１】

【書類名】　手続補正書

【提出日】　平成１５年８月１０日

【あて先】　特許庁長官殿

【事件の表示】

【出願番号】　特願２００３－１２３

・
・
・

【手続補正１】

【補正対象書類名】要約書

【補正対象項目名】全文

【補正方法】全文

【補正の内容】

【書類名】　要約書

【要約】

本発明は原子炉格納容器に係り、・・・・

・・・・・ている。

【選択図】　図１

【補正書１】を補正する【補正書２】

【書類名】　手続補正書

【提出日】　平成１５年９月１０日

【あて先】　特許庁長官殿

【事件の表示】

【出願番号】　特願２００３－１２３

・
・
・

【手続補正１】

【補正対象書類名】手続補正書

【補正対象書類受付番号】10310100001

【補正対象項目名】手続補正１

【補正方法】変更

【補正の内容】

【手続補正１】

【補正対象書類名】要約書

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【書類名】　要約書

【要約】

本発明は原子炉格納容器に係り、・・・・

・・・・・ている。

【選択図】　図１

（ⅱ）　タグ付け例

〈書類識別コード〉A1523〈/書類識別コード〉
〈提出日〉
〈日付〉20030910〈/日付〉
〈/提出日〉
〈あて先〉特許庁長官殿〈/あて先〉
〈事件の表示〉
〈出願書類参照　タイプ="出願"　四法種別="特許"〉
〈ドキュメント識別〉
〈文書番号〉2003000123〈/文書番号〉
〈/ドキュメント識別〉
〈/出願書類参照〉
〈/事件の表示〉
・
・
・
・
〈補正の記事〉
〈手続補正　一連番号="1"〉
〈書類識別コード〉A1523〈/書類識別コード〉
〈受付番号〉10310100001〈/受付番号〉
〈対象項目〉手続補正１〈/対象項目〉
〈方法〉3〈/方法〉
〈補正の内容 書類識別="手続補正書" 四法種別="特許"〉
〈手続補正　一連番号="1"〉
〈書類識別コード〉A16332〈/書類識別コード〉
〈対象項目〉全文〈/対象項目〉
〈方法〉3〈/方法〉
〈補正の内容 書類識別="要約書" 四法種別="特許"〉
〈要約書〉
〈要約書内段落 番号=""〉【要約】〈改行/〉
本発明は、原子炉格納容器に係り、・・・・・・・・・ている。〈改行/〉
【選択図】図１〈/要約書内段落〉
〈/要約書〉
〈/補正の内容〉
〈/手続補正〉
〈/補正の内容〉
〈/手続補正〉
〈/補正の記事〉

(20－１）書誌事項の全文を補正する場合

（ｉ）書類イメージ

【書類名】　　特許願

【整理番号】　　Ｐ２００３－０７０４

【提出日】　　平成１５年７月４日

【あて先】　　特許庁長官殿

【国際特許分類】

【書類名】　　手続補正書

【提出日】　　平成１５年８月１０日

【あて先】　　特許庁長官殿

【事件の表示】

【出願番号】　　特願２００３－１２３

・
・
・
・
・
・

【手続補正１】

【補正対象書類名】　特許願

【補正対象項目名】　全　文

【補正方法】　　変　更

【補正の内容】

（ⅱ）　タグ付け例

〈書類識別コード〉A1523〈/書類識別コード〉
〈提出日〉
〈日付〉20030810〈/日付〉
〈/提出日〉
〈あて先〉特許庁長官殿〈/あて先〉
〈事件の表示〉
〈出願書類参照　タイプ=″出願″　四法種別=″特許″〉
〈ドキュメント識別〉
〈文書番号〉2003000123〈/文書番号〉
〈/ドキュメント識別〉
〈/出願書類参照〉
〈/事件の表示〉
・
・
・
・
〈補正の記事〉
〈手続補正　一連番号=″1″〉
〈書類識別コード〉A163〈/書類識別コード〉
〈対象項目〉全文〈/対象項目〉
〈方法〉3〈/方法〉
〈補正の内容 書類識別=″特許願″ 四法種別=″特許″〉
〈段落 番号=″″〉【書類名】　特許願〈改行/〉
【整理番号】　Ｐ２００３－７０４〈改行/〉
【提出日】　２０００３０７０４〈改行/〉
【あて先】　特許庁長官殿〈改行/〉
【国際特許分類】〈改行/〉
・
・
・
〈/段落〉
〈/補正の内容〉
〈/手続補正〉
〈/補正の記事〉

(20－２）ＳＴ．２６ＸＭＬを補正する場合

（ｉ）書類イメージ

【書類名】　　手続補正書

【提出日】　　令和４年８月１０日

【あて先】　　特許庁長官殿

【事件の表示】

　【出願番号】　　特願２０２２－１２３

　　・
　　・
　　・
　　・
　　・
　　・

【手続補正1】

　【補正対象書類名】明細書

　【補正対象項目名】配列表

　【補正方法】変更

　【補正の内容】

（ⅱ）　タグ付け例（補正書のＸＭＬ）

〈書類識別コード〉A1523〈/書類識別コード〉
〈提出日〉
〈日付〉20220810〈/日付〉
〈/提出日〉
〈あて先〉特許庁長官殿〈/あて先〉
〈事件の表示〉
〈出願書類参照　タイプ="出願"　四法種別="特許"〉
〈ドキュメント識別〉
〈文書番号〉2022000123〈/文書番号〉
〈/ドキュメント識別〉
〈/出願書類参照〉
〈/事件の表示〉
・
・
・
・
〈補正の記事〉
〈手続補正　一連番号="1"〉
〈書類識別コード〉A16330〈/書類識別コード〉
〈対象項目〉配列表〈/対象項目〉
〈方法〉3〈/方法〉
〈補正の内容　書類識別="明細書"　四法種別="特許"〉
〈/補正の内容〉
〈/手続補正〉
〈/補正の記事〉

※タグ〈補正の内容〉には、何も設定しない。

※ＳＴ．２６ＸＭＬと補正書のＸＭＬは別ファイルで設定されており、補正書のＸＭＬとＳＴ．２６ＸＭＬはpackage-dataからリンク付けされている。

(21) 願書（Ｘフォーマットで電子化された書類）の発明者を補正する場合

（ｉ）書類イメージ

【書類名】　　手続補正書

【提出日】　　平成１５年８月１０日

【あて先】　　特許庁長官殿

【事件の表示】

【出願番号】　　特願２００２－１２３

・
・
・
・
・
・

【補正対象書類名】特許願

【補正対象項目名】発明者

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明者】

【住所又は居所】　神奈川県横須賀市元町１丁目２５番地

【氏名】　　発明　一郎

（ⅱ）　タグ付け例

〈書類識別コード〉A1523〈/書類識別コード〉
〈提出日〉
〈日付〉20030810〈/日付〉
〈/提出日〉
〈あて先〉特許庁長官殿〈/あて先〉
〈事件の表示〉
〈出願書類参照　タイプ=″出願″　四法種別=″特許″〉
〈ドキュメント識別〉
〈文書番号〉2002000123〈/文書番号〉
〈/ドキュメント識別〉
〈/出願書類参照〉
〈/事件の表示〉
・
・
・
・
〈補正の記事〉
〈手続補正　一連番号=″1″〉
〈書類識別コード〉A163〈/書類識別コード〉
〈対象項目〉発明者〈/対象項目〉
〈方法〉3〈/方法〉
〈補正の内容 書類識別=″特許願″ 四法種別=″特許″〉
〈発明者の記事〉
〈発明者〉
〈氏名及び住所情報〉
〈氏名又は名称〉発明　一郎〈/氏名又は名称〉
〈住所又は居所情報〉
〈住所又は居所〉神奈川県横須賀市元町１丁目２５番地〈/住所又は居所〉
〈/住所又は居所情報〉
〈/氏名及び住所情報〉
〈/発明者〉
〈/発明者の記事〉
〈/補正の内容〉
〈/手続補正〉
〈/補正の記事〉

(22) 明細書（Ｘフォーマットで電子化された書類）の全文を補正する場合

（ｉ）書類イメージ

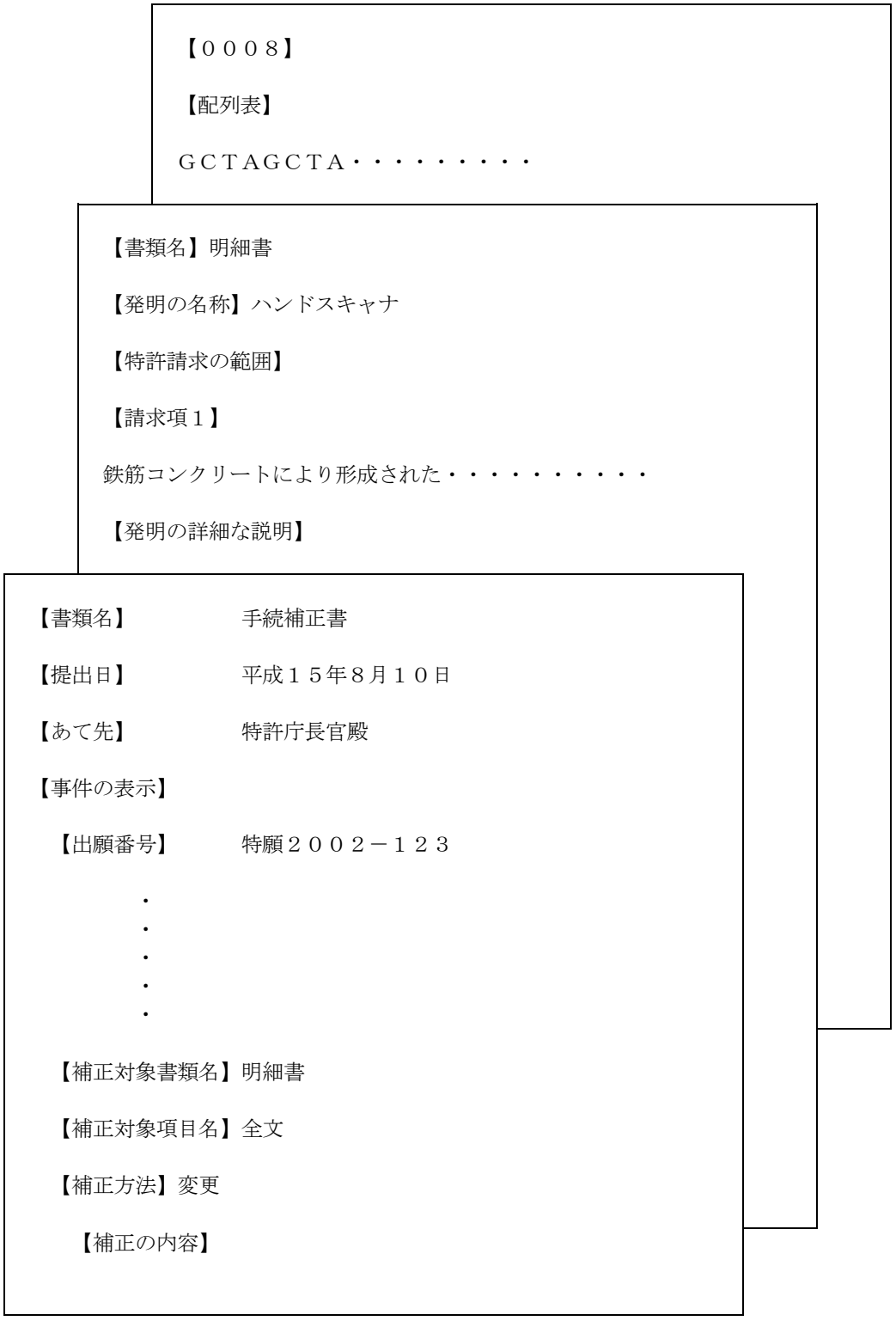

※【書類名】明細書に【配列表】が記載された場合、【配列表】の内容は、補正書のＸＭＬの内容として電子化する。

（ⅱ）　タグ付け例

〈書類識別コード〉A1523〈/書類識別コード〉
〈提出日〉
〈日付〉20030810〈/日付〉
〈/提出日〉
〈あて先〉特許庁長官殿〈/あて先〉
〈事件の表示〉
〈出願書類参照　タイプ="出願"　四法種別="特許"〉
〈ドキュメント識別〉
〈文書番号〉2002000123〈/文書番号〉
〈/ドキュメント識別〉
〈/出願書類参照〉
〈/事件の表示〉
・
・
・
・
〈補正の記事〉
〈手続補正　一連番号="1"〉
〈書類識別コード〉A16330〈/書類識別コード〉
〈対象項目〉全文〈/対象項目〉
〈方法〉3〈/方法〉
〈補正の内容 書類識別="明細書" 四法種別="特許"〉
〈段落 番号=""〉【書類名】　明細書〈改行/〉
【発明の名称】　ハンドスキャナ〈改行/〉
【特許請求の範囲】〈改行/〉
【請求項１】〈改行/〉
鉄筋コンクリートにより形成された・・・・・・・・・・〈改行/〉
【発明の詳細な説明】〈改行/〉
・
・
・　〈改行/〉
【０００８】〈改行/〉
【配列表】〈改行/〉
〈イメージ 縦="255.0" 横="170.0" ソース="99999999999-jpbibl-I000001.tif" ﾌｧｲﾙﾀｲﾌﾟ="tif" /〉 ※
【図面の簡単な説明】〈改行/〉
・
・
〈/段落〉
〈/補正の内容〉
〈/手続補正〉
〈/補正の記事〉

※　【配列表】の内容を書誌イメージとして電子化した例

(23) 明細書（Ｘフォーマットで電子化された書類）の発明の名称を補正する場合

（ｉ）書類イメージ

【書類名】　　手続補正書

【提出日】　　平成１５年８月１０日

【あて先】　　特許庁長官殿

【事件の表示】

　【出願番号】　　特願２００２－１２３

　　・
　　・
　　・
　　・
　　・

【手続補正１】

　【補正対象書類名】　明細書

　【補正対象項目名】　発明の名称

　【補正方法】変更

　　【補正の内容】

　　　【発明の名称】　ハンドスキャナ

（ⅱ）　タグ付け例

〈書類識別コード〉A1523〈/書類識別コード〉
〈提出日〉
〈日付〉20030810〈/日付〉
〈/提出日〉
〈あて先〉特許庁長官殿〈/あて先〉
〈事件の表示〉
〈出願書類参照　タイプ=″出願″　四法種別=″特許″〉
〈ドキュメント識別〉
〈文書番号〉2002000123〈/文書番号〉
〈/ドキュメント識別〉
〈/出願書類参照〉
〈/事件の表示〉
・
・
・
・
〈補正の記事〉
〈手続補正　一連番号=″1″〉
〈書類識別コード〉A16330〈/書類識別コード〉
〈対象項目〉発明の名称〈/対象項目〉
〈方法〉3〈/方法〉
〈補正の内容 書類識別=″明細書″ 四法種別=″特許″〉
〈段落 番号=″″〉【発明の名称】　ハンドスキャナ〈/段落〉
〈/補正の内容〉
〈/手続補正〉
〈/補正の記事〉

(24) 明細書（Ｘフォーマットで電子化された書類）の発明の詳細な説明を補正する場合

（ｉ）書類イメージ

【書類名】　　手続補正書

【提出日】　　平成１５年８月１０日

【あて先】　　特許庁長官殿

【事件の表示】

【出願番号】　　特願２００２－１２３

・
・
・
・
・

【手続補正１】

【補正対象書類名】　明細書

【補正対象項目名】　発明の詳細な説明

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の詳細な説明】

請求項１に係る・・・・・・を・・・・・・した装置。

【０００１】

:

【０００８】

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

【０００９】

・・・・・・・・・・・・・・

（ⅱ）　タグ付け例

〈書類識別コード〉A1523〈/書類識別コード〉
〈提出日〉
〈日付〉20030810〈/日付〉
〈/提出日〉
〈あて先〉特許庁長官殿〈/あて先〉
〈事件の表示〉
〈出願書類参照　タイプ=″出願″　四法種別=″特許″〉
〈ドキュメント識別〉
〈文書番号〉2002000123〈/文書番号〉
〈/ドキュメント識別〉
〈/出願書類参照〉
〈/事件の表示〉
・
・
・
・
〈補正の記事〉
〈手続補正　一連番号=″1″〉
〈書類識別コード〉A16330〈/書類識別コード〉
〈対象項目〉発明の詳細な説明〈/対象項目〉
〈方法〉3〈/方法〉
〈補正の内容 書類識別=″明細書″ 四法種別=″特許″〉
〈段落 番号=″″〉【発明の詳細な説明】〈改行/〉
請求項１に係る・・・・・・を・・・・・・した装置。〈改行/〉
【０００１】〈改行/〉
:
【０００８】〈改行/〉
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〈改行/〉
【０００９】〈改行/〉
・・・・・・・・・・・・・〈/段落〉
〈/補正の内容〉
〈/手続補正〉
〈/補正の記事〉

(25) 明細書（Ｘフォーマットで電子化された書類）の配列表を補正する場合

Ｘフォーマット上では、配列表は明細書の一部として記載されており、例として段落の【０００７】に記載されている内容を段落番号単位で補正する場合の記載である。

（ｉ）書類イメージ

【書類名】　　手続補正書

【提出日】　　平成１５年８月１０日

【あて先】　　特許庁長官殿

【事件の表示】

【出願番号】　　特願２００２－１２３

・
・
・
・
・
・

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】０００７

【補正方法】変更

【補正の内容】

【０００７】

【配列表】

ＧＣＴＡＧＣＴＡ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

：

（ⅱ）－ａ　タグ付け例（補正書のＸＭＬ）

〈書類識別コード〉A1523〈/書類識別コード〉
〈提出日〉
〈日付〉20030810〈/日付〉
〈/提出日〉
〈あて先〉特許庁長官殿〈/あて先〉
〈事件の表示〉
〈出願書類参照　タイプ="出願"　四法種別="特許"〉
〈ドキュメント識別〉
〈文書番号〉2002000123〈/文書番号〉
〈/ドキュメント識別〉
〈/出願書類参照〉
〈/事件の表示〉
・
・
・
・
〈補正の記事〉
〈手続補正　一連番号="1"〉
〈書類識別コード〉A16330〈/書類識別コード〉
〈対象項目〉０００７〈/対象項目〉
〈方法〉3〈/方法〉
〈補正の内容 書類識別="明細書" 四法種別="特許"〉
〈段落 番号=""〉【０００７】〈改行/〉
【配列表】〈改行/〉
〈イメージ 縦="255.0" 横="170.0" ソース="99999999999-jpbibl-I000001.tif" ﾌｧｲﾙﾀｲﾌﾟ="tif" /〉 ※
〈/段落〉
〈/補正の内容〉
〈/手続補正〉
〈/補正の記事〉

※　【配列表】の内容を書誌イメージとして電子化した例

(26) 図面（Ｘフォーマットで電子化された書類）の図を補正する場合

（ｉ）書類イメージ

【書類名】　　手続補正書

【提出日】　　平成１５年８月１０日

【あて先】　　特許庁長官殿

【事件の表示】

【出願番号】　　特願２００２－１２３

・
・
・
・
・
・

【手続補正１】

【補正対象書類名】図面

【補正対象項目名】図１

【補正方法】変更

【補正の内容】

【図１】

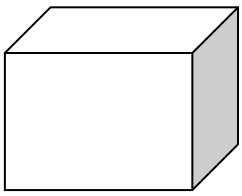

（ⅱ）　タグ付け例

〈書類識別コード〉A1523〈/書類識別コード〉
〈提出日〉
〈日付〉20030810〈/日付〉
〈/提出日〉
〈あて先〉特許庁長官殿〈/あて先〉
〈事件の表示〉
〈出願書類参照　タイプ="出願"　四法種別="特許"〉
〈ドキュメント識別〉
〈文書番号〉2002000123〈/文書番号〉
〈/ドキュメント識別〉
〈/出願書類参照〉
〈/事件の表示〉
・
・
・
・
〈補正の記事〉
〈手続補正　一連番号="1"〉
〈書類識別コード〉A16331〈/書類識別コード〉
〈対象項目〉図１〈/対象項目〉
〈方法〉3〈/方法〉
〈補正の内容 書類識別="図面" 四法種別="特許"〉
〈段落 番号=""〉【図１】〈改行/〉
〈イメージ 縦="150.0" 横="150.0" ソース="99999999999-jpbibl-I000001.tif" ファイルタイプ="tif" /〉
〈/段落〉
〈/補正の内容〉
〈/手続補正〉
〈/補正の記事〉

(27) 要約書（Ｘフォーマットで電子化された書類）の全文を補正する場合

（ｉ）書類イメージ

【書類名】要約書

【要約】

鉄筋コンクリートは・・・・・・・・・・・・

請求項１に係る・・・・・

【選択図】　図１

【書類名】　　手続補正書

【提出日】　　平成１５年８月１０日

【あて先】　　特許庁長官殿

【事件の表示】

【出願番号】　　特願２００２－１２３

・
・
・
・
・
・

【補正対象書類名】要約書

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

（ⅱ）　タグ付け例

〈書類識別コード〉A1523〈/書類識別コード〉
〈提出日〉
〈日付〉20030810〈/日付〉
〈/提出日〉
〈あて先〉特許庁長官殿〈/あて先〉
〈事件の表示〉
〈出願書類参照　タイプ=″出願″　四法種別=″特許″〉
〈ドキュメント識別〉
〈文書番号〉2002000123〈/文書番号〉
〈/ドキュメント識別〉
〈/出願書類参照〉
〈/事件の表示〉
・
・
・
・
〈補正の記事〉
〈手続補正　一連番号=″1″〉
〈書類識別コード〉A16332〈/書類識別コード〉
〈対象項目〉全文〈/対象項目〉
〈方法〉3〈/方法〉
〈補正の内容 書類識別=″要約書″ 四法種別=″特許″〉
〈段落 番号=″″〉【書類名】　要約書〈改行/〉
【要約】〈改行/〉
　鉄筋コンクリートは・・・・・・・・・・・・〈改行/〉
　請求項１に係る・・・・・〈改行/〉
【選択図】　図１〈/段落〉
〈/補正の内容〉
〈/手続補正〉
〈/補正の記事〉

(28) 明細書（Ｘフォーマットで電子化された書類）の段落番号を補正する場合

（ｉ）書類イメージ

【書類名】　　手続補正書

【提出日】　　平成１５年８月１０日

【あて先】　　特許庁長官殿

【事件の表示】

【出願番号】　　特願２００３－１２３

・
・
・
・

【手続補正１】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】０００１

【補正方法】変更

【補正の内容】

【０００１】

本発明は、走査位置の観測確認が容易な・・・

【手続補正２】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】０００２

【補正方法】変更

【補正の内容】

【０００２】イメージ入力装置の中で、ハンドスキャナは・・・

※【段落番号】の直後にテキストが存在する場合は<改行/>を挿入する。

(ii)　タグ付け例

〈書類識別コード〉A1523〈/書類識別コード〉
〈提出日〉
〈日付〉20030810〈/日付〉
〈/提出日〉
〈あて先〉特許庁長官殿〈/あて先〉
〈事件の表示〉
〈出願書類参照　タイプ=″出願″　四法種別=″特許″〉
〈ドキュメント識別〉
〈文書番号〉2003000123〈/文書番号〉
〈/ドキュメント識別〉
〈/出願書類参照〉
〈/事件の表示〉
・
・
・
・
〈補正の記事〉
〈手続補正　一連番号=″1″〉
〈書類識別コード〉A16330〈/書類識別コード〉
〈対象項目〉０００１〈/対象項目〉
〈方法〉3〈/方法〉
〈補正の内容 書類識別=″明細書″ 四法種別=″特許″〉
〈段落 番号=″″〉【０００１】〈改行/〉
本発明は、走査位置の観測確認が容易な・・・
〈/段落〉
〈/補正の内容〉
〈/手続補正〉
〈手続補正　一連番号=″2″〉
〈書類識別コード〉A16330〈/書類識別コード〉
〈対象項目〉０００２〈/対象項目〉
〈方法〉3〈/方法〉
〈補正の内容 書類識別=″明細書″ 四法種別=″特許″〉
〈段落 番号=″″〉【０００２】〈改行/〉
イメージ入力装置の中で、ハンドスキャナは・・・
〈/段落〉
〈/補正の内容〉
〈/手続補正〉
〈/補正の記事〉

(29) 明細書（Ｘフォーマットで電子化された書類）の請求項ｎを補正する場合

（ｉ）書類イメージ

【書類名】　　手続補正書

【提出日】　　平成１５年８月１０日

【あて先】　　特許庁長官殿

【事件の表示】

　【出願番号】　　特願２００３－１２３

　　・
　　・
　　・
　　・

【手続補正１】

　【補正対象書類名】明細書

　【補正対象項目名】請求項１

　【補正方法】変更

　【補正の内容】

　　【請求項１】

　　レンズ系を介して書面からの反射散乱光を・・・

【手続補正２】

　【補正対象書類名】明細書

　【補正対象項目名】請求項２

　【補正方法】変更

　【補正の内容】

　　【請求項２】左または右側の受光を選択的に制御する・・・

※【請求項ｎ】の直後にテキストが存在する場合は、〈改行/〉を挿入する。

(ii)　タグ付け例

〈書類識別コード〉A1523〈/書類識別コード〉
〈提出日〉
〈日付〉20030810〈/日付〉
〈/提出日〉
〈あて先〉特許庁長官殿〈/あて先〉
〈事件の表示〉
〈出願書類参照　タイプ="出願"　四法種別="特許"〉
〈ドキュメント識別〉
〈文書番号〉2003000123〈/文書番号〉
〈/ドキュメント識別〉
〈/出願書類参照〉
〈/事件の表示〉
・
・
・
・
〈補正の記事〉
〈手続補正　一連番号="1"〉
〈書類識別コード〉A16330〈/書類識別コード〉
〈対象項目〉請求項１〈/対象項目〉
〈方法〉3〈/方法〉
〈補正の内容 書類識別="明細書" 四法種別="特許"〉
〈段落 番号=""〉【請求項１】〈改行/〉
本発明は、走査位置の観測確認が容易な・・・
〈/段落〉
〈/補正の内容〉
〈/手続補正〉
〈手続補正　一連番号="2"〉
〈書類識別コード〉A16330〈/書類識別コード〉
〈対象項目〉請求項２〈/対象項目〉
〈方法〉3〈/方法〉
〈補正の内容 書類識別="明細書" 四法種別="特許"〉
〈段落 番号=""〉【請求項２】〈改行/〉
左または右側の受光を選択的に制御する・・・
〈/段落〉
〈/補正の内容〉
〈/手続補正〉
〈/補正の記事〉

7）　例外処理

５．３．６の６）に示した種別以外に提出された補正書は、以下の方法に従い電子化を行う。

(1)　規定外の項目として電子化を行う場合

①規定外の項目が補正の記事（又は訂正の記事）に記載されている場合。

②規定外の項目が補正の内容（又は訂正の内容）配下に記載された場合

③規定外の項目が補正の補正の記事（又は訂正の訂正の記事）に記載されている場合。

④【補正方法】削除で【補正の内容】に記載がある場合。

(2)　全面イメージとして電子化をおこなう場合

①訂正願書等が提出された場合

②提出物件の補正で、補正の内容に″別紙の通り″と記載された場合（※）
″別紙の通り″を削除して、処理を行う。

（※）″別紙の通り″の直下に項目名の記載がない場合は、電子記録基準管理班
~~データエントリ管理班~~に問い合わせを行う。

(3)【補正対象書類名】に複数の書類名の記載がある場合。

(4)【補正の内容】に複数の大項目の記載がある場合

(1)　規定外の項目として電子化を行う場合

①　規定外の項目が補正の記事（又は訂正の記事）に記載されている場合、下記のように作成する。

規定外の項目がグループ内に記載されている場合、そのグループ筆頭項目および該当項目の２項目を規定外の記事として作成する。

例：

申　請　書　　→　　ＸＭＬ

～　　～

【手続補正１】　　※
【補正対象書類名】　特許願
【特許出願】　特許　太郎　☆
【補正対象項目名】　整理番号
【補正方法】　変更
【補正の内容】
　【整理番号】　P2003-001

```
〈補正の記事〉
〈手続補正　一連番号=″1″ エラーコード=″5020″ 〉
〈書類識別コード〉A163〈/書類識別コード〉
〈対象項目名〉整理番号〈/対象項目名〉
〈方法〉3〈/方法〉
〈補正の内容 書類識別=″特許願″ 四法種別=″特許″〉
〈整理番号〉P2003-001〈/整理番号〉
〈/補正の内容〉
〈/手続補正〉
〈/補正の記事〉
〈規定外の項目〉
〈規定外の記事〉                          ※グループの
〈項目名〉手続補正１〈/項目名〉              筆頭項目と
〈/規定外の記事〉                          して設定
〈規定外の記事〉
〈項目名〉特許出願〈/項目名〉                ☆規定外の項目
〈項目内容〉特許　太郎〈/項目内容〉
〈/規定外の記事〉
〈/規定外の項目〉
```

② 規定外の項目が補正の内容（又は訂正の内容）配下に記載された場合、下記のように作成する。

【補正の内容】に記載されている項目が【補正対象書類名】に記載できない項目の場合は、【補正の内容】から規定外の項目として電子化する。

例：

申　請　書　　→　　XML

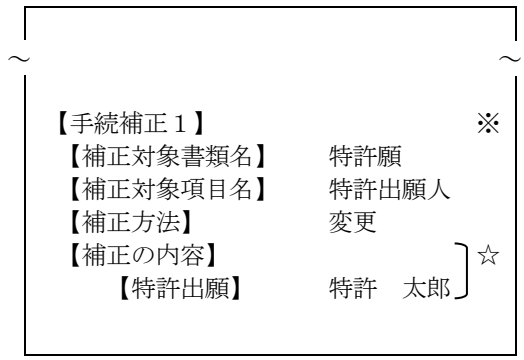


```
〈補正の記事〉
〈手続補正　一連番号=″1″ エラーコード=″5020″〉
〈書類識別コード〉A163〈/書類識別コード〉
〈対象項目名〉特許出願人〈/対象項目名〉
〈方法〉3〈/方法〉
〈/手続補正〉
〈/補正の記事〉
　　・
　　・
〈規定外の項目〉
〈規定外の記事〉　　※グループの筆頭項目として設定
〈項目名〉手続補正１〈/項目名〉
〈/規定外の記事〉
〈規定外の記事〉
〈項目名〉補正の内容〈/項目名〉　　☆規定外項目
〈/規定外の記事〉
〈規定外の記事〉
〈項目名〉特許出願〈/項目名〉
〈項目内容〉特許　太郎〈/項目内容〉
〈/規定外の記事〉
〈/規定外の項目〉
```

③　規定外の項目が補正の補正の記事（又は訂正の訂正の記事）に記載されている場合。

補正される補正の記事（【手続補正２】）に規定外の項目が存在する場合、補正の内容に規定外項目が存在すると考え、【補正の内容】（※１）から規定外の項目として電子化する。

例：

申　請　書　　→　　XML

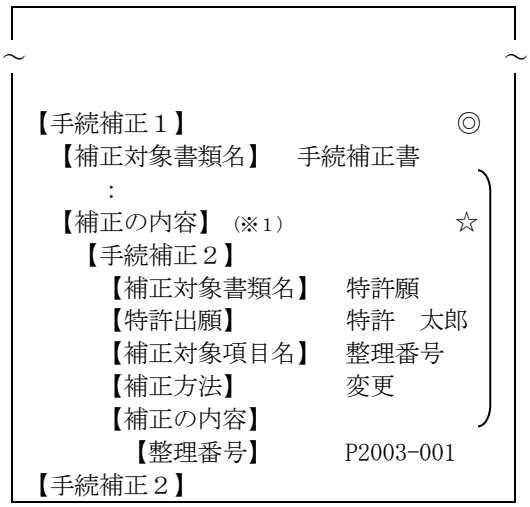


```
〈補正の記事〉
〈手続補正　一連番号=″1″ エラーコード=″5020″〉
　　：
〈/手続補正〉
〈/補正の記事〉
　　・
　　・
〈規定外の項目〉
〈規定外の記事〉                          ◎グループの
〈項目名〉手続補正１〈/項目名〉              筆頭項目と
〈/規定外の記事〉                          して設定
〈規定外の記事〉
〈項目名〉補正の内容〈/項目名〉              ☆規定外の項
〈/規定外の記事〉                          目として設
〈規定外の記事〉                          定
〈項目名〉手続補正２〈/項目名〉
〈/規定外の記事〉
〈規定外の記事〉
〈項目名〉補正対象書類名〈/項目名〉
〈項目内容〉特許願〈/項目内容〉
〈/規定外の記事〉
〈規定外の記事〉
〈項目名〉特許出願〈/項目名〉
〈項目内容〉特許　太郎〈/項目内容〉
〈/規定外の記事〉
　　：
〈規定外の記事〉
〈項目名〉補正の内容〈/項目名〉
〈/規定外の記事〉
〈規定外の記事〉
〈項目名〉整理番号〈/項目名〉
〈項目内容〉P2003-001〈/項目内容〉
〈/規定外の記事〉
〈/規定外の項目〉
```

・申請書類が誤訳訂正書の場合、上記例の“手続補正”を“誤訳訂正”に読み替えること。

④【補正方法】削除で【補正の内容】に記載がある場合。

【補正の内容】に記載されている項目は、【補正の内容】から規定外の項目として電子化する。

例：

申　請　書　　→　　XML

～　　～

【手続補正１】　　※
【補正対象書類名】　特許願
【補正対象項目名】　整理番号
【補正方法】　削除
【補正の内容】　　☆
　【整理番号】　Ｐ１２３４５６
【手続補正２】
　：

〈補正の記事〉
〈手続補正　一連番号=″1″ エラーコード=″5020″〉
〈書類識別コード〉A163〈/書類識別コード〉
〈対象項目名〉整理番号〈/対象項目名〉
〈方法〉2〈/方法〉
〈/手続補正〉
〈手続補正　一連番号=″2″〉
　：
〈/手続補正〉
〈/補正の記事〉
　・
　・
〈規定外の項目〉
〈規定外の記事〉
〈項目名〉手続補正１〈/項目名〉
〈/規定外の記事〉　　※グループの筆頭項目として設定
〈規定外の記事〉
〈項目名〉補正の内容〈/項目名〉
〈/規定外の記事〉
〈規定外の記事〉
〈項目名〉整理番号〈/項目名〉
〈項目内容〉Ｐ１２３４５６〈/項目内容〉
〈/規定外の記事〉
〈/規定外の項目〉　　☆規定外項目

(2)　全面イメージとして電子化をおこなう場合

①訂正願書等が提出された場合

（ｉ）　書類イメージ

【書類名】　　手続補正書

【提出日】　　平成１５年　８月１０日

【あて先】　　特許庁長官殿

【事件の表示】

【出願番号】　　特願２００３－４００１２３

・
・
・
・

【手続補正１】

【補正対象書類名】　　特許願

【補正対象項目名】

【補正方法】

【補正の内容】

【書類名】　特許願

【提出日】　平成１５年１０月１０日

【あて先】　特許庁長官殿

・
・
・
・
・
・

（ⅱ）　タグ付け例

〈書類識別コード〉手続補正書〈/書類識別コード〉
〈提出日〉
〈日付〉20030810〈/日付〉
〈/提出日〉
〈あて先〉特許庁長官殿〈/あて先〉
〈事件の表示〉
〈出願書類参照　タイプ="出願"　四法種別="特許"〉
〈ドキュメント識別〉
〈文書番号〉2003400123〈/文書番号〉
〈/ドキュメント識別〉
〈/出願書類参照〉
〈/事件の表示〉
・
・
・
・
〈補正の記事〉
〈手続補正　一連番号="1"〉
〈書類識別コード〉A163〈/書類識別コード〉
〈対象項目名　エラーコード="5000"〉〈/対象項目名〉
〈方法　エラーコード="5000"〉〈/方法〉
〈補正の内容 書類識別="特許願" 四法種別="特許"〉
〈段落 番号=""〉
〈イメージ 縦="255.0" 横="170.0" ソース="99999999999-jpbibl-I000001.tif" ファイルタイプ="tif" /〉
〈/段落〉
〈/補正の内容〉
〈/手続補正〉
〈/補正の記事〉

②提出物件の補正で、補正の内容に"別紙の通り"と記載された場合

（ｉ）　書類イメージ

委　任　状

【書類名】　手続補正書

【提出日】　平成１５年　９月１０日

【あて先】　特許庁長官殿

【事件の表示】

【出願番号】　特願２００３－４００１２３

・
・
・
・
・

【手続補正１】

【補正対象書類名】　特許願

【補正対象項目名】

【補正方法】

【補正の内容】

（ⅱ）　タグ付け例

〈書類識別コード〉手続補正書〈/書類識別コード〉
〈提出日〉
〈日付〉20030910〈/日付〉
〈/提出日〉
〈あて先〉特許庁長官殿〈/あて先〉
〈事件の表示〉
〈出願書類参照　タイプ="出願"　四法種別="特許"〉
〈ドキュメント識別〉
〈文書番号〉20034000123〈/文書番号〉
〈/ドキュメント識別〉
〈/出願書類参照〉
〈/事件の表示〉
・
・
・
・
〈補正の記事〉
〈手続補正　一連番号="1"〉
〈書類識別コード〉A163〈/書類識別コード〉
〈対象項目名　エラーコード="5000"〉〈/対象項目名〉
〈方法　エラーコード="5000"〉〈/方法〉
〈補正の内容 書類識別="特許願" 四法種別="特許"〉
〈段落 番号=""〉
〈イメージ 縦="255.0" 横="170.0" ソース="99999999999-jpbibl-I000001.tif" ファイルタイプ="tif" /〉
〈/段落〉
〈/補正の内容〉
〈/手続補正〉
〈/補正の記事〉

(3)　【補正対象書類名】に複数の書類名の記載がある場合。

汎用タグとしてタグ<段落>（ ～ ）を利用。

（ｉ）　書類イメージ

【書類名】　　手続補正書

【提出日】　　平成１５年　８月１０日

【あて先】　　特許庁長官殿

【事件の表示】

【出願番号】　　特願２００３－４００１２３

・
・
・
・

【手続補正１】

【補正対象書類名】　　特許願・明細書

【補正対象項目名】　　発明者

【補正方法】　　変更

【補正の内容】

【発明者】

【住所又は居所】　　東京都千代田区・・・

【氏名又は名称】　　発明　太郎

（ⅱ）　タグ付け例

〈書類識別コード〉手続補正書〈/書類識別コード〉
〈提出日〉
〈日付〉20030810〈/日付〉
〈/提出日〉
〈あて先〉特許庁長官殿〈/あて先〉
〈事件の表示〉
〈出願書類参照　タイプ=″出願″　四法種別=″特許″〉
〈ドキュメント識別〉
〈文書番号〉2003400123〈/文書番号〉
〈/ドキュメント識別〉
〈/出願書類参照〉
〈/事件の表示〉
・
・
・
・
〈補正の記事〉
〈手続補正　一連番号=″1″ エラーコード=″5020″〉
〈書類識別コード〉A163〈/書類識別コード〉
〈対象項目名〉発明者〈/対象項目名〉
〈方法〉3〈/方法〉
〈補正の内容 書類識別=″特許願″ 四法種別=″特許″〉
〈段落 番号=″″〉【発明者】〈改行/〉
【住所又は居所】　　東京都千代田区・・・〈改行/〉
【氏名又は名称】　　発明　太郎〈/段落〉
〈/補正の内容〉
〈/手続補正〉
〈/補正の記事〉

(4)　【補正の内容】に複数の項目の記載がある場合

汎用タグとしてタグ<段落>（ ～ ）を利用。

（ｉ）　書類イメージ

【書類名】　　手続補正書

【提出日】　　平成１５年　８月１０日

【あて先】　　特許庁長官殿

【事件の表示】

【出願番号】　　特願２００３－４００１２３

・
・
・
・

【手続補正１】

【補正対象書類名】　　特許願

【補正対象項目名】　　発明者

【補正方法】　　変更

【補正の内容】

【発明者】

【氏名又は名称】　　発明　太郎

【出願人】

【氏名又は名称】　　発明　次郎

【代理人】

【氏名又は名称】　　代理　太郎

（ⅱ）　タグ付け例

〈書類識別コード〉手続補正書〈/書類識別コード〉
〈提出日〉
〈日付〉20030810〈/日付〉
〈/提出日〉
〈あて先〉特許庁長官殿〈/あて先〉
〈事件の表示〉
〈出願書類参照　タイプ=″出願″　四法種別=″特許″〉
〈ドキュメント識別〉
〈文書番号〉2003400123〈/文書番号〉
〈/ドキュメント識別〉
〈/出願書類参照〉
〈/事件の表示〉
・
・
・
・
〈補正の記事〉
〈手続補正　一連番号=″1″ エラーコード=″5020″〉
〈書類識別コード〉A163〈/書類識別コード〉
〈対象項目名〉発明者〈/対象項目名〉
〈方法〉3〈/方法〉
〈補正の内容 書類識別=″特許願″ 四法種別=″特許″〉
〈段落 番号=″″〉【発明者】〈改行/〉
　【氏名又は名称】　　発明　太郎〈改行/〉
【出願人】〈改行/〉
　【氏名又は名称】　　発明　次郎〈改行/〉
【代理人】〈改行/〉
　【氏名又は名称】　　代理　太郎〈/段落〉
〈/補正の内容〉
〈/手続補正〉
〈/補正の記事〉

５．３．７　誤訳訂正書の電子化

誤訳訂正書の「訂正の記事」は、通常の申請書の電子化方法とは異なる。
本章では、その概要、方法を具体的例を踏まえて説明することとする。

１）　却下要件

「訂正の記事」における却下要件は以下の通りである。
下記の(1)～(4)の条件を全て満足しない場合は電子化不能とする。ただし項番(2)～(4)については「訂正の記事」がある場合に限る。

(1) 申請書に「訂正の記事」又は規定外の項目のグループ構成項目が最低１つ以上あること。

(2) 訂正の内容の実データがある、又は訂正方法の実データがあること。
但し、複数グループ記載の場合は、最低１つ上記条件を満たしていればよい。
又、訂正書Ａを訂正した訂正書Ｂの申請で、訂正書Ａの訂正の内容と訂正方法については、対象外とする。（下記の例１を参照）

(3) 訂正のネスト及び、訂正と補正を組み合わせたネストは２回までである。
（訂正の訂正の訂正、補正の訂正の訂正、補正の補正の訂正は電子化不能とする）
複数グループ記載の場合は、すべて上記条件を満たしていること。

(4) 訂正対象書類名の項目と実データの記載が有り、翻訳文提出書・誤訳訂正書・手続補正書・特許請求の範囲（実用新案登録請求の範囲）・明細書・図面・要約書のいずれかであること。
複数グループ記載の場合は、すべて上記条件を満たしていること。
項目名の記載のない場合は、いったん電子化不能とし、電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~の指示を仰いで職権にて作成する。

例１：訂正の訂正が記載された場合

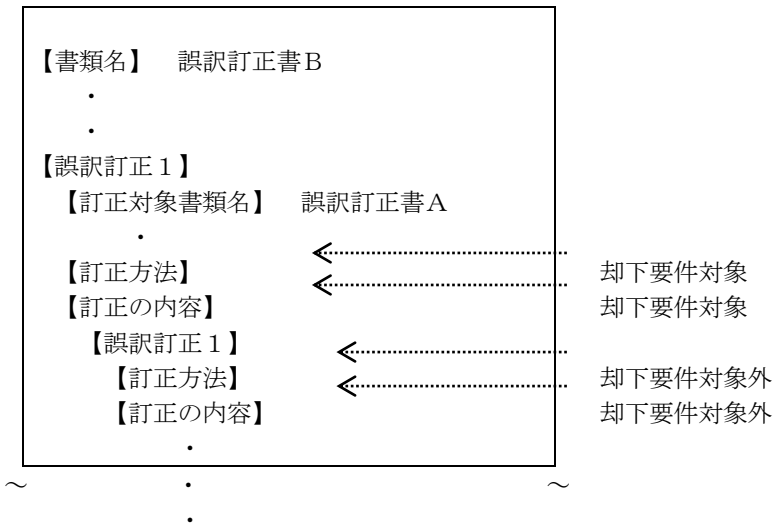

２）　職権訂正の範囲

「訂正の記事」における職権訂正の範囲を以下に定める。

(1)　項目名の職権訂正

５．３書誌情報仕様より項目毎のデータエントリ仕様を参照。

(2)　誤訳訂正ｎの記載が１つもない場合

連続する番号を付与する。

例　1

（職権訂正前）		（職権訂正後）
【書類名】　誤訳訂正書 ・ ・ 【誤訳訂正】 ・ ・ 【誤訳訂正】 ・ ・ 【誤訳訂正】 ・ ・	→	【書類名】　誤訳訂正書 ・ ・ 【誤訳訂正１】 ・ ・ 【誤訳訂正２】 ・ ・ 【誤訳訂正３】 ・ ・

例　2

（職権訂正前）		（職権訂正後）
【書類名】　誤訳訂正書 ・ ・ 【訂正の内容】 ・ ・ 【訂正の内容】 ・ ・ 【訂正の内容】 ・	→	【書類名】　誤訳訂正書 ・ 【誤訳訂正１】 【訂正の内容】 ・ 【誤訳訂正２】 【訂正の内容】 ・ 【誤訳訂正３】 【訂正の内容】 ・

(3)　誤訳訂正ｎの記載が１つ以上欠けている場合（全く記載のない場合は(2)の対処）

職権訂正は行わず、そのまま電子化する。

補足：誤訳訂正ｎの記載が無い場合とは、項目自体が無い場合、及び【誤訳訂正】である。

(4)　誤訳訂正ｎの記載で同じ記載があった場合

職権訂正は行わず、そのまま電子化する。

(5)　【訂正対象書類名】の項目の記載がない場合は、電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~の指示を仰いで職権にて作成する。

(6)　【訂正対象項目名】の内容がデリミタ（【、】）、大括弧（［、］）、亀甲括弧（〔、〕）等で括られている場合は、括弧を削除して電子化する。

例）

（職権訂正前）

【誤訳訂正１】
【訂正対象書類名】実用新案登録請求の範囲
【訂正対象項目名】〔請求項１〕
【訂正方法】　　変更
【訂正の内容】
【請求項１】
・
・

→

（職権訂正後）

【誤訳訂正１】
【訂正対象書類名】実用新案登録請求の範囲
【訂正対象項目名】請求項１
【訂正方法】　　変更
【訂正の内容】
【請求項１】
・
・

(7)　【訂正対象項目名】の内容にスペースが含まれている場合は、スペースを削除して電子化する。

例）

（職権訂正前）

【誤訳訂正１】
【訂正対象書類名】図面
【訂正対象項目名】全△図
【訂正方法】　　変更
【訂正の内容】
【書類名】図面
【図１】
・
・

→

（職権訂正後）

【誤訳訂正１】
【訂正対象書類名】図面
【訂正対象項目名】全図
【訂正方法】　　変更
【訂正の内容】
【書類名】図面
【図１】
・
・

補足：△はスペースを表す。

(8)　訂正の内容の記載で項目名として明らかにデリミタ（【、】）の替わりに大括弧等（［、］）が使用されていると判断出来る場合は、デリミタとみなして電子化する。

(9)　【出願番号】の記載が新様式の番号帯で【訂正対象書類名】と【訂正対象項目名】、【訂正の内容】の直下タグが以下の組み合わせの場合は、新様式として電子化する。

新様式の番号帯は５．３．７の５）の(2)の⑦（ⅲ）参照。

訂正対象書類名	訂正対象項目名	【訂正の内容】直下の内容	職権訂正後		
			訂正対象書類名	訂正対象項目名	【訂正の内容】直下の内容
明細書	特許請求の範囲	【特許請求の範囲】	特許請求の範囲	全文	【書類名】特許請求の範囲
明細書	実用新案登録請求の範囲	【実用新案登録請求の範囲】	実用新案登録請求の範囲	全文	【書類名】実用新案登録請求の範囲

例）

（職権訂正前）

【誤訳訂正１】
　【訂正対象書類名】明細書
　【訂正対象項目名】特許請求の範囲
　【訂正方法】　　変更
　【訂正の内容】
　　【特許請求の範囲】
　　　【請求項１】

→

（職権訂正後）

【誤訳訂正１】
　【訂正対象書類名】特許請求の範囲
　【訂正対象項目名】全文
　【訂正方法】　　変更
　【訂正の内容】
　　【書類名】特許請求の範囲
　　　【請求項１】

(10)　【訂正対象書類名】と【訂正対象項目名】の組み合わせが以下で、【訂正方法】が変更且つ【訂正の内容】の直下に【書類名】の記載がない場合、【訂正対象書類名】の書類名が記載されているものとして電子化する。

訂正対象書類名	訂正対象項目名	訂正方法	みなす書類名の記載
特許請求の範囲	全文	変更	【書類名】特許請求の範囲
実用新案登録請求の範囲	全文	変更	【書類名】実用新案登録請求の範囲
明細書	全文	変更	【書類名】明細書
図面	全図	変更	【書類名】図面
要約書	全文	変更	【書類名】要約書

例）

（職権訂正前）

【誤訳訂正１】
　【訂正対象書類名】明細書
　【訂正対象項目名】全文
　【訂正方法】　　変更
　【訂正の内容】
　　【発明の名称】ハンドスキャナ
　　・
　　・

→

（職権訂正後）

【誤訳訂正１】
　【訂正対象書類名】明細書
　【訂正対象項目名】全文
　【訂正方法】　　変更
　【訂正の内容】
　　【書類名】明細書
　　【発明の名称】ハンドスキャナ
　　・
　　・

(11)　【訂正対象書類名】と【訂正対象項目名】の組み合わせが以下で、【訂正方法】が変更且つ、【訂正の内容】の直下に訂正対象項目名に対応したデリミタ項目の記載がない場合、訂正対象項目に対応したデリミタ項目が記載されているものとみなして電子化する。

訂正対象書類名	訂正対象項目名	訂正方法	【訂正の内容】直下にみなす記載
特許請求の範囲	請求項ｎ	変更	【請求項ｎ】
実用新案登録請求の範囲	請求項ｎ	変更	【請求項ｎ】
明細書	段落番号 （０００１等）	変更	段落番号 （０００１等）

例）

（職権訂正前）

【誤訳訂正１】
　【訂正対象書類名】特許請求の範囲
　【訂正対象項目名】請求項２
　【訂正方法】　　変更
　【訂正の内容】
　　レンズ系を介して書面からの・・
　　・
　　・

→

（職権訂正後）

【誤訳訂正１】
　【訂正対象書類名】特許請求の範囲
　【訂正対象項目名】請求項２
　【訂正方法】　　変更
　【訂正の内容】
　　【請求項２】
　　　レンズ系を介して書面からの・・
　　・
　　・

例）

（職権訂正前）

【誤訳訂正１】
　【訂正対象書類名】明細書
　【訂正対象項目名】０００５
　【訂正方法】　　変更
　【訂正の内容】
　　イメージ入力装置の中で、・・
　　・
　　・

→

（職権訂正後）

【誤訳訂正１】
　【訂正対象書類名】明細書
　【訂正対象項目名】０００５
　【訂正方法】　　変更
　【訂正の内容】
　　【０００５】
　　　イメージ入力装置の中で、・・
　　・
　　・

(12)　旧様式に対する訂正の場合、【訂正の内容】の【段落番号】および【請求項ｎ】の直後にテキストが存在する場合は、改行を挿入し電子化する。

例）

（職権訂正前）

```
【誤訳訂正１】
　【訂正対象書類名】明細書
　【訂正対象項目名】０００１
　【訂正方法】　　変更
　【訂正の内容】
　　【０００１】イメージ入力・・・
　　・
　　・
```

→

（職権訂正後）

```
【誤訳訂正１】
　【訂正対象書類名】明細書
　【訂正対象項目名】０００１
　【訂正方法】　　変更
　【訂正の内容】
　　【０００１】
　　　イメージ入力・・
　　・
　　・
```

例）

（職権訂正前）

```
【誤訳訂正１】
　【訂正対象書類名】明細書
　【訂正対象項目名】請求項１
　【訂正方法】　　変更
　【訂正の内容】
　　【請求項１】レンズ系を介し・・・
　　・
　　・
```

→

（職権訂正後）

```
【誤訳訂正１】
　【訂正対象書類名】明細書
　【訂正対象項目名】請求項１
　【訂正方法】　　変更
　【訂正の内容】
　　【請求項１】
　　　レンズ系を介し・・・
　　・
　　・
```

新様式に対する訂正のときも、下記の場合は上記の職権訂正を行う。（何れも、【訂正の内容】の記載内容をタグ＜段落＞（＜ｐ＞～＜／ｐ＞）に設定し、電子化を行うケース。５．３．７の５）の(2)の②③④参照）

①【訂正の内容】に記載された項目が複数の訂正の単位で記載されている場合

②【訂正の内容】の直下に記載された項目が規定外の場合

③【訂正の内容】の下に項目名の記載がなく、内容の記載がある場合

①の例）

（職権訂正前）

【訂正の内容】
【０００１】本発明は走査位置の・・・・・・・・ものである。
【０００２】イメージ入力装置・・・・・・・・・実用に供されている。

→

（職権訂正後）

【訂正の内容】
【０００１】
本発明は走査位置の・・・・・・・・ものである。
【０００２】
イメージ入力装置・・・・・・・・・実用に供されている。

②の例）

（職権訂正前）

【訂正の内容】
【実施例１】
【０００５】図１は本発明装置の・・・・・・・・検出機構である。

→

（職権訂正後）

【訂正の内容】
【実施例１】
【０００５】
図１は本発明装置の・・・・・・・・検出機構である。

③の例）

（職権訂正前）

【訂正の内容】
筐体に取付けたスイッチを用いて・・・・・適用できる。
【０００９】このような光学系の・・・・・効果がある。

→

（職権訂正後）

【訂正の内容】
筐体に取付けたスイッチを用いて・・・・・適用できる。
【０００９】
このような光学系の・・・・・・効果がある。

3）　申請種別における誤訳訂正書提出の範囲

申請別に提出の範囲が定められる。以下にその範囲を記載する。

（1）請求の範囲の全文を訂正する場合

（2）請求の範囲の請求項を訂正する場合

（3）明細書の全文を訂正する場合

（4）明細書の発明の名称を訂正する場合

（5）明細書を段落単位に訂正する場合

（6）明細書の配列表を訂正する場合

（7）図面の全図を訂正する場合

（8）図面を図番単位に訂正する場合

（9）要約書全文を訂正する場合

4）　【誤訳訂正ｎ】・【訂正の内容】の電子化規準

(1)　開始、終了の判断

①開始の判断

「訂正の記事」は初めの「訂正の記事」の項目のどれかが記載された以降が当該手続きの訂正の記事とする。

②終了条件

「訂正の記事」の終了は、書誌の終了か以下に示す条件に合致した場合である。
【誤訳訂正ｎ】が繰り返し出現する場合は、最後の【誤訳訂正ｎ】の【訂正の内容】が終了した場合とする。

項番	訂正対象項目名	訂正対象書類名	訂正の内容直下	訂正の内容の終了とする項目（*1）					
				誤訳訂正ｎ	訂正の理由等	手数料の表示	持分の割合	その他	提出物件の目録
1	全文以外	誤訳訂正書	－	○＊	○	○	○＊	○＊	○
2		手続補正書	－	○	○	○	○＊	○＊	○
3		翻訳文提出書	－	○	○	○	○	○＊	○
4	全文	誤訳訂正書	誤訳訂正ｎ	―	―	―	―	―	―
			誤訳訂正ｎ以外	×	○	×	×	×	×
5		手続補正書	手続補正ｎ	○	○	○	×	×	○
			手続補正ｎ以外	○	○	×	×	×	×
6		翻訳文提出書	－	○	○	○	○	×	×
7	－	特許請求の範囲（実用新案登録請求の範囲）・明細書・図面・要約書	－	○	○	○	○	○	○
8	－	上記以外	電子化不能						

＊　：【訂正の内容】直下は、除く。
＊１：【誤訳訂正ｎ】、【訂正の理由等】、【持分の割合】、【手数料の表示】、【その他】、【提出物件の目録】を指す。（【誤訳訂正ｎ】以降に記載可能な項目。）

注）【訂正の内容】の記載がない場合、訂正の記事の終了は、誤訳訂正書に記載可能な項目(*1)が出現するまでとする。（訂正の方法が削除の場合は、(4)【誤訳訂正ｎ】の電子化③を参照）

補足：

・【訂正対象項目名】に記載される“全文”は、以下のとおりに判断する。
　「スペースを除いたあと、内容中に“全文”と連続する文字列があった場合」
・項目【訂正対象項目名】の記載なし、及び、【訂正対象項目名】の内容の記載がない場合は、全文以外とする。
・【誤訳訂正ｎ】は、【誤訳訂正ｎ】及びその従属項目の出現、【手数料の表示】は、【手数料の表示】及びその従属項目の出現とする。
・訂正の訂正の終了は、訂正される【誤訳訂正ｎ】の【訂正の内容】の終了条件を適用して、終了を判断する。
・訂正される補正書の【補正の内容】の終了は、訂正する【訂正の内容】の終了とする。但し、全文訂正の場合の訂正される補正書の【補正の内容】の終了は、上記の【訂正の内容】の範囲内で補正書の補正の記事の電子化規準に従う。

(2) 「【誤訳訂正】（タグ<補正の記事>）」の構成

日本語標準名	タグ名	繰返し	内　　容
補正の記事	jp:amendment-article		補正の記事全体を示すタグ
手続補正	jp:amendment-group	○	一つの訂正に対応するグループを構成するタグ
書類識別コード	jp:document-code		書類分類コードを設定
受付番号	jp:receipt-number		受付番号を設定
提出日	jp:submission-date		提出日を表す
日付	jp:date		日付を設定
整理番号	jp:file-reference-id		整理番号を設定
対象項目	jp:item-of-amendment		訂正した書類の項目名を設定
方法	jp:way-of-amendment		訂正の方法を設定
補正の内容	jp:contents-of-amendment		訂正の内容を設定

(3) 「訂正の記事」の設定　（タグ<補正の記事></補正の記事>）

① 「訂正の記事」の開始タグ<補正の記事>の設定

「訂正の記事」を構成する項目全体を指すタグとして、当該手続の初めの「訂正の記事」が開始された位置に出力する。

・【誤訳訂正ｎ】の記載がある場合、
「訂正の記事」のタグ<補正の記事>を設定する。
・【誤訳訂正ｎ】の記載がない場合、
５．３．７職権訂正の範囲(2)～(5)を参照し、職権により、【誤訳訂正ｎ】又はｎを補い、「訂正の記事」のタグ<補正の記事>を設定する。

② 「訂正の記事」の終了タグ</補正の記事>の設定

「訂正の記事」の終了は、書誌の終了か【訂正の内容】の終了（５．３．７の４）(1)②の終了条件を参照）とし、当該手続の「訂正の記事」の終了位置に終了タグ</補正の記事>を設定する。
又、「訂正の記事」の終了タグ</補正の記事>を設定する場合は「誤訳訂正」の終了タグ</手続補正> の直後とする。

【誤訳訂正１】 【訂正対象書類名】　明細書 【訂正対象書類受付番号】　１０３１０２００００１ 【訂正対象書類提出日】　平成１５年７月２１日 【訂正対象書類整理番号】　Ｐ２００３－１２３４ 【訂正対象項目名】　０００２ 【訂正方法】　変更 【訂正の内容】 ・	<補正の記事> <手続補正　一連番号=″1″> <書類識別コード>A16330</書類識別コード> <受付番号>10310200001</受付番号> <提出日> <日付>20030721</日付> </提出日> <整理番号>P2003-1234</整理番号> <対象項目>0002</対象項目> <方法>3</方法> <補正の内容　書類識別=”明細書” 四法種別=”特許”> ・ </補正の内容> </手続補正> </補正の記事>

(4)　【誤訳訂正ｎ】の電子化　　（タグ<手続補正>…</手続補正>）

①　誤訳訂正ｎの開始タグ<手続補正>及びタグ属性の一連番号の設定

《ケース１》

申請書の状態　　【誤訳訂正ｎ】の記載がある場合、

電子化における対処　<手続補正　一連番号=″n″ >

《ケース２》

申請書の状態　　【誤訳訂正ｎ】の記載がない場合

電子化における対処　【訂正方法】又は【訂正の内容】の記載がある場合は、
【誤訳訂正】を付与し、タグを設定する。

<手続補正>
（５．３．７　２）　職権訂正の範囲参照）

②　タグ属性「一連番号」の設定

《ケース１》

申請書の状態　　ｎが数字３桁以内の場合（スペース含む）

電子化における対処　デリミタ内のｎを取り出しタグ属性「一連番号=″n″」を設定する。

《ケース２》

申請書の状態　　ｎが数字４桁以上の場合

電子化における対処　記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。
＜手続補正　一連番号=″1234″　エラーコード=″5200″＞と設定する。

《ケース３》

申請書の状態　　ｎの記載がない場合（例：【誤訳訂正】）

電子化における対処　タグ属性「一連番号=″n″」の設定なし。

補　足：

正常なケースは【誤訳訂正ｎ】があり、ｎは１からシーケンスに記載される。

③　誤訳訂正ｎの終了タグ〈/手続補正〉の設定

誤訳訂正ｎの終了は書誌の終了か、５．３．７の４）⑴②の終了条件と合致した場合とし、終了タグ〈/手続補正〉を設定する。
又、「誤訳訂正ｎ」の終了タグ〈/手続補正〉は、当該記事に【訂正の内容】が存在した場合は、〈/補正の内容〉の直後に設定する。【訂正の内容】が存在しない場合（【訂正方法】が「削除」の場合）は、〈方法〉～〈/方法〉の直後に設定する。

（例）　【訂正方法】が「削除」の場合

【誤訳訂正１】 【訂正対象書類名】　誤訳訂正書 【訂正対象項目名】　誤訳訂正３ 【訂正方法】　削除 【誤訳訂正２】 ： ：	〈補正の記事〉 〈手続補正　一連番号=″1″〉 〈書類識別コード〉A1524〈/書類識別コード〉 〈対象項目〉誤訳訂正３〈/対象項目〉 〈方法〉2〈/方法〉 〈/手続補正〉 〈手続補正　一連番号=″2″〉 ： ： 〈/手続補正〉 〈/補正の記事〉

※　【訂正方法】、【訂正の内容】が共に記載されていない場合は、電子化不能。

④　誤訳訂正ｎの繰り返しの制限

訂正の記事の繰り返し数は、９９９個までとする。９９９個をこえた場合は、
・訂正の記事９９８個目までは通常通りコード化して電子化する。
・訂正の記事９９９個目は通常通りコード化して電子化するが、タグ〈手続補正〉にエラーコード（５０７０）を設定し、原データ付与とする。原データには、９９９個目以降の訂正の記事の記載内容をイメージ化し設定する。

(5)　【訂正方法】の電子化

①　タグ‹方法›‹/方法›の設定

《ケース１》

申請書の状態　　【訂正方法】の記載がある場合

電子化における対処　タグ‹方法›を設定し、【訂正方法】の内容の終了位置に
タグ‹/方法›を設定する。

《ケース２》

申請書の状態　　【訂正方法】　削除　　の記載がある場合

電子化における対処　タグ‹方法›を設定し、【訂正方法】の内容の終了位置に
タグ‹/方法›を設定する。この場合、【訂正の内容】の
記載はないが電子化不能とはならない。

《ケース３》

申請書の状態　　【訂正方法】の記載がない場合

電子化における対処　タグの設定なし。但し、【訂正の内容】がない場合は電子化不能とする。

②　実データの設定

【訂正方法】に設定される実データは「第５章　５．３．４の共－６７」を参照。

(6)　【訂正の内容】の電子化

①　タグ‹補正の内容›‹/補正の内容›の設定

《ケース１》

申請書の状態　　【訂正の内容】の記載がある場合

電子化における対処　タグ‹補正の内容›を設定し、【訂正の内容】の内容の終了位置に
タグ‹/補正の内容›を設定する。

《ケース２》

申請書の状態　　【訂正の内容】の記載がない場合

電子化における対処　タグの設定なし。但し、【訂正方法】がない場合は電子化不能とする。
（複数の繰り返しで、実データのない場合は除く）

② タグ属性“書類識別”、“四法種別”の設定（ タグ<補正の内容> ）

《ケース１》

申請書の状態　　同一グループ内に【訂正対象書類名】の実データが設定されている。

電子化における対処　【訂正対象書類名】の実データに対応するタグ属性値をタグ<補正の内容>のタグ属性“書類識別”に設定する。
又、【訂正対象書類名】の実データより四法が特定できる場合、タグ属性“四法種別”に属性値を設定する。【訂正対象書類名】で四法が特定できない場合は、タグ<事件の表示>配下のタグ<出願書類参照>のタグ属性“四法種別”と同じ属性値を設定する。

《ケース２》

申請書の状態　　同一グループ内に【訂正対象書類名】の実データが設定されていない。

電子化における対処　電子化不能として、電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~に返却する。

【誤訳訂正１】 【訂正対象書類名】　明細書 【訂正対象項目】　０００３ 【訂正方法】　変更 【訂正の内容】 【０００３】ＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫ	<補正の記事> <手続補正　一連番号=″1″> <書類識別コード>A16330</書類識別コード> <対象項目>０００３</対象項目> <方法>3</方法> <補正の内容 書類識別=”明細書” 四法種別=”特許”> <段落 num=”0003”>ＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫ・・・</段落> </補正の内容> </手続補正> </補正の記事>

5）　訂正の内容の電子化

(1)　書誌の訂正の場合

【訂正の内容】配下に記載された書誌の項目は、以下の規定により電子化を行う。

①　【訂正対象書類名】を考慮して電子化を行う。（【訂正対象書類名】に記載された書類名に記載可能な項目を対象として電子化をする。つまり、その記載可能な項目以外の項目が記載された場合は、規定外の項目として電子化を行う。）

書誌項目の訂正の単位

書類名	訂正の単位
訂正対象書類名 記載可能書類 （請求の範囲、明細書、図面、要約書を除く）	単独項目
	単独項目の繰り返し
	グループ項目（※）
	グループ項目の繰り返し（※）

※グループ内の項目も記載可能な項目かの判定を行う。

②　【訂正対象書類名】に記載された書類の書誌変換仕様に従い電子化を行い、タグ<補正の内容>配下に設定する。但し、【誤訳訂正ｎ】（手続補正ｎ）の場合は、タグ<補正の記事>、</補正の記事>は設定せず、タグ<補正の内容>直下にはタグ<手続補正>から設定する。

③　電子化時にエラーが発生した場合、エラーが発生したタグの属性にエラーコードを設定する。【訂正の内容】に記載された項目にエラーが生じた場合、タグ<手続補正>のタグの属性にもエラー識別ＩＤを設定する。

④　「訂正の記事」の【訂正対象書類名】から特定できる四法と【事件の表示】に記載されている四法の相関チェックを行い、一致しない場合は電子化不能とする。
【訂正対象書類名】から四法が特定できない場合はチェックは行わない。

⑤　訂正対象書類名に電子化対象の書類の記載があるにも係わらず、訂正の内容がデリミタから始まっていない場合（何らかの不明の記載がある場合）エラーとして、タグ<手続補正>の属性に、エラーコード５０２０を設定し、【訂正の内容】配下に記載された内容をタグ<段落>（ ～ ）に設定し、電子化を行う。

⑥　【事件の表示】の【審判番号】・【審判請求日】・【出願番号】・【出願日】が記載されエラーであった場合は、他の番号と同様に記載内容をそのまま設定し、タグの属性にエラー識別ＩＤを設定する。

⑦　【訂正対象書類名】に誤訳訂正書（手続補正書）の記載があり、又、【訂正対象項目名】に「全文」の記載があり且つ【訂正の内容】直下に訂正の記事（補正の記事）の項目が記載されていない場合、誤訳訂正書（手続補正書）の「全文訂正」とする。また、誤訳訂正書、手続補正書以外の書類で、【訂正対象項目名】に「全文」の記載があった場合も「全文訂正」とする。この場合、訂正の内容の配下に記載された内容をタグ<段落>（ ～ ）に設定し、電子化を行う。

(2)　請求の範囲・明細書・図面・要約書の訂正の場合

【訂正の内容】配下に記載された請求の範囲・明細書・図面・要約書は、以下の規定により電子化を行う。

①　訂正対象書類名を考慮して電子化を行う。【訂正対象書類名】に記載された書類名（“特許請求の範囲”、“実用新案登録請求の範囲”、“明細書”、“図面”、“要約書”の何れか）の項目変換仕様に従い電子化を行い、タグ<補正の内容>配下に設定する。書類名毎の訂正の単位を以下に示す。

書類名毎の訂正の単位

書類名	補正の単位
特許請求の範囲	全文
実用新案登録請求の範囲	請求項
明細書	全文
	発明の名称
	段落番号
	配列表
図面	全図
	図
要約書	全文

②　【訂正の内容】に記載された項目が、複数の訂正の単位で記載された場合、【訂正の内容】の記載内容をタグ<段落>（ ～ ）に設定し、電子化を行う。

③　【訂正の内容】の直下に記載された項目が規定外の場合、汎用タグとしてタグ<段落>（ ～ ）を利用し電子化を行う。訂正の内容の配下に記載された内容をタグ<段落>に設定しテキストデータで電子化する。

④　【訂正の内容】の下に項目名の記載がなく、内容の記載がある場合、エラーとして、タグ<手続補正>の属性に、エラーコード５０２０を設定し、訂正の内容の配下に記載された内容をタグ<段落>（ ～ ）に設定する。

⑤　旧様式（Ｘフォーマット）で提出された明細書・図面・要約書を訂正する場合は、旧様式で規定されていた単位で訂正を行う。訂正の内容の配下に記載された内容は、タグ<段落>（ ～ ）を利用し電子化を行う。

書類名	訂正の単位
明細書	全文
	発明の名称
	特許請求の範囲
	請求項
	発明の詳細な説明
	段落
	図面の簡単な説明
	図
	符号の説明
図面	全図
	図
要約書	全文

⑥　明細書(旧様式)の項目をタグ<段落>の内容に設定する場合、４大項目名の「発明の名称」、「特許請求の範囲」、「発明の詳細な説明」、「図面の簡単な説明」の各項目は、その記載があった場合、正しい項目名として設定する。

また、明細書（旧様式）の「４大項目」と「その他の項目名の記載事例」（5.3.6手続補正書の電子化　５）補正の内容の電子化(2)⑥）に示す「その他の項目名の記載事例」にあげた項目名は、各欄の「設定する項目名」の項目名に変換し設定する。

上記以外の項目名は、記載どおりに設定する。

４大項目名以外の項目名は、記載どおりに設定する。

⑦　旧様式（Ｘフォーマット）で提出された書類か、新様式（ＸＭＬ）で提出された書類かの判断は、【事件の表示】の【出願番号】か【出願日】の記載、訂正の内容の記載内容で判断する。

（ｉ）　訂正対象書類が図面又は要約書の場合、以下のとおりに判断する。

・出願番号の記載で判定

一連番号 / 年	０００００１～４９９９９９		５００００１～	
	旧様式の番号帯	新様式の番号帯		
～２００２	旧様式	旧様式	新様式	
２００３	旧様式	新様式	新様式	
２００４～	新様式	新様式	新様式	

・出願番号の記載がない場合、出願日の記載で判定

出願日の記載	新様式、旧様式の判定	
～２００２年１２月３１日	旧様式	
２００３年1月１日～２００３年6月３０日	旧様式	
２００３年7月１日～	新様式	

（ⅱ）　訂正対象書類が請求の範囲の場合、新様式（ＸＭＬ）で提出された書類と判断する。

（ⅲ）　訂正対象書類が明細書の場合、以下のとおりに判断する。

(a) 訂正対象書類の明細書が旧様式か新様式かの判断

・出願番号の記載で判定

一連番号 / 年	０００００１～４９９９９９		５００００１～	
	旧様式の番号帯	新様式の番号帯		
～２００２	旧様式	旧様式	記載内容で判定	
２００３	記載内容で判定	新様式	記載内容で判定	
２００４～	新様式	新様式	記載内容で判定	

・出願番号の記載がない場合、出願日の記載で判定

出願日の記載	新様式、旧様式の判定	
～２００２年１２月３１日	旧様式	
２００３年1月１日～２００３年6月３０日	記載内容で判定	
２００３年7月１日～	新様式	

・出願番号、出願日で判断できない場合、記載内容で判定
　訂正の内容に旧様式と判定できる以下の項目が記載された場合は旧様式と判断するが、それ以外の場合は、新様式と判断する。

【特許請求の範囲】、【請求項ｎ】、【発明の詳細な説明】
【実用新案登録請求の範囲】、【考案の詳細な説明】

(b) 訂正対象書類の明細書（新様式）が様式統一前か様式統一後かの判断

・出願番号の記載で判定

出願番号の記載	様式統一前、様式統一後の判定
～２００８年	様式統一前
２００９年～	様式統一後

・提出された訂正書の差出日で判定

提出された訂正書の差出日	様式統一前、様式統一後の判定
～２００８年１２月３１日	様式統一前
２００９年１月１日～	様式統一後

⑧　訂正の内容の終了条件は、５．３．７の４）(1)②に従う。

(3)　訂正の訂正（「訂正の記事」の訂正、「補正の記事」の訂正）の場合

【訂正の内容】配下に記載された訂正の記事は、以下の規定により電子化を行う。

①　訂正書の訂正は【訂正対象書類名】を考慮し、電子化を行う。【訂正の内容】直下に「訂正の記事」の項目が最低１つ以上あり、且つ【訂正対象書類名】が誤訳訂正書の場合、訂正書の訂正とみなす。又訂正対象書類名が訂正書以外で【訂正の内容】直下に「訂正の記事」の項目が存在した場合は、その「訂正の記事」は規定外の項目となる。

②　手続補正書の訂正において、訂正対象となる「補正の記事」の【補正対象書類名】に願書が記載されている場合は、その「補正の記事」は規定外の項目となる。

③　訂正の訂正では、訂正される訂正書の【訂正方法】と【訂正の内容】の必須項目チェックは行わないが【訂正の内容】配下に記載される書誌の項目の電子化については、５．３．７の５）(1)に従う。また、【訂正の内容】配下に記載される請求の範囲、明細書、図面、要約書の項目の電子化は、５．３．７の５）(2)に従う。

④　訂正される訂正書の訂正対象書類が旧様式（Ｘフォーマット）で提出された書類か、新様式（ＸＭＬ）で提出された書類かの判断は、【事件の表示】の【出願番号】か【出願日】の記載で判断する。５．３．７の５）訂正の内容の電子化(2)⑦参照

⑤　訂正の訂正の終了条件は、５．３．７の４）(1)②に従う。

５．３．８　【意見の内容】等の電子化

１）　前提条件

意見書に記載される【意見の内容】又は、上申書に記載される【上申の内容】など、
下記の表に記載された項目の電子化は、通常の電子化方法とは異なる。
本章では、その概要、方法について具体例を踏まえて説明することとする。

書　　類　　名	項　　目　　名	タ　　グ　　名
意見書	【意見の内容】	jp:opinion-contents-article
上申書	【上申の内容】	同　　上
弁明書	【弁明の内容】	同　　上
優先審査に関する事情説明書	【実施の状況等】	同　　上
早期審査に関する事情説明書	【早期審査に関する事情説明】	同　　上
早期審査に関する事情説明補充書	【補充の内容】	同　　上
誤訳訂正書	【訂正の理由等】	同　　上
出願審査請求書	【手数料に関する特記事項】	同　　上
登録書類（＊１）	【特許料等に関する特記事項】	同　　上
実用新案技術評価請求書	【請求人の意見】	同　　上
実用新案技術評価請求書（他人）	【請求人の意見】	同　　上
回復理由書	【回復の理由】	同　　上
保全審査に付することを求める申出書	【申出の理由】	同　　上
	【申出に係る発明の内容】	jp:invention-contents-article

（＊１）　電子化対象書類一覧に記載の登録書類。但し、手続補足書(R220)は除く。

意見の内容の構造は下記の表のように設定されている。

日本語標準名	タグ名	繰り返し	備　　考
意見の内容	jp:opinion-contents-article		意見の内容全体を示す。
段落	p	○	記載内容を設定する。
段落内改行	br	○ ※１	記載内容の段落の区切りとして設定。
イメージ	img	○ ※１	図形等をイメージファイルにて電子化した場合に設定する。

※１　タグ
、タグ<img>は、タグ<p>の配下で順不同繰り返し設定可能。

申出に係る発明の内容の構造は下記の表のように設定されている。

日本語標準名	タグ名	繰り返し	備　　考
申出に係る発明の内容	jp:invention-contents-article		申出に係る発明の内容全体を示す。
段落	p	○	記載内容を設定する。
段落内改行	br	○ ※１	記載内容の段落の区切りとして設定。
イメージ	img	○ ※１	図形等をイメージファイルにて電子化した場合に設定する。

※１　タグ
、タグ<img>は、タグ<p>の配下で順不同繰り返し設定可能。

以降の記載で【意見の内容】は、【上申の内容】等と置き換えられる。
また、タグ<意見の内容>は、タグ<申出に係る発明の内容>と置き換えられる。
ただし、「保全審査に付することを求める申出書」は、補正対象外のため、
「６）　意見の内容の補正」に関する記載は【申出の理由】および【申出に係る発明の内容】に適用されない。

2）　却下要件としての電子化不能

【意見の内容】又は、【上申の内容】などに関する却下要件としての電子化不能は存在しない。

3）　職権訂正の範囲

5章　項目毎のデータエントリ仕様を参照

4）　意見の内容の電子化方法

(1)　内容の開始と終了

①開始判断

項目の終わり（識別子“】”）から続く、連続スペース又は最初に出現する連続する改行（ＣＲＬＦ）を除き、以降に出現する文字または文字修飾~~対応範囲内の制御記号~~*1を内容の開始とする。

例１

【上申の内容】△△△△
△平成５年・・・・・・・
↑
開始位置

例２

【上申の内容】△平成５年・・・・
↑
開始位置

例３

【上申の内容】△△△△
・
・
△平成５年・・・・・・・
↑
開始位置

例４

【上申の内容】△△△△
・
・
△平成１５年・・・・・・
↑
開始位置

＊１　文字修飾~~対応範囲の制御記号~~

・文字修飾~~対応範囲の制御記号~~は以下の３種類~~の記号~~とする。

・下線~~開始~~　　~~・下線終了~~
・~~部分~~字上げ　　・~~部分~~字下げ

・文字修飾~~対応範囲の制御記号~~の使用例

（ｉ）　申請書の記載

本発明は、原子炉格納容器$^{ＢＯＸ－１}$に係り・・・

(ii)　電子化データ

本発明は、〈下線〉原子炉格納容器〈/下線〉
〈下線〉〈字上げ〉ＢＯＸ〈/字上げ〉〈/下線〉〈字上げ〉－１〈/字上げ〉
に係り・・・

②終了判断

書誌記載項目が出現するまでか、出現しない場合は、当該書誌の終了までを内容の終了とする。

規定外項目は、書誌記載項目とみなさず、タグ<意見の内容>の内容として扱う。

(a)通常の規定外項目の処理のように位置情報を該当項目の直前に作成することはしない。

記載された項目及び内容をそのまま電子化する。

例

【意見の内容】

ＸＸＸ

(2)　内容の電子化

①実データの電子化

正式な代表項目名又は、職権訂正により、タグ<意見の内容>と特定できる項目名が記載され、且つ(1)により内容が開始した場合、その内容いかんに係わらず、テキストはタグ<段落>中に記載内容をそのまま設定し、イメージはタグ<イメージ>中にイメージデータをそのまま設定する。又、内容の記載が無く項目の記載のみある場合は、５）例外処理の(2)①を参照。

イメージファイルは、以下の仕様で電子化する。

縦２５５．０ｍｍ×横１７０．０ｍｍ以内
ＴＩＦＦ（Ｇ４圧縮）
解像度２００ｄｐｉ

・イメージファイルのファイル名は、３．２．１バッチ申請データの(3)ファイル名の一覧に従って付与する。

・イメージファイル名設定例（書誌ＸＭＬ内で最初に出現するＴＩＦＦイメージ）

10310330001-jpbibl-I000001.tif

・イメージが規定の大きさより大きい場合、規定の大きさに縮小して電子化する。（縦横比は変更しない）
・イメージが規定の範囲であれば、そのまま電子化する。（拡大は行わない）

②段落・イメージの考え方

意見の内容に記載された内容は、タグ<段落>に設定する。記載内容は、テキストとイメージとに分けられ、テキストは、段落内テキストとして設定し、表、数式、化学式、図等のテキストに変換できない部分は、イメージとして電子化しタグ<イメージ>に置換する。

段落内テキストは次の条件で区切られ、終了位置にタグ<段落内改行>を設定する。（但し、直後がタグ<段落>の終了タグの場合は設定しない）

・開始している条件
(a)【意見の内容】の直下でテキストデータ。
(b)イメージの直下でテキストデータ。
(c)前行が４０文字未満で終わるテキストデータ。
(d)一文字目が空白で始まるテキストデータ。
・終了している条件
(a)次行がイメージ。
(b)１行が４０文字未満で終了するテキストデータ。
(c)次の行の一文字目に空白ある。

次頁参照

意見書の内容の分割例

整理番号＝Ｐ０００００６３－０１　　ページ（１／１）

【意見の内容】

下図はハンドスキャナ使用方法の・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・説明図である。

【図１】

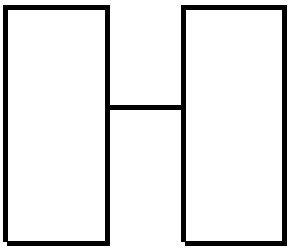

上記の図において、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・等になる
：
が、下式のように、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
：
の場合・・・・・・である。

下図はハンドスキャナの従来の
：
実装方法図である。

【図２】

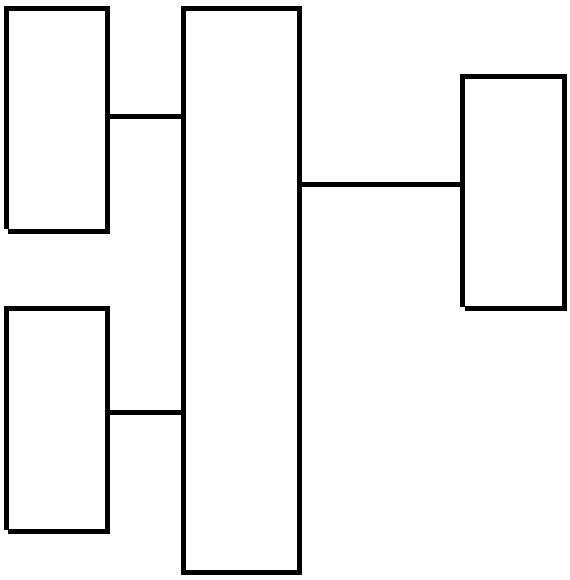

【証拠方法】　・・・・・・・・・・

段落内テキスト１

段落内テキスト２

イメージ１

段落内テキスト３

段落内テキスト４

段落内テキスト５

イメージ２

５）　例外処理

(1)　項目に関する事項

①繰り返して記載された場合

２つめ以降も【意見の内容】とする。

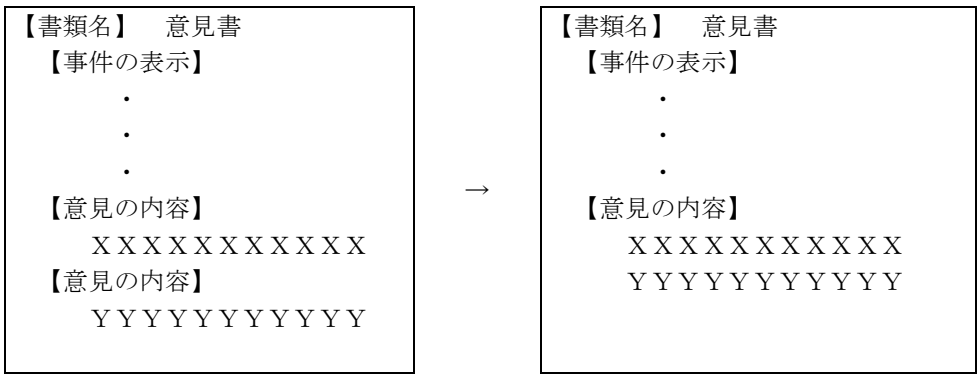

②規定外項目となった場合（【上新の内容】と誤って記載された）

タグ<意見の内容>がないと判断する。

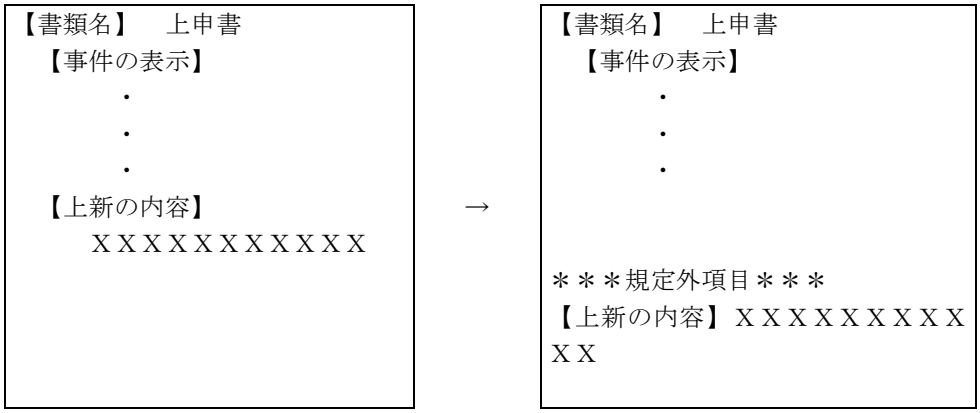

(2)内容に関する事項

①　項目があって内容の記載がない場合

・タグ<意見の内容>を作成し、タグの属性にエラー識別ＩＤ（５０００）を設定する。

・タグ<段落>には何も設定せず、タグ<意見の内容>配下に「<段落　番号="">></段落>」のみを設定する。

・原データを作成し付与する。

②　内容中にデリミタが記載された場合

４）(1)②に従う。

6）　意見の内容の補正

【補正対象項目名】に意見の内容が記載された場合、【意見の内容】の補正として以下の規定により電子化を行う。

①　【意見の内容】の補正の終了条件は、「５．３．６　手続補正書の電子化の補正の内容の終了条件（5.3.6の4(1)②終了条件）」に従う。

次に電子化例を示す。

（文書例）

【書類名】　手続補正書
【提出日】　平成１５年７月１０日
【あて先】　特許庁長官殿
【事件の表示】
　【出願番号】　特願２００３－０００１２３

・
・
・
・

【手続補正１】
　【補正対象書類名】　意見書
　【補正対象項目名】　意見の内容
　【補正方法】　変更
　【補正の内容】
　　【意見の内容】××××××××××××××××
　　××××××××××
　　××××××××××××××××××××××××
　　××××××××

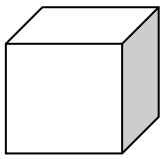

　　××××××××××××××××××××××××
　　×××××
　　××××××××××××××××
　【証拠方法】　・・・・・・・・・
　　：

（ＸＭＬ）

<書類名>A1523</書類名>
<提出日>20030710</提出日>
<あて先>特許庁長官殿</あて先>
<事件の表示>
<出願書類参照 タイプ="出願" 四法種別="特許">
<ドキュメント識別>
<文書番号>2003000123</文書番号>
</ドキュメント識別>
</出願書類参照>
</事件の表示>

・
・
・
・

<補正の記事>
<手続補正　一連番号="1">
<書類名>A153</書類名>
<対象項目>意見の内容</対象項目>
<方法>3</方法>
<補正の内容 書類識別="意見書" 四法種別="特許">
<意見の内容>
<段落 番号="">××××××××××××××××××××
××××××<段落内改行/>
　××××××××××××××××<段落内改行/>
<ｲﾒｰｼﾞ 縦="120.0" 横="150.0"
　ｿｰｽ="10310100011-jpbibl-I000001.tif"
　ﾌｧｲﾙﾀｲﾌﾟ="tif"/>
　××××××××××××××××××××××××××
××<段落内改行/>
××××××××××××××××××</段落>
</意見の内容>
</補正の内容>
</手続補正>
</補正の記事>
<証拠方法>・・・・・・・・・
　：

５．４　　請求の範囲・明細書・図面・要約書・提出物件の電子化

５．４．１　全般的な事項

（1）通常出願、翻訳文提出書、国内書面、国際出願翻訳文提出書、図面の提出書、外国語出願において、請求の範囲、明細書、図面、要約書の【書類名】の記載が誤っている場合、電子化不能もしくは、その物件は提出されていないものとする。書類名毎の記載物件の一覧は、以下のとおりとする。

No	書　類　名	特　　許	実　　用	備　考
1	特許願（外国語出願以外）	◎特許請求の範囲 ◎明細書 図面（援用可） 要約書	－	（注１）、（注３） ＊１、＊７、＊８
2	実用新案登録願	－	◎実用新案登録請求の範囲 ◎明細書 ◎図面（援用可） 要約書	（注２） ＊１、＊２
3	翻訳文提出書	◎特許請求の範囲 ◎明細書 図面 要約書	－	＊１
4	国内書面	◎特許請求の範囲 ◎明細書 図面 要約書	◎実用新案登録請求の範囲 ◎明細書 図面 要約書	＊３
5	国際出願翻訳文提出書 国際出願翻訳文提出書（職権）	◎特許請求の範囲 ◎明細書 図面 要約書	◎実用新案登録請求の範囲 ◎明細書 図面 要約書	＊３
6	図面の提出書	－	×実用新案登録請求の範囲 ×明細書 ◎図面 ×要約書	＊４
7	特許願（外国語出願）	◎外国語特許請求の範囲 ◎外国語明細書 外国語図面（援用可） 外国語要約書	－	（注１） ＊５、＊８
~~8~~	~~審判請求書~~	~~特許請求の範囲~~ ~~明細書~~ ~~図面~~ ~~×要約書~~	~~実用新案登録請求の範囲~~ ~~明細書~~ ~~図面~~ ~~×要約書~~	~~＊６、４~~
~~9~~	~~訂正請求書~~	~~特許請求の範囲~~ ~~明細書~~ ~~図面~~ ~~×要約書~~	~~実用新案登録請求の範囲~~ ~~明細書~~ ~~図面~~ ~~×要約書~~	~~＊６、４~~

◎：必須物件、　なし：任意物件、×：添付不可物件

（注１）【特記事項】に『特許法第３６条の２第１項の規定による特許出願』の旨の記載がある願書に対し、外国語出願として扱う。

（注２）実用新案の場合、【特記事項】に外国語出願の旨（特許法第３６条の２第１項の規定による特許出願）の記載がされても【規定外項目】となり記載なしとなる。また、外国語出願関連書類の翻訳文提出書は電子化不能となる。

（注３）【特記事項】に『特許法第３８条の３の規定による特許出願』の旨の記載がある願書に対し、参照出願として扱う。

＊１　請求の範囲と明細書の両方とも添付がない場合は電子化不能とする。どちらかが添付された場合、電子化可能とする。（添付されていない物件は、必須タグのみ追加し電子化。電子化方法は、5.4.2請求の範囲の電子化(4)例外処理④、5.4.3明細書の電子化(4)例外処理④参照）

＊２　援用の表示がある場合は、「図面あり」とみなす。タグ<図面>は、設定しない。

＊３　必須物件の添付がない場合、必須タグのみ追加し、電子化する。（電子化方法は、5.4.2請求の範囲の電子化(4)例外処理④、5.4.3明細書の電子化(4)例外処理④参照）
但し、請求の範囲・明細書・図面・要約書の物件がすべて添付されていない場合、請・明・図・要ＸＭＬは作成しない。

＊４　添付不可物件が提出された場合は、提出物件として電子化する。

＊５　請求の範囲あるいは、明細書のどちらかの添付があった場合、電子化可能とする。

~~＊６　請求の範囲・明細書・図面のいずれかの添付があった場合、その物件のみ電子化する。~~

＊７　参照出願において、明細書の添付がない場合はタグ<段落>に「追って補充」を記載して電子化する。（電子化方法は、5.4.3明細書の電子化(4)例外処理⑥参照）また、図面の添付がない場合は「追って補充」と記載されたイメージを設定して電子化する。（電子化方法は、5.4.4図面の電子化(4)例外処理⑤参照）

＊８　パンドラ願書（※）である旨の指示があった場合、書類の記載内容によらず下記のとおり電子化する。（電子化方法は、5.4.2請求の範囲の電子化(4)例外処理⑥、5.4.3明細書の電子化(4)例外処理⑦参照）

・特許請求の範囲、外国語特許請求の範囲：書面をイメージ化し電子化する
・明細書、外国語明細書：段落番号のない「段落」を追加、段落の内容の記載なしで電子化する
・図面、外国語図面：タグを設定しない
・要約書、外国語要約書：タグを設定しない

※「経済安保推進法」の成立を受け、標準仕様不適合等の理由により登録情報処理機関への電子化発注に時間がかかる書面申請の特許出願においては、書誌情報以外をイメージで格納し、暫定的に電子化を行い審査を進める必要がある。これら暫定的に電子化を行う案件の願書を「パンドラ願書」と呼ぶ。

（２）翻訳文提出書に添付される請求の範囲・明細書・図面・要約書は、通常出願の請求の範囲・明細書・図面・要約書と同様にデータエントリする。

（３）外国語出願に添付される外国語請求の範囲・外国語明細書・外国語図面・外国語要約書は、通常出願の請求の範囲・明細書・図面・要約書とは異なるデータエントリをする。

（４）請求の範囲・明細書・図面・要約書は、管理情報の「提出された物件」の設定対象としない。

（5）請・明・図・要ＸＭＬ

各申請書類に添付される、請求の範囲、明細書、図面、要約書は、複数の書類であるが、電子化時には、一つのＸＭＬファイルに電子化する。

1）タグの構造

書類名、ＸＭＬファイル、ＤＴＤ名の対応を以下に示す。

No	書　類　名	ＸＭＬファイル	ＤＴＤ名
1	特許願（外国語出願以外）	請・明・図・要ＸＭＬ	application-body （ＰＣＴ標準）
2	実用新案登録願		
3	翻訳文提出書		
4	国内書面		
5	国際出願翻訳文提出書 国際出願翻訳文提出書（職権）		
6	図面の提出書	図ＸＭＬ	jp:drawing-body （日本独自）
7	特許願（外国語出願）	外国語請・明・図・要ＸＭＬ	jp:foreign-language-body （日本独自）
~~8~~	~~審判請求書~~	~~訂正請・明・図XML~~	~~jp:correction-body~~ ~~（日本独自）~~
~~9~~	~~訂正請求書~~		

2）タグの設定順

設定順は、「明細書」、「請求の範囲」、「要約書」、「図面」の順とし、案件に添付されない書類のタグは設定しない。（例外は、5.4.2請求の範囲の電子化(4)例外処理④、5.4.3明細書の電子化(4)例外処理④および⑥、5.4.4図面の電子化(4)例外処理⑤参照。）以下に電子化例を示す。

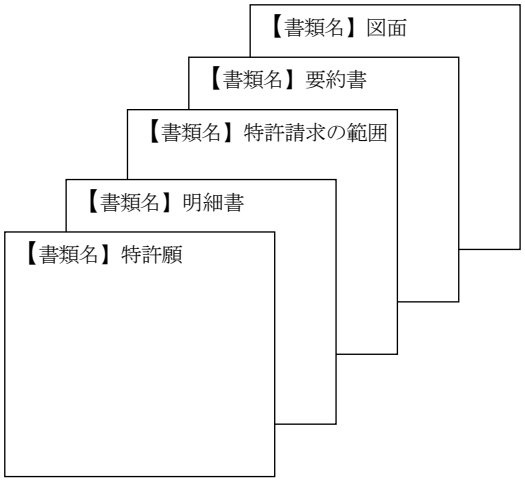

電子化書類

請・明・図・要ＸＭＬ電子化例

```
<?xml version="1.0" encoding="Shift_JIS"?>
<!DOCTYPE application-body
PUBLIC "-//WIPO//DTD APPLICATION BODY 1.0//EN"
"application-body.dtd"[]>
<application-body country="JP" dtd-version="1.0"
 lang="ja" status="n">

<description>                    ┐
<invention-title>                │
</invention-title >              ├ 明細書
    :                            │
</description>                   ┘

<claims>                         ┐
<claim num="1">                  │
    :                            ├ 請求の範囲
</claim>                         │
</claims>                        ┘

<abstract>                       ┐
<p num=""> ～<br/>               ├ 要約書
～</p>                           │
</abstract>                      ┘

<drawings>                       ┐
<figure num="1">                 │
<img he=""～    />               ├ 図面
</figure>                        │
  :                              │
</drawings>                      ┘

</application-body>
```

（6）変換仕様見出し

1）請・明・図・要ＸＭＬ

請求の範囲・明細書・図面・要約書

項番	項目名					参照箇所	備　　考
	申請書類記載項目	タ　　グ		タグの属性			
		日本語標準名称	タグ名	日本語標準名称	属性名		
１．		（ルート）	application-body	国コード	country	１．１	
				DTDﾊﾞｰｼﾞｮﾝ	dtd-version		
				言語	lang		
				ステータス	status		
２．	【書類名】明細書	明細書	description			３．１	注1）
３．	【書類名】特許請求の範囲　または 【書類名】実用新案登録請求の範囲	請求の範囲	claims			２．１	注1）
４．	【書類名】要約書	要約書	abstract			５．１	注1）
５．	【書類名】図面	図面	drawings			４．１	注1）

注１）　以下のタグ構造は、各書類のタグ構造を参照。

2）図ＸＭＬ

図　面

項番	項目名					参照箇所	備　考
	申請書類記載項目	タ　グ		タグの属性			
		日本語標準名称	タグ名	日本語標準名称	属性名		
１．		（ルート）	jp:drawing-body	DTDﾊﾞｰｼﾞｮﾝ	dtd-version	１．２	
				言語	lang		
				ネームスペース	xmlns:jp		
２．	【書類名】図面	図面	drawings			４．１	注1）

注１）　以下のタグ構造は、各書類のタグ構造を参照。

3）外国語請・明・図・要ＸＭＬ

外国語請求の範囲・外国語明細書・外国語図面・外国語要約書

項番	項目名					参照箇所	備　　考
	申請書類記載項目	タ　　グ		タグの属性			
		日本語標準名称	タグ名	日本語標準名称	属性名		
１．		（ルート）	jp:foreign-language-body	DTDﾊﾞｰｼﾞｮﾝ	dtd-version	１．３	
				言語	lang		
				ネームスペース	xmlns:jp		
２．	【書類名】外国語明細書	明細書	jp:foreign-language-description			３．１７	注1）
３．	【書類名】外国語特許請求の範囲	請求の範囲	jp:foreign-language-claims			２．４	注1）
４．	【書類名】外国語要約書	要約書	jp:foreign-language-abstract			５．４	注1）
５．	【書類名】外国語図面	図面	jp:foreign-language-drawings			４．４	注1）

注１）　以下のタグ構造は、各書類のタグ構造を参照。

4）訂正請・明・図ＸＭＬ

訂正請求の範囲・訂正明細書・訂正図面

項番	項目名					参照箇所	備　　考
	申請書類記載項目	タ　　グ		タグの属性			
		日本語標準名称	タグ名	日本語標準名称	属性名		
1.		(ルート)	jp:correction-body	DTDﾊﾞｰｼﾞｮﾝ	dtd-version	1．4	
				言語	lang		
				ネームスペース	xmlns:jp		
2.	【書類名】明細書	明細書	description			3．1	注1）
3.	【書類名】請求の範囲	請求の範囲	claims			2．1	注1）
4.	【書類名】図面	図面	drawings			4．1	注1）

注１）　以下のタグ構造は、各書類のタグ構造を参照。

当事者系審判の開発中断により削除

（７）項目変換仕様

・項目名　　・タグ名　　１．　１

（ノレ―ト）　　application-body
（請・明・図・要ＸＭＬ）

(1)項目名の置換

項番	申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	“【書類名】明細書”、 “【書類名】特許請求の範囲”、 または “【書類名】実用新案登録請求の範囲” と記載がある	タグ名（application-body）を追加する		※１
２．	“【書類名】図面”または、 “【書類名】要約書” と記載がある	同上		※２
３．	その他の項目名の記載事例 ①	同上		
４．	項目名の記載なし	電子化不能とし電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~に返却する（*1）	５１９０	
		タグの設定なし（*2）		

※１　特許願（外国語出願以外）、実用新案登録願、翻訳文提出書、国内書面、国際出願翻訳文提出書の場合
※２　国内書面、国際出願翻訳文提出書で、“【書類名】明細書”または、“【書類名】特許請求の範囲”の記載がない場合

（*1）特許願（外国語出願以外）、実用新案登録願、翻訳文提出書の場合
（*2）国内書面、国際出願翻訳文提出書の場合

(2)タグ属性の設定

項番	タグの属性	設定値	備　　考
１．	国コード（country）	“JP”を設定する。	
２．	ＤＴＤバージョン （dtd-version）	平成２０年１２月３１日（差出日）以前に提出された請・明・図・要ＸＭＬは“1.0”を設定する。 平成２１年１月１日（差出日）以降に提出された請・明・図・要ＸＭＬは“1.6”を設定する。	
３．	言語（lang）	“ja”を設定する。	
４．	ステータス（status）	“n”を設定する。	

・項目名　　・タグ名　　１．　２

（ノレート）　　jp：drawing−body
（図ＸＭＬ）

(1)項目名の置換

項番	申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	“【書類名】図面” と記載がある	タグ名（jp:drawing-body）を追加する		※１
２．	その他の項目名の記載事例 ①	同上		
３．	項目名の記載なし	タグの設定を行わない。 （図ＸＭＬは作成しない）		

※１　図面の提出書の場合

(2)タグ属性の設定

項番	タグの属性	設定値	備　　考
１．	ＤＴＤバージョン （dtd-version）	“1.0”を設定する	
２．	言語（lang）	“ja”を設定する。	
３．	ネームスペース（xmlns:jp）	“http://www.jpo.go.jp”を設定する。	

・項目名　　・タグ名　　１．３

（ノレート）　　jp：foreign−language−body
（外国語請・明・図・要ＸＭＬ）

(1)項目名の置換

項番	申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　考
１．	“【書類名】外国語明細書” または “【書類名】外国語特許請求の範囲”と記載がある	タグ名 （jp:foreign-language-body）を追加する		※１
２．	その他の項目名の記載事例 ①	同上		
３．	項目名の記載なし	電子化不能とし電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~に返却する	５１９０	

※１　特許願（外国語出願）の場合

(2)タグ属性の設定

項番	タグの属性	設定値	備　考
１．	ＤＴＤバージョン （dtd-version）	“1.0”を設定する	
２．	言語（lang）	“en”を設定する。	
３．	ネームスペース（xmlns:jp）	“http://www.jpo.go.jp”を設定する。	

・項目名　　・タグ名　　１．４

（フレーム）　　jp:correction-body

（訂正請・明・図ＸＭＬ）

(1)項目名の置換

項番	申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	“【書類名】明細書”、“【書類名】請求の範囲”又は“【書類名】図面”と記載がある	タグ名（jp:correction-body）を追加する		※１
２．	その他の項目名の記載事例“【書類名】訂正明細書”、“【書類名】訂正請求の範囲”又は“【書類名】訂正図面”と記載がある	同上		
３．	項目名の記載なし	タグの設定を行わない。（訂正請・明・図ＸＭＬは作成しない）		

※１　審判請求書（訂正）、訂正請求書の場合

(2)タグ属性の設定

項番	タグの属性	設定値	備　　考
１．	ＤＴＤバージョン（dtd-version）	“1.0”を設定する	
２．	言語（lang）	“ja”を設定する。	
３．	ネームスペース（xmlns:jp）	“http://www.jpo.go.jp”を設定する。	

当事者系審判の開発中断により削除

５．４．２　請求の範囲の電子化

（1）　前提条件

1）請求の範囲の構成

・請求の範囲は「書類名」、「請求項ｎ」から成る。

【書類名】　特許請求の範囲
【請求項１】
　ＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫ･･･
ＫＫＫＫＫ。
【請求項２】
　ＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫ･･･
ＫＫＫＫＫ。
　　・
　　・
　　・

2）書面の電子化

・書類名と請求項ｎの表記について記載の通りに電子化する。
・先頭頁には、【書類名】が記載されていること。
　正しい書類名の記載がなくとも、その内容と判断できる記載があれば、電子化を行う。
・パンドラ願書である旨の指示がある場合は、書面の内容によらず電子化を行う。

3）イメージの電子化

・請求の範囲内のイメージのサイズは、
　　縦２５５．０ｍｍ×横１７０．０ｍｍ以内の大きさとする。

・イメージは以下の仕様でイメージファイルに変換する。
　　ＴＩＦＦ（Ｇ４圧縮）
　　２００ｄｐｉ又は４００ｄｐｉ

・イメージファイルのファイル名は、３．２．１バッチ申請データの(3)ファイル名の一覧に従って付与する。

（２）　請求の範囲の職権訂正の範囲

①請求の範囲の請求項中に規定外のデリミタ（【、】）に囲われた項目（【化ｎ】、【数ｎ】、【表ｎ】以外の項目）が出現した場合、デリミタを大括弧（［、］）に置き換えて電子化する。

例）

（職権訂正前）

【請求項１】
レンズ系を介して書面【ａ】の反射散乱光を１次元イメージセンサ【ｂ】に受光することで主走査を行い、書面を被覆したハウジング【ｃ】を手送り移動することで副走査を行うことを特徴とするハンドスキャナ。

→

（職権訂正後）

【請求項１】
レンズ系を介して書面［ａ］の反射散乱光を１次元イメージセンサ［ｂ］に受光することで主走査を行い、書面を被覆したハウジング［ｃ］を手送り移動することで副走査を行うことを特徴とするハンドスキャナ。

（３）　請求の範囲の電子化

１）請求の範囲のＸＭＬ化

請求の範囲の変換仕様見出し

請　求　の　範　囲

項番	項目名					参照箇所	備　　考
	申請書類記載項目	タ　　グ		タグの属性			
		日本語標準名称	タグ名	日本語標準名称	タグ名		
１．	【書類名】特許請求の範囲　または 【書類名】実用新案登録請求の範囲	請求の範囲	claims			２．１	
２．	【請求項ｎ】	請求項	claim	番号	num	２．２	くり返し
３．		請求項内段落	claim-text			２．３	
４．		下線	u				
５．		上付	sup				
5-1.		下線	u				
６．		下付	sub				
6-1.		下線	u				
７．		改行	br				
８．		イメージ	img	縦	he		
				横	wi		
				ソース	file		
				ファイルタイプ	img-format		
９．	【化ｎ】	化学式	chemistry				
9-1.		イメージ	img				※1
10.	【数ｎ】	数式	maths				
10-1.		イメージ	img				※1
11.	【表ｎ】	表	tables				
11-1.		イメージ	img				※1

※１　上位のタグ<化学式>、タグ<数式>、タグ<表>が存在する場合は必須。

外国語請求の範囲の変換仕様見出し

外 国 語 請 求 の 範 囲

項番	項目名					参照箇所	備　　考
	申請書類記載項目	タ　　グ		タグの属性			
		日本語標準名称	タグ名	日本語標準名称	タグ名		
1.	【書類名】外国語特許請求の範囲	請求の範囲	jp:foreign-language-claims			2．4	
2.	ｲﾒｰｼﾞ＋ﾃｷｽﾄ混在	段落	p	番号	num	2．5	※1
3.		下線	u				
4.		上付	sup				
4-1.		下線	u				
5.		下付	sub				
5-1.		下線	u				
6.		改行	br				
7.		イメージ	img	縦	he		
				横	wi		
				ソース	file		
				ファイルタイプ	img-format		

※1　【書類名】外国語特許請求の範囲の場合で使用。

補　足：タグ<段落>（<p>）を設定する際は、必ずタグ属性「番号=""（NULL）」を設定する。

請求の範囲の項目変換仕様

・項目名　　・タグ名　　２．　１

請求の範囲　　ｃｌａｉｍｓ

(1)項目名の置換

項番	申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目通りの記載があり、項目内容として”特許請求の範囲”または”実用新案登録請求の範囲”と記載がある	タグ名（claims）に置換する		
２．	その他の項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称　　⑦提出書類 ③書類明称　　⑧申請書類 ④図面名称　　⑨申請書名 ⑤図面名　　⑩書類明 ⑥書書名	同上		
３．	項目名の記載なし	電子化不能とし電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~に返却する（＊1） タグの設定なし（＊2）	５１９０	（※１） ただし、【請求項ｎ】、【請求項】の記載があれば、タグを設定する。

(2)内容の置換

項番	申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	①特許請求の範囲 ②実用新案登録請求の範囲	タグ名（claims）に置換する		特許願（外国語出願）以外の場合
２．	その他の項目内容の記載事例 特許願（外国語出願以外）の場合 ①次ページの記載事例 ~~審判請求書、訂正請求書の場合~~ ~~①訂正請求の範囲~~ ~~②~~	項番１と同じ		
３．	上記以外	タグの設定なし（※１）		
４．	内容の記載なし	項番３と同じ		

（＊１）　特許願（外国語出願以外）、実用新案登録願、翻訳文提出書の場合
　　ただし、５．４．１全般的な事項（１）＊１に従う
（＊２）　特許願（外国語出願以外）、実用新案登録願、翻訳文提出書以外の書類

※１　正しい書類名の記載がなくとも、その内容と判断できる記載があれば、電子化を行う。
　　パンドラ願書である旨の指示がある場合は、書面の内容によらず電子化を行う。

【請求項ｎ】の電子化について

請求項は、請求項のタイトル（【請求項ｎ】）と項目の内容から構成され、これが書面上繰り返される。

請求項の内容は、タグ〈請求項内段落〉に変換され、段落の区切りにはタグ〈改行〉が設定される。タグ〈請求項内段落〉には、タグ〈改行〉の他、明細書のタグ〈段落〉と同様に、タグ〈下線〉、タグ〈上付〉、タグ〈下付〉、タグ〈イメージ〉、タグ〈化学式〉、タグ〈数〉、タグ〈表〉が設定可能。（データエントリーでは「下線」の配下に「字上げ」、「字下げ」を設定することはできない。）

請求の範囲の電子化例を以下に示す。

書　面

【書類名】　特許請求の範囲	
【請求項１】	
鉄筋コンクリートにより形成された器体に開口部が設けられ、・・・・ ・・を特徴とする原子炉格納容器。 また・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ・・えるシヤラグが設けられて成ることを特徴とする原子炉格納容器。	請求項内段落
【請求項２】	
請求項１に係る・・・・・を・・・・した装置。	請求項内段落
【請求項３】	

請求の範囲の電子化例

〈請求の範囲〉
〈請求項 番号=″1″〉
〈請求項内段落〉 鉄筋コンクリートにより形成された器体に開口部が設けられ、・・・・
・
・
・・を特徴とする原子炉格納容器。〈改行 /〉
また・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・えるシヤラグが設けられて成ることを特徴とする原子炉格納容器。〈/請求項内段落〉
〈/請求項〉
〈請求項 番号=″2″〉
〈請求項内段落〉 請求項１に係る・・・・・を・・・・した装置。〈/請求項内段落〉
〈/請求項〉
〈請求項 番号=″3″〉
〈請求項内段落〉
・
・
〈/請求項内段落〉
〈/請求項〉
〈/請求の範囲〉

・項目名　　・タグ名　　２．　２

請求項　　ｃｌａｉｍ

(1)項目名の置換

項番	申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備考
１．	申請書類記載項目通りの記載 ＊１	タグ名（claim）を追加する		
２．	その他の項目名の記載事例 ①請求項 ②項ｎ ③諸求項ｎ ④請求項番ｎ ⑤請求項目ｎ ⑥請求請ｎ ⑦請求頂ｎ ⑧請求頁ｎ ⑨噴求項ｎ ⑩墳求項ｎ ⑪請求ｎ	項番１と同じ		ｎの記載がない場合も対象とする。
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		項目名の記載がなく、内容の記載がある場合は、（４）例外処理③参照

＊１：申請書類記載項目通りの記載とは、請求項の項目名（【請求項ｎ】等デリミタで記載されているもの）の記載のことを指す。

(2)タグの属性の設定

項番	申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備考
１．	記載内容に数字ｎの記載がある	記載（【請求項ｎ】）より数字部分ｎを抜き出し１バイトコードでタグ属性「番号（num）」の属性値として設定する。		数字部分ｎの昇順、重複のチェックは行わない。
２．	上記以外	タグ属性は、 「番号=””」（NULL） と設定する。		

請求項内段落　　claim-text

(1)項目名の置換

項番	申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備考
１.	申請書類記載項目通りの記載 ＊１	タグ名（claim-text）を設定する		
２.	その他の項目名の記載事例 ①請求項 ②項ｎ ③諸求項ｎ ④請求項番ｎ ⑤請求項目ｎ ⑥請求請ｎ ⑦請求頂ｎ ⑧請求頁ｎ ⑨噴求項ｎ ⑩墳求項ｎ ⑪請求ｎ	項番１と同じ		ｎの記載がない場合も対象とする。
３.	項目名の記載なし	タグの設定なし。		項目名の記載がなく、内容の記載がある場合は、（４）例外処理③参照

＊１：申請書類記載項目通りの記載とは、請求項の項目名（【請求項ｎ】等デリミタで記載されているもの）の記載のことを指す。

(2)内容の置換

項番	申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備考
１.	記載内容あり	記載内容を設定する。		補足参照
２.	記載内容なし	内容の設定なし。		

補　足：請求項内段落には、明細書内の段落と同様に、タグ<下線>、タグ<上付>、タグ<下付>、タグ<改行>、タグ<イメージ>、タグ<化学式>、タグ<数式>、タグ<表>が記載可能である。（データエントリーでは「下線」の配下に「字上げ」、「字下げ」を設定することはできない。）
(5.4.3明細書の電子化の3.4段落、3.5イメージを参照。)

請求の範囲　　jp：foreign−language−claims

(外国語請求の範囲)

(1)項目名の置換

項番	申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目通りの記載があり、項目内容として”外国語特許請求の範囲”と記載がある	タグ名 （jp:foreign-language-claims） に置換する		
２．	その他の項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称　⑦提出書類 ③書類明称　⑧申請書類 ④図面名称　⑨申請書名 ⑤図面名　⑩書類明 ⑥書書名	同上		
３．	項目名の記載なし	電子化不能とし電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~に返却する(*1)	５１９０	ただし、【請求項ｎ】、【請求項】の記載があれば、タグを設定する。
		タグの設定なし(*2)		

(2)内容の置換

項番	申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	①外国語特許請求の範囲 ②	タグ名 （jp:foreign-language-claims） に置換する		
２．	その他の項目内容の記載事例 ①請求の範囲 ②特許請求の範囲 ③外国語請求の範囲	項番１と同じ		
３．	上記以外	電子化不能とし電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~に返却する(*1)	５１９０	※1
		タグの設定なし(*2)		
４．	内容の記載なし	項番３と同じ		

（＊１）　【書類名】外国語明細書が存在しない場合。
（＊２）　【書類名】外国語明細書が存在する場合。

※1　正しい書類名の記載がなくとも、その内容と判断できる記載があれば、電子化を行う。
　　パンドラ願書である旨の指示がある場合は、書面の内容によらず電子化を行う。

外国語請求の範囲の電子化例

（1）特許願（外国語出願）に添付される【書類名】外国語特許請求の範囲は、書面を全面イメージでイメージ化しタグ<請求の範囲>のタグ<段落>配下のタグ<イメージ>に設定する。（２．４イメージ＋テキスト混在の段落を参照）

外国語明細書の電子化例

・
・
<請求の範囲>
<段落 num=” ” >
<イメージ 縦="255.0" 横="170.0" ソース="10320101011-jpfolb-Innnnnn.tif" ファイルタイプ="tif" />
<イメージ 縦="255.0" 横="170.0" ソース="10320101011-jpfolb-Innnnnn.tif" ファイルタイプ="tif" />

:

</段落>
</ 請求の範囲 >
・
・
・

※ nnnnnnは、外国語請・明・図・要ＸＭＬ内で”000001”からの連番

特許願（外国語出願）に【書類名】外国語特許請求の範囲が添付されない場合、上記処理は行わない。
（【書類名】外国語明細書内に請求の範囲が存在しても、請求の範囲を抽出することはしない）

段落　　p

（イメージ＋テキスト混在）

(1)項目名の置換

項番	申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備考
１．	「【書類名】外国語特許請求の範囲」と記載がある	タグ名（p）に置換する		特許願（外国語出願）の場合
２．	その他の項目名の記載事例 ①【書類名】請求の範囲 ②【書類名】特許請求の範囲 ③【書類名】外国語請求の範囲	項番１と同じ		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		

(2)タグの属性の設定

項番	タグの属性	設定値	ｴﾗｰ識別ID	備考
１．	番号（num）	NULL(″″)を設定する		

(3)内容の置換

項番	申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備考
１．	記載内容あり	記載内容を設定する。		補足参照
２．	記載内容なし	内容の記載なし。		

補　足：当該段落には、明細書内の段落と同様に、タグ<下線>、タグ<上付>、タグ<下付>、タグ<改行>、タグ<イメージ>が記載可能である。（データエントリーでは「下線」の配下に「字上げ」、「字下げ」を設定することはできない。）

外国語請求の範囲の電子化では、書面を全面イメージで電子化するため、タグ<イメージ>が書面の枚数分設定される。

2）管理情報ＸＭＬの設定

・管理情報の『請求の範囲の有無』を設定する。

（4）例外処理

① ・請求の範囲が独立した書類でなく、【書類名】明細書中に記載されている場合の請求の範囲の特定について以下に示す。

・明細書内の【特許請求の範囲】が記載されている行、又は【請求項ｎ】が記載されている行から、【請求項ｎ】以外で始まる行の直前までとする。

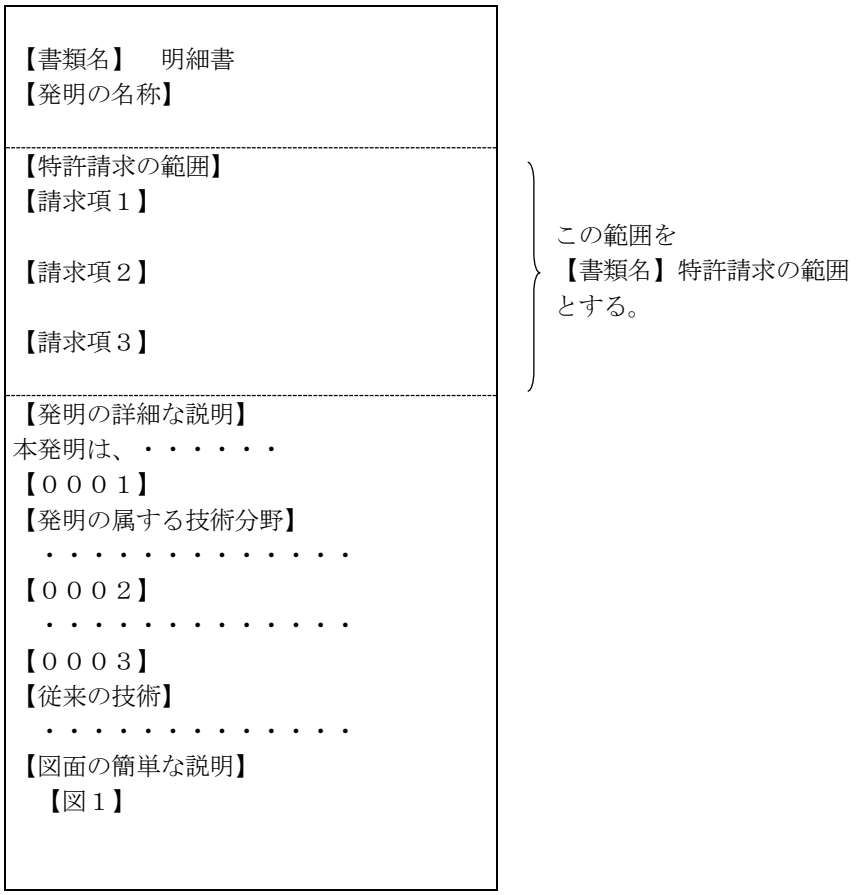

② 【書類名】特許請求の範囲（【書類名】実用新案登録請求の範囲） の記載がなくとも【請求項ｎ】の記載があれば、「【書類名】特許請求の範囲（【書類名】実用新案登録請求の範囲）」を設定し電子化する。

③ 【書類名】特許請求の範囲（【書類名】実用新案登録請求の範囲） のあと、【請求項ｎ】の記載がなく、内容の記載がある場合の電子化方法について以下に示す。（明細書内の【請求の範囲】の記載のあと、【請求項ｎ】の記載がなく、内容の記載がある場合も同様）

内容の記載は、タグ<請求項>の配下のタグ<請求項内段落>に設定する。タグ<請求項>のタグ属性は、「番号=””」（NULL）を設定する。

④　「【書類名】特許請求の範囲（【書類名】実用新案登録請求の範囲）」のみ記載の書面が添付された場合及び特許願（外国語出願以外）、実用新案登録願、翻訳文提出書、国内書面、国際出願翻訳文提出書で「【書類名】特許請求の範囲（【書類名】実用新案登録請求の範囲）」が添付されなかった場合に必須タグとして作成する場合の電子化例
・項目の【請求項】を追加（請求項ｎの数字なし）、【請求項】の記載内容なしで電子化

```
・
〈請求の範囲〉
〈請求項 番号=””〉
〈請求項内段落〉〈/請求項内段落〉
〈/請求項〉
〈/請求の範囲〉
・
```

⑤　「【書類名】外国語特許請求の範囲」のみ記載の書面が添付された場合の電子化例
・段落を追加、段落の記載内容なし。

```
・
〈請求の範囲〉
〈段落 番号=” ” 〉〈/段落〉
〈/請求の範囲〉
・
```

⑥　パンドラ願書である旨の指示があった場合の電子化例
・書面を全面イメージでイメージ化しタグ〈請求の範囲〉配下のタグ〈イメージ〉に設定する。

特許請求の範囲の電子化例

```
・
〈請求の範囲〉
〈請求項 番号=””〉
〈請求項内段落〉
〈イメージ 縦=″255.0″ 横=″170.0″ ソース=″12420101011-appb-Innnnnn.tif″
        ファイルタイプ=″tif″/〉
〈/請求項内段落〉
〈/請求項〉
〈/請求の範囲〉
・
```

※　イメージのファイル名は、３．２．１バッチ申請データの(3)ファイル名の一覧に従って付与する

外国語特許請求の範囲の電子化例

・

〈請求の範囲〉
〈段落 番号=”” 〉
〈イメージ 縦="255.0" 横="170.0" ソース="12420101011-jpfolb-Innnnnn.tif"
ファイルタイプ="tif"/〉
〈/段落〉
〈/請求の範囲〉

・

※ イメージのファイル名は、３．２．１バッチ申請データの(3)ファイル名の一覧に従って付与する

５．４．３　明細書の電子化

（１）　前提条件

平成１５年７月１日（差出日）以前に提出された明細書を旧様式、平成１５年７月１日（差出日）以降に提出された明細書を新様式（様式統一前）、平成２１年１月１日（差出日）以降に提出された明細書を新様式（様式統一後）と記述する。

１）明細書の構成

①－１　平成１５年７月１日（差出日）以降に提出された新様式（様式統一前）の明細書の記載項目は、【発明の名称】、【技術分野】、【背景技術】、【発明の開示】、【発明が解決しようとする課題】、【課題を解決するための手段】、【発明の効果】、【発明を実施するための最良の形態】、【実施例】又は【実施例ｎ】、【産業上の利用可能性】、【図面の簡単な説明】、【配列表フリーテキスト】、【配列表】である。



①－２　平成２１年１月１日（差出日）以降に提出された新様式（様式統一後）の明細書の記載項目は、【発明の名称】、【技術分野】、【背景技術】、【発明の概要】、【発明が解決しようとする課題】、【課題を解決するための手段】、【発明の効果】、【図面の簡単な説明】、【発明を実施するための形態】、【実施例】又は【実施例ｎ】、【産業上の利用可能性】、【符号の説明】、【受託番号】、【配列表フリーテキスト】、【先行技術文献】、【特許文献】、【非特許文献】、【配列表】である。

なお、新様式（様式統一後）では、新様式（様式統一前）で記載可能だった【発明の開示】、【発明を実施するための最良の形態】の項目も記載可能である。

新様式（様式統一前）	新様式（様式統一後）	備考
【書類名】明細書	【書類名】明細書	
【発明の名称】	【発明の名称】	明細書の最初に記述する
【技術分野】	【技術分野】	
【背景技術】	【背景技術】	
【発明の開示】 【発明が解決しようとする課題】 【課題を解決するための手段】 【発明の効果】	【発明の概要】 【発明が解決しようとする課題】 【課題を解決するための手段】 【発明の効果】	発明の概要のｻﾌﾞﾀｲﾄﾙとして発明の効果などを記述する
	【図面の簡単な説明】	
【発明を実施するための最良の形態】	【発明を実施するための形態】 【実施例】又は【実施例ｎ】	実施例に連番を付与可能である
【実施例】又は【実施例ｎ】		
【産業上の利用可能性】	【産業上の利用可能性】	
【図面の簡単な説明】		
【符号の説明】	【符号の説明】	【符合の説明】は<reference-signs-list>タグを用いて電子化する
	【受託番号】	
【配列表フリーテキスト】	【配列表フリーテキスト】	
	【先行技術文献】 【特許文献】 【非特許文献】	【先行技術文献】の配下に【特許文献】、【非特許文献】を記述する
【配列表】	【配列表】	明細書の最後に記述する

②明細書の段落について

・段落番号（従来では【０００１】など）は明細書に記載される項目（【技術分野】など）の配下に記載し、明細書内で０００１（【０００１】）からの連番で記載される。
・一つの段落番号には複数の段落を記述できる。段落番号の単位でタグ<段落>が設定され、一つの段落番号の中の段落の区切りにはタグ<改行>が設定される。
・文字修飾は「下線」、「字上げ」、「字下げ」の使用が可能である。なお、新様式（様式統一後）のＤＴＤでは、「下線」の配下に「字上げ」、「字下げ」を設定することができるようになるが、データエントリーでは「下線」の配下に「字上げ」、「字下げ」を設定することはできないままとする。

・表（【表ｎ】）、数式（【数ｎ】）、化学式（【化ｎ】）は、イメージで添付される。
【表ｎ】などは、それぞれ<tables>タグ、<maths>タグ、<chemistry>タグに変換し、連番部分のｎはタグ属性（num）の属性値として設定する。
イメージは<tables>タグ、<maths>タグ、<chemistry>タグ配下の<img>タグに変換される。
・【表ｎ】などの見出しのないイメージの場合は、タグ<段落>の配下の<img>タグに設定できる。
・【特許文献ｎ】および【非特許文献ｎ】は、タグ<先行技術情報(特許文献)>およびタグ<先行技術情報(非特許文献)>で設定する。連番部分のｎは、タグ属性（num）の属性値として設定する。
・【図面の簡単な説明】配下の「【図ｎ】図の説明の記載」は、タグ<図の説明>で設定する。連番部分のｎは、タグ属性（num）の属性値として設定する。

2）書面の電子化

・書類名、項目と項目内容の記載、イメージについて記載の通りに電子化する。
・明細書の先頭頁には、【書類名】が記載されていること。
正しい書類名の記載がなくとも、その内容と判断できる記載があれば、電子化を行う。
・【配列表】は、配列表ＸＭＬとして電子化を行う。
・パンドラ願書である旨の指示がある場合は、書面の内容によらず電子化を行う。

3）イメージの電子化

・明細書内のイメージのサイズは、
縦２５５．０ｍｍ×横１７０．０ｍｍ以内の大きさとする。

・イメージは以下の仕様でイメージファイルに変換する。
ＴＩＦＦ（Ｇ４圧縮）
２００ｄｐｉ又は４００ｄｐｉ

・イメージは項目名（【、】で記載されたもの）と項目名の間に設定されているものを１図面とみなす。ただし、項目名と項目名の間にテキスト（表題など）がある場合は、テキストも含めて１図面とみなしイメージ化する。

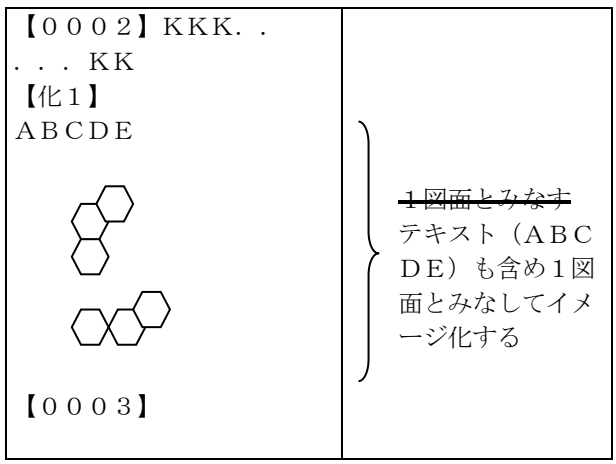

・イメージファイルのファイル名は、３．２．１バッチ申請データの(3)ファイル名の一覧に従って付与する。

~~4）訂正明細書に適用される様式~~

~~訂正請求書または、訂正の審判請求書に添付される訂正明細書の様式の判定を次のように行う。~~

~~・出願番号の記載内容がＸＭＬの出願番号の場合、「ＸＭＬ出願」。~~
~~・出願番号の記載なしの場合は、出願日が２００３年７月以降の記載の場合、「ＸＭＬ出願」。~~
~~・上記以外は、「Ｘフォーマット出願」。電子化方法は、（４）例外処理⑤を参照。~~

（２）　明細書の職権訂正の範囲

１）　明細書に関する職権訂正の範囲の方針

①ＤＴＤで記載順が定義されている項目については、記載順を訂正する。
・【発明の名称】が最初に記載されていない場合は、記載順を訂正し【発明の名称】を【書類名】明細書の次とする。
・【配列表】が明細書の最後に記載されていない場合は、記載順を訂正し【配列表】を明細書の最後の項目とする。
・【発明の名称】、【配列表】以外の項目は、職権で記載順を変更しない。
・項目名は、「その他の項目名の記載事例」の記載があった場合に正しい項目名の記載があったものとして、タグに置き換える。

②誤って旧様式で記載された明細書は、差出日が平成２０年１２月３１日以前の場合は新様式（様式統一前）に訂正し、差出日が平成２１年１月１日以降の場合は新様式（様式統一後）に訂正する。

③明細書の段落中に規定外のデリミタ（【、】）に囲われた項目（【特許文献ｎ】(様式統一前は【特許文献】)、【非特許文献ｎ】（様式統一前は【非特許文献】）、【化ｎ】、【数ｎ】、【表ｎ】、【図ｎ】以外の項目）が出現した場合、
デリミタを大括弧（［、］）に置き換えて電子化する。
（headingタグを用いて規定外の項目をＤＥする場合は、項目の直後がテキスト、イメージでないこと）

例）

（職権訂正前）

【０００３】
本発明のハンドスキャナは、ハウジング上部【ａ】から斜めの光軸【ｂ】を通して１次元イメージセンサ【ｃ】で走査するため、センサの視野すなわち入力位置を、直接あるいは近傍で常に観測確認できる利点がある。

→

（職権訂正後）

【０００３】
本発明のハンドスキャナは、ハウジング上部［ａ］から斜めの光軸［ｂ］を通して１次元イメージセンサ［ｃ］で走査するため、センサの視野すなわち入力位置を、直接あるいは近傍で常に観測確認できる利点がある。

（３）　明細書の電子化

１）　明細書（新様式（様式統一前））のＸＭＬ
明細書（新様式（様式統一前））の変換仕様見出し

明　細　書（新様式（様式統一前））

項番	項目名					参照箇所	備　　考
	申請書類記載項目	タ　　グ		タグの属性			
		日本語標準名称	タグ名	日本語標準名称	属性名		
１．	【書類名】明細書	明細書	description			３．１	注1）
２．	【発明の名称】	発明の名称	invention-title			３．２	
３．	【技術分野】	技術分野	technical-field			３．３	
４．	【０００１】など明細書内の段落	段落	p	番号	num	３．４	
		下線	u				
		上付	sup				
		下線	u				
		下付	sub				
		下線	u				
		改行	br				
	【特許文献ｎ】	先行技術情報(特許文献)	patcit	番号	num	３．４－１	
		テキスト	text			３．４－２	
	【非特許文献ｎ】	先行技術情報(非特許文献)	nplcit	番号	num	３．４－３	
		テキスト	text			３．４－２	
		イメージ	img	縦	he	３．５	
				横	wi		
				ソース	file		
				ファイルタイプ	img-format		
	【化ｎ】	化学式	chemistry	番号	num		
		イメージ	img			３．５	注2）
	【数ｎ】	数式	maths	番号	num		
		イメージ	img			３．５	注2）
	【表ｎ】	表	tables	番号	num		
		イメージ	img			３．５	注2）
	【図ｎ】	図の説明	figref	番号	num		

項番	項目名					参照箇所	備　　考
	申請書類記載項目	タ　　グ		タグの属性			
		日本語標準名称	タグ名	日本語標準名称	属性名		
5.	【背景技術】	背景技術	background-art			3．6	
6.	【０００１】など明細書内の段落	段落	p	番号	num	3．4	
7.	【図面の簡単な説明】	図面の簡単な説明	description-of-drawings			3．7	
8.	【０００１】など明細書内の段落	段落	p	番号	num	3．4	
9.	【発明の開示】	発明の開示	disclosure			3．8	
10.	【０００１】など明細書内の段落	段落	p	番号	num	3．4	
11.	【発明が解決しようとする課題】	発明が解決しようとする課題	tech-problem			3．9	
12.	【０００１】など明細書内の段落	段落	p	番号	num	3．4	
13.	【課題を解決するための手段】	課題を解決するための手段	tech-solution			3．10	
14.	【０００１】など明細書内の段落	段落	p	番号	num	3．4	
15.	【発明の効果】	発明の効果	advantageous-effects			3．11	
16.	【０００１】など明細書内の段落	段落	p	番号	num	3．4	
17.	【発明を実施するための最良の形態】	発明を実施するための最良の形態	best-mode			3．12	
18.	【０００１】など明細書内の段落	段落	p	番号	num	3．4	
19.	【実施例】または【実施例ｎ】	実施例	mode-for-invention	番号	mode-num	3．13	
20.	【０００１】など明細書内の段落	段落	p	番号	num	3．4	
21.	【産業上の利用可能性】	産業上の利用可能性	industrial-applicability			3．14	
22.	【０００１】など明細書内の段落	段落	p	番号	num	3．4	
23.	【配列表フリーテキスト】	配列表	sequence-list-text			3．15	
24.	【０００１】など明細書内の段落	段落	p	番号	num	3．4	
25.	規定外項目【ＫＫＫＫ】があった場合	規定外項目	heading			3．16	
26.	上記に対応する【０００１】など明細書内の段落	段落	p	番号	num	3．4	
27.	【配列表】	—	—	—	—	5.4.6 配列表の電子化参照	

注１）　特許願（外国語出願以外）、実用新案登録願、翻訳文提出書では必須。
注２）　上位のタグ<化学式>、タグ<数式>、タグ<表>が存在する場合は必須。

補　足：

・記載項目が「【発明の名称】○○○…○」しかない場合の電子化方法を（４）例外処理③に記載する。

~~・訂正明細書の様式が旧様式の場合の電子化方法を（４）例外処理⑤に記載する。~~

・段落番号（【０００１】等）の設定以外で使用するタグ<段落>（<p>）を設定する際は、必ずタグ属性「番号=""（NULL）」を設定する。

２）　明細書（新様式（様式統一後））のＸＭＬ
明細書（新様式（様式統一後））の変換仕様見出し

明　細　書（新様式（様式統一後））

項番	項目名					参照箇所	備　　考
	申請書類記載項目	タ　　グ		タグの属性			
		日本語標準名称	タグ名	日本語標準名称	属性名		
１．	【書類名】明細書	明細書	description			３．１	注1）
２．	【発明の名称】	発明の名称	invention-title			３．２	
３．	【技術分野】	技術分野	technical-field			３．３	
４．	【０００１】など明細書内の段落	段落	p	番号	num	３．４	
		下線	u				注3）
		上付	sup				
		下線	u				注3）
		下付	sub				
		下線	u				注3）
		改行	br				
	【特許文献ｎ】	先行技術情報(特許文献)	patcit	番号	num	３．４－１	
		テキスト	text			３．４－２	
	【非特許文献ｎ】	先行技術情報(非特許文献)	nplcit	番号	num	３．４－３	
		テキスト	text			３．４－２	
		イメージ	img	縦	he	３．５	
				横	wi		
				ソース	file		
				ファイルタイプ	img-format		
	【化ｎ】	化学式	chemistry	番号	num		
		イメージ	img			３．５	注2）
	【数ｎ】	数式	maths	番号	num		
		イメージ	img			３．５	注2）
	【表ｎ】	表	tables	番号	num		
		イメージ	img			３．５	注2）
	【図ｎ】	図の説明	figref	番号	num		

項番	項目名					参照箇所	備　　考
	申請書類記載項目	タ　　グ		タグの属性			
		日本語標準名称	タグ名	日本語標準名称	属性名		
5.	【背景技術】	背景技術	background-art			3．6	
6.	【０００１】など明細書内の段落	段落	p	番号	num	3．4	
7.	【図面の簡単な説明】	図面の簡単な説明	description-of-drawings			3．7	
8.	【０００１】など明細書内の段落	段落	p	番号	num	3．4	
9.	【発明の開示】	発明の開示	disclosure			3．8	
10.	【０００１】など明細書内の段落	段落	p	番号	num	3．4	
11.	【発明が解決しようとする課題】	発明が解決しようとする課題	tech-problem			3．9	
12.	【０００１】など明細書内の段落	段落	p	番号	num	3．4	
13.	【課題を解決するための手段】	課題を解決するための手段	tech-solution			3．10	
14.	【０００１】など明細書内の段落	段落	p	番号	num	3．4	
15.	【発明の効果】	発明の効果	advantageous-effects			3．11	
16.	【０００１】など明細書内の段落	段落	p	番号	num	3．4	
16-1	【発明の概要】	発明の概要	summary-of-invention			3．20	様式統一後
16-2	【０００１】など明細書内の段落	段落	p	番号	num	3．4	
16-3	【発明が解決しようとする課題】	発明が解決しようとする課題	tech-problem			3．9	
16-4	【０００１】など明細書内の段落	段落	p	番号	num	3．4	
16-5	【課題を解決するための手段】	課題を解決するための手段	tech-solution			3．10	
16-6	【０００１】など明細書内の段落	段落	p	番号	num	3．4	
16-7	【発明の効果】	発明の効果	advantageous-effects			3．11	
16-8	【０００１】など明細書内の段落	段落	p	番号	num	3．4	
16-9	【発明を実施するための形態】	発明を実施するための形態	description-of-embodiments			3．21	様式統一後
16-10	【０００１】など明細書内の段落	段落	p	番号	num	3．4	
16-11	【実施例】または【実施例ｎ】	実施例	embodiments-example	番号	ex-num	3．22	様式統一後
16-12	【０００１】など明細書内の段落	段落	p	番号	num	3．4	
17.	【発明を実施するための最良の形態】	発明を実施するための最良の形態	best-mode			3．12	
18.	【０００１】など明細書内の段落	段落	P	番号	num	3．4	
19.	【実施例】または【実施例ｎ】	実施例	mode-for-invention	番号	mode-num	3．13	
20.	【０００１】など明細書内の段落	段落	P	番号	num	3．4	
21.	【産業上の利用可能性】	産業上の利用可能性	industrial-applicability			3．14	
22.	【０００１】など明細書内の段落	段落	p	番号	num	3．4	

項番	項目名					参照箇所	備　　考
	申請書類記載項目	タ　　グ		タグの属性			
		日本語標準名称	タグ名	日本語標準名称	属性名		
22-1	【符号の説明】	符号の説明	reference-signs-list			３．２３	様式統一後
22-2	【０００１】など明細書内の段落	段落	p	番号	num	３．４	
22-3	【受託番号】	受託番号	reference-to-deposited-biological-material			３．２４	様式統一後
22-4	【０００１】など明細書内の段落	段落	p	番号	num	３．４	
23.	【配列表フリーテキスト】	配列表	sequence-list-text			３．１５	
24.	【０００１】など明細書内の段落	段落	p	番号	num	３．４	
24-1	【先行技術文献】	先行技術文献	citation-list			３．２５	様式統一後
24-2	【０００１】など明細書内の段落	段落	p	番号	num	３．４	
24-3	【特許文献】	特許文献	patent-literature			３．２６	様式統一後
24-4	【０００１】など明細書内の段落	段落	p	番号	num	３．４	
24-5	【非特許文献】	非特許文献	non-patent-literature			３．２７	様式統一後
24-6	【０００１】など明細書内の段落	段落	p	番号	num	３．４	
25.	規定外項目【ＫＫＫＫ】があった場合	規定外項目	heading			３．１６	
26.	上記に対応する【０００１】など明細書内の段落	段落	p	番号	num	３．４	
27.	【配列表】	―	―	―	―	5.4.6 配列表の電子化参照	

注１）　特許願（外国語出願以外）、実用新案登録願、翻訳文提出書では必須。
注２）　上位のタグ<化学式>、タグ<数式>、タグ<表>が存在する場合は必須。
注３）　新様式（様式統一後）のＤＴＤでは、「下線」の配下に「字上げ」、「字下げ」を設定することができるようになるが、データエントリーでは「下線」の配下に「字上げ」、「字下げ」を設定することができないままとする。

補　足：
・記載項目が「【発明の名称】○○○…○」しかない場合の電子化方法を（４）例外処理③に記載する。
~~・訂正明細書の様式が旧様式の場合の電子化方法を（４）例外処理⑤に記載する。~~
・段落番号（【０００１】等）の設定以外で使用するタグ<段落>（<p>）を設定する際は、必ずタグ属性「番号=""（NULL）」を設定する。

外国語明細書の変換仕様見出し

外　国　語　明　細　書

項番	項目名					参照箇所	備　　考
	申請書類記載項目	タ　　グ		タグの属性			
		日本語標準名称	タグ名	日本語標準名称	属性名		
１．	【書類名】外国語明細書	明細書	jp:foreign-language-description			３．１７	注1）
２．	ｲﾒｰｼﾞ+ﾃｷｽﾄ混在	段落	p	番号	num	３．１８	
		下線	u				
		上付	sup				
		下線	u				
		下付	sub				
		下線	u				
		改行	br				
		イメージ	img	縦	he	３．５	
				横	wi		
				ソース	file		
				ファイルタイプ	img-format		
３．	【配列表】	―	―	―	―	5.4.6 配列表の電子化参照	

注１）　特許願（外国語出願）では、タグ<請求の範囲>が存在しない場合に必須。

補　足：タグ<段落>（<p>）を設定する際は、必ずタグ属性「番号=""（NULL）」を設定する。

明細書の項目変換仕様

・項目名　　・タグ名　　３．　１

明細書　　description

(1)項目名の置換

項番	申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目通りの記載があり、項目内容として”明細書”と記載がある	タグ名（description）に置換する		
２．	その他の項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称　⑦提出書類 ③書類明称　⑧申請書類 ④図面名称　⑨申請書名 ⑤図面名　⑩書類明 ⑥書書名	同上		
３．	項目名の記載なし	電子化不能とし電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~に返却する(*1)	５１９０	（※１）
		タグの設定なし(*2)		

(2)内容の置換

項番	申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	明細書	タグ名（description）に置換する		特許願（外国語出願）以外の場合
２．	その他の項目内容の記載事例 ~~審判請求書、訂正請求書の場合~~ ①~~訂正明細書~~ ②	項番１と同じ。		
３．	上記以外の記載	電子化不能とし電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~に返却する(*1)	５１９０	（※１）
		タグの設定なし(*2)		
４．	内容の記載なし	項番３と同じ。		（※１）

（＊１）　特許願（外国語出願以外）、実用新案登録願、翻訳文提出書の場合
（＊２）　特許願（外国語出願以外）、実用新案登録願、翻訳文提出書以外の書類

※１　正しい書類名の記載がなくとも、その内容と判断できる記載があれば、電子化を行う。
　　パンドラ願書である旨の指示がある場合は、書面の内容によらず電子化を行う。

項目、段落番号の電子化について

新様式（様式統一前）の明細書の記載項目は、【発明の名称】、【技術分野】、【背景技術】、【発明の開示】、【発明が解決しようとする課題】、【課題を解決するための手段】、【発明の効果】、【図面の簡単な説明】、【発明を実施するための最良の形態】、【産業上の利用可能性】、【配列表フリーテキスト】から成る。
【発明の名称】を除き、これらの項目の記載順は任意。【発明の名称】は、明細書の先頭に記述する。

新様式（様式統一後）の明細書の記載項目は、【発明の名称】、【技術分野】、【背景技術】、【発明の概要】、【発明が解決しようとする課題】、【課題を解決するための手段】、【発明の効果】、【図面の簡単な説明】、【発明を実施するための形態】、【産業上の利用可能性】、【符号の説明】、【受託番号】、【配列表フリーテキスト】、【先行技術文献】、【特許文献】、【非特許文献】から成る。なお、新様式（様式統一後）では、新様式（様式統一前）で記載可能だった【発明の開示】、【発明を実施するための最良の形態】の項目も記載可能である。
【発明の名称】を除き、これらの項目の記載順は任意。【発明の名称】は、明細書の先頭に記述する。

電子化時も項目の記載順にタグを設定するが、【発明の名称】が先頭以外に記載された場合、職権訂正により順序を先頭に入れ替え、タグを設定する。
（但し、【発明が解決しようとする課題】、【課題を解決するための手段】及び【発明の効果】は、【発明の開示】あるいは【発明の概要】配下の項目のため当該グループ内で、記載順が任意となる。）
【発明の名称】以外の項目は繰り返し記載することができる。

各項目は、項目変換仕様に基づき項目タグに変換され、項目タグに変換できない項目はタグ<heading>に変換される。項目タグの範囲は、項目の記載位置から次の項目が出現し項目終了タグを出力するまでとする。その間、複数の段落番号が記載される。

段落番号は、項目の直後に記載されるものとし、項目変換仕様に基づきタグ<段落>に変換する。次の段落番号又は項目が出現するまでを段落番号の内容としてタグ<段落>～タグ</段落>の間に設定する。旧様式の書面で、段落番号の直後に項目が記載されていた場合、段落番号と項目の順を入れ替え、項目の直後に段落番号が記載されているものとして、電子化を行う。
段落番号が数字以外の記載の場合、段落番号と見なさず、項目として電子化する。

一つの段落番号には複数の段落が記述でき、段落の区切りにはタグ<改行>を設定する。

新様式（様式統一前）の明細書の電子化例を以下に示す。

書　面

【書類名】　明細書
【発明の名称】ハンドスキャナ
【技術分野】
【０００１】　ＫＫＫＫＫＫ・・・・・・・・・

【０００２】　ＫＫＫＫＫＫ

新様式（様式統一前）の明細書のＸＭＬ例

〈application-body〉
〈明細書〉
〈発明の名称〉ハンドスキャナ〈/発明の名称〉
〈技術分野〉
〈段落 番号="0001"〉ＫＫＫＫＫＫ・・・・・・・・・〈/段落〉
〈段落 番号="0002"〉ＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫ・・・・
・・・・・ＫＫＫ〈/段落〉
〈/技術分野〉
〈背景技術〉
〈段落 番号="0003"〉ＫＫＫＫＫＫ・・・・・・・・・〈/段落〉
〈/背景技術〉
〈発明の開示〉
〈発明が解決しようとする課題〉
〈段落 番号="0004"〉ＫＫＫＫＫＫ・・・・・・・・・〈/段落〉
〈/発明が解決しようとする課題〉
〈課題を解決するための手段〉
〈段落 番号="0005"〉ＫＫＫＫＫＫ・・・・・・・・・〈/段落〉
〈/課題を解決するための手段〉
〈発明の効果〉
〈段落 番号="0006"〉ＫＫＫＫＫＫＫＫＫ〈改行/〉
ＫＫＫＫＫＫＫＫＫ〈改行/〉
ＫＫＫＫＫ〈/段落〉
〈/発明の効果〉
〈/発明の開示〉
〈図面の簡単な説明〉
〈段落 番号="0007"〉　　・ＡＡＡ〈改行/〉
・ＢＢＢＢ〈改行/〉
・ＣＣＣ〈改行/〉
〈図の説明 番号="1"〉ＫＫＫＫＫＫＫＫＫ〈/図の説明〉
：
〈/段落〉
〈/図面の簡単な説明〉
〈発明を実施するための最良の形態〉
〈段落 番号="0008"〉ＫＫＫＫＫＫ・・・・・・・・・〈/段落〉
〈/発明を実施するための最良の形態〉
〈産業上の利用可能性〉
〈段落 番号="0009"〉ＫＫＫＫＫＫ・・・・・・・・・〈/段落〉
〈/産業上の利用可能性〉
〈/明細書〉
〈/application-body〉

新様式（様式統一後）の明細書の電子化例を以下に示す。

書　面

【書類名】　明細書
【発明の名称】ハンドスキャナ
【技術分野】
【０００１】　ＫＫＫＫＫＫ・・・・・・・・・

【０００２】　ＫＫＫＫＫＫ

新様式（様式統一後）の明細書のＸＭＬ例

〈application-body〉
〈明細書〉
〈発明の名称〉ハンドスキャナ〈/発明の名称〉
〈技術分野〉
〈段落 番号="0001"〉ＫＫＫＫＫＫ・・・・・・・・・〈/段落〉
〈段落 番号="0002"〉ＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫ・・・・
・・・・・ＫＫＫ〈/段落〉
〈/技術分野〉
〈背景技術〉
〈段落 番号="0003"〉ＫＫＫＫＫＫ・・・・・・・・・〈/段落〉
〈/背景技術〉
〈発明の概要〉
〈発明が解決しようとする課題〉
〈段落 番号="0004"〉ＫＫＫＫＫＫ・・・・・・・・・〈/段落〉
〈/発明が解決しようとする課題〉
〈課題を解決するための手段〉
〈段落 番号="0005"〉ＫＫＫＫＫＫ・・・・・・・・・〈/段落〉
〈/課題を解決するための手段〉
〈発明の効果〉
〈段落 番号="0006"〉ＫＫＫＫＫＫＫＫＫ〈改行/〉
ＫＫＫＫＫＫＫＫＫ〈改行/〉
ＫＫＫＫＫ〈/段落〉
〈/発明の効果〉
〈/発明の概要〉
〈図面の簡単な説明〉
〈段落 番号="0007"〉　　・ＡＡＡ〈改行/〉
・ＢＢＢＢ〈改行/〉
・ＣＣＣ〈改行/〉
〈図の説明 番号="1"〉ＫＫＫＫＫＫＫＫＫ〈/図の説明〉
：
〈/段落〉
〈/図面の簡単な説明〉
〈発明を実施するための形態〉
〈段落 番号="0008"〉ＫＫＫＫＫＫ・・・・・・・・・〈/段落〉
〈/発明を実施するための形態〉
〈産業上の利用可能性〉
〈段落 番号="0009"〉ＫＫＫＫＫＫ・・・・・・・・・〈/段落〉
〈/産業上の利用可能性〉
〈符号の説明〉
〈段落 番号="0010"〉ＫＫＫＫＫＫ・・・・・・・・・〈/段落〉
〈/符号の説明〉
〈受託番号〉
〈段落 番号="0011"〉ＫＫＫＫＫＫ・・・・・・・・・〈/段落〉
〈/受託番号〉
〈先行技術文献〉
〈特許文献〉
〈段落 番号="0012"〉ＫＫＫＫＫＫ・・・・・・・・・〈/段落〉
〈/特許文献〉
〈非特許文献〉
〈段落 番号="0013"〉ＫＫＫＫＫＫ・・・・・・・・・〈/段落〉
〈/非特許文献〉
〈/先行技術文献〉
〈/明細書〉
〈/application-body〉

・項目名　　・タグ名　　３．２

発明の名称　　invention-title

(1)項目名の置換

項番	申請書の状態	電子化における対処		ｴﾗｰ識別ID	備　考
１．	申請書類記載項目通りの記載	タグ名（invention-title）に置換する			
２．	その他の項目名の記載事例 特許の場合 ①発明考案の名称 ②発明名称 ③名称 ④考案の名称 ⑤特許の名称 ⑥特許願の名称 ⑦発名の名称 ⑧発名の明称 ⑨発明な名称 ⑩発明の名所 ⑪発明の名将 ⑫発明の名前 ⑬発明の名祢 ⑭発明の名弥 ⑮発明の名祢 ⑯発明の明細 ⑰発明の明細書 ⑱発明の明称 ⑲発明の名稀 実用新案登録の場合 ①考案の名称 ②考案名	項番１と同じ			
		③考案名称 ④考察の名称 ⑤実用新案の名称 ⑥実用新案登録の名称 ⑦新案の名称 ⑧発明の名称 ⑨本考案の名称 ⑩名称 ⑪孝案の名称 ⑫考案な名称 ⑬考案のの称 ⑭考案の考案 ⑮考案の称 ⑯考案の名 ⑰考案の名所 ⑱考案の名稱 ⑲考案の明細 ⑳考案の明称 (21)考案考案の名称 (22)考案発明の名称			
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし			

(2)内容の置換

項番	申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　考
１．	内容の記載あり	記載内容をそのまま設定する。		
２．	内容の記載なし	内容の設定なし		

補　足：

発明の名称の記載内容では、文字修飾として「下線」、「字上げ」、「字下げ」の使用が可能。

【発明の名称】の項目が重複して記載された場合、２つ目以降を規定外項目（タグ<heading>を使用）として電子化する。その項目の内容が記載されている場合は、規定外項目に続けてタグ<段落>（タグ属性の設定なし）に設定する。

文書例

【書類名】　明細書
【発明の名称】　原子炉格納容器
【発明の名称】　本発明は原子炉格納容器に係り、さらに詳しくは・・
・・・・の構造に関する。
【技術分野】
【０００１】
　：

電子化例

<明細書>
<発明の名称>原子炉格納容器</発明の名称>
<規定外項目>発明の名称</規定外項目>
<段落 番号="">本発明は原子炉格納容器に係り、さらに詳しくは・・
・・・・の構造に関する。</段落>
<技術分野>
<段落 番号="0001">
　：

技術分野　　technical-field

(1)項目名の置換

項番	申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目通りの記載	タグ名（technical-field）に置換する		
２．	その他の項目名の記載事例 特許の場合 ①発明の属する技術分野 実用新案登録の場合 ①考案の属する技術分野	項番１と同じ		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		

(2)内容の置換

項番	申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	内容の記載あり	タグ<段落>（タグ属性numは、NULL(″″)で設定する）に、記載内容をそのまま設定する。		補足参照
２．	内容の記載なし	内容の設定なし		

補　足：項目名（【　】付き）の記載の後、段落番号の記載がなく、文書が記載されている場合、タグ<段落>に記載内容を設定する。
　但し、項目名の直前に段落番号が記載されている場合は、段落番号と項目名を入れ替え項目名の後に段落番号が記載されているものとして電子化する。

文書例１（項目名に内容の記載がある）

```
　　：
～である。
【技術分野】　本発明は・・・・である。
【０００１】
一般に・・・
　　：
```

電子化例

```
　　：
～である。</p>
<技術分野>
<段落 番号="">本発明は・・・・である。</段落>
<段落 番号="0001">一般に・・・
　　：
```

文書例２（項目名に内容の記載があるが項目名の直前に段落番号がある）

```
　　：
【０００１】
【技術分野】
本発明は・・・・である。
　一般に・・・
　　：
```

電子化例

```
　　：
<技術分野>
<段落 番号="0001">本発明は・・・・である。<改行/>
　一般に・・・
　　：
```

・項目名　　・タグ名　　３．４

段落　　p

(1)項目名の置換

項番	申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備考
１．	申請書類記載項目通りの記載 ＊１	タグ名（p）を設定する		
２．	その他の項目名の記載事例 ① ②	項番１と同じ		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし。		

＊１：申請書類記載項目通りの記載とは、段落番号の項目名（【０００１】等デリミタで記載されているもの）の記載のことを指す。項目名に数字以外の記載があった場合、段落番号とみなさない。

(2)タグの属性の設定

項番	タグの属性	設定値	備考
１．	番号（num）	【ｎ】の数字部分ｎを１バイトコードで設定する。	

(3)内容の置換

項番	申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備考
１．	記載内容あり	記載内容を設定する。		次ページ、および付録を参照のこと。
２．	記載内容なし	内容の記載なし。		

段落の設定について

・一つの段落番号には複数の段落を記述できる。段落番号の単位で<段落>タグを設定し、一つの段落番号の中の段落の区切りには<改行>タグを設定する。
・文字修飾は「下線」、「字上げ」、「字下げ」を使用することができる。新様式（様式統一後）のＤＴＤでは、「下線」の配下に「字上げ」、「字下げ」を設定することができるようになるが、データエントリでは「下線」の配下に「字上げ」、「字下げ」を設定することができないままとする。
・表（【表ｎ】）、数式（【数ｎ】）、化学式（【化ｎ】）は、イメージで添付される。【表ｎ】などは、それぞれ<tables>タグ、<maths>タグ、<chemistry>タグに変換し、連番部分のｎはタグ属性（num）の属性値として設定する。イメージは<img>タグに変換する。
・【表ｎ】などの見出しを持たないイメージは、タグ<段落番号>の配下にタグ<イメージ>を設定できる。
・【表ｎ】などの記載のみでイメージが存在せず、文章が存在する場合は、<tables>タグ、<maths>タグ、<chemistry>タグには変換せず、段落内の記載として【表ｎ】などの記載を[表ｎ]として設定する。
・【特許文献ｎ】および【非特許文献ｎ】は、タグ<先行技術情報(特許文献)>およびタグ<先行技術情報(非特許文献)>で設定する。連番部分のｎは、タグ属性（num）の属性値として設定する。内容には、文字修飾・改行を施したり、図を添付したりすることはできない。
・【図面の簡単な説明】配下の「【図ｎ】図の説明の記載」は、タグ<図の説明>で設定する。連番部分のｎは、タグ属性（num）の属性値として設定する。ｎがなければ設定しない。
・上記以外で、文章中に【○○…○】の記載があった場合、その直前で段落を終了し項目名として電子化を行う。

【数ｎ】、【化ｎ】、【表ｎ】、イメージとタグの関係

様式上の記載		ＸＭＬでの設定の仕方		
		タグ	属性	属性値
数式	【数ｎ】	maths	num	【数ｎ】の連番部分（ｎの部分）（＊１）を１バイトコードで設定する。
イメージ	—	img	he	図形の縦の大きさを0.1mm単位で設定する。（小数点２桁で切り上げ）
			wi	図形の横の大きさを0.1mm単位で設定する。（小数点２桁で切り上げ）
			file	イメージのファイル名を設定する。
			img-format	イメージファイルの形式により、”tif”または”jpg”を設定する。
化学式	【化ｎ】	chemistry	num	【化ｎ】の連番部分（ｎの部分）（＊１）を１バイトコードで設定する。
イメージ	—	img		
表	【表ｎ】	tables	num	【表ｎ】の連番部分（ｎの部分）（＊１）を１バイトコードで設定する。
イメージ	—	img		

＊１：【数ｎ】、【化ｎ】、【表ｎ】のｎの電子化方法（タグ属性numの設定方法）は、【書類名】図面の【図ｎ】のｎと同様とする。（5.4.4図面の4.2図を参照）

・段落の区切りとして次の(a)または(b)に該当する場合、段落内改行タグ（
）を設定する。（但し、直後がタグ<段落>の終了タグの場合は設定しない）
　(a)１行が４０文字未満で終了するテキストデータ行末。
　(b)一文字目に空白あるテキストデータ行の前の行末。
・段落内において、テキストに引き続き次のタグを設定する場合、その直前には段落内改行タグ（
）を設定する。またこれらの終了タグの直後には段落内改行タグ（
）を設定しない。
　・イメージ（img）
　・化（chemistry）
　・数（maths）
　・表（tables）
　・図（figref）
　・特許文献（patcit）
　・非特許文献（nplcit）

【図ｎ】（図の説明：figref）の電子化方法

(1)項目名の置換

項番	申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備考
１.	「【図ｎ】」と記載 ＊1	タグ名（figref）を設定する		
２.	その他の項目名の記載事例 ①図－ｎ ②図番ｎ ③図面ｎ	項番１と同じ		
３.	項目名の記載なし	タグの設定なし。		

＊１：【図面の簡単な説明】の配下に記載されている場合のみとする。
但し、段落番号単位で補正されている場合は、無条件に【図ｎ】は図の説明タグでタグ付けする。（段落番号単位の補正の場合、それが【図面の簡単な説明】の配下の段落かが判断できないため。）

(2)タグの属性の設定

項番	タグの属性	設定値	備考
１.	番号（num）	【図ｎ】の数字部分ｎ（＊２）を１バイトコードで設定する。 ｎの記載がない場合、タグ属性は設定しない。	

＊２：【図ｎ】の電子化方法（タグ属性numの設定方法）は、【書類名】図面の【図ｎ】のｎと同様とする。（5.4.4図面の4.2図を参照）

(3)内容の置換

項番	申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備考
１.	記載内容あり	記載内容を設定する。		
２.	記載内容なし	内容の設定なし。		

先行技術情報　　patcit
（特許文献）

(1)項目名の置換

項番	申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備考
１．	申請書類記載項目通りの記載 *1	タグ名（patcit）を追加する。		
２．	その他の項目名の記載事例 ①	項番１と同じ		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし。		

*1：【０００１】など明細書内の段落の配下に記載される場合。

(2)タグの属性の設定

項番	タグの属性	設定値	備考
１．	番号（num）	【特許文献ｎ】の英数字・記号(※１)部分ｎを１バイトコードで設定する。 ｎの記載がない場合、タグ属性はNULL（″″）を設定する。	

（※１）英数字・記号とは、以下の文字を指す。（下記のコード欄は１６進コードで記載している。）

申請書の状態（２バイト）		電子化における対処（１バイト）	
英数字・記号	上段：ＪＩＳコード 下段：Ｓｈｉｆｔ－ＪＩＳコード	英数字・記号	Ｓｈｉｆｔ－ＪＩＳコード
“a”～“z”	０ｘ２３６１～０ｘ２３７Ａ ０ｘ８２８１～０ｘ８２９Ａ	“a”～“z”	０ｘ６１～０ｘ７Ａ
“A”～“Z”	０ｘ２３４１～０ｘ２３５Ａ ０ｘ８２６０～０ｘ８２７９	“A”～“Z”	０ｘ４１～０ｘ５Ａ
“０”～“９”	０ｘ２３３０～０ｘ２３３９ ０ｘ８２４Ｆ～０ｘ８２５８	“0”～“9”	０ｘ３０～０ｘ３９
ー（音引き）	０ｘ２１３Ｃ ０ｘ８１５Ｂ	-（ハイフン，負符号）	０ｘ２Ｄ
―（ダッシュ）	０ｘ２１３Ｄ ０ｘ８１５Ｃ		
－（ハイフン，負符号）	０ｘ２１５Ｄ ０ｘ８１７Ｃ		
．	０ｘ２１２５ ０ｘ８１４４	．	０ｘ２Ｅ
（	０ｘ２１４Ａ ０ｘ８１６９	（	０ｘ２８
）	０ｘ２１４Ｂ ０ｘ８１６Ａ	）	０ｘ２９

テキスト　　text

(1)項目名の置換

項番	申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備考
１．	申請書類記載項目通りの記載 *1	タグ名（text）に置換する。		
２．	その他の項目名の記載事例①	項番１と同じ		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし。		

*1：【０００１】など明細書内の段落の配下に記載される場合。

(2)内容の置換

項番	申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備考
１．	記載内容あり	記載内容を設定する。		補足参照
２．	記載内容なし	内容の記載なし。		

補　足：

・記載内容の終了条件は、次の【】項目の出現までとする。

・内容に規定外文字（規定する範囲外の文字）や図が存在する場合は、規定内文字に置き換えて▲▼で挟む。置き換える文字については出願~~支援~~課に問い合わせる。

文書例１

書面

【背景技術】
【０００２】
この発明は下記の先行技術情報を参考にしている。
【特許文献１】特開２００３－１２３４５６
【非特許文献１】○○著「△△△」××出版
【０００３】
これらの情報を元に、・・・・・

XML

<背景技術>
<段落 番号="0002">この発明は下記の先行技術情報を参考にしている。<改行/>
<先行技術情報（特許文献）番号="1">
<テキスト>特開２００３－１２３４５６</テキスト>
</先行技術情報（特許文献）>
<先行技術情報（非特許文献）番号="1">
<テキスト>○○著「△△△」××出版</テキスト>
</先行技術情報（非特許文献）>
</段落>
<段落 番号="0003">これらの情報を元に、・・・・・

文書例２：【非特許文献１】の記載内容に図が存在した場合

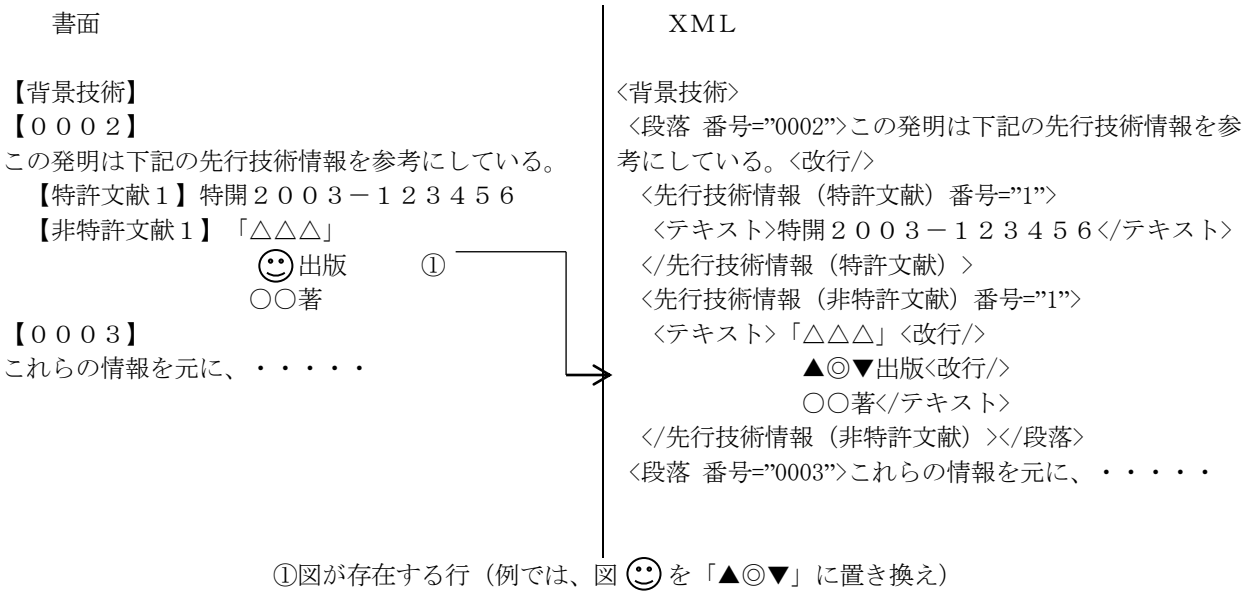

①図が存在する行（例では、図 ☺ を「▲◎▼」に置き換え）

先行技術情報　　nplcit
（非特許文献）

(1)項目名の置換

項番	申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備考
１．	申請書類記載項目通りの記載 *1	タグ名（nplcit）を追加する		
２．	その他の項目名の記載事例①	項番１と同じ		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし。		

*1：【０００１】など明細書内の段落の配下に記載される場合。

(2)タグの属性の設定

項番	タグの属性	設定値	備考
１．	番号（num）	【非特許文献ｎ】の英数字・記号（※１）部分ｎを１バイトコードで設定する。 ｎの記載がない場合、タグ属性はNULL（″″）を設定する。	（※１）「3.4-1先行技術情報（特許文献）の(2)タグの属性の設定」を参照。

・項目名　　・タグ名　　３．５

イメージ　　img

(1)項目名の置換

項番	申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備考
１．	申請書類記載項目通りの記載 *1	タグ名（img）に置換する		
２．	その他の項目名の記載事例 *2 （化学式の場合） ①化 ②化ｎ （数式の場合） ①数 ②数ｎ （表の場合） ①表 ②表ｎ	項番１と同じ		*3 ~~図番の記載がありイメージが存在しない場合は電子化不能とする~~
３．	項目名の記載なし。イメージの添付なし。	タグの設定なし		

*1：申請書類記載項目通りの記載とは、【０００１】など明細書内の段落の配下にイメージが添付される場合。

*2：化学式、数式、表の項目名（【化ｎ】、【数ｎ】、【表ｎ】等デリミタで記載されているイメージのタイトル）の記載のことを指す。

*3:【表ｎ】などの記載のみでイメージが存在せず、文章が存在する場合は、<tables>タグ、<maths>タグ、<chemistry>タグには変換せず、段落内の記載として【表ｎ】などの記載を[表ｎ]として設定する。

(2)タグの属性の設定

イメージファイルにより以下の値を設定する

項番	タグの属性	設定値	備考
１．	縦（he）	イメージスキャナでイメージ化した部分の縦の長さを設定する(0.1mm単位。小数点２桁で切り上げ)	
２．	横（wi）	イメージスキャナでイメージ化した部分の横の長さを設定する(0.1mm単位。小数点２桁で切り上げ)	
３．	ソース（file）	イメージファイルの実体名を設定する	
４．	ファイルタイプ（img-format）	“tif”又は“jpg”を設定する。	

・項目名　　・タグ名　　３．６

背景技術　　background-art

(1)項目名の置換

項番	申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目通りの記載	タグ名（background-art）に置換する		
２．	その他の項目名の記載事例 ①従来の技術 ②	項番１と同じ		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		

(2)内容の置換

項番	申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	内容の記載あり	タグ<段落>（タグ属性numは、NULL(″″)で設定する）に、記載内容をそのまま設定する。		３．３技術分野の補足参照
２．	内容の記載なし	内容の設定なし		

図面の簡単な説明　description-of-drawings

(1)項目名の置換

項番	申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　考
１．	申請書類記載項目通りの記載	タグ名（description-of-drawings）に置換する		
２．	その他の項目名の記載事例	項番１と同じ		
	~~(1)発明の簡単な説明~~ (2)面の簡単な説明 (3)面面の簡単な説明 (4)圖面の簡単な説明 (5)図面の簡単は説明 (6)図面の簡単を説明 (7)図面の簡単名説明 (8)図面の簡卑な説明 (9)図面の簡便な説明 (10)図面の簡單な説明 (11)図面の間単な説明 (12)図面の詳細な説明 (13)図面の説明 (14)図面の単な説明 (15)図面も簡単な説明 (16)図面を簡単な説明 (17)図面簡単な説明 (18)図面上の簡単な説明 (19)図面符号の説明 (20)図面野簡単な説明 (21)図面の簡単な記載 (22)図面の簡単な効果 (23)図面の簡単な構成 (24)図面の簡単な設明 (25)図面の簡単な説 (26)図面の簡単な説朋 (27)図面の簡単な説名 (28)図面の簡単な脱明 (29)図面の簡単な読明	(30)図面の簡単な発明 (31)図面の簡単な表示 (32)図面の簡単な名称 (33)図面の簡単な明 (34)図面の簡単な明明 (35)図面の簡単の説明 (36)図の簡単な説明図 (37)図の簡単の説明 (38)図案の簡単な説明 (39)図画の簡単な説明 (40)図形の簡単な説明 (41)図番の簡単な説明 (42)図表の簡単な説明 (43)図面な簡単な説明 (44)図面による簡単な説明 (45)図面に簡単な説明 (46)図面の簡易な説明 (47)図面の簡素な説明 (48)図面の簡単あ説明 (49)図面の簡単なせつめい (50)図面の簡単なる説明 (51)図面の簡単な鋭明 (52)画面の簡単な説明 (53)簡単な図面の説明 (54)簡単な図面説明 (55)図の簡単な説明 (56)図面の簡単な説明書 (57)図面の関単な説明		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		

(2)内容の置換

項番	申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　考
１．	内容の記載あり	タグ<段落>（タグ属性numは、NULL("")で設定する）に、記載内容をそのまま設定する。		３．３技術分野の補足参照
２．	内容の記載なし	内容の設定なし		

発明の開示　　disclosure

(1)項目名の置換

項番	申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目通りの記載	タグ名（disclosure）に置換する		
２．	その他の項目名の記載事例 ①考案の開示	項番１と同じ		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		

(2)内容の置換

項番	申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	内容の記載があった場合	タグ<段落>（タグ属性numは、NULL(″″)で設定する）に、記載内容をそのまま設定する。		３．３技術分野の補足参照
２．	内容の記載なし	内容の設定なし		

補足：

発明の開示の終了は、【発明の名称】、【技術分野】、【背景技術】、【発明の開示】、【発明を実施するための最良の形態】、【実施例ｎ】、【実施例】、【産業上の利用可能性】、【図面の簡単な説明】、【配列表フリーテキスト】、【ＫＫＫＫ】(規定外項目)の項目の出現とする。但し、平成２１年１月１日（差出日）以降に提出された明細書については、【発明の概要】、【発明を実施するための形態】、【符号の説明】、【受託番号】、【先行技術文献】についても発明の開示の終了条件とする。

タグ<発明の開示>配下には、タグ<発明が解決しようとする課題>、タグ<課題を解決するための手段>、タグ<発明の効果>が順不同で複数設定可能である。

但し、【発明が解決しようとする課題】、【課題を解決するための手段】、【発明の効果】は、【発明の開示】の配下に記載される項目のため、【発明の開示】の終了後に出現した場合は、規定外項目としてタグ<heading>に変換される。又、発明の開示の直下にタグ<段落>を設定した場合は、段落番号（【０００１】など）以外の項目の出現で発明の開示の終了とする。

文書例（規定外項目が発明の開示の終了条件となった場合）

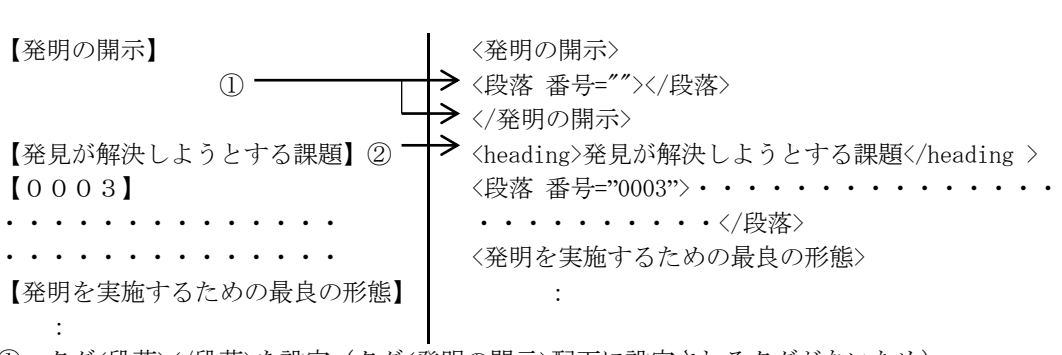

①：タグ<段落></段落>を設定（タグ<発明の開示>配下に設定されるタグがないため）
　：タグ</発明の開示>を設定（規定外項目<heading>が発明の開示の終了条件のため）
②：タグに変換できないため、タグ<heading>に置換。

発明が解決しようとする課題　　tech-problem

(1)項目名の置換

項番	申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１.	申請書類記載項目通りの記載	タグ名（tech-problem）に置換する		
２.	その他の項目名の記載事例 ①考案が解決しようとする課題 ②	項番１と同じ		
３.	項目名の記載なし	タグの設定なし		

(2)内容の置換

項番	申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１.	内容の記載あり	タグ<段落>（タグ属性numは、NULL(″″)で設定する）に、記載内容をそのまま設定する。		３．３技術分野の補足参照
２.	内容の記載なし	内容の設定なし		

課題を解決するための手段　　tech-solution

(1)項目名の置換

項番	申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目通りの記載	タグ名（tech-solution）に置換する		
２．	その他の項目名の記載事例①	項番１と同じ		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		

(2)内容の置換

項番	申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	内容の記載あり	タグ<段落>（タグ属性numは、NULL(″″)で設定する）に、記載内容をそのまま設定する。		３．３技術分野の補足参照
２．	内容の記載なし	内容の設定なし		

発明の効果　　advantageous-effects

(1)項目名の置換

項番	申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目通りの記載	タグ名（advantageous-effects）に置換する		
２．	その他の項目名の記載事例 ①考案の効果 ②	項番１と同じ		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		

(2)内容の置換

項番	申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	内容の記載あり	タグ<段落>（タグ属性numは、NULL(″″)で設定する）に、記載内容をそのまま設定する。		３．３技術分野の補足参照
２．	内容の記載なし	内容の設定なし		

発明を実施する　best-mode
ための最良の形態

(1)項目名の置換

項番	申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　考
１.	申請書類記載項目通りの記載	タグ名（best-mode）に置換する		
２.	その他の項目名の記載事例 ①考案を実施するための最良の形態	項番１と同じ		
	平成２０年１２月３１日(差出日)以前に提出された明細書の場合 特許の場合 ①発明の実施の形態 実用新案登録の場合 ①考案の実施の形態	項番１と同じ		
３.	項目名の記載なし	タグの設定なし		

(2)内容の置換

項番	申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　考
１.	内容の記載あり	タグ<段落>（タグ属性numは、NULL("")で設定する）に、記載内容をそのまま設定する。		３．３技術分野の補足参照
２.	内容の記載なし	内容の設定なし		

実施例　　mode-for-invention

(1)項目名の置換

項番	申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目通りの記載	タグ名（mode-for-invention）に置換する		
２．	その他の項目名の記載事例①	項番１と同じ		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		

(2)タグ属性の設定

項番	申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	【実施例ｎ】と記載。	【実施例ｎ】の数字部分ｎを１バイトコードでタグ属性「番号（mode-num）」の属性値として設定する。		
２．	【実施例】と記載。	タグ属性、属性値の設定なし		

(3)内容の置換

項番	申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	内容の記載あり	タグ<段落>（タグ属性numは、NULL(″″)で設定する）に、記載内容をそのまま設定する。		
２．	内容の記載なし	内容の記載なし		

・項目名　　・タグ名　　３．１４

産業上の利用可能性　　industrial-applicability

(1)項目名の置換

項番	申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　考
１．	申請書類記載項目通りの記載	タグ名（industrial-applicability）に置換する		
２．	その他の項目名の記載事例①	項番１と同じ		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		

(2)内容の置換

項番	申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　考
１．	内容の記載あり	タグ<段落>（タグ属性numは、NULL(″″)で設定する）に、記載内容をそのまま設定する。		３．３技術分野の補足参照
２．	内容の記載なし	内容の設定なし		

・項目名　　・タグ名　　３．１５

配列表　　sequence-list-text

(1)項目名の置換

項番	申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目通りの記載	タグ名（sequence-list-text）に置換する		
２．	その他の項目名の記載事例 ① ②	項番１と同じ		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		

(2)内容の置換

項番	申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	内容の記載あり	タグ<段落>（タグ属性numは、NULL("")で設定する）に、記載内容をそのまま設定する。		３．３技術分野の補足参照
２．	内容の記載なし	内容の設定なし		

規定外項目　　heading

(1)項目名の置換

項番	申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	記載項目が規定外の項目の場合	タグ名（heading）を使用し、デリミタを除き、項目を設定する。		

(2)内容の置換

項番	申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	内容の記載あり	タグ<段落>（タグ属性numは、NULL(″″)で設定する）に、記載内容をそのまま設定する。		３．３技術分野の補足参照
２．	内容の記載なし	タグ<段落>（タグ属性numは、NULL(″″)で設定する）のみを設定する。（但し、次の項目が段落番号の場合は、設定しない。文書例参照）		

注）明細書の段落中に記載されている規定外のデリミタ（【、】）に囲われた項目（【特許文献ｎ】(様式統一前は【特許文献】)、【非特許文献ｎ】(様式統一前は【非特許文献】)、【化ｎ】、【数ｎ】、【表ｎ】、【図ｎ】以外の項目）が出現した場合、デリミタを大括弧（［、］）に置き換えて電子化する。
(headingタグを用いて規定外の項目をＤＥする場合は、項目の直後がテキスト、イメージでないこと)

文書例１

書面	XML
【技術分野】	<技術分野>
【０００１】	<段落 番号=”0001”>・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・</段落>
・・・・・・・・	</技術分野>
：	：
【符号の説明】	<heading>符号の説明</heading>
【０００３】	<段落 番号=”0003”>

※　新様式（様式統一前）の明細書では【符号の説明】を規定外項目（<heading>）として置換していたが、新様式（様式統一後）の明細書では【符号の説明】を<reference-signs-list>として置換する。

文書例２

【技術分野】	<技術分野>
【０００１】	<段落 番号=”0001”>・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・・・・［ａ］・・・・・・・・・・・・・・・・
・・【ａ】・・・・・・・・・・・・	・・・
・・・・・・・・	</段落>
【背景技術】	</技術分野>
【０００２】	<背景技術>
・・・・・・・・・【ｂ】・・・・・	<段落 番号=”0002”>・・・・・・・・・［ｂ］・・
・・【ｃ】・・・・・・・・・・・・	・・・・・［ｃ］・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・	・・</段落>
【０００３】	<段落 番号=”0003”>

明細書　　jp:foreign-language-description

(外国語明細書)

(1)項目名の置換

項番	申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１.	申請書類記載項目通りの記載があり、項目内容として”外国語明細書”と記載がある	タグ名（jp:foreign-language-description）を追加する		
２.	その他の項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称　⑦提出書類 ③書類明称　⑧申請書類 ④図面名称　⑨申請書名 ⑤図面名　⑩書類明 ⑥書書名	同上		
３.	項目名の記載なし	電子化不能とし電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~に返却する(*1)	５１９０	(※１)
		タグの設定なし(*2)		

(2)内容の置換

項番	申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１.	外国語明細書	タグ名（jp:foreign-language-description）に置換する		
２.	その他の項目内容の記載事例 ①明細書 ②	項番１と同じ。		
３.	上記以外の記載	電子化不能とし電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~に返却する(*1)	５１９０	(※１)
		タグの設定なし(*2)		
４.	内容の記載なし	項番３と同じ。		(※１)

（＊１）　【書類名】外国語特許請求の範囲が存在しない場合。
（＊２）　【書類名】外国語特許請求の範囲が存在する場合。

※１　正しい書類名の記載がなくとも、その内容と判断できる記載があれば、電子化を行う。
パンドラ願書である旨の指示がある場合は、書面の内容によらず電子化を行う。

外国語明細書の電子化例

（１）特許願（外国語出願）に添付される外国語明細書は、書面を全面イメージでイメージ化しタグ<明細書>のタグ<段落>配下のタグ<イメージ>に設定する。

外国語明細書の電子化例

<jp:foreign-language-body>
<明細書>
<段落 num=” ” >
<イメージ 縦="255.0" 横="170.0" ソース="10320100101-jpfolb-Innnnnn.tif" ファイルタイプ="tif" />
<イメージ 縦="255.0" 横="170.0" ソース="10320100101-jpfolb-Innnnnn.tif " ファイルタイプ="tif" />
</段落>
</明細書 >
・
・
・
</jp:foreign-language-body>

※ nnnnnnは、外国語請・明・図・要ＸＭＬ内で”000001”からの連番

・項目名　　・タグ名　　３．１８

段落　　p

（イメージ＋テキスト混在）

(1)項目名の置換

項番	申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備考
１．	「【書類名】外国語明細書」と記載がある	タグ名（p）に置換する		特許願（外国語出願）の場合
２．	その他の項目名の記載事例 ①【書類名】明細書 ②	項番１と同じ		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		

(2)タグの属性の設定

項番	タグの属性	設定値	ｴﾗｰ識別ID	備考
１．	番号（num）	NULL(″″)を設定する		

(3)内容の置換

項番	申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備考
１．	記載内容あり	記載内容を設定する。		補足参照
２．	記載内容なし	内容の記載なし。		

補　足：当該段落には、明細書内の段落と同様に、タグ<下線>、タグ<上付>、タグ<下付>、タグ<改行>、タグ<イメージ>が記載可能である。

外国語明細書の電子化では、書面を全面イメージで電子化するため、タグ<イメージ>が書面の枚数分設定される。

発明の概要　　summary−of−invention

（様式統一後）

(1)項目名の置換

項番	申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目通りの記載	タグ名（summary-of-invention）に置換する		
２．	その他の項目名の記載事例 ①考案の概要	項番１と同じ		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		

(2)内容の置換

項番	申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	内容の記載があった場合	タグ<段落>（タグ属性numは、NULL(″″)で設定する）に、記載内容をそのまま設定する。		３．３技術分野の補足参照
２．	内容の記載なし	内容の設定なし		

補足：

発明の概要の終了条件は、【発明の名称】、【技術分野】、【背景技術】、【図面の簡単な説明】、【発明の開示】、【発明の概要】、【発明を実施するための形態】、【発明を実施するための最良の形態】、【実施例ｎ】、【実施例】、【産業上の利用可能性】、【符号の説明】、【受託番号】、【配列表フリーテキスト】、【先行技術文献】、【ＫＫＫＫ】(規定外項目)の項目の出現とする。

【発明の概要】配下には、【発明が解決しようとする課題】、【課題を解決するための手段】、【発明の効果】が順不同で複数設定可能である。

但し、【発明が解決しようとする課題】、【課題を解決するための手段】、【発明の効果】は、【発明の概要】の配下に記載される項目のため、【発明の概要】の終了後に出現した場合は、規定外項目としてタグ<heading>に変換される。又、発明の概要の直下にタグ<段落>を設定した場合は、段落番号（【０００１】など）以外の項目の出現で発明の概要の終了とする。

文書例（規定外項目が発明の概要の終了条件となった場合）

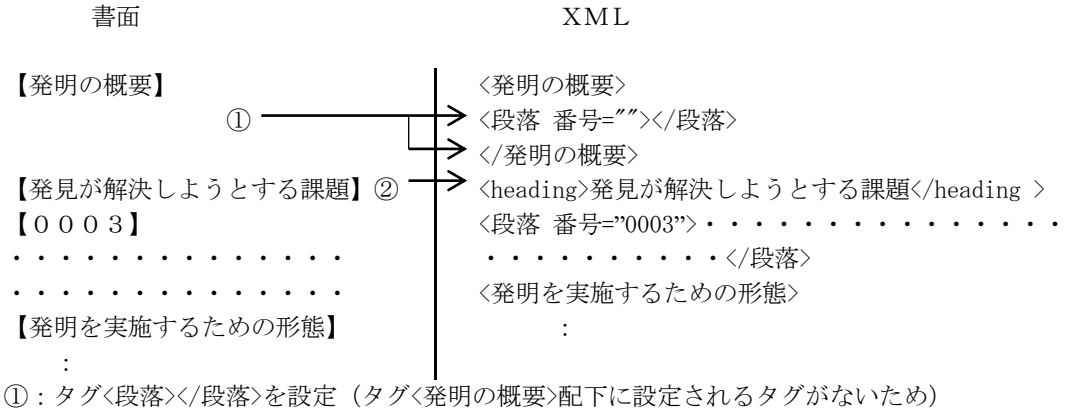

①：タグ<段落></段落>を設定（タグ<発明の概要>配下に設定されるタグがないため）
　：タグ</発明の概要>を設定（規定外項目<heading>が発明の概要の終了条件のため）
②：タグに変換できないため、タグ<heading>に置換。

発明を実施する　description-of-embodiments
ための形態

（様式統一後）

(1)項目名の置換

項番	申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　考
１．	申請書類記載項目通りの記載	タグ名 （description-of-embodiments） に置換する		
２．	その他の項目名の記載事例 ①考案を実施するための形態 特許の場合 ①発明の実施の形態 実用新案登録の場合 ①考案の実施の形態	項番１と同じ		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		

(2)内容の置換

項番	申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　考
１．	内容の記載あり	タグ<段落>（タグ属性numは、NULL(″″)で設定する）に、記載内容をそのまま設定する。		３．３技術分野の補足参照
２．	内容の記載なし	内容の設定なし		

補足：

発明を実施するための形態の終了条件は、【発明の名称】、【技術分野】、【背景技術】、【図面の簡単な説明】、【発明の開示】、【発明の概要】、【発明を実施するための形態】、【発明を実施するための最良の形態】、【産業上の利用可能性】、【符号の説明】、【受託番号】、【配列表フリーテキスト】、【先行技術文献】、【ＫＫＫＫ】(規定外項目)の項目の出現とする。

又、発明を実施するための形態の直下にタグ<段落>を設定した場合も、上記と同様に発明を実施するための形態の終了条件とする。

【発明を実施するための形態】配下には、【実施例ｎ】又は【実施例】が複数設定可能である。

但し、【実施例ｎ】又は【実施例】は、【発明を実施するための形態】の配下に記載される項目のため、【発明を実施するための形態】の終了後に出現した場合は、新様式（様式統一前）の【実施例ｎ】又は【実施例】としてタグ<mode-for-invention>に変換される。

文書例（規定外項目が発明を実施するための形態の終了条件となった場合）

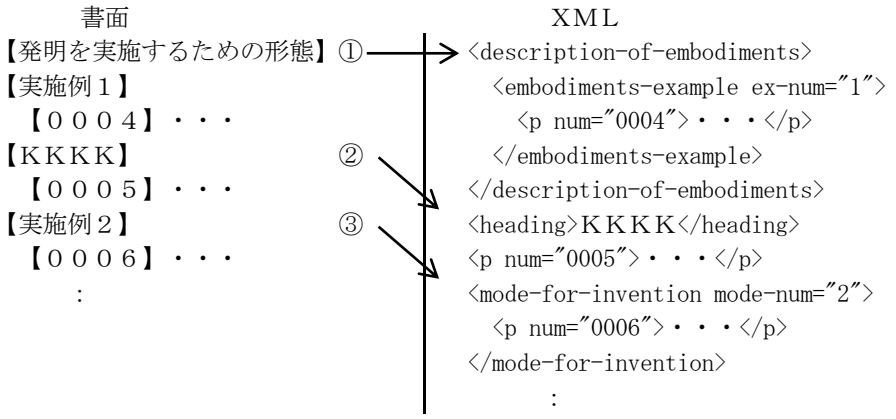

①：タグ<description-of-embodiments>を設定（規定外項目<heading>が発明を実施するための終了条件のため）

②：タグに変換できないため、タグ<heading>に置換。

③：【発明を実施するための形態】は終了しているため、タグ<mode-for-invention>に置換。

実施例　　embodiments-example

（様式統一後）

(1)項目名の置換

項番	申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目通りの記載	タグ名（embodiments-example）に置換する		
２．	その他の項目名の記載事例①	項番１と同じ		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		

(2)タグ属性の設定

項番	申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	【実施例ｎ】と記載。	【実施例ｎ】の数字部分ｎを１バイトコードでタグ属性「番号（ex-num）」の属性値として設定する。		
２．	【実施例】と記載。	タグ属性、属性値の設定なし		

(3)内容の置換

項番	申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	内容の記載あり	タグ<段落>（タグ属性numは、NULL(″″)で設定する）に、記載内容をそのまま設定する。		
２．	内容の記載なし	内容の記載なし		

符号の説明　　reference-signs-list

（様式統一後）

(1)項目名の置換

項番	申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目通りの記載	タグ名（reference-signs-list）に置換する		
２．	その他の項目名の記載事例①	項番１と同じ		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		

(2)内容の置換

項番	申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	内容の記載があった場合	タグ<段落>（タグ属性numは、NULL(″″)で設定する）に、記載内容をそのまま設定する。		３．３技術分野の補足参照
２．	内容の記載なし	内容の設定なし		

補足：

新様式（様式統一前）の明細書では【符号の説明】を規定外項目（<heading>）として置換していたが、新様式（様式統一後）の明細書では【符号の説明】を<reference-signs-list>として置換する。

受託番号　reference-to-deposited-biological-material
(様式統一後)

(1)項目名の置換

項番	申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目通りの記載	タグ名（reference-to-deposited-biological-material）に置換する		
２．	その他の項目名の記載事例①	項番１と同じ		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		

(2)内容の置換

項番	申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	内容の記載があった場合	タグ<段落>（タグ属性numは、NULL("")で設定する）に、記載内容をそのまま設定する。		３．３技術分野の補足参照
２．	内容の記載なし	内容の設定なし		

先行技術文献　　citation-list

（様式統一後）

(1)項目名の置換

項番	申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備考
１．	申請書類記載項目通りの記載	タグ名（citation-list）に置換する。		
２．	その他の項目名の記載事例①	項番１と同じ		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし。		

補足：

先行技術文献の終了条件は、【発明の名称】、【技術分野】、【背景技術】、【図面の簡単な説明】、【発明の開示】、【発明の概要】、【発明を実施するための形態】、【発明を実施するための最良の形態】、【実施例ｎ】、【実施例】、【産業上の利用可能性】、【符号の説明】、【受託番号】、【配列表フリーテキスト】、【先行技術文献】、【ＫＫＫＫ】(規定外項目)の項目の出現とする。

【先行技術文献】配下には、【特許文献】、【非特許文献】が順不同で設定可能である。

但し、【特許文献】、【非特許文献】は、【先行技術文献】の配下に記載される項目のため、【先行技術文献】の終了後に出現した場合は、段落（<p>）内の【特許文献】（<patcit>）、【非特許文献】（<nplcit>）に変換される。又、先行技術文献の直下にタグ<段落>を設定した場合は、段落番号（【０００１】など）以外の項目の出現で先行技術文献の終了とする。

先行技術文献配下の【特許文献】、【非特許文献】の電子化方法について

・【先行技術文献】配下で最初に出現した【特許文献】、【非特許文献】は、それぞれ<patent-literature>、<non-patent-literature>に置換する。
・【先行技術文献】配下で二番目以降に出現した【特許文献】、【非特許文献】は、それぞれ段落（<p>）内の<patcit>、<nplcit>に置換する。
・【先行技術文献】配下で出現した【特許文献ｎ】、【非特許文献ｎ】は、それぞれ段落（<p>）内の既存タグの<patcit>、<nplcit>に置換する。

文書例１

書面

【先行技術文献】
　【特許文献】
　　【００１２】
　　　【特許文献１】　・・・
　　　【特許文献２】　・・・
　　【００１３】　・・・
　【特許文献】
　　【００１４】
　　　【特許文献３】　・・・

XML

```
<先行技術文献>
  <patent-literature>
    <p num="0012">
      <特許文献 num="1">
        <text>・・・</text>
      </特許文献>
      <特許文献 num="2">
        <text>・・・</text>
      </特許文献>
    </p>
    <p num="0013">・・・<br/>
      <特許文献>
        <text></text>
      </特許文献>
    </p>
    <p num="0014">
      <特許文献 num="3">
        <text>・・・</text>
      </特許文献>
    </p>
  </patent-literature>
</先行技術文献>
```

文書例２

書面

【先行技術文献】
　【特許文献】
　　【００２１】
　　　【特許文献１】　・・・
　【非特許文献】
　　【００２２】
　　　【非特許文献１】　・・・
　【特許文献】
　　【００２３】
　　　【特許文献２】　・・・
　【非特許文献】
　　　【非特許文献２】　・・・

XML

```
<先行技術文献>
  <patent-literature>
    <p num="0021">
      <特許文献 num="1">
        <text>・・・</text>
      </特許文献>
    </p>
  </patent-literature>
  <non-patent-literature>
    <p num="0022">
      <非特許文献 num="1">
        <text>・・・</text>
      </非特許文献>
      <特許文献>
        <text></text>
      </特許文献>
    </p>
    <p num="0023">
      <特許文献 num="2">
        <text>・・・</text>
      </特許文献>
      <非特許文献>
        <text></text>
      </非特許文献>
      <非特許文献 num="2">
        <text>・・・</text>
      </非特許文献>
    </p>
  </non-patent-literature>
</先行技術文献>
```

特許文献　　patent-literature
（様式統一後）

(1)項目名の置換

項番	申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備考
１．	申請書類記載項目通りの記載	タグ名（patent-literature）に置換する。		
２．	その他の項目名の記載事例①	項番１と同じ		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし。		

(2)内容の置換

項番	申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	内容の記載があった場合	タグ<段落>（タグ属性numは、NULL(″″)で設定する）に、記載内容をそのまま設定する。		３．３技術分野の補足参照
２．	内容の記載なし	内容の設定なし		

非特許文献　　non-patent-literature

（様式統一後）

(1)項目名の置換

項番	申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備考
１．	申請書類記載項目通りの記載	タグ名（non-patent-literature）に置換する。		
２．	その他の項目名の記載事例①	項番１と同じ		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし。		

(2)内容の置換

項番	申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	内容の記載があった場合	タグ<段落>（タグ属性numは、NULL(″″)で設定する）に、記載内容をそのまま設定する。		３．３技術分野の補足参照
２．	内容の記載なし	内容の設定なし		

2）　管理情報ＸＭＬの設定

・管理情報の『明細書の有無』の設定を行う。

（4）例外処理

① 請求の範囲が明細書中に記載されている場合、明細書からは削除し「【書類名】特許請求の範囲（【書類名】実用新案登録請求の範囲）」として電子化を行う。請求の範囲の特定について以下に示す。

・明細書内の【特許請求の範囲】（*1）が記載されている行、又は【請求項ｎ】（*2）が記載されている行から、【請求項ｎ】以外で始まる行の直前までとする。

（*1）明細書中に記載される【特許請求の範囲】とみなすその他の項目名の記載事例

項目名	その他の項目名の記載事例	
特許請求の範囲	（特許の場合） (1)特許請求範囲 (2)特許請求野範囲 (3)特許登録の範囲 (4)特許登録請求の範囲 (5)特許登録請求範囲 (6)特許背級の範囲 (7)特許範囲の請求 (8)特許譜求の範囲 (9)特許要求の範囲 (10)特許請求の範囲 (11)発明の請求の範囲 (12)発明の範囲 (13)発明請求の範囲 (14)発明登録請求の範囲 (15)発明特許請求の範囲 (16)特許詩求の範囲 (17)特許出願の範囲 (18)特許出願請求の範囲 (19)特許情求の範囲 (20)特許申請の範囲 (21)特許清求の範囲 (22)特許精求の範囲 (23)特許請求 (24)特許請求に範囲 (25)特許請求のの範囲 (26)特許請求の範位 (27)特許請求求の範囲 (28)特許請求項の範囲 (29)特許請求書の範囲 (30)許請求の範囲 (31)持許請求の範囲 (32)実用新案登録請求の範囲 (33)実用新案特許請求の範囲 (34)請求の範囲 (35)請求項の範囲 (36)請求範囲 (37)特許の請求の範囲 (38)特許の請求範囲 (39)特許の範囲 (40)特許願請求の範囲 (41)特許願登録請求の範囲 (42)特許講求の範囲	（実用新案登録の場合） (1)実用新案登録請求の範囲 (2)新案登録請求の範囲 (3)請求の範囲 (4)登録請求の範囲 (5)特許請求の範囲 (6)実用新案登録請求のみを範囲 (7)実用新案登録請求の周囲 (8)実用新案登録請求の請求範囲 (9)実用新案登録請求の範囲確認 (10)実用新案登録請求項の範囲 (11)実用新案登録請求書の範囲 (12)実用新案登録請求請求の範囲 (13)実用新案登録請求範囲 (14)実用新案登録用の範囲 (15)実用新案登録要求の範囲 (16)実用新案特許請求の範囲 (17)実用新条登録請求の範囲 (18)実用新登録請求の範囲 (19)実用登録新案登録請求の範囲 (20)実用登録請求の範囲 (21)実用新案の請求範囲 (22)実用新案の登録の範囲 (23)実用新案の登録請求の範囲 (24)実用新案の範囲 (25)実用新案請求の範囲 (26)実用新案請求項の範囲 (27)実用新案請求登録の範囲 (28)実用新案請求範囲 (29)実用新案登請求の範囲 (30)実用新案登録の請求の範囲 (31)実用新案登録の請求範囲 (32)実用新案登録の範囲 (33)実用新案登録許請求の範囲 (34)実用新案登録出願請求の範囲 (35)実用新案登録申請の範囲 (36)実用新案登録請求 (37)考案の請求の範囲 (38)考案請求の範囲 (39)考案登録請求の範囲 (40)実新案登録請求の範囲 (41)実用案登録請求の範囲 (42)実用考案登録請求の範囲 (43)実用新案の請求の範囲

(*2) 明細書中に記載される【請求項ｎ】とみなすその他の項目名の記載事例。ｎの記載がない場合も同様とする。

項目名	その他の項目名の記載事例	
請求項ｎ	(1)項ｎ (2)諸求項ｎ (3)請求項番ｎ (4)請求項目ｎ (5)請求請ｎ	(6)請求頂ｎ (7)請求頁ｎ (8)噴求項ｎ (9)墳求項ｎ (10)請求ｎ

② 配列表が明細書中に記載されている場合、配列表の内容は配列表ＸＭＬとして電子化を行う。配列表の特定について以下に示す。配列表の電子化方法は「５．４．６　配列表の電子化」を参照。

・明細書内の【配列表】が記載されている行から、次の項目名（【】で記載）で始まる行の直前又は、明細書の終了までとする。

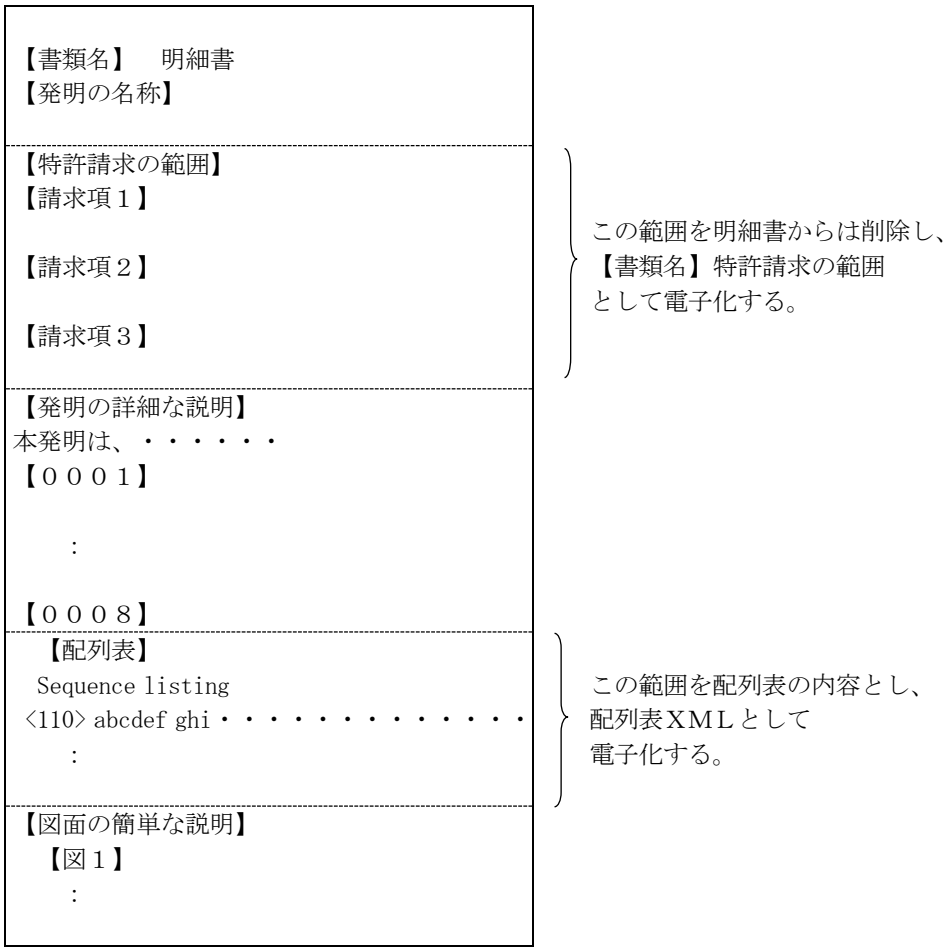

③　記載項目が【発明の名称】しかない場合の電子化方法を以下に示す。

・タグ<発明の名称>の終了タグの後に、タグ<段落>のみ（内容の設定なし）を設定し、タグ<明細書>の終了タグを設定する。

XML例

```
<application-body>
<明細書>
<発明の名称>ハンドスキャナ</発明の名称>
<段落 番号="">></段落>
</明細書>
    :
</application-body>
```

④　「【書類名】明細書」または「【書類名】外国語明細書」のみ記載の書面が添付された場合及び特許願（外国語出願以外）、実用新案登録願、翻訳文提出書、国内書面、国際出願翻訳文提出書で「【書類名】明細書」が添付されなかった場合に必須タグとして作成する場合の電子化例

・段落番号のない「段落」を追加、段落の内容の記載なしで電子化

XML例

```
<明細書>
<段落 番号="">></段落>
</明細書>
    :
```

~~⑤　訂正明細書に適用される様式が「Xフォーマット出願」の場合の電子化方法について~~

~~・書類名のみタグに置き換える。書類名以外は、タグ<段落>に設定する。~~
~~・明細書中の配列表も、明細書の一部としてタグ<段落>に設定する。~~
~~（配列表XMLは作成しない。）~~
~~※　記載が新様式であっても書類名のみタグに置き換え、書類名以外は、タグ<段落>に設定する。~~

⑥　特許願（外国語出願以外）に「【特記事項】特許法第３８条の３の規定による特許出願」が記載され、【提出物件の目録】配下に「【物件名】明細書（追って補充）」と記載された場合の電子化方法を以下に示す。

・段落番号のない「段落」を追加、段落の内容に「追って補充」を記載して電子化

XML例

```
<明細書>
<段落 番号="">追って補充</段落>
</明細書>
    :
```

⑦　パンドラ願書である旨の指示があった場合の電子化例

・段落番号のない「段落」を追加、段落の内容の記載なしで電子化
（明細書、外国語明細書いずれも段落番号、内容のない「段落」のみ設定する。
タグ<明細書>配下に「段落」以外のタグは設定しない）

ＸＭＬ例

```
<明細書>
<段落 番号="">></段落>
</明細書>
    :
```

５．４．４　図面の電子化

（１）　前提条件

１）図面の構成

・図面は「書類名」、「図番」、「図」から成る。

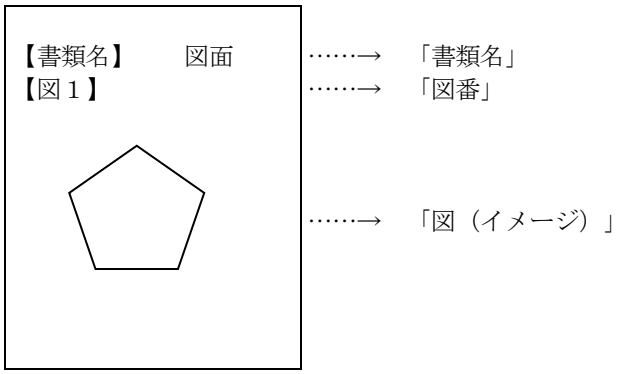

２－1）書面の電子化

・書類名と図の表記および図面について添付図面の記載の通りに電子化する。
・図面の先頭頁には、【書類名】が記載されていること。
・正しい書類名の記載がなくとも、その内容と判断できる記載があれば、電子化を行う。

２－２）図面代用写真の電子化

・図面代用写真を電子化する場合、写真の余白に“図面代用写真”の表示をする。
・写真がカラーであった場合は、“（カラー）”の表示をもたせる。
・余白がない場合は、図番と同一行に“図面代用写真”の情報を持たせる。
以下に例を示す。

【図ｎ】　図面代用写真（カラー）

３）図面の図（イメージ）の電子化

イメージの電子化は、大きさ・方向ともに申請書類と異なることがないように以下の方式で電子化を行う。

図の大きさは縦２５５．０mm×横１７０．０mm以内とする。（図番は含まない）
図は以下の仕様でイメージファイルに変換する。図面の中に一枚でも図面代用写真が存在する場合、その書類の図面を全てＪＰＥＧで電子化する。（ただし図面の数が多い場合は、電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~に問い合わせ、指示により電子化する。）

・図面代用写真以外の場合
縦２５５．０mm×横１７０．０mm以内
ＴＩＦＦ（Ｇ４圧縮）
２００ｄｐｉ又は４００ｄｐｉ

・図面代用写真の場合
縦２５５．０mm×横１７０．０mm以内
ＪＰＥＧ（ＪＰＥＧ圧縮）　※グレースケールのみとする（フルカラー不可）
縦２００７ｄｏｔ×横１３３８ｄｏｔ以内（２００ｄｐｉの場合）
縦４０１５ｄｏｔ×横２６７７ｄｏｔ以内（４００ｄｐｉの場合）

・図は項目名（【、】で記載されたもの）と項目名の間に設定されているものを１図とみなす。

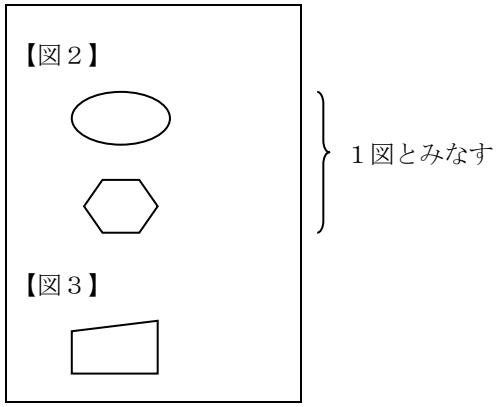

・イメージファイルのファイル名は、３．２．１バッチ申請データの(3)ファイル名の一覧に従って付与する。

（２）　図面の職権訂正の範囲

①図面とみなされる部分が１図しか存在せず、図番の記載がない場合は【図１】として電子化する。

例１）

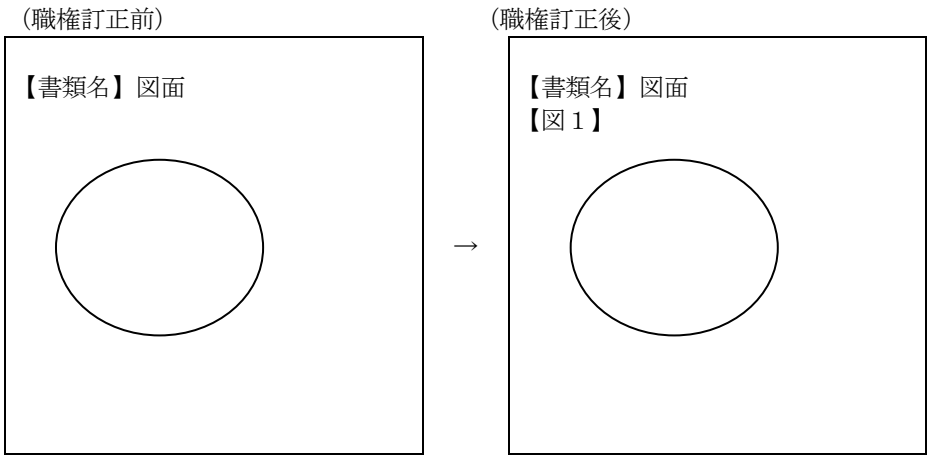

例２）

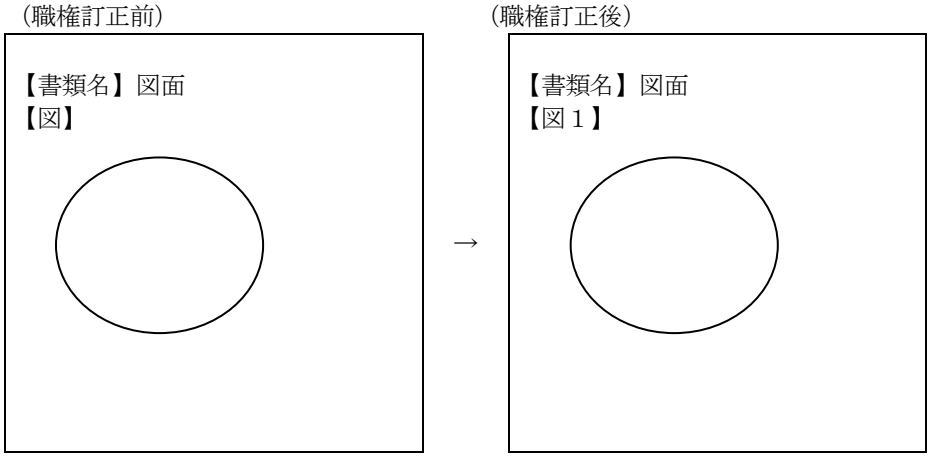

（3）　図面の電子化

1）図面のＸＭＬの電子化

図面の変換仕様見出し

図　　面

項番	項目名					参照箇所	備　　考
	申請書類記載項目	タ　　グ		タグの属性			
		日本語標準名称	タグ名	日本語標準名称	タグ名		
１．	【書類名】図面	図面	drawings			４．１	注1）
２．	【図ｎ】	図	figure	番号	num	４．２	くり返し
３．		イメージ	img	縦	he	４．３	
				横	wi		
				ソース	file		
				ファイルタイプ	img-format		

注１）実用新案登録願、図面の提出書では必須。

外国語図面の変換仕様見出し

外 国 語 図 面

項番	項目名					参照箇所	備　　考
	申請書類記載項目	タ　　グ		タグの属性			
		日本語標準名称	タグ名	日本語標準名称	タグ名		
1.	【書類名】外国語図面	図面	jp:foreign-language-drawings			4．4	
2.	ｲﾒｰｼﾞ＋ﾃｷｽﾄ混在	段落	p	番号	num	4．5	
3.		イメージ	img	縦	he	4．3	
				横	wi		
				ソース	file		
				ファイルタイプ	img-format		

補　足：タグ<段落>（<p>）を設定する際は、必ずタグ属性「番号=""（NULL）」を設定する。

図面の項目変換仕様

・項目名　　・タグ名　　４．　１

図面　　drawings

(1)項目名の置換

項番	申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目通りの記載があり、項目内容として”図面”と記載がある	タグ名（drawings）に置換する		
２．	その他の項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称　　⑦提出書類 ③書類明称　　⑧申請書類 ④図面名称　　⑨申請書名 ⑤図面名　　⑩書類明 ⑥書書名	同上		
３．	項目名の記載なし	電子化不能とし電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~に返却する(*1) タグの設定なし(*2)	５１９０	（※１）

(2)内容の置換

項番	申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	図面	タグ名（drawings）に置換する		特許願（外国語出願）以外の場合
２．	その他の項目内容の記載事例 特許願（外国語出願以外）の場合 ①~~訂正図面~~ ②図面代用写真 ③写真 ~~審判請求書、訂正請求書の場合~~ ~~①訂正図面~~	項番１と同じ		
３．	上記以外の記載	電子化不能とし電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~に返却する(*1) タグの設定なし(*2)	５１９０	（※１）
４．	内容の記載なし	項番３と同じ		（※１）

（＊１）　実用新案登録願（図面援用の記載がある場合を除く）、図面の提出書の場合
（＊２）　実用新案登録願（図面援用の記載がある場合）、図面の提出書以外の書類

※１　正しい書類名の記載がなくとも、その内容と判断できる記載があれば、電子化を行う。

【図ｎ】の電子化について

図の表示は図のタイトル（【図ｎ】）とイメージから構成され、これが書面上繰り返される。
ＸＭＬ上は以下の構造となっている。

〈図〉　　図面の図番がタグ属性「番号」に設定される。
└――〈イメージ〉　イメージファイルを指すタグ
　　タグの属性として「縦・横・ソース・ファイルタイプ」が設定される

図面を電子化したときの図面のＸＭＬとイメージファイルの関係を以下に示す。
（特許願（外国語出願以外）の例）

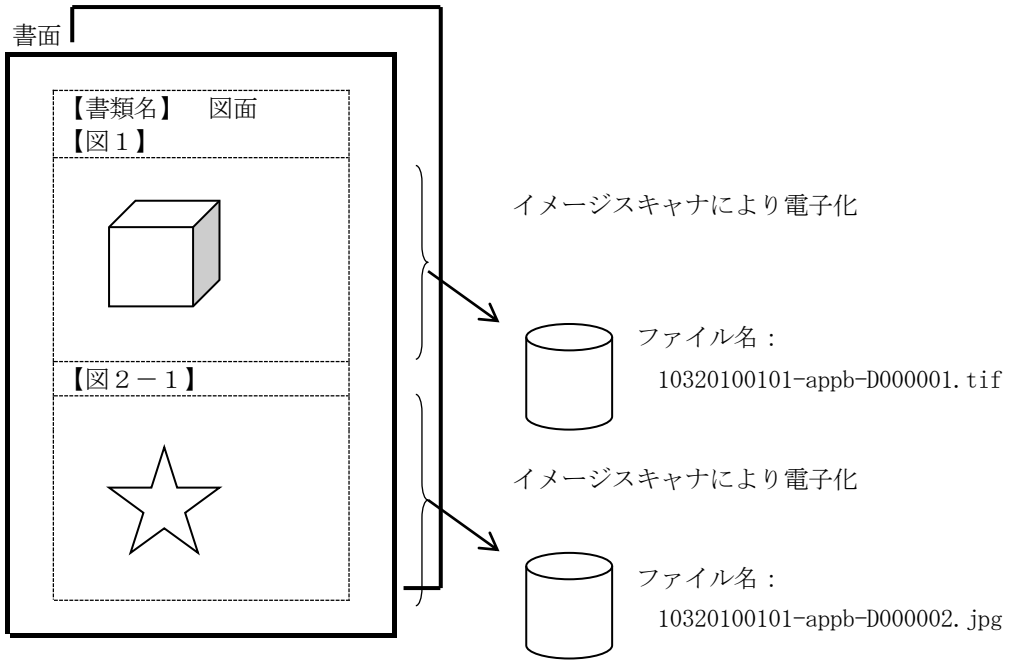

図面電子化例（特許願（外国語出願以外）の例）

```
〈図面〉
〈図 番号="1"〉
〈イメージ 縦="170.0" 横="170.0" ソース="10320100101-appb-Dnnnnnn.tif " ファイルタイプ="tif" /〉
〈/図〉
〈図 番号="2-1"〉
〈イメージ 縦="170.0" 横="170.0" ソース="10320100101-appb-Dnnnnnn.jpg" ファイルタイプ="jpg" /〉
〈/図〉
〈図 番号="2-2"〉
〈イメージ 縦="170.0" 横="170.0" ソース="10320100101-appb-Dnnnnnn.tif" ファイルタイプ="tif" /〉
〈/図〉
〈図 番号="3"〉
〈イメージ 縦="170.0" 横="170.0" ソース="10320100101-appb-Dnnnnnn.tif" ファイルタイプ="tif" /〉
〈/図〉
　　・
　　・
〈/図面〉
```

※　nnnnnnは、ＸＭＬ内で"000001"からの連番

【図】　　figure

(1)項目名の置換

項番	申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備考
１．	申請書類記載項目通りの記載（＊１）	タグ名（figure）に置換する		
２．	その他の項目名の記載事例 ①図 ②図面ｎ ③図番ｎ ④図－ｎ	項番１と同じ		ｎの記載がない場合も対象とする。
３．	項目名の記載なし	電子化を行わず、電子化不能メモを付けて電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。 （特許願（外国語出願）以外の場合）	５１８０	項目名の記載がなく、イメージがある場合は、（４）例外処理④参照

＊１：申請書類記載項目通りの記載があるとは、図の項目名（【図ｎ】等デリミタで記載されているもの）の記載のことを指す。

(2)タグの属性の設定

項番	タグの属性	設定値	ｴﾗｰ識別ID	備考
１．	記載内容に英数字・記号（※１）の記載がある。	記載（【図ｎ】）より英数字・記号（※１）部分ｎを抜き出しタグ属性「番号（num）」の属性値として１バイトコードで設定する		
２．	上記以外の記載	タグ属性「番号（num）」にはNULL(″) を設定する		

（※１）英数字・記号とは、以下の文字を指す。（下記のコード欄は１６進コードで記載している。）

申請書の状態（２バイト）		電子化における対処（１バイト）	
英数字・記号	上段：ＪＩＳコード 下段：Ｓｈｉｆｔ－ＪＩＳコード	英数字・記号	Ｓｈｉｆｔ－ＪＩＳコード
“ａ”～“ｚ”	０ｘ２３６１～０ｘ２３７Ａ ０ｘ８２８１～０ｘ８２９Ａ	“a”～“z”	０ｘ６１～０ｘ７Ａ
“Ａ”～“Ｚ”	０ｘ２３４１～０ｘ２３５Ａ ０ｘ８２６０～０ｘ８２７９	“A”～“Z”	０ｘ４１～０ｘ５Ａ
“０”～“９”	０ｘ２３３０～０ｘ２３３９ ０ｘ８２４Ｆ～０ｘ８２５８	“0”～“9”	０ｘ３０～０ｘ３９
ー（音引き）	０ｘ２１３Ｃ ０ｘ８１５Ｂ	－（ハイフン，負符号）	０ｘ２Ｄ
―（ダッシュ）	０ｘ２１３Ｄ ０ｘ８１５Ｃ		
－（ハイフン，負符号）	０ｘ２１５Ｄ ０ｘ８１７Ｃ		
．	０ｘ２１２５ ０ｘ８１４４	．	０ｘ２Ｅ
（	０ｘ２１４Ａ ０ｘ８１６９	（	０ｘ２８
）	０ｘ２１４Ｂ ０ｘ８１６Ａ	）	０ｘ２９

・項目名　　・タグ名　　４．３

イメージ　　img

(1)項目名の置換

項番	申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備考
１.	申請書類記載項目通りの記載	タグ名（img）に置換する		図番の記載がありイメージが存在しない場合は(4)例外処理⑤を参照 ｎの記載がない場合も対象とする。
２.	その他の項目名の記載事例 ①図 ②図面ｎ ③図番ｎ ④図－ｎ	項番１と同じ		
３.	項目名の記載なし	タグの設定なし		

＊１：申請書類記載項目通りの記載があるとは、図の項目名（【図ｎ】等デリミタで記載されているもの）の記載のことを指す。

(2)タグの属性の設定

イメージファイルにより以下の値を設定する

項番	タグの属性	設定値	備考
１.	縦（he）	イメージスキャナでイメージ化した部分の縦の長さを設定する（0.1㎜単位。小数点２桁で切り上げ）	
２.	横（wi）	イメージスキャナでイメージ化した部分の横の長さを設定する（0.1㎜単位。小数点２桁で切り上げ）	
３.	ソース（file）	イメージファイルの実体名を設定する	
４.	ファイルタイプ（img-format）	“tif”又は“jpg”を設定する。	

・項目名　　・タグ名　　４．４

図面　　jp:foreign-language-drawings
（外国語図面）

(1)項目名の置換

項番	申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　考
１．	申請書類記載項目通りの記載があり、項目内容として”外国語図面”と記載がある	タグ名（jp:foreign-language-drawings）に置換する		
２．	その他の項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称　⑦提出書類 ③書類明称　⑧申請書類 ④図面名称　⑨申請書名 ⑤図面名　⑩書類明 ⑥書書名	同上		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		（※１）

(2)内容の置換

項番	申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　考
１．	外国語図面	タグ名（jp:foreign-language-drawings）に置換する		
２．	その他の項目内容の記載事例 ①図面	項番１と同じ		
３．	上記以外の記載	タグの設定なし		（※１）
４．	内容の記載なし	項番３と同じ		（※１）

※１　正しい書類名の記載がなくとも、その内容と判断できる記載があれば、電子化を行う。

外国語図面の電子化例

（1）特許願（外国語出願）に添付される外国語図面は、書面を全面イメージでイメージ化しタグ<段落>配下のタグ<イメージ>に設定する。（４．４イメージ＋テキスト混在の段落を参照）

外国語図面の電子化例

<図面>

<段落 番号=”” >

<イメージ 縦=”255.0” 横=”170.0” ソース=”10320100101-jpfolb-Innnnnn.tif” ファイルタイプ=”tif” />

<イメージ 縦=”255.0” 横=”170.0” ソース=”10320100101-jpfolb-Innnnnn.jpg” ファイルタイプ=”jpg” />

</段落>

</図面>

※ nnnnnnは、外国語請・明・図・要ＸＭＬ内で”000001”からの連番

特許願（外国語出願）に【書類名】外国語図面が添付されない場合、上記処理は行わない。

段落　　p

（イメージ＋テキスト混在）

(1)項目名の置換

項番	申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備考
１．	「【書類名】外国語図面」と記載がある	タグ名（p）に置換する		特許願（外国語出願）の場合
２．	その他の項目名の記載事例 ① ②	項番１と同じ		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		

(2)タグの属性の設定

項番	タグの属性	設定値	ｴﾗｰ識別ID	備考
１．	番号（num）	NULL(″″)を設定する		

(3)内容の置換

項番	申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備考
１．	記載内容あり	記載内容を設定する。		補足参照
２．	記載内容なし	内容の記載なし。		

補　足：当該段落には、明細書内の段落と同様に、タグ<下線>、タグ<上付>、タグ<下付>、タグ<改行>、タグ<イメージ>、タグ<化学式>、タグ<数式>、タグ<表>が記載可能である。

外国語図面の電子化では、書面を全面イメージで電子化するため、タグ<イメージ>が書面の枚数分設定される。

2）管理情報ＸＭＬの設定

・管理情報の『図面の有無』の設定を行う。

（4）例外処理

図面の電子化における例外処理を以下に示す。

① 横方向に複数の図が記載
横方向に複数の図が記載されている場合は、横方向に並ばないように移動させて電子化する。

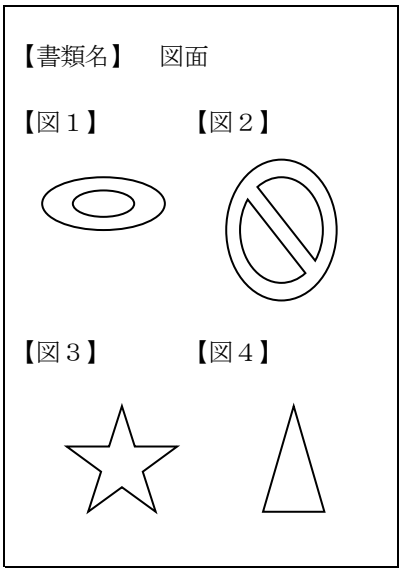

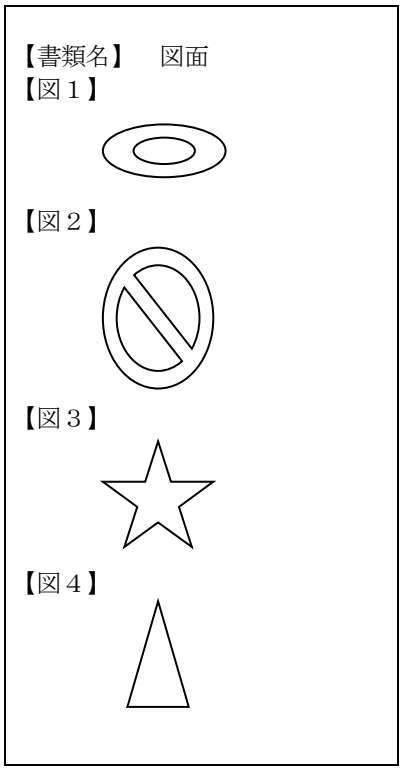

② 規定の大きさより大きい図、写真を記載している場合

規定の大きさに縮小して電子化する。（縦横比は変更しない）
（図番はイメージ化しない）

③ 規定の大きさより小さい図、写真を記載している場合
記載の大きさで電子化する。（拡大は行わない）

④ 【書類名】図面 のあと、【図ｎ】の記載がなく、図（イメージ）の記載がある場合

図（イメージ）の範囲は、次の【図ｎ】の記載まで、もしくは当該頁の終わりまでとしてイメージ化する。図（イメージ）はタグ<図>配下のタグ<イメージ>に置換する。タグ<図>のタグ属性は「番号=””」（NULL）で設定する。
ただし、【図ｎ】の記載がなくとも図（イメージ）の区切りが判断可能であれば、区切り判断できる単位でイメージ化し、図（イメージ）毎にタグ<図>を設定する。

⑤　「【書類名】図面」のみ記載の書面が添付された場合、又は、項目名【図ｎ】の記載がありイメージが存在しない場合の電子化例

・【書類名】図面のみ記載の書面が添付された場合は、項目名【図】を追加（図ｎの数字なし）、【図】の内容は、１行程度の空白行のイメージを作成し設定する。

ＸＭＬ例

```
〈図面〉
〈図 番号=""〉
〈イメージ 縦="縦サイズ" 横="横サイズ" ソース="ファイル名" ファイルタイプ="tif" /〉
〈/図〉
〈/図面〉
　　：
```

・特許願に「【特記事項】特許法第３８条の３の規定による特許出願」が記載され、【提出物件の目録】配下に「【物件名】図面（追って補充）」と記載された場合は、項目名【図】を追加（図ｎの数字なし）、【図】の内容は、「追って補充」と記載されたイメージを作成し設定する。

ＸＭＬ例

```
〈図面〉
〈図 番号=""〉
〈イメージ 縦="縦サイズ" 横="横サイズ" ソース="ファイル名" ファイルタイプ="tif" /〉
〈/図〉
〈/図面〉
　　：
```

・項目名【図ｎ】の記載がありイメージが存在しない場合は、【図ｎ】の内容に、１行程度の空白行のイメージを作成し設定する。

ＸＭＬ例

```
〈図面〉
〈図 番号="n"〉
〈イメージ 縦="縦サイズ" 横="横サイズ" ソース="ファイル名" ファイルタイプ="tif" /〉
〈/図〉
〈/図面〉
　　：
```

⑥　「【書類名】外国語図面」のみ記載の書面が添付された場合の電子化例
（段落を追加、段落の記載内容なし）

ＸＭＬ例

```
〈図面〉
〈段落 番号=" " 〉〈/段落〉
〈/図面〉
　　：
```

５．４．５　要約書の電子化

（1）　前提条件

1）要約書の構成

・要約書は「書類名」、「要約文（要約書内段落）」、「選択図」から成る。

【書類名】　要約書
【要約】
　ＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫ･･･
ＫＫＫＫＫ。
　ＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫＫ･･･
ＫＫＫＫＫ。
　　・
　　・
　　・
【選択図】　図１

2）書面の電子化

・書類名と要約の表記について記載の通りに電子化する。
・先頭頁には、【書類名】が記載されていること。
　正しい書類名の記載がなくとも、その内容と判断できる記載があれば、電子化を行う。

（2）　要約書の職権訂正の範囲

要約書の選択図の項目について、“【選択図】図ｎ”または“【選択図】なし”が

正しい記載方法となる。その他の項目名および内容記載については以下の通り職権訂正を行う。

①選択図の項目名について、以下の職権訂正を行う。

職権訂正前	職権訂正後
【選択図面】	【選択図】
【選択面】	
【選択部】	
【選択】	
【選択国】	
【選択図ｎ】	【選択図】図ｎ

②選択図の内容記載について、以下の職権訂正を行う。

・選択図がある場合

職権訂正前	職権訂正後
ｎ	図ｎ
ｎ図	
第ｎ図	

・選択図がない場合

職権訂正前	職権訂正後
な△し	なし
ナシ	
ナ△シ	
無し	
無△し	
無	

注１）△はスペースを表す

注２）“【選択図】”等の項目名と”図ｎ“、”無し“等の記載の
間にスペースが記載されている場合も、同様の職権訂正を行う。

例１）“【選択図】図ｎ”、
“【選択図】△図ｎ”、
“【選択図】△△図ｎ”
の何れも“【選択図】図ｎ”に職権訂正する。

例２）“【選択図】な△し”、
“【選択図】△な△し”、
“【選択図】△△な△し”
の何れも“【選択図】なし”に職権訂正する。

（３）　要約書の電子化

１）要約書のＸＭＬの電子化

要約書の変換仕様見出し

要　約　書

項番	項目名					参照箇所	備　　考
	申請書類記載項目	タ　　グ		タグの属性			
		日本語標準名称	タグ名	日本語標準名称	タグ名		
１．	【書類名】要約書	要約書	abstract			５．１	
２．		要約書内段落	p	番号	num	５．２	
３．		下線	u				
４．		上付	sup				
4-1.		下線	u				
５．		下付	sub				
5-1.		下線	u				
６．		改行	br				
７．		イメージ	img	縦	he	５．３	
				横	wi		
				ソース	file		
				ファイルタイプ	img-format		
８．	【化ｎ】	化学式	chemistry				
8-1.		イメージ	img			５．３	＊１
９．	【数ｎ】	数式	maths				
9-1.		イメージ	img			５．３	＊１
10.	【表ｎ】	表	tables				
10-1.		イメージ	img			５．３	＊１

＊１　上位のタグ<化学式>、タグ<数式>、タグ<表>が存在する場合は必須。

補　足：タグ<要約書内段落>（<p>）を設定する際は、必ずタグ属性「番号=""（NULL）」を設定する。

外国語要約書の変換仕様見出し

外 国 語 要 約 書

項番	項目名					参照箇所	備　　考
	申請書類記載項目	タ　　グ		タグの属性			
		日本語標準名称	タグ名	日本語標準名称	タグ名		
１．	【書類名】外国語要約書	要約書	jp:foreign-language-abstract			５．４	
２．		要約書内段落	p	番号	num	５．２	＊１

＊１　タグ<要約書内段落>配下のタグは、要約書の変換仕様見出しを参照。

補　足：タグ<要約書内段落>（<p>）を設定する際は、必ずタグ属性「番号=""（NULL）」を設定する。

要約書の項目変換仕様

・項目名　　・タグ名　　５．　１

要約書　　abstract

(1)項目名の置換

項番	申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目通りの記載があり、項目内容として”要約書”と記載がある	タグ名（abstract）に置換する		
２．	その他の項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称　⑦提出書類 ③書類明称　⑧申請書類 ④図面名称　⑨申請書名 ⑤図面名　⑩書類明 ⑥書書名	同上		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし（※１）		

(2)内容の置換

項番	申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	要約書	タグ名（abstract）に置換する		
２．	その他の項目内容の記載事例 ①	項番１と同じ。		
３．	上記以外の記載	タグの設定なし（※１）		
４．	内容の記載なし	項番３と同じ		

※１　正しい書類名の記載がなくとも、その内容と判断できる記載があれば、電子化を行う。

要約書の電子化について

要約書は、「【書類名】要約書」の記載以下、要約文、【選択図】から構成されている。

要約書を電子化したときの要約書の電子化例を以下に示す。

書　面

【書類名】　要約書
【要約】
本発明は、鉄筋コンクリートにより形成された器休に開口部が設けられ、・・・・が設けられて成ることを特徴とする原子炉格納容器。
一般に．．．．．
・ ・ ・・・・
【選択図】図１

要約書電子化例

〈要約書〉
〈要約書内段落 番号=″″〉
【要約】〈改行/〉
本発明は、鉄筋コンクリートにより形成された器休に開口部が設けられ、・・・・が設けられて成ることを特徴とする原子炉格納容器。〈改行/〉
一般に．．．．．〈改行/〉
・
・
・・・・〈改行/〉
【選択図】図１〈/要約書内段落〉
〈/要約書〉

・項目名　　・タグ名　　５．　２

要約書内段落　　p

(1)項目名の置換

項番	申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備考
１．	申請書類記載項目通りの記載があり、項目内容として”要約書”または”外国語要約書”と記載がある	タグ名（p）を設定する。		
２．	その他の項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称　⑦提出書類 ③書類明称　⑧申請書類 ④図面名称　⑨申請書名 ⑤図面名　⑩書類明 ⑥書書名	同上		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし。		

(2)タグの属性の設定

項番	タグの属性	設定値	備考
１．	番号（num）	NULL（″″）を設定する。	

(3)内容の置換

項番	申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備考
１．	「【書類名】要約書」以降、又は「【書類名】外国語要約書」以降に記載内容あり	記載内容を設定する。		補足参照
２．	記載内容なし	内容の設定なし。		

補　足：

・要約書の内容は全て一つのタグ<要約書内段落>に変換し、段落の区切りには、タグ<改行>を設定する。
・要約書内段落には、明細書内の段落と同様に、タグ<下線>、タグ<上付>、タグ<下付>、タグ<改行>、タグ<イメージ>、タグ<化学式>、タグ<数式>、タグ<表>が設定可能である。
（5.4.3明細書の電子化の3.4段落、3.5イメージを参照。）
・外国語要約書の電子化では、書面を全面イメージで電子化するため、タグ<イメージ>が書面の枚数分設定される。
・【選択図】の「図」と図番の間にはスペースを電子化しない。
例）×【選択図】図 1
○【選択図】図1

・項目名　　・タグ名　　５．　３

イメージ　　img

(1)項目名の置換

項番	申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備考
１．	イメージがある場合	タグ名（img）に置換する		
２．	イメージがない場合	タグの設定なし		

(2)タグの属性の設定

イメージファイルにより以下の値を設定する

項番	タグの属性	設定値	備考
１．	縦（he）	イメージスキャナでイメージ化した部分の縦の長さを設定する（0.1mm単位。小数点２桁で切り上げ）	
２．	横（wi）	イメージスキャナでイメージ化した部分の縦の長さを設定する（0.1mm単位。小数点２桁で切り上げ）	
３．	ソース（file）	イメージファイルの実体名を設定する	
４．	ファイルタイプ（img-format）	“tif”を設定する。	

・イメージファイルのファイル名は、３．２．１バッチ申請データの(3)ファイル名の一覧に従って付与する。

要約書　　jp:foreign-language-abstract

(外国語要約書)

(1)項目名の置換

項番	申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目通りの記載があり、項目内容として”外国語要約書”と記載がある	タグ名（jp:foreign-language-abstract）に置換する		
２．	その他の項目名の記載事例 ①書類の名称 ②書類名称　⑦提出書類 ③書類明称　⑧申請書類 ④図面名称　⑨申請書名 ⑤図面名　⑩書類明 ⑥書書名	同上		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし（※１）		

(2)内容の置換

項番	申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	外国語要約書	タグ名（jp:foreign-language-abstract）に置換する		
２．	その他の項目内容の記載事例 ①要約書	項番１と同じ。		
３．	上記以外の記載	タグの設定なし（※１）		
４．	内容の記載なし	項番３と同じ		

※１　正しい書類名の記載がなくとも、その内容と判断できる記載があれば、電子化を行う。

外国語要約書の電子化について

（１）特許願（外国語出願）に添付される外国語要約書は、書面を全面イメージでイメージ化しタグ<要約書内段落>配下のタグ<イメージ>に設定する。

外国語要約書電子化例

<要約書>
<要約書内段落 番号=""">
<イメージ 縦=”255.0” 横=”170.0” ソース=”10110010001-jpfolb-Innnnnn.tif” ファイルタイプ=”tif” />
</要約書内段落>
</要約書>

※ nnnnnnは、外国語請・明・図・要ＸＭＬ内で”000001”からの連番

特許願（外国語出願）に【書類名】外国語要約書が添付されない場合、上記処理は行わない。

2）管理情報ＸＭＬの設定

・管理情報の『要約書の有無』を設定する。

（4）例外処理

① 「【書類名】要約書」または、「【書類名】外国語要約書」のみ記載の書面が添付された場合の電子化例

・段落番号のない「段落」を追加、段落の内容の記載なしで電子化

ＸＭＬ例

・

〈要約書〉
〈要約書内段落 番号=""〉〈/要約書内段落〉
〈/要約書〉

・

５．４．６　配列表の電子化

（1）　前提条件

明細書内に【配列表】の見出しをつけて記述される配列表は、明細書とは別の配列表ＸＭＬとして作成する。内容は、原則イメージ化し設定するが、テキストデータ化し設定することも可能である。

【配列表】の見出しを付けずに記述した内容は、配列表として扱わない。（明細書の一部として電子化する。）

ＳＴ．２６ＸＭＬが発注された場合は、明細書内の【配列表】の見出しの有無にかかわらずデータエントリを行う。ただし、【配列表】の内容の記載がある場合は発注元に問い合わせる。

~~明細書内に【配列表】の見出しがあり、ＳＴ．２６ＸＭＬが発注された場合は発注元に問い合わせる。~~

１）配列表の構成

・配列表は明細書の一記載項目として【配列表】の見出しをつけて一番最後に記述される。
　または、【配列表】が記載されている行から、次の項目名（【】で記載）で始まる行の直前又は、明細書の終了までを配列表の内容とする。

： 【０００３】 【従来の技術】 ・・・・・・・・・・・・・ 【図面の簡単な説明】 【図１】・・・・・・・・・・ 【配列表】 ＡＧＣＴＡＧＣＴ・・・・・ ＧＣＴＡＧＣＴＡ・・・・・ ・ ・ ・	この範囲を 配列表ＸＭＬと して電子化する。 ただし、ＳＴ．２６ ＸＭＬが発注されており、【配列表】の内容の記載がある場合は発注元に問い合わせる。

２）　イメージファイルの電子化

配列表データは、書面の内容より判断し、以下の方式で電子化する。
イメージの電子化は、大きさ・方向ともに申請書類と異なることがないように行う。

・イメージの大きさは縦２５５．０ｍｍ×横１７０．０ｍｍ以内とする。

・書面は以下の仕様でイメージファイルに変換する。
　　ＴＩＦＦフォーマット（Ｇ４圧縮）
　　画素密度２００ｄｉ

・対象書面に写真が含まれている場合は、電子記録基準管理班~~データエントリ管理班~~の指示により電子化を行う。

・イメージファイルのファイル名は、３．２．１バッチ申請データの(3)ファイル名の一覧に従って付与する。

（２）　配列表の職権訂正の範囲

配列表に関する職権訂正事項は特にない。

（３）　配列表の電子化

１）配列表ＸＭＬ作成

配列表データを示す部分のＸＭＬ上は以下の構造となっている。

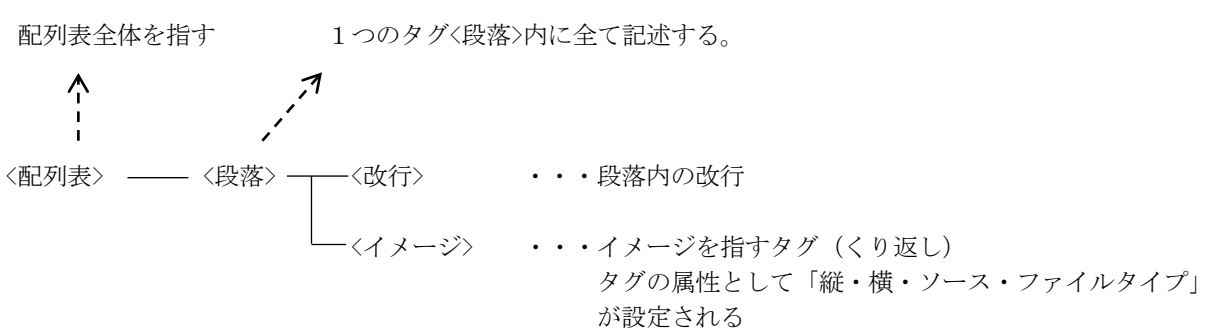

配列表データを電子化したときの配列表ＸＭＬとイメージファイルの関係を以下に示す。

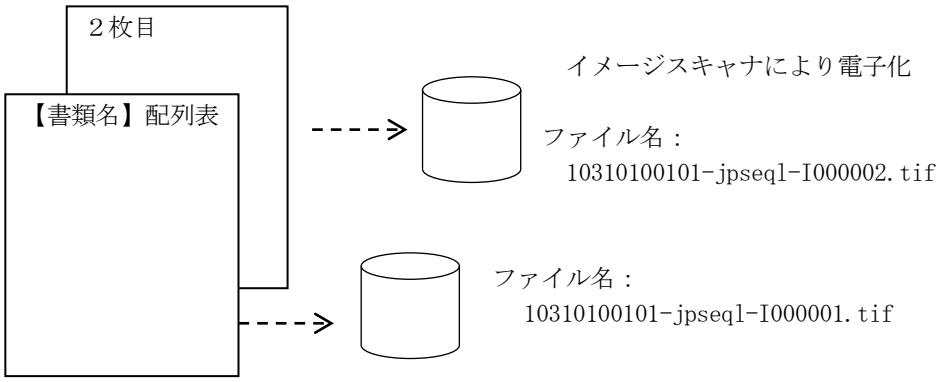

配列表ＸＭＬ

```
<!DOCTYPE jp:sequence-list
  PUBLIC "-//JPO//DTD SEQUENCE LIST 1.0//EN" "sequence-list.dtd" []>
<jp:sequence-list>
 <段落 番号="">
 <イメージ 縦="255.0" 横="170.0" ソース="10310100101-jpseql-I000001.tif"
                                                    ファイルタイプ="tif" />
 <イメージ 縦="255.0" 横="170.0" ソース="10310100101-jpseql-I000002.tif"
                                                    ファイルタイプ="tif" />
       :
 </段落>
</jp:sequence-list>
```

1-1）ＳＴ．２６ＸＭＬについての留意事項

(1) ＳＴ．２６ＸＭＬは下記の書類に添付可能である。下記の書類以外とともに発注された場合は発注元に問い合わせる。

・特許願
・実用新案登録願
・翻訳文提出書
・手続補正書（方式）
・手続補正書
・誤訳訂正書
・国内書面
・国際出願翻訳文提出書
・国際出願翻訳文提出書（職権）
・特許協力条約第３４条補正の翻訳文提出書
・特許協力条約第３４条補正の翻訳文提出書（職権）

(2) ＳＴ．２６ＸＭＬを格納した媒体が発注された場合、データエントリ機関では以下を確認し、いずれかに該当した場合は発注元に問い合わせる。

①媒体破損によりデータが読み込めない場合
②媒体種類誤りの場合（ＣＤ－Ｒ、ＤＶＤ－ＲＷ以外の媒体が発注された場合）
③１書類に対して媒体が複数存在する場合
④ウィルス感染の場合
⑤ファイル形式誤り（拡張子が”xml”以外）の場合
⑥１媒体にxmlファイルが複数存在する場合

(3) ＳＴ．２６ＸＭＬは発注元が指定するツールを使い、パースチェックを行う。パースチェックの結果、エラーが発生した場合は発注元に問い合わせる。

(4) ＳＴ．２６ＸＭＬのファイル名は「３．２．１　バッチ申請データ（３）ファイル名」の一覧に従って修正する。

2）管理情報ＸＭＬの設定

・管理情報の『ＤＮＡ抽出識別』の設定を行う。
・管理情報の『提出された物件』の設定対象としない。

配列表ＸＭＬ、ＳＴ．２６ＸＭＬのいずれにおいても上記の通り作業する。

配列表の変換仕様見出し

配　列　表

項番	項目名					参照箇所	備　　考
	申請書類記載項目	タ　　グ		タグの属性			
		日本語標準名称	タグ名	日本語標準名称	タグ名		
1.		(ルート)	jp:sequence-list	言語	lang	6．1	
				DTDﾊﾞｰｼﾞｮﾝ	dtd-version		
				ネームスペース	xmlns:jp		
2.	【配列表】	段落	p	番号	num	6．2	
3.		改行	br				
4.		イメージ	img	縦	he	6．3	書類の頁数分繰り返し
				横	wi		
				ソース	file		
				ファイルタイプ	img-format		

補　足：タグ<段落>（<p>）を設定する際は、必ずタグ属性「番号=""（NULL）」を設定する。

配列表の項目変換仕様

・項目名　　・タグ名　　６．１

（ﾚｰﾄ）　　jp:sequence-list

(1)項目名の置換

項番	申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　考
１.	申請書類記載項目通りの記載	タグ名（jp:sequence-list）を追加する		
２.	その他の項目名の記載事例①	同上		
３.	項目名の記載なし	タグの設定なし		

(2)タグ属性の設定

項番	タグの属性	設定値	備　考
１.	言語（lang）	“ja”を設定する。	
２.	ＤＴＤバージョン（dtd-version）	“1.0”を設定する	
３.	ネームスペース（xmlns:jp）	“http://www.jpo.go.jp”を設定する。	

・項目名　　・タグ名　　６．　２

段落　　p

(1)項目名の置換

項番	申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	申請書類記載項目通りの記載	タグ名（p）に置換する		
２．	その他の項目名の記載事例①	同上		
３．	項目名の記載なし	タグの設定なし		

(2)タグの属性の設定

項番	タグの属性	設定値	備　　考
１．	番号（num）	タグ属性値は、NULL（″″）を設定する。	

(3)内容の置換

項番	申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１．	内容の記載あり	記載内容を１バイトコードで設定する。		補足参照
２．	内容の記載なし	内容の設定なし		

補　足：

タグ<段落>の内容にテキストとイメージが混在した場合、テキストの終了位置（タグ<イメージ>の直前）には、タグ<改行>を設定する。（但し、タグ<段落>の終了タグの直前の場合は設定しない）

<段落 番号=″″>
　段落内のテキストに引き続きイメージが記載される例<改行/>
　<イメージ・・・/>
</段落>

・項目名　　・タグ名　　６．３

イメージ　　img

(1)項目名の置換

項番	申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備考
１.	イメージがある場合	タグ名（img）に置換する		
２.	イメージがない場合	タグの設定なし		

(2)タグの属性の設定

イメージファイルにより以下の値を設定する

項番	タグの属性	設定値	備考
１.	縦（he）	イメージスキャナでイメージ化した部分の縦の長さを設定する（0.1mm単位。小数点２桁で切り上げ）	
２.	横（wi）	イメージスキャナでイメージ化した部分の縦の長さを設定する（0.1mm単位。小数点２桁で切り上げ）	
３.	ソース（file）	イメージファイルの実体名を設定する	
４.	ファイルタイプ（img-format）	“tif”を設定する。	

（４）　例外処理

配列表のイメージ化における例外処理を以下に示す。

①　用紙を横長に用いて記載

用紙を横長に用いて記載してきた場合は、逆時計方向に90°回転し電子化する。

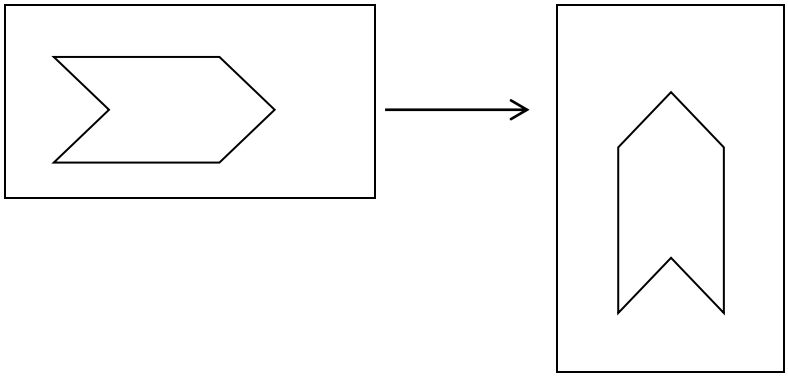

②　規定の大きさより大きい用紙を用いて記載している場合

規定の大きさに縮小して電子化する。

緊急避難案件の配列表の電子化における対応を以下に示す。

③　配列表ＸＭＬがＣＤ－Ｒ等の紙以外の媒体で提出された場合（緊急避難の場合）の電子化方法について以下に示す。

・明細書に【配列表】と記載されている場合、配列表ＸＭＬを作成する。

配列表ＸＭＬ例：

```
<!DOCTYPE jp:sequence-list
PUBLIC "-//JPO//DTD SEQUENCE LIST 1.0//EN" "sequence-list.dtd" []>
<jp:sequence-list>
<段落 番号="">
</段落>
</jp:sequence-list>
```

・管理情報ＸＭＬの設定

(1) 管理情報の『ＤＮＡ抽出識別』の設定を行う。
(2) 管理情報の『提出された物件』の設定対象とする。

④　緊急避難の場合におけるＳＴ．２５ファイルの電子化方法について以下に示す。

(1) 発注物にＳＴ．２５ファイルが存在する場合

・ＳＴ．２５ファイルのファイル名を「３．２．１　バッチ申請データ（３）ファイル名」の一覧に従って修正する。

・管理情報ＸＭＬの設定

(1) 管理情報の『ＤＮＡ抽出識別』を設定する。
(2) 管理情報の『提出された物件』を設定しない。

(2) 発注物にＳＴ．２５ファイルが存在せず、ＳＴ．２５ファイルがＣＤ－Ｒで提出された旨の記載がある場合（ＳＴ．２５ファイルを添付した書類が１書類の合計容量（圧縮前２００ＭＢ）の制限値を超えた場合）

・管理情報ＸＭＬの設定

(1) 管理情報の『ＤＮＡ抽出識別』を設定する。
(2) 管理情報の『提出された物件』を設定する。

⑤　緊急避難の場合におけるＳＴ．２６ＸＭＬの電子化方法について以下に示す。

(1) 発注物にＳＴ．２６ＸＭＬが存在する場合

・ＳＴ．２６ＸＭＬのファイル名を「３．２．１　バッチ申請データ（３）ファイル名」の一覧に従って修正する。

・管理情報ＸＭＬの設定

(1) 管理情報の『ＤＮＡ抽出識別』を設定する。
(2) 管理情報の『提出された物件』を設定しない。

(2) 発注物にＳＴ．２６ＸＭＬが存在せず、ＳＴ．２６ＸＭＬがＣＤ－Ｒで提出された旨の記載がある場合（ＳＴ．２６ＸＭＬを添付した書類が１書類の合計容量（圧縮前２００ＭＢ）の制限値を超えた場合）

・管理情報ＸＭＬの設定

(1) 管理情報の『ＤＮＡ抽出識別』を設定する。
(2) 管理情報の『提出された物件』を設定する。

５．４．７　添付物件の電子化

（1）前提条件

1）書類の電子化対象領域は、データ領域(*1)とし指定領域(*1)の電子化は行わない。
＊１：データ領域と指定領域の区別は、整理番号・頁を記載しアンダーラインを付した部分を指定領域としアンダーラインより下をデータ領域とする。

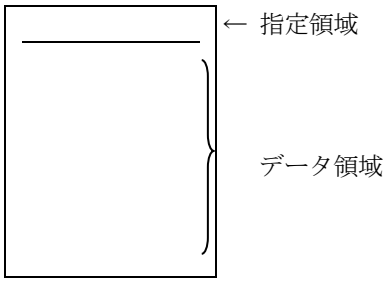

2）電子化対象領域の頁の大きさは縦２５５．０ｍｍ（以内）、横１７０．０ｍｍ（以内）とする。
3）提出書類は、全面イメージで電子化する。なお。データエントリで記入した受付番号は原則として、イメージデータ中に含めない。
4）提出書類の電子化対象書類の一覧を以下に示す。

電子化対象提出物件一覧

1.　（代理権を証する書面）委　任　状
2.　証　明　書
（1）優先権証明書
（2）新規性証明書
（3）資格の証明
（4）承諾書
（5）譲渡証書
（6）同意書
（7）持分放棄書
（8）登録の原因を証明する書面
（9）一部譲渡証
(10)持分譲渡証
(11)譲渡契約書
(12)変更契約書
(13)設定契約書
(14)共有契約書
(15)売買契約書
(16)持分共有契約書
(17)登記簿謄本又は閉鎖登記簿謄本
(18)除籍の謄本又は抄本
(19)住民票の除票の謄本（抄本）
(20)戸籍の附票の謄本又は抄本
(21)戸籍の除票の謄本又は抄本
(22)取締役会議事録
(23)取締役承認書
(24)社員総会議事録
(25)社員総会決議書
(26)遺言書
(27)相続放棄の申述の受理証明書
(28)贈与証書
(36)許可書
(37)通常実施権の存在確認書
(38)質権設定証明書
(39)質権差入書
(40)質権約定証明書
(41)仮登録処分命令の正本
(42)譲渡予約証書
(43)贈与予約証書
(44)代物弁済予約証書
(45)代物弁済証書
(46)契約解除書
(47)債務弁済証書
(48)確認書
(49)実験成績証明書
(50)医師の診断書
(51)疎明書
(52)書留郵便物受領書
(53)義務に係わる出願人（発明者）存在の意見書
(54)菌寄託証明書（受託書）
(55)菌寄託番号変更届（新受託番号を証明する書面が添付されてくる。
(56)優先権証明補充書
(57)戸籍謄本又は抄本
(58)住民票遺産分割協議書
(59)特別代理人選任申立書
(60)印鑑証明書
(61)商工会の証明書

(29)贈与契約証書
(30)判決の正本
(31)判決の確定証明書
(32)和解調書
(33)届出書
(34)届出受理証明書
(35)認可書
(62)定款
(63)商工会議所の証明書
(64)代表者選定書
(65)外国人登録済証明書
(66)区長村長の発行する証明書
(67)不在証明書
(68)納付済証（特許庁提出用）

※上記一覧に記載されていない書類も物件名を設定し電子化を行う。

５）優先権証明書を電子化する場合は、原文を全て、訳文を全て電子化する。
また、優先権証明書が媒体に格納されて発注された場合、「（３）イメージファイルの電子化」の仕様に従い必要に応じて変換する。（媒体に格納されたデータが上記仕様どおりの場合は変換不要）
なお､媒体に格納されたデータが読み込めない場合など､変換できない場合は発注元に問い合わせる。
６）提出物件を電子化した場合、管理情報のデータエントリ付与情報『提出された物件』『添付書類の有無』について設定を行う。
７）添付物件が複数種類提出された場合、添付物件単位に電子化する。
８）特殊申請の場合、媒体に格納された添付物件ＰＤＦを「（３）イメージファイルの電子化」の仕様に従いイメージファイルに変換する。
~~８）図面代用写真を電子化する場合、写真の余白に“図面代用写真”の表示をする。~~
~~写真がカラーであった場合は、“（カラー）”の表示をもたせる。~~
~~余白がない場合は、図番と同一行に“図面代用写真”の情報を持たせる。~~
~~以下に例を示す。~~
~~【図ｎ】　図面代用写真（カラー）~~

（２）添付物件の電子化

１）添付書類ＸＭＬの電子化

添付物件の変換仕様見出し

添　付　物　件　の　記　事

項番	項目名					参照箇所	備　　考
	申請書類の状態	タグ		タグの属性			
		日本語標準名称	タグ名	日本語標準名称	タグ名		
1	添付物件あり	添付書類の記事	jp:attaching-document	言語	lang	７．１	
				DTDﾊﾞｰｼﾞｮﾝ	dtd-version		
				ネームスペース	xmlns:jp		
2		添付書類	jp:attaching-document-group			７．２	提出された物件単位に設定する
3		物件名	jp:document-name			７．３	
4		段落	p	番号	num	７．４	
5		イメージ	img	縦	he	７．５	
				横	wi		
				ソース	file		
				ファイルタイプ	img-format		
6		添付書類（PDF）	jp:doc-page-group				緊急避難案件に設定される場合がある
7		物件名	jp:document-name				
8		ドキュメントページ	jp:doc-page	縦	he		
				横	wi		
				タイプ	type		
				ソース	file		

補　足：タグ〈段落〉（〈p〉）を設定する際は、必ずタグ属性「番号=″″（NULL）」を設定する。

２）　添付物件の電子化について

添付物件を示す部分のＸＭＬ上は以下の構造となっている。

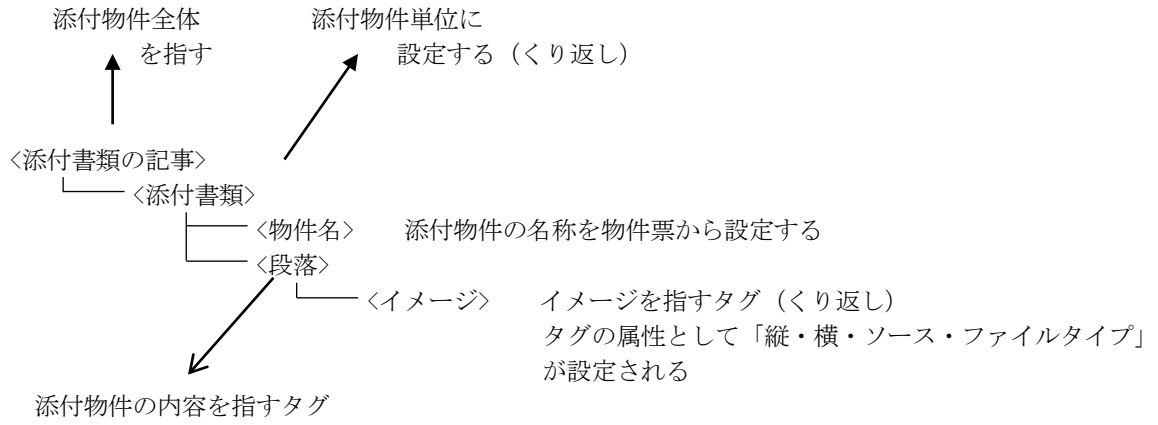

添付物件を電子化したときの添付書類ＸＭＬとイメージファイルの関係を以下に示す。

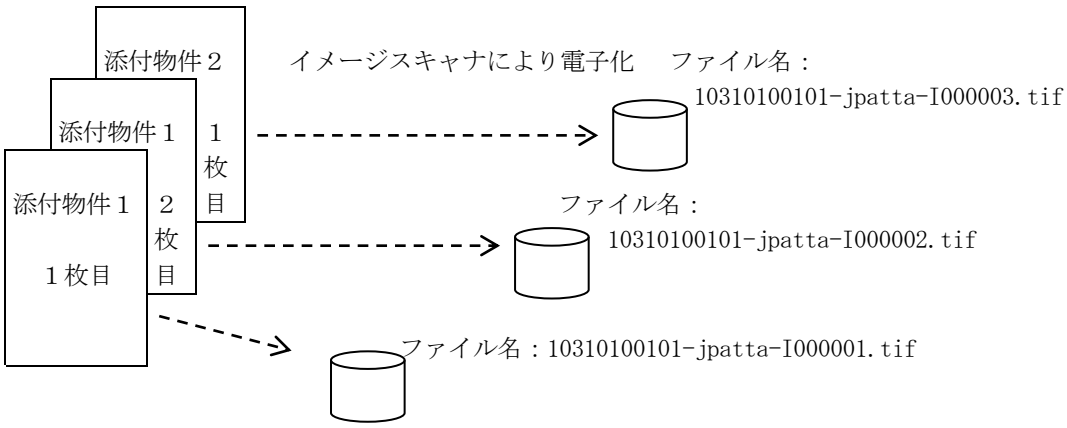

添付書類ＸＭＬ例

```
<!DOCTYPE jp:attaching-document
PUBLIC "-//JPO//DTD ATTACHING DOCUMENT 1.0//EN" "attach.dtd" []>
<添付書類の記事>
<添付書類>
<物件名>添付物件１</物件名>
<段落 番号="">
<イメージ 縦="255.0" 横="170.0" ソース="10310100101-jpatta-I000001.tif"
                                                    ファイルタイプ="tif" />
<イメージ 縦="255.0" 横="170.0" ソース="10310100101-jpatta-I000002.tif"
                                                    ファイルタイプ="tif" />
</段落>
</添付書類>
<添付書類>
<物件名>添付物件２</物件名>
<段落 番号="">
<イメージ 縦="255.0" 横="170.0" ソース="10310100101-jpatta-I000003.tif"
                                                    ファイルタイプ="tif" />
</段落>
</添付書類>
</添付書類の記事>
```

添付物件の項目変換仕様

・項目名　　・タグ名　　７．１

添付書類の記事　　jp:attaching-document

(1)項目名の置換

項番	申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備　　考
１.	添付物件がある場合	タグ名（jp:attaching-document）に置換する		
２.	添付物件がない場合	タグを設定しない		

(2)タグ属性の設定

項番	タグの属性	設定値	備　　考
１.	言語（lang）	“ja”を設定する。	
２.	ＤＴＤバージョン（dtd-version）	“1.0”を設定する	
３.	ネームスペース（xmlns:jp）	“http://www.jpo.go.jp”を設定する。	

・項目名　　・タグ名　　７．　２

添付書類　　jp:attaching-document-group

(1)項目名の置換

項番	申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備考
１.	添付物件がある場合	タグ名 （jp:attaching-document-group）に置換する ＊１		
２.	添付物件がない場合	タグを設定しない		

＊１：添付物件単位に設定する。（添付物件の個数分繰り返される）

・項目名　　・タグ名　　７．３

物件名　　jp：document－name

(1)項目名の置換

項番	申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備考
１.	添付物件がある場合	タグ名（jp:document-name）に置換する		

(2)内容の置換

項番	物件票の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備考
１.	添付物件に物件名あり	物件名を設定する		

・項目名　　・タグ名　　７．４

段落　　p

(1)項目名の置換

項番	申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備考
１．	添付物件がある場合	タグ名（p）に置換する		

(2)タグの属性の設定

項番	申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備考
１．	番号（num）	NULL(″″)を設定する		補足参照

(3)内容の置換

項番	申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備考
１．	記載内容あり	記載内容を設定する。		補足参照
２．	記載内容なし	内容の記載なし。		

補　足：当該段落には、明細書内の段落と同様に、タグ<下線>、タグ<上付>、タグ<下付>、タグ<改行>、タグ<イメージ>、タグ<化学式>、タグ<数式>、タグ<表>が記載可能である。

・項目名　　・タグ名　　７．５

イメージ　　img

(1)項目名の置換

項番	申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備考
１.	添付物件がある場合	タグ名（img）に置換する		

(2)タグの属性の設定

イメージファイルにより以下の値を設定する

項番	タグの属性	設定値	備考
１.	縦（he）	イメージスキャナでイメージ化した部分の縦の長さを設定する（0.1mm単位。小数点２桁で切り上げ）	
２.	横（wi）	イメージスキャナでイメージ化した部分の横の長さを設定する（0.1mm単位。小数点２桁で切り上げ）	
３.	ソース（file）	イメージファイルの実体名を設定する	
４.	ファイルタイプ（img-format）	“tif”を設定する。	

（3）イメージファイルの電子化

添付書類は、書面の内容より判断し、以下の方式で電子化する。
イメージの電子化は、大きさ・方向ともに申請書類と異なることがないように行う。
添付書類の電子化により内容が判読困難にならないよう、解像度を設定する。
（刊行物等提出書の添付書類等）

・イメージの大きさは縦２５５．０mm×横１７０．０mm以内とする。

・書面は以下の仕様でイメージファイルに変換する。
ＴＩＦＦフォーマット（Ｇ４圧縮）
縦２５５．０mm×横１７０．０mm以内
画素密度２００ｄｐｉ又は４００ｄｐｉ
縦２００７ｄｏｔ×横１３３８ｄｏｔ以内（２００ｄｐｉ）
縦４０１５ｄｏｔ×横２６７７ｄｏｔ以内（４００ｄｐｉ）

・イメージファイルのファイル名は、３．２．１バッチ申請データの(3)ファイル名の一覧に従って付与する。

（4）例外処理

添付物件の電子化における例外処理を以下に示す。

① 用紙を横長に用いて記載

用紙を横長に用いて記載してきた場合は、逆時計方向に90°回転し電子化する。

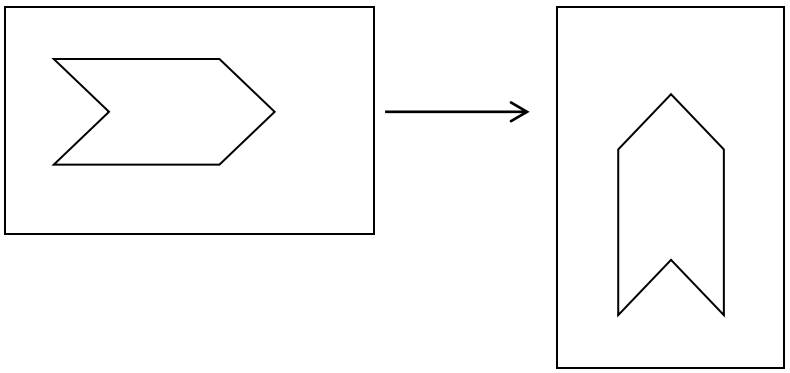

② 規定の大きさより大きい用紙を用いて記載している場合

規定の大きさに縮小して電子化する。

５．５　　ファイル一覧・原データの作成

５．５．１　ファイル一覧ＸＭＬの作成

（１）　前提条件

１案件に含まれるＸＭＬファイル（ＳＴ．２６を含む）、イメージファイル、ＳＴ．２５の一覧を管理するＸＭＬファイルとしてファイル一覧ＸＭＬファイルを作成する。
ファイル一覧ＸＭＬファイルのファイル名は、３．２．１バッチ申請データの(3)ファイル名の一覧に従って付与する。

（２）　ファイル一覧の作成

書類を電子化し、１案件のＺＩＰファイルに格納されるＸＭＬ、イメージが以下の状態でファイル一覧を作成したときの例を以下に示す。

タグ<jp:file-content>の設定順は、タグ属性「ファイル名」に設定するファイル名の昇順とする。

・特許願
・請求の範囲、明細書、図面、要約書が添付されている。
・明細書には、表（イメージ）と数式（イメージ）が２つ存在し、ＴＩＦＦファイルが２つ
・図面には、図（イメージ）が３つ存在し、ＴＩＦＦファイルが１つ、ＪＰＥＧファイルが２つ
・配列表には、図（イメージ）が１つ存在し、ＴＩＦＦファイルが１つ
・添付書類が添付されている。
・添付書類は２枚存在し、ＴＩＦＦファイルが２つ
・原データが１つ存在し、ＴＩＦＦファイルが１つ

書類を構成するＸＭＬ、イメージは以下の状態。

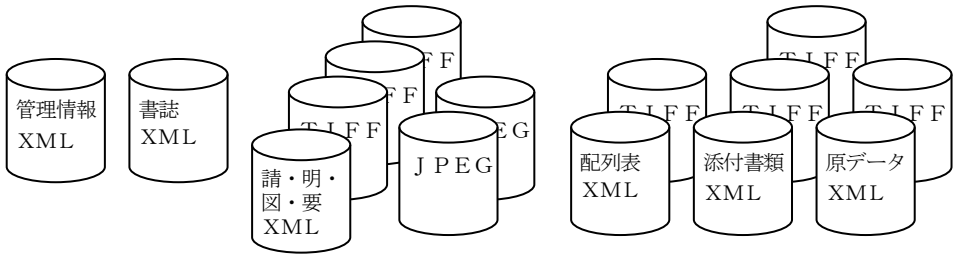

ファイル一覧ＸＭＬ例

```
<!DOCTYPE jp:filelist
  PUBLIC "-//JPO//DTD FILE LIST 1.0//EN" "file-list.dtd" []>
<jp:filelist lang="ja" dtd-version="1.0" xmlns:jp="http://www.jpo.go.jp">
<jp:file-content  file-name="10310100001-appb.xml" jp:file-type="xml" />  ・・・  請･明･図･要XML
<jp:file-content  file-name="10310100001-appb-D000003.tif" jp:file-type="tif" />  請･明･図･要ｲﾒｰｼﾞ
<jp:file-content  file-name="10310100001-appb-D000004.jpg" jp:file-type="jpg" />     〃
<jp:file-content  file-name="10310100001-appb-D000005.jpg" jp:file-type="jpg" />     〃
<jp:file-content  file-name="10310100001-appb-M000002.tif" jp:file-type="tif" />     〃
<jp:file-content  file-name="10310100001-appb-T000001.tif" jp:file-type="tif" />     〃
<jp:file-content  file-name="10310100001-jpatta.xml" jp:file-type="xml" />  ・・・添付書類XML
<jp:file-content  file-name="10310100001-jpatta-I000001.tif" jp:file-type="tif" />添付書類イメージ
<jp:file-content  file-name="10310100001-jpatta-I000002.tif" jp:file-type="tif" />添付書類イメージ
<jp:file-content  file-name="10310100001-jpbibl.xml" jp:file-type="xml" /> ・・・ 書誌XML
<jp:file-content  file-name="10310100001-jpmngt.xml" jp:file-type="xml" /> ・・・ 管理情報XML
<jp:file-content  file-name="10310100001-jporgd.xml" jp:file-type="xml" /> ・・・ 原データXML
<jp:file-content  file-name="10310100001-jporgd-I000001.tif" jp:file-type="tif" />原データｲﾒｰｼﾞ
<jp:file-content  file-name="10310100001-jpseql.xml" jp:file-type="xml" />  ・・・配列表XML
<jp:file-content  file-name="10310100001-jpseql-I000001.tif" jp:file-type="tif" />配列表ｲﾒｰｼﾞ
</jp:filelist>
```

変換仕様見出し

ファイル一覧

項番	項目名					参照箇所	備　　考
	申請書類記載項目	タ　　グ		タグの属性			
		日本語標準名称	タグ名	日本語標準名称	タグ名		
1.		(ルート)	jp:filelist	(言語)	lang	8．1	
				(ＤＴＤバージョン)	dtd-version		
				(ネームスペース)	xmlns:jp		
2.		(内容)	jp:file-content	(ファイル名)	file-name	8．2	
				(ファイルタイプ)	jp:file-type		

項目変換仕様

・項目名　　・タグ名　　８．１

（ﾚｰﾄ）　　jp:filelist

(1)項目名の置換

項番	申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備考
1.	ファイル一覧に設定するファイルが存在する場合	タグ名（jp:filelist）に置換する		
2.	ファイル一覧に設定するファイルが存在しない場合	タグの設定なし		

(2)タグ属性の設定

項番	申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備考
1.	ファイル一覧に設定するファイルが存在する場合	タグ属性名（lang）に"ja"、 タグ属性名（dtd-version）に"1.0"、 タグ属性名（xmlns:jp）に "http://www.jpo.go.jp" を設定する		
2.	ファイル一覧に設定するファイルが存在しない場合	タグ属性名の設定なし		

・項目名　　・タグ名　　８．　２

（内容）　　jp:file-content

(1)項目名の置換

項番	申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備考
１．	ファイル一覧に設定するファイルが存在する場合	タグ名（jp:file-content）に置換する		
２．	ファイル一覧に設定するファイルが存在しない場合	タグの設定なし		

(2)タグ属性の設定

項番	申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備考
１．	ファイル名がある場合	タグ属性名（file-name）に ファイル名を設定する。		
２．	ファイル識別子がある場合	タグ属性名（jp:file-type）に以下の何れかを設定する。 ファイルが、ＸＭＬ　の場合“xml” 〃　が、ST.25　の場合“app” 〃　が、ＪＰＥＧの場合“jpg” 〃　が、ＴＩＦＦの場合“tif” 〃　が、ＰＤＦ　の場合“pdf”		ST.26の場合“xml”を設定する。

５．５．２　原データＸＭＬの作成

（1）　前提条件

データエントリでのデータの置換でエラー項目があり、元の情報を方式審査に伝達する必要がある場合は、原データを作成する。原データは、エラー項目が存在する書面をイメージ化し、原データＸＭＬとイメージファイルで構成される。

（2）　原データＸＭＬの電子化について

原データを示す部分のＸＭＬ上は以下の構造となっている。

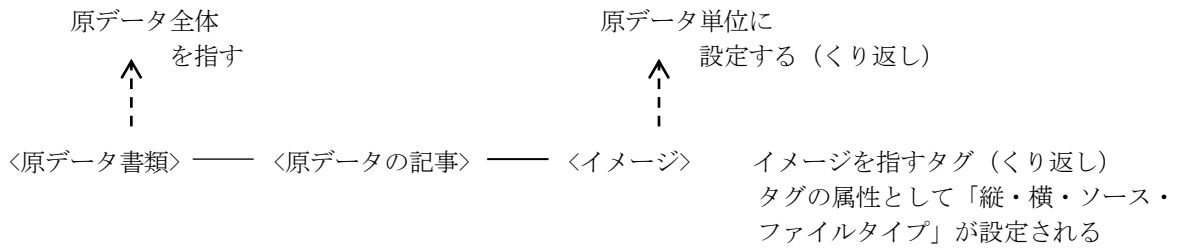

原データを電子化したときの原データＸＭＬとイメージファイルの関係を以下に示す。

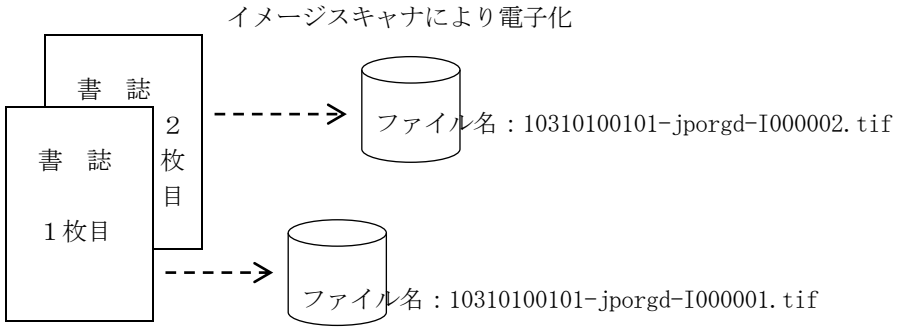

原データＸＭＬ

```
〈!DOCTYPE jp:original-data
  PUBLIC "-//JPO//DTD ORIGINAL DATA 1.0//EN" "org-data.dtd" 〉
〈原データ書類 言語="ja" ＤＴＤバージョン="1.0"　ネームスペース="http://www.jpo.go.jp"〉
 〈原データの記事〉
  〈イメージ　縦="255.0" 横="170.0" ソース="10310100101-jporgd-I000001.tif"
                                                    ファイルタイプ="tif" /〉
  〈イメージ　縦="255.0" 横="170.0" ソース="10310100101-jporgd-I000002.tif"
                                                    ファイルタイプ="tif" /〉
 〈/原データの記事〉
〈/原データ書類〉
```

原データの変換仕様見出し

原データ

項番	項目名					参照箇所	備　考
	申請書類記載項目	タ　グ		タグの属性			
		日本語標準名称	タグ名	日本語標準名称	タグ名		
1.		原データ書類	jp:original-data	（言語）	lang	9．1	
				（ＤＴＤバージョン）	dtd-version		
				（ネームスペース）	xmlns:jp		
2.		原データの記事	jp:original-data-article			9．2	
3.		イメージ	img	縦	he	9．3	
				横	wi		
				ソース	file		
				ファイルタイプ	img-format		

原データの項目変換仕様

・項目名　　・タグ名　　９．　１

原データ書類　　jp:original-data

(1)項目名の置換

項番	申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備考
１.	原データがある場合	タグ名（jp:original-data）に置換する		
２.	原データがない場合	何もしない		

(2)タグ属性の設定

項番	申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備考
１.	原データがある場合	タグ属性名（lang）に"ja"、 タグ属性名（dtd-version）に"1.0"、 タグ属性名（xmlns:jp）に "http://www.jpo.go.jp" を設定する		
２.	原データがない場合	タグ属性名の設定なし		

・項目名　　・タグ名　　９．　２

原データの記事　　jp:original-data-article

(1)項目名の置換

項番	申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備考
１．	原データがある場合	タグ名（jp:original-data-article）に置換する		
２．	原データがない場合	何もしない		

・項目名　　・タグ名　　９．３

イメージ　　img

(1)項目名の置換

項番	申請書の状態	電子化における対処	ｴﾗｰ識別ID	備考
１.	原データがある場合	タグ名（img）に置換する		
２.	原データがない場合	何もしない		

(2)タグの属性の設定

イメージファイルにより以下の値を設定する

項番	タグの属性	設定値	備考
１.	縦（he）	イメージスキャナでイメージ化した部分の縦の長さを設定する（0.1mm単位。小数点２桁で切り上げ）	
２.	横（wi）	イメージスキャナでイメージ化した部分の縦の長さを設定する（0.1mm単位。小数点２桁で切り上げ）	
３.	ソース（file）	イメージファイルの実体名を設定する	
４.	ファイルタイプ（img-format）	“tif”を設定する。	

（３）　イメージファイルの電子化

原データは、書面の内容より判断し、以下の方式で電子化する。
イメージの電子化は、大きさ・方向ともに申請書類と異なることがないように行う。

・イメージの大きさは縦２５５．０ｍｍ×横１７０．０ｍｍ以内とする。
・書面は以下の仕様でイメージファイルに変換する。
　・明らかに白黒（２値）の書面：ＴＩＦＦフォーマット
　　縦２５５．０ｍｍ×横１７０．０ｍｍ以内
　　ＴＩＦＦ（Ｇ４圧縮）
　　画素密度２００ｄｐｉ
　・対象書面に写真が含まれている場合は、電子記録基準管理班~~データエントリ管理班~~の指示により電子化を行う。

・イメージファイルのファイル名は、３．２．１バッチ申請データの(3)ファイル名の一覧に従って付与する。

（４）　例外処理

原データの電子化における例外処理を以下に示す。

①　用紙を横長に用いて記載

用紙を横長に用いて記載してきた場合は、逆時計方向に90°回転し電子化する。

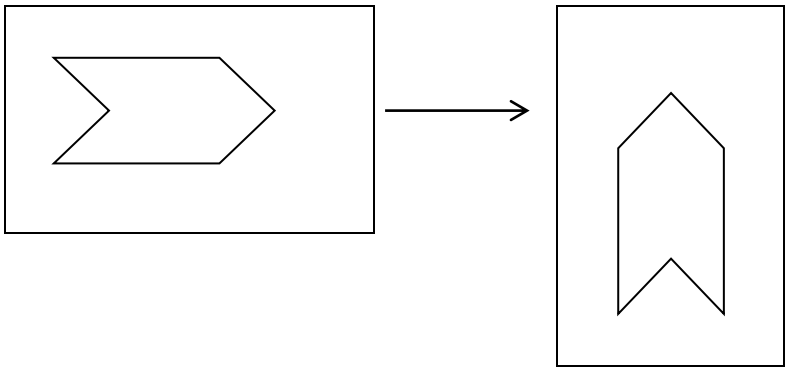

②　規定の大きさより大きい用紙を用いて記載している場合

規定の大きさに縮小して電子化する。

５．６　　チェック内容とエラー時の対処

データエントリで、申請書類を電子化する際にエラーの項目があった場合の対処を、次に述べる。

５．６．１　全般的な事項

データエントリで電子化する際に書類の特定ができない申請情報及び事件の特定ができない中間書類等却下要件をみたすエラーの場合は、電子化不能メモにエラーコードに従った理由を付し電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。また、項目があるにもかかわらず内容が未記入，固定項目の桁オーバー及び属性不一致等の却下要件をみたさないエラーの場合は申請書類を電子化し、エラーが発生した該当のタグの属性にエラーコードの設定を行う。

(1) 却下要件を満たすエラーの場合には電子化不能とし、電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~に返却する。
(2) 却下要件を満たさないエラーの場合にはエラーのあった項目について、該当するタグの属性にエラーコードをセットする。（エラーの判定は、項目毎データエントリ仕様で記述される内容で行う）
(3) 原データを付加する場合は、管理情報ＸＭＬに原データ有りに対応するタグを設定しデータをセットする。
(4) データを加工する場合は、申請書類ＸＭＬで規定された属性、桁数に置換する。
(5) 原データはエラーが発生した該当案件の書誌の全ページを全面イメージにて電子化する。

イメージの電子化は、書面の内容より判断し、以下の方式で電子化する。

・ＴＩＦＦフォーマット
・Ｇ４圧縮形式

エラー情報の設定例

申請書類記載例

【手数料の表示】
【予納台帳番号】　７１２３４５６
【納付金額】　　１４０００

↑

予納台帳番号の記載が７桁以上（エラー５２００）。

ＸＭＬ例

〈手数料の表示〉
〈納付〉
〈納付方法・納付金額　納付金額=”14000”　currency=”yen” /〉
〈予納台帳番号・納付書番号　予納台帳番号納付書番号=””　タイプ=”予納”　ｴﾗｰｺｰﾄﾞ=″5200″/〉
〈/納付〉
〈/手数料の表示〉

↑

エラーのあった項目のタグの属性にエラーコードを設定

５．６．２　チェック内容と対処

１）　管理情報における相関チェック

本章では、提出物件票に記載された項目と、一部の個別案件との整合性を考慮し、電子化してよいかどうかの判断を記載する。下記のケースに該当しない場合は電子化不能として、電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~へ返却する。

⑴　管理情報の受付日と提出日の整合性

複数の項目の内容が以下のケースのいずれかに該当すること。 なお、特殊申請の場合は管理情報の受付日と提出日の整合性は確認不要とする。

①窓口受付時、提出日と受付日が一致する場合

②郵送受付時、受付日が提出日以降である場合

又、消印不明フラグが不明の時一致すること（発注時の申請形態が原願の時は除く）

⑵　管理情報のデータエントリ日付と受付日の整合性

データエントリ日付が受付日以降であること（受付形態が原願の場合を除く）

⑶　管理情報の申請形態、書類分類コード、更正申請フラグ、原願電子化フラグ、出願番号の整合性

複数の項目の内容が以下のケースにいずれかに該当すること。

	申請形態	管理情報			
		書類分類コード	更正申請フラグ	原願電子化フラグ	出願番号
1	紙	願書	更正でない	原願電子化でない	ALL0
2	紙	中間書類	更正でない	原願電子化でない	個別案件の【事件の表示】の【出願番号】に記載されている内容と一致
3	紙	登録系	更正でない	原願電子化でない	個別案件の【事件の表示】の【出願番号】に記載されている内容と一致
4	特殊申請	中間書類	更正でない	原願電子化でない	個別案件の【事件の表示】の【出願番号】に記載されている内容と一致
~~4~~ 5	更正	願書	更正	原願電子化でない	記入有り
~~5~~ 6	更正	中間書類	更正	原願電子化でない	個別案件の【事件の表示】の【出願番号】に記載されている内容と一致
~~6~~ 7	援用	願書	——	図面援用（旧→新）	記入有り
~~7~~ 8	援用	願書・翻訳文提出書	——	図面援用（新→新）	記入有り
~~8~~ 9	原願	願書	更正でない	旧願電子化	記入有り

(4) 管理情報の消印不明フラグ、書留番号、受付形態の整合性
以下のケースにいずれかに該当すること。

	消印不明ﾌﾗｸﾞ	書留番号	受付形態
1	判明	無記入	郵送
2	不明	―――	郵送
3	判明	無記入	窓口
4	判明	―――	特殊申請

(注) 消印不明フラグについて
判明とは、消印不明の印がない場合を言う。
不明とは、消印不明の印がある場合を言う。
書留番号について
無記入とは、書留番号の印があり、“／”の記載がある場合を言う。

(5) 管理情報と書誌情報の申請人確認情報の相関チェック
複数の項目の内容が以下のケースに該当しない場合はエラー
(発注時の申請形態が原願のときは除く。)

A．出願人名義変更届、代理人受任届、代理人辞任届、復代理人変更届、復代理人受任届、復代理人選任届、復代理人辞任届、復代理人解任届、復代理権変更届、復代理権消滅届以外の場合

①管理情報の『区分』が'01'（出願人）の場合
(ｱ) 管理情報の『識別番号』が記入ありの場合、管理情報の『識別番号』が書誌の『申請者の記事』の『申請者』の『識別番号』と一致するか、または管理情報の『氏名』が『識別番号』の存在する書誌の『申請者の記事』の『申請者』の『氏名』と一致すること。
(ｲ) 管理情報の『識別番号』が記入なしの場合、管理情報の『住所』が書誌の『申請者の記事』の『申請者』の『住所』と一致し、かつ管理情報の『氏名』が書誌の『申請者の記事』の『申請者』の『氏名』と一致すること。

②管理情報の『区分』が'03'（代理人）の場合
(ｱ) 管理情報の『識別番号』が記入ありの場合、管理情報の『識別番号』が書誌の『代理人の記事』の『代理人』の『識別番号』と一致するか、または管理情報の『氏名』が『識別番号』の存在する書誌の『代理人の記事』の『代理人』の『氏名』と一致すること。
(ｲ) 管理情報の『識別番号』が記入なしの場合、管理情報の『住所』が書誌の『代理人の記事』の『代理人』の『住所』と一致し、かつ管理情報の『氏名』が書誌の『代理人の記事』の『代理人』の『氏名』と一致すること。

B．出願人名義変更届の場合

①管理情報の『区分』が'01'（出願人）の場合
(ｱ) 管理情報の『識別番号』が記入ありの場合、管理情報の『識別番号』が書誌の『申請者の記事』の『申請者』の『識別番号』と一致するか、または管理情報の『氏名』が『識別番号』の存在する書誌の『申請者の記事』の『申請者』の『氏名』と一致すること。
(ｲ) 管理情報の『識別番号』が記入なしの場合、管理情報の『住所』が書誌の『申請者の記事』の『申請者』の『住所』と一致し、かつ管理情報の『氏名』が書誌の『申請者の記事』の『申請者』の『氏名』と一致すること。

②管理情報の『区分』が'03'（代理人）の場合
(ｱ) 管理情報の『識別番号』が記入ありの場合、管理情報の『識別番号』が書誌の『代理人の記事』の『代理人』の『識別番号』と一致するか、または管理情報の『氏名』が『識別番号』の存在する書誌の『代理人の記事』の『代理人』の『氏名』と一致すること。
(ｲ) 管理情報の『識別番号』が記入なしの場合、管理情報の『住所』が書誌の『代理人の記事』の『代理人』の『住所』と一致し、かつ管理情報の『氏名』が書誌の『代理人の記事』の『代理人』の『氏名』と一致すること。

③管理情報の『区分』が'17'（譲渡人）の場合
(ｱ) 管理情報の『識別番号』が記入ありの場合、管理情報の『識別番号』が書誌の『事件の出願人の記事』の『申請者』の『識別番号』と一致するか、または管理情報の『氏名』が識別番号の存在す

る書誌の『事件の出願人の記事』の『申請者』の『氏名』と一致すること。

(ｲ) 管理情報の『識別番号』が記入なしの場合、管理情報の『住所』が書誌の『事件の出願人の記事』の『申請者』の『住所』と一致し、かつ管理情報の『氏名』が書誌の『事件の出願人の記事』の『申請者』の『氏名』と一致すること。

④管理情報の『区分』が'47'（譲渡人代理人）の場合

(ｱ) 管理情報の『識別番号』が記入ありの場合、管理情報の『識別番号』が書誌の『事件の出願人の代理人の記事』の『代理人』の『識別番号』と一致するか、または管理情報の『氏名』が『識別番号』の存在する書誌の『事件の出願人の代理人の記事』の『代理人』の『氏名』と一致すること。

(ｲ) 管理情報の『識別番号』が記入なしの場合、管理情報の『住所』が書誌の『事件の出願人の代理人の記事』の『代理人』の『住所』と一致し、かつ管理情報の『氏名』が書誌の『事件の出願人の代理人の記事』の『代理人』の『氏名』と一致すること。

C．代理人受任届、代理人辞任届、復代理人変更届、復代理人受任届、復代理人選任届、復代理人辞任届、復代理人解任届、復代理権変更届、復代理権消滅届以外の場合

①管理情報の『区分』が'01'（出願人）の場合

(ｱ) 管理情報の『識別番号』が記入ありの場合、管理情報の『識別番号』が書誌の『手続した代理人の記事』の『代理人』の『識別番号』と一致するか、または管理情報の『氏名』が『識別番号』の存在する書誌の『手続した代理人の記事』の『代理人』の『氏名』と一致すること。

(ｲ) 管理情報の『識別番号』が記入なしの場合、管理情報の『住所』が書誌の『手続した代理人の記事』の『代理人』の『住所』と一致し、かつ管理情報の『氏名』が書誌の『手続した代理人の記事』の『代理人』の『氏名』と一致すること。

(6) 管理情報のＩＤ確認方法と確認結果の整合性

以下のケースにいずれかに該当すること。

（発注時の申請形態が原願のときは除く。）

	ＩＤ確認方法	ＩＤ確認結果			
		確認済	~~確認待~~	~~未確認~~	未照合
~~1~~	~~IDﾗﾍﾞﾙ~~	~~⊖~~	~~⊖~~	~~×~~	~~×~~
1 ~~2~~	印影	○	~~⊖~~	~~×~~	○
~~3~~	~~未確認~~	~~×~~	~~⊖~~	~~⊖~~	~~×~~

凡例

○：組合せ可

~~×：組合せ不可~~

(注)　押印廃止対応以降、下記項目は設定されなくなる。

・ＩＤ確認方法の「ＩＤラベル」および「未確認」

・ＩＤ確認結果の「確認待」および「未確認」

(7) 管理情報における申請人確認情報の整合性

以下のケースにいずれかに該当すること。

（発注時の申請形態が原願のときは除く。）

凡例　○：設定有、×：設定無、－：不問

	ＩＤ確認結果	識別番号	住所又は居所	氏名又は名称	~~不備コード~~
1	確認済	○	－	－	~~×~~
~~2~~	~~確認待~~	~~⊖~~	~~－~~	~~－~~	~~⊖~~
~~3~~	~~未確認~~	~~×~~	~~⊖~~	~~⊖~~	~~⊖~~
2 ~~4~~	未照合	×	○	○	~~×~~

(注)　押印廃止対応以降、下記項目は設定されなくなる。

・ＩＤ確認結果の「確認待」および「未確認」

・不備コード（上位タグの不備情報を含む）

(8) 管理情報と書誌情報の料金情報の整合性
以下のケースにいずれかに該当すること。
（発注時の申請形態が原願のときは除く。）

凡例： 無記入：タグの設定なし

	管理情報							
	納付方法	納付金額	会計種別	予納台帳番号	納付書番号	納付番号	振替番号	備考
1	特許印紙	記入あり	特別会計	無記入	無記入	無記入	無記入	
2	前納	無記入（ただし、書誌上の【手数料の表示】に【納付金額】の記述があること）	特別会計	無記入	無記入（ただし、書誌上の【手数料の表示】に【納付書番号】の記述があること）	無記入	無記入	注1
3	前納	無記入（ただし、書誌上の【手数料補正】に【納付金額】の記述があること）	特別会計	無記入	無記入（ただし、書誌上の【手数料補正】に【納付書番号】の記述があること）	無記入	無記入	注2
4	前納	記入あり	特別会計	無記入	記入あり	無記入	無記入	
4-1	電子現金納付	記入なし	特別会計	無記入	無記入	記入ありかつ書誌の【手数料の表示】の【納付番号】と一致	無記入	
4-2	電子現金納付	記入なし	特別会計	無記入	無記入	記入ありかつ書誌の【手数料補正】の【納付番号】と一致	無記入	
4-3	銀行口座自動振替	記入ありかつ書誌の【手数料の表示】の【納付金額】と一致	特別会計	無記入	無記入	無記入	記入ありかつ書誌の【手数料の表示】の【振替番号】と一致	注7
4-4	銀行口座自動振替	記入ありかつ書誌の【手数料補正】の【納付金額】と一致	特別会計	無記入	無記入	無記入	記入ありかつ書誌の【手数料補正】の【振替番号】と一致	注7

凡例：　　無記入：タグの設定なし

	管理情報							
	納付方法	納付金額	会計種別	予納台帳番号	納付書番号	納付番号	振替番号	備考
4-5	指定立替納付	記入ありかつ書誌の【手数料の表示】の【納付金額】と一致	特別会計	無記入	無記入	無記入	無記入	注７、注８
4-6	指定立替納付	記入ありかつ書誌の【手数料補正】の【納付金額】と一致	特別会計	無記入	無記入	無記入	無記入	注７、注８
5	予納	無記入	特別会計	記入ありかつ書誌の【手数料の表示】の【予納台帳番号】と一致	無記入	無記入	無記入	
6	予納	記入ありかつ書誌の【手数料の表示】の【納付金額】と一致	特別会計	記入ありかつ書誌の【手数料の表示】の【予納台帳番号】と一致	無記入	無記入	無記入	
7	予納	無記入	特別会計	記入ありかつ書誌の【手数料補正】の【予納台帳番号】と一致	無記入	無記入	無記入	
8	予納	記入ありかつ書誌の【手数料補正】の【納付金額】と一致	特別会計	記入ありかつ書誌の【手数料補正】の【予納台帳番号】と一致	無記入	無記入	無記入	
8-1	予納	無記入	特別会計	記入ありかつ書誌の【返還の表示】の【予納台帳番号】と一致	無記入	無記入	無記入	
8-2	予納	記入ありかつ書誌の【返還の表示】の【加算金額】と一致	特別会計	記入ありかつ書誌の【返還の表示】の【予納台帳番号】と一致	無記入	無記入	無記入	

凡例：　　無記入：タグの設定なし

	管理情報							備考
	納付方法	納付金額	会計種別	予納台帳番号	納付書番号	納付番号	振替番号	
9	収入印紙	記入あり	無記入	無記入	無記入	無記入	無記入	
10	切手	記入あり	無記入	無記入	無記入	無記入	無記入	
11	現金	記入あり	無記入	無記入	無記入	無記入	無記入	
12	登記印紙	記入あり	無記入	無記入	無記入	無記入	無記入	
13	収入証紙	記入あり	無記入	無記入	無記入	無記入	無記入	
14	その他	記入あり	無記入	無記入	無記入	無記入	無記入	
15	無記入	全て“0”	無記入	無記入で書誌の【手数料の表示】の【予納台帳番号】も無記入	無記入で書誌の【手数料の表示】の【納付書番号】も無記入	無記入	無記入	注3
16	無記入	全て“0”	無記入	無記入で書誌の【手数料補正】の【予納台帳番号】も無記入	無記入で書誌の【手数料補正】に【納付書番号】も無記入	無記入	無記入	注4
16-1	無記入	全て“0”	無記入	無記入で書誌の【返還の表示】の【予納台帳番号】も無記入	無記入	無記入	無記入	注6
17	無記入	無記入	無記入	無記入	無記入	無記入	無記入	注5

注１：書誌の【手数料補正】が全て無記入であること。
注２：書誌の【手数料の表示】が全て無記入であること。
注３：書誌の【手数料補正】が全て無記入であること。書誌の【手数料の表示】の【納付金額】が記入有であること。
注４：書誌の【手数料の表示】が全て無記入であること。書誌の【手数料補正】の【補正対象書類名】、【納付金額】の何れかが記入有であること。
注５：書誌情報が以下のいずれかの条件を満たすこと。
　(1)【手数料の表示】と【手数料補正】がすべて無記入である。
　(2)【手数料の表示】の【納付書番号】と【手数料補正】が共に無記入である。
　(3)【返還の表示】がすべて無記入である。
注６：書誌の【返還の表示】の【加算金額】が記入有であること。
注７：書誌の【振替番号】、【指定立替納付】は緊急避難案件、更正申請、再ＤＥ（オンライン申請された案件で四法等に誤りがあった場合に、ＤＥ機関において修正を行い新規エントリとしてデータエントリすること）、特殊申請の場合~~のみ~~に記入される。
注８：書誌の【指定立替納付】は窓口クレジットカード決済の場合にも記入される。

(9)　管理情報と書誌情報の提出物件における相関チェック
　　以下のケースにいずれかに該当すること。
　　（発注時の申請形態が原願のときは除く。）

　以下の書類についてはケース１～ケース４のいずれかに該当すること。その他の書類については、ケース１～ケース５のいずれかに該当すること。

　(ｱ) 物件提出書（書誌情報に【提出物件の目録】の【援用の表示】の実データが存在する場合を除く。）

	管理情報			個別案件
	提出物件名	提出物件コード	物件電子化ﾌﾗｸﾞ※	添付書類
1	記入有	無記入	″4″又は″5″	有
2	記入有	無記入	″2″又は″3″	無
3	無記入	記入有	″4″又は″5″	有
4	無記入	記入有	″2″又は″3″	無
5	無記入	無記入	無記入	無

(10)　管理情報と書誌情報の原データにおける相関チェック
以下のケースにいずれかに該当すること。

	個別案件	管理情報	個別案件
	タグの属性にエラーコードの有無	原データの有無	原データ
1	無	無	無
2	有	無	無
3	有	有	有

(11)　欠番

(12)　管理情報と書誌情報の添付書類の電子化物件数における相関チェック
以下のケースに該当すること。
（発注時の申請形態が原願のときは除く。）

管理情報の物件電子化フラグの値が″4″又は″5″の添付書類の物件の数と添付書類ＸＭＬの添付書類の記事でイメージタグを持つ添付書類の数が一致すること。

(13)　管理情報の更正申請配下の四法コードと出願番号（更正前の四法コードと出願番号）の整合性
以下のケースにいずれかに該当すること。

受付形態が更正の場合、更正申請配下の四法コードと出願番号の内容が設定されていること。
受付形態が更正以外の場合、更正申請タグが設定されていないこと。

2）　エラー内容と対処

タグの属性に設定するエラーコードは以下の体系で付与する。

０００１～１９９９　：以下に該当するエラーの場合に使用する
・補正のネスト及び補正と訂正を組み合わせたネストが２回をこえた
・書誌情報において繰り返しが認められていない項目が重複している
・書誌情報においてグループ項目内で項目が重複している

２０００～５９９９　：以下に該当するエラーの場合に使用する
・電子化不能とするエラー
・方式審査で指令又は、要目視の対象とするエラー
等

エラー時の対処及びエラーコードの一覧を次ページに示す。

表の見方

エラーの内容	エラーコード	対処方法 *3				備　考
		区分	電子化不能	エラー記録	原データ	
*1	*2	*4	*5	*6	*7	

＊１：エラーの内容
＊２：当該エラーが発生した場合に付与されるエラーコード
＊３：エラー発生時の対処方法
＊４：エラーが管理情報に発生するものか、書誌情報、請求の範囲等に発生するものかを区別したもの
書・・・・書誌情報
請・・・・請求の範囲
明・・・・明細書
図・・・・図面
要・・・・要約書
管・・・・管理情報
＊５：電子化不能として電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~に返却する
＊６：当該エラーコードを個別案件の該当するタグの属性に設定する
＊７：原データを添付する

エラー時の対処及びエラーコード

エ　ラ　ー　の　内　容	エラーコード	対処方法				備　考
		区分	電子化不能	エラー記録	原データ	
1.設定値に関するエラー						
(1)各項目の属性が正しくない。	２０００	管	○			
		書		○	○	(注1)
(2)コード変換できない内容がある。	２０１０	管	○			
		書		○	○	(注1)
(3)日付が妥当でない。 ・(YYYY.MM.DD)が妥当でない。 ・２００３年7月１日以降であること。 ・マシン日付以前であること。	４２９０	管	○			
(4)各項目の桁数が正しくない。	５２００	管	○			
ＥＸ．桁数オーバー等		書		○	○	(注1)

(注) 管理情報の電子化不能は、受付窓口の伝票記載ミスとして電子化不能とする。

(注1) 記載内容をそのまま設定できない場合、原データを付与する。

<table>
<tr><th rowspan="2">エ　ラ　ー　の　内　容</th><th rowspan="2">エラーコード</th><th colspan="4">対処方法</th><th rowspan="2">備　考</th></tr>
<tr><th>区分</th><th>電子化不能</th><th>エラー記録</th><th>原データ</th></tr>
<tr><td colspan="7">2. 却下要件を満たすエラー</td></tr>
<tr><td>(1)　必須項目名が存在しない場合
（グループ項目設定規則・書類名・申請者の記事・補正の記事・援用の表示提出物件）</td><td>３０００</td><td>書</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>(2)　電子化対象外の書類の場合</td><td>３０３０</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>(3)　願書（外国語出願を除く）または翻訳文提出書で、請求の範囲と明細書がともに無い場合、または外国語出願で外国語請求の範囲と外国語明細書がともに無い場合</td><td>３２１０</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>(4)　実用新案で図面がない場合
実用新案登録願のとき以下のケースのいずれかに該当すること　凡例－：不問
<table>
<tr><th></th><th>発注時の申請形態</th><th>援用の表示のタグの記載</th><th>図面のルートタグ</th></tr>
<tr><td>1</td><td>援用</td><td>記載有</td><td>有</td></tr>
<tr><td>2</td><td>援用以外</td><td>記載有</td><td>－</td></tr>
<tr><td>3</td><td>援用以外</td><td>記載無</td><td>有</td></tr>
</table></td><td>３２２０</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>(5)　事件の表示に不正があるもの
（共－１１【事件の表示】設定規則参照）</td><td>３０２０</td><td>書</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>(6)　必須項目の内容の記載が無い場合</td><td>３０５０</td><td>書</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>(7)　必須項目の内容の記載に不備がある場合</td><td>５３２０</td><td>書</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>(8)　願書または翻訳文提出書以外で明細書または外国語明細書がある場合。</td><td>２１１０</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>(9)　願書または翻訳文提出書以外で図面または外国語図面がある場合</td><td>２１２０</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>(10) 願書または翻訳文提出書以外で要約書または外国語要約書がある場合</td><td>２１３０</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>(11) 手続補正書以外で補正の内容がある場合または誤訳訂正書以外で訂正の内容がある場合</td><td>２１４０</td><td>書</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>(12) 事件の表示がない場合
（願書以外の書類について）</td><td>３０６０</td><td>書</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>(13) 以下の書類で提出物件がない場合
(a)物件提出書
（個別案件の【提出物件の目録】に【援用の表示】がない場合を除く）</td><td>４５００</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>(14) 書類分類コードの四法区分が事件の表示の四法区分と一致すること。</td><td>２０３０</td><td>書</td><td>○</td><td></td><td></td><td>登録書類のみ発生</td></tr>
<tr><td>(15) 必須項目が重複した場合（書類名・事件の表示）</td><td>５３３０</td><td>書</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>(16) 補正に対する補正が１回をこえた場合
補正に対する訂正が１回をこえた場合
訂正に対する補正が１回をこえた場合
訂正に対する訂正が１回をこえた場合</td><td>０３００</td><td>書</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

エラーの内容	エラーコード	対処方法				備考
		区分	電子化不能	エラー記録	原データ	
3. 管理情報の整合性に関するエラー（受付窓口による伝票記載ミスとして電子化不能とする。）						
(1)受付日と提出日の整合性エラー	４４１０	管	○			
(2)データエントリ日付と受付日の整合性エラー	４４２０	管	○			
(3)申請形態、書類分類コード、更正申請フラグ、原願電子化フラグ、出願番号の整合性エラー	４４３０	管	○			
(4)消印不明フラグ、書留番号、受付形態の整合性エラー	４４４０	管	○			
(5)管理情報と書誌情報の申請人確認情報の相関チェックにおけるエラー	４４５０	管	○			
(6)ＩＤ確認方法と確認結果の整合性エラー	４４６０	管	○			
(7)管理情報における申請人確認情報の整合性エラー	４４７０	管	○			
(8)料金情報の整合性エラー	４４９０	管	○			
(9)管理情報と書誌情報の提出物件における相関チェックによるエラー	４５００	管	○			
(10)管理情報と書誌情報の原データにおける相関チェックによるエラー	４５１０	管	○			
(11)更正申請フラグにおける整合性エラー	４５２０	管	○			
(12)管理情報と書誌情報の添付書類の電子化物件数における相関チェックによるエラー	４５５０	管	○			
(13)更正前の四法区分と更正前の出願番号の整合性エラー	４５７０	管	○			

(注) エラーの内容の詳細は「5.6.2 1) 管理情報における相関チェック」を参照。

エ　ラ　ー　の　内　容	エラーコード	対処方法				備　考
		区分	電子化不能	エラー記録	原データ	
4. 書誌情報のみに発生するエラー						
(1)項目があって内容の記載がない。	５０００	書		○	○	(注1)
(2)グループ項目筆頭項目に内容の記載がある。 ＥＸ．【特許出願人】発明者と同じ	５０２０	書		○	○	
(3)内容の記載ルール誤りがあった場合	５０４０	書		○	○	(注2)
(4)ペーパレスシステムの制限値を超える記載がある。 ・書誌の可変長項目における実データ長 （６５，５３５B以内) ・補正、訂正の繰り返し回数（９９９回以内)	５０７０	書		○	○	
(5)繰り返しが認められていない項目が重複している。	０２３０	書		○		
(6)グループ項目内で項目が重複している。	０２２１	書		○		
(7)書類の一番目の項目が無い。 ＥＸ．旧願の電子化　等	５３００	書		○		
(8)不要な項目が存在する。 ＥＸ．【パリ条約による優先権等の主張】配下の【優先権証明書提供国（機関）】が「世界知的所有権機関」、「台湾」以外の時、または、【パリ条約による優先権等の主張】配下の【優先権証明書提供国（機関）】の記載がない時で、以下のいずれかの場合。 ・【出願の区分】及び【アクセスコード】の記載がある ・【出願の区分】または【アクセスコード】の記載がある	５３４０	書		○		

(注1)電子化における対処に、原データを付与することが記載された場合、原データを付与する。
(注2)内容の記載不可の項目に、内容が記載された場合、原データを付与する。

エ　ラ　ー　の　内　容	エラーコード	対処方法				備　考
		区分	電子化不能	エラー記録	原データ	
5.その他		＼				
(1)紙不良の場合	５１１０		○			
(2)ＪＩＳ規格文字以外の混入又は置き換えのできない文字（ＪＩＳ第一，二以外）	５１２０	管	○			
		書		○	○	
		請明要		○		
(3)何らかの要因により、電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~との問い合わせの結果電子化不能とした場合	５１８０	＼	○			
(4)請求の範囲、明細書、図面、要約書において【書類名】の記載が誤っている。 または、通常出願、外国語出願、翻訳文提出書において、【書類名】の記載が誤っている場合	５１９０	請明図要	○			

補足：

１．ＪＩＳ規格文字以外の混入又は置き換えのできない文字の電子化について

ＪＩＳ規格文字以外の混入又は置き換えのできない文字が申請書に存在する場合、書誌は、該当文字を“■”に置き換え電子化を行い、原データを作成する。

請求の範囲、明細書、要約書は、該当文字のある行をイメージで電子化を行う。

５．７　　例外処理

５．７．１　旧書式のデータエントリ

１．概　要

平成２年１０月１日以降特許庁ペーパレスシステムの発足に伴い、新法として工業所有権法を施行する。
但し、例外として平成２年９月３０日以前の旧法に則って出願される申請書類がある。これを旧願という。
本章では旧書式に乗っ取った書類のデータエントリについて述べることにする。

２．電子化方法の概要

旧願の書類フォーマットで申請された書類について電子化を行なうために電子出願申請書式のフォーマットに変換する。

３．全般的な事項

(1)　項目名の変換

明らかに項目名と判断できるものについてその項目名の直前に初めの識別子 ’【’ を付与し、直後に終りの識別子’】’ を付与する。

（例）

代理人 ⟶ 【代理人】

①　項目名の前に数字により番号が付与されている場合は番号を取り除く。

（例）

4.代理人 ⟶ 【代理人】

(1)出願人 ⟶ 【出願人】

②　項目名が″(″ ・ ″)″によりくくられている場合、又は項目名とその内容が″(″ ・ ″)″によりくくられている場合は″(″ ・ ″)″を取り除く。

（例）

（国籍） ⟶ 国籍 ⟶ 【国籍・地域】

項目名が（国籍）の場合は【国籍・地域】に読み換える。

③　項目名は５．３．４書誌情報共通項目及び５．３．５書誌情報個別項目で記述されている項目名とその職権訂正の範囲とする。

④　項目名にふりがながある場合はふりがなを取り除く。

⑤　項目名に続けて″(″ ・ ″)″によりその項目名を読み換えてあるものについては″(″ ～ ″)″迄を取り除く。

（例）

住所（居所） ⟶ 【住所又は居所】

氏名（名称） ⟶ 【氏名又は名称】

(2)　項目名の付与

①　旧願で内容の記載しかないものについてはその内容に対応する電子出願書式の項目名を付与する。

（例）

特許願 ⟶ 【書類名】特許願

(3)　内容の変換

①　数字が□で囲まれている場合、□は取り除く。

（例）

郵便番号 [1][1][1] －[1][1] ⟶ 【郵便番号】１１１－１１

(4)　項目の設定順は、５章5.3.3変換仕様見出しとする。

(5)　出願人コード、代理人コードが記載された場合は無視し、設定しない。

但し、９桁の記載の場合は、設定を行う。

４．書類毎の変換仕様

(1)　申請書類共通部分の変換

旧願で共通の書類名、申請日、宛先、特許印紙については以下の通りに項目名を付与し、電子出願書式に変換する。

①　書類名
記載されている書類名の直前に項目名【書類名】を付与する。又、併せて特記事項が記載されている場合は、項目名【特記事項】を付与する。

②　申請日
記載されている申請日の直前に項目名【提出日】を付与する。

③　宛先
記載されている宛先の直前に項目名【あて先】を付与する。

④　特許印紙
特許印紙がはられている場合、以下の書式に変換する。
【手数料の表示】
【納付方法】特許印紙
【納付金額】××××円
（管理情報にも同様の記載内容を設定する）

申請書類共通部分の変換例

・旧　書　式

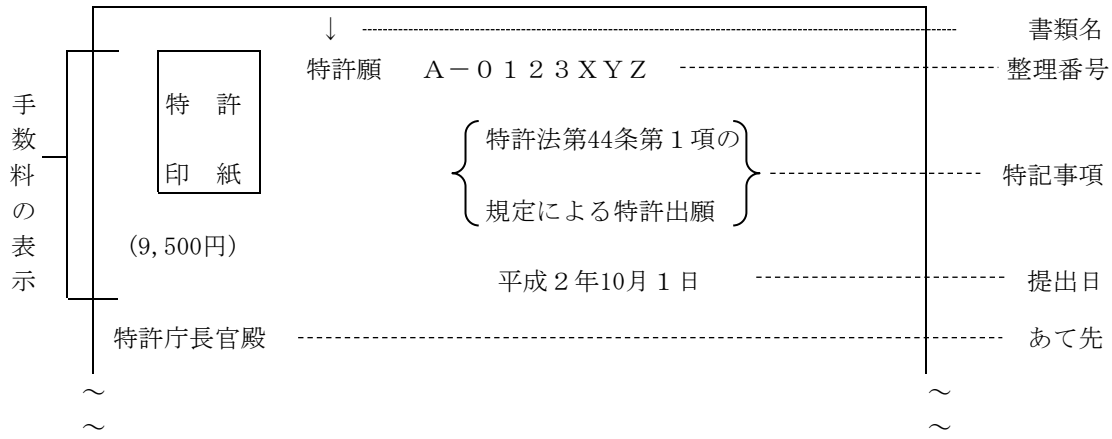

・電子出願式変換後

【書類名】　特許願

【整理番号】　Ａ－０１２３ＸＹＺ

【特記事項】　特許法第44条第１項の規定による特許出願

【提出日】　平成２年１０月１日

【あて先】　特許庁長官殿

【手数料の表示】

【納付方法】　特許印紙

【納付金額】　９５００

(2)　申請書類毎の変換

Ｖ１電子化対象書類について申請書類毎に旧願のフォーマットから電子出願書式への項目の変換例を示す。但し、申請書類毎の変換例は旧願の代表的なフォーマットを記載したものである。

申請書類毎の変換例に記載されていない項目については、2.全般的な事項に準じて旧願のフォーマットから電子出願書式のフォーマットへ変換する。

①　申請書類毎の変換例の見解方法
実際の変換例を用いて説明する。

例　：

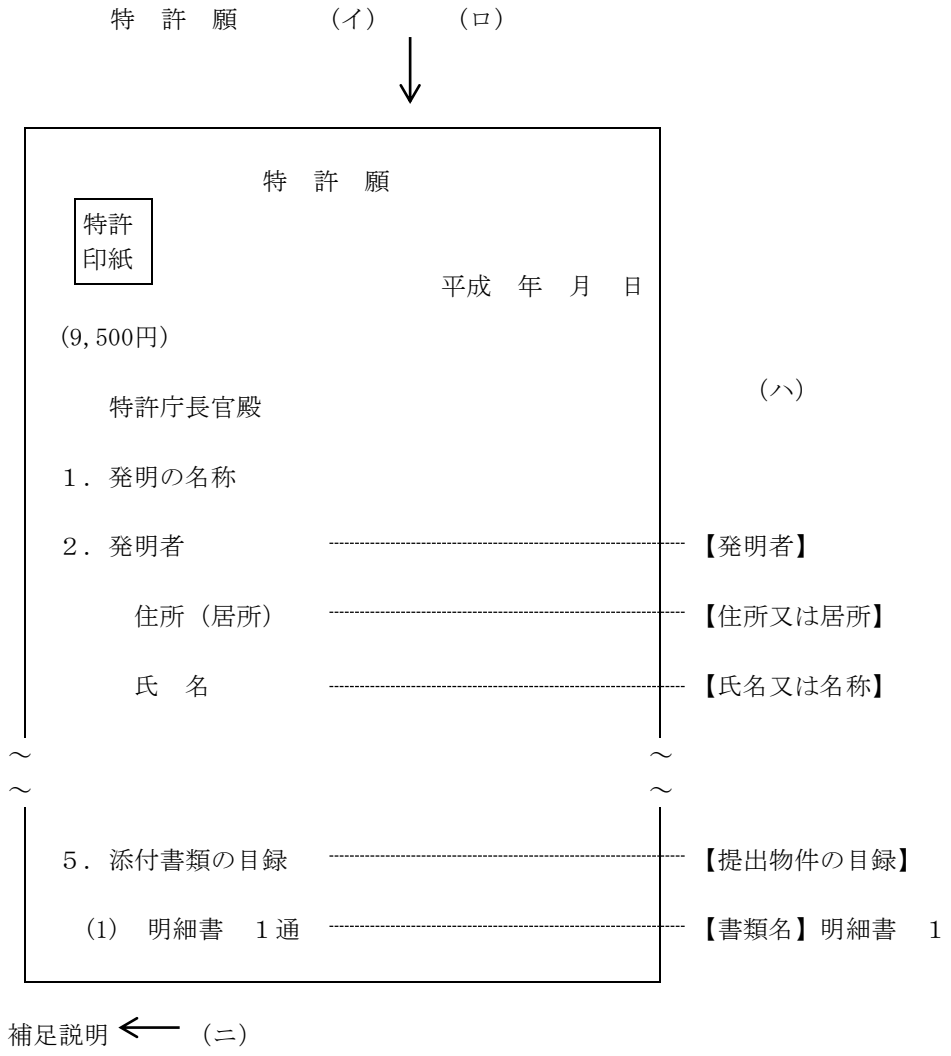

（イ）電子出願書式での書類名。
（ロ）旧願での代表的なフォーマット。
（ハ）電子出願書式へ変換後の項目の状態。
（ニ）旧願のフォーマットから電子出願書式のフォーマットへの変換に対しての補足説明。

② 申請書類毎の変換例

１．特許願

国内優先権	昭和XX年特許願第XXXXXX号 昭和XX年XX月XX日

国際特許分類	
ｻﾌﾞｸﾗｽ	ｸﾞﾙｰﾌﾟ
Ｅ０５Ｄ	１５／０４

【国際特許分類】

特　　許　　願　　下記参照

特許印紙

（特許法第44条第１項の規定による特許出願）　【特記事項】

平成　　年　　月　　日

特許庁長官　　殿

ﾌ ﾘ ｶﾞ ﾅ

1　発明の名称 ---------- 設定しない

2　請求項の数 ---------- 設定しない

3　発明者 ---------- 【発明者】

ﾌ ﾘ ｶﾞ ﾅ

住所（居所） ---------- 【住所又は居所】

ﾌ ﾘ ｶﾞ ﾅ ---------- 【フリガナ】

氏名 ---------- 【氏名】

4　特許出願人 ---------- 【特許出願人】

ﾌ ﾘ ｶﾞ ﾅ

住所（居所） ---------- 【住所又は居所】

ﾌ ﾘ ｶﾞ ﾅ ---------- 【フリガナ】

氏名（名称） ---------- 【氏名又は名称】

（国籍） ---------- 【国籍・地域】

5　代理人 ---------- 【代理人】

ﾌ ﾘ ｶﾞ ﾅ

住所（居所） ---------- 【住所又は居所】

ﾌ ﾘ ｶﾞ ﾅ ---------- 【フリガナ】

氏名（名称） ---------- 【氏名又は名称】

6　添付書類の目録 ---------- 【提出物件の目録】

(1)　明細書　　１通 ---------- 【物件名】明細書　1

(2)　（図面　　１通） ---------- 【物件名】図面　1

(3)　（　　通）

国内優先権主張の記事の変換について

国内優先権	昭和XX年特許願第XXXXXX号 昭和XX年XX月XX日

→

【先の出願に基づく優先権主張】
【出願番号】　昭和XX年特許願第XXXXXX号
【出願日】　昭和XX年XX月XX日

２．実用新案登録願

実 用 新 案 登 録 願

特許
印紙

平成　　年　　月　　日

特許庁長官　　殿

フ リ ガ ナ
1　考案の名称 ---------- 設定しない

2　請求項の数 ---------- 設定しない

3　考案者 ---------- 【考案者】
　フ リ ガ ナ
　住所（居所） ---------- 【住所又は居所】
　フ リ ガ ナ ---------- 【フリガナ】
　氏名 ---------- 【氏名】

4　実用新案登録出願人 ---------- 【実用新案登録出願人】
　フ リ ガ ナ
　住所（居所） ---------- 【住所又は居所】
　フ リ ガ ナ ---------- 【フリガナ】
　氏名（名称） ---------- 【氏名又は名称】

　（国籍） ---------- 【国籍・地域】

5　代理人 ---------- 【代理人】
　フ リ ガ ナ
　住所（居所） ---------- 【住所又は居所】
　フ リ ガ ナ ---------- 【フリガナ】
　氏名（名称） ---------- 【氏名又は名称】

6　添付書類の目録 ---------- 【提出物件の目録】

(1)　明細書　　1通 ---------- 【物件名】明細書　1

(2)　図面　　1通 ---------- 【物件名】図面　1

(3)　（　　通）

３．出願審査請求書

出　願　審　査　請　求　書

特許
印紙

平成　　年　　月　　日

特許庁長官　　殿

1	特許出願の表示	【出願の表示】
2	発明の名称	設定しない
3	請求項の数	【請求項の数】
4	請求人	【請求人】
	特許出願人との関係	【事件との関係】
	フ　リ　ガ　ナ	
	住所（居所）	【住所又は居所】
	フ　リ　ガ　ナ	【フリガナ】
	氏名（名称）	【氏名又は名称】
	（国籍）	【国籍・地域】
5	代理人	【代理人】
	フ　リ　ガ　ナ	
	住所（居所）	【住所又は居所】
	フ　リ　ガ　ナ	【フリガナ】
	氏名（名称）	【氏名又は名称】
6	添附書類の目録	【提出物件の目録】

補足説明

１．「特許出願の表示」は「事件の表示」と同様の扱いをする。4. 手続補正書の補足説明参照

４．手続補正書

手　続　補　正　書

特許
印紙

平成　年　月　日

特許庁長官　殿

（特許庁審判長　殿）

（特許庁審査官　殿）

１	事件の表示	【事件の表示】
２	発明の名称	設定しない
３	補正をする者	【補正をする者】
	事件との関係	【事件との関係】
	住所（居所）	【住所又は居所】
	フ リ ガ ナ	【フリガナ】
	氏名（名称）	【氏名又は名称】
４	代理人	【代理人】
	住所（居所）	【住所又は居所】
	フ リ ガ ナ	【フリガナ】
	氏名（名称）	【氏名又は名称】
５	補正命令の日付	【発送日】
６	補正により増加する請求項の数	【補正により増加する請求項の数】
７	補正の対象	【補正対象書類名】
８	補正の内容	【補正の内容】

補足説明

１．「補正の対象」～「補正の内容」の変換
　補正の対象の前に【手続補正ｎ】を連続に付与する。
　以下の項目にそのままデリミタを付与する。

２．「事件の表示」については、以下の様にする。
　事件の表示の内容が、平成○○年特許願第×　―――　×号　―――――【出願番号】
　　-----　内容　-----
　　〃　　平成○○年出願公告第△　―――　△号　―――【出願公告番号】
　　-----　内容　-----

３．項番６は発明もあり

４．【補正対象書類名】は、その内容から判断して設定する。但し、判断できないときは「特許願」とする。

５．【補正対象項目名】・【補正の方法】は、入力しない。

６．【補正の内容】は、原稿の「補正の内容」以下の記載を汎用タグであるタグ<p>にそのまま設定する。

7．旧様式で提出された手続補正書の場合

〔例１〕

補正の対象　　特許願
補正の内容　　発明の名称を……

《電子化方法》

補正の対象に記載されている内容が特許願又は実用新案登録願の場合で補正の内容に内容が記載されている場合は、補正対象書類名に特許願又は実用新案登録願を設定し、補正の内容には、記載内容を汎用タグであるタグ<p>で設定する。

〔例２〕

補正の対象　　明細書
補正の内容　　図面の簡単な説明……

《電子化方法》

補正の対象に記載されている内容が明細書等の場合は、その内容を補正対象書類名に設定し、補正の内容には、記載内容を汎用タグであるタグ<p>で設定する。

8．旧様式で訂正願書及び委任状が添付されている場合の電子化

〔例１〕

補正の対象　　特許願
補正の内容　　別紙のとおり
　　（訂正願書が添付されている）

《電子化方法》

補正の記事は新様式に訂正して電子化する。訂正願書は、全面イメージで電子化し、補正の内容に汎用タグであるタグ<p>で設定する。

【手続補正１】
　【補正対象書類名】　特許願
　【補正対象項目名】　（内容の設定はなし）
　【補正方法】　　（内容の設定はなし）
　【補正の内容】
　　;
　　;
　　;
　補正の内容には、訂正願書の内容をイメージで電子化する。

〔例２〕

補正の対象　　特許願（委任状・代理権を証する書面）
補正の内容　　別紙のとおり
　　（委任状が添付されている）

《電子化方法》

補正の記事は新様式に訂正して電子化する。委任状は、全面イメージで電子化し、補正の内容に汎用タグであるタグ<p>で設定する。

【手続補正１】
　【補正対象書類名】　特許願
　【補正対象項目名】　（内容の設定はなし）
　【補正方法】　　（内容の設定はなし）
　【補正の内容】
　　;
　　;
　　;
　補正の内容には、委任状をイメージで電子化する。

５．代理人受任届

代　理　人　受　任　届

平成　　年　　月　　日

特許庁長官　　殿

1　事件の表示	----------	【事件の表示】
2　発明の名称	----------	設定しない
3　手続をした者	----------	【手続をした者】
事件との関係	----------	【事件との関係】
住所（居所）	----------	【住所又は居所】
フ リ ガ ナ	----------	【フリガナ】
氏名（名称）	----------	【氏名又は名称】
4　受任した代理人	----------	【受任した代理人】
フ リ ガ ナ		
住所（居所）	----------	【住所又は居所】
フ リ ガ ナ	----------	【フリガナ】
氏名（名称）	----------	【氏名又は名称】
5　添附書類の目録	----------	【提出物件の目録】
(1)　代理権を証明する書面　　１通	----------	【物件名】 代理権を証明する書面　1
(2)　（　　通）		

補足説明

１．「事件の表示」については4.手続補正書の補足説明参照

６．代理人辞任届

代　理　人　辞　任　届

平成　　年　　月　　日

特許庁長官　　殿

１　事件の表示	【事件の表示】
２　発明の名称	設定しない
３　手続をした者	【手続をした者】
事件との関係	【事件との関係】
住所（居所）	【住所又は居所】
フ リ ガ ナ	【フリガナ】
氏名（名称）	【氏名又は名称】
４　辞任した代理人	【辞任した代理人】
フ リ ガ ナ	
住所（居所）	【住所又は居所】
フ リ ガ ナ	【フリガナ】
氏名（名称）	【氏名又は名称】
５　添付書類の目録	【提出物件の目録】
(1)　代理権を証明する書面　　１通	【物件名】 代理権を証明する書面　１
(2)　（　　通）	

補足説明

１．「事件の表示」については4.手続補正書の補足説明参照

７．代理人解任届

代　理　人　解　任　届

平成　　年　　月　　日

特許庁長官　　殿

１　事件の表示 ---------- 【事件の表示】

２　発明の名称 ---------- 設定しない

３　手続をした者 ---------- 【手続をした者】

事件との関係 ---------- 【事件との関係】

住所（居所） ---------- 【住所又は居所】
フ　リ　ガ　ナ ---------- 【フリガナ】
氏名（名称） ---------- 【氏名又は名称】

４　届出の内容 ---------- 【届出の内容】

下記代理人を都合により解任致します。

記

---------- 【解任した代理人】

フ　リ　ガ　ナ
住所（居所） ---------- 【住所又は居所】
フ　リ　ガ　ナ ---------- 【フリガナ】
氏名（名称） ---------- 【氏名又は名称】

補足説明
１．「事件の表示」については手続補正書の補足説明参照

※　「受付日」が令和４年６月２７日以降、新規エントリーされることはない。
（新規エントリーは存在しないが、更正申請は存在する。）

８．代理人変更届

代　理　人　変　更　届

平成　　年　　月　　日

特許庁長官　　殿

１　事件の表示	【事件の表示】
２　発明の名称	設定しない
３　手続をした者	【手続をした者】
事件との関係	【事件との関係】
住所（居所）	【住所又は居所】
フ リ ガ ナ	【フリガナ】
氏名（名称）	【氏名又は名称】
４　届出の内容	【届出の内容】
選任した代理人	【選任した代理人】
フ リ ガ ナ	
住所（居所）	【住所】
フ リ ガ ナ	【フリガナ】
氏名（名称）	【氏名】
代理権の消滅した代理人	【代理権の消滅した代理人】
フ リ ガ ナ	
住所（居所）	【住所又は居所】
フ リ ガ ナ	【フリガナ】
氏名（名称）	【氏名又は名称】
５　添付書類の目録	【提出物件の目録】

補足説明

１．「事件の表示」については手続補正書の補足説明参照

９．代理人選任届

代　理　人　選　任　届

平成　　年　　月　　日

特許庁長官　　殿

１	事件の表示	【事件の表示】
２	発明の名称	設定しない
３	手続をした者	【手続をした者】
	事件との関係	【事件との関係】
	住所（居所）	【住所又は居所】
	フ リ ガ ナ	【フリガナ】
	氏名（名称）	【氏名又は名称】
４	届出の内容	【届出の内容】
	選任した代理人	【選任した代理人】
	フ リ ガ ナ	
	住所（居所）	【住所又は居所】
	フ リ ガ ナ	【フリガナ】
	氏名（名称）	【氏名又は名称】
５	添付書類の目録	【提出物件の目録】

補足説明

１．「事件の表示」については手続補正書の補足説明参照

10. 代理権変更届

代　理　権　変　更　届

平成　　年　　月　　日

特許庁長官　　殿

1　事件の表示 ---------- 【事件の表示】

2　発明の名称 ---------- 設定しない

3　手続をした者 ---------- 【手続をした者】

事件との関係 ---------- 【事件との関係】

住所（居所） ---------- 【住所又は居所】
フ リ ガ ナ ---------- 【フリガナ】
氏名（名称） ---------- 【氏名又は名称】

4　届出の内容 ---------- 【届出の内容】

代理権の変更した代理人 ---------- 【代理権を変更した代理人】

フ リ ガ ナ
住所（居所） ---------- 【住所又は居所】
フ リ ガ ナ ---------- 【フリガナ】
氏名（名称） ---------- 【氏名又は名称】

5　添付書類の目録 ---------- 【提出物件の目録】

補足説明

1．「事件の表示」については手続補正書の補足説明参照

11. 代理権消滅届

代　理　権　消　滅　届

平成　　年　　月　　日

特許庁長官　　殿

1	事件の表示	【事件の表示】
2	発明の名称	設定しない
3	手続をした者	【手続をした者】
	事件との関係	【事件との関係】
	住所（居所）	【住所又は居所】
	フ リ ガ ナ	【フリガナ】
	氏名（名称）	【氏名又は名称】
4	届出の内容	【届出の内容】
	代理権の消滅した代理人	【代理権の消滅した代理人】
	フ リ ガ ナ	
	住所（居所）	【住所又は居所】
	フ リ ガ ナ	【フリガナ】
	氏名（名称）	【氏名又は名称】
5	添付書類の目録	【提出物件の目録】

補足説明

1．「事件の表示」については手続補正書の補足説明参照

12. 包括委任状援用制限届

包　括　委　任　状　援　用　制　限　届

平成　　年　　月　　日

特許庁長官　　殿

1　事件の表示 ---------- 【事件の表示】

2　発明の名称 ---------- 設定しない

3　手続をした者 ---------- 【手続をした者】

事件との関係 ---------- 【事件との関係】

住所（居所） ---------- 【住所又は居所】
フ リ ガ ナ ---------- 【フリガナ】
氏名（名称） ---------- 【氏名又は名称】

4　届出の内容 ---------- 【届出の内容】

制限した包括代理人 ---------- 【援用を制限した代理人】

フ リ ガ ナ
住所（居所） ---------- 【住所又は居所】
フ リ ガ ナ ---------- 【フリガナ】
氏名（名称） ---------- 【氏名】

5　添付書類の目録 ---------- 【提出物件の目録】

補足説明

1．「事件の表示」については手続補正書の補足説明参照

13. 復代理人受任届

復　代　理　人　受　任　届

平成　　年　　月　　日

特許庁長官　　殿

1　事件の表示 ---------- 【事件の表示】

2　発明の名称 ---------- 設定しない

3　手続をした者 ---------- 【手続をした者】

事件との関係 ---------- 【事件との関係】

住所（居所） ---------- 【住所又は居所】
フ リ ガ ナ ---------- 【フリガナ】
氏名（名称） ---------- 【氏名又は名称】

4　受任した復代理人 ---------- 【受任した復代理人】
フ リ ガ ナ
住所（居所） ---------- 【住所又は居所】
フ リ ガ ナ ---------- 【フリガナ】
氏名（名称） ---------- 【氏名又は名称】

5　添附書類の目録 ---------- 【提出物件の目録】

(1)　代理権を証明する書面　　1通 ---------- 【物件名】
代理権を証明する書面　1

(2)　（　　通）

補足説明
1．「事件の表示」については4.手続補正書の補足説明参照

14. 復代理人辞任届

復　代　理　人　辞　任　届

平成　　年　　月　　日

特許庁長官　　殿

1　事件の表示 ---------- 【事件の表示】

2　発明の名称 ---------- 設定しない

3　手続をした者 ---------- 【手続をした者】

事件との関係 ---------- 【事件との関係】

住所（居所） ---------- 【住所又は居所】
フ リ ガ ナ ---------- 【フリガナ】
氏名（名称） ---------- 【氏名又は名称】

4　辞任した復代理人 ---------- 【辞任した復代理人】
フ リ ガ ナ
住所（居所） ---------- 【住所又は居所】
フ リ ガ ナ ---------- 【フリガナ】
氏名（名称） ---------- 【氏名又は名称】

5　代理人 ---------- 【代理人】
フ リ ガ ナ
住所（居所） ---------- 【住所又は居所】
フ リ ガ ナ ---------- 【フリガナ】
氏名（名称） ---------- 【氏名又は名称】

6　添付書類の目録 ---------- 【提出物件の目録】

(1)　代理権を証明する書面　　1通 ---------- 【物件名】
代理権を証明する書面　1

(2)　（　　通）

補足説明
1．「事件の表示」については4.手続補正書の補足説明参照

15. 復代理人解任届

復　代　理　人　解　任　届

平成　　年　　月　　日

特許庁長官　　殿

1　事件の表示	----------	【事件の表示】
2　発明の名称	----------	設定しない
3　手続をした者	----------	【手続をした者】
事件との関係	----------	【事件との関係】
住所（居所）	----------	【住所又は居所】
フ リ ガ ナ	----------	【フリガナ】
氏名（名称）	----------	【氏名又は名称】
4　届出の内容	----------	【届出の内容】

下記復代理人を都合により解任致します。

記　　【解任した復代理人】

フ リ ガ ナ		
住所（居所）	----------	【住所又は居所】
フ リ ガ ナ	----------	【フリガナ】
氏名（名称）	----------	【氏名又は名称】

補足説明

1．「事件の表示」については手続補正書の補足説明参照

2．“記”の記載は削除して電子化する。

※　「受付日」が令和４年６月２７日以降、新規エントリーされることはない。
（新規エントリーは存在しないが、更正申請は存在する。）

16. 復代理人変更届

復　代　理　人　変　更　届

平成　　年　　月　　日

特許庁長官　　殿

1　事件の表示 ---------- 【事件の表示】

2　発明の名称 ---------- 設定しない

3　手続をした者 ---------- 【手続をした者】

事件との関係 ---------- 【事件との関係】

住所（居所） ---------- 【住所又は居所】
フ リ ガ ナ ---------- 【フリガナ】
氏名（名称） ---------- 【氏名又は名称】

4　届出の内容 ---------- 【届出の内容】

選任した復代理人 ---------- 【選任した復代理人】

フ リ ガ ナ
住所（居所） ---------- 【住所又は居所】
フ リ ガ ナ ---------- 【フリガナ】
氏名（名称） ---------- 【氏名又は名称】

代理権の消滅復代理人 ---------- 【代理権の消滅した復代理人】

フ リ ガ ナ
住所（居所） ---------- 【住所又は居所】
フ リ ガ ナ ---------- 【フリガナ】
氏名（名称） ---------- 【氏名又は名称】

5　添付書類の目録 ---------- 【提出物件の目録】

補足説明
1．「事件の表示」については手続補正書の補足説明参照

17. 復代理人選任届

復　代　理　人　選　任　届

平成　　年　　月　　日

特許庁長官　　殿

1　事件の表示	【事件の表示】
2　発明の名称	設定しない
3　手続をした者	【手続をした者】
事件との関係	【事件との関係】
住所（居所）	【住所又は居所】
フ リ ガ ナ	【フリガナ】
氏名（名称）	【氏名又は名称】
4　代理人	【代理人】
住所（居所）	【住所又は居所】
フ リ ガ ナ	【フリガナ】
氏名（名称）	【氏名又は名称】
5　届出の内容	【届出の内容】
選任した復代理人	【選任した復代理人】
フ リ ガ ナ	
住所（居所）	【住所又は居所】
フ リ ガ ナ	【フリガナ】
氏名（名称）	【氏名又は名称】
6　添付書類の目録	【提出物件の目録】

補足説明

1．「事件の表示」については手続補正書の補足説明参照

19. 復代理権消滅届

復　代　理　権　消　滅　届

平成　　年　　月　　日

特許庁長官　　殿

1　事件の表示 ---------- 【事件の表示】

2　発明の名称 ---------- 設定しない

3　手続をした者 ---------- 【手続をした者】

事件との関係 ---------- 【事件との関係】

住所（居所） ---------- 【住所又は居所】
ﾌ ﾘ ｶﾞ ﾅ ---------- 【フリガナ】
氏名（名称） ---------- 【氏名又は名称】

4　代理人 ---------- 【代理人】

住所（居所） ---------- 【住所又は居所】
ﾌ ﾘ ｶﾞ ﾅ ---------- 【フリガナ】
氏名（名称） ---------- 【氏名又は名称】

5　届出の内容 ---------- 【届出の内容】

代理権の消滅した復代理人 ---------- 【代理権の消滅した復代理人】

ﾌ ﾘ ｶﾞ ﾅ
住所（居所） ---------- 【住所又は居所】
ﾌ ﾘ ｶﾞ ﾅ ---------- 【フリガナ】
氏名（名称） ---------- 【氏名又は名称】

6　添付書類の目録 ---------- 【提出物件の目録】

補足説明
1．「事件の表示」については手続補正書の補足説明参照

20. 出願人名義変更届

特　許　出　願　人　名　義　変　更　届

特許
印紙

平成　　年　　月　　日

特許庁長官　　殿

1　事件の表示	【事件の表示】
2　発明の名称	設定しない
3　承継人	【承継人】
ﾌ ﾘ ｶﾞ ﾅ 住所（居所）	【住所又は居所】
ﾌ ﾘ ｶﾞ ﾅ	【フリガナ】
氏名（名称）	【氏名又は名称】
（国籍）	【国籍・地域】
4　代理人	【承継人代理人】
住所（居所）	【住所又は居所】
氏名（名称）	【氏名又は名称】
5　添附書類の目録	【提出物件の目録】
(1)　承継人であることを証明する書面　　1通	【物件名】 承継人であることを証明する書面　1
(2)　（　　通）	

補足説明

1．「事件の表示」については4.手続補正書の補足説明参照

21. 優先権証明書提出書

優　先　権　証　明　補　充　書

平成　　年　　月　　日

特許庁長官　　殿

1　事件の表示 ---------- 【事件の表示】

2　発明の名称 ---------- 設定しない

3　提出者 ---------- 【提出者】

事件との関係 ---------- 【事件との関係】
ﾌ ﾘ ｶﾞ ﾅ
住所（居所） ---------- 【住所又は居所】
ﾌ ﾘ ｶﾞ ﾅ ---------- 【フリガナ】
氏名（名称） ---------- 【氏名又は名称】

4　代理人 ---------- 【代理人】

住所（居所） ---------- 【住所又は居所】

氏名（名称） ---------- 【氏名又は名称】

5　添付書類の目録 ---------- 【提出物件の目録】

補足説明

1．「事件の表示」については手続補正書の補足説明参照

22. 新規性の喪失の例外証明書提出書

新 規 性 喪 失 の 例 外 証 明 書

平成　　年　　月　　日

特許庁長官　　殿

1　事件の表示 ---------- 【事件の表示】

2　発明の名称 ---------- 設定しない

3　提出者 ---------- 【提出者】

　事件との関係 ---------- 【事件との関係】
　フ リ ガ ナ
　住所（居所） ---------- 【住所又は居所】
　フ リ ガ ナ ---------- 【フリガナ】
　氏名（名称） ---------- 【氏名又は名称】

4　代理人 ---------- 【代理人】

　住所（居所） ---------- 【住所又は居所】
　フ リ ガ ナ ---------- 【フリガナ】
　氏名（名称） ---------- 【氏名又は名称】

5　添付書類の目録 ---------- 【提出物件の目録】

補足説明

1．「事件の表示」については手続補正書の補足説明参照

23. 物件提出書

物　件　提　出　書

平成　　年　　月　　日

特許庁長官　　殿

（特許庁審判長　　殿）

（特許庁審査官　　殿）

1　事件の表示 ---------- 【事件の表示】

2　発明の名称 ---------- 設定しない

3　提出者 ---------- 【提出者】

事件との関係 ---------- 【事件との関係】
フ リ ガ ナ
住所（居所） ---------- 【住所又は居所】
フ リ ガ ナ ---------- 【フリガナ】
氏名（名称） ---------- 【氏名又は名称】

4　代理人 ---------- 【代理人】

住所（居所） ---------- 【住所又は居所】

氏名（名称） ---------- 【氏名又は名称】

5　提出する物件　　通（個） ---------- ″補足説明″参照

6　提出命令の日付 ---------- 【提出命令の日付】

7　返還の申し出 ---------- 【返還の申し出】

補足説明

「提出する物件」は非構造化項目とする。

5.提出する物件　　○○○…○　　×通（個） ---------- 【提出する物件】
物件名　　【物件名】○○○…○　×

1．「事件の表示」については手続補正書の補足説明参照

24. 上申書

上　　申　　書

平成　　年　　月　　日

特許庁長官　　殿

1　事件の表示	【事件の表示】
2　発明の名称	設定しない
3　上申をする者	【上申をする者】
住所（居所）	【住所又は居所】
氏名（名称）	【氏名又は名称】
代表者	【代表者】
4　代理人	【代理人】
住所（居所）	【住所又は居所】
氏名（名称）	【氏名又は名称】
5　上申の内容	【上申の内容】
6　添付書類の目録	【提出物件の目録】
(1)　書留受領証（写）　1通	【物件名】書留受領証（写）　1
(2)　出願番号通知　1通	【物件名】出願番号通知　1

補足説明

1．「事件の表示」については手続補正書の補足説明参照

25．意見書

意　　見　　書

平成　　年　　月　　日

特許庁長官　　殿

（特許庁審判長　　殿）

1	事件の表示	【事件の表示】
2	発明の名称	設定しない
3	特許出願人（請求人）	【特許出願人】
	住所（居所）	【住所又は居所】
	フ リ ガ ナ	【フリガナ】
	氏名（名称）	【氏名又は名称】
4	代理人	【代理人】
	住所（居所）	【住所又は居所】
	氏名（名称）	【氏名又は名称】
5	拒絶理由通知の日付	規定外の項目
6	理由	【意見の内容】
7	証拠方法	【証拠方法】
8	添附書類または添附物件の目録	【提出物件の目録】

補足説明

1．「事件の表示」については手続補正書の補足説明参照

27. 出願取下書

出　願　取　下　書

平成　　年　　月　　日

特許庁長官　　殿

1　事件の表示	【事件の表示】
2　発明の名称	設定しない 【その他】
上記出願を取下げます。	上記 ‥‥ します。
3　特許出願人	【特許出願人】
住所（居所）	【住所又は居所】
フ リ ガ ナ	【フリガナ】
氏名（名称）	【氏名又は名称】
4　代理人	【代理人】
住所（居所）	【住所又は居所】
氏名（名称）	【氏名又は名称】

補足説明

1．「事件の表示」については手続補正書の補足説明参照

28. 先の出願に基づく優先権主張取下書

国 内 優 先 権 主 張 の 取 下 書

平成　　年　　月　　日

特許庁長官　　殿

1　事件の表示	【事件の表示】
2　発明の名称	設定しない
本件について行った特許法第４２条の２台１項の規定による 優先権主張につき上記のものを取り下げます。	【その他】
3　先の出願の表示	【先の出願の表示】 【出願番号】
4　特許出願人	【特許出願人】
住所（居所）	【住所又は居所】
フ リ ガ ナ	【フリガナ】
氏名（名称）	【氏名又は名称】
5　代理人	【代理人】
住所（居所）	【住所又は居所】
氏名（名称）	【氏名又は名称】

補足説明

１．「事件の表示」については手続補正書の補足説明参照

29. 出願放棄書

出　願　放　棄　書

平成　　年　　月　　日

特許庁長官　　殿

1　事件の表示 ---------- 【事件の表示】

2　発明の名称 ---------- 設定しない

上記の出願を放棄します。 ---------- 【その他】

3　特許出願人 ---------- 【特許出願人】

住所（居所） ---------- 【住所又は居所】
フ リ ガ ナ ---------- 【フリガナ】
氏名（名称） ---------- 【氏名又は名称】

4　代理人 ---------- 【代理人】

住所（居所） ---------- 【住所又は居所】

氏名（名称） ---------- 【氏名又は名称】

補足説明

1．「事件の表示」については手続補正書の補足説明参照

30．パリ優先権主張放棄書

作　　成　　中

パリ条約による優先権主張放棄書について、平成１９年４月以降、新規エントリーされることはない。

31．期間延長請求書

特許
印紙

期　間　延　長　請　求　書

(1500円)

平成　　年　　月　　日

特許庁長官　　殿

1　事件の表示 ---------- 【事件の表示】

平成　　年　　特　許　願　第　　号

2　発明の名称 ---------- 設定しない

上記につき、{答弁書 / 意見書}の提出期限は平成　　年　　月　　日となっておりますが、都合によりその期限を１ヵ月延長していただきたく請求します。 ---------- 【請求の内容】

3　特許出願人 ---------- 【請求人】

住所（居所） ---------- 【住所又は居所】

氏名（名称） ---------- 【氏名又は名称】

4　代理人 ---------- 【代理人】

住所（居所） ---------- 【住所又は居所】

氏名（名称） ---------- 【氏名又は名称】

補足説明

１．「事件の表示」については手続補正書の補足説明参照
２．期間延長の請求内容については内容の直前に項目名【請求内容】を付与する。
　又、答弁書・意見書の指定がなかった場合は両方を設定する。
　例：
　　上記につき、答弁書　意見書の提出期限～

　指定があった場合は以下の様に設定する。（意見書の場合）
　例：
　　上記につき、意見書の提出期限～

33．特許料納付書

特　許　料　納　付　書

平成　　年　　月　　日

特許庁長官　　殿

1　特許出願番号 ---------- 【出願番号】
　フ リ ガ ナ
2　発明の名称 ---------- 設定しない

3　発明の数 ---------- 【発明の数】

4　特許出願人 ---------- 【特許出願人】
　□□□－□□
　フ リ ガ ナ
　住所（居所） ---------- 【住所又は居所】
　フ リ ガ ナ
　氏名（名称） ---------- 【氏名又は名称】

　（国籍）

5　納付者 ---------- 【納付者】
　□□□－□□
　フ リ ガ ナ
　住所（居所） ---------- 【住所又は居所】
　フ リ ガ ナ
　氏名（名称） ---------- 【氏名又は名称】

　特許出願人との関係 ---------- 【事件との関係】

6　納付年分及び金額 ---------- ″補足説明″参照
　第　　年分
　金　　円

ここに特許印紙をはり付けること

補足説明

1．「納付年分及び金額」より「納付年分」～「納付方法」を設定する。

納付年分及び金額　　第　　年分 ------- 【納付年分】
金○…○円
【納付金額】○…○円
【納付方法】

2．「発明の数」は、「請求項の数」を記載してきた場合は【請求項の数】に設定する。

3．「出願番号」がある場合は、上記の書類名を設定する。

34．実用新案登録料納付書

実　用　新　案　登　録　料　納　付　書

平成　　年　　月　　日

特許庁長官　　殿

1　実用新案出願番号 …… 【出願番号】

ﾌ ﾘ ｶﾞ ﾅ

2　考案の名称 …… 設定しない

3　考案の数 …… 【考案の数】

4　実用新案出願人 …… 【出願人】

□□□－□□

ﾌ ﾘ ｶﾞ ﾅ

住所（居所） …… 【住所又は居所】

ﾌ ﾘ ｶﾞ ﾅ

氏名（名称） …… 【氏名又は名称】

（国籍）

5　納付者 …… 【納付者】

□□□－□□

ﾌ ﾘ ｶﾞ ﾅ

住所（居所） …… 【住所又は居所】

ﾌ ﾘ ｶﾞ ﾅ

氏名（名称） …… 【氏名又は名称】

実用新案出願人との関係 …… 【事件との関係】

6　納付年分及び金額 …… ″補足説明″参照

第　　年分

金　　円

ここに特許印紙をはり付けること

補足説明

1．「納付年分及び金額」より「納付年分」～「納付方法」を設定する。

納付年分及び金額　　第　　年分 …… 【納付年分】
金○…○円
【納付金額】○…○円
【納付方法】

2．「考案の数」は、「請求項の数」を記載してきた場合は【請求項の数】に設定する。

35．意匠登録料納付書

意　匠　登　録　料　納　付　書

平成　　年　　月　　日

特許庁長官　　殿

1　意匠出願番号 ---------- 【出願番号】
ﾌ ﾘ ｶﾞ ﾅ
2　意匠に係る物品

3　意匠登録出願人 ---------- 【意匠登録出願人】
□□□－□□
ﾌ ﾘ ｶﾞ ﾅ
住所（居所） ---------- 【住所又は居所】
ﾌ ﾘ ｶﾞ ﾅ
氏名（名称） ---------- 【氏名又は名称】

（国籍）

4　納付者 ---------- 【納付者】
□□□－□□
ﾌ ﾘ ｶﾞ ﾅ
住所（居所） ---------- 【住所又は居所】
ﾌ ﾘ ｶﾞ ﾅ
氏名（名称） ---------- 【氏名又は名称】

意匠登録出願人との関係 ---------- 【事件との関係】

5　納付年分及び金額 ---------- ″補足説明″参照
第　　年分
金　　円

ここに特許印紙をはり付けること

補足説明

1．「納付年分及び金額」より「納付年分」～「納付方法」を設定する。

納付年分及び金額　　第　　年分 ---------- 【納付年分】
金○…○円
【納付金額】○…○円
【納付方法】

36. 商標登録料納付書

商　標　登　録　料　納　付　書

平成　　年　　月　　日

特許庁長官　　殿

1　商標登録出願番号 ---------- 【出願番号】

0

2　商品の区分 ---------- 【商品及び役務の区分の数】

□□□－□□

ﾌ ﾘ ｶﾞ ﾅ

住所（居所） ---------- 【住所又は居所】

ﾌ ﾘ ｶﾞ ﾅ

氏名（名称） ---------- 【氏名又は名称】

（国籍）

3　納付者 ---------- 【納付者】

□□□－□□

ﾌ ﾘ ｶﾞ ﾅ

住所（居所） ---------- 【住所又は居所】

ﾌ ﾘ ｶﾞ ﾅ

氏名（名称） ---------- 【氏名又は名称】

商標登録出願人との関係 ---------- 【事件との関係】

4　金額 ---------- ″補足説明″参照

金　　円

ここに特許印紙をはり付けること

補足説明

1．「金額」納付方法を設定する。　　金○…○円

【納付金額】○…○円

【納付方法】

37．追加の特許の特許料納付書

特　許　料　納　付　書

平成　　年　　月　　日

特許庁長官　　殿

1　特許出願番号 ---------- 【出願番号】
　フ リ ガ ナ
2　発明の名称　　設定しない

3　発明の数 ---------- 【発明の数】

4　特許出願人 ---------- 【特許出願人】
　　□□□－□□
　　フ リ ガ ナ
　　住所（居所） ---------- 【住所又は居所】
　　フ リ ガ ナ
　　氏名（名称） ---------- 【氏名又は名称】

　　（国籍）

5　納付者 ---------- 【納付者】
　　□□□－□□
　　フ リ ガ ナ
　　住所（居所） ---------- 【住所又は居所】
　　フ リ ガ ナ
　　氏名（名称） ---------- 【氏名又は名称】

　　特許出願人との関係 ---------- 【事件との関係】

6　納付年分及び金額 ---------- ″補足説明″参照
　　第　　年分
　　金　　円

ここに特許印紙をはり付けること

補足説明

1．「納付年分及び金額」より「納付年分」～「納付方法」を設定する。

納付年分及び金額　　第　　年分 ---------- 【納付年分】
金○…○円
【納付金額】○…○円
【納付方法】

2．「発明の数」は、「請求項の数」を記載してきた場合は【請求項の数】に設定する。

38．類似意匠登録料納付書

意　匠　登　録　料　納　付　書

平成　　年　　月　　日

特許庁長官　　殿

1　意匠出願番号 ---------- 【出願番号】
ﾌ ﾘ ｶﾞ ﾅ
2　意匠に係る物品

3　意匠登録出願人 ---------- 【意匠登録出願人】
□□□－□□
ﾌ ﾘ ｶﾞ ﾅ
住所（居所） ---------- 【住所又は居所】
ﾌ ﾘ ｶﾞ ﾅ
氏名（名称） ---------- 【氏名又は名称】

（国籍）

4　納付者 ---------- 【納付者】
□□□－□□
ﾌ ﾘ ｶﾞ ﾅ
住所（居所） ---------- 【住所又は居所】
ﾌ ﾘ ｶﾞ ﾅ
氏名（名称） ---------- 【氏名又は名称】

意匠出願人との関係 ---------- 【事件との関係】

5　金額 ---------- ″補足説明″参照

金　　円

ここに特許印紙をはり付けること

説明

1．「金額」納付方法を設定する。　　金○…○円
【納付金額】○…○円
【納付方法】

39．防護標章登録料納付書

商　標　登　録　料　納　付　書

平成　　年　　月　　日

特許庁長官　　殿

1　商標登録出願番号 ---------- 【出願番号】

2　商品の区分 ---------- 【商品及び役務の区分の数】

□□□－□□

フ リ ガ ナ
住所（居所） ---------- 【住所又は居所】
フ リ ガ ナ
氏名（名称） ---------- 【氏名又は名称】

（国籍）

3　納付者 ---------- 【納付者】

□□□－□□

フ リ ガ ナ
住所（居所） ---------- 【住所又は居所】
フ リ ガ ナ
氏名（名称） ---------- 【氏名又は名称】

商標登録出願人との関係 ---------- 【事件との関係】

4　金額 ---------- ″補足説明″参照

金　　円

ここに特許印紙をはり付けること

補足説明

1．「金額」納付方法を設定する。　　金○…○円
【納付金額】○…○円
【納付方法】

40．商標更新登録料納付書

商　標　登　録　料　納　付　書

平成　　年　　月　　日

特許庁長官　　殿

1　商標登録出願番号 ---------- 【出願番号】

2　商品の区分 ---------- 【商品及び役務の区分の数】

□□□－□□

フ リ ガ ナ
住所（居所） ---------- 【住所又は居所】
フ リ ガ ナ
氏名（名称） ---------- 【氏名又は名称】

（国籍）

3　納付者 ---------- 【納付者】

□□□－□□

フ リ ガ ナ
住所（居所） ---------- 【住所又は居所】
フ リ ガ ナ
氏名（名称） ---------- 【氏名又は名称】

商標登録出願人との関係 ---------- 【事件との関係】

4　金額 ---------- ″補足説明″参照

金　　円

ここに特許印紙をはり付けること

補足説明

1．「金額」納付方法を設定する。　　金○…○円
【納付金額】○…○円
【納付方法】

41．防護標章更新登録料納付書

商　標　登　録　料　納　付　書

平成　　年　　月　　日

特許庁長官　　殿

1　商標登録出願番号 ---------- 【出願番号】

2　防護標章登録番号 ---------- 【商標登録番号】

3　商品の区分 ---------- 【商品及び役務の区分の数】

□□□－□□

フ リ ガ ナ
住所（居所） ---------- 【住所又は居所】
フ リ ガ ナ
氏名（名称） ---------- 【氏名又は名称】

（国籍）

4　納付者 ---------- 【納付者】

□□□－□□

フ リ ガ ナ
住所（居所） ---------- 【住所又は居所】
フ リ ガ ナ
氏名（名称） ---------- 【氏名又は名称】

商標登録出願人との関係 ---------- 【事件との関係】

5　金額 ---------- ″補足説明″参照

金　　円

ここに特許印紙をはり付けること

補足説明

1．「金額」納付方法を設定する。　　金○…○円

【納付金額】○…○円
【納付方法】

42. 特許料納付書

特　許　料　納　付　書

平成　　年　　月　　日

特許庁長官　　殿

1　特許番号 ---------- 【特許番号】

フ リ ガ ナ

2　発明の名称 ---------- 設定しない

3　発明の数 ---------- 【発明の数】

4　特許権者 ---------- 【特許権者】

□□□－□□

フ リ ガ ナ

住所（居所） ---------- 【住所又は居所】

フ リ ガ ナ

氏名（名称） ---------- 【氏名又は名称】

（国籍） 【国籍・地域】

5　納付者 ---------- 【納付者】

□□□－□□

フ リ ガ ナ

住所（居所） ---------- 【住所は居所】

フ リ ガ ナ

氏名（名称） ---------- 【氏名は名称】

特許権者との関係 ---------- 【事件との関係】

6　納付年分及び金額 ---------- ″補足説明″参照

第　　年分

金　　円

ここに特許印紙をはり付けること

補足説明

1．「納付年分及び金額」より「納付年分」～「納付方法」を設定する。

納付金分及び金額　　第　　年分 ---------- 【納付年分】
金○…○円
【納付金額】○…○円
【納付方法】

2．「発明の数」は、「請求項の数」を記載してきた場合は【請求項の数】に設定する。

３．「登録番号」があった場合は、上記の書類名に設定する。

43. 実用新案登録料納付書

実　用　新　案　登　録　料　納　付　書

平成　　年　　月　　日

特許庁長官　　殿

1　実用新案登録番号 ---------- 【実用新案登録番号】

ﾌ　ﾘ　ｶﾞ　ﾅ

2　考案の名称 ---------- 設定しない

3　考案の数 ---------- 設定しない。

4　実用新案権者 ---------- 【実用新案権者】

□□□－□□

ﾌ　ﾘ　ｶﾞ　ﾅ

住所（居所） ---------- 【住所又は居所】

ﾌ　ﾘ　ｶﾞ　ﾅ

氏名（名称） ---------- 【氏名又は名称】

（国籍） 【国籍・地域】

5　納付者 ---------- 【納付者】

□□□－□□

ﾌ　ﾘ　ｶﾞ　ﾅ

住所（居所） ---------- 【住所又は居所】

ﾌ　ﾘ　ｶﾞ　ﾅ

氏名（名称） ---------- 【氏名又は名称】

実用新案権者との関係 ---------- 【事件との関係】

6　納付年分及び金額 ---------- ″補足説明″参照

第　　年分

金　　円

ここに特許印紙をはり付けること

補足説明

1．「納付年分及び金額」より「納付年分」～「納付方法」を設定する。

納付金分及び金額　　第　　年分 ---------- 【納付年分】

金○…○円

【納付金額】○…○円

【納付方法】

44. 意匠登録料納付書

意　匠　登　録　料　納　付　書

平成　　年　　月　　日

特許庁長官　　殿

1　意匠登録番号 ---------- 【意匠登録番号】
　フ　リ　ガ　ナ
2　意匠に係る物品 ---------- 【意匠に係る物品】

3　意匠権者 ---------- 【意匠権者】
　□□□－□□
　フ　リ　ガ　ナ
　住所（居所） ---------- 【住所又は居所】
　フ　リ　ガ　ナ
　氏名（名称） ---------- 【氏名又は名称】

　（国籍） 【国籍・地域】

4　納付者 ---------- 【納付者】
　□□□－□□
　フ　リ　ガ　ナ
　住所（居所） ---------- 【住所又は居所】
　フ　リ　ガ　ナ
　氏名（名称） ---------- 【氏名又は名称】

　意匠権者との関係 ---------- 【事件との関係】

5　納付年分及び金額 ---------- 〃補足説明〃参照
　第　　年分
　金　　円

ここに特許印紙をはり付けること

補足説明

1．「納付年分及び金額」より「納付年分」～「納付方法」を設定する。

納付金分及び金額　　第　　年分 ---------- 【納付年分】
金○…○円
【納付金額】○…○円
【納付方法】

45. 特許料納付書（補充）

特　許　料　納　付　書

平成　　年　　月　　日

特許庁長官　　殿

補充

1　特許番号 ---------- 【特許番号】

フ　リ　ガ　ナ

2　発明の名称 ---------- 設定しない

3　発明の数 ---------- 【発明の数】

4　特許権者 ---------- 【特許権者】

□□□－□□

フ　リ　ガ　ナ

住所（居所） ---------- 【住所又は居所】

フ　リ　ガ　ナ

氏名（名称） ---------- 【氏名又は名称】

（国籍） 【国籍・地域】

5　納付者 ---------- 【納付者】

□□□－□□

フ　リ　ガ　ナ

住所（居所） ---------- 【住所又は居所】

フ　リ　ガ　ナ

氏名（名称） ---------- 【氏名又は名称】

特許権者との関係 ---------- 【事件との関係】

6　納付年分及び金額 ---------- ″補足説明″参照

第　　年分

金　　円

ここに特許印紙をはり付けること

補足説明

1．「納付年分及び金額」より「納付年分」～「納付方法」を設定する。

納付金分及び金額　　第　　年分 ------- 【納付年分】
金○…○円
【納付金額】○…○円
【納付方法】

2．「発明の数」は、「請求項の数」を記載してきた場合は【請求項の数】に設定する。

3．”補充”の印がある場合は、書類名を特許料納付書（補充）とする。

46. 実用新案登録料納付書（補充）

実　用　新　案　料　納　付　書

平成　　年　　月　　日

特許庁長官　　殿

補充

1　実用新案番号 …… 【実用新案登録番号】

フ リ ガ ナ

2　考案の名称 …… 設定しない

3　考案の数 …… 設定しない。

4　実用新案権者 …… 【実用新案権者】

□□□－□□

フ リ ガ ナ

住所（居所） …… 【住所又は居所】

フ リ ガ ナ

氏名（名称） …… 【氏名又は名称】

（国籍） 【国籍・地域】

5　納付者 …… 【納付者】

□□□－□□

フ リ ガ ナ

住所（居所） …… 【住所又は居所】

フ リ ガ ナ

氏名（名称） …… 【氏名又は名称】

実用新案権者との関係 …… 【事件との関係】

6　納付年分及び金額 …… ″補足説明″参照

第　　年分

金　　円

ここに特許印紙をはり付けること

補足説明

1．「納付年分及び金額」より「納付年分」～「納付方法」を設定する。

納付金分及び金額　　第　　年分 …… 【納付年分】

金〇…〇円

【納付金額】〇…〇円

【納付方法】

2．”補充”の印がある場合は、書類名を実用新案登録料納付書（補充）とする。

47. 意匠登録料納付書（補充）

意　匠　登　録　料　納　付　書

平成　　年　　月　　日

特許庁長官　　殿

補 充

1　意匠番号 ---------- 【意匠登録番号】

フ リ ガ ナ

2　意匠に係る物品

3　意匠権者 ---------- 【意匠登録権者】

□□□－□□

フ リ ガ ナ

住所（居所） ---------- 【住所又は居所】

フ リ ガ ナ

氏名（名称） ---------- 【氏名又は名称】

（国籍） 【国籍・地域】

4　納付者 ---------- 【納付者】

□□□－□□

フ リ ガ ナ

住所（居所） ---------- 【住所又は居所】

フ リ ガ ナ

氏名（名称） ---------- 【氏名又は名称】

特許権者との関係 ---------- 【事件との関係】

5　納付年分及び金額 ---------- ″補足説明″参照

第　　年分

金　　円

ここに特許印紙をはり付けること

補足説明

1．「納付年分及び金額」より「納付年分」～「納付方法」を設定する。

納付金分及び金額　　第　　年分 ------ 【納付年分】
金○…○円

【納付金額】○…○円
【納付方法】

2．”補充”の印がある場合は、書類名を意匠登録料納付書（補充）とする。

48. 刊行物等提出書

刊　行　物　等　提　出　書

平成　　年　　月　　日

特許庁長官　　殿

1　事件の表示 ---------- 【事件の表示】

2　発明の名称 ---------- 設定しない

3　提出者 ---------- 【提出者】

　住所（居所） ---------- 【住所又は居所】

　氏名（名称） ---------- 【氏名又は名称】

4　代理人 ---------- 【代理人】

　住所（居所） ---------- 【住所又は居所】

　氏名（名称） ---------- 【氏名又は名称】

5　提出する刊行物等 ---------- 【提出する刊行物等】

6　提出の理由 ---------- 【提出の理由】

補足説明

1．「事件の表示」については手続補正書の補足説明参照

49. 優先審査に関する事情説明書

優 先 審 査 に 関 す る 事 情 説 明 書

平成　　年　　月　　日

特許庁長官　　殿

1　事件の表示 ---------- 【事件の表示】

2　発明の名称 ---------- 設定しない

3　出願審査の請求の年月日 ---------- 設定しない

4　提出者 ---------- 【提出者】

　特許出願人との関係 ---------- 【事件との関係】

　住所（居所） ---------- 【住所又は居所】

　氏名（名称） ---------- 【氏名又は名称】

5　代理人 ---------- 【代理人】

　住所（居所） ---------- 【住所又は居所】

　氏名（名称） ---------- 【氏名又は名称】

6　実施の状況等 ---------- 【実施の状況等】

(1)　実施の状況 ----------

(2)　実施等による影響 ----------

(3)　折衝の経過 ----------

7　添附書類または添附物件の目録 ---------- 【提出物件の目録】

補足説明

1．「事件の表示」については手続補正書の補足説明参照

50. 早期審査に関する事情説明書

早 期 審 査 に 関 す る 事 情 説 明 書

平成　　年　　月　　日

特許庁長官　　殿

1　事件の表示 ---------- 【事件の表示】

2　発明の名称 ---------- 設定しない

3　公開分類 ---------- 【国際特許分類】

4　出願審査の請求の有無 ---------- 設定しない

5　提出者 ---------- 【提出者】

　特許出願人との関係 ---------- 【事件との関係】

　住所（居所） ---------- 【住所又は居所】

　氏名（名称） ---------- 【氏名又は名称】

6　代理人 ---------- 【代理人】

　住所（居所） ---------- 【住所又は居所】

　氏名（名称） ---------- 【氏名又は名称】

7　実施の状況等 ---------- 【早期審査に関する事情説明】

(1)　実施の状況

(2)　実施等による影響

(3)　折衝の経過

8　先行技術調査及び対比説明

(1)　調査結果

(2)　対比説明

(3)　その他

9　添附書類または添附物件の目録 ---------- 【提出物件の目録】

補足説明

1．「事件の表示」については手続補正書の補足説明参照

51. 早期審査に関する事情説明補充書

早 期 審 査 に 関 す る 事 情 説 明 書

平成　　年　　月　　日

特許庁長官　　殿

1　事件の表示 ---------- 【事件の表示】

2　発明の名称 ---------- 設定しない

3　公開分類 ---------- 【国際特許分類】

4　出願審査の請求の有無 ---------- 設定しない

5　提出者 ---------- 【提出者】

　特許出願人との関係 ---------- 【事件との関係】

　住所（居所） ---------- 【住所又は居所】

　氏名（名称） ---------- 【氏名又は名称】

6　代理人 ---------- 【代理人】

　住所（居所） ---------- 【住所又は居所】

　氏名（名称） ---------- 【氏名又は名称】

7　実施の状況等 ---------- 【補充の内容】

(1)　実施の状況 ----

(2)　実施等による影響 ----

(3)　折衝の経過 ----

8　先行技術調査及び対比説明 ----

(1)　調査結果 ----

(2)　対比説明 ----

(3)　その他 ----

補足説明

1．「事件の表示」については手続補正書の補足説明参照

52. 出願日証明書提出書

出　願　日　訂　正　願

平成　　年　　月　　日

特許庁長官　　殿

1　事件の表示 ---------- 【事件の表示】

2　発明の名称 ---------- 設定しない

3　訂正後の出願日 ---------- 【証明しようとする出願日】

上記出願は、・・・・・・・・

出願日の証明を申請します。

4　提出者 ---------- 【提出者】

特許出願人との関係 ---------- 【事件との関係】

住所（居所） ---------- 【住所又は居所】

氏名（名称） ---------- 【氏名又は名称】

5　代理人 ---------- 【代理人】

住所（居所） ---------- 【住所又は居所】

氏名（名称） ---------- 【氏名又は名称】

6　添付書類及び添付物件の目録 ---------- 【提出物件の目録】

補足説明

1．「事件の表示」については手続補正書の補足説明参照

53. 代表者選定届

代　表　者　選　定　届

平成　　年　　月　　日

特許庁長官　　殿

1　事件の表示 ---------- 【事件の表示】

2　発明の名称 ---------- 設定しない

3　代表者 ---------- 【代表者】

事件との関係 ---------- 【事件との関係】

住所（居所） ---------- 【住所又は居所】
フ　リ　ガ　ナ ---------- 【フリガナ】
氏名（名称） ---------- 【氏名又は名称】

（国籍） ---------- 【国籍・地域】

4　代理人 ---------- 【代理人】

住所（居所） ---------- 【住所又は居所】

氏名（名称） ---------- 【氏名又は名称】

5　添付書類の目録 ---------- 【提出物件の目録】

(1)　代表者であることを証明する書面　　1通 ----------

(2)　（　　通）

補足説明

1．「事件の表示」については手続補正書の補足説明参照

54. 受託番号変更届

受　託　番　号　変　更　届

平成　　年　　月　　日

特許庁長官　　殿

1　事件の表示 ---------- 【事件の表示】

2　発明の名称 ---------- 設定しない

3　手続をした者 ---------- 【手続をした者】

　事件との関係 ---------- 【事件との関係】

　住所（居所） ---------- 【住所又は居所】

　氏名（名称） ---------- 【氏名又は名称】

4　代理人 ---------- 【代理人】

　住所（居所） ---------- 【住所又は居所】

　氏名（名称） ---------- 【氏名又は名称】

5　旧寄託機関の名称 ---------- 【旧寄託機関の名称】

6　旧受託番号 ---------- 【旧受託番号】

7　新寄託機関の名称 ---------- 【新寄託機関の名称】

8　新受託番号 ---------- 【新受託番号】

9　添付書類の目録 ---------- 【提出物件の目録】

(1)　新受託番号を証明する書面　　1通 ----------

(2)（　　通）

補足説明

1．「事件の表示」については手続補正書の補足説明参照

55．受継申立書

受　継　届

平成　年　月　日

特許庁長官　殿

1　事件の表示 ---------- 【事件の表示】

2　発明の名称 ---------- 設定しない

本件に関し、○○○から、△△△に手続きを変更いたします
のでお届けします。 ---------- 【申立の内容】

3　受継人 ---------- 【受継申立人】

事件との関係 ---------- 【事件との関係】

住所（居所） ---------- 【住所又は居所】

氏名（名称） ---------- 【氏名又は名称】

4　代理人 ---------- 【代理人】

住所（居所） ---------- 【住所又は居所】

氏名（名称） ---------- 【氏名又は名称】

5　添付書類の目録 ---------- 【提出物件の目録】

(1)　新受託番号を証明する書面　　1通 ----------

(2)（　　通）

補足説明

1．「事件の表示」については手続補正書の補足説明参照

56. 証明書類提出書

存　在　せ　ず

第６章　　更正申請の電子化

６．１　　前提条件

更正申請は、電子化されたデータの内容を訂正する機能である。

（１）　対象となる書類は、ＸＭＬで電子化する全書類とする。

（２）　更正は、先に電子化した更正対象案件により行う。

~~（３）　Ｘフォーマットから**ＸＭＬ**への更正は行わない。~~
~~（Ｘフォーマットは、更正後もＸフォーマットで電子化し、ＸＭＬは、更正後もＸＭＬで電子化する。）~~

（４）　請・明・図・要ＸＭＬ（application-body）の更正を行う場合は、請・明・図・要ＸＭＬ（application-body）のＤＴＤバージョンの変更は行わない。

（５）　更正申請の発注の際の媒体は、~~更正対象案件がＸＭＬの場合~~ＤＶＤ－ＲＷを使用~~し、更正対象案件がＸフォーマットの場合はＣＭＴを使用~~する。

~~※Ｘフォーマットで電子化された書類の場合、~~
~~データエントリ電子化規準（Ｘフォーマット）２００３年７月版を参照。~~

６．２　概　要

更正作業は、先に電子化した該当の更正対象案件の更正箇所を明記した書類を基に修正を行う。

また、管理情報に更正申請の情報を設定する。

更正対象案件は、ＤＶＤ－ＲＷ内にファイル一覧、管理情報、書誌、請・明・図・要（注）、配列表、添付書類、原データ、ＳＴ．２６の各ＸＭＬファイルと外部実体が格納されている。

（但し、請・明・図・要、配列表、添付書類、原データ、ＳＴ．２６の各ＸＭＬファイルと外部実体は、存在しない場合がある。）

（注）
請・明・図・要は、添付する書類により、
・請・明・図・要ＸＭＬ
・図ＸＭＬ
~~・訂正請・明・図XML~~
・外国語請・明・図・要ＸＭＬ
となる。
本章においては、上記ＸＭＬをまとめて「請・明・図・要」と記述するが、
どの書類をどのＸＭＬとするかは、「５．４　請求の範囲・図面・要約書・提出物件の電子化」を参照。

６．３　更正申請の発注

（１）　発注の構成

・発注伝票

・更正申請対象案件の抽出電子データ（ＤＶＤ－ＲＷ）

・更正申請対象案件抽出パラメータリスト（修正案件書類抽出結果一覧リスト）

・更正申請依頼書（修正内容、再方式審査の要否等）

・更正対処箇所を明記した書類

・イメージ入力原稿（イメージの修正がある場合のみ）

（２）　発注方法

・更正申請対象案件の電子データ~~がＸＭＬの場合~~は、ＤＶＤ－ＲＷに格納して発注される。
~~また、Ｘフォーマットの場合は、ＣＭＴに格納して発注される。~~

（３）　ＤＶＤ－ＲＷ格納構造

・格納ファイル：ＸＭＬ書類（UNIX tarファイル）
※１　ＸＭＬ書類のファイル名　702220.tar（固定）

・更正する案件単位にファイル一覧ＸＭＬ、管理情報ＸＭＬ、書誌ＸＭＬ、
請・明・図・要ＸＭＬ、配列表ＸＭＬ、添付書類ＸＭＬ、原データＸＭＬ、
ＳＴ．２５ファイル、ＳＴ．２６ＸＭＬ、ＰＤＦ（ＳＴ．２６ＰＤＦを含む）、
イメージ（外部実体）を受付番号＋バージョン番号ディレクトリ配下に格納。

・抽出した書類の一覧としてリスト情報が作成される。

・ＤＶＤ－ＲＷへのtar書き込みの際には、受付番号＋バージョン番号ディレクトリを束ねる
上位ディレクトリを基点とする。

・次頁に格納構造イメージを示す。

ＤＶＤ－ＲＷ格納構造イメージ

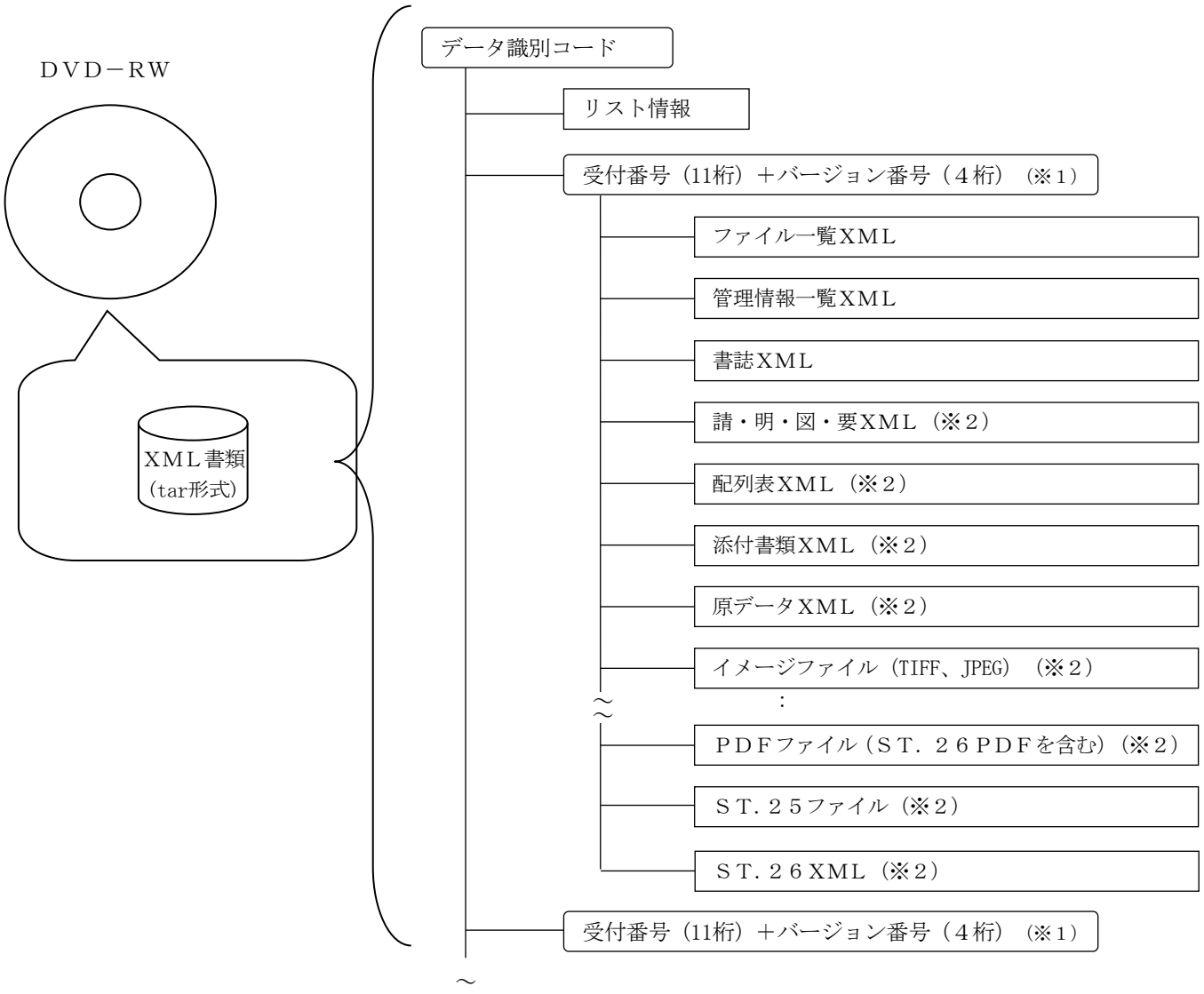

（※１）バージョン番号は、４桁の数字

（※２）請・明・図・要ＸＭＬ、配列表ＸＭＬ、添付書類ＸＭＬ、原データＸＭＬ、
イメージファイル、ＰＤＦファイル（ＳＴ．２６ＰＤＦを含む）、ＳＴ．２５ファイル、
ＳＴ．２６ＸＭＬは存在しない場合がある。

６．４　　更正作業

（1）　更正対象箇所の修正

更正対象箇所の修正は、更正対象箇所の明記された原本（紙）に基づき先に電子化した該当の更正対象案件の修正を行う。

（2）　ファイル名の修正

更正対象案件が、オンライン出願の場合、紙出願の場合と異なる仕様でファイル名を設定しているため、更正作業の際、紙出願に合わせたファイル名に変更する。
（ファイル一覧ＸＭＬと管理情報ＸＭＬは、受付番号を使用したファイル名の設定であるが、その他のＸＭＬファイル、イメージファイルは、紙出願と異なる）
ファイル一覧ＸＭＬ等ファイルの中に記述されているファイル名も変更する。
ファイル名は、３．２．１バッチ申請データの(3)ファイル名の一覧に従って付与する。

（3）　ＳＴ．２６ＰＤＦに関する修正

発注物にＳＴ．２６ＰＤＦ（-seql.pdf）が存在する場合、ＳＴ．２６ＰＤＦは納品物に含めず、ファイル一覧ＸＭＬからＳＴ．２６ＰＤＦが設定されている
jp:file-contentタグを削除する。

（3）　管理情報の設定

管理情報（更正申請の情報）の設定は、更正の内容により次の通り行う。

項　　目　　名	ﾊﾞｲﾄ数	属性	設　　定　　内　　容
書類分類	V	C	大区分＋四法＋中間コード
四法コード	1	9	当該電子化データの四法をセット
出願番号	10	9	当該電子化データの出願番号をセット
国際出願番号	9又は12	C	当該電子化データの国際出願番号をセット
審判番号	9又は10	9	当該電子化データの審判番号をセット 2006年以前の審判番号は9桁 2007年以降の審判番号は10桁
~~申立番号~~	~~3~~	~~9~~	~~当該電子化データの申立番号をセット~~
登録番号	V	C	当該電子化データの登録番号をセット
類似番号	V	9	当該電子化データの類似番号をセット
整理番号	V	C	当該電子化データの整理番号をセット
出願日	8	9	当該電子化データの出願日をセット
審判請求日	8	9	当該電子化データの審判請求日をセット
受付日	8	9	当該手続の受付日をセット
提出日	8	9	当該手続の提出日をセット
国際出願日	8	9	当該手続の国際出願日をセット
受付形態	3	9	″009″をセット
書類サイズ	V	9	書類サイズをセット
明細書の有無	1	C	明細書の有無をセット
請求の範囲の有無	1	C	請求の範囲の有無をセット
図面の有無	1	C	図面の有無をセット
要約書の有無	1	C	要約書の有無をセット
添付書類の有無	1	C	添付書類の有無をセット
データエントリ付与情報	－	－	
カラー２値フラグ	1	C	更正後データに含まれるイメージにより以下のコードを設定 １：更正後データにJPEGﾌｧｲﾙが一つでもある ０：全てのｲﾒｰｼﾞﾌｧｲﾙがTIFFﾌｧｲﾙである または、ｲﾒｰｼﾞﾌｧｲﾙが存在しない
データエントリ日付	8	9	更正データを作成した日付をセット
更正申請	－	－	
更正申請フラグ	1	C	更正の内容によりコードを設定 ８：書類再作成及び職権訂正
再方式審査の要否	1	C	電子記録基準管理班~~データエントリー管理班~~の指示により設定 １：再方式要　　０：再方式不要
四法コード	1	C	更正前の四法区分のコードを設定。 四法区分の変更がない場合も必ずタグ及び内容の更新を行う。 １：特許、２：実用新案、３：意匠、４：商標
出願番号	10	9	更正前の出願番号を設定。 出願番号の変更がない場合も必ずタグ及び内容の更新を行う。 “XXXXXXXXXX”　西暦年＋号 国内書面の場合は、管理情報の jp:m-mi-acc-doc/jp:m-application-numberの値を設定する。
国際出願番号	9又は12	C	更正前の国際出願番号を設定。 国際出願番号の変更がない場合も必ずタグ及び内容の更新を行う。９桁または１２桁の形式を以下に示す ９桁：国コード(2)＋西暦下２桁(2)＋一連番号(5) 12桁：国コード(2)＋西暦年(4)＋一連番号(6)

	中間コード	6	C	更正前の当該事件の書類名より設定。中間コードの変更がない場合も必ずタグ及び内容の更新を行う。
	原願電子化情報	－	－	タグが存在する場合、配下のタグも含めて削除する。

上記以外の項目は、更新しない。

（4） 欠落補充の更正申請について

補完された明細書及び図面の記載内容の詳細な電子化方法は更正申請の指示内容に従うこと。

上記の更正申請を行う場合は、タグ‹明細書›配下のタグ‹段落›に欠落している明細書と図面の内容を設定し、タグ‹規定外項目›は設定しない。

なお、明細書と図面に記載されるデリミタ（【、】）は全て大括弧（［、］）に置き換えて設定すること。その他タグの設定方法は、「５．４．３　明細書の電子化」の項番３．４「段落」の「段落の設定について」の該当箇所を参照。

６．５　　電子化データ

更正作業後、ファイル一覧ＸＭＬ、管理情報ＸＭＬ、書誌ＸＭＬ、請・明・図・要ＸＭＬ、配列表ＸＭＬ、添付書類ＸＭＬ、原データＸＭＬ、ＰＤＦファイル（ＳＴ．２６ＰＤＦを除く）、ＳＴ．２５ファイル、ＳＴ．２６ＸＭＬの各ファイルと外部実体（イメージファイル）をＺＩＰ内にアーカイブし、更正済み電子データを作成する。

（但し、請・明・図・要、配列表、添付書類、原データ、ＰＤＦ、ＳＴ．２５、ＳＴ．２６の各ＸＭＬファイルと外部実体は、存在しない場合がある。）

６．６　納　品

（１）　納品物

・納品伝票

・更正済み電子データ

・納品リスト等

（２）　納品方法

・データの納品は、ネットワークを使用してデータ転送。

第７章　　援用書類の電子化

７．１　　前提条件

⑴　援用の対象となる原願は、新願（平成２年１２月以降のＸフォーマット出願と平成１５年７月以降のＸＭＬ出願）及び旧願（平成２年１２月より前の紙出願）とする。又、その対象となる書類は図面のみとする。
外国語出願の場合、援用の対象となる原願は、平成７年７月以降とする。

⑵　援用書類の電子化
①原願が新願の場合
援用を主張する出願（外国語出願の場合は、翻訳文提出書）及び援用の対象となる出願（願書・補正書・翻訳文提出書・誤訳訂正書）は共に電子化されたデータ（~~ＤＡＴ~~ＤＶＤ－ＲＷ）であり、それを編集，電子化する。
②原願が旧願の場合
援用を主張する出願は、電子化されたデータ（~~ＤＡＴ~~ＤＶＤ－ＲＷ）であり、援用の対象となる出願（図面に対する補正書を含む）は紙となる。これを電子化し編集する。
※ＰＣＴ出願(ＤＯ)を原願とする場合は、選択通知・予備審査報告書・３４条補正書の３種類を除く全ての書類を電子化する。

⑶　電子化対象となる援用図面はマーカーにて囲まれる。

⑷　援用書類の電子化の再エントリは、援用図面合体用データで発注される。

⑸　尚、援用書類の発注については第２章、納品については第３章を参照されたし。

⑹　ファイル名の修正について
①援用合体対象案件が、オンライン出願の場合、紙出願の場合と異なる仕様でファイル名を設定しているため、援用合体作業の際、紙出願に合わせたファイル名に修正する。（ファイル一覧ＸＭＬと管理情報ＸＭＬは、受付番号を使用したファイル名の設定であるが、その他のＸＭＬファイル、イメージファイルは、紙出願と異なる）
②ファイル一覧ＸＭＬ等ファイルの中に記述されているファイル名も修正する。
ファイル名は、３．２．１バッチ申請データの⑶ファイル名の一覧に従って付与する。

⑺　請・明・図・要ＸＭＬ（application-body）の援用を行う場合は、請・明・図・要ＸＭＬ（application-body）のＤＴＤバージョンの変更は行わない。

７．２　　前処理

電子化を行う前に、納品物に誤りがないかどうかの確認をする。

・図面（紙）にマーカで示した図番と、抽出リストの図番、さらにその図面枚数が一致していること。

７．３　　概　要

(1)　援用書類の電子化は、援用を主張する出願と援用の対象となる原願の図面（補正書のある場合は、補正内容を吸収した後に）を編集して１レコードとして電子化する。
但し、援用を主張する出願が外国語出願の場合、翻訳文提出書と援用の対象となる原願の図面を編集して１レコードとする。（表１参照）

表１　　援用書類の電子化

NO	援用を主張する出願	援用の対象となる原願	電子化方法
1	外国語出願以外	外国語出願以外	・原願の図面を編集して１レコードとする ・補正書がある場合は、補正書内容を吸収する
2	外国語出願以外	外国語出願	・翻訳文提出書の図面を編集して１レコードとする ・補正書、訂正書がある場合は、その内容を吸収する
3	外国語出願	外国語出願以外	・原願の図面を編集して１レコードとする ・補正書がある場合は、補正書内容を吸収する

(2)　次に原願が新願の場合の電子化の概略図を示す。

①　原願がＸＭＬで電子化されている場合

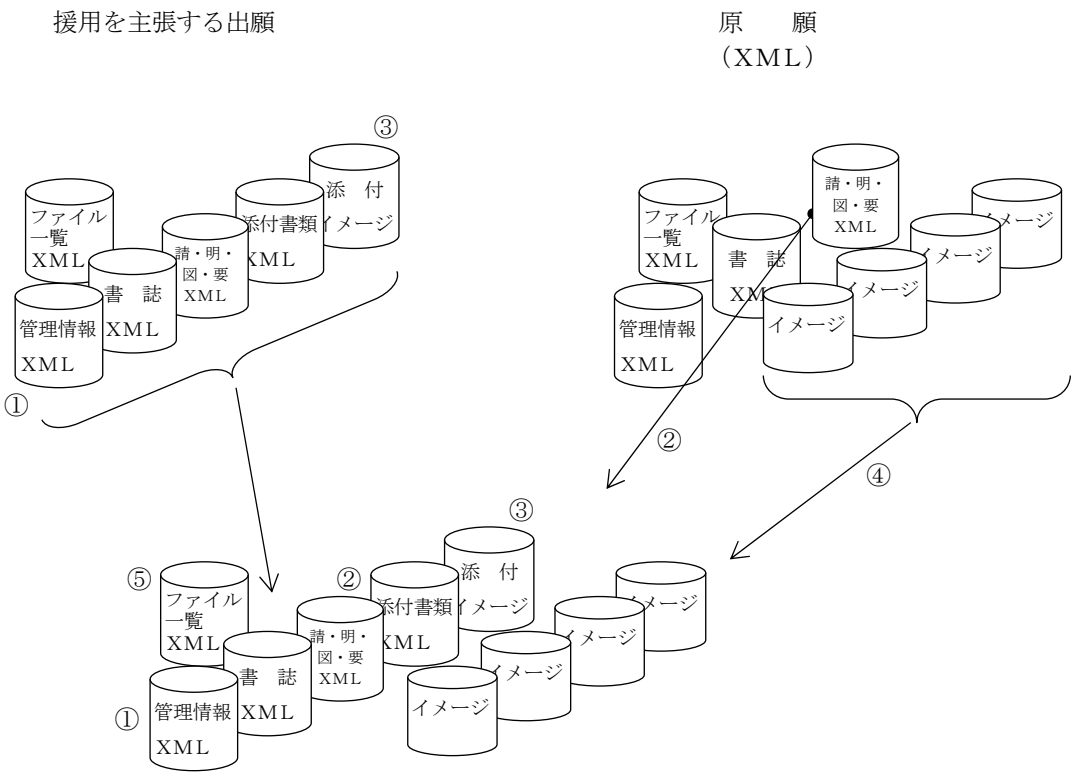

①：援用を主張する出願の管理情報ＸＭＬに援用合体に関する情報を付加する
②：原願の請・明・図・要ＸＭＬの図面タグ部分の記載を参考に、援用を主張する出願の請・明・図・要ＸＭＬに図面タグを設定する（イメージのファイル名は変更する必要がある。）
③：添付物件に関する添付書類ＸＭＬ及びイメージデータはそのまま援用を主張する出願に設定する
④：援用される図面のイメージデータを原願から設定する（ファイル名は変更する必要がある。）
⑤：ファイル一覧ＸＭＬの更新。

図－１

② 原願がＸフォーマットで電子化されている場合

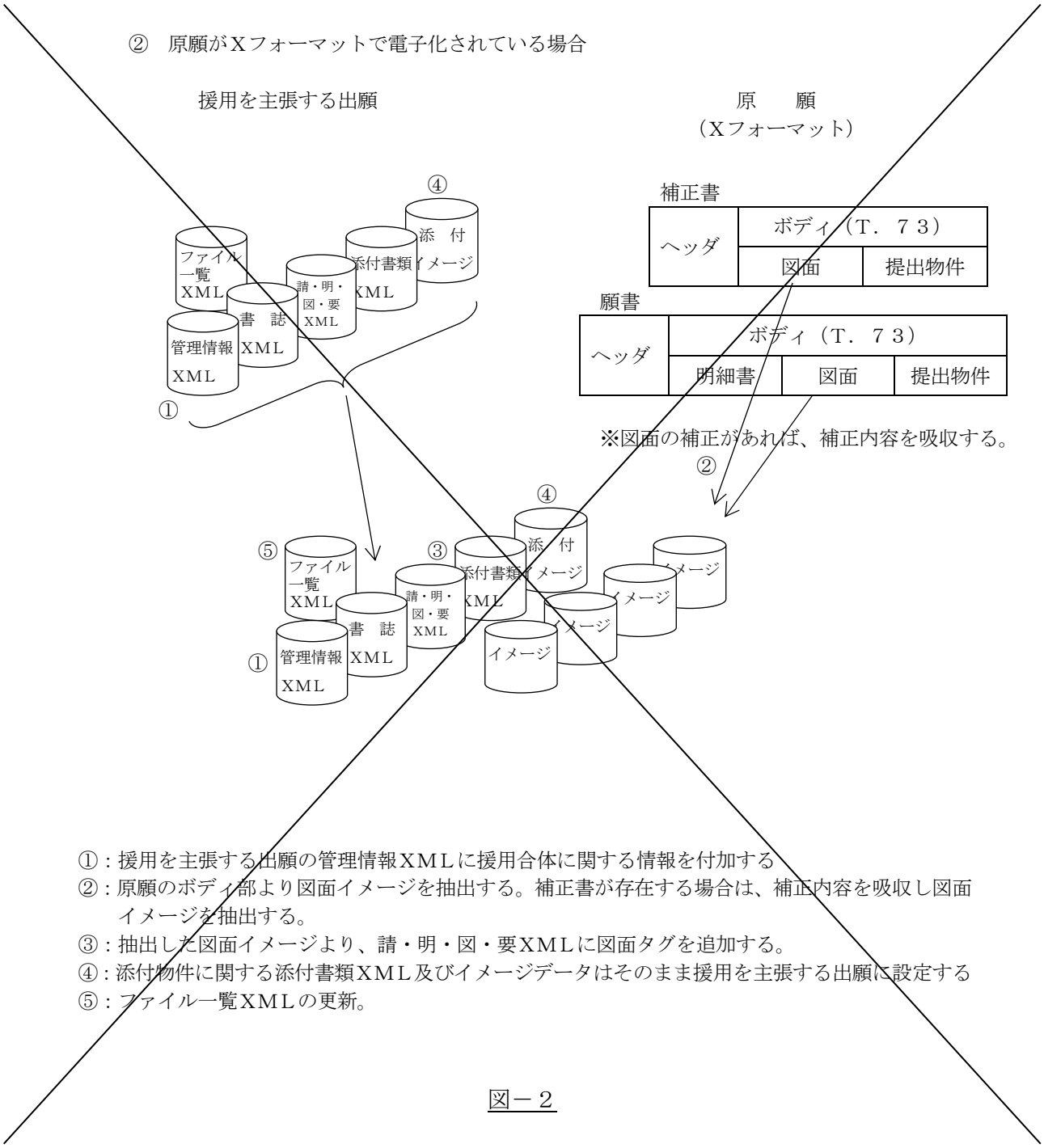

①：援用を主張する出願の管理情報ＸＭＬに援用合体に関する情報を付加する
②：原願のボディ部より図面イメージを抽出する。補正書が存在する場合は、補正内容を吸収し図面イメージを抽出する。
③：抽出した図面イメージより、請・明・図・要ＸＭＬに図面タグを追加する。
④：添付物件に関する添付書類ＸＭＬ及びイメージデータはそのまま援用を主張する出願に設定する
⑤：ファイル一覧ＸＭＬの更新。

図－２

(3)　次に原願が旧願の場合の電子化の概略図を示す。

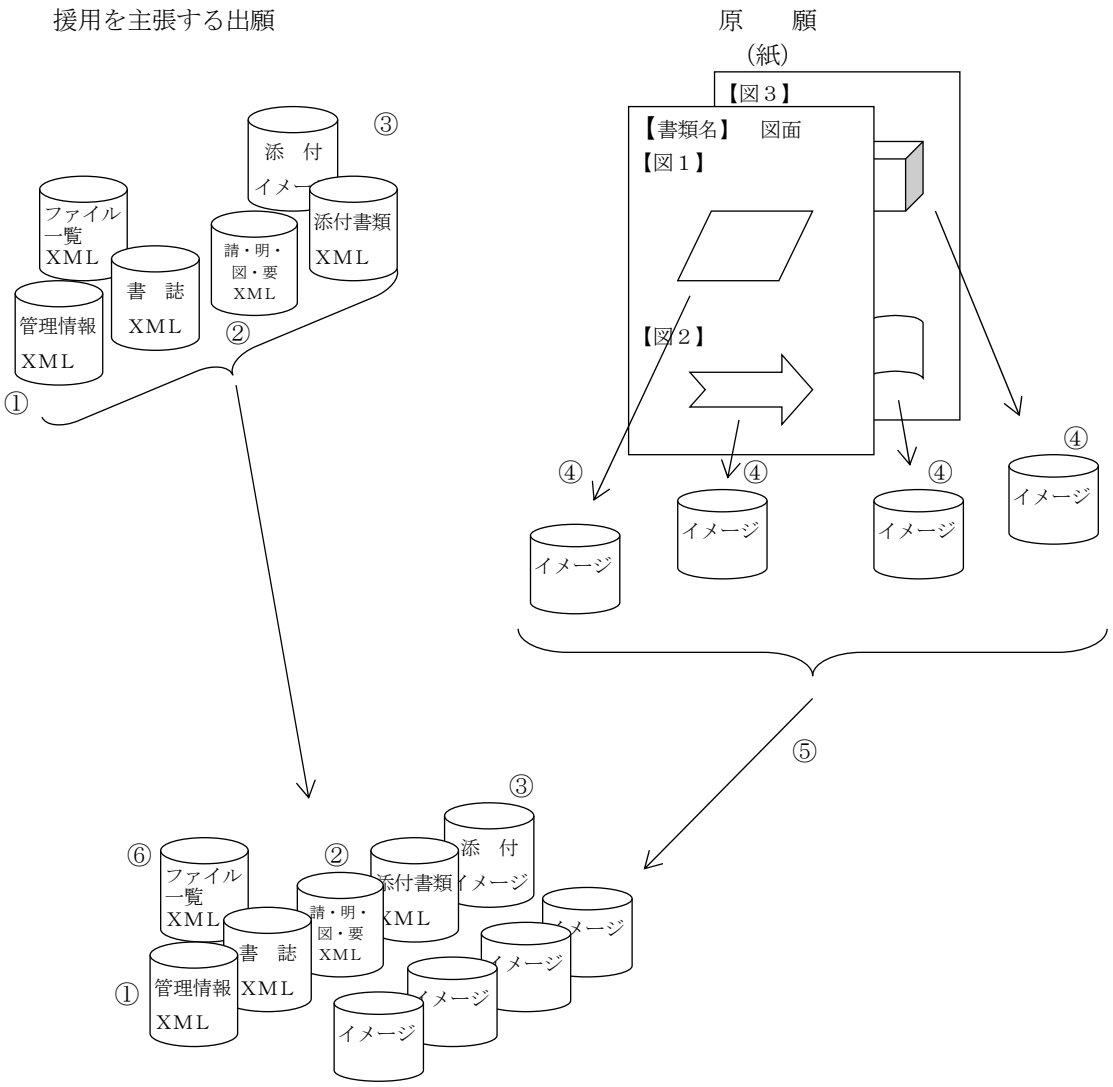

①：援用を主張する出願の管理情報ＸＭＬに援用合体に関する情報を付加する
②：原願の図面部分の記載を参考に、援用を主張する出願の請・明・図・要ＸＭＬの更新
③：添付物件に関する添付書類ＸＭＬ及びイメージデータはそのまま援用を主張する出願に設定する
④：援用される図面のイメージデータを原願（紙）からイメージスキャナで取り込む
⑤：援用される図面のイメージデータを原願から援用を主張する出願に設定する
⑥：ファイル一覧ＸＭＬの更新。

図－３

７．４　　業務フロー

(1)　援用の対象となる書類が新願の場合の電子化

①　原願がＸＭＬ出願の場合

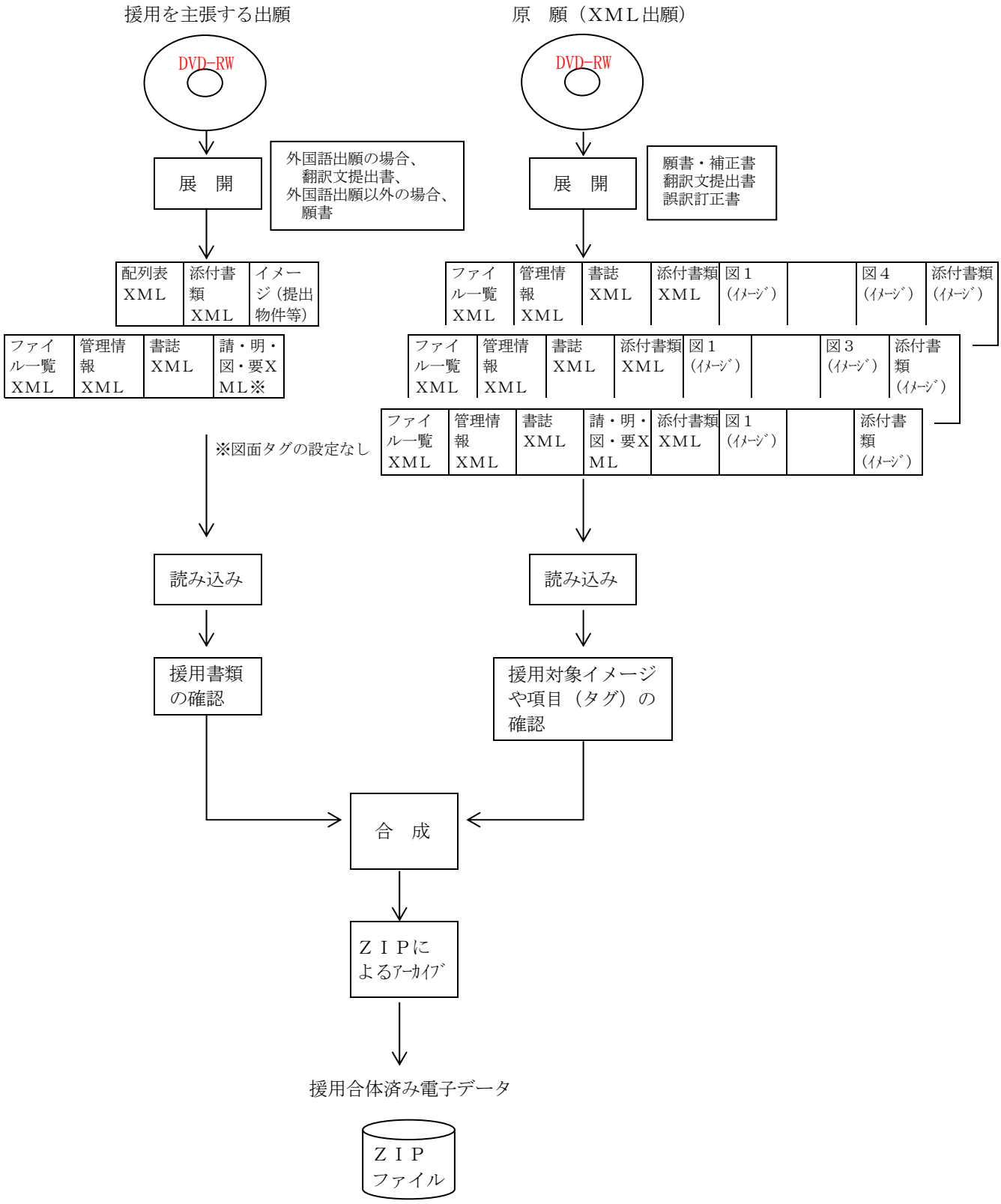

図－４

② 原願がＸフォーマット出願の場合

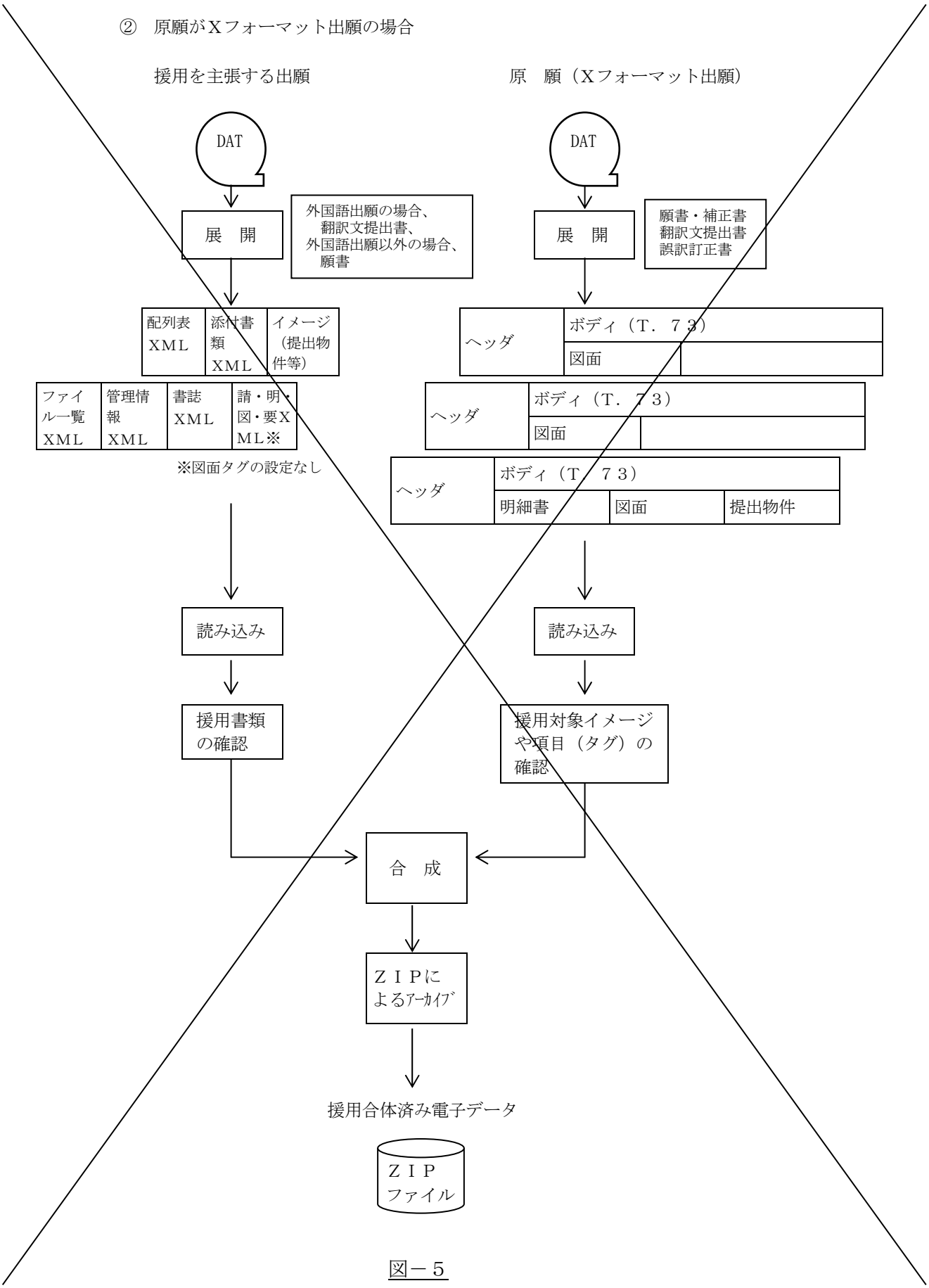

図－５

(2)　援用の対象となる書類が旧願の場合の電子化（旧→新）

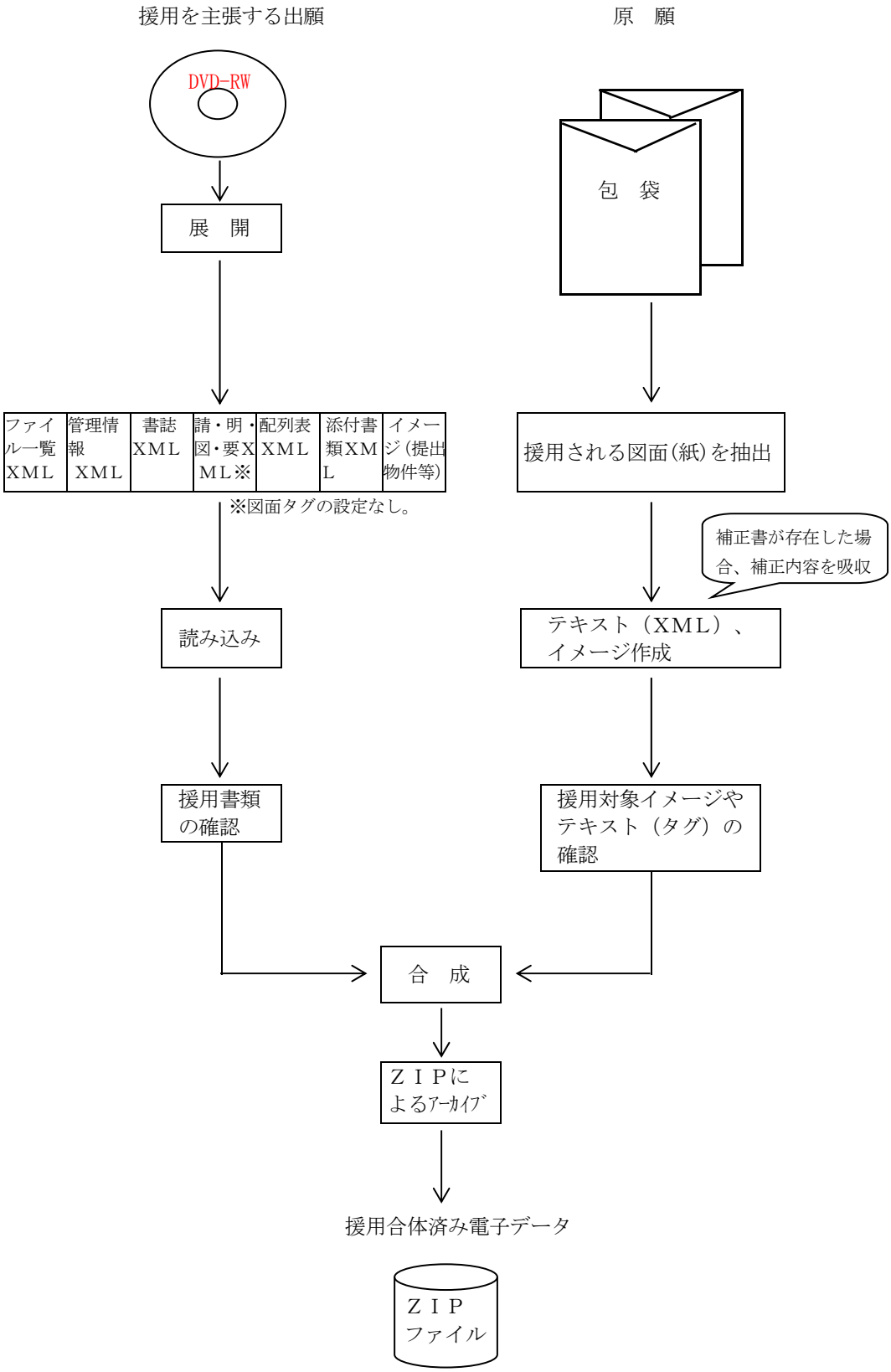

図－６

７．５　　発　注

（１）発注の構成

・発注伝票

・電子化された援用を主張する出願（~~ＤＡＴ~~ＤＶＤ－ＲＷ格納）

・援用を主張する出願の一覧リスト

・援用の対象となる出願

(a) 電子化されたデータ（新願）（~~ＤＡＴ~~ＤＶＤ－ＲＷ格納）

(b) 上記データの援用の対象となる図面又は項目を指示するリスト

(c) 紙包袋（旧願）

(d) 上記データの援用の対象となる図面又は項目を指示するリスト

（2）~~ＤＡＴ~~ＤＶＤ－ＲＷの格納構造

1）援用の対象となる出願（原願）が新願の場合

①援用合体する案件のファイル一覧ＸＭＬ、管理情報ＸＭＬ、書誌ＸＭＬ、請・明・図・要ＸＭＬ（図面タグは、含まない）、配列表ＸＭＬ、添付書類ＸＭＬ、原データＸＭＬ、ＳＴ．２５ファイル、ＳＴ．２６ＸＭＬ、ＰＤＦ（ＳＴ．２６ＰＤＦを含む）、イメージ（外部実体）は、ｔａｒ形式にアーカイブされる。

②援用元の原願の願書のファイル一覧ＸＭＬ、管理情報ＸＭＬ、書誌ＸＭＬ、請・明・図・要ＸＭＬ、配列表ＸＭＬ、添付書類ＸＭＬ、原データＸＭＬ、ＳＴ．２５ファイル、ＳＴ．２６ＸＭＬ、ＰＤＦ（ＳＴ．２６ＰＤＦを含む）、イメージ（外部実体）は、ｔａｒ形式にアーカイブされる。

③援用元の原願の補正書のファイル一覧ＸＭＬ、管理情報ＸＭＬ、書誌ＸＭＬ、配列表ＸＭＬ、添付書類ＸＭＬ、原データＸＭＬ、ＳＴ．２５ファイル、ＳＴ．２６ＸＭＬ、ＰＤＦ（ＳＴ．２６ＰＤＦを含む）、イメージ（外部実体）は、ｔａｒ形式にアーカイブされる。

④項番①～③を~~ＤＡＴ~~ＤＶＤ－ＲＷに格納する。

~~⑤援用の対象となる出願（原願）がＸフォーマット出願の場合、ＸＭＬ出願のＤＡＴと分けて格納される。~~

※　各ＸＭＬ、イメージ（外部実体）は、受付番号単位ディレクトリの配下に格納され、~~ＤＡＴ~~ＤＶＤ－ＲＷに格納される

2）援用の対象となる書類が旧願の場合

①援用合体する案件のファイル一覧ＸＭＬ、管理情報ＸＭＬ、書誌ＸＭＬ、請・明・図・要ＸＭＬ（図面タグは、含まない）、配列表ＸＭＬ、添付書類ＸＭＬ、原データＸＭＬ、ＳＴ．２５ファイル、ＳＴ．２６ＸＭＬ、ＰＤＦ（ＳＴ．２６ＰＤＦを含む）、イメージ（外部実体）は、ｔａｒ形式にアーカイブされ~~ＤＡＴ~~ＤＶＤ－ＲＷに格納。

3）援用合体の案件が複数ある場合

援用の対象となる出願（原願）が新願、旧願の区別なく~~ＤＡＴ~~ＤＶＤ－ＲＷに格納される。

・特許と実用も区別なく~~ＤＡＴ~~ＤＶＤ－ＲＷに格納される。

・ＸＭＬで電子化した案件は、まとめられて~~ＤＡＴ~~ＤＶＤ－ＲＷに格納。~~（ＸＭＬで電子化した案件とＸフォーマットで電子化した案件は同一のＤＡＴには格納しない。）~~

~~※援用合体する案件がＸフォーマットで電子化されている場合の援用合体については、データエントリ電子化規準（Ｘフォーマット）２００３年７月版を参照。~~

７．６　　業務に関する条件

(1)　受付から借用した~~ＤＡＴ~~ＤＶＤ－ＲＷは情報の追加・削除・変更は行わず返却する。

(2)　対象書類の抽出及び合体は、添付の援用図面合体用書類抽出リストに記載された、原出願番号・受付番号・中間コードによって行う。

７．７　　電子化データ

ファイル一覧ＸＭＬ、管理情報ＸＭＬ、書誌ＸＭＬ、請・明・図・要ＸＭＬ、配列表ＸＭＬ、添付書類ＸＭＬ、原データＸＭＬ、イメージファイル、ＰＤＦファイル（ＳＴ．２６ＰＤＦを除く）、ＳＴ．２５ファイル、ＳＴ．２６ＸＭＬをＺＩＰにより手続単位でアーカイブする。

（配列表ＸＭＬ、添付書類ＸＭＬ、原データＸＭＬ、ＰＤＦファイル、ＳＴ．２５ファイル、ＳＴ．２６ＸＭＬは、存在しない場合がある。）

７．８　　電子化方法

(1)　管理情報ＸＭＬ

図面の援用合体処理の際、下記の管理情報項目を更新する。

項目名	ﾊﾞｲﾄ数	属性	設　定　内　容
受付形態	3	C	″007″をセット
書類サイズ	V	9	書類サイズをセット
明細書の有無	1	C	明細書の有無をセット
請求の範囲の有無	1	C	請求の範囲の有無をセット
図面の有無	1	C	図面の有無をセット
要約書の有無	1	C	要約書の有無をセット
添付書類の有無	1	C	添付書類の有無をセット
データエントリ付与情報	－	－	
カラー・２値フラグ	1	C	援用後データに含まれるイメージにより以下のコードを設定 １：データにJPEGファイルが一つでもある ０：全てのイメージファイルがTIFFファイルである。又は、イメージファイルが存在しない
データエントリ日付	8	9	データエントリで処理した日付をセットする。
更正申請	－	－	タグが存在する場合、配下のタグも含めて削除する。
原願電子化情報	－	－	
原願電子化フラグ	1	C	“２”［援用（旧→新）］又は、 “３”［援用（新→新）］をセットする。

上記以外の項目は更新しない

(2)　請・明・図・要ＸＭＬの更新

(a)　原願が旧願の場合（旧願から新願への援用合体）

①　請・明・図・要ＸＭＬ

・原願の記載内容から援用を主張する請・明・図・要ＸＭＬの該当部分を作成する
この際、〈イメージ〉タグのファイル名は外部実体のファイル名を設定する。

②　外部実体（イメージデータ）

・援用を主張する部分が図面の場合、該当する部分（紙）をイメージとして電子化する。（注１）

(b)　原願が新願（ＸＭＬ）の場合（新願から新願への援用合体）

①　請・明・図・要ＸＭＬ

・原願の請・明・図・要ＸＭＬに設定されている内容を援用を主張する請・明・図・要ＸＭＬの該当部分に設定する
この際、〈イメージ〉タグのファイル名は外部実体のファイル名を設定する。

②　外部実体（イメージデータ）

・原願の該当するイメージファイルのファイル名を変更して設定する。（注１）

（注１）イメージファイルのファイル名は、３．２．１バッチ申請データの(3)ファイル名の一覧に従って付与する。）

(2-1)　ＳＴ．２６ＰＤＦファイルに関する修正

発注物にＳＴ．２６ＰＤＦ（-seq1.pdf）が存在する場合、ＳＴ．２６ＰＤＦは納品物に含めず、ファイル一覧ＸＭＬからＳＴ．２６ＰＤＦが設定されているjp:file-contentタグを削除する。

(3)　援用合体済み電子化データの作成

援用後のファイル一覧ＸＭＬ、管理情報ＸＭＬ、書誌ＸＭＬ、請・明・図・要ＸＭＬ、イメージファイル及び配列表ＸＭＬ、添付書類ＸＭＬ、原データＸＭＬ、ＳＴ．２５ファイル、ＳＴ．２６ＸＭＬ、ＰＤＦ（ＳＴ．２６ＰＤＦを除く）をＺＩＰ形式でアーカイブしＺＩＰファイルを作成する。

７．９　納　品

（１）　納品物

・納品伝票

・援用合体済み電子データ

・納品リスト等

（２）　納品方法

・援用合体済み電子データの納品は、ネットワークを使用してデータ転送。

第８章　　原願の電子化

８．１　　前提条件

原願電子化の発注は、電子出願の受付以前に出願された申請書類を１件単位にまとめている包袋毎に電子化を行う。１つの出願に関して発生する様々な中間書類等も包袋内に存在する。

（１）　対象は、以下の出願に関係する書類とする。
　　①　変更出願
　　②　補正却下後の新出願
　　③　先の出願に基づく優先権主張による出願
（２）　書類の電子化は全面イメージとする。
（３）　ページの大きさが縦２５５．０㎜ × 横１７０．０㎜より大きい場合は、必要最小限の尺度で縮小して電子化する。
（４）　原願書類が特許、実用新案の場合のみＸＭＬで電子化する。（原願が意匠、商標の場合は、ＳＧＭＬで電子化する）

８．２　概　要

電子化対象の書類は、全てイメージデータとして電子化する。

電子化フォーマットは、ＺＩＰによるファイル一覧ＸＭＬ＋管理情報ＸＭＬ＋添付書類ＸＭＬ＋イメージファイルとし、手続単位（起案書は起案単位）に１論理レコードとして電子化する。

管理情報の設定は、個別案件が特定できる程度に管理情報ＸＭＬの項目を使用して設定する。

書類の電子化フォーマットの概略図を次に示す。

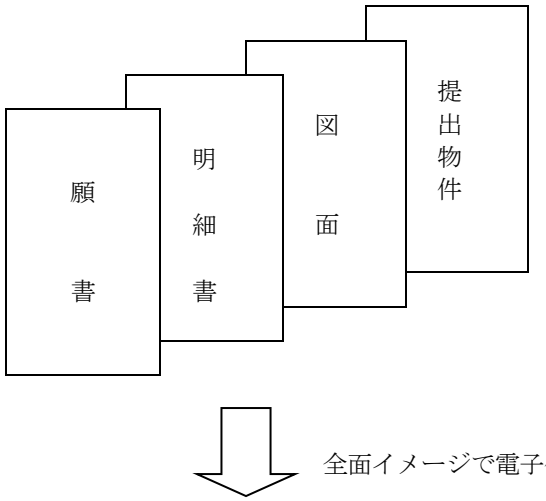

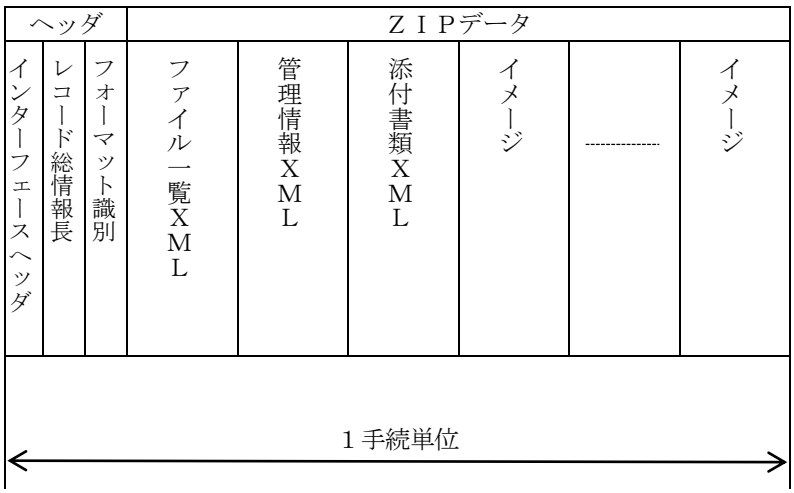

イメージとは、頁毎に作成するイメージファイル。

８．３　　発　注

（１）　発注の構成

・発注伝票

・包袋（原願電子化対象の出願に関する書類）

８．４　　電子化方法

手続単位に管理情報と書類情報（イメージデータ）を作成する。

⑴　ファイル一覧ＸＭＬ

ＺＩＰ内のＸＭＬ、ＴＩＦＦファイルの一覧が設定される。

⑵　管理情報について

管理情報ＸＭＬについては、表８．４－１に具体的な設定項目を示す。

⑶　書誌情報（添付書類ＸＭＬ＋イメージファイル）

願書（明細書・図面・要約書）及び提出物件を全頁イメージ化し、添付書類ＸＭＬと外部実体として電子化する。

①添付書類ＸＭＬ

外部実体の定義のみ行う。表８．４－２に具体的な設定項目を示す。

②外部実体（イメージデータ）

書面を次の方式で電子化する。

・ＴＩＦＦフォーマット、
・画素密度４００ｄｐｉ、
・Ｇ４圧縮形式

イメージファイルのファイル名は、３．２．１バッチ申請データの⑶ファイル名の一覧に従って付与する。

添付書類ＸＭＬと外部実体の関係を図８．４－１に示す。

表８．４－１　管理情報ＸＭＬの設定

項　目　名	バイト数	属性	設　定　内　容	情報入手箇所
書類分類	V	C	例）“A163”（特許）をセット	包袋
四法コード	1	9	当該電子化データの四法をセット	包袋
出願番号	10	9	当該電子化データの出願番号をセット	包袋
国際出願番号	9又は12	C	“000000000000”をセット	初期値（12桁）
受付番号	11	9	当該電子化データの受付番号をセット	発注伝票
受付形態	3	C	“008”をセット	
書類サイズ	V	9	書類サイズをセット	
明細書の有無	1	C	明細書の有無をセット	
請求の範囲の有無	1	C	請求の範囲の有無をセット	
図面の有無	1	C	図面の有無をセット	
要約書の有無	1	C	要約書の有無をセット	
添付書類の有無	1	C	添付書類の有無をセット	
データエントリ付与情報	－	－		
カラー・２値フラグ	1	C	データに含まれるイメージにより以下のコードを設定 １：イメージデータにJPEGファイルが一つでもある。 ０：全てのイメージファイルがTIFFファイルである。または、イメージファイルが存在しない	
データエントリ日付	8	9	納品日をセット	
原願電子化情報	－	－		
原願電子化フラグ	1	C	“１”をセット	
四法コード	1	C	当該事件を原願とする特殊出願の四法をセット	包袋
出願番号	10	9	当該事件を原願とする特殊出願の出願番号をセット	包袋
ＤＥ料徴収フラグ	1	C	“０”をセット	初期値
外国語出願の表示	1	C	“０”をセット	初期値
証明書有無フラグ	1	C	“０”をセット	初期値
ＤＮＡ抽出識別	1	C	“０”をセット	初期値

上記以外の項目は、設定しない。

表８．４－２　添付書類ＸＭＬの設定

タ　グ　名 （タグの日本語標準名）	タグの属性 （日本語標準名）	バイト数	属性	設　定　内　容	情報入手箇所
jp:attaching-document （添付書類の記事）	lang （言語）			"ja"を設定する	
	dtd-version （ＤＴＤバージョン）			"1.0"を設定する	
	xmlns:jp （ネームスペース）			"http://www.jpo.go.jp"を設定する	
jp:attaching-document-group （添付書類）					
p （段落）	num （番号）			""（null）を設定する	
img （イメージ）	he （縦）			電子化した部分の縦の長さを設定する（0.1ｍｍ単位）	包袋
	wi （横）			電子化した部分の横の長さを設定する（0.1ｍｍ単位）	包袋
	file （ソース）			電子化したイメージファイルの実体名を設定する	包袋
	img-format （ファイルタイプ）			"tif"を設定する	包袋

図８．４－１　書誌ＸＭＬと外部実体

原願電子化する書類（特許）の受付番号が”10300020001”の場合

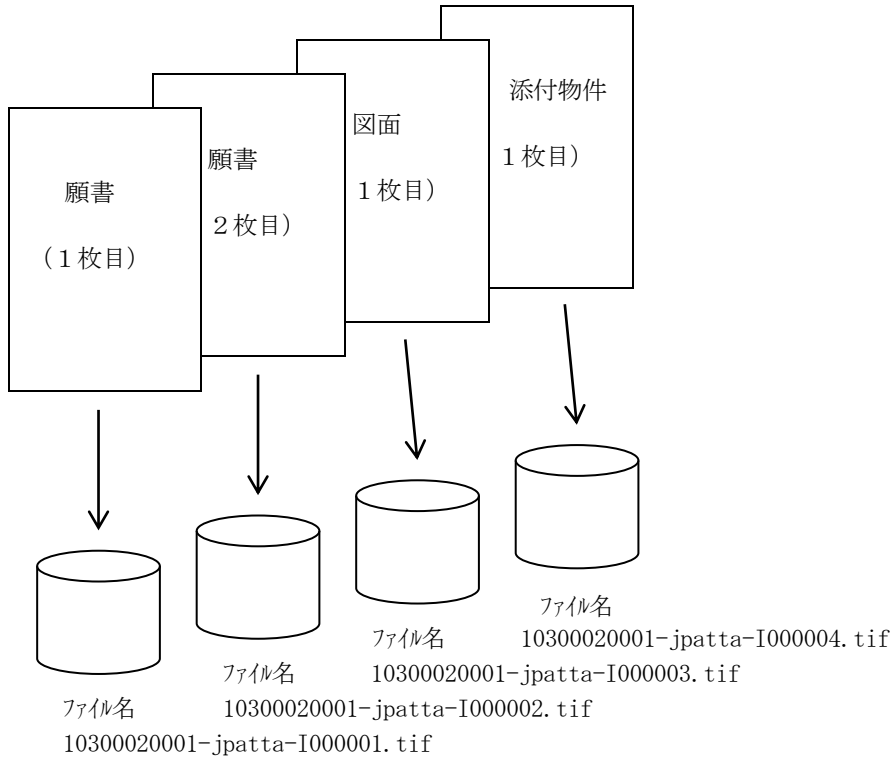

添付書類ＸＭＬ電子化例

```
<!DOCTYPE jp:attaching-document
  PUBLIC "-//JPO//DTD ATTACHING DOCUMENT 1.0//EN" "attach.dtd" >
<添付書類の記事 言語="ja" ＤＴＤバージョン="1.0"  ネームスペース="http://www.jpo.go.jp">
<添付書類>
<段落 番号="">
<イメージ 縦="255.0" 横="170.0" ソース="10300020001-jpatta-I000001.tif"
                                                ファイルタイプ="tif" />
<イメージ 縦="255.0" 横="170.0" ソース="10300020001-jpatta-I000002.tif"
                                                ファイルタイプ="tif" />
<イメージ 縦="255.0" 横="170.0" ソース="10300020001-jpatta-I000003.tif"
                                                ファイルタイプ="tif" />
<イメージ 縦="255.0" 横="170.0" ソース="10300020001-jpatta-I000004.tif"
                                                ファイルタイプ="tif" />
</段落>
</添付書類>
</添付書類の記事>
```

表示順に設定する

８．５　納　品

（１）　納品物

・納品伝票

・原願電子化データ

・納品リスト

（２）　納品方法

・データの納品は、ネットワークを使用してデータ転送。

第 ９ 章　　ＰＣＴの電子化

９．１　前提条件

９．２　概　要

９．３　翻訳文の電子化方法

９．３．１　翻訳文の構成要素とマッピング

９．４　例外処理

９．４．１　非デリミタ様式のマッピング

９．５　ＸＭＬ編集方法

９．５．１　要　旨

９．５．２　願書系：願書

９．５．３　願書系：中間書類

９．１　前提条件

１．本章の説明の対象になる書類は、国際出願固有書類１４種とする。

書類名は、５章５．３．２『電子化対象書類一覧』「国際出願固有書類」の欄を参照のこと。

２．　本章で説明する事項は、上記対象書類の特殊な事項に限る。その他の、特に記載されていない事項については、１章～８章の記載に準ずる。

９．２　概　要

平成１２年１月１日以降、国際出願・指定官庁業務のＰＬ化（以降ＰＣＴ・ＤＯ・ＰＬと記載する）によって、ＰＣＴ固有書類の電子化を行う。

９章では、

①翻訳文の電子化方法

・一般的な補正の翻訳文のマッピング

・１９条、３４条の補正の翻訳文のマッピング

②非デリミタ様式の電子化方法

・通常の運用では電子化不可能な旧様式（非デリミタ様式）のマッピング

③ＸＭＬ編集方法

・書類毎ＸＭＬ編集方法

尚、ＰＣＴ書類の業務の流れは、通常のものと同様とする。

９．３　翻訳文の電子化方法

９．３．１　翻訳文の構成要素とマッピング

「請求の範囲」,「明細書」,「図面」,「要約書」の翻訳文の様式の構成要素と翻訳前の様式とのマッピングを以下に示す。

１．　「請求の範囲」

１．１ ［図１］に非デリミタ形式の請求の範囲の翻訳文とＰＣＴ・ＤＯ・ＰＬ様式の請求の範囲の翻訳文と請求の範囲のＸＭＬタグとの対応を示す。

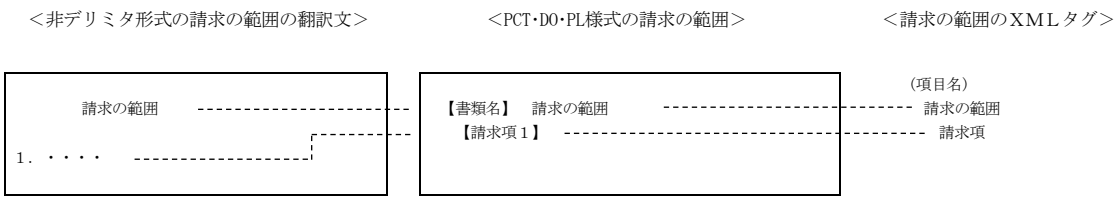

［図１］

１．２ ［図２］に、PCT･DO･PL国際出願にて使用する翻訳前請求の範囲，請求の範囲翻訳文の対応表を示す。

翻訳前請求の範囲	請求の範囲翻訳文
項目名	項目名
――――	書類名
Claims	請求の範囲
――――	請求項

［図２］

２．　「明細書」

２．１ ［図３］に非デリミタ様式の明細書の翻訳文とＰＣＴ・ＤＯ・ＰＬ様式の明細書の翻訳文と明細書のＸＭＬタグとの対応を示す。

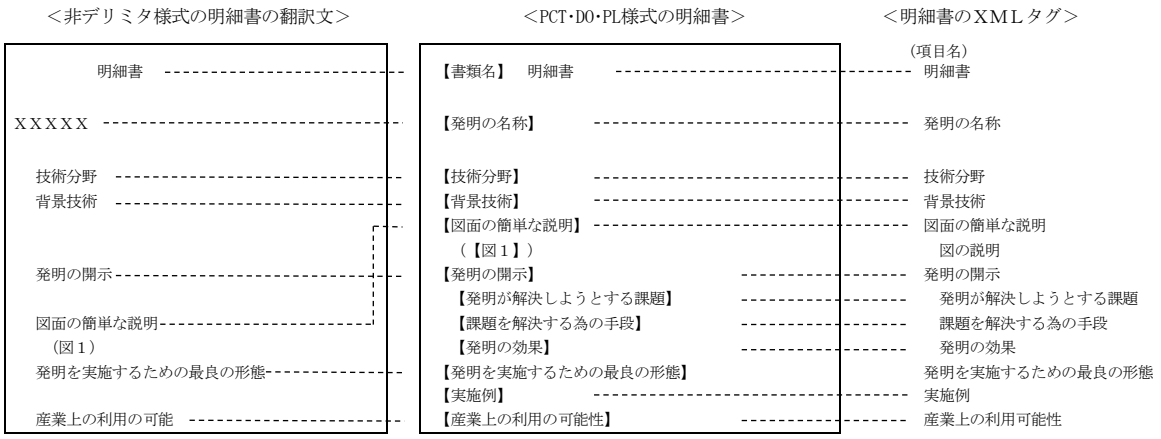

［図３］

２．２　［図４］に、PCT･DO･PL国際出願にて使用する翻訳前明細書，明細書翻訳文の対応表を示す。

翻訳前明細書	明細書翻訳文
項目名	項目名
―――――	書類名
Description	明細書
―――――	発明の名称
Technical Field	技術分野
Background Art	背景技術
Brief Description of Drawings	図面の簡単な説明
Disclosure of Invention	発明の開示
―――――	発明が解決するための手段
―――――	課題を解決する為の手段
―――――	発明の効果
Best Mode For Carrying Out the Invention	発明を実施するための最良の形態
―――――	実施例
Industrial Applicability	産業上の利用の可能性

［図４］

３．　「図面」

３．１　［図５］に非デリミタ様式の図面の翻訳文とＰＣＴ・ＤＯ・ＰＬ様式の図面の翻訳文と図面のＸＭＬタグとの対応を示す。

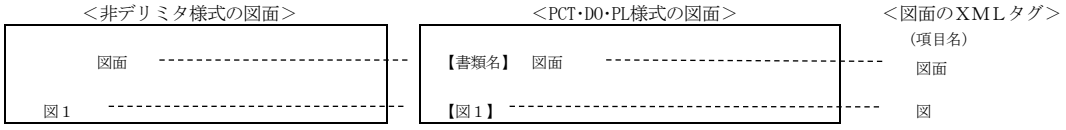

［図５］

３．２　［図６］に、ＰＣＴ・ＤＯ・ＰＬ国際特許出願にて使用する翻訳前図面，図面翻訳文の対応表を示す。

翻訳前図面	図面翻訳文
項目名	項目名
―――――	書類名
Drawings	図面
―――――	図

［図６］

４．　「要約書」

４．１　［図７］に非デリミタ様式の要約書の翻訳文とＰＣＴ・ＤＯ・ＰＬ様式の要約書の翻訳文と要約のＸＭＬタグとの対応を示す。

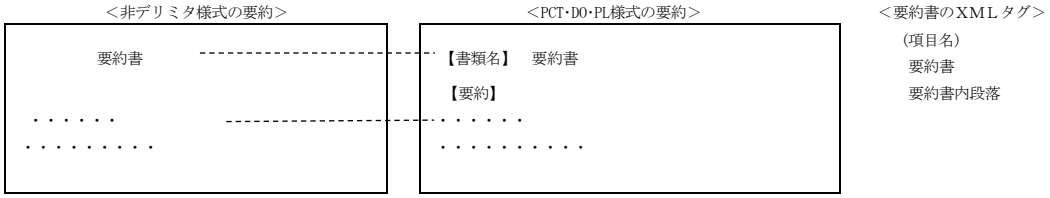

［図７］

４．２ ［図８］に、ＰＣＴ・ＤＯ・ＰＬ国際特許出願にて使用する翻訳前要約書，要約書翻訳文の対応表を示す。

翻訳前要約書	要約書翻訳文
項目名	項目名
――――――	書類名
Abstract	要約書
――――――	要約

［図８］

９．４　例外処理

９．４．１　非デリミタ様式の電子化

１．　概　要

平成１２年１月１日以降、国際出願・指定官庁業務のＰＬ化（以降ＰＣＴ・ＤＯ・ＰＬと記載する）に伴い、平成１１年１２月３１日以前の申請書類の様式が改定された。改定前の申請書類の様式（以降非デリミタ様式）は、そのままではＰＣＴ・ＤＯ・ＰＬでは受け付けられないが、非デリミタ様式で申請された書類について電子化を行う為に電子出願申請様式のフォーマットに変換する。

２．　全般的な事項

２．１　項目名の変換

明らかに項目名と判断できるものについてその項目名の直前に初めの識別子’【’を付与し、直後に終わりの識別子’】’を付与する。

（例）

代理人 ⟶ 【代理人】

①項目名の前に数字により番号が付与されている場合は番号を取り除く。

（例）

６．代理人 ⟶ 【代理人】

(5)．出願人 ⟶ 【出願人】

②項目名が″(″，″)″によりくくられている場合、又は、項目名とその内容が″(″，″)″によりくくられている場合は″(″，″)″を取り除く。

（例）

（国籍） ⟶ 国籍 ⟶ 【国籍・地域】

項目名が（国籍）の場合は【国籍・地域】に読み換える。

③項目名は、正式名称，職権訂正の範囲で記載されている場合のみ有効とする。

④項目名にふりがながある場合はふりがなを取り除く。

項目名に続けて″(″，″)″によりその項目名をよみかえてあるものについては″(″～″)″迄を取り除く。

（例）

住所（居所） ⟶ 【住所又は居所】

氏名（名称） ⟶ 【氏名又は名称】

２．２　項目名の付与

①非デリミタ様式で内容の記載しかないものについてはその内容に対応する電子出願書式の項目名を付与する。

（例）

国内書面 ⟶ 【書類名】　国内書面

２．３　項目の設定順は、「５章５．３．３変換仕様見出し」の通りとする。

２．４　出願人コード，代理人コード（識別番号）が記載された場合は無視し、設定しない。但し、９桁の記載の場合は、設定を行う。

３．　書類毎の変換仕様

３．１　国内書面・特実共通部分の変換

非デリミタ様式で共通の書類名、申請日、あて先、特許印紙については以下の通りに項目名を付与し、電子出願式に変換する。

①書類名：記載されている書類名の直前に項目名【書類名】を付与する。
②申請日：記載されている申請日の直前に項目名【提出日】を付与する。
③あて先：記載されているあて先の直前に項目名【あて先】を付与する。
④特許印紙：特許印紙が貼られている場合、以下の書式に変換する。

【手数料の表示】
【納付金額】ＸＸＸＸ
（管理情報にも同様の記載内容を設定する。）

国内書面共通部分の変換例

・非ﾃﾞﾘﾐﾀ様式

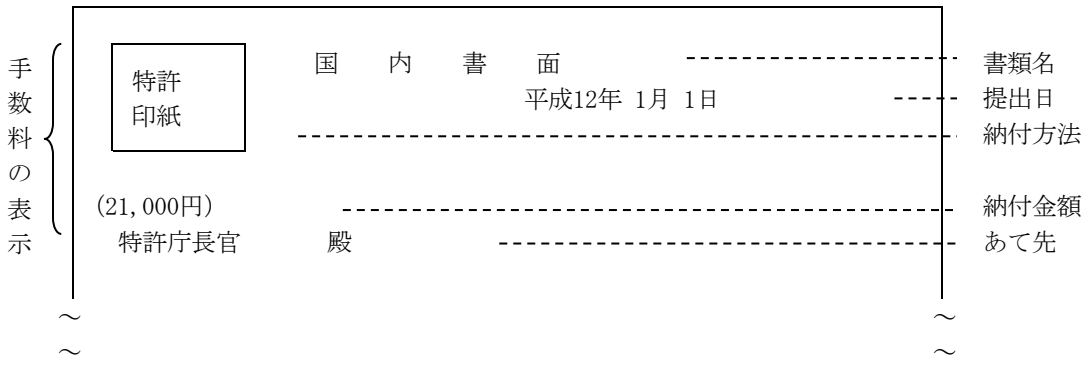

・電子出願式変換後

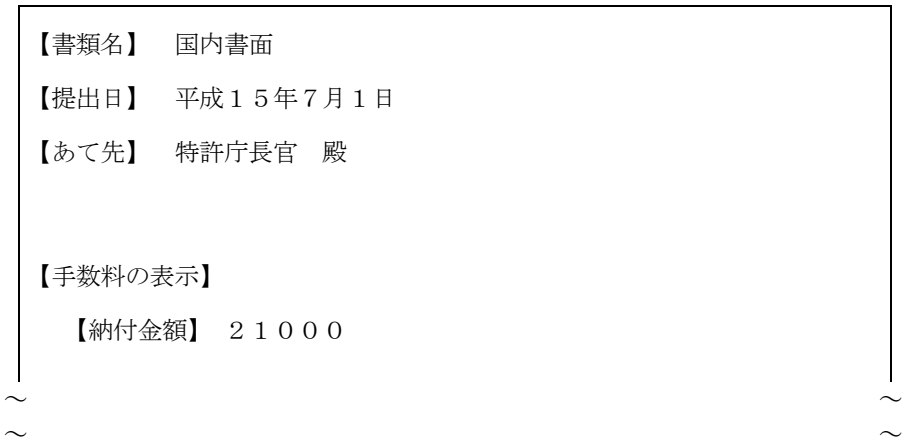

３．２　申請書類毎の変換

下記の順で、国際出願固有書類について非デリミタ仕様のフォーマットから電子出願書式への項目の変換例を示す。尚、特許・実用により項目名が変わる書類については全て特許の場合を使用している。実用の場合については、それぞれ書誌項目の電子化仕様を参照のこと。

変換例に記載されていない項目については、前述［２．全般的な事項］に準じて非デリミタ仕様のフォーマットから電子出願書式のフォーマットへ変換する。

(1) 国内書面
　①国内書面
　②請求の範囲
　③明細書
　④図面
　⑤要約書
(2) 図面の提出書
(3) 国際出願翻訳文提出書
(4) 国内処理請求書
(5) 特許協力条約第１９条補正の翻訳文提出書
(6) 特許協力条約第１９条補正の写し提出書
(7) 特許協力条約第３４条補正の翻訳文提出書
(8) 特許協力条約第３４条補正の写し提出書
(9) 新規性喪失の例外適用申請書

(1)国内書面

①国内書面

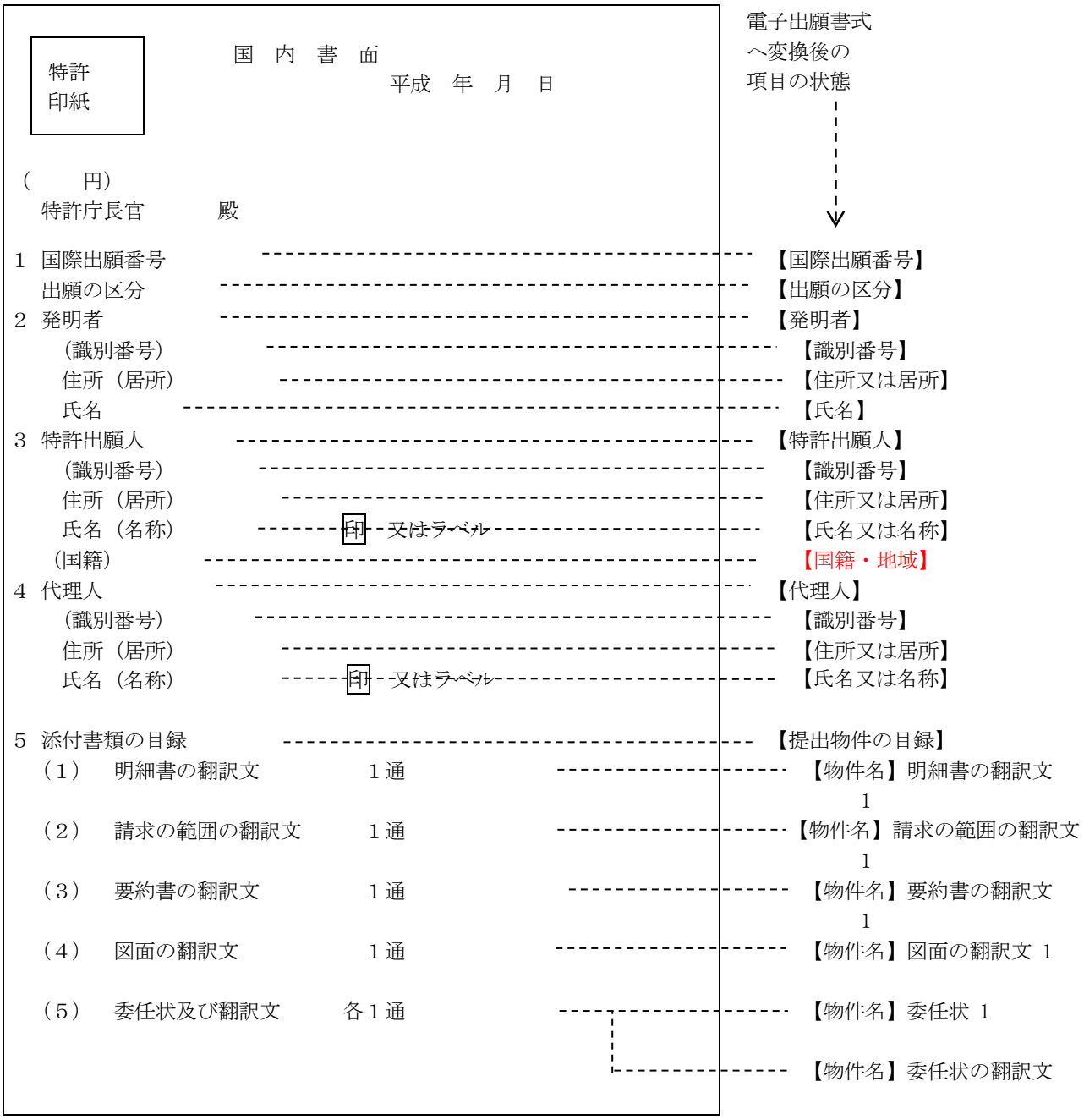
特許
印紙
国　内　書　面
平成　年　月　日
（　　円）
特許庁長官　　殿
1 国際出願番号
出願の区分
2 発明者
（識別番号）
住所（居所）
氏名
3 特許出願人
（識別番号）
住所（居所）
氏名（名称）
印又はラベル
（国籍）
4 代理人
（識別番号）
住所（居所）
氏名（名称）
印又はラベル
5 添付書類の目録
（1） 明細書の翻訳文 1通
（2） 請求の範囲の翻訳文 1通
（3） 要約書の翻訳文 1通
（4） 図面の翻訳文 1通
（5） 委任状及び翻訳文 各1通
電子出願書式
へ変換後の
項目の状態
【国際出願番号】
【出願の区分】
【発明者】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名】
【特許出願人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【国籍・地域】
【代理人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【提出物件の目録】
【物件名】明細書の翻訳文 1
【物件名】請求の範囲の翻訳文 1
【物件名】要約書の翻訳文 1
【物件名】図面の翻訳文 1
【物件名】委任状 1
【物件名】委任状の翻訳文

②請求の範囲

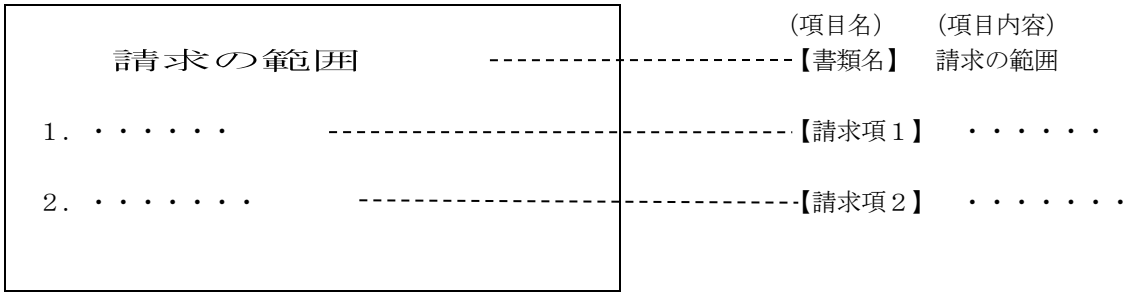

備考：【書類名】の欄を、請求の範囲に記載している書類名の直前に記載する。【請求項ｎ】の欄を、請求の範囲に記載している連続番号に対応させ、請求の範囲の直前に記載する。

③明細書

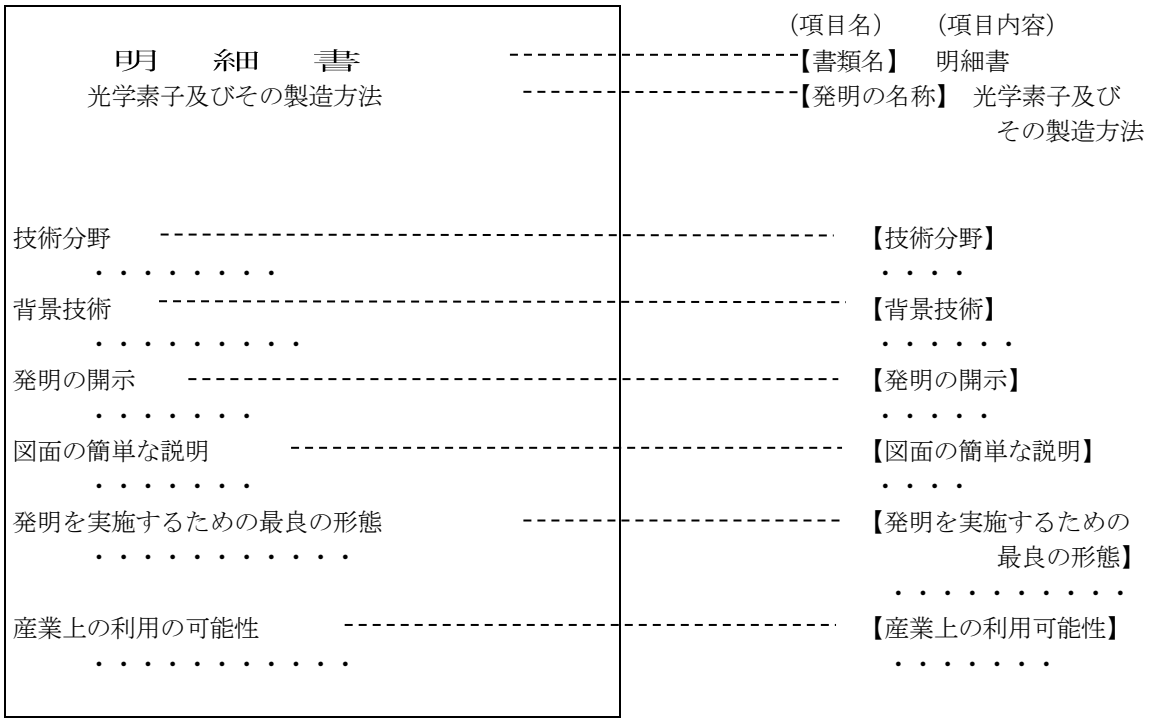

備考：【書類名】の欄を、明細書に記載している書類名の直前に記載する。

④図面

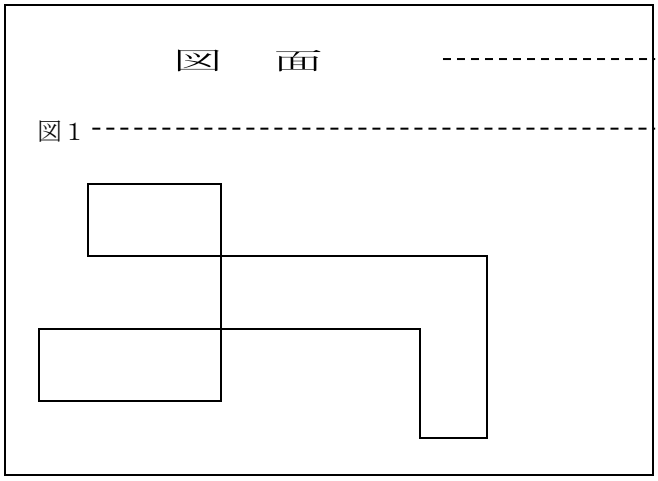

（項目名）（項目内容）
【書類名】　図面
【図１】

備考：【書類名】の欄を、図面に記載している書類名の直前に記載する

⑤要約書

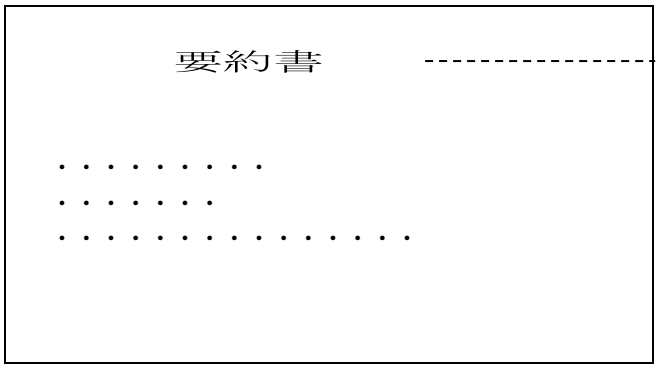

（項目名）　（項目内容）
【書類名】　要約書

【要約】　・・・・・・・・
・・・・

備考：【書類名】の欄を、要約書に記載している書類名の直前に記載する。
【要約】の欄を、要約書に記載している明細書の要約の直前に記載する。

(2)図面の提出書

図面の提出書

平成　年　月　日

特許庁長官　　殿

1　実用新案登録願出願の表示 ---------- 【実用新案登録願の表示】

2　実用新案登録出願人 ---------- 【出願人】
（識別番号） ---------- 【識別番号】
住所（居所） ---------- 【住所又は居所】
氏名（名称） --------印-- 又はラベル ---------- 【氏名又は名称】

3　代理人 ---------- 【代理人】
（識別番号） ---------- 【識別番号】
住所（居所） ---------- 【住所又は居所】
氏名（名称） --------印-- 又はラベル ---------- 【氏名又は名称】

4　提出命令の日付

5　添付図面の目録 ---------- 【提出物件の目録】
（1）図面　　1通 ---------- 【物件名】図面　1

⑶国際出願翻訳文提出書

国際出願翻訳文提出書

平成　年　月　日

特許庁長官　　殿

1　特許出願の表示 ---------- 【出願の表示】

2　特許出願人 ---------- 【特許出願人】
（識別番号） ---------- 【識別番号】
住所（居所） ---------- 【住所又は居所】
氏名（名称） --------印又はラベル---------- 【氏名又は名称】

3　代理人 ---------- 【代理人】
（識別番号） ---------- 【識別番号】
住所（居所） ---------- 【住所又は居所】
氏名（名称） ---印又はラベル---------- 【氏名又は名称】

4　補正書の提出年月日

5　添付書類の目録 ---------- 【提出物件の目録】
（1）補正後の請求の範囲の翻訳文　　1通 ---------- 【物件名】補正後の請求の範囲の翻訳文 1

⑷国内処理請求書

国　内　処　理　請　求　書

平成　年　月　日

特許庁長官　　殿

1　実用新案登録出願の表示 ---------- 【出願の表示】

2　実用新案登録出願人 ---------- 【請求人】
（識別番号） ---------- 【識別番号】
住所（居所） ---------- 【住所又は居所】
氏名（名称） ---------- 印 又はラベル ---------- 【氏名又は名称】

3　代理人 ---------- 【代理人】
（識別番号） ---------- 【識別番号】
住所（居所） ---------- 【住所又は居所】
氏名（名称） ---------- 印 又はラベル ---------- 【氏名又は名称】

4　添付書類の目録 ---------- 【提出物件の目録】

⑸特許協力条約第１９条補正の翻訳文提出書

特許協力条約第１９条補正の翻訳文提出書

平成　年　月　日

特許庁長官　　殿

1　特許出願の表示 ---------- 【事件の表示】

2　特許出願人 ---------- 【特許出願人】
（識別番号） ---------- 【識別番号】
住所（居所） ---------- 【住所又は居所】
氏名（名称） ---------- 印 又はラベル ---------- 【氏名又は名称】
（代表者） ---------- 【代表者】

3　代理人 ---------- 【代理人】
（識別番号） ---------- 【識別番号】
住所（居所） ---------- 【住所又は居所】
氏名（名称） ---------- 印 又はラベル ---------- 【氏名又は名称】

4　補正書の提出年月日 ---------- 【補正書の提出年月日】

5　添付書類の目録 ---------- 【提出物件の目録】
（1）補正後の請求の範囲の翻訳文　１通 ---------- 【物件名】補正後の請求の範囲の翻訳文 1

⑹特許協力条約第１９条補正の写し提出書

特許協力条約第１９条補正の写し提出書

平成　年　月　日

特許庁長官　　殿

1　特許出願の表示 ---------- 【事件の表示】

2　特許出願人 ---------- 【特許出願人】
（識別番号） ---------- 【識別番号】
住所（居所） ---------- 【住所又は居所】
氏名（名称） ---------- 印 又はラベル ---------- 【氏名又は名称】
（代表者） ---------- 【代表者】

3　代理人 ---------- 【代理人】
（識別番号） ---------- 【識別番号】
住所（居所） ---------- 【住所又は居所】
氏名（名称） ---------- 印 又はラベル ---------- 【氏名又は名称】

4　補正書の提出年月日 ---------- 【補正書の提出年月日】

5　添付書類の目録 ---------- 【提出物件の目録】
（１）補正書の写し（翻訳文）　１通 ---------- 【物件名】補正書の写し（翻訳文）　1

(7)特許協力条約第３４条補正の翻訳文提出書

特許協力条約第３４条補正の翻訳文提出書

平成　年　月　日

特許庁長官　　殿

1　特許出願の表示 ---------- 【事件の表示】

2　特許出願人 ---------- 【特許出願人】
（識別番号） ---------- 【識別番号】
住所（居所） ---------- 【住所又は居所】
氏名（名称） ---------- 印 又はラベル ---------- 【氏名又は名称】
（代表者） ---------- 【代表者】

3　代理人 ---------- 【代理人】
（識別番号） ---------- 【識別番号】
住所（居所） ---------- 【住所又は居所】
氏名（名称） ---------- 印 又はラベル ---------- 【氏名又は名称】

4　補正書の提出年月日 ---------- 【補正書の提出年月日】

5　添付書類の目録 ---------- 【提出物件の目録】
（１）補正書の写し（翻訳文）　１通 ---------- 【物件名】補正書の写し（翻訳文）１

⑻特許協力条約第３４条補正の写し提出書

特許協力条約第３４条補正の写し提出書

平成　年　月　日

特許庁長官　　殿

1　特許出願の表示 ---------- 【事件の表示】

2　特許出願人 ---------- 【特許出願人】
（識別番号） ---------- 【識別番号】
住所（居所） ---------- 【住所又は居所】
氏名（名称） ---------- 印 又はラベル ---------- 【氏名又は名称】
（代表者） ---------- 【代表者】

3　代理人 ---------- 【代理人】
（識別番号） ---------- 【識別番号】
住所（居所） ---------- 【住所又は居所】
氏名（名称） ---------- 印 又はラベル ---------- 【氏名又は名称】

4　補正書の提出年月日 ---------- 【補正書の提出年月日】

5　添付書類の目録 ---------- 【提出物件の目録】
（１）補正書の写し　　１通 ---------- 【物件名】補正書の写し 1

⑼新規性喪失の例外適用申請書

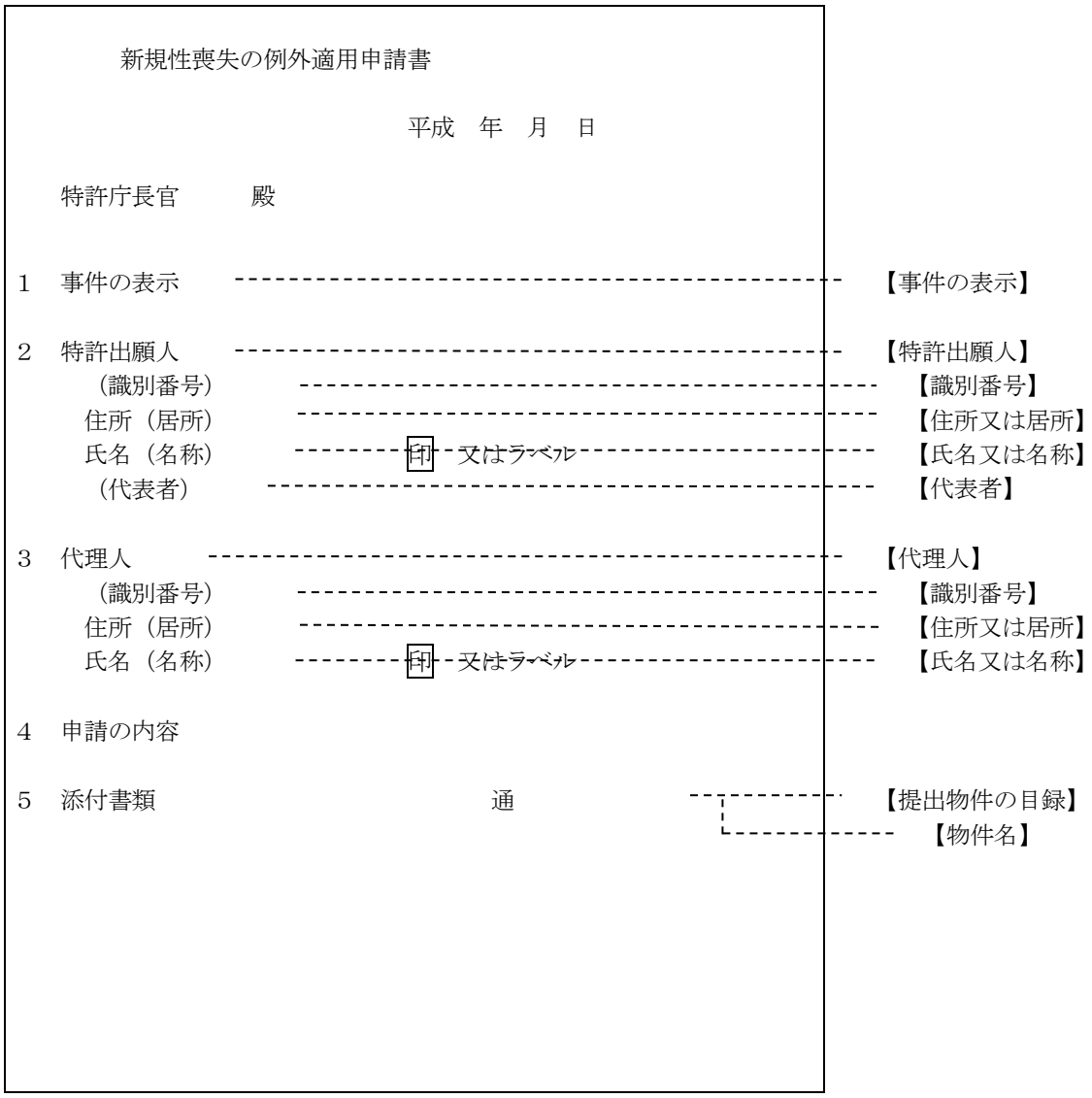

４．　非デリミタ様式の補正の電子化

基本の基準は新様式（デリミタ様式）と同様である。
以下に例を示す。

４．１　記載例

１）　“明細書”の全文補正

①国際出願時の明細書



②提出された　19条補正の翻訳文

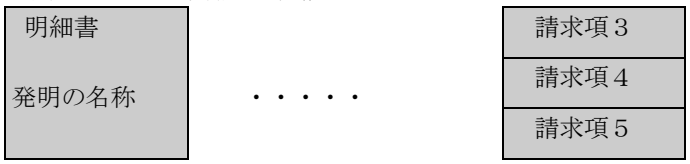

③電子化の様式

【書類名】特許協力条約第１９条補正の翻訳文提出書
　：
【手続補正１】
　【補正対象書類名】明細書
　【補正対象項目名】全文
　【補正方法】変更
　【補正の内容】
　　【書類名】明細書
　　【発明の名称】・・・・・・
　　　：
　　【請求項３】・・・・
　　【請求項４】・・・・
　　【請求項５】・・・・
【提出物件の目録】
　【物件名】19条補正の書簡の説明の翻訳文　１通

④下記のケースに全て当てはまる場合のみ電子化する。
(a)提出された補正書の内容が、明細書の全文であることが明らかな場合
(b)補正の対象が明細書の全文であることが明らかな場合

２）　“請求の範囲”の部分補正

Ａ：補正による請求項の減少

①国際出願時の明細書

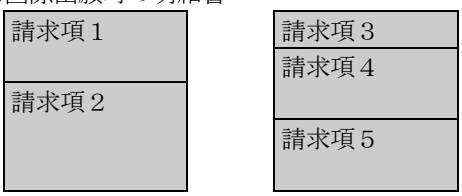

②提出された　19条補正の翻訳文



③電子化の様式

【書類名】特許協力条約第１９条補正の翻訳文提出書
　：
【補正により減少する請求項の数】　１
　：
【手続補正１】
　【補正対象書類名】明細書
　【補正対象項目名】特許請求の範囲
　【補正方法】変更
　【補正の内容】
　　【特許請求の範囲】・・・・・・
　　　【請求項１】・・・・
　　　【請求項２】・・・・
　　　【請求項３】・・・・
　　　【請求項４】削除
　　　【請求項５】・・・・
　：
【その他】　請求項４　削除

④下記のケースに全て当てはまる場合のみ電子化する。
(a)提出された補正書の内容が、請求項ｎの削除であることが明らかな場合
(b)補正の対象が請求項ｎであることが明らかな場合

Ｂ：補正による請求項の増加

①国際出願時の明細書

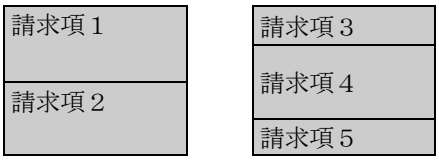

②提出された　19条補正の翻訳文



③電子化の様式

【書類名】特許協力条約第１９条補正の翻訳文提出書
　：
【補正により増加する請求項の数】　１
　：
【手続補正１】
　【補正対象書類名】明細書
　【補正対象項目名】特許請求の範囲
　【補正方法】変更
　【補正の内容】
　　【特許請求の範囲】・・・・・・
　　　【請求項１】・・・・
　　　【請求項２】・・・・
　　　【請求項３】・・・・
　　　【請求項４】・・・・
　　　【請求項５】・・・・
　　　【請求項６】・・・・
　　：
【その他】　請求項６　追加

④下記のケースに全て当てはまる場合のみ電子化する。
(a)提出された補正書の内容が、請求項ｎの追加であることが明らかな場合
(b)補正の対象が請求項ｎであることが明らかな場合

3）　“請求項ｎ”の全文補正

①国際出願時の明細書



②提出された　19条補正の翻訳文　　34条補正の翻訳文

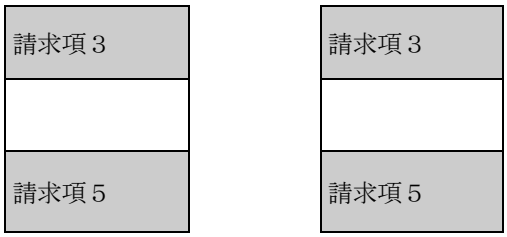

※請求項５を
変更している。

③電子化の様式

【書類名】特許協力条約第３４条補正の翻訳文提出書
　：
【手続補正１】
　【補正対象書類名】明細書
　【補正対象項目名】請求項５
　【補正方法】変更
　【補正の内容】
　　【請求項５】・・・・
　：
【その他】　請求項５　変更

④下記のケースに全て当てはまる場合のみ電子化する。

(a)提出された補正書の内容が、請求項ｎの変更であることが明らかな場合
(b)補正の対象が請求項ｎであることが明らかな場合

４）　“詳細な説明”の部分補正

①国際出願時の詳細な説明

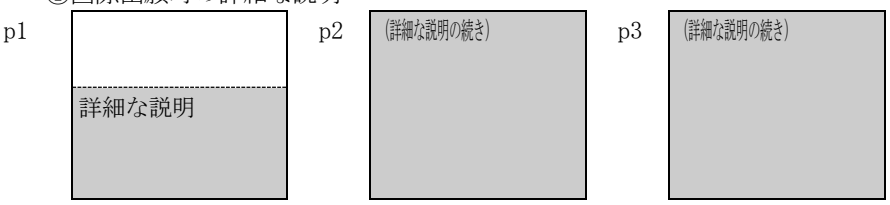

電子化後の詳細な説明

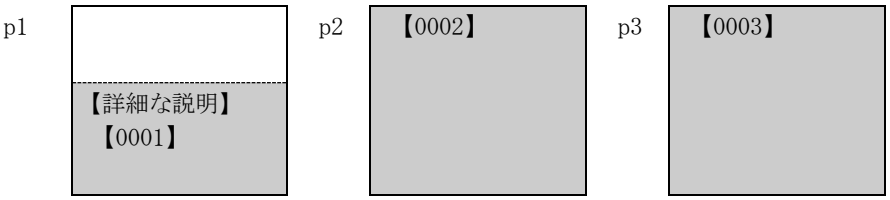

②提出された　34条補正の翻訳文

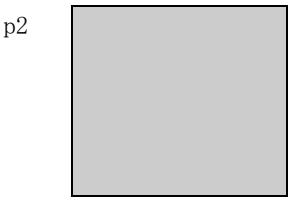

③電子化の様式

Ａ：補正の対象が【詳細な説明】の【０００２】であることが明らかである場合

【手続補正１】
　【補正対象書類名】明細書
　【補正対象項目名】０００２
　【補正方法】変更
　【補正の内容】
　　【０００２】・・・・・・・・・・
　　・・・・・・・・・・・・・・
　　・・・・・・・・・・・・・・　} 上記②で提出された翻訳文の内容を設定する。
　　：
【その他】　発明の詳細な説明の第２ページ　変更

Ｂ：補正の対象が【詳細な説明】の【０００２】であることが明らかでない場合

【手続補正１】
　【補正対象書類名】明細書
　【補正対象項目名】発明の詳細な説明
　【補正方法】変更
　【補正の内容】
　　【発明の詳細な説明】
　　・・・・・・・・・・・・・・
　　・・・・・・・・・・・・・・　} 上記②で提出された翻訳文の内容を設定する。
　　：
【その他】　データエントリの際には、発明の詳細な説明全体を記載できなかった。

９．５　ＸＭＬ編集方法

９．５．１　要　旨

国際出願固有の書類について、ＸＭＬ編集方法を以下に示す。
尚、国際出願固有の書類については現行ＰＬと同様とする。

９．５．２　願書系：願書

～ 国内書面　　（特許・実用）

１．　説明

１．１　国内書面に添付される書類

① 請求の範囲（翻訳文）（明細書中の「請求の範囲」を、【書類名】請求の範囲として分離する）
② 明細書（翻訳文）*1（「請求の範囲」は、【書類名】請求の範囲として分離する）
③ 図面（翻訳文）
④ 要約書（翻訳文）
⑤ 提出物件

１．２　国内書面の電子化

管理情報ＸＭＬ、書誌ＸＭＬを作成する。

１．３　国内書面に添付される請求の範囲、明細書、図面、要約書の電子化

ＰＬの通常出願の請求の範囲、明細書、図面、要約書と同様に電子化し、請・明・図・要ＸＭＬを作成。
管理情報の『提出された物件の記事』には、設定しない。

１．４　国内書面に添付される提出物件の電子化

以下に電子化方法を示す。
・添付書類ＸＭＬファイル作成
・全面イメージで電子化し、イメージファイルを作成。
・管理情報ＸＭＬの「提出された物件」の該当する項目に設定する。

１．５　ファイル一覧ＸＭＬの作成

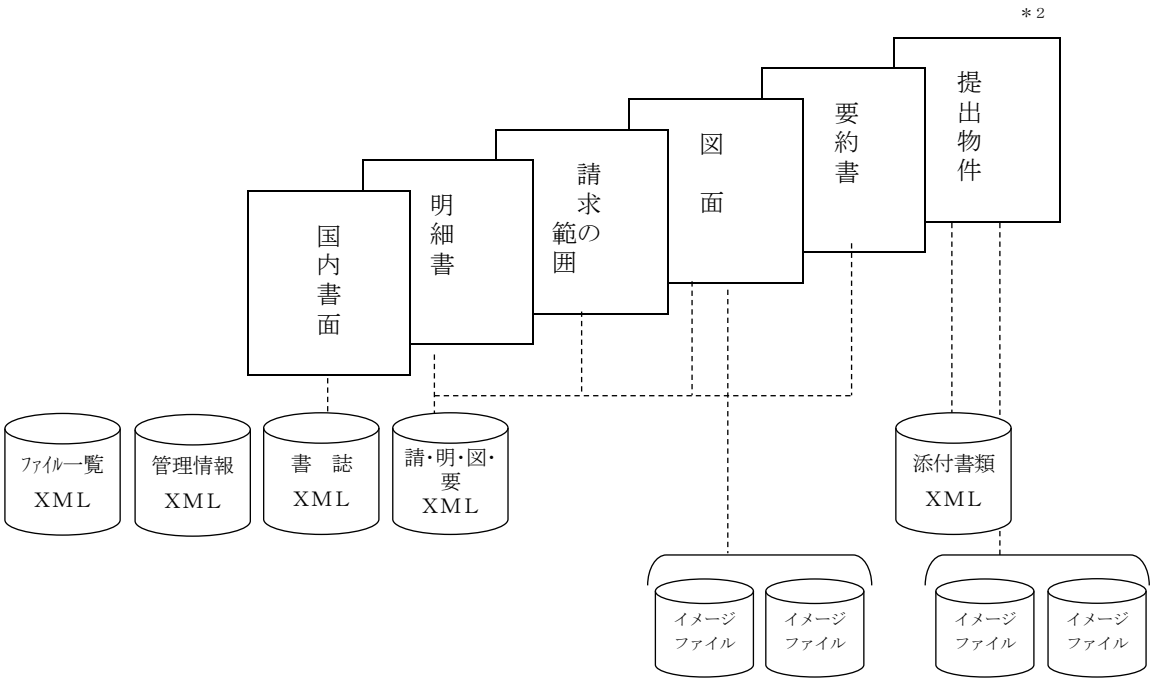

＊１　通常、国内出願の願書では、②の明細書の添付は必須条件となるが、国内書面では②の明細書は、必ずしも添付されるとは限らない。国内書面の単独提出もあり得る。
＊２　提出物件は、複数種類提出された場合、物件単位に電子化する。

～ 図面の提出書

１．　説明

１．１　図面の提出書に添付される書類

① 図面

② 提出物件

１．２　「図面の提出書」の電子化

管理情報ＸＭＬ、書誌ＸＭＬを作成する。

１．３　「図面の提出書」に添付される「図面」の電子化

・ＰＬの通常出願の図面と同様に電子化し、図ＸＭＬ及びイメージファイルを作成する。

・管理情報の『提出された物件の記事』には、設定しない。

１．４　「図面の提出書」に添付される「提出物件」は、以下の通り電子化する。

・添付書類ＸＭＬファイルを作成

・全面イメージで電子化し、イメージファイルを作成する。

・管理情報の「提出された物件」の該当する項目に設定する。

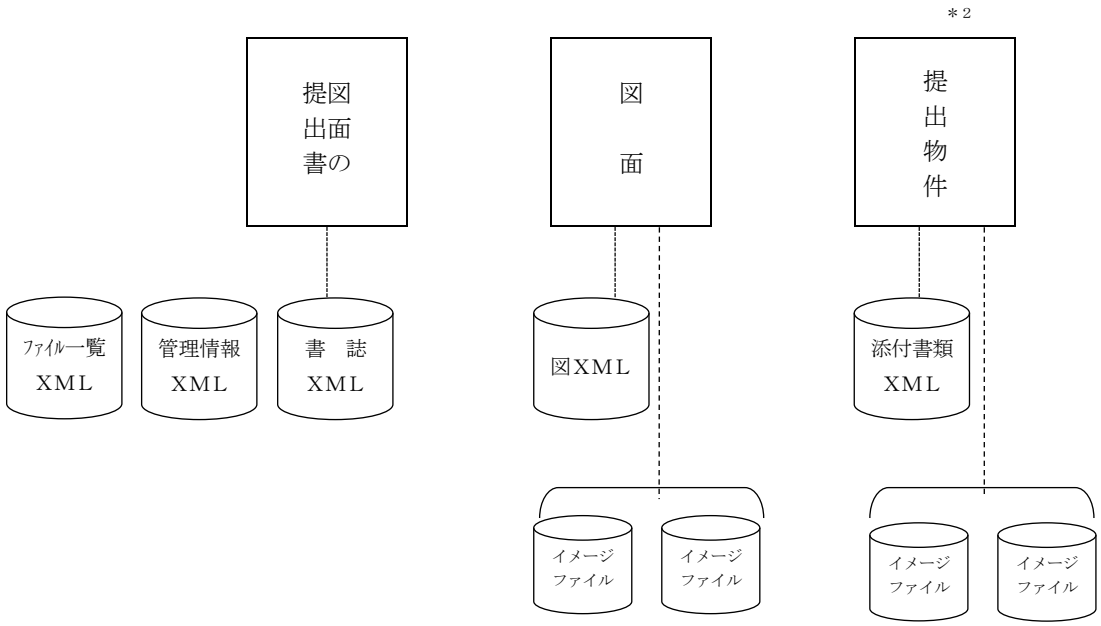

＊１　請求の範囲、明細書、要約書は設定されない

＊２　提出物件は、複数種類提出された場合、物件単位に電子化する。

～ 国際出願翻訳文提出書
国際出願翻訳文提出書(職権)

１．　説明

１．１　標記の書面(以下、PCT･DO翻訳文提出書と記載する)の構造は、現行PLのPCT･DO翻訳文提出書と同様とする。

１．２　PCT･DO翻訳文提出書に添付される書類

① 請求の範囲（翻訳文）（明細書中の「請求の範囲」を、【書類名】請求の範囲として分離する）

② 明細書(翻訳文) *1(「請求の範囲」は、【書類名】請求の範囲として分離する)

③ 図面(翻訳文)

④ 要約書(翻訳文)

⑤ 提出物件

１．３　PCT･DO翻訳文提出書は以下の様に電子化する。
管理情報ＸＭＬ、書誌ＸＭＬを作成する。

１．４　PCT･DO翻訳文提出書に添付される請求の範囲、明細書、図面、要約書の電子化
ＰＬの通常出願の請求の範囲、明細書、図面、要約書と同様に電子化し、請・明・図・要ＸＭＬを作成。
管理情報の『提出された物件の記事』には、設定しない。

１．５　PCT･DO翻訳文提出書に添付される提出物件の電子化
以下に電子化方法を示す。
・添付書類ＸＭＬファイル作成
・全面イメージで電子化する。
・管理情報の「提出された物件」の該当する項目に設定する。

１．６　ファイル一覧ＸＭＬの作成

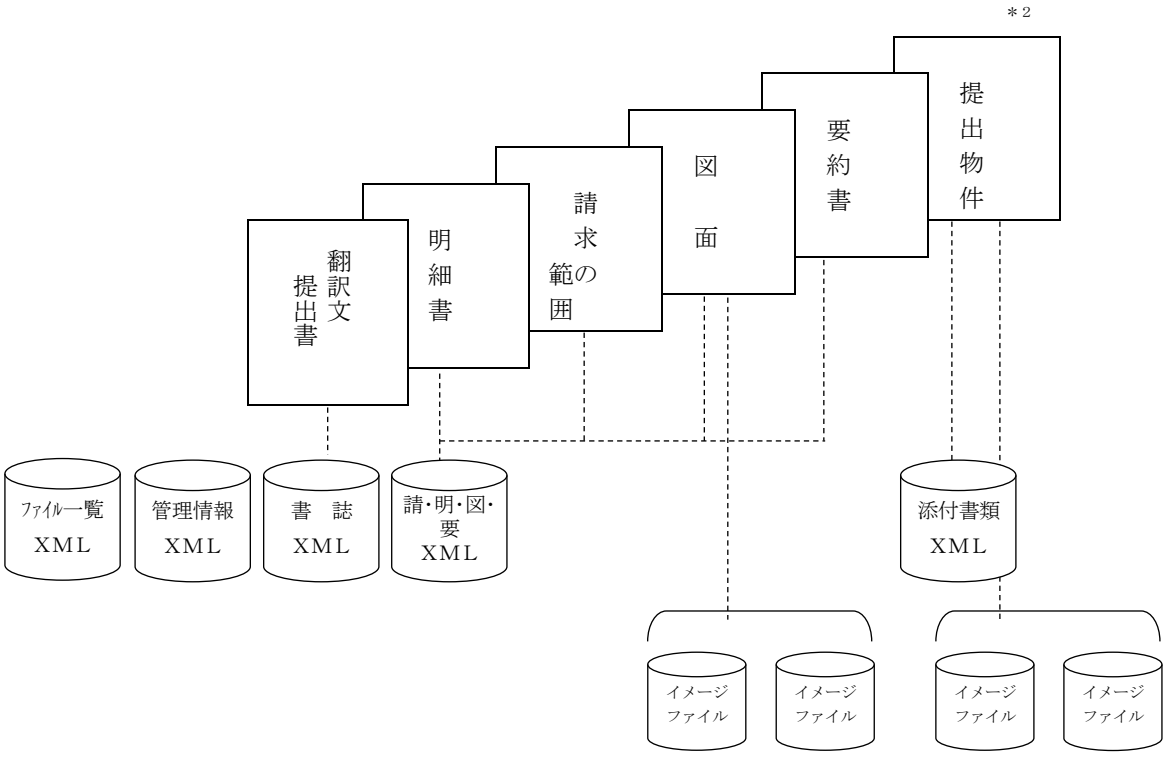

＊１　通常、国内外国語出願の翻訳文提出書では、①の明細書の添付は必須条件となるが、ＰＣＴ・ＤＯ翻訳文提出書では、必ずしも添付されるとは限らない。ＰＣＴ・ＤＯ翻訳文提出書の単独提出はあり得ない。

＊２　提出物件は、複数種類提出された場合、物件単位に電子化する。

９．５．３　願書系：中間書類

～ 国内処理請求書

１．　説明

１．１　国内処理請求書に添付される書類

① 提出物件

１．２　国内処理請求書の電子化

管理情報ＸＭＬ、書誌ＸＭＬを作成する。

１．３　国内処理請求書に添付される「提出物件」の電子化

以下に電子化方法を示す。

・添付書類ＸＭＬファイル作成

・全面イメージで電子化し、イメージファイルを作成する。

・管理情報の「提出された物件」の該当する項目に設定する。

１．４　ファイル一覧ＸＭＬの作成

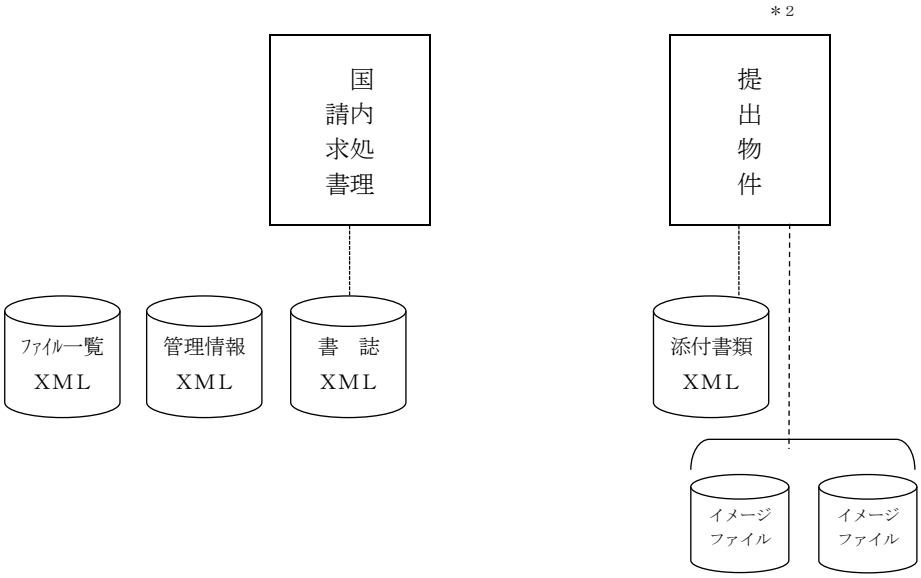

＊１　請求の範囲、明細書、図面、要約書は設定されない。

＊２　提出物件は、複数種類提出された場合、物件単位に電子化する。

～ 特許協力条約第１９条補正の翻訳文提出書
特許協力条約第１９条補正の翻訳文提出書(職権)
特許協力条約第３４条補正の翻訳文提出書
特許協力条約第３４条補正の翻訳文提出書（職権）

１．　説明

１．１　標記の書面(以下、“補正書の翻訳文提出書”と略す)に添付される書類

① 19条補正の書簡に記載した説明の翻訳文又は、34条補正の手続補正書の補正の内容に記載した補正事項の説明の翻訳文(以下、“書簡の説明”と記載)

② 提出物件

１．２　補正書の翻訳文提出書の電子化方法

管理情報ＸＭＬ、書誌ＸＭＬを作成する。

１．３　「補正書の翻訳文提出書」は以下のように電子化する。

補正書の翻訳文提出書」に記載される【補正の内容】は、手続補正書の【補正の内容】と同様の方法で電子化を行う。

※補正の記事の終了となる表記の書面に記載可能な項目は、
【その他】、【提出物件の目録】を指す。
（【補正の内容】の終了条件5.3.6の4)(1)②参照。）

１．４　「補正書の翻訳文提出書」に添付される“書簡の説明”、“提出物件”は、以下の通り電子化する。

・添付書類ＸＭＬファイル作成
・全面イメージで電子化し、イメージファイルを作成する。
・管理情報の「提出された物件」の該当する項目に

１．５　ファイル一覧ＸＭＬの作成

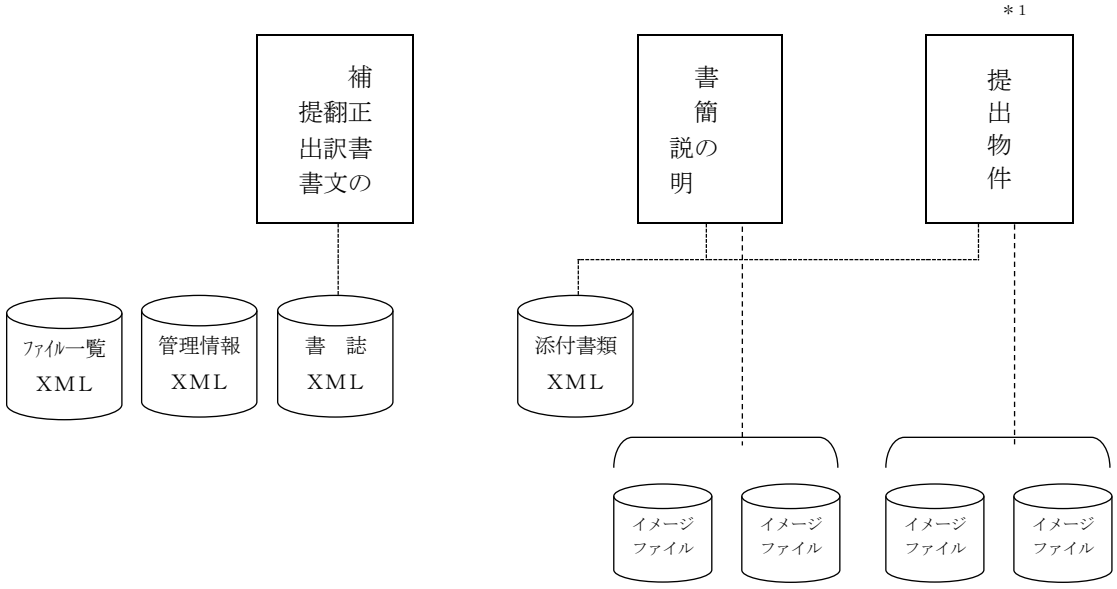

＊１　書簡の説明、提出物件は、物件単位に電子化する。

～ 特許協力条約第１９条補正の写し提出書
特許協力条約第１９条補正の写し提出書（職権）
特許協力条約第３４条補正の写し提出書
特許協力条約第３４条補正の写し提出書（職権）

１．　説明

１．１　標記の書面(以下、“補正書の写し提出書”と略す)に添付される書類

① 19条(又は34条)補正の写し

② 提出物件

１．２　「補正書の写し提出書」の電子化

管理情報ＸＭＬ、書誌ＸＭＬを作成する。

１．３　「補正書の写し提出書」に添付される”19条(又は34条)補正の写し”、“提出物件”の電子化

以下に電子化方法を示す。

・添付書類ＸＭＬファイル作成

・全面イメージで電子化し、イメージファイルを作成する。

・管理情報の「提出された物件」の該当する項目に設定する。

１．４　ファイル一覧ＸＭＬの作成

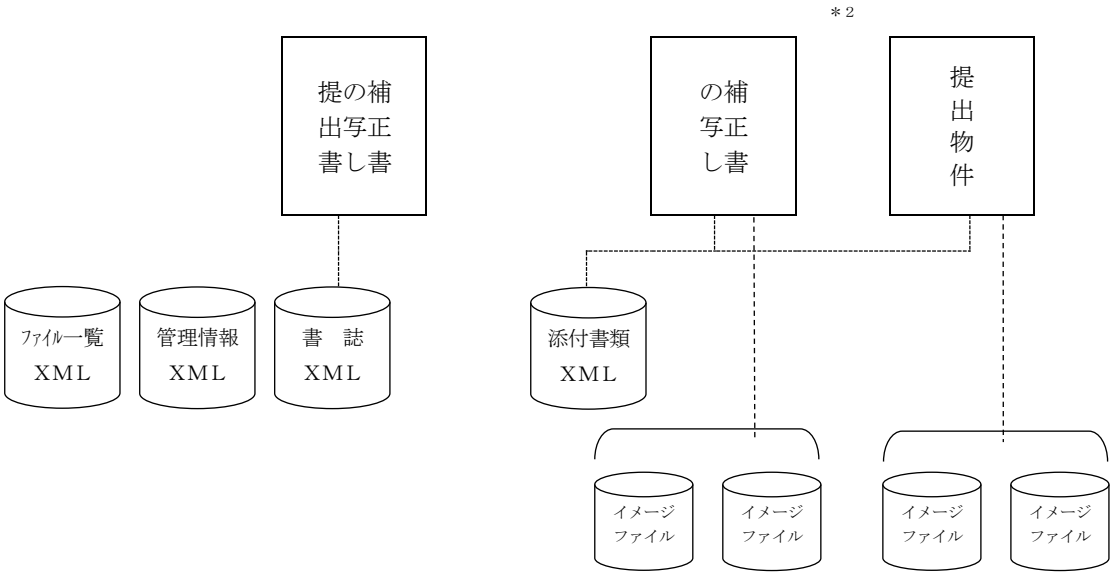

＊１　請求の範囲、明細書、図面、要約書は設定されない。

＊２　補正書の写し、提出物件は、物件単位に電子化する。

～ 新規性の喪失の例外適用申請書

１．　説明

１．１　標記の書面に添付される書類

① 提出物件

１．２　「新規性の喪失の例外適用申請書」の電子化

管理情報ＸＭＬ、書誌ＸＭＬを作成する。

１．３　「新規性の喪失の例外適用申請書」に添付される“提出物件”の電子化

以下に電子化方法を示す。

・添付書類ＸＭＬファイル作成

・全面イメージで電子化し、イメージファイルを作成する。

・管理情報の「提出された物件」の該当する項目に設定する。

１．４　ファイル一覧ＸＭＬの作成

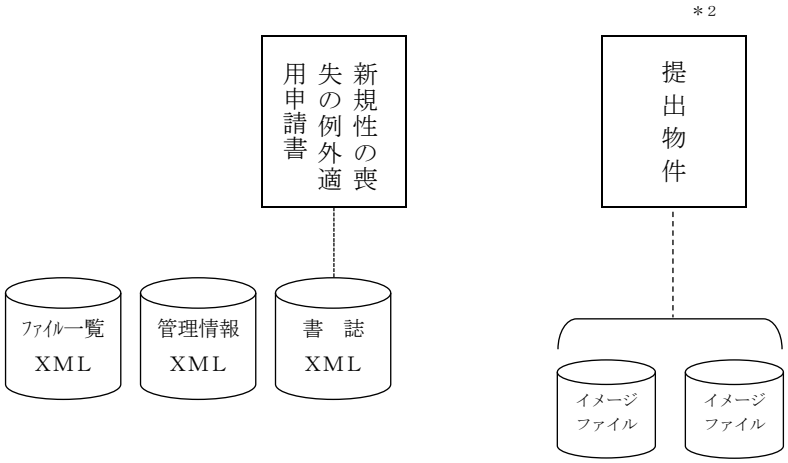

＊１　請求の範囲、明細書、図面、要約書は設定されない。

＊２　提出物件は、複数種類提出された場合、物件単位に電子化する。

第１０章　　緊急避難案件の電子化

１０．１　　前提条件

緊急避難案件とは、オンライン出願をしようとしたところ回線の障害・送信データ量の制限等によりオンライン出願ができなかったために、緊急避難用磁気ディスク（ＣＤ－Ｒ、ＦＤ）に記録した案件を指す。

緊急避難案件は次の前提により、電子化を行う。

（1）　緊急避難案件は、ＣＤ－Ｒ又はＦＤに記録されている。

ＣＤ－Ｒ、ＦＤの記録構造、記録されているデータ仕様については、緊急避難案件を記録した出願ソフトの仕様書を参照。

（2）　緊急避難案件は、新規の紙申請として発注されるので、紙申請として電子化を行う。

（3）　緊急避難案件は、電子化（ＤＥ）手数料の徴収は行わない。

１０．２　　発　注

（１）　発注の構成

・発注伝票

・緊急避難用磁気ディスク（ＣＤ－ＲまたはＦＤ）

注）“緊急避難用磁気ディスク”は、新規の申請の発注における“受付包袋”に相当する。
また、“緊急避難用磁気ディスク”に記録された書類のＸＭＬは、“受付包袋”の中の申請書類に相当する。

１０．３　　緊急避難案件の電子化

（１）緊急避難案件の電子化

緊急避難案件の電子化では、書類情報（ＺＩＰファイル）を次のように作成する。

①　管理情報ＸＭＬ、ファイル一覧ＸＭＬ

データエントリ機関で、管理情報ＸＭＬ、ファイル一覧ＸＭＬを作成し、書類情報（ＺＩＰファイル）に格納する。

（ｉ）ファイル一覧ＸＭＬ

書類情報（ＺＩＰファイル）内のＸＭＬ（ＳＴ．２６を含む）、ＴＩＦＦ、ＪＰＥＧ、ＳＴ．２５、ＰＤＦファイルの一覧を設定する。
ファイル一覧ＸＭＬ自体は設定対象外。

（ⅱ）管理情報ＸＭＬ

「管理情報仕様」に従い、作成する。なお、緊急避難案件の電子化の場合、管理情報を作成するときの入力である個別案件は、緊急避難用磁気ディスクに記録されている書誌ＸＭＬになる。

ただし、刊行物等提出書の緊急避難案件で書誌の識別番号、氏名又は名称、住所又は居所に“省略”の記載があった場合は、管理情報のデータエントリ付与情報配下の申請人確認情報の識別番号はタグを設定せず、氏名又は名称、住所又は居所は省略、ＩＤ確認方法は３（印影）、ＩＤ確認結果は３（未照合）を設定する。

②　書類に関するファイル

緊急避難用磁気ディスク（ＣＤ－ＲまたはＦＤ）に記録されている書類に関するファイルを、ファイル名だけ修正（下記、注参照）して書類情報（ＺＩＰファイル）に格納する。

ただし、刊行物等提出書の緊急避難案件で書誌の識別番号、氏名又は名称、住所又は居所に“省略”の記載があった場合は、書誌の識別番号のタグは削除し、書誌の氏名又は名称、住所又は居所は“省略”を設定する。

注）ファイル名の修正について

緊急避難案件は出願ソフトが作成するため、紙出願の場合と異なる仕様でファイル名が設定されている。よって、緊急避難案件を電子化する際に、書類に関するファイルのファイル名を紙出願に合わせたファイル名に修正する必要がある。（ファイル名の先頭１１桁を受付番号に修正する。）

なおイメージのファイル名を修正した場合は、それをリンクしているＸＭＬ内のファイル名についても修正する。

注）緊急避難案件にＳＴ．２５（配列表を作成する場合に使用し、ＷＩＰＯ標準のフォーマットで、拡張子は[*.app]と[*.txt]があるが、出願ソフトでは拡張子を[*.app]に統一して出力している）及びＰＤＦ（外国語請求の範囲・明細書・図面・要約書及び刊行物等提出書の添付書類を作成する場合に使用し、拡張子は[*.pdf]）が含まれている場合がある。
その場合も、ファイル名だけ修正して書類情報（ＺＩＰ）に格納する。

緊急避難案件を電子化するに当たり、不明な点がある場合は、出願~~支援~~課に問い合わせをすること。

例)

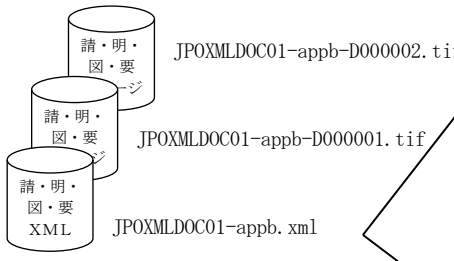


```
<application-body>
・・・
<drawings>
  <figure num="1">
   <img file="JPOXMLDOC01-appb-D000001.tif"
        he="120.0" wi="170.0" img-format="tif"/>
  </figure>
  <figure num="2">
   <img file="JPOXMLDOC01-appb-D000002.tif"
        he="110.0" wi="170.0" img-format="tif"/>
  </figure>
 </drawings>
</application-body>
```

緊急避難案件の電子化

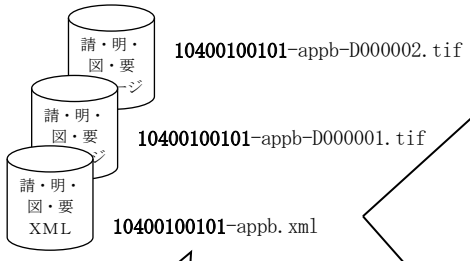


```
<application-body>
・・・
<drawings>
  <figure num="1">
   <img file="10400100101-appb-D000001.tif"
        he="120.0" wi="170.0" img-format="tif"/>
  </figure>
  <figure num="2">
   <img file="10400100101-appb-D000002.tif"
        he="110.0" wi="170.0" img-format="tif"/>
  </figure>
 </drawings>
</applicatio
```

ファイル名の先頭１１桁を受付番号に修正する。

イメージファイル名を修正した場合は、それをリンクしているＸＭＬ内のファイル名についても修正する。

（２）概略図

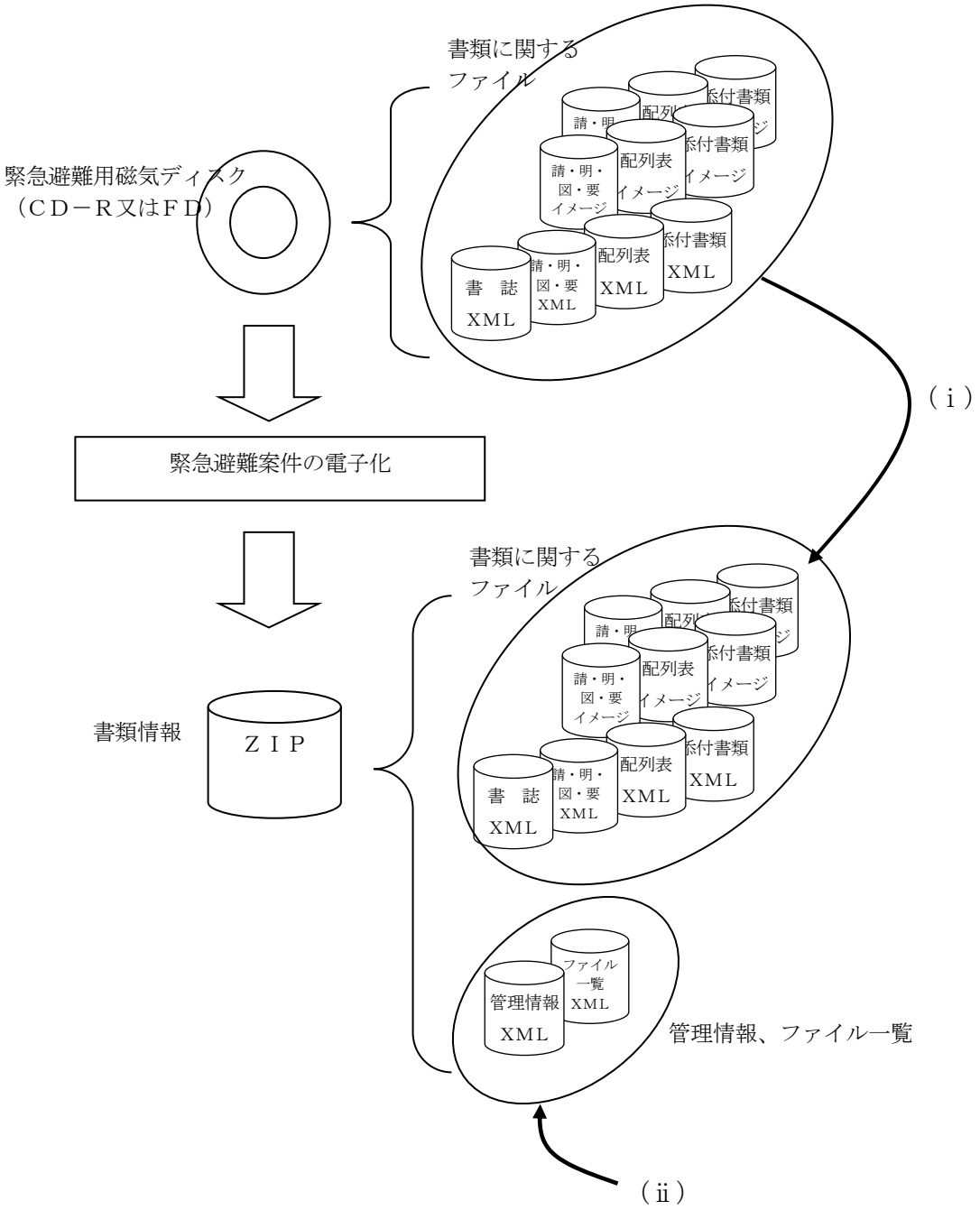

（ｉ）　書類に関するファイルをファイル名だけ修正して、書類情報（ＺＩＰファイル）に格納
（ⅱ）　管理情報ＸＭＬ、ファイル一覧ＸＭＬはデータエントリ機関で作成し、書類情報（ＺＩＰファイル）に格納

１０．４　　納　品

納品物、納品方法については、新規の紙申請をデータエントリしたときと同様。（第３章参照）

なお、“緊急避難用磁気ディスク”が、新規の申請の納品における“受付包袋”に相当し、緊急避難用磁気ディスクに記録された“書類のＸＭＬ”が受付包袋の中の“申請書類”に相当する。

付　　録

共通コード仕様

- A220 申請人コード
- A260 中間コード
- A300 提出物件コード
- B020 受付番号
- B370 納付書番号
- I140 書類分類

段落タグ<p>が使用される項目について

明細書段落内の改行等の扱いについて

発注番号構成表

DE料に関連するデータ授受について

申請人登録情報データに関連するデータ受領について

特殊申請の受付番号対応表

ワークシート	コード仕様表	ｼｽﾃﾑｺｰﾄﾞ	共通	作成者		作成日		コード仕様ID	Ａ２２０
				修正者		修正日			
				承認者		承認日			

ｺｰﾄﾞ名称	申請人コード	桁数	9	ﾁｪｯｸﾃﾞｨｼﾞｯﾄ	有・無	ｴﾝﾄﾘ数	－
用語名	sinseinin_code						
使用目的	申請人の識別						
付番方式	合成コード						

コード構成

・構成

・ﾊﾞｲﾄ数

・属性１

・属性２

・属性３

申請人ＩＤコード				
申請人区分	登録年	シーケンス番号	ﾁｪｯｸﾃﾞｨｼﾞｯﾄ	
1	2	5	1	
C	C	C	C	
ＺＣ				
C				

ﾁｪｯｸﾃﾞｨｼﾞｯﾄ計算式	ウェイト：データ部（区分、登録年、シーケンス番号）の最右桁より左へ１、３、７、９の繰り返し モジュラス：１０ 計算式：各桁と各対応ウェイトの積の総和をモジュラス（１０）で除し、余りをチェックディジットする
ﾁｪｯｸ方法	

コード付番方式　1／2

構成	コード	内容	条件	備考
申請人区分	0	書記登録出願人 （パトリスコードよりの移行分）	企業代理人を含む職業代理人・指定代理人は除く	既にパトリスコードが付与されている出願人に対しては、当該コードをなるべく変更しない 詳細は別紙参照
	1	代理人（弁理士） 代理人（~~特許業務法人~~弁理士法人）	移行分＋稼動後分	
	2	代理人（弁理士以外）	同上	
	3、4	申請人登録願提出者		
	5～7	職権登録者		
	8	ＴＬＯ		
	9	即日出願人として使用		
登録年	００	初期登録出願人 代理人（弁護士）		
	１０	代理人（初期登録企業代理人） 代理人（~~特許業務法人~~弁理士法人）	職権登録者含む	
	２０	代理人（指定代理人）		
	３０	代理人（弁護士）		

ｺｰﾄﾞ名称	申請人コード	Ａ２２０
コード付番方式		2／2

構　成	コード	内　容	条　件	備　考
登録年	西暦年下２桁	申請人登録願提出者	ＴＬＯ含む	
		職権登録者		
シーケンス番号	JAPIO 出願人ｺｰﾄﾞ	初期登録出願人		
	弁理士ｺｰﾄﾞ	代理人（弁理士）		
	００００１ ～９９９９９	５桁の一連番号	職業代理人、指定代理人、申請人登録願提出者、職権登録者~~特許業務法人~~弁理士法人	
	ＩＸＸＸＸ （XXXX は企業代理人ｺｰﾄﾞ）	初期登録企業代理人	先頭１桁‘１’固定とし初期登録出願人と区別する	
ﾁｪｯｸﾃﾞｨｼﾞｯﾄ	０～９			

申請人コード体系

１．コード体系

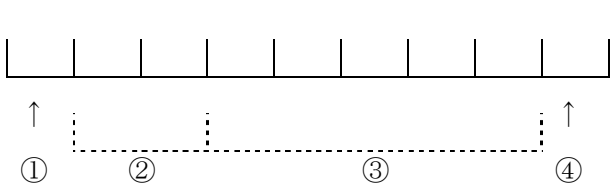

①種別
②登録年
③シーケンス番号
④チェックディジット

1.1　初期登録出願人（パトリスコードよりの移行分で職業代理人、指定代理人を除く）
①‘０’固定
②‘００’固定
③ JAPIO 付与の出願人コード（５桁）但し先頭１桁は企業代理人の時‘１’、それ以外は‘０’とする

1.2　代理人（弁理士）
①‘１’固定
②‘００’固定
③ 代理しコード右詰め（４桁）、先頭１桁は‘０’固定

1.3　代理人（~~特許業務法人~~弁理士法人）
①‘１’固定
②‘１０’固定
③‘００００１’～‘９９９９９’の一連番号

1.4　代理人（弁理士以外（弁護士・指定代理人））の場合
①‘２’固定
②‘１０’、‘２０’、‘３０’固定
③‘００００１’～‘９９９９９’の一連番号

1.5　申請人登録願提出者の場合
①‘３’または‘４’のいずれか
②　西暦年下２桁
③‘００００１’～‘９９９９９’の一連番号

1.6　職権登録者の場合
①‘５’～‘７’のいずれか
②　西暦年下２桁
③‘００００１’～‘９９９９９’の一連番号

1.7　ＴＬＯ（技術移転機関）の場合
①‘８’固定
②　西暦年下２桁
③‘００００１’～‘９９９９９’の一連番号

1.8　即日出願人の場合
①‘９’固定
②　西暦年下２桁
③‘００００１’～‘９９９９９’の一連番号

2．チェックディジットの算出

申請人コードの種別、登録年、シーケンス番号に対しチェックディジットを設定する。

2.1 ウェイト

シーケンス番号の最右桁より左へ順に、１，３，７，９の繰り返し

2.2 モジュラス＝１０

2.3 算出例

平成２年申請人登録願提出済でシーケンス番号が‘００００１’の場合

申請人コード	3	9	0	0	0	0	0	1	
	×	×	×	×	×	×	×	×	
ウェイト	9	7	3	1	9	7	3	1	
積の総和	２７	＋６３	＋０	＋０	＋０	＋０	＋０	＋１	＝９１

チェックディジット　９１　÷　１０（モジュラス）　＝　９・・・　余り１

従って、申請人コードは３９００００１１となる。

3．データｴﾝﾄﾘエラーの場合、申請人コード＝ＡＬＬ９を設定する。

ワークシート	コード仕様表	ｼｽﾃﾑｺｰﾄﾞ	共通	作成者		作成日		コード仕様ID	Ａ２６０
				修正者		修正日			
				承認者		承認日			

ｺｰﾄﾞ名称	中間コード	桁数	6	ﾁｪｯｸﾃﾞｨｼﾞｯﾄ	~~有~~・無	ｴﾝﾄﾘ数	－
用語名	chukan_code						
使用目的	書類の識別に使用する						
付番方式	一貫番号方式コード						

コード構成

・構成	中間コード
・ﾊﾞｲﾄ数	6
・属性１	ＺＣ
・属性２	Ｃ
・属性３	

ﾁｪｯｸﾃﾞｨｼﾞｯﾄ計算式

ﾁｪｯｸ方法

コード付番方式　1／1

構成	コード	内容	条件	備考
中間コード	書類分類（Ｉ１４０）参照			

ワークシート	コード仕様表	ｼｽﾃﾑｺｰﾄﾞ	共通	作成者		作成日		コード仕様ID	Ａ３００
				修正者		修正日			
				承認者		承認日			

ｺｰﾄﾞ名称	提出物件コード	桁数	6	ﾁｪｯｸﾃﾞｨｼﾞｯﾄ	~~有~~・無	ｴﾝﾄﾘ数	１６
用語名	teishutubukken_code						
使用目的	出願申請時に添付された書類等を識別する。						
付番方式	一貫番号方式コード						

コード構成

・構成	提出物件コード
・ﾊﾞｲﾄ数	6
・属性１	ＺＣ
・属性２	Ｃ
・属性３	

ﾁｪｯｸﾃﾞｨｼﾞｯﾄ計算式

ﾁｪｯｸ方法

コード付番方式　1／2

構成	コード	内容	条件	備考
提出物件コード	ＴＡＰ００１	委任状（代理権を証明する書面）	書類毎にユニークな英数字を付与する。	
	ＴＡＰ００２	承諾書		
	ＴＡＰ００３	同意書		
	ＴＡＰ００４	譲渡証書		
	ＴＡＰ００５	一部譲渡証		
	ＴＡＰ００６	持分譲渡証		
	ＴＡＰ００７	契約書		
	ＴＡＰ００８	譲渡契約書		
	ＴＡＰ００９	共有契約書		
	ＴＡＰ０１０	持分共有契約書		
	ＴＡＰ０１１	持分放棄書		
	ＴＡＰ０１２	代表者選定証		

ｺｰﾄﾞ名称	提出物件コード	Ａ３００
コード付番方式		2／2

構　成	コード	内　容	条　件	備　考
提出物件コード	ＴＡＰ０１３	意志確認証		
	ＴＡＰ１０１	新規性喪失の例外証明書		
	ＴＡＰ１０２	優先権証明書		
	ＴＡＰ１０３	微生物を寄託したことを証明する書面		

ワークシート	コード仕様表	ｼｽﾃﾑｺｰﾄﾞ	共通	作成者		作成日		コード仕様ID	Ｂ０２０
				修正者		修正日			
				承認者		承認日			

ｺｰﾄﾞ名称	受付番号	桁数	１１	ﾁｪｯｸﾃﾞｨｼﾞｯﾄ	~~有~~・無	ｴﾝﾄﾘ数	－
用語名	uketuke_no						
使用目的	申請書類単位に付与する番号						
付番方式	合成コード						

コード構成

・構成	受付番号		
	申請形態種別	年	管理番号
・ﾊﾞｲﾄ数	1	2	8
・属性１	C	C	C
・属性２	ＺＣ		
・属性３	C		

ﾁｪｯｸﾃﾞｨｼﾞｯﾄ計算式	
ﾁｪｯｸ方法	

コ ー ド 付 番 方 式　1／1

構　成	コード	内　容	条　件	備　考
申請形態種別	申請形態種別（Ｄ２３０）参照			７～９　受付番号としては使用せず、発注番号として使用する。
年	００～９９	西暦下２桁を設定	２桁の数字で、使用範囲は、‘００’～‘９９’とする。	
管理番号	00000001　～　99999999	年間通番	オンライン申請時に使用する。 ８桁の数字で使用範囲は、‘00000001’～‘99999999’とする。	オンライン、紙、ＦＤの条件にあった管理番号を付与する。 H01.01.30 変更
	0001　～　9999	発注単位の管理番号（上４桁）	ＦＤ及び紙申請に使用する。 上４桁：４桁の数字で、使用範囲は‘0001’～‘9999’とする。 下４桁：４桁の数字で、‘ 0001 ’～‘9999’とする。	
	0001　～　9999	一連番号（下４桁）		

（注）データエントリーエラーの場合、受付番号＝ALL９を設定する。（H1.11.1.）

ワークシート	コード仕様表	ｼｽﾃﾑｺｰﾄﾞ		作成者		作成日		コード仕様ID	Ｂ３７０
				修正者		修正日			
				承認者		承認日			

ｺｰﾄﾞ名称	納付書番号	桁数	１１	ﾁｪｯｸﾃﾞｨｼﾞｯﾄ	有・無	ｴﾝﾄﾘ数	－
用語名	nohusho_no						
使用目的	納付書の識別						
付番方式	合成コード						

コード構成

・構成

納付書番号		
付与年	一連番号	ﾁｪｯｸﾃﾞｨｼﾞｯﾄ
・ﾊﾞｲﾄ数	2	8	1
・属性１	C	C	C
・属性２	ＺＣ		
・属性３	C		

ﾁｪｯｸﾃﾞｨｼﾞｯﾄ計算式

ウエイト　：「付与年＋一連番号」の最右桁より左へ１，３，７，９の繰り返しとする。
モジュラス：１０
計算方法　：各桁と各対応ウェイトの積の総和を１０で除した余りをチェックディジットとする。

ﾁｪｯｸ方法

コード付番方式　1／1

構成	コード	内容	条件	備考
付与年		納付書を作成した年の西暦下２桁	２桁の数字で、使用範囲は、‘００’～‘９９’とする。	
一連番号	00000001～99999999	納付書を作成した年毎の一連番号	８桁の数字で、使用範囲は、‘00000000’～‘99999999’とする。	
チェックディジット	０～９	ﾁｪｯｸﾃﾞｨｼﾞｯﾄ計算式により算出	１桁の数字で、使用範囲は、‘０’～‘９’とする。	

（注）データエントリエラーの場合は、納付書番号＝ＡＬＬ９を設定する。(H1.11.1)
現金納付に伴う一連番号のコード変更（予納／前納の識別の廃止）　(H8.2.2)
チェックディジット算出式見直し（ＡＬＬ９　設定時の不備修正）　(H8.2.2)

ワークシート	コード仕様表	ｼｽﾃﾑｺｰﾄﾞ	共通	作成者		作成日		コード仕様ID	Ｉ１４０
				修正者		修正日			
				承認者		承認日			

ｺｰﾄﾞ名称	**書類分類**	桁数	8	ﾁｪｯｸﾃﾞｨｼﾞｯﾄ	~~有~~・無	ｴﾝﾄﾘ数	－
用語名	shorui_bunrui						

使用目的	ペーパーレスシステムにおいて管理する電子化書類（受付・発送・庁内書類）の識別に使用する。
付番方式	合成コード

コード構成

・構成 / ・ﾊﾞｲﾄ数 / ・属性１ / ・属性２ / ・属性３

書類分類		
手続区分	四法コード	中間コード
1	1	6
C	C	C
ＺＣ		
C		

ﾁｪｯｸﾃﾞｨｼﾞｯﾄ計算式	
ﾁｪｯｸ方法	

コード付番方式　1／1

構成	コード	内容	条件	備考
手続区分				手続区分(E140)参照
四法コード				四法コード(A380)参照
中間コード				別紙参照

ペーパレスシステムにおける中間コードの考え方

1．使用目的

ペーパレスシステム（以下、Ｐ／Ｌシステムと記す）における中間コードの使用目的を以下のとおり定義する。

「Ｐ／Ｌシステムにおいて管理する電子化書類（手続書類・発送書類・庁内書類）の識別に使用する。」

2．適用範囲

Ｐ／Ｌシステムにおいて管理する電子化書類を原本として格納するファイルがあるが、それらの各ファイルを次のように系統付け、

電子包袋ファイル　＝　願書系
登録ファイル　＝　登録系
電子記録袋ファイル　＝　審判系

中間コードの適用範囲を以下のとおり定義する。

「Ｐ／Ｌシステムにおける中間コードは、書類を格納する各ファイルの系統内に閉じた書類の識別に使用し、複数の系統を対象とした書類の識別に対しては、中間コードに各系統の識別を付加した“書類分類コード”で識別するもとのする。」

従って、系統内に閉じた書類の識別には中間コードを使用することが可能となり、書類の追加等の配慮を系統内に押さえることができる。但し、系統内に閉じない書類の識別には、“書類分類コード”を使用することが必須となる。

3．書類の識別

Ｐ／Ｌシステムで扱う書類は、以下に示すフォーマットで規定される。

手続書類　＝~~Ｘフォーマット、~~ＳＧＭＬフォーマットまたはＸＭＬフォーマット
発送書類　＝~~Ｙフォーマット、~~ＳＧＭＬフォーマット~~、~~またはＸＭＬフォーマット　~~または庁内書類データフォーマット~~
庁内書類　＝~~庁内書類データフォーマットまたは~~ＸＭＬフォーマット

上記の各フォーマットは、庁内を流通する書類であり、前述した系統間をまたがる書類に相当する。
従って、各フォーマットにおける書類の識別には各系統の識別を付加した中間コードが必要であり、書類の識別として“書類分類コード”を使用する必要がある。

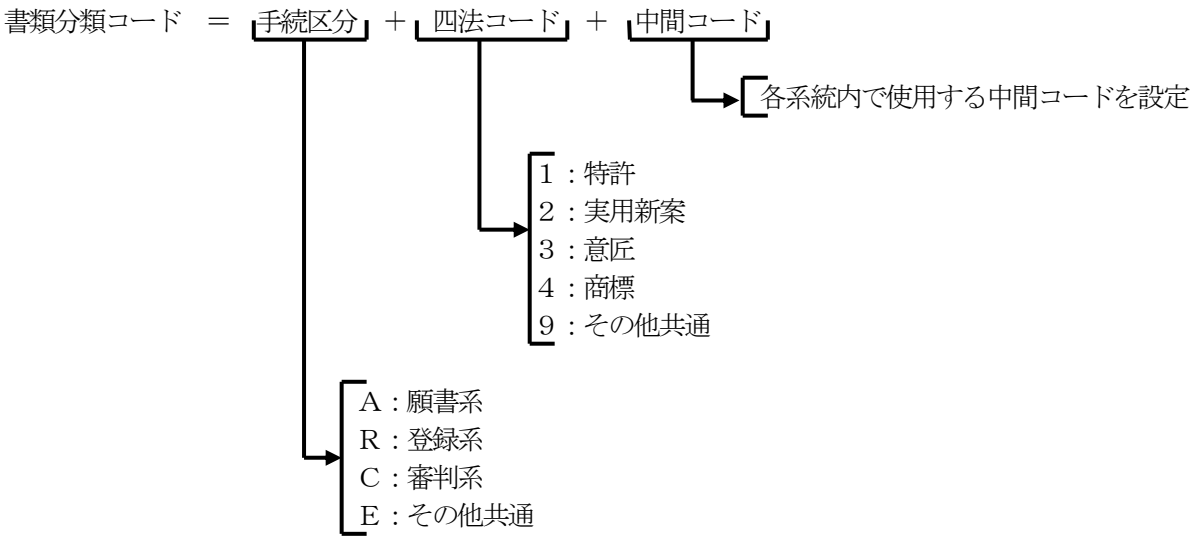

４．書類分類コード一覧表

Ｐ／Ｌシステムで扱う書類を系統別に整理し、書類分類コード一覧表として別紙に示す。

（1）書類名
特許庁が規定する正式書類名である。

参考情報：“特許庁コード表（出願編）　昭和６２年１０月版”を基本とし、連絡票“ＤＪ６３－００９（Ｘフォーマット対象書類の確定について（Ｖ１））”連絡票“ＤＪ６３－０４４（書類分類コードの体系について)”を吸収し、書類名とした。

（2）四法コード
該当する書類を使用する法コードである。

特：特許　　（＝１）
実：実用新案　（＝２）
意：意匠　　（＝３）
商：商標　　（＝４）
共：その他共通　（＝９）

（3）中間コード
系統内に閉じた書類を識別するコードである。

注）表での“－”記述については、コードとして含めず左詰めスペースパディング（計6バイト）して使用する。

例）５２－３（手続補正書）　→　“５２１△△△”

（4）データエントリーエラーの場合、書類分類コード＝ＡＬＬ９を設定する。

データエントリ電子化規準（XML）２．１版の修正概要について

2001年11月6日
（株)NTTデータ

データエントリ電子化規準（XML）２．０版を９月末に納品いたしましたが、
その後の仕様変更、フォーマット変更等に伴い、改訂を行います。
また、仕様誤り、誤記等もあわせて修正を行います。

以下に修正概要を示します。
（なお、修正の詳細は、修正履歴および該当ページでご確認下さい）

１．仕様変更

項番	仕様変更番号	概要
1	KM1－024	以下の書類の申請人欄に【日本における営業所】を追加 ・願書 ・出願人名義変更届 ・国内書面
2	KM1－028	国際出願番号が2004年1月から12桁となる変更（2003年以前は現行どおり9桁）
3	KM1－033	審査請求書に【手数料に関する特記事項】を追加
4	KM1－034	以下の書類に【持ち分の割合】、【特許料等に関する特記事項】を追加 ・商標存続期間更新登録申請書 ・商標存続期間更新登録申請書（補充）
5	KM1－038	登録書類（設定）の【特許料等に関する特記事項】と【持分の割合】の記載順の変更 ＜変更後＞【持分の割合】→【特許料等に関する特記事項】

２．「日本国特許庁電子文書交換標準仕様（XML）」の修正対応

項番		概要
6		拡張エレメント（JP-から始まる日本独自タグ）、公開識別子が大文字から小文字に変更
7		イメージファイルの連番は、書類単位ではなく、XML単位とする。
8		<手数料の表示>(jp-charge-article)配下の以下のタグおよびタグ属性が必須から任意に変更 ・タグ　<納付方法・納付金額>(fee) ・タグ属性　<納付方法>(fee-code)
9		明細書の規定外項目に使用する<heading>タグ内の項目名に【】は不要とする。 <heading>【符号の説明】</heading>　→　<heading>符号の説明</heading> 表示する際には【符号の説明】となる
10		<イメージ>タグのタグ属性　縦<he>横<wi>は、小数点以下2桁で切り上げる。
11		「タグの属性一覧」の記載誤り、記載漏れ （文書仕様から転載しているため、最新の「タグの属性一覧」に差替え）
12		「管理情報仕様」の記載誤り、記載漏れ （文書仕様から転載しているため、最新の「管理情報仕様」に差替え、 また更正申請、援用合体時の管理情報の設定仕様変更）

３．仕様誤りの修正

項番	概要
13	明細書の【発明の開示】とその配下の【発明が解決しようとする課題】【課題を解決するための手段】【発明の効果】の電子化方法の変更 （DTDと電子化方法が合っていなかったため）
14	書誌の全文補正の電子化方法の変更 （<段落>（p）タグを利用し、できるだけテキストコード化して電子化する）
15	その他、誤記、記載漏れ、曖昧な表現等の修正

４．１１月６日レビュー資料
① 修正履歴（仕様変更対応、文書仕様（日本国特許庁電子文書交換標準仕様（XML））の変更対応のみ）
② ２．１版で修正となるページ（全部）

５．今後のスケジュール
① 本日提出できなかった、修正履歴（仕様誤り、誤記等の修正）は、１１月８日（木）までに
電子データを提出いたします。
② 本日提出した資料について、ご確認をよろしくお願いいたします。
コメント等がありましたら、１１月１３日（火）までにメール等でいただけますよう、
よろしくお願いいたします。
③ コメント内容、指摘事項等を修正後、
データエントリ電子化規準（XML）第２．１版の納品は、１１月１９日頃を予定しております。

段落タグ<p>が使用される項目について

2002年1月31日
~~2001年11月13日~~
（株）NTTデータ

1．段落タグ<p>に設定できる記載内容
①テキスト
下線、上付、下付、改行が可能
②イメージ

2．段落タグ<p>を使用できる項目名

書類	<p>タグに置換する項目	<p>タグ設定の単位	<p>タグ設定位置	タグ属性の設定
書誌 （書誌XML）	【意見の内容】 （他、<意見の内容>タグを利用する項目）	項目にひとつ	<意見の内容>配下	番号=""(null)を設定
書誌 （書誌XML）	【補正の内容】配下	補正の内容配下にひとつ	<補正の内容>配下	番号=""(null)を設定
明細書 ※外国語出願以外 （請・明・図・要（拡張）XML）	以下の項目直下の段落番号 【技術分野】 【背景技術】 【図面の簡単な説明】 【発明が解決しようとする課題】 【課題を解決するための手段】 【発明の効果】 【実施例】 または 【実施例n】 【産業上の利用可能性】 【配列表フリーテキスト】 【〇〇〇〇】（規定外の項目）	段落番号にひとつ	すぐ上の項目タグ配下	番号="0001"等 段落番号を設定
	以下の項目の記載内容 （段落番号なし） 【技術分野】 【背景技術】 【図面の簡単な説明】 【発明が解決しようとする課題】 【課題を解決するための手段】 【発明の効果】 【実施例】 または 【実施例n】 【産業上の利用可能性】 【配列表フリーテキスト】 【〇〇〇〇】（規定外の項目）	項目にひとつ	すぐ上の項目タグ配下	番号=""(null)を設定
明細書 ※外国語出願のみ （請・明・図・要（拡張）XML）	【書類名】外国語明細書 より下の記載内容すべて	書類にひとつ	<明細書>配下	番号=""(null)を設定
要約書 （請・明・図・要（拡張）XML）	【書類名】要約書 【書類名】外国語要約書 より下の記載内容 （【選択図】は含まない）	書類にひとつ	<要約書>配下	番号=""(null)を設定
配列表 （配列表XML）	【書類名】配列表 【書類名】外国語配列表 より下の記載内容	書類にひとつ	<配列表>配下	番号=""(null)を設定
添付物件 （添付書類XML）	ー	添付物件ごとにひとつ	<添付書類>配下 （<物件名>がある場合は、必ず<物件名>のあと）	番号=""(null)を設定

宿題事項、懸案事項

2000年11月13日
（株）NTTデータ

●宿題事項●

1．国際出願番号の西暦年について、未来年のチェックを行っているか。

	DE	受付	方式
国際出願番号	なし	なし	なし*1
出願番号	なし	なし	なし*1

*1　ただし、マスタとの対比を行う際に、事件が存在しないため、誤願番の扱いとなる

2．印紙の貼付があり、書誌に予納台帳番号記載ありの場合の電子化とその後の処理は？
（1）前提条件
①特許印紙の貼付がある場合、管理情報の設定は指示印から設定する。
（指示印の設定方法は、別紙1　参照）
②書誌情報は、記載どおり電子化する。
（2）各システムの処理内容
受付：　チェックなし
（「管理情報の納付方法＝印紙」の場合、書誌の予納台帳番号は不問（あってもなくてもOK））
方式：　チェックなし
料金徴収は、管理情報の設定内容で行う。
管理情報の特許印紙の納付金額が不足の場合、
書誌の予納台帳番号から自動的に徴収することはしない。
（職権訂正により管理情報に予納台帳番号が設定された後であれば、オンライン料金徴収も可能）

●懸案事項●

1．刊行物等提出書の【提出の理由】に、文字以外が記載された場合の電子化方法
（1）前提条件
①Xフォーマットでは、非構造化項目のため、文字以外も入力可能となっている。
②「日本国特許庁電子文書交換標準仕様（XML）」において、イメージファイルが設定できる項目と
なっていない。
（2）お願い
イメージファイルを設定する必要がある場合、事務システム1班田中様より
「日本国特許庁電子文書交換標準仕様（XML）」の変更依頼の連絡票をいただけますよう、
よろしくお願いいたします。

2．信託番号の使用文字範囲は？
Xフォーマットでは非構造化項目
英数字（英字は大文字のみ）＋記号はどこまで記載可能か？
受託番号変更届の旧受託番号、新受託番号（個別項目34．3、34．5）
参考資料：　別紙2

3．明細書の段落番号の桁数について
（1）前提条件
①「日本国特許庁電子文書交換標準仕様（XML）」において、段落番号は4桁で連番、ただし5桁以上と
なる場合は、その数字をそのまま段落番号として設定する、としている。
（2）4桁未満（【1】等）、9999以下にも関わらず5桁以上（【00001】等）で記載された場合、
どこまで職権訂正を行って電子化するか。

［案1］職権訂正は行わない
→段落番号を補正する際、補正対象項目と一致する
［案2］桁数の職権訂正を行う。
→段落番号を補正する際、補正対象項目と一致させるためには、
補正対象項目名に記載される段落番号も同様の職権訂正が必要となる

1．段落番号の桁数について

（1）前提条件

①「日本国特許庁電子文書交換標準仕様（XML）」において、段落番号は4桁で連番、1
なった場合は、その数字をそのまま段落番号とすることとしている。

【OOOO1】と記載された場合、<p num="00001">としてよいか。

方式は問題なし、や受付は問題あるのか？

ただし5桁以上と

別紙１
申請人登録情報データ（DE 機関）

様式番号	共１７	ファイルデータ構造仕様		
ファイル名	申請人登録情報データ（DE機関）		ファイルＩＤ	SINSEININ
概　要 説　明	申請人登録マスタの更新データ。 CSV形式とする。区切り文字＝半角カンマ（“,”）とする。 文字コードはShift_JISとする。半角/全角の初期値は「空文字」、数字の初期値は「0（ゼロパディングなし）」とする。 対象の申請人コードが存在しない場合は0バイトファイルを作成する。			

項番	ﾚﾍﾞﾙ	項　目　名	項　目　Ｉ　Ｄ	文字種別	桁　数	属　性	ﾊﾞｲﾄ数	繰返 回数	初期値	記　事
1	01	繰返し		－	－	－	－	N	－	対象レコード分繰返す
2	02	申請人コード		半角	9	C	9			最新の変更履歴レコードに設定された申請人レコードバージョン番号に該当する申請人レコードの同項目を設定
3	02	申請人更新日		半角	8	C	8			項番2と同一の申請人レコードより「更新日時」の先頭8桁を設定。
4	02	申請人氏名		全角	V1000	C	V2000			項番2と同一の申請人レコードより同項目を設定
5	02	申請人郵便番号		半角	V7	C	V7			項番2と同一の申請人レコードより同項目を設定
6	02	申請人住所		全角	V1000	C	V2000			項番2と同一の申請人レコードより同項目を設定
7	02	営業所更新日		半角	8	C	8			最新の変更履歴レコードに設定された営業所レコードバージョン内容に該当する営業所レコードから更新日時の先頭8桁を設定。営業所レコードバージョン内容が複数存在する場合、営業所代表者氏名が「－－－－－」以外、かつ、営業所対応番号が最も小さい営業所レコードの「更新日時」を設定する。全ての営業所代表者氏名が「－－－－－」の場合、最後の営業所レコードの「更新日時」を設定する。

	設計者	作成日	修正日	ページ
	平手	H25.09.03	H25.09.30	

別紙１
申請人登録情報データ（DE 機関）

様式番号	共１７	ファイルデータ構造仕様		
ファイル名	申請人登録情報データ（DE機関）		ファイルＩＤ	SINSEININ
概　要 説　明	申請人登録マスタの更新データ。 CSV形式とする。区切り文字＝半角カンマ（“,”）とする。 文字コードはShift_JISとする。半角/全角の初期値は「空文字」、数字の初期値は「0（ゼロパディングなし）」とする。 対象の申請人コードが存在しない場合は0バイトファイルを作成する。			

項番	ﾚﾍﾞﾙ	項　目　名	項　目　Ｉ　Ｄ	文字種別	桁　数	属　性	ﾊﾞｲﾄ数	繰返回数	初期値	記　事
8	02	営業所郵便番号		半角	V7	C	V7			項番7と同一の営業所レコードより同項目を設定
9	02	営業所住所		全角	V1000	C	V2000			項番7と同一の営業所レコードより同項目を設定
10	02	最新送付先更新日		半角	8	C	8			最新の変更履歴レコードに設定された最新送付先レコードバージョン番号に該当する最新送付先レコードから更新日時の先頭8桁を設定
11	02	調査状況コード		半角	1	C	1			項番10と同一の最新送付先レコードから同項目を設定
12	02	最新送付先郵便番号		半角	V7	C	V7			項番10と同一の最新送付先レコードから同項目を設定
13	02	最新送付先住所		全角	V1000	C	V2000			項番10と同一の最新送付先レコードから同項目を設定
14	02	就業先更新日		半角	8	C	8			最新の変更履歴レコードに設定された就業先レコードバージョン番号に該当する就業先レコードから更新日時の先頭8桁を設定
15	02	就業先郵便番号		半角	V7	C	V7			項番14と同一の就業先レコードから同項目を設定
16	02	就業先住所		全角	V1000	C	V2000			項番14と同一の就業先レコードから同項目を設定
17	02	統合申請人コード		半角	9	C	9			最新の変更履歴レコードに設定された申請人レコードバージョン番号に該当する

	設計者	作成日	修正日	ページ
	平手	H25.09.03	H25.09.30	

別紙１
申請人登録情報データ（DE 機関）

様式番号	共１７	ファイルデータ構造仕様		
ファイル名	申請人登録情報データ（DE機関）		ファイルＩＤ	SINSEININ
概　要 説　明	申請人登録マスタの更新データ。 CSV形式とする。区切り文字＝半角カンマ（“,”）とする。 文字コードはShift_JISとする。半角/全角の初期値は「空文字」、数字の初期値は「0（ゼロパディングなし）」とする。 対象の申請人コードが存在しない場合は0バイトファイルを作成する。			

項番	ﾚﾍﾞﾙ	項　目　名	項　目　Ｉ　Ｄ	文字種別	桁　数	属　性	ﾊﾞｲﾄ数	繰返 回数	初期値	記　事
										申請人レコードから同項目を設定
18	02	改行コード		バイナリ	－	－	1			LF<0x0A>

	設計者	作成日	修正日	ページ
	平手	H25.09.03	H25.09.30	

明細書段落内の改行等の扱いについて

明細書段落内の記載が、規定の40文字でない場合の電子化方法について整理する。

1. 基本的な考え方

申請人の1行記載文字のMAX文字数	改行設定	インデント	デリミタ項目直後から内容の記載有り
40文字	申請人の記載の通りに改行を設定	申請人の記載の通りにスペースを設定 （XMLの文章途中にスペースが設定される。照会時は申請人の記載通りに見える）	インデントが設定されていた場合は、段落番号単位でインデントの削除を行う。
40文字未満 40文字超え	40文字記載に修校正を行う	インデントを削除し、40文字記載に修校正を行う。	40文字記載に修校正を行う。

（注）イレギュラーケースとして、半角文字→全角文字への置換により40文字記載を超えてしまった次の強制改行（申請人が意図した改行）まで40文字記載に修校正を行う。

2. 電子化例

申請人の記載例と、その電子化例を次ページ以降に整理する。

①1行記載文字数のMAXが40文字の場合
②1行記載文字数のMAXが40文字未満の場合
③1行記載文字数のMAXが40文字を超えている場合

備考

:場合は、

①1行記載文字数のMAXが40文字の場合

K ：通常文字　□ ：スペース

1　　5　　#　　#　　#　　#　　#　　#　　#（文字数）

パターン1：様式通りの申請書類の記載

申請人の記載

【	0	0	0	1	】																													
□	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	。								
□	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	。								

データエントリ機関
テキストデータ修・校正後
（特に修・校正行わず）

【	0	0	0	1	】																													
□	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	。								
□	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	。								

XML

□	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	。	 							
□	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	。	 							

⇒申請人の記載通りに、改行及びスペースが設定される。

パターン2：インデント有り

申請人の記載

【	0	0	0	1	】																													
□	□	□	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
□	□	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
□	□	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	。								
□	□	□	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
□	□	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
□	□	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	。								

データエントリ機関
テキストデータ修・校正後
（特に修・校正行わず）

【	0	0	0	1	】																													
□	□	□	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
□	□	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
□	□	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	。								
□	□	□	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
□	□	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
□	□	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	。								

XML

□	□	□	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
□	□	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
□	□	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	。	 							
□	□	□	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
□	□	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
□	□	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	。	 							

⇒申請人の記載通りに、改行及びスペースが設定される。（XMLとしては、行中にスペースが設定される）

パターン3：デリミタ項目直後より記載有り

1　　5　　#　　#　　#　　#　　#　　#　　#（文字数）

申請人の記載

【	0	0	0	1	】	□	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	。								
□	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	。								

データエントリ機関
テキストデータ修・校正後
（特に修・校正行わず）

【	0	0	0	1	】	□	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	。								
□	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	。								

XML

□	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	。	 											
□	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	。	 											

⇒申請人の記載通りに、改行及びスペースが設定される。
　データエントリ機関にてテキストデータでのデリミタ項目直後への改行挿入等は行わない。

パターン4：デリミタ項目直後より記載が有り、かつインデント有り

1　　5　　#　　#　　#　　#　　#　　#　　#（文字数）

申請人の記載

【	0	0	0	1	】	□	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
□	□	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
□	□	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	。								
□	□	□	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
□	□	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
□	□	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	。								

データエントリ機関
テキストデータ修・校正後

【	0	0	0	1	】	□	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	。												
□	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	。														

XML

□	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	。	 													
□	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	。	 													

①1行記載文字数のMAXが40文字の場合

K ：通常文字 □ ：スペース

1　　5　　#　　#　　#　　#　　#　　#　　#（文字数）

⇒データエントリ機関にてデリミタ項目次行より段落番号単位で行頭インデントを削除する
テキストデータでのデリミタ項目直後への改行挿入等は行わない。

②1行記載文字数のMAXが40文字未満の場合

K ：通常文字　□ ：スペース

1　　5　　#　　#　　#　　#　　#　　#　　#（文字数）

パターン1：基本パターン

申請人の記載

【	0	0	0	1	】																												
□	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	。							
□	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	。							

データエントリ機関
テキストデータ修・校正後

【	0	0	0	1	】																												
□	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	。																
□	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	。															

XML

□	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	。	 													
□	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	。	 													

⇒**データエントリ機関**にて40文字記載に修校正していただく。

パターン2：インデント有り

申請人の記載

【	0	0	0	1	】																												
□	□	□	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	
□	□	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	
□	□	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	。							
□	□	□	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	
□	□	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	
□	□	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	。							

データエントリ機関
テキストデータ修・校正後

【	0	0	0	1	】																												
□	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	。																				
□	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	。																				

XML

□	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	。	 																			
□	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	。	 																			

⇒**データエントリ機関**にて40文字記載に修校正していただく。（インデントは削除）

パターン3：デリミタ項目直後より記載有り

申請人の記載

【	0	0	0	1	】	□	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	。							
□	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	。							

データエントリ機関
テキストデータ修・校正後

【	0	0	0	1	】	□	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	。														
□	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	。														

XML

□	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	。	 																			
□	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	。	 													

⇒**データエントリ機関**にて40文字記載に修校正していただく。
　テキストデータでのデリミタ項目直後への改行挿入等は行わない。

パターン4：デリミタ項目直後より記載が有り、かつインデント有り

申請人の記載

【	0	0	0	1	】	□	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	
□	□	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	
□	□	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	。							
□	□	□	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	
□	□	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	
□	□	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	。							

データエントリ機関
テキストデータ修・校正後

【	0	0	0	1	】	□	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	。														
□	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	。																				

XML

□	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	。	 																							
□	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	。	 																			

⇒**データエントリ機関**にて40文字記載に修校正していただく。（インデントは削除）

②1行記載文字数のMAXが40文字未満の場合

K ：通常文字　□：スペース

1　5　#　#　#　#　#　#　#（文字数）

テキストデータでのデリミタ項目直後への改行挿入等は行わない。

③1行記載文字数のMAXが40文字を超えている場合

K ：通常文字　□ ：スペース

1　　5　　#　　#　　#　　#　　#　　#　　#（文字数）

パターン1：様式通りの申請書類の記載

申請人の記載

【	0	0	0	1	】																															
□	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	。								
□	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	。		

データエントリ機関
テキストデータ修・校正後

【	0	0	0	1	】																															
□	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	。							
□	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	。																																	

XML

□	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	。	 						
□	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	。	 																																

⇒**データエントリ機関**にて40文字記載に修校正していただく。

パターン2：インデント有り

申請人の記載

【	0	0	0	1	】																															
□	□	□	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
□	□	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
□	□	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	。								
□	□	□	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
□	□	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
□	□	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	。		

データエントリ機関
テキストデータ修・校正後

【	0	0	0	1	】																															
□	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	。								
□	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	。		

XML

□	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	。	 						
□	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	。	 																																

⇒**データエントリ機関**にて40文字記載に修校正していただく。（インデントは削除）

パターン3：デリミタ項目直後より記載有り

申請人の記載

【	0	0	0	1	】	□	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	。							
□	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	。		

データエントリ機関
テキストデータ修・校正後

【	0	0	0	1	】	□	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	。							
□	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	。																																	

XML

□	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	。	 						
□	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	。	 																																

⇒**データエントリ機関**にて40文字記載に修校正していただく。
テキストデータでのデリミタ項目直後への改行挿入等は行わない。

パターン4：デリミタ項目直後より記載が有り、かつインデント有り

申請人の記載

【	0	0	0	1	】	□	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
□	□	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
□	□	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	。								
□	□	□	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
□	□	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
□	□	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	。		

データエントリ機関
テキストデータ修・校正後

【	0	0	0	1	】	□	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	。							
□	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	。		

XML

□	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	。	 						
□	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K	K
K	K	K	。	 																																

③1行記載文字数のMAXが40文字を超えている場合

K ：通常文字　□：スペース

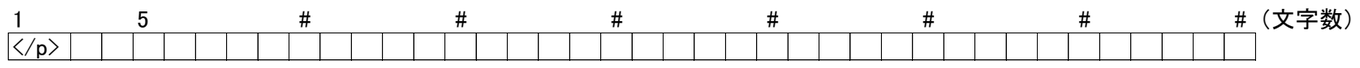

⇒データエントリ機関にて40文字記載に修校正していただく。（インデントは削除）
　テキストデータでのデリミタ項目直後への改行挿入等は行わない。

発注番号構成表

発注番号（数字9桁）は、以下の数字の組み合わせで構成される。

[発注番号]（A～Dのアルファベットは、それぞれ0～9の数字に対応する）

ABBCCCCD

A・・・申請形態　（【表1】参照）
BB・・・年　（西暦下2桁）
CCCC・・・発注単位の管理番号（先頭1桁はDE機関コード）（【表2】参照）
D・・・枝番　（再エントリの数）

【表1】申請形態

申請形態	申請内容
1	紙申請（窓口）
2	紙申請（郵送）
3	FD申請（窓口） 2024年1月以降は特殊申請
4	FD申請（郵送）
5	オンライン申請
6	PCT
7	援用
8	原願
9	更正

【表2】発注単位の管理番号（先頭1桁はDE機関コード）

申請形態	発注単位の管理番号	種別	備考
1又は2又は3 ※窓口クレジットカード決済は1のみ	0001～0280	特許、実用、PCT	特許 実用
	0281～0560	納付書等	
	0561～0800	手書き、（特、実）	
	0801～0900	日付相違（特急）	
	0901～1000	再DE	
	1001～1800	意匠、審判、商標（中間）	意匠 審判 商標（中間）
	1801～1900	日付相違（特急）	
	1901～2000	再DE	
	2001～2800	商標（願書）	商標（願書）
	2801～2900	日付相違（特急）	
	2901～3000	再DE	
	3001～3280	特許、実用、PCT	特許（窓口クレジットカード決済） 実用（窓口クレジットカード決済）
	3281～3560	納付書等	
	3561～3800	手書き、（特、実）	
	3801～3900	日付相違（特急）	
	4001～4800	意匠、審判、商標（中間）	意匠（窓口クレジットカード決済） 審判（窓口クレジットカード決済） 商標（中間）（窓口クレジットカード決済）
	4801～4900	日付相違（特急）	
	5001～5800	商標（願書）	商標（願書）（窓口クレジットカード決済）
	5801～5900	日付相違（特急）	

7	0001～1000	特、実援用合体	
	1001～1300	意匠援用合体	
	1301～	商標援用合体	
8	0001～1000	原願（XMLフォーマット）	特許・実用 意匠・商標
	1001～	原願（SGMLフォーマット）	
9	0001～1000	書類修正（特、実、PCT）	
	1001～1300	書類修正（意匠）	
	1301～1500	書類修正（商標）	
	1501～1999	書類修正（審判）	
	8001～8999	書類修正（ハーグ）	

付録：DE 料に関連するデータ授受について

１．DE 料に関連するデータ授受について

１．１　データエントリ機関が作成・送信するデータ

データエントリ機関がデータを作成し、送信する DE 料に関するデータは、「DE 料支払通知データ」・「DE 料支払通知データ転送完了通知」がある。
データ内容やデータを作成するタイミングなどを以下に記載する。

（１）DE 料支払通知データ

①作成データ内容

別紙 1_DE 料支払通知データを参照

②データ作成タイミング

送信する前日までに作成し、庁内にある DE 機関のサーバに格納する。

③作成したデータの送信先・送信タイミング・送信手段

■送信先

DE 機関緩衝サーバ（DE 機関緩衝サーバから受付システムを経由し DE 料管理システムへ送付される。）

■送信タイミング

１日１回

■送信手段

SFTP 機能を使用し転送する。

（２）DE 料支払通知データ転送完了通知

①作成データ内容

送信データ名、送信データ作成日、送信データ作成時間、送信データファイルサイズ、送信データ作成ユーザ、送信データ作成ユーザ所属グループ

②作成したデータの送信先・送信タイミング・送信手段

■送信先

DE 機関緩衝サーバ（DE 機関緩衝サーバから受付システムを経由し DE 料管理システムへ送付される。）

■送信タイミング

１日１回　（※（１）のデータ送信終了後）

■送信手段

SFTP 機能を使用し転送する。

１．２　データエントリ機関が受信するデータ

データエントリ機関が受信するDE料に関するデータは、「DE料支払エラーデータ」、「DE料支払エラーデータ転送完了通知」、「DE料書類処分データ」、「DE料書類処分データ転送完了通知」がある。

受信データ内容や受信タイミングなどを以下に記載する。

（１）DE料支払エラーデータ

①受信データ内容

別紙2_DE料支払エラーデータを参照

②受信データの送信元・受信タイミング・受信手段

■データ送信元

DE機関緩衝サーバ（DE料管理システムから受付システムを経由しDE機関緩衝サーバへデータは送信される。）

■受信タイミング

１日１回

■受信手段

SFTP機能を使用し受信する。

③データ受信後に実施する作業

受信したデータをリスト出力し、エラー内容を確認し、必要であれば特許庁様に連絡する。

（２）DE料支払エラーデータ転送完了通知

①受信データ内容

受信データ名、受信データ作成日、受信データ作成時間、受信データファイルサイズ、受信データ作成ユーザ、受信データ作成ユーザ所属グループ

②受信データの送信元・受信タイミング・受信手段

■データ送信元

DE機関緩衝サーバ（DE料管理システムから受付システムを経由しDE機関緩衝サーバへデータは送信される。）

■受信タイミング

１日１回　（※（１）のデータ受信後）

■受信手段

SFTP機能を使用し受信する。

（３）DE 料書類処分データ

①受信データ内容

別紙 3_ DE 料書類処分データを参照

②受信データの送信元・受信タイミング・受信手段

■データ送信元

DE 機関緩衝サーバ（DE 料管理システムから受付システムを経由し DE 機関緩衝サーバへデータは送信される。）

■受信タイミング

１日１回

■受信手段

SFTP 機能を使用し受信する。

③データ受信後に実施する作業

ＤＥ料金未納案件及び不足案件を記載した電子化料金払込用紙を発送する。

（４）DE 料書類処分データ転送完了通知

①受信データ内容

受信データ名、受信データ作成日、受信データ作成時間、受信データファイルサイズ、受信データ作成ユーザ、受信データ作成ユーザ所属グループ

②受信データの送信元・受信タイミング・受信手段

■データ送信元

DE 機関緩衝サーバ（DE 料管理システムから受付システムを経由し DE 機関緩衝サーバへデータは送信される。）

■受信タイミング

１日１回　（※（３）のデータ受信後）

■受信手段

SFTP 機能を使用し受信する。

別紙１

4.5.2(14)-1

ＤＥ料支払通知データファイル構造仕様書

様式番号	フ 050001	ファイルデータ構造仕様－１					
ファイル名	ＤＥ料支払通知データファイル				ファイルＩＤ		
レコード名					レコードＩＤ		
記録媒体	ＤＩＳＫ	ファイル編成	標準編成		アクセス方法	シーケンシャル	
レコード形式	可変長レコード	レコード長		バイト	ブロック長		バイト
ラベル形式		レコードキー					
マクロＩＤ	初期値有：		初期値無：				
概　要 説　明							

項番	ﾚﾍﾞﾙ	項　　目　　名	項　目　Ｉ　Ｄ	文字種別	桁　数	属　性	ﾊﾞｲﾄ数	繰返 回数	初期値	記　　事
1	02	共通ラベル								
1-1	03	データ識別コード		文字	6	C	6			データ識別コード＝470110（必須）
1-2	03	要求通番								
1-3	04	日付								
1-4	05	年（西暦）		数字	4	9	4			システム日付(西暦年)
1-5	05	月		数字	2	9	2			システム日付(月)
1-6	05	日		数字	2	9	2			システム日付(日)
1-7	04	一連番号		バイナリ	4	B	2			処理通番
1-8	03	論理レコード長		バイナリ	9	B	4			１５０＝レングス部(104)＋A欄(46)（必須）
1-9	03	予備		文字	１０	C	１０			半角オールスペース（△）
2	02	レングス部								
2-1	03	A欄(DE 料支払情報部)		バイナリ	9	B	4			４６＝A欄(DE 料支払情報部長)(必須)
2-2	03	B欄（予備）		バイナリ	9	B	4			“00000000”（16 進）

	設計者	作成日	修正日	ページ
	白　須	1998.7.24		1

別紙１

4.5.2(14)-2

ＤＥ料支払通知データファイル構造仕様書

様式番号	フ 060001	ファイルデータ構造仕様－２								
ファイル名		ＤＥ料支払通知データファイル				レコード名				
項番	ﾚﾍﾞﾙ	項　目　名	項　目　Ｉ　Ｄ	文字種別	桁　数	属　性	ﾊﾞｲﾄ数	繰返回数	初期値	記　事
2-3	03	Ｃ欄（予備）		バイナリ	9	Ｂ	4			“00000000”（16 進）
2-4	03	Ｄ欄（予備）		バイナリ	9	Ｂ	4			“00000000”（16 進）
2-5	03	Ｅ欄（予備）		バイナリ	9	Ｂ	4			“00000000”（16 進）
2-6	03	Ｆ欄（予備）		バイナリ	9	Ｂ	4			“00000000”（16 進）
2-7	03	Ｇ欄（予備）		バイナリ	9	Ｂ	4			“00000000”（16 進）
2-8	03	Ｈ欄（予備）		バイナリ	9	Ｂ	4			“00000000”（16 進）
2-9	03	Ｉ欄（予備）		バイナリ	9	Ｂ	4			“00000000”（16 進）
2-10	03	Ｊ欄（予備）		バイナリ	9	Ｂ	4			“00000000”（16 進）
2-11	03	Ｋ欄（予備）		バイナリ	9	Ｂ	4			“00000000”（16 進）
2-12	03	Ｌ欄（予備）		バイナリ	9	Ｂ	4			“00000000”（16 進）
2-13	03	Ｍ欄（予備）		バイナリ	9	Ｂ	4			“00000000”（16 進）
2-14	03	Ｎ欄（予備）		バイナリ	9	Ｂ	4			“00000000”（16 進）
2-15	03	Ｏ欄（予備）		バイナリ	9	Ｂ	4			“00000000”（16 進）
2-16	03	Ｐ欄（予備）		バイナリ	9	Ｂ	4			“00000000”（16 進）
2-17	03	Ｑ欄（予備）		バイナリ	9	Ｂ	4			“00000000”（16 進）
2-18	03	Ｒ欄（予備）		バイナリ	9	Ｂ	4			“00000000”（16 進）
2-19	03	Ｓ欄（予備）		バイナリ	9	Ｂ	4			“00000000”（16 進）
2-20	03	Ｔ欄（予備）		バイナリ	9	Ｂ	4			“00000000”（16 進）
2-21	03	Ｕ欄（予備）		バイナリ	9	Ｂ	4			“00000000”（16 進）
2-22	03	Ｖ欄（予備）		バイナリ	9	Ｂ	4			“00000000”（16 進）
2-23	03	Ｗ欄（予備）		バイナリ	9	Ｂ	4			“00000000”（16 進）
2-24	03	Ｘ欄（予備）		バイナリ	9	Ｂ	4			“00000000”（16 進）
2-25	03	Ｙ欄（予備）		バイナリ	9	Ｂ	4			“00000000”（16 進）
2-26	03	Ｚ欄（予備）		バイナリ	9	Ｂ	4			“00000000”（16 進）

	設計者	作成日	修正日	ページ
	白　須	1998.7.24		2

別紙１

4.5.2(14)-3

ＤＥ料支払通知データファイル構造仕様書

様式番号	フ 060001	ファイルデータ構造仕様－２
ファイル名	ＤＥ料支払通知データファイル	レコード名

項番	ﾚﾍﾞﾙ	項　　目　　名	項　目　Ｉ　Ｄ	文字種別	桁　数	属　性	ﾊﾞｲﾄ数	繰返回数	初期値	記　　事
3	02	ＤＥ料支払情報部								
3-1	03	データ識別フラグ	datasikibetu_flag	文字	1	C	1			通番レコード　　：０（必須） ＤＥ料支払通知データ：１（必須） ＤＥ料支払完データ　：２（必須）
3-2	03	受付番号	uketuke_no	数字	１１	9	１１			通番レコード　：通番 上記以外の場合：申請書類の受付番号（必須）
3-3	03	書類分類コード	shoruibunrui_code	文字	8	C	8		オール０	通番レコード　：~~初期値~~ DE機関コード(必須) 上記以外の場合：申請書類の書類分類ｺｰﾄﾞ(大区分+四法＋中間ｺｰﾄﾞ)
3-4	03	ＤＥ料適正額	deryotekisei_gaku	数字	9	9	9		オール０	通番レコード　：初期値 ＤＥ料支払通知データ：ＤＥ料適正額 ＤＥ料支払完データ：初期値
3-5	03	ＤＥ料支払額	deryosiharai_gaku	数字	9	9	9		オール０	通番レコード　：初期値 ＤＥ料支払通知データ：ＤＥ料支払額 ＤＥ料支払完データ：初期値

	設計者	作成日	修正日	ページ
	白　須	1998.7.24	2009.5.15	3

別紙１

ＤＥ料支払通知データファイル構造仕様書

様式番号	フ 060001	ファイルデータ構造仕様－２								
ファイル名		ＤＥ料支払通知データファイル				レコード名				
項番	ﾚﾍﾞﾙ	項　　目　　名	項　目　Ｉ　Ｄ	文字種別	桁　数	属　性	ﾊﾞｲﾄ数	繰返回数	初期値	記　　事
3-6	03	ＤＥ料支払日付	deryosiharai_hiduke							
3-6-1	04	年（西暦）	nen	数字	4	9	4		オール０	通番レコード　：初期値 上記以外の場合：ＤＥ料支払日付(西暦年)
3-6-2	04	月	gatu	数字	2	9	2		オール０	通番レコード　：初期値 上記以外の場合：ＤＥ料支払日付(月)
3-6-3	04	日	hi	数字	2	9	2		オール０	通番レコード　：初期値 上記以外の場合：ＤＥ料支払日付(日)

	設計者	作成日	修正日	ページ
	白　須	1998.7.24		4

別紙２

様式番号	フ050001	ファイルデータ構造仕様－１			
ファイル名	ＤＥ料支払エラーデータファイル			ファイルＩＤ	
レコード名				レコードＩＤ	
記録媒体	ＤＩＳＫ	ファイル編成	標準編成	アクセス方法	シーケンシャル
レコード形式	可変長レコード	レコード長	バイト	ブロック長	バイト
ラベル形式		レコードキー			
マクロＩＤ	初期値有：	初期値無：			
概　要 説　明					

項番	ﾚﾍﾞﾙ	項　　目　　名	項　目　Ｉ　Ｄ	文字種別	桁　数	属　性	ﾊﾞｲﾄ数	繰返回数	初期値	記　　事
1	02	共通ラベル								
1-1	03	データ識別コード		文字	6	C	6			データ識別コード＝470100（必須）
1-2	03	要求通番								
1-3	04	日付								
1-4	05	年（西暦）		数字	4	9	4			システム日付(西暦年)
1-5	05	月		数字	2	9	2			システム日付(月)
1-6	05	日		数字	2	9	2			システム日付(日)
1-7	04	一連番号		バイナリ	4	B	2			処理通番
1-8	03	論理レコード長		バイナリ	9	B	4			１４７＝レングス部(104)＋Ａ欄(43)（必須）
1-9	03	予備		文字	１０	C	１０			半角オールスペース（△）
2	02	レングス部								
2-1	03	Ａ欄(DEﾃﾞｰﾀｴﾗｰ部)		バイナリ	9	B	4			４３＝Ａ欄(DE料ﾃﾞｰﾀｴﾗｰ部長)（必須）
2-2	03	Ｂ欄（予備）		バイナリ	9	B	4			“00000000”（16進）
2-3	03	Ｃ欄（予備）		バイナリ	9	B	4			“00000000”（16進）
2-4	03	Ｄ欄（予備）		バイナリ	9	B	4			“00000000”（16進）

	設計者	作成日	修正日	ページ
	白　須	1998.7.24	2003.01.27	1

別紙２

様式番号	フ060001	ファイルデータ構造仕様－２								
ファイル名		ＤＥ料支払エラーデータファイル				レコード名				
項番	ﾚﾍﾞﾙ	項　　目　　名	項　目　Ｉ　Ｄ	文字種別	桁　数	属　性	ﾊﾞｲﾄ数	繰返回数	初期値	記　　事
2-5	03	Ｅ欄（予備）		バイナリ	9	B	4			“00000000”（16 進）
2-6	03	Ｆ欄（予備）		バイナリ	9	B	4			“00000000”（16 進）
2-7	03	Ｇ欄（予備）		バイナリ	9	B	4			“00000000”（16 進）
2-8	03	Ｈ欄（予備）		バイナリ	9	B	4			“00000000”（16 進）
2-9	03	Ｉ欄（予備）		バイナリ	9	B	4			“00000000”（16 進）
2-10	03	Ｊ欄（予備）		バイナリ	9	B	4			“00000000”（16 進）
2-11	03	Ｋ欄（予備）		バイナリ	9	B	4			“00000000”（16 進）
2-12	03	Ｌ欄（予備）		バイナリ	9	B	4			“00000000”（16 進）
2-13	03	Ｍ欄（予備）		バイナリ	9	B	4			“00000000”（16 進）
2-14	03	Ｎ欄（予備）		バイナリ	9	B	4			“00000000”（16 進）
2-15	03	Ｏ欄（予備）		バイナリ	9	B	4			“00000000”（16 進）
2-16	03	Ｐ欄（予備）		バイナリ	9	B	4			“00000000”（16 進）
2-17	03	Ｑ欄（予備）		バイナリ	9	B	4			“00000000”（16 進）
2-18	03	Ｒ欄（予備）		バイナリ	9	B	4			“00000000”（16 進）
2-19	03	Ｓ欄（予備）		バイナリ	9	B	4			“00000000”（16 進）
2-20	03	Ｔ欄（予備）		バイナリ	9	B	4			“00000000”（16 進）
2-21	03	Ｕ欄（予備）		バイナリ	9	B	4			“00000000”（16 進）
2-22	03	Ｖ欄（予備）		バイナリ	9	B	4			“00000000”（16 進）
2-23	03	Ｗ欄（予備）		バイナリ	9	B	4			“00000000”（16 進）
2-24	03	Ｘ欄（予備）		バイナリ	9	B	4			“00000000”（16 進）
2-25	03	Ｙ欄（予備）		バイナリ	9	B	4			“00000000”（16 進）
2-26	03	Ｚ欄（予備）		バイナリ	9	B	4			“00000000”（16 進）

	設計者	作成日	修正日	ページ
	白　須	1998.7.24	2003.01.27	2

別紙２

様式番号	フ 060001	ファイルデータ構造仕様－２
ファイル名	ＤＥ料支払エラーデータファイル	レコード名

項番	ﾚﾍﾞﾙ	項　　目　　名	項　目　Ｉ　Ｄ	文字種別	桁　数	属　性	ﾊﾞｲﾄ数	繰返回数	初期値	記　　事
3	02	ＤＥ料データエラー部								
3-1	02	データ処理日	datashori_bi	数字	8	9	8			システム日付（必須）
3-2	02	通番(DE 料支払ﾃﾞｰﾀ)	deryosiharaidata_tuban	数字	１１	9	１１			DE 料支払通知ﾃﾞｰﾀの通番（必須）
3-3	02	通番(DE 料管理ｼｽﾃﾑ側)	deryokanri_tuban	数字	１１	9	１１			DE 料管理ｼｽﾃﾑでの通番（必須）
3-4	02	データ識別	data_sikibetu	文字	1	C	1			DE 料支払通知ﾃﾞｰﾀのｴﾗｰの場合：１ DE 料支払完ﾃﾞｰﾀのｴﾗｰの場合　：２ （必須）
3-5	02	受付番号	uketuke_no	数字	１１	9	１１			DE 料支払通知ﾃﾞｰﾀの受付番号（必須）
3-6	02	エラー内容	error_naiyo	文字	1	C	1			通番誤り　　：１ 状態不正　　：２ 該当案件なし：３ （必須）

	設計者	作成日	修正日	ページ
	白　須	1998.7.24	2000.10.21	3

別紙３

様式番号	フ 050001	ファイルデータ構造仕様－１			
ファイル名	ＤＥ料書類処分データファイル			ファイルＩＤ	
レコード名				レコードＩＤ	
記録媒体	ＤＩＳＫ	ファイル編成	標準編成	アクセス方法	シーケンシャル
レコード形式	可変長レコード	レコード長	バイト	ブロック長	バイト
ラベル形式		レコードキー			
マクロＩＤ	初期値有：	初期値無：			
概　要 説　明					

項番	ﾚﾍﾞﾙ	項　　目　　名	項　目　Ｉ　Ｄ	文字種別	桁　数	属　性	ﾊﾞｲﾄ数	繰返回数	初期値	記　　事
1	02	共通ラベル								
1-1	03	データ識別コード		文字	6	C	6			データ識別コード＝470090（必須）
1-2	03	要求通番								
1-3	04	日付								
1-4	05	年（西暦）		数字	4	9	4			システム日付(西暦年)
1-5	05	月		数字	2	9	2			システム日付(月)
1-6	05	日		数字	2	9	2			システム日付(日)
1-7	04	一連番号		バイナリ	4	B	2			処理通番
1-8	03	論理レコード長		バイナリ	9	B	4			２０４＝レングス部(104)＋Ａ欄(100)（必須）
1-9	03	予備		文字	１０	C	１０			半角オールスペース（△）
2	02	レングス部								
2-1	03	Ａ欄(DE 料処分情報部)		バイナリ	9	B	4			~~１００~~１０１＝Ａ欄(DE 料処分情報部長)（必須）
2-2	03	Ｂ欄（予備）		バイナリ	9	B	4			“00000000”（16 進）
2-3	03	Ｃ欄（予備）		バイナリ	9	B	4			“00000000”（16 進）

	設計者	作成日	修正日	ページ
				1

別紙３

様式番号	フ060001	ファイルデータ構造仕様－２								
ファイル名		ＤＥ料書類処分データファイル				レコード名				
項番	ﾚﾍﾞﾙ	項　　目　　名	項　目　Ｉ　Ｄ	文字種別	桁　数	属　性	ﾊﾞｲﾄ数	繰返回数	初期値	記　　事
2-4	03	Ｄ欄（予備）		バイナリ	9	Ｂ	4			“00000000”（16 進）
2-5	03	Ｅ欄（予備）		バイナリ	9	Ｂ	4			“00000000”（16 進）
2-6	03	Ｆ欄（予備）		バイナリ	9	Ｂ	4			“00000000”（16 進）
2-7	03	Ｇ欄（予備）		バイナリ	9	Ｂ	4			“00000000”（16 進）
2-8	03	Ｈ欄（予備）		バイナリ	9	Ｂ	4			“00000000”（16 進）
2-9	03	Ｉ欄（予備）		バイナリ	9	Ｂ	4			“00000000”（16 進）
2-10	03	Ｊ欄（予備）		バイナリ	9	Ｂ	4			“00000000”（16 進）
2-11	03	Ｋ欄（予備）		バイナリ	9	Ｂ	4			“00000000”（16 進）
2-12	03	Ｌ欄（予備）		バイナリ	9	Ｂ	4			“00000000”（16 進）
2-13	03	Ｍ欄（予備）		バイナリ	9	Ｂ	4			“00000000”（16 進）
2-14	03	Ｎ欄（予備）		バイナリ	9	Ｂ	4			“00000000”（16 進）
2-15	03	Ｏ欄（予備）		バイナリ	9	Ｂ	4			“00000000”（16 進）
2-16	03	Ｐ欄（予備）		バイナリ	9	Ｂ	4			“00000000”（16 進）
2-17	03	Ｑ欄（予備）		バイナリ	9	Ｂ	4			“00000000”（16 進）
2-18	03	Ｒ欄（予備）		バイナリ	9	Ｂ	4			“00000000”（16 進）
2-19	03	Ｓ欄（予備）		バイナリ	9	Ｂ	4			“00000000”（16 進）
2-20	03	Ｔ欄（予備）		バイナリ	9	Ｂ	4			“00000000”（16 進）
2-21	03	Ｕ欄（予備）		バイナリ	9	Ｂ	4			“00000000”（16 進）
2-22	03	Ｖ欄（予備）		バイナリ	9	Ｂ	4			“00000000”（16 進）
2-23	03	Ｗ欄（予備）		バイナリ	9	Ｂ	4			“00000000”（16 進）
2-24	03	Ｘ欄（予備）		バイナリ	9	Ｂ	4			“00000000”（16 進）
2-25	03	Ｙ欄（予備）		バイナリ	9	Ｂ	4			“00000000”（16 進）
2-26	03	Ｚ欄（予備）		バイナリ	9	Ｂ	4			“00000000”（16 進）

	設計者	作成日	修正日	ページ
				2

別紙３

様式番号	フ060001	ファイルデータ構造仕様－２
ファイル名	ＤＥ料書類処分データファイル	レコード名

項番	ﾚﾍﾞﾙ	項　　目　　名	項　目　Ｉ　Ｄ	文字種別	桁　数	属　性	ﾊﾞｲﾄ数	繰返回数	初期値	記　　事
3	02	ＤＥ料処分情報部								
3-1	03	書類分類コード	shoruibunrui_code	文字	8	C	8		オール０	通番レコード　　：初期値 補正指令書発送後：起案書名 上記以外　　：申請書類書類名
3-2	03	受付番号	uketuke_no	数字	１１	9	１１			通番レコード：通番 上記以外　　：申請書類の受付番号（必須）
3-3	03	四法区分	yonpo_kubun	文字	1	C	1		半角オールスペース（△）	通番レコード：初期値 上記以外　　：申請書類の四法区分
3-4	03	出願番号	shutugan_no	数字	１０	9	１０		オール０	通番レコード：初期値 出願書類(PCT,審判係属の出願書類含) ：申請書類の出願番号 審判書類：申請書類の出願番号 登録書類：任意設定（設定しない場合は初期値）
3-5	03	国際出願番号	kokusaishutugan_no	数字	9	9	9		オール０	通番レコード：初期値 PCT 出願　：申請書類の国際出願番号 上記以外　　：初期値
3-6	03	審判番号	sinpan_no	数字	~~9~~ １０	9	~~9~~ １０		オール０	通番レコード：初期値 審判書類(審判係属の出願書類含) ：申請書類の審判番号 上記以外　　：初期値

	設計者	作成日	修正日	ページ
				3

別紙３

様式番号	フ060001	ファイルデータ構造仕様－２
ファイル名	ＤＥ料書類処分データファイル	レコード名

項番	ﾚﾍﾞﾙ	項　目　名	項　目　Ｉ　Ｄ	文字種別	桁　数	属　性	ﾊﾞｲﾄ数	繰返回数	初期値	記　事
3-7	03	登録番号								
3-8	04	登録番号	toroku_no	数字	7	9	7		オール０	通番レコード：初期値 登録書類　　：申請書類の登録番号 上記以外　　：初期値
3-9	04	分割番号	bunkatu_no	バイナリ	9	B	4		オール0	通番レコード：初期値 登録書類(分割有り)：書類の分割番号 (３１桁)をバイナリにて設定。 上記以外　　：初期値
3-10	03	発送番号	hasso_no	数字	１０	9	１０		オール０	通番レコード　：初期値 ＤＥ料補正指令書：発送番号 上記以外　　：初期値
3-11	03	発送日	hasso_bi	数字	8	9	8		オール０	通番レコード　　：初期値 ＤＥ料補正指令書　：発送日 上記以外　　：初期値
3-12	03	ＤＥ料適正額	deryotekisei_gaku	数字	9	9	9		オール０	通番レコード：初期値 上記以外　　：ＤＥ料適正額
3-13	03	ＤＥ料支払額	deryosiharai_gaku	数字	9	9	9		オール０	通番レコード：初期値 上記以外　　：ＤＥ料支払額

	設計者	作成日	修正日	ページ
				4

別紙３

様式番号	フ060001	ファイルデータ構造仕様－２
ファイル名	ＤＥ料書類処分データファイル	レコード名

項番	ﾚﾍﾞﾙ	項　目　名	項　目　Ｉ　Ｄ	文字種別	桁　数	属　性	ﾊﾞｲﾄ数	繰返回数	初期値	記　事
3-14	03	方式処分参照マーク	hosikishobunsansho_mark	文字	1	C	1		半角オールスペース（△）	通番レコード　：初期値 上記以外　　：方式処分参照項目を設定 １（方式処分） ２（審判方式処分） ３（登録方式処分）
3-15	03	方式処分	hosiki_shobun	文字	1	C	1		半角オールスペース（△）	通番レコード　：初期値 出願書類（PCT出願含む,審判係属中の出願書類は除く） ：方式審査処分を設定 1(方式完) 2(指令) 3(却下理由) 4(返戻通知) 5(指令後却下) 6(却理後却下) 7(みなし取下) 8(強制遷移) 上記以外：初期値

	設計者	作成日	修正日	ページ
				5

別紙３

様式番号	フ060001	ファイルデータ構造仕様－２
ファイル名	ＤＥ料書類処分データファイル	レコード名

項番	ﾚﾍﾞﾙ	項　　目　　名	項　目　Ｉ　Ｄ	文字種別	桁　数	属　性	ﾊﾞｲﾄ数	繰返回数	初期値	記　　事
3-16	03	審判方式処分	sinpanhosiki_shobun	文字	1	C	1		半角オールスペース（△）	通番レコード　：初期値 審判書類、審判係属中の出願書類合 ：審判方式処分を設定 1(方式完) 2(指令) 3(返戻) 4(審決却下) 5(却下理由) 6(却下) 7(保留) 上記以外：初期値
3-17	03	登録方式処分	torokuhosiki_shobun	文字	1	C	1		半角オールスペース（△）	通番レコード　：初期値 登録番号設定の場合：登録方式審査処分を設定 1（受理） 2（却下理由通知） 3（補充） 4（保留） 5（再審査） 6（出願無効） 7（誤送） 8（却下処分） 9（一部却下理由通知（年分）） A（一部却下処分（年分）） 上記以外：初期値

	設計者	作成日	修正日	ページ
				6

別紙３

様式番号	フ 060001	ファイルデータ構造仕様－２								
ファイル名	ＤＥ料書類処分データファイル					レコード名				
項番	ﾚﾍﾞﾙ	項　目　名	項　目　Ｉ　Ｄ	文字種別	桁　数	属　性	ﾊﾞｲﾄ数	繰返回数	初期値	記　事
3-18	03	再方式区分	saihosiki_kubun	文字	1	C	1			通番レコード　：０(無) 方式外個別起案と 方式外書類修正（再方式要）　：１(有) 上記以外　：０(無)

	設計者	作成日	修正日	ページ
				7

付録：申請人登録情報データに関連するデータ受領について

１．申請人登録情報データに関連するデータ受領について

１．１　データエントリ機関が受信するデータ（通常運用）

データエントリ機関が受信する申請人登録情報データには、「申請人登録情報データ」、「申請人登録情報データ送信終了ファイル」がある。

受信データ内容や受信タイミングなどを以下に記載する。

（１）申請人登録情報データ

①受信データ内容

別紙 1_申請人登録情報データ（DE 機関）を参照

②受信データの送信元・受信タイミング・受信手段

■データ送信元

DE 機関緩衝サーバ（申請人登録システムからオンライン発送システムを経由し DE 機関緩衝サーバへデータは送信される。）

■受信タイミング

１回／日　(10:00)

■受信手段

FTP 機能を使用して受信する。

③データ受信後に実施する作業

データ受信後、受信分の「申請人登録情報データ」を基にデータエントリ機関の「申請人ＤＢ」の更新作業を行う。

（２）申請人登録情報データ送信終了ファイル

①受信データ内容

受信データ名、受信データ作成日、受信データ作成時間、受信データファイルサイズ、受信データ作成ユーザ、受信データ作成ユーザ所属グループ

②受信データの送信元・受信タイミング・受信手段

■データ送信元

DE 機関緩衝サーバ（申請人登録システムからオンライン発送システムを経由し DE 機関緩衝サーバへデータは送信される。）

■受信タイミング

１回／日　(10:00)（※（１）のデータ受信後）

■受信手段

FTP 機能を使用して受信する。

１．２　データエントリ機関が受領するデータ（緊急時運用）

当該データを電子的に受信できない場合、「申請人登録情報データ」、「申請人登録情報データ送信終了ファイル」の受領については、以下のとおりの運用となる。

受信データ内容や受信タイミングなどを以下に記載する。

（１）申請人登録情報データ(緊急時運用)

①受信データ内容

別紙 1_申請人登録情報データ（DE 機関）を参照

②受信データの送信元・受信タイミング・受信手段

「申請人登録情報データ」は、電子出願受付サーバから DVD-RW に格納され、その媒体を DE 機関が随時受領する。

③データ受信後に実施する作業

データ受信後、受信分の「申請人登録情報データ」を基にデータエントリ機関の「申請人ＤＢ」の更新作業を行う。

（２）申請人登録情報データ送信終了ファイル(緊急時運用)

①受信データ内容

受信データ名、受信データ作成日、受信データ作成時間、受信データファイルサイズ、受信データ作成ユーザ、受信データ作成ユーザ所属グループ

②受信データの送信元・受信タイミング・受信手段

「申請人登録情報データ送信終了ファイル」は、電子出願受付サーバから DVD-RW に格納され、その媒体を DE 機関が随時受領する。

付録：特殊申請の受付番号対応表について

１．特殊申請の受付番号対応表について

①作成データ内容

別紙 1_特殊申請受付番号対応表を参照

②データ作成タイミング

送信する前日までに作成し、出願課担当者に納品する。

③作成したデータの送信先・送信タイミング・送信手段

■送信先

出願課の指定する担当者宛

■送信タイミング

週１回

■送信手段

メールもしくは媒体による納品

特殊申請受付番号 （5から始まる番号）	DE後受付番号 （3から始まる番号）